

# 平成24年度決算検査報告

会計検査院

平成24年度決算検査報告

会計検査院



会計検査院は、日本国憲法第 90 条の規定により、国の収入支出の決算を検査し、会計検査院法第 29 条の規定に基づいて平成 24 年度決算検査報告を作成し、平成 25 年 11 月 7 日、これを内閣に送付した。

この検査報告には、歳入歳出の決算に関する事項、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項、意見を表示し又は処置を要求した事項、会計事務職員に対する検定等について記載した。

また、国有財産、物品等国の財産等に関する検査事項及び会計検査院法その他の法律の規定により検査をしている政府関係機関等の会計に関する事項についても記載した。

なお、会計検査院は、平成 25 年 9 月 3 日、内閣から平成 24 年度歳入歳出決算の送付を受け、その検査を行って平成 25 年 11 月 7 日内閣に回付した。

# 目 次

# 平成 24 年度決算検査報告 目次

目  
次

(不当事項の件名の後に付けてある( )内  
の数字は不当事項の一連番号を示す。)

ページ

第 1 章	検査の概要	1
第 1 節	検査活動の概況	1
第 1 項	検査の方針	1
第 2 項	検査の実施	4
第 2 節	検査結果の概要	7
第 1 項	事項等別の検査結果	7
1 項	事項等別の概要	7
2 項	第 3 章の「個別の検査結果」の概要	10
3 項	第 4 章の「国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」の概要	47
第 2 項	観点別の検査結果	49
第 2 章	決算の確認	57
第 1 節	国の決算の確認	57
第 1 項	一般会計	57
第 2 項	特別会計	57
第 2 節	国税収納金整理資金受払計算書の検査完了	59
第 3 節	政府関係機関の決算の検査完了	59
第 4 節	国の決算金額と日本銀行の提出した計算書の金額との対照	59
第 1 項	一般会計	59
第 2 項	特別会計	59
第 5 節	国会の承諾を受ける手続を採っていない予備費の支出	60
第 3 章	個別の検査結果	61
第 1 節	省庁別の検査結果	61
第 1 項	裁判所	61
不当事項		61
不正行為		61
職員の不正行為による損害が生じたもの[前橋地方裁判所](1)		61
第 2 項	内閣	62
平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果		62
(1) 情報収集衛星の研究、開発等に関する委託契約等における契約金額を確定させるための調査等の実施状況等について		62

	(2) 人事・給与等業務・システムの最適化の状況等について	62
(人 事 院)		63
目	平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	63
	人事・給与等業務・システムの最適化の状況等について	63
次	第 3 内 閣 府	64
	(内 閣 府 本 府)	64
	不 当 事 項	64
	補 助 金	64
	補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	64
	(1) 補助の対象とならないなどのもの	65
	離島地域資源活用・産業育成モデル事業の実施に当たり、年度内に事業が完了したなどとする虚偽の実績報告により補助金の交付を受けていたもの〔内閣府本府〕(2)	65
	(2) 補助の目的を達していなかったもの	65
	沖縄離島振興特別対策事業で購入した一部の機械が利用されておらず、補助の目的を達していなかったもの〔内閣府本府〕(3)	65
	平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	66
	沖縄振興開発金融公庫による省エネルギーの促進に係る貸付けについて	66
	(消 費 者 庁)	67
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	67
	消費者ホットライン事業の実施に当たり、契約回線数等について、消費生活相談の実績等を踏まえた設定を行うとともに、これをフォローアップする体制を整備することなどにより、事業の実績等に即した適切なものとなるよう改善させたもの	67
第 4	復 興 庁	70
	不 当 事 項	70
	役 務	70
	自動車運行管理業務請負契約に係る予定価格の積算に当たり、労務単価の適用を誤るなどしていたため、支払額が割高となっていたもの〔復興庁〕(4)	70
第 5	総 務 省	72
	不 当 事 項	72
	補 助 金	72
	補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	72
	(1) 地域活性化・経済危機対策臨時交付金が過大に交付されていたもの〔山形県〕(5)	73
	(2) 住民生活に光をそそぐ交付金が交付の対象とならない事業に交付されていたもの〔宮崎県〕(6)	73
	(3) 地域情報通信基盤整備推進交付金等の交付対象事業費が過大に精算されていたなどのもの〔総務本省、2 県〕(7)(8)	74
	(4) 地域情報通信技術利活用推進交付金事業の実施に当たり、デジタル案内板の整備費が過大になっていたもの〔総務本省〕(9)	75

(5) 情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金事業の事業費を過大に精算していた もの[総務本省](10) .....	76	
その他 .....	77	目
特別交付税の額の算定に当たり、算定の対象とならない経費を含めていたなどのた め、特別交付税が過大に交付されていたもの[総務本省](11)-(20) .....	77	次
意見を表示し又は処置を要求した事項 .....	79	
(1) 特別交付税の額の算定に当たり、過疎債ソフト経費を含めることによる地方財政 措置の重複が生じないよう確認を適切に行うなどして、その算定が適切に行われ るよう是正改善の処置を求めたもの .....	79	
(2) 震災復興特別交付税の額の算定に当たり、一般単独災害復旧経費の算定対象とな る経費の確認を適切に行うなどして、その算定が適切に行われるよう是正改善の 処置を求めたもの .....	84	
(3) 地上テレビジョン放送のデジタル化に伴い発生した空き周波数帯について速やか に有効活用が図られるよう意見を表示したものの .....	90	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 .....	95	
携帯電話等エリア整備事業の実施に当たり、事業主体に対して高速デジタル伝送 サービス等の継続利用に係る割引制度の適用を受けるよう指導したり、補助対象事業 費の減額に伴う国庫補助金相当額の返還を適時に求めたりして、補助事業が適切かつ 経済的に実施されるよう改善させたもの .....	95	
平成 21 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果 .....	98	
国会議員の選挙等の執行経費の適正化について .....	98	
平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果 .....	99	
(1) 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構における利益の処分について .....	99	
(2) 電波資源拡大のための研究開発に関する契約等における額の確定のための検査の 実施状況等について .....	100	
(3) 受信機器購入等対策事業費補助事業により調達して在庫となるなどしている支援 用チューナーの管理及び有効活用について .....	101	
(4) 地域情報通信技術利活用推進交付金等による事業の実施状況について .....	102	
第 6 法 務 省 .....	103	
不 当 事 項 .....	103	
予 算 経 理 .....	103	
刑事施設等の整備に係る歳出予算及び国庫債務負担行為の執行が会計法令及び予算に 違反していたもの[法務本省](21) .....	103	
刑事施設等の常勤医師が、許可を受けて行うこととされている外部研修を行っておら ず、正規の勤務時間中に勤務していなかったのに、勤務しなかった時間に係る給与を 減額することなく支給していたもの[4 刑事施設等](22)-(25) .....	105	

	意見を表示し又は処置を要求した事項	108
目次	(1) 刑事施設等における防災用移動式炊事機器の整備に当たり、配置する台数を施設の規模等に応じたものとするにより、災害時に必要とされる施設において有効に活用されるよう適宜の処置を要求したもの	108
	(2) 刑事施設等の整備に係る予算の執行等に当たり、会計事務担当者に対して会計法令等における基本的事項について周知徹底を図るなどするとともに、予算の執行段階における統制を十分に機能させることにより、予算の執行等が適正に行われるよう是正改善の処置を求めたもの	111
	(3) 刑事施設等に勤務する常勤医師が給与の支給を受けて行っている外部研修について、研修が適正に行われ、給与の支給が適正なものであることを確認できるよう、研修期間中の勤務時間の管理、研修内容の把握等を適切に行う方策を検討し、刑事施設等に対して指導を行うよう意見を表示したもの	117
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	122
	人権啓発活動の委託に当たり、研究員手当の時間単価の算出方法、従事実績に係る証拠書類の整備方法及び額の確定検査の手続を定めることにより、委託費の精算が適切に行われるよう改善させたもの	122
	第7 外 務 省	125
	意見を表示し又は処置を要求した事項	125
	政府開発援助の実施に当たり、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの	125
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	131
	(1) 国際機関に対して行われる無償資金協力において、事業の進捗報告書等の提出や残余金の返納等に関し、国際機関に対して適時適切に照会や働きかけを行い、それらの状況等の把握を的確に行う体制を整備するよう改善させたもの	131
	(2) 緊急人道支援事業等に対して供与した資金について、供与先に滞留していた残余金を国庫に返還させるとともに、今後は、毎年度末時点で供与先が保有している残余金を速やかに国庫に返還させるよう改善させたもの	135
	平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	137
	(1) 政府開発援助の実施について	137
	(2) 技術協力に係る付加価値税等の免除状況について	138
	第8 財 務 省	139
	不 当 事 項	139
	租 税	139
	租税の徴収に当たり、徴収額に不足があったもの [76 税務署] (26)	139
	意見を表示し又は処置を要求した事項	145
	官庁会計システムを利用した国庫債務負担行為に係る事務処理の作業手順を見直すなどして誤びゅう発生を防止するための取組を行うことにより、債務に関する計算書の計数の正確性が確保されるよう是正改善の処置を求めたもの	145

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	152	
(1) 普通財産の貸付料債権に係る長期の収納未済事案について、進行管理体制の構築を図るなどすることにより、収納未済事案の解消に向けた取組が適切に行われるよう改善させたもの	152	目次
(2) 日本酒造組合中央会における単式蒸留焼酎製造業に対する近代化等支援事業について、製造業者からの助成金の受給申請に対する審査を十分に行うなど事業執行体制を整備するよう同中央会に対して指導したり、設置された蒸留廃液処理設備の稼働状況等を確認する体制を整備したりすることなどにより、事業効果が十分に発現するよう改善させたもの	155	
平成 22 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	157	
社会保険診療報酬の所得計算の特例に係る租税特別措置について	157	
平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	158	
(1) 輸入事後調査によって非違が判明した場合における修正申告等又は更正等による税額の確定について	158	
(2) 租税特別措置(相続財産に係る譲渡所得の課税の特例)の適用状況等について	159	
(3) 歳出予算における繰越しについて	160	
(4) 沖縄振興開発金融公庫による省エネルギーの促進に係る貸付けについて	161	
(5) 株式会社日本政策金融公庫による省エネルギーの促進に係る貸付けについて	161	
(6) 販売用貨幣の販売価格について	161	
第 9 文 部 科 学 省	162	
不 当 事 項	162	
役 務	162	
科学技術試験研究委託事業に係る委託費の経理が不当と認められるもの[文部科学本省](27)	162	
補 助 金	163	
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	163	
(1) 公立高等学校授業料不徴収交付金が過大に交付されていたもの[沖縄県](28)	164	
(2) 義務教育費国庫負担金が過大に交付されていたもの[4 都県](29)–(32)	165	
(3) 大学改革推進等補助金等が過大に交付されていたもの[文部科学本省](33)–(35)	167	
(4) 私立大学等研究設備整備費等補助金が過大に交付されていたもの[文部科学本省](36)	167	
(5) 私立大学等経常費補助金が過大に交付されていたもの[文部科学本省](37)–(40)	168	
(6) 私立大学等経常費補助金(私立大学教育研究高度化推進特別補助)が過大に交付されていたもの[文部科学本省](41)(42)	170	
(7) 私立学校施設整備費補助金(防災機能強化施設整備事業)が過大に交付されていたもの[3 都県](43)–(45)	170	
(8) 学校施設環境改善交付金が過大に交付されていたもの[長野県](46)(47)	171	
(9) 国宝重要文化財等保存整備費補助金が過大に交付されていたもの[2 都県](48)(49)	173	

	(10) 史跡等購入費補助金が過大に交付されていたもの[山梨県] (50) ……………	174
	意見を表示し又は処置を要求した事項 ……………	175
目	(1) 義務教育費国庫負担金を算定するために各都道府県が作成する基礎資料において、育児休業代替教職員の実数及び標準学級数を適切に算定するための注意事項等を明示することなどにより、同負担金の交付額の算定が適正に行われるよう是正改善の処置を求めたもの ……………	175
次	(2) 映画製作支援事業により製作された映画の一般公開等により収入を得た団体に対して収入の納付を求めるために必要な体制を整備するなどして、収入の納付が適切に行われるよう意見を表示したもの ……………	178
	(3) 国宝重要文化財等保存整備費補助金における事業規模指数の算出に当たり、平均収入額に算入する収入額の範囲が収入の総額を基礎としたものとなるよう改めたり、補助事業者の財政規模の変動状況を反映させたりすることにより、加算率を統一的に算定し、事業が適切に実施されるよう意見を表示したもの……………	182
	(4) 公立の義務教育諸学校等の施設の耐震補強事業において、補強工事及びその関連工事の対象となる工事を明確にすることにより、同事業を適切かつ効率的に実施するよう改善の処置を要求したもの ……………	188
	(5) 太陽光発電導入事業により公立学校に設置した太陽光発電設備について、事業主体に対して、環境教育における意義及び効果を周知するとともに、災害時の非常用電源としての使用方法を学校防災マニュアル等に記載することなどについて指導することなどにより、環境教育への活用及び災害時の使用が図られるよう改善の処置を要求したもの……………	193
	(6) 東日本大震災からの復旧・復興を担う専門人材育成支援事業により開発された教育プログラム等の成果物が被災地で有効に活用されるよう改善の処置を要求したもの ……………	198
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 ……………	202
	日本私立学校振興・共済事業団に対する特定健康診査及び特定保健指導に係る補助金の交付額の算定方法について、事業団以外の保険者に対する補助金等の交付額の算定方法に準じた適切なものとするよう改善させたもの……………	202
	平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果 ……………	205
	(1) 幼稚園就園奨励費補助金の交付について ……………	205
	(2) スポーツ振興基金の有効活用について ……………	206
	(3) 公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について ……………	207
第10	厚生労働省 ……………	209
	不当事項 ……………	209
	保険料 ……………	209
	労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの[19 労働局] (51) ……………	209
	健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの[厚生労働本省] (52) ……………	211

予 算 経 理	214
資金前渡官吏が行う前渡資金に係る事務において、現金出納簿への登記等が行われて いなかったり、俸給及び諸手当の算定等に係る事務において、給与が過大支給又は支 給不足になっていたりしていたもの[国立療養所奄美和光園] (53)	214
研究用物品の購入に当たり、研究者が業者に虚偽の関係書類を作成させ、国立医薬品 食品衛生研究所に架空の取引に係る購入代金を支払わせるなど不適正な会計経理を 行っていたもの[国立医薬品食品衛生研究所] (54)	216
物 件	218
国の庁舎の一部を、使用許可を行わないまま使用させていたなどのため、使用料の徴 収額が不足していたもの[中央労働委員会] (55)	218
保 険 給 付	219
労働者災害補償保険の休業補償給付の支給が適正でなかったもの[厚生労働本省、相 模原労働基準監督署] (56)	219
雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの[厚生労働本省、21公共職業安 定所] (57)	221
雇用保険の雇用調整助成金の支給が適正でなかったもの[17労働局] (58)	223
雇用保険の特定求職者雇用開発助成金(被災者雇用開発助成金)の支給が適正でなかっ たもの[10労働局] (59)	226
雇用保険の事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の支給が適正でなかったもの [2労働局] (60) (61)	228
厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの[厚生労働本省] (62)	230
医 療 費	232
医療費に係る国の負担が不当と認められるもの[厚生労働本省、社会保険庁、7地方 厚生(支)局、30都道府県] (63)	232
労働者災害補償保険の療養の給付に要する診療費の支払が過大となっていたもの[厚 生労働本省、5労働局] (64)	241
補 助 金	243
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	243
(1) 医療提供体制推進事業費補助金(医療提供体制設備整備事業に係る分)が過大に交 付されていたもの[厚生労働本省] (65)	244
(2) 国民健康保険の療養給付費補助金が過大に交付されていたもの[3県] (66)–(68)	245
(3) 国民健康保険の療養給付費負担金が過大に交付されていたもの[22都道府県] (69)–(162)	246
(4) 国民健康保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの[19都道府県] (163)– (256)	251
(5) 児童保護費等負担金の国庫負担対象事業費が過大に精算されていたもの[8府県] (257)–(266)	259
(6) 生活保護費等負担金が過大に交付されていたもの[8府県] (267)–(277)	260

(7) 特別障害者手当等給付費負担金が過大に交付されていたもの〔広島県〕(278) ……	262
(8) 障害者自立支援給付費負担金が過大に交付されていたもの〔4 都府県〕(279)–(286) ……	262
(9) 障害者医療費負担金が過大に交付されていたもの〔京都府〕(287) (288) ……	263
(10) 介護保険の普通調整交付金が過大に交付されていたもの〔5 都県〕(289)–(297) ……	264
(11) 厚生労働科学研究費補助金が過大に交付されていたもの〔厚生労働本省、国立医薬品食品衛生研究所、国立がんセンター〕(298)–(307) ……	266
(12) 緊急雇用創出事業臨時特例交付金及びふるさと雇用再生特別交付金により造成した基金を補助の目的外に使用していたもの〔厚生労働本省〕(308)–(310) ……	267
(13) 保育対策等促進事業費補助金(延長保育促進事業に係る分)等が過大に交付されていたもの〔厚生労働本省〕(311) (312) ……	269
そ の 他 ……	270
国庫補助金により設置造成した基金を廃止するに当たり、基金廃止時の返還額が過小となっていたもの〔厚生労働本省〕(313) ……	270
介護給付費に係る国の負担が不当と認められるもの〔17 都府県、2 市〕(314) ……	272
自立支援給付の介護給付費及び訓練等給付費に係る国の負担が不当と認められるもの〔7 都道府県、7 市〕(315) ……	278
意見を表示し又は処置を要求した事項 ……	281
(1) 不正受給疑い事案における徴収金等債権について、債権の確定等を速やかに行うとともに、事務処理の円滑な実施に向けてより一層の体制整備を図るなどして事務処理を適切かつ迅速に実施するよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの ……	281
(2) 生活保護事業の実施に当たり、単身世帯の被保護者が死亡した場合において、保護の廃止に伴い過払いとなった保護費及び葬祭扶助に係る取扱いが適切なものとなるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの ……	286
(3) 施設等機関における重要物品を適正に管理したり、科学研究費補助金により購入した設備備品を速やかに国に寄附させて国の物品として管理したりするなどして、物品管理簿及び内部物品報告書を重要物品の現況を反映した正確なものとするよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの ……	291
(4) 国民健康保険の療養給付費負担金及び財政調整交付金の交付額の算定に当たり、定額制の負担軽減措置を実施した市町村において減額調整率を適用する際に必要となる負担軽減措置対象者の負担割合の算定方法を具体的に示して都道府県を通じて市町村に対して周知することなどにより、その交付額の算定が適正なものとなるよう是正改善の処置を求めたもの ……	297
(5) 雇用調整助成金に係る事業所訪問調査について、調査項目や確認方法を明確にするなどして不正受給防止の実効性の確保を図るよう是正改善の処置を求めたもの ……	302
(6) 国が都道府県に委託して実施している離職者事業の資格取得コースについて、見積単価と一般講座の授業料等を基に算出する一般単価とを比較するなどしてより経済的な契約単価で再委託契約を締結するよう要領等に具体的に示すことなどにより、より経済的に実施するよう是正改善の処置を求めたもの ……	307

【当局が講じた処置】	312	
(7) 研究費の使用等に関して、国の会計法令に準じた内部規程を整備して、これに従って物品の発注業務等を行うことなどにより、試験研究機関に所属する研究者に交付された厚生労働科学研究費補助金の経理等が適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの	312	目次
(8) 医療費の過誤払による返還金について、債権の把握等を適切に行い国庫負担金の算定を適正に行うよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに返還金に係る医療費相当額を保険者等の間で相互に調整する体制を整備することにより返還金の回収が速やかに行われるよう意見を表示したもの	317	
(9) 特別養護老人ホームの施設の改修等に備えた目的積立金の積立てを計画的に行うとともに、移行時特別積立預金に見合う金額を移行時特別積立金として経理させるなどの技術的助言を行うことにより、同ホームの財務状況の透明性の向上が図られるよう意見を表示したもの	323	
(10) 国民健康保険の財政調整交付金(非自発的失業財政負担増特別交付金)の算定に当たり、各市町村の財政負担の実態をより適切に反映した算定方法に見直すことなどにより、財政調整交付金の有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの	328	
(11) 地域密着型施設である認知症対応型通所介護事業所及び小規模多機能型居宅介護事業所の利用の促進を図ることなどにより、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等により整備された施設が十分に利活用され、交付金等の事業効果が十分発現するよう改善の処置を要求したもの	332	
(12) 事業所内に設置される保育施設について、設置等計画の審査及び保育施設の休止に係る事業主等への指導を適切に行うことにより、長期的かつ安定的な運営の確保を図るよう改善の処置を要求したもの	337	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	344	
(1) 国が基金法人に国庫補助金等を交付して設置造成させた基金について、使用見込みのない額を速やかに国庫へ返納するよう、また、基金基準等に基づく指導監督を適切に行うよう改善させたもの	344	
(2) 保育所緊急整備事業の実施において、社会福祉法人等の事業者が競争契約の入札に当たり最低制限価格の設定を行う際は、市町村が実施する公共工事等における算定方法に準ずるよう、市町村及び事業者に対して周知するなどして、競争の利益を阻害することのないよう改善させたもの	351	
平成 21 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	354	
柔道整復師の施術に係る療養費の支給について	354	
平成 22 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	355	
(1) 社会保険診療報酬の所得計算の特例に係る租税特別措置について	355	
(2) 第三者行為災害に係る支給停止限度期間の設定について	355	
平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	356	
(1) 生活保護における特別児童扶養手当等の収入認定について	356	
(2) 医療保険における医療給付と介護保険における介護給付との給付調整について	357	

	(3) 労働時間等設定改善推進助成金及び職場意識改善助成金のアウトカム実績の把握等について	357
目	(4) 第三者行為事故に係る年金の支給停止限度期間の設定について	358
	(5) 協会に委託した安全衛生教育センターの業務運営から生じた剰余金について	359
次	(6) 社会福祉法人により設置された民間保育所が保有する積立預金等について	359
	(7) 国民健康保険団体連合会等補助金による基盤整備事業で整備した機器等の活用について	360
	(8) 生活保護における就労支援(生業扶助の支給)について	361
	(9) 社会福祉施設等施設整備費補助金等による施設整備等について	361
	(10) 地方厚生局等が保有している診療報酬返還情報等を活用した労災診療費の支払に係る事後確認について	362
第11	農 林 水 産 省	364
	不 当 事 項	364
	役 務	364
	森林域における放射性物質流出抑制対策調査に係る委託事業の実施に当たり、他の受託業務等に係るレーザ計測の経費を含めるなどして委託費を支払っていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの[林野庁](316)	364
	役務・補助金	366
	委託事業及び補助事業において、従事者に対して実際に支給した給与等の額に基づかずに人件費を算定するなどしていたため、委託費の支払額及び補助金の交付額が過大となっていたもの[農林水産本省](317)(318)	366
	補 助 金	368
	補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	368
	(1) 補助の対象とならないなどのもの	370
	農業・食品産業強化対策整備交付金事業の交付対象事業費に、交付の対象とならない経費を含めるなどしていたもの[農林水産本省、4農政局](319)–(326)	370
	国庫補助金の交付決定前に事業を実施するなどしていて補助の対象とならないもの[4農政局](327)–(331)	371
	新規就農定着促進事業による助成が補助の対象とならないもの[九州農政局](332)(333)	372
	農地・水保全管理支払交付金事業(共同活動支援交付金事業)の実施に当たり、交付対象とならない経費を含めていたり、事業の一部を実施していなかったりしていたもの[九州農政局](334)	373
	森林整備地域活動支援交付金事業が適正に実施されておらず、交付の対象とならないもの[林野庁](335)	374
	[農]の雇用事業による農業法人に対する助成が補助の対象とならないもの[農林水産本省](336)	375

(2) 補助対象事業費を過大に精算するなどしていたもの	376	
農業共済事業事務費負担金を過大に精算するなどしていたもの〔農林水産本省〕		
(337) (338)	376	目
農村活性化人材育成派遣支援モデル事業の事業費を過大に精算するなどしていたもの〔農林水産本省〕 (339) (340)	377	次
輸出総合支援事業のうちマッチング対策等の事業費を過大に精算するなどしていたもの〔農林水産本省〕 (317) (318)	378	
国営造成施設管理体制整備促進事業(管理体制整備型)及び地域用水機能増進事業の事業費を過大に精算していたもの〔近畿農政局〕 (341) (342)	378	
環境バイオマス総合対策推進事業等の補助対象事業費を過大に精算するなどしていたもの〔2農政局〕 (343) (344)	379	
「緑の雇用」現場技能者育成対策事業等の事業費を過大に精算していたもの〔林野庁〕 (345)	380	
(3) 工事の設計が適切でなかったなどのもの	381	
木造建築物の設計が適切でなかったなどのもの〔林野庁、2農政局〕 (346)–(350)	381	
堆肥保管庫の設計が適切でなかったもの〔北陸農政局〕 (351)	383	
水路兼用農道の設計が適切でなかったもの〔近畿農政局〕 (352)	384	
植生工の設計及び管理が適切でなかったもの〔農林水産本省、九州農政局〕 (353)	385	
防風ネットの設計が適切でなかったもの〔関東農政局〕 (354)	386	
管水路の設計が適切でなかったもの〔中国四国農政局〕 (355)	388	
幹線分水工の設計が適切でなかったもの〔近畿農政局〕 (356)	389	
(4) 補助金で造成した基金の使用が適切でなかったもの	390	
森林整備加速化・林業再生基金事業の実施に当たり、基金事業の対象事業費を過大に精算していたり、基金事業の目的外の用途に使用していたりしていたもの〔林野庁〕 (357)–(361)	390	
(5) 事業の一部を実施していなかったもの及び補助の対象とならないもの	392	
省エネ推進協業体活動支援事業等の実施に当たり、漁業者グループに対する経費の助成等が適切に実施されていないなどしていたもの〔水産庁〕 (362) (363)	392	
(6) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの及び補助の対象とならないもの	394	
家畜伝染病予防費負担金及び口蹄疫まん延防止対策事業費負担金の算定が適切でなかったり、交付対象とならない経費を含めたりしていたもの〔農林水産本省〕 (364)	394	
(7) 補助の目的を達していなかったもの	396	
農業・食品産業強化対策整備交付金事業で整備した一部の機械が補助の目的を達していなかったもの〔九州農政局〕 (365)	396	
(8) 工事の出来高が不足していたもの	397	
管水路工事の本舗装の一部を施工していなかったもの〔農林水産本省〕 (366)	397	
(9) 工事の施工が適切でなかったもの	397	
土留壁の施工が適切でなかったもの〔農林水産本省、関東農政局〕 (367)	397	

目次	そ の 他 .....	399
	筑波農林研究団地における研究用ほ場用水の取水のために利用する施設に係る負担金の支払に当たり、算定の基礎となる運転経費に維持管理経費を含めていたため、支払額が過大となっていたもの[農林水産技術会議事務局筑波事務所] (368) .....	399
	農業者戸別所得補償制度による畑作物の所得補償交付金が過大に交付されていたもの [2農政局] (369)-(371) .....	400
	意見を表示し又は処置を要求した事項 .....	403
	(1) 農地・水保全管理支払交付金事業の実施に当たり、農用地の保全管理の状況を適切に確認させることにより、遊休農地の発生を防止するための共同活動に係る交付金の交付が適正なものとなるよう是正改善の処置を求め、及び向上活動により取得した財産を市町村等に適時適切に譲渡させることにより財産の帰属及び管理責任が明確となるよう意見を表示したもの .....	403
	(2) 漁船保険中央会が水産庁から交付金の交付を受けて設置造成している漁船保険振興事業資金の有効活用を図るよう意見を表示したもの .....	409
	(3) 売払いなどが完了していない旧政府倉庫等の処分に当たり、具体的かつ詳細な処分計画を策定するなどして、処分手続の促進を図るよう意見を表示したもの .....	414
	(4) 国産原材料サプライチェーン構築事業の実施に当たり、事業主体が事業実施計画を作成する際に、事業主体の構成員間での合意形成や生産物の需給に関する見通しの検討・予測等を十分に行わせることで適切な成果目標等を設定させ、これに基づいて採択することなどにより、事業が効果的に実施されるよう改善の処置を要求したもの .....	420
	(5) 鳥獣被害防止総合支援事業における費用対効果分析について、被害状況をほ場単位や農家単位等で把握させるとともに客観的に確認できるよう適切な調査方法等を示したり、原則として集落等の地区を単位として投資効率を算定するよう明確に示したりするなどして、適切に実施されるよう改善の処置を要求したもの .....	426
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 .....	431
	(1) へい殺畜等手当金等の交付に係る家畜の評価額の決定に当たり、算定方法等を確認できる具体的な資料を提出させることにより、都道府県が算定した家畜の評価額の妥当性を十分に確認できるよう改善させたもの .....	431
	(2) 国が基金法人に国庫補助金等を交付して設置造成させた基金について、使用見込みのない額を速やかに国庫へ返納するよう、また、基金基準等に基づく指導監督を適切に行うよう改善させたもの .....	435
	(3) 「農」の雇用事業について、農業法人の雇用者が研修責任者となっている実態に即した助成単価を設定するとともに、実践研修の実施状況を十分に確認できるようにすることにより、実践研修の実態に即した適切かつ経済的な執行を確保するよう改善させたもの .....	435
	(4) 水土里情報利活用促進事業により整備した地図情報等について、利活用に係る目標を設定するなどした上で関係機関による利活用の促進及び更新体制の構築が図られるよう改善させたもの .....	438

(5) 林道等の開設等の工事の実施に当たり、砂利林道等の上層路盤工に再生砕石を積極的に使用することとして、環境に配慮しつつ経済的な設計を行うことにより工事費を低減させるよう改善させたもの	441	目 次
(6) 水産関係資金無利子化事業において、借受者による造船代金等の支払時期に応じて資金を適切に払い出すことにより利子助成金交付額を節減するよう改善させたもの	444	
(7) 政府所有米穀の保管経費について、買入れに係る引渡日を各期の初日に設定することにより、支払額に見合った保管日数が確保されるよう改善させたもの	446	
平成 20 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	449	
国有財産の登記について	449	
平成 22 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	450	
(1) 耕作放棄地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予制度の適用について	450	
(2) 国営東郷土地改良事業及び国営ふらの土地改良事業の実施について	451	
(3) 公益法人に補助金を交付して設置造成させている運用型の基金が保有する資金の有効活用について	452	
平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	452	
(1) 家畜導入事業に係る基金の国庫補助金相当額の返納について	452	
(2) 国有林野事業特別会計における債権管理について	453	
(3) 補助事業における消費税の取扱いについて	453	
(4) 農業者戸別所得補償制度における水田活用の所得補償交付金等の交付について	454	
(5) 森林整備加速化・林業再生基金事業における費用対効果分析について	455	
(6) 漁業従事者数等の減少に対応した今後の漁港施設用地の利用等について	455	
(7) 肉用子牛生産者補給金制度における指定肉用子牛の体重の規格の見直しについて	456	
(8) 独立行政法人農林漁業信用基金が行う農業信用基金協会に対する貸付けについて	457	
第12 経 済 産 業 省	458	
不 当 事 項	458	
役 務	458	
産業人材裾野拡大支援事業の委託契約において、一般管理費の算定を誤ったため、委託費の支払額が過大となっていたもの[経済産業本省] (372)	458	
補 助 金	459	
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	459	
(1) 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの	461	
補助金により造成した基金を用いて実施した事業において、導入した設備を補助の目的外に使用していたもの[経済産業本省] (373)	461	
(2) 補助対象事業費を過大に精算するなどしていたもの	462	
実際に支払われた給与等の額に基づかない時間単価により人件費を算定していたため、補助対象事業費を過大に精算するなどしていたもの[資源エネルギー庁] (374)	462	

	(3) 補助事業により取得した財産を無断で処分するなどしていたもの	463
	補助事業により取得した設備を無断で処分するなどしていたもの[近畿経済産業局](375)	463
目	(4) 補助の対象とならないもの	463
次	補助の対象とならない工事に要した経費について補助金が交付されていたもの[九州経済産業局](376)	463
	意見を表示し又は処置を要求した事項	464
	(1) 経営安定関連保証等特別基金において、各信用保証協会の基本財産の額及び保証消化率を考慮する貸付制度に見直すなどすることにより、貸付金が補助の目的に沿って有効に活用されるよう意見を表示したもの	464
	(2) 補助事業又は委託事業により海外で開催される展示会等に出展等する事業について、補助事業者等に付加価値税の還付額に係る国費相当額を国庫に納付させたり、付加価値税の還付等を適切に受けさせたりすることなどにより、事業が経済的なものとなるよう改善の処置を要求したもの	470
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	475
	国が基金法人に国庫補助金等を交付して設置造成させた基金について、使用見込みのない額を速やかに国庫へ返納するよう、また、基金基準等に基づく指導監督を適切に行うよう改善させたもの	475
	平成 21 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	476
	独立行政法人中小企業基盤整備機構が保有している第 2 種信用基金の規模等について	476
	平成 22 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	476
	(1) 特許料等の納付について	476
	(2) エネルギー対策特別会計の周辺地域整備資金の状況について	477
	平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	478
	(1) ものづくり中小企業製品開発等支援事業の補助事業完了後の実施状況について	478
	(2) 株式会社日本政策金融公庫による省エネルギーの促進に係る貸付けについて	479
第13	国 土 交 通 省	480
	不 当 事 項	480
	予 算 経 理	480
	官庁営繕事業において、設計意図伝達業務を契約の締結前に実施させるなど不適正な会計経理を行って契約金額を支払っていたもの[5 地方整備局](377)	480
	船舶修理等の実施に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って航空機及船舶運航費等を支払っていたもの[海上保安庁本庁、10管区海上保安本部](378)-(388)	481
工	事	484
	法面保護工事の実施に当たり、モルタル吹付工の施工が設計と著しく相違していて、工事の目的を達していなかったもの[沖縄气象台](389)	484

道路の舗装工の実施に当たり、設計が適切でなかったため、施工した道路の路面に高低差が生じていて、安全かつ円滑な交通が十分確保されていなかったもの〔北陸地方整備局新潟国道事務所〕(390) ……………	485	目
補助金 ……………	487	次
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの……………	487	
(1) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの……………	489	
交付額の算定が適切でなかったため、交付金が過大に交付されていたもの〔4 地方整備局〕(391)–(394) ……………	489	
建物の移転に係る補償費の算定が適切でなかったもの〔2県〕(395) (396) ……………	489	
公営住宅の家賃の低廉化に係る事業費の算定が適切でなかったもの〔大分県〕 (397) ……………	491	
交付の対象とならない工事費を含めていたため、交付金が過大に交付されてい たもの〔北陸地方整備局〕(398) ……………	492	
交付対象事業費の算定が適切でなかったため、交付金が過大に交付されていた もの〔北海道〕(399) ……………	493	
機械設備等の移転に係る補償費の算定が適切でなかったもの〔北海道〕(400) ……	493	
水道管等の移設に係る補償費の算定が適切でなかったもの〔福岡県〕(401) ……	494	
(2) 工事の設計が適切でなかったもの ……………	495	
ボックスカルバートの設計が適切でなかったもの〔石川県〕(402) ……………	495	
樋管 <small>ひ</small> の設計が適切でなかったもの〔島根県〕(403) ……………	497	
落差工の設計が適切でなかったもの〔石川県〕(404) ……………	498	
(3) 補助の対象とならないもの ……………	500	
補助の対象とならない設計業務に要した費用について補助金等が交付されてい たもの〔沖縄県〕(405) ……………	500	
地籍調査費負担金の対象経費に、交付対象とならない経費を含めていたもの 〔国土交通本省〕(406) ……………	501	
(4) 工事の設計及び施工が適切でなかったもの ……………	501	
陸 <small>こ</small> 閘 <small>こう</small> の設計及び施工が適切でなかったもの〔中部地方整備局〕(407) ……………	501	
(5) 補助の目的を達していなかったもの ……………	503	
高齢者向け優良賃貸住宅が管理期間中に無断で売却されて、補助の目的を達し ていなかったもの〔大阪府〕(408) ……………	503	
(6) 補助の目的外に使用していたもの ……………	503	
補助事業で取得した施設の一部を補助の目的外に使用していたもの〔群馬県〕 (409) ……………	503	
不正行為 ……………	504	
職員の不正行為による損害が生じたもの〔北海道開発局帯広開発建設部〕(410) ……	504	

	意見を表示し又は処置を要求した事項	505
目 次	(1) 既設橋りょうの耐震補強工事の設計について、橋脚の基礎部分に与える影響を考慮した工法選定を行うことなどにより、橋脚の基礎部分を含めて橋りょう全体としての耐震性能を確保できるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの	505
	(2) 国が管理する国道のトンネルの維持管理に当たり、トンネル本体工及び換気設備の定期点検を点検要領等に基づき確実に実施するなどして、トンネルの維持管理を適切に行うよう是正改善の処置を求めたもの	508
	(3) 国が管理する国道のトンネルに設置したジェットファンについて、新基準に基づくジェットファンの必要性等について検討を行い、不要となったジェットファンを新設トンネル等に転用することにより、有効活用を図るよう是正改善の処置を求めたもの	513
	(4) 港湾管理者において国有港湾施設の維持管理が適切かつ効果的に行われるよう、港湾施設ごとに優先順位を設けた上で計画的に維持工事等を行うなどの取組を推進するよう意見を表示し、並びに維持管理状況等に関する監査が的確に行われるなどするよう、また、港湾管理者に必要な報告を求めるなどするよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの	517
	(5) 空港別収支を空港の支出削減等の収支改善の取組に積極的に活用できるよう地方航空局及び空港事務所に対して方針等を示したり、旅客ビル会社に係る国有財産使用料の更なる適正化を図るための方策を講じたりすることなどにより、国管理空港のより一層の有効活用や効率的な運営を図るよう意見を表示したもの	523
	(6) 巡視船艇に搭載する武器等の製造・定期整備に係る契約について、製造等原価の実績等に基づいて契約代金の額を確定する契約方法に見直すことなどにより、契約方法等の適正化を図るよう改善の処置を要求したもの	531
	(7) 橋りょうの長寿命化修繕計画の策定に当たり、定期点検の対象とする橋りょうの範囲についての考え方を明確にするなどして、維持管理が効率的に行われるよう改善の処置を要求したもの	536
	(8) 土砂災害情報相互通報システム整備事業の実施に当たり、住民からの情報提供に係る機能を具備させるよう採択基準の取扱いの見直しに向けた検討を行ったり、相互通報システムの活用を促進するための方策を適時適切に検討するよう都道府県に対して技術的助言を行ったりすることなどにより、事業の効果が十分発現するよう改善の処置を要求したもの	542
	(9) 国土交通省が管理している航空路監視レーダー等への進入道路の維持管理費について、進入道路を利用している無線中継所設置者等と協議等を行い、利用状況を踏まえた応分の負担を求めるよう改善の処置を要求したもの	547
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	550	
(1) 船舶の整備に係る追加契約の予定価格の積算に当たり、追加作業が当初契約の作業と一体的に実施されていることを考慮して当初契約の予定価格において採用した労務費単価等を採用することにより、労務費等の積算を経済的なものとするよう改善させたもの	550	

(2) 現場吹付法砕工の枠内排水の設計に当たり、中詰工の種類等を考慮したより経済的な排水方法を選択するよう改善させたもの	553	
(3) 国が基金法人に国庫補助金等を交付して設置造成させた基金について、使用見込みのない額を速やかに国庫へ返納するよう、また、基金基準等に基づく指導監督を適切に行うよう改善させたもの	557	目次
平成 21 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	557	
(1) 国営公園の維持管理業務に係る委託費の精算等について	557	
(2) 道路整備事業を行う国道事務所等及び地方公共団体が負担する埋蔵文化財の発掘調査費用の算定について	558	
平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	559	
(1) 道の駅の整備及び維持管理について	559	
(2) 補助事業における消費税の取扱いについて	560	
(3) 木造住宅等の整備に係る補助事業について	560	
(4) 河川環境整備事業における事業効果の発現等について	561	
(5) 道路防災事業におけるポケット式落石防護網の設計について	562	
(6) 地方整備局等が締結する委託契約に係る会計経理について	562	
(7) 浚渫工事費の積算について	563	
(8) 特殊車両の通行に関する指導取締りに係る自動計測装置の運用について	564	
(9) 空港施設、航空路施設及び航空路管制施設の耐震対策等について	564	
(10) 津波観測施設の管理体制及び津波に関する情報の提供について	565	
(11) 下水道事業における終末処理場の水処理施設の整備等について	566	
(12) 国が実施する港湾整備事業における費用便益分析について	566	
第14 環 境 省	568	
不 当 事 項	568	
補 助 金	568	
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	568	
(1) 補助金で造成した基金の使用が適切でなかったもの	569	
地域グリーンニューディール基金により実施した事業において、基金事業の対象とならないなどのもの〔環境本省〕(411)–(413)	569	
(2) 補助金を過大に交付していたもの及び補助の対象とならないもの	570	
循環型社会形成推進交付金事業において、交付金を過大に交付したり、交付対象とならない建築物の整備に要した費用を交付の対象としたりしていたもの〔3 県〕(414)–(416)	570	
(3) 補助の対象とならないもの	571	
補助の対象とならない備品の購入に要した費用について補助金が交付されたもの〔環境本省〕(417)	571	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	572	
委託事業を実施した際に受託者が取得し、事業完了後に受託者から返還を受けた物品について、物品管理簿等への記録を適正に行うよう改善させたもの	572	

	平成 21 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	574
	国庫補助金により整備されたごみ固形燃料(RDF)化施設の運営について	574
目	平成 22 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	575
	二酸化炭素の排出抑制対策に係る補助事業の実施について	575
次	平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	576
	浄化槽整備事業に係る浄化槽の規格について	576
	第15 防 衛 省	577
	意見を表示し又は処置を要求した事項	577
	(1) 防衛装備品等の調達に関する履行中の契約のうち、資料の信頼性確保に関する特約条項が付されていないなどの契約について、特約条項を付すことができるよう契約相手方と協議するなどするとともに、会計経理に関する内部統制を十分機能させることなどにより、特約条項の取扱いが適切に行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの	577
	(2) 潜水艦用ディーゼル機関に使用される連接棒大端部軸受の製造請負契約等が適切に履行されていなかったことが判明した後、適切な処置が執られていなかった事態について、 <sup>かし</sup> 瑕疵、損害の有無等の調査及び検証を行うなどして、契約の適正な履行の一層の確保を図るよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの	582
	(3) 火薬庫保有会社に保管させている防衛火工品について、保管契約を変更するなどして管理体制を整備することなどにより、物品管理法等に基づいた管理を適切に行うよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの	588
	(4) 診療委託費に係る療養の給付等の原因が第三者行為に該当するかどうかを確認及び検討した記録を保存することなどにより、診療委託費に係る債権管理等が適時適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの	592
	(5) 防衛省職員の米国派遣に当たり、会計事務及び旅行が適正に行われるための体制整備等を図るよう是正改善の処置を求め、及び現地の事務所を集約するなどして借上費用の低減を図るよう改善の処置を要求したもの	597
	(6) 有償援助調達において、役務の給付完了後、速やかに検査指令を行って適切な受領検査を実施する体制を整備することなどにより、前払金の精算を促進して未精算額の減少を図るよう改善の処置を要求したもの	602
	(7) 予備自衛官が訓練招集等に応ずることで支給される予備自衛官手当について、業務を正確かつ円滑に実施するためのマニュアルを見直すことなどにより、手当が適切に支給されるよう改善の処置を要求したもの	608
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	612
	(1) 改修した魚雷の性能向上の効果を十分に発現させるために、向上した性能について関係部隊に周知したり、改修していない魚雷と区別して補給業務を行わせたりするよう改善させたもの	612

(2) 国庫債務負担行為により行う艦船の定期検査等に係る契約において、修理工事については、その具体的な工事内容を仕様書等で明確にした上で実施させるなど、契約が適切なものとなるよう改善させたもの	614	目 次
(3) 海上自衛隊の監督を受ける自衛隊地区病院における医薬品等について、所要量の適切な算定に資するなどのために、調達数量、使用数量、廃棄数量、在庫数量等を正確に把握し、これらを記録するための受払簿、廃棄簿等に関する規定を定めることなどにより、適切な管理を行うよう改善させたもの	617	
(4) 航空ヘルメット等の調達要求に当たり、個人装備品としての貸与状況や搭乗員の定員数と現員数の比率等を考慮することにより、適切な調達所要量を算定するよう改善させたもの	620	
(5) 駐屯地等における津波対策を実施するに当たり、津波対策指針を速やかに策定するための方策及び優先順位付けを踏まえた津波対策を実施するための方策を講じたり、津波の浸水深さなどの設定方法及び津波対策を実施する防衛施設の範囲等を示すなどその実施のための具体的な方策を明確にしたりして、より効果的な津波対策を実施することができるよう改善させたもの	623	
(6) 会社に保管させている航空機用エンジンについて、物品管理法等に基づき品目、数量及び保管期間を明確にするとともに、会社への引渡しを計画的に行うことにより、保管期間の長期化を防止するよう改善させたもの	627	
平成 22 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	629	
一般輸入により調達する部品等の予定価格の算定等について	629	
平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	630	
(1) 電子計算機等の賃貸借契約に係る予定価格の算定について	630	
(2) 防衛装備品等の調達に関する契約における制度調査、原価監査等の実施状況等について	631	
(3) T-7 初等練習機の委託整備費用の執行について	632	
(4) 防衛施設周辺放送受信事業補助金の補助対象区域について	633	
(5) クラスタ弾の使用等が禁止されたことにより、倉庫に保管されたままとなっているロケットモータの活用について	633	
第 2 節 団体別の検査結果	635	
第 1 株式会社日本政策金融公庫	635	
意見を表示し又は処置を要求した事項	635	
移転登記業務に係る委託契約について、公正性、透明性及び競争性を確保するよう、契約の対象をまとめて一般競争契約とする是正改善の処置を求めたもの	635	
【当局が講じた処置】	638	
第 2 日本私立学校振興・共済事業団	639	
不 当 事 項	639	
補 助 金	639	
私立大学等経常費補助金の経理が不当と認められるもの〔日本私立学校振興・共済事業団〕(418)～(423)	639	

	平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	642
	私費外国人留学生に対する授業料の減免に係る補助金の交付について	642
目	第 3 日本中央競馬会	644
次	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	644
	競走馬輸送業務契約に係る予定価格の算定に当たり、高速道路利用料の割引制度を適 切に反映することにより、経費の節減を図るよう改善させたもの	644
	平成 22 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	647
	場外勝馬投票券発売所及び競馬場に自動販売機及び売店等を設置するための子会社等 との契約の見直しについて	647
	平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	648
	(1) 騎手送迎用自動車運行契約に基づく経費の負担範囲の見直しについて	648
	(2) 宿舎に併設された駐車場の使用料の徴収について	648
	第 4 東日本高速道路株式会社、第 5 中日本高速道路株式会社、第 6 西日本高 速道路株式会社	650
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	650
	(1)-(3) 高速道路の工事等における交通保安要員の労務費の積算について、その職種の適 用を配置箇所等に応じた適切なものとするよう改善させたもの	650
	(4)-(6) 供用中の料金所において、必要な従来車線数を毎年度算定して検証することによ り、設置しておく必要がない料金収受機械等に係る定期的な保守整備を実施しな いこととして保守管理費用の節減を図るよう改善させたもの	653
	平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	656
	(1)-(3) ETC コーポレートカードの調達について	656
	(第 4 東日本高速道路株式会社)、(第 5 中日本高速道路株式会社)、(第 6 西 日本高速道路株式会社)、第 7 本州四国連絡高速道路株式会社、第 8 首都高速 道路株式会社、第 9 阪神高速道路株式会社	658
	意見を表示し又は処置を要求した事項	658
	(1)-(6) 高速連絡橋の耐震補強対策等を適切に実施したり、高速道路と立体交差する道 橋の点検状況等を的確に把握したりなどすることにより、高速道路の安全な交通 の確保等が一層図られるよう改善の処置を要求したもの	658
	第 10 日本郵政株式会社、第 11 日本郵便株式会社、第 12 株式会社ゆうちょ銀行、 第 13 株式会社かんぽ生命保険	667
	意見を表示し又は処置を要求した事項	667
	(1)-(4) 特定調達に係る契約を締結するに当たり、一般競争に付すなどの WTO 手続に 従った契約事務を行うことなどにより、透明性及び公正性を確保し、競争の利益 を享受できるよう是正改善の処置を求めたもの	667

第14 日本年金機構	676	
不 当 事 項	676	
不正行為	676	
職員の不正行為による損害が生じたもの[日本年金機構奄美大島年金事務所](424)	676	
意見を表示し又は処置を要求した事項	676	目 次
(1) 不正受給疑い事案における徴収金等債権について、債権の確定等を速やかに行うとともに、事務処理の円滑な実施に向けてより一層の体制整備を図るなどして事務処理を適切かつ迅速に実施するよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの	676	
(2) 届け書等の処理業務について、事務センターへの直送率の向上を図ったり、点検・確認業務の重複を解消したり、外部委託した業務を確実に委託業者に行わせたりすることなどにより、処理業務がより効率的に行われるよう意見を表示した もの	676	
平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	682	
日本年金機構が購入した郵便料金計器の使用状況について	682	
第15 独立行政法人情報通信研究機構	683	
平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	683	
情報収集衛星の研究、開発等に関する契約等における制度調査及び原価監査の実施状況等について	683	
第16 独立行政法人酒類総合研究所	684	
不 当 事 項	684	
物 件	684	
放射能検査機器の購入に当たり、必要な構成機器の検討が十分でなかったため、経済的な購入となっていなかったもの[独立行政法人酒類総合研究所](425)	684	
第17 独立行政法人物質・材料研究機構	686	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	686	
外国人研究者生活立ち上げ等支援業務について、独立行政法人科学技術振興機構が実施している業務と同一の業務を含めないこととすることにより、支払額の節減を図るよう改善させたもの	686	
第18 独立行政法人放射線医学総合研究所	689	
不 当 事 項	689	
物 件	689	
放射線に関する正確な知識を普及するために制作されたビデオ映像が、契約の内容に適合しておらず、制作の目的を達していなかったもの[独立行政法人放射線医学総合研究所](426)	689	
第19 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構	691	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	691	
試験研究用地及び庁舎用地として借り受けている土地について、雑種地に区分される土地の地目単価の算出をより合理的で経済的に行い、土地所有者と協議して借料の節減を図るよう改善させたもの	691	

	第20 独立行政法人国立環境研究所	693
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	693
目	子どもの健康と環境に関する全国調査に係る印刷業務契約のうち増刷を含む契約の予	
	定価格の積算について、過去の印刷業務契約において作成された版下データを活用す	
次	ることにより経済的なものとなるよう改善させたもの	693
	第21 独立行政法人国立印刷局	695
	不当事項	695
	予算経理	695
	常勤医師が取得した研究日において研究等先の医療機関等から報酬を得ていた場合	
	は、研究日とは認められず、正規の勤務時間を勤務したとみなすことはできないの	
	に、当該時間に係る給与を減額することなく支給していたもの[独立行政法人国立印	
	刷局本局](427)	695
	物件	697
	一般旅券冊子用カーフの購入契約における予定価格の積算に当たり、原料の市場価格	
	の変動率を誤って算定していたため、支払額が過大となっていたもの[独立行政法人	
	国立印刷局本局](428)	697
	第22 独立行政法人農畜産業振興機構	699
	不当事項	699
	補助金	699
	畜産経営維持緊急支援資金融通事業基金により実施した事業において、経営改善計画	
	の検討が十分行われずに貸し付けられた緊急支援資金に係る利子補給金を交付したり	
	り、審査が十分行われずに承認された代位弁済を補填するための交付金を交付したり	
	していたもの[独立行政法人農畜産業振興機構本部](429)	699
	意見を表示し又は処置を要求した事項	701
	肉用牛肥育経営緊急支援事業における未返還の支援金相当額について、返還が速やか	
	に行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの	701
	平成22年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	705
	公益法人に補助金を交付して設置造成させている運用型の基金が保有する資金の有効	
	活用について	705
	第23 独立行政法人国際協力機構	707
	意見を表示し又は処置を要求した事項	707
	政府開発援助の実施に当たり、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの	707
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	707
	国際機関に対して行われる無償資金協力において、事業の進捗報告書等の提出や残余	
	金の返納等に関し、国際機関に対して適時適切に照会や働きかけを行い、それらの状	
	況等の把握を的確に行う体制を整備するよう改善させたもの	707
	平成23年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	707
	(1) 政府開発援助の実施について	707
	(2) 技術協力に係る付加価値税等の免除状況について	707

第24	独立行政法人国際交流基金	709	
	不 当 事 項	709	
	役 務	709	目
	財務会計システムの開発に当たり、システム部門と業務部門とが連携しておらず、業務に必要な機能、性能等についての検討が十分でなかったことなどから、システムが業務に使用できないものとなっていて全く利用されていなかったもの[独立行政法人国際交流基金本部](430)	709	次
第25	独立行政法人日本学術振興会	711	
	不 当 事 項	711	
	補 助 金	711	
	科学研究費補助金の経理が不当と認められるもの[独立行政法人日本学術振興会](431)	711	
第26	独立行政法人理化学研究所	713	
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	713	
	研究に用いる物品の購入に当たり、要求元から契約部門に対して材料の提供及び装置等の貸与に係る情報を確実に伝えることなどにより、予定価格の算定等を適切なものとするよう改善させたもの	713	
第27	独立行政法人宇宙航空研究開発機構	716	
	平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	716	
	人工衛星等の研究、開発等に関する契約における制度調査及び原価監査の実施状況等について	716	
第28	独立行政法人日本スポーツ振興センター	717	
	意見を表示し又は処置を要求した事項	717	
	日常スポーツ活動助成金について、交付決定を行う際に必要な情報を活動計画書等に記載させることとしたり、助成活動者に対する調査等の権限を活用したりすることなどにより、助成金の交付決定時や額の確定時の審査を適切に実施するよう改善の処置を要求したもの	717	
	平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	723	
	スポーツ振興投票等業務における経営管理業務及びシステム開発等業務に関する契約について	723	
第29	独立行政法人日本芸術文化振興会	725	
	意見を表示し又は処置を要求した事項	725	
	映画製作支援事業により製作された映画の一般公開等により収入を得た団体に対して収入の納付を求めるために必要な体制を整備するなどして、収入の納付が適切に行われるよう意見を表示したもの	725	
第30	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	726	
	平成 22 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	726	
	雇用促進住宅の貸与契約の締結等に関する業務を実施するための統括事務所の設置について	726	

	平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	727
	(1) 雇用促進住宅の貸与契約の解除手続及び損害金の債権管理について	727
目	(2) 障害者雇用納付金関係業務における障害者雇用納付金の徴収、障害者雇用調整金 の支給等について	727
次	第31 独立行政法人日本貿易振興機構	729
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	729
	海外事務所に勤務する職員等に対する定期健康診断の実施に当たり、在勤地での定期 健康診断の受診が可能であると認められた海外事務所においては定期健康診断に係る 旅費を支給しないこととするなどして、現地の医療事情等を考慮した適切なものとす るよう改善させたもの	729
	第32 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	731
	不 当 事 項	731
	役 務	731
	機構情報ネットワークシステム管理等業務契約において、常駐作業員の月額単価の適 用を誤ったため、契約額が割高となっていたもの[独立行政法人鉄道建設・運輸施設 整備支援機構鉄道建設本部青森新幹線建設局] (432)	731
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	732
	鉄道施設の建設工事等に係る借地料の積算に当たり、近傍において取得した土地の取 引価格を用いる際に地価の変動を適切に反映させたり、公租公課相当額を重複して計 上しないこととしたりして、借地料の積算を適切に行うよう改善させたもの	732
	第33 独立行政法人水資源機構	735
	平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	735
	水資源開発施設等の保有及び管理について	735
	第34 独立行政法人情報処理推進機構	736
	意見を表示し又は処置を要求した事項	736
	独立行政法人情報処理推進機構が出資している地域ソフトウェアセンターに対する事 業運営及び経営の改善のための指導、支援等を適切に行うなどするよう意見を表示し たもの	736
	第35 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	743
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	743
	スキャンニング等の業務に係る役務単価契約について、各年度に実施するスキャンニング 等の対象となる資料を特定するなどして予定数量を適切に算定することにより、予定 価格を適切に積算するとともに、入札における公平性を確保し、併せて数量の増加に より単価が低減するという利益を享受できるよう改善させたもの	743
	第36 独立行政法人労働者健康福祉機構	747
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	747
	赴任旅費の支給に当たり、着後手当を赴任の際の宿泊及び宿泊費用の発生の実態に即 した適切なものとするよう改善させたもの	747

第37 独立行政法人国立病院機構	750	
不 当 事 項	750	
予 算 経 理	750	目
深夜における業務に従事した職員に対する夜間看護等手当及び夜勤手当の支給が過大 となっていたもの[独立行政法人国立病院機構近畿中央胸部疾患センター] (433)	750	次
平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	752	
独立行政法人国立病院機構が保有している資産の利用状況について	752	
第38 独立行政法人国立高等専門学校機構	754	
不 当 事 項	754	
予 算 経 理	754	
物品の購入等に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を 行って購入代金を支払っていたもの[独立行政法人国立高等専門学校機構本部、18国 立高等専門学校] (434)	754	
意見を表示し又は処置を要求した事項	756	
国立高等専門学校における不適正経理の再発防止策への取組状況や物品管理の状況を 適切に把握することなどにより、再発防止策への取組が確実に実施され、また、物品 の管理が適正に行われるよう是正改善の処置を求めたもの	756	
第39 独立行政法人国立大学財務・経営センター	763	
平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	763	
国立大学法人等が実施する施設整備等に係る資金の貸付け及び交付について	763	
第40 独立行政法人中小企業基盤整備機構	764	
意見を表示し又は処置を要求した事項	764	
地域ファンド融資事業等で貸し付けた資金等により、都道府県が運営管理法人に造成 させている基金について、必要とされる基金の規模を把握するための指標を都道府県 に示すなどして、都道府県が適時適切に基金の見直しを行えるよう改善の処置を要求 したもの	764	
第41 独立行政法人都市再生機構	772	
不 当 事 項	772	
工 事	772	
テレビ電波受信障害の防除対策を行う業務をケーブルテレビ事業者に移管する契約に おいて、工事等の一部が実施されていないのに、その履行状況の確認等を行うことな く支払を行っていたもの[独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部] (435)	772	
意見を表示し又は処置を要求した事項	774	
特別借受賃貸住宅制度について、効果的な空家解消対策等を検討したり、借受期間を 更新する際に住宅所有者と減額協議を行ったりして収支の改善に努めるとともに、割 賦金の返済を免除する際の適用要件を見直すなどすることにより、制度の運営が適切 に行われるよう意見を表示したもの	774	

	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	779
目	賃貸住宅団地に設置したごみ貯留排出装置の更新工事の実施に当たり、団地の所在する地方公共団体におけるごみの保管等に関する条例等を確認した上で、更新工事の必要性を十分に検討するよう改善させたもの	779
次	平成 21 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	781
	賃貸住宅団地内の駐車場事業の経営について	781
	平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	782
	ニュータウン整備事業の実施状況について	782
第42	独立行政法人奄美群島振興開発基金	784
	意見を表示し又は処置を要求した事項	784
	求償権損害金を求償権時効管理簿において管理することなどにより、同損害金の納入督促、時効中断の措置等が適切に行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの	784
第43	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	787
	不 当 事 項	787
	予 算 経 理	787
	日本道路公団から承継し、供用されないままとなっているトンネル等が資産計上されていなかったため、財務諸表の表示が適正を欠いていたもの[独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構](436)	787
	意見を表示し又は処置を要求した事項	788
	サービスエリア等の施設を整備するために取得した用地並びに用途を廃止した高速道路本線及びサービスエリア等の施設の用地のうち、施設の具体的な整備予定がなく、有効利用もされていないものについて把握し、これらの用地について今後も保有し続ける必要性を検証するとともに有効利用することについて検討する体制を道路会社との間で整備するよう改善の処置を要求したもの	788
第44	独立行政法人日本原子力研究開発機構	794
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	794
	運転等業務に係る契約を締結するに当たり、深夜等手当相当分を含めて予定価格を算定して総額で入札を実施することにより、契約手続の適正性及び透明性を確保するよう改善させたもの	794
	平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	796
	高速増殖原型炉もんじゅの研究開発経費及びその関連施設の利活用等について	796
第45	独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構	798
	不 当 事 項	798
	工 事	798
	空気調和設備の冷却塔の更新工事に当たり、条例の騒音規制を考慮した設計となっていなかったため、設置した設備が稼働できず工事の目的を達していなかったもの[独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構本部](437)	798

意見を表示し又は処置を要求した事項	800	
社会保険病院等の円滑かつ健全な運営を図るため、患者未収金の債権管理の事務及び社会保険病院等の運営に係る支出の在り方についての方針を検討し、これらの方針を運営委託法人に指示するとともに、新機構の運営に反映する措置を講ずるよう意見を表示したもの	800	目次
第46 独立行政法人住宅金融支援機構	806	
平成23年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	806	
証券化支援事業における住宅ローン債権に係る審査について	806	
第47 独立行政法人国立青少年教育振興機構、(第21 独立行政法人国立印刷局)、(第44 独立行政法人日本原子力研究開発機構)	807	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	807	
(1)~(3) 有効に利用されていない土地について具体的な処分計画を策定して国庫納付に向けた手続に着手するなどするよう改善させたもの	807	
第48 独立行政法人製品評価技術基盤機構、第49 独立行政法人国民生活センター、(第24 独立行政法人国際交流基金)、第50 独立行政法人科学技術振興機構、(第25 独立行政法人日本学術振興会)、(第26 独立行政法人理化学研究所)、第51 独立行政法人自動車事故対策機構、(第36 独立行政法人労働者健康福祉機構)、第52 独立行政法人原子力安全基盤機構	810	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	810	
(1)~(9) 業務の財源に充てることを想定していない預金等について国庫に納付することとなるよう改善させたもの	810	
第53 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、(第36 独立行政法人労働者健康福祉機構)、(第38 独立行政法人国立高等専門学校機構)	815	
意見を表示し又は処置を要求した事項	815	
(1)~(3) 独立行政法人が保有している土地について自主的な見直しを不断に行うとともに、有効に利用されていない土地等について具体的な処分計画又は利用計画を策定するよう改善の処置を要求したもの	815	
第54 独立行政法人国立がん研究センター	821	
不当事項	821	
予算経理・補助金	821	
研究用物品の購入に当たり、研究者が業者に虚偽の関係書類を作成させ、所属する研究機関に架空の取引に係る購入代金を支払わせる不適正な会計経理を行っていたもの[独立行政法人国立がん研究センター] (438)~(454)	821	
第55 独立行政法人国立循環器病研究センター	824	
意見を表示し又は処置を要求した事項	824	
研究者が職務上行う研究のための経費として財団法人等から交付を受けた研究費について、規程等の整備等を図ることにより、適切な管理及び経理が行われるよう改善の処置を要求したもの	824	

第56 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、第57 独立行政法人国立成 育医療研究センター、第58 独立行政法人国立長寿医療研究センター ……	828
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 ……	828
(1)-(3) 研究者が職務上行う研究のための経費として財団法人等から交付を受けた研究費 について、研究費の取扱いを定めた規程等の対象となることを明確にすることに より、適切な管理及び経理が行われるよう改善させたもの ……	828
(第57 独立行政法人国立成育医療研究センター) ……	831
平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果 ……	831
公的研究費の経理等について ……	831
(第58 独立行政法人国立長寿医療研究センター) ……	832
不 当 事 項 ……	832
予算経理・役務 ……	832
研究事業等の実施に当たり、前年度等に納入された研究用物品に係る購入代金を対象 経費に計上していたため、長寿医療研究開発費等の支払額が過大になっていたもの [独立行政法人国立長寿医療研究センター] (455) ……	832
第59 国立大学法人東北大学 ……	835
意見を表示し又は処置を要求した事項 ……	835
災害復旧事業により購入するなどした研究設備について、各研究室等が講じた地震対 策の実施状況を十分に把握して分析するなどした上で、地震対策の具体的な実施方法 等を整理した指針を策定するなど、全学として地震対策を講ずる体制を整備するよう 意見を表示したもの ……	835
第60 国立大学法人福島大学、第61 国立大学法人群馬大学、第62 国立大学法人 千葉大学、第63 国立大学法人横浜国立大学、第64 国立大学法人福井大学、 第65 国立大学法人奈良女子大学、第66 国立大学法人山口大学、第67 国立大学 法人愛媛大学、第68 国立大学法人鹿児島大学、第69 国立大学法人琉球大学、 第70 国立大学法人富山大学、第71 大学共同利用機関法人人間文化研究機構、 第72 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 ……	839
不 当 事 項 ……	839
予算経理 ……	839
教員等個人宛て寄附金の経理が不当と認められるもの [11国立大学法人、2 大学共同 利用機関法人] (456)-(468) ……	839
第73 国立大学法人東京大学 ……	842
平成 22 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果 ……	842
保有している土地・建物の処分及び有効活用について ……	842
第74 国立大学法人大阪大学 ……	843
平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果 ……	843
自動販売機、売店等を設置するための施設の貸付けに係る契約の見直しについて ……	843
第75 北海道旅客鉄道株式会社 ……	844
平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果 ……	844
鉄道車両の定期検査及び検査修繕について ……	844

第76 四国旅客鉄道株式会社	845	
意見を表示し又は処置を要求した事項	845	
鉄道構造物の維持管理において、修繕計画を適切に作成して、修繕工事が着実に実施		目
されるよう意見を表示し、及び全般検査の結果が適切に記録されるよう改善の処置を		
要求したもの	845	次
平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	849	
鉄道車両の定期検査について	849	
第77 日本電信電話株式会社、第78 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株		
式会社、第79 東日本電信電話株式会社	851	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	851	
(1)-(3) 建築工事等の実施に当たり、設計、積算等に要する期間を考慮して工事計画を策		
定することなどにより、建設業法等や契約規程等を遵守して契約事務を適正に実		
施するよう改善させたもの	851	
第80 西日本電信電話株式会社	855	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	855	
サポートサービスの販売手数料について、契約の継続状況の実態を把握して適切に見		
直すよう改善させたもの	855	
第81 郵便局株式会社	858	
不 当 事 項	858	
予 算 経 理	858	
物品及び役務の調達に係る契約の締結に当たり、特定の入札参加希望者に対してだけ		
提示した金額を予定価格として入札を実施し、当該入札参加希望者が予定価格と同額		
で落札するなどして、予定価格が他に漏れることのないように定めた規定に反		
し、公正な競争の執行を妨げていたもの〔郵便局株式会社東海支社〕(469)	858	
(第11 日本郵便株式会社)	860	
平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	860	
宅配便事業等に係る運送便の経済的かつ効率的な運用について	860	
(第13 株式会社かんぼ生命保険)	861	
不 当 事 項	861	
役 務	861	
がん保険の契約管理システムのホスティングサービスに係る契約において、契約を締		
結する際に、がん保険の販売の見通しが立ってから本番稼働へ移行するよう取り決		
めていなかったため、必要のないサービスを受けることになり、サービス料金を過大		
に支払っていたもの〔株式会社かんぼ生命保険本社〕(470)	861	
第 3 節 不当事項に係る是正措置等の検査の結果	864	
第 1 検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置の状況について	864	
第 2 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に係る処置の履行		
状況について	869	

	第4章	国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等	873
目	第1節	国会及び内閣に対する報告	873
次	第1	東日本大震災からの復旧・復興事業における入札不調について	874
	第2	本州四国連絡道路に係る債務の返済等の状況及び本州四国連絡高速道路株式会社の経営状況について	887
	第3	東日本大震災等の被災者の居住の安定確保のための災害公営住宅の整備状況等について	899
	第4	独立行政法人における政府出資金等の状況について	910
	第5	国庫補助金等により基金法人に設置造成された基金の状況について	921
	第6	東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染に対する除染について	933
	第2節	国会からの検査要請事項に関する報告	944
	第1	裁判所における会計経理等について	945
	第2	三菱電機株式会社等による過大請求事案について	957
	第3	公共建築物における耐震化対策等の状況について	969
	第4	公共土木施設等における地震・津波対策の実施状況等について	980
	第5	東京電力株式会社に係る原子力損害の賠償に関する国の支援等の実施状況について	992
	第6	東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等について	1003
	第3節	特定検査対象に関する検査状況	1015
	第1	東日本大震災の被災者支援のために行っている国家公務員宿舎等の提供状況について	1015
	第2	東日本大震災に対処するための事業者に対する再生支援及び金融機関に対する資本増強措置の実施状況について	1023
	第3	日本振興銀行株式会社の破綻処理の実施状況について	1037
	第4	高額の不動産等の売買等を行う特別目的会社に係る消費税の取扱いについて	1046
	第5	租税特別措置(肉用牛売却所得の課税の特例)の適用状況及び検証状況について	1055
	第6	国土交通省が発注する河川及び道路の公共工事に係る総合評価落札方式による入札及び契約の実施等について	1066
	第7	東日本大震災により発生した災害廃棄物等の処理について	1075
	第4節	国民の関心の高い事項等に関する検査状況	1089
	第5節	特別会計財務書類の検査	1093
	第5章	会計事務職員に対する検定	1101
	第1節	国の現金出納職員に対する検定	1101
	第2節	国の物品管理職員に対する検定	1101

第6章	歳入歳出決算その他検査対象の概要	1103	
第1節	国の財政等の概況	1103	
第1	国の会計	1103	目次
1	概況	1103	
2	一般会計	1103	
3	特別会計	1104	
4	一般会計及び特別会計の債務	1106	
第2	国が資本金の2分の1以上を出資している法人	1107	
第3	財政投融资	1111	
1	財政投融资の概要	1111	
2	財政投融资の原資	1111	
3	財政投融资計画の実績	1111	
第4	個別の決算等	1113	
	国の債務の状況	1113	
第2節	歳入歳出決算等検査対象別の概要	1127	
第1	歳入歳出決算	1127	
1	一般会計	1127	
2	特別会計(目次32ページ参照)	1132	
第2	国税収納金整理資金の受払	1168	
第3	法律により設置されているその他の資金の受払	1169	
1	決算調整資金	1169	
2	貨幣回収準備資金	1169	
第4	債権及び債務	1170	
1	債権	1170	
2	債務	1170	
第5	国庫金、国有財産及び物品	1172	
1	国庫金	1172	
2	国有財産	1172	
3	物品	1174	
第6	財政融資資金の長期運用	1174	
第7	政府関係機関及びその他の団体	1175	
1	概況	1175	
2	国が資本金の2分の1以上を出資している法人の決算(目次32、33ページ参照)	1179	
3	日本放送協会の決算	1236	

特別会計及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人の決算記述

目

次

【特別会計】

	ページ
1 交付税及び譲与税配付金特別会計	1132
2 地震再保険特別会計	1133
3 国債整理基金特別会計	1134
4 外国為替資金特別会計	1134
5 財政投融资特別会計	1136
6 エネルギー対策特別会計	1138
7 労働保険特別会計	1140
8 年金特別会計	1142
9 食料安定供給特別会計	1146
10 農業共済再保険特別会計	1150
11 森林保険特別会計	1154
12 国有林野事業特別会計	1154
13 漁船再保険及び漁業共済保険特別会計	1155
14 貿易再保険特別会計	1158
15 特許特別会計	1159
16 社会資本整備事業特別会計	1160
17 自動車安全特別会計	1163
18 東日本大震災復興特別会計	1165

【国が資本金の2分の1以上を出資している法人】

[政府関係機関]

1 沖縄振興開発金融公庫	1179
2 株式会社日本政策金融公庫	1180
3 株式会社国際協力銀行	1187
4 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	1189

[事業団等]

1 日本私立学校振興・共済事業団	1191
2 日本銀行	1195
3 日本中央競馬会	1196
4 預金保険機構	1198
5 東日本高速道路株式会社	1208
6 中日本高速道路株式会社	1208
7 西日本高速道路株式会社	1208
8 本州四国連絡高速道路株式会社	1211
9 日本郵政株式会社	1212
10 日本年金機構	1213

[独立行政法人]

	ページ
酒類総合研究所	1216
国立青少年教育振興機構	1216
物質・材料研究機構	1216
放射線医学総合研究所	1216
農業・食品産業技術総合研究機構	1216
製品評価技術基盤機構	1217
国立環境研究所	1217
国立印刷局	1218
国民生活センター	1218
農畜産業振興機構	1218
国際協力機構	1219
国際交流基金	1220
科学技術振興機構	1220
日本学術振興会	1220
理化学研究所	1221
日本スポーツ振興センター	1221
日本芸術文化振興会	1222
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	1222
日本貿易振興機構	1223
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1223
自動車事故対策機構	1224
情報処理推進機構	1224
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	1225
労働者健康福祉機構	1226
国立病院機構	1226
国立高等専門学校機構	1226
中小企業基盤整備機構	1227
都市再生機構	1228
奄美群島振興開発基金	1229
日本高速道路保有・債務返済機構	1229
日本原子力研究開発機構	1229
年金・健康保険福祉施設整理機構	1230
国立がん研究センター	1231
国立循環器病研究センター	1231
国立精神・神経医療研究センター	1231
国立成育医療研究センター	1231
国立長寿医療研究センター	1231

(注) 各法人の名称中「独立行政法人」については、記載を省略した。

[国立大学法人等]

東北大学	1233
福島大学	1233
群馬大学	1233
千葉大学	1233
横浜国立大学	1233
福井大学	1234
奈良女子大学	1234
山口大学	1234
愛媛大学	1234
鹿児島大学	1234
琉球大学	1235
富山大学	1235
大学共同利用機関法人人間文化研究機構	1235
大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構	1235

(注) 各法人の名称中「国立大学法人」については、記載を省略した。

備考

この検査報告中表示されている金額の中には単位未満を切り捨てているものがあるので、各項の金額を集計しても計欄の金額と一致しないことがある。

# 第1章 検査の概要

# 第1章 検査の概要

## 第1節 検査活動の概況

### 第1 検査の方針

会計検査院は、平成25年次の検査に当たって、会計検査の基本方針を次のとおり定めた。

#### 平成25年次会計検査の基本方針

(平成24年9月5日策定)

会計検査院は、平成25年次の検査に当たって、社会経済の動向等を踏まえつつ、会計検査をより効率的・効果的に行い、会計検査院に課された使命を的確に果たすため、平成25年次会計検査の基本方針を次のとおり定める。

#### 1 会計検査院の使命

会計検査院は、内閣に対し独立の地位を有する憲法上の機関として、次の使命を有している。

会計検査院は、国の収入支出の決算を全て毎年検査するほか、法律に定める会計の検査を行う。

会計検査院は、常時会計検査を行い、会計経理を監督し、その適正を期し、かつ、是正を図るとともに、検査の結果により、国の収入支出の決算を確認する。

会計検査院は、検査報告を作成し、これを内閣に送付する。この検査報告は、国の収入支出の決算とともに国会に提出される。

#### 2 社会経済の動向等と会計検査院をめぐる状況

近年、我が国の社会経済は、本格的な人口減少社会の到来、少子高齢化に伴う社会保障費の増大や、内外経済の構造的な変化、地球環境問題等の難しい課題に直面している。また、東日本大震災(23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害及びこれに伴う原子力発電所事故による災害をいう。以下「大震災」という。)からの復興が我が国の大きな課題となっており、行政等にはこうした課題への適切な対応が求められている。

我が国の財政をみると、連年の公債発行により公債残高は増加の一途をたどり、24年度末には約709兆円に達すると見込まれており、24年度一般会計予算における公債依存度は約49%、公債償還等に要する国債費の一般会計歳出に占める割合は約24%となっていて、財政の健全化が課題となっている。

政府においては、近年、財政健全化に向けて、安定的な財源確保、財政赤字の縮減、歳出の見直しなどを行うこととして、歳出の無駄の排除に資するため、事務・事業の執行状況の的確な把握及び開示による執行状況の透明性の確保等の取組がなされている。

また、国会においては、国会による財政統制を充実・強化する観点から、予算の執行結果を把握し次の予算に反映させることの重要性等が議論されている。

会計検査院は、国会から内閣に対して決算の早期提出が要請されたことも踏まえて、平成15年度決算検査報告から内閣への送付を早期化しており、これにより国会における決算審査の早期化に資するとともに、検査結果の予算への一層の反映が可能となっている。さらに、国会法第105条の規定に基づく会計検査院に対する検査要請に係る検査を着実に実施しその結果を国会に報告しているところであり、また、国会における決算審査の充実に資するために、国会及び内閣への随時の報告を毎年行ってきた。

このように財政の健全化が課題となっており、また、予算の執行結果等の厳格な評価・検証、国民への説明責任の履行を徹底することなどが重視される中で、会計検査院の役割は一層重要となっており、会計検査機能に対する国民の期待も大きくなっていると考えられる。

### 3 会計検査の基本方針

会計検査院は、従来、社会経済の動向等を踏まえて国民の期待に応える検査に努めてきたところであるが、以上のような状況の下で今後ともその使命を的確に果たすために、国民の関心の所在に十分留意して、厳正かつ公正な職務の執行に努めるとともに、次に掲げる方針で検査に取り組む。

#### (1) 重点的な検査

我が国の社会経済の動向や財政の現状を十分踏まえて、主として次に掲げる施策の分野に重点を置いて検査を行う。

- ・ 社会保障
- ・ 教育及び科学技術
- ・ 公共事業
- ・ 防衛
- ・ 農林水産業
- ・ 環境保全
- ・ 経済協力
- ・ 中小企業
- ・ 情報通信(IT)

また、複数の府省等により横断的に実施されている施策、あるいは複数の府省等に共通又は関連する事項に対して、横断的な検査の充実に努めるとともに、社会的関心の高い事項等については必要に応じて機動的・弾力的な検査を行うなど、適時適切に対応する。

さらに、大震災からの復興に向けた各種の施策については、一定期間に多額の国費が投入されることなどを踏まえて、各事業等の進捗状況等に応じて適時適切に検査を行う。検査に当たっては、被災地域の状況等に配慮するとともに、各事業等が被災地域における社会経済の再生等に資するものとなっているかなどに留意する。

#### (2) 多角的な観点からの検査

不正不当な事態に対する検査を行うことはもとより、事務・事業の業績に対する検査を行っていく。そして、必要な場合には、制度そのものの要否も視野に入れて検査を行っていく。

検査を行う際の観点は、次のとおりである。

- (ア) 決算の表示が予算執行等の財務の状況を正確に表現しているかという正確性の観点
- (イ) 会計経理が予算、法律、政令等に従って適正に処理されているかという合規性の観点
- (ウ) 事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施できないかという経済性の観点
- (エ) 同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているかという効率性の観点
- (オ) 事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているかという有効性の観点
- (カ) その他会計検査上必要な観点

正確性及び合規性の観点からの検査は、なお多くの不適切な事態が見受けられていることを踏まえて、引き続きこれを十分行う。その際には、一部の府省等において不正不当な事態が見受けられたことも踏まえて、特に基本的な会計経理について重点的に検査を行う。また、随意契約等の契約方式は適切か、契約相手方の選定は妥当か、入札・契約事務が公正な競争入札を確保するものとなっているかなど契約の競争性及び透明性にも十分留意する。

さらに、近年の厳しい経済財政状況にも鑑みて、経済性、効率性及び有効性の観点からの検査を重視する。特に有効性の観点から、事務・事業や予算執行の効果及び国等が保有している資産、補助金等によって造成された基金等の状況について積極的に取り上げるように努めて、その際には、検査対象機関が自ら行う政策評価や効率的・効果的な事業の実施のために政府が行う各種の取組等の状況についても留意して検査を行う。

そして、事務・事業の遂行及び予算の執行に問題がある場合には、原因の究明を徹底して行い、改善の方策について検討する。

このほか、行財政の透明性、説明責任の向上や事業運営の改善に資するなどのために、国の決算等の財政について、その分析や評価を行っていくとともに、特別会計、独立行政法人等については、その財務状況の検査の充実を図る。その際、企業会計の慣行を参考として作成される特別会計財務書類の検査を行うとともに、同財務書類等の公会計に関する情報の検査における活用にも留意する。

### (3) 内部統制の状況に対応した取組

検査対象機関における内部統制の状況は、会計経理の適正性の確保に影響を与えることから、検査に際してはその実効性に十分留意する。また、内部統制が十分機能して会計経理の適正性が確保されるように、必要に応じて内部統制の改善を求めるなど適切な取組を行う。

### (4) 検査のフォローアップ

検査において不適切、不合理等とした会計経理の是正やその再発防止が確実に図られるなど、検査の結果が予算の編成・執行や事業運営等に的確に反映され実効あるものとなるように、その後の是正改善等を継続的にフォローアップする。

また、検査報告において指摘した不適切な会計経理に関しては、他の検査対象機関における同種の事態についても是正が図られるように必要な検査を行うなど適切に取り組む。

(5) 国会との連携

検査に当たっては、国会における審議の状況に常に留意する。そして、国会からの検査要請に係る事項の検査に当たっては、国会における審査又は調査に資するものとなるように、要請の趣旨を十分踏まえて必要な調査内容を盛り込むなどの確な検査に努める。また、国会における決算審査の充実に資するために、引き続き国会及び内閣への随時の報告を積極的に行うように努める。

(6) 検査能力の向上

社会経済の複雑化とそれに伴う行財政の変化に対応して、新しい検査手法の開拓を行うなど検査能力の向上を図り、検査を充実させていく。

すなわち、検査手法や検査領域を多様化するための調査研究、専門分野の検査に対応できる人材の育成や民間の実務経験者、専門家等の採用、検査業務のIT化の推進、検査用機器の活用等により、会計経理はもとよりそれに関連する事務・事業の全般について検査の一層の浸透を図る。

#### 4 的確な検査計画の策定

本基本方針に基づき、会計検査院に課された使命を効率的・効果的に達成するために、的確な検査計画を策定して、これにより計画的に検査を行う。

検査計画には、検査対象機関並びに施策及び事務・事業の予算等の規模や内容、内部監査、内部牽制等の内部統制の状況、過去の検査の状況や結果等を十分勘案して、検査に当たって重点的に取り組むべき事項を検査上の重点項目として設定する。

そして、検査に当たっては、検査の進行状況により、また、国民の関心の所在等にも留意しつつ、検査計画を必要に応じて見直すなど機動的・弾力的に対応して、検査の拡充強化を図る。

## 第2 検査の実施

### 1 検査の対象

会計検査院の検査を必要とするものは、会計検査院法第22条の規定により、次のとおりとされている。

- ① 国の毎月の収入支出
- ② 国の所有する現金及び物品並びに国有財産の受払
- ③ 国の債権の得喪又は国債その他の債務の増減
- ④ 日本銀行が国のために取り扱う現金、貴金属及び有価証券の受払
- ⑤ 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計
- ⑥ 法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた会計

このほか、会計検査院は、必要と認めるとき又は内閣の請求があるときは、会計検査院法

第23条第1項の規定により、次に掲げる会計経理の検査をすることができることとされている。

- ⑦ 国の所有又は保管する有価証券又は国の保管する現金及び物品
- ⑧ 国以外のものが国のために取り扱う現金、物品又は有価証券の受払
- ⑨ 国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計
- ⑩ 国が資本金の一部を出資しているものの会計
- ⑪ 国が資本金を出資したものが更に出資しているものの会計
- ⑫ 国が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの会計
- ⑬ 国若しくは国が資本金の2分の1以上を出資している法人(以下「国等」という。)の工事その他の役務の請負人若しくは事務若しくは業務の受託者又は国等に対する物品の納入者のその契約に関する会計

平成25年次の検査(検査実施期間 24年10月から25年9月まで)において検査の対象となったもののうち、⑤は政府関係機関、事業団、独立行政法人等222法人の会計、⑥は日本放送協会の会計、⑨は4,359の団体等の会計、⑩は7法人の会計、⑪は32法人の会計、⑫は3法人の会計、⑬は278法人の契約に関する会計である。

上記検査の対象のうち主なものの平成24年度決算等の概要は、第6章の「歳入歳出決算その他検査対象の概要」に記載したとおりである。

## 2 書面検査及び実地検査

検査対象機関に対する検査の主な方法は、書面検査及び実地検査である。

書面検査は、検査対象となる会計を取り扱う機関から、会計検査院の定める計算証明規則により、当該機関で行った会計経理の実績を計数的に表示した計算書、その裏付けとなる各種の契約書、請求書、領収証書等の証拠書類等を提出させ、これらの書類について在庁して行う検査である。

また、実地検査は、検査対象機関である省庁等の官署、事務所等に職員を派遣して、実地に、関係帳簿や事務・事業の実態を調査したり、関係者から説明を聴取したりなどして行う検査である。

これらの方法により、会計検査院が25年次に実施した検査の実績は、次のとおりである。

- (ア) 書面検査については、24年度分の計算書16万6千余冊<sup>(注)</sup>及びその証拠書類4327万余枚<sup>(注)</sup>を対象に実施した。
- (イ) 実地検査については、次のとおり、検査対象機関である省庁等の官署、事務所等、対象箇所となる31,625か所のうち、2,982か所において実施し、その実施率は9.4%であった。これを検査上の重要性に応じて区分してみると、①本省、本社等の中央機関、地方ブロックごとに設置されている主要な地方出先機関等の検査上重要な箇所4,232か所についての実施率は43.5%、②地方出先機関等であって検査上の重要性が①に準ずる箇所6,685か所についての実施率は16.0%となっており、これらを合わせた計10,917か所についての実施率は26.7%となっている。

実地検査の対象箇所	左 の 箇 所 数 (A)	左のうち検査を実施した箇所数(B)	実 施 率 (%) (B/A)
① 検査上重要な箇所(本省、本社、主要な地方出先機関等)	4,232	1,844	43.5
② 上記の①に準ずる箇所(その他の地方出先機関等)	6,685	1,074	16.0
小 計	10,917	2,918	26.7
③ その他の箇所(郵便局、駅等)	20,708	64	0.3
計	31,625	2,982	9.4

上記のほか、国が補助金その他の財政援助を与えた前記 4,359 の団体等について実地検査を実施した。

そして、これらの実地検査に要した人日数は、3万5千5百余人日となっている。

また、検査の進行に伴い、疑義のある事態について、疑問点をただしたり見解を求めたりなどするために、関係者に対して書面をもって質問を発しており、25年次の検査において発した質問は1千余事項となっている。

(注) 電子情報処理組織の使用又は電磁的記録により提出されたものを含む。

## 第2節 検査結果の概要

平成25年次の検査の結果については、第2章以降に記載したとおりであり、このうち第3章及び第4章に掲記した事項等の概要は次のとおりである。

### 第1 事項等別の検査結果

#### 1 事項等別の概要

検査の結果、第3章及び第4章に掲記した事項等には、次のものがある。

##### (1) 第3章「個別の検査結果」

- ア 「不当事項」(検査の結果、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認め<sup>(注)</sup>た事項)
- イ 「意見を表示し又は処置を要求した事項」(会計検査院法第34条又は第36条の規定により関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求した事項)
- ウ 「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」(本院が検査において指摘したところ当局において改善の処置を講じた事項)
- エ 「意見を表示し又は処置を要求した事項の結果」(「会計検査院法第34条又は第36条の規定により関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求した事項」について、当局において講じた処置又は講じた処置の状況)
- オ 「不当事項に係る是正措置等の検査の結果」(本院が既往の検査報告に掲記した不当事項及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に関して、当局において執られた是正措置の状況及び処置の履行状況についての検査の結果)

##### (2) 第4章「国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」

- ア 「国会及び内閣に対する報告」(会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に報告した事項)
- イ 「国会からの検査要請事項に関する報告」(国会法(昭和22年法律第79号)第105条の規定による会計検査の要請を受けて検査した事項について会計検査院法第30条の3の規定により国会に報告した検査の結果)
- ウ 「特定検査対象に関する検査状況」(本院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認めた特定の検査対象に関する検査の状況)
- エ 「国民の関心の高い事項等に関する検査状況」(本院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認めた国民の関心の高い事項等に関する検査の状況)
- オ 「特別会計財務書類の検査」(特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第19条第2項の規定による特別会計財務書類の検査)

##### (注) 会計検査院法

第30条の2 会計検査院は、第34条又は第36条の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項その他特に必要と認める事項については、随時、国会及び内閣に報告することができる。

第30条の3 会計検査院は、各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会から国会法(昭和22年法律第79号)第105条(同法第54条の4第1項において準用する場合を含

む。)の規定による要請があったときは、当該要請に係る特定の事項について検査を実施してその結果を報告することができる。

第34条 会計検査院は、検査の進行に伴い、会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事項がある場合には、直ちに、本属長官又は関係者に対し当該会計経理について意見を表示し又は適宜の処置を要求し及びその後の経理については是正改善の処置をさせることができる。

第36条 会計検査院は、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認めるときは、主務官庁その他の責任者に意見を表示し又は改善の処置を要求することができる。

上記(1)のア、イ及びウ並びに(2)のア、イ及びウの事項等の件数及び金額は、表1のとおりである。

表1 事項等別検査結果の概要

事 項 等	件 数	指 摘 金 額 (背 景 金 額) <sup>注(1)</sup>
不 当 事 項	470 件	543 億 7907 万円
意見を表示し又は処置を要求した事項	第34条 28 件	<27 件分> 1531 億 5899 万円 ( 11 億 8512 万円)
	第34条及び第36条 <sup>注(2)</sup> 4 件	< 3 件分> 31 億 7706 万円 47 億 9828 万円 1 兆 6383 億円 17 億 4908 万円
	第36条 <sup>注(2)</sup> 45 件	<26 件分> 1970 億 0959 万円 4927 億 1089 万円 12 億 0392 万円 15 億 9796 万円 6 億 7144 万円 71 億 5159 万円 53 億 2247 万円 59 億 8903 万円 1164 億円 146 億 6748 万円 30 億 0726 万円 3401 億 6637 万円 83 億 8622 万円 63 億 9947 万円 83 億 3191 万円 8 億 9651 万円 252 億 3358 万円 31 億 0050 万円 21 億 0100 万円 2448 億 6000 万円 119 億 0781 万円 243 億 5465 万円 81 億 9651 万円 60 億 5777 万円 42 億 3179 万円
小 計	77 件	<56 件分> 3533 億 4564 万円

事 項 等	件 数	指 摘 金 額 (背 景 金 額) <sup>注(1)</sup>
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	注(2) 64 件	<63 件分> 1188 億 2127 万円 257 億 8647 万円 215 億 0912 万円 1 億 4700 万円 132 億 3587 万円 125 億 7455 万円 1 億 7185 万円 1 億 0343 万円 1 億 7126 万円
事 項 計	611 件	<589 件分> <sup>注(3)</sup> 4907 億 4510 万円
国会及び内閣に対する報告	注(4) 8 件	—
国会からの検査要請事項に関する報告	6 件	—
特定検査対象に関する検査状況	7 件	—
総 計	注(5) 630 件	<589 件分> <sup>注(3)</sup> 4907 億 4510 万円

注(1) 指摘金額・背景金額 指摘金額とは、租税や社会保険料等の徴収不足額、工事や物品調達等に係る過大な支出額、補助金等の過大交付額、管理が適切に行われていない債権等の額、有効に活用されていない資産等の額、計算書や財務諸表等に適切に表示されていなかった資産等の額等である。

背景金額とは、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認める場合や、政策上の問題等から事業が進捗せず投資効果が発現していない事態について問題を提起する場合等において、上記の指摘金額を算出することができないときに、その事態に関する支出額や投資額等の全体の額を示すものである。なお、背景金額は個別の事案ごとにその捉え方が異なるため、金額の合計はしていない。

注(2) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」には、指摘金額と背景金額の両方があるものが計 14 件ある。

注(3) 「不当事項」と「意見を表示し又は処置を要求した事項」の両方で取り上げているものがあり、それぞれその金額の重複分を控除しているため、各事項の金額を合計しても計欄の金額とは一致しない。

注(4) 「国会及び内閣に対する報告」のうち 2 件は「意見を表示し又は処置を要求した事項」として、第 3 章の「個別の検査結果」に掲記しており、件数が重複している。

注(5) 件数の合計に当たっては、注(4)の重複分(2 件)を控除している。

## 2 第3章の「個別の検査結果」の概要

第3章の「個別の検査結果」に掲記した事項等のうち、不当事項、意見を表示し又は処置を要求した事項及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項について、省庁等別にその件数、金額を示すと表2のとおりである。

表2 省庁等別事項別検査結果の概要

事項 省庁又は団体名	不当事項		意見を表示し又は処置を要求した事項 注(1)、注(2)		本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 注(2)		計 注(2)	
	件		件		件		件	
裁判所	1	1198万円					1	1198万円
内閣府 (内閣府本府)	2	2477万円					2	2477万円
同 (消費者庁)					1	907万円	1	907万円
復興庁	1	610万円					1	610万円
総務省	16	7410万円	③④ 2 ③⑥ 1	7億8817万円 (4927億1089万円)	1	6億1516万円	20	14億7743万円 (4927億1089万円)
法務省	5	342億2374万円	③④ 2 ③⑥ 1	802億7780万円 5億9965万円	1	6613万円	9	注(7) 809億6535万円
外務省			注(3)、注(8) ③⑥ 1	注(3) 698万円 (12億0392万円)	注(3)、注(8) 2	注(3) 2億7103万円 (257億8647万円)	注(3)、注(8) 3	注(3) 2億7801万円 (12億0392万円) (257億8647万円)
財務省	1	3億9719万円	③④ 1	154億6510万円	2	10億0351万円	4	168億6580万円
文部科学省	24	注(4) 24億5507万円	③④ 1 注(8) ③⑥ 5	2億3446万円 18億0897万円 (15億9796万円) (6億7144万円) (71億5159万円)	1	6億8770万円	注(8) 31	注(7) 51億8620万円 (15億9796万円) (6億7144万円) (71億5159万円)
厚生労働省	265	103億4905万円	注(5) ③④ 7 注(8) ③④・③⑥ 1 ③⑥ 4	注(5) 199億9588万円 15億6888万円 (47億9828万円) 54億5460万円 (53億2247万円)	注(8) 2	27億3637万円 (215億0912万円)	注(5)、注(8) 279	注(5)、注(7) 386億7684万円 (47億9828万円) (53億2247万円) (215億0912万円)
農林水産省	注(6) 56	注(6) 7億6317万円	③④・③⑥ 1 ③⑥ 4	12億3481万円 329億5787万円 (59億8903万円)	注(8) 7	7億8298万円 (1億4700万円) (132億3587万円)	注(8) 68	注(7) 357億3546万円 (59億8903万円) (1億4700万円) (132億3587万円)
経済産業省	5	3億8778万円	③⑥ 2	700億3614万円	1	449億1384万円	8	1153億3776万円
国土交通省	34	17億4579万円	③④ 3 ③④・③⑥ 1 注(8) ③⑥ 5	3億7958万円 (11億8512万円) (1兆6383億円) 31億4210万円 (1164億円) (146億6748万円) (30億0726万円)	3	25億3332万円	注(8) 46	78億0079万円 (11億8512万円) (1兆6383億円) (1164億円) (146億6748万円) (30億0726万円)

事項 省庁又は団体名	件	不当事項	意見を表示し又は処置を要求した事項 注(1)、注(2)		本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 注(2)		計 注(2)
			件		件		
環境省	7	3691万円			1	9億3995万円	8 9億7686万円
防衛省			③④ 4 注(8) ③④・③⑥ 1 注(8) ③⑥ 2	168億1609万円 3億7337万円 (17億4908万円) 518億5586万円 (3401億6637万円)	注(8) 6	351億4426万円 (125億7455万円)	注(8) 13 1041億8958万円 (17億4908万円) (3401億6637万円) (125億7455万円)
株式会社日本政策金融公庫			③④ 1	7億5600万円			1 7億5600万円
日本私立学校振興・共済事業団	6	1779万円					6 1779万円
日本中央競馬会					1	5339万円	1 5339万円
東日本高速道路株式会社			③⑥ 1	(83億8622万円)	注(8) 2	6424万円 (1億7185万円)	注(8) 3 6424万円 (83億8622万円) (1億7185万円)
中日本高速道路株式会社			③⑥ 1	(63億9947万円)	注(8) 2	3824万円 (1億0343万円)	注(8) 3 3824万円 (63億9947万円) (1億0343万円)
西日本高速道路株式会社			③⑥ 1	(83億3191万円)	注(8) 2	8503万円 (1億7126万円)	注(8) 3 8503万円 (83億3191万円) (1億7126万円)
本州四国連絡高速道路株式会社			③⑥ 1	(8億9651万円)			1 (8億9651万円)
日本郵政株式会社			③④ 1	18億9459万円			1 18億9459万円
日本年金機構	1	122万円	注(5) ③④ 1 ③⑥ 1	注(5) (252億3358万円)			注(5) 3 122万円 (252億3358万円)
独立行政法人酒類総合研究所	1	366万円					1 366万円
独立行政法人国立青少年教育振興機構					1	4872万円	1 4872万円
独立行政法人物質・材料研究機構					1	892万円	1 892万円
独立行政法人放射線医学総合研究所	1	2894万円					1 2894万円
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構					1	2484万円	1 2484万円
独立行政法人製品評価技術基盤機構					1	3493万円	1 3493万円

第1章 第2節 第1 事項等別の検査結果

事 項 省庁又は団体名	不 当 事 項		意見を表示し又は処 置を要求した事項 注(1)、注(2)		本院の指摘に基づき 当局において改善の 処置を講じた事項 注(2)		計 注(2)	
	件		件		件		件	
独立行政法人 国立環境研 究 所					1	980万円	1	980万円
独立行政法人 国立印刷局	2	1052万円			1	1億4600万円	3	1億5652万円
独立行政法人 国民生活セ ン ター					1	2億6494万円	1	2億6494万円
独立行政法人 農 畜 産 業 振 興 機 構	1	1824万円	③4	1 26億9827万円			2	27億1651万円
独立行政法人 国際協力機構			注(3) ③6	1 注(3)	注(3) 1	注(3)	注(3) 2	注(3)
独立行政法人 国際交流基金	1	4370万円			1	4556万円	2	8926万円
独立行政法人 科 学 技 術 振 興 機 構					1	4億6201万円	1	4億6201万円
独立行政法人 日 本 学 術 振 興 会	1	189万円			1	2億3240万円	2	2億3429万円
独立行政法人 理化学研究所					2	8億8892万円	2	8億8892万円
独立行政法人 日本スポーツ 振興センター			③6	1 (31億0050万円)			1	(31億0050万円)
独立行政法人 日本芸術文化 振 興 会			③6	1 (21億0100万円)			1	(21億0100万円)
独立行政法人 国立重度知的 障害者総合施 設のぞみの園			③6	1 1億8920万円			1	1億8920万円
独立行政法人 日 本 貿 易 振 興 機 構					1	1599万円	1	1599万円
独立行政法人 鉄 道 建 設 ・ 運 輸 施 設 整 備 支 援 機 構	1	480万円			1	1億2270万円	2	1億2750万円
独立行政法人 自 動 車 事 故 対 策 機 構					1	1715万円	1	1715万円
独立行政法人 情 報 処 理 推 進 機 構			③6	1 52億円			1	52億円
独立行政法人 石 油 天 然 ガ ス ・ 金 属 鉱 物 資 源 機 構					1	1億9800万円	1	1億9800万円

事 項 省庁又 は団体名	不 当 事 項		意 見 を 表 示 し 又 は 処 置 を 要 求 し た 事 項 注(1)、注(2)		本 院 の 指 摘 に 基 づ き 当 局 に お い て 改 善 の 処 置 を 講 じ た 事 項 注(2)		計 注(2)	
	件		件		件		件	
独立行政法人 労働者健康 福祉機構			③⑥ 1	8億9703万円	2	2億3041万円	3	11億2744万円
独立行政法人 国立病院機構	1	771万円					1	771万円
独立行政法人 国立高等専門 学校機構	1	注(4) 1億6759万円	③④ 1 ③⑥ 1	8億6320万円 13億7880万円			3	注(7) 22億4200万円
独立行政法人 中小企業基盤 整備機構			③⑥ 1	(2448億6000万円)			1	(2448億6000万円)
独立行政法人 都市再生機構	1	1756万円	③⑥ 1	34億8567万円	1	1億2303万円	3	36億2626万円
独立行政法人 奄美群島振興 開発基金			③④ 1	1億8867万円			1	1億8867万円
独立行政法人 日本高速道路 保有・債務 返済機構	1	30億3881万円	③⑥ 1	190億3030万円			2	220億6911万円
独立行政法人 日本原子力 研究開発機構					2	3億6268万円	2	3億6268万円
独立行政法人 年金・健康 保険福祉施設 整理機構	1	741万円	注(8) ③⑥ 1	5億4897万円 (119億0781万円)			注(8) 2	5億5638万円 (119億0781万円)
独立行政法人 国立がん研究 センター	17	1874万円					17	1874万円
独立行政法人 国立循環器病 研究センター			③⑥ 1	4億1745万円			1	4億1745万円
独立行政法人 国立精神・ 神経医療研究 センター					1	1999万円	1	1999万円
独立行政法人 国立成育医療 研究センター					1	2673万円	1	2673万円
独立行政法人 国立長寿医療 研究センター	1	1105万円			1	757万円	2	1862万円
国立大学法人 東北大学			③⑥ 1	(243億5465万円)			1	(243億5465万円)
国立大学法人 福島大学	1	352万円					1	352万円
国立大学法人 群馬大学	1	370万円					1	370万円
国立大学法人 千葉大学	1	5051万円					1	5051万円

第1章 第2節 第1 事項等別の検査結果

事 項 省庁又は団体名	不 当 事 項		意見を表示し又は処 置を要求した事項 注(1)、注(2)		本院の指摘に基づき 当局において改善の 処置を講じた事項 注(2)		計 注(2)	
	件		件		件		件	
国立大学法人 横浜国立大学	1	1352万円					1	1352万円
国立大学法人 福 井 大 学	1	1311万円					1	1311万円
国立大学法人 奈良女子大学	1	2334万円					1	2334万円
国立大学法人 山 口 大 学	1	1564万円					1	1564万円
国立大学法人 愛 媛 大 学	1	929万円					1	929万円
国立大学法人 鹿 児 島 大 学	1	930万円					1	930万円
国立大学法人 琉 球 大 学	1	1443万円					1	1443万円
国立大学法人 富 山 大 学	1	371万円					1	371万円
大学共同利用 機関法人人間 文化研究機構	1	871万円					1	871万円
大学共同利用 機関法人高工 ネルギー加速 器 研 究 機 構	1	312万円					1	312万円
日本電信電話 株 式 会 社					1	56億3400万円	1	56億3400万円
首都高速道路 株 式 会 社			③⑥	1 (81億9651万円)			1	(81億9651万円)
阪神高速道路 株 式 会 社			③⑥	1 (60億5777万円)			1	(60億5777万円)
四国旅客鉄道 株 式 会 社			③⑥	1 (42億3179万円)			1	(42億3179万円)
エヌ・ティ・ ティ・コミュニ ケーション ズ 株 式 会 社					1	43億6890万円	1	43億6890万円
東日本電信 電話株式会社					1	150億9925万円	1	150億9925万円
西日本電信 電話株式会社					1	1億3229万円	1	1億3229万円
郵 便 局 株 式 会 社	1	2億3917万円					1	2億3917万円
日 本 郵 便 株 式 会 社			③④	1 111億8320万円			1	111億8320万円
株 式 会 社 ゆうちょ銀行			③④	1 14億2151万円			1	14億2151万円
株式会社かん ぽ 生 命 保 険	1	1億0862万円	③④	1 1億9647万円			2	3億0509万円

省庁又は団体名	不当事項	意見を表示し又は処置を要求した事項 注(1)、注(2)	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 注(2)		計 注(2)
			件	金額	
独立行政法人 原子力安全 基盤機構			1	3億5132万円	1 3億5132万円
合計	470 543億7907万円 注(4)	77 3533億4564万円 注(3) 注(5)	64 1188億2127万円 注(3)	611 4907億4510万円 注(3) 注(5) 注(7)	

注(1) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」の件数欄の㉔は会計検査院法第34条によるもの、㉕は会計検査院法第36条によるものを示している。

注(2) ( )内の金額は背景金額であり、個別の事案ごとにその捉え方が異なるため金額の合計はしていない。

注(3) 外務省及び独立行政法人国際協力機構のうち「意見を表示し又は処置を要求した事項」各1件と「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」各1件は、外務省及び独立行政法人国際協力機構の両方に係る指摘であり、金額は外務省のみに計上している。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(4) 文部科学省のうち3件及び独立行政法人国立高等専門学校機構の1件は、文部科学省及び独立行政法人国立高等専門学校機構の両方に係る指摘であり、金額の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(5) 厚生労働省のうち1件及び日本年金機構の1件は、厚生労働省及び日本年金機構の両方に係る指摘であり、金額は厚生労働省のみに計上している。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(6) 農林水産省の「不当事項」には、「役務・補助金」と「補助金」の両方に掲記している事態が2件あり、件数及び金額の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(7) 「不当事項」と「意見を表示し又は処置を要求した事項」の両方で取り上げているもの(①刑事施設等の施設整備に係る歳出予算及び国庫債務負担行為の執行に関するもの(103ページ及び111ページ参照)、②刑事施設等の常勤医師の外部研修に関するもの(105ページ及び117ページ参照)、③国立高等専門学校における物品の購入等に関するもの(167ページ、754ページ及び756ページ参照)、④雇用保険の雇用調整助成金に関するもの(223ページ及び302ページ参照)、⑤国民健康保険の療養給付費負担金及び財政調整交付金に関するもの(246ページ、251ページ及び297ページ参照)、⑥厚生労働科学研究費補助金に関するもの(266ページ及び312ページ参照)、⑦農地・水保管理支払交付金に関するもの(373ページ及び403ページ参照))があり、それぞれその金額の重複分を控除しているので、各事項の金額を集計しても計欄の金額とは一致しない。

注(8) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」には、指摘金額と背景金額の両方があるものが計14件ある。

以上の各事項計611件について、事項別に、その件名等を示すと次の(1)、(2)及び(3)のとおりである。

(1) 不当事項

計 470 件 543 億 7907 万余円

「不当事項」を収入、支出の別に分類して、態様別に示すと、次のとおりである。なお、「不当事項」として掲記した事態については、会計検査院法第 34 条の規定により適宜の処置を要求し又は是正改善の処置を求めた事項に係る事態及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」中会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事態と併せて、同法第 31 条の規定等による懲戒処分の要求及び同法第 32 条の規定等による弁償責任の検定について検討を行うこととなる。

ア 収入に関するもの

計 19 件 47 億 6593 万余円

省庁又は団体名	予 算 理 件	租 税 件	保 険 料 件	物 件 件	不 行 正 為 件	そ の 他 件	計 件
財 務 省		1					1
厚 生 労 働 省			2	1		1	4
日 本 年 金 機 構					1		1
国 立 大 学 法 人 学 福 島 大 学	1						1
国 立 大 学 法 人 学 群 馬 大 学	1						1
国 立 大 学 法 人 学 千 葉 大 学	1						1
国 立 大 学 法 人 学 横 浜 大 学	1						1
国 立 大 学 法 人 学 福 井 大 学	1						1
国 立 大 学 法 人 学 奈 良 大 学	1						1
国 立 大 学 法 人 学 山 口 大 学	1						1
国 立 大 学 法 人 学 愛 媛 大 学	1						1
国 立 大 学 法 人 学 鹿 児 島 大 学	1						1
国 立 大 学 法 人 学 琉 球 大 学	1						1
国 立 大 学 法 人 学 富 山 大 学	1						1
大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 人 間 文 化 研 究 機 構	1						1
大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 高 エ ネ ル ギ ー 加 速 器 研 究 機 構	1						1
計	13	1	2	1	1	1	19

- (ア) 予算経理 13件 1億7194万余円  
 <会計経理が適正を欠いていたもの>  
 ○国立大学法人福島大学、国立大学法人群馬大学、国立大学法人千葉大学、国立大学法人横浜国立大学、国立大学法人福井大学、国立大学法人奈良女子大学、国立大学法人山口大学、国立大学法人愛媛大学、国立大学法人鹿児島大学、国立大学法人琉球大学、国立大学法人富山大学、大学共同利用機関法人人間文化研究機構、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構  
 ・教員等個人宛て寄附金の経理が不当と認められるもの(13件 1億7194万余円)  
(839 ページ記載)
- (イ) 租 税 1件 3億9719万余円  
 <租税の徴収が適正でなかったもの>  
 ○財 務 省  
 ・租税の徴収に当たり、徴収額に不足があったもの(1件 3億9719万余円)  
(139 ページ記載)
- (ウ) 保 険 料 2件 16億4671万余円  
 <保険料の徴収が適正でなかったもの>  
 ○厚生労働省  
 ・労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの(1件 3億9958万余円)  
(209 ページ記載)  
 ・健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの(1件 12億4712万余円)  
(211 ページ記載)
- (エ) 物 件 1件 332万余円  
 <使用料の徴収が適切でなかったもの>  
 ○厚生労働省  
 ・国の庁舎の一部を、使用許可を行わないまま使用させていたなどのため、使用料の徴収額が不足していたもの(1件 332万余円)  
(218 ページ記載)
- (オ) 不正行為 1件 122万余円  
 <現金が領得されたもの>  
 ○日本年金機構  
 ・職員の不正行為による損害が生じたもの(1件 122万余円)  
(676 ページ記載)
- (カ) そ の 他 1件 25億4552万余円  
 <基金廃止時の国庫への返還額が過小となっていたもの>  
 ○厚生労働省  
 ・国庫補助金により設置造成した基金を廃止するに当たり、基金廃止時の返還額が過小となっていたもの(1件 25億4552万余円)  
(270 ページ記載)

イ 支出に関するもの

計 449 件 465 億 6233 万余円 <sup>注(1)、注(2)</sup>

第1章 第2節 第1 事項等別の検査結果

省庁又は団体名	予算 経理	予算 経理・ 役務	予算 経理・ 補助 金	工事	物件	役務	役務 ・ 補助 金	保険 給付	医療 費	補助 金	不正 行為	その他	計
	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
内閣府(内閣府本府)										2			2
復興庁						1							1
総務省										6		10	16
法務省	5												5
文部科学省						1				23			24
厚生労働省	2							7	2	248		2	261
農林水産省						1	2			51		4	注(2) 56
経済産業省						1				4			5
国土交通省	12			2						19	1		34
環境省										7			7
日本私立学校 振興・共済事業団										6			6
独立行政法人 酒類総合研究所					1								1
独立行政法人 放射線医学総合研究所					1								1
独立行政法人 国立印刷局	1				1								2
独立行政法人 農畜産業振興機構										1			1
独立行政法人 国際交流基金						1							1
独立行政法人 日本学術振興会										1			1
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設 整備支援機構						1							1
独立行政法人 国立病院機構	1												1
独立行政法人 国立高等専門学校 機構	1												1
独立行政法人 都市再生機構				1									1
独立行政法人 年金・健康保険福祉 施設整備機構				1									1
独立行政法人 国立研究機関			17										17

省庁又は団体名	予算 経理	予算 経理・ 役務	予算 経理・ 補助 金	工事	物件	役務	役務 ・ 補助 金	保険 給付	医療 費	補助 金	不正 行為	その 他	計
	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
独立行政法人 国立長寿医療研 究センター		1											1
郵便局 株式会社	1												1
株式会社 かんぽ生命保 険						1							1
計	23	1	17	4	3	7	2	7	2	368	1	16	注(2) 449

注(1) 文部科学省の「補助金」3件及び独立行政法人国立高等専門学校機構の「予算経理」1件は、文部科学省及び独立行政法人国立高等専門学校機構の両方に係る指摘であり、金額の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(2) 農林水産省において、同一の事態について「役務・補助金」と「補助金」の両方に掲記しているものが2件あり、件数及び金額の合計に当たっては、その重複分を控除している。

(ア) 予算経理

23件 373億2048万余円

<会計経理が適正を欠いていたもの>

○法務省

- ・ 刑事施設等の整備に係る歳出予算及び国庫債務負担行為の執行が会計法令及び予算に違反していたもの(1件 341億8493万余円) (103ページ記載)
- ・ 刑事施設等の常勤医師が、許可を受けて行うこととされている外部研修を行っておらず、正規の勤務時間中に勤務していなかったのに、勤務しなかった時間に係る給与を減額することなく支給していたもの(4件 3881万余円) (105ページ記載)

○厚生労働省

- ・ 資金前渡官吏が行う前渡資金に係る事務において、現金出納簿への登記等が行われていなかったり、俸給及び諸手当の算定等に係る事務において、給与が過大支給又は支給不足になっていたりしていたもの(1件 12億3014万余円) (214ページ記載)
- ・ 研究用物品の購入に当たり、研究者が業者に虚偽の関係書類を作成させ、国立医薬品食品衛生研究所に架空の取引に係る購入代金を支払わせるなど不適正な会計経理を行っていたもの(1件 494万余円) (216ページ記載)

○国土交通省

- ・ 官庁営繕事業において、設計意図伝達業務を契約の締結前に実施させるなど不適正な会計経理を行って契約金額を支払っていたもの(1件 4267万余円) (480ページ記載)
- ・ 船舶修理等の実施に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って航空機及船舶運航費等を支払っていたもの(11件 14億0096万余円) (481ページ記載)

○独立行政法人国立印刷局

- ・ 常勤医師が取得した研究日において研究等先の医療機関等から報酬を得ていた場合は、研究日とは認められず、正規の勤務時間を勤務したとみなすことはできないのに、当該

時間に係る給与を減額することなく支給していたもの(1件 352 万余円)

(695 ページ記載)

○独立行政法人国立病院機構

- ・深夜における業務に従事した職員に対する夜間看護等手当及び夜勤手当の支給が過大となっていたもの(1件 771 万余円)

(750 ページ記載)

○独立行政法人国立高等専門学校機構

- ・物品の購入等に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って購入代金を支払っていたもの(1件 1 億 6759 万余円)

(754 ページ記載)

○郵便局株式会社

- ・物品及び役務の調達に係る契約の締結に当たり、特定の入札参加希望者に対してだけ提示した金額を予定価格として入札を実施し、当該入札参加希望者が予定価格と同額で落札するなどして、予定価格が他に漏れることのないように定めた規定に反し、公正な競争の執行を妨げていたもの(1件 2 億 3917 万余円)

(858 ページ記載)

(イ) 予算経理・役務

1 件 1105 万余円

<会計経理が適正を欠いていたもの及び委託費の支払が過大となっていたもの>

○独立行政法人国立長寿医療研究センター

- ・研究事業等の実施に当たり、前年度等に納入された研究用物品に係る購入代金を対象経費に計上していたため、長寿医療研究開発費等の支払額が過大になっていたもの(1件 1105 万余円)

(832 ページ記載)

(ウ) 予算経理・補助金

17 件 1874 万余円

<会計経理が適正を欠いていたもの及び補助事業の経理が不当なもの>

○独立行政法人国立がん研究センター

- ・研究用物品の購入に当たり、研究者が業者に虚偽の関係書類を作成させ、所属する研究機関に架空の取引に係る購入代金を支払わせる不適正な会計経理を行っていたもの(17 件 1874 万余円)

(821 ページ記載)

(エ) 工 事

4 件 3874 万余円

<設計が適切でなかったもの>

○国土交通省

- ・道路の舗装工の実施に当たり、設計が適切でなかったため、施工した道路の路面に高低差が生じていて、安全かつ円滑な交通が十分確保されていなかったもの(1件 300 万円)

(485 ページ記載)

○独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構

- ・空気調和設備の冷却塔の更新工事に当たり、条例の騒音規制を考慮した設計となっていなかったため、設置した設備が稼働できず工事の目的を達していなかったもの(1件 741 万余円)

(798 ページ記載)

<工事費の支払が適正を欠いていたもの>

○独立行政法人都市再生機構

- ・テレビ電波受信障害の防除対策を行う業務をケーブルテレビ事業者に移管する契約において、工事等の一部が実施されていないのに、その履行状況の確認等を行うことなく支払を行っていたもの(1件 1756 万余円)

(772 ページ記載)

＜施工が適切でなかったもの＞

○国土交通省

- ・法面保護工事の実施に当たり、モルタル吹付工の施工が設計と著しく相違していて、工事の目的を達していなかったもの(1件 1077 万余円) (484 ページ記載)

(オ) 物 件 3 件 3961 万余円

＜検査が適切でなかったもの＞

○独立行政法人放射線医学総合研究所

- ・放射線に関する正確な知識を普及するために制作されたビデオ映像が、契約の内容に適合しておらず、制作の目的を達していなかったもの(1件 2894 万余円)

(689 ページ記載)

＜支払額が過大となっていたもの＞

○独立行政法人国立印刷局

- ・一般旅券冊子用カーフの購入契約における予定価格の積算に当たり、原料の市場価格の変動率を誤って算定していたため、支払額が過大となっていたもの(1件 700 万円)

(697 ページ記載)

＜仕様が適切でなかったもの＞

○独立行政法人酒類総合研究所

- ・放射能検査機器の購入に当たり、必要な構成機器の検討が十分でなかったため、経済的な購入となっていなかったもの(1件 366 万余円)

(684 ページ記載)

(カ) 役 務 7 件 1 億 9073 万余円

＜委託費等の支払が過大となっていたもの＞

○農林水産省

- ・森林域における放射性物質流出抑制対策調査に係る委託事業の実施に当たり、他の受託業務等に係るレーザ計測の経費を含めるなどして委託費を支払っていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの(1件 1905 万余円)

(364 ページ記載)

○経済産業省

- ・産業人材裾野拡大支援事業の委託契約において、一般管理費の算定を誤ったため、委託費の支払額が過大となっていたもの(1件 448 万余円)

(458 ページ記載)

○株式会社かんぼ生命保険

- ・がん保険の契約管理システムのホスティングサービスに係る契約において、契約を締結する際に、がん保険の販売の見通しが立ってから本番稼働へ移行するように取り決めていなかったため、必要のないサービスを受けることになり、サービス料金を過大に支払っていたもの(1件 1 億 0862 万余円)

(861 ページ記載)

＜契約額等が割高となっていたもの＞

○復興庁

- ・自動車運行管理業務請負契約に係る予定価格の積算に当たり、労務単価の適用を誤るなどしていたため、支払額が割高となっていたもの(1件 610 万円)

(70 ページ記載)

○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

- ・機構情報ネットワークシステム管理等業務契約において、常駐作業員の月額単価の適用を誤ったため、契約額が割高となっていたもの(1件 480 万円)

(731 ページ記載)

＜事業の目的が達成されていないもの＞

○独立行政法人国際交流基金

- ・財務会計システムの開発に当たり、システム部門と業務部門とが連携しておらず、業務に必要な機能、性能等についての検討が十分でなかったことなどから、システムが業務に使用できないものとなっていて全く利用されていなかったもの(1件 4370 万余円)

(709 ページ記載)

＜委託費の会計経理が適正を欠いていたもの＞

○文部科学省

- ・科学技術試験研究委託事業に係る委託費の経理が不当と認められるもの(1件 396 万余円)

(162 ページ記載)

(キ) 役務・補助金

2件 4966 万余円

＜委託費の支払が過大となっていたもの並びに補助事業の実施及び経理が不当なもの＞

○農林水産省

- ・委託事業及び補助事業において、従事者に対して実際に支給した給与等の額に基づかずに人件費を算定するなどしていたため、委託費の支払額及び補助金の交付額が過大となっていたもの(2件 4966 万余円)

(366 ページ記載)

(ク) 保険 給付

7件 11 億 5960 万余円

＜保険の給付が適正でなかったもの＞

○厚生労働省

- ・労働者災害補償保険の休業補償給付の支給が適正でなかったもの(1件 991 万余円)
- ・雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの(1件 1544 万余円)
- ・雇用保険の雇用調整助成金の支給が適正でなかったもの(1件 10 億 5050 万余円)
- ・雇用保険の特定求職者雇用開発助成金(被災者雇用開発助成金)の支給が適正でなかったもの(1件 3604 万余円)
- ・雇用保険の事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の支給が適正でなかったもの(2件 2539 万余円)
- ・厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの(1件 2229 万余円)

(219 ページ記載)

(221 ページ記載)

(223 ページ記載)

(226 ページ記載)

(228 ページ記載)

(230 ページ記載)

(ケ) 医療 費

2件 9 億 5884 万余円

＜医療費の支払が過大となっていたもの＞

○厚生労働省

- ・医療費に係る国の負担が不当と認められるもの(1件 9 億 4847 万余円)
- ・労働者災害補償保険の療養の給付に要する診療費の支払が過大となっていたもの(1件 1036 万余円)

(232 ページ記載)

(241 ページ記載)

(ロ) 補助金

368件 65億7813万余円

<補助事業の実施及び経理が不当なもの>

○内閣府(内閣府本府)

- ・補助の対象とならないなどのもの(1件 2071万余円) (65ページ記載)
- ・補助の目的を達していなかったもの(1件 405万余円) (65ページ記載)

○総務省

- ・地域活性化・経済危機対策臨時交付金が過大に交付されていたもの(1件 660万余円) (73ページ記載)
- ・住民生活に光をそそぐ交付金が交付の対象とならない事業に交付されていたもの(1件 141万余円) (73ページ記載)
- ・地域情報通信基盤整備推進交付金等の交付対象事業費が過大に精算されていたなどのもの(2件 500万余円) (74ページ記載)
- ・地域情報通信技術利活用推進交付金事業の実施に当たり、デジタル案内板の整備費が過大になっていたもの(1件 241万余円) (75ページ記載)
- ・情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金事業の事業費を過大に精算していたもの(1件 114万余円) (76ページ記載)

○文部科学省

- ・公立高等学校授業料不徴収交付金が過大に交付されていたもの(1件 1371万余円) (164ページ記載)
- ・義務教育費国庫負担金が過大に交付されていたもの(4件 6億6995万余円) (165ページ記載)
- ・大学改革推進等補助金等が過大に交付されていたもの(3件 1610万余円) (167ページ記載)
- ・私立大学等研究設備整備費等補助金が過大に交付されていたもの(1件 1207万余円) (167ページ記載)
- ・私立大学等経常費補助金が過大に交付されていたもの(4件 15億6622万余円) (168ページ記載)
- ・私立大学等経常費補助金(私立大学教育研究高度化推進特別補助)が過大に交付されていたもの(2件 709万余円) (170ページ記載)
- ・私立学校施設整備費補助金(防災機能強化施設整備事業)が過大に交付されていたもの(3件 1698万余円) (170ページ記載)
- ・学校施設環境改善交付金が過大に交付されていたもの(2件 883万余円) (171ページ記載)
- ・国宝重要文化財等保存整備費補助金が過大に交付されていたもの(2件 1660万余円) (173ページ記載)
- ・史跡等購入費補助金が過大に交付されていたもの(1件 1億2351万余円) (174ページ記載)

○厚生労働省

- ・医療提供体制推進事業費補助金(医療提供体制設備整備事業に係る分)が過大に交付されていたもの(1件 635万余円) (244ページ記載)

第1章  
第2節  
第1  
事項等別の  
検査結果

- ・国民健康保険の療養給付費補助金が過大に交付されていたもの(3件 3424 万余円)  
(245 ページ記載)
- ・国民健康保険の療養給付費負担金が過大に交付されていたもの(94件 11 億 2418 万余円)  
(246 ページ記載)
- ・国民健康保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの(94件 7 億 2717 万余円)  
(251 ページ記載)
- ・児童保護費等負担金の国庫負担対象事業費が過大に精算されていたもの(10件 2468 万余円)  
(259 ページ記載)
- ・生活保護費等負担金が過大に交付されていたもの(11件 2785 万余円) (260 ページ記載)
- ・特別障害者手当等給付費負担金が過大に交付されていたもの(1件 397 万余円)  
(262 ページ記載)
- ・障害者自立支援給付費負担金が過大に交付されていたもの(8件 5 億 5612 万余円)  
(262 ページ記載)
- ・障害者医療費負担金が過大に交付されていたもの(2件 1358 万余円) (263 ページ記載)
- ・介護保険の普通調整交付金が過大に交付されていたもの(9件 2114 万余円)  
(264 ページ記載)
- ・厚生労働科学研究費補助金が過大に交付されていたもの(10件 6436 万余円)  
(266 ページ記載)
- ・緊急雇用創出事業臨時特例交付金及びふるさと雇用再生特別交付金により造成した基金を補助の目的外に使用していたもの(3件 1761 万余円) (267 ページ記載)
- ・保育対策等促進事業費補助金(延長保育促進事業に係る分)等が過大に交付されていたもの(2件 763 万余円)  
(269 ページ記載)
- 農林水産省
  - ・補助の対象とならないなどのもの(18件 6489 万余円) (370 ページ記載)
  - ・補助対象事業費を過大に精算するなどしていたもの(11件 2 億 4458 万余円)  
(376 ページ記載)
  - ・工事の設計が適切でなかったなどのもの(11件 2 億 0392 万余円) (381 ページ記載)
  - ・補助金で造成した基金の使用が適切でなかったもの(5件 4211 万余円)  
(390 ページ記載)
  - ・事業の一部を実施していなかったもの及び補助の対象とならないもの(2件 1 億 4475 万余円)  
(392 ページ記載)
  - ・補助金の交付額の算定が適切でなかったもの及び補助の対象とならないもの(1件 623 万余円)  
(394 ページ記載)
  - ・補助の目的を達していなかったもの(1件 213 万余円) (396 ページ記載)
  - ・工事の出来高が不足していたもの(1件 130 万余円) (397 ページ記載)
  - ・工事の施工が適切でなかったもの(1件 122 万余円) (397 ページ記載)
- 経済産業省
  - ・補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの(1件 2 億 1065 万余円)  
(461 ページ記載)

- ・補助対象事業費を過大に精算するなどしていたもの(1件 1億5000万余円)  
(462 ページ記載)
- ・補助事業により取得した財産を無断で処分するなどしていたもの(1件 2096 万余円)  
(463 ページ記載)
- ・補助の対象とならないもの(1件 167 万余円)  
(463 ページ記載)
- 国土交通省
  - ・補助金の交付額の算定が適切でなかったもの(11件 7881 万余円)  
(489 ページ記載)
  - ・工事の設計が適切でなかったもの(3件 2234 万余円)  
(495 ページ記載)
  - ・補助の対象とならないもの(2件 2079 万余円)  
(500 ページ記載)
  - ・工事の設計及び施工が適切でなかったもの(1件 1億5441 万余円)  
(501 ページ記載)
  - ・補助の目的を達していなかったもの(1件 569 万余円)  
(503 ページ記載)
  - ・補助の目的外に使用していたもの(1件 533 万余円)  
(503 ページ記載)
- 環 境 省
  - ・補助金で造成した基金の使用が適切でなかったもの(3件 2229 万余円)  
(569 ページ記載)
  - ・補助金を過大に交付していたもの及び補助の対象とならないもの(3件 1139 万円)  
(570 ページ記載)
  - ・補助の対象とならないもの(1件 323 万余円)  
(571 ページ記載)
- 日本私立学校振興・共済事業団
  - ・私立大学等経常費補助金の経理が不当と認められるもの(6件 1779 万余円)  
(639 ページ記載)
- 独立行政法人農畜産業振興機構
  - ・畜産経営維持緊急支援資金融通事業基金により実施した事業において、経営改善計画の検討が十分行われずに貸し付けられた緊急支援資金に係る利子補給金を交付したり、審査が十分行われずに承認された代位弁済を補填するための交付金を交付したりしていたもの(1件 1824 万余円)  
(699 ページ記載)
- 独立行政法人日本学術振興会
  - ・科学研究費補助金の経理が不当と認められるもの(1件 189 万余円)  
(711 ページ記載)
- (㉞) 不正行為 1件 99 万余円**  
 <国家賠償法に基づく賠償金の支払が生じたもの>
  - 国土交通省
    - ・職員の不正行為による損害が生じたもの(1件 99 万余円)  
(504 ページ記載)
- (㉟) そ の 他 16件 2億4460 万余円**  
 <交付税の交付が不当なもの>
  - 総 務 省
    - ・特別交付税の額の算定に当たり、算定の対象とならない経費を含めていたなどのため、特別交付税が過大に交付されていたもの(10件 5751 万円)  
(77 ページ記載)
  - <交付金の交付が過大となっていたもの>
    - 農林水産省
      - ・農業者戸別所得補償制度による畑作物の所得補償交付金が過大に交付されていたもの(3件 830 万余円)  
(400 ページ記載)

＜介護給付費等の支払が過大となっていたもの＞

○厚生労働省

- ・介護給付費に係る国の負担が不当と認められるもの(1件 1億0957万余円) (272 ページ記載)
- ・自立支援給付の介護給付費及び訓練等給付費に係る国の負担が不当と認められるもの(1件 6144万余円) (278 ページ記載)

＜負担金の支払が過大となっていたもの＞

○農林水産省

- ・筑波農林研究団地における研究用ほ場用水の取水のために利用する施設に係る負担金の支払に当たり、算定の基礎となる運転経費に維持管理経費を含めていたため、支払額が過大となっていたもの(1件 776万余円) (399 ページ記載)

ウ 収入支出以外に関するもの 計 2件 30億5079万余円

省庁又は団体名	予 算 経 理	不 正 行 為	計
裁 判 所	件	1 件	1 件
独 立 行 政 法 人 日 本 高 速 道 路 保 有 ・ 債 務 返 済 機 構	1		1
計	1	1	2

(ア) 予算経理 1件 30億3881万余円

＜会計経理が適正を欠いていたもの＞

○独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

- ・日本道路公団から承継し、供用されないままとなっているトンネル等が資産計上されていなかったため、財務諸表の表示が適正を欠いていたもの(1件 30億3881万余円) (787 ページ記載)

(イ) 不正行為 1件 1198万円

＜現金が領得されたもの＞

○裁判所

- ・職員の不正行為による損害が生じたもの(1件 1198万円) (61 ページ記載)

(2) 意見を表示し又は処置を要求した事項 計 77件

ア 会計検査院法第34条の規定によるもの 28件

(ア) 適宜の処置を要求したもの 1件

○法務省

- ・刑事施設等における防災用移動式炊事機器の整備に当たり、配置する台数を施設の規模等に応じたものとする事により、災害時に必要とされる施設において有効に活用されるよう適宜の処置を要求したもの (1件 指摘金額 1585万円) (108 ページ記載)

(イ) 適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

9 件

○厚生労働省

- ・生活保護事業の実施に当たり、単身世帯の被保護者が死亡した場合において、保護の廃止に伴い過払いとなった保護費及び葬祭扶助に係る取扱いが適切なものとなるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

(1 件 指摘金額 3 億 1666 万円)

(286 ページ記載)

- ・施設等機関における重要物品を適正に管理したり、科学研究費補助金により購入した設備品を速やかに国に寄附させて国の物品として管理したりするなどして、物品管理簿及び内部物品報告書を重要物品の現況を反映した正確なものとするよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

(1 件 指摘金額 54 億 2611 万円)

(291 ページ記載)

○厚生労働省及び日本年金機構

- ・不正受給疑い事案における徴収金等債権について、債権の確定等を速やかに行うとともに、事務処理の円滑な実施に向けてより一層の体制整備を図るなどして事務処理を適切かつ迅速に実施するよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

(1 件 指摘金額 1 億 4879 万円)

(281、676 ページ記載)

○国土交通省

- ・既設橋りょうの耐震補強工事の設計について、橋脚の基礎部分に与える影響を考慮した工法選定を行うことなどにより、橋脚の基礎部分を含めて橋りょう全体としての耐震性能を確保できるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

(1 件 指摘金額 9618 万円)

(505 ページ記載)

○防 衛 省

- ・防衛装備品等の調達に関する履行中の契約のうち、資料の信頼性確保に関する特約条項が付されていないなどの契約について、特約条項を付すことができるよう契約相手方と協議するなどするとともに、会計経理に関する内部統制を十分機能させることなどにより、特約条項の取扱いが適切に行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

(1 件 指摘金額 75 億 7514 万円)

(577 ページ記載)

- ・潜水艦用ディーゼル機関に使用される接続棒大端部軸受の製造請負契約等が適切に履行されていなかったことが判明した後、適切な処置が執られていなかった事態について、<sup>かし</sup>瑕疵、損害の有無等の調査及び検証を行うなどして、契約の適正な履行の一層の確保を図るよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

(1 件 指摘金額 1 億 7205 万円)

(582 ページ記載)

- ・火薬庫保有会社に保管させている防衛火工品について、保管契約を変更するなどして管理体制を整備することなどにより、物品管理法等に基づいた管理を適切に行うよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 88億8517万円)

(588ページ記載)

○独立行政法人農畜産業振興機構

- ・肉用牛肥育経営緊急支援事業における未返還の支援金相当額について、返還が速やかに行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 26億9827万円)

(701ページ記載)

○独立行政法人奄美群島振興開発基金

- ・求償権損害金を求償権時効管理簿において管理することなどにより、同損害金の納入督促、時効中断の措置等が適切に行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 1億8867万円)

(784ページ記載)

(ウ) 是正改善の処置を求めたもの

18件

○総務省

- ・特別交付税の額の算定に当たり、過疎債ソフト経費を含めることによる地方財政措置の重複が生じないよう確認を適切に行うなどして、その算定が適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 1億6246万円)

(79ページ記載)

- ・震災復興特別交付税の額の算定に当たり、一般単独災害復旧経費の算定対象となる経費の確認を適切に行うなどして、その算定が適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 6億2571万円)

(84ページ記載)

○法務省

- ・刑事施設等の整備に係る予算の執行等に当たり、会計事務担当者に対して会計法令等における基本的事項について周知徹底を図るなどするとともに、予算の執行段階における統制を十分に機能させることにより、予算の執行等が適正に行われるよう是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 802億6195万円)

(111ページ記載)

○財務省

- ・官庁会計システムを利用した国庫債務負担行為に係る事務処理の作業手順を見直すなどして誤びゅう発生を防止するための取組を行うことにより、債務に関する計算書の計数の正確性が確保されるよう是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 154億6510万円)

(145ページ記載)

[本件については、会計検査院法第30条の2の規定により、平成25年7月29日に、国会及び内閣に報告している。]

○文部科学省

- ・義務教育費国庫負担金を算定するために各都道府県が作成する基礎資料において、育児休業代替教職員の実数及び標準学級数を適切に算定するための注意事項等を明示す

ることなどにより、同負担金の交付額の算定が適正に行われるよう是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 2億3446万円)

(175ページ記載)

#### ○厚生労働省

- ・国民健康保険の療養給付費負担金及び財政調整交付金の交付額の算定に当たり、定額制の負担軽減措置を実施した市町村において減額調整率を適用する際に必要となる負担軽減措置対象者の負担割合の算定方法を具体的に示して都道府県を通じて市町村に対して周知することなどにより、その交付額の算定が適正なものとなるよう是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 16億7824万円)

(297ページ記載)

- ・雇用調整助成金に係る事業所訪問調査について、調査項目や確認方法を明確にするなどして不正受給防止の実効性の確保を図るよう是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 28億6012万円)

(302ページ記載)

- ・国が都道府県に委託して実施している離職者事業の資格取得コースについて、見積単価と一般講座の授業料等を基に算出する一般単価とを比較するなどしてより経済的な契約単価で再委託契約を締結するよう要領等に具体的に示すことなどにより、より経済的に実施するよう是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 5億4562万円)

(307ページ記載)

- ・研究費の使用等に関して、国の会計法令に準じた内部規程を整備して、これに従って物品の発注業務等を行うことなどにより、試験研究機関に所属する研究者に交付された厚生労働科学研究費補助金の経理等が適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 90億2034万円)

(312ページ記載)

#### ○国土交通省

- ・国が管理する国道のトンネルの維持管理に当たり、トンネル本体工及び換気設備の定期点検を点検要領等に基づき確実に実施するなどして、トンネルの維持管理を適切に行うよう是正改善の処置を求めたもの

(1件 背景金額 11億8512万円)

(508ページ記載)

- ・国が管理する国道のトンネルに設置したジェットファンについて、新基準に基づくジェットファンの必要性等について検討を行い、不要となったジェットファンを新設トンネル等に転用することにより、有効活用を図るよう是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 2億8340万円)

(513ページ記載)

#### ○防衛省

- ・診療委託費に係る療養の給付等の原因が第三者行為に該当するかどうかを確認及び検討した記録を保存することなどにより、診療委託費に係る債権管理等が適時適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 1億8373万円)

(592ページ記載)

○株式会社日本政策金融公庫

- ・移転登記業務に係る委託契約について、公正性、透明性及び競争性を確保するよう、契約の対象をまとめて一般競争契約とする是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 7億5600万円)

(635ページ記載)

○日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命保険

- ・特定調達に係る契約を締結するに当たり、一般競争に付すなどのWTO手続に従った契約事務を行うことなどにより、透明性及び公正性を確保し、競争の利益を享受できるように是正改善の処置を求めたもの

{	4件 指摘金額	日本郵政株式会社	18億9459万円
		日本郵便株式会社	111億8320万円
		株式会社ゆうちょ銀行	14億2151万円
		株式会社かんぽ生命保険	1億9647万円

(667ページ記載)

○独立行政法人国立高等専門学校機構

- ・国立高等専門学校における不適正経理の再発防止策への取組状況や物品管理の状況を適切に把握することなどにより、再発防止策への取組が確実に実施され、また、物品の管理が適正に行われるよう是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 8億6320万円)

(756ページ記載)

イ 会計検査院法第34条及び同法第36条の規定によるもの 4件

- (ア) 会計検査院法第34条の規定により適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに同法第36条の規定により意見を表示したもの 2件

○厚生労働省

- ・医療費の過誤払による返還金について、債権の把握等を適切に行い国庫負担金の算定を適正に行うよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに返還金に係る医療費相当額を保険者等間で相互に調整する体制を整備することにより返還金の回収が速やかに行われるよう意見を表示したもの

(1件 指摘金額 15億6888万円 背景金額 47億9828万円)

(317ページ記載)

○国土交通省

- ・港湾管理者において国有港湾施設の維持管理が適切かつ効果的に行われるよう、港湾施設ごとに優先順位を設けた上で計画的に維持工事等を行うなどの取組を推進するよう意見を表示し、並びに維持管理状況等に関する監査が的確に行われるなどするよう、また、港湾管理者に必要な報告を求めるなどするよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

(1件 背景金額 1兆6383億円)

(517ページ記載)

(イ) 会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求め及び同法第36条の規定により  
意見を表示したもの 1件

○農林水産省

- ・農地・水保全管理支払交付金事業の実施に当たり、農用地の保全管理の状況を適切に確認させることにより、遊休農地の発生を防止するための共同活動に係る交付金の交付が適正なものとなるよう是正改善の処置を求め、及び向上活動により取得した財産を市町村等に適時適切に譲渡させることにより財産の帰属及び管理責任が明確となるよう意見を表示したもの (1件 指摘金額 12億3481万円)

(403ページ記載)

(ウ) 会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求め及び同法第36条の規定により  
改善の処置を要求したもの 1件

○防衛省

- ・防衛省職員の米国派遣に当たり、会計事務及び旅行が適正に行われるための体制整備等を図るよう是正改善の処置を求め、及び現地事務所を集約するなどして借上費用の低減を図るよう改善の処置を要求したもの

(1件 指摘金額 3億7337万円 背景金額 17億4908万円)

(597ページ記載)

ウ 会計検査院法第36条の規定によるもの 45件

(ア) 意見を表示したもの 16件

○総務省

- ・地上テレビジョン放送のデジタル化に伴い発生した空き周波数帯について速やかに有効活用が図られるよう意見を表示したもの (1件 背景金額 4927億1089万円)

(90ページ記載)

○法務省

- ・刑事施設等に勤務する常勤医師が給与の支給を受けて行っている外部研修について、研修が適正に行われ、給与の支給が適正なものであることを確認できるよう、研修期間中の勤務時間の管理、研修内容の把握等を適切に行う方策を検討し、刑事施設等に対して指導を行うよう意見を表示したもの (1件 指摘金額 5億9965万円)

(117ページ記載)

○外務省及び独立行政法人国際協力機構

- ・政府開発援助の実施に当たり、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの (1件 指摘金額 698万円 背景金額 12億0392万円)

(125、707ページ記載)

○文部科学省

- ・国宝重要文化財等保存整備費補助金における事業規模指数の算出に当たり、平均収入額に算入する収入額の範囲が収入の総額を基礎としたものとなるよう改めたり、補助事業者の財政規模の変動状況を反映させたりすることにより、加算率を統一的に算定し、事業が適切に実施されるよう意見を表示したもの

(1件 指摘金額 1億2963万円 背景金額 6億7144万円)

(182ページ記載)

○文部科学省、独立行政法人日本芸術文化振興会

- ・映画製作支援事業により製作された映画の一般公開等により収入を得た団体に対して収入の納付を求めるために必要な体制を整備するなどして、収入の納付が適切に行われるよう意見を表示したもの

{	2 件	背景金額	文部科学省	15 億 9796 万円
			独立行政法人日本芸術文化振興会	21 億 0100 万円

(178、725 ページ記載)

○厚生労働省

- ・特別養護老人ホームの施設の改修等に備えた目的積立金の積立てを計画的に行うとともに、移行時特別積立預金に見合う金額を移行時特別積立金として経理させるなどの技術的助言を行うことにより、同ホームの財務状況の透明性の向上が図られるよう意見を表示したもの

(1 件 背景金額 53 億 2247 万円)

(323 ページ記載)

○農林水産省

- ・漁船保険中央会が水産庁から交付金の交付を受けて設置造成している漁船保険振興事業資金の有効活用を図るよう意見を表示したもの

(1 件 指摘金額 47 億円)

(409 ページ記載)

[本件については、会計検査院法第 30 条の 2 の規定により、平成 25 年 9 月 19 日に、国会及び内閣に報告している。]

- ・売払いなどが完了していない旧政府倉庫等の処分に当たり、具体的かつ詳細な処分計画を策定するなどして、処分手続の促進を図るよう意見を表示したもの

(1 件 指摘金額 277 億 2157 万円)

(414 ページ記載)

○経済産業省

- ・経営安定関連保証等特別基金において、各信用保証協会の基本財産の額及び保証消化率を考慮する貸付制度に見直すなどすることにより、貸付金が補助の目的に沿って有効に活用されるよう意見を表示したもの

(1 件 指摘金額 700 億円)

(464 ページ記載)

○国土交通省

- ・空港別収支を空港の支出削減等の収支改善の取組に積極的に活用できるよう地方航空局及び空港事務所に対して方針等を示したり、旅客ビル会社に係る国有財産使用料の更なる適正化を図るための方策を講じたりすることなどにより、国管理空港のより一層の有効活用や効率的な運営を図るよう意見を表示したもの

(1 件 背景金額 1164 億円)

(523 ページ記載)

○日本年金機構

- ・届け書等の処理業務について、事務センターへの直送率の向上を図ったり、点検・確認業務の重複を解消したり、外部委託した業務を確実に委託業者に行わせたりすることなどにより、処理業務がより効率的に行われるよう意見を表示したもの

(1 件 背景金額 252 億 3358 万円)

(676 ページ記載)

○独立行政法人情報処理推進機構

- ・独立行政法人情報処理推進機構が出資している地域ソフトウェアセンターに対する事業運営及び経営の改善のための指導、支援等を適切に行うなどするよう意見を表示したもの (1件 指摘金額 52億円)

(736 ページ記載)

○独立行政法人都市再生機構

- ・特別借受賃貸住宅制度について、効果的な空家解消対策等を検討したり、借受期間を更新する際に住宅所有者と減額協議を行ったりして収支の改善に努めるとともに、割賦金の返済を免除する際の適用要件を見直すなどすることにより、制度の運営が適切に行われるよう意見を表示したもの (1件 指摘金額 34億8567万円)

(774 ページ記載)

○独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構

- ・社会保険病院等の円滑かつ健全な運営を図るため、患者未収金の債権管理の事務及び社会保険病院等の運営に係る支出の在り方についての方針を検討し、これらの方針を運営委託法人に指示するとともに、新機構の運営に反映する措置を講ずるよう意見を表示したもの (1件 指摘金額 5億4897万円 背景金額 119億0781万円)

(800 ページ記載)

○国立大学法人東北大学

- ・災害復旧事業により購入するなどした研究設備について、各研究室等が講じた地震対策の実施状況を十分に把握して分析するなどした上で、地震対策の具体的な実施方法等を整理した指針を策定するなど、全学として地震対策を講ずる体制を整備するよう意見を表示したもの (1件 背景金額 243億5465万円)

(835 ページ記載)

(イ) 意見を表示し及び改善の処置を要求したもの

1件

○四国旅客鉄道株式会社

- ・鉄道構造物の維持管理において、修繕計画を適切に作成して、修繕工事が着実に実施されるよう意見を表示し、及び全般検査の結果が適切に記録されるよう改善の処置を要求したもの (1件 背景金額 42億3179万円)

(845 ページ記載)

(ウ) 改善の処置を要求したもの

28件

○文部科学省

- ・公立の義務教育諸学校等の施設の耐震補強事業において、補強工事及びその関連工事の対象となる工事を明確にすることにより、同事業を適切かつ効率的に実施するよう改善の処置を要求したもの (1件 指摘金額 15億6723万円)

(188 ページ記載)

- ・太陽光発電導入事業により公立学校に設置した太陽光発電設備について、事業主体に対して、環境教育における意義及び効果を周知するとともに、災害時の非常用電源としての使用方法を学校防災マニュアル等に記載することなどについて指導することなどにより、環境教育への活用及び災害時の使用が図られるよう改善の処置を要求したもの (1件 背景金額 71億5159万円)

(193 ページ記載)

- ・東日本大震災からの復旧・復興を担う専門人材育成支援事業により開発された教育プログラム等の成果物が被災地で有効に活用されるよう改善の処置を要求したもの  
(1件 指摘金額 1億1211万円)  
(198ページ記載)

○厚生労働省

- ・国民健康保険の財政調整交付金(非自発的失業財政負担増特別交付金)の算定に当たり、各市町村の財政負担の実態をより適切に反映した算定方法に見直すことなどにより、財政調整交付金の有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの  
(1件 指摘金額 2億7965万円)  
(328ページ記載)
- ・地域密着型施設である認知症対応型通所介護事業所及び小規模多機能型居宅介護事業所の利用の促進を図ることなどにより、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等により整備された施設が十分に利活用され、交付金等の事業効果が十分発現するよう改善の処置を要求したもの  
(1件 指摘金額 43億3705万円)  
(332ページ記載)
- ・事業所内に設置される保育施設について、設置等計画の審査及び保育施設の休止に係る事業主等への指導を適切に行うことにより、長期的かつ安定的な運営の確保を図るよう改善の処置を要求したもの  
(1件 指摘金額 8億3790万円)  
(337ページ記載)

○農林水産省

- ・国産原材料サプライチェーン構築事業の実施に当たり、事業主体が事業実施計画を作成する際に、事業主体の構成員間での合意形成や生産物の需給に関する見通しの検討・予測等を十分に行わせることで適切な成果目標等を設定させ、これに基づいて採択することなどにより、事業が効果的に実施されるよう改善の処置を要求したもの  
(1件 指摘金額 5億3630万円)  
(420ページ記載)
- ・鳥獣被害防止総合支援事業における費用対効果分析について、被害状況をほ場単位や農家単位等で把握させるとともに客観的に確認できるよう適切な調査方法等を示したり、原則として集落等の地区を単位として投資効率を算定するよう明確に示したりするなどして、適切に実施されるよう改善の処置を要求したもの  
(1件 背景金額 59億8903万円)  
(426ページ記載)

○経済産業省

- ・補助事業又は委託事業により海外で開催される展示会等に出展等する事業について、補助事業者等に付加価値税の還付額に係る国費相当額を国庫に納付させたり、付加価値税の還付等を適切に受けさせたりすることなどにより、事業が経済的なものとなるよう改善の処置を要求したもの  
(1件 指摘金額 3614万円)  
(470ページ記載)

○国土交通省

- ・巡視船艇に搭載する武器等の製造・定期整備に係る契約について、製造等原価の実績

等に基づいて契約代金の額を確定する契約方法に見直すことなどにより、契約方法等の適正化を図るよう改善の処置を要求したもの

(1件 指摘金額 1億2840万円 背景金額 146億6748万円)

(531 ページ記載)

- ・橋りょうの長寿命化修繕計画の策定に当たり、定期点検の対象とする橋りょうの範囲についての考え方を明確にするなどして、維持管理が効率的に行われるよう改善の処置を要求したもの

(1件 背景金額 30億0726万円)

(536 ページ記載)

- ・土砂災害情報相互通報システム整備事業の実施に当たり、住民からの情報提供に係る機能を具備させるよう採択基準の取扱いの見直しに向けた検討を行ったり、相互通報システムの活用を促進するための方策を適時適切に検討するよう都道府県に対して技術的助言を行ったりすることなどにより、事業の効果が十分発現するよう改善の処置を要求したもの

(1件 指摘金額 29億6513万円)

(542 ページ記載)

- ・国土交通省が管理している航空路監視レーダー等への進入道路の維持管理費について、進入道路を利用している無線中継所設置者等と協議等を行い、利用状況を踏まえた応分の負担を求めよう改善の処置を要求したもの

(1件 指摘金額 4857万円)

(547 ページ記載)

#### ○防 衛 省

- ・有償援助調達において、役務の給付完了後、速やかに検査指令を行って適切な受領検査を実施する体制を整備することなどにより、前払金の精算を促進して未精算額の減少を図るよう改善の処置を要求したもの

(1件 指摘金額 517億8758万円 背景金額 3401億6637万円)

(602 ページ記載)

- ・予備自衛官が訓練招集等に応ずることで支給される予備自衛官手当について、業務を正確かつ円滑に実施するためのマニュアルを見直すことなどにより、手当が適切に支給されるよう改善の処置を要求したもの

(1件 指摘金額 6828万円)

(608 ページ記載)

#### ○東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社

- ・高速連絡橋の耐震補強対策等を適切に実施したり、高速道路と立体交差する道橋の点検状況等を的確に把握したりなどすることにより、高速道路の安全な交通の確保等が一層図られるよう改善の処置を要求したもの

{	6件 背景金額	東日本高速道路株式会社	83億8622万円
		中日本高速道路株式会社	63億9947万円
		西日本高速道路株式会社	83億3191万円
		本州四国連絡高速道路株式会社	8億9651万円
		首都高速道路株式会社	81億9651万円
		阪神高速道路株式会社	60億5777万円

(658 ページ記載)

○独立行政法人日本スポーツ振興センター

- ・日常スポーツ活動助成金について、交付決定を行う際に必要な情報を活動計画書等に記載させることとしたり、助成活動者に対する調査等の権限を活用したりすることなどにより、助成金の交付決定時や額の確定時の審査を適切に実施するよう改善の処置を要求したもの (1件 背景金額 31億0050万円)

(717 ページ記載)

○独立行政法人中小企業基盤整備機構

- ・地域ファンド融資事業等で貸し付けた資金等により、都道府県が運営管理法人に造成させている基金について、必要とされる基金の規模を把握するための指標を都道府県に示すなどして、都道府県が適時適切に基金の見直しを行えるよう改善の処置を要求したもの (1件 背景金額 2448億6000万円)

(764 ページ記載)

○独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

- ・サービスエリア等の施設を整備するために取得した用地並びに用途を廃止した高速道路本線及びサービスエリア等の施設の用地のうち、施設の具体的な整備予定がなく、有効利用もされていないものについて把握し、これらの用地について今後も保有し続ける必要性を検証するとともに有効利用することについて検討する体制を道路会社との間で整備するよう改善の処置を要求したもの

(1件 指摘金額 190億3030万円)

(788 ページ記載)

○独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人国立高等専門学校機構

- ・独立行政法人が保有している土地について自主的な見直しを不断に行うとともに、有効に利用されていない土地等について具体的な処分計画又は利用計画を策定するよう改善の処置を要求したもの

}	3件 指摘金額	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	1億8920万円
		独立行政法人労働者健康福祉機構	8億9703万円
		独立行政法人国立高等専門学校機構	13億7880万円

(815 ページ記載)

○独立行政法人国立循環器病研究センター

- ・研究者が職務上行う研究のための経費として財団法人等から交付を受けた研究費について、規程等の整備等を図ることにより、適切な管理及び経理が行われるよう改善の処置を要求したもの (1件 指摘金額 4億1745万円)

(824 ページ記載)

(3) 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 計 64件

○内閣府(消費者庁)

- ・消費者ホットライン事業の実施に当たり、契約回線数等について、消費生活相談の実績等を踏まえた設定を行うとともに、これをフォローアップする体制を整備することなどにより、事業の実績等に即した適切なものとなるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 907万円)

(67 ページ記載)

○総務省

- ・携帯電話等エリア整備事業の実施に当たり、事業主体に対して高速デジタル伝送サービス等の継続利用に係る割引制度の適用を受けるよう指導したり、補助対象事業費の減額に伴う国庫補助金相当額の返還を適時に求めたりして、補助事業が適切かつ経済的に実施されるよう改善させたもの (1件 指摘金額 6億1516万円)  
(95ページ記載)

○法務省

- ・人権啓発活動の委託に当たり、研究員手当の時間単価の算出方法、従事実績に係る証拠書類の整備方法及び額の確定検査の手続を定めることにより、委託費の精算が適切に行われるよう改善させたもの (1件 指摘金額 6613万円)  
(122ページ記載)

○外務省

- ・緊急人道支援事業等に対して供与した資金について、供与先に滞留していた残余金を国庫に返還させるとともに、今後は、毎年度末時点で供与先が保有している残余金を速やかに国庫に返還させるよう改善させたもの (1件 指摘金額 2億5654万円)  
(135ページ記載)

○外務省及び独立行政法人国際協力機構

- ・国際機関に対して行われる無償資金協力において、事業の進捗報告書等の提出や残余金の返納等に関し、国際機関に対して適時適切に照会や働きかけを行い、それらの状況等の把握を的確に行う体制を整備するよう改善させたもの  
(1件 指摘金額 1449万円 背景金額 257億8647万円)  
(131、707ページ記載)

○財務省

- ・普通財産の貸付料債権に係る長期の収納未済事案について、進行管理体制の構築を図るなどすることにより、収納未済事案の解消に向けた取組が適切に行われるよう改善させたもの (1件 指摘金額 6億3829万円)  
(152ページ記載)
- ・日本酒造組合中央会における単式蒸留焼酎製造業に対する近代化等支援事業について、製造業者からの助成金の受給申請に対する審査を十分に行うなど事業執行体制を整備するよう同中央会に対して指導したり、設置された蒸留廃液処理設備の稼働状況等を確認する体制を整備したりすることなどにより、事業効果が十分に発現するよう改善させたもの (1件 指摘金額 3億6522万円)  
(155ページ記載)

○文部科学省

- ・日本私立学校振興・共済事業団に対する特定健康診査及び特定保健指導に係る補助金の交付額の算定方法について、事業団以外の保険者に対する補助金等の交付額の算定方法に準じた適切なものとするよう改善させたもの  
(1件 指摘金額 6億8770万円)  
(202ページ記載)

○厚生労働省

- ・国が基金法人に国庫補助金等を交付して設置造成させた基金について、使用見込みのない額を速やかに国庫へ返納するよう、また、基金基準等に基づく指導監督を適切に行うよう改善させたもの (1件 指摘金額 26億7831万円)  
(344 ページ記載)
- ・保育所緊急整備事業の実施において、社会福祉法人等の事業者が競争契約の入札に当たり最低制限価格の設定を行う際は、市町村が実施する公共工事等における算定方法に準ずるよう、市町村及び事業者に対して周知するなどして、競争の利益を阻害することのないよう改善させたもの  
(1件 指摘金額 5806万円 背景金額 215億0912万円)  
(351 ページ記載)

○農林水産省

- ・へい殺畜等手当金等の交付に係る家畜の評価額の決定に当たり、算定方法等を確認できる具体的な資料を提出させることにより、都道府県が算定した家畜の評価額の妥当性を十分に確認できるよう改善させたもの (1件 指摘金額 4億0904万円)  
(431 ページ記載)
- ・国が基金法人に国庫補助金等を交付して設置造成させた基金について、使用見込みのない額を速やかに国庫へ返納するよう、また、基金基準等に基づく指導監督を適切に行うよう改善させたもの (1件 指摘金額 2億3128万円)  
(435 ページ記載)
- ・「農」の雇用事業について、農業法人の雇用者が研修責任者となっている実態に即した助成単価を設定するとともに、実践研修の実施状況を十分に確認できるようにすることにより、実践研修の実態に即した適切かつ経済的な執行を確保するよう改善させたもの  
(1件 指摘金額 2577万円 背景金額 1億4700万円)  
(435 ページ記載)
- ・水土里情報利活用促進事業により整備した地図情報等について、利活用に係る目標を設定するなどした上で関係機関による利活用の促進及び更新体制の構築が図られるよう改善させたもの (1件 背景金額 132億3587万円)  
(438 ページ記載)
- ・林道等の開設等の工事の実施に当たり、砂利林道等の上層路盤工に再生砕石を積極的に使用することとして、環境に配慮しつつ経済的な設計を行うことにより工事費を低減させるよう改善させたもの (1件 指摘金額 4790万円)  
(441 ページ記載)
- ・水産関係資金無利子化事業において、借受者による造船代金等の支払時期に応じて資金を適切に払い出すことにより利子助成金交付額を節減するよう改善させたもの  
(1件 指摘金額 1191万円)  
(444 ページ記載)
- ・政府所有米穀の保管経費について、買入れに係る引渡日を各期の初日に設定することにより、支払額に見合った保管日数が確保されるよう改善させたもの  
(1件 指摘金額 5708万円)  
(446 ページ記載)

## ○経済産業省

- ・国が基金法人に国庫補助金等を交付して設置造成させた基金について、使用見込みのない額を速やかに国庫へ返納するよう、また、基金基準等に基づく指導監督を適切に行うよう改善させたもの (1件 指摘金額 449億1384万円)  
(475ページ記載)

## ○国土交通省

- ・船舶の整備に係る追加契約の予定価格の積算に当たり、追加作業が当初契約の作業と一体的に実施されていることを考慮して当初契約の予定価格において採用した労務費単価等を採用することにより、労務費等の積算を経済的なものとするよう改善させたもの (1件 指摘金額 5290万円)  
(550ページ記載)
- ・現場吹付法枠工の枠内排水の設計に当たり、中詰工の種類等を考慮したより経済的な排水方法を選択するよう改善させたもの (1件 指摘金額 1573万円)  
(553ページ記載)
- ・国が基金法人に国庫補助金等を交付して設置造成させた基金について、使用見込みのない額を速やかに国庫へ返納するよう、また、基金基準等に基づく指導監督を適切に行うよう改善させたもの (1件 指摘金額 24億6469万円)  
(557ページ記載)

## ○環 境 省

- ・委託事業を実施した際に受託者が取得し、事業完了後に受託者から返還を受けた物品について、物品管理簿等への記録を適正に行うよう改善させたもの (1件 指摘金額 9億3995万円)  
(572ページ記載)

## ○防 衛 省

- ・改修した魚雷の性能向上の効果を十分に発現させるために、向上した性能について関係部隊に周知したり、改修していない魚雷と区別して補給業務を行わせたりするよう改善させたもの (1件 指摘金額 31億8778万円)  
(612ページ記載)
- ・国庫債務負担行為により行う艦船の定期検査等に係る契約において、修理工事については、その具体的な工事内容を仕様書等で明確にした上で実施させるなど、契約が適切なものとなるよう改善させたもの (1件 指摘金額 118億9981万円)  
(614ページ記載)
- ・海上自衛隊の監督を受ける自衛隊地区病院における医薬品等について、所要量の適切な算定に資するなどのために、調達数量、使用数量、廃棄数量、在庫数量等を正確に把握し、これらを記録するための受払簿、廃棄簿等に関する規定を定めることなどにより、適切な管理を行うよう改善させたもの (1件 指摘金額 14億9535万円)  
(617ページ記載)
- ・航空ヘルメット等の調達要求に当たり、個人装備品としての貸与状況や搭乗員の定員数と現員数の比率等を考慮することにより、適切な調達所要量を算定するよう改善させたもの (1件 指摘金額 4761万円)  
(620ページ記載)

- ・駐屯地等における津波対策を実施するに当たり、津波対策指針を速やかに策定するための方策及び優先順位付けを踏まえた津波対策を実施するための方策を講じたり、津波の浸水深さなどの設定方法及び津波対策を実施する防衛施設の範囲等を示すなどその実施のための具体的な方策を明確にしたりして、より効果的な津波対策を実施することができるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 60億8202万円 背景金額 125億7455万円)

(623ページ記載)

- ・会社に保管させている航空機用エンジンについて、物品管理法等に基づき品目、数量及び保管期間を明確にするとともに、会社への引渡しを計画的に行うことにより、保管期間の長期化を防止するよう改善させたもの

(1件 指摘金額 124億3169万円)

(627ページ記載)

○日本中央競馬会

- ・競走馬輸送業務契約に係る予定価格の算定に当たり、高速道路利用料の割引制度を適切に反映することにより、経費の節減を図るよう改善させたもの

(1件 指摘金額 5339万円)

(644ページ記載)

○東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社

- ・高速道路の工事等における交通保安要員の労務費の積算について、その職種の適用を配置箇所等に応じた適切なものとするよう改善させたもの

{	3件 指摘金額	東日本高速道路株式会社	1220万円
		中日本高速道路株式会社	1690万円
		西日本高速道路株式会社	3820万円

(650ページ記載)

- ・供用中の料金所において、必要な従来車線数を毎年度算定して検証することにより、設置しておく必要がない料金収受機械等に係る定期的な保守整備を実施しないこととして保守管理費用の節減を図るよう改善させたもの

{	3件 指摘金額	東日本高速道路株式会社	5204万円
		中日本高速道路株式会社	2134万円
		西日本高速道路株式会社	4683万円
	背景金額	東日本高速道路株式会社	1億7185万円
		中日本高速道路株式会社	1億0343万円
		西日本高速道路株式会社	1億7126万円

(653ページ記載)

○独立行政法人物質・材料研究機構

- ・外国人研究者生活立ち上げ等支援業務について、独立行政法人科学技術振興機構が実施している業務と同一の業務を含めないこととすることにより、支払額の節減を図るよう改善させたもの

(1件 指摘金額 892万円)

(686ページ記載)

○独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構

- ・試験研究用地及び庁舎用地として借り受けている土地について、雑種地に区分される土地の地目単価の算出をより合理的で経済的に行い、土地所有者と協議して借料の節減を図るよう改善させたもの (1件 指摘金額 2484万円)  
(691 ページ記載)

○独立行政法人国立環境研究所

- ・子どもの健康と環境に関する全国調査に係る印刷業務契約のうち増刷を含む契約の予定価格の積算について、過去の印刷業務契約において作成された版下データを活用することにより経済的なものとなるよう改善させたもの (1件 指摘金額 980万円)  
(693 ページ記載)

○独立行政法人理化学研究所

- ・研究に用いる物品の購入に当たり、要求元から契約部門に対して材料の提供及び装置等の貸与に係る情報を確実に伝えることなどにより、予定価格の算定等を適切なものとするよう改善させたもの (1件 指摘金額 4401万円)  
(713 ページ記載)

○独立行政法人日本貿易振興機構

- ・海外事務所に勤務する職員等に対する定期健康診断の実施に当たり、在勤地での定期健康診断の受診が可能であると認められた海外事務所においては定期健康診断に係る旅費を支給しないこととするなどして、現地の医療事情等を考慮した適切なものとするよう改善させたもの (1件 指摘金額 1599万円)  
(729 ページ記載)

○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

- ・鉄道施設の建設工事等に係る借地料の積算に当たり、近傍において取得した土地の取引価格を用いる際に地価の変動を適切に反映させたり、公租公課相当額を重複して計上しないこととしたりして、借地料の積算を適切に行うよう改善させたもの (1件 指摘金額 1億2270万円)  
(732 ページ記載)

○独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

- ・スキャニング等の業務に係る役務単価契約について、各年度に実施するスキャニング等の対象となる資料を特定するなどして予定数量を適切に算定することにより、予定価格を適切に積算するとともに、入札における公平性を確保し、併せて数量の増加により単価が低減するという利益を享受できるよう改善させたもの (1件 指摘金額 1億9800万円)  
(743 ページ記載)

○独立行政法人労働者健康福祉機構

- ・赴任旅費の支給に当たり、着後手当を赴任の際の宿泊及び宿泊費用の発生の実態に即した適切なものとするよう改善させたもの (1件 指摘金額 3310万円)  
(747 ページ記載)

○独立行政法人都市再生機構

- ・賃貸住宅団地に設置したごみ貯留排出装置の更新工事の実施に当たり、団地の所在する地方公共団体におけるごみの保管等に関する条例等を確認した上で、更新工事の必要性を十分に検討するよう改善させたもの (1件 指摘金額 1億2303万円)  
(779ページ記載)

○独立行政法人日本原子力研究開発機構

- ・運転等業務に係る契約を締結するに当たり、深夜等手当相当分を含めて予定価格を算定して総額で入札を実施することにより、契約手続の適正性及び透明性を確保するよう改善させたもの (1件 指摘金額 8036万円)  
(794ページ記載)

○独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人日本原子力研究開発機構

- ・有効に利用されていない土地について具体的な処分計画を策定して国庫納付に向けた手続に着手するなどするよう改善させたもの

{	3件 指摘金額	独立行政法人国立青少年教育振興機構	4872万円
		独立行政法人国立印刷局	1億4600万円
		独立行政法人日本原子力研究開発機構	2億8232万円

(807ページ記載)

○独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人原子力安全基盤機構

- ・業務の財源に充てることを想定していない預金等について国庫に納付することとなるよう改善させたもの

{	9件 指摘金額	独立行政法人製品評価技術基盤機構	3493万円
		独立行政法人国民生活センター	2億6494万円
		独立行政法人国際交流基金	4556万円
		独立行政法人科学技術振興機構	4億6201万円
		独立行政法人日本学術振興会	2億3240万円
		独立行政法人理化学研究所	8億4491万円
		独立行政法人自動車事故対策機構	1715万円
		独立行政法人労働者健康福祉機構	1億9731万円
		独立行政法人原子力安全基盤機構	3億5132万円

(810ページ記載)

○独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター

- ・研究者が職務上行う研究のための経費として財団法人等から交付を受けた研究費について、研究費の取扱いを定めた規程等の対象となることを明確にすることにより、適切な管理及び経理が行われるよう改善させたもの

{	3 件 指摘金額	独立行政法人国立精神・神経医療研究センター	1999 万円
		独立行政法人国立成育医療研究センター	2673 万円
		独立行政法人国立長寿医療研究センター	757 万円

(828 ページ記載)

○日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、東日本電信電話株式会社

- ・建築工事等の実施に当たり、設計、積算等に要する期間を考慮して工事計画を策定することなどにより、建設業法等や契約規程等を遵守して契約事務を適正に実施するよう改善させたもの

{	3 件 指摘金額	日本電信電話株式会社	56 億 3400 万円
		エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	43 億 6890 万円
		東日本電信電話株式会社	150 億 9925 万円

(851 ページ記載)

○西日本電信電話株式会社

- ・サポートサービスの販売手数料について、契約の継続状況の実態を把握して適切に見直すよう改善させたもの

(1 件 指摘金額 1 億 3229 万円)

(855 ページ記載)

#### (4) 意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

本院が意見を表示し又は処置を要求したもののうち、平成 23 年度決算検査報告までに当局において処置が完了していないものは、97 件あり、その結果を掲記した。このうち、処置が完了したものが 77 件、処置が完了していないものが 20 件となっており、省庁等別にその概要を示すと表 3 のとおりである。

表 3 意見を表示し又は処置を要求した事項の結果の概要

(単位：件)

省庁又は団体名	検査報告年度別処置未済件数		今年次に当局が講じた処置の状況	
			処置が完了したもの	処置が完了していないもの
内 閣	平成 23 年度	注(2) 2	1	注(2) 1
内 閣(人 事 院)	23 年度	注(2) 1		注(2) 1
内閣府(内閣府本府)	23 年度	注(3) 1	注(3) 1	
総 務 省	21 年度	1	1	
	23 年度	4	3	1
外 務 省	23 年度	注(4) 2	注(4) 2	
財 務 省	22 年度	注(5) 1	注(5) 1	
	23 年度	注(3)、注(6) 6	注(3)、注(6) 6	
文 部 科 学 省	23 年度	3	2	1

省庁又は団体名	検査報告年度別処置未済件数		今年次に当局が講じた処置の状況	
			処置が完了したもの	処置が完了していないもの
厚生労働省	21年度	1	1	
	22年度	注(5) 2	注(5) 2	
	23年度	10	8	2
農林水産省	20年度	1	1	
	22年度	注(7) 3	注(7) 3	
	23年度	8	6	2
経済産業省	21年度	1	1	
	22年度	2	1	1
	23年度	注(6) 2	注(6) 2	
国土交通省	21年度	2	1	1
	23年度	12	11	1
環境省	21年度	1	1	
	22年度	1	1	
	23年度	1	1	
防衛省	22年度	1	1	
	23年度	5	4	1
日本私立学校振興・共済事業団	23年度	1	1	
日本中央競馬会	22年度	1		1
	23年度	2	1	1
東日本高速道路株式会社	23年度	1	1	
中日本高速道路株式会社	23年度	1	1	
西日本高速道路株式会社	23年度	1	1	
日本年金機構	23年度	1	1	
独立行政法人情報通信研究機構	23年度	1	1	
独立行政法人農畜産業振興機構	22年度	注(7) 1	注(7) 1	
独立行政法人国際協力機構	23年度	注(4) 2	注(4) 2	
独立行政法人宇宙開発研究機構	23年度	1	1	

省庁又は団体名	検査報告年度別処置未済件数		今年次に当局が講じた処置の状況	
			処置が完了したもの	処置が完了していないもの
独立行政法人日本スポーツ振興センター	23年度	1	1	
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	22年度	注(8) 1	注(8) 1	
	23年度	2	1	1
独立行政法人水資源機構	23年度	1		1
独立行政法人国立病院機構	23年度	1	1	
独立行政法人国立大学財務・経営センター	23年度	1		1
独立行政法人都市再生機構	21年度	1	1	
	23年度	1		1
独立行政法人日本原研	23年度	1		1
独立行政法人住宅金融支援機構	23年度	1		1
独立行政法人国立成育医療研究センター	23年度	1	1	
国立大学法人東京大学	22年度	1	1	
国立大学法人大阪大学	23年度	1		1
北海道旅客鉄道株式会社	23年度	1	1	
四国旅客鉄道株式会社	23年度	1	1	
日本郵便株式会社	23年度	注(9) 1	注(9) 1	
計	20年度	1	1	
	21年度	7	6	1
	22年度	注(5)、注(7) 注(8) 12	注(5)、注(7) 注(8) 10	2
	23年度	注(1)、注(2) 注(3)、注(4) 注(6)、注(9) 77	注(3)、注(4) 注(6)、注(9) 60	注(2) 17
合計		注(1)、注(2) 注(3)、注(4) 注(5)、注(6) 注(7)、注(8) 注(9) 97	注(3)、注(4) 注(5)、注(6) 注(7)、注(8) 注(9) 77	注(2) 20

- 注(1) 平成23年度決算検査報告に掲記した意見を表示し処置を要求した事項は81件あったが、このうち4件については、平成24年次中に当局において処置が完了したことから、平成23年度決算検査報告にその結果を併せて掲記した。
- 注(2) 平成23年度決算検査報告の内閣のうち1件及び内閣(人事院)の1件は、内閣及び内閣(人事院)の両方に係る指摘についての結果であり、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。
- 注(3) 平成23年度決算検査報告の内閣府(内閣府本府)の1件及び財務省のうち1件は、内閣府(内閣府本府)及び財務省の両方に係る指摘についての結果であり、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。
- 注(4) 平成23年度決算検査報告の外務省及び独立行政法人国際協力機構の各2件は、外務省及び独立行政法人国際協力機構の両方に係る指摘についての結果であり、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。
- 注(5) 平成22年度決算検査報告の財務省の1件及び厚生労働省のうち1件は、財務省及び厚生労働省の両方に係る指摘についての結果であり、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。
- 注(6) 平成23年度決算検査報告の財務省及び経済産業省のうち各1件は、財務省及び経済産業省の両方に係る指摘についての結果であり、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。
- 注(7) 平成22年度決算検査報告の農林水産省のうち1件及び独立行政法人農畜産業振興機構の1件は、農林水産省及び独立行政法人農畜産業振興機構の両方に係る指摘についての結果であり、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。
- 注(8) 本件は、独立行政法人雇用・能力開発機構の理事長に対して、雇用促進住宅の貸与契約の締結等に関する業務を実施するための統括事務所の設置について、平成23年6月に会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めたものであり、同年10月1日の同機構の解散に伴い雇用促進住宅の管理運営等に関する業務を承継した独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構における処置状況を検査したものである。
- 注(9) 本件は、郵便事業株式会社の代表取締役社長に対して、宅配便事業等に係る運送便の経済的かつ効率的な運用について、平成24年6月に会計検査院法第36条の規定により意見を表示したものであり、同年10月1日の同会社の解散に伴い宅配便事業等に関する業務を承継した日本郵便株式会社における処置状況を検査したものである。

上記のうち、処置が完了していない20件については、その処置状況について引き続き検査することとする。

#### (5) 不当事項に係る是正措置等の検査の結果

##### ア 検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置の状況について

昭和21年度から平成23年度までの検査報告に掲記した不当事項に係る25年7月末現在の是正措置の状況について検査した結果、是正措置が未済となっているものは42省庁等における476件190億2852万余円であり、このうち金銭を返還させる是正措置を必要とするものは40省庁等における460件167億9413万余円となっている。

(864 ページ記載)

##### イ 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に係る処置の履行状況について

平成23年度決算検査報告において改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととした本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項87件のうち、検査報告掲記時点で既に履行済であったなどのため検査の必要がなかったもの7件及び今年次は履行状況の検査の対象となる会計経理等の実績がなかったことから検査を実施しなかったもの2件を除いた78件について改善の処置の履行状況を検査した結果、改善の処置が履行

されていたものが45件、検査した範囲では改善の処置が履行されていたものが33件となっていた。(869ページ記載)

### 3 第4章の「国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」の概要

#### (1) 国会及び内閣に対する報告

会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に対して報告したものは8件である。このうち、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」にその検査状況を記載したものは、「第3章 個別の検査結果」に掲記した2件<sup>(注)</sup>を除く次の6件である。

(注) 「第3章 個別の検査結果」に掲記した2件

「官庁会計システムを利用した国庫債務負担行為に係る事務処理の作業手順を見直すなどして誤びゅう発生を防止するための取組を行うことにより、債務に関する計算書の計数の正確性が確保されるよう是正改善の処置を求めたもの」

(145ページ記載)

「漁船保険中央会が水産庁から交付金の交付を受けて設置造成している漁船保険振興事業資金の有効活用を図るよう意見を表示したもの」

(409ページ記載)

- ア 東日本大震災からの復旧・復興事業における入札不調について (874ページ記載)
- イ 本州四国連絡道路に係る債務の返済等の状況及び本州四国連絡高速道路株式会社の経営状況について (887ページ記載)
- ウ 東日本大震災等の被災者の居住の安定確保のための災害公営住宅の整備状況等について (899ページ記載)
- エ 独立行政法人における政府出資金等の状況について (910ページ記載)
- オ 国庫補助金等により基金法人に設置造成された基金の状況について (921ページ記載)
- カ 東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染に対する除染について (933ページ記載)

#### (2) 国会からの検査要請事項に関する報告

国会から国会法第105条の規定による会計検査の要請を受けて検査を実施し、会計検査院法第30条の3の規定により検査の結果を報告したものは次の6件である。

- ア 裁判所における会計経理等について (945ページ記載)
- イ 三菱電機株式会社等による過大請求事案について (957ページ記載)
- ウ 公共建築物における耐震化対策等の状況について (969ページ記載)
- エ 公共土木施設等における地震・津波対策の実施状況等について (980ページ記載)
- オ 東京電力株式会社に係る原子力損害の賠償に関する国の支援等の実施状況について (992ページ記載)
- カ 東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等について (1003ページ記載)

#### (3) 特定検査対象に関する検査状況

特定検査対象に関する検査状況として7件掲記した。

- ア 東日本大震災の被災者支援のために行っている国家公務員宿舎等の提供状況について  
(1015 ページ記載)
- イ 東日本大震災に対処するための事業者に対する再生支援及び金融機関に対する資本増強措置の実施状況について  
(1023 ページ記載)
- ウ 日本振興銀行株式会社の破綻処理の実施状況について  
(1037 ページ記載)
- エ 高額不動産等の売買等を行う特別目的会社に係る消費税の取扱いについて  
(1046 ページ記載)
- オ 租税特別措置(肉用牛売却所得の課税の特例)の適用状況及び検証状況について  
(1055 ページ記載)
- カ 国土交通省が発注する河川及び道路の公共工事に係る総合評価落札方式による入札及び契約の実施等について  
(1066 ページ記載)
- キ 東日本大震災により発生した災害廃棄物等の処理について  
(1075 ページ記載)

#### (4) 国民の関心の高い事項等に関する検査状況

国会等で議論された事項、新聞等で報道された事項その他の国民の関心の高い事項等に関する検査の状況について、「第3章 個別の検査結果」及び「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に掲記した主なものを①東日本大震災からの復興に向けた施策等に関するもの、②国民生活の安全性の確保に関するもの、③社会保障に関するもの、④予算の適正な執行、会計経理の適正な処理等に関するもの、⑤資産、基金等のストックに関するもの、⑥制度・事業の適正で公平な運用に関するもの、⑦行政経費の効率化、事業の有効性等に関するものに区分して整理した。

(1089 ページ記載)

#### (5) 特別会計財務書類の検査

本院は、特別会計に関する法律の規定に基づき、平成24年11月に内閣から送付を受けた9府省が所管する17特別会計の平成23年度特別会計財務書類について、正確性、合規性等の観点から検査した。そして、同年12月に内閣に対して、同書類の検査を行った旨を通知し、同書類を回付した。

検査した結果、特別会計財務書類の計上金額の表示が適切とは認められないものが、7省が所管する5特別会計において見受けられた。また、特別会計の財務情報の開示が十分とは認められないものが、3省が所管する1特別会計において見受けられた。

(1093 ページ記載)

## 第2 観点別の検査結果

会計検査院は、正確性の観点、合規性の観点、経済性の観点、効率性の観点、有効性の観点等といった多角的な観点から検査を実施した。その結果は「第1 事項等別の検査結果」で述べたとおりであるが、このうち「第3章 個別の検査結果」に掲記した事項について、検査の観点に即して事例を挙げると次のとおりである。

### 1 主に正確性の観点から検査したもの

検査対象機関の決算の表示が予算執行等の財務の状況を正確に表現しているかという正確性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

#### ① 計算書への表示について

- ・官庁会計システムを利用した国庫債務負担行為に係る事務処理の作業手順を見直すなどして誤り発生を防止するための取組を行うことにより、債務に関する計算書の計数の正確性が確保されるよう是正改善の処置を求めたもの (145 ページ記載)

#### ② 承継した資産の財務諸表への表示について

- ・日本道路公団から承継し、供用されないままとなっているトンネル等が資産計上されていなかったため、財務諸表の表示が適正を欠いていたもの (787 ページ記載)

### 2 主に合規性の観点から検査したもの

検査対象機関の会計経理が予算、法律、政令等に従って適正に処理されているかという合規性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

#### ① 不適正な会計経理について

- ・刑事施設等の整備に係る歳出予算及び国庫債務負担行為の執行が会計法令及び予算に違反していたものなど (103、111 ページ記載)
- ・刑事施設等の常勤医師が、許可を受けて行うこととされている外部研修を行っておらず、正規の勤務時間中に勤務していなかったのに、勤務しなかった時間に係る給与を減額することなく支給していたものなど (105、117 ページ記載)
- ・研究用物品の購入に当たり、研究者が業者に虚偽の関係書類を作成させ、国立医薬品食品衛生研究所に架空の取引に係る購入代金を支払わせるなど不適正な会計経理を行っていたものなど (216、821 ページ記載)
- ・船舶修理等の実施に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って航空機及船舶運航費等を支払っていたもの (481 ページ記載)
- ・物品の購入等に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って購入代金を支払っていたものなど (167、754、756 ページ記載)

#### ② 租税及び保険料の徴収について

- ・租税の徴収に当たり、徴収額に不足があったもの (139 ページ記載)
- ・労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの (209 ページ記載)
- ・健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの (211 ページ記載)

#### ③ 雇用対策のための給付金、助成金の支給、年金の支給等について

- ・雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの (221 ページ記載)
- ・雇用保険の雇用調整助成金の支給が適正でなかったもの (223 ページ記載)
- ・雇用保険の特定求職者雇用開発助成金(被災者雇用開発助成金)の支給が適正でなかったもの (226 ページ記載)
- ・厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの (230 ページ記載)
- ・雇用調整助成金に係る事業所訪問調査について、調査項目や確認方法を明確にするなどして不正受給防止の実効性の確保を図るよう是正改善の処置を求めたもの (302 ページ記載)
- ④ 診療報酬の請求や医療費の支払について
  - ・医療費に係る国の負担が不当と認められるもの (232 ページ記載)
  - ・労働者災害補償保険の療養の給付に要する診療費の支払が過大となっていたもの (241 ページ記載)
  - ・医療費の過誤払による返還金について、債権の把握等を適切に行い国庫負担金の算定を適正に行うよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに返還金に係る医療費相当額を保険者等間で相互に調整する体制を整備することにより返還金の回収が速やかに行われるよう意見を表示したもの (317 ページ記載)
- ⑤ 工事の設計及び施工について
  - ・木造建築物の設計が適切でなかったなどのもの (381 ページ記載)
  - ・堆肥保管庫の設計が適切でなかったもの (383 ページ記載)
  - ・水路兼用農道の設計が適切でなかったもの (384 ページ記載)
  - ・ボックスカルバートの設計が適切でなかったもの (495 ページ記載)
  - ・陸<sup>こ</sup>閘の設計及び施工が適切でなかったもの (501 ページ記載)
- ⑥ 委託費等の支払について
  - ・森林域における放射性物質流出抑制対策調査に係る委託事業の実施に当たり、他の受託業務等に係るレーザ計測の経費を含めるなどして委託費を支払っていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの (364 ページ記載)
  - ・委託事業及び補助事業において、従事者に対して実際に支給した給与等の額に基づかず人件費を算定するなどしていたため、委託費の支払額及び補助金の交付額が過大となっていたもの (366 ページ記載)
  - ・防衛装備品等の調達に関する履行中の契約のうち、資料の信頼性確保に関する特約条項が付されていないなどの契約について、特約条項を付することができるよう契約相手方と協議するなどとともに、会計経理に関する内部統制を十分機能させることなどにより、特約条項の取扱いが適切に行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの (577 ページ記載)
  - ・移転登記業務に係る委託契約について、公正性、透明性及び競争性を確保するよう、契約の対象をまとめて一般競争契約とする是正改善の処置を求めたもの (635 ページ記載)
  - ・人権啓発活動の委託に当たり、研究員手当の時間単価の算出方法、従事実績に係る証拠書類の整備方法及び額の確定検査の手続を定めることにより、委託費の精算が適切に行われるよう改善させたもの (122 ページ記載)
- ⑦ 補助金の経理や補助事業の実施について
  - ・国民健康保険の療養給付費負担金が過大に交付されていたもの (246 ページ記載)
  - ・国民健康保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの (251 ページ記載)

- ・生活保護費等負担金が過大に交付されていたもの (260 ページ記載)
  - ・科学研究費補助金の経理が不当と認められるものなど (170、266、639、711 ページ記載)
  - ・生活保護事業の実施に当たり、単身世帯の被保護者が死亡した場合において、保護の廃止に伴い過払いとなった保護費及び葬祭扶助に係る取扱いが適切なものとなるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの (286 ページ記載)
  - ・国民健康保険の療養給付費負担金及び財政調整交付金の交付額の算定に当たり、定額制の負担軽減措置を実施した市町村において減額調整率を適用する際に必要となる負担軽減措置対象者の負担割合の算定方法を具体的に示して都道府県を通じて市町村に対して周知することなどにより、その交付額の算定が適正なものとなるよう是正改善の処置を求めたもの (297 ページ記載)
- ⑧ 制度の適正な運用について
- ・国が管理する国道のトンネルの維持管理に当たり、トンネル本体工及び換気設備の定期点検を点検要領等に基づき確実に実施するなどして、トンネルの維持管理を適切に行うよう是正改善の処置を求めたもの (508 ページ記載)
  - ・特定調達に係る契約を締結するに当たり、一般競争に付すなどの WTO 手続に従った契約事務を行うことなどにより、透明性及び公正性を確保し、競争の利益を享受できるよう是正改善の処置を求めたもの (667 ページ記載)
  - ・有償援助調達において、役務の給付完了後、速やかに検査指令を行って適切な受領検査を実施する体制を整備することなどにより、前払金の精算を促進して未精算額の減少を図るよう改善の処置を要求したもの (602 ページ記載)
- ⑨ 債権の管理について
- ・不正受給疑い事案における徴収金等債権について、債権の確定等を速やかに行うとともに、事務処理の円滑な実施に向けてより一層の体制整備を図るなどして事務処理を適切かつ迅速に実施するよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの (281、676 ページ記載)
  - ・肉用牛肥育経営緊急支援事業における未返還の支援金相当額について、返還が速やかに行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの (701 ページ記載)
  - ・求償権損害金を求償権時効管理簿において管理することなどにより、同損害金の納入督促、時効中断の措置等が適切に行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの (784 ページ記載)
  - ・診療委託費に係る療養の給付等の原因が第三者行為に該当するかどうかを確認及び検討した記録を保存することなどにより、診療委託費に係る債権管理等が適時適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの (592 ページ記載)
  - ・普通財産の貸付料債権に係る長期の収納未済事案について、進行管理体制の構築を図るなどすることにより、収納未済事案の解消に向けた取組が適切に行われるよう改善させたもの (152 ページ記載)
- ⑩ 物品の管理について
- ・施設等機関における重要物品を適正に管理したり、科学研究費補助金により購入した設備備品を速やかに国に寄附させて国の物品として管理したりするなどして、物品管理簿及び内部物品報告書を重要物品の現況を反映した正確なものとするよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの (291 ページ記載)

- ・火薬庫保有会社に保管させている防衛火工品について、保管契約を変更するなどして管理体制を整備することなどにより、物品管理法等に基づいた管理を適切に行うよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの (588 ページ記載)
- ・会社に保管させている航空機用エンジンについて、物品管理法等に基づき品目、数量及び保管期間を明確にするとともに、会社への引渡しを計画的に行うことにより、保管期間の長期化を防止するよう改善させたもの (627 ページ記載)

### 3 主に経済性の観点から検査したもの

検査対象機関の事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施できないかという経済性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

- ① 役務契約や工事における費用の積算について
  - ・競走馬輸送業務契約に係る予定価格の算定に当たり、高速道路利用料の割引制度を適切に反映することにより、経費の節減を図るよう改善させたもの (644 ページ記載)
  - ・高速道路の工事等における交通保安要員の労務費の積算について、その職種の適用を配置箇所等に応じた適切なものとするよう改善させたもの (650 ページ記載)
  - ・研究に用いる物品の購入に当たり、要求元から契約部門に対して材料の提供及び装置等の貸与に係る情報を確実に伝えることなどにより、予定価格の算定等を適切なものとするよう改善させたもの (713 ページ記載)
  - ・鉄道施設の建設工事等に係る借地料の積算に当たり、近傍において取得した土地の取引価格を用いる際に地価の変動を適切に反映させたり、公租公課相当額を重複して計上しないこととしたりして、借地料の積算を適切に行うよう改善させたもの (732 ページ記載)
- ② 事務・事業に係る経費の節減について
  - ・携帯電話等エリア整備事業の実施に当たり、事業主体に対して高速デジタル伝送サービス等の継続利用に係る割引制度の適用を受けるよう指導したり、補助対象事業費の減額に伴う国庫補助金相当額の返還を適時に求めたりして、補助事業が適切かつ経済的に実施されるよう改善させたもの (95 ページ記載)
  - ・供用中の料金所において、必要な従来車線数を毎年度算定して検証することにより、設置しておく必要がない料金収受機械等に係る定期的な保守整備を実施しないこととして保守管理費用の節減を図るよう改善させたもの (653 ページ記載)
- ③ 事務・事業の実態に即した費用の算定等について
  - ・巡視船艇に搭載する武器等の製造・定期整備に係る契約について、製造等原価の実績等に基づいて契約代金の額を確定する契約方法に見直すことなどにより、契約方法等の適正化を図るよう改善の処置を要求したもの (531 ページ記載)
  - ・サポートサービスの販売手数料について、契約の継続状況の実態を把握して適切に見直すよう改善させたもの (855 ページ記載)
- ④ 法令等の趣旨に沿った制度等の運用について
  - ・特別借受賃貸住宅制度について、効果的な空家解消対策等を検討したり、借受期間を更新する際に住宅所有者と減額協議を行ったりして収支の改善に努めるとともに、割賦金の返済を免除する際の適用要件を見直すなどすることにより、制度の運営が適切に行われるよう意見を表示したものの (774 ページ記載)

- ・日本私立学校振興・共済事業団に対する特定健康診査及び特定保健指導に係る補助金の交付額の算定方法について、事業団以外の保険者に対する補助金等の交付額の算定方法に準じた適切なものとするよう改善させたもの (202 ページ記載)

#### 4 主に効率性の観点から検査したもの

検査対象機関の業務の実施に際し、同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているかという効率性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

##### ① 事務・事業の運営について

- ・空港別収支を空港の支出削減等の収支改善の取組に積極的に活用できるよう地方航空局及び空港事務所に対して方針等を示したり、旅客ビル会社に係る国有財産使用料の更なる適正化を図るための方策を講じたりすることなどにより、国管理空港のより一層の有効活用や効率的な運営を図るよう意見を表示したもの (523 ページ記載)
- ・届け書等の処理業務について、事務センターへの直送率の向上を図ったり、点検・確認業務の重複を解消したり、外部委託した業務を確実に委託業者に行わせたりすることなどにより、処理業務がより効率的に行われるよう意見を表示したもの (676 ページ記載)
- ・公立の義務教育諸学校等の施設の耐震補強事業において、補強工事及びその関連工事の対象となる工事を明確にすることにより、同事業を適切かつ効率的に実施するよう改善の処置を要求したもの (188 ページ記載)
- ・橋りょうの長寿命化修繕計画の策定に当たり、定期点検の対象とする橋りょうの範囲についての考え方を明確にするなどして、維持管理が効率的に行われるよう改善の処置を要求したもの (536 ページ記載)
- ・緊急人道支援事業等に対して供与した資金について、供与先に滞留していた残余金を国庫に返還させるとともに、今後は、毎年度末時点で供与先が保有している残余金を速やかに国庫に返還させるよう改善させたもの (135 ページ記載)
- ・国際機関に対して行われる無償資金協力において、事業の進捗報告書等の提出や残余金の返納等に関し、国際機関に対して適時適切に照会や働きかけを行い、それらの状況等の把握を的確に行う体制を整備するよう改善させたもの (131、707 ページ記載)

#### 5 主に有効性の観点から検査したもの

検査対象機関の事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているかという有効性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

##### ① 事業効果の発現について

- ・地上テレビジョン放送のデジタル化に伴い発生した空き周波数帯について速やかに有効活用が図られるよう意見を表示したもの (90 ページ記載)
- ・政府開発援助の実施に当たり、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの (125、707 ページ記載)

- ・鉄道構造物の維持管理において、修繕計画を適切に作成して、修繕工事が着実に実施されるよう意見を表示し、及び全般検査の結果が適切に記録されるよう改善の処置を要求したもの  
(845 ページ記載)
  - ・太陽光発電導入事業により公立学校に設置した太陽光発電設備について、事業主体に対して、環境教育における意義及び効果を周知するとともに、災害時の非常用電源としての使用方法を学校防災マニュアル等に記載することなどについて指導することなどにより、環境教育への活用及び災害時の使用が図られるよう改善の処置を要求したもの  
(193 ページ記載)
  - ・地域密着型施設である認知症対応型通所介護事業所及び小規模多機能型居宅介護事業所の利用の促進を図ることなどにより、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等により整備された施設が十分に利活用され、交付金等の事業効果が十分発現するよう改善の処置を要求したもの  
(332 ページ記載)
  - ・事業所内に設置される保育施設について、設置等計画の審査及び保育施設の休止に係る事業主等への指導を適切に行うことにより、長期的かつ安定的な運営の確保を図るよう改善の処置を要求したものなど  
(228、337 ページ記載)
  - ・土砂災害情報相互通報システム整備事業の実施に当たり、住民からの情報提供に係る機能を具備させるよう採択基準の取扱いの見直しに向けた検討を行ったり、相互通報システムの活用を促進するための方策を適時適切に検討するよう都道府県に対して技術的助言を行ったりすることなどにより、事業の効果が十分発現するよう改善の処置を要求したもの  
(542 ページ記載)
  - ・高速連絡橋の耐震補強対策等を適切に実施したり、高速道路と立体交差するご道橋の点検状況等を的確に把握したりなどすることにより、高速道路の安全な交通の確保等が一層図られるよう改善の処置を要求したもの  
(658 ページ記載)
  - ・改修した魚雷の性能向上の効果を十分に発現させるために、向上した性能について関係部隊に周知したり、改修していない魚雷と区別して補給業務を行わせたりするよう改善させたもの  
(612 ページ記載)
- ② 制度の運用について
- ・農地・水保全管理支払交付金事業の実施に当たり、農用地の保全管理の状況を適切に確認させることにより、遊休農地の発生を防止するための共同活動に係る交付金の交付が適正なものとなるよう是正改善の処置を求め、及び向上活動により取得した財産を市町村等に適時適切に譲渡させることにより財産の帰属及び管理責任が明確となるよう意見を表示したもの  
(403 ページ記載)
  - ・特別養護老人ホームの施設の改修等に備えた目的積立金の積立てを計画的に行うとともに、移行時特別積立預金に見合う金額を移行時特別積立金として経理させるなどの技術的助言を行うことにより、同ホームの財務状況の透明性の向上が図られるよう意見を表示したもの  
(323 ページ記載)
  - ・独立行政法人情報処理推進機構が出資している地域ソフトウェアセンターに対する事業運営及び経営の改善のための指導、支援等を適切に行うなどするよう意見を表示したもの  
(736 ページ記載)
  - ・国民健康保険の財政調整交付金(非自発的失業財政負担増特別交付金)の算定に当たり、各市町村の財政負担の実態をより適切に反映した算定方法に見直すことなどにより、財政調整交付金の有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの  
(328 ページ記載)

- ③ 保有資産の有効活用について
- ・売払いなどが完了していない旧政府倉庫等の処分当たり、具体的かつ詳細な処分計画を策定するなどして、処分手続の促進を図るよう意見を表示したもの (414 ページ記載)
  - ・サービスエリア等の施設を整備するために取得した用地並びに用途を廃止した高速道路本線及びサービスエリア等の施設の用地のうち、施設の具体的な整備予定がなく、有効利用もされていないものについて把握し、これらの用地について今後も保有し続ける必要性を検証するとともに有効利用することについて検討する体制を道路会社との間で整備するよう改善の処置を要求したものの (788 ページ記載)
  - ・独立行政法人が保有している土地について自主的な見直しを不断に行うとともに、有効に利用されていない土地等について具体的な処分計画又は利用計画を策定するよう改善の処置を要求したものなど (807、815 ページ記載)
  - ・業務の財源に充てることを想定していない預金等について国庫に納付することとなるよう改善させたもの (810 ページ記載)
- ④ 国の出資金等によって造成された基金等の有効活用等について
- ・漁船保険中央会が水産庁から交付金の交付を受けて設置造成している漁船保険振興事業資金の有効活用を図るよう意見を表示したもの (409 ページ記載)
  - ・経営安定関連保証等特別基金において、各信用保証協会の基本財産の額及び保証消化率を考慮する貸付制度に見直すなどすることにより、貸付金が補助の目的に沿って有効に活用されるよう意見を表示したもの (464 ページ記載)
  - ・地域ファンド融資事業等で貸し付けた資金等により、都道府県が運営管理法人に造成させている基金について、必要とされる基金の規模を把握するための指標を都道府県に示すなどして、都道府県が適時適切に基金の見直しを行えるよう改善の処置を要求したもの (764 ページ記載)
  - ・国が基金法人に国庫補助金等を交付して設置造成させた基金について、使用見込みのない額を速やかに国庫へ返納するよう、また、基金基準等に基づく指導監督を適切に行うよう改善させたもの (344、435、475、557 ページ記載)

## 第2章 決算の確認

## 第2章 決算の確認

会計検査院は、国の収入支出の決算等を検査した。その結果、決算を確認したものなどは次のとおりである。

### 第1節 国の決算の確認

会計検査院は、下記の平成24年度の国の収入支出の決算を確認した。

#### 第1 一般会計

	歳入	107,762,032,718,963	円
	歳出	97,087,176,621,536	

#### 第2 特別会計

所管及び会計名	歳入	歳出	
	円	円	
内閣府、総務省及び財務省			
交付税及び譲与税配付金			
交付税及び譲与税配付金勘定	55,646,602,949,147	54,259,438,725,814	
交通安全対策特別交付金勘定	73,388,096,833	68,346,873,096	
財務省			
地震再保険	97,979,074,430	24,330,393,363	
国債整理基金	214,608,446,425,452	192,159,226,470,882	
外国為替資金	2,991,326,198,816	138,169,075,926	
財務省及び国土交通省			
財政投融资			
財政融資資金勘定	33,707,546,034,898	33,037,749,565,815	
投資勘定	1,092,401,318,940	861,296,626,293	
特定国有財産整備勘定	87,648,676,620	35,922,030,322	
内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省			
エネルギー対策			
エネルギー需給勘定	2,307,660,390,597	1,939,956,355,889	
電源開発促進勘定	354,101,944,065	279,751,608,361	
原子力損害賠償支援勘定	2,581,414,244,187	2,231,664,354,169	
厚生労働省			
労働保険			
労災勘定	1,116,556,370,468	1,020,253,087,901	
雇用勘定	2,352,166,390,807	2,243,800,340,436	
徴収勘定	3,092,141,160,613	2,918,754,871,160	
年金			
基礎年金勘定	23,951,418,788,616	21,257,230,396,916	
国民年金勘定	5,222,063,326,373	5,194,479,473,425	
厚生年金勘定	39,160,023,755,800	38,765,049,558,726	
福祉年金勘定	4,576,163,701	4,527,308,148	
健康勘定	9,689,836,666,500	9,395,445,729,339	

第2章 決算の確認 第1節 国の決算の確認 第1 一般会計 第2 特別会計

所管及び会計名	歳入 円	歳出 円
子どものための金銭の給付勘定	1,567,214,192,482	1,547,691,509,059
業務勘定	531,521,526,948	414,812,809,248
農林水産省		
食料安定供給		
農業経営基盤強化勘定	27,775,676,808	8,507,009,311
農業経営安定勘定	271,148,380,270	161,103,673,950
米管理勘定	356,464,566,064	349,030,447,751
麦管理勘定	358,166,610,397	347,602,968,979
業務勘定	7,429,977,858	7,397,382,858
調整勘定	822,059,033,881	750,788,045,486
国営土地改良事業勘定	52,223,033,936	50,838,038,608
農業共済再保険		
再保険金支払基金勘定	25,838,543,725	0
農業勘定	25,754,926,839	10,405,152,083
家畜勘定	36,040,403,592	28,332,590,001
果樹勘定	3,838,808,671	1,677,145,833
園芸施設勘定	3,040,246,305	2,372,902,062
業務勘定	793,435,999	793,435,957
森林保険	8,948,144,267	1,797,426,333
国有林野事業	533,027,355,338	469,819,413,692
漁船再保険及び漁業共済保険		
漁船普通保険勘定	47,545,694,725	10,490,939,081
漁船特殊保険勘定	20,500,388	0
漁船乗組員給与保険勘定	2,875,867	0
漁業共済保険勘定	9,271,915,239	8,923,437,117
業務勘定	692,725,347	692,725,347
経済産業省		
貿易再保険	77,931,704,625	9,469,264,633
特許	316,497,434,037	104,856,578,479
国土交通省		
社会資本整備事業		
治水勘定	989,936,471,930	835,099,637,375
道路整備勘定	2,254,081,958,550	2,069,180,672,497
港湾勘定	313,617,227,216	254,892,283,202
空港整備勘定	354,061,620,937	316,083,513,784
業務勘定	261,175,768,757	214,599,765,764
自動車安全		
保障勘定	63,026,803,168	5,052,207,492
自動車検査登録勘定	40,716,251,662	29,843,096,179
自動車事故対策勘定	14,064,550,346	12,003,768,268
国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省		
東日本大震災復興	5,022,256,595,367	3,152,221,590,771

## 第2節 国税収納金整理資金受払計算書の検査完了

会計検査院は、下記の受払額を検査完了した。

		円
受	入 収 納 済 額	54,106,761,765,939
支	払	
	{ 支払命令済額	8,741,806,268,191
	{ 歳入組入額	44,605,192,581,954

## 第3節 政府関係機関の決算の検査完了

会計検査院は、下記の政府関係機関の決算額を検査完了した。

政 府 関 係 機 関 名	収 入	支 出
	円	円
沖縄振興開発金融公庫	20,262,501,107	17,085,436,007
株式会社日本政策金融公庫		
国民一般向け業務	160,457,529,726	98,001,886,750
農林水産業者向け業務	66,338,955,106	57,023,116,449
中小企業者向け業務	119,669,246,898	62,626,711,412
信用保険等業務	291,084,977,992	623,512,893,326
危機対応円滑化業務	50,750,594,245	72,830,016,681
特定事業等促進円滑化業務	258,474,238	261,961,318
株式会社国際協力銀行		
国際協力銀行業務	253,839,418,592	202,796,818,924
駐留軍再編促進金融業務	256,172,280	43,090,014
独立行政法人国際協力機構 有償資金協力部門	219,934,690,735	81,681,508,119

## 第4節 国の決算金額と日本銀行の提出した計算書の金額との対照

### 第1 一般会計

会計検査院が一般会計歳入歳出決算の金額と日本銀行の提出した計算書の金額とを対照したところ符合していた。

### 第2 特別会計

会計検査院が特別会計歳入歳出決算の金額と日本銀行の提出した計算書の金額とを対照したところ符合していた。

## 第5節 国会の承諾を受ける手続を採っていない 予備費の支出

平成24年度における予備費使用決定額については、全て国会の承諾を受ける手続を了している。また、25年度における予備費使用決定額で国会の承諾を受ける手続を採っていないものは、25年10月22日現在で次のとおりである。

		平成25年度分	
1 一般会計			2 特別会計
所	管	使用決定額 千円	
内	閣府	537,374	(該当なし)
総	務省	1,606,076	
経	済産業省	20,568,078	
	計	22,711,528	

### 第3章 個別の検査結果

## 第3章 個別の検査結果

### 第1節 省庁別の検査結果

#### 第1 裁判所

##### 不当事項

##### 不正行為

#### (1) 職員の不正行為による損害が生じたもの

部 局 等	前橋地方裁判所
不正行為期間	平成22年6月頃～24年2月
損害金の種類	保管金
損 害 額	11,980,000 円

本院は、前橋地方裁判所(以下「裁判所」という。)における不正行為について、会計検査院法第27条の規定に基づく最高裁判所長官からの報告及び会計法(昭和22年法律第35号)第42条の規定に基づく同長官からの通知を受けるとともに、裁判所において、合規性等の観点から不正行為の内容がどのようなものであるかなどに着眼して会計実地検査を行った。

本件は、裁判所において、会計課の職員新井某が、歳入歳出外現金出納官吏の補助者として保管金の受入れなどの事務に従事中、平成22年6月頃から24年2月までの間に、窓口において現金で受領した民事執行予納金等の保管金計11,980,000円を領得したものであり、不当と認められる。

なお、本件損害額については、25年9月末現在で2,950,000円が同人から返納されている。

## 第2 内 閣

平成23年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

### (1) 情報収集衛星の研究、開発等に関する委託契約等における契約金額を確定させるための調査等の実施状況等について

(平成23年度決算検査報告61ページ参照)

#### 1 本院が表示した意見

内閣官房内閣情報調査室内閣衛星情報センター(以下「衛星センター」という。)は、情報収集衛星の研究、開発、運用等を行っており、これらの業務について三菱電機株式会社等と委託契約等を締結するなどして実施している。しかし、衛星センターは、委託契約に基づき確定調査を実施しているものの、実績工数の確認を十分に行っていなかったり、随時調査を全く実施していなかったり、制度調査について規定を設けていなかったりして、同会社による工数の付替えを防止できていないなどの事態が見受けられた。

したがって、衛星センターにおいて、確定調査及び随時調査については、実施項目、実施方法を定めた要領等を整備するとともに、作業現場の実態や工数集計等の実態等の把握に努め、随時調査については調査の手法等を検討し効果的に実施できるような体制を整備し、制度調査については関係規定等を整備するとともに、実施に当たっては、他の調達機関と連携を図ることなどを検討するよう、内閣総理大臣に対して平成24年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

#### 2 当局が講じた処置

本院は、衛星センターにおいて、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、衛星センターは、本院指摘の趣旨に沿い、25年4月に確定調査等に関する実施要領を整備するなどして、次のような処置を講じていた。

ア 確定調査及び随時調査について、実施項目、実施方法を定め、契約相手方の担当者から聴取を行うなどして作業の実態等を把握することとし、また、抜き打ち調査を実施できることとするなどして、効果的に調査を実施できる体制を整備した。

イ 制度調査について、実施項目、実施方法を定め、他の調達機関と連携して調査を実施できることとした。また、制度調査を実施する監査官を配置するなど実施体制を整備した。

### (2) 人事・給与等業務・システムの最適化の状況等について

(平成23年度決算検査報告65、67ページ参照)

(63ページの内閣(人事院)の項に掲記)

## (人 事 院)

平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

**人事・給与等業務・システムの最適化の状況等について**

(平成 23 年度決算検査報告 65、67 ページ参照)

**1 本院が表示した意見**

人事院は人事・給与等業務・システム(以下「人給システム」という。)の企画、設計・開発等を行っており、内閣官房は最適化計画に沿ってシステムの設計・開発が進捗するよう、人事院に対する助言等を行っている。しかし、人給システムの移行作業の遅延に伴い多くの参加府省等の運用開始が遅延しているだけでなく、既に人給システムを運用している参加府省等においても安定的なシステム運用が実現できておらず、最適化効果の発現が大幅に遅延していたり、移行経費を最適化の実施に係る投資額として計上していなかったりする事態が見受けられた。

したがって、人事院において、参加府省等と人給システムの改修の優先順位等を調整した上で引き続き改修に努めて、改修業務についてテストの作業工程等を十分検討したり、プロジェクト管理支援業務について管理支援業者の技術的支援が十分受けられるよう契約期間等を検討したりするとともに、人給システムの移行作業について参加府省等と十分情報共有を図って移行支援を実施したり、ヘルプデスク業務について必要となる業務量等を検討したり、参加府省等の移行経費を最適化の実施に係る投資額として計上できるよう移行経費の合理的な算定方法について検討したりするよう、また、内閣官房において、人事院への助言を含む総合調整を行うよう、内閣総理大臣及び人事院総裁に対して平成 24 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により意見を表示した。

**2 当局の処置状況**

本院は、内閣官房及び人事院において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、人事院は、本院指摘の趣旨に沿い、25 年 1 月以降、人給システムの改修について参加府省等との会議等を通じて改修要望の優先順位を把握して調整した上で引き続き改修を実施し、改修したプログラムを導入する前にテストを行うよう工程を十分検討したり、プロジェクト管理支援業務について管理支援業者の技術的支援が十分受けられるように契約期間を検討したりする処置を講じていた。また、既に人給システムの運用を行っている府省等の実情等を把握して参加府省等と情報共有を図って移行支援を実施したり、ヘルプデスク業務について実際の業務の状況に合わせて同年 4 月に契約内容を変更したりするなどの処置を講じていた。

そして、移行経費の合理的な算定方法については、参加府省等の移行作業の業務内容を把握するための調査を実施した上で適切に検討することとしている。

また、内閣官房は、人事院がこれらの取組を実施するに当たり、人事院と参加府省等との間における正確な情報共有や適切な検討を行うことができるよう、参加府省等との会議等を通じて必要な助言を含む総合調整を行っている。

### 第3 内 閣 府

(内閣府本府)

不 当 事 項

補 助 金

(2) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの  
 (3)

会計名及び科目	一般会計 (組織)内閣本府 (項)内閣本府 (項)沖縄特別振興対策事業費
部 局 等	内閣府本府
補助の根拠	予算補助
補助事業者 (事業主体)	県1、村1、計2補助事業者(村1、1事業主体)
間接補助事業者 (事業主体)	1村
補助事業	離島地域資源活用・産業育成モデル事業、沖縄離島振興特別対策事業
事業費の合計	149,100,722円
上記に対する国 庫補助金交付額 の合計	113,416,377円
不当と認める事 業費の合計	36,149,801円
不当と認める国 庫補助金相当額 の合計	24,776,296円

#### 1 補助金等の概要

内閣府(内閣府本府)所管の補助事業は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同府は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

#### 2 検査の結果

本院は、合规性、有効性等の観点から、内閣府本府、2県、32市町村及び1財団法人において、実績報告書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、1村が事業主体(1事業主体が補助事業者と間接補助事業者の両方に該当する。)となって実施した離島地域資源活用・産業育成モデル事業及び沖縄離島振興特別対策事業に係る国庫補助金計24,776,296円が不当と認められる。

これを不当の態様別に掲げると次のとおりである。

(1) 補助の対象とならないなどのもの 1件 不当と認める国庫補助金 20,717,728 円  
 離島地域資源活用・産業育成モデル事業の実施に当たり、年度内に事業が完了したなどとする虚偽の実績報告により補助金の交付を受けていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 20,717,728 円)

部局等	補助事業者	間接補助事業者	補助事業	年度	事業費	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金相当額	
					千円	千円	千円	千円	
(2)	内閣府本府	沖縄県	宮古郡多良間村(事業主体)	離島地域資源活用・産業育成モデル	17~19	43,984	29,323	31,076	20,717

この補助事業は、多良間村が、多良間島で飼育されるヤギを活用し、地域の活性化を図るための調査研究等を実施したものである。

同村は、事業の実施に当たり、先進地視察やヤギを活用した各種試験研究等から成る調査研究等の業務を沖縄県土地改良事業団体連合会に委託して実施していた。そして、同村は、委託した業務について、それぞれ委託した年度内に受託業者から成果品が同村に納品されて同村の完了検査に合格したとして、契約金額の全額を支払っており、このうち計 43,984,000 円を事業費とした実績報告書を沖縄県に提出していた。

しかし、同村は、試験研究業務等の一部が、実施したとしていた年度内に完了していなかったり、実施されていなかったりなどしていたことを認識していたにもかかわらず、これらに係る経費計 31,076,591 円を含めて虚偽の実績報告を行っていた。

したがって、上記の事業費計 31,076,591 円は、業務の一部が年度内に完了していないことなどから補助の対象とならないなどとしていて、これに係る国庫補助金相当額計 20,717,728 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同村において補助事業の適正な実施及び経理に対する認識が欠けていたこと、同県において実績報告書の確認及び同村に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(2) 補助の目的を達していなかったもの 1件 不当と認める国庫補助金 4,058,568 円  
 沖縄離島振興特別対策事業で購入した一部の機械が利用されておらず、補助の目的を達していなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 4,058,568 円)

部局等	補助事業者	間接補助事業者	補助事業	年度	事業費	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金相当額		
					千円	千円	千円	千円		
(3)	内閣府本府	沖縄県	宮古郡多良間村(事業主体)	—	沖縄離島振興特別対策	20	105,116	84,093	5,073	4,058

この補助事業は、多良間村が、平成 17 年度から 19 年度までの間に実施した離島地域資源活用・産業育成モデル事業に続き、多良間島で飼育されるヤギを活用した雇用創出事業を行うため、ヤギ加工施設の建設及び同施設でヤギ汁、ハム・ソーセージ等を製造する機械等の購入等を行ったものである。

同村は、同施設の管理運営に関して、有限会社たらま農産と基本協定等を締結して実施させていた。

しかし、現地の状況等を確認したところ、ハム・ソーセージを製造するために必要なヤギが確保できなかったことなどから、同施設ではハム・ソーセージの製造及び販売が行われておらず、購入した機械のうち、ハム・ソーセージを製造する機械は全く利用されていなかった。また、上記の状況の変化が見込めないことから、今後の利用も見込めない状況となっていた。

したがって、本件補助事業により購入したハム・ソーセージを製造するための機械(購入費相当額 5,073,210 円)は、補助の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金相当額 4,058,568 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同村において補助事業の適正な実施についての認識が欠けていたこと、内閣府本府において同村に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

## 平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

### 沖縄振興開発金融公庫による省エネルギーの促進に係る貸付けについて

(平成 23 年度決算検査報告 74、173 ページ参照)

#### 1 本院が表示した意見

沖縄振興開発金融公庫(以下「公庫」という。)は、内閣府及び財務省が定めた「環境・エネルギー対策貸付制度要綱」(以下「貸付要綱」という。)等に基づき、省エネルギーの促進に係る貸付けを実施している。そして、公庫は、貸付要綱に掲載されている施設であって、一定の構造等の要件に該当するなどの施設であれば、貸付要綱に定める省エネルギー効果の要件を満たすものとして取り扱っている。しかし、貸付要綱に定める省エネルギー効果の要件に沿った事業効果があるか確認できない施設に多額の貸付けが行われている事態が見受けられた。

したがって、内閣府及び財務省において、中小企業庁等と連携するなどして、貸付要綱に掲載している施設の省エネルギー効果を適切に検証したり、同効果の確認方法及び判断方法を見直したりするなどして、制度の見直しを行うことなどにより、省エネルギーを促進するという制度の目的に沿った効果的な貸付けとするよう、内閣総理大臣及び財務大臣に対して平成 24 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により意見を表示した。

#### 2 当局が講じた処置

本院は、内閣府本府及び財務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、内閣府及び財務省は、本院指摘の趣旨に沿い、省エネルギーを促進するという制度の目的に沿った効果的な貸付けとするよう、中小企業庁等と連携して次のような処置を講じていた。

すなわち、内閣府及び財務省は、貸付要綱に掲載している施設の省エネルギー効果について検証するなどした結果、制度創設時と同様に施設単体での効果を一律に設定することが適当でなくなっている点に留意するなどして 25 年 5 月に貸付要綱を改正し、資金用途については、工場、事業場等全体で 1 % 以上の省エネルギー効果が見込まれる省エネルギー施設等を取得するために必要な設備資金とすることとするとともに、省エネルギー効果の確認方法及び判断方法については、エネルギー管理士等の専門家が効果を確認するなどした上で公庫が貸付けを行うこととして制度の見直しを行った。

(消費者庁)

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

消費者ホットライン事業の実施に当たり、契約回線数等について、消費生活相談の実績等を踏まえた設定を行うとともに、これをフォローアップする体制を整備することなどにより、事業の実績等に即した適切なものとなるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)消費者庁 (項)消費者庁共通費 (項)消費者政策費
部 局 等	消費者庁
契 約 名	消費者ホットラインの運用支援業務委託契約
契 約 の 概 要	消費者ホットラインの運用体制の維持等の業務
契 約 の 相 手 方	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
契 約	平成 21 年 9 月～25 年 3 月 随意契約
支 払 金 額	2 億 7853 万余円(平成 21 年度～24 年度)
上記のうち契約回線等に係る月額利用料金の支払額	2 億 3645 万余円
上記のうち過大となっていた支払額	907 万円

1 消費者ホットライン事業等の概要

(1) 消費者ホットライン事業の概要

消費者庁は、地方公共団体における消費生活センター等が行う消費生活相談の実施を支援するため、平成 22 年 1 月から消費者ホットライン事業を運営している。そして、消費者ホットラインは、消費者が全国共通の電話番号に電話をかけると、最寄りの相談窓口等に直接つなげたり、つなぐことができない場合には最寄りの相談窓口等の電話番号を案内したりする仕組みとなっていて、消費者ホットラインを利用している相談窓口は、24 年度末現在で 47 都道府県、1,273 市区町村等の計 1,373 か所となっている。これにより、消費者は直接相談窓口に赴くなどの方法に加えて、消費者ホットラインにより消費生活相談を受けることができるようになっている。

(2) 消費者ホットライン事業に係る委託費の概要

消費者庁は、消費者ホットライン事業の運営に当たり、運用体制の維持、利便性向上のための運用支援等の業務を、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下「NTT コム」という。)と契約を締結して委託している。

そして、消費者ホットライン事業に係る委託費は、月額利用料金、着信先電話番号設定等の工事費等から構成され、このうち、月額利用料金は、①契約回線(契約に基づき設定された相談窓口の電話番号に係る電話設備と消費生活相談に使用する電話等とをつなぐ電話回線をいう。以下同じ。)の数(以下「契約回線数」という。)に応じて増額する基本サービス料金(1 契約回線の月額単価 1,050 円)、②最寄りの相談窓口が休みなどの際にあらかじめ

め登録した他の相談窓口に接続先を変更したり、最寄りの相談窓口の電話がIP電話（インターネットの仕組みを利用して提供される電話サービスをいう。以下同じ。）等で消費者ホットラインから当該相談窓口につなぐことができない場合に、当該相談窓口の電話番号の案内ガイダンスを送出したりするサービスに係る有料オプション料金（1電話番号当たり月額単価1,470円等）等から成っている。なお、22年3月からは、最寄りの相談窓口がIP電話等を利用していても、一部のIP電話等については、消費者ホットラインから当該相談窓口につなぐことができるようになった。

消費者庁は、消費者ホットライン事業に要する経費として、21年度から24年度までの間に、NTTコムからの請求に基づき2億7853万余円を支払っており、このうち月額利用料金は計2億3645万余円となっている。

### (3) 消費者ホットライン事業における契約回線数等の設定及び変更の状況

消費者庁は、消費者ホットライン事業の開始時に、地方公共団体等からの申請に基づいて契約回線数等を設定しており、それ以降は、毎年度末の時期に地方公共団体等に変更の有無を確認するほか、随時変更の申請を受け付けるなどして変更を行っている。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、契約回線数等の設定は、事業の実績等に即した適切なものとなっているかなどに着眼して、消費者庁において、21年度から24年度までの間の前記の支払額2億7853万余円を対象として契約関係書類により会計実地検査を行うとともに、前記の相談窓口における契約回線等の利用状況等について消費者庁を通じて地方公共団体から報告を求めて、その内容を確認するなどの方法により検査を行った。

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 基本サービス料金について

消費者庁は、基本サービス料金の対象となる契約回線数について、前記のとおり、地方公共団体等からの申請に基づくなどして設定していたが、消費生活相談の実績を考慮して設定することとはしていなかった。また、21年度以降、消費生活センター等の設置数が増加していたが、23年度以降、その増加数は縮小していた。

そこで、23、24両年度における契約回線数の設定状況等について検査したところ、1年間の消費生活相談の総件数（消費者が直接相談窓口で電話するなどの消費者ホットライン事業以外によるものも含む。）が1日平均1回未満と少ないのに契約回線数を2回線以上に設定している相談窓口が、23年度で1県及び124市町村の126か所、24年度で1県及び97市町村の99か所で見受けられた。

したがって、これらの相談窓口については、消費生活相談の実績を踏まえて契約回線数を1回線と設定すれば足り、その場合に比べると、延べ契約回線数（契約回線数の月単位の延べ数をいう。以下同じ。）が23、24両年度で計4,485回線過大となっていた。

また、消費者庁は、上記のほか、上記の事態が見受けられた市町村のうちの2市町を含む1県及び3市町の計4か所の相談窓口に係る契約回線について、地方公共団体からの申請数が3回線であるのに、誤って23回線とするなど不要な契約回線を設定するなどして、延べ契約回線数が21年度から24年度までの間で計1,555回線過大となっていた。

## (2) 有料オプション料金について

前記のとおり、22年3月から一部のIP電話等については、消費者ホットラインから最寄りの相談窓口につながるができるようになったことから、5県及び100市町村の106か所の相談窓口においては、当該相談窓口の電話番号の案内ガイダンスを送出する有料オプションが不要となったのに、消費者庁は当該有料オプションの解除を行っていなかった。

上記の(1)及び(2)により、21年度から24年度までの間に支払われた月額利用料金計2億3645万余円のうち、計907万余円が過大に支払われていた。

このように、消費生活相談の実績を考慮しないで契約回線数を設定していたり、地方公共団体からの申請数を上回る不要な契約回線を設定していたり、不要となった有料オプションを解除していなかったりなどして、月額利用料金を過大に支払っている事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

### (発生原因)

このような事態が生じていたのは、消費者庁において、次のことなどによると認められた。

- ア 消費者ホットライン事業に係る委託費のうち月額利用料金に関して、消費生活相談の実績等に即した適切な契約回線数等とすることについての認識が欠けており、また、有料オプションの内容の理解が十分でなかったこと
- イ 各地方公共団体に対して、契約回線数変更の有無を確認するなどの際に、契約回線数の設定を消費生活相談の実績等に即したものとしよう十分周知していなかったこと

## 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、消費者庁は、不要な契約回線及び有料オプションについて、25年7月までに適正な設定に変更するとともに、契約回線数等の設定が消費生活相談の実績等に即した適切なものとなるよう次のような処置を講じた。

- ア 25年8月に「消費者ホットラインの運用要領」を制定して、地方公共団体から消費生活相談の実績等に即した契約回線数等の申請を行わせるとともに、地方公共団体の人口、これまでの消費生活相談の実績等から契約回線数の上限を設けることなどとした。また、契約回線数等の設定変更後も、消費者ホットライン入電件数等の実績を基に検証して適時適切に契約回線数の変更を地方公共団体等に求めるなどのフォローアップを行うこととする体制の整備を図った。
- イ 上記の要領について、同月に地方公共団体等に通知して、契約回線数等の設定について消費生活相談の実績等に即して契約回線数の変更の申請等を適時適切に行うよう周知した。

## 第4 復 興 庁

### 不 当 事 項

#### 役 務

- (4) 自動車運行管理業務請負契約に係る予定価格の積算に当たり、労務単価の適用を誤るなどしていたため、支払額が割高となっていたもの

会計名及び科目	東日本大震災復興特別会計 (組織)復興庁 (項)復興庁共通費
部 局 等	復興庁
契 約 名	自動車運行管理業務
契 約 の 概 要	本庁及び各復興局と関係機関等との間の移動に使用する車両の運行、 保全・管理等に係る業務を行うもの
契約の相手方	株式会社セノン
契 約	平成 24 年 4 月 一般競争契約
支 払	平成 24 年 4 月～25 年 3 月 11 回
支 払 額	53,885,269 円(平成 24 年度)
割高となっていた支払額	610 万円(平成 24 年度)

#### 1 契約等の概要

復興庁は、平成 24 年度に、復興庁本庁及び岩手、宮城、福島各復興局と各管内関係機関又は地方公共団体等との間の移動に使用する車両(以下「管理車両」という。)の運行、保全・管理等の業務(以下「自動車運行管理業務」という。)を、一般競争契約により、株式会社セノンに契約金額 42,840,000 円で請け負わせて実施している。

そして、復興庁は、24 年 4 月の当初契約の締結以来、管理車両計 10 台(本庁 4 台、岩手、宮城、福島各復興局各 2 台)に対して運行管理者計 10 名を専属的に配置して業務を行わせていたが、本庁及び福島復興局において管理車両をそれぞれ 1 台追加したことから、同年 12 月には変更契約を締結し、計 12 台に対して運行管理者計 12 名を専属的に配置して本件業務を行わせている。

上記契約の支払については、契約金額に基づいて算出した運行管理者 1 人当たりの月額単価 340,000 円に、時間外業務に係る時間単価(以下「時間外単価」という。)2,006 円に実績の時間を乗ずるなどして算出した時間外手当等を加算して、管理車両ごとの金額を算出し、これを合計した額を毎月支払っており、24 年度における支払額は計 53,885,269 円となっている。

#### 2 検査の結果

##### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、経済性等の観点から、予定価格の積算が適切に行われているかなどに着眼して、復興庁本庁において、本件契約を対象として契約関係書類、入札関係書類等により会計実地検査を行った。

## (2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

復興庁は、予定価格の積算に当たっては、市販の積算参考資料等(以下「積算資料」という。)に掲載されている宮城県の運転手(一般)単価である1日当たり15,100円に1か月当たりの平均業務日数を乗ずるなどして運行管理者1人当たりの月額単価を342,384円と算出し、これに年間業務月数及び運行管理者の人数を乗ずるなどして、予定価格を43,140,384円と算定していた。

しかし、復興庁が適用した積算資料の運転手(一般)単価は、都道府県別に定められていることから、それぞれの業務実施地域に対応した単価(東京都14,100円、岩手県13,300円、宮城県15,100円、福島県11,600円)を適用して月額単価を算出する必要があった。

また、本件契約の仕様書等に定められた自動車運行管理業務に従事する時間についてみると、1日当たり休憩時間1時間を含む8時間45分で、実働時間は7時間45分とされていたが、復興庁が適用した積算資料の運転手(一般)単価は、実働時間8時間の単価であり、月額単価を算出するに当たっては、業務の実態を反映して7時間45分の実働時間に応じた単価により算出する必要があった。

したがって、本件管理業務請負契約について、業務実施地域及び実働時間を適切に考慮して修正計算すると、月額単価は252,428円から331,782円までとなり、また、時間外単価は1,600円から2,083円までとなり、これに基づくなどして24年度の適切な支払額を算定すると47,693,723円となり、前記の支払額53,885,269円は、これに比べて約610万円割高となっていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、復興庁において、月額単価の算出に当たり、労務単価の適用等についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

## 第5 総務省

### 不当事項

#### 補助金

- (5) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの  
 (10)

会計名及び科目	一般会計 (組織)総務本省	(項)地域活性化・経済危機対策推進費 (項)地域活性化・緊急総合経済対策推進費 (項)地域活性化・公共投資推進費 (項)情報通信技術高度利活用推進費 (項)ユビキタスネットワーク整備費
部局等	総務本省、4県	
補助等の根拠	予算補助	
補助事業者等 (事業主体)	市3、町3、計6補助事業者等	
補助事業等	地域活性化・公共投資臨時交付金事業、地域情報通信基盤整備推進交付金事業等	
事業費の合計	3,530,129,018円	
上記に対する国庫補助金等交付額の合計	3,436,217,000円	
不当と認める事業費の合計	19,076,568円	
不当と認める国庫補助金等相当額の合計	16,590,826円	

### 1 補助金等の概要

総務省所管の補助事業は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

### 2 検査の結果

本院は、合规性、経済性等の観点から、補助対象経費の算定が適切に行われているかなどに着眼して、総務本省、11都府県、78市区町村(一部事務組合を含む。)、13連携主体(複数の市町村等で構成される事業主体)、7特定非営利活動法人及び33会社等において、実績報告書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、6市町が事業主体となって地域活性化・公共投資臨時交付金、地域情報通信基盤整備推進交付金等を受けて実施した事業において、補助の対象とは認められないものを補助対象経費に含めたり、補助金等を過大に精算したりなどして、これらに係る国庫補助金16,590,826円が不当と認められる。

これを補助金等別に掲げると次のとおりである。

(1) 地域活性化・経済危機対策臨時交付金が過大に交付されていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 6,609,150 円

地域活性化・経済危機対策臨時交付金は、地域活性化等の速やかかつ着実な実施を図ることを目的として、地域活性化・経済危機対策臨時交付金制度要綱(平成21年府地活第11号、総行政第185号等)等に基づき、地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じた地域活性化等に資する事業を行うため、地方公共団体が作成した地域活性化・経済危機対策実施計画に基づき実施する事業に要する費用のうち、地方公共団体が負担する経費に対して、国が交付するものである。

本院が5府県、4市及び1町において会計実地検査を行ったところ、1市において次のとおり適切でない事態が見受けられた。

部局等	交付金事業者 (事業主体)	交付金事業	年度	交付対象 事業費	左に對する 交付金 交付額	不当と認 める交付 対象事業 費	不当と認 める交付 金相当額	摘要	
				千円	千円	千円	千円		
(5)	山形県	酒田市	地域活性化・経済危機対策臨時交付金	21	98,703	98,250	7,062	6,609	設計数量過大

この交付金事業は、酒田市が、市営野球場の整備・充実により地域活性化を図るため、老朽化した光ヶ丘野球場の電光掲示板を更新する工事を実施したものである。

そして、同市は、本件工事の実施に当たり、電光掲示板の周囲に仮設の足場を設置することとして、当該足場には昇降のための階段を設置することとしていた。

しかし、同市は、本件工事の設計書を作成する表計算ソフトにおいて、階段の数量を50mと入力すべきところを、誤って階段の単価の値2,800を数量の値として入力していたため、設計数量が2,750m過大になっているなどしていた。

したがって、適正な設計数量により本件事業費を算定すると91,640,850円となり、前記の事業費はこれに比べて7,062,300円過大となっていて、これに係る交付金相当額6,609,150円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において本件交付金事業における設計数量の確認が十分でなかったこと、山形県において本件交付金事業の審査及び確認並びに同市に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(2) 住民生活に光をそそぐ交付金が交付の対象とならない事業に交付されていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 1,418,000 円

住民生活に光をそそぐ交付金は、地域活性化等の速やかかつ着実な実施を図ることを目的として、住民生活に光をそそぐ交付金制度要綱(平成22年府地活第124号、総行応第206号、22文科施第466号)等に基づき、地方消費者行政、DV対策・自殺予防等の弱者対策・自立支援又は知の地域づくりに係る「これまで住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分に当てられてこなかった分野」の事業を行うため、地方公共団体が作成した「住民生活に光をそそぐ交付金実施計画」に基づき実施する事業に要する費用のうち、地方公共団体が負担する経費に対して、国が交付するものである。

そして、同交付金は、上記の要綱によると、国の補助事業については、安全・安心な学校づくり交付金を受けて実施される事業を交付対象にすることができることとされている。

本院が5府県、4市及び1町において会計実地検査を行ったところ、1町において次のとおり適切でない事態が見受けられた。

部局等	交付金事業者 (事業主体)	交付金事業	年度	交付対象 事業費	左に対す る交付金 交付額	不当と認 める交付 対象事業 費	不当と認 める交付 金相当額	摘要
(6) 宮崎県	西臼杵郡 高千穂町	住民生活に 光をそそぐ 交付金	22	千円 2,835	千円 1,418	千円 2,835	千円 1,418	補助の対象 外

この交付金事業は、高千穂町が、災害時に支援を必要とする人々の最新情報の把握等を行うために、災害時要援護者支援システムの整備を行ったものである。同町は、実績報告書等において、本件交付金の交付対象事業は地方単独事業であるとしていたが、実際には国の補助事業として補助金の交付を受けていた。

しかし、当該補助事業は、前記の要綱が定める安全・安心な学校づくり交付金事業ではない別の補助事業であった。

したがって、本件交付金事業は、交付金の対象事業とは認められず、これに係る交付金1,418,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同町において本件交付金事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、宮崎県において本件交付金事業の審査及び確認並びに同町に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(3) 地域情報通信基盤整備推進交付金等の交付対象事業費が過大に精算されていたなどのもの  
2件 不当と認める国庫補助金 5,005,676円

地域情報通信基盤整備推進交付金は、地域の知恵と工夫を活かしつつ効果的かつ効率的な情報通信基盤整備を促進し、もって地域の情報格差を是正する事業を実施する市町村等に対して、事業の実施に要する経費の一部について交付されるものである。そして、その交付対象経費は、光ファイバケーブル等の線路設備及びセンター施設等の施設・設備の設置に要する経費とされている。

また、地域活性化・公共投資臨時交付金は、地域活性化・公共投資実施計画に基づき交付の対象となる事業を実施する市町村等に対して、事業の実施に要する経費について交付されるものである。そして、その交付対象経費は、交付の対象となる事業に要する経費のうち市町村等が負担する経費とされている。

本院が総務本省、8都道府県管内の49市町村及び5連携主体において会計実地検査を行ったところ、2県の2事業主体において、交付対象事業費が過大に精算されていたり、交付の対象とならない費用を含めていたりしたため、交付金が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において本件交付金事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、2県及び総務本省において本件交付金事業の審査及び確認並びに事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

これを事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	交付金事業者 (事業主体)	交付金事業	年度	交付対象 事業費	左に対す る交付金 交付額	不当と認 める交付 対象事業 費	不当と認 める交付 金相当額	摘要
(7) 総務本省、 群馬県	桐生市	地域情報通 信基盤整備 推進交付 金、地域活 性化・公共 投資臨時交 付金	21、22	千円 240,450	千円 183,550	千円 2,631	千円 2,015	精算過大

部 局 等	交付金事業 者 (事業主体)	交付金事業	年 度	交付対象 事業費	左に対す る交付金 交付額	不当と認 める交付 対象事業 費	不当と認 める交付 金相当額	摘 要
				千円	千円	千円	千円	

これらの交付金事業は、桐生市が、同市の黒保根地区に高速ブロードバンド環境を整備するために、光ファイバケーブル等の線路設備の敷設等を実施したものである。

そして、同市は、本件交付金事業において、通信事業者の光ファイバ網と上記の線路設備とを接続するための通信機器等を収容するための設備(以下「IP-BOX」という。)の基礎台を2,744,700円で築造することとしていた。

しかし、当該事業箇所には既設の基礎台が存置されており、請負業者はこれを再利用してIP-BOXを設置していたことから、新たに基礎台を築造していなかったのに、同市はこれを十分確認せずに基礎台を築造したこととして実績報告を行っていた。

したがって、実際に築造していない基礎台の築造費を除き、既設の基礎台を再利用するために要した清掃等の費用を考慮して、適正な交付対象事業費を算定すると237,818,238円となり、本件交付対象事業費240,450,000円との差額2,631,762円が過大に精算されていて、これに係る交付金相当額計2,015,676円が不当と認められる。

(8)	総務本省、 愛媛県	南 宇 和 郡 愛 南 町	地域情報通 信基盤整備 推進交付 金、地域活 性化・公共 投資臨時交 付金	21、22	3,063,743	3,028,602	2,990	2,990	補助の対象外
-----	--------------	------------------	---	-------	-----------	-----------	-------	-------	--------

これらの交付金事業は、愛南町が、行政情報の町内全域への公平な提供等を行うため、ケーブルテレビによる自主放送、インターネットサービス等に必要となる高速ブロードバンド環境を町内全域に整備したものである。

そして、同町は、このうちケーブルテレビによる自主放送について、議会を中継する際に文字、図形等(以下「テロップ」という。)で議員名等をテレビ画面に表示するため、「野球ソフト」という商品名のソフトウェア(以下「野球ソフト」という。)及び野球ソフトとテロップをテレビ画面に表示するシステムを制御するためのソフトウェアを購入し、これらのソフトウェアの購入等に係る経費計2,990,107円を交付対象事業費に含めていた。

しかし、野球ソフトは、野球のスコア等をテロップでテレビ画面に表示するためだけに使用できる野球中継専用のソフトウェアであって、議会中継には使用できないものであった。

したがって、前記ソフトウェアの購入等の経費計2,990,107円は交付の対象とはならず、これに係る交付金相当額計2,990,000円が不当と認められる。

(7)(8)の計					3,304,193	3,212,152	5,621	5,005	
----------	--	--	--	--	-----------	-----------	-------	-------	--

**(4) 地域情報通信技術利活用推進交付金事業の実施に当たり、デジタル案内板の整備費が過大になっていたもの 1件 不当と認める国庫補助金 2,415,000円**

地域情報通信技術利活用推進交付金は、地域の知恵と工夫を生かし、情報通信技術(以下「ICT」という。)を導入し活用するなどして、地域における諸課題を解決するための事業を行う事業主体に対して、事業の実施に要する経費について交付されるものである。そして、その交付対象経費は、サーバ、ネットワーク機器、情報通信端末等のICT関連システムの基盤の整備に要する経費等とされている。

本院が総務本省、3県及び12市区町において会計実地検査を行ったところ、1市において次のとおり適切でない事態が見受けられた。

部局等	交付金事業者 (事業主体)	交付金事業	年度	交付対象 事業費	左に対す る交付金 交付額	不当と認 める交付 対象事業 費	不当と認 める交付 金相当額	摘要
(9)	総務本省	群馬県安中市	21	千円 37,457	千円 37,457	千円 2,415	千円 2,415	設計過大

この交付金事業は、安中市が、ICTを活用して観光客を誘致するため、同市の観光・宿泊情報等を配信するデジタル案内板を東日本旅客鉄道株式会社(以下「JR」という。)の駅等に整備するなどしたものである。

同市は、本件交付金事業により、平成22年2月に屋内用のデジタル案内板(1台当たりの機器購入費及び設置工事費計2,835,000円)3台及び屋外用のデジタル案内板(同5,250,000円)1台、計4台を13,755,000円で整備する契約を締結していた。

同市は、このうち屋外用のデジタル案内板については、当初、JR高崎駅の屋外に設置することとしていたが、その後、駅ビルの改修工事により同駅には設置できないことが判明したことから、22年1月に計画を変更してJR安中駅の屋内に設置することとした。

しかし、同市は、デジタル案内板の設置場所を屋外から屋内に変更していたのに、当初の計画どおり屋外用のデジタル案内板を設置していた。

したがって、JR安中駅に設置したデジタル案内板は、屋外用よりも安価な屋内用で足りたことから、適正な交付対象事業費は35,042,080円となり、本件交付対象事業費37,457,080円との差額2,415,000円が過大になっていて、これに係る交付金相当額2,415,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において本件交付金事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、総務本省において本件交付金事業の審査及び確認並びに事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(5) 情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金事業の事業費を過大に精算していたもの

1件 不当と認める国庫補助金 1,143,000円

情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金は、地域の知恵と工夫を生かし、情報通信技術(以下「ICT」という。)を導入し活用するなどして、公共サービスの向上を図るなどのための事業を行う事業主体に対して、事業の実施に要する経費について交付されるものである。そして、その交付対象経費は、プログラム開発等役務費、ソフトウェア購入費(ライセンスの購入に要した経費を含む。)等のICT関連システムの設計・構築に要する経費等とされている。

本院が総務本省、10市区町、1連携主体、3第三セクター、7特定非営利活動法人、2財団法人及び1一般社団法人において会計実地検査を行ったところ、1町において次のとおり適切でない事態が見受けられた。

部局等	交付金事業者 (事業主体)	交付金事業	年度	交付対象 事業費	左に対す る交付金 交付額	不当と認 める交付 対象事業 費	不当と認 める交付 金相当額	摘要
(10)	総務本省	沖縄県国頭郡本部町	22	千円 86,940	千円 86,940	千円 1,142	千円 1,143	精算過大

この交付金事業は、本部町が、ICTを活用して児童一人一人の理解度に応じた授業等を行うため、

電子黒板 10 台、タブレット型パーソナルコンピュータ 64 台、ソフトウェアのライセンス、デジタル副教材等の購入等を行ったものである。

そして、同町は、ウィルス対策ソフトウェア 3 本及び有害情報を提供するウェブサイトへのアクセスを制限するための有害情報遮断ソフトウェア 64 本について、それぞれ 5 年間のサービス期間に係るライセンスを 1,260,000 円及び 403,200 円で購入して、これらのライセンスの購入に要した経費計 1,663,200 円を交付対象事業費に含めていた。

しかし、上記ライセンスの購入に要した経費のうち、交付対象事業費として認められる経費は最も安価なサービス期間に係るものとなっており、上記のライセンスにおいてその期間は 1 年間であることから、本件交付対象事業費は 5 年間分ではなく 1 年間分に係る経費である 520,801 円とすべきであると認められた。

したがって、上記の適正な経費に基づいて交付対象事業費を算定すると 85,797,601 円となり、本件交付対象事業費 86,940,000 円との差額 1,142,399 円が過大に精算されていて、これに係る交付金相当額 1,143,000 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同町において本件交付金事業の対象となる経費についての理解が十分でなかったこと、総務本省において本件交付金事業の審査及び確認並びに事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

## そ の 他

- (11) 特別交付税の額の算定に当たり、算定の対象とならない経費を含めていたなどのため、  
 (20) 特別交付税が過大に交付されていたもの

会計名及び科目	交付税及び譲与税配付金特別会計(交付税及び譲与税配付金勘定) (項) 地方交付税交付金
部 局 等	総務本省
交 付 の 根 拠	地方交付税法(昭和 25 年法律第 211 号)
交 付 先	市 8、町 2
特別交付税交付額	9,948,358,000 円(平成 19 年度～24 年度)
過大に交付された特別交付税の額	57,510,000 円(平成 19 年度～24 年度)

### 1 特別交付税の概要

総務省は、地方交付税法(昭和 25 年法律第 211 号)に基づき、普通交付税の算定方法によっては捕捉されなかった特別の財政需要がある地方団体に特別交付税を交付している。

特別交付税の額の算定方法は、特別交付税に関する省令(昭和 51 年自治省令第 35 号。以下「省令」という。)において、特別の財政需要として算定の対象となる事項(以下「算定事項」という。)ごとに定められている。

市町村は、当該市町村に該当する算定事項ごとに財政需要に関する基礎資料(以下「算定資料」という。)等を作成して、都道府県に提出している。そして、都道府県は、管内市町村か

ら提出された算定資料等の審査を行って総務省に送付し、総務省は、送付された算定資料等の金額に所定の係数を乗ずるなどして地方団体に交付すべき特別交付税の額を算定することとされている。

省令、算定資料の記載要領等(以下「省令等」という。)によれば、特別交付税の額の算定に当たっては、市町村が負担する額に基づくことなどとされ、算定の対象となる経費が算定事項ごとにそれぞれ定められている。

## 2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、特別交付税の額が適正に算定されているかに着眼して、総務本省及び27道府県の451市町村において、平成19年度から24年度までの間に交付された特別交付税を対象として、特別交付税の算定資料等により会計実地検査を行った。

検査の結果、7道府県の10市町に交付された特別交付税計9,948,358,000円のうち、額の算定に当たり、算定の対象とならない経費を含めていたり、算定方法を誤ったりしていたため、特別交付税計57,510,000円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、市町において省令等の理解が十分でなかったこと、道府県において算定資料等の審査が十分でなかったこと、総務省において地方団体に対する省令等の周知徹底が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

### <事例>

長野県松本市は、平成22年度に、自転車駐車場の維持管理を行うために特別の財政需要が生ずるとして、その経費を21,407,000円とする算定資料等を長野県に提出するなどして、自転車駐車場の維持管理に要する経費に係る特別交付税10,704,000円を含む特別交付税1,688,829,000円の交付を受けていた。

しかし、同市は、算定資料等の作成に当たり、誤って、4か所の有料自転車駐車場について使用料収入の額を控除していなかったため、同市が負担する自転車駐車場の維持管理に要する経費12,857,000円が過大となっていた。

したがって、適正な経費に基づいて特別交付税の額を算定すると4,275,000円となることから、特別交付税6,429,000円が過大に交付されていた。

以上を道府県別・交付先別に示すと次のとおりである。

道府県名	交付先	算定事項	年度	特別交付税交付額	過大に交付された特別交付税の額	摘要
(11) 北海道	虻田郡 豊浦町	遠距離通学	20~24	千円 999,218	千円 8,326	算定の対象とならない経費を含めていたもの
(12) 埼玉県	越谷市	民間バリアフリー	20	276,074	4,160	同
(13) 長野県	松本市	駐輪場	22	1,688,829	6,429	算定方法を誤っていたもの
(14) 同	伊那市	遠距離通学	22	1,093,832	1,380	算定の対象とならない経費を含めていたもの
(15) 京都府	相楽郡 精華町	放置自転車	19~23	661,829	15,018	同
(16) 大阪府	柏原市	放置自転車、 駐輪場	21、23	508,281	7,740	算定方法を誤っていたもの

道府県名	交付先	算定事項	年度	特別交付税交付額	過大に交付された特別交付税の額	摘要
(17) 大阪府	藤井寺市	駐輪場	21、22	千円 419,549	千円 4,140	算定方法を誤っていたもの
(18) 兵庫県	川西市	放置自転車	23	612,721	3,652	
(19) 広島県	竹原市	同	19～22	1,930,752	5,607	同
(20) 同	尾道市	駐輪場	21	1,757,273	1,058	同
(11)～(20)の計				9,948,358	57,510	

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 特別交付税の額の算定に当たり、過疎債ソフト経費を含めることによる地方財政措置の重複が生じないように確認を適切に行うなどして、その算定が適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	交付税及び譲与税配付金特別会計(交付税及び譲与税配付金勘定) (項)地方交付税交付金
部局等	総務本省
交付の根拠	地方交付税法(昭和25年法律第211号)
特別交付税の概要	普通交付税の算定方法によっては捕捉されなかった特別の財政需要があることなどにより、普通交付税の額が財政需要に比して過少であると認められる地方団体に交付されるもの
交付先	市6、町6、村2
上記の交付先に交付された特別交付税交付額	148億6840万余円(平成22年度～24年度)
上記のうち過大に交付された特別交付税の額	1億6246万円

【是正改善の処置を求めたものの全文】

特別交付税の額の算定における過疎債ソフト経費の確認等について

(平成25年10月31日付け 総務大臣宛て)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 特別交付税の概要等

(1) 特別交付税の概要

貴省は、地方交付税法(昭和25年法律第211号)に基づき、地方団体の財源の均衡化を図り、交付基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することにより、地方団体の独立性を強化することを目的として、地方交付税交付金(以下「地方交付税」という。)を交付している。地方交付税には、普通交付税及び特別交付税があり、このうち、特別交付税

は、普通交付税の算定方法によっては捕捉されなかった特別の財政需要があることなどにより、普通交付税の額が財政需要に比して過少であると認められる地方団体に、毎年度分として交付すべき地方交付税の総額の100分の6に相当する額が交付されている。

## (2) 特別交付税の額の算定等

貴省は、都道府県及び市町村に交付すべき特別交付税の額を算定するために、特別交付税に関する省令(昭和51年自治省令第35号)において、算定の対象となる財政需要の事項(以下「算定事項」という。)を定めている。

また、貴省は、毎年度、算定事項ごとに財政需要に関する基礎資料(以下「算定資料」という。)の様式を作成し、都道府県に対してこれを送付しており、その際、「特別交付税の額の算定に用いる基礎数値について」により、算定資料等の作成に当たっての留意事項を併せて通知している。

市町村は、当該市町村に係る算定資料等を作成して、都道府県に提出し、都道府県は、管内市町村から提出された算定資料等の審査を行い、貴省に送付しなければならないこととされている。そして、貴省は、都道府県から送付された算定資料等により特別交付税の額の算定を行っている。

市町村では、通常、市町村分の特別交付税の取りまとめを担当する者(以下「特別交付税担当」という。)が、事業を担当する者(以下「事業担当」という。)から算定対象となる事業に係る経費等の情報の提供を受け、これに基づいて算定資料等を作成している。

## (3) 過疎債の発行

過疎地域の市町村は、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)に基づき定められた過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として、過疎地域自立促進のための地方債(以下「過疎債」という。)を発行できることとされている。

過疎債の対象となるのは、従来、市町村道整備事業等のハード事業及び観光事業等を行う法人に対する出資に限定されていたが、平成22年4月に過疎地域自立促進特別措置法が改正され、地域医療の確保、集落の維持、活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められるソフト事業(当該事業の実施のために設置される基金の積立てを含む。)についても過疎債を発行できることとされた(以下、過疎債を財源とするソフト事業を「過疎債ソフト事業」という。)

市町村が過疎債を発行する際には、地方財政法(昭和23年法律第109号)に基づき、政令指定都市は貴省と、その他市町村は都道府県とそれぞれ協議するなどしなければならないこととされている。

そして、上記の協議等に当たり、貴省又は都道府県は、地方債同意等基準に基づいて同意等をするかどうかを判断することとされており、同意等を得た市町村は、過疎債に係る経費の財源として財政融資資金等から借入れを行っている。

また、市町村では、通常、過疎債の取りまとめを担当する者(以下「過疎債担当」という。)が、事業担当から過疎債の発行の対象となる事業の情報の提供を受けて、都道府県の過疎債担当に対して当該事業の情報を提供しており、これに基づいて協議等を行っている。

#### (4) 過疎債ソフト事業に対する地方財政措置

地方交付税法附則第5条によると、貴省又は都道府県の同意等を得た過疎債に係る元利償還金に0.7を乗じた額は、当該市町村における普通交付税を算定する基礎となる財政需要の額である基準財政需要額に算入され、その基準財政需要額に応じた普通交付税が当該市町村に交付されることとなっている。このため、過疎債ソフト事業において過疎債を財源とした経費(以下「過疎債ソフト経費」という。)が特別交付税の対象経費として算定されると、普通交付税と特別交付税による地方財政措置の重複が生ずることになる。そのため、貴省は、毎年度の地方債同意等基準運用要綱や前記の「特別交付税の額の算定に用いる基礎数値について」により、過疎債ソフト経費は、特別交付税の額の算定の対象とはならないことに留意するよう地方団体に通知している。

#### (5) 交付税検査

貴省及び都道府県は、地方交付税法第17条の3の規定に基づき、地方交付税の算定の正確性を確保して、その配分の公正を期することを目的として、地方交付税の交付後において、地方交付税の額の算定資料に関する検査(以下「交付税検査」という。)を行っている。そして、都道府県分及び政令指定都市分については貴省が交付税検査を行い、政令指定都市を除く市町村分については都道府県が交付税検査を行って、その結果を貴省に報告することとしている。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

過疎債ソフト事業は、過疎地域自立促進特別措置法の改正以降、全国的に幅広く実施されている。

そこで、本院は、合規性等の観点から、過疎債ソフト経費を特別交付税の額の算定の対象としていないかなどに着眼して、11<sup>(注)</sup>県管内の94市町村において、22年度から24年度までの間に交付された特別交付税計2561億8852万余円を対象として、特別交付税の額の算定資料及び過疎債ソフト事業の実施に係る資料等により会計実地検査を行うとともに、貴省において、特別交付税の額の算定方法等について聴取するなどして会計実地検査を行った。

(注) 11県 青森、山形、栃木、群馬、長野、静岡、兵庫、和歌山、岡山、愛媛、宮崎各県

### (検査の結果)

検査したところ、6県管内の14市町村において、特別交付税の額の算定資料等の作成に当たり、市町村の特別交付税担当が、当該市町村の過疎債担当から過疎債ソフト経費の情報を確認せずに特別交付税の額の算定資料等を作成していたり、市町村の事業担当が、当該市町村の特別交付税担当を経由せずに直接県の事業担当に特別交付税の額の算定の対象となる経費を報告していたり、県の特別交付税担当が、県の過疎債担当から過疎債ソフト経費に係る情報を確認していなかったりなどしていた。そのため、22年度から24年度までの間に延べ24の算定事項について、特別交付税の額の算定の対象とはならないにもかかわらず、14市町村は、誤って過疎債ソフト経費計2億2760万余円を算定対象経費に含めていて、14市町村に交付された特別交付税計148億6840万余円のうち、1億6246万余円が過大に交付されていた(表参照)。

表 14 市町村に過大に交付された特別交付税の額

県名	交付先	算定事項	年度	特別交付税交付額 千円	過大に交付された 特別交付税の額 千円
青森県	つがる市	医師の派遣	23	1,049,115	4,137
		重要文化財の保存等	24	1,044,381	8,957
	鱒ヶ沢町	医師の派遣	24	507,380	10,094
		社会的弱者等の自立支援等	24		2,370
	深浦町	冬期スクールバス等	22	430,839	1,190
	野辺地町	地方バス	23	273,269	1,869
		地方バス	24	241,504	1,552
東通村	地方バス	23	263,140	7,200	
山形県	最上町	地域力の創造等	23	376,665	1,200
		医師の派遣	23		1,900
	大蔵村	地域力の創造等	23	259,896	749
静岡県	浜松市	遠距離通学	23	3,193,845	3,920
		冬期スクールバス等	23		7,152
兵庫県	新温泉町	農地・水・環境保全向上	22	742,700	2,590
		中山間地域等への直接支払	22		4,690
岡山県	高梁市	中山間地域等への直接支払	23	1,377,648	27,693
		中山間地域等への直接支払	24	1,367,876	27,885
	新見市	中山間地域等への直接支払	23	1,237,520	15,901
		森林整備地域活動支援	23		7,335
	美作市	遠距離通学	23	1,092,325	3,200
愛媛県	伊予市	地方バス	24	738,990	15,120
	鬼北町	農地・水・環境保全向上	22	335,870	3,514
		地域材利用促進	22		1,350
		地域材利用促進	23	335,441	900
計				14,868,404	162,468

上記の事態について、その事例を示すと次のとおりである。

<事例>

岡山県高梁市は、平成 23、24 両年度に同市内の中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し多面的機能を確保するため、集落協定等に基づき、農業生産活動等を行う農業者等への直接支払に要する経費を特別交付税の額の算定の対象となる経費として 23 年度 45,086,000 円、24 年度 45,759,000 円で岡山県に報告し、同県は、その審査を行い、総務省に送付していた。そして、同市は、同経費について、23 年度 27,693,000 円、24 年度 27,885,000 円の特別交付税の交付を受けていた。その際、同市の事業担当は、同市の特別交付税担当を経由せず、同県の事業担当に上記の金額を報告していた。同県の事業担当は、この報告に基づき、特別交付税の額の算定資料等を作成して、同県の特別交付税担当に提出しており、同県の特別交付税担当は、同県の過疎債担当

から過疎債ソフト経費に係る情報を十分に確認することなく、上記の算定事項を含む算定資料を取りまとめて、総務省に送付していた。

一方、同市は、上記の経費について、23年度40,000,000円、24年度40,800,000円を過疎債ソフト事業として同県と協議を行い、同県の同意を得て、財政融資資金から同額を借り入れている。

その結果、同市は、誤って過疎債ソフト経費を算定対象に含めていて、特別交付税計55,578,000円が過大に交付されていた。

#### (是正改善を必要とする事態)

以上のように、特別交付税の額の算定において、過疎債ソフト経費を算定の対象に含めていたため、普通交付税による地方財政措置との重複が生じ、特別交付税が過大に交付されている事態は適切とは認められず、是正改善を図る必要があると認められる。

#### (発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 貴省において、都道府県及び市町村に対して、特別交付税の額の算定資料等の作成等に当たり、過疎債ソフト経費は特別交付税の額の算定の対象とならないことについての周知が十分でなかったこと
- イ 県において、特別交付税の額の算定資料等の審査及び過疎債の発行に係る協議等における確認に当たり、関係する担当者間での必要な情報の共有が不足していたことにより審査及び確認が十分でなかったこと
- ウ 市町村において、特別交付税の額の算定資料等及び過疎債の起債計画書等の作成に当たり、関係する担当者間での必要な情報の共有が不足していたことにより確認が十分でなかったこと
- エ 市町村において、一部の特別交付税の額の算定事項について、特別交付税の額の算定資料等の作成に関する情報を県に報告する際に、特別交付税担当を経由していなかったこと

### 3 本院が求める是正改善の処置

過疎地域において、地域医療の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図ることは重要な課題であり、今後も、過疎債ソフト事業は全国的に幅広く実施されることが見込まれる。

については、貴省において、特別交付税の額の算定が適切に行われるよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

- ア 特別交付税の額の算定資料等に点検項目を設けた上で通知を発するなどして、都道府県及び市町村における特別交付税の額の算定資料等の作成等に当たり、過疎債ソフト経費は特別交付税の額の算定の対象とならないことを周知すること
- イ 都道府県に対して、特別交付税の額の算定資料等の審査及び過疎債の発行に係る協議等における確認に当たり、関係する担当者が必要な情報を共有することにより、十分な審査及び確認を適切に行うよう助言すること
- ウ 市町村に対して、特別交付税の額の算定資料等及び過疎債の起債計画書等の作成に当たり、関係する担当者が必要な情報を共有することにより、十分な確認を適切に行うよう助言すること
- エ 市町村に対して、全ての特別交付税の額の算定事項について、当該市町村の特別交付税

担当において特別交付税の額の算定資料等の作成に関する情報を確認し、都道府県に報告するよう助言すること

オ 交付税検査の実施に当たり、管内の市町村に交付された特別交付税の額の算定において、過疎債ソフト経費が対象経費とされていないことの確認を適切に行うよう都道府県に対して助言するとともに、政令指定都市に交付された特別交付税の額の算定について、上記のとおり、確認を適切に行うこと

(2) 震災復興特別交付税の額の算定に当たり、一般単独災害復旧経費の算定対象となる経費の確認を適切に行うなどして、その算定が適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	交付税及び譲与税配付金特別会計(交付税及び譲与税配付金勘定) (項)地方交付税交付金
部 局 等	総務本省
交付の根拠	地方交付税法(昭和25年法律第211号)、東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律(平成23年法律第41号)
震災復興特別交付税の概要	東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要があることなどを考慮して地方団体に対して交付する特別交付税
交付先	県2、市14、村1
上記の交付先に交付された一般単独災害復旧経費に係る震災復興特別交付税交付額	210億9078万余円(平成23、24両年度)
上記のうち過大に交付された震災復興特別交付税の額	6億2571万円

【是正改善の処置を求めたものの全文】

震災復興特別交付税の額の算定における一般単独災害復旧経費の確認等について

(平成25年10月29日付け 総務大臣宛て)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 震災復興特別交付税の概要等

(1) 震災復興特別交付税の概要

貴省は、地方交付税法(昭和25年法律第211号)及び「東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律」(平成23年法律第41号)に基づき、東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業(以下「災害復旧事業等」という。)の実施のため特別の財政需要があることなどを

考慮して道府県及び市町村に対して特別交付税(以下、この特別交付税を「震災復興特別交付税」という。)を交付している。この震災復興特別交付税は、時限的な税制措置を講ずることなどにより特別に財源を確保した上で、東日本大震災の災害復旧事業等に係る道府県及び市町村の負担額等について対処するために創設された財政措置である。そして、貴省は、23年度8134億4852万余円、24年度7645億3608万余円、計1兆5779億8460万余円を道府県及び市町村に交付している。

## (2) 震災復興特別交付税の算定の対象となる経費等

震災復興特別交付税の算定の対象となる主な経費は、国の補助金等を受けて実施する事業に要する経費のうち、道府県及び市町村が負担する額として総務大臣が調査した額(以下「補助事業等に係る地方負担額」という。)、国の補助金等を受けないで実施する災害復旧等事業に要する経費のうち、地方財政法(昭和23年法律第109号)第5条第4号の規定により地方債をもってその財源とすることができる額として総務大臣が調査した額(以下「一般単独災害復旧経費」という。)となっており、いずれの場合にも道府県及び市町村の負担額の全額について震災復興特別交付税が交付されている。

また、地方債同意等基準等によれば、地方単独事業であって、地方債を財源とすることができる経費の額(以下「起債対象事業費」という。)からは寄附金等の特定財源は控除することになっており、起債対象となる災害復旧等事業は地方団体が所有し、かつ、管理する公共施設及び公用施設を原形に復旧する事業とされている。そして、一般単独災害復旧経費については地方単独事業であって、地方債を財源とすることができる経費であることから起債対象事業費に該当することになる。

## (3) 震災復興特別交付税の額の算定等

貴省は、道府県及び市町村に交付すべき震災復興特別交付税の額を算定するために、「地方団体に対して交付すべき平成二十三年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額の特例等に関する省令」(平成23年総務省令第155号)等において、特別の財政需要として算定の対象となる事項(以下「算定事項」という。)を定めている。

また、貴省は、算定事項について財政需要に関する基礎資料(以下「算定資料」という。)の様式を作成して都道府県に送付している。このうち、一般単独災害復旧経費に係る算定資料では道府県及び市町村の事務作業量の軽減を図るため、記載要領において、算定資料に添付すべき経費の内容を示す資料は、任意の資料で足りるものとしている。

道府県は、当該道府県に該当する算定事項についての算定資料等を作成するなどして貴省に提出している。また、市町村は、当該市町村に該当する算定事項についての算定資料等を作成するなどして都道府県に提出して、都道府県は、管内市町村から提出された算定資料等の審査を行い、貴省に送付している。そして、貴省は、道府県から提出及び都道府県から送付された算定資料等により震災復興特別交付税の額の算定を行っている。

道府県及び市町村では、上記の算定資料の作成に当たり、通常、震災復興特別交付税の担当部局が、災害復旧等事業の担当部局から算定対象となる災害復旧等事業に係る経費の情報等の提供を受け、これに基づいて算定資料を作成している。その際、震災復興特別交付税の担当部局及び災害復旧等事業の担当部局は、それぞれ、算定対象となる経費が起債対象事業費であるかなどについて、必要に応じて地方債の担当部局等に確認している。ま

た、都道府県では、算定資料等の審査に当たり、審査を担当する部局が必要に応じて地方債の担当部局等に算定対象となる経費であるかなどについて確認している。

#### (4) 交付税検査

貴省及び都道府県は、地方交付税法第17条の3の規定に基づき、地方交付税の算定の正確性を確保して、その配分の公正を期することを目的として、地方交付税の交付後において、地方交付税の額の算定資料に関する検査(以下「交付税検査」という。)を行っている。そして、都道府県分及び政令指定都市分については貴省が交付税検査を行い、政令指定都市を除く市町村分については都道府県が交付税検査を行って、その結果を貴省に報告することとしている。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性等の観点から、震災復興特別交付税の算定事項のうち一般単独災害復旧経費について、東日本大震災に係る災害復旧事業等に該当しない経費や補助金等の交付を受けて実施する事業に要する経費を含めていないかなどに着眼して、<sup>(注1)</sup>6県及び<sup>(注2)</sup>8道県管内72市町村において、当該地方団体に交付された一般単独災害復旧経費に係る震災復興特別交付税23年度568億2148万余円、24年度85億9154万余円、計654億1303万余円を対象として、震災復興特別交付税の額の算定資料等により会計実地検査を行うとともに、貴省において、一般単独災害復旧経費の算定対象となる経費について聴取するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 6県 青森、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉各県

(注2) 8道県 北海道、青森、山形、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉各県

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 東日本大震災に係る災害復旧事業等に該当しない経費を一般単独災害復旧経費の算定対象としているもの

<sup>(注3)</sup>1県6市 過大に交付されていた震災復興特別交付税の額 9812万余円

1県6市は、東日本大震災に係る災害復旧事業に要した経費として計9812万余円を一般単独災害復旧経費の算定対象に含めて貴省に報告するなどしていた。

しかし、上記の経費は、東日本大震災の被害を受けていない設備等の工事であったり、老朽化していた設備を新たに設置する工事であったりしたものなどに係る経費であったことから、これらに要した経費は東日本大震災に係る災害復旧事業等に該当しない経費であるにもかかわらず、算定資料の作成に当たり、確認が十分でなかったことなどのため、上記の1県6市は、誤ってこれを一般単独災害復旧経費に含めていた。

したがって、一般単独災害復旧経費計9812万余円が過大に報告されていたため、震災復興特別交付税計9812万余円が過大に交付されていた。

(注3) 1県6市 栃木県、村山、石岡、真岡、伊勢崎、さいたま、銚子各市

#### <事例1>

栃木県は、県立高校の校舎等の災害復旧事業に要するなどした経費について、平成23、24両年度計23億5614万余円を一般単独災害復旧経費の算定対象として貴省に報告しており、同額の震災復興特別交付税の交付を受けていた。

そして、同県は、一般単独災害復旧経費の中に、県立高校のFF暖房設備設置工事等に要した経費4922万余円を含めていた。

しかし、上記の工事等は、老朽化していた設備を新たに設置するものであって、東日本大震災の被害を受けていない設備の工事であったことなどから、これに要するなどした経費は東日本大震災に係る災害復旧事業等に該当しない経費であるにもかかわらず、算定資料の作成に当たり、確認が十分でなかったことなどのため、同県は、誤ってこれを一般単独災害復旧経費に含めていた。

したがって、一般単独災害復旧経費4922万余円が過大に報告されていたため、震災復興特別交付税4922万余円が過大に交付されていた。

## (2) 補助金等の交付を受けて実施する事業に要する経費を一般単独災害復旧経費の算定対象としているもの

(注4) 1県6市 過大に交付されていた震災復興特別交付税の額 1億9351万余円

1県6市は、東日本大震災に係る災害復旧事業に要した経費計1億9351万余円を一般単独災害復旧経費の算定対象に含めて貴省に報告するなどしていた。

しかし、上記の経費は、補助金等の交付を受けて実施する事業に要する経費であったことから、一般単独災害復旧経費の算定対象とはならないにもかかわらず、算定資料の作成に当たり、震災復興特別交付税の担当部局と算定対象となる災害復旧事業の担当部局との間で算定対象とならない経費についての連絡が十分に行われていなかったことなどのため、上記の1県6市は、誤ってこれを一般単独災害復旧経費に含めていた。

したがって、一般単独災害復旧経費計1億9351万余円が過大に報告されていたため、震災復興特別交付税計1億9351万余円が過大に交付されていた。なお、前記の1県6市は、前記の経費を対象に、補助金等と補助事業等に係る地方負担額の震災復興特別交付税として同額の交付を受けていた。

(注4) 1県6市 千葉県、三沢、水戸、石岡、ひたちなか、宇都宮、浦安各市

### <事例2>

宇都宮市は、市立小学校の校舎等の災害復旧事業に要するなどした経費について、平成23年度2億1387万余円を一般単独災害復旧経費の算定対象として貴省に報告するなどしており、同額の震災復興特別交付税の交付を受けていた。

そして、同市は、上記の一般単独災害復旧経費の中に、市立小学校に建設した仮設校舎の給排水設備及び電気設備工事に要した経費3581万余円を含めていた。

しかし、上記の工事は、補助事業として公立諸学校建物其他災害復旧費補助金2387万余円の交付を受けて実施することとされており、補助事業等に係る地方負担額の震災復興特別交付税1193万余円の交付を受けていた。このため、同工事に要した経費は、一般単独災害復旧経費の算定対象には含まれないことになるにもかかわらず、震災復興特別交付税の担当部局と算定対象となる災害復旧事業の担当部局との間で算定対象とならない経費についての連絡が十分に行われていなかったことなどのため、同市は、誤ってこれを一般単独災害復旧経費に含めていた。

したがって、一般単独災害復旧経費3581万余円が過大に報告されていたため、震災復興特別交付税3581万余円が過大に交付されていた。

(3) 起債対象事業費とは認められない経費を一般単独災害復旧経費の算定対象としているもの

(注5)  
1 県 5 市 1 村 過大に交付されていた震災復興特別交付税の額 1 億 9332 万余円  
1 県 5 市 1 村は、東日本大震災に係る災害復旧事業に要した経費計 1 億 9332 万余円を一般単独災害復旧経費の算定対象に含めて貴省に報告するなどしていた。

しかし、上記の経費は、寄附金等の特定財源を充当する事業費、地方団体が所有していない施設の災害復旧工事費等であり、地方債同意等基準等によれば、起債対象事業費とは認められないこととされていることから、一般単独災害復旧経費の算定対象とはならないにもかかわらず、算定資料の作成に当たり、震災復興特別交付税の担当部局、算定対象となる災害復旧事業の担当部局及び地方債の担当部局との間で算定対象とならない経費についての連絡が十分に行われていなかったことなどのため、上記の 1 県 5 市 1 村は、誤ってこれを一般単独災害復旧経費に含めていた。

したがって、一般単独災害復旧経費計 1 億 9332 万余円が過大に報告されていたため、震災復興特別交付税計 1 億 9332 万余円が過大に交付されていた。

(注5) 1 県 5 市 1 村 栃木県、水戸、石岡、太田、久喜、浦安各市、那珂郡東海村

(4) 同一の災害復旧事業に要する経費を重複して一般単独災害復旧経費の算定対象としているもの

(注6)  
2 市 過大に交付されていた震災復興特別交付税の額 1 億 4074 万余円  
2 市は、東日本大震災に係る災害復旧事業に要した経費計 1 億 4074 万余円を一般単独災害復旧経費の算定対象に含めて貴省に報告するなどしていた。

しかし、算定資料を作成するに当たり、同一の災害復旧事業を複数の部局において異なる事業名で管理していたことなどのため、上記の 2 市は、誤って同一の経費を重複して一般単独災害復旧経費に含めていた。

したがって、一般単独災害復旧経費計 1 億 4074 万余円が過大に報告されていたため、震災復興特別交付税計 1 億 4074 万余円が過大に交付されていた。

(注6) 2 市 水戸、常陸太田両市

以上のとおり、一般単独災害復旧経費の算定対象に東日本大震災に係る災害復旧事業等に該当しない経費、補助金等の交付を受けて実施する事業に要する経費及び起債対象事業費とは認められない経費を含めていたり、同一の災害復旧事業に要する経費を重複して含めていたりして、23、24 両年度に 2 県 14 市 1 村<sup>(注7)</sup>に交付された一般単独災害復旧経費に係る震災復興特別交付税計 210 億 9078 万余円のうち、震災復興特別交付税計 6 億 2571 万余円が過大に交付されていた。

(注7) 2 県 14 市 1 村 栃木、千葉両県、三沢、村山、水戸、石岡、常陸太田、ひたちなか、宇都宮、真岡、伊勢崎、太田、さいたま、久喜、銚子、浦安各市、那珂郡東海村

(是正改善を必要とする事態)

以上のように、震災復興特別交付税の額の算定において、一般単独災害復旧経費の算定対象に東日本大震災に係る災害復旧事業等に該当しない経費、補助金等の交付を受けて実施する事業に要する経費及び起債対象事業費とは認められない経費を含めていたり、同一の災害復旧事業に要する経費を重複して含めていたりして、震災復興特別交付税が過大に交付

されている事態は適切とは認められず、是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 貴省において、一般単独災害復旧経費の算定対象とならない経費を算定資料の記載要領等に具体的に明記するなどして都道府県及び市町村に算定対象となる経費の範囲を十分に周知していなかったこと
- イ 貴省において、県から提出された一般単独災害復旧経費の算定資料等の審査が十分でなかったこと
- ウ 県において、市村から提出された一般単独災害復旧経費の算定資料等の審査が十分でなかったこと
- エ 県及び市村において、震災復興特別交付税の一般単独災害復旧経費に係る算定資料の作成に当たり、一般単独災害復旧経費の算定対象となる経費についての理解が十分でなかったり、算定資料に計上した経費について関係する部局間での連絡が不足していたりしていたことなどにより十分な確認を行っていなかったこと

### 3 本院が求める是正改善の処置

東日本大震災の災害復旧事業等に係る道府県及び市町村の負担額等については、時限的な税制措置を講ずることなどにより特別に財源を確保した上で対処することとされたことを踏まえ、震災復興特別交付税を創設して財政措置することとされたものであり、道府県及び市町村における災害復旧事業等の進捗に伴い、今後も多額の震災復興特別交付税が交付されることが見込まれる。

については、貴省において、今後の震災復興特別交付税の額の算定が適切に行われるよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

- ア 一般単独災害復旧経費の算定対象とならない経費について、算定資料の記載要領等に具体的に明記したり、算定資料に算定対象となる経費であることを確認する点検項目欄を設けたりするとともに、都道府県及び市町村に対して、算定の誤りの例を通知したり、震災復興特別交付税に関する会議において説明したりすることにより、一般単独災害復旧経費の算定対象となる経費の範囲を周知すること
- イ 道府県から提出された一般単独災害復旧経費の算定資料等の審査に当たり、上記アの点検項目欄を活用することにより、算定対象となる経費であるかの確認を適切に行うこと
- ウ 都道府県に対して、一般単独災害復旧経費の算定資料等の作成及び市町村から提出された算定資料等の審査に当たり、関係する部局が、算定対象となる経費の範囲、算定対象事業等の必要な情報を共有すること及び前記アの点検項目欄を活用することにより、算定対象となる経費であるかの確認を適切に行うよう助言すること
- エ 市町村に対して、一般単独災害復旧経費の算定資料等の作成に当たり、上記ウのとおり、算定対象となる経費であるかの確認を適切に行うよう助言すること
- オ 交付税検査の実施に当たり、一般単独災害復旧経費についての検査項目や確認事項等を定めて、管内の市町村に交付された震災復興特別交付税が算定対象となる経費であるかの確認を適切に行うよう都道府県に対して助言するとともに、道府県及び政令指定都市に交付された震災復興特別交付税について、上記のとおり確認を適切に行うこと

(3) 地上テレビジョン放送のデジタル化に伴い発生した空き周波数帯について速やかに有効活用が図られるよう意見を表示したもの

第3章  
第1節  
第5  
総務省

会計名及び科目	一般会計 (組織)総務本省	(項)ユビキタスネットワーク整備費 (項)東日本大震災復旧・復興情報通信技術利用環境整備費 (項)電波利用料財源電波監視等実施費
部 局 等	総務本省	
地上テレビジョン放送のデジタル化等に係る施策の概要	地上テレビジョン放送のデジタル放送への円滑な移行のための環境整備や空き周波数帯で使用するシステムに関する調査研究等	
地上テレビジョン放送のデジタル化等に係る施策に対する支出額	4927億1089万円(背景金額)(平成14年度～24年度)	

【意見を表示したものの全文】

地上テレビジョン放送のデジタル化に伴い発生した空き周波数帯の利用について

(平成25年10月31日付け 総務大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 制度の概要

(1) 電波利用の概要

貴省は、電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を増進することを目的として、電波法(昭和25年法律第131号)に基づき、電波の利用を求める者に対して免許を与えるなどしてその利用を認めている。そして、近年、携帯電話等の普及やデジタル家電の無線によるネットワーク接続の増加等によって、周波数がひっ迫したことから、貴省は、「電波政策ビジョン」(平成15年7月情報通信審議会答申)等により、周波数割当ての抜本的な見直しによる新規の電波需要に対する迅速な周波数の確保を図るため、地上テレビジョン放送をアナログ放送からデジタル放送へ移行させることに伴い発生する空き周波数帯(以下、この周波数帯のことを「空き周波数帯」という。)を再編して新たな用途に再配分する施策を実施している。

新たな用途で電波が利用できるようになるまでには、次のような手続等を経る必要があるとされている(図1参照)。

- ① 貴省が、国民からの意見や電波監理審議会の答申を受けて、周波数割当計画を決定して、官報に公示する。
- ② 貴省が、情報通信審議会の審議等を経て、割り当てた周波数帯で使用する設備等に関する技術基準や開設する無線局の目的等を審査する審査基準を策定する(以下、これらの基準を策定することを「制度整備」という。)
- ③ メーカー等の開発により、技術基準に沿った無線機やシステム等が技術的に利用可能

となる。また、貴省が、一部の無線局については、割り当てた周波数帯に対して無線局開設希望者の募集を行い、事業計画等を審査して事業者の選定を行う。

- ④ 貴省が、無線局申請書により、実際に使用する無線設備等が技術基準等に適合しているかを審査し、無線局の免許を交付して、個別電波の割当てを行う。
- ⑤ 事業者において電波の利用が可能となり、サービスが開始される。

図1 周波数の割当てから電波の利用までの流れ



## (2) 地上テレビジョン放送のデジタル化のための施策等

貴省は、平成13年7月に周波数割当計画等を変更して、地上テレビジョン放送のアナログ放送の周波数使用期限を23年7月24日とする告示を行った。また、13年6月の電波法の改正により、一定の要件に該当する周波数割当計画等の変更の場合は、国が国庫補助事業等により必要な援助を実施できることとなるとともに、20年5月以降3回にわたる電波法の改正により、アナログ放送からデジタル放送への円滑な移行のための環境整備等が実施できることとなった。この環境整備等の事業に係る貴省の支出額は、14年度から24年度までの11年間で計2798億余円となっている。なお、この事業は、国庫債務負担行為によって実施されているため、25年度以降も計1008億余円が支出される見込みとなっている。さらに、貴省は、19年度から24年度までの間に空き周波数帯で使用するシステムに関する調査研究等を行うために計45億余円、21年度から24年度までの間にデジタル放送対応のテレビに買い替えた者に対して購入価格の10%程度相当のエコポイントを付与するなどのために計2083億余円をそれぞれ支出している。これらの14年度から24年度までの間の地上テレビジョン放送のデジタル化等に係る施策に対する支出額の合計は、4927億1089万余円に上っている。

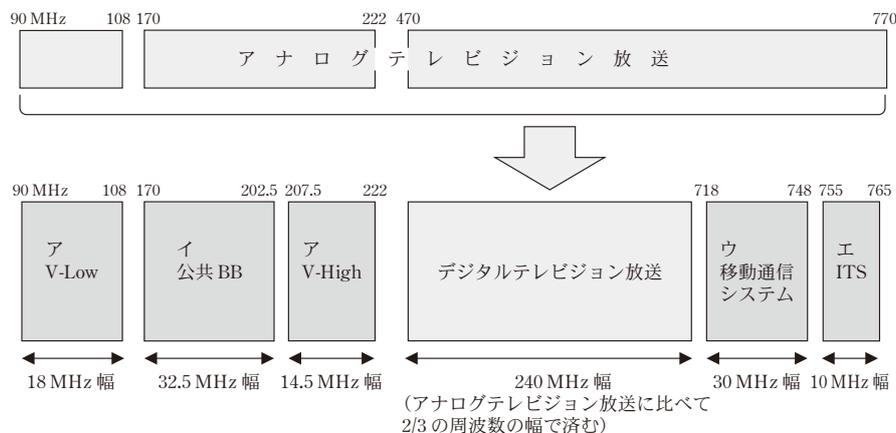
なお、地上テレビジョン放送のアナログ放送は、23年7月に岩手、宮城、福島各県(以下「東北3県」という。)を除く44都道府県において、24年3月に東北3県において、それぞれ終了しており、デジタル放送への移行が実現している。

## (3) デジタル放送の導入に伴い発生した空き周波数帯の利用方法

地上テレビジョン放送のデジタル化により、ハイビジョン映像等の放送サービスの高度化が実現するとともに、必要な周波数の幅がアナログ放送で使用していた周波数の幅の約65%で済むことから、130MHz幅の空き周波数帯が発生する。

このため、貴省は、15年7月に、前記の「電波政策ビジョン」を受けて、周波数の再編方針を策定して、空き周波数帯の利用方法について検討することにした。そして、情報通信審議会は、19年6月に、空き周波数帯を次のアからエまでの四つのシステムに使用させることが適当であると答申し、これを受けて、貴省は、同年12月に周波数割当計画を変更した(図2参照)。

図2 地上テレビジョン放送のデジタル化に伴い発生した空き周波数帯の利用方法  
(概念図)



ア 移動体向けマルチメディア放送システム(90MHz～108MHz 及び 207.5MHz～222 MHz を割当て)

このシステムは、時間や周波数帯域を柔軟に組み合わせて利用することにより、携帯電話や車載型の移動受信機等に向けて、映像、音響、データ等の様々な情報を放送する新たなシステムであり、VHF帯域の低域を利用する地域向けのV-Lowマルチメディア放送(以下「V-Low」という。)と、同帯域の高域を利用する全国向けのV-Highマルチメディア放送(以下「V-High」という。)から成る。

イ 公共ブロードバンド移動通信システム(170MHz～202.5MHz を割当て)

公共ブロードバンド移動通信システム(以下「公共BB」という。)は、警察、消防、水防、防災行政等の場で可搬基地局等を利用することによって、災害現場等の映像を伝送できるようにする新たなシステムである。

ウ 移動通信システム(718MHz～748MHz を割当て)

移動通信システムは、音声通話から動画や高度なアプリケーションにまで対応できる携帯電話等のシステムである。

エ 高度道路交通システム(755MHz～765MHz を割当て)

高度道路交通システム(以下「ITS」という。)は、交通事故を未然に防止することを目的とする安全運転支援システムのうち、路車間通信<sup>(注)</sup>等により出会い頭等の事故を防止する新たなシステムである。

(注) 路車間通信 路上に設置された通信装置と車両とが電波等を使用して信号情報、規制情報、歩行者情報、車両の位置情報等を送受信すること

#### (4) 「新たな情報通信技術戦略工程表」等の概要

政府は、我が国の情報通信技術戦略の一環として、上記四つのシステムのうち、公共BB及びITSを政府が推進していくべき具体的取組に位置付けた。そして、内閣官房の高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(以下「IT戦略本部」という。)は、22年5月に「新たな情報通信技術戦略」を決定するとともに、各府省の連携が必要な施策について、各府省の役割分担と達成すべき事項を明確化する目的で「新たな情報通信技術戦略工程表」(以下「工程表」という。)を作成した。

工程表によると、公共 BB については、22、23 両年度に貴省が制度整備と実用化を実施し、24、25 両年度に貴省、警察庁及び国土交通省が公共 BB の導入を促進することになっていった。

また、ITS については、22 年度に IT 戦略本部がロードマップを策定することになっていた。そして、このロードマップによると、空き周波数帯の 700MHz 帯を使用する ITS のうち路車間通信は、警察庁及び貴省が施策を担当することとされており、23 年度までに貴省が技術基準を策定し、24 年度に貴省が周波数帯を開放して、警察庁がサービス内容の充実や道路インフラの整備を推進することになっていた。ITS の施策の実施に当たっては、貴省は、電波政策に関わる分野について関係府省と連絡調整を主体的に行うこととされている。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、空き周波数帯において新たなシステム等が実用化されて有効に利用されているかなどに着眼して、空き周波数帯を利用することになっている四つのシステムについて、電波政策を所掌している貴省のほか IT 戦略本部の工程表において施策担当府省とされている内閣官房、内閣府本府、警察庁、経済産業本省及び国土交通本省において会計実地検査を行った。検査に当たっては、空き周波数帯の利用状況や利用のための調査研究等に関する資料の提出を受けるとともに、貴省が公共 BB の利用者の一部として想定している都道府県から調書を徴するなどして、システム導入等の進捗状況等を確認した。

### (検査の結果)

検査したところ、前記四つのシステムのうち、移動体向けマルチメディア放送システムの V-High については、24 年 4 月から事業者によるサービスが開始されており、貴省は、割り当てられた周波数帯を一層有効に活用するため、事業者の追加公募や制度の一部修正等を進めることとしていた。

また、移動通信システムについては、諸外国における周波数帯の割当ての状況を踏まえて、使用する周波数帯を関係事業者や有識者と検討した結果、別の周波数帯も併せて確保することとしており、23 年 5 月の電波法の改正により、貴省は、携帯電話事業者の費用負担により上記の別の周波数帯を使用しているシステムを他の周波数帯に早期に移行させる措置を導入した。そして、この措置の導入により、27 年 1 月以降、移動通信システムのサービスが順次開始される予定となっている。

しかし、これら以外のシステムが利用することになっている周波数帯は、次のとおり一部を除いて利用されておらず、利用される予定も決まっていない状況となっていた。

#### ア 移動体向けマルチメディア放送システム (V-Low)

貴省が 22 年 5 月に作成した「地上デジタル放送の導入に伴う空き周波数帯の利用について」(以下「貴省資料」という。)によると、貴省は、事業者を選定した上で、23 年 7 月のアナログ放送の終了に合わせて V-Low のサービスを開始させることとしていた。

しかし、V-Low への参入を希望する事業者は業態や規模が多岐にわたっており、貴省は、この帯域の具体的な用途や割当てなどに関して関係者の意見を十分に調整しておら

ず、制度整備に時間を要していて、制度整備や事業者の選定に至っていない状況となっていた。

イ 公共 BB

貴省は、22年8月に電波法施行規則(平成22年総務省令第82号)、無線設備規則(平成22年総務省令第83号)等を改正するとともに、25年7月に審査基準を改正して、公共BBの導入に向けた制度整備を行っていた。そして、警察庁は25年3月に全国9管区警察局等に公共BBを導入し、同年4月以降に運用を開始しているが、国土交通省は、導入の必要性を検討している段階である。

一方、貴省は、警察庁及び国土交通省とともに公共BBの利用者として想定している都道府県等に対して、導入に関する需要調査を行っておらず、都道府県等の導入の予定を把握していなかった。そこで、本院は、25年4月に、都道府県の導入の予定等を確認するため、東北3県を除く44都道府県から調書を徴したところ、表のとおり、公共BBを導入している都道府県はなく、導入を予定している都道府県も1県にすぎなかった。

表 都道府県における公共BBに関する導入の予定等

	回答総数	公共BBに関する導入の予定等			
		導入予定あり	導入予定なし	左のうち、貴省から情報提供あり	
				左のうち、提供された情報が公共BBの紹介や概要のみ	
都道府県数	44	1	43	18	7

また、貴省が公共BBに関する情報を提供していた都道府県は、全体の半数以下の18都道県であり、そのうちの7県に対しては公共BBの紹介や概要にとどまっていて、導入を検討するために必要な利用方法、機材導入経費、運用経費、導入効果等に関する詳細な情報を提供していなかった。なお、公共BBの導入を予定している1県は、貴省からではなく、公共BBの機器を開発しているメーカーから公共BBに関する情報を得ていた。

ウ ITS

貴省資料によると、貴省は、空き周波数帯が利用可能となる24年7月にITSのサービスを開始させることとしており、貴省は、ITSの施策の実施に当たり、技術基準に関する省令及び審査基準を改正して、空き周波数帯の700MHz帯について制度整備を行った。

一方、貴省は、空き周波数帯とは別の5.8GHz帯を有料道路自動料金収受システム(ETC)等に割り当てているが、その周波数帯でも出会い頭等の事故を防止するための路車間通信は、一定程度実現可能とされている。

そして、貴省は、路車間通信に空き周波数帯の700MHz帯と5.8GHz帯のどちらを利用させることにするのかについて、警察庁等と十分な調整を行っていなかった。このため、警察庁は、その決定を関係メーカー間の協議に委ねており、関係メーカー間の協議がまとまらないことから、決定時期のめどさえ立っておらず、25年7月現在、空き周波数帯においてITSの路車間通信のサービスは開始されていない。

**(改善を必要とする事態)**

前記のとおり、貴省は、需要の増加による周波数のひっ迫に対応して周波数の有効活用等を図るため、多額の国費を投入して地上テレビジョン放送のデジタル化を実施し、周波数帯を空けているのに、その空き周波数帯に割り当てたシステムのうち、V-Low 及び ITS はいまだに実用化されておらず、また、公共 BB は一部実用化されているものの十分に使用されておらず、空き周波数帯が十分に利用されていない事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

**(発生原因)**

このような事態が生じているのは、貴省において、次のことなどによると認められる。

- ア V-Low については、利用者等関係者の意見を十分に調整していないこと
- イ 公共 BB については、利用者として想定している都道府県等に対して機材導入経費等や導入効果に関する詳細な情報を提供していないこと
- ウ ITS については、空き周波数帯の利用に向けて、警察庁等と十分な調整を行っていないこと

**3 本院が表示する意見**

地上テレビジョン放送のデジタル化は、貴省が多額の国費を投入して実施した周波数帯の有効活用等を目的とする施策であるため、それに伴い発生した空き周波数帯は、速やかに利用されて、国民がその便益を享受できるようにする必要がある。

については、貴省において、空き周波数帯が速やかに利用されるよう、次のとおり意見を表示する。

- ア V-Low については、利用者等関係者の意見を十分に調整して、速やかに制度整備が行えるようにすること
- イ 公共 BB については、利用者として想定している都道府県等に対して機材導入経費等や導入効果に関する詳細な情報提供を適時適切に行い、それでも導入が促進しない場合は、利用者の意向を踏まえた上で、空き周波数帯を他の目的へ割り当てるなどの方策を検討すること
- ウ ITS については、空き周波数帯の利用に向けて、路車間通信で使用する周波数帯について警察庁等と速やかに調整を行うこと

**本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項**

携帯電話等エリア整備事業の実施に当たり、事業主体に対して高速デジタル伝送サービス等の継続利用に係る割引制度の適用を受けるよう指導したり、補助対象事業費の減額に伴う国庫補助金相当額の返還を適時に求めたりして、補助事業が適切かつ経済的に実施されるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)総務本省 (項)電波利用料財源電波監視等実施費
部 局 等	総務本省
補助の根拠	電波法(昭和25年法律第131号)
補助事業者 (事業主体)	社団法人1、会社3、計4事業主体

補助事業	携帯電話等エリア整備事業
補助事業の概要	携帯電話等の無線通信の利用可能な地域の拡大のために、過疎地、辺地等の条件不利地域において、無線通信に必要な伝送用専用線等を整備する事業
割引制度が適用されていなかった事業数及び補助対象事業費	282事業 113億4450万余円(平成18年度～23年度)
割引制度の適用を受けていた場合の補助対象事業費の開差額	9億4882万余円(平成18年度～23年度)
上記に対する国庫補助金相当額	6億0894万円
通信サービスの利用料が減額されていた事業数及び補助対象事業費	63事業 26億6846万余円(平成18年度～22年度)
減額していた補助対象事業費	985万余円(平成18年度～22年度)
上記に対する国庫補助金相当額	622万円

## 1 携帯電話等エリア整備事業の概要

### (1) 事業の概要

総務省は、電波法(昭和25年法律第131号)に基づき、携帯電話等の無線通信の利用可能な地域の拡大を図るために、平成17年度から、携帯電話等エリア整備事業を実施する事業主体に対して、事業に要する経費の一部として、無線システム普及支援事業費等補助金(21年度以前は電波遮へい対策事業費等補助金)を交付している。

この事業のうち、基地局と電話交換局等とを接続する伝送用専用線を整備する事業(以下「本件補助事業」という。)の補助対象経費は、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱(平成17年総基移第380号。21年度以前は電波遮へい対策事業費等補助金交付要綱)、総務省が事業主体に配布している説明資料等(以下、これらを合わせて「交付要綱等」という。)によると、過疎地、辺地等の条件不利地域において、他の電気通信事業者から電気通信役務の提供を受け、又は他人の所有する光ファイバケーブル等を賃借するために必要な経費等とされており、事業開始から10年間分の経費等に係る国庫補助金を事業開始年度に事業主体に対して一括して交付することとされている。

本件補助事業の事業主体は、17年度から20年度までは社団法人移動通信基盤整備協会(以下「協会」という。)、21年度以降は株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(25年10月1日以降は株式会社NTTドコモ。以下「ドコモ」という。)、KDDI株式会社(以下「KDDI」という。)、ソフトバンクモバイル株式会社(以下「ソフトバンク」といい、協会、ドコモ、KDDI及びソフトバンクを合わせて「4事業主体」という。)等となっている。

### (2) 事業主体と電気通信事業者等との高速デジタル伝送サービス等に係る契約

4事業主体は、本件補助事業の実施に当たり、東日本電信電話株式会社、西日本電信電

話株式会社(以下、両社を合わせて「NTT 東西」という。)等の電気通信事業者(以下「中継回線事業者」という。)等が一般利用者に対して提供している高速デジタル伝送サービス等(以下「通信サービス」という。)を利用している。そして、事業主体は、通信サービスの利用に当たり、あらかじめ中継回線事業者等との間で、通信サービスの最短利用期間を10年とすること、通信サービスの利用料等の基本的な契約事項は一般利用者に対して適用される契約約款を準用することなどを定めた基本契約を締結するなどしている。

### (3) 通信サービスの利用料の割引制度

中継回線事業者は、上記の約款において、一般利用者が通信サービスを3年間又は6年間継続して利用する旨をあらかじめ申し出た場合に利用料を割り引く制度(以下「割引制度」という。)を設けており、6年間以上の継続利用で利用料を11%割り引くなどとしている。

### (4) 通信サービスの利用料の減額制度

中継回線事業者は、通信サービスの利用者が通信サービスを全く利用できない状態となった場合等には、その時間等に応じて、利用者に対してその月の利用料の請求額のうち返還の対象となる料金を減額する制度(以下「サービス品質保証制度」という。)を設けている。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、経済性等の観点から、本件補助事業において、事業主体が割引制度の適用を受けているか、補助対象事業費の算定等が適切に行われているかなどに着眼して、17年度から23年度までの間に4事業主体が実施した591事業(補助対象事業費計304億1614万余円、国庫補助金計195億4836万余円)を対象として、総務本省及び4事業主体において、交付申請書、実績報告書、契約書等の関係書類により会計実地検査を行った。

### (検査の結果)

検査したところ、297事業において次のような事態が見受けられた(ア及びイの事態の間には、重複しているものがある。)

#### ア 事業主体が割引制度の適用を受けていなかったもの

総務省は、前記のとおり、事業主体に対して10年間分の経費等に係る国庫補助金を一括して交付している一方、交付要綱等において割引制度の適用を受けるよう定めていなかった。このことなどから、協会、ドコモ及びKDDIは、NTT 東西との間で締結した基本契約等において、割引制度の適用を受けないこととしており、通信サービスを利用した18年度から23年度までの間に実施した282事業(補助対象事業費計113億4450万余円、国庫補助金計73億1180万余円)において、割引制度の適用を受けていなかった。なお、ソフトバンクは、NTT 東西との間で締結した基本契約において、事業開始当初から割引制度の適用を受けることとしていた。

このことから、協会、ドコモ及びKDDIが事業開始から割引制度の適用を受けていたとすれば、補助対象事業費は103億9567万余円(国庫補助金相当額67億0285万余円)となり、前記の補助対象事業費との間に9億4882万余円(国庫補助金相当額6億0894万余円)の開差額が生じていたと認められた。

イ 補助対象事業費が減額していたことを把握しておらず、適時に国庫補助金相当額の返還を求めていなかったもの

4 事業主体が18年度から22年度までの間に実施した計63事業(補助対象事業費計26億6846万余円、国庫補助金計17億2212万余円)においては、サービス品質保証制度が適用されるなどして通信サービスの利用料が減額されており、このため補助対象事業費が減額していた。

しかし、総務省は、本件補助事業の実施に当たり、補助対象事業費が増減することはないとして、通信サービスの利用料が減額されていないか確認していなかったため、上記の事態を把握しておらず、減額していた補助対象事業費985万余円に係る国庫補助金相当額622万余円を適時に返還させていなかった。

このように、通信サービスの利用料について割引制度の適用を受けていなかったり、補助対象事業費の減額に伴う国庫補助金相当額の返還が適時に行われていなかったりしている事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

#### (発生原因)

このような事態が生じていたのは、総務省において、通信サービスの利用料について割引制度の適用を受けることの必要性を事業主体に対して十分に指導していなかったこと、事業主体の通信サービスの利用料が減額されていたことを確認しておらず、補助対象事業費の減額に伴う国庫補助金相当額の返還の取扱いについて定めていなかったことなどによると認められた。

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、総務省は、25年7月までに減額していた補助対象事業費に係る国庫補助金相当額を事業主体から返還させる処置を講ずるとともに、同年6月に事業主体に事務連絡を発して、通信サービスの利用料について割引制度の適用を受けるよう指導したり、毎年度、事業主体から当該年度における支払実績額を報告させて、補助対象事業費が減額していた場合は差額を返還させることとしたりして、本件補助事業を適切かつ経済的に実施するための処置を講じた。

平成21年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

#### 国会議員の選挙等の執行経費の適正化について

〔平成21年度決算検査報告 99ページ参照〕  
〔平成22年度決算検査報告 79ページ参照〕  
〔平成23年度決算検査報告 120ページ参照〕

#### 1 本院が表示した意見

総務省は、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」(昭和25年法律第179号)に基づき、国会議員の選挙等の執行経費を算定して都道府県及び市町村に交付している。しかし、執行経費の算定において、投票所経費及び開票所経費の基本額の算定の基礎となってい

る選挙事務従事者の従事時間数や配置人数等が実態とかい離していたり、選挙人の数が3万人を超える選挙人の数1万人ごとに行われる加算が実態を適切に反映していなかったりなどしている事態が見受けられた。

したがって、総務省において、選挙事務従事者の従事時間数や配置人数等について実態を調査して基本額の算定に反映させること、開票所経費の加算の対象となる開票所の実態を調査した上で加算率の見直しなどを行うこと、調整費の交付要件を周知するとともに具体的な手続を定めて調整費の要望に対して十分な審査を行うこと、選挙事務における備品の購入の実態を調査して経費の算定に適切に反映するよう検討することなどにより執行経費の適正化を図るよう、総務大臣に対して平成22年9月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

## 2 当局が講じた処置

本院は、総務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、総務省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 投票所経費及び開票所経費の基本額並びに開票所経費の加算については、選挙事務従事者の従事時間数、配置人数等の実態等を踏まえて、基本額を改定し、加算率を見直した「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案」を作成した。そして、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律」(平成25年法律第9号)は、25年4月10日に公布されて、同日施行された。

イ 調整費については、24年12月に実施された第46回衆議院議員総選挙に際して同年11月に各都道府県選挙管理委員会に通知を発するなどして、調整費の交付要件に該当する場合を具体的に示して、執行経費の交付額のみでは選挙を執行することができない特別の事情があるために生じた経費に限り交付する旨を周知して、これに基づいた厳格な審査を行っていた。

ウ 備品の購入については、上記の通知において、次回の選挙に備えるための備品の購入を行わない旨を周知して、実態調査に基づき適切な経費の算定を行っていた。

平成23年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

### (1) 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構における利益の処分について

(平成23年度決算検査報告88ページ参照)

#### 1 本院が表示した意見

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構(以下「機構」という。)は、日本郵政公社の民営・分社化前に預入れなどが行われた定額郵便貯金等の郵便貯金及び簡易生命保険を承継して管理しているが、満期経過後の払戻しなどが行われないことから、多額の権利消滅金及び時効完成益が毎年度発生している。しかし、多額の権利消滅金及び時効完成益が毎年度継続して発生していることにより増加を続けている利益剰余金は、機構が業務を確実に履行する上で保有する必要性が乏しいと認められるのに、5年間の中期目標期間が終了するまで保有し続けている事態が見受けられた。

したがって、総務省において、機構と共に、機構が業務を履行するために保有する必要がない利益剰余金の額を速やかに把握して国庫に納付させるとともに、関係機関と調整して国庫納付の在り方について検討した上で、今後は中期目標期間の終了時だけでなく、適時に利益剰余金を国庫に納付させることが可能となるように適切な制度を整備するよう、総務大臣に対して平成24年5月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

## 2 当局の処置状況

本院は、総務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、総務省は、機構と協議して、本院指摘の趣旨に沿い、第1期中期目標期間(19年10月から24年3月まで)の終了後、利益剰余金のうち、次期中期目標期間に繰り越すべき金額を控除した残額である郵便貯金勘定382億2028万余円、簡易生命保険勘定108億2794万余円、計490億4822万余円を24年7月に機構から国庫に納付させる処置を講じていた。

そして、総務省は、適時に利益剰余金を国庫に納付させることが可能となるような制度の整備については、機構の解散や新組織への権利義務の承継に関する今後の動向に留意するとともに、国の財政事情を踏まえて、機構の利益剰余金のうち将来にわたり業務を確実に履行するために保有する必要がないと認められるものに係る国庫納付の在り方について引き続き検討して、関係機関と調整の上、適切な措置を講ずることとしている。

## (2) 電波資源拡大のための研究開発に関する契約等における額の確定のための検査の実施状況等について

(平成23年度決算検査報告96ページ参照)

### 1 本院が表示した意見

総務省は、三菱電機株式会社(以下「三菱電機」という。)との間で契約を締結し、情報通信分野における研究、開発等を行っている。しかし、電波資源拡大のための研究開発の契約においては、額の確定のための検査が適切に実施されていなかったり、工数付替え等の不正等の行為に対する違約金の規定が設けられていなかったりしていることなどから、三菱電機による過大請求事案には対応できていないなどの事態が見受けられた。

したがって、総務省において、実際の発生工数、原価計算の実態等の把握が行えるよう検査の手法等を見直すなど、額の確定のための検査の充実及び強化を図ったり、電波資源拡大のための研究開発に関する契約に違約金に関する契約条項を設けたり、三菱電機に対して、過年度の契約における工数付替え等の有無について、文書により調査を徹底するよう求めたりするよう、総務大臣に対して平成24年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

### 2 当局が講じた処置

本院は、総務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、総務省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 25年7月に総務省の担当部署へ事務連絡を発し、額の確定のための検査について、実施項目、実施方法等を定め、工数計上を行った契約相手方の担当者から聴取を行うなどし

て作業の実態等を把握することとし、また、抜き打ち検査を実施できることとするなどして、額の確定のための検査の充実及び強化を図った。

イ 25年4月に、電波資源拡大のための研究開発に関する契約に虚偽の資料提出に対して過払金等と同一の額の違約金を賦課する条項を設けた。

ウ 25年3月に三菱電機に対して依頼文書を発し、24年度以前に総務省と契約を締結した調達案件における工数付替え等の有無について調査を徹底するよう求めた。

### (3) 受信機器購入等対策事業費補助事業により調達して在庫となるなどしている支援用チューナーの管理及び有効活用について

(平成23年度決算検査報告101ページ参照)

#### 1 本院が表示した意見

総務省は、経済的な理由等で地上デジタルテレビ放送が受信できない世帯に対してアナログテレビに接続して同放送を視聴可能にする支援用チューナーを無償で給付等する事業を行う民間法人に対して補助金を交付している。しかし、支援用チューナーについて、在庫となっているのに活用されないままとなっていたり、一般競争入札による有償譲渡を行う際に競争参加の機会等を制限していたり、重複して給付されているのに一部が返却されていなかったり、使用が可能となっているのに在庫数から除外されていて活用されないままとなっていたりしている事態が見受けられた。

したがって、総務省において、補助事業者に、重複して給付した支援用チューナーについて、返却を求めるなど適切な処置を執ったり、再利用可能なものについては在庫として管理したり、在庫となっている支援用チューナーについて、一般競争入札による有償譲渡を行う際の競争参加の機会等の拡大を図ったり、処分計画を早急に策定したりするなどして、有効活用が図られるための対応策を講じさせるとともに、在庫となっている支援用チューナーの有効活用を図るための取組が適時適切に行われるよう指導助言するよう、総務大臣に対して平成24年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

#### 2 当局が講じた処置

本院は、総務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、総務省は、本院指摘の趣旨に沿い、24年11月に補助事業者に対して指示文書を発するなどして、次のような処置を講じていた。

ア 補助事業者に、効果的な督促方法について検討させた上で重複して給付した世帯に対して支援用チューナーの返却を求めさせたり、返却された支援用チューナーの構成を確認して再利用可能なものを在庫として適切に管理させたり、在庫となっている支援用チューナーについて、一般競争入札による有償譲渡を行う際の最低入札台数の条件を緩和するなどして競争参加の機会等の拡大を図らせたり、処分計画を策定させてその内容を補助事業者のホームページで公表させたりするなどして、支援用チューナーの有効活用が図られるための対応策を講じさせた。

イ 補助事業者に策定させた処分計画を確認するなどして、在庫となっている支援用チューナーの有効活用を図るための取組が適時適切に行われるよう補助事業者に対して指導助言を行った。

#### (4) 地域情報通信技術利活用推進交付金等による事業の実施状況について

(平成 23 年度決算検査報告 105 ページ参照)

##### 1 本院が要求した改善の処置

総務省は、情報通信技術を導入して活用することなどにより、地域情報化の推進等を図るための事業を行う市町村等に対して、地域情報通信技術利活用推進交付金等を交付している。しかし、利用者等の具体的な要望を把握するためのニーズ調査の実施、事業目標の設定及び利用状況の把握並びに事後評価が適切に行われていなかったり、導入した情報通信端末等の設備や構築したシステムの利用が低調等となったりしている事態が見受けられた。

したがって、総務省において、事業主体に対して、事態の改善に向けた取組計画を策定するよう指導して、その計画を確認するなどするとともに、交付金事業の開始前に実施された地域情報通信技術利活用モデルの構築のための委託事業によって得られた参考情報を十分に活用してその利用に努めるよう指導して、類似の事業を実施している事業主体間で有用な情報を適時かつ効果的に共有し、その交換を容易にする体制を整備する処置を講ずるよう、総務大臣に対して平成 24 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により改善の処置を要求した。

##### 2 当局が講じた処置

本院は、総務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、総務省は、本院指摘の趣旨に沿い、交付金事業の効果が十分発現するよう、24 年 10 月に事業主体に対して通知を発するなどして、次のような処置を講じていた。

ア 事業主体に対して、ニーズ調査を定期的の実施させたり、設備やシステムの利用状況を把握できるような事業目標を設定させてその状況を定期的把握させたり、事後評価を適切に行わせたりすることが可能となるような取組計画を策定するよう指導するとともに、事業主体に策定させた取組計画の内容を確認して、必要な指導及び助言を行うこととした。

イ 事業主体に対して、委託事業によって得られた成果報告書等の参考情報を十分に活用してその利用に努めるよう指導するとともに、類似の事業を実施している事業主体間で有用な情報を適時かつ効果的に共有してその交換を容易にするために、電子メールによる情報の配信を可能にするメーリングリストを設定するなどの体制を整備した。

## 第6 法 務 省

### 不 当 事 項

#### 予 算 経 理 (21)-(25)

#### (21) 刑事施設等の整備に係る歳出予算及び国庫債務負担行為の執行が会計法令及び予算に違反していたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)法務本省 (項)法務省施設費 〔平成 21 年度～24 年度国庫債務負担行為 (組織)法務本省 (事項)法務省施設整備〕
部 局 等	法務本省
歳出予算及び国庫債務負担行為に係る債務負担権限の概要	歳出予算は、1 会計年度における支出権限及び1 会計年度に支出が終わる債務を負担する権限が付与されているもので、国庫債務負担行為は、次年度以降にも効力が継続する債務を負担する権限が付与されているもの
刑事施設等の整備に係る支出負担行為の件数及び金額	187 件 67,699,792,533 円(平成 21 年度～24 年度)
会計法令及び予算に違反して執行されていた歳出予算の金額(1)	32,437,087,185 円(平成 21 年度～24 年度)
会計法令及び予算に違反して執行されていた国庫債務負担行為の金額(2)	1,747,850,000 円(平成 21、22、24 各年度)
支出負担行為の金額が国庫債務負担行為計画示達額を超えていた額(3)	26,267,869,185 円(平成 21 年度～24 年度)
地方官署等分を含めた支出負担行為の金額が予算を超えていた額(4)	20,348,904,235 円(平成 21 年度～24 年度)
(1)から(4)までの純計	34,184,937,185 円

#### 1 刑事施設等の新営工事等に係る契約の概要

法務省は、刑務所、拘置所等の刑事施設等における過剰収容状態を解消するため、平成 21 年度から 24 年度までの間に、20 刑事施設等の新営工事等の契約を歳出予算又は国庫債務負担行為に基づいて締結している(歳出予算及び国庫債務負担行為に付与されている権限、並びに支出負担行為の手続については、後掲 111 ページの「刑事施設等の整備に係る予算の執行等に当たり、会計事務担当者に対して会計法令等における基本的事項について周知

徹底を図るなどするとともに、予算の執行段階における統制を十分に機能させることにより、予算の執行等が適正に行われるよう是正改善の処置を求めたもの」参照。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、刑事施設等の整備に係る支出負担行為等が会計法令及び予算に従って適正に行われているかなどに着眼して、21年度から24年度までの間において、法務本省の支出負担行為担当官が、歳出予算又は国庫債務負担行為に基づいて行った計187件の支出負担行為計67,699,792,533円を対象として、法務本省において、工事等の契約等の内容を確認するなどして会計実地検査を行った。また、法務省の地方官署並びに国土交通省の本省及び地方官署(以下、これらを合わせて「地方官署等」という。)における歳出予算又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為の金額について、契約額に関する資料の提出を求めるなどして検査を行った。

### (2) 検査の結果

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### ア 歳出予算及び国庫債務負担行為の執行について

法務省は、刑事施設等の新営工事等の契約を締結するに当たり、施設ごとに計上された歳出予算及び国庫債務負担行為のうち、まず、国庫債務負担行為を使用した上で、契約額と国庫債務負担行為の使用額との差額に歳出予算を使用するなどしていた。

そして、当該契約を締結した年度の翌年度以降に最終の履行期限が到来する契約(以下「複数年度契約」という。)107件のうち76件(契約額計58,514,731,385円)及び契約書において履行期限を当該契約を締結した年度内と翌年度以降とに分けているものの、それぞれ履行期限に対応した契約額を設定していない契約(以下「区分不能契約」という。)16件の全て(同計2,690,257,500円)に、それぞれ歳出予算(計31,333,191,685円及び計1,103,895,500円)を使用していた。また、当該契約を締結した年度内に最終の履行期限が到来する契約(以下「単年度契約」という。)64件のうち1件(契約額451,500,000円)及び16件の区分不能契約のうち6件(同計2,167,725,000円)に、それぞれ国庫債務負担行為(161,488,000円及び計1,586,362,000円)を使用していた。

しかし、歳出予算には、単年度債務負担権限しか付与されていないため、歳出予算により複数年度契約及び区分不能契約を締結することはできない。また、国庫債務負担行為には、複数年度債務負担権限しか付与されていないため、国庫債務負担行為により単年度契約及び区分不能契約を締結することはできない。

したがって、歳出予算計32,437,087,185円及び国庫債務負担行為計1,747,850,000円の執行は、会計法令及び予算に違反していたと認められる。

#### イ 複数年度契約の契約額について

法務省は、前記のとおり、複数年度契約について、国庫債務負担行為のほかに、歳出予算に基づいて締結していたことから、毎年度、法務本省の支出負担行為担当官が締結した複数年度契約の契約額が、当該支出負担行為担当官に示達された国庫債務負担行為についての支出負担行為の計画の金額(以下「国庫債務負担行為計画示達額」という。)を超えていた。そして、21年度から24年度までの4年間において、法務本省における複数年度契約の契約額計63,432,549,185円は、国庫債務負担行為計画示達額計37,164,680,000円を26,267,869,185円超えていた。

複数年度契約は、本来、国庫債務負担行為に基づく支出負担行為によるものであることから、法務本省の支出負担行為担当官は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第39条の2の規定に違反して支出負担行為を行っていたと認められる。

さらに、法務省における各年度の複数年度契約の契約額は、法務本省の支出負担行為担当官が締結した複数年度契約の契約額と地方官署等における複数年度契約の契約額とを合計した額となり、この法務省における複数年度契約の契約額は、毎年度、国会の議決を経た刑事施設等の整備に係る債務負担の限度額を超えていた。そして、21年度から24年度までの4年間において、法務省における複数年度契約の契約額計77,809,381,235円(本省分63,432,549,185円、地方官署等分14,376,832,050円)は、債務負担の限度額計57,460,477,000円を20,348,904,235円超えていた。

このような事態は、予算に違反していたと認められる。

以上のことから、歳出予算及び国庫債務負担行為の執行額計34,184,937,185円は不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、法務省において、会計法令及び予算に対する基本的な知識が十分でなかったことなどによると認められる。

- (22) 刑事施設等の常勤医師が、許可を受けて行うこととされている外部研修を行っておらず、  
 (25) 正規の勤務時間中に勤務していなかったのに、勤務しなかった時間に係る給与を減額することなく支給していたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)矯正官署 (項)矯正官署共通費 (平成19年度以前は、(項)矯正官署)
部 局 等	4 刑事施設等
常勤医師の給与の概要	常勤医師に対して支給される俸給及び諸手当
外部研修を行って いなかった常勤 医師の数	4名
上記の4名に支 給された給与の 総額	225,705,895円(平成19年4月～25年3月)
減額すべきで あった給与額及 び勤勉手当額の 合計	38,811,968円(平成19年4月～24年12月)

## 1 常勤医師の勤務の概要

### (1) 常勤医師の給与等の概要

刑務所、少年刑務所及び拘置所の刑事施設、少年院及び少年鑑別所(以下、これらを合わせて「刑事施設等」という。)は、「刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則」(平成13年法務省令第3号)又は「少年院及び少年鑑別所組織規則」(平成13年法務省令第4号)により、保健、防疫、医療等に関する事務を所掌する医務部門を設置し、同部門に常勤で勤務する医師(以下「常勤医師」という。)を配置している。

常勤医師には国家公務員法(昭和22年法律第120号。以下「公務員法」という。)、一般職の

職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成6年法律第33号。以下「勤務時間法」という。)等が適用され、刑事施設等は常勤医師の勤務時間の管理等を行い、また、所定の給与を支給している。

公務員法では、一般職の国家公務員である職員は、勤務時間中職務に専念しなければならないこととされており、給与法により、休日である場合又は休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認があった場合等を除いて正規の勤務時間中に勤務しなかった時間は、給与額(勤勉手当等の額は含まない。以下同じ。)を減額して支給することとされている。そして、この減額する給与額は、給与法等によると、勤務しなかった時間数に勤務1時間当たりの給与額を乗じて得た額とされている。

また、給与法等によると、職員に支給される勤勉手当は当該職員の俸給の月額等に勤務<sup>(注1)</sup>期間による割合(以下「期間率」という。)を乗ずるなどして算出することとされており、期間率は勤務期間に応じて0から100分の100までの割合とされている。

(注1) 勤務期間 勤勉手当支給の基準日となる6月1日及び12月1日以前の6か月以内の期間において、給与法の適用を受ける職員として在職した期間から給与法により給与を減額された期間等を除いた期間

## (2) 外部研修の概要等

常勤医師は、一定の要件を満たす場合、医療技術の維持向上等を目的として、大学医学部、大学病院、総合病院等の外部医療機関等における研修(以下「外部研修」という。)を行うことが認められている。

人事院規則10-3(職員の研修)、「医療職俸給表(一)適用職員の外部医療機関等における研修について」(平成13年法務省矯総第4293号)等によれば、外部研修を行う場合は、勤務する刑事施設等の長(以下「施設長」という。)に対して、研修目的、研修先の外部医療機関等、研修の課業時間等を記載した研修計画書(以下「計画書」という。)を事前に提出して許可を受けることとされている。そして、外部研修を行った場合は、施設長に対して、計画した研修期間の満了時点等の適宜の時期に研修結果報告書(以下「報告書」という。)を提出することとされている。

また、勤務時間法、人事院規則15-14(職員の勤務時間、休日及び休暇)等によれば、日常の執務を離れて行う外部研修については、許可を受けた課業時間が当該職員に割り振られた正規の勤務時間とされている。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、常勤医師が外部研修を行う場合の勤務時間の管理は適正に行われ、常勤医師の給与は適正に算定されているかなどに着眼して、27刑事施設等において、常勤医師に支給された給与を対象として、出勤簿、計画書、報告書、職員別給与簿等により会計実地検査を行った。そして、このうち疑義が生じた4刑事施設等<sup>(注2)</sup>の常勤医師4名については、平成19年4月から25年3月までの間に支給された給与の総額225,705,895円を対象として、上記の関係書類を確認したり、刑事施設等の職員を通じて外部研修の実施状況を確認したりするなどして検査を行った。

(注2) 4刑事施設等 府中刑務所、奈良少年刑務所、仙台、大阪両少年鑑別所

(2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

すなわち、常勤医師4名は、19年度から24年度までの毎年度、外部研修として、週1日又は週2日、外部医療機関等において、医療技術の向上等を目的とした研究等を行うこととする計画書を施設長に提出して外部研修の許可を受けており、研修期間経過後に報告書を提出して、計画どおり研修を行ったとしていた。そして、常勤医師4名が外部研修を行ったとする課業時間について、正規の勤務時間に勤務したものとして、所定の給与が支給されていた。

しかし、本院が刑事施設等の職員を通じて、常勤医師4名及び常勤医師4名の外部研修先から外部研修の実施状況を確認するなどしたところ、常勤医師4名は、19年4月から24年12月までの間に、上記の外部研修を行ったとする課業時間に外部研修を全く行っていなかった。

したがって、常勤医師4名が19年4月から24年12月までの間に外部研修を行っていなかった課業時間数計11,129時間は、当該常勤医師に割り振られた正規の勤務時間中に特に承認を得ることなく無断で勤務していなかったこととなることから、月ごとの勤務しなかった時間数(20時間から80時間)にそれぞれの月の勤務1時間当たりの給与額(2,497円から3,538円)を乗じた額の合計35,163,727円の給与額を減額すべきであった。

また、上記の勤務しなかった期間については、勤務期間の算定上、給与法により給与を減額される期間となり在職した期間から除かれることから、勤勉手当の算出基礎となる期間率は当初の割合(100分の30から100分の100)から所定の割合(100分の15から100分の95)に下がることとなり、勤勉手当額を計3,648,241円減額すべきであった。

前記のとおり、常勤医師4名が施設長の許可を受けて行うこととされている外部研修を全く行わず、正規の勤務時間中に勤務していなかったのに、当該常勤医師4名が勤務していた4刑事施設等は、その給与の支給に当たり、勤務しなかった時間に係る給与額35,163,727円及び勤勉手当額3,648,241円、計38,811,968円を減額しておらず、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、常勤医師4名において国家公務員の服務規律を遵守することの認識が欠けていたこと、4刑事施設等において外部研修をその目的に沿って適切に行うよう常勤医師に対して十分な指導を行っていなかったこと、外部研修の実施状況を適切に把握していなかったことなどによると認められる。

これらの勤務しなかった時間について減額すべきであった給与額及び勤勉手当額を刑事施設等別に示すと次のとおりである。

刑事施設等名	当該常勤医師に支給された給与の総額(支給期間)	外部研修を行っていない期間	外部研修を行っていない課業時間	減額すべきであった給与額	減額すべきであった勤勉手当額	減額すべきであった給与額及び勤勉手当額の計
	円		時間	円	円	円
(22) 府中刑務所	31,766,061 (20.9~23.7)	20.9~23.7	2,121	5,813,901	563,274	6,377,175
(23) 奈良少年刑務所	65,049,218 (20.1~24.12)	21.10~24.12	2,314	7,986,613	877,902	8,864,515
(24) 仙台少年鑑別所	63,163,954 (19.4~24.3)	19.4~23.7	3,250	10,482,662	1,074,446	11,557,108
(25) 大阪少年鑑別所	65,726,662 (20.1~25.3)	20.1~24.9	3,444	10,880,551	1,132,619	12,013,170
(22)-(25)の計	225,705,895		11,129	35,163,727	3,648,241	38,811,968

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 刑事施設等における防災用移動式炊事機器の整備に当たり、配置する台数を施設の規模等に応じたものとするにより、災害時に必要とされる施設において有効に活用されるよう適宜の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)矯正官署 (項)矯正管理業務費 (項)矯正収容費 東日本大震災復興特別会計 (組織)矯正官署 (項)矯正管理業務費 (項)矯正収容費
部 局 等	法務本省、18 刑事施設等
契 約 名	防災機器の調達契約等 19 契約
契 約 の 概 要	災害等により、ガス、電力等の供給が途絶えた際に、灯油等を燃料として、湯沸かし、炊飯等を行うための防災用移動式炊事機器を調達するもの
契 約 の 相 手 方	15 会社
契 約	平成 23 年 10 月～25 年 2 月 一般競争契約、随意契約
炊事機器の調達台数及び支払額	47 台 3089 万余円(平成 23、24 両年度)
施設の規模等に照らして過大となっていた炊事機器の台数及び支払額	26 台 1585 万円(平成 23、24 両年度)

【適宜の処置を要求したものの全文】

刑事施設等における防災用移動式炊事機器の整備について

(平成 25 年 10 月 24 日付け 法務大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求する。

記

1 刑事施設等における防災用物品の調達の概要等

(1) 刑事施設等における防災用物品の調達の概要

貴省は、東日本大震災(平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害等をいう。)における刑務所、少年刑務所及び拘置所の刑事施設、少年院及び少年鑑別所(以下、これらを合わせて「刑事施設等」という。)の被災状況等を踏まえて、災害等が発生した際に、刑事施設等の適正な維持管理及び運営を行うため、被収容者の生活及び刑事施設等の業務継続等に必要な物品等(以下「防災用物品」という。)の整備を行うこととし、各刑事施設等に対して、23 年度には一般会計補正予算から、また、24 年度には一般会計又は東日本大震災復興特別会計から、それぞれ防災用物品の調達に必要な予算を配賦している。

そして、各刑事施設等は、これにより、適宜、調達する品目、規格、数量等を検討の上、必要な防災用物品を調達している。

## (2) 防災用移動式炊事機器の概要

各刑事施設等は、防災用物品の調達の一環として、防災用移動式炊事機器(以下「炊事機器」という。)を調達して、整備箇所(炊事機器が実際に配置される刑事施設等の本庁、管下の刑務支所、拘置支所等の施設をいう。以下同じ。)に配置している。

炊事機器は、災害等により、ガス、電力等の供給が途絶えた際に、灯油、LPガス、まきなどを燃料として、炊飯、汁物の調理等を行うための機器であり、釜、かまど、バーナー等のほか、移動のためのキャスター、台車等を備えるなどしている。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、<sup>(注1)</sup>経済性等の観点から、29 刑事施設等における炊事機器の調達台数が適切なものとなっているかなどに着眼して、29 刑事施設等が 23、24 両年度に締結した炊事機器計 103 台に係る調達契約計 28 件、支払額計 6723 万余円を対象に検査を行った。

検査に当たっては、29 刑事施設等において、購入伺、仕様書等の書類を確認したり、調達部署の担当者から、調達台数の決定理由、災害時に炊事機器を使用して調理した食糧等を給与する対象として想定される人員(以下「給与対象人員」という。)、想定される用途等について聴取したりするなどして会計実地検査を行った。

(注1) 29 刑事施設等 網走、月形、栃木、広島、高松、長崎各刑務所、立川拘置所、有明高原寮、駿府学園、丸亀少女の家、四国少年院、松山学園、福岡少年院、中津少年学院、大分少年院、函館、宇都宮、前橋、千葉、長野、静岡、広島、徳島、高松、松山、高知、大分、宮崎、鹿児島各少年鑑別所

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

<sup>(注2)</sup>18 刑事施設等は、23、24 両年度に、計 19 件の調達契約により炊事機器を調達していたが、このうち 2 刑事施設等では管下の 5 拘置支所用に、16 刑事施設等では本庁用にそれぞれ複数台調達していた。そして、18 刑事施設等が調達した炊事機器の台数は、計 21 整備箇所<sup>(注3)</sup>に対して計 47 台となっており、これらに係る支払額は計 3089 万余円となっていた。

(注2) 18 刑事施設等 広島、長崎両刑務所、有明高原寮、丸亀少女の家、松山学園、函館、宇都宮、前橋、長野、静岡、広島、徳島、高松、松山、高知、大分、宮崎、鹿児島各少年鑑別所

(注3) 21 整備箇所 広島刑務所呉、福山、三次各拘置支所、長崎刑務所島原、五島両拘置支所、有明高原寮、丸亀少女の家、松山学園、函館、宇都宮、前橋、長野、静岡、広島、徳島、高松、松山、高知、大分、宮崎、鹿児島各少年鑑別所

21 整備箇所に整備された炊事機器は、いずれも、災害時にガス、電力等の供給が途絶えるなどした場合に、職員及び被収容者用の非常食の加熱、湯茶の給与、身体<sup>しき</sup>の清拭等に使用する湯を沸かしたり、炊飯したりするなどの目的で調達されていて、取扱説明書等によれば、1 台で 20℃ の水 60L を 20 分で沸騰させ、あるいは米飯 100 名分を 20 分で炊飯するなどの能力を有していた。

上記のとおり、炊事機器は、災害時において職員及び被収容者用の湯を沸かすことなどを目的として調達したものであり、各整備箇所の職員定員及び被収容者の収容定員の合計が給与対象人員と認められた。そして、21 整備箇所の施設ごとの職員定員、被収容者の収容定

員、給与対象人員及び炊事機器の調達台数は、表のとおりであり、炊事機器を2台調達している施設の給与対象人員は24名から92名まで、3台調達している施設の給与対象人員は31名から103名までとなっていた。

表 21 整備箇所における給与対象人員、炊事機器の調達台数等の状況 (単位：名、台)

整備箇所名	職員定員 (A)	被収容者の収容定員 (B)	給与対象人員 (A) + (B)	炊事機器の調達台数
広島刑務所呉拘置支所	19	70	89	3
広島刑務所福山拘置支所	20	70	90	3
広島刑務所三次拘置支所	10	21	31	3
長崎刑務所島原拘置支所	10	15	25	2
長崎刑務所五島拘置支所	11	13	24	2
有明高原寮	30	60	90	2
丸亀少女の家	32	60	92	2
松山学園	30	59	89	2
函館少年鑑別所	14	20	34	2
宇都宮少年鑑別所	18	40	58	2
前橋少年鑑別所	22	26	48	2
長野少年鑑別所	17	20	37	2
静岡少年鑑別所	26	55	81	2
広島少年鑑別所	33	70	103	3
徳島少年鑑別所	15	19	34	2
高松少年鑑別所	19	24	43	2
松山少年鑑別所	17	30	47	2
高知少年鑑別所	16	32	48	2
大分少年鑑別所	15	22	37	2
宮崎少年鑑別所	16	20	36	3
鹿児島少年鑑別所	16	20	36	2

(注) 職員定員及び被収容者の収容定員は平成25年度の数値である。

上記の各刑事施設等は、炊事機器を各整備箇所にそれぞれ複数台調達した理由について、湯沸かしなどは職員用と被収容者用とに分けて行う必要があることから、職員用と被収容者用とに炊事機器をそれぞれ1台ずつ整備する必要があるなどとしていた。しかし、災害時の湯沸かしなどを、職員用と被収容者用とに分けて別々の炊事機器で行わなければならない合理的な理由は認められず、1台の炊事機器で職員用と被収容者用の湯沸かしなどを同時に又は時間を調整した上で行うこととしても特段の支障はないものと認められた。

また、本件炊事機器の湯沸かし及び炊飯の能力に照らせば、21整備箇所のそれぞれの給与対象人員からみて、湯沸かしの場合であれば、1台の炊事機器による1、2回程程度の湯沸かしで、職員と被収容者全員の必要分を賄うことが十分可能であると認められた。また、炊飯の場合であれば、1台の炊事機器による1回の炊飯で、職員と被収容者全員分の炊飯を行うことが可能であると認められた。

したがって、21 整備箇所においては、炊事機器の能力、給与対象人員等に照らして、1 整備箇所当たり炊事機器 1 台で災害時に想定される用途に対応することが可能であり、21 整備箇所において必要な各 1 台を除いた計 26 台の炊事機器(支払額 1585 万余円)については、施設の規模等に照らして調達台数が過大であると認められる。

なお、21 整備箇所において上記のように炊事機器が過大に整備されている事態が見受けられる一方で、18 刑事施設等以外の 11 刑事施設等が炊事機器を整備した整備箇所の中には、同種又は同等の能力を有する炊事機器が配置されているものの、21 整備箇所と比較すると、その配置台数が整備箇所の給与対象人員からみて必ずしも十分なものとなっていない整備箇所も見受けられた。

(是正を必要とする事態)

以上のように、整備箇所において、炊事機器の能力、給与対象人員等に照らして、炊事機器の調達台数が過大となっている事態は適切とは認められず、是正を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、18 刑事施設等において、炊事機器の能力、給与対象人員等を踏まえた経済的な調達を行うことについての検討が十分でなかったことにもよるが、貴省において、炊事機器の整備に当たって、整備箇所の職員定員、被収容者の収容定員等を考慮して十分な検討を行い、整備箇所の規模等に応じた台数を整備することの必要性についての認識が欠けていたことなどによるものと認められる。

3 本院が要求する是正の処置

大規模地震等の災害に対する防災対策の充実強化は、我が国の喫緊の課題である一方、近年の厳しい財政状況の下、防災用物品の調達については、必要な物品を必要な箇所に整備するなど限られた予算の効果的な執行が特に求められている。

については、貴省において、刑事施設等に配置する炊事機器の台数を施設の規模等に応じたものとするにより、災害時に必要とされる施設において有効に活用されるよう、炊事機器の配置について、整備箇所の職員定員、被収容者の収容定員等を考慮して十分に検討を行い、他整備箇所への管理換等の方針を策定するよう是正の処置を要求する。

(2) 刑事施設等の整備に係る予算の執行等に当たり、会計事務担当者に対して会計法令等における基本的事項について周知徹底を図るなどするとともに、予算の執行段階における統制を十分に機能させることにより、予算の執行等が適正に行われるよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)法務本省 (項)法務省施設費 〔平成 21 年度～24 年度国庫債務負担行為 (組織)法務本省 (事項)法務省施設整備〕
部 局 等	法務本省
歳出予算及び国庫債務負担行為に係る債務負担権限の概要	歳出予算は、1 会計年度における支出権限及び 1 会計年度に支出が終わる債務を負担する権限が付与されているもので、国庫債務負担行為は、次年度以降にも効力が継続する債務を負担する権限が付与されているもの

刑事施設等の整備に係る支出負担行為の件数及び金額並びに歳出予算の繰越しに係る事項数及び金額	支出負担行為 187 件 676 億 9979 万余円(平成 21 年度～24 年度) 繰越し 67 事項 477 億 4889 万余円(平成 21 年度～24 年度)
会計法令及び予算に違反して執行されていた歳出予算の金額(1)	324 億 3708 万円(平成 21 年度～24 年度)
会計法令及び予算に違反して執行されていた国庫債務負担行為の金額(2)	17 億 4785 万円(平成 21、22、24 各年度)
繰越制度の趣旨に照らして適正を欠いていたと認められる繰越額(3)	460 億 7702 万円(平成 21 年度～24 年度)
支出負担行為の金額が国庫債務負担行為計画示達額を超えていた額(4)	262 億 6786 万円(平成 21 年度～24 年度)
地方官署等分を含めた支出負担行為の金額が予算を超えていた額(5)	203 億 4890 万円(平成 21 年度～24 年度)
(1)から(5)までの純計	802 億 6195 万円

(前掲 103 ページの「刑事施設等の整備に係る歳出予算及び国庫債務負担行為の執行が会計法令及び予算に違反していたもの」参照)

【是正改善の処置を求めたものの全文】

**刑事施設等の整備に係る予算の執行等と執行段階における統制について**

(平成 25 年 10 月 31 日付け 法務大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

**1 制度の概要**

**(1) 歳出予算及び国庫債務負担行為**

貴省は、刑務所、拘置所等の刑事施設等における過剰収容状態を解消するなどのため、平成 21 年度から 24 年度までの間に、20 刑事施設等の新営工事等の契約を歳出予算又は国庫債務負担行為に基づいて締結している。

歳出予算には、財政法(昭和 22 年法律第 34 号)第 2 条及び第 15 条第 1 項の規定により、支出権限及び債務負担権限が付与されていることとなっており、その債務負担権限は、同法第 42 条の規定により、1 会計年度に支出が終わる債務を負担する権限(以下「単年度債務負担権限」という。)となっている。

一方、国庫債務負担行為は、同法第15条第1項又は第2項の規定により債務を負担する行為であり、その債務負担権限は、歳出予算に付与されている単年度債務負担権限とは異なり、次年度以降にも効力が継続する債務を負担する権限(以下「複数年度債務負担権限」という。)となっている。また、国庫債務負担行為は、同法第26条の規定により、事項ごとに、その必要の理由、行為をなす年度及び債務負担の限度額を明らかにしなければならないとされている。そして、国庫債務負担行為には支出権限が付与されていないため、国庫債務負担行為に基づいて経費の支出を行うには、当該経費を毎年度の歳出予算に改めて計上する必要がある。

## (2) 支出負担行為の手続

支出負担行為(国の支出の原因となる契約その他の行為をいう。以下同じ。)は、会計法(昭和22年法律第35号)第11条の規定により、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならないとされている。

予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第39条の2第1項の規定により、支出負担行為担当官は、支出負担行為をなすには、各省各庁の長から示達された支出負担行為の計画の金額を超えてはならないとされている。また、同条第2項の規定によれば、支出負担行為担当官は、会計法第13条の2の規定による支出官の確認又は同法第13条の4の規定による支出負担行為認証官の認証を受けるなどした後でなければ、支出負担行為をなすことができないとされている。そして、予決令第39条の4の規定により、支出負担行為認証官は、支出負担行為が法令又は予算に違反することがないかなどについて審査した上で適当ではないと認めるときは、認証を拒否しなければならないとされている。

## (3) 歳出予算の繰越し

歳出予算については、財政法等において、一定の条件の下に、1会計年度内に使用し終わらなかった歳出予算の経費の金額を翌年度に繰り越して使用することができるとする繰越制度が定められており、繰越制度には、財政法第14条の3の規定による明許繰越し及び同法第42条ただし書きの規定による事故繰越し(以下、これらを合わせて単に「繰越し」という。)がある。そして、歳出予算の繰越しに当たり、財政法第43条第1項の規定により、各省各庁の長は、繰越計算書を作製して、事項ごとに、その事由及び金額を明らかにして、財務大臣の承認を経なければならないとされている。

歳出予算の繰越申請等に関する事務の具体的な内容については、22年1月に財務省主計局司計課長が各省各庁会計課長等に対して発した「繰越(翌債)事務手続について」(以下「事務連絡」という。)などに定められており、事務連絡によれば、繰越計算書における申請及び承認の単位となる事項の立て方については、一つの契約、工事箇所等を単位とするなどとして、繰越しを行おうとする経費に係る事務又は事業が分かるように、場所、事業内容等を取り入れた具体的な名称を付すこととされている。そして、申請者は、事項の立て方(名称等)は適当かどうかなどについて自ら審査を行うこととされている。

## 2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性、有効性等の観点から、刑事施設等の整備に係る支出負担行為、繰越し等が会計法令、予算等に従って適正に行われているか、予算の執行段階における統制が機能しているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、21年度から24年度までの間において、貴省本省の支出負担行為担当官(大臣官房施設課長)が、歳出予算又は国庫債務負担行為に基づいて行った計187件(当初契約74件及び契約額を増額変更した契約113回)の支出負担行為計676億9979万余円及び貴省が繰り越した計67事項の歳出予算計477億4889万余円を対象として、貴省本省において、工事等の契約、繰越計算書等の内容を確認するなどして会計実地検査を行った。また、貴省の地方官署並びに国土交通省の本省及び地方官署(以下、これらを合わせて「地方官署等」という。)における歳出予算又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為の金額について、契約額に関する資料の提出を求めるなどして検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 歳出予算及び国庫債務負担行為の執行等について

貴省は、刑事施設等の新営工事等の契約を締結するに当たり、施設ごとに計上された歳出予算及び国庫債務負担行為のうち、まず、国庫債務負担行為を使用した上で、契約額と国庫債務負担行為の使用額との差額に歳出予算を使用するなどしていた。

そして、検査の対象とした187件の支出負担行為のうち、64件は単年度契約(当該契約を締結した年度内に最終の履行期限が到来する契約をいう。以下同じ。)となっており、107件は複数年度契約(当該契約を締結した年度の翌年度以降に最終の履行期限が到来する契約をいう。以下同じ。)となっていた。また、残りの16件は、契約書において、履行期限を当該契約を締結した年度内と翌年度以降とに分けているものの、それぞれの履行期限に対応した契約額を設定していない契約(以下「区分不能契約」という。)となっていた。

上記の単年度契約、複数年度契約及び区分不能契約は、それぞれ歳出予算又は国庫債務負担行為に基づいて締結されており、21年度から24年度までの間における予算の執行額は、表のとおりとなっている。

表 歳出予算及び国庫債務負担行為の執行状況(平成21年度～24年度) (単位：円)

契約区分	支出負担行為		執行した予算			
			歳出予算		国庫債務負担行為	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
単年度	64	1,576,985,848	64	(1,576,985,848) 1,415,497,848	1	(451,500,000) 161,488,000
複数年度	107	63,432,549,185	76	(58,514,731,385) 31,333,191,685	72	(54,083,287,450) 32,099,357,500
区分不能	16	2,690,257,500	16	(2,690,257,500) 1,103,895,500	6	(2,167,725,000) 1,586,362,000
計	187	67,699,792,533	156	(62,781,974,733) 33,852,585,033	79	(56,702,512,450) 33,847,207,500

注(1) 歳出予算及び国庫債務負担行為の件数欄は、歳出予算又は国庫債務負担行為に基づいて行った支出負担行為の件数である。

注(2) 歳出予算及び国庫債務負担行為の金額のそれぞれ上段の括弧書きの金額は、それぞれの予算に基づいて締結した契約の契約額を表している。

ア 歳出予算の執行について

貴省は、107件の複数年度契約のうち76件(契約額計585億1473万余円)及び16件の区分不能契約全て(同計26億9025万余円)に、それぞれ歳出予算(計313億3319万余円及び計11億0389万余円)を使用していた。

しかし、歳出予算には、債務負担権限として単年度債務負担権限しか付与されていないため、歳出予算に基づいて締結できる契約は単年度契約に限られることとなり、歳出予算により複数年度契約及び区分不能契約を締結することはできない。

したがって、歳出予算計 324 億 3708 万余円の執行は、会計法令及び予算に違反していたと認められる。

#### イ 国庫債務負担行為の執行について

貴省は、64 件の単年度契約のうち 1 件(契約額 4 億 5150 万円)及び 16 件の区分不能契約のうち 6 件(同計 21 億 6772 万余円)に、それぞれ国庫債務負担行為(1 億 6148 万余円及び計 15 億 8636 万余円)を使用していた。

しかし、国庫債務負担行為には、債務負担権限として複数年度債務負担権限しか付与されていないため、国庫債務負担行為に基づいて締結できる契約は複数年度契約に限られることとなり、国庫債務負担行為により単年度契約及び区分不能契約を締結することはできない。

したがって、国庫債務負担行為計 17 億 4785 万円の執行は、会計法令及び予算に違反していたと認められる。

#### ウ 歳出予算の繰越しについて

貴省は、21 年度から 24 年度までの 4 か年度において、1 会計年度内に支出が終わらなかったとして、計 67 事項の歳出予算の繰越し(計 477 億 4889 万余円)を行っていた。

これらの 67 事項のうち 61 事項の歳出予算の繰越し(計 460 億 7702 万余円)の対象となる契約については、契約を締結するに当たり、前記のとおり、国庫債務負担行為の額を使用した上で、契約額と国庫債務負担行為の使用額との差額に歳出予算を使用するなどしていたことから、各契約において、国庫債務負担行為と歳出予算が、それぞれ契約のどの部分に係る予算なのか不明となっているなどして、歳出予算の繰越しに当たり、繰越しの対象となる事務又は事業が判別できる契約とはなっていなかった。

このため、貴省が作製した繰越し計算書において設定された全ての事項について、繰越しの対象となる具体的な事務又は事業を判別できない状況となっていた。

このような事態は、各省各庁の長が、繰越し計算書を作製して、事項ごとに、その事由及び金額を明らかにして、財務大臣の承認を経なければならないなどとする繰越し制度の趣旨に照らして適正を欠いていたと認められる。

#### (2) 複数年度契約の契約額について

貴省は、前記のとおり、複数年度契約について、国庫債務負担行為のほかに、歳出予算に基づいて締結していたことから、毎年度、貴省本省の支出負担行為担当官が締結した複数年度契約の契約額が、当該支出負担行為担当官に示達された国庫債務負担行為についての支出負担行為の計画の金額(以下「国庫債務負担行為計画示達額」という。)を超えていた。そして、21 年度から 24 年度までの 4 年間において、貴省本省における複数年度契約の契約額計 634 億 3254 万余円は、国庫債務負担行為計画示達額計 371 億 6468 万円を 262 億 6786 万余円超えていた。

複数年度契約は、本来、国庫債務負担行為に基づく支出負担行為によるものであることから、貴省本省の支出負担行為担当官は、前記予決令第 39 条の 2 の規定に違反して支出負担行為を行っていたと認められる。

さらに、貴省における複数年度契約の契約額は、貴省本省の支出負担行為担当官が締結した複数年度契約の契約額と地方官署等における複数年度契約の契約額とを合計した額となり、この貴省における複数年度契約の契約額は、毎年度、国会の議決を経た刑事施設等の整備に係る債務負担の限度額を超えていた。そして、21年度から24年度までの4年間において、貴省における複数年度契約の契約額計778億0938万余円(本省分634億3254万余円、地方官署等分143億7683万余円)は、債務負担の限度額計574億6047万余円を203億4890万余円超えていた。

このような事態は、予算に違反していたと認められる。

### (3) 予算の執行段階における統制について

貴省は、貴省本省の支出負担行為担当官が行う支出負担行為について、予算執行の適正を期するため必要があるとして、貴省本省の支出負担行為認証官(大臣官房施設課企画調査官)に認証を行わせている。

しかし、支出負担行為認証官は、前記のとおり、歳出予算計324億3708万余円に基づく92件の支出負担行為(複数年度契約76件、区分不能契約16件)、及び国庫債務負担行為計17億4785万円に基づく7件の支出負担行為(単年度契約1件、区分不能契約6件。ただし、区分不能契約については、件数の重複がある。)について、契約書等の支出負担行為の内容を示す書類の審査を十分に行っておらず、これらが会計法令及び予算に違反しているのに、認証を拒否していなかった。

このような事態は、支出負担行為の段階における支出負担行為認証官による統制が十分に機能していなかったと認められる。

#### (是正改善を必要とする事態)

以上のとおり、歳出予算及び国庫債務負担行為のそれぞれにより付与された権限を超えた支出負担行為が行われていたり、支出負担行為の額が示達額及び予算を超えていたりして、会計法令及び予算に違反している事態、繰越しが繰越し制度の趣旨にのっとって行われていない事態及び支出負担行為認証官による統制が十分に機能していない事態は、いずれも適切とは認められず、是正改善を図る必要があると認められる。

#### (発生原因)

このような事態が生じていたのは、貴省において、次のことなどによると認められる。

ア 会計法令により歳出予算及び国庫債務負担行為に付与されている権限の内容、繰越し制度の趣旨等について、予算の執行等の事務に携わる貴省本省の支出負担行為担当官、支出負担行為認証官等(以下、これらを合わせて「会計事務担当者」という。)としての基本的な知識が十分でなかったこと

イ 支出負担行為認証官による支出負担行為の審査が適正でなく、予算の執行段階における統制が十分に機能していなかったこと

### 3 本院が求める是正改善の処置

歳出予算及び国庫債務負担行為は、国会において審議を受け議決を経ており、予算の執行等に当たっては、会計法令、予算等に基づいて行われる必要がある。また、その際には、予算執行の適正を期するために必要であるとして設置された支出負担行為認証官による統制を十分に機能させる必要がある。

については、貴省において、会計事務担当者に対して、研修を実施するなどして、歳出予算及び国庫債務負担行為に付与された権限の内容、繰越制度の趣旨等の予算執行等を適正に行うために必要な会計法令等における基本的事項について周知徹底を図るとともに、歳出予算及び国庫債務負担行為のそれぞれに対応する内容を記載することとする契約書のひな形、予算の執行等を行う上での留意点や執行段階における支出負担行為認証官による統制を十分に機能させる上での留意点をまとめたマニュアル等を作成して、これらを十分に周知することにより、予算の執行等が適正に行われるよう是正改善の処置を求める。

- (3) 刑事施設等に勤務する常勤医師が給与の支給を受けて行っている外部研修について、研修が適正に行われ、給与の支給が適正なものであることを確認できるよう、研修期間中の勤務時間の管理、研修内容の把握等を適切に行う方策を検討し、刑事施設等に対して指導を行うよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)矯正官署 (項)矯正官署共通費
部 局 等	法務本省、26 刑事施設等
常勤医師の外部研修の概要	医療技術の維持向上等を目的として、勤務時間中に、大学医学部、大学病院等の外部医療機関等において行われる研修
外部研修を行っていた常勤医師の延べ人数	135 名
上記の常勤医師に対して支給された給与の総額	29 億 1791 万余円 (平成 22 年度～24 年度)
上記のうち勤務時間の管理、研修内容の把握等が適切に行われていない外部研修に係る給与の総額	5 億 9965 万円

(前掲 105 ページの「刑事施設等の常勤医師が、許可を受けて行うこととされている外部研修を行っておらず、正規の勤務時間中に勤務していなかったのに、勤務しなかった時間に係る給与を減額することなく支給していたもの」参照)

【意見を表示したものの全文】

刑事施設等の常勤医師の外部研修制度の運用について

(平成 25 年 10 月 31 日付け 法務大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 刑事施設等の常勤医師の外部研修制度の概要等

(1) 刑事施設等の常勤医師の概要等

貴省の施設等機関である刑務所、少年刑務所及び拘置所の刑事施設、少年院及び少年鑑別所(以下、これらを合わせて「刑事施設等」という。)は、「刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則」(平成 13 年法務省令第 3 号)又は「少年院及び少年鑑別所組織規則」(平成 13 年法務省

令第4号)により、保健、防疫、医療等に関する事務を所掌する医務部門を設置し、同部門に常勤で勤務する医師又は歯科医師(以下、これらを「常勤医師」という。)を配置している。

常勤医師は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号)の規定等に基づき、刑事施設等において、被収容者が負傷し、又は疾病にかかっているときなどに診療を行うなどの被収容者の健康を保持するための業務を行っている。

そして、常勤医師には国家公務員法(昭和22年法律第120号。以下「公務員法」という。)、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成6年法律第33号。以下「勤務時間法」という。)等が適用され、刑事施設等は常勤医師の勤務時間の管理等を行い、また、所定の給与を支給している。

## (2) 外部研修の概要等

常勤医師は、医療技術の維持向上等を目的として、勤務時間中に、大学医学部、大学病院、総合病院等の外部医療機関等における研修(以下「外部研修」という。)を行うことが認められている。

外部研修を行うに当たっての手続等は、「医療職俸給表(一)適用職員の外部医療機関等における研修について(通知)」(平成13年12月17日付け法務省矯総第4293号。以下「旧通知」という。)等において次のように定められていた。

- ① 刑事施設等の長(以下「施設長」という。)は、常勤医師が外部研修を行うことを希望する場合は、研修目的、研修先、研修指導者名、研修日・時間等を記載した研修計画書(以下「計画書」という。)を事前に提出させる。
- ② 施設長は、計画書を審査した上で、外部研修を許可することを相当と認めた場合は、勤務命令簿により研修命令を行う。
- ③ 施設長は、研修命令に基づき外部研修が行われた場合は、当該研修終了後、常勤医師から、研修目的、研修期間、研修先、研修指導者名、研修内容等を記載した研修結果報告書(以下「報告書」という。)を提出させる。

そして、旧通知は、平成23年6月21日に廃止され、同日以降は、「医療職俸給表(一)適用職員の外部医療機関等における研修について(通知)」(平成23年6月21日付け法務省矯総第3649号。以下「新通知」という。)が適用されることになった。

新通知では、外部研修を行うに当たっての手続については従前どおりとしたが、報告書の様式については、記載事項を研修日・時間及び研修内容(研修成果)と変更するとともに、従前は常勤医師本人の記載欄しか設けられていなかった点を改めて、報告書の記載内容について研修先の長その他これに準ずる者(以下「研修先の長等」という。)の署名押印欄を新たに設けて、報告書の記載内容について研修先の長等の証明を受けることとされている。

また、新通知と同時に発した事務連絡によれば、常勤医師は、報告書が当該研修命令を履行したことの証拠となることを踏まえて、明瞭かつ詳細に必要事項を記載することとしている。

そして、勤務時間法、人事院規則15-14(職員の勤務時間、休日及び休暇)等によれば、

日常の執務を離れて行う外部研修については、許可を受けた課業時間が当該職員に割り振られた正規の勤務時間とされている。

また、公務員法では、一般職の国家公務員である職員は、勤務時間中職務に専念しなければならないこととされており、給与法等により、休日である場合又は休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認があった場合等を除いて正規の勤務時間中に勤務しなかった時間は、給与額を減額して支給することなどとされている。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、刑事施設等の常勤医師が、許可を受けて行うこととされている外部研修を行っておらず、正規の勤務時間中に勤務していなかったのに、勤務しなかった時間に係る給与を減額することなく支給していた事態を平成22年度決算検査報告及び平成23年度決算検査報告に不当事項として掲記している(平成22年度決算検査報告83ページ及び平成23年度決算検査報告121ページ参照)。また、25年次の検査においても、同種事態が見受けられた。

これらの事態の発生原因は、常勤医師において国家公務員の服務規律を遵守することの認識が欠けていたこと、刑事施設等において外部研修をその目的に沿って適切に行うよう常勤医師に対して十分な指導を行っていなかったこと、外部研修の実施状況を適切に把握していなかったことなどであった。

貴省は、旧通知、新通知等を各刑事施設等に対して発して、外部研修を行うに当たって、計画書、報告書等を適切に提出することを指示するなど、適正な外部研修の実施について指導を行っているところであるが、依然として前記のように、外部研修が適正に行われていないなどの事態が見受けられる。

そこで、合规性、有効性等の観点から、刑事施設等において外部研修の実施状況を適切に把握しているかなどに着眼して、<sup>(注1)</sup>26 刑事施設等において、22年4月から25年3月までの期間に在籍した常勤医師延べ148名のうち外部研修を行っていた延べ135名について、22年4月から25年3月までの間に支給された給与の総額29億1791万余円を対象として検査を行った。

検査に当たっては、刑事施設等から提出された計画書、報告書等を確認したり、関係職員から外部研修の実施状況を聴取したりするなどして会計実地検査を行った。

(注1) 26 刑事施設等 栃木、八王子医療、府中、新潟、静岡、金沢、大阪医療、和歌山、広島、高松、長崎各刑務所、奈良少年刑務所、多摩、関東医療、神奈川医療各少年院、新潟少年学院、湖南学院、京都医療、浪速両少年院、和泉学園、丸亀少女の家、横浜、静岡、京都、大阪、高松各少年鑑別所

### (検査の結果)

検査したところ、前記の常勤医師延べ135名に対して、22年4月から25年3月までの間の外部研修を行っていた課業時間に係る給与として総額5億9965万余円が支給されていたが、次のとおり当該外部研修の実施状況を適切に把握していないなどの事態が見受けられた。

#### (1) 外部研修中の勤務時間の管理等について

26 刑事施設等は、外部研修を許可された常勤医師延べ135名が、計画書により許可を

受けた研修先において、許可された研修日・時間どおりに適正に外部研修を行ったとしていた。

しかし、26 刑事施設等は、上記の常勤医師延べ 135 名について研修先への出欠状況、研修の開始時刻・終了時刻等の日々の研修の実施状況を全く把握していないなど、常勤医師の外部研修中の勤務時間の管理等を行っていなかった。

このように、勤務時間の管理等を適切に行っていなかったため、現に、次のような不適切な事態が生じていたが、刑事施設等では、当該事態を全く把握していなかった。

- ① 計画書により許可を受けていた研修先で外部研修を行わず、正規の勤務時間中に勤務しなかったもの  
3 刑事施設等<sup>(注2)</sup> 該当する常勤医師 3 名
- ② 計画書により許可を受けていた研修先以外で外部研修を行っていたもの  
2 刑事施設等<sup>(注3)</sup> 該当する常勤医師 2 名

また、3 刑事施設等<sup>(注4)</sup>は、常勤医師 6 名に対して、外部研修中の勤務時間の管理等が著しく困難であり客観的に研修の実施状況を確認できない自宅又は図書館を研修先として外部研修を許可していた。

(注2) 3 刑事施設等 府中刑務所、奈良少年刑務所、大阪少年鑑別所

(注3) 2 刑事施設等 府中刑務所、関東医療少年院

(注4) 3 刑事施設等 八王子医療刑務所、静岡、高松両少年鑑別所

上記について一例を示すと次のとおりである。

#### <事例 1>

X 刑事施設等の A 常勤医師は、国立大学法人 B 大学において週 2 日の終日、外部研修を行うとする計画書を提出し、外部研修の許可を受けていた。しかし、A 常勤医師は、外部研修を行うとする週 2 日のうち 1 日については、B 大学での研修を行わず、A 常勤医師から相談を受けた研修指導者の承認の下、A 常勤医師の実家である医療機関で外部研修を行っていた。

しかし、X 刑事施設等は、このような事態を全く把握していなかった。

#### (2) 研修内容の把握について

26 刑事施設等は、外部研修を許可された常勤医師から提出された報告書により研修内容を把握しているとしていた。

しかし、報告書に記載された研修内容は、報告書が現行の外部研修制度上、研修内容を把握する唯一の手段であるのに、そのほとんどが 1 行から数行程度、概括的な内容を記載しているのみで、研修期間中の具体的な研修内容、研修成果等を確認できるものとはなっておらず、研修内容の把握が適切に行われているとは認められない状況であった。また、継続して外部研修を行っている常勤医師から、研修終了の都度提出される報告書について、研修内容欄に記載されている文言が、毎回、全く同一であるなどの事態が相当数見受けられた。

また、新通知により、報告書の記載内容について研修先の長等の署名押印による証明を受けることとしたのに、6 刑事施設等<sup>(注5)</sup>の常勤医師 17 名については、研修先の長等に全研修日について責任をもって証明できないなどの理由により証明を拒否されるなどしたため、外部研修の実施状況を把握していない施設長が署名押印していたり、3 刑事施設等<sup>(注6)</sup>の常勤医師 3 名については、研修先の長等の署名押印欄がない旧様式を使用していたりしていた。

さらに、<sup>(注7)</sup>12 刑事施設等の常勤医師 21 名については、研修終了後に報告書を提出していなかったにもかかわらず、刑事施設等において督促を行っていなかったため、会計実地検査時点においても、依然として報告書が提出されていなかった。

(注5) 6 刑事施設等 八王子医療、大阪医療、広島各刑務所、関東医療少年院、和泉学園、高松少年鑑別所

(注6) 3 刑事施設等 高松、長崎両刑務所、和泉学園

(注7) 12 刑事施設等 栃木、八王子医療、府中、新潟、静岡、大阪医療、広島各刑務所、多摩、関東医療両少年院、湖南学院、横浜、静岡両少年鑑別所

上記について一例を示すと次のとおりである。

#### <事例2>

Y 刑事施設等の C、D 両常勤医師は、1 回の研修期間を 1 年間とする外部研修を継続して行い、研修終了の都度、報告書を提出していたが、その研修内容欄には、2 名それぞれが毎回、全く同一の文言を記載していた。

そして、その記載された文言は、1 名については、「産婦人科一般臨床」、他の 1 名については、「内科臨床一般につき、実践的な知識の獲得及び技量の向上に努めた。」というものであり、研修期間中の具体的な研修内容、研修成果等を確認できるものではなかった。

#### (改善を必要とする事態)

以上のように、刑事施設等において、外部研修中の勤務時間の管理、研修内容の把握等が適切に行われていないにもかかわらず、外部研修が研修計画どおりに適正に行われたとしていたり、一部の刑事施設等において、報告書の記載内容について研修先の長等の証明を受けることとした新通知による改正の効果が発現しない取扱いが行われていたりしている事態は適切とは認められず、改善の要があると認められる。

#### (発生原因)

このような事態が生じているのは、26 刑事施設等において、外部研修制度の運用についての理解が十分でなかったことにもよるが、貴省において、研修期間中の勤務時間の管理、研修内容の把握等を適切に行わなければならないとの認識が欠けており、刑事施設等に対して適切な指導を行っていなかったことなどによると認められる。

### 3 本院が表示する意見

外部研修については、常勤医師の具体的な研修目的が多様であり、研修目的に応じて研修先が多岐にわたること、研修先の好意により当該研修先での研修が認められる場合もあり、研修先に過度の負担とならないよう考慮する必要があることなどの検討すべき点も多いが、外部研修は、給与の支給を受けて行うものであることに鑑み、研修期間中の勤務時間の管理、研修内容の把握等が適切に行われる必要がある。

については、貴省において、外部研修が適正に行われ、これに従事する常勤医師に対する給与の支給が適正なものであることを確認できるよう、研修期間中の勤務時間の管理、研修内容の把握等を適切に行う方策を検討し、刑事施設等に対して指導を行うよう意見を表示する。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

人権啓発活動の委託に当たり、研究員手当の時間単価の算出方法、従事実績に係る証拠書類の整備方法及び額の確定検査の手続を定めることにより、委託費の精算が適切に行われるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計（組織）法務本省（項）人権擁護推進費
部局等	法務本省
契約名	人権啓発活動中央委託
契約の概要	人権に関する啓発教材の作成、人権に関する情報・資料の収集提供等の実施
契約の相手方	財団法人人権教育啓発推進センター（平成24年4月1日以降は公益財団法人人権教育啓発推進センター）
契約	平成20年4月、21年4月、22年4月、23年4月 随意契約
委託費の交付額	9億9845万余円（平成20年度～23年度）
上記のうち適切な精算が行われていなかった委託費の額	6613万円

## 1 人権啓発活動等の概要

### (1) 人権啓発活動の概要

法務省は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）等の規定に基づき、人権啓発活動として、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を行っている。そして、この人権啓発活動には、同省人権擁護局、その地方支分部局である法務局及び地方法務局並びに法務大臣が委嘱する人権擁護委員が行う活動のほか、財団法人人権教育啓発推進センター（平成24年4月1日以降は公益財団法人人権教育啓発推進センター。以下「センター」という。）、地方公共団体等へ委託して行う活動がある。

### (2) 人権啓発活動中央委託の概要

法務省は、9年度以降、毎年度、人権啓発活動中央委託要綱（平成9年4月法務大臣決定。以下「要綱」という。）及び人権啓発活動中央委託実施要領（平成12年4月法務省人権擁護局長決定。以下「要領」という。）等に基づいて、センターに対して人権啓発活動を委託している（以下、この委託を「人権啓発活動中央委託」という。）。

上記の要綱等によれば、人権啓発活動中央委託の対象となる人権啓発活動は、人権に関する啓発教材の作成事業、人権に関する情報・資料の収集提供事業、人権に関する講演会等の開催事業等となっている。

そして、人権啓発活動中央委託の実施に係る手続は次のとおりとなっている。

- ① 法務本省（以下「本省」という。）は、委託事項、委託金額等を明記した委託の申入れのための文書によりセンターに委託の申入れを行う。

- ② センターは、申入れを承諾したときは、本省に対して請書を提出するとともに、人権啓発活動実施計画書、人権啓発活動委託費経費積算内訳書(以下「積算内訳書」という。)等を提出する。
- ③ 本省は、センターからの請求により委託費の概算払を行う。
- ④ センターは、本省に対して、実施した人権啓発活動の結果を報告するとともに、人権啓発活動委託費精算書、人権啓発活動委託費支出決算書(以下「支出決算書」という。)等を作成し提出する。
- ⑤ 本省は、委託費の精算後に残額が生じた場合等にはその返還を求める。
- また、センターは、支出決算書において、事業に要した経費として、旅費、庁費等のほか、事業の従事者の人件費に相当するものとして研究員手当を計上している。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性等の観点から、研究員手当の額が事業の従事者に対する給与支給の実態を反映したものとなっているか、証拠書類等による従事実績の確認を経て適切に研究員手当の精算が行われているかなどに着眼して、20年度から23年度までの間における本省からセンターへの人権啓発活動中央委託に係る委託費の交付額計9億9845万余円を対象に検査を行った。

検査に当たっては、本省において、支出決算書等の関係書類の提出を求めるとともに、これらの書類の確認状況等について職員から説明を聴取するなどして、また、センターにおいて、給与明細書等の関係書類の提出を求めるとともに、研究員の業務の実態等について職員から説明を聴取するなどして会計実地検査を行った。

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 研究員手当の時間単価について

センターは、支出決算書において、本件事業に従事した研究員の1時間当たりの単価(以下「時間単価」という。)を、主任研究員は5,100円、研究員は4,100円とし、これに各研究員が本件事業に従事したとする時間を乗じた額を研究員手当として計上し、これらの額を支出したとしていた。そして、本省はこれを適正と認め、所要額を交付していた。

しかし、支出決算書における上記研究員手当の時間単価は、センターが委託の申入れを承諾した際に本省に提出した積算内訳書に記載した単価をそのまま使用したものであった。そして、本件事業に実際に従事していたのは、いずれもセンターの職員であることから、センターがこれらの職員に実際に支払った給与、法定福利費等の合計額を年間所定労働時間で除するなどして各職員の時間単価を計算したところ、実際に本件事業に従事したセンターの職員である研究員の時間単価は、センターが支出決算書で報告した時間単価より各年度の平均で955円から1,132円低くなっていた。

#### (2) 研究員の従事実績の確認について

センターは、支出決算書において、各研究員が本件事業に従事した時間を、20年度に13人で計3,635時間、21年度に9人で計3,860時間、22年度に8人で計4,110時間、23年度に11人で計3,520時間と計上していた。

しかし、支出決算書における上記の従事時間数は、センターが委託の申入れを承諾した際に本省に提出した積算内訳書に記載した従事予定時間をそのまま計上するなどしたものであった。

そして、本省は、要綱等において、センターに対して、本件事業に係る従事実績の確認に必要な業務日誌等の証拠書類の作成や保存を義務付けていなかったため、センターは、業務日誌を作成又は保存しておらず、各研究員が本件事業に実際に従事した時間について、確認できない状況となっていた。

### (3) 額の確定検査について

本省は、要綱等に基づき、センターから提出された支出決算書等により委託費の精算を行い、委託費に残額が生ずるなどした場合には、センターに対して、委託費の返還を求めることができることとなっている。

しかし、本省は、毎年度の委託費の精算に当たり、証拠書類による精算額の確認等の支払うべき経費の額の確定のための検査(以下「額の確定検査」という。)を行っておらず、上記(1)及び(2)の事態を全く把握していなかった。

これらのことから、本件委託費の交付額のうち研究員手当の20年度から23年度までの間における交付額計6613万余円については、適切な精算が行われていなかった。

以上のように、本件委託費の精算に当たり、研究員手当の額の算定を事業の従事者に対する給与支給の実態を反映していない時間単価により行っていたり、業務日誌等の証拠書類による本件事業に係る従事実績の確認ができない状況となっていたり、証拠書類による精算額の確認等を行っていなかったりしている事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

#### (発生原因)

このような事態が生じていたのは、法務省において、研究員手当の時間単価の算出方法を具体的に定めていなかったこと、研究員手当の算定の根拠となる従事実績に係る証拠書類の整備方法を定めていなかったこと、精算額の確認を証拠書類に基づいて適切に行うことについての認識が欠けていたことなどによると認められた。

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、法務省は、25年3月に要領を改正するなどして、研究員手当の時間単価の算出方法、研究員手当の算定の根拠となる従事実績に係る証拠書類の整備方法及び額の確定検査の手続を定め、24年度の委託費の精算から適用することとする処置を講じた。

第7 外 務 省

意見を表示し又は処置を要求した事項

政府開発援助の実施に当たり、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの

所管、会計名及び科目	(1) 外務省所管 一般会計 (組織)外務本省 (項)経済協力費
	(2) 国際協力事業団 一般勘定
部 局 等	(1) 外務本省 独立行政法人国際協力機構
	(2) 独立行政法人国際協力機構(平成15年9月30日以前は国際協力事業団)
政府開発援助の内容	(1) 無償資金協力
	(2) 技術協力
検査及び現地調査の実施事業数並びにこれらの事業に係る贈与額計又は経費累計額	(1) 135事業 504億2207万余円(平成5年度～24年度)
	(2) 39事業 112億2809万余円(平成11年度～24年度)
	計 174事業
援助の効果が十分に発現していないと認められる事業数及びこれらの事業に係る贈与額計又は経費累計額	(1) 2事業 11億3181万円(背景金額) (平成18、19両年度)
	(2) 1事業 7211万円(背景金額) (平成11年度～14年度)
援助の効果が全く発現していないと認められる事業数及び贈与額	(1) 1事業 698万円(平成20年度)

【意見を表示したものの全文】

政府開発援助の実施について

(平成25年10月31日付け 外務大臣宛て) 独立行政法人国際協力機構理事長  
標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 政府開発援助の概要

我が国は、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資することを目的として、政府開発援助を実施している。

そして、政府開発援助について、外務省は、援助政策の企画立案や政策全体の調整等を行っている一方、独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)は、開発途上にある海外の地域(以下「開発途上地域」という。)に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施等を行っている。このほか、各府省庁がそれぞれの所掌に係る国際協力として技術協力を実施するなどしている。

無償資金協力は、開発途上地域の政府等又は国際機関に対して返済の義務を課さないで資金を贈与することにより行われるものである。無償資金協力は、平成20年9月までは外務省が実施し機構がその一部の実施の促進に必要な業務を行っていたが、同年10月以降は、草の根・人間の安全保障無償資金協力等の外務省が実施する一部の無償資金協力を除き、機構が実施することとなっている。

技術協力は、開発途上地域からの技術研修員に対する技術の研修、開発途上地域に対する技術協力のための人員の派遣、機材の供与等を行うもので機構(15年9月30日以前は国際協力事業団)や各府省庁が実施することとなっている。

有償資金協力は、開発途上地域の政府等又は国際機関に対して、資金供与の条件が開発途上地域にとって重い負担にならないように金利、償還期間等について緩やかな条件が付されている資金を供与することにより行われるもので、機構(11年9月30日以前は海外経済協力基金。同年10月1日から20年9月30日までは国際協力銀行)が実施することとなっている。

24年度における政府開発援助の実績は、外務省及び機構が実施した無償資金協力1621億6175万余円、機構が実施した技術協力688億5957万余円及び有償資金協力8643億6210万余円となっている。

## 2 本院の検査及び現地調査の結果

### (検査及び現地調査の観点及び着眼点)

本院は、政府開発援助について、外務省又は機構が実施する無償資金協力、技術協力及び有償資金協力(以下、これらを合わせて「援助」という。)を対象として、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から次の点に着眼して検査及び現地調査を実施した。

- ① 外務省及び機構は、事前の調査、審査等において、援助の対象となる事業が、援助の相手となる国又は地域(以下「相手国」という。)の実情に適応したものであることを十分に検討しているか、また、交換公文、借款契約等に則して援助を実施しているか、さらに、援助を実施した後に、事業全体の状況を的確に把握、評価して、必要に応じて援助効果発現のために追加的な措置を執っているか。
- ② 援助の対象となった施設、機材等は当初計画したとおりに十分に利用されているか、また、事業は援助実施後においても相手国等によって順調に運営されているか、さらに、援助対象事業が相手国等が行う他の事業と密接に関連している場合に、その関連事業の実施に当たり、は行等が生じないよう調整されているか。

### (検査及び現地調査の対象及び方法)

本院は、外務本省及び機構本部において協力準備調査報告書等により援助対象事業の説明を聴取するなどして会計実地検査を行うとともに、在外公館及び機構の在外事務所において事業の実施状況について説明を聴取するなどして会計実地検査を行った。

さらに、本院は、援助の効果が十分に発現しているかなどを確認するため、25年次に13<sup>(注1)</sup>か国において、無償資金協力135事業(贈与額計504億2207万余円)、技術協力39事業(経費累計額112億2809万余円)、有償資金協力5事業(貸付実行累計額2199億6186万余円)、計179事業について、外務省又は機構の職員の立会いの下に相手国等の協力が得られた範囲内で、相手国の事業実施責任者等から説明を受けたり、事業現場の状況を確認したりして現地調査を実施した。また、相手国等の保有している資料で調査上必要なものがある場

合は、外務省又は機構を通じて入手した。

(注1) 13 国 ポリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブラジル、エクアドル、フィジー、インドネシア、ヨルダン、ラオス、モンゴル、セルビア、スリランカ、タイ、バヌアツ

(検査及び現地調査の結果)

検査及び現地調査を実施したところ、無償資金協力2事業(贈与額計11億3181万余円)及び技術協力1事業(経費累計額7211万余円)については援助の効果が十分に発現しておらず、また、無償資金協力1事業(贈与額698万余円)については援助の効果が全く発現していなかった。

(1) 援助の効果が十分に発現していない事業

ア 一般プロジェクト無償資金協力：医薬品供給センター整備計画

(ア) 事業の概要

この事業は、ポリビア多民族国(以下「ポリビア」という。)において、ポリビア国民に対する医薬品の供給体制を改善するため、公的機関として医薬品を医療機関に供給している医薬品供給センターを事業実施機関として、新たな中央センターを建設し<sup>(注2)</sup>ブリスター機等を設置するとともに、この中央センターと既存の地方センターにトラック等の機材を整備することにより、事業実施機関において、ブリスター機で包装化(以下「ブリスター化」という。)された医薬品等の供給能力及び保管・配送能力を強化するものである。

(注2) ブリスター機 安全性、衛生管理等の観点から、透明のプラスチックフィルム等で錠剤を1錠単位に包装化するための自動包装機

外務省は、18年8月にポリビア政府との間で取り交わした交換公文に基づき、この事業に必要な資金として18年度3766万余円、19年度7億2332万余円、計7億6099万余円をポリビア政府に贈与している。

この事業の実施に先立って18年6月に機構が作成した基本設計調査報告書によれば、ブリスター化された医薬品をポリビア国内でより安価に提供するため、中央センター(延べ床面積5,315㎡)には、瓶詰錠剤をブリスター化するためのブリスター部門室(同222㎡)を設けることとされており、同室には、ポリビアの公的機関では初めてブリスター機等の機材を設置することとされている。

(イ) 検査及び現地調査の結果

検査及び現地調査を実施したところ、事業実施機関は中央センターに機材設置後、試運転を実施し、事業は20年3月に完了していた。しかし、外務省及び機構は、ブリスター部門室及び同室に設置されたブリスター機等の機材(以下「ブリスター部門室等」という。)の整備後の使用状況について、21年3月に実施された<sup>かし</sup>瑕疵検査において、ブリスター部門室等が全く使用されていないことを確認していた。

その後、機構は、事業実施機関に対してブリスター部門室等を使用するために必要な要員の確保を申し入れるなどしたものの、中央センターにおける所長等の頻繁な人員交代があったことから、必要な要員の確保等の対応が執られなかったことにより、ブリスター部門室等は、本院の現地調査実施時(25年3月)においても、全く使用されていなかった。

イ 一般プロジェクト無償資金協力：ベオグラード市上水道施設整備計画

(ア) 事業の概要

この事業は、セルビア共和国(以下「セルビア」という。)ベオグラード市の水道施設の機能強化を図り衛生的で安全な飲料水を安定的に供給するために、老朽化した配水ポンプ等の機材の更新等を行うものである。外務省は、18年10月にセルビア政府との間で取り交わした交換公文に基づき、この事業に必要な資金として18年度1933万余円、19年度3億5148万余円、計3億7082万余円をセルビア政府に贈与している。

この事業の実施に先立って17年3月に機構が作成した基本設計調査報告書によれば、配水ポンプ及びその附属設備(以下、これらを合わせて「配水ポンプ類」という。)等の機材は、事業実施機関であるベオグラード市上下水道公社が本件贈与資金により調達するとされている一方で、その設置は、事業実施機関がベオグラード市の予算により行うとされている。

(イ) 検査及び現地調査の結果

検査及び現地調査を実施したところ、19年度中に調達された24台の配水ポンプ類について、基本設計調査報告書ではいずれも同年度中に設置することとされていたが、実際にはこのうち5台については同年度中にポンプ場に設置されていなかった。事業実施機関は、この理由について、当該配水ポンプ類の更新に併せて配水ポンプ類に接続する送水管も更新することを計画したが、その更新費用に係る予算が確保できなかったためであるとしている。

送水管の更新については、前記の基本設計調査報告書の作成に当たり、その必要性について機構と事業実施機関との間で検討及び協議を行っており、その結果、この事業においては更新を行わない旨の合意をしていた。その後、事業実施機関が上記のとおり送水管を更新することを計画したため、合意した事業実施機関の行う事業の内容、時期等に変更の必要が生じたが、外務省及び機構において、事業実施機関と変更内容を十分確認した上でその内容を文書化するなどして明確化していなかった。

その後、事業実施機関は、世界金融危機の影響でベオグラード市から事業実施機関への予算配分が大幅に減少するなどしたため、20年度以降においても配水ポンプ類を設置できず、本院の現地調査実施時(25年4月)においても、5台の配水ポンプ類は設置されないままとなっていた。

ウ 技術協力：地方電化プロジェクト

(ア) 事業の概要

この事業は、バヌアツ共和国において、事業実施機関である土地天然資源省エネルギー局が、各世帯から電気料金を徴収するという自立型の電気料金徴収システムを確立するなどした上で、戸別設置型の太陽光発電システムによる村落電化の一つのモデルシステムを形成することを目的として実施したものである。機構は、事業実施機関に対して戸別設置型の太陽光発電パネル等の機材を供与するとともに、事業実施機関の組織を強化したり、各世帯による太陽光発電システムの維持管理の体制を確立したりなどするために専門家6名を派遣して、事業実施期間の11年6月から14年5月までの間の経費累計額は7211万余円となっている。

## (イ) 検査及び現地調査の結果

検査及び現地調査を実施したところ、次のような事態が見受けられた。

機構は、計画どおり14年5月に事業を終了しており、その後20年3月まで事業実施機関に青年海外協力隊員を派遣するなどしてフォローアップを行っていた。しかし、太陽光発電システムが設置された世帯の大半において、蓄電池の価格高騰等により、故障するなどした蓄電池を交換できない状況となり、20年から21年頃までには発電がほとんど行われなくなって、電気料金の徴収は完全に停止していた。その後、事業実施機関は、太陽光発電パネル等の機材を廃棄したり、富裕世帯に払い下げたりしていた。

そして、機構は、以上のように電気料金の徴収が停止されていたり、機材が廃棄されていたりしていた事態について、本院の現地調査実施時(25年4月)まで一切把握していなかった。

## (2) 援助の効果が全く発現していない事業&lt;草の根・人間の安全保障無償資金協力：マダバ市アルカサバ診療所整備計画&gt;

## ア 事業の概要

草の根・人間の安全保障無償資金協力は、贈与契約締結日から1年以内に終了する原則1000万円以下の比較的小規模なプロジェクトに対して、在外公館が中心となって資金を贈与するものである。

この事業は、ヨルダン・ハシェミット王国(以下「ヨルダン」という。)マダバ市内アルカサバ地域の低所得者層の住民に対して安価な医療サービスを提供するため、新設される診療所に医療機材を整備するものである。

在ヨルダン日本国大使館(以下「ヨルダン大使館」という。)は、この事業の事業実施機関であるナダワ慈善協会との間で21年3月に贈与契約を締結して、超音波診断装置等を調達等するための資金として、同月に61,858米ドル(邦貨換算額698万余円)を贈与している。

## イ 検査及び現地調査の結果

検査及び現地調査を実施したところ、贈与契約によれば、事業実施機関は、遅くとも22年3月までに必要な医療機材を整備して、診療所を開設しなければならないとされていたのに、雇用する予定の医師が財政的理由により雇用できないなどとして、診療所を開設しておらず、診療所にする予定で賃借した建物内には既に調達して設置した医療機材もあるものの、全く使用していなかった。さらに、本院の現地調査実施時(25年3月)において、事業実施機関が当該建物の家賃を滞納していることから、家主から提訴されていて、建物内に立ち入ることができない状況となっており、ヨルダン大使館は、調達された医療機材の全体の状況や贈与資金の使用状況を把握できない状況となっていた。

ヨルダン大使館は、中間報告書が提出されないことなどから、21年8月に1回目の現地調査を実施してその提出を督促しており、その後も中間報告書等の必要な書類の提出等について、事業実施機関に対して22年10月及び23年1月に警告文書を発出し、23年4月に2回目の現地調査を実施していた。そして、上記の他に累次にわたり電話での督促を行ったとしているが、本院の現地調査実施時においてもなお事業実施機関か

らこれらの書類は提出されていなかった。

このように、事業実施機関が不誠実な対応を執っていることから、ヨルダン大使館は、1回目の現地調査等の機会を利用したり、より早期に2回目の現地調査を実施したりするなどして、資機材の調達を進捗状況や医師の雇用状況等を把握し、問題が生じていないかなどの確認をより一層行う必要があったのに、1回目の現地調査から約1年半後に2回目の現地調査を実施するなどしていた。

また、ヨルダン大使館は、本件事業の関係書類の一部を保存期間が経過したとして廃棄するなどしていたため、本件事態の原因の分析や早期是正に向けて関係書類を活用することができない状況となっていた。

#### (改善を必要とする事態)

以上のように、援助の効果が十分発現していない事態及び援助の効果が全く発現していない事態は適切とは認められず、外務省及び機構において必要な措置を講じて効果の発現に努めるなどの改善の要があると認められる。

#### (発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 医薬品供給センター整備計画については、外務省及び機構において、ボリビアの公的機関では初めてブリスター機を導入することとしたことに鑑みると、機材設置後からのブリスター部門室等の本格稼働に向けた適切な働きかけが十分でなかったこと
- イ ベオグラード市上水道施設整備計画については、外務省及び機構において、事業実施機関の行う事業の内容等に変更の必要が生じたにもかかわらず、その変更の影響をできるだけ軽減するよう事業実施機関と変更内容を十分確認してその内容を文書化するなどの明確化が図られていなかったこと及び設置されていない配水ポンプ類の早期設置に向けた働きかけが十分でなかったこと
- ウ 地方電化プロジェクトについては、機構において、自立型の電気料金徴収システムが確立され、また、各世帯に設置された機材が自発的かつ継続的に維持管理されるよう留意する必要があったのに、事業実施後の状況を十分に把握していなかったこと
- エ マダバ市アルカサバ診療所整備計画については、外務省において、中間報告書が提出されないなど事業実施機関の不誠実な対応が継続していたり、贈与資金で調達した医療機材の状況や贈与資金の使用状況が把握できない状況が続いていたりしているのに、21年8月から23年4月までの間に、問題の解決に向けた早期の現地調査を実施するなどの適切な対応を執っていなかったこと、また、ヨルダン大使館において、事態の早期是正に向けた関係書類の保存及び活用に対する理解が十分でなかったこと

### 3 本院が表示する意見

援助の効果が十分に発現するよう、次のとおり意見を表示する。

- ア 医薬品供給センター整備計画については、外務省及び機構において、ブリスター部門室等を早急に活用するよう引き続き働きかけるとともに、今後、相手国の公的機関において導入実績のない機材を調達するような無償資金協力を実施するに当たっては、機構において、当該機材が適切に活用されるよう、相手国等に対して、機材設置後から適切な働きかけを行うこと
- イ ベオグラード市上水道施設整備計画については、外務省及び機構において、設置されて

いない配水ポンプ類を早急に設置するよう引き続き働きかけるとともに、今後、他の設備と接続して使用することにより効果を発現する機材を更新するような無償資金協力を実施するに当たっては、機構において、接続する設備の更新の必要性についても相手国等と十分に検討を行うとともに、それでもなお相手国等の実施する事業の内容等を変更する必要が生ずる場合は、相手国等と変更内容を十分確認した上でその内容を文書化するなどして明確化を図ること

ウ 地方電化プロジェクトについては、今後、自立型の料金徴収システムを確立し、また、住民自らが機材を維持管理することを含む技術協力を実施するに当たっては、機構において、事業の効果が持続的に発現しているかを十分に把握するとともに、問題が発生している場合は、相手国等への働きかけを適切に行うこと

エ マダバ市アルカサバ診療所整備計画については、外務省において、事業実施機関の対応等を注視しながら引き続きヨルダン政府等に働きかけるなどして、贈与資金で調達した医療機材の状況や贈与資金の使用状況について把握して、その結果に応じて必要な措置を講ずること。また、今後、草の根・人間の安全保障無償資金協力の実施に当たっては、事業実施機関が事業実施に対して不誠実な対応を執っていることなどにより事業の進捗に問題が生じている場合には、その問題の解決に向けて早期に現地調査を実施するなどするとともに、事業の関係書類のうち、事態の改善に資することとなる書類を特定し、問題が解決し、事後の検証を行うまでの期間それらの書類を保存するなどして、事態の改善に十分に活用するなどすること

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) 国際機関に対して行われる無償資金協力において、事業の進捗報告書等の提出や残余金の返納等に関し、国際機関に対して適時適切に照会や働きかけを行い、それらの状況等の把握を的確に行う体制を整備するよう改善させたもの

所管、会計名及び科目	(1) 外務省所管 一般会計 (組織)外務本省 (項)経済協力費 (2) 独立行政法人国際協力機構 一般勘定
部 局 等	(1) 外務本省 (2) 独立行政法人国際協力機構
国際機関に対して行われる無償資金協力の概要	国際機関に対して返済の義務を課さないで資金を贈与することにより行われる協力
実施事業数及びこれらの事業に係る贈与額計	(1) 601 事業 2432 億 4545 万余円(平成 15 年度～23 年度) (2) 76 事業 377 億 4400 万円(平成 20 年度～23 年度) 計 677 事業 2809 億 8945 万余円
進捗報告書の提出を受けていなかった事業数及びこれらの事業に係る贈与額計(ア)	(1) 4 事業 19 億 9600 万円(背景金額) (平成 15、17、18 各年度)

事業完了日から 完了報告書の提出 を受けるまでに2年 以上が経過していた 事業数及びこれらの 事業に係る贈与額計 (イ)	(1)	39 事業	209 億 0362 万円(背景金額) (平成 15 年度～22 年度)
事後評価の結果を十分 に把握していなかった 事業数及びこれらの 事業に係る贈与額計 (ウ)	(1)	5 事業	21 億 0485 万円(平成 18 年度～20 年度)
	(2)	2 事業	10 億 2200 万円(平成 20、21 両年度)
	計	7 事業	31 億 2685 万円(背景金額)
(ア)、(イ)及び(ウ)の 純計		49 事業	257 億 8647 万円(背景金額) (平成 15 年度～22 年度)
事業完了日から 残余金の返納日 までの期間が5年 以上となっていた 事業数及びこれらの 事業に係る返納額計	(1)	19 事業	1449 万円(平成 15 年度～17 年度)

## 1 国際機関に対して行われる無償資金協力の概要

### (1) 国際機関経由援助の概要

無償資金協力は、開発途上にある海外の地域の政府等又は国際機関に対して返済の義務を課さないで資金を贈与することにより行われるものであり、平成 20 年 9 月までは外務省が、同年 10 月以降は、外務省又は独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)が実施している(以下、国際機関に対して行われる無償資金協力を「国際機関経由援助」という。)

外務省が実施する国際機関経由援助は、外務省が国際連合食糧農業機関、国際連合世界食糧計画、国際連合児童基金等の国際機関との間で交換公文等を取り交わし、また、機構が実施する国際機関経由援助は、外務省が交換公文等を取り交わした上で更に機構が国際機関との間で贈与契約を締結する。その後、援助の対象となる国又は地域において国際機関により事業が行われる。

### (2) 国際機関経由援助の実施状況等の報告等

#### ア 実施状況等の報告

上記の交換公文等には、国際機関が、定期的に財務及び実施報告書(以下「進捗報告書」という。)を提出すること、また、事業完了時に、最終の実施報告書(以下「完了報告書」という。)及び最終の財務報告書(以下「財務報告書」という。)を提出することなどが定められている。

#### イ 残余金の返納

外務省又は機構は、資金の全額を一括して国際機関に贈与しているが、事業完了後、財務報告書により事業費の使用状況を確認して、事業費が贈与額を下回ったことが明らかになった場合には、最終的な精算額を確定した上で交換公文等の規定に基づいて、国際機関から残余金が返納されるなどの措置が執られることとなる。そして、早期に残余

金の返納が行われるためには、財務報告書を事業完了後遅滞なく受領する必要がある。

#### ウ 事後評価

外務省又は機構は、国際機関が事業実施機関であることから、国際機関に国際機関経由援助による事業の事後評価の実施を委ねることとしている。

国際機関は、その実施した事業について、各国際機関の評価基準等に従って、個別の事業単位あるいは国別、分野別等の単位で事後評価を行っており、その結果についてはインターネット上で公表されているものもある。

外務省又は機構は、国際機関経由援助により実施された事業の事後評価の結果を十分に把握することで、その後の同種事業の実施について国際機関からの要請がなされた場合、その要請書において、関連する事後評価の結果が的確に反映されているかについて確認することが可能となる。

## 2 検査の結果

### (検査の観点及び着眼点)

国際機関経由援助による支出額は、23年度には231億9436万余円となっており、無償資金協力全体の約14.0%を占め、その援助額は多額に上っている。そこで、本院は、合规性、効率性、有効性等の観点から、外務省又は機構は、援助の効果が十分発現するよう、国際機関と連携して事業の進捗状況及び完了時期を適切に把握しているか、事業完了後に速やかに精算額の確定を行っているか、国際機関が実施した事後評価の内容を把握し確認しているかなどに着眼して検査を実施した。

### (検査の対象及び方法)

外務省が国際機関と交換公文等を締結して15年度から23年度までの間に支出した国際機関経由援助677件(外務省実施分601件、機構実施分76件)、贈与額計2809億8945万余円(同2432億4545万余円、同377億4400万円)を対象として、外務本省及び機構本部において、上記677件の事業の実施状況を聴取するなどして会計実地検査を行った。そのうち45件については、交換公文等の内容や国際機関から外務省又は機構に提出された報告書等の抜粋、要約等を確認するなどして検査を行った。

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 実施状況の報告

##### ア 定期的な報告

交換公文等の内容を確認して検査した45件のうち、事業の実施期間が1年以内であるなどの15件を除き、定期的に進捗報告書の提出を受けることとされている30件(外務省実施分18件、機構実施分12件)、贈与額計150億5273万余円(同97億0573万余円、同53億4700万円)について、進捗報告書の提出状況をみると、外務省が実施した4件、贈与額計19億9600万円は、進捗報告書の提出を全く受けていなかった。

##### イ 事業完了時の報告

検査の対象とした国際機関経由援助677件のうち、25年3月末の時点で完了報告書の提出を受けている事業は、事業が実施中のものなどを除いた559件(外務省実施分515件、機構実施分44件)、贈与額計2131億7631万余円(同1951億8131万余円、同179億9500万円)であった。これについて完了報告書の提出状況をみると、559件のう

ちの外務省が実施した39件、贈与額計209億0362万余円は、事業完了日から完了報告書の提出を受けるまでに2年以上が経過していた。

## (2) 残余金の返納状況

前記のとおり、外務省又は機構が、財務報告書に基づき精算額を確定した後、国際機関から残余金が返納されることとなる。25年3月末時点において残余金の返納が行われていた事業は143件であり、その返納額は計18億1189万余円となっていたが、このうち外務省が実施した19件、返納額計1449万余円については、事業完了日から残余金の返納日までの期間が5年以上となっていた。この主な要因は、事業完了日から外務省に財務報告書が提出されるまでに要した期間が長かったことであった。

### <事例>

外務省は、パキスタン・イスラム共和国に対するポリオ撲滅計画に係る無償資金協力を国際連合児童基金(以下「UNICEF」という。)を通じた国際機関経由援助により行うこととして、平成16年10月にUNICEFと交換公文を締結し11億0300万円を贈与した。

上記の事業は17年1月に始まり予定どおり同年12月に完了したが、外務省がUNICEFから財務報告書の提出を受けたのは事業完了日から5年4か月経過後の23年4月であった。そして、財務報告書において、事業費が贈与額を91,522.35米ドル下回っていたことが判明したことから、外務省が精算額の確定を行い、UNICEFへ返納を求めた結果、同年8月に814万余円が返納された。したがって、事業完了日から残余金の返納日までに5年8か月を要したこととなる。

## (3) 事後評価の把握状況

交換公文等の内容を確認して検査した45件のうち、10件(外務省実施分6件、機構実施分4件)、贈与額計40億6285万余円(同22億5585万余円、同18億0700万円)について、国際機関が行った事後評価の把握状況を検査したところ、7件(外務省実施分5件、機構実施分2件)、贈与額計31億2685万余円(同21億0485万余円、同10億2200万円)について、外務省又は機構は、事後評価が実施されていることは把握していたが、その実施年度や提言の内容等の評価結果は十分把握していなかった。

以上の事態に対して、外務省は進捗報告書等の提出、残余金の返納に関して、また、外務省及び機構は事後評価の結果に関して、それぞれ国際機関との通常の協議等において確認等に努めているとしているが、進捗報告書の提出を受けていないものなどがあつたり、事業完了から残余金の返納を受けるまでに期間を要していたり、国際機関が実施した事後評価の結果を十分に把握していなかったりしている事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

### (発生原因)

このような事態が生じていたのは、外務省において、国際機関からの進捗報告書等の提出や残余金の返納に関して、また、外務省及び機構において、事後評価の結果に関して、それぞれ、国際機関に対して適時適切に照会や働きかけを行い、それらの状況等の把握を的確に行う体制が十分ではなかったことなどによると認められた。

## 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、外務省又は機構は、それぞれ、25年9月に各在外公館、在外事務所等に対し通知文書を発して、進捗報告書等の提出、残余金の返納及び事後

評価の結果に関し、国際機関に適時適切に照会や働きかけを行い、共通の様式に記載することなどにより、それらの状況等の把握を的確に行う体制を整備する処置を講じた。

- (2) 緊急人道支援事業等に対して供与した資金について、供与先に滞留していた残余金を国庫に返還させるとともに、今後は、毎年度末時点で供与先が保有している残余金を速やかに国庫に返還させるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)外務本省 (項)経済協力費
部 局 等	外務本省
供与した資金の概要	NGO が海外において行う緊急人道支援事業等に要する経費を助成するための資金を供与するもの
供 与 先	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム
上記の供与先が緊急人道支援事業等に上記の資金を財源として供与するなどした助成金等の額	112 億 8521 万余円(平成 20 年度～24 年度)
滞留していた緊急人道支援事業等に係る残余金	2 億 5654 万円(平成 24 年度末現在)

## 1 緊急人道支援事業等の概要等

### (1) 緊急人道支援事業等の概要

外務省は、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム(以下「JPF」という。)と協力実施契約を締結し、JPF に加盟する NGO が海外で行う緊急人道支援事業、JPF が実施するモニタリング事業及び JPF の運営等に要する経費を助成するため、毎年度、JPF に資金を供与している。このうち、緊急人道支援事業は、自然災害、地域紛争等の発生時に被災者、難民等に対する支援等を目的として、初動調査、現地の支援体制の立ち上げ、物資の配布、役務の提供等を行うものであり、また、モニタリング事業は、緊急人道支援事業の進捗管理等を行うものである(以下、緊急人道支援事業とモニタリング事業とを合わせて「支援事業等」という。)

JPF は、外務省から供与を受けた資金をモニタリング事業や運営等に要する経費に充てるとともに、同資金を財源として、緊急人道支援事業を行う NGO に対して助成金を供与している。

### (2) 緊急人道支援事業に係る助成金等の状況等

前記の外務省と JPF との協力実施契約によれば、JPF が緊急人道支援事業を行う NGO に対して助成金を供与するに当たっては、JPF が NGO により作成された事業計画を外務省に提出して審査及び承認を経ることとされており、JPF は、当該事業計画の範囲内で NGO に助成金を供与することができることとされている。

JPF は、NGO が緊急人道支援事業の終了後に作成する事業終了報告書、監査報告書等の内容を確認の上、実績額を確定し、助成金を精算することとされている。

また、モニタリング事業については、JPF は当該事業の終了後、実績額を確定し、供与

を受けた資金を精算することとされている。

そして、支援事業等について、精算の結果、残余金が生じた場合には、JPF は、当該残余金から外部監査に係る費用を除いた額を外務省に返還しなければならないとされている。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、効率性等の観点から、支援事業等について精算の結果発生した残余金が JPF に滞留していないかなどに着眼して、平成 20 年度から 24 年度までの間に支援事業等に供与されるなどした 311 事業に係る助成金等計 112 億 8521 万余円を対象として、外務本省において協力実施契約の内容、残余金の返還状況等の説明を聴取したり、JPF 事務局において支援事業等の実績額の確定状況を確認したりするなどして会計実地検査を行った。

### (検査の結果)

検査したところ、21 年度から 24 年度までの間に実施された支援事業等について、次表のとおり、24 年度末現在で 111 事業において残余金 2 億 5654 万余円が生じていたにもかかわらず、全て JPF が保有したままとなっていた。

表 支援事業等の実績額の確定状況(平成 24 年度末現在) (単位：件、円)

年 度	平成 21	22	23	24	計
支援事業等の数	87	53	64	56	260
支援事業等に供与されるなどした助成金等の額	2,489,120,842	1,909,820,323	2,503,132,875	3,068,312,955	9,970,386,995
うち実績額が確定していた事業	77	32	15	3	127
助成金等の額	1,847,161,793	599,730,095	379,670,464	18,424,945	2,844,987,297
うち残余金が生じていた事業	66	28	14	3	111
助成金等の額	1,619,971,739	543,289,920	378,929,716	18,424,945	2,560,616,320
実績額	1,487,504,753	477,809,091	325,761,129	12,996,594	2,304,071,567
残余金の額	132,466,986	65,480,829	53,168,587	5,428,351	256,544,753

このようなことから、JPF の残余金の返還方法等について検査したところ、JPF は、各年度における助成金等の供与の対象となった支援事業等が全て終了し、全ての支援事業等について実績額を確定した後、当該年度に係る残余金の総額を確定して、これを一括して外務省に返還することにしてきた。このため、前記の残余金 2 億 5654 万余円については、同一の年度に実施していた支援事業等のうち実績額が確定していない事業があることから、JPF が保有したままとなっていた。

以上のように、JPF において、各年度の助成金等の供与の対象となった支援事業等が全て終了し実績額を確定した後、当該年度に係る残余金の総額を確定して、これを一括して外務省に返還することにしてきたため、残余金 2 億 5654 万余円が JPF に滞留していたのに、外務省が速やかに返還させていない事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

### (発生原因)

このような事態が生じていたのは、外務省において、JPF から実績額が確定した支援事業等について報告を受けていたのに、実績額が確定した残余金を速やかに JPF から外務省へ返還させるための措置を講じていなかったことなどによると認められた。

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、外務省は、JPF が保有したままとなっていた残余金から外部監査に係る費用を除いた額を、25年8月に国庫に返還させるとともに、今後は、毎年度末時点でJPFが保有している残余金を速やかに国庫に返還させることとする処置を講じた。

平成23年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

#### (1) 政府開発援助の実施について

(平成23年度決算検査報告136、808ページ参照)

##### 1 本院が表示した意見

外務省及び独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)は、国際社会の平和と発展に貢献することなどを目的として政府開発援助を実施している。しかし、一般プロジェクト無償資金協力において建設した橋の開通後の通行が限定されていて援助の効果が十分に発現していなかったり、技術協力において調達した機材の一部が技術移転に十分に活用されていなかったり、草の根・人間の安全保障無償資金協力において贈与額の一部が事業実施機関に保有されたままになっていたりする事態が見受けられた。

したがって、援助の効果が十分に発現するなどするよう、外務省及び機構において、複数国に対して同時に実施する一般プロジェクト無償資金協力の実施に当たっては、基本設計調査報告書等の作成時点で相手国の負担により建設する施設等の規模、仕様等が決定しておらず、援助の対象となった施設の活用に重大な影響を与えるおそれがある場合は、計画どおりに供用ができるように相手国等と十分な連携を図りながら相手国等への働きかけを十分に行ったり、機構において、携行機材を調達する技術協力の実施に当たっては、技術移転に十分活用できるような携行機材の調達時期の検討を十分に行ったり、外務省において、草の根・人間の安全保障無償資金協力の実施に当たっては、未使用資金が事業実施機関に滞留しないようにするための効果的な働きかけを十分に行ったりするよう、外務大臣及び独立行政法人国際協力機構理事長に対して平成24年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

##### 2 当局が講じた処置

本院は、外務本省及び機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、外務省及び機構は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 一般プロジェクト無償資金協力について、外務省及び機構が、橋が早期に計画どおりに供用できるよう働きかけを行った結果、相手国政府は、土地の取得を進めるとともに国境施設の仕様等の検討を開始して、最終設計図が確定し次第、本体工事の準備を開始する予定としている。また、機構は25年1月に「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン」を改訂して、相手国の負担により附帯施設の建設等を行う場合には基本設計調査報告書等の作成時点で、設計、仕様等の概要を明確にして、相手国側分担事業の実施可能性や妥当性について記載することにより、援助の対象となった施設の活用に重大な影響

を与えるおそれが生じないようにした。

イ 技術協力について、機構は、業務マニュアル等を25年1月に改訂して、協力期間中に十分な技術移転活動が実施されるよう、携行機材の調達時期の検討を十分に行うよう機構内部に周知した。

ウ 草の根・人間の安全保障無償資金協力について、外務省が未使用資金を保有していた6団体に対して返還の働きかけを行った結果、2団体が返還して、残り4団体も返還の手続をとった。また、外務省は、25年1月に通知を発して、今後、未使用資金が滞留しないようにするために事業実施機関との情報交換を行うなど、適切な働きかけを行っていくよう在外公館に周知した。

## (2) 技術協力に係る付加価値税等の免除状況について

(平成23年度決算検査報告141、808ページ参照)

(707ページの独立行政法人国際協力機構の項に掲記)

## 第8 財 務 省

### 不 当 事 項

#### 租 税

##### (26) 租税の徴収に当たり、徴収額に不足があったもの

会計名及び科目	一般会計	国税収納金整理資金	(款)歳入組入資金受入 (項)各税受入金
部 局 等	76	税務署	
納 税 者	119	人	
徴 収 不 足 額	397,197,852	円(平成19年度～24年度)	

### 1 租税の概要

源泉所得税、申告所得税、法人税、相続税・贈与税、消費税等の国税については、法律により、納税者の定義、納税義務の成立の時期、課税する所得の範囲、税額の計算方法、申告の手続、納付の手続等が定められている。

納税者は、納付すべき税額を税務署に申告して納付することなどとなっている。国税局等又は税務署は、納税者が申告した内容が適正であるかについて申告審理を行い、必要があると認める場合には調査等を行っている。そして、確定した税額は、税務署が徴収決定を行っている。

平成24年度国税収納金整理資金の各税受入金の徴収決定済額は54兆2991億余円となっている。このうち源泉所得税(復興特別所得税を含む。)<sup>(注1)</sup>は13兆3076億余円、申告所得税(復興特別所得税を含む。)は2兆7163億余円、法人税は10兆8707億余円、相続税・贈与税は1兆6135億余円、消費税及地方消費税は16兆4295億余円となっていて、これら各税の合計額は44兆9378億余円となり、全体の82.7%を占めている。

(注1) 復興特別所得税 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)に基づくものであり、平成25年1月から49年12月までの25年間、源泉所得税及び申告所得税に、その税額の2.1%相当額を上乗せする形で徴収されるもの

### 2 検査の結果

#### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、上記の各税に重点をおいて、合規性等の観点から、課税が法令等に基づき適正に行われているかに着眼して、計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)に基づき本院に提出された証拠書類等により検査するとともに、全国の12国税局等及び524税務署のうち12国税局等及び103税務署において、申告書等の書類により会計実地検査を行った。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、国税局等及び税務署に調査等を求めて、その調査等の結果の内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(2) 徴収不足の事態

検査の結果、76 税務署において、納税者 119 人から租税を徴収するに当たり、徴収額が、119 事項計 397,197,852 円(19 年度から 24 年度まで)不足していて、不当と認められる。

これを、税目別に示すと表のとおりである。

表 税目別の徴収不足額等

税 目	事項数	徴収不足額
源泉所得税	3	11,129,352 <sup>円</sup>
申告所得税	26	104,958,300
法人税	72	231,576,700
相続税・贈与税	12	38,130,600
消費税	6	11,402,900
計	119	397,197,852

なお、これらの徴収不足額については、本院の指摘により、全て徴収決定の処置が執られた。

(3) 発生原因

このような事態が生じていたのは、前記の 76 税務署において、納税者が申告書等において所得金額や税額等を誤るなどしているのに、これを見過ごしたり、法令等の適用の検討が十分でなかったり、課税資料の収集及び活用が的確でなかったりしたため、誤ったままにしていたことなどによると認められる。

(4) 税目ごとの態様

この 119 事項について、源泉所得税、申告所得税、法人税、相続税・贈与税及び消費税の別に、その主な態様を示すと次のとおりである。

ア 源泉所得税

源泉所得税に関して徴収不足になっていた事態が 3 事項あった。これらは、配当及び報酬に関する事態である。

配当及び報酬の支払者は、支払の際に、所定の方法により計算した源泉所得税を徴収して、徴収の日の属する月の翌月 10 日までに国に納付しなければならないこととなっている。そして、この法定納期限までに納付がない場合には、税務署は支払者に対して納税の告知をしなければならないこととなっている。

この配当及び報酬に関して、徴収不足になっていた事態が 3 事項計 11,129,352 円あった。その内容は、自己株式の取得による配当とみなされる金額や報酬の支払額について、法定納期限を経過した後も長期間にわたって源泉所得税が納付されていないのに、課税資料の収集及び活用が的確でなかったため、納税の告知をしていなかったものである。

イ 申告所得税

申告所得税に関して徴収不足になっていた事態が 26 事項あった。この内訳は、不動産所得に関する事態が 14 事項、譲渡所得に関する事態が 7 事項及びその他に関する事態が 5 事項である。

## (ア) 不動産所得に関する事態

個人が不動産を貸し付けた場合には、その総収入金額から必要経費等を差し引いた金額を不動産所得として、他の各種所得と総合して課税することとなっている。そして、個人が有する減価償却資産の償却費として不動産所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、当該資産について定められた耐用年数等に基づいて計算した金額とすることとなっている。

この不動産所得に関して、徴収不足になっていた事態が14事項計61,369,300円あった。その主な内容は、減価償却費の計算を誤って必要経費の額を過大に計上しているのに、これを見過ごしたため、不動産所得の金額を過小のままとしていたものである。

## ＜事例1＞ 不動産所得の必要経費の額を過大に計上していた事態

納税者Aは、平成21年分から23年分までの申告に当たり、不動産所得の計算において、相続により取得した貸付けの用に供している建物について、耐用年数を15年とするなどして計算した減価償却費を必要経費に算入し、各年分の総収入金額からこれらの必要経費等を差し引き、不動産所得の金額を算出していた。

しかし、同人の相続税の申告書等によれば、当該建物の構造は鉄筋コンクリート造であり、住宅用に係る耐用年数は47年であることから、これに基づくなどして減価償却費の計算を行わなければならない。したがって、このことにより、21年分から23年分までの減価償却費が過大となり不動産所得の金額が過小となっていたのに、これを見過ごしたため、申告所得税額計9,819,300円が徴収不足になっていた。

## (イ) 譲渡所得に関する事態

個人が資産を譲渡した場合には、その総収入金額から譲渡した資産の取得費や譲渡に要した費用の額等を差し引いた金額を譲渡所得として、他の各種所得と総合して課税することとなっている。ただし、土地建物等の譲渡による所得については、他の所得と分離して課税することとなっている。そして、個人が相続又は遺贈により取得した資産を一定の期間内に譲渡した場合には、相続税額のうち所定の方法により計算した金額を、当該譲渡した資産に係る譲渡利益金額を超えない範囲で取得費に加算する特例を適用できることとなっている。

この譲渡所得に関して、徴収不足になっていた事態が7事項計27,794,600円あった。その内容は、取得費に加算できる相続税額を過大に計上しているのに、これを見過ごしたため、譲渡所得の金額を過小のままとしていたものである。

## (ウ) その他に関する事態

上記(ア)及び(イ)のほか、事業所得、雑所得等に関して、徴収不足になっていた事態が5事項計15,794,400円あった。

## ウ 法人税

法人税に関して徴収不足になっていた事態が72事項あった。この内訳は、法人税額の特別控除に関する事態が23事項、受取配当等の益金不算入に関する事態が9事項及びその他に関する事態が40事項である。

(ア) 法人税額の特別控除に関する事態

法人税額から一定の金額を控除する各種の特別控除が設けられている。このうち、青色申告書を提出する資本金又は出資金の額が3000万円以下の中小企業者等(以下「特定中小企業者等」という。)が特定の機械等を取得して事業の用に供した場合には、その事業年度において、当該事業年度の法人税額の100分の20相当額を限度として、取得価額に一定の割合を乗じた金額を法人税額から控除できることとなっている。

また、青色申告書を提出する法人に損金の額に算入した試験研究費がある場合には、当該事業年度の法人税額の100分の20相当額等を限度として、試験研究費に一定の割合を乗じた金額(以下「税額控除限度額」という。)を法人税額から控除できることとなっている。そして、前事業年度において控除できなかった税額控除限度額があるときには、当該事業年度の試験研究費の額が前事業年度の試験研究費の額を超える場合において、当該事業年度に繰り越して控除できることなどとなっている。

この法人税額の特別控除に関して、徴収不足になっていた事態が23事項計122,741,200円あった。その主な内容は、次のとおりである。

- a 資本金等の額が3000万円を超えていて特定中小企業者等に該当しない法人が特定中小企業者等が機械等を取得して事業の用に供した場合の法人税額の特別控除を行っているのに、これを見過ごしたため、法人税額を過小のままとしていた。
- b 試験研究費の額が前事業年度の試験研究費の額を超えていない事業年度において、前事業年度から繰り越した税額控除限度額を誤って控除しているのに、これを見過ごしたため、法人税額を過小のままとしていた。

<事例2> 試験研究費に係る法人税額の特別控除の規定の適用を誤っていた事態

B会社は、平成22年4月から23年3月までの事業年度分の申告に当たり、試験研究費に係る法人税額の特別控除の規定を適用して、当該事業年度の税額控除限度額及び前事業年度から繰り越した税額控除限度額を法人税額から控除していた。

しかし、同会社の申告書等によれば、当該事業年度の試験研究費の額が前事業年度の試験研究費の額を超えていないことから、前事業年度から繰り越した税額控除限度額については上記特別控除の規定を適用できず、当該事業年度の法人税額から誤って控除していたのに、これを見過ごしたため、法人税額44,245,600円が徴収不足になっていた。

(イ) 受取配当等の益金不算入に関する事態

法人が外国法人、公益法人等以外の法人(以下「内国法人」という。)から受ける配当等の金額<sup>(注2)</sup>、証券投資信託の収益の分配金のうち内国法人から受ける配当等から成る部分の金額等については、所定の方法により計算した金額を所得の金額の計算上、益金の額に算入しないこととなっている。ただし、証券投資信託のうち特定外貨建等証券投資信託の収益の分配金については、その全額が益金不算入の対象とならないこととなっている。

(注2) 配当等の金額 外国法人のうち外国子会社から受ける配当等の金額については、海外市場で獲得する利益を我が国に還流させるため、別途二重課税排除の制度が導入されており、所定の方法により益金の額に算入しないこととなっている。

この受取配当等の益金不算入に関して、徴収不足になっていた事態が9事項計42,123,100円あった。その主な内容は、受取配当等の益金不算入の対象とならない特定外貨建等証券投資信託の収益の分配金や外国法人から受けた配当の金額を受取配当等の益金不算入額としているのに、これを見過ごしたり、法令等の適用の検討が十分でなかったりしたため、所得の金額を過小のままとしていたものである。

〈事例3〉 外国法人から受けた配当の金額を受取配当等の益金不算入額としていた事態

C信用金庫は、平成21年4月から22年3月までの事業年度分の申告に当たり、外国法人から受けた配当の金額を受取配当等の益金不算入額に含めて所得の金額を計算していた。

しかし、外国法人から受けた配当の金額は、受取配当等の益金不算入の対象とならないため、所得金額が過小となっているなどしていたのに、これを見過ごしたため、法人税額19,943,000円が徴収不足になっていた。

(ウ) その他に関する事態

上記(ア)及び(イ)のほか、役員給与の損金不算入、特定同族会社の留保金等に関して、徴収不足になっていた事態が40事項計66,712,400円あった。

エ 相続税・贈与税

相続税に関して徴収不足になっていた事態が12事項あった。この内訳は、土地建物等の価額に関する事態が7事項及びその他に関する事態が5事項である。

(ア) 土地建物等の価額に関する事態

個人が相続又は遺贈により財産を取得した場合には、その取得した財産に対して相続税を課することとなっており、取得した財産の価額は相続又は遺贈により取得した時の時価とされており、土地建物等の価額については、路線価、固定資産税評価額等を基にして計算することとなっている。そして、土地の利用区分が賃借権及び地上権の目的となっている土地の場合には、その利用区分に応じた減額の補正を行って価額を評価することとなっている。

この土地建物等の価額に関して、徴収不足になっていた事態が7事項計27,401,300円あった。その主な内容は、賃借権の目的となっている土地について、土地の利用区分を誤って地上権の目的となっている土地として減額の補正を行って価額を評価するなどしているのに、これを見過ごしたため、土地の価額を過小のままとしていたものである。

(イ) その他に関する事態

上記(ア)のほか、有価証券の価額及び相続税額の加算に関して、徴収不足になっていた事態が5事項計10,729,300円あった。

〈事例4〉 相続税額の加算をしていなかった事態

相続又は遺贈により財産を取得した者が被相続人の一親等の血族及び配偶者以外の者である場合には、所定の方法により算出した金額にその100分の20に相当する金額を加算するなどした金額をその者の相続税額とすることとなっている。

納税者Dは、平成22年6月相続分の申告に当たり、上記の加算をすることなく、相続により取得した財産に係る相続税額を算出していた。

しかし、申告書等によれば、Dは被相続人の弟であり、一親等の血族及び配偶者以外の者であることから、その相続税額は、所定の方法により算出した金額にその100分の20に相当する金額を加算するなどした金額となるのに、これを見過ごしたため、相続税額6,650,900円が徴収不足になっていた。

### オ 消費税

消費税に関して徴収不足になっていた事態が6事項あった。この内訳は、課税売上高の計上に関する事態が3事項及びその他に関する事態が3事項である。

#### (ア) 課税売上高の計上に関する事態

事業者は、課税の対象となる国内において行った資産の譲渡及び貸付け並びに請負等の役務の提供に係る収入金額を課税売上高に計上することとなっている。

この課税売上高の計上に関して、徴収不足になっていた事態が3事項計5,167,700円あった。その内容は、事業者が事業用建物の譲渡収入を計上していなかったり、計上額を誤ったりしているのに、これを見過ごしたり、課税資料の収集及び活用が的確でなかったりしたため、課税売上高を過小のままとしていたものである。

#### (イ) その他に関する事態

上記(ア)のほか、課税仕入れに係る消費税額の控除等に関して、徴収不足になっていた事態が3事項計6,235,200円あった。

これらの徴収不足額を国税局別に示すと次のとおりである。

国税局	税務署数	源泉所得税		申告所得税		法人税		相続税		消費税		計	
		事項数	徴収不足 千円	事項数	徴収不足 千円	事項数	徴収不足 千円	事項数	徴収不足 千円	事項数	徴収不足 千円	事項数	徴収不足 千円
札幌国税局	2			1	3,619	1	766					2	4,386
仙台国税局	2			2	1,306							2	1,306
関東信越国税局	3					2	6,094	1	6,650			3	12,745
東京国税局	34	2	5,762	16	78,045	28	130,320	7	25,988	4	7,729	57	247,845
金沢国税局	4					4	3,302					4	3,302
名古屋国税局	7			3	9,585	8	15,282			1	1,251	12	26,119
大阪国税局	8					10	30,986					10	30,986
広島国税局	2			1	4,592	1	734					2	5,327
高松国税局	2			1	2,032	2	11,982					3	14,015
福岡国税局	7	1	5,367	2	5,775	12	22,562	4	5,491			19	39,197
熊本国税局	5					4	9,543			1	2,422	5	11,965
計	76	3	11,129	26	104,958	72	231,576	12	38,130	6	11,402	119	397,197

意見を表示し又は処置を要求した事項

官庁会計システムを利用した国庫債務負担行為に係る事務処理の作業手順を見直すなどして誤びゅう発生を防止するための取組を行うことにより、債務に関する計算書の計数の正確性が確保されるよう是正改善の処置を求めたもの

部 局 等	財務本省(債務に関する計算書及び官庁会計システムの所管部局) 内閣府、総務、法務、外務、財務、文部科学、厚生労働、農林水産、 経済産業、国土交通、環境各省(債務に関する計算書の作成事務の実 施部局)
国庫債務負担行為に係る年度末の債務額の概要	財政法(昭和22年法律第34号)第15条第1項の規定に基づき、あらかじめ複数年度にわたって国が債務を負担した額の年度末における債務額
国庫債務負担行為に係る年度末の債務額が過大又は過小に計上されていた件数及び金額	過大 112件 101億1953万円(平成21年度～23年度) 過小 13件 53億4557万円(平成21年度～23年度)

【是正改善の処置を求めたものの全文】

債務に関する計算書に計上される国庫債務負担行為に係る債務額について

(平成25年7月29日付け 財務大臣宛て)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

## 1 制度の概要

### (1) 債務に関する計算書の概要

財政法(昭和22年法律第34号)第40条第2項の規定において、内閣が国会に提出する一般会計の歳入歳出決算には「国の債務に関する計算書」を添付することとされており、また、各特別会計の歳入歳出決算についても、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第10条第2項の規定により、「債務に関する計算書」を添付しなければならないとされている(以下、「国の債務に関する計算書」と「債務に関する計算書」とを合わせて「債務に関する計算書」という。)。そして、債務に関する計算書は、財政法等の規定により、各省各庁の長が作成することとされている。

各省各庁の長は、債務に関する計算書に計上される計数を、支出負担行為担当官から提出される報告書に基づき把握している。この報告書は、支出負担行為担当官が本官として自ら負担した分に、本官の支出負担行為に係る事務の一部を分掌している分任支出負担行為担当官(以下「分任官」という。)が負担した分を合算するなどして作成されており、債務に関する計算書の基礎資料となっている。そして、各支出負担行為担当官が報告する計数については、歳入歳出決算のように国の予算執行資料のほかに日本銀行が作成する現金収支の検証資料が存在するものとは異なり、契約書等の限られた書類に基づき把握されることになっている。

また、債務に関する計算書は、財政法第37条第1項の規定により、財務大臣の定めるところにより作成するなどされていることから、貴省は、「一般会計の歳入及び歳出の決算報告書等の様式について」(昭和45年歳計第2572号)及び「特別会計の歳入歳出決定計算書の様式の一部改正等について」(昭和45年歳計第2572号)において、債務に関する計算書に計上する債務の種類、債務に関する計算書の様式等を定めている。

(2) 財政法第15条第1項の規定に基づく国庫債務負担行為

債務に関する計算書に計上する債務の種類の一つに、「財政法第15条第1項の規定に基づく国庫債務負担行為」がある。国庫債務負担行為とは、複数年度にわたって国が支出の義務を負担することであり、国が国庫債務負担行為を行うに当たっては、財政法第15条第1項により、「予め予算を以て、国会の議決を経なければならない」とされている。

国庫債務負担行為及びこれに基づく支出に係る手続は、次のようになっている。

- ① 国庫債務負担行為を行う最初の年度の予算に、当該年度以降、複数年度にわたって国が債務を負担することのできる限度額を計上して国会の議決を経る。
- ② ①の限度額の範囲内で契約を締結するなどすることによりその契約額等を国が後年度にわたって支出する義務を負うことについて、支出負担行為を行う。
- ③ 国が実際に支出を行う各年度の歳出予算に当該国庫債務負担行為に係る当該年度の歳出予定額を計上して、国会の議決を経る。
- ④ ③の歳出予定額の範囲内で契約相手方に代金を支払うなどする際に、当該支払額等に係る支出負担行為を行い、支出を行う。

(3) 債務に関する計算書における国庫債務負担行為の計上

(2)のとおり、国庫債務負担行為に基づく支出は、国庫債務負担行為に係る予算と歳出予算の2種類の国会の議決を基に行われることになる。そして、国庫債務負担行為に係る国の債務は、反対給付の有無にかかわらず、支出義務の発生と消滅に伴って発生し消滅することから、その債務額は、国庫債務負担行為に係る予算に基づき、複数年度にわたる契約を締結するなどする行為により増加し、歳出予算に基づき支出を行ったり、減額の変更契約を締結したりなどする行為により減少することになる。このため、債務に関する計算書においては、これらの行為に応じて、「本年度の債務負担額」欄又は「本年度の債務消滅額」欄に金額が計上されるとともに、「既往年度からの繰越債務額」欄の金額とこれらの金額を計算した年度末の債務額が「翌年度以降への繰越債務額」欄に計上されることとなっている(図参照)。

この関係を式に示すと次のとおりである。

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\text{既往年度からの繰越債務額}} + \boxed{\text{本年度の債務負担額}} - \boxed{\text{本年度の債務消滅額}} \\
 = \boxed{\text{翌年度以降への繰越債務額(=年度末の債務額)}}
 \end{array}$$

そして、この年度末の債務額は、翌年度の債務に関する計算書の「既往年度からの繰越債務額」欄に計上されることとなっており、このことにより債務に関する計算書の連続性が確保されている。

このように、債務に関する計算書は、「翌年度以降への繰越債務額」を示すことにより予算編成に資する目的を有している。

図 財政法第15条第1項に基づく国庫債務負担行為に係る債務に関する計算書の様式

既年度からの繰越債務額 (円)	本年度の債務負担額 (円)	計 (円)	本年度の債務消滅額 (円)	翌年度以降への繰越債務額 (円)	備 考
×××	×××	×××	×××	×××	限度額 ×××円

#### (4) 官庁会計システムによる国庫債務負担行為の事務処理

国の会計は、原則として、貴省会計センターが構築し管理している「官庁会計システム」(以下「システム」という。)で処理することとなっている。そして、支出負担行為担当官が負担する債務に関する事務についても、会計法令等に基づき、次のとおりシステムで処理している。

すなわち、支出負担行為担当官は、国庫債務負担行為に係る予算に基づいて契約を締結するなどする場合には、システムに国庫債務負担行為に係る支出負担行為の決議に必要な情報を入力することとされている。これにより、国が負担する債務額が増加したことがシステム上で認識されるとともに、システムにより当該国庫債務負担行為に対する整理番号が付番される。そして、当該国庫債務負担行為について歳出予算に基づき支出を行う場合には、その対象となる支出負担行為及び支出の決議に必要な情報とともに、上記の整理番号を入力する(以下、この整理番号を入力することにより当該国庫債務負担行為と支出負担行為及び支出とを関連付ける作業を「関連付け」という。)こととされており、これにより、国が負担する債務額が減少したことがシステム上で認識される。

また、契約額の減額等により債務額が減少した場合には、当初の国庫債務負担行為に係る支出負担行為に対して「支出外消滅」の登録を行うことにより、システム上も債務額を減少させることとなっている。

支出負担行為担当官が分任官の負担した債務額を把握するに当たっては、システムを導入していない分任官が過半を占めることから、システム上では予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第39条第5項の規定に基づき本官が分任官に示達した国庫債務負担行為に係る支出負担行為の限度額(以下「限度額示達額」という。)を債務額とみなして集計する仕組みとなっている。したがって、分任官が契約を締結する際に契約額が限度額示達額を下回ったり、契約後に変更契約の締結等により契約額が減額されたりした場合には、債務額とみなしている限度額示達額も、契約額に合わせて金額を減額する示達を行うことにより変更することとされている。

また、システムは、国庫債務負担行為に関する入力データの一覧表(以下「一覧表」という。)を各支出負担行為担当官及び分任官が自ら入力した分に限り出力できる仕様となっている。そして、一覧表には、システムに入力された決議に基づいて国庫債務負担行為の金額や債務の減少額が集計され表示されることから、支出負担行為担当官及び分任官が各省各庁の長に対する報告書等を作成するに当たっての基礎数値として活用できることとなっている。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

内閣は、平成24年11月に、23年度の一般会計歳入歳出決算等を国会に提出する際、既に国会に提出していた21、22両年度分の債務に関する計算書に誤びゅうがあったとして、それを訂正するための正誤表を国会に提出した。この誤びゅうの原因について本院が確認したところ、各省各庁の長の取りまとめ段階の事務処理によるものではなく、支出負担行為担当官等が国庫債務負担行為に係る事務処理を行う際に必要な情報が入力されていなかったことなどに起因するものであった。

そこで、本院は、正確性、有効性等の観点から、支出負担行為担当官及び分任官の会計経理が債務に関する計算書に正しく反映され、国庫債務負担行為に係る年度末の債務額が正確に計上されているか、支出負担行為担当官及び分任官の事務処理に際して利用されているシステムが、必要な情報の入力漏れなどを防止するものとなっているかなどに着眼して検査を行った。

検査に当たっては、貴省本省、8財務局(財務支局を含む。)<sup>(注)</sup>、9財務事務所等及びシステムの設計等を行っている貴省会計センターにおいて、21年度から23年度までの国庫債務負担行為に係る年度末の債務額を対象に、一覧表に基づいて作成を求めた調書と支出負担行為担当官が各省各庁の長としての財務大臣に提出した報告書とを突合するなどして会計実地検査を行うとともに、貴省本省を通じて全府省に対して一覧表を用いた上記と同様の調査の実施を求めて、その結果を徴するなどして検査を実施した。

(注) 8財務局(財務支局を含む。)、9財務事務所等 北海道、東北、関東、東海、近畿、中国、九州各財務局、福岡財務支局、旭川、青森、秋田、横浜、岐阜、神戸各財務事務所、北海道財務局北見出張所、横浜財務事務所横須賀出張所、長崎財務事務所佐世保出張所

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 債務に関する計算書における誤びゅうについて

前記の調書によって把握した金額と債務に関する計算書に計上された債務額とを比較したところ、24年11月の正誤表で示された誤びゅうのほかに、21年度から23年度までの国庫債務負担行為に係る年度末の債務額において、債務額が過大に計上されていたものが112件、101億1953万余円(21年度35億9308万余円、22年度43億2607万余円、23年度22億0038万余円)、過小に計上されていたものが13件、53億4557万余円(21年度20億8933万余円、22年度17億8498万余円、23年度14億7125万余円)あった。

これらの誤びゅうについて、所管別、会計別に示すと表のとおりである。

表 所管別・会計別誤びゅう金額

所 管	会 計	区 分	誤びゅう金額(千円)		
			平成 21 年度	22 年度	23 年度
内 閣 府	一 般	過大	3,326,362	3,326,362	10
総 務 省	一 般	過大	2	240,342	302,672
法 務 省	一 般	過大	1,278	774	6,185
外 務 省	一 般	過大	—	227,616	271,671
	一 般	過小	2,073,863	1,769,693	1,459,765
財 務 省	一 般	過大	62,492	103,233	153,791
	一 般	過小	15,470	15,289	10,849
文部科学省	一 般	過大	—	—	4,009
厚生労働省	一 般	過大	22	22	8,923
農林水産省	一 般	過大	4,922	6,178	150,480
経済産業省	一 般	過大	0	441	2
国土交通省	一 般	過大	—	586	—
環 境 省	一 般	過大	175,454	245,718	245,705
一般会計 計		過大	3,570,536	4,151,276	1,143,453
		過小	2,089,333	1,784,983	1,470,615
法 務 省	登 記	過大	1	430	—
財 務 省	財 政 投 融 資	過大	2,148	117,650	117,650
厚生労働省	労 働 保 険	過大	—	56,717	187,521
	年 金	過大	20,396	—	—
農林水産省	国 有 林 野 事 業	過大	—	—	173,504
		過小	—	—	607
経済産業省	エ ネ ル ギ 一 策 対	過小	—	—	33
国土交通省	社 会 資 本 整 備 事 業	過大	—	—	578,250
	自 動 車 安 全	過大	—	0	—
合 計		過大	3,593,082	4,326,076	2,200,380
			過大分 計		10,119,539
		過小	2,089,333	1,784,983	1,471,256
			過小分 計		5,345,572

注(1) 単位未満を表示していないため、表示されている値を合計しても一致しないものがある。

注(2) 登記特別会計は、平成 22 年度末に廃止された。

また、これらの誤びゅうについて、態様別に示すと次のとおりである。

ア 支出外消滅の登録漏れ 60 件 過大計上額 73 億 0974 万余円

契約額の減額変更等により債務額が減少したのに、支出負担行為担当官が国庫債務負

担行為に係る支出負担行為の支出外消滅の登録を行っていなかったため、システムにおいて債務額が減少しておらず、年度末の債務額が過大となっていた。

イ 契約額に合わせた限度額示達額の変更漏れ等

26件 過大計上額 2億9374万余円

分任官に対する支出負担行為の限度額の示達においては、国庫債務負担行為の場合、契約額に合わせて限度額示達額の変更を行わなければならないのに、これを行っていなかったり、支出負担行為担当官が契約額でなく国庫債務負担行為に係る支出負担行為の示達額を債務額として計上したりしたため、システムにおいて契約額と限度額示達額又は示達額との差額分の債務額が消滅しておらず、年度末の債務額が過大となっていた。

<事例1>

中国財務局岡山財務事務所(以下「岡山財務事務所」という。)は、平成21年度から5か年度間の国庫債務負担行為((事項)庁舎機械警備)として、岡山地方合同庁舎警備業務請負契約(252万円)を締結している。

この際、岡山財務事務所の分任官は、システムを通じて中国財務局の支出負担行為担当官から受けた同事項に係る限度額示達額の範囲内で国庫債務負担行為に係る支出負担行為の入力を行っている。

しかし、岡山財務事務所や示達の管理を行っている同局は、システムが限度額示達額を債務額とみなして処理する仕様であることを認識していなかったため、限度額示達額(1245万余円)を契約額(252万円)に合わせて減額する処理を行わないまま債務額を報告していた。

このため、21年度から23年度までの各年度の債務額が、上記の差額である993万余円過大に計上されていた。

ウ 支出に伴う関連付けにおける入力漏れ

21件 過大計上額 18億6502万余円

支出により債務額が消滅したのに、当該支出の際に関連付けを行わなかったため、システムにおいて債務額が消滅しておらず、年度末の債務額が過大となっていた。

<事例2>

関東財務局は、平成20年度から5か年度間の国庫債務負担行為((事項)事務機器借入れ等)として、財務局行政情報化LANシステム賃貸借契約(当初契約額65億1000万円)を全財務局の幹事局として締結している。この契約は、一般会計及び財政投融资特別会計が一定の割合でそれぞれ負担して支出することになっている。

そして、同局は財政投融资特別会計分の支出について、当該支出の際には関連付けを行う必要があるのに、22年4月分から12月分までの支出に関して関連付けを行っていなかったため、システムにおいてこれらに係る債務額が消滅しないままとなっていた。

このため、22、23両年度の債務額が8936万余円過大に計上されていた。

エ その他

過大計上となっていたもの 5件 過大計上額 6億5102万余円

過小計上となっていたもの 13件 過小計上額 53億4557万余円

支出負担行為担当官が、国庫債務負担行為に係る支出負担行為決議を二重に登録したり、登録を行っていなかったことなどにより、システムにおける年度末の債務額が過大又は過小となっていた。

アからエまでの事態については、貴省等においても本院の検査に並行して実態の把握を

進めた結果、25年5月に、21年度から23年度までの債務に関する計算書についての正誤表を国会に提出するに至っている。

## (2) システムの利用等について

前記125件の誤びゅうの内容についてみると、事務機器の借入れ、庁舎機械警備等が全体の約半数を占めていた。これは近年の公共調達に適正化の流れを受けて、従来、国庫債務負担行為を扱っていなかった官署においても物品の調達や保守に係る契約等を国庫債務負担行為により行うようになってきたことなどによると認められる。

そして、貴省においては、上記のような官署の担当者が新たにシステムの入力等の操作を行うようになってきている状況を踏まえて、国庫債務負担行為に係る支出負担行為担当官等の理解を高めたり、入力漏れを防ぐように作業手順等を見直したり、計数の正確性を確保するための検証作業を各府省において行うように手続を示したりするなどの取組を十分に行っていなかった。

### (是正改善を必要とする事態)

上記のとおり、債務に関する計算書において誤びゅうが発生していた事態及びそれを防ぐための取組が十分に行われていない事態は適切ではなく、是正改善を図る必要があると認められる。

### (発生原因)

このような事態が生じているのは、国庫債務負担行為に係るシステムの処理について一部の官署の支出負担行為担当官等の理解が十分でなかったり、国庫債務負担行為に係る債務の計数について各府省における確認が十分に行われていなかったりしていることのほか、貴省において、入力漏れ等を防ぐための作業手順等の検討や各府省に対するシステムの機能及び仕様や債務の計数の検証方法についての周知が十分でないことなどによると認められる。

## 3 本院が求める是正改善の処置

国会に提出される債務に関する計算書は、これにより内閣が国会による財政監督を受けるとともに、債務に関する計算書において示される「翌年度以降への繰越債務額」が予算編成に資することを目的としていることから、債務の現状を正確に表示したものでなければならない。また、支出負担行為担当官等がシステムの機能及び仕様を正確に把握して操作することは、債務に関する計算書の計数の正確性を確保するために極めて重要である。

については、貴省において、債務に関する計算書に誤びゅうが生ずる事態を防ぐための取組を行うことにより、債務に関する計算書の計数の正確性が確保されるよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

ア 各府省の本府省において、その所管する各官署の支出負担行為担当官が負担した債務額を確認するために、当該各官署に係る一覧表を一括して出力できるようにするとともに、支出負担行為担当官が、分任官への限度額示達額と分任官の負担した債務額の差異を確認するために、支出負担行為担当官において分任官の一覧表も出力できるような方策について検討すること

イ 国庫債務負担行為に係る事務を行う担当者がシステムにおいて関連付けを行う際の入力漏れを一層防止するために、システムの入力画面を改良するなどの方策について検討すること

ウ 支出外消滅の登録、限度額示達額の減額処理、関連付けなどの国庫債務負担行為に係る事務処理に関するシステムの仕様や操作方法について、取扱説明書、操作説明会等を通じて担当者に周知徹底を図ること

エ 前記アの検討結果等に基づき、各府省に対して、一括して出力される一覧表と、契約書等の関係資料とを確実に対照するなどして債務に関する計算書に正確な計数が計上されていることの確認を求めるなど、債務の計数の確認体制を充実させること

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) 普通財産の貸付料債権に係る長期の収納未済事案について、進行管理体制の構築を図るなどすることにより、収納未済事案の解消に向けた取組が適切に行われるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (部)雑収入 (款)国有財産利用収入 (項)国有財産貸付収入
部 局 等	財務本省、22 財務局等
普通財産の貸付料債権に係る長期の収納未済事案の概要	普通財産の貸付けに係る貸付料が長期間にわたり滞納となっているもの
収納未済事案の解消に向けた取組が適切に行われていなかった件数及び滞納額	60 件 6 億 3829 万円(平成 24 年度末)

## 1 制度の概要

### (1) 普通財産の貸付けの概要

国有財産は、国の行政目的に直接供用される行政財産とそれ以外の普通財産に分類されている。このうち、普通財産は、売払い、貸付け等の対象となる財産であり、その管理及び処分は国有財産法(昭和 23 年法律第 73 号)により、原則として財務省が行うこととなっている。

財務省は普通財産である土地及び建物(以下「土地等」という。)を時価で貸し付けており、その貸付件数は平成 24 年度末現在で土地 27,430 件、建物 950 件、計 28,380 件に上っている。そして、これらの貸付けについては、継続して貸付けを行っているものが大半を占めている。

### (2) 貸付料債権に係る収納未済事案に対する取組の概要

財務(支)局、沖縄総合事務局、財務事務所等(以下「財務局等」という。)は、土地等の貸付料債権に係る収納未済事案について、国の債権の管理等に関する法律(昭和 31 年法律第 114 号)等に基づき管理を行っているが、収納未済事案が累増している状況にあったことから、財務省は、これらの事案の解消を図るため、各財務(支)局及び沖縄総合事務局(以

下、これらを「各財務(支)局等」という。)に対して、17年6月に次の①から④までのことなどを定めた「法的措置を前提とした貸付料債権に係る収納未済事案の処理について」(平成17年財務省理財局国有財産審理室事務連絡。以下「17年事務連絡」という。)を発している。

- ① 滞納者に支払の意思がない場合は、原則として契約を解除すべきであり、支払の意思がある場合でも、一部の金額が返済されているからといって安易に長期の滞納を容認しない。
- ② 16年度末時点で滞納期間が1年以上の滞納者(以下「既往滞納者」という。)に対しては、履行期限5年以内の即決和解(以下、単に「即決和解」という。)等の合意又は5年以内に完済可能な支払計画の提出のための折衝を行う。
- ③ 支払計画の提出がないなど5年以内に債務の完済が見込まれない既往滞納者に対しては、原則として18年6月末までに滞納年数に応じて支払督促、貸付契約の解除の通知(以下「契約解除」という。)等の法的措置を進める。
- ④ 5年以内に債務の完済が可能な支払計画の提出があった既往滞納者に対しても、原則として18年6月末までに滞納年数に応じて即決和解又は調停による法的措置を進める。

このような取組の中で、17年度に29億3007万余円となっていた収納未済額(ただし、元本に対する延滞金相当額を含まない。)の累計額は、17年度以降減少傾向となっているものの、24年度末現在の累計額は16億8483万余円と依然として多額に上っている。

(注1) 即決和解 民事訴訟法(平成8年法律第109号)第275条に定める訴え提起前の和解

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

土地等の貸付料債権に係る収納未済額の累計額が多額に上っており、また、中でも既往滞納者に係る収納未済額が多くを占めていることなどから、本院は、合规性、効率性等の観点から、既往滞納者に係る収納未済事案の解消に向けた取組が適切に実施されているかなどに着眼して、24年度末現在において滞納している貸付料の累計額(24年度末現在において履行期限の延長が行われている貸付料を含む。以下「元本累計額」という。)が1件当たり100万円以上となっている37財務局等<sup>(注2)</sup>における206件の既往滞納者に係る収納未済事案を対象として検査を実施した。

検査に当たっては、25財務局等<sup>(注3)</sup>において、既往滞納者との間の交渉内容を記録した書類等により会計実地検査を行うとともに、残りの12財務局等については、これらの書類等の写しの提出を受け、その内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(注2) 37財務局等 北海道、東北、関東、東海、近畿、中国、四国各財務局、福岡財務支局、沖縄総合事務局、旭川、青森、山形、福島、水戸、宇都宮、千葉、東京、横浜、新潟、甲府、長野、富山、静岡、京都、神戸、鳥取、岡山、山口、大分、長崎各財務事務所、立川、横須賀、舞鶴、呉、倉敷、小倉、佐世保各出張所

(注3) 25財務局等 北海道、東北、関東、東海、近畿、中国各財務局、福岡財務支局、旭川、青森、山形、福島、水戸、宇都宮、千葉、東京、横浜、静岡、京都、神戸、岡山、山口各財務事務所、立川、横須賀、舞鶴、佐世保各出張所

**(検査の結果)**

24年度末現在における前記206件の収納未済事案に係る元本累計額は計12億2681万余円、元本累計額に対する延滞金相当額は計8億1030万余円、元本累計額と延滞金相当額を合計した額(以下「滞納額」という。)は計20億3711万余円となっている。

財務省における収納未済事案206件の解消に向けた取組の状況についてみると、17年事務連絡の発出から5年超が経過した23年3月末までに契約解除が行われていたものが98件(滞納額計12億3269万余円)ある一方で、契約解除が行われなまま滞納が長期間にわたり継続していたものが108件(同計8億0441万余円)あった。

そして、上記の108件のうち、既往滞納者の死亡により法定相続人の調査等に時間を要するなど、滞納が長期間にわたり継続していることについて特別な事情がある48件(同計1億6612万余円)を除いた22財務局等<sup>(注4)</sup>の60件(同計6億3829万余円)についてみると、次のような事態が見受けられた。

前記のとおり、17年事務連絡では、5年以内に債務の完済が見込まれない既往滞納者に対しては、原則として18年6月末までに契約解除等の法的措置を進めることなどとされている。

しかし、支払計画を提出していなかったり、5年では債務の完済ができない支払計画を提出していたりして、5年以内に債務の完済が見込まれない既往滞納者について、契約解除等の法的措置を進めないままとなっていたものが43件(同計5億8520万余円)、5年以内に債務の完済が可能な支払計画の提出があった既往滞納者について、即決和解等による法的措置を講ずることなく支払計画が守られない状況が継続しているなどしていたものが17件(同計5309万余円)見受けられた。

このように、17年事務連絡に定める収納未済事案の解消に向けた取組が十分に行われなまま滞納が長期間にわたり継続している事態は、滞納額の増加につながるとともに、滞納者に対する取扱いにおいて公平性を欠くことになることなどから適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(注4) 22財務局等 北海道、東北、関東、近畿、中国、四国各財務局、福岡財務支局、沖縄総合事務局、水戸、宇都宮、千葉、横浜、甲府、富山、静岡、鳥取、岡山、長崎各財務事務所、立川、横須賀、倉敷、佐世保各出張所

**(発生原因)**

このような事態が生じていたのは、既往滞納者ごとに個別の事情はあるものの、財務局等において、17年事務連絡に基づき収納未済事案の解消に向けた取組の実施についての理解が必ずしも十分でなかったこと、同取組が既往滞納者ごとに適切に行われているかについて十分な確認が行われていなかったことなどによると認められた。

**3 当局が講じた改善の処置**

上記についての本院の指摘に基づき、財務省は、25年8月に各財務(支)局等に事務連絡を発し、支払計画の徴求等収納未済事案の解消に向けた取組の趣旨等について改めて周知徹底を図るとともに、財務局等において同取組を適切に行うための進行管理体制の構築を図ることとし、さらに、前記60件の収納未済事案については、財務局等において個別の対応方針を策定することとするなどの処置を講じた。

- (2) 日本酒造組合中央会における単式蒸留焼酎製造業に対する近代化等支援事業について、製造業者からの助成金の受給申請に対する審査を十分に行うなど事業執行体制を整備するよう同中央会に対して指導したり、設置された蒸留廃液処理設備の稼働状況等を確認する体制を整備したりすることなどにより、事業効果が十分に発現するよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国税庁 (項)税務業務費 等
部 局 等	国税庁
補助等の根拠	清酒製造業等の安定に関する特別措置法(昭和 45 年法律第 77 号)、予算補助
事業主体	日本酒造組合中央会
事業	近代化等支援事業
事業の概要	蒸留廃液の自社処理化等を推進して、単式蒸留焼酎製造業の近代化を促進するために、製造業者が蒸留廃液処理設備の設置等に要する経費を助成するもの
検査の対象とした事業件数及び助成金交付額	17 件 15 億 9236 万余円(平成 14 年度～22 年度)
上記のうち事業の効果が十分に発現していないと認められる事業件数及び助成金交付額	6 件 3 億 6522 万余円(平成 16 年度～22 年度)
上記に対する国庫補助金等相当額	3 億 6522 万円

## 1 近代化等支援事業の概要

### (1) 近代化等支援事業の対象、財源等

日本酒造組合中央会(以下「中央会」という。)は、単式蒸留焼酎製造業の近代化を図るための事業として、近代化等支援事業を実施している。この事業は、単式蒸留焼酎製造業者及び単式蒸留焼酎製造業者で構成する事業協同組合等(以下、両者を合わせて「製造業者」という。)が単式蒸留焼酎の製造時に発生する廃棄物(以下「蒸留廃液」という。)を処理するための設備等(以下「蒸留廃液処理設備」という。)の設置等に要する経費を対象(以下、助成の対象となる経費を「助成対象経費」という。)として、その一部(原則として助成対象経費の2分の1)を助成するものであり、蒸留廃液処理設備には、熱を利用して蒸留廃液を濃縮・乾燥させて飼料又は肥料とする濃縮・乾燥有効利用法等の多様な処理方法によるものがある。

そして、国税庁は、清酒製造業等の安定に関する特別措置法(昭和 45 年法律第 77 号)等に基づき、単式蒸留焼酎製造業の経営基盤の安定及び酒税の確保に資することを目的として、中央会に対して昭和 63 年度から平成 9 年度まで「単式蒸留しようちゅう製造業安定対策費補助金」等を交付しており、中央会はこれらの資金により設置した「単式蒸留しようちゅう業対策基金」(以下「対策基金」という。)の運用益をこの事業の財源としていた。その後、中央会は、15 年度から 23 年度までにこれらの資金の全額を国庫に返納等しており、

22年度からは、「単式蒸留しようちゆう製造業近代化事業費等補助金交付要綱」(平成22年国税庁制定)に基づき、毎年度国税庁から交付されている「単式蒸留しようちゆう製造業近代化事業費等補助金」(以下「近代化補助金」という。)等を財源としている。

## (2) 近代化等支援事業の実施手続等

近代化等支援事業の実施手続は、「清酒製造業等の安定に関する特別措置法に基づく単式蒸留しようちゆうに係る日本酒造組合中央会業務方法書」(平成元年大蔵大臣認可)等により、次のようになっている。

- ① 助成を希望する製造業者は、設計書等を添付して助成金受給申請書により中央会に受給申請をする。
- ② 中央会は、製造業者からの助成金の受給申請に対して、学識経験者で構成する助成金検討会による技術面についての審査等を経るなどして総合的な審査を行い、助成の諾否を決定する。
- ③ 製造業者は、蒸留廃液処理設備の設置及び助成対象経費の支払を完了したときに実績報告書を中央会に提出する。

また、中央会は、必要があると認めるときは、製造業者に対して報告を求めることができ、国税庁は、中央会に対して近代化等支援事業に関して監督上必要な命令をすることができることとされている。

## 2 検査の結果

### (検査の観点及び着眼点)

中央会は、製造業者において蒸留廃液の自社処理化等を推進して単式蒸留焼酎製造業の近代化を促進するために、近代化等支援事業を多数実施しており、国税庁は中央会に近代化補助金等を交付している。

そこで、本院は、有効性等の観点から、近代化等支援事業により設置された蒸留廃液処理設備が有効に活用されているか、また、中央会において、受給申請に対する審査を十分に行っているか、稼働状況等を把握して指導及び助言を適時適切に行っているかなどに着眼して検査した。

### (検査の対象及び方法)

検査に当たっては、18年度から23年度までに助成金を100万円以上交付している近代化等支援事業のうち、蒸留廃液処理設備の設置後2年を経過しているなどの15製造業者に対する近代化等支援事業17件(助成対象経費計31億8766万余円、助成金交付額計15億9236万余円、助成金として交付された対策基金の運用益及び近代化補助金相当額(以下、これらを合わせて「国庫補助金等相当額」という。)同額)を対象として、国税庁、中央会及び15製造業者において、助成金受給申請書等の実施手続に係る書類、蒸留廃液処理設備の稼働状況に係る書類等を確認するなどして会計実地検査を行った。

### (検査の結果)

検査したところ、5製造業者に対する近代化等支援事業6件(助成対象経費計7億3045万余円、助成金交付額計3億6522万余円、国庫補助金等相当額同額)により設置された5蒸留廃液処理設備について、製造業者は、処理能力が十分でないことや、処理により生産される飼料等の販売が不調であることなどを理由として、会計実地検査を行った24年5月から12月までの時点で約2年間から6年間余りにわたって稼働させておらず、中には設置した当初から稼働した実績が全くないものもある状況となっていた。

そして、これら5蒸留廃液処理設備に係る中央会の審査状況についてみると、製造業者からの受給申請に対して、蒸留廃液処理設備の納入業者の設備の納入実績等に係る資料の添付を求めておらず、蒸留廃液処理設備の処理能力等の技術面についての審査を十分に行っていないかたり、飼料等の販売先や販売収入、処理費用等に係る資料の添付を求めておらず、設置後の稼働計画についての審査を十分に行っていないかたりしていた。

また、これら5蒸留廃液処理設備に係る中央会の把握、指導及び助言の状況についてみると、設置された蒸留廃液処理設備の事業完了時及び事業完了後の稼働状況等について十分に把握しておらず、必要な指導及び助言を適時適切に行っていないかた。

上記のように、近代化等支援事業により設置された蒸留廃液処理設備が長期間にわたり稼働しておらず、その事業の効果が十分に発現していない事態は適切でなく改善の必要があると認められた。

#### (発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

- ア 中央会において、製造業者からの助成金の受給申請に対する審査を十分に行ったり、蒸留廃液処理設備の稼働状況等を十分に把握して必要な指導及び助言を適時適切に行ったりする事業執行体制を整備していなかったこと
- イ 国税庁において、近代化等支援事業における事業効果の把握を十分に行っていないかたこと、また、事業執行体制の整備についての中央会に対する指導を十分に行っていないかたこと

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国税庁は、25年7月に中央会に対して通知を発するなどして、次のような処置を講じた。

- ア 中央会に対して、稼働していない蒸留廃液処理設備を適切に活用させるように製造業者に対して指導及び助言を行うよう指導するとともに、納入業者の設備の納入実績等に係る資料、飼料等の販売収入、処理費用等を記載した稼働計画書等を添付させるなどして製造業者からの助成金の受給申請に対する審査を十分に行うなど事業執行体制を整備するよう指導した。
- イ 近代化等支援事業における事業効果を把握するために、蒸留廃液処理設備の稼働状況等について定期的な報告を中央会から徴するなどして確認する体制を整備した。

平成22年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

#### 社会保険診療報酬の所得計算の特例に係る租税特別措置について

〔平成22年度決算検査報告136ページ参照〕  
〔平成23年度決算検査報告187ページ参照〕

### 1 本院が表示した意見

医業又は歯科医業を営む医師又は歯科医師(以下「医業事業者」という。)に対する社会保険診療報酬の所得計算の特例(以下「特例」という。)は、小規模医療機関の事務処理の負担を軽減することにより、その経営の安定化を図り、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図ることを目的として、各年における社会保険診療報酬の金額が5000万円以下で

ある医業事業者が、社会保険診療報酬に係る売上原価、経費等の合計額(以下「実際経費」という。)により収支計算することに代えて、社会保険診療報酬の金額を4段階の階層に区分して、各階層の金額に所定の経費率を乗じて計算した金額の合計額(以下「概算経費」という。)を必要経費とすることができるとするものである。しかし、多額の自由診療収入があっても社会保険診療報酬の金額が5000万円以下であることにより特例を適用していたり、社会保険診療報酬の金額に対する概算経費の割合と実際経費の割合とに開差があることにより概算経費と実際経費との差が多額となっていたり、特例を適用していた者のほとんどが実際経費を計算した上で概算経費と比較して有利な方を選択していたりしている事態が見受けられた。

したがって、財務省及び厚生労働省において、特例が有効かつ公平に機能しているかの検証を行い、その目的に沿ったより適切なものとするための検討を行うなどするよう、財務大臣及び厚生労働大臣に対して平成23年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

## 2 当局が講じた処置

本院は、財務本省及び厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、財務省及び厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 財務省は本院が表示した意見を23年11月に税制調査会に示して、税制調査会はこれを検討事項としていた。そして、税制調査会で検討が行われた結果、平成24年度税制改正大綱(平成23年12月10日閣議決定)で、厚生労働省において特例の適用実態を精査した上で、25年度税制改正において更に検討することとされた。

イ 厚生労働省は、24年6月から同年8月にかけて特例の適用実態の調査を行い、この調査結果を精査するとともに、特例の制度の在り方について検討を行い、その結果を同年11月に税制調査会に報告した。また、財務省は、その検討結果について確認等を行った。

そして、この検討結果に基づき、25年度税制改正において議論が行われ、平成25年度税制改正の大綱(平成25年1月29日閣議決定)において、特例の適用対象者から医業及び歯科医業に係る収入金額が一定額を超える者を除外する措置を講ずることとされた。

なお、上記の改正内容を盛り込んだ租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の一部改正を含む所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)が、25年3月30日に公布され、医業事業者に係る当該改正部分は26年1月1日から施行することとされた。

平成23年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

### (1) 輸入事後調査によって非違が判明した場合における修正申告等又は更正等による税額の確定について

(平成23年度決算検査報告155ページ参照)

#### 1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

財務省は、輸入貨物に係る納税申告が適正であるか確認して、適正でない申告を是正する

などする輸入事後調査を行っている。そして、輸入事後調査によって納税申告に係る税額が適正でないこと又は特例申告期限までに特例申告を行っていないこと(以下「非違」という。)が判明した場合は、原則として修正申告又は期限後特例申告(以下「修正申告等」という。)を<sup>しょうよう</sup>懲 憑することとしている。しかし、非違が判明した場合において、修正申告等又は更正若しくは決定(以下「更正等」という。)により速やかに税額を確定して債権として管理していないなどの事態が見受けられた。

したがって、財務省において、既に非違が判明して賦課権の除斥期間内である事案については更正等を行うことを税関に検討させるとともに、今後、非違が判明した場合には修正申告等又は更正等により速やかに税額を確定して債権として管理するよう、税関に対して、輸入者が修正申告等の懲憑に速やかに応じなければ更正等を行うことを検討させたり、課税価格に算入されていない複数の輸入貨物に係る費用等を合理的に案分するために必要な資料の収集等を十分に行うよう指導したり、修正申告等の進行管理を適切に行うよう指導したり、限られた資料しか収集できない場合等においても課税価格に算入されていない複数の輸入貨物に係る費用等を合理的に案分する方法等を検討して示したりするよう、財務大臣に対して平成24年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

## 2 当局が講じた処置

本院は、財務本省等において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、財務省は、本院指摘の趣旨に沿い、24年10月に税関に対して事務連絡を発して、既に非違が判明して賦課権の除斥期間内である事案について更正等を行うことを検討させるとともに、同年12月及び25年2月に税関に対して事務連絡を発して、次のような処置を講じていた。

ア 輸入者が修正申告等を速やかに行う意思を明示しない場合等には更正等を行うことを検討させることとするとともに、収集等すべき資料やその収集方法等を具体的に示して課税価格に算入されていない複数の輸入貨物に係る費用等を合理的に案分するために必要な資料の収集等を十分に行ったり、修正申告等の進行管理の手続を具体的に示して進行管理を適切に行ったりするよう指導した。

イ 限られた資料しか収集できない場合等においても、課税価格に算入されていない複数の輸入貨物に係る費用等を合理的に案分する方法等を、収集できた資料等の状況に応じて整理して具体的に示した。

## (2) 租税特別措置(相続財産に係る譲渡所得の課税の特例)の適用状況等について

(平成23年度決算検査報告159ページ参照)

### 1 本院が表示した意見

相続財産に係る譲渡所得の課税の特例(以下「特例」という。)は、相続税と譲渡所得に係る所得税の負担の調整を図るために創設され、平成5年度の税制改正において、譲渡所得金額の計算上、譲渡収入金額から控除される額が、「譲渡した相続財産に対応する相続税相当額」から「相続した全ての土地等に対応する相続税相当額」に拡大された(以下、この改正を「5年改正」という。)。しかし、地価の高騰が沈静化したり、土地等の長期譲渡に係る分離課税の

所得税率が半減されたりするなど特例を取り巻く状況が大きく変化した結果、5年改正による更なる負担調整措置の必要性が著しく低下しているのに、特例に対する検証が行われないうまま、土地等を多く相続した者の中に所得税の負担が著しく軽減されている者がいるなどの事態が見受けられた。

したがって、財務省において、特例が有効かつ公平に機能しているかの検証を行い、本来の趣旨に沿ったより適切なものとするための検討を行うなどするよう、財務大臣に対して24年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

## 2 当局が講じた処置

本院は、財務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、財務省は、本院指摘の趣旨に沿い、本院が表示した意見を24年11月に税制調査会に示して、相続税の課税状況の推移等や土地譲渡益課税の推移等の特例を取り巻く状況について検証を行った上で、5年改正による更なる負担調整措置を含めて特例の在り方について検討を行い、これらを踏まえて、特例の見直しに向けて適切な時期に具体的な方策を講ずるとした今後の方針を定める処置を講じていた。

### (3) 歳出予算における繰越しについて

(平成23年度決算検査報告169ページ参照)

#### 1 本院が表示した意見

国の会計制度においては、会計年度独立の原則の例外として歳出予算の経費の金額を翌年度に繰り越して使用することができる制度(以下「繰越制度」という。)が定められており、予算統制を図るためにも適切に繰越しを行い、かつ繰り越した翌年度において適切に執行することが重要である。しかし、明許繰越しにおいて、繰越しの承認を受けた事項の内容と繰越予算の執行がかい離するなどしている事態が見受けられた。

したがって、財務省において、明許繰越しにおける事務簡素化の流れを踏まえつつ、繰越事務に携わる関係者に対する説明会を行うなどして繰越制度の趣旨を周知徹底するとともに、繰越予算の執行は適切に行われているかなどについて事後的に検証を行うことが可能となる仕組みを検討するよう、財務大臣に対して平成24年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

#### 2 当局が講じた処置

本院は、財務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、財務省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 24年11月に各省各庁に対して事務連絡を発して、繰越制度の趣旨を周知するとともに、同年10月から25年6月までの間に開催した繰越事務担当者に対する説明会等においても繰越制度の趣旨について周知徹底を図った。

イ 25年6月に各省各庁に対して事務連絡を発して、財務本省、財務局等が、25年度以降、各省各庁ごとに一定の繰越しの件数を抽出して、当該繰越事務を行った事務所等へ赴くなどして繰越予算の執行結果を毎年度事後的に確認することなどにより、繰越予算の執行が適切に行われているかなどについて検証することとした。

- (4) 沖縄振興開発金融公庫による省エネルギーの促進に係る貸付けについて  
 (平成23年度決算検査報告74、173ページ参照)  
 (66ページの内閣府(内閣府本府)の項に掲記)
- (5) 株式会社日本政策金融公庫による省エネルギーの促進に係る貸付けについて  
 (平成23年度決算検査報告173、509ページ参照)  
 (479ページの経済産業省の項に掲記)
- (6) 販売用貨幣の販売価格について  
 (平成23年度決算検査報告174ページ参照)

#### 1 本院が要求した改善の処置及び表示した意見

財務省は、貨幣の製造等を独立行政法人造幣局に行わせ、その製造等に要した費用を一般会計から支払っている。貨幣には、流通用貨幣と販売用貨幣とがあり、このうち販売用貨幣には、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせた1円から500円までの6種類の貨幣を1枚ずつセットにしてケースに収納したもの(以下「プルーフ貨幣セット」という。)、国家的な記念事業として発行する銀を原材料とした貨幣(以下「銀貨幣」という。)等がある。しかし、プルーフ貨幣セットについて流通用貨幣の製造費用を超えて一般会計に負担が生じていたり、銀貨幣の原材料である銀の地金の帳簿価額と時価に大幅なかい離が生じているのに販売価格に地金の時価を反映させるなどの検討を十分に行っていなかったりしている事態が見受けられた。

したがって、財務省において、プルーフ貨幣セットについて一般会計の負担を流通用貨幣の製造費用の範囲内となるように販売価格を設定する処置を講ずるとともに、銀貨幣の発行を決定する際には地金の時価を販売価格に反映させる方策を検討するなどして一般会計の収入額の増加に努めるよう、財務大臣に対して平成24年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求し及び意見を表示した。

#### 2 当局が講じた処置

本院は、財務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、財務省は、本院指摘の趣旨に沿い、25年5月に販売用貨幣の販売価格に関する取扱要領を定めて、次のような処置を講じていた。

ア プルーフ貨幣セットの販売価格について、一般会計の負担を流通用貨幣の製造費用の範囲内となるよう設定することとした。

イ 今後新たに発行を決定する銀貨幣に係る販売価格について、需要動向を勘案した上で原材料として使用している地金の時価を考慮することとした。

## 第9 文部科学省

### 不 当 事 項

#### 役 務

##### (27) 科学技術試験研究委託事業に係る委託費の経理が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)文部科学本省 (項)研究開発推進費
部 局 等	文部科学本省
契 約 名	科学技術試験研究委託
契 約 の 概 要	光科学技術の研究開発を基に重点科学技術分野及び産業分野で革新的な成果の創出を目指すもの
契 約 の 相 手 方	国立大学法人電気通信大学
契 約	平成 20 年 8 月、21 年 4 月、22 年 4 月 随意契約
支 払	平成 21 年 2 月、22 年 3 月、23 年 2 月
支 払 額	221,304,049 円(平成 20 年度～22 年度)
不当と認める委託費の支払額	3,965,520 円(平成 20 年度～22 年度)

### 1 契約の概要

#### (1) 科学技術試験研究委託事業の概要

文部科学本省(以下「本省」という。)は、光科学技術の研究開発を国として戦略的、積極的に推進することにより、各重点科学技術分野や産業分野で革新的な成果を創出するために、平成 20 年度から、「最先端の光の創成を目指したネットワーク研究拠点プログラム」を複数の研究機関に委託して実施している。そして、20 年度から 22 年度までの各年度に、同プログラムに係る試験研究業務の一部を国立大学法人電気通信大学(以下「電気通信大学」という。)に委託しており、委託費として計 221,304,049 円(直接経費 170,233,885 円、間接経費 51,070,164 円)を支払っている。

#### (2) 委託費の経理等

委託費の対象となる経費は、「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領」(平成 19 年文部科学省制定。以下「要領」という。)等によると、研究で使用する機械装置、消耗品等(以下「研究用物品」という。)の購入費等の研究開発の遂行に直接必要な経費(直接経費)と研究開発の実施に伴い研究機関において必要となる経費(間接経費)とされており、間接経費の額は原則として直接経費の額の 30% とされている。そして、委託業務の実施に当たっては、本省と各研究機関との間で毎年度委託契約を締結しており、本省は、委託契約に基づき、毎年度の委託業務の実施期間内に要した上記の経費を委託費として研究機関に支払っている。

### 2 検査の結果

#### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、委託費が要領等に従って適切に管理されているかなどに

着眼して、本省及び電気通信大学において会計実地検査を行った。そして、納品書、請求書等の書類により検査するとともに、委託費の管理が適切でないと思われる事態があった場合には、本省及び電気通信大学に報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(2) 検査の結果

検査したところ、電気通信大学は、委託業務を実施している6研究室の研究者から研究用物品に係る納品書、請求書等の提出を受けて、その購入代金を業者に支払い(20年度から22年度までの支払件数計480件、購入代金計158,618,165円)、全額を委託費の直接経費に含めていた。

しかし、上記6研究室のうち3研究室の研究者4名は、上記研究用物品の一部(20年度から22年度までの支払件数計12件、購入代金計3,050,400円)について、各年度の委託業務の実施期間より前に納品を受けており、虚偽の納品日を記載した納品書、請求書等により電気通信大学に購入代金を支払わせていた。

したがって、上記の購入代金計3,050,400円は、本件委託業務に要した経費とは認められず、委託費計3,965,520円(直接経費3,050,400円、間接経費915,120円)が過大に支払われていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、3研究室の研究者において、委託費の原資は税金等であるにもかかわらず事実に基づく適正な会計経理を行うという基本的な認識が欠けていたこと、電気通信大学において、研究用物品の納品検査等が十分でなかったこと、本省において、研究者及び研究機関に対して、当該委託費の執行について要領等により適切な実施を求めていたものの、その周知徹底が十分でなかったことなどによると認められる。

補 助 金

(28) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの  
(50)

会計名及び科目	一般会計	(組織)文部科学本省	(項)初等中等教育等振興費 (項)義務教育費国庫負担金 (項)高等教育振興費(平成19年度以前は、(項)学校教育振興費) (項)独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費 (項)私立学校振興費(平成19年度以前は、(項)私立学校助成費) (項)公立文教施設整備費 (組織)文化庁 (項)文化財保存事業費
部 局 等	文部科学本省、10 都県		

補助等の根拠	義務教育費国庫負担法(昭和27年法律第303号)、私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)等
補助事業者等(事業主体)	都、県4、市2、町1、事業団、独立行政法人1、学校法人6、宗教法人2、計18補助事業者等(都、県4、市2、町1、独立行政法人1、学校法人6、宗教法人2、計17事業主体)
間接補助事業者(事業主体)	4学校法人
国庫補助金等	私立大学等経常費補助金、義務教育費国庫負担金等
上記の国庫補助金等交付額の合計	601,225,251,993円
不当と認める国庫補助金等交付額の合計	2,451,113,197円

## 1 補助金等の概要

文部科学省所管の補助事業は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

## 2 検査の結果

本院は、合规性等の観点から、補助対象経費の算定が適正に行われているかなどに着眼して、26都道府県、273市区町村、1独立行政法人、8国立大学法人、47学校法人、94宗教法人、9財団法人及び13社団法人等において、実績報告書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。また、上記のほか、2学校法人について、実績報告書等の書類により書面検査を行った。

その結果、5都県、3市町、1独立行政法人、10学校法人、2宗教法人、計21事業主体が私立大学等経常費補助金、義務教育費国庫負担金等を受けて実施した事業において、補助金等が過大に交付されているなどして、これらに係る国庫補助金2,451,113,197円が不当と認められる。

これを補助金等別に掲げると次のとおりである。

### (1) 公立高等学校授業料不徴収交付金が過大に交付されていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 13,712,145円

公立高等学校授業料不徴収交付金(以下「交付金」という。)は、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」(平成22年法律第18号)等に基づき、国が地方公共団体に対して交付するものである。

交付金の交付額は、同法によると、同法の「公立高等学校<sup>(注1)</sup>については、授業料を徴収しないものとする。」との規定の適用がないとしたならば、地方公共団体が徴収することとなる年間の授業料に相当する額(以下「年間授業料相当額」という。)に相当する金額とされている。そして、年間授業料相当額については、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令」(平成22年政令第112号)に基づき、当該地方公共団体に係る公立高等学校に当該年度の10月1日に在

学する生徒の数を公立高等学校基礎授業料月額額の12倍に相当する額に乗ずるなどして算定することとされている。また、文部科学省は、事務連絡等において、交付金の算定対象とする生徒の数には、10月1日現在で休学している生徒のうち、既に標準修業年限<sup>(注2)</sup>を超過している生徒及び今後標準修業年限の超過が見込まれる生徒の数を含まないこととしている。

(注1) 公立高等学校 地方公共団体が設置する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部

(注2) 標準修業年限 入学から卒業までに要する標準的な年限で、交付金の算定においては、全日制の公立高等学校では3年、定時制及び通信制の公立高等学校では4年以内とされている。

本院が、交付金の算定等について、23都道府県及び2市において会計実地検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	年間授業料相当額	左に対する 交付金 交付額	不当と認める年間 授業料相当額	不当と認める交付 金交付額	摘要
(28)	沖縄県	22~24	千円 13,850,661	千円 13,850,661	千円 13,712	千円 13,712	交付金の算定対象とならない生徒を含めていたもの

沖縄県は、10月1日に同県が設置する公立高等学校に在学していた生徒のうち交付金の算定対象とする生徒の数を平成22年度46,831人、23年度46,570人、24年度46,366人として、これらに係る年間授業料相当額を22年度4,642,362,575円、23年度4,622,980,661円、24年度4,585,318,713円と算定し、同額の交付金の交付を受けていた。

しかし、同県が交付金の算定対象とした上記の生徒の数には、10月1日現在で休学していて、既に標準修業年限を超過している生徒及び出席日数の不足により当該年度末での卒業が見込めないなどの理由から同日時点で標準修業年限の超過が確実に見込まれる生徒22年度56人、23年度41人、24年度129人が含まれていた。

したがって、上記の各年度における生徒の数を交付金の算定対象とする生徒の数に含めずに適正な交付金の交付額を算定すると、22年度4,639,150,072円、23年度4,620,727,748円、24年度4,577,071,984円となることから、22年度3,212,503円、23年度2,252,913円、24年度8,246,729円、計13,712,145円の交付金が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、10月1日現在で休学している各生徒に関して、標準修業年限の超過が見込まれるか否かなどについての検討が十分でなかったことなどによると認められる。

## (2) 義務教育費国庫負担金が過大に交付されていたもの

### 4件 不当と認める国庫補助金 669,951,985円

義務教育費国庫負担金(以下「負担金」という。)は、義務教育費国庫負担法(昭和27年法律第303号)に基づき、義務教育について、義務教育無償の原則にのっとり、国が必要な経費を負担することによって教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的として、都道府県に対して交付するものである。また、負担金により国が負担する経費は、公立の義務教育諸学校(小学校、中学校、中等教育学校の前期課程(以下、これらを合わせて「小中学校」という。))並びに特別支援学校の小学部及び中学部に勤務する教職員の給与及び報酬等に要する経費とされており、その額は、都道府県の実支出額と「義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負

担額の最高限度を定める政令」(平成16年政令第157号。以下「限度政令」という。)に基づいて算定した額(以下「算定総額」という。)とのいずれか低い額の3分の1とするとされている。

限度政令によれば、算定総額は、小中学校の教職員に係る基礎給料月額等に同教職員に係る算定基礎定数を乗ずるなどして得た額と、特別支援学校の小学部及び中学部の教職員に係る基礎給料月額等に同教職員に係る算定基礎定数を乗ずるなどして得た額とを合算して算定することとされている。

このうち、基礎給料月額等は、「義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則」(平成16年文部科学省令第28号)等に基づき、各都道府県において当該年度の5月1日に在職する教職員を対象として、教職員の経験年数別の実数等を勘案して同省令で定めるところによるなどして算定した教職員一人当たりの給料等の単価とされている。そして、算定の対象とする5月1日に在職している教職員とは、限度政令に規定する一般教職員から退職者、育児休業者等を除いたものとされているが、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第2項に基づいて臨時的に任用した者(以下「臨時的任用者」という。)は除外の対象とされていない。

また、算定基礎定数については、当該年度の5月1日現在において、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(昭和33年法律第116号)に基づいて算定した教職員の定数に、産休代替教職員及び育児休業代替教職員の実数を加え、育児休業者の実数を差し引くなどして算定することとされている。

本院が、25都道府県において会計実地検査を行ったところ、4都県において、誤って、臨時的任用者を除外して基礎給料月額等を算定していたり、当該年度の5月2日以降に産前産後休業を取得した教職員に係る産休代替教職員を含めるなどして算定基礎定数を算定していたりしていたため、負担金計669,951,985円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、上記の4都県において、基礎給料月額等の算定方法や算定基礎定数の算定方法についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

新潟県は、平成19年度36,156,605,417円、20年度35,805,979,714円の負担金の交付を受けていた。

しかし、新潟県は、基礎給料月額等の算定に当たり、当該年度の5月1日に在職している教職員から誤って臨時的任用者を除外していた。この結果、算定総額の算定に用いていた基礎給料月額等が過大に算定されており、負担金19年度283,065,038円、20年度345,745,702円が過大に交付されていた。

また、新潟県は、23年度に32,933,977,056円の負担金の交付を受けていた。

しかし、新潟県は、算定基礎定数の算定に当たり、誤って当該年度の5月2日以降に産前産後休業を取得した教職員に係る産休代替教職員1人を含めていたため、負担金1,704,242円が過大に交付されていた。

上記により、負担金計630,514,982円が過大に交付されていた。

以上を部局等別に示すと次のとおりである。

	部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	算定総額	左に対する 負担金交付 額	不当と認 める算定 総額	不当と認 める負担 金交付額	摘 要
				千円	千円	千円	千円	
(29)	東京都	東京都	22	338,720,094	112,906,698	14,254	4,751	算定基礎定数の算定が過大となっていたもの
(30)	新潟県	新潟県	19、20、 23	314,687,485	104,896,562	1,891,544	630,514	基礎給料月額等の算定及び算定基礎定数の算定が過大となっていたもの

部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	算定総額 千円	左に対する 負担金交付 額 千円	不当と認 める算定 総額 千円	不当と認 める負担 金交付額 千円	摘要	
(31)	愛知県	愛知県	20~23	1,006,570,135	335,523,014	98,815	32,938	算定基礎定数の算定が過大となっていたもの
(32)	滋賀県	滋賀県	20	59,119,043	19,706,278	5,241	1,747	同
(29)-(32)の計				1,719,096,759	573,032,553	2,009,855	669,951	

(3) 大学改革推進等補助金等が過大に交付されていたもの

3件 不当と認める国庫補助金 16,109,067円

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助金等の 種類	年度	補助対象 経費 千円	左に対す る国庫補 助金交付 額 千円	不当と認 める補助 対象経費 千円	不当と認 める国庫 補助金 千円	摘要	
(33)	文部科学 本省	独立行政法 人国立高等 専門学校機 構	大学改革推 進等補助金	19~21	164,761	162,738	5,083	5,083	不適正な経 理処理
(34)	同	同	独立行政法 人国立高等 専門学校機 構設備整備 費補助金	21、22	5,493,392	5,493,392	8,126	8,126	同
(35)	同	同	独立行政法 人国立高等 専門学校機 構施設整備 費補助金	19、20	1,865,974	1,865,974	2,898	2,898	同
(33)-(35)の計					7,524,128	7,522,105	16,109	16,109	

(754 ページの独立行政法人国立高等専門学校機構の項「物品の購入等に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って購入代金を支払っていたもの」に掲記)

(4) 私立大学等研究設備整備費等補助金が過大に交付されていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 12,075,000円

私立大学等研究設備整備費等補助金は、私立の大学、短期大学等(以下、これらを合わせて「私立大学等」という。)における特色ある教育を促進することなどを目的として、私立大学等の教育基盤設備等の整備に要する経費の一部を国が補助するものである。

この補助金の交付額は、私立大学等研究設備整備費等補助金交付要綱(昭和51年文部大臣裁定)等により、教育基盤設備については、設備の購入に要する経費(以下「補助対象経費」という。)の2分の1以内の額とすることとされており、補助対象経費が500万円以上であることが交付の要件とされている。

本院が、2学校法人において会計実地検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	補助対象 経費 千円	左に対す る国庫補 助金交付 額 千円	不当と認 める補助 対象経費 千円	不当と認 める国庫 補助金 千円	摘要	
(36)	文部科学 本省	学校法人北 里研究所	学習支援 e-Learning システムの 整備	22	24,150	12,075	24,150	12,075	補助の対象 外

学校法人北里研究所は、本件補助事業を平成22年度に実施しており、北里大学における学習支援e-Learningシステムの整備に係る経費を対象として、補助対象経費を24,150,000円(国庫補助金12,075,000円)と算定していた。

しかし、同法人は、補助の対象とならないソフトウェアの購入に係る経費21,210,000円を補助対象

経費に含めていた。

したがって、これを除外すると、補助対象経費は500万円を下回り交付の要件を満たさないことから、本件事業は、補助の対象とならず、これに係る国庫補助金12,075,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同法人において補助対象経費についての理解が十分でなかったこと、文部科学省において交付申請書等に対する審査が十分でなかったことによると認められる。

(5) 私立大学等経常費補助金が過大に交付されていたもの

4件 不当と認める国庫補助金 1,566,224,000円

私立大学等経常費補助金(以下「国庫補助金」という。)は、日本私立学校振興・共済事業団(以下「事業団」という。)が、私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)等に基づき、私立の大学、短期大学及び高等専門学校(以下「私立大学等」という。)を設置する学校法人に対して、私立大学等における専任教職員の給与等教育又は研究に要する経常的経費を対象として補助金(以下「事業団補助金」という。後掲639ページの「私立大学等経常費補助金の経理が不当と認められるもの」参照)を交付する費用の全部を国が補助するものである。

そして、平成23年度の事業団補助金においては、東日本大震災により被災し、教育研究活動の復旧を必要とする私立大学等に対して、教育研究活動復旧費に係る特別補助(以下「復旧特別補助」という。)が交付されている。通常、事業団補助金の額の算定方法は、文部科学省の承認を得て事業団が定めているが、復旧特別補助については、震災という特殊かつ緊急の状況下にあったことなどから、文部科学省において、次の算式を作成して、これを事業団に示しており、事業団は、これにより算定した額をそのまま復旧特別補助として学校法人に交付している。

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\begin{array}{c} \text{前年度の} \\ \text{教育研究経費支出等} \\ \text{(注1)} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{学校被災率} \\ \left( \begin{array}{c} \text{私立学校建物其他災害} \\ \text{復旧費補助金の内定額等} \\ \text{前年度の} \\ \text{教育研究経費支出等} \end{array} \right) \\ \text{(注2)} \end{array}} \times 0.6 \times \boxed{\begin{array}{c} \text{地域被災率} \\ \text{(注3)} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{調整係数} \\ \text{(注4)} \end{array}} + \boxed{\begin{array}{c} \text{災害復旧支援等} \\ \text{に対する取組に} \\ \text{応じた加算} \end{array}} \\
 \\
 = \boxed{\begin{array}{c} \text{復旧特別補助} \end{array}}
 \end{array}$$

(注1) 教育研究経費支出等 教育研究経費支出、教育研究用機器備品支出及び図書支出

(注2) 私立学校建物其他災害復旧費補助金 被災した私立学校の建物、大型の設備等の復旧に要する費用の2分の1を補助するもの

(注3) 地域被災率 宮城県140%、福島県150%、茨城県110%等となっている。

(注4) 調整係数 前年度の教育研究経費支出等の額が6億円未満の場合は2.5、6億円以上8億円未満の場合は2.0、8億円以上の場合は1.0となっている。

上記の算式によると、私立大学等において、被災した建物等の復旧に要する費用が多額に上って学校被災率が高くなったり、前年度の教育研究経費支出等の額が少なくて調整係数が高くなったりした場合は、復旧特別補助の額が高額になることになる。

本院は、23年度に復旧特別補助の交付を受けた155学校法人のうち12学校法人において会計実地検査を行うとともに、残りの143学校法人については、事業団に提出された実績報告書の内容を確認して、適切でないと思われる事態があった場合には文部科学省及び事業団に対して報告を求めて検査

を行った。

検査したところ、4私立大学等に係る4学校法人において、被災した建物等の復旧に要する費用が多額に上ったり、前年度の教育研究経費支出等の額が少なかったりするなどしたことから、前記の算式に基づいて算定された復旧特別補助の額が高額になり、この特別補助を含む事業団補助金の交付額が補助対象経費の実支出額を上回っていた。そして、事業団補助金は、文部科学省との協議を経て、そのままの金額で額が確定され、交付されていた。

しかし、前記のとおり、事業団補助金は、私立大学等における経常的経費を補助対象経費として、これに充てるために交付されるものであることから、補助対象経費の実支出額を上回る額が交付されることは適切とは認められず、文部科学省は事業団に対して補助金を減額させる措置を講ずるべきであった。

したがって、4私立大学等に係る事業団補助金の額が適正な補助対象経費の範囲内となるように4学校法人に対する補助金の額を算定すると、計2,254,062,000円となり、事業団補助金計1,566,224,000円が過大に交付されており、これに係る国庫補助金同額が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、文部科学省において、復旧特別補助の額の算定方法を定めるに当たり、配分基準に基づいて算定した事業団補助金の額が補助対象経費を上回る事態が生ずることを想定していないなど検討が十分でなかったこと、補助金の額の確定に当たり、関係法令の理解が十分でなく、事業団に対する指導が適切でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

学校法人福島学院が設置している福島学院大学短期大学部に係る平成23年度の事業団補助金の交付額の算定に当たり、私立学校建物其他災害復旧費補助金の内定額が630,596,000円、前年度の教育研究経費支出等の額が227,164,000円であったことから、学校被災率が2.776、調整係数が2.5となるなどして、復旧特別補助の額が1,419,207,000円と高額になっていた。そして、この特別補助を含む事業団補助金の交付額が1,594,621,000円となって、同短期大学部に係る適正な補助対象経費の実支出額729,882,000円を上回っていた。しかし、文部科学省との協議を経て、そのままの金額で額が確定され、同法人に対して事業団補助金1,678,422,000円が交付されていた。

したがって、同短期大学部に係る事業団補助金の額が適正な補助対象経費の範囲内となるように同法人に対する補助金の額を算定すると813,683,000円となり、事業団補助金864,739,000円が過大に交付されており、これに係る国庫補助金同額が過大に交付されていた。

以上を事業主体別に示すと次のとおりである。

	部局等	補助事業者	間接補助事業者(事業主体)	年 度	国庫補助金交	不当と認める	摘 要
					付額	国庫補助金交	
					千円	千円	
(37)	文部科学 本省	日本私立学 校振興・共 済事業団	学校法人三島 学園	23	336,694	3,042	補助金の過大交付
(38)	同	同	学校法人昌平 学園	23	1,369,423	475,687	同
(39)	同	同	学校法人福島 学院	23	1,678,422	864,739	同
(40)	同	同	学校法人大成 学園	23	435,747	222,756	同
(37)-(40)の計					3,820,286	1,566,224	

(6) 私立大学等経常費補助金(私立大学教育研究高度化推進特別補助)が過大に交付されていたもの 2件 不当と認める国庫補助金 7,093,000 円

私立大学等経常費補助金(私立大学教育研究高度化推進特別補助)は、私立大学における学術の振興及び私立大学等における特定の分野、課程等に係る教育の振興を図ることを目的として、私立大学等の経常的経費について国から学校法人に補助を行い、私立大学等における教育研究の高度化を図るものである。

この補助金の交付額は、「私立大学等経常費補助金・政府開発援助私立大学等経常費補助金交付要綱」(昭和52年文部大臣裁定)に基づき、「私立大学等経常費補助金(私立大学教育研究高度化推進特別補助)配分基準」(平成15年文部科学省高等教育局長決定)に定める方法により算定した額とするとされており、「研究科特別経費(研究科分)」等の補助の対象となる項目ごとに、所定の額を限度として、所要経費の2分の1以内の額となっている。

本院が、2学校法人において会計実地検査を行ったところ、2学校法人の研究者8名が、業者に架空の取引等を指示して研究で使用する消耗品等(以下「研究用物品」という。)を購入したとする虚偽の納品書、請求書等を作成させ、これにより2学校法人に購入代金を支払わせて、これを業者に預けて別途に経理するなどしていたため、国庫補助金計7,093,000円が過大に交付されていて不当と認められる。<sup>(注1)</sup>

このような事態が生じていたのは、研究者8名において補助金の原資は税金等であるにもかかわらず事実に基づく適正な会計経理を行うという基本的な認識が欠けていたこと、2学校法人において研究用物品の納品検査等が十分でなかったこと、文部科学省において学校法人及び研究者に対する補助金の不正使用の防止についての周知徹底が十分でなかったことによると認められる。

これを事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	補助対象 経費	左に対する 国庫補助金 交付額	不当と認 める補助 対象経費	不当と認 める国庫 補助金	摘 要
				千円	千円	千円	千円	
(41) 文部科学 本省	学校法人千 葉工業大学	私立大学等 経常費補助 (私立大学 教育研究高 度化推進特 別補助)	16~18	12,896,909	1,050,398	10,998	5,293	不適正な経 理処理及び 補助の対象 外
(42) 同	<sup>(注2)</sup> 学校法人武 蔵野女子学 院	同	17、18	4,177,450	516,564	3,664	1,800	不適正な経 理処理
(41)(42)の計				17,074,359	1,566,962	14,663	7,093	

(注1) 研究者8名 学校法人千葉工業大学の研究者AからFの6名及び学校法人武蔵野女子学院の研究者H、Iの2名の計8名。このうち研究者AからD、H及びIについては本件以外にも不当事項を掲記しており、同一の研究者については同一のアルファベットで表示している(後掲266ページ、639ページ、711ページ参照)。

(注2) 平成24年4月1日以降は学校法人武蔵野大学

(7) 私立学校施設整備費補助金(防災機能強化施設整備事業)が過大に交付されていたもの 3件 不当と認める国庫補助金 16,988,000 円

私立学校施設整備費補助金(防災機能強化施設整備事業)は、私立の高等学校等における防災機能の強化を図ることを目的として、校舎等の耐震補強工事等を行う学校法人に対して、当該事業に要する

経費の一部を国が補助するものである。

この補助金の交付額は、校舎等の耐震補強工事等に係る経費を補助対象経費として、これに、校舎等の耐震性能を数値化した構造耐震指標の値が0.3以上の場合には補助率3分の1以内、より耐震性能の低い0.3未満の場合には補助率2分の1以内を乗じて算定することとなっている。

本院が、16都県の34学校法人において会計実地検査を行ったところ、3都県の3学校法人において、補助の対象とならない工事費を補助対象経費に含めていたり、補助率の適用を誤ったりしていたため、国庫補助金16,988,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、学校法人において補助対象経費の算定方法等についての理解が十分でなかったこと、3都県において実績報告書等に対する審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

〈事例〉

学校法人聖徳学園は、平成22年度に実施した校舎3棟の耐震補強工事等に係る経費を対象として、補助対象経費139,986,000円に補助率2分の1を乗ずるなどして、国庫補助金55,992,000円の交付を受けていた。

しかし、同法人は、上記の校舎3棟のうち構造耐震指標の値が0.3以上である2棟の耐震補強工事等について補助率3分の1以内を適用すべきところを2分の1を適用したり、補助の対象である耐震補強工事とは全く関連がない掲示板の設置に係る経費を補助対象経費に含めていたりしていた。

したがって、適正な工事費により算定した補助対象経費135,285,442円に適切な補助率を適用するなどして国庫補助金を算定すると47,430,000円となり、国庫補助金8,562,000円が過大に交付されていた。

これを部局等別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	補助対象 経費	左に対する 国庫補助金 交付額	不当と認 める補助 対象経費	不当と認 める国庫 補助金	摘 要
				千円	千円	千円	千円	
(43) 栃木県	学校法人作 新学院	総合進学部 本館耐震補 強工事	22	200,000	66,666	20,901	6,967	補助の対象 とならない 工事費を補 助対象経費 に含めてい たもの
(44) 東京都	学校法人聖 徳学園	聖徳学園 3・4・4' 号館耐震補 強工事	22	139,986	55,992	4,700	8,562	補助率の適 用を誤って いたものな ど
(45) 三重県	学校法人三 重徳風学園	三重徳風学 園教育棟耐 震補強事業	22	121,970	56,733	—	1,459	補助率の適 用を誤って いたもの
(43)–(45)の計				461,956	179,391	25,601	16,988	

(8) 学校施設環境改善交付金が過大に交付されていたもの

2件 不当と認める交付金交付額 8,834,000円

学校施設環境改善交付金(平成22年度以前は安全・安心な学校づくり交付金。以下「交付金」という。)は、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」(昭和33年法律第81号)等に基づき、地方公共団体が作成する公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備計画(以下「施設整備計画」という。)によって実施される施設整備事業に要する経費に充てるため、国が地方公共団体に対して交付するものである。

交付金の交付額は、当該地方公共団体の施設整備計画に記載された事業のうち、算定の対象となる事業(以下「交付対象事業」という。)ごとに、文部科学大臣が定める方法により算出した配分基礎額に交

付対象事業の種別に応じて同大臣が定める割合(以下「算定割合」という。)を乗じて得た額(以下「算定後配分基礎額」という。)の合計額と、交付対象事業に要する経費の額(以下「実工事費」という。)に算定割合を乗じて得た額(以下「算定後実工事費」という。)の合計額のうち、いずれか少ない額を基礎として算定することとされている。

このうち、算定後実工事費については、実績報告時において、交付申請後の設計変更等による増減等を反映した実工事費の額を用いて再算定を行うこととなっている。

本院が、24 都道府県及びその管内の 260 市町村計 284 地方公共団体において会計実地検査を行ったところ、長野県の 2 市町において、実績報告時に算定後実工事費の再算定を行っていなかったり、各事業における算定割合の適用を誤っていたりしたため、交付金が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2 市町において、交付額の算定方法等についての理解が十分でなかったり、実績報告書に記載された内容の精査が十分でなかったりしていたこと、長野県教育委員会において、2 市町から提出された実績報告書等に対する審査が十分でなかったことなどによると認められる。

これを、事業主体別に示すと次のとおりである。

	部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	交付金の交付額 千円	不当と認める交付金の交付額 千円	摘要
(46)	長野県	松本市	18、22	138,496	6,251	算定後実工事費の再算定を行っていなかったもの

松本市は、平成 18 年度に筑摩野中学校不適格改築事業を、22 年度に寿小学校大規模改造事業等 10 事業をそれぞれ実施し、両年度とも、これに係る算定後配分基礎額の合計額が算定後実工事費の合計額を下回っているとして、算定後配分基礎額の合計額を基礎として算定された交付金 18 年度 8,857,000 円、22 年度 129,639,000 円、計 138,496,000 円の交付を受けていた。

しかし、同市は、実績報告時において全ての交付対象事業で設計変更を行うなどして実工事費に増減が生じているのに、算定後実工事費の再算定を行っていなかった。そして、実績報告時における算定後実工事費の合計額を再算定すると 18 年度 8,302,000 円、22 年度 122,634,000 円となり、算定後配分基礎額の合計額 18 年度 8,770,000 円、22 年度 128,356,000 円を下回る結果となった。

したがって、実績報告時における算定後実工事費の合計額に基づき適正な交付金の交付額を算定すると、18 年度 8,385,000 円、22 年度 123,860,000 円、計 132,245,000 円となり、18 年度 472,000 円、22 年度 5,779,000 円、計 6,251,000 円が過大に交付されていた。

(47)	長野県	上水内郡 信濃町	23	272,586	2,583	算定割合の適用を誤っていたもの
------	-----	-------------	----	---------	-------	-----------------

信濃町は、平成 23 年度に信濃中学校(第Ⅱ期工事)危険改築事業等 5 事業を実施し、これに係る算定後配分基礎額の合計額が算定後実工事費の合計額を下回っているとして、算定後配分基礎額の合計額を基礎として算定された交付金 272,586,000 円の交付を受けていた。

しかし、同町は、上記 5 事業のうち、3 事業に係る算定後実工事費の算定に当たり、事業の種別に対応する 3 分の 1 又は 2 分の 1 の算定割合を実工事費に乗ずべきところを誤って 10 分の 5.5 を乗じていた。そして、各事業に適用される適正な算定割合を乗ずるなどして算定後実工事費の合計額を算定すると 267,330,000 円となり、算定後配分基礎額の合計 269,888,000 円を下回る結果となった。

したがって、上記の算定後実工事費の合計額に基づき適正な交付金の交付額を算定すると 270,003,000 円となり、2,583,000 円が過大に交付されていた。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	交付金の交付額	不当と認める交 付金の交付額	摘 要
			千円	千円	
(46) (47) の計			411,082	8,834	

(9) 国宝重要文化財等保存整備費補助金が過大に交付されていたもの

2 件 不当と認める国庫補助金 16,607,000 円

国宝重要文化財等保存整備費補助金(建造物保存修理事業及び美術工芸品保存修理事業)は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)の趣旨にのっとり、文化財の適正な保存管理とその活用を図り、もって文化財保護の充実に資することを目的として、重要文化財の管理又は修理を行う重要文化財の所有者等に対して、文化財保存事業費関係補助金交付要綱(昭和54年文化庁長官裁定)等に基づき当該事業に要する経費の一部を国が補助するものである。

本院が、25都道府県の1市、94宗教法人、9財団法人、1社団法人、3会社及び9個人において会計実地検査を行ったところ、2都県の2宗教法人において、塗装工事の対象面積の算定を誤ったり、労務費等の経費を過大に算定したりしたため、国庫補助金が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2宗教法人において、実績報告書等の提出に当たり、補助対象経費についての確認が十分でなかったこと、2都県の教育委員会において、実績報告書等に対する審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

宗教法人東大寺は、平成23、24両年度に実施した<sup>かんしつ ふくうけんさく</sup>乾漆不空縹索観音立像等の美術工芸品の保存修理に係る労務費、原材料費等の経費を対象として、補助対象経費を計203,632,000円(国庫補助金計111,997,000円)としていた。

しかし、同法人は、23年度の労務費に係る所要人数が実際には1,680人日であったのに修理施工者からの事実と異なる報告に基づき2,357人日と過大に計上していたり、24年度の原材料費並びに23、24両年度の運搬費及び出張費についても過大に計上していたりしていた。このため、補助対象経費が過大に算定されており、国庫補助金計14,531,000円が過大に交付されていた。

これを、部局等別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年 度	補助対象 経費	左に対する 国庫補助 金交付額	不当と認 める補助 対象経費	不当と認 める国庫 補助金	摘 要
				千円	千円	千円	千円	
(48) 東京都	宗教法人東照宮	重文 東照宮本殿、幣殿、拝殿ほか2棟建造物保存修理	21~23	482,000	361,500	2,766	2,076	建物の塗装面積を誤っていたもの
(49) 奈良県	宗教法人東大寺	(国 宝、重文)乾漆不空縹索観音立像(法華堂安置)1躯ほか美術工芸品保存修理	23、24	203,632	111,997	26,420	14,531	美術工芸品の保存修理に係る労務費等を過大に計上していたもの
(48) (49) の計				685,632	473,497	29,186	16,607	

(10) 史跡等購入費補助金が過大に交付されていたもの

1 件 不当と認める国庫補助金 123,519,000 円

史跡等購入費補助金は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)の趣旨にのっとり、文化財の適正な保存管理とその活用を図り、もって文化財保護の充実に資することを目的として、史跡、名勝又は天然記念物の保存のために土地の買取りなどを行う地方公共団体に対して、その経費の一部を国が補助するものである。

この補助金の交付額は、文化財保存事業費関係補助金交付要綱(昭和54年5月文化庁長官裁定)等によると、土地の買取りに係る経費、建物等の移転補償に係る経費等を補助対象経費として、これに5分の4を乗じて得た額とされている。また、この補助金による補助事業は事業実施年度の3月31日までに完了することとされており、予定の期間内に完了しないなどの場合は文化庁長官に報告して指示を受けなければならないこととされている。

本院が、18都道府県の35市区町村において会計実地検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	補助対象 経費	左に対す る国庫補 助金交付 額	不当と認 める補助 対象経費	不当と認 める国庫 補助金	摘 要
				千円	千円	千円	千円	
(50) 山梨県	笛吹市	史跡甲斐国分寺跡土地買上(直接買上)等	20~23	445,803	356,638	154,396	123,519	補助の対象とならない経費を補助対象経費に含めていたもの

笛吹市は、上記の事業として平成20年度から23年度までの各年度に史跡内の土地計16,080.5㎡の買取り及び建物等36物件の移転補償を補助対象経費計445,803,692円で実施するとして、国庫補助金計356,638,000円の交付決定を受けていた。そして、同市は、各年度とも予定していた事業が3月31日までに完了したとする実績報告書を文化庁に提出して、これにより上記の交付決定額と同額の補助金の交付を受けていた。

しかし、上記の実績報告書には、既に移転が完了している他の物件の現況写真を関係書類として添付するなどした虚偽の内容のものが含まれており、実際には、上記建物等36物件の移転補償のうち24物件の移転補償については、事業実施年度内に移転が完了していなかった。

したがって、上記24物件の移転補償に係る経費計154,396,057円は、補助の対象とは認められないことから、これを除いて本件補助事業に係る適正な補助対象経費を算定すると計291,407,710円(国庫補助金計233,119,000円)となり、国庫補助金計123,519,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において実績報告を適正に行うことについての認識が著しく欠けていたこと、山梨県教育委員会において実績報告書等に対する審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 義務教育費国庫負担金を算定するために各都道府県が作成する基礎資料において、育児休業代替教職員の実数及び標準学級数を適切に算定するための注意事項等を明示することなどにより、同負担金の交付額の算定が適正に行われるよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)文部科学本省 (項)義務教育費国庫負担金
部 局 等	文部科学本省、7 府県
国庫負担の根拠	義務教育費国庫負担法(昭和 27 年法律第 303 号)
義務教育費国庫負担金の概要	義務教育無償の原則にのっとり、国が必要な経費を負担することによって教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的として交付するもの
国庫負担の対象	公立の義務教育諸学校に勤務する教職員の給与及び報酬等に要する経費
検査の対象	25 都道府県
上記の 25 都道府県に対して交付された国庫負担金	4 兆 1251 億 4727 万余円(平成 20 年度～23 年度)
国庫負担金が過大に算定されている府県	7 府県
上記の 7 府県において過大に算定されている国庫負担金	2 億 3446 万円(平成 20 年度～23 年度)

【是正改善の処置を求めたものの全文】

**義務教育費国庫負担金の交付額の算定について**

(平成 25 年 10 月 4 日付け 文部科学大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

**1 義務教育費国庫負担金等の概要**

**(1) 義務教育費国庫負担金の概要**

義務教育費国庫負担金(以下「負担金」という。)は、義務教育費国庫負担法(昭和 27 年法律第 303 号)に基づき、義務教育について、義務教育無償の原則にのっとり、国が必要な経費を負担することによって教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的として、都道府県に対して交付するものである。また、負担金により国が負担する経費は、公立の義務教育諸学校(小学校、中学校、中等教育学校の前期課程(以下、これらを合わせて「小中学校」という。)並びに特別支援学校の小学部及び中学部)に勤務する教職員の給与及び報酬等に要する経費とされており、その額は、都道府県の実支出額と「義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額

の最高限度を定める政令」(平成16年政令第157号。以下「限度政令」という。)に基づいて算定した額(以下「算定総額」という。)とのいずれか低い額の3分の1とするとされている。

貴省が都道府県に対して交付する負担金は毎年度多額に上っており、平成23年度に47都道府県に対して交付された負担金の合計は1兆5426億4480万余円となっている。

## (2) 算定総額の算定

限度政令によれば、算定総額は、小中学校の教職員に係る基礎給料月額等と同教職員に係る算定基礎定数を乗ずるなどして得た額と、特別支援学校の小学部及び中学部の教職員に係る基礎給料月額等と同教職員に係る算定基礎定数を乗ずるなどして得た額とを合算して算定することとされている。そして、算定基礎定数については、当該年度の5月1日現在において、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(昭和33年法律第116号。以下「標準法」という。)に基づいて算定した教職員の定数(以下「標準定数」という。)に、産休代替教職員及び育児休業代替教職員の実数を加え、育児休業者の実数を差し引くなどして算定することとされている。

なお、特別支援学校については、義務教育である小学部及び中学部のほかに幼稚部と高等部を置く学校があるため、当該年度の5月1日現在における標準定数並びに産休代替教職員の実数、<sup>(注1)</sup> 育児休業代替教職員の実数及び育児休業者の実数にそれぞれ義務制率を乗ずるなどして小学部及び中学部に係る算定基礎定数を算定することとされている。

(注1) 義務制率 「小学部の標準学級数及び中学部の標準学級数の合計」を「小学部の標準学級数、中学部の標準学級数、幼稚部の実学級数及び高等部の実学級数の合計」で除して求めた率。なお、標準学級数とは、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(昭和33年法律第116号)に規定する学級編制の標準により算定した学級数のことである。

## (3) 負担金を算定するための基礎資料

貴省は、各都道府県が負担金を算定するために作成した「公立義務教育諸学校教職員の現員現給等調書」、「公立義務教育諸学校教職員実数調」等の各種資料(以下、これらを合わせて「基礎資料」という。)の提出を受け、これを基に算定基礎定数、義務制率等の確認を行うなどして、負担金の交付額を確定している。そして、貴省は、基礎資料が各都道府県において適切に作成されるよう、基礎資料の様式に作成上注意を要する点を注意事項等として記載するとともに、毎年度、各都道府県の担当者を対象とした説明会を開催して、その作成方法等について資料を配布するなどして周知している。

そして、各都道府県の担当者は、基礎資料の様式に示されている注意事項や上記の説明会で配布された資料等に従って基礎資料を作成し、算定基礎定数、義務制率等を算定している。

## 2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、負担金の交付額が毎年度多額に上っていることを踏まえ、合規性等の観点から、負担金の交付額が義務教育費国庫負担法、限度政令等に基づいて適正に算定されているかなどに<sup>(注2)</sup> 着目し、25都道府県に対して20年度から23年度までに交付された負担金計4兆1251億4727万余円を対象として、貴省及び25都道府県において、教職員の実数に関する資料、学級編制に関する資料、基礎資料等を精査するなどして会計実地検査を行った。

(注2) 25 都道府県 東京都、北海道、大阪府、青森、栃木、埼玉、千葉、新潟、石川、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、高知、福岡、長崎、熊本、沖縄各県

(検査の結果)

(注3)  
検査したところ、7 府県において、次のような事態が見受けられた。

(1) 育児休業代替教職員の実数について

標準法及び限度政令によれば、算定基礎定数の算定に当たり、標準定数に加える当該年度の5月1日現在における育児休業代替教職員の実数については、「地方公務員の育児休業等に関する法律」(平成3年法律第110号)第6条第1項の規定により任期を定めて採用される者及び臨時的に任用される者(以下、この任用を「育休法に基づく任期付採用等」という。)の実数とされている。

(注4)  
しかし、4 県は、育休法に基づく任期付採用等を行うことなく正規の教職員に育児休業者が担当していた職務を行わせている場合にも育児休業代替教職員の実数に計上するなどしていた。

このため、4 県において算定基礎定数が過大に算定されており、負担金計1億1574万余円が過大に算定されていた。

(2) 5月1日に児童又は生徒が在籍しない学級の取扱いについて

特別支援学校等においては、実際に学級を編制する際に、学校の運営上の配慮から、年度当初に児童又は生徒が在籍していない場合や年度途中から児童又は生徒が在籍しなくなった場合でも学級を設置している場合がある。

一方、教職員の標準定数及び義務制率は、各義務教育諸学校の当該年度の5月1日現在における同学年の児童数又は生徒数を一学級の標準として定められた人数で除するなど標準法の規定により算定した標準学級数等を基礎とするなどして算定することとされている。

(注5)  
しかし、3 府県は、特別支援学校の小学部及び中学部に係る標準定数及び義務制率について、標準法の規定により算定される標準学級数に、実際に設置されているものの5月1日時点で児童又は生徒が在籍していない学級数を加えた学級数に基づいて算定していた。

このため、3 府県において標準定数を算定要素とする算定基礎定数及び義務制率が過大に算定されるなどしており、負担金計1億1871万余円が過大に算定されていた。

(注3) 7 府県 大阪府、栃木、千葉、新潟、愛知、和歌山、高知各県

(注4) 4 県 栃木、愛知、和歌山、高知各県

(注5) 3 府県 大阪府、千葉、新潟両県

上記(1)及び(2)のとおり、20年度から23年度までに交付を受けた負担金に係る算定基礎定数が7 府県において過大に算定されていたり、義務制率が3 府県において過大に算定されていたりして、負担金計2億3446万円が過大に算定されていた。

(是正改善を必要とする事態)

以上のように、育休法に基づく任期付採用等を行うことなく正規の教職員に育児休業者が担当していた職務を行わせている場合にも育児休業代替教職員の実数に計上するなどしていたり、特別支援学校の小学部及び中学部に係る標準定数及び義務制率の算定に用いる標準学級数に、実際に設置されているものの5月1日時点で児童又は生徒が在籍していない学級数

を加えていたりしたことにより、負担金が過大に算定されている事態は適切とは認められず、是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、7府県において、標準法等の規定、標準定数及び義務制率の算定の基礎となる標準学級数についての理解が十分でなかったことなどにもよるが、主として、貴省において、育児休業者が担当していた職務を育休法に基づく任期付採用等を行うことなく正規の教職員に行わせている場合の取扱い及び5月1日時点で児童又は生徒が在籍していない学級数の取扱いについて、各都道府県に対して周知するなどの措置を講じていなかったことによると認められる。

3 本院が求める是正改善の処置

貴省は、今後も、各都道府県に対して法令等に基づいて多額の負担金を交付していくこととなる。

については、貴省において、次のア及びイについて、基礎資料の様式に明示するとともに、各都道府県に対して周知し、その徹底を図ることにより、負担金の算定が適正に行われるよう是正改善の処置を求める。

- ア 育児休業者が担当していた職務を育休法に基づく任期付採用等を行うことなく正規の教職員に行わせている場合には育児休業代替教職員の実数に計上してはならないこと
- イ 標準定数及び義務制率の算定に用いる標準学級数に5月1日時点で児童又は生徒が在籍していない学級数を加えてはならないこと

(2) 映画製作支援事業により製作された映画の一般公開等により収入を得た団体に対して収入の納付を求めるために必要な体制を整備するなどして、収入の納付が適切に行われるよう意見を表示したもの

所管、会計名及び科目	(1) 文部科学省所管 一般会計 (組織)文化庁 (項)文化振興費 (2) 独立行政法人日本芸術文化振興会 経常費用
部 局 等	(1) 文化庁 (2) 独立行政法人日本芸術文化振興会
映画製作支援事業の概要	我が国の映画の振興に資するため、映画の製作を行うことを主たる目的とする我が国の団体で、所定の要件を満たしている者に対して、映画の製作活動に必要な経費を対象として、(1)文化芸術振興費補助金、又は(2)文化芸術振興費補助金による助成金を交付するもの
補助事業又は助成事業の件数	(1) 58件(平成19、20、23各年度) (2) 140件(平成21事業年度～23事業年度) 計 198件
上記に係る補助金又は助成金の額	(1) 15億9796万円 (2) 21億0100万円 計 36億9896万円(背景金額)

本院は、文化芸術振興費補助金(以下「補助金」という。)による映画製作支援事業における

収入の納付について、平成25年10月18日に、文化庁長官及び独立行政法人日本芸術文化振興会(以下「振興会」という。)理事長に対して、「文化芸術振興費補助金による映画製作支援事業における収入の納付について」として、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

これらの意見表示の内容は、文化庁及び振興会のそれぞれの検査結果に応じたものとなっているが、これを総括的に示すと以下のとおりである。

## 1 映画製作支援事業等の概要

### (1) 補助金等の概要

文化庁は、15年度から20年度までの間に、文化芸術振興基本法(平成13年法律第148号)等に基づき、我が国の映画の振興に資することを目的として、映画の製作活動を支援する事業(以下「映画製作支援事業」という。)を実施しており、映画の製作を行うことを主たる目的とする我が国の団体で、所定の要件を満たしている者(以下「団体」という。)に対して、映画の製作活動に必要な経費を対象として、補助金を交付している。

一方、振興会は、21事業年度(以下、年度と事業年度とを合わせて単に「年度」という。)から、文化庁から補助金の交付を受けて、これを財源として、独立行政法人日本芸術文化振興会法(平成14年法律第163号)等に基づき、映画製作支援事業を実施しており、団体に対して、映画の製作活動に必要な経費を対象として、「文化芸術振興費補助金による助成金」(以下「助成金」といい、補助金と合わせて「補助金等」という。)を交付している(以下、振興会が助成金を交付する事業を「助成事業」という。)

また、文化庁は、23年度から、映画による国際文化交流を推進し我が国の映画の振興に資することを目的として、国際共同製作による映画製作支援事業を実施しており、団体に対して、映画の製作活動に必要な経費を対象として、補助金を交付している(以下、文化庁が補助金を交付する事業を「補助事業」といい、助成事業と合わせて「補助事業等」という。また、補助事業等を実施した団体を「実施団体」という。)

実施団体に対する補助金等の額は、文化庁及び振興会において毎年度見直されており、それぞれが作成した23年度の補助事業等の募集案内によると、表1のとおり、活動区分、補助金等の対象経費の額等ごとに定められている。また、19年度から23年度までの補助金等の交付実績は表2のとおりであり、計198件、36億9896万余円となっている。

表1 活動区分等と補助金等の額(平成23年度)

区分	活動区分	上映時間	補助等対象経費の額	補助金等の額	
補助事業	劇映画	1時間以上	1億円以上	1/5以内、ただし 最高限度額5000万円	
	アニメーション映画				
助成事業	劇映画	A	1時間以上	1億円以上	2000万円
		B	1時間以上	5000万円以上	1000万円
	記録映画	特別	1時間以上	5000万円以上	1500万円
		A	1時間以上	2000万円以上	500万円
		B	20分以上	600万円以上	200万円
	アニメーション映画	長編	1時間以上	8000万円以上	2000万円
		短編A	1時間未満	1000万円以上	300万円
短編B		300万円以上		100万円	

表2 補助金等の交付実績

(単位：件、千円)

区 分	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	計
交付件数						
補助事業分(注)	22	31	—	—	5	58
助成事業分	—	—	40	50	50	140
計	22	31	40	50	55	198
補助金等交付額						
補助事業分(注)	782,000	642,000	—	—	173,963	1,597,963
助成事業分	—	—	755,000	835,000	511,000	2,101,000
計	782,000	642,000	755,000	835,000	684,963	3,698,963

(注) 振興会への補助金分は含まない。

**(2) 補助事業等における収入の納付の概要**

「文化芸術振興費補助金交付要綱」(平成15年文化庁長官決定)、「文化芸術振興費補助金による助成金交付要綱」(平成23年独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定)、「文化芸術振興費補助金(国際共同製作映画支援事業)交付要綱」(平成23年文化庁長官決定。以下、これらを合わせて「交付要綱」という。)等によると、補助事業等は映画の企画から完成までの製作活動を対象としており、実施団体は製作した映画を原則として完成後1年以内に国内の映画館等において1週間以上有料で公開するなど一般に広く公開することとされている。このため、補助事業等の完了後に実施団体は一定の収入を得ることになることから、文化庁及び振興会は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)等に基づき、交付要綱等において、補助事業等の完了した年度の終了後5年間、補助事業等により製作された映画の公開により実施団体に相当の収入があった場合には、共同製作者分、自己負担分等を勘案し、補助金等の交付額を限度として国又は振興会に納付させること(以下、このことを「収入の納付」という。)ができることとしている。そして、振興会が実施団体から収入の納付を受けたときは、国に納付しなければならないとしている。

**2 本院の検査結果****(検査の観点、着眼点、対象及び方法)**

本院は、合规性、効率性等の観点から、補助事業等における収入の納付が適切に実施されているかなどに着眼して、19年度から23年度までの間に実施された補助事業等計198件、補助金等交付額計36億9896万余円を対象として、補助事業等の完了後における実施団体の収入の状況に関する書類等を検査するとともに、文化庁及び振興会において、収入の納付に関する手続等の整備状況等を聴取するなどの方法により会計実地検査を行った。

**(検査の結果)**

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

**(1) 収入の納付に関する手続等の整備状況**

文化庁及び振興会は、前記のとおり、交付要綱等において、実施団体に対して、補助事業等の完了した年度の終了後5年間において映画の公開により相当の収入があった場合には、収入の納付をさせることができることとしている。

しかし、文化庁及び振興会は、収入の納付を求めるに当たっては納付すべき額の算定方法や納付の請求に関する手続、納付期限等を定めて明確にしておく必要があるのに、この

ような収入の納付を求めるために必要な体制を整備していなかった。なお、実際に実施団体に対して収入の納付をさせた実績もなかった。

(2) 実施団体からの一般公開等による収入の報告等の状況

ア 報告書の徴取の状況

文化庁及び振興会は、補助事業等の制度創設時より、補助事業等の完了後5年経過後に、実施団体に対して、収入の状況の報告を求めることにしていたが、交付要綱等の趣旨及び取扱いを再検討するなどして、24年度以降は、補助事業等の完了後毎年度、収入の状況の報告を求めるように改めていた。

そして、文化庁は、19、20両年度の補助事業計53件に係る実施団体に対して、24年11月に、同年12月を期限として、公開による収入、DVD等の販売による収入、テレビ放映等による二次利用収入等(以下、これらの収入を合わせて「一般公開等による収入」という。)を記入する「公開による収入状況調査票」(以下「調査票」という。)の提出を求めており、23年度の補助事業5件に係る実施団体に対しては、25年中を目途に1回目の調査票の提出を求める予定であるとしていた。また、振興会は、21年度から23年度までの間の助成事業計140件に係る実施団体に対して、25年3月に、同年5月を期限として、調査票と同様の事項を記入する「公開による収入状況報告書」(以下、調査票と合わせて「報告書」という。)の提出を求めていた。

イ 報告書における一般公開等による収入の状況

本院は、補助事業等の完了後に実施団体が得た一般公開等による収入の状況等を確認するため、報告書の集計を行った。その結果は表3のとおりであり、最高で16億円を超える収入額が記入された報告書も見受けられた。

表3 報告書に記入されていた一般公開等による収入の額の状況等 (単位：件)

報告書に記入されていた 一般公開等による収入の額	補助金等交付件数		
	補助金	助成金	計
マイナスの金額	1	8	9
0円以上 1000万円未満	16	61	77
1000万円以上 5000万円未満	6	19	25
5000万円以上 1億円未満	4	5	9
1億円以上 3億円未満	2	8	10
3億円以上 5億円未満	2	3	5
5億円以上	1	1	2
計	32	105	137
未提出	21 (5)	35	56 (5)

注(1) 表中の括弧書きの件数は、25年中に提出を求めるものであり、外書きの件数である。

注(2) 本表をもって、収入の納付の要否を判断するものではない。

しかし、報告書ごとに、実施団体が記入した一般公開等による収入の額等を確認したところ、それぞれの収入を得るのに要した経費の取扱いや添付すべき根拠資料の詳細等を文化庁及び振興会が明確に示していなかったため、実施団体によってはマイナスの金額を記入しているなど収入から経費を差し引いていると思料される金額を記入していた

り、経費を差し引いていないと思料される金額を記入していたりなどして、収入の額の捉え方が統一されていなかった。また、収入や経費を裏付ける根拠資料が添付されていなかったり、添付されていても実施団体ごとに任意の様式、記載項目等で作成されたりして、根拠資料により、実施団体が記入した内容を十分検証できるようになっていなかった。したがって、報告書は、収入の納付の可否の判断や納付すべき額の算定に活用できるものとなっていなかった。

**(改善を必要とする事態)**

文化庁及び振興会において、交付要綱等に基づいて収入の納付を実施するに当たり、収入の納付を求めるために必要な体制が整備されていなかったり、報告書が収入の納付の可否の判断や納付すべき額の算定に活用できるものとなっていなかったりしている事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

**(発生原因)**

このような事態が生じているのは、文化庁及び振興会において、交付要綱等における収入の納付の規定を適切に運用することについての認識が欠けていたこと、納付すべき額の算定方法や納付の請求に関する手続等、収入の納付を求めるために必要な体制や、報告書の記入内容等についての検討がなされていないことなどによると認められる。

**3 本院が表示する意見**

映画製作支援事業は、毎年度、多数応募された活動の中から補助金等の交付の対象となる活動が選定されており、それらの中には、前記のとおり、一般公開等による収入が多額に上る映画も見受けられた。したがって、実施団体が得る一般公開等による収入に対して収入の納付を適切に行わせることが必要である。

ついては、文化庁及び振興会において、補助事業等の実施に当たり、収入の納付が適切に行われるよう、次のとおり意見を表示する。

- ア 納付すべき額の算定方法や納付の請求に関する手続等を定めて、収入の納付を求めるために必要な体制を整備すること
- イ 報告書が収入の納付の可否の判断や納付すべき額の算定に活用できるものとなるよう、経費の取扱いを含め、報告書に記入する収入の額の捉え方や添付する根拠資料の詳細を定めること
- ウ 募集案内等において上記のア及びイについて明示するとともに、今後、補助金等の交付を受ける団体に対して、要件に該当すれば収入の納付を行うことを明確に示すこと

- (3) 国宝重要文化財等保存整備費補助金における事業規模指数の算出に当たり、平均収入額に算入する収入額の範囲が収入の総額を基礎としたものとなるよう改めたり、補助事業者の財政規模の変動状況を反映させたりすることにより、加算率を統一的に算定し、事業が適切に実施されるよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)文化庁 (項)文化財保存事業費
部 局 等	文化庁
補助の根拠	文化財保護法(昭和25年法律第214号)
補助事業者	宗教法人209、財団法人28、社団法人1、計238補助事業者

補助事業	国宝重要文化財等保存整備事業
補助事業の概要	重要文化財の修理等に多額の経費を要し、所有者等がその負担に堪えない場合等に補助金を交付するもの
収入の総額を基礎として算定することにより加算率が低下する補助事業者数及び補助事業数	48 補助事業者、62 補助事業
上記の補助事業において生じている国庫補助金交付額の開差額	1 億 2963 万円(平成 20 年度～24 年度)
複数年度にわたる補助事業を実施する補助事業者のうち、財政規模の変動状況を資金計画や加算率に反映させる必要がある補助事業者数及び補助事業数	24 補助事業者、37 補助事業
上記の補助事業における加算率による国庫補助金相当額	6 億 7144 万円(背景金額)(平成 20 年度～24 年度)

【意見を表示したものの全文】

国宝重要文化財等保存整備費補助金の加算率の算定について

(平成 25 年 10 月 31 日付け 文化庁長官宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 国宝重要文化財等保存整備費補助金の概要

(1) 国宝重要文化財等保存整備費補助金の概要

文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)によれば、重要文化財の管理又は修理(以下「保存整備事業」という。)は、所有者又は管理団体(以下「所有者等」という。)が行うものとされており、貴庁は、保存整備事業につき多額の経費を要し、所有者等がその負担に堪えないなどの場合において、その経費の一部に充てさせるために、国宝重要文化財等保存整備費補助金(重要文化財(建造物・美術工芸品)修理防災事業(以下「補助金」という。))を所有者等に対して交付している。

補助金の交付額は、文化財保存事業費関係補助金交付要綱(昭和 54 年文化庁長官裁定)等(以下「要綱等」という。)により、保存整備事業に要する経費に事務費等を加えた額を補助対象経費として、これに、原則として補助率 50% を乗ずるなどして算定することとなっている。

そして、補助事業者となる所有者等が宗教法人、公益法人等の法人(地方公共団体及び営利法人を除く。以下同じ。)又は個人の場合は、次の表 1 及び算出式により算出した補助

事業者の事業規模指数に応じて、50%の補助率に5%から35%までの範囲で補助率の加算を行うことができることとなっており(以下、加算された分の補助率を「加算率」という。)、加算率は事業規模指数が大きいほど高い率が適用されることとなっていることから、補助対象となる総事業費及び施工年度数が同じ場合には、補助事業者の財政規模が小さいほど高い率が適用されることとなる。

表1 事業規模指数に応じた補助率の加算

建造物の修理、防災事業 美術工芸品の防災事業			美術工芸品の修理事業		
事業規模指数		加算率	事業規模指数		加算率
0.1 以上	0.2 未満	5%	0.01 以上	0.05 未満	5%
0.2 以上	0.3 未満	10%	0.05 以上	0.2 未満	10%
0.3 以上	0.6 未満	15%	0.2 以上	0.5 未満	15%
0.6 以上	1.5 未満	20%	0.5 以上	1.0 未満	20%
1.5 以上	3.5 未満	25%	1.0 以上	2.5 未満	25%
3.5 以上	10.0 未満	30%	2.5 以上	5.0 未満	30%
10.0 以上		35%	5.0 以上		35%

$$(\text{算出式}) \quad \text{事業規模指数} = \frac{\text{補助対象となる総事業費} / \text{当該補助事業の施工年度数}}{\text{当該補助事業者の財政規模}}$$

算出式における財政規模には、法人の場合は、補助事業を実施する日の属する会計年度の前々年度以前3会計年度の収入額の平均額(以下「平均収入額」という。)を用いることとなっている。そして、平均収入額に算入する収入額の範囲については明文の規定はないものの、貴庁は、通常の法人の活動による収入額であって、具体的には当該法人における通常の運営に使用する会計(以下「一般会計」という。)の収入であるとし、原則として、駐車場の経営等の収益事業に係る収入は含まれないとしている。

そして、貴庁が平成20年度から24年度までの間に交付した補助金の件数及び金額は、2,067件、計501億0404万余円となっている。

## (2) 交付申請の手続

補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、都道府県教育委員会を経由して貴庁に交付申請書を提出しなければならないこととされており、申請者が法人である場合は、交付申請書に補助事業を実施する日の属する会計年度の前々年度以前3会計年度分の収支計算書及び財産の状況を明らかにした書類(以下「収支計算書等」という。)の写しを添付することとなっている。また、当該法人が一般会計と区分して特定の目的のための会計(以下「特別会計」という。)を設置している場合には、当該特別会計に係る収支計算書の写しも併せて提出することとなっている。

都道府県教育委員会は申請者から提出された交付申請書、収支計算書等の内容を審査した上で、貴庁に提出し、貴庁はこれらを基に審査を行い、申請者ごとの事業規模指数を確定し、補助率及び補助金の交付額を決定している。そして、補助事業が複数年度にわたって実施される場合は、事業実施期間の途中で加算率が変動すれば、補助対象経費の一部を負担する補助事業者の負担額、地方公共団体の予算等に影響が及ぶとして、当初の交付申

請時に算定した補助率を事業が終了するまで変更せずに継続して適用している。

また、交付申請書には補助対象経費を支出とし、補助金の交付額、地方公共団体からの助成金及び所有者等の負担金を収入とする収支予算書を作成して添付することとなっており、貴庁及び都道府県教育委員会は、補助事業期間における申請者の資金計画が適切な内容となっているかについて確認している。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性、経済性等の観点から、補助事業者の事業規模指数が補助事業者の財政状況やその変動に応じて算出され、加算率が適切に算定されているかなどに着眼して、貴庁及び24都道府県<sup>(注)</sup>において、20年度から24年度までの間に宗教法人、財団法人等が実施した補助事業のうち、19年度以前から継続していた事業を除く238補助事業者(209宗教法人、28財団法人及び1社団法人)が実施した655補助事業に係る補助対象経費計269億8955万余円(補助金交付額計177億1361万余円)を対象として、交付申請書、実績報告書等の書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注) 24都道府県 東京都、北海道、京都府、青森、栃木、埼玉、千葉、新潟、石川、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、福岡、長崎、熊本各県

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 加算率の算定

補助事業者の事業規模指数の算出に用いられた平均収入額に算入する収入額の範囲を238補助事業者の会計区分別及び事業区分別にみると、表2のとおりとなっていた。

表2 会計区分別及び事業区分別の収入額の算入状況 (単位：補助事業者数)

区分 収入額の算入状況	会計区分別の算入状況		事業区分別の算入状況	
	一般会計	特別会計	一般会計において収益事業に係る経理を行っているもの	特別会計を設置して同会計において収益事業に係る経理を行っているもの
算入している	注(1) 238	16	49	9
算入していない	0	注(2) 81	注(1) 4	41
計	238	97	53	50

注(1) 238補助事業者のうち4補助事業者は一般会計において収益事業に係る収入のみを算入していなかったものである。

注(2) 一部の特別会計に係る収入を算入していなかった2補助事業者が含まれている。

#### ア 会計区分別の収入額の算入状況

238補助事業者のうち141補助事業者は、特別会計を設置しておらず一般会計のみで経理を行っており、その収入額を平均収入額に算入していた。

一方、残りの97補助事業者は、一般会計に加えて特別会計を設置しており、このうち、一般会計については全ての補助事業者がその収入額を平均収入額に算入しているのに対して、特別会計については16補助事業者がその収入額を平均収入額に算入してい

たものの、81 補助事業者は算入していなかった。

#### イ 事業区分別の収入額の算入状況

238 補助事業者のうち、53 補助事業者は一般会計において収益事業に係る経理と収益事業以外の事業に係る経理とを合わせて行っていた。このうち、49 補助事業者は収益事業の収入額を平均収入額に算入しているのに対して、4 補助事業者は算入していなかった。

また、特別会計を設置して同会計において収益事業に係る経理を行っている 50 補助事業者のうち、9 補助事業者は収益事業の収入額を平均収入額に算入しているのに対して、41 補助事業者は算入していなかった。

このように、平均収入額に算入している収入額の範囲は、補助事業者の会計区分別又は事業区分別にみても統一されていない状況となっていて、補助事業者間において事業規模指数の算出が統一的行われていないのに、これにより貴庁が加算率を算定していたことは適切とは認められない。

そして、補助事業者の大部分を占める宗教法人に適用される「宗教法人会計の指針」(平成13年日本公認会計士協会)によれば、宗教法人の会計区分は特別会計の設置を含めて当該法人の判断により行われることとされている。このため、貴庁が平均収入額に算入する収入額の範囲を一般会計の収入額に限定したとしても、宗教法人が一般会計で経理している事業の内容は多岐にわたることから、会計区分のみにより収入額の範囲が統一されることとはならない。

また、文化財保護法によれば、保存整備事業は、前記のとおり、所有者等が行うこととされており、所有者等が法人である場合には、これに係る経費は法人として負担することとなることから、収入額の範囲を収入の総額と捉えることが妥当であると考えられる。

そして、要綱等によれば、前記のとおり、当該補助事業者が特別会計と一般会計を区分して経理している場合には、交付申請書の添付書類として特別会計の収支計算書等も提出することとなっている。また、補助事業者の財政規模から特別会計の収入額等の特定の収入額を除外することについては規定されていない。

以上のことから、平均収入額に算入する収入額の範囲は、会計区分又は事業区分にかかわらず、収入の総額を基礎として定めることが適切であり、これにより加算率の算定が統一に行われることになると認められる。

そして、20 年度から 24 年度までの間に実施した 655 補助事業のうち、単年度事業及び複数年度にわたる事業の初年度に実施された事業の計 400 補助事業(補助金交付額計 59 億 5133 万余円)について、特別会計の収入額等を含めた収入の総額を平均収入額として事業規模指数を算出して加算率を試算すると、48 補助事業者の 62 補助事業(補助金交付額計 12 億 3281 万余円)については、加算率がそれぞれ 5% から 20% 低下することになる。これにより補助金交付額を算定すると 11 億 0318 万余円となり、上記の補助金交付額計 12 億 3281 万余円と比べて計 1 億 2963 万円の開差が生ずることとなる。

#### (2) 複数年度にわたり実施される補助事業における加算率の算定

補助金の交付を受けるためには、毎年度、交付申請を行い、交付決定を受ける必要があるが、貴庁は、補助事業が複数年度にわたって実施される場合、前記のとおり、当初の交付申請時に算定した加算率を補助事業が終了するまで変更せずに継続して適用している。

しかし、本件補助金は、所有者等が保存整備事業に要する経費の負担に堪えないなどの場合に交付されるものであることから、補助事業が複数年度にわたって実施される場合には、補助事業者が事業を適切に継続できるかを確認するため、補助事業者の財政規模の変動状況を適時適切に把握することが必要である。

そこで、事業実施期間が4年以上である24補助事業者の37補助事業(4年目以降の事業に係る補助金交付額29億7871万余円。このうち加算率による補助金相当額6億7144万円)を対象として、事業開始年度から3年経過後以降の年度において、その前々年度以前3会計年度の特別会計の収入額等を含めた収入の総額により平均収入額を試算した。その結果、事業開始年度に比べて平均収入額が増加していた24補助事業では、その変化率は1.0倍から2.3倍となっており、減少していた13補助事業では0.4倍から0.9倍となっていた。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

#### <事例>

宗教法人Aは、平成20年度から27年度までを施工年度とする建造物修理事業を実施している。

上記事業の事業開始年度である20年度分の事業及び事業開始年度から3年経過後以降の24年度分の事業について、平均収入額等を試算すると表のとおりとなっており、平均収入額は2.3倍に増加していた。そして、これを基に加算率を試算すると20年度事業分の15%が24年度事業では5%に低下し、補助率は65%から55%に低下することになる。

表 平均収入額等の変動状況の試算

補助事業を実施する年度	算定対象年度	(注) 平均収入額	平均収入額の変化率	事業規模指数	加算率	補助率
平成20年度	16～18	8億8561万円	—	0.39	15%	65%
24年度	20～22	20億3738万円	2.3倍	0.17	5%	55%

(注) 平均収入額は、算定対象年度における宗教法人Aの収入の総額を基礎として本院が算定したものである。

このように、補助事業者の財政規模は相当程度変動していることから、複数年度にわたって事業が実施される場合は、補助事業者における資金計画の変更への対応や地方公共団体の予算措置等の状況も考慮しつつ、一定期間が経過した後に見直すなどして、補助事業者の財政規模の変動状況を資金計画及び加算率の算定に反映させていく必要があると認められる。

#### (改善を必要とする事態)

事業規模指数の算出に当たり、平均収入額に算入する収入額の範囲が統一されていないのにこれにより加算率を算定していたり、複数年度にわたり実施される補助事業において、補助事業者の財政規模の変動状況が資金計画及び加算率の算定に反映されていなかったりしている事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

#### (発生原因)

このような事態が生じているのは、貴庁において、補助事業の加算率の算定を統一的な基準で適切に行うことの重要性についての理解が十分でなかったこと、複数年度にわたり実施される補助事業において当初の交付申請時に決定した資金計画及び加算率について、事業開

始後の補助事業者の財政規模の変動状況を反映させる必要性についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

**3 本院が表示する意見**

貴庁は、補助事業の対象となる重要文化財の指定件数及び補助金の交付額が増加傾向にある中で、文化財の適正な保存管理とその活用を図り、もって文化財保護の充実に資するため、今後も引き続き、補助事業を推進することとしている。

については、貴庁において、加算率の算定を統一的に行い、補助事業が適切に実施されるよう、次のとおり意見を表示する。

ア 平均収入額に算入する収入額の範囲が特別会計の収入額等も含めた収入の総額を基礎としたものとなるよう改め、この改めた内容を要綱等に明記すること

イ 複数年度にわたり実施される補助事業について、補助事業者の財政規模の変動状況を適時適切に把握し、補助事業者の負担額や地方公共団体の予算等を考慮した上で、この変動状況を資金計画及び加算率の算定に適切に反映させる仕組みを検討すること

**(4) 公立の義務教育諸学校等の施設の耐震補強事業において、補強工事及びその関連工事の対象となる工事を明確にすることにより、同事業を適切かつ効率的に実施するよう改善の処置を要求したもの**

会計名及び科目	一般会計 (組織)文部科学本省 (項)公立文教施設整備費
部 局 等	文部科学本省、18 都道県
交付の根拠	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和33年法律第81号)
交付金事業者(事業主体)	市77、特別区7、町18、村3、計105事業主体
交付金事業の概要	公立の義務教育諸学校等の施設の整備に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、地方公共団体に対して交付金を交付するもの
補強工事等の対象とはならない工事を耐震補強事業に含めているため交付金の交付額に開差額が生じている事業主体及びその耐震補強事業	105事業主体、513耐震補強事業
上記の105事業主体において生じている交付金の交付額の開差額	15億6723万円(平成22、23両年度)

**【改善の処置を要求したものの全文】**

公立学校施設の耐震補強事業における補強工事及びその関連工事の取扱いについて

(平成25年10月10日付け 文部科学大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

## 1 公立学校施設の耐震補強事業の概要

### (1) 交付金事業の概要

貴省は、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」(昭和33年法律第81号)等に基づき、公立の義務教育諸学校等の施設(以下「公立学校施設」という。)の整備に関して地方公共団体が作成する施設整備計画に基づく施設整備事業に要する経費に充てるため、地方公共団体に対し、学校施設環境改善交付金(平成22年度以前は安全・安心な学校づくり交付金。以下「交付金」という。)を交付する事業(以下「交付金事業」という。)を実施している。そして、貴省は、交付金事業の一環として、公立学校施設である校舎、屋内運動場、寄宿舎等の学校建物の耐震性能を確保し地震防災対策の促進を図ることを目的として、耐震補強事業を実施する地方公共団体に対し、毎年度多額の交付金を交付している。

### (2) 交付金の交付額の算定

交付金は、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則」(昭和33年文部省令第21号)等に基づき、毎年度、事業主体である地方公共団体ごとに予算の範囲内で交付することとされており、その交付額は次のとおり算定することとされている。

すなわち、交付金の交付額は、当該地方公共団体の施設整備計画に記載された耐震補強事業等の各種の施設整備事業のうち、交付金の算定の対象となる個々の施設整備事業(以下「交付対象事業」という。)ごとに文部科学大臣が定める配分基礎額に当該交付対象事業ごとに同大臣が定める国の負担割合を乗じて得た額の合計額と、交付対象事業ごとに要する経費の額(以下「実工事費」という。)に当該交付対象事業ごとに上記の割合を乗じて得た額(以下「算定後実工事費」という。)の合計額のうち、いずれか少ない額を基礎として算定することとされている。

耐震補強事業における上記の国の負担割合は、学校施設環境改善交付金交付要綱(平成23年文部科学大臣裁定)等によれば原則として3分の1とされているが、当該耐震補強事業が地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)に基づいて都道府県知事により作成された地震防災緊急事業五箇年計画に基づき実施されるものであるなどの場合には、同法等の規定により、3分の2又は2分の1にかさ上げすることとされている。そして、ほとんどの耐震補強事業に係る国の負担割合は、このかさ上げされた割合の適用を受けている。

なお、設備の耐震化や経年等により発生する改修等工事については、所定の要件を満たす場合に、耐震補強事業とは別の大規模改造事業として交付対象事業となり、これに係る国の負担割合は、原則として3分の1とされている。

### (3) 耐震補強事業の対象となる工事

貴省は、耐震補強事業に係る実工事費の算定対象とすることができる工事の範囲について、毎年度、交付金に係る事務処理等を定めている貴省大臣官房文教施設企画部施設助成課長通知(以下「通知」という。)により地方公共団体に対し周知している。

20、21両年度の通知によると、耐震補強事業の対象となる工事の範囲は、原則として、耐震性能判定表(地方公共団体が学校建物ごとに地震に対する安全性を評価し、耐震補強の方法等を示したもの。以下同じ。)に明記された工事であって、壁、柱、梁、ブレース、基礎等の新設、増設又は補強に必要となる工事や学校建物の耐震性能向上を趣旨とした工事(以下、これらを「補強工事」という。)及び補強工事と同一棟で実施される外部・内部の改修等工事とされていた。

そして、貴省は、限られた予算の中で、地震時に倒壊の危険性のある学校建物そのものの耐震化を優先的、重点的に行うことで耐震化をより一層促進させるため、22年度以降の通知においては、耐震補強事業の対象となる工事の範囲を、補強工事及び補強工事に伴い必要となる外部・内部の改修や模様替えの工事(以下「補強の関連工事」という。以下、補強工事と合わせて「補強工事等」という。)に限定するよう改めている。

(注1) プレース 建物の柱の間に筋交いとして設ける鋼材等

## 2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

貴省は、公立学校施設が児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、災害発生時には地域住民の避難場所となるなど重要な役割を担っていることから、その耐震化を早急に進める必要があるとしている。また、耐震補強事業は、前記のとおり、地震防災対策特別措置法等の規定により、かさ上げされた国の負担割合の適用を受けている。

そこで、本院は、合規性、効率性等の観点から、22年度以降に耐震補強事業の対象となる工事が補強工事等に限定された趣旨に沿って適切に選定され、交付金の交付額が適切に算定されているかなどに着眼して、貴省及び23都道府県において、472地方公共団体が22、23両年度に交付金1215億6726万余円の交付を受けて実施した交付対象事業のうち、3,157耐震補強事業(これに係る実工事費計1353億4584万円、算定後実工事費計753億7661万余円)を対象として、設計図書、実績報告書等の関係書類及び現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。また、上記の472地方公共団体から都道府県を通じて耐震補強事業に係る工事の取扱いに関する調書の提出を受けて、その内容を分析するなどの方法により検査した。

(注2) 23都道府県 東京都、北海道、青森、栃木、埼玉、千葉、新潟、石川、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、福岡、長崎、熊本各県

(検査の結果)

検査したところ、22都道府県管内の145地方公共団体が交付金408億2129万余円の交付を受けて実施した交付対象事業のうち、634耐震補強事業(これに係る実工事費計351億8665万余円、算定後実工事費計195億5209万余円)において、次のとおり、補強工事等の対象とはならない工事を耐震補強事業に含めている事態が見受けられた(ア及びイには事態が重複しているものがある。)

ア 補強工事の対象とはならない工事を耐震補強事業に含めているもの

70 地方公共団体 199 耐震補強事業

(上記に係る実工事費計6億7882万余円)

(注3)  
18都道府県管内の70地方公共団体は、199耐震補強事業において、ブレースや耐震壁等の新設工事に加えて、通知に「耐震性能判定表に明記されたもの」が補強工事として取り扱うための要件の一つとして記載されていることなどを理由として、設備の耐震化を目的とした工事や、学校建物の軽量化を図るための改修工事を補強工事として耐震補強事業に含めていた。

しかし、耐震補強事業は学校建物の耐震性能を確保することを目的とするものであることから、補強工事として取り扱うには、単に耐震性能判定表に明記されているのみでは十

分でなく、学校建物そのものの耐震性能向上を趣旨とした工事であって、更に耐震性能向上に資することが構造計算等で明確にされている必要がある。

したがって、前記の設備の耐震化を目的として実施された工事等を補強工事として耐震補強事業に含めていることは適切とは認められない。

#### <事例1>

千葉県我孫子市は、平成22年度に、市立A小学校の校舎にブレース等を設置するとともに、耐震性能判定表に高置水槽の付替えが明記されていたとして、校舎屋上に設置された高置水槽を耐震性を有するものに付け替える工事(直接工事費316万余円)を補強工事として耐震補強事業に含めていた。

しかし、当該高置水槽の付替え工事は、設備の耐震化を目的として実施されたものであり、学校建物そのものの耐震性能向上を趣旨とした工事ではないため補強工事の対象とはならない。

#### <事例2>

奈良県生駒市は、平成22年度に、市立B小学校の校舎にブレース等を設置するとともに、耐震性能判定表を作成する際の基礎となる資料に学校建物の荷重軽減等を図ることも有効である旨が明記されていたとして、校舎屋上の防水層を張り替えることにより学校建物の軽量化を図る工事(直接工事費2936万余円)を補強工事として耐震補強事業に含めていた。

しかし、当該屋上防水層の張替え工事は、学校建物の耐震性能向上に資することを構造計算等で明確にすることなく実施されたものであり、補強工事の対象とはならない。

(注3) 18都道県 東京都、北海道、栃木、埼玉、千葉、新潟、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、福岡、熊本各県

イ 補強の関連工事の対象とはならない工事を耐震補強事業に含めているもの

133 地方公共団体 548 耐震補強事業

(上記に係る実工事費計24億2671万余円)

(注4) 22都道県管内の133地方公共団体は、22年度以降の通知に「内外装、建具及び設備等の改修工事」等が補強の関連工事の主な事例として記載されていることなどを理由として、548耐震補強事業において、補強工事の施工箇所とは関連性のない箇所で施工されている工事を補強の関連工事として耐震補強事業に含めていた。

しかし、補強の関連工事として取り扱うには、単に22年度以降の通知に主な事例として記載されている工事に該当するのみでは足りず、補強工事の施工に伴い必要となる工事であることが必要である。

したがって、前記の補強工事の施工箇所とは関連性のない箇所で施工されている工事を補強の関連工事として耐震補強事業に含めていることは適切とは認められない。

#### <事例3>

新潟県胎内市は、平成23年度に、市立C小学校の校舎の外壁にブレース等を設置するとともに、23年度の通知に「建築基準法、消防法等の規定により必要となる防火扉の設置工事」が補強の関連工事の主な事例の一つとして記載されていることから、補強工事を実施した当該校舎の廊下に防火扉を新設する工事(直接工事費1801万余円)を補強の関連工事として耐震補強事業に含めていた。

しかし、当該防火扉の新設工事は、補強工事の施工箇所とは関連性のない箇所において防火

扉を現行の建築基準法(昭和25年法律第201号)等の規定に適合させることのみを目的に施工されたものであるため補強の関連工事の対象とはならない。

(注4) 22都道県 東京都、北海道、青森、栃木、埼玉、千葉、新潟、山梨、長野、岐阜、静岡県、愛知、三重、滋賀、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、福岡、長崎、熊本各県

以上の事態に係る145地方公共団体が実施した634耐震補強事業について、補強工事等の対象とはならない工事に係る工事費等を除いて耐震補強事業に係る実工事費を計算すると計309億5718万円(算定後実工事費計171億5165万余円)となり、前記の計351億8665万余円と比べて42億2947万余円(前記の算定後実工事費計195億5209万余円と比べて24億0044万余円)の開差を生ずることとなる。

そこで、上記により計算した耐震補強事業に係る算定後実工事費171億5165万余円により上記の145地方公共団体に対する交付金の交付額を算定すると、18都道県管内の105地方公共団体については交付金の交付額計239億0689万余円(上記の634耐震補強事業のうちこれに含まれるものは513耐震補強事業である。)が計223億3966万余円に減少することとなり、15億6723万余円の開差を生ずることとなる。

(注5) 18都道県 東京都、北海道、栃木、埼玉、千葉、新潟、長野、岐阜、静岡県、愛知、三重、滋賀、兵庫、奈良、和歌山、島根、福岡、熊本各県

**(改善を必要とする事態)**

以上のように、補強工事等の対象とはならない工事を耐震補強事業に含めて交付金の交付額が算定されている事態は適切とは認められず、改善の要があると認められる。

**(発生原因)**

このような事態が生じているのは、事業主体である地方公共団体及び実績報告書の審査を行う都道県において、補強工事等の対象となる工事についての理解が十分でないことにもよるが、貴省において、22年度以降の通知で補強工事等の対象となる工事を明確に示していないことなどによると認められる。

**3 本院が要求する改善の処置**

貴省は、今後も引き続き、交付金事業により耐震補強事業を推進し、学校建物の耐震化をより一層促進させるとしている。

については、貴省において、補強工事等の対象となる工事を明確にすることにより、耐震補強事業が学校建物の耐震性を確保するために適切に実施され、もって学校建物の耐震化の効率的な実施に資するよう、次のとおり改善の処置を要求する。

ア 補強工事は学校建物の耐震性能向上を趣旨としたものであって、更に耐震性能向上に資することが構造計算等で明確にされている工事であること、及び補強の関連工事は補強工事の施工に伴い必要となるものであることについて、通知において明確に示すこと

イ 補強工事等の対象となる工事をより具体的に示すために、事業主体である地方公共団体及び実績報告書の審査を行う都道府県が確認すべき事項を示した資料を作成するなどして、事業主体及び都道府県に対して周知徹底を図ること

- (5) 太陽光発電導入事業により公立学校に設置した太陽光発電設備について、事業主体に対して、環境教育における意義及び効果を周知するとともに、災害時の非常用電源としての使用方法を学校防災マニュアル等に記載することなどについて指導することなどにより、環境教育への活用及び災害時の使用が図られるよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)文部科学本省 (項)公立文教施設整備費
部 局 等	文部科学本省
交付の根拠	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和33年法律第81号)
太陽光発電導入事業の概要	公立の義務教育諸学校等に太陽光発電設備を設置する地方公共団体に対して国が交付金を交付する事業
環境教育への活用が低調となっていた公立学校の数(1)	472校
災害時の非常用電源としての使用方法を学校防災マニュアル等に記載していなかった公立学校の数(2)	322校
(1)及び(2)の純計	716校
上記の太陽光発電導入事業に係る交付金交付額の計	71億5159万円(背景金額)(平成21年度～23年度)

【改善の処置を要求したものの全文】

太陽光発電導入事業により公立学校に設置された太陽光発電設備について

(平成25年10月31日付け 文部科学大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 公立学校における太陽光発電導入事業等の概要

(1) 公立学校における太陽光発電導入事業の概要

貴省は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和33年法律第81号)等に基づき、義務教育諸学校等における教育の円滑な実施を確保することを目的として、地方公共団体に対して、学校施設環境改善交付金(平成22年度以前は安全・安心な学校づくり交付金。以下「交付金」という。)を交付する事業(以下「交付金事業」という。)を実施している。

そして、貴省は、21年度に交付金事業の一環として、環境教育への積極的な取組を推進するために、太陽光発電設備の設置に関する事業(以下「太陽光発電導入事業」という。)を新設して、公立の義務教育諸学校等(以下「公立学校」という。)に太陽光発電設備を設置する地方公共団体(以下「事業主体」という。)に対して交付金を交付している。

(2) 公立学校に設置される太陽光発電設備の概要

(注1)  
公立学校に設置される太陽光発電設備は、太陽光パネル、パワーコンディショナ、データ収集装置、表示装置等で構成され、校舎等の屋上等に設置した太陽光パネルにより発電し、パワーコンディショナを経て学校施設内に電力を供給する設備である。

(注1) パワーコンディショナ 太陽光パネルにより発電された直流電力を学校施設で使用可能な交流電力に変換する装置

このうち、データ収集装置は発電電力量、日射量、気温等のデータを収集及び記録する装置であり、表示装置はこれらのデータを表示する装置であり、貴省はこれらの装置は公立学校における環境教育に必要な設備であるとしている。

そして、23年4月1日現在で、全国の公立学校 37,727 校のうち太陽光発電設備が設置されているのは 5,270 校となっている(表1参照)。

表1 太陽光発電設備の設置状況 (単位：校、%)

区 分	学校数 (A)	太陽光発電設備		備 考
		設置校数(B)	設置率(B/A)	
幼稚園	4,372	95	2.1	岩手、宮城、福島各県については、東日本大震災による業務への影響を考慮し、集計の対象外となっている。
小中学校	28,953	4,508	15.5	
高等学校	3,481	537	15.4	
特別支援学校	921	130	14.1	
計	37,727	5,270	13.9	

(平成 23 年 4 月 1 日現在。文部科学省大臣官房文教施設企画部調べ)

(3) 導入の意義及び効果

貴省は、太陽光発電導入事業の実施に当たり、公立学校への太陽光発電の導入の意義及び効果(以下、単に「導入の意義及び効果」という。)として、地球温暖化対策への貢献、経済的効率性、環境教育への活用、防災上の効果を挙げている。

そして、これらのうち環境教育への活用及び防災上の効果は、学校施設に太陽光発電設備を導入する場合に特有の意義及び効果と考えられるものであり、その内容は、次のとおりとなっている。

ア 環境教育への活用

太陽光パネルや表示装置を活用して、発電の仕組みや原理、二酸化炭素削減効果、消費電力計算について学習できるほか、地球温暖化、省エネルギー、省資源等についても学習できるとしている。そして、環境教育の教材として活用することができる教科等の例として総合的な学習の時間、社会、算数、理科、生活、家庭、特別活動等<sup>(注2)</sup>を示している。

(注2) 特別活動 学級活動、児童会活動、クラブ活動、学校行事等の教育課程における教科外活動

イ 防災上の効果

学校施設は、災害時には地域住民の避難所としての役割を果たすこととなるが、太陽光発電設備に防災機能を備えたパワーコンディショナ等を設置した場合には、災害等により停電が発生した場合でも一定の操作をすることにより、非常用電源として使用可能

となる。

そして、貴省は、東日本大震災において避難所となった施設において停電時の電源確保が課題となったことなどをを受けて24年2月に事務連絡を発し、24年度以降に設置する太陽光発電設備等の新エネルギー設備については、原則として防災機能を付加することとし、既に設置されている設備についても防災機能を追加する場合には交付金事業の対象とすることとしているため、今後は、防災機能を有する設備の設置が一層進められることとなる。

また、学校においては、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に基づき、児童生徒等の安全の確保を図るために、事故、加害行為、災害等による危険等発生時において学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた危険等発生時対処要領(以下、災害を想定した危険等発生時対処要領を「学校防災マニュアル等」という。)を作成することとなっている。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

前記のとおり、貴省は、導入の意義及び効果として地球温暖化対策への貢献等の4項目を挙げているが、その中で、環境教育への活用及び防災上の効果については、学校施設に特有の項目と考えられる。そして、その活用については事業主体に委ねられている。

そこで、本院は、有効性等の観点から、太陽光発電導入事業により公立学校に設置された太陽光発電設備が、環境教育のために活用されているか、災害時において非常用電源として使用できるようになっているかなどに着眼して、21年度から23年度までの間に交付金の交付を受けた16都道県<sup>(注3)</sup>及び24都道県管内<sup>(注4)</sup>の383市区町村が実施した幼稚園19校、小学校1,279校、中学校664校、高等学校66校、特別支援学校43校、計2,071校の太陽光発電導入事業(交付金交付額計206億2087万余円)を対象として、実績報告書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注3) 16都道県 東京都、北海道、青森、栃木、埼玉、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、滋賀、奈良、和歌山、鳥取、長崎、熊本各県

(注4) 24都道県 東京都、北海道、青森、栃木、埼玉、千葉、新潟、石川、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、福岡、長崎、熊本、沖縄各県

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 環境教育への活用状況

##### ア 授業や特別活動等における活用状況

貴省は、導入の意義及び効果において、教科等の例を示し環境教育の教材として活用することができるとしていることから、2,071校における太陽光発電設備の環境教育への活用状況についてみたところ、太陽光発電設備を教材として授業や特別活動等に活用していない公立学校が、表2のとおり、計472校(交付金交付額計46億4648万円)見受けられた。そして、これらの公立学校においては、児童、生徒等に校内に太陽光発電設備が設置されていることを周知したり、表示装置を点灯させたりしているものの、環境教育への活用は低調な状況となっていた。

表2 授業や特別活動等での活用状況

(単位：校)

区 分	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
授業や特別活動等に活用していなかった	9	224	183	33	23	472
校内に設置されていることを周知	5	145	135	14	9	308
表示装置を点灯	5	215	177	29	15	441
授業や特別活動等に活用していた	10	1,055	481	33	20	1,599
計	19	1,279	664	66	43	2,071

一方、太陽光発電設備を授業や特別活動等に活用していた1,599校においては、太陽光パネルの観察や表示装置の観察を実施している。しかし、このうちの1,298校においては、環境教育を実施するために必要な設備としているデータ収集装置を設置しているが、これらの公立学校において、同装置を用いて収集、記録した発電電力量等のデータを活用した授業や特別活動等を実施した実績があったのは321校にとどまっていた。

イ 太陽光発電設備の環境教育への活用方法の事前検討

授業や特別活動等に活用していなかった472校について、太陽光発電設備の導入に当たり、環境教育への活用方法の検討をあらかじめ行っていかについてみたところ、授業や特別活動等での活用を検討していたのは、157校(33.2%)にすぎなかった。一方、授業や特別活動等に活用していた1,599校については、そのうちの1,425校(89.1%)において授業や特別活動等での実施をあらかじめ教育委員会等で検討を行っていた。

太陽光発電設備の導入前に活用方法の検討を行って同設備を環境教育に活用している事例を参考に示すと、次のとおりである。

<参考事例>

埼玉県川口市は、平成22年度に、元郷南小学校に10kWの太陽光発電設備を設置していた。そして、同校での環境教育の実施状況等は次のとおりとなっていた。

(ア) 授業や特別活動等における活用状況

同校は、毎年7月の4年生の理科の授業(電気のはたらき)において、太陽光パネルや表示装置を利用した太陽光発電の学習を実施している。太陽光パネル本体は屋上に設置しているため触れることはできないが、太陽光パネルのサンプルに触れて学べる機会を設けている。そして、データ収集装置で収集した時間別の発電量のデータを分かりやすくグラフにして表示装置に表示し、時間と発電量の関係等の説明に用いるなどしていた。また、同校は、年1回、外部専門家を講師として招き、4年生を対象に、太陽光発電の仕組みや太陽光発電の設置状況、太陽光発電の利点等を児童に分かりやすく説明している。

特別活動等については、理科クラブ(4年生から6年生)において、太陽光パネルの仕組みや発電量について実験や観察を行うことにより、児童の興味、関心を高めている。

(イ) 太陽光発電設備の環境教育への活用方法の事前検討状況

設備導入前に、同市教育委員会において、授業及び特別活動等において表示装置を用いた環境教育を実施することのほか、学習の成果を学校のホームページや広報誌で地域へ情報発信することについても検討していた。

## (2) 災害時の使用

前記のとおり、防災機能を有した太陽光発電設備は災害等により停電が発生した場合の電源の確保の有効な手段となるが、停電時に稼働させる場合の操作手順や使用できる電気機器をあらかじめ学校防災マニュアル等に記載しておくことが重要である。

前記の2,071校のうち、防災機能を有した太陽光発電設備は、幼稚園6校、小学校193校、中学校106校、高等学校14校、特別支援学校3校、計322校(交付金交付額32億4249万余円)に設置されていたが、このうち319校においては学校防災マニュアル等に太陽光発電設備が設置されていることについて記載しておらず、残りの3校においては太陽光発電設備が設置されていることについて記載しているものの、非常用電源としての使用方法について具体的に記載していなかった。

なお、上記の(1)及び(2)の事態には重複している事態があり、その重複を除くと、716校(交付金交付額71億5159万余円)となる。

### (改善を必要とする事態)

公立学校に設置された太陽光発電設備が、授業や特別活動等で十分に活用されていないなど環境教育への活用が低調となっている事態や、災害時の非常用電源としての使用方法が学校防災マニュアル等に記載されておらず、災害時での使用が困難となり得る事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

### (発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 事業主体において、環境教育における導入の意義及び効果に対しての理解が十分でなく、太陽光発電導入事業の実施前段階における環境教育への活用方法の検討が十分でないこと。災害時の非常用電源としての使用方法を学校防災マニュアル等に記載することの必要性についての理解が十分でないこと
- イ 貴省において、環境教育における導入の意義及び効果や環境教育への活用方法を事前に検討することの重要性に関する事業主体への周知や、災害時の非常用電源としての使用方法を学校防災マニュアル等に記載することなどについて事業主体に対する指導が十分でないこと

## 3 本院が要求する改善の処置

貴省は、全ての公立学校に太陽光発電が導入されるよう、必要な支援を行い、太陽光発電設備の設置を一層進めることとしている。また、東日本大震災において避難所となった施設において停電時の電源確保が課題となったことを受けて、既存の太陽光発電設備についても防災機能を追加する場合には交付金事業を活用することができることとしている。

ついでに、貴省において、公立学校に設置した太陽光発電設備が環境教育への活用及び災害時における使用に資するよう、次のとおり改善の処置を要求する。

- ア 事業主体に対して、環境教育における導入の意義及び効果や新たに太陽光発電設備を導入する場合に環境教育への活用方法を事前に検討することの重要性を周知し、環境教育への活用を一層促すこと
- イ 事業主体に対して、災害時の非常用電源としての使用方法を学校防災マニュアル等に記載することなどについて、必要な指導をすること

(6) 東日本大震災からの復旧・復興を担う専門人材育成支援事業により開発された教育プログラム等の成果物が被災地で有効に活用されるよう改善の処置を要求したもの

第3章  
第1節  
第9  
文部科学省

会計名及び科目	一般会計 (組織)文部科学本省 (項)東日本大震災復旧・復興生涯学習振興費
部 局 等	文部科学本省
事業の概要	東日本大震災からの復旧・復興に向けた専門人材育成コースの開発等の事業を委託するもの
検査の対象とした委託事業の成果物	79件
上記の成果物を開発した委託先に対して支払った委託費	3億2031万余円(平成23、24両年度)
委託事業の目的を十分に達成していない成果物	66件
上記の成果物の開発に係る委託費相当額	1億1211万円(平成23、24両年度)

【改善の処置を要求したものの全文】

東日本大震災からの復旧・復興を担う専門人材育成支援事業により開発された教育プログラム等の成果物の被災地での活用状況について

(平成25年10月29日付け 文部科学大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 東日本大震災からの復旧・復興を担う専門人材育成支援事業の概要

貴省は、平成23年度第3次補正予算による東日本大震災復旧・復興事業の一環として、震災により大きく変化した被災地の<sup>(注1)</sup>人材需要に対応し、復旧・復興の即戦力となる専門人材の育成及び地元への定着を図るための推進体制を整備し、専門人材育成コースの開発及び実証を行うことなどを目的として、東日本大震災からの復旧・復興を担う専門人材育成支援事業(以下「専門人材育成支援事業」という。)を学校法人等に委託して実施している。

専門人材育成支援事業のうち「中長期的な人材育成コースの開発・実証」(以下「委託事業」という。)は、被災地で人材需要が高い医療、IT、介護、農業等の分野において、産学官の連携により、専門学校の正規課程に相当する授業時間数で1年から2年程度の期間を目安とした内容の人材育成コースの開発及び実証を行うものである。

委託事業の受託を希望する学校法人等は、「東日本大震災からの復旧・復興を担う専門人材育成支援事業」実施委託要綱(平成23年生涯学習政策局長決定。以下「委託要綱」という。)等に基づき、開発する成果物の内容、成果の普及等を記載した事業計画書を作成して、貴省に提出することとされている。そして、貴省は、これに基づき、委託事業を選定し、当該委託事業を実施する学校法人等と委託契約を締結することとしている。なお、委託事業の選定は、被災地の専門人材の育成等に資する取組となっているか、成果のフォローアップ等が明

確に記載されているかなどの観点から行うこととしており、委託事業の実施要件としては、委託事業の成果をまとめた事業報告書の作成等、積極的に社会へ情報発信及び普及するための方策を明確にすることなどが求められている。

委託事業を受託した学校法人等(以下「委託先」という。)は、委託要綱等に基づき、被災地の人材需要の把握及び委託事業の推進体制の構築のために、産学官の連携の下に設置する推進協議会において、被災地に所在する専門学校等を交えて人材育成コースの開発及びその実証方法について意見交換を行うなどして委託事業を進める上での具体的事項を決定することとされている。そして、委託先は、これを踏まえて、専門人材育成のための授業の全体計画等の教育プログラムや、教育プログラム上で利用できる教材等を開発するなどした上で、実証講座<sup>(注2)</sup>を開講し、これらの成果物の有効性の検証を行うこととされている。

そして、委託先は、委託事業が終了した後に、貴省に委託事業終了後に予定している事業展開等を記載した実績報告書等を提出することとされている。

また、開発された成果物の著作権等の権利は、委託要綱に基づき、原則として委託事業終了後に速やかに貴省に帰属させることとされているが、貴省は、引き続き、委託先にこれらの成果物を使用させて成果の普及を図らせることとしており、委託事業終了後における事業展開等の進捗状況や成果等について調査を行うなどした上で、委託事業の評価を行うこととしている。

(注1) 被災地 委託要綱において規定されている岩手、宮城、福島各県

(注2) 実証講座 被災地の専門学校等で、被災地の学生等を対象にして、開発した教育プログラム等に係る講義を試行的に行うなどするもの

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、委託事業により開発された教育プログラム等の成果物が被災地の復旧・復興の即戦力となる専門人材の育成に向けて有効に活用されているかなどの点に着眼して、教育プログラム等の成果物計79件を対象として、貴省及び成果物を開発した委託先の17学校法人等<sup>(注3)</sup>(委託費支払額計3億2031万余円)のうち5学校法人等<sup>(注4)</sup>において、委託事業終了後の成果物の活用状況について事業計画書、実績報告書等の資料を確認するなどして会計実地検査を行った。そして、残りの12学校法人等における委託事業終了後の成果物の活用状況等については、貴省に対して調査及び報告を求めてその内容を確認して検査を行った。

(注3) 17学校法人等 菅原学園(仙台保健福祉専門学校)、滋慶文化学園(仙台医健専門学校、仙台コミュニケーションアート専門学校、福岡医健専門学校)、新潟総合学院(専門学校国際情報工科大学校)、有坂中央学園(中央農業グリーン専門学校)、中央情報学園(中央情報専門学校)、埼玉福祉学園(埼玉ベルエポック製菓専門学校)、三橋学園(船橋情報ビジネス専門学校)、秋葉学園(成田国際福祉専門学校)、東京生命科学学園(東京バイオテクノロジー専門学校)、電子学園(日本電子専門学校)、大美学園(大阪美容専門学校)、コンピュータ総合学園(神戸電子専門学校)、古沢学園(広島医療保健専門学校)、九州総合学院(九州工科自動車専門学校)、宮崎総合学院(宮崎情報ビジネス専門学校)の各学校法人、東京都専修学校各種学校協会、大阪府専修学校各種学校連合会

(注4) 5 学校法人等 中央情報学園(中央情報専門学校)、東京生命科学学園(東京バイオテクノロジー専門学校)、大美学園(大阪美容専門学校)、コンピュータ総合学園(神戸電子専門学校)の各学校法人、東京都専修学校各種学校協会

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

前記のとおり、委託事業は、被災地の人材需要に対応して、被災地の復旧・復興の即戦力となる専門人材の育成及び地元への定着を図るために、専門学校の正規課程に相当する期間の人材育成コースの開発等を行うものであるため、委託事業終了後、開発された教育プログラム等の成果物を被災地の専門学校等に対して導入して積極的に活用させていく必要がある。

そこで、前記の17 学校法人等に委託して開発した教育プログラム等の成果物計79 件の委託事業終了後の活用状況についてみたところ、被災地以外に所在する委託先が自校での導入を検討するにとどまっていたり、特段活用されていないなどして、被災地の専門学校等に対して導入されておらず、被災地の復旧・復興の即戦力となる専門人材の育成という目的を十分に達成しているとは認められない成果物が、表のとおり、計66 件(開発に係る委託費相当額計1 億1211 万余円)あった。このうち計64 件(開発に係る委託費相当額計9880 万余円)の成果物は、被災地以外に所在する委託先が開発した成果物であった。

表 開発された成果物の活用状況 (単位：件、千円)

委託先の所在地	成果物の活用の態様 注(1)				計	左のうち、委託事業の目的を十分に達成しているとは認められない成果物 (②、③)	左の開発に係る委託費相当額
	①	②	③	計			
被災地 3 学校法人 注(2)	4	2	0	6	2	13,314	
被災地以外 15 学校法人等	9	59	5	73	64	98,801	
計 17 学校法人等 注(3)	13	61	5	79	66	112,116	

注(1) 表の「成果物の活用の態様」は、それぞれ次の態様を示す。

- ① 被災地の専門学校のカリキュラムに導入されるなど、被災地において、継続的に活用されている成果物又は活用が具体的に決定している成果物
- ② 被災地以外に所在する委託先が自校での導入を検討するにとどまっていたり、委託先が被災地の専門学校への導入を検討するにとどまっていたりするなど、①の形では活用されていない成果物
- ③ 特段活用されていない成果物

注(2) 菅原学園(仙台保健福祉専門学校)、滋慶文化学園(仙台医健専門学校、仙台コミュニケーションアート専門学校)、新潟総合学院(専門学校国際情報工科大学校)の各学校法人をいう。

注(3) 滋慶文化学園は被災地以外に設置している福岡医健専門学校においても委託事業を行っているため、学校法人等の内訳数と合計数は一致しない。

そして、上記の事態が生じている主な要因は、次のとおりとなっていた。

ア 被災地以外に所在する委託先による成果物の開発

前記のとおり、貴省は、委託事業終了後の成果物の活用を主として教育プログラム等を開発した委託先に委ねている。そして、被災地に所在する委託先が成果物を開発した場合は、おおむね自校のカリキュラムで活用することにより成果物の被災地での活用が

図られることになる。

これに対して、被災地以外に所在する委託先が成果物を開発した場合は、成果物が被災地で活用されるか否かは、それを導入する被災地に所在する専門学校等の裁量によるところが大きく、また、被災地以外に所在する委託先が被災地に所在する専門学校等に対して導入を進めるには、自ら経済的な負担をする必要がある。このため、被災地以外に所在する個々の委託先が行う成果物の被災地での活用に向けた取組には限界があることから、被災地以外に所在する委託先が成果物を開発している場合は、被災地に所在する委託先が成果物を開発した場合と比べて、被災地での活用が図られにくいものと認められる。

#### イ 事業計画書に基づく委託事業の選定

被災地以外に所在する委託先においては、上記のような限界があること、また、被災地に所在する委託先においても、被災地の他の専門学校等に対する成果物の導入に向けた取組を行う場合には同様の限界があることから、委託事業終了後の被災地での活用を踏まえた委託事業の選定を図ることが重要であると認められる。

そこで、貴省における委託事業の選定についてみたところ、貴省は事業計画書に基づき、成果のフォローアップ等が明確に記載されているかという観点も踏まえて委託事業の選定を行うこととしており、委託事業を通じて得られた成果について事業報告書を作成するなど、積極的に社会へ情報発信及び普及するための方策が明確であれば、委託事業の実施要件を満たしているとして、委託事業に選定していた。

しかし、事業計画書に記載されている委託事業により開発する個々の成果物の活用方法については、「事業成果の幅広い利用を促進していく」と記載されているなど具体的なものが多く、委託事業終了後の被災地での活用を踏まえた選定を行うための情報としては十分なものはなっていなかった。

#### ウ 成果物の被災地での活用に向けた貴省の取組

委託先が被災地に所在する他の専門学校等に対する成果物の導入に向けた取組を行う場合には前記のような限界があることから、成果物の著作権等の権利を有する貴省において成果物の被災地での活用に向けた取組を行うことも重要であると認められる。

そこで、貴省における成果物の被災地での活用に向けた取組状況についてみたところ、貴省は委託先に委託事業終了後に予定している事業展開等を実績報告書に記載させていたが、委託事業により開発された個々の成果物の活用方法については「公開・共有できる場を整備し、普及促進を図っていく」と記載されているなど具体的なものが多く、成果物の被災地での活用に向けて貴省が取組を行うための情報として十分なものはなっていなかった。

また、貴省は、前記のとおり、委託事業終了後における事業展開等の進捗状況等について調査を行うなどした上で委託事業の評価を行うなどとしているが、個々の成果物の被災地での活用状況を把握することは行っていなかった。

このため、委託事業の評価に際して、成果物の被災地での活用を図るための検討が十分なものはなっていなかった。

#### (改善を必要とする事態)

委託事業により開発された教育プログラム等の成果物が、被災地の専門学校等に対して導

入されていないなど、被災地の復旧・復興の即戦力となる専門人材の育成という委託事業の目的を十分に達成していない事態は適切とは認められず、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、個々の委託先が行う成果物の被災地での活用に向けた取組には限界があるにもかかわらず、委託先が作成した事業計画書及び実績報告書に個々の成果物の活用方法を具体的に記載させていなかったこと、委託事業終了後における成果物の被災地での活用に向けた取組が十分でなかったことなどによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

国は、東日本大震災復興基本法(平成23年法律第76号)に基づき、復興のための取組の基本方針として「東日本大震災からの復興の基本方針」を決定し、その復興施策として復興を支える人材の育成を掲げている。そして、貴省は、専門人材育成支援事業と同様の枠組みで24年度においても事業を実施しており、25年度以降も継続することとしている。

については、貴省において、委託事業終了後に成果物が被災地で活用されて委託事業の目的の達成に資するよう、次のとおり改善の処置を要求する。

ア 委託先を原則として被災地に所在する学校法人等とするなどし、事業計画書に開発する個々の成果物ごとの活用方法を具体的に記載させて、成果物が被災地の専門学校等に対して早期に導入されるような委託事業の選定を図ること

イ 実績報告書に開発された個々の成果物ごとの活用方法を具体的に記載させた上で、既に終了した委託事業を含めて、成果物ごとに被災地での活用状況について調査を行い、その結果を踏まえて活用を図るための検討を十分に行うとともに、被災地に所在する専門学校、専修学校関係団体、県等に対して広く情報を提供することにより、成果物の活用促進を図ること

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

日本私立学校振興・共済事業団に対する特定健康診査及び特定保健指導に係る補助金の交付額の算定方法について、事業団以外の保険者に対する補助金等の交付額の算定方法に準じた適切なものとするよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)文部科学本省 (項)私立学校振興費
部 局 等	文部科学本省
補助の根拠	私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
補助事業者 (事業主体)	日本私立学校振興・共済事業団
補助事業の概要	日本私立学校振興・共済事業団が行う特定健康診査及び特定保健指導の実施に要する費用を補助するもの
事業費	10億3156万余円(平成20年度～23年度)

上記に対する国庫補助金交付額	10億3156万余円(平成20年度～23年度)
節減できた国庫補助金交付額	6億8770万円(平成20年度～23年度)

## 1 制度の概要

### (1) 特定健康診査及び特定保健指導の概要

医療保険各法に規定する健康保険組合等の保険者は、平成20年度から、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)等に基づき、当該年度に40歳以上75歳以下の年齢に達する健康保険等の被保険者、被扶養者等に対して、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)等に着目して特定健康診査及び特定保健指導(以下、これらを合わせて「特定健康診査等」という。)を行うこととされている。特定健康診査は、糖尿病その他の政令で定める生活習慣病に関する健康診査であり、特定保健指導は、特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導である。

また、厚生労働省が定める「特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針」(平成20年厚生労働省告示第150号)によると、特定健康診査等は、国民の健康と長寿を確保しつつ、医療費の増加の抑制にも資するものであるとされている。

### (2) 日本私立学校振興・共済事業団に対する特定健康診査等に係る補助金の概要

国は、特定健康診査等の円滑な実施を支援するため、保険者に対して、特定健康診査等の実施に要する費用について補助金又は負担金(以下「特定健康診査等補助金等」という。)を交付している。このうち、私立学校の教職員等の保険者である日本私立学校振興・共済事業団(以下「事業団」という。)に対しては、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)及び日本私立学校振興・共済事業団補助金交付要綱(平成10年文部大臣裁定。以下「事業団交付要綱」という。)に基づき、文部科学省が補助金として交付している(以下、この補助金を「事業団補助金」という。)

### (3) 事業団補助金の交付額の算定方法

文部科学省は、事業団交付要綱において、事業団補助金の額は文部科学大臣が定める額としているだけで交付額の算定方法を定めていない。一方、事業団補助金に係る文部科学省の予算額(以下「補助金予算額」という。)については、事業団が特定健康診査等の実施機関等に支払う費用(以下「健診費用」という。)の見込額に予算積算上の国庫負担割合として設定した3分の1を乗じて算定している。

また、文部科学省は、事業団に対して、補助金予算額の算出に用いた健診費用の見込額を特定健康診査等給付費として支出予算に計上するよう指導しており、事業団は、事業団補助金の交付申請に当たり、予算計上した特定健康診査等給付費の額を補助対象経費の額とし、これに3分の1を乗じて得た額を補助金の額としている。

そして、文部科学省は、交付決定に当たっては、事業団が行った交付申請どおりに交付決定を行っていることから、交付決定額は補助金予算額と同額となっている。また、事業団補助金の確定額は、交付決定通知において、補助対象経費の実支出額と交付決定額とを比較して低い方の額とすることとされている。

(4) 事業団以外の保険者に対する国の特定健康診査等補助金等の交付額の算定方法

事業団以外の保険者に対する国の特定健康診査等補助金等の交付額の算定方法についてみると、いずれもほぼ同様に、補助金等の交付要綱等に基づき、健診費用等の対象経費の<sup>(注1)</sup>実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額に3分の1を乗じて得た額と、基準単価<sup>(注2)</sup>に実施人数を乗じて算定する基準額とを比較して少ない方の額とするなどとされている。

(注1) 健診費用等の対象経費 健診費用のほか、特定健康診査等の実施に必要な旅費、消耗品費、印刷製本費等が対象経費とされている。

(注2) 基準単価 厚生労働省が同省所管の保険者における健診費用の平均単価から本人負担分(3割)を差し引いたものに3分の1を乗ずるなどして算定したもの

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、事業団補助金の交付額の算定が適切に行われているかなどに着眼して、文部科学省及び事業団において、20年度から23年度までに交付された事業団補助金計10億3156万余円について、交付申請書等の書類を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

前記のとおり、事業団以外の保険者に係る特定健康診査等補助金等の交付額は健診費用の実支出額に3分の1を乗じて得た額と基準単価に実施人数を乗じて算定する基準額とを比較して少ない方の額とするなどとしていることから、これら事業団以外の保険者における健診費用の実支出額に対する補助金等の支給を受けた額の比率をみたところ、最大でも3分の1となっていた。

一方、文部科学省は、補助金予算額の算定の基礎としている健診費用の見込額を算定するに当たり、特定健康診査等の対象者数に占める受診者数等の割合(以下「実施率」という。)の見込値を設定していたが、20年度から23年度までの特定健康診査等の実施率の実績値は、いずれも見込値を大きく下回っており、このうち23年度の状況についてみると、表のとおりとなっていた。

表 平成23年度における特定健康診査等の実施率の見込値及び実績値 (単位：%)

項 目			特定健康診査	特定保健指導
加 入 者	健診費用の見込額の算定に当たり 設定した実施率の見込値	40歳～64歳	—	65.0
		65歳～74歳		60.0
	実施率の実績値		(注)	6.4
被扶養者・任意継続加入者	健診費用の見込額の算定に当たり 設定した実施率の見込値	40歳～64歳	70.0	50.0
		65歳～74歳	70.0	50.0
	実施率の実績値		27.9	9.2

(注) 事業団の被保険者である加入者本人に対する特定健康診査については、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)等において、学校の設置者等が行う健康診断をもって特定健康診査に代えることとされており、その費用は学校の設置者等が負担していることから、事業団補助金の補助対象となっていない。このため、本表において実績値との比較は行っていない。

このため、文部科学省は、健診費用の見込額に3分の1を乗じて得た額を補助金予算額とし、同額を交付決定額としていたが、その額は健診費用の実支出額を上回るようになっていた。そして、前記の交付決定通知により、交付決定額と比較して低い健診費用の実支出額が事業団補助金の確定額となることから、健診費用の実支出額の全額について補助金が支給されていた。

このように、健診費用の実支出額の全額について事業団補助金が支給されている事態は、事業団以外の保険者に対する特定健康診査等補助金等の交付額の算定方法と比べて公平を欠くこと、また、特定健康診査等には事業団が保険者として負担する医療費の増加を抑制する効果が期待されていることから事業団が健診費用を全く負担していないことは合理的でないことなどから適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

#### (節減できた事業団補助金の交付額)

20年度から23年度までの事業団補助金の交付額を事業団以外の保険者に対する特定健康診査等補助金等の交付額の算定方法に準じて試算すると、基準額が健診費用の実支出額に3分の1を乗じて得た額を下回り、事業団補助金の交付額は、健診費用の実支出額に3分の1を乗じて得た額の計3億4385万余円を超えないこととなる。したがって、20年度から23年度までの間に交付された事業団補助金計10億3156万余円については、上記3億4385万余円との差額6億8770万余円が節減できたと認められた。

#### (発生原因)

このような事態が生じていたのは、文部科学省において、事業団補助金の交付額の算定方法を事業団以外の保険者に対する特定健康診査等補助金等の交付額の算定方法に準じた適切なものとすることについての理解が十分でなく、事業団交付要綱に補助金の交付額の算定方法を定めていなかったことなどによると認められた。

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、文部科学省は、25年4月に事業団交付要綱を改正して、25年度以降に交付する事業団補助金の交付額の算定方法について、健診費用等の対象経費の実支出額に3分の1を乗じて得た額と、基準単価に実施人数を乗じて算定する基準額とを比較して少ない方の額とすることとして、事業団以外の保険者に対する特定健康診査等補助金等の交付額の算定方法に準じた適切なものとする処置を講じた。

平成23年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

#### (1) 幼稚園就園奨励費補助金の交付について

(平成23年度決算検査報告202ページ参照)

##### 1 本院が求めた是正改善の処置及び要求した改善の処置

文部科学省は、幼稚園就園奨励費補助金の交付に当たり、園児1人当たりの国庫補助限度額(以下「限度額」という。)を園児家庭の所得階層区分ごとに定めている。しかし、所得階層区分の決定に当たり、住宅控除の適用前の市町村民税の所得割課税額(以下「所得割額」という。)を用いることとされているのに住宅控除の適用後の所得割額を用いたり、父母及び父母以外の家計の主宰者である扶養義務者の所得割額を合算することとされているのに父母のみの所得割額により決定したりしている事態や、途中退園した園児に対する限度額の適用が

区々となっている事態が見受けられた。

したがって、文部科学省において、所得階層区分の決定に当たり、住宅控除の適用前の所得割額により行うこと及び父母以外の家計の主宰者である扶養義務者の判断を適切に行った上で所得割額を合算することについて都道府県及び市町村に対して周知徹底を図るとともに、途中退園した園児について、保育料支払月数に応じた限度額相当額を適用することとするよう、文部科学大臣に対して平成24年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求め、及び同法第36条の規定により改善の処置を要求した。

## 2 当局が講じた処置

本院は、文部科学本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、文部科学省は、本院指摘の趣旨に沿い、24年9月に、都道府県・指定都市教育委員会管理・指導事務主管部課長会議を開催するとともに、25年5月に通知を発するなどして、次のような処置を講じていた。

- ア 住宅控除の適用前の所得割額により所得階層区分を決定することについて、周知徹底を図った。
- イ 所得階層区分の決定に当たっては、同一世帯の父母に加えて、父母以外の家計の主宰者である扶養義務者についての判断を適切に行った上で所得割額を合算するよう周知徹底を図った。
- ウ 途中退園した園児についての取扱いを変更して、保育料支払月数に応じた限度額相当額を適用することとした。

## (2) スポーツ振興基金の有効活用について

(平成23年度決算検査報告208ページ参照)

### 1 本院が表示した意見

文部科学省は平成2年度に独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)に250億円を出資し、センターはこれに民間からの出えん金を加えて運用型の基金としてスポーツ振興基金(以下「振興基金」という。)を設置して、その運用益等を財源としたスポーツ振興基金助成や、スポーツ振興投票の収益を財源としたスポーツ振興くじ助成等の助成業務を行っている。しかし、振興基金の運用益は当初に比べて大きく減少し、これに伴い同基金助成の助成額も減少していて、スポーツの振興を図るための助成業務を運用型の基金助成により実施する必然性が乏しい状況となっているのに、振興基金に多額の資金が保有されている事態が見受けられた。

したがって、文部科学省において、振興基金の現状を踏まえて、そのスポーツの振興に果たす役割をより効果的なものとするために、振興基金を有効に活用するための方策を検討するとともに、有効活用が図られない振興基金については、センターから国に返還させるなどして、財政資金の有効活用を図るよう、文部科学大臣に対して24年9月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

### 2 当局の処置状況

本院は、文部科学本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、文部科学省は、本院指摘の趣旨に沿い、25年2月に、センターに対して、第3期中期目標において振興基金を有効に活用するための方策を検討することを指示してお

り、センターは、同年3月に、振興基金を有効に活用するための方策を検討することを第3期中期計画及び25年度計画に明記した。

そして、文部科学省は、センターの検討結果を踏まえて、振興基金の有効活用について取り組んでいくこととしている。

### (3) 公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について

(平成23年度決算検査報告214ページ参照)

#### 1 本院が要求した改善の処置及び表示した意見

文部科学省並びに同省が所管する独立行政法人日本学術振興会及び独立行政法人科学技術振興機構は、大学等の研究機関に所属する研究者等に公募型の研究資金を配分している。また、文部科学省は各国立大学法人に運営費交付金を交付しており、各国立大学法人は同交付金の一部等及び上記の研究資金を財源として研究活動を実施している。しかし、研究機関において研究者が取引業者に直接研究用物品を発注する場合等における業者選定に事務部門による牽制<sup>けんせい</sup>が機能する仕組みを導入していなかったり、補完的な措置を十分に講じないまま検収業務を省略していたり、実効性のある内部監査が十分に実施されていなかったりしていた事態や、文部科学省において研究機関から提出される実施状況報告書の内容が研究機関における体制整備等の状況を的確に把握できるものとはなっていないなどの事態が見受けられた。

したがって、文部科学省において、研究機関に対して、業者選定に事務部門による牽制が機能する仕組みの導入を促したり、検収業務を確実に実施するよう指導して検収業務を省略する場合には補完的な措置を十分に講じさせたり、効果的な監査手法の導入など実効性のある内部監査の実施を促したりするとともに、実施状況報告書の内容を見直して、現地調査における指導及び助言に対する各研究機関の対応について、適時適切に検証するよう、文部科学大臣に対して平成24年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求し及び意見を表示した。

#### 2 当局が講じた処置

本院は、文部科学本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、文部科学省は、本院指摘の趣旨に沿い、研究機関における公的研究費の不正使用等の防止に関する体制が整備され、その適切な運用が図られるよう、次のような処置を講じていた。

ア 24年11月及び12月に公的研究費の管理及び監査に関する研修会を全国で開催して、取引業者にとり取引帳簿の開示や監査及び調査に協力することなどを盛り込んだ誓約書の提出を義務付けるなど業者選定に事務部門による牽制が機能するようにする取組や取引帳簿の開示を求めるなど実効性のある監査手法を取り入れた内部監査を実施するよう指導した。

イ 24年12月に全ての研究機関に対して通知を発して、研究用物品の検収業務を確実に実施するよう指導するとともに、検収業務の体制整備の状況及びその運用実態を調査して、補完的な措置を十分に講じないまま検収業務を省略しているなど検収業務が確実に実施されていなかった研究機関に対しては改善報告を求めるなどした。

ウ 24年11月から公的研究費の不適切な経理があった研究機関を対象に「ガイドラインの実施等に関する履行状況調査」を順次実施して、同調査により確認された留意事項等につ

いて公表するとともに、その後の改善状況を適時適切に検証する態勢を整えた。また、25年度から実施状況報告書の様式に研究機関における体制整備等の状況を的確に把握するための「補足調査票」を追加して、全ての研究機関から提出させることとした。

## 第10 厚生労働省

### 不 当 事 項

#### 保 険 料 (51) (52)

#### (51) 労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(徴収勘定)	(款) 保険収入	(項) 保険料収入
部 局 等	19 労働局		
保険料納付義務者	徴収不足があった事業主数	332 事業主	
	徴収過大があった事業主数	142 事業主	
徴収過不足額	徴収不足額	343,362,726 円(平成 22 年度～24 年度)	
	徴収過大額	56,224,873 円(平成 22 年度～24 年度)	

### 1 保険料の概要

#### (1) 労働保険

労働保険は、労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)及び雇用保険を総称するものである。このうち、①労災保険は、労働者の業務上の事由又は通勤による負傷、疾病等に対する療養補償給付等を行う保険であり、原則として、事業所に使用される全ての労働者が対象となる。また、②雇用保険は、労働者の失業等に対する失業等給付、雇用安定事業等を行う保険であり、常時雇用される一般労働者のほか、いわゆるパートタイム労働者等の短時間就労者のうち1週間の所定労働時間が20時間以上で継続して31日以上雇用されることが見込まれることなどの要件を満たす者が被保険者となる。

#### (2) 保険料の徴収

保険料は、①労災保険分については事業主が負担して、②雇用保険分については、失業等給付に充てる部分を労働者と事業主とが折半して負担し、雇用安定事業等に充てる部分を事業主が負担して、①と②のいずれも事業主が納付することとなっている。

保険料の納付は、原則として次のとおり行われることとなっている。

ア 毎年度の6月1日から40日以内に、事業主は、都道府県労働局(以下「労働局」という。)に対して、その年度の労働者に支払う賃金総額の見込額に<sup>(注)</sup>保険料率を乗じて算定した概算保険料を申告して、納付する。

イ 次の年度の6月1日から40日以内に、事業主は、労働局に対して、前年度に実際に支払った賃金総額に基づいて算定した確定保険料申告書を提出する。

ウ 労働局は、この申告書の記載内容を審査して、その結果に基づき保険料の過不足分が精算される。

この労働保険の保険料の平成24年度の収納済額は2兆9312億余円に上っている。

(注) 保険料率 労災保険率と雇用保険率に分かれており、それぞれ次のとおりである。

- ① 労災保険率は、労災保険の適用を受ける全ての事業の過去3年間の業務災害及び通勤災害に係る災害率等を考慮して定められており、事業の種類ごとに平成22、23両年度の場合は最低1000分の3から最高1000分の103、24年度の場合は最低1000分の2.5から最高1000分の89となっている。

- ② 雇用保険率は、失業等給付、雇用安定事業等に要する費用を考慮して定められており、22、23両年度の場合は1000分の15.5(ただし、農林、水産等の事業は1000分の17.5、建設の事業は1000分の18.5)、24年度の場合は1000分の13.5(ただし、農林、水産等の事業は1000分の15.5、建設の事業は1000分の16.5)となっている。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、事業主の雇用する労働者の保険加入が適正になされているかなどに着眼して、全国47労働局のうち19労働局において会計実地検査を行い、管内の事業主のうち、短時間就労者を雇用している割合が高いなどと思われる646事業主を選定して、22年度から24年度までの間における各労働局の保険料の徴収の適否について検査した。

検査に当たっては、事業主から提出された確定保険料申告書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

### (2) 検査の結果

検査の結果、前記646事業主のうち、19労働局管内の332事業主について徴収額が343,362,726円不足しており、19労働局管内の142事業主について徴収額が56,224,873円過大となっていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主が確定保険料申告書を提出するに当たり、制度を十分理解していなかったり、計算誤りをしたりなどして、賃金総額の記載が次のように事実と相違するなどしていたのに、19労働局において、これに対する調査確認が十分でなかったことによると認められる。

ア 雇用保険分の保険料の算定において、同保険の加入要件を満たす短時間就労者を保険加入させていなかったため、その賃金が算入漏れとなっていた。

イ 労災保険分の保険料の算定において、事業所に使用される全ての労働者に支払われた賃金により保険料を算定すべきところ、短時間就労者に支払われた賃金が算入漏れとなっていた。

上記アの事態について、事例を示すと次のとおりである。

#### <事例>

東京労働局は、警備業を営む事業主Aから、平成22年度の労働保険の保険料について、雇用保険の被保険者37人に対して支払った賃金総額は180,384千円、その雇用保険分の保険料は2,795,952円であるとした確定保険料申告書の提出を受けて、これに基づき、当該保険料を徴収していた。

しかし、事業主Aは、雇用保険の加入要件を満たす短時間就労者564人を雇用保険に加入させておらず、確定保険料申告書において、これらの者に対して支払った賃金1,441,765千円を賃金総額に算入していなかった。このため、雇用保険分の保険料22,347,357円が徴収不足となっていた。

なお、これらの徴収不足額及び徴収過大額については、本院の指摘により、全て徴収決定又は還付決定の処置が執られた。

これらの徴収不足額及び徴収過大額を労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	本院の調査に係る事業主数	徴収不足があった事業主数 徴収過大があった事業主数	徴収不足額 徴収過大額(△)
北海道	42	19 11	千円 7,526 △ 2,087
青森	20	4 6	1,232 △ 829
岩手	16	9 3	6,273 △ 164
秋田	25	8 4	1,340 △ 971
山形	29	15 2	18,389 △ 183
茨城	31	22 10	20,566 △ 1,052
千葉	47	20 10	16,193 △ 2,490
東京都	83	53 22	156,055 △ 14,068
神奈川県	65	31 15	22,238 △ 4,448
山梨	28	11 5	4,609 △ 761
岐阜	27	12 11	3,630 △ 3,151
愛知	35	19 8	15,621 △ 3,389
三重	27	18 5	10,734 △ 15,463
滋賀	20	10 6	4,370 △ 362
京都	35	14 7	5,418 △ 4,286
大阪	46	28 7	34,553 △ 1,031
奈良	26	12 3	2,998 △ 681
山口	26	14 4	8,602 △ 529
愛媛	18	13 3	3,006 △ 270
計	646	332 142	343,362 △ 56,224

第3章 第1節 第10 厚生労働省

(52) 健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの

会計名及び科目	年金特別会計(健康勘定)	(款)保険収入	(項)保険料収入
	(厚生年金勘定)	(款)保険収入	(項)保険料収入
部局等	厚生労働本省(平成21年12月31日以前は社会保険庁)		
健康保険及び厚生年金保険の事業に関する事務の一部を委任又は委託している相手方	日本年金機構(平成22年1月1日以降)		

保険料納付義務者	556 事業主	
徴収不足額	健康保険保険料	404,392,501 円(平成 21 年度～25 年度)
	厚生年金保険保険料	842,732,164 円(平成 20 年度～25 年度)
	計	1,247,124,665 円

## 1 保険料の概要

### (1) 健康保険及び厚生年金保険

厚生労働省は、平成 22 年 1 月 1 日に社会保険庁が廃止されたことに伴い、従来、社会保険庁が所掌していた健康保険及び厚生年金保険の事業に関する事務を所掌している。そして、同省は、当該事業に関する事務の一部を日本年金機構(以下「機構」という。)に委任又は委託して、機構は、同省の監督の下に、本部、全国 9 ブロック本部、312 年金事務所等において当該委任又は委託された事務を実施している。

健康保険は、常時従業員を使用する事業所の従業員を被保険者として、業務外の疾病、負傷等に関して医療、療養費、傷病手当金等の給付を行う保険である。また、厚生年金保険は、常時従業員を使用する事業所の 70 歳未満の従業員を被保険者として、老齢、死亡等に関して年金等の給付を行う保険である。

そして、事業所に使用される従業員のうち、いわゆるパートタイム労働者等の短時間就労者については、労働時間、労働日数等からみて当該事業所に常用的に使用されている場合には被保険者とするものとされている。

### (2) 保険料の徴収

保険料は、被保険者と事業所の事業主とが折半して負担し、事業主が納付することとなっている。

そして、事業主は、年金事務所(21 年 12 月 31 日以前は、社会保険庁地方社会保険事務局の社会保険事務所又は地方社会保険事務局社会保険事務室)に対して、健康保険及び厚生年金保険に係る次の届け書を提出することとなっている。

- ① 新たに従業員を使用したときなどには、資格取得年月日、報酬月額等を記載した被保険者資格取得届
- ② 被保険者が退職等により資格を喪失したときには、資格喪失年月日等を記載した被保険者資格喪失届
- ③ 毎年 7 月には、同月 1 日現在において使用している被保険者の報酬月額等を記載した被保険者報酬月額算定基礎届
- ④ 被保険者の報酬月額が所定の範囲以上に増減したときには、変更後の報酬月額等を記載した被保険者報酬月額変更届
- ⑤ 賞与を支給したときには、被保険者の賞与額等を記載した被保険者賞与支払届

これらの届け書の提出を受けた年金事務所は、その記載内容を審査するとともに、届け書に記載された被保険者の報酬月額に基づいて標準報酬月額<sup>(注1)</sup>を、また、被保険者の賞与額に基づいて標準賞与額<sup>(注2)</sup>を、それぞれ決定してこれらに保険料率を乗じて得た額を保険料として算定している。厚生労働本省(以下「本省」という。)は、その算定した額を保険料として調査決定するなどして徴収している(21 年 12 月 31 日以前は、社会保険事務所等がこれを行っていた。)

保険料の24年度の収納済額は、健康保険保険料7兆8659億余円、厚生年金保険保険料2兆1549億余円、計32兆0209億余円に上っている。

(注1) 標準報酬月額 健康保険では第1級58,000円から第47級1,210,000円まで、厚生年金保険では第1級98,000円から第30級620,000円までの等級にそれぞれ区分されている。被保険者の標準報酬月額は、実際に支給される報酬月額をこの等級のいずれかに当てはめて決定される。

(注2) 標準賞与額 各被保険者の賞与額から千円未満の端数を切り捨てた額で、健康保険では1か年度の支給累計額で540万円、厚生年金保険では1回の支給につき150万円がそれぞれ上限とされている。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、被保険者資格取得届等の提出が適正になされているかなどに着眼して、9ブロック本部の管轄区域内に所在する215年金事務所において、短時間就労者を多数使用していると見込まれるなどの1,705事業主を対象として、20年度から25年度までの間における保険料の徴収の適否について検査した。

検査に当たっては、本省において、機構本部から提出された保険料の調査決定等の基礎となる書類により、また、上記の215年金事務所において、事業主から提出された健康保険及び厚生年金保険に係る届け書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に年金事務所に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

### (2) 検査の結果

検査の結果、9ブロック本部の管轄区域内に所在する175年金事務所が管轄する1,491事業所の事業主のうち556事業主について、徴収額が1,247,124,665円(健康保険保険料404,392,501円、厚生年金保険保険料842,732,164円)不足していて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主が制度を十分理解していなかったり、誠実でなかったりして、次のように届出を適正に行っていなかったのに、上記の175年金事務所において、これに対する調査確認及び指導が十分でなかったこと、また、本省において機構に対する監督が十分でなかったことによると認められる。

ア 被保険者資格取得届の提出を怠っていたもの

372事業主 徴収不足額 1,085,371,274円

イ 資格取得年月日の記載が事実と相違していたもの

62事業主 徴収不足額 89,225,504円

ウ 被保険者賞与支払届の提出を怠っていたものなど

122事業主 徴収不足額 72,527,887円

徴収不足額の大部分を占める被保険者資格取得届の提出を怠っていた事態について、事例を示すと次のとおりである。

#### <事例>

A会社は、娯楽業の業務に従事する従業員299人を使用していた。同会社の事業主は、これらの従業員のうち220人については勤務時間が短く常用的な使用でないなどとして、年金事務所に対して被保険者資格取得届を提出していなかった。

しかし、上記の220人について調査したところ、同会社はこのうち56人を常用的に使用しており、被保険者資格取得届を提出すべきであった。

このため、健康保険保険料11,397,657円、厚生年金保険保険料19,031,120円、計30,428,777円が徴収不足になっていた。

なお、これらの徴収不足額については、本院の指摘により、全て徴収決定の処置が執られた。

これらの徴収不足額をブロック本部ごとに示すと次のとおりである。

ブロック本部名	年金事務所	本院の調査に係る事業主数	徴収不足があった事業主数	徴収不足額		
				健康保険料 千円	厚生年金保険料 千円	計 千円
北海道	札幌東等10	74	17	3,331	14,002	17,334
東北	青森等7	97	22	24,554	33,879	58,433
北関東・信越	水戸南等19	201	92	50,917	149,954	200,871
南関東	幕張等38	274	112	93,060	267,345	360,406
中部	岐阜南等24	162	62	33,588	62,559	96,147
近畿	大津等34	257	95	66,561	105,822	172,383
中国	広島東等12	119	43	28,689	40,514	69,203
四国	徳島南等6	71	21	8,023	13,475	21,499
九州	東福岡等25	236	92	95,664	155,178	250,843
計	175か所	1,491	556	404,392	842,732	1,247,124

予算経理(53)(54)

- (53) 資金前渡官が行う前渡資金に係る事務において、現金出納簿への登記等が行われていなかったり、俸給及び諸手当の算定等に係る事務において、給与が過大支給又は支給不足になっていたりしていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)厚生労働本省共通費 (組織)国立ハンセン病療養所 (項)国立ハンセン病療養所共通費 (項)国立ハンセン病療養所運営費
部局等	国立療養所奄美和光園
前渡資金に係る事務の概要	現金出納簿への現金の出納の登記、帳簿金庫の検査、検査書の作製等
俸給及び諸手当の算定等に係る事務の概要	俸給及び諸手当の算定、給与の支給等
現金出納簿への現金の出納の登記がなされなかった額(1)	1,226,938,017円(平成21年4月～22年11月)
職員に支給された給与の額	2,125,546,005円(平成21年度～23年度)
上記のうち過大に支給された給与の額(2)	5,127,533円(平成21年度～23年度)

支給不足となっていた給与の額(3)	1,988,036 円(平成 21 年度～23 年度)
(1)、(2)及び(3)の純計	1,230,142,204 円

## 1 前渡資金に係る事務並びに俸給及び諸手当の算定等に係る事務の概要

### (1) 前渡資金に係る事務の概要

国立療養所奄美和光園(以下「療養所」という。)は、厚生労働省設置法(平成 11 年法律第 97 号)に基づき設置された国立ハンセン病療養所で、その組織は庶務課、診療科、薬剤科等にわかれている。そして、療養所の長は、庶務課の職員を資金前渡官吏に任命し、その事務補助者とともに前渡資金に係る事務を行わせている。

資金前渡官吏は、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)に基づき、出納官吏として、所定の様式の現金出納簿を備えて、現金の出納を登記しなければならないとされている。そして、各省各庁の長は、毎年 3 月 31 日に、当該各省各庁所属の職員のうちから検査員を命じて、資金前渡官吏の帳簿金庫を検査させなければならないが、検査員は、帳簿金庫を検査したときは、検査書を作製しなければならないなどとされている。

### (2) 俸給及び諸手当の算定等に係る事務の概要

療養所に勤務する職員には、一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号)等に基づき、給与として俸給及び扶養手当、通勤手当、特勤手当、超過勤務手当、期末手当等の諸手当が支給されている。

俸給は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であり、職員の職務内容、勤務成績、経験年数等によって決定された職務の級及び号俸に応じて、俸給表に定められた額が支給される。そして、新たに採用された職員の号俸は当該職員のそれまでの経験等に基づき、<sup>(注)</sup>昇格した職員の号俸は人事院規則 9-8(初任給、昇格、昇給等の基準)で定める基準に従い、それぞれ算定された号俸とすることとされている。

また、特勤手当は、離島その他の生活の著しく不便な地に所在する官署として人事院規則 9-55(特勤手当等)に定められた官署に勤務する職員に対して支給される。

そして、これら俸給及び諸手当の算定等に係る事務(以下「給与支給事務」という。)は、庶務課において行っている。

(注) 昇格 職員の職務の級が上位の級に変更されること

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、資金前渡官吏が行う会計経理は会計法令等に従って適正に行われているか、給与の支給は適正に行われているかなどに着眼して、平成 21 年度から 24 年度までの間に療養所が経理した前渡資金計 2,890,649,596 円を対象として、現金出納簿、職員別給与簿等を確認することなどにより会計実地検査を行った。

### (2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり、適正とは認められない事態が見受けられた。

#### ア 前渡資金に係る事務について

療養所の資金前渡官吏及びその事務補助者は、21 年 4 月から 22 年 11 月までの間に

支出官から資金前渡官吏に対して交付された前渡資金計1,226,938,017円(21年度782,152,579円、22年度444,785,438円)に係る現金及び預金の受払等について現金出納簿に全く登記していなかった。また、療養所の長から命じられた検査員は、22年3月31日に行わなければならない帳簿金庫の検査を行っていないかった。さらに、帳簿金庫の検査を行っていないにもかかわらず、検査書を作製していた。

イ 給与支給事務について

庶務課は、療養所に新たに採用された職員の号俸を、誤って適正な経験年数に基づく号俸よりも上位の号俸としていたり、職員を昇格させた場合の昇格後の号俸を、誤って人事院規則9-8(初任給、昇格、昇給等の基準)で定められる号俸よりも上位の号俸としていたりなどしていた。このため、職員40名に係る俸給及び諸手当が、21年度から23年度までの間に計5,127,533円過大支給となっていた。

また、22年3月の人事院規則9-55(特地勤務手当等)の改正により特地勤務手当の支給額が減少することとなった官署に勤務する職員に係る経過措置の適用を誤るなどしていたため、職員29名に係る俸給及び諸手当が21年度から23年度までの間に計1,988,036円支給不足となっていた。

上記ア及びイのとおり、21、22両年度に支出官から資金前渡官吏に対して交付された前渡資金1,226,938,017円の受払等について現金出納簿への登記等が行われていなかったり、21年度から23年度までに支給した給与について計5,127,533円の過大支給や計1,988,036円の支給不足となっていたりしている事態は適正とは認められず、現金出納簿へ登記していなかった前渡資金の額と給与の過大支給額の一部が重複していることなどを考慮すると1,230,142,204円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められる。

ア 療養所において、前渡資金に係る事務及び給与支給事務を行う職員の法令順守の意識や基本的な関係法令等に対する認識が欠けていたこと、前渡資金に係る事務及び給与支給事務の適正な執行についての的確な管理、指揮監督等が行われないなど、内部牽制が適切に機能していなかったこと

イ 厚生労働本省において、資金前渡官吏が行う前渡資金に係る事務及び給与支給事務の適正な執行についての指導監督が十分でなかったこと

- (54) 研究用物品の購入に当たり、研究者が業者に虚偽の関係書類を作成させ、国立医薬品食品衛生研究所に架空の取引に係る購入代金を支払わせるなど不適正な会計経理を行っていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)厚生労働本省 (項)食品等安全確保対策費
部 局 等	国立医薬品食品衛生研究所
会計経理の内容	施設等機関における研究用物品の購入
不適正な会計経理の額	4,945,978円

## 1 研究用物品の購入に係る経理の概要

厚生労働省の施設等機関である国立医薬品食品衛生研究所(以下「国衛研」という。)は、国家検定を要する医薬品、食品等の試験及び検査並びにこれに必要な研究を行っており、研究で使用する設備備品及び消耗品(以下「研究用物品」という。)を多数購入している。研究用物品の購入等の契約については、会計法(昭和22年法律第35号)等の会計法令に従い、給付の完了の確認をするために必要な検査をしなければならないなどとされている。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、予算が会計法令に従って適正に執行されているかなどに着眼して、研究用物品の購入契約を対象に、国衛研において納品書、請求書等により会計実地検査を行った。そして、適切でないと思われる事態があった場合には、国衛研に報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

### (2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり会計法令に違反している事態が見受けられた。

国衛研は、平成20年3月に、療品部に所属しているA主任研究官から、研究用物品を950,250円で購入したとする納品書、請求書等の提出を受けて、また、22年4月に、安全情報部に所属しているB部長から、研究用物品を248,000円で購入したとする納品書、請求書等の提出を受けて、これらの購入代金をそれぞれ業者に支払っていた。

しかし、これらの購入代金計1,198,250円については、A主任研究官及びB部長が業者に架空の取引を指示して研究用物品を購入したとする虚偽の納品書、請求書等を作成させて、これにより国衛研に購入代金を支払わせていたものであった。そして、A主任研究官及びB部長は、その全額を業者に預けて別途に経理しており、業者は、これを前受金として管理していた。

また、国衛研における会計書類の保存期限が経過して関係書類が処分されていたため、取引の詳細は不明であるが、19年3月以前にも研究者の架空の取引による購入代金の別途経理が行われており、24年11月の会計実地検査の時点において、業者は上記1,198,250円のほかに、B部長等の名義で3,747,728円を前受金として管理していた。

このように、研究者が虚偽の内容の関係書類を作成して、国衛研に架空の取引に係る購入代金を支払わせているなどの事態は、会計法令に違反していて、上記の計4,945,978円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、研究者において、施設等機関の予算の原資が税金等であるにもかかわらず事実に基づく適正な会計経理を行うという基本的な認識が欠けていたこと、国衛研において、研究用物品の納品検査等が十分でなかったことなどによると認められる。

## 物 件

### (55) 国の庁舎の一部を、使用許可を行わないまま使用させていたなどのため、使用料の徴収額が不足していたもの

会計名及び科目	一般会計 (部)雑収入 (款)国有財産利用収入 (項)国有財産貸付収入
部 局 等	中央労働委員会
国の庁舎の使用許可の概要	労働委員会会館の一部について、事務室等としての使用を許可するもの
使用許可の相手方	一般財団法人労委協会(平成 24 年 3 月 31 日以前は財団法人労委協会)等 8 者
使 用 許 可	平成 18 年 3 月～24 年 3 月
徴収していた使用料	10,601,080 円(平成 18 年度～24 年度)
徴収不足となっていた使用料	3,325,298 円(平成 18 年度～24 年度)

#### 1 労働委員会会館の使用許可の概要等

##### (1) 労働委員会会館の使用許可の概要

中央労働委員会は、労働委員会会館(延べ面積計 9,674.00㎡。以下「会館」という。)に入居し、会館の管理を行っている。

会館の建物は、国の庁舎であり、一般会計所属の国有財産のうち行政財産である。そして、中央労働委員会は、平成 18 年 3 月から 24 年 3 月までの間に、一般財団法人労委協会(24 年 3 月 31 日以前は財団法人労委協会。以下「協会」という。)等 8 者に対して、労働関係資料の収集、編纂<sup>さん</sup>刊行等を行わせるなどのために、国有財産法(昭和 23 年法律第 73 号)に基づき、会館の一部(延べ面積 18、19、20 各年度はそれぞれ計 31.15㎡、21 年度は計 140.49㎡、22、23、24 各年度はそれぞれ計 129.31㎡)について、事務室等としての使用を許可している。

##### (2) 行政財産の使用料

行政財産は、国有財産法に基づき、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用又は収益を許可(以下「使用許可」という。)することができることされており、その場合、財政法(昭和 22 年法律第 34 号)により、原則として、適正な対価として使用料を徴収することとなる。

使用許可の基準は、「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」(平成 19 年財理第 243 号。19 年 1 月以前は「国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱いの基準について」(昭和 33 年蔵管第 1 号)。以下「通達」という。)に示されている。

通達によれば、使用許可を行う場合に徴収する使用料は、毎年度算定した額に消費税等相当額を加えた額とし、これを相手方に通知するものとされている。

そして、中央労働委員会は、前記の 8 者に対する使用許可に係る使用料として、18 年度から 24 年度までの間において計 10,601,080 円を徴収していた。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、使用許可は適切に行われているか、通達に基づき適正な使用料を徴収しているかなどに着眼して、中央労働委員会において、関係資料が保存されていた18年度以降の使用許可等について国有財産使用許可書等を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

### (2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり、適切とは認められない事態が見受けられた。

すなわち、中央労働委員会は、協会が使用許可を受けた事務室のほかに、会館の一部(面積14.65㎡)について使用許可を受けることなく、倉庫として使用していた事態を把握していたにもかかわらず、協会に対して使用許可を行わないまま使用させていた。このため、中央労働委員会は、関係資料により確認することができた18年度から倉庫としての使用が継続していた23年度までの間において、倉庫部分に係る使用料計2,795,259円を徴収していなかった。

また、上記のほか、中央労働委員会が協会等8者から徴収した使用料は消費税等相当額の算定を誤っていたため、関係資料により確認することができた18年度から24年度までの間において、計530,039円が徴収不足となっていた。

したがって、通達に基づき適正な使用料を算定すると、計13,926,378円となり、徴収していた使用料計10,601,080円との差額3,325,298円が徴収不足となっていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、中央労働委員会において、行政財産の使用許可に係る関係法令等を遵守することの重要性に対する認識が欠けていたことなどによると認められる。

## 保 険 給 付 (56)-(62)

### (56) 労働者災害補償保険の休業補償給付の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(労災勘定) (項) 保険給付費
部 局 等	厚生労働本省(平成23年4月以前は相模原労働基準監督署)(支給庁) 相模原労働基準監督署(支給決定庁)
休業補償給付の概要	労働者が業務上の負傷又は疾病による療養のため労働することができないために賃金を受けていない日について支給するもの
支給の相手方	1人
休業補償給付の支給額	42,318,030円(平成4年度~24年度)
不当と認める支給額	9,914,928円(平成8年度~24年度)

## 1 保険給付の概要

### (1) 休業補償給付と障害厚生年金等との併給調整

労働者災害補償保険は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づき、業務上

の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病等に対して療養補償給付、休業補償給付等の保険給付等を行うものである。このうち、休業補償給付は、業務上の負傷又は疾病による療養のため労働することができない労働者(以下「被災労働者」という。)に対して賃金を受け<sup>(注)</sup>ていない日について支給するものであり、その支給額は、給付基礎日額の100分の60に相当する額に、賃金を受けていない日数(以下「休業日数」という。)を乗じて算定することとなっている。

そして、休業補償給付は、被災労働者が、その支給の原因となった傷病と同一の事由により、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の規定による障害厚生年金又は国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定による障害基礎年金(以下、これらを合わせて「障害厚生年金等」という。)の支給を受けることができる場合は、給付基礎日額の100分の60に相当する額に、障害厚生年金等の種類の別に定められた調整率(0.73から0.89までの率)を乗じて得た額に減額して支給することとなっている(以下、調整率を乗じて減額することを「併給調整」という。)

## (2) 併給調整の手続

休業補償給付の支給を受けようとする被災労働者は、同一の事由により障害厚生年金等の支給を受ける場合は、休業補償給付に係る請求書(以下「請求書」という。)に障害厚生年金等の支給を受けることとなった年月日、支給額等を記載するなどして、この請求書を労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)に提出することとなっている。また、休業補償給付の支給を受けている被災労働者は、療養の開始後1年6か月を経過した場合、監督署長に対して、障害厚生年金等の受給の有無等を記載した届書を提出したり、毎年1回、傷病の状態等を記載した報告書を提出したりすることとなっている。

そして、上記請求書等の書類の提出を受けた監督署長は、その内容を調査確認するなどして、同一の事由により障害厚生年金等の支給を受けている被災労働者については併給調整を行った上で、休業補償給付の支給決定を行うこととなっている。

(注) 給付基礎日額 原則として、業務上による負傷又は疾病が発生した日以前の3か月間に被災労働者に対して支払われた賃金の総額をその期間の総日数で除した金額

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、休業補償給付の支給を受けている被災労働者に対して同一の事由により障害厚生年金等が支給されている場合に休業補償給付の併給調整が適正に行われているかなどに着眼して、全国47都道府県労働局の321労働基準監督署のうち、6都道府県労働局管内の27労働基準監督署において、請求書、支給決定決議書、届書等の書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

### (2) 検査の結果

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

神奈川労働局(平成12年3月31日以前は神奈川労働基準局)管内の相模原労働基準監督署(以下「相模原署」という。)は、管内の事業場に勤務していた労働者Aから、4年8月から25年2月までの間に計216回にわたり請求書の提出を受けて、4年2月から25年1月までの間の休業日数計6,606日に係る休業補償給付計42,318,030円の支給決定を行い、これに基づいて厚生労働本省(23年4月以前は相模原署)がAに対して同額の休業補償給付

を支給していた。そして、相模原署は、支給決定に当たり、A から提出された請求書には障害厚生年金等の支給を受けることとなった旨の記載がなかったことなどから、併給調整を行っていなかった。

しかし、10年2月にA から提出されていた書類には、9年1月から障害厚生年金等の支給を受けることとなった旨の記載があったことから、相模原署を通じて、年金事務所及びA に対して障害厚生年金等の受給状況を確認したところ、A は同月から障害厚生年金等の支給も受けていて、その支給要件は休業補償給付の支給を受ける原因となった傷病と同一の事由によるものであった。

したがって、9年1月以降の休業日数計5,661日に係る休業補償給付の支給決定に当たっては、併給調整を行う必要があったと認められ、同月から25年1月までの間に係る休業補償給付について併給調整を行ったとして適正な休業補償給付の支給額を算定すると32,403,102円となり、前記の休業補償給付42,318,030円との差額9,914,928円は支給が適正でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、相模原署において、A から提出された書類の内容の調査確認が十分でなかったことなどによると認められる。

なお、本院の指摘により、この適正でなかった支給額のうち、時効が成立しているものを除いた3,152,688円については、返還の処置が執られた。

**(57) 雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの**

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項)失業等給付費
部 局 等	厚生労働本省(支給庁) 21 公共職業安定所(支給決定庁)
支給の相手方	47人
不当と認める失業等給付金	(1) 求職者給付 (2) 就職促進給付
失業等給付金の支給額の合計	(1) 57,564,633円(平成22年度~24年度) (2) 4,413,413円(平成23、24両年度) 計 61,978,046円
不当と認める支給額	(1) 11,163,897円(平成22年度~24年度) (2) 4,283,381円(平成23、24両年度) 計 15,447,278円

**1 保険給付の概要**

**(1) 雇用保険**

雇用保険は、常時雇用される労働者等を被保険者として、被保険者が失業した場合、被保険者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合等に、その生活及び雇用の安定を図るなどのために失業等給付金の支給を行うほか、雇用安定事業等を行う保険である。

**(2) 失業等給付金の種類**

失業等給付金には、次の求職者給付及び就職促進給付のほか、教育訓練給付及び雇用継続給付の4種がある。

ア 求職者給付には7種の手当等があり、このうち基本手当は、失業等給付金の支給額の大半を占めており、失業者の生活の安定を図る上で基本的な役割を担うもので、受給資格者<sup>(注)</sup>が失業している日について所定給付日数を限度として支給される。

イ 就職促進給付には5種の手当等があり、このうち再就職手当は、受給資格者が基本手当を受給できる日数を所定給付日数の3分の1以上残して安定した職業に就いた場合に支給される。

(注) 受給資格者 被保険者が、離職して労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができない状態にあり、原則として、離職日以前2年間に被保険者期間が通算して12か月以上(倒産等により離職した者(特定受給資格者)及び特定受給資格者以外の者であって期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新を希望したにもかかわらず、当該更新がないことなどにより離職した者については、離職日以前1年間に被保険者期間が通算して6か月以上)あることの要件を満たして、公共職業安定所において基本手当を受給する資格があると決定された者

### (3) 失業等給付金の支給

上記の手当は、公共職業安定所が次のように支給決定を行い、これに基づいて厚生労働本省が支給することとなっている。

ア 基本手当については、受給資格者から提出された失業認定申告書に記載されている就職又は就労(臨時的に短期間仕事に就くこと)の有無等の事実について確認して、失業の認定を行った上で、支給決定を行う。

イ 再就職手当については、受給資格者から提出された再就職手当支給申請書に記載されている雇入年月日等について調査確認の上で、支給決定を行う。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、失業等給付金の支給を受けた者(以下「受給者」という。)に対する失業等給付金の支給決定が適正に行われているかに着眼して、全国47都道府県労働局(以下、都道府県労働局を「労働局」という。)の437公共職業安定所(平成25年3月末現在)のうち、7労働局管内の41公共職業安定所において会計実地検査を行い、主として22年度から24年度までの間における受給者から1,684人を選定して、失業等給付金の支給の適否について検査した。

検査に当たっては、受給者から提出された失業認定申告書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、他の年度分も含めて更に当該公共職業安定所に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

### (2) 検査の結果

検査の結果、5労働局の21公共職業安定所管内における22年度から24年度までの間の受給者47人については、再就職した後も引き続き失業等給付金の支給を受けるなどしており、これらに対する失業等給付金の支給額61,978,046円のうち15,447,278円は、支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認められる。これを給付の種別に示すと次のとおりである。

ア 求職者給付

21 公共職業安定所管内の受給者 47 人に対する基本手当の支給額 57,564,633 円のうち 11,163,897 円は、支給の要件を満たしていなかった。

イ 就職促進給付

7 公共職業安定所管内の受給者 7 人に対する再就職手当の支給額 4,413,413 円のうち 4,283,381 円は、支給の要件を満たしていなかった。

このような事態が生じていたのは、受給者が誠実でなかったため、失業認定申告書及び再就職手当支給申請書の記載内容が事実と相違するなどしていたのに、前記の 21 公共職業安定所において、これに対する調査確認が十分でないまま支給決定を行っていたことによると認められる。

なお、これらの適正でなかった支給額については、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。

これらの適正でなかった支給額を労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	公共職業安定所	本院の調査に係る受給者数	不適正受給者数	左の受給者に支給した失業等給付金	左のうち不当と認める失業等給付金	
					千円	千円
青 森	青森等 6	234	9	7,957	1,849	1,849
	八戸等 2	38	2	1,045	1,045	1,045
	小計			9,002	2,894	2,894
宮 城	仙台等 4	256	12	19,702	2,636	2,636
	小計			19,702	2,636	2,636
福 島	福島等 5	276	17	25,501	4,904	4,904
	二本松小計	23	1	462	462	462
愛 媛	松山等 3	178	4	665	272	272
	小松山等 3	84	3	2,645	2,645	2,645
鹿 児 島	鹿児島等 3	93	5	3,737	1,502	1,502
	小計	36	1	260	130	130
求職者給付計	21か所	1,037	47	57,564	11,163	11,163
就職促進給付計	7か所	181	7	4,413	4,283	4,283
合 計				61,978	15,447	15,447

注(1) 上段は求職者給付に係る分、下段は就職促進給付に係る分である。

注(2) 公共職業安定所数及び不適正受給者数については、両給付間で重複しているものがあり、実数はそれぞれ21か所、47人である。

(58) 雇用保険の雇用調整助成金の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項) 地域雇用機会創出等対策費
部 局 等	17 労働局
支給の相手方	146 事業主
雇用調整助成金の支給額の合計	4,085,907,727 円(平成 20 年度～25 年度)
不当と認める支給額	1,050,504,447 円(平成 20 年度～24 年度)

## 1 保険給付の概要

### (1) 雇用調整助成金

雇用調整助成金は、雇用保険(前掲 221 ページの「雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの」参照)で行う事業のうちの雇用安定事業の一環として、景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合等における失業の予防その他雇用の安定を図るために、雇用する被保険者(以下「被保険者」という。)について休業若しくは教育訓練(以下「休業等」という。)又は出向により雇用調整を行った事業主に対して、休業手当等の一部を助成するものである。

### (2) 雇用調整助成金の支給

雇用調整助成金の支給要件は、休業等の場合、売上高等が一定以上減少するなどしている事業主が、労働組合等との間で休業等についての協定を結び、これに基づいて、被保険者について休業等を行うことなどとなっている。そして、支給額は、1人1日当たりの平均賃金額<sup>(注1)</sup>に上記の協定による賃金の支払率及び所定の助成率<sup>(注2)</sup>を乗ずるなどして算出される額に、休業等を行った延べ人日数を乗じて、休業等を行った期間ごとに算定することとなっている。また、教育訓練を行った場合には、上記の額に、訓練費として所定の単価<sup>(注3)</sup>に教育訓練の延べ人日数を乗じて得た額を加算することとなっている。

雇用調整助成金の支給を受けようとする事業主は、休業等を行う前に、休業等を行う期間ごとに実施計画届及び添付書類を都道府県労働局(以下「労働局」という。)に提出し、休業等を行った後に、支給申請書及び添付書類を労働局に提出することとなっている。そして、労働局は、実施計画届、支給申請書等に記載されている休業等の実施状況、休業手当等の支払状況、事業主の過去の不正受給の有無等を審査した上で、支給決定を行い、これに基づいて雇用調整助成金の支給を行うこととなっている。また、労働局は、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない支給を受け、又は受けようとした事業主に対して、支給の取消しを行い、又は不支給とすることなどとされている。

(注1) 1人1日当たりの平均賃金額 事業主に係る労働保険の確定保険料算定の基礎となった賃金総額を、被保険者数及び年間所定労働日数で除して算出される額

(注2) 所定の助成率 原則として、中小企業以外の事業主については3分の2、中小企業事業主については5分の4

(注3) 所定の単価 原則として、中小企業以外の事業主については1人1日当たり4,000円、中小企業事業主については1人1日当たり6,000円。ただし、平成23年4月1日以降に事業所内において訓練を行う場合は、中小企業以外の事業主については1人1日当たり2,000円、中小企業事業主については1人1日当たり3,000円。24年10月1日以降(岩手、宮城、福島各県に所在する事業主は25年4月1日以降)に同訓練を行う中小企業以外の事業主については1人1日当たり1,000円、中小企業事業主については1人1日当たり1,500円

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、事業主に対する雇用調整助成金の支給決定が適正に行われているかに着眼して、全国47労働局のうち、19労働局において会計実地検査を行い、平成20年度から25年度までの間に休業等に係る雇用調整助成金の支給を受けた事業主か

ら625事業主を選定して、雇用調整助成金の支給の適否について検査した。

検査に当たっては、事業主から提出された実施計画届、支給申請書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

## (2) 検査の結果

検査の結果、17労働局管内における146事業主は、休業等を行っていないのに行ったなどと偽ったり、支給額算定の基礎となる休業等の延べ人日数を誤ったりして申請しており、これら146事業主に対する雇用調整助成金の支給額4,085,907,727円のうち1,050,504,447円は支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認められる。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

### <事例>

茨城労働局は、事業主Aから、平成21年5月から24年4月までの間に、計28回、延べ6,160人日(休業分延べ1,126人日、教育訓練分延べ5,034人日)の休業及び教育訓練を行ったとする支給申請書及び添付書類の提出を受けて、これに基づき、雇用調整助成金計76,080,749円(休業分8,657,464円、教育訓練分67,423,285円)を事業主Aに支給していた。

しかし、実際には、事業主Aは、被保険者の勤務の状況等について事実と相違する添付書類を作成して、1回、延べ93人日の休業しか行っていないのに、上記のとおり行っていると偽って申請していたことから、事業主Aに対する雇用調整助成金計76,080,749円のうち75,361,859円(休業分7,938,574円、教育訓練分67,423,285円)が支給の要件を満たしていなかった。

このような事態が生じていたのは、事業主が誠実でなかったなどのため、支給申請書等の記載内容が事実と相違していたのに、前記の17労働局において、これに対する調査確認が十分でないまま支給決定を行っていたことによると認められる。

なお、これらの適正でなかった支給額については、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。

これらの適正でなかった支給額を労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	本院の調査に係る事業主数	不適正受給事業主数	左の事業主に支給した雇用調整助成金	左のうち不当と認める雇用調整助成金
			千円	千円
青森	23	3	61,054	8,987
宮城	25	5	183,344	21,246
山形	28	3	117,371	107,393
茨城	26	14	381,910	89,216
千葉	38	10	359,117	38,518
東京都	54	18	392,998	282,811
神奈川県	33	10	418,903	57,852
山梨	42	6	57,119	8,066
岐阜	35	7	197,022	17,784
愛知	35	10	198,936	61,959
三重	48	11	726,697	45,946
滋賀	21	4	74,061	17,808
京都	47	7	143,123	31,784
大阪	45	12	223,552	151,796
奈良	26	4	162,609	3,127
福岡	48	17	237,142	105,488
鹿児島	16	5	150,940	717
計	590	146	4,085,907	1,050,504

(59) 雇用保険の特定求職者雇用開発助成金(被災者雇用開発助成金)の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項) 高齢者等雇用安定・促進費
部 局 等	10 労働局
支給の相手方	29 事業主
被災者雇用開発助成金の支給額の合計	91,802,396 円(平成 23、24 両年度)
不当と認める支給額	36,049,652 円(平成 23、24 両年度)

1 保険給付の概要

(1) 特定求職者雇用開発助成金

特定求職者雇用開発助成金は、雇用保険(前掲 221 ページの「雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの」参照)で行う事業のうちの雇用安定事業の一環として、雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)等に基づき、特定の求職者を雇い入れた事業主に対して、当該労働者の賃金の一部を助成するもので、特定就職困難者雇用開発助成金及び高年齢者雇用開発特別奨励金のほか、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(平成 23 年厚生労働省令第 58 号)により、平成 23 年 5 月以降、当分の間、暫定措置として定められている被災者雇用開発助成金がある。

(2) 被災者雇用開発助成金の支給

被災者雇用開発助成金の支給要件は、次のいずれかに該当する者について、再就職を早急に支援するため、事業主が公共職業安定所等(以下「安定所等」という。)の紹介により、1 年以上継続して雇用することが見込まれる労働者として雇い入れることなどとなっている。

ア 東日本大震災(23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震(同月 12 日に発生した長野県北部を震源とする地震を含む。)及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下「震災」という。)に際し災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)が適用された市町村の区域(東京都に属するものを除く。以下「特定被災区域」という。)において就業していた者で、震災により離職を余儀なくされ、その後安定した職業についたことがない者

イ 特定被災区域に居住(震災により特定被災区域外に住所又は居所を変更している者を含み、震災の発生後に特定被災区域へ居住することとなった者を除く。)し、震災後安定した職業についたことがなく、23 年 3 月 11 日から 24 年 9 月 30 日までの間に安定所等から職業を紹介され、又は職業指導を受けた者その他求職活動を行った者(以下、ア及びイを合わせて「被災離職者等」という。)

そして、支給額は、原則として、新たに雇い入れた被災離職者等 1 人につき中小企業事業主以外の事業主の場合は 50 万円、中小企業事業主の場合は 90 万円となっており、これを 6 か月ごとに 2 回に分け、それぞれ 25 万円、45 万円ずつ支給することとなっている。

また、23 年 11 月から、1 年以上継続して雇用した被災離職者等が 10 人以上に達した事業主に対して、上記の支給額に加え、中小企業事業主以外の事業主の場合は 50 万円、

中小企業事業主の場合は90万円の上乗せ助成金を支給することとされている。

被災者雇用開発助成金の支給を受けようとする事業主は、当該助成金に係る支給申請書及び支給要件を満たした労働者に係る出勤簿等の添付書類を都道府県労働局(以下「労働局」という。)に提出することとなっている。そして、労働局は、支給申請書等に記載されている当該労働者の氏名、生年月日、雇用年月日、賃金の支払、事業主の過去の不正受給の有無等を審査した上、支給決定を行い、これに基づいて被災者雇用開発助成金の支給を行うこととなっている。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、事業主に対する被災者雇用開発助成金の支給決定が適正に行われているかに着眼して、全国47労働局のうち、20労働局において会計実地検査を行い、23、24両年度に被災者雇用開発助成金の支給を受けた事業主から348事業主を選定して、被災者雇用開発助成金の支給の適否について検査した。

検査に当たっては、事業主から提出された支給申請書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

### (2) 検査の結果

検査の結果、10労働局管内における29事業主は、既に雇い入れている者又は事実上雇入れが決定している者に形式的に安定所等の紹介を受けさせて、その紹介により雇い入れたこととして申請するなどしており、これら29事業主に対する被災者雇用開発助成金の支給額91,802,396円のうち36,049,652円は支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主が誠実でなかったなどのため、支給申請書等の記載内容が事実と相違していたのに、前記の10労働局において、これに対する調査確認が十分でないまま支給決定を行っていたことによると認められる。

なお、これらの適正でなかった支給額については、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。

これらの適正でなかった支給額を労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	本院の調査に係る事業主数	不適正受給事業主数	左の事業主に支給した被災者雇用開発助成金	左のうち不当と認める被災者雇用開発助成金
			千円	千円
青森	21	1	2,250	900
岩手	22	2	3,600	900
宮城	35	4	26,785	14,113
福島	31	6	32,123	7,120
茨城	37	6	11,923	3,267
千葉県	20	2	3,300	3,300
神奈川県	23	3	4,950	2,700
岐阜県	12	1	900	900
愛知県	17	2	4,169	1,498
大阪府	22	2	1,800	1,350
計	240	29	91,802	36,049

(60) 雇用保険の事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の支給が適正でなかったもの  
 (61)

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項)男女均等雇用対策費
部 局 等	2 労働局
支給の相手方	2 事業主
不当と認める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金	(1) 設置費助成金
	(2) 運営費助成金
	(3) 遊具購入費助成金
事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の支給額の合計	(1) 21,035,000 円(平成 22 年度)
	(2) 5,940,000 円(平成 23 年度)
	(3) 400,000 円(平成 22 年度)
	計 27,375,000 円
不当と認める支給額	(1) 21,035,000 円(平成 22 年度)
	(2) 3,960,000 円(平成 23 年度)
	(3) 400,000 円(平成 22 年度)
	計 25,395,000 円

## 1 制度の概要

### (1) 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の概要

事業所内保育施設設置・運営等支援助成金(平成 23 年 8 月以前は事業所内保育施設設置・運営等助成金。以下「助成金」という。)は、雇用保険で行う事業のうちの雇用安定事業の一環として、職業生活と家庭生活の両立支援に対する事業主の取組を促し、もってその労働者の雇用の安定に資することを目的として、自ら雇用する労働者等の子の保育を行うために一定基準を満たす事業所内保育施設(以下「保育施設」という。)の設置、運営、保育遊具等の購入等を行った雇用保険の適用事業主等(以下「事業主等」という。)に対して、都道府県労働局(以下「労働局」という。)が支給しているものである。

### (2) 助成金の支給

厚生労働省が定めた両立支援助成金支給要領(平成 23 年 9 月 1 日付け雇児 0901 第 13 号。23 年 8 月以前は事業所内保育施設設置・運営等助成金支給要領。以下「支給要領」という。)によれば、助成金の支給対象となる保育施設の要件は、保育する乳幼児の定員が 10 人以上であること、保育施設の利用者は、原則として、事業主等の雇用する労働者等であることなどとされている。

支給要領によれば、助成金の支給対象となる費用には、保育施設の設置費、運営費、保育遊具等購入費等がある。これらのうち、設置費を支給対象とする助成金(以下「設置費助成金」という。)の助成率は保育施設の建築等に要した費用の 3 分の 2 等で、その支給限度額は 2300 万円とされ、事業主等は、労働局の認定を受けた事業所内保育施設設置・運営計画に基づき保育施設を設置した後、保育施設の設置費等を記載した事業所内保育施設設置・運営等支援助成金支給申請書(23 年 8 月以前は事業所内保育施設設置・運営等助成金支給申請書。以下「支給申請書」という。)に、工事請負契約書(工事費内訳書を含む)、設置費等の領収書等を添付して労働局へ提出することとされている。

そして、運営費を支給対象とする助成金(以下「運営費助成金」という。)の助成率は保育施設の運営に要した費用(専任の保育士等の person 費、施設が賃貸である場合はその賃借料等)の合計額に対して、1年目から5年目までは3分の2等で、その支給限度額は保育施設の運営の形態等に応じた額とされ、保育施設の利用者の中に事業主等が自ら雇用する労働者が1名以上いない月については支給しないことなどとされている。そして、事業主等は、毎年1月から12月までの運営費等を記載した支給申請書に保育士の賃金台帳、保育の実施状況を明らかにする保育日誌等を添付して翌年1月中旬に労働局に提出することとされている。

また、保育遊具等購入費を支給対象とする助成金(以下「遊具購入費助成金」という。)の支給限度額は40万円とされ、保育遊具等1品の単価が1万円以上、総額20万円以上の保育遊具等を購入した場合に、購入に要した額から10万円を控除した額を助成することなどとされている。

支給申請書等の提出を受けた労働局は、支給申請書に記載された設置費等の金額が領収書や賃金台帳等から算出される金額と合致するかなど支給申請書等の内容を審査して、適切なものであると認めた場合、支給決定を行い、これに基づいて助成金の支給を行うこととされており、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない助成金の支給を受け、又は受けようとした事業主等に対しては、支給決定を取り消した上で支給した助成金を返還させることなどとされている。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、事業主等に対する設置費助成金等の支給決定が適正に行われているかなどに着眼して、全国47労働局のうち、18労働局において会計実地検査を行い、21年度から23年度までの間に設置費助成金等の支給を受けた事業主等から50事業主等を選定して、事業主等から提出された支給申請書等の書類を確認するなどの方法により検査を行った。

### (2) 検査の結果

検査の結果、2労働局管内における2事業主において、設置費助成金及び遊具購入費助成金の支給申請に当たり、虚偽の工事請負契約書及び領収書を添付して事実と相違した設置費等の金額を支給申請書に記載して水増しするなどしていたり、運営費助成金の支給申請に当たり、保育施設の利用者の中に事業主が自ら雇用する労働者が1名もおらず支給要件を満たしていなかったりしているのに、2労働局は、これらの事業主に対して支給決定を行っていた。これにより、2事業主に対する設置費助成金等計27,375,000円のうち、25,395,000円の支給が適正でなく、不当と認められる。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

#### <事例>

福岡労働局は、平成22年度に、管内の事業主Aから保育施設の設置費を9,240,000円とする支給申請書、工事請負契約書、領収書等の提出を受けて、これに基づき算定した設置費助成金5,775,000円をAに支給していた。しかし、Aが実際に施工業者に支払った設置費は4,725,000円であり、Aは、虚偽の領収書等を添付して設置費を事実と相違した9,240,000円と支給申請書に記載して設置費を水増ししていたことから、設置費助成金5,775,000円の支給が適正でなかった。

また、同局は、23年1月から12月までの12か月分に係る運営費助成金について、Aから支給申請書等の提出を受けて、これに基づき算定した運営費助成金5,940,000円をAに支給していた。しかし、同年5月から12月までの8か月間は、同保育施設の利用者の中にAが自ら雇用する労働者が1名もいなかったことから、この期間に係る運営費助成金3,960,000円は支給要件を満たしておらず、支給が適正でなかった。

このような事態が生じていたのは、助成金の支給申請に係る審査に当たり、前記の2労働局において、事業主から提出された支給申請書や領収書等の記載内容が事実と相違するなどしていたのに、これに対する調査確認が十分でないまま支給決定を行っていたことによると認められる。

なお、これらの不当と認める支給額については、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。

以上を労働局ごとに示すと次のとおりである。

	労働局名	本院の調査に係る 事業主数	不適正受給事業主 数	左の事業主に支給 した助成金		左のうち不当と認 める助成金	
				千円		千円	
(60)	茨城	4	1	(1) 15,260	(1) 15,260	(3) 400	(3) 400
(61)	福岡	4	1	(1) 5,775	(1) 5,775	(2) 5,940	(2) 3,960
(60)(61)の計		8	2	(1) 21,035	(1) 21,035	(2) 5,940	(2) 3,960
				(3) 400	(3) 400		
	合計			27,375	27,375	25,395	25,395

(注) 「左の事業主に支給した助成金」及び「左のうち不当と認める助成金」の(1)は設置費助成金、(2)は運営費助成金、(3)は遊具購入費助成金に係る分である。

## (62) 厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	年金特別会計(厚生年金勘定) (項) 保険給付費
部局等	厚生労働本省(平成21年12月31日以前は社会保険庁)
厚生年金保険の事業に関する事務の一部を委任又は委託している相手方	日本年金機構(平成22年1月1日以降)
支給の相手方	32人
老齢厚生年金の支給額の合計	56,825,915円(平成21年度~24年度)
不当と認める支給額	22,292,908円(平成21年度~24年度)

### 1 保険給付の概要

#### (1) 厚生年金保険の給付

厚生労働省は、平成22年1月1日に社会保険庁が廃止されたことに伴い、従来、社会保険庁が所掌していた厚生年金保険の事業に関する事務を所掌している。そして、同省は、当該事業に関する事務の一部を日本年金機構(以下「機構」という。)に委任又は委託して、機構は、同省の監督の下に、本部、全国9ブロック本部、312年金事務所等において当該委任又は委託された事務を実施している。

厚生年金保険(前掲 211 ページの「健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの」参照)において行う給付には、老齢厚生年金等がある。

## (2) 老齢厚生年金

### ア 老齢厚生年金の支給の原則

老齢厚生年金では、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)により、厚生年金保険の適用事業所に使用された期間(以下「被保険者期間」という。)を 1 か月以上有し、老齢基礎年金に係る保険料納付済期間が 25 年以上ある者等が 65 歳以上である場合に受給権者となる。

### イ 特別支給の老齢厚生年金

特別支給の老齢厚生年金では、当分の間の特例として、原則 60 歳以上で被保険者期間を 1 年以上有し、老齢基礎年金に係る保険料納付済期間が 25 年以上ある者等が受給権者となっている。

### ウ 特別支給の老齢厚生年金の給付額

特別支給の老齢厚生年金の給付額(以下「年金給付額」という。)は、受給権者の被保険者期間、その期間における報酬、生年月日等を基に算定される額(以下「基本年金額」という。)と配偶者等について加算される額との合計額となっている。

### エ 特別支給の老齢厚生年金の支給の停止

特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、厚生年金保険の適用事業所に常用的に使用されて被保険者となった場合において、総報酬月額相当額<sup>(注)</sup>と基本月額(基本年金額を 12 で除して得た額)との合計額が 280,000 円を超えるときなどには、基本年金額の一部又は年金給付額の全部の支給を停止することとなっている。

そして、この場合の支給停止の手続は次のとおりである。

- ① 厚生年金保険の適用事業所の事業主は、常用的に使用している者が受給権者であるときは、その者の年金手帳により氏名、基礎年金番号等を確認した上で、資格取得年月日、報酬月額等を記載した被保険者資格取得届を年金事務所(21 年 12 月 31 日以前は、社会保険庁地方社会保険事務局の社会保険事務所又は地方社会保険事務局社会保険事務室)に提出する。
- ② 年金事務所は、これを調査確認の上、届出内容を機構本部(21 年 12 月 31 日以前は社会保険庁)に伝達する。
- ③ 機構本部が届出内容に基づいて算定した受給権者に係る年金の支給停止額を厚生労働本省(以下「本省」という。)が確認し、決定する(21 年 12 月 31 日以前は社会保険庁がこれらの機構本部及び本省が行う事務を行っていた。)

(注) 総報酬月額相当額 標準報酬月額と、受給権者が被保険者である日の属する月以前 1 年間の標準賞与額(総額)を 12 で除して得た額との合算額

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、被保険者資格取得届等の提出が適正になされているかなどに着眼して、9 ブロック本部の管轄区域内に所在する 130 年金事務所において、特別支給の老齢厚生年金の受給権者等を使用している 263 事業主を対象として、21 年度から 24 年度までの間における老齢厚生年金の支給の適否について検査した。

検査に当たっては、本省において、機構本部から提出された年金の支給額に関する関係書類により、また、上記の130年金事務所において、事業主から提出された厚生年金保険に係る届け書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に年金事務所に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、6ブロック本部の管轄区域内に所在する21年金事務所が管轄する27事業所の特別支給の老齢厚生年金等の受給権者32人については、当該事業所において常用的に使用されて厚生年金保険の被保険者資格要件を満たして、総報酬月額相当額と基本月額との合計額が280,000円を超えるなどしていた。このような場合には、機構本部において、基本年金額の一部又は年金給付額の全部の支給を停止するための手続をとる必要があったのに、被保険者資格取得届が提出されなかったことなどからこの手続がとられておらず、本省(21年12月31日以前は社会保険庁)は、これらの32人について、基本年金額の一部又は年金給付額の全部の支給を停止していなかった。

したがって、上記の32人に対する老齢厚生年金の支給(支給額56,825,915円)のうち22,292,908円については、支給が適正でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、受給権者又は事業主が制度を十分理解していなかったり誠実でなかったりして、事業主が前記の届出を怠るなどしていたのに、上記の21年金事務所においてこれに対する調査確認及び指導が十分でなかったこと、また、本省において機構に対する監督が十分でなかったことによると認められる。

なお、これらの適正でなかった支給額については、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。

これらの適正でなかった支給額をブロック本部ごとに示すと次のとおりである。

ブロック本部名	年金事務所	本院の調査に係る受給権者等数	不適正受給権者数	左の受給権者に係る支給額	左のうち不当と認める支給額	
		人	人	千円	千円	
北海道	新さっぽろ等	2	27	3	7,394	1,699
北関東・信越	水戸南等	2	19	4	6,890	1,887
南関東	上野等	5	51	7	18,422	5,968
中部	岐阜南等	3	24	4	5,355	1,902
近畿	玉出等	6	52	10	14,804	8,859
中国	広島西等	3	51	4	3,957	1,975
計	21か所	224	32	56,825	22,292	

医療費 (63) (64)

(63) 医療費に係る国の負担が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省	(項)医療保険給付諸費
		(項)生活保護費
		(項)障害保健福祉費
	年金特別会計(健康勘定)	(項)保険料等交付金

	<p>平成 21 年度(21 年 12 月末まで)は、</p> <p>年金特別会計(健康勘定) (項) 保険料等交付金</p> <p>船員保険特別会計 (項) 疾病保険給付費及保険者納付金</p> <p>20 年度は、</p> <p>年金特別会計(健康勘定) (項) 保険給付費及保険者納付金</p> <p>船員保険特別会計 (項) 疾病保険給付費及保険者納付金</p>
部 局 等	厚生労働本省、社会保険庁(平成 21 年 12 月末まで)、7 地方厚生(支)局(指導監督庁。20 年 10 月以降)、30 都道府県
国の負担の根拠	健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)、船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)等
医療給付の種類	健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、生活保護法等に基づく医療
実施主体	国、全国健康保険協会、都道府県 19、市 342、特別区 20、町 130、村 12、後期高齢者医療広域連合 41、国民健康保険組合 41、計 607 実施主体
医療機関等数	医療機関 229、薬局 40、訪問看護事業所 6
過大に支払われていた医療費に係る診療報酬項目等	入院基本料、在宅医療料、調剤報酬等
過大に支払われていた医療費の件数	131,819 件(平成 20 年度～24 年度)
過大に支払われていた医療費の額	2,376,985,546 円(平成 20 年度～24 年度)
不当と認める国の負担額	948,471,028 円(平成 20 年度～24 年度)

## 1 医療給付の概要

### (1) 医療給付の種類

厚生労働省の医療保障制度には、後期高齢者医療制度、医療保険制度及び公費負担医療制度があり、これらの制度により次の医療給付が行われている。

ア 後期高齢者医療制度において、高齢者の医療の確保に関する法律(以下「高齢者医療確保法」という。)に基づき、各都道府県の区域内に住所を有する後期高齢者(75 歳以上の者又は 65 歳以上 75 歳未満の者で一定の障害の状態にある者をいう。以下同じ。)に対して後期高齢者医療の事務を処理するために当該都道府県の区域内の全ての市町村(特別区を含む。以下同じ。)が加入する後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が行う医療

イ 医療保険制度の一環として、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法等(以下「医療保険各法」という。)に規定する保険者が、医療保険各法に基づき後期高齢者を除く被保険者(被扶養者を含む。以下同じ。)に対して行う医療

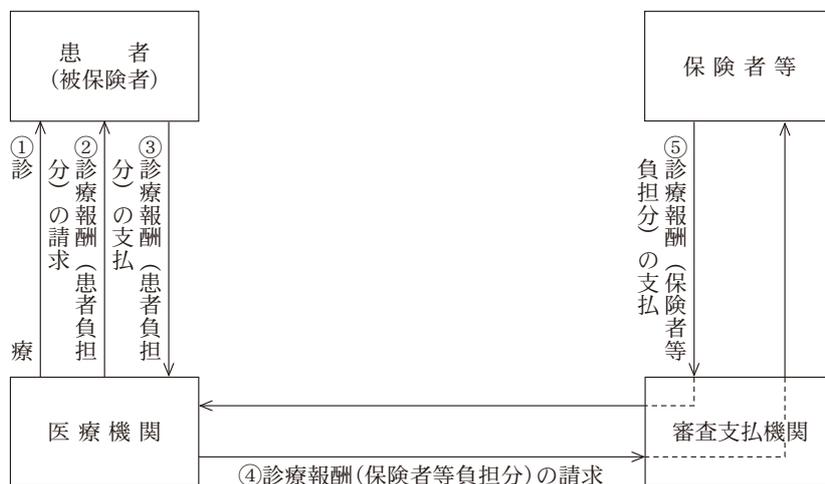
ウ 公費負担医療制度の一環として、都道府県又は市町村が、生活保護法に基づき被保護者に対して行う医療等

(2) 診療報酬、調剤報酬又は訪問看護療養費

これらの医療給付においては、被保険者(上記ウの被保護者等を含む。以下同じ。)が医療機関で診察、治療等の診療を受けた場合、薬局で薬剤の支給等を受けた場合、又は居宅において継続して療養を受ける状態にある者が訪問看護事業所の行う訪問看護を受けた場合に、広域連合、保険者、都道府県又は市町村(以下「保険者等」という。)及び患者が、これらの費用を医療機関、薬局又は訪問看護事業所(以下「医療機関等」という。)に診療報酬、調剤報酬又は訪問看護療養費(以下「診療報酬等」という。)として支払う。

診療報酬等の支払の手続は、次のとおりとなっている(図参照)。

図 診療報酬の支払の手続



(注) 調剤報酬及び訪問看護療養費の支払の手続についても同様となっている。

ア 診療等を担当した医療機関等は、診療報酬等として医療に要する費用を所定の診療点数又は調剤点数に単価(10円)を乗ずるなどして算定する。

イ 医療機関等は、上記診療報酬等のうち、患者負担分を患者に請求して、残りの診療報酬等(以下「医療費」という。)については、高齢者医療確保法に係るものは広域連合に、医療保険各法に係るものは各保険者に、また、生活保護法等に係るものは都道府県又は市町村に請求する。

このうち、保険者等に対する医療費の請求は、次のように行われている。

(ア) 医療機関等は、診療報酬請求書、調剤報酬請求書又は訪問看護療養費請求書(以下「請求書」という。)に医療費の明細を明らかにした診療報酬明細書、調剤報酬明細書又は訪問看護療養費明細書(以下「レセプト」という。)を添付して、これらを、国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金(以下「審査支払機関」と総称する。)に毎月1回送付する。

(イ) 審査支払機関は、請求書及びレセプトにより請求内容を審査点検した後、医療機関等ごと、保険者等ごとの請求額を算定して、その後、請求額を記載した書類と請求書

及びレセプトを各保険者等に送付する。

ウ 請求を受けた保険者等は、それぞれの立場から医療費についての審査点検を行って金額等を確認した上で、審査支払機関を通じて医療機関等に医療費を支払う。

### (3) 国の負担

保険者等が支払う医療費の負担は次のようになっている。

ア 高齢者医療確保法に係る医療費(以下「後期高齢者医療費」という。)については、広域連合が審査支払機関を通じて支払うが、この費用は国、都道府県、市町村及び保険者が次のように負担している。

(ア) 高齢者医療確保法により、原則として、国は12分の4を、都道府県及び市町村はそれぞれ12分の1ずつを負担しており、残りの12分の6については、各保険者が納付する後期高齢者支援金及び後期高齢者の保険料が財源となっている。

(イ) 国民健康保険法により、国は市町村等が保険者として納付する後期高齢者支援金に要する費用の額の一部を負担している。<sup>(注1)</sup>

(ウ) 健康保険法により、国は全国健康保険協会が保険者として納付する後期高齢者支援金に要する費用の額の一部を負担している。

(エ) 船員保険法により、国は全国健康保険協会が管掌する船員保険事業に要する費用の一部を負担している。

(注1) 平成20年10月1日から政府管掌健康保険が、また、22年1月1日から船員保険のうち職務外疾病部門が、それぞれ全国健康保険協会管掌健康保険として全国健康保険協会へ承継された。

イ 医療保険各法に係る医療費については、国は、患者が、①全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者である場合の医療費は全国健康保険協会が支払った額の16.4%(平成22年6月30日以前は13%)を、②船員保険の被保険者である場合の医療費は全国健康保険協会が支払った額の一部を、③市町村が行う国民健康保険の一般被保険者である場合の医療費は市町村が支払った額の41%(23年度以前は43%)を、④国民健康保険組合が行う国民健康保険の被保険者である場合の医療費は国民健康保険組合が支払った額の47%を、それぞれ負担している。

ウ 生活保護法等に係る医療費については、国は都道府県又は市町村が支払った医療費の4分の3又は2分の1を負担している。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点及び着眼点

国民医療費は、医療の高度化や人口の高齢化に伴って、21年度に35兆円を超え、その後も毎年増加している。また、このうち後期高齢者医療費は、高齢化が急速に進展する中でその占める割合が3割を超えている。このような状況の中で医療費に対する国の負担も多額に上っていることから、本院は、後期高齢者医療費を中心に、合規性等の観点から、医療費の請求が適正に行われているかに着眼して検査した。

### (2) 検査の対象及び方法

<sup>(注2)</sup>  
本院は、7地方厚生(支)局及び30都道府県において、保険者等の実施主体による医療費の支払について、レセプト、各種届出書、報告書等の書類により会計実地検査を行った。そして、医療費の支払について疑義のある事態が見受けられた場合は、地方厚生(支)

局及び都道府県に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(注2) 社会保険庁の地方社会保険事務局が行っていた保険医療指導監査業務等は、平成20年10月から地方厚生(支)局へ移管された。

### (3) 検査の結果

30都道府県に所在する229医療機関、40薬局及び6訪問看護事業所の請求に対して607実施主体において、20年度から24年度までの間における医療費が、131,819件で2,376,985,546円過大に支払われていて、これに対する国の負担額948,471,028円は負担の必要がなかったものであり、不当と認められる。

これを診療報酬項目等の別に整理して示すと次のとおりである。

診療報酬項目等	実施主体 (医療機関等数)	過大に支払われていた医療費の件数	過大に支払われていた医療費の額 千円	不当と認める国の負担額 千円
①入院基本料	167市区町等 (91)	16,782	1,397,056	558,795
②在宅医療料	137市区町村等 (68)	20,540	295,184	111,743
③入院基本料等加算	210市区町村等 (22)	25,600	248,841	101,729
④リハビリテーション料	160市区町村等 (18)	17,052	177,050	68,524
⑤医学管理料	60市町村等 (10)	8,376	31,827	13,448
⑥処置料	197市区町村等 (8)	9,508	27,288	10,632
⑦初診料・再診料	51市町村等 (9)	7,416	21,294	8,090
⑧検査料等	43市町村等 (3)	3,508	8,323	2,917
①から⑧までの計	594実施主体 (229)	108,782	2,206,867	875,881
⑨調剤報酬	66市区町等 (40)	22,393	139,443	60,492
⑩訪問看護療養費	7市等 (6)	644	30,674	12,097
①から⑩までの計	607実施主体 (275)	131,819	2,376,985	948,471

注(1) 複数の診療報酬項目について不適正と認められる請求があった医療機関については、最も多額な診療報酬項目で整理した。

注(2) 計欄の実施主体数は、各診療報酬項目等の中で実施主体が重複することがあるため、各診療報酬項目等の実施主体数を合計したものとは符合しない。

注(3) ⑧検査料等には、検査料のほかに、特定入院料及び入院時食事療養費・入院時生活療養費を含む。

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められる。

ア 実施主体及び審査支払機関において、医療機関等から不適正と認められる医療費の請求があったのにこれに対する審査点検が十分でなく、特に、診療報酬請求上の各種届出についての確認が必ずしも十分でなかったこと

イ 都府県において、医療機関の医療従事者が不足していることを把握する資料があるにもかかわらず、その活用が十分でなく、また、地方厚生(支)局等と都府県との連携が必ずしも十分でなかったこと

ウ 地方厚生(支)局等及び都道府県において、医療機関等に対する指導が十分でなかったこと

#### (4) 過大に支払われていた事態の詳細等

前記の医療費が過大に支払われていた事態について、主な診療報酬項目等の別に、その算定方法及び検査の結果の詳細を示すと次のとおりである。

##### ア 入院基本料

入院基本料は、患者が入院した場合に1日につき所定の点数が定められている。入院基本料のうち療養病棟入院基本料等は、患者の疾患、状態等について厚生労働大臣が定める区分に従い、所定の点数を算定することとされている。

検査の結果、23都道府県に所在する91医療機関において、入院基本料等の請求が不適正と認められるものが16,782件あった。その主な態様は、療養病棟入院基本料等に定められた区分のうち、より低い点数の区分の状態等にある患者に対して高い区分の点数で算定していたものである。

このため、上記16,782件の請求に対して167市区町等において、医療費が1,397,056,681円過大に支払われていて、これに対する国の負担額558,795,777円は負担の必要がなかったものである。

##### イ 在宅医療料

在宅医療料のうち在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料等は、医療機関が、在宅での療養を行っている患者等であって通院が困難なものに対して、診療に基づき計画的な医学管理を継続的に行い、当該医療機関の理学療法士等を訪問させて、基本的動作能力等の回復を図るための訓練等について必要な指導を行わせた場合等に算定することとされている。ただし、介護保険の要介護被保険者等である患者に対しては、この指導が別途介護保険制度の介護給付等として行われるものであることから、原則として在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料等は算定できないこととされている。

また、在宅患者訪問診療料等は、医療機関が、在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して、計画的な医学管理の下に定期的に訪問して診療を行った場合等に算定することとされている。ただし、特別養護老人ホーム等の入所者に対しては、原則として在宅患者訪問診療料等は算定できないこととされている。

検査の結果、16都道府県に所在する68医療機関において、在宅医療料等の請求が不適正と認められるものが20,540件あった。その主な態様は、次のとおりである。

(ア) 介護保険の要介護被保険者等である患者に対して、在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料等を算定していた。

(イ) 特別養護老人ホーム等の入所者に対して行った診療について、在宅患者訪問診療料等を算定していた。

このため、上記20,540件の請求に対して137市区町村等において、医療費が295,184,920円過大に支払われていて、これに対する国の負担額111,743,699円は負担の必要がなかったものである。

##### ウ 入院基本料等加算

入院基本料等加算には、療養病棟療養環境加算、重症者等療養環境特別加算等があり、それぞれ所定の点数が定められている。そして、これらの加算の多くは、厚生労働

大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生(支)局長に届け出た医療機関において、その基準に掲げる区分に従い所定の点数を算定することとされている。ただし、療養病棟療養環境加算等は、医師等の数が医療法(昭和23年法律第205号)に定める標準となる数(以下「標準人員」という。)を満たしていない場合には算定できないこととされている。

また、療養病棟療養環境加算等は、患者の選定に係る特別の病室に入院していて、特別の料金を徴収している患者に対しては算定できないこととされている。

検査の結果、13都府県に所在する22医療機関において、入院基本料等加算等の請求が不適正と認められるものが25,600件あった。その主な態様は、次のとおりである。

- (ア) 医師等の数が標準人員を満たしていないのに、療養病棟療養環境加算等を算定していた。
- (イ) 患者の選定に係る特別の病室に入院していて特別の料金を徴収している患者に対して、療養病棟療養環境加算等を算定していた。
- (ウ) 地方厚生(支)局長への届出を行っていないのに、重症者等療養環境特別加算等を算定していた。

このため、上記25,600件の請求に対して210市区町村等において、医療費が248,841,731円過大に支払われていて、これに対する国の負担額101,729,143円は負担の必要がなかったものである。

#### エ リハビリテーション料

リハビリテーション料には、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料等があり、これらは、専従の常勤理学療法士等が勤務していることなどの厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生(支)局長に届け出た医療機関においてリハビリテーションを行った場合に、発症、手術等から180日以内に限り、その届出に係る所定の点数を算定することなどとされている。そして、治療を継続することにより状態の改善が期待できるなどの厚生労働大臣が定める患者については、180日を超えて算定することなどができるとされている。

また、関節の変性疾患、その他の慢性の運動器疾患等の患者等に対してリハビリテーションを行った場合には、運動器リハビリテーション料(I)ではなく、より点数の低い運動器リハビリテーション料(II)により算定することとされている。

検査の結果、10都道府県に所在する18医療機関において、リハビリテーション料等の請求が不適正と認められるものが17,052件あった。その主な態様は、次のとおりである。

- (ア) 専従の常勤理学療法士等が勤務していないのに、脳血管疾患等リハビリテーション料等を算定していた。
- (イ) 治療を継続することにより状態の改善が期待できるなどの厚生労働大臣が定める患者に該当していないのに、180日を超えて脳血管疾患等リハビリテーション料を算定するなどしていた。
- (ウ) 運動器リハビリテーション料(II)の対象となる患者について運動器リハビリテーション料(I)を算定していた。

このため、上記17,052件の請求に対して160市区町村等において、医療費が

177,050,434 円過大に支払われていて、これに対する国の負担額 68,524,041 円は負担の必要がなかったものである。

オ 調剤報酬

調剤報酬のうち在宅患者訪問薬剤管理指導料は、在宅で療養を行っている患者等であって通院が困難なものに対して、医師の指示に基づき、薬剤師が患家を訪問して薬学的管理指導を行った場合に算定することとされている。ただし、介護保険の要介護被保険者等である患者に対しては、この指導が別途介護保険制度の介護給付等として行われるものであることから、原則として在宅患者訪問薬剤管理指導料等は算定できないこととされている。

検査の結果、7 都道府県に所在する 40 薬局において、調剤報酬の請求が不適正と認められるものが 22,393 件あった。その主な態様は、介護保険の要介護被保険者等である患者に対して、在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定していたものである。

このため、上記 22,393 件の請求に対して 66 市区町等において、医療費が 139,443,038 円過大に支払われていて、これに対する国の負担額 60,492,517 円は負担の必要がなかったものである。

カ 訪問看護療養費

訪問看護療養費のうち訪問看護基本療養費は、訪問看護を受けようとする者に対して、主治医から交付を受けた訪問看護指示書等に基づき、訪問看護事業所の看護師等が訪問看護を行った場合等に算定することとされている。ただし、介護保険の要介護被保険者等である患者に対しては、この訪問看護が別途介護保険制度の介護給付等として行われるものであることから、原則として訪問看護基本療養費等は算定できないこととされている。

検査の結果、3 道県に所在する 6 訪問看護事業所において、訪問看護療養費の請求が不適正と認められるものが 644 件あった。その態様は、介護保険の要介護被保険者等である患者に対して、訪問看護基本療養費等を算定していたものである。

このため、上記 644 件の請求に対して 7 市等において、医療費が 30,674,950 円過大に支払われていて、これに対する国の負担額 12,097,218 円は負担の必要がなかったものである。

また、前記の医療費が過大に支払われていた事態について、医療機関等の所在する都道府県別に示すと次のとおりである。

都道府県名	実施主体 (医療機関等数)	過大に支払われていた医療費の件数	過大に支払われていた医療費の額	不当と認める国の負担額	摘要
北海道	38市町等 (23)	10,438	178,716	76,533	①②④⑦⑨⑩
茨城県	3市等 (1)	84	8,813	3,218	②
群馬県	22市区町村等 (2)	1,727	11,629	4,319	③⑦
埼玉県	22市区町等 (7)	610	29,847	11,288	①②⑥
千葉県	54市区町村等 (10)	6,103	94,806	34,361	①②⑨
東京都	54市区等 (8)	4,282	31,681	12,237	①②③④⑨

都道府県名	実施主体 (医療機関等数)	過大に支払わ れていた医療 費の件数	過大に支払わ れていた医療 費の額	不当と認める 国の負担額	摘 要
		件	千円	千円	
神奈川県	69 市区町等 (14)	7,490	87,232	32,974	①②③④⑤
新潟県	2 市等 (4)	777	8,907	3,454	②
富山県	7 市等 (4)	1,070	10,086	3,873	①⑤⑦
石川県	9 市町等 (7)	1,905	26,383	10,954	①⑦
長野県	23 市町村等 (8)	2,055	33,227	12,710	②⑤⑩
岐阜県	2 市等 (1)	42	4,968	1,952	①
愛知県	38 市町等 (14)	11,409	132,270	50,755	①②③④⑥⑩
三重県	32 市町等 (6)	3,398	279,775	116,753	①③⑤
京都府	22 市町等 (9)	3,079	35,072	14,220	①②③⑥⑨
大阪府	76 市町村等 (58)	23,982	323,106	138,961	①②③④⑤⑦⑧⑨
兵庫県	43 市町等 (34)	13,638	407,801	153,984	①②③④⑤⑥⑨
奈良県	6 市等 (2)	1,045	3,176	1,196	②⑦
岡山県	16 市町等 (6)	1,280	110,717	41,683	①
広島県	27 市町等 (10)	5,270	38,784	14,762	①③⑦⑨
山口県	24 市町等 (2)	1,164	20,241	7,248	①③
徳島県	9 市町等 (3)	777	13,409	5,596	②④
香川県	21 市町等 (9)	2,863	31,390	12,656	①②④⑥⑧
愛媛県	7 市町等 (3)	753	59,647	23,567	①
高知県	10 市町等 (2)	466	13,081	4,699	③⑥
福岡県	166 市区町村等 (14)	19,756	197,176	81,591	①③④⑥⑦
長崎県	33 市区町等 (4)	4,532	44,962	16,737	①③④
熊本県	8 市町等 (2)	525	47,900	19,796	①
宮崎県	6 市町等 (2)	287	13,548	4,991	①
鹿児島県	8 市町等 (6)	1,012	78,619	31,388	①②
計	607 実施主体 (275)	131,819	2,376,985	948,471	

注(1) 計欄の実施主体数は、都道府県の間で実施主体が重複することがあるため、各都道府県の実施主体数を合計したものとは符合しない。

注(2) 摘要欄の①から⑩までは、本文(236 ページ)の2(3)検査の結果の診療報酬項目等の別に対応している。

(64) 労働者災害補償保険の療養の給付に要する診療費の支払が過大となっていたもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(労災勘定) (項) 保険給付費
部 局 等	厚生労働本省(支出庁) 5 労働局(審査庁)
支払の相手方	43 指定医療機関等
過大に支払われていた労災診療費	手術料、入院料等
過大支払額	10,369,326 円(平成 22、23 両年度)

1 保険給付の概要

(1) 労働者災害補償保険

労働者災害補償保険は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病等に対して療養の給付等の保険給付を行うほか、社会復帰促進等事業を行うものである。

(2) 療養の給付に要する診療費の支払

療養の給付は、保険給付の一環として、負傷又は発病した労働者(以下「傷病労働者」という。)の請求により、都道府県労働局長の指定する医療機関又は労災病院等(以下「指定医療機関等」という。)において、診察、処置、手術等(以下「診療」という。)を行うものである。そして、診療を行ったこれらの指定医療機関等は、都道府県労働局(以下「労働局」という。)に対して診療に要した費用(以下「労災診療費」という。)を請求することとなっており、労働局で請求の内容を審査した上で支払額を決定して、これにより、厚生労働本省において労災診療費を支払うこととなっている。

労災診療費は、「労災診療費算定基準について」(昭和 51 年基発第 72 号労働省労働基準局長通達。以下「算定基準」という。)に基づき算定することとなっている。算定基準によると、労災診療費は、労災診療の特殊性等を考慮して、①健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)に基づく診療報酬点数表の点数(以下「健保点数」という。)に 12 円(法人税等が非課税となっている公立病院等については 11 円 50 銭)を乗じて算定すること、②初診料、再診料等の特定の診療項目については、健保点数とは異なる点数、金額等を別に定めて、これにより算定することとなっている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、各労働局の審査に係る平成 22、23 両年度における労災診療費の支払が算定基準に基づき適正になされているかなどに着眼して、全国 47 労働局のうち 10 労働局において会計実地検査を行い、診療費請求内訳書等の書類により検査した。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(2) 検査の結果

検査の結果、5 労働局の審査に係る労災診療費の診療項目のうち、過大に支払われていた手術料、入院料等が 43 指定医療機関等で計 10,369,326 円あり、不当と認められる。

上記について、その主な事態を示すと次のとおりである。

## ア 手術料に係る事態

手術料は、創傷処理、植皮術等の区分ごとの健保点数により算定することとなっている。

しかし、5労働局管内の30指定医療機関等は、手術料について、本来算定すべき区分の所定点数によらず、異なる区分のより高い所定点数により算定するなどしていた。このため、手術料35件で計6,960,482円が過大に支払われていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

### <事例>

A病院は、傷病労働者Bの右前腕部の尺骨開放骨折に係る手術料の算定に当たり、骨折部を直接整復し、<sup>(注1)</sup>内固定を行ったとして、骨折観血的手術の区分の健保点数11,390点に1.5倍の四肢加算をした<sup>(注2)</sup>17,085点に11円50銭を乗じて196,477円と算定していた。しかし、実際は、内固定を行わずに外からの力で骨折部を整復していたことから、当該手術料は、骨折観血的手術の区分ではなく、内固定を行わずに外からの力で整復した場合に算定する骨折非観血的整復術の区分の健保点数1,780点に1.5倍の四肢加算をした2,670点に11円50銭を乗じて30,705円と算定すべきであり、このことなどのため手術料165,773円が過大となっていた。

(注1) 内固定 骨の癒合が起こるまでの間、骨折部を安定して保持するため、骨に直接、プレート、スクリュー等を用いて整復固定すること

(注2) 四肢加算 四肢の傷病に対して、算定基準で定める処置、手術等を行った場合には、健保点数の1.5倍又は2倍の点数を算定できるとする労働者災害補償保険独自の基準

## イ 入院料に係る事態

入院料における入院基本料等加算のうち救急医療管理加算は、緊急に入院を必要とする重症の傷病労働者が、救急医療態勢を確保している指定医療機関等に入院した場合に、当該区分の健保点数により算定できることとなっている。

しかし、5労働局管内の11指定医療機関等は、入院料について、救急医療管理加算の健保点数を誤るなどしたため入院基本料等加算を誤って算定するなどしていた。このため、入院料17件で計2,012,678円が過大に支払われていた。

このような事態が生じていたのは、指定医療機関等が労災診療費を誤って算定して請求していたのに、5労働局においてこれに対する審査が十分でないまま支払額を決定していたことによると認められる。

上記の過大に支払われていた労災診療費の額を労働局ごとに示すと、次のとおりである。

労働局名	指定医療機関等数	過大支払件数 件	過大支払額 千円
東 京	7	9	1,978
神 奈 川	6	16	1,311
大 阪	11	19	2,268
熊 本	4	6	760
宮 崎	15	26	4,050
計	43	76	10,369

補助金

(65) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの  
 (312)

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省	(項)医療提供体制基盤整備費 (項)医療保険給付諸費(平成19年度以前は、(項)国民健康保険助成費) (項)医療費適正化推進費 (項)高齢者等雇用安定・促進費 (項)地域子育て支援対策費(平成19年度以前は、(項)児童保護費) (項)保育所運営費(平成19年度以前は、(項)児童保護費) (項)生活保護費 (項)障害保健福祉費(平成19年度以前は、(項)特別児童扶養手当等給付諸費) (項)介護保険制度運営推進費(平成19年度以前は、(項)老人医療・介護保険給付諸費、(項)国民健康保険助成費) (項)厚生労働科学研究費(平成19年度以前は、(項)科学研究費)
部 局 等	労働保険特別会計(雇用勘定) (項)地域雇用機会創出等対策費 年金特別会計(児童手当及び子ども手当勘定) (項)児童育成事業費 厚生労働本省、国立医薬品食品衛生研究所、独立行政法人国立がん研究センター(平成22年3月31日以前は国立がんセンター)、35都道府県	
補助等の根拠	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、生活保護法(昭和25年法律第144号)等	
補助事業者等(事業主体等)	県6、市129、区6、町40、村1、広域連合2、法人3、研究者10、計197補助事業者等(県3、市129、区6、町40、村1、広域連合2、法人3、研究者10、計194事業主体等)	
間接補助事業者(事業主体)	市2、法人1、計3間接補助事業者	
国庫補助金等	療養給付費負担金、財政調整交付金、障害者自立支援給付費負担金等	
上記の国庫補助金等交付額の合計	590,885,842,746円	
不当と認める国庫補助金等交付額の合計	2,628,932,884円	

## 1 補助金等の概要

厚生労働省所管の補助事業は、地方公共団体等が事業主体又は保険者となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体等に対して補助金等を交付している。

## 2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、国庫補助金等の交付額の算定が適切に行われているかなどに着眼して、41 都道府県、619 市区町村、4 一部事務組合、5 広域連合及び41 法人等において、実績報告書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、3 県、178 市区町村、2 広域連合、14 法人等、計 197 事業主体等が療養給付費負担金、財政調整交付金、障害者自立支援給付費負担金等を受けて実施した事業等において、補助金等が過大に交付されているなどして、これらに係る国庫補助金 2,628,932,884 円が不当と認められる。

これを補助金等別に掲げると次のとおりである。

### (1) 医療提供体制推進事業費補助金(医療提供体制設備整備事業に係る分)が過大に交付されていたもの 1件 不当と認める国庫補助金 6,352,000 円

医療提供体制推進事業費補助金(医療提供体制設備整備事業に係る分)は、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)に規定する都道府県における医療計画に定める医療提供施設等の整備の目標等に関して、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図ることなどを目的として、設備整備等に要する経費に充てるために国が交付するものであり、共同利用施設設備整備事業等の事業を実施する日本赤十字社等の事業者に対して、都道府県が補助する場合等に、その補助に要する費用等の一部又は全部を国が補助するものである。

この補助金の交付額は、交付要綱に基づき、交付要綱に定める基準額と対象経費の実支出額(以下「実支出額」という。)とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定するなどして算出することとなっている。

本院が、5 県の 6 事業主体において、会計実地検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

部局等	補助事業者	間接補助事業者(事業主体)	年度	国庫補助金交付額	不当と認める国庫補助金交付額	摘要
(65) 厚生労働本省	島根県	松江赤十字病院	20、22	千円 18,882	千円 6,352	補助の対象外

松江赤十字病院は、平成 20、22 両年度に共同利用施設設備整備事業等により超音波診断装置等を整備して、これらに係る実支出額が 20 年度 14,332,500 円、22 年度 42,315,000 円であったとして島根県に補助金の実績報告を行い、これにより同県から補助金 20 年度 9,555,000 円(これに対する国庫補助金交付額 4,777,000 円)、22 年度 28,210,000 円(同 14,105,000 円)、計 37,765,000 円(同 18,882,000 円)の交付を受けていた。

しかし、同病院は、20 年 5 月に 9,870,000 円で購入していた超音波診断装置について、契約書の写しなどを改ざんして、同年 12 月の同県への補助金の交付申請後に 14,332,500 円で購入したとする実績報告を行っていた。また、22 年 4 月に 4,725,000 円で購入していた心筋保護液注入装置についても、契約日等が事実と異なる契約書の写しなどを作成して、同年 7 月の同県への補助金の交付申請後に同額で購入したとする実績報告を行っていた。

したがって、上記の超音波診断装置及び心筋保護液注入装置の購入費を除いて、適正な実支出額により国庫補助金を算定すると20年度0円、22年度12,530,000円となり、前記の国庫補助金交付額との差額20年度4,777,000円、22年度1,575,000円、計6,352,000円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同病院において、補助事業を適正に行うことについての認識が著しく欠けていたこと及び交付要綱等の理解が十分でなかったこと、同県において、同病院から提出された実績報告書等の審査及び確認が十分でなかったこと、また、厚生労働省において、同県に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

## (2) 国民健康保険の療養給付費補助金が過大に交付されていたもの

### 3件 不当と認める国庫補助金 34,249,034円

国民健康保険は、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)又は国民健康保険組合(以下「国保組合」という。)が保険者となって、被用者保険の被保険者及びその被扶養者等を除き、当該市町村の区域内に住所を有する者等を被保険者として、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して、療養の給付、出産育児一時金の支給、葬祭費の支給等を行う保険である。そして、保険者である国保組合の数は、平成24年度末現在で164となっている。

国保組合は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)により、主たる事務所の所在地の都道府県知事の認可を受けて設立され、都道府県知事の認可を受けた規約において定めた同種の事業又は業務に従事する者で当該国保組合の地区内に住所を有する者を組合員として組織することとなっており、国保組合が行う国民健康保険の被保険者は、これらの組合員及びその世帯に属する者とされている。

また、健康保険法(大正11年法律第70号)により、常時5人以上の従業員を使用する建設、医療等の事業を行う事業所又は法人事業所は、健康保険の適用を受けることとなっており、これらの事業所(以下「適用事業所」という。)に常時使用される者等は、健康保険の被保険者となることとされている。ただし、国保組合の組合員を使用する事業所が新たに適用事業所としての要件を満たすこととなるなどの場合、当該事業所に使用される者が、厚生労働大臣(21年12月以前は社会保険庁長官)等に健康保険の適用を受けないこと(以下「適用除外」という。)とする申請を行い、承認を受けた場合には、従前どおり国保組合が行う国民健康保険の被保険者として取り扱われることとされている。

国民健康保険については各種の国庫助成が行われており、その一環として、国保組合が行う国民健康保険の事業運営の安定化を図るなどのために、国保組合に対して、療養給付費補助金、事務費負担金等が交付されている。

このうち、療養給付費補助金の交付額は、①9年9月以降国保組合の組合員となった者のうち健康保険の適用除外の承認を受けた者及びその世帯に属する者の医療給付費(以下「特定分の医療給付費」という。)については100分の13に相当する額、②これ以外の被保険者の医療給付費(以下「一般分の医療給付費」という。)については100分の32に相当する額の合算額等とすることとなっている。

(注) 医療給付費 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る被保険者の一部負担金に相当する額を控除した額及び入院時食事療養費、療養費、高額療養費等の支給に要する費用の額の合算額

療養給付費補助金等の交付手続については、①交付を受けようとする国保組合は都道府県に交付申請書を提出して、②これを受理した都道府県は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査した上で厚生労働省に提出して、③厚生労働省はこれに基づき交付決定を行い療養給付費補助金等を交付することとなっている。そして、④当該年度の終了後に、国保組合

は都道府県に事業実績報告書を提出して、⑤これを受理した都道府県は、その内容を審査した上で厚生労働省に提出して、⑥厚生労働省はこれに基づき交付額の確定を行うこととなっている。

本院が、13 都道府県の 14 国保組合において会計実地検査を行ったところ、3 県の 3 国保組合において次のとおり適切でない事態が見受けられた。

部局等	補助事業者(保険者)	補助金等の種類	年度	国庫補助金等交付額	不当と認める国庫補助金等交付額	摘要
(66) 神奈川県	神奈川県歯科医師国民健康保険組合	療養給付費補助金	19~22	千円 2,417,035	千円 20,782	特定分の医療給付費を一般分の医療給付費に含めていたもの
(67) 愛知県	愛知県歯科医師国民健康保険組合	同	19~22	2,550,530	8,483	同
(68) 兵庫県	兵庫県薬剤師国民健康保険組合	同	19~22	533,649	4,983	同
(66)-(68)の計				5,501,215	34,249	

上記の 3 国保組合は、療養給付費補助金の実績報告における医療給付費の算定に当たり、組合員計 498 人及びその世帯に属する者計 422 人の医療給付費が特定分の医療給付費に該当するのに、これを同補助金の交付割合が高い一般分の医療給付費に含めていたため、同補助金計 34,249,034 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、3 国保組合において基礎資料の確認等が十分でないなど事務処理が適切でなかったこと、3 県において事業実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

### (3) 国民健康保険の療養給付費負担金が過大に交付されていたもの

94 件 不当と認める国庫補助金 1,124,185,043 円

国民健康保険は、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)等が保険者となつて、被用者保険の被保険者及びその被扶養者等を除き、当該市町村の区域内に住所を有する者等を被保険者として、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して、療養の給付、出産育児一時金の支給、葬祭費の支給等を行う保険である。

市町村の国民健康保険の被保険者は、一般被保険者と退職被保険者及びその被扶養者(以下「退職被保険者等」という。)とに区分されている。そして、国民健康保険の被保険者の資格を取得している者が退職被保険者となるのは、当該被保険者が厚生年金等の受給権を取得した日(ただし、国民健康保険の資格取得年月日以前に年金受給権を取得している場合は国民健康保険の資格取得年月日。以下「退職者該当年月日」という。)とされている。退職被保険者等となったときは、年金証書等が到達した日の翌日から起算して 14 日以内に市町村に届出をすることなどとなっている。

(注 1) 退職被保険者 被用者保険の被保険者であった者で、退職して国民健康保険の被保険者となり、かつ、厚生年金等の受給権を取得した場合に 65 歳に達するまでの間において適用される資格を有する者

国民健康保険については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、市町村が行う国民健康保険の事業運営の安定化を図るために、療養給付費負担金(以下「国庫負担金」という。)が交付されている。

国庫負担金の交付の対象となるのは、一般被保険者に係る医療費(平成 19 年度以前は老人保健法(昭和 57 年法律第 80 号)による医療を受けることができる者に係る医療費(被用者保険の保険者等が拠出す

る老人保健医療費拠出金等で負担)を除く。)であり、退職被保険者等に係る医療費については、被用者保険の保険者が拠出する療養給付費等交付金等で負担することとなっていることから、国庫負担金の交付の対象とはなっていない。

毎年度の国庫負担金の交付額は、「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令」(昭和34年政令第41号。平成20年3月以前は「国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令」)等により、次により算定することとなっている。

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\text{一般被保険者に係る医療給付費}} - \boxed{\text{保険基盤安定繰入金の1/2}^{(注2)}} + \boxed{\text{前期高齢者納付金等(平成20年4月以降)}^{(注3)}} = \boxed{\text{国庫負担対象費用額}} \\
 \\
 \boxed{\text{国庫負担対象費用額}} \times \boxed{\text{国の負担割合}^{(注4)}} = \boxed{\text{交付額}}
 \end{array}$$

(注2) 保険基盤安定繰入金 市町村が、一般被保険者の属する世帯のうち、低所得者層の負担の軽減を図るために減額した保険料又は保険税の総額について、当該市町村の一般会計から国民健康保険に関する特別会計に繰り入れた額

(注3) 前期高齢者納付金等 「高齢者の医療の確保に関する法律」(昭和57年法律第80号)の規定により社会保険診療報酬支払基金の高齢者医療制度関係業務に要する費用として納付する前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金(前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額)

(注4) 国の負担割合 平成16年度までは40/100、17年度は36/100、18年度から23年度までは34/100、24年度以降は32/100

このうち、一般被保険者に係る医療給付費は、療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る被保険者の一部負担金に相当する額を控除した額と入院時食事療養費、療養費、高額療養費等の支給に要する費用の額との合算額とされている。

ただし、届出が遅れるなどしたために退職被保険者等の資格が遡って確認された場合には、一般被保険者に係る医療給付費から、退職者該当年月日以降に一般被保険者に係るものとして支払った医療給付費を控除することとなっている。

また、都道府県又は市町村が、国の負担金等の交付を受けずに自らの負担で、年齢その他の事由により被保険者の全部又は一部について、その一部負担金に相当する額の全部又は一部を、当該被保険者に代わり医療機関等に支払う措置(以下「負担軽減措置」という。)を講じている場合がある。負担軽減措置の対象者の延べ人数が一定の規模以上の場合には、負担軽減措置の対象者に係る療養の給付に要する費用の額等に、被保険者の負担の軽減の度合いに応じた所定の率を乗じて減額調整<sup>(注5)</sup>を行うこととされている。

(注5) 減額調整 被保険者が医療機関等の窓口で支払う一部負担金を軽減させると、一般的に受診が増えて医療給付費の増加(波及増)が生ずるとされており、これにより増加した医療給付費を国庫負担対象費用額に含めると、他の市町村との公平を欠くことから、この増加分を減額するために調整すること

国庫負担金の交付手続については、①交付を受けようとする市町村は都道府県に交付申請書を提出して、②これを受理した都道府県は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査した上で厚生労働省に提出して、③厚生労働省はこれに基づき交付決定を行い国庫負担金を交付することとなっている。そして、④当該年度の終了後に、市町村は都道府県に事業実績

報告書を提出して、⑤これを受理した都道府県は、その内容を審査した上で厚生労働省に提出して、⑥厚生労働省はこれに基づき交付額の確定を行うこととなっている。

本院は、37 都道府県の 375 市区町村及び 2 広域連合において、18 年度から 23 年度までの間に交付された国庫負担金について、会計実地検査を行った。その結果、22 都道府県の 92 市区町及び 2 広域連合において、負担軽減措置の対象となっている医療給付費に係る減額調整(後掲 297 ページの「国民健康保険の療養給付費負担金及び財政調整交付金の交付額の算定に当たり、定額制の負担軽減措置を実施した市町村において減額調整率を適用する際に必要となる負担軽減措置対象者の負担割合の算定方法を具体的に示して都道府県を通じて市町村に対して周知することなどにより、その交付額の算定が適正なものとなるよう是正改善の処置を求めたもの」参照)を誤っていたり、遡及して退職被保険者等の資格を取得した者(以下「遡及退職被保険者等」という。)に係る遡及期間中の医療給付費を控除していなかったりなどして、国庫負担金交付額計 308,835,422,982 円のうち計 1,124,185,043 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、上記の 92 市区町及び 2 広域連合において制度の理解が十分でなかったり事務処理が適切でなかったりしたこと、上記の 22 都道府県において事業実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

埼玉県春日部市は、平成 22 年度の国庫負担金の実績報告に当たり、一般被保険者に係る医療給付費の算定において、遡及退職被保険者等について、退職者該当年月日以降に一般被保険者に係るものとして支払った 21 年度以前分の医療給付費の一部を控除していなかったため、国庫負担対象費用額を過大に算定していた。

その結果、国庫負担金が 44,216,593 円過大に交付されていた。

以上を部局等別・交付先(保険者)別に示すと次のとおりである。

部局等	交付先 (保険者)	年 度	国庫負担 対象費用 額	左に対す る国庫負 担金	不当と認 める国庫 負担対象 費用額	不当と認 める国庫 負担金	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(69)	北海道 札幌市	19、20、 22	207,284,359	70,456,069	517,367	175,905	遡及退職被保険者等の遡及期間中の医療給付費を控除していなかったものなど
(70)	同 函館市	18~21	50,929,429	17,278,297	138,557	47,110	負担軽減措置の対象とした医療給付費の減額調整を誤ったもの
(71)	同 小樽市	18~21	22,447,468	7,349,849	98,167	33,379	同
(72)	同 室蘭市	18~21	12,838,785	4,355,875	110,289	37,500	同
(73)	同 釧路市	18、21	13,026,762	4,425,618	10,056	3,420	同
(74)	同 北見市	18~21	20,553,503	6,985,057	74,217	25,234	同
(75)	同 夕張市	18~21	2,593,060	873,110	11,241	3,822	同
(76)	同 岩見沢市	18~21	15,844,053	5,382,388	67,178	22,841	同
(77)	同 留萌市	19~21	2,607,932	886,612	8,271	2,812	同
(78)	同 苫小牧市	18~21	22,998,737	7,636,282	120,919	41,126	同
(79)	同 稚内市	18~22	7,088,252	2,408,789	29,651	10,081	負担軽減措置の対象とした医療給付費の減額調整を誤ったものなど
(80)	同 美唄市	18~21	5,383,305	1,825,945	14,300	4,863	負担軽減措置の対象とした医療給付費の減額調整を誤ったもの
(81)	同 芦別市	18	945,060	318,740	7,856	2,671	同
(82)	同 江別市	18~21	14,190,325	4,817,453	20,330	6,913	同

部局等	交付先(保険者)	年度	国庫負担対象費用額	左に対する国庫負担金	不当と認める国庫負担対象費用額	不当と認める国庫負担金	摘要
			千円	千円	千円	千円	
(83)	北海道 赤平市	18、19、21	2,238,825	731,046	24,623	8,364	負担軽減措置の対象とした医療給付費の減額調整を誤ったもの
(84)	同 紋別市	18～21	3,636,201	1,235,789	13,769	4,682	同
(85)	同 士別市	18～21	3,818,137	1,295,770	11,275	3,833	同
(86)	同 名寄市	18、19、21	3,572,644	1,214,408	7,696	2,616	同
(87)	同 根室市	18、19、21	5,115,208	1,737,905	9,631	3,274	同
(88)	同 千歳市	18～21	11,106,510	3,774,893	69,216	23,536	同
(89)	同 滝川市	18～21	7,515,822	2,552,049	28,983	9,860	同
(90)	同 砂川市	18～21	3,273,043	1,112,346	17,171	5,838	同
(91)	同 登別市	18、19	3,916,446	1,325,609	22,865	7,775	同
(92)	同 恵庭市	18、19、21	6,752,213	2,290,993	37,334	12,694	同
(93)	同 伊達市	18～21	6,953,983	2,344,903	38,328	13,031	同
(94)	同 北広島市	18～21	6,950,198	2,354,848	34,247	11,644	同
(95)	同 石狩市	18～21	9,858,622	3,348,177	33,939	11,540	同
(96)	同 石狩郡 当別町	18～21	3,064,912	1,040,068	8,733	2,964	同
(97)	同 茅渚郡 茅渚町	18～21	5,073,934	1,716,688	15,730	5,348	同
(98)	同 二海郡 二海町	18～21	5,360,344	1,821,899	13,390	4,553	同
(99)	同 余市郡 余市町	18～20	875,882	284,602	8,646	2,939	同
(100)	同 余市郡 余市町	18、20、21	3,234,380	1,099,712	23,169	7,877	負担軽減措置の対象とした医療給付費の減額調整を誤ったものなど
(101)	同 夕張郡 夕張町	18～21	2,594,001	880,847	16,979	5,773	負担軽減措置の対象とした医療給付費の減額調整を誤ったもの
(102)	同 苫前郡 苫前町	18～21	1,712,066	582,175	7,608	2,588	同
(103)	同 枝幸郡 枝幸町	18～21	2,398,063	804,076	6,723	2,288	同
(104)	同 白老郡 白老町	18～21	4,106,372	1,365,938	8,555	2,907	同
(105)	同 虻田郡 虻田町	18～21	2,328,691	766,100	10,714	3,642	同
(106)	同 勇払郡 勇払町	18～21	3,319,671	1,128,288	23,675	8,049	同
(107)	同 日高郡 日高町	18、20、21	3,740,868	1,272,009	24,270	8,251	同
(108)	同 中川郡 中川町	18～21	4,689,749	1,593,787	7,935	2,691	同
(109)	同 厚岸郡 厚岸町	18～21	2,822,558	958,584	8,119	2,760	同
(110)	同 野付郡 野付町	18～21	4,752,988	1,615,973	11,930	4,056	同
(111)	同 標津郡 標津町	18～21	4,212,301	1,432,092	12,840	4,365	同
(112)	同 空知郡 空知町	18～21	6,084,748	2,066,591	11,917	4,052	同
(113)	同 後志広域連合	21	3,318,467	1,116,728	13,042	4,434	一般被保険者の医療給付費を過大に算定していたもの
(114)	秋田県 潟上市	23	1,125,372	382,626	20,307	6,904	遡及退職被保険者等の遡及期間中の医療給付費を控除していなかったもの
(115)	茨城県 つくば市	21	7,215,004	2,453,059	20,897	7,105	同

第3章 第1節 第10 厚生労働省

	部局等	交付先 (保険者)	年 度	国庫負担 対象費用 額	左に対す る国庫負 担金	不当と認 める国庫 負担対象 費用額	不当と認 める国庫 負担金	摘 要
				千円	千円	千円	千円	
第3章 第1節 第10 厚生労働省	(116)	茨城県 鹿嶋市	22	3,180,172	1,082,848	4,870	3,998	遡及退職被保険者等の医療給付費の控除額の計算を誤ったものなど
	(117)	埼玉県 さいたま市	22	38,940,963	13,239,896	32,782	11,145	遡及退職被保険者等の遡及期間中の医療給付費を控除していなかったもの
	(118)	同 川口市	22	19,589,700	6,660,498	42,329	14,391	同
	(119)	同 加須市	22	4,449,650	1,512,878	9,414	3,231	同
	(120)	同 春日部市	22	10,493,450	3,567,769	129,887	44,216	同
	(121)	同 羽生市	22	1,964,774	668,023	8,234	2,891	同
	(122)	同 吉川市	22	2,556,965	869,347	16,916	5,778	同
	(123)	千葉県 松戸市	22	16,159,090	5,494,077	12,785	4,347	同
	(124)	東京都 目黒区	22	10,604,129	3,605,462	26,848	9,150	同
	(125)	同 板橋区	20	19,110,840	6,495,436	32,480	11,434	同
	(126)	同 西多摩郡奥多摩町	22	413,192	140,487	19,859	6,723	同
	(127)	長野県 松本市	21	7,392,730	2,508,012	20,617	7,010	同
	(128)	岐阜県 加茂郡加富町	23	154,519	52,536	4,289	1,458	一般被保険者の医療給付費を過大に算定していたもの
	(129)	静岡県 三島市	22	4,029,444	1,369,943	17,588	5,979	遡及退職被保険者等の遡及期間中の医療給付費を控除していなかったもの
	(130)	同 島田市	22	3,260,680	1,110,765	(注6) —	2,154	遡及退職被保険者等の医療給付費の控除額の計算を誤ったもの
	(131)	同 富士市	22	8,845,233	3,007,345	7,379	2,509	遡及退職被保険者等の遡及期間中の医療給付費を控除していなかったもの
	(132)	同 伊豆市	22	1,623,596	552,012	13,440	4,562	同
(133)	同 牧之原市	20	1,829,329	620,620	5,355	1,821	同	
(134)	同 榛原郡吉田町	22	977,364	333,250	5,606	2,853	遡及退職被保険者等の遡及期間中の医療給付費を控除していなかったものなど	
(135)	愛知県 春日井市	22	8,516,884	2,895,642	21,521	7,317	遡及退職被保険者等の遡及期間中の医療給付費を控除していなかったもの	
(136)	同 安城市	22	4,894,422	1,664,101	18,265	6,202	同	
(137)	同 清須市	23	2,049,952	697,020	5,611	1,908	同	
(138)	滋賀県 大津市	22	9,570,557	3,253,986	52,834	17,963	同	
(139)	同 米原市	22	1,059,871	360,356	6,847	2,352	同	
(140)	同 蒲生郡土安町	21	377,886	128,489	8,740	2,971	同	
(141)	大阪府 茨木市	21	9,140,590	3,107,852	16,855	5,730	同	
(142)	同 大東市	22	5,438,995	1,849,258	7,702	2,618	同	
(143)	同 泉南郡熊取町	22	1,690,396	574,734	18,301	6,229	一般被保険者の医療給付費を過大に算定していたものなど	
(144)	兵庫県 加西市	21	1,748,453	594,438	16,842	4,953	遡及退職被保険者等の遡及期間中の医療給付費を控除していなかったもの	
(145)	奈良県 大和高田市	22	2,765,354	940,218	10,830	3,682	同	
(146)	岡山県 井原市	20	1,366,891	464,287	3,776	1,284	同	
(147)	山口県 周南市	20	4,185,643	1,422,732	11,636	3,959	同	

部局等	交付先 (保険者)	年 度	国庫負担 対象費用 額	左に対す る国庫負 担金	不当と認 める国庫 負担対象 費用額	不当と認 める国庫 負担金	摘 要	
			千円	千円	千円	千円		
(148)	徳島県 小松島市	22	1,736,423	590,382	67,721	23,023	一般被保険者の医療給付費を過大に算定していたものなど	第3章 第1節 第10 厚生労働省
(149)	同 板野郡 北島町	22	690,293	234,699	15,373	5,226	遡及退職被保険者等の遡及期間中の医療給付費を控除していなかったもの	
(150)	香川県 高松市	18～20	42,311,002	14,371,720	392,558	133,469	負担軽減措置の対象とした医療給付費の減額調整を誤ったもの	
(151)	同 丸亀市	18～20	11,719,215	3,982,722	70,632	24,014	同	
(152)	同 坂出市	18～20	6,464,797	2,187,683	29,343	9,976	同	
(153)	同 善通寺市	18～20	3,265,836	1,109,915	6,001	2,040	同	
(154)	同 観音寺市	18～20	8,303,545	2,822,373	86,425	29,389	同	
(155)	佐賀県 武雄市	22	2,381,175	809,599	8,374	2,868	遡及退職被保険者等の遡及期間中の医療給付費を控除していなかったもの	
(156)	同 藤津郡 太良町	22	699,010	237,663	28,157	9,573	同	
(157)	長崎県 長崎市	20～22	64,642,776	21,971,638	28,758	9,777	負担軽減措置の対象とした医療給付費の減額調整を誤ったもの	
(158)	鹿児島県 薩摩川内市	21	3,711,741	1,261,496	28,322	9,629	遡及退職被保険者等の遡及期間中の医療給付費を控除していなかったもの	
(159)	同 日置市	21	2,373,338	771,534	6,289	2,343	同	
(160)	沖縄県 浦添市	23	6,079,106	2,069,335	(注6) —	4,479	遡及退職被保険者等の医療給付費の控除額の計算を誤ったもの	
(161)	同 中頭郡 北谷町	23	1,576,212	535,912	9,820	3,339	一般被保険者の医療給付費を過大に算定していたもの	
(162)	同 島尻郡 与那原町	23	981,560	333,730	35,185	12,262	遡及退職被保険者等の遡及期間中の医療給付費を控除していなかったもの	
(69)～(162)の計			910,787,040	308,835,422	3,276,102	1,124,185		

(注6) 島田市及び浦添市は、集計を誤ったため、国庫負担金を過大に算定していたが、国庫負担対象費用額には誤りはなかったことから、本表の「不当と認める国庫負担対象費用額」欄には計数を掲げていない。

(注7) 平成22年3月21日以降は近江八幡市

#### (4) 国民健康保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの

94件 不当と認める国庫補助金 727,172,000円

国民健康保険(前掲246ページの「国民健康保険の療養給付費負担金が過大に交付されていたもの」参照)については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が行う国民健康保険について財政調整交付金が交付されている。財政調整交付金は、市町村間で医療費の水準や住民の所得水準の差異により生じている国民健康保険の財政力の不均衡を調整するため、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づいて交付するもので、普通調整交付金と特別調整交付金がある。

普通調整交付金は、被保険者の所得等から一定の基準により算定される収入額(以下「調整対象収入

額」という。)が、医療費、老人保健医療費拠出金等から一定の基準により算定される支出額(以下「調整対象需要額」という。)に満たない市町村に対して、その不足を公平に補うことを目途として交付するものであり、医療費等に係るもの(以下「医療分」という。)、後期高齢者<sup>(注1)</sup>支援金等に係るもの(以下「後期分」という。)<sup>(注2)</sup>及び介護納付金に係るもの(以下「介護分」という。)の合計額が交付されている。そして、普通調整交付金の交付額は、医療分、後期分及び介護分のいずれも、それぞれ当該市町村の調整対象需要額から調整対象収入額を控除した額に基づいて算定することとなっている。

(注1) 後期高齢者支援金等 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定に基づき、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付する支援金等

(注2) 介護納付金 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づき、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付する納付金

特別調整交付金は、市町村について特別の事情がある場合に、その事情を考慮して交付するものであり、非自発的失業財政負担増特別交付金、離職者減免特別交付金等がある。

財政調整交付金の交付手続については、①交付を受けようとする市町村は都道府県に交付申請書及び事業実績報告書を提出して、②これを受理した都道府県は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査した上でこれを厚生労働省に提出して、③厚生労働省はこれに基づき交付決定及び交付額の確定を行うこととなっている。

本院は、31都道府県の367市区町村及び1広域連合において、平成18年度から23年度までの間に交付された財政調整交付金について、会計実地検査を行った。その結果、19都道府県の93市区町村及び1広域連合において、普通調整交付金の調整対象需要額を過大に算定したり、調整対象収入額を過小に算定したり、特別調整交付金のうち非自発的失業財政負担増特別交付金等を過大に算定したりなどして、交付金交付額計123,323,259,000円のうち計727,172,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、上記の93市区町村及び1広域連合において制度の理解が十分でなかったり事務処理が適切でなかったりしたこと、上記の19都道府県において事業実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、態様別に示すと次のとおりである。

#### ア 普通調整交付金の調整対象需要額を過大に算定していたもの

普通調整交付金の調整対象需要額は、本来保険料で賄うべきとされている額であり、そのうち医療分に係る調整対象需要額は、一般被保険者(退職被保険者及びその被扶養者以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る医療給付費、老人保健医療費拠出金等の合計額から療養給付費負担金等の国庫補助金等を控除した額となっている。

このうち、一般被保険者に係る医療給付費は、療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る被保険者の一部負担金に相当する額を控除した額と入院時食事療養費、高額療養費等の支給に要する費用の額との合算額である。

10都道府県の57市町及び1広域連合は、普通調整交付金の実績報告等に当たり、負担軽減措置の対象となっている医療給付費に係る減額調整(後掲297ページの「国民健康保険の療養給付費負担金及び財政調整交付金の交付額の算定に当たり、定額制の負担軽減措置を実施した市町村において減額調整率を適用する際に必要となる負担軽減措置対象者の負担割合の算定方法を具体的に示して都道府県を通じて市町村に対して周知することなどにより、その交付額の算定が適正なものとなるよう是正改善の処置を求めたもの」参照)を誤るなどして一般被保険者に係る医療給付費を過大に算定

していたため、調整対象需要額を過大に算定していた。

#### イ 普通調整交付金の調整対象収入額を過小に算定していたもの

普通調整交付金の調整対象収入額は、医療分、後期分及び介護分それぞれについて、一般被保険者又は介護納付金賦課被保険者の数を基に算定される応益保険料額と、それら被保険者の所得を基に算定される応能保険料額とを合計した額となっており、本来徴収すべきとされている保険料の額である。

このうち、医療分及び後期分の応能保険料額は、一般被保険者の所得(以下「算定基礎所得金額」という。)に一定の方法により計算された率を乗じて算定される。

そして、算定基礎所得金額は、保険料の賦課期日現在一般被保険者である者の前年における所得金額の合計額を基に算定することとなっている。ただし、同一世帯に属する被保険者の所得金額の合計額が別に計算される金額(以下「所得限度額」という。)を超えて高額である世帯(以下「所得限度額超過世帯」という。)がある場合には、当該世帯の所得金額のうち所得限度額を超える部分の額に一定の方法により計算した率を乗じて得た額を、上記一般被保険者の所得金額の合計額から控除して、算定基礎所得金額とすることとなっている。

また、介護分の応能保険料額は、介護納付金賦課被保険者について上記と同様に算定することとなっている。

5府県の6市町村は、普通調整交付金の実績報告等に当たり、所得限度額超過世帯の所得金額のうち、所得限度額を超える部分の額を過大にするなどしていたため、調整対象収入額を過小に算定していた。

上記の事態について一例を示すと次のとおりである。

##### <事例>

埼玉県久喜市は、平成22年度の普通調整交付金の実績報告等に当たり、所得限度額超過世帯の所得金額を計上する際に、基礎資料からの計数の転記を誤ったため、所得限度額を超える部分の額を過大にしていたことにより、算定基礎所得金額を過小に計算していた。

その結果、適正な算定基礎所得金額により算定した調整対象収入額に基づいて普通調整交付金の交付額を算定すると、9,927,000円が過大に交付されていた。

#### ウ 特別調整交付金を過大に算定していたもの

(ア) 非自発的失業財政負担増特別交付金は、賦課期日の翌日以降の非自発的失業者に係る保険料(税)軽減措置による財政負担が多額になっている場合に交付するものである。

そして、この交付額は、一般被保険者数、非自発的失業による保険料軽減世帯に係る一般被保険者数等から一定の計算式により調整基準額を算定し、これに基づいて算定することとなっている。

11都道府県の16市区町は、非自発的失業財政負担増特別交付金の実績報告等に当たり、非自発的失業による保険料軽減世帯に係る一般被保険者に算定の対象とならない者を含めたことなどにより調整基準額を過大に算定していたため、非自発的失業財政負担増特別交付金を過大に算定していた。

上記の事態について一例を示すと次のとおりである。

##### <事例>

愛知県半田市は、平成22、23両年度の非自発的失業財政負担増特別交付金の実績報告等に当たり、非自発的失業による保険料軽減世帯に係る一般被保険者数に一定額以上の所得を有していたことにより算定

の対象とならない者を含めていたため、調整基準額を過大に算定していた。

その結果、適正な調整基準額に基づいて非自発的失業財政負担増特別交付金の交付額を算定すると、計 27,115,000 円が過大に交付されていた。

(イ) 離職者減免特別交付金は、一般被保険者又はその属する世帯の世帯主が経済状況の悪化に伴い離職したと保険者が認める者に対して条例に基づき保険料(税)の減免を実施した場合に交付するものである。

そして、この交付額は、一般被保険者数、保険料(税)調定額等から一定の計算式により算定した調整対象基準額と離職を原因とする保険料(税)減免総額とを比較して、いずれか金額の小さい額とすることなどとなっている。

9 道府県の 18 市町村は、離職者減免特別交付金の実績報告等に当たり、調整対象基準額等を過大に算定していたため、離職者減免特別交付金を過大に算定していた。

以上の(ア)及び(イ)のほか、10 道県の 32 市町及び 1 広域連合は、特別調整交付金の非自発的失業軽減特別交付金<sup>(注3)</sup>、制度改正システム改修等特別交付金<sup>(注4)</sup>、被扶養者減免特別交付金<sup>(注5)</sup>、結核・精神病特別交付金<sup>(注6)</sup>、原子爆弾被爆者特別交付金等<sup>(注7)</sup>の実績報告等に当たり、対象となる保険料調定額や一般被保険者数を過大に算定するなどしていたため、交付額を過大に算定していた。

(注3) 非自発的失業軽減特別交付金 賦課期日現在における非自発的失業者に係る保険料(税)軽減措置による財政負担が多額になっている場合に交付される交付金

(注4) 制度改正システム改修等特別交付金 制度改正等によるシステム改修等に要した費用がある場合に交付される交付金

(注5) 被扶養者減免特別交付金 被用者保険の被保険者が後期高齢者となったことに伴い、その被扶養者であった者に係る国民健康保険料(税)の条例による減免措置を実施している場合に交付される交付金

(注6) 結核・精神病特別交付金 結核性疾患及び精神病に係る医療給付費等が多額である場合に交付される交付金

(注7) 原子爆弾被爆者特別交付金 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)に基づき、援護の対象となる被爆者に係る医療給付費等が多額になっている場合に交付される交付金

なお、前記の 93 市区町村及び 1 広域連合のうち 34 市町村及び 1 広域連合については事態の態様が重複している。

以上を部局等別・交付先(保険者)別に示すと次のとおりである。

	部局等	交付先 (保険者)	交付金の種類	年 度	交付金交付額 千円	左のうち不当 と認める額 千円	摘 要
(163)	北海道	札幌市	普通調整交付金、特別調整交付金(被扶養者減免特別交付金)	20、22	23,270,330	29,111	調整対象需要額を過大に算定していたものなど
(164)	同	函館市	普通調整交付金	19~21	7,511,996	24,958	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(165)	同	小樽市	同	19~21	3,564,729	15,890	同
(166)	同	室蘭市	普通調整交付金、特別調整交付金(療養担当手当特別交付金)	19~21	1,932,944	12,922	調整対象需要額を過大に算定していたものなど
(167)	同	北見市	普通調整交付金	19~21	2,632,697	12,012	調整対象需要額を過大に算定していたもの

部局等	交付先 (保険者)	交付金の種類	年 度	交付金交付 額	左のうち不当 と認める額	摘 要	
				千円	千円		
(168)	北 海 道	岩見沢市	普通調整交付金、特別調整交付金(療養担当手当特別交付金)	19~21	2,233,700	9,097	調整対象需要額を過大に算定していたものなど
(169)	同	苫小牧市	普通調整交付金、特別調整交付金(減額解除特別交付金等)	19~21	3,236,558	13,843	同
(170)	同	稚内市	普通調整交付金、特別調整交付金(療養担当手当特別交付金)	19~21	609,061	3,760	同
(171)	同	江別市	普通調整交付金、特別調整交付金(非自発的失業軽減特別交付金等)	19~22	2,703,468	4,561	同
(172)	同	赤平市	普通調整交付金、特別調整交付金(結核・精神病特別交付金)	21	162,248	1,396	同
(173)	同	紋別市	普通調整交付金、特別調整交付金(療養担当手当特別交付金)	19~21	340,638	2,319	同
(174)	同	名寄市	同	19、21	520,904	2,081	同
(175)	同	根室市	同	19、20	545,670	2,036	同
(176)	同	千歳市	普通調整交付金、特別調整交付金(減額解除特別交付金等)	19~21	1,424,231	8,728	同
(177)	同	滝川市	普通調整交付金	19、21	813,225	2,927	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(178)	同	砂川市	普通調整交付金、特別調整交付金(療養担当手当特別交付金)	19~21	561,015	2,861	調整対象需要額を過大に算定していたものなど
(179)	同	登別市	同	19	448,981	1,506	同
(180)	同	恵庭市	普通調整交付金、特別調整交付金(離職者減免特別交付金)	19~21	1,031,132	6,810	同
(181)	同	伊達市	普通調整交付金、特別調整交付金(療養担当手当特別交付金)	19~21	1,067,619	6,229	同
(182)	同	北広島市	普通調整交付金	19~21	902,804	3,919	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(183)	同	石狩市	普通調整交付金、特別調整交付金(療養担当手当特別交付金)	19~21	1,411,605	5,868	調整対象需要額を過大に算定していたものなど
(184)	同	茅部郡 森町	普通調整交付金、特別調整交付金(国保システム特別交付金)	19~21	760,664	3,390	同
(185)	同	二海郡 八雲町	普通調整交付金	19~21	716,611	3,524	調整対象需要額を過大に算定していたもの

第3章  
第1節  
第10  
厚生労働省

	部局等	交付先 (保険者)	交付金の種類	年 度	交付金交付 額	左のうち不当 と認める額	摘 要
(186)	北海道	余市郡 余市町	普通調整交付金、特別調整交付金(療養担当手当特別交付金)	20、21	千円 402,317	千円 4,588	調整対象需要額を過大に算定していたものなど
(187)	同	夕張郡 栗山町	同	19～21	359,944	2,761	同
(188)	同	白老郡 白老町	普通調整交付金、特別調整交付金(減額解除特別交付金等)	19～21	639,994	1,658	同
(189)	同	勇払郡 日高町	普通調整交付金、特別調整交付金(療養担当手当特別交付金)	19～21	367,305	2,913	同
(190)	同	日高郡 新ひだか町	同	19～21	671,348	4,950	同
(191)	同	志 広域連合	同	21	632,188	3,466	同
(192)	秋田県	潟上市	普通調整交付金	23	259,821	4,078	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(193)	同	大仙市	特別調整交付金(非自発的失業財政負担増特別交付金)	23	5,359	1,500	調整基準額を過大に算定していたもの
(194)	栃木県	足利市	同	23	8,112	2,815	同
(195)	同	小山市	特別調整交付金(制度改正システム改修等特別交付金等)	23	14,682	10,228	対象外の費用を計上していたものなど
(196)	埼玉県	さいたま市	普通調整交付金、特別調整交付金(離職者減免特別交付金)	22	1,705,894	10,538	調整対象基準額等を過大に算定していたものなど
(197)	同	川口市	普通調整交付金	20～22	3,361,817	4,838	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(198)	同	春日部市	同	20～22	2,358,184	4,673	同
(199)	同	久喜市	同	22	428,215	9,927	調整対象収入額を過小に算定していたもの
(200)	同	(注8) 北埼玉郡 北川辺町	特別調整交付金(離職者減免特別交付金)	21	1,761	1,397	調整対象基準額等を過大に算定していたもの
(201)	同	北葛飾郡 杉戸町	普通調整交付金	22	187,023	9,230	調整対象収入額を過小に算定していたもの
(202)	千葉県	千葉市	同	19、20	3,361,308	5,202	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(203)	同	松戸市	同	19、20	1,761,415	2,445	同
(204)	同	柏市	同	19	417,709	2,487	同
(205)	同	八街市	普通調整交付金、特別調整交付金(減額解除特別交付金)	19、20	699,219	2,611	調整対象需要額を過大に算定していたものなど
(206)	東京都	葛飾区	特別調整交付金(非自発的失業財政負担増特別交付金)	22	15,803	4,674	調整基準額を過大に算定していたもの

	部局等	交付先 (保険者)	交付金の種類	年 度	交付金交付 額	左のうち不当 と認める額	摘 要
(207)	東 京 都	武蔵野市	特別調整交付金(非自発的失業財政負担増特別交付金)	22	千円 10,685	千円 4,788	調整基準額を過大に算定していたもの
(208)	同	西多摩郡 奥多摩町	普通調整交付金	21	23,758	1,023	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(209)	神奈川県	横須賀市	同	19~21	2,951,459	2,206	同
(210)	同	小田原市	特別調整交付金(非自発的失業財政負担増特別交付金等)	21~23	67,871	33,961	調整基準額を過大に算定していたものなど
(211)	同	茅ヶ崎市	特別調整交付金(非自発的失業軽減特別交付金等)	22	28,684	13,901	非自発的失業による保険料軽減世帯に係る一般被保険者数等を過大に算定していたものなど
(212)	同	足柄下郡 箱根町	普通調整交付金	19~21	84,232	3,122	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(213)	岐 阜 県	岐 阜 市	特別調整交付金(非自発的失業財政負担増特別交付金)	23	51,052	17,164	調整基準額を過大に算定していたもの
(214)	愛 知 県	半 田 市	同	22、23	39,078	27,115	同
(215)	同	碧 南 市	同	23	12,142	10,291	同
(216)	同	知 立 市	特別調整交付金(離職者減免特別交付金)	21、22	7,704	1,275	調整対象基準額等を過大に算定していたもの
(217)	滋 賀 県	大 津 市	普通調整交付金	21、22	2,185,773	1,741	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(218)	同	長 浜 市	特別調整交付金(離職者減免特別交付金)	21	3,075	1,672	調整対象基準額等を過大に算定していたもの
(219)	同	東近江市	特別調整交付金(非自発的失業財政負担増特別交付金等)	22	20,167	10,206	調整基準額を過大に算定していたものなど
(220)	大 阪 府	岸和田市	特別調整交付金(離職者減免特別交付金)	21、22	16,180	16,180	調整対象基準額等を過大に算定していたもの
(221)	同	池 田 市	同	21	16,746	8,465	同
(222)	同	泉大津市	特別調整交付金(離職者減免特別交付金等)	21、22	14,369	11,800	調整対象基準額等を過大に算定していたものなど
(223)	同	茨 木 市	特別調整交付金(離職者減免特別交付金)	22	8,639	8,639	調整対象基準額等を過大に算定していたもの
(224)	同	門 真 市	同	21	21,598	5,154	同
(225)	同	東大阪市	同	21	94,939	10,732	同
(226)	同	泉 南 郡 熊 取 町	普通調整交付金	22	207,551	5,657	調整対象収入額を過小に算定していたもの
(227)	兵 庫 県	伊 丹 市	特別調整交付金(離職者減免特別交付金)	22	7,324	4,703	調整対象基準額等を過大に算定していたもの
(228)	同	豊 岡 市	同	22	7,439	7,439	同
(229)	同	宝 塚 市	同	22	10,373	3,999	同
(230)	同	加 西 市	普通調整交付金	20	262,782	1,604	調整対象収入額を過小に算定していたもの

	部局等	交付先 (保険者)	交付金の種類	年 度	交付金交付 額	左のうち不当 と認める額	摘 要
(231)	兵庫県	たつの市	特別調整交付金(離職者減免特別交付金)	22	千円 1,625	千円 1,625	調整対象基準額等を過大に算定していたもの
(232)	広島県	東広島市	特別調整交付金(非自発的失業軽減特別交付金)	22	9,624	2,736	非自発的失業による保険料軽減世帯に係る一般被保険者数等を過大に算定していたもの
(233)	山口県	山口市	特別調整交付金(離職者減免特別交付金)	21~23	5,505	5,505	調整対象基準額等を過大に算定していたもの
(234)	香川県	高松市	普通調整交付金	20	2,080,389	58,422	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(235)	同	丸亀市	同	18~20	2,084,327	7,487	同
(236)	同	坂出市	普通調整交付金、特別調整交付金(結核・精神病特別交付金)	18~20	1,379,790	13,455	調整対象需要額を過大に算定していたものなど
(237)	同	善通寺市	普通調整交付金	18、20	420,445	1,542	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(238)	同	観音寺市	同	18~20	1,616,239	31,818	同
(239)	同	さぬき市	同	18、19	843,398	8,621	同
(240)	同	東かがわ市	同	18、20	745,305	5,736	同
(241)	同	小豆郡土庄町	同	18、19	288,818	2,743	同
(242)	同	小豆郡小豆島町	普通調整交付金、特別調整交付金(結核・精神病特別交付金)	18~20	584,680	22,898	調整対象需要額を過大に算定していたものなど
(243)	同	香川郡直島町	普通調整交付金	18、19	28,127	2,295	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(244)	同	綾歌郡綾川町	同	18~20	502,125	6,683	同
(245)	同	仲多度郡琴平町	同	19	100,643	1,525	同
(246)	同	仲多度郡多度津町	同	19、20	279,576	2,980	同
(247)	同	仲多度郡まんのう町	同	18~20	548,741	15,647	同
(248)	佐賀県	佐賀市	特別調整交付金(非自発的失業財政負担増特別交付金等)	22	26,804	11,692	調整基準額を過大に算定していたものなど
(249)	同	小城市	特別調整交付金(非自発的失業財政負担増特別交付金)	23	8,954	5,014	調整基準額を過大に算定していたもの
(250)	長崎県	長崎市	普通調整交付金、特別調整交付金(原子爆弾被爆者特別交付金等)	19~22	28,017,336	7,848	調整対象需要額を過大に算定していたものなど
(251)	鹿児島県	(注9) 始良郡始良町	普通調整交付金	20、21	659,707	1,961	調整対象収入額を過小に算定していたもの
(252)	沖縄県	石垣市	特別調整交付金(非自発的失業軽減特別交付金)	23	7,333	7,027	非自発的失業による保険料軽減世帯に係る保険料調定総額を過小に算定していたもの

部局等	交付先 (保険者)	交付金の種類	年 度	交付金交付 額	左のうち不当 と認める額	摘 要
(253)	沖 縄 県 中 頭 郡 読 谷 村	普通調整交付金、特別調整交付金(離職者減免特別交付金)	23	千円 546,710	千円 2,713	調整対象収入額を過小に算定していたものなど
(254)	同	島 尻 郡 与 那 原 町	23	265,762	1,207	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(255)	同	島 尻 郡 南 風 原 町	23	4,706	1,540	調整基準額を過大に算定していたもの
(256)	同	八 重 山 郡 与 那 国 町	23	50,722	6,888	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(163)-(256)の計				123,323,259	727,172	

(注8) 平成22年3月23日以降は加須市

(注9) 平成22年3月23日以降は始良市

(5) 児童保護費等負担金の国庫負担対象事業費が過大に精算されていたもの

10件 不当と認める国庫補助金 24,687,325 円

児童保護費等負担金(保育所運営費国庫負担金に係る分)は、保護者の労働又は疾病等の事由により保育に欠ける児童の保育の実施を社会福祉法人等が設置する保育所(以下「民間保育所」という。)に委託した市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対して、その委託に要した費用の一部を国が負担するものである。

そして、この負担金の交付額は、次のとおり算定することとなっている。

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\text{費用の額}} - \boxed{\text{徴収金の額}} = \boxed{\text{国庫負担対象事業費}} \\
 \\
 \boxed{\text{国庫負担対象事業費}} \times \boxed{\text{国庫負担率 (1/2)}} = \boxed{\text{交付額}}
 \end{array}$$

この費用の額及び徴収金の額は、次のとおり算定することとなっている。

- ① 費用の額は、民間保育所の所在地域、入所定員、児童の年齢等の別に1人当たり月額で定められている保育単価に、各月の入所児童数を乗ずるなどして算出した年間の額による。
- ② 徴収金の額は、児童の扶養義務者の前年分の所得税額又は前年度分の市町村民税の課税の有無等に応じて、階層別に児童1人当たり月額で定められている徴収金基準額等から算出した年間の額による。この階層区分の認定については、その児童と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る。)の全てについて、それらの者の所得税額の合計額等により行う。なお、児童の属する世帯が母子世帯等の場合等には、階層に応じて徴収金の額を軽減する。

本院が、24都道府県の165市町村において会計実地検査を行ったところ、8府県の10事業主体は、児童の扶養義務者の所得税額等を誤認するなどして徴収金の額を過小に算定したり、保育単価の適用を誤るなどして費用の額を過大に算定したりしていた。

このため、国庫負担対象事業費が過大に精算されていて、国庫負担金24,687,325円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において徴収金の額又は費用の額の算定に当たっての調査確認が十分でなかったこと、また、府県において適正な事務処理の執行についての指導が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の徴収金の額を過小に算定していた事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

A市は、平成23年度に、民間保育所Bに保育を委託した児童Cについて、その扶養義務者である母の22年分の所得税額及び22年度分の市町村民税額がないこと並びに母子世帯であることから、徴収金の額を0円と算定していた。しかし、実際は、母のほかに児童Cの扶養義務者として、その児童と同一世帯に属して生計を一にしている、家計の主宰者である祖父がいることから、徴収金の額は、祖父の22年分の所得税25万余円を基に算定すべきであり、これにより計算すると732,000円となり、同額が過小となっていた。

そして、同市では、このように扶養義務者の所得税額等を誤認して徴収金の額を過小に算定していた事態が、上記を含め21年度1人、22年度4人、23年度9人の児童について見受けられ、同市に係る徴収金の額が過小となっていた。

以上を部局等別・事業主体別に示すと次のとおりである。

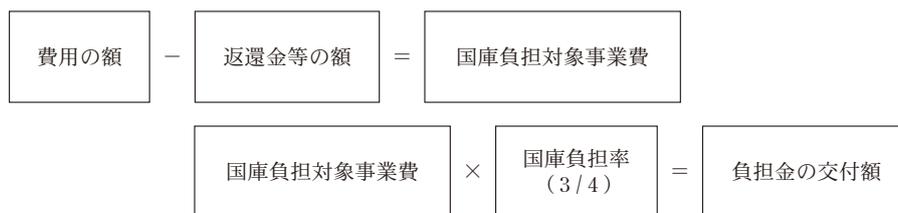
部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫負担 対象事業 費	左に対す る国庫負 担金交付 額	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金交 付額	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(257)	青森県 青森市	21～23	14,059,421	7,029,710	6,458	3,229	扶養義務者の所得税額等を誤認していたものなど
(258)	神奈川県 相模原市	22、23	6,320,088	3,160,044	3,836	1,918	同
(259)	三重県 伊勢市	19～23	2,868,481	1,434,240	12,021	6,010	扶養義務者の所得税額等を誤認していたもの
(260)	大阪府 茨木市	23	1,791,433	895,716	2,765	1,382	保育単価の適用を誤っていたもの
(261)	島根県 松江市	23	2,742,726	1,371,363	2,890	1,445	同
(262)	広島県 尾道市	22、23	684,604	342,302	3,323	1,661	扶養義務者の所得税額等を誤認していたもの
(263)	同 東広島市	22、23	1,522,004	761,002	5,115	2,557	同
(264)	大分県 大分市	21～23	9,215,494	4,607,747	5,357	2,678	同
(265)	同 佐伯市	23	546,928	273,464	2,156	1,078	保育単価の適用を誤っていたもの
(266)	沖縄県 島尻郡 南風原町	20～23	3,079,554	1,539,777	5,449	2,724	扶養義務者の所得税額等を誤認していたものなど
(257)～(266)の計			42,830,735	21,415,367	49,374	24,687	

(6) 生活保護費等負担金が過大に交付されていたもの

11件 不当と認める国庫補助金 27,855,691円

生活保護費等負担金(平成19年度以前は生活保護費負担金。以下「負担金」という。)は、都道府県又は市町村(特別区を含む。)が、生活に困窮する者に対して、最低限度の生活を保障するために、その困窮の程度に応じて必要な保護を行う場合に、その費用の一部を国が負担するものである。この保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産や能力等あらゆるものを活用することを要件としている。

負担金の交付額は、次により算定することとなっている。



この費用の額及び返還金等の額は、それぞれ次により算定することとなっている。

ア 費用の額は、次の①及び②に③を加えて算定する。

- ① 保護を受ける世帯(以下「被保護世帯」という。)を単位として、その所在地域、構成員の数、年齢等の別に応じて算定される生活費の額から、被保護世帯における就労収入、年金又は手当の受給額等を基に収入として認定される額を控除して決定された保護に要する費用(以下「保護費」という。)の額の合計額
- ② 被保護者が医療機関で診察、治療等の診療を受けるなどの場合の費用について、その全額又は一部を事業主体が負担するものとして決定された保護費の額の合計額
- ③ 事業主体の事務経費

イ 返還金等の額は、急迫の場合等において、資力があるにもかかわらず保護を受けた者が、資産を売却するなどして収入を得たときに返還する保護費の額等の合計額とする。

本院が、24 都道府県の 202 事業主体において会計実地検査を行ったところ、8 府県の 11 事業主体において、被保護世帯が特別児童扶養手当等を受給しているのに、事実と相違した届出がなされるなどしていたため、計 40 世帯に対する保護費が過大に支給されていた。このため、負担金計 27,855,691 円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、被保護世帯において事実と相違した届出を行っているのに、事業主体において収入の認定等に当たっての調査確認が十分でなかったこと、府県において適正な生活保護の実施に関する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の保護費が過大に支給されていた事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

事業主体 A は、平成 22 年 11 月に世帯 B を対象として保護を開始して、引き続き保護を実施している。そして、同年 12 月から 24 年 11 月までの保護費の支給に当たり、世帯主からの収入の届出に基づき、この間の同世帯の収入を 3,430,064 円と認定して、保護費の額を決定していた。

しかし、実際には、世帯 B の世帯主は、この間に上記の収入のほかに、特別児童扶養手当等の収入計 1,765,842 円を得ており、このため 1,765,842 円の保護費が過大に支給されていた。

以上を部局等別・事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫負担 対象事業 費	左に対す る国庫負 担金交付 額	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金交 付額	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(267)	千葉県 松戸市	21~24	40,520	30,390	5,456	4,092	手当収入を認定していなかったものなど
(268)	同 流山市	22~24	3,055	2,291	1,497	1,123	同
(269)	神奈川県 川崎市	19~24	16,323	12,242	2,994	2,245	同
(270)	同 藤沢市	19~24	48,682	36,512	2,008	1,506	手当収入を認定していなかったもの
(271)	長野県 長野市	19~24	14,626	10,970	5,669	4,251	年金受給権の調査が十分でなかったもの
(272)	愛知県 名古屋市	19~24	23,279	17,459	2,721	2,041	手当収入を認定していなかったもの

部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫負担 対象事業 費	左に対す る国庫負 担金交付 額	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金交 付額	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
第3章 第1節 第10	(273) 大阪府 東大阪市	19~24	21,629	16,221	2,457	1,842	手当収入を認定していなかったもの
	(274) 同 寝屋川市	19~24	36,452	27,339	2,108	1,581	同
	(275) 奈良県 奈良市	19~24	33,076	24,807	3,177	2,382	同
	(276) 福岡県 福岡市	19~24	51,531	38,648	5,488	4,116	手当収入を認定していなかったものなど
	(277) 宮崎県 宮崎市	19~24	25,655	19,241	3,562	2,671	同
	(267)-(277)の計		314,834	236,125	37,140	27,855	

(7) 特別障害者手当等給付費負担金が過大に交付されていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 3,974,387 円

特別障害者手当等給付費負担金(以下「負担金」という。)は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)等に基づき、障害者及び障害児の福祉の増進を図ることを目的として、都道府県又は市町村(特別区を含む。以下同じ。)(注1)(注2)が、特別障害者及び重度障害児に対して特別障害者手当等を支給した場合に、その支給に要する費用の一部を国が負担するものである。

負担金の交付額は、交付要綱等に基づき、都道府県又は市町村が支弁した額から、寄附金その他の収入額を控除した額を国庫負担対象事業費として、これに4分の3を乗じて得た額とすることとなっている。

そして、過年度に過誤払いした特別障害者手当等について調定した場合は、その額(以下「調定額」という。)を当該年度の寄附金その他の収入額に計上することとなっている。

(注1) 特別障害者 20歳以上であって政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者

(注2) 重度障害児 20歳未満であって政令で定める程度の重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者

本院が、24都道府県の186市区町において会計実地検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫負担 対象事業 費	左に対す る国庫負 担金交付 額	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金交 付額
			千円	千円	千円	千円
(278) 広島県	広島市	19~23	2,463,440	1,847,580	5,299	3,974

広島市は、平成19年度から23年度までの各年度において、過年度に過誤払いした特別障害者手当等に係る調定額を寄附金その他の収入額に計上すべきであったのに、これを計上していなかった。

この結果、国庫負担対象事業費が計5,299,182円過大に算定されており、これに係る負担金計3,974,387円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において事務処理が適切でなかったなどのため適正な実績報告を行っていないこと、広島県において同市から提出された事業実績報告書の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(8) 障害者自立支援給付費負担金が過大に交付されていたもの

8件 不当と認める国庫補助金 556,120,665 円

障害者自立支援給付費負担金(以下「負担金」という。)は、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)

に基づき、障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)の福祉の増進を図ることなどを目的として、市町村(特別区を含む。)が、都道府県知事の指定する障害福祉サービス事業者等から居宅介護等の障害福祉サービス等を受けた障害者等に対して、介護給付費、訓練等給付費等(以下「自立支援給付費」という。)を支給した場合に、その支給に要する費用の一部を国が負担するものである。

負担金の交付額は、交付要綱等に基づき、次のように算定することとなっている。

- ① 所定の方式により算定した基準額と、自立支援給付費の支給に要した費用(以下「対象経費の実支出額」という。)から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額を国庫負担対象事業費として、これに100分の50を乗じて得た額を交付額とする。

本院が、24都道府県の189市区町において会計実地検査を行ったところ、4都府県の8市区において、負担金の算定に当たり、誤って、基準額を過大に算定したり、対象経費の実支出額に対象とならない経費を計上したりなどしていたため、負担金計556,120,665円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、8市区において事務処理が適切でなかったため適正な実績報告を行っていなかったこと、4都府県において事業実績報告書の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

横浜市は、負担金の基準額の算定方式についての理解が十分でなかったことから、誤って居宅介護等の障害福祉サービス費等に対象者以外の者に係る費用を含めるなどして、平成21年度から23年度までの間の負担金の基準額を過大に算定するなどしていた。

この結果、国庫負担対象事業費が1,015,988,132円過大に算定されており、これに係る負担金507,994,065円が過大に交付されていた。

以上を部局等別・事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫負担 対象事業 費 千円	左に対す る国庫負 担金交付 額 千円	不当と認 める国庫 負担対象 事業費 千円	不当と認 める国庫 負担金交 付額 千円	摘 要
(279) 東京都	品川区	23	2,253,083	1,126,541	3,192	1,596	対象外経費を計上していたもの
(280) 同	荒川区	22	1,438,464	719,232	34,453	17,226	対象経費の集計を誤っていたものなど
(281) 同	府中市	21、22	3,834,017	1,917,008	18,570	9,285	対象外経費を計上していたもの
(282) 神奈川県	横浜市	21～23	77,193,384	38,596,692	1,015,988	507,994	基準額を過大に算定していたものなど
(283) 福井県	敦賀市	23	681,704	340,852	19,343	9,671	対象経費を二重に計上していたものなど
(284) 大阪府	吹田市	23	3,647,172	1,823,586	2,964	1,482	対象外経費を計上していたものなど
(285) 同	東大阪市	22	5,330,997	2,665,498	12,186	6,093	対象経費の集計を誤っていたものなど
(286) 同	四條畷市	23	533,246	266,623	5,541	2,770	同
(279)～(286)の計			94,912,070	47,456,035	1,112,241	556,120	

(9) 障害者医療費負担金が過大に交付されていたもの

2件 不当と認める国庫補助金 13,580,479円

障害者医療費負担金(以下「負担金」という。)は、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に基づ

き、障害者及び障害児の福祉の増進を図ることなどを目的として、居住地の市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は都道府県が、都道府県知事等の指定する医療機関から自立支援医療を受けた障害者及び障害児に対して、自立支援医療に要した費用(以下「自立支援医療費」という。)を支給した場合に、その支給に要する費用の一部を国が負担するものである。

自立支援医療のうち、更生医療は、身体障害者の自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、当該身体障害者に対して行われる更生のために必要な医療であり、市町村が実施主体となっている。

更生医療に係る負担金の交付額は、交付要綱等に基づき、次のように算定することとなっている。

- ① 所定の方式によって算定した基準額と、市町村が更生医療に係る自立支援医療費の支給に要した費用(以下「対象経費の実支出額」という。)から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額を国庫負担対象事業費として、これに100分の50を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

本院が、25都道府県の188市区町において会計実地検査を行ったところ、京都府の2市において、基準額及び対象経費の実支出額の算定に当たり、誤って、対象経費とならない同府の単独事業による自立支援医療の利用者負担軽減に係る費用を対象経費に含めるなどしていたため、負担金13,580,479円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2市において、国庫負担対象事業費の算定に当たり、事務処理が適切でなかったため適正な実績報告を行っていなかったこと、同府において、事業実績報告書の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

以上を事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫負担 対象事業 費	左に対す る国庫負 担金交付 額	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金交 付額	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(287) 京 都 府	向 日 市	21	42,843	21,421	11,358	5,679	対象外経費を計上していたもの
(288) 同	京 田 辺 市	22	83,774	41,887	15,802	7,901	対象外経費を計上していたものなど
(287)(288)の計			126,617	63,308	27,160	13,580	

#### (10) 介護保険の普通調整交付金が過大に交付されていたもの

9件 不当と認める国庫補助金 21,147,000円

介護保険は、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が保険者となって、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者(以下「第1号被保険者」という。)等を被保険者として、加齢による疾病等の要介護状態等に関して、保健医療サービス及び福祉サービスの給付を行う保険である。

介護保険については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、財政調整交付金が交付されている。財政調整交付金は、市町村が行う介護保険財政が安定的に運営され、もって介護保険制度の円滑な施行に資することを目的として、各市町村における介護給付等に要する費用の総額の5%に相当する額を国が負担して、これを各市町村に交付するもので、普通調整交付金と特別調整交付金とがある。

普通調整交付金(以下「交付金」という。)は、市町村における第1号被保険者の総数に占める75歳以上の者の割合(以下「後期高齢者加入割合」という。)及び所得段階の区分(第1段階から第6段階まで)ご

との第1号被保険者の分布状況(以下「所得段階別加入割合」という。)が、市町村間で格差があることによって生ずる介護保険財政の不均衡を是正するために交付するものである。

交付金の交付額は、次により算定することとなっている。

$$\boxed{\text{調整基準標準給付費額}} \times \boxed{\text{市町村ごとの普通調整交付金交付割合}} \times \boxed{\text{調整率}^{(注)}} = \boxed{\text{交付額}}$$

(注) 調整率 当該年度に交付する交付金の総額と市町村ごとに算定した交付金の総額とのかい離を調整する割合

上記のうち、調整基準標準給付費額及び普通調整交付金交付割合については、次のとおりとされている。

ア 調整基準標準給付費額は、当該市町村における前年度の1月から当該年度の12月までにおいて、①国民健康保険団体連合会が審査決定した居宅介護サービス費、施設介護サービス費等、②市町村が支払決定した高額介護サービス費等の支給を行う介護給付に要した費用、③介護予防サービス費等の支給を行う予防給付に要した費用等の合計額とする。

イ 普通調整交付金交付割合は、後期高齢者加入割合補正係数と所得段階別加入割合補正係数を用いるなどして算出した割合であり、このうち、後期高齢者加入割合補正係数は、当該市町村において、介護保険事業状況報告(月報)により報告することとされている前年度の1月報告分(12月末の人数)から当該年度の12月報告分(11月末の人数)までの後期高齢者数を基に算出される後期高齢者加入割合を、国から示される全ての市町村における後期高齢者加入割合と比較した係数である。また、所得段階別加入割合補正係数は、当該市町村において、毎年4月1日(保険料の賦課期日)における標準的な所得段階の区分ごとの第1号被保険者数を基に算出される所得段階別加入割合を、国から示される全ての市町村における所得段階別加入割合と比較した係数である。

交付金の交付を受けようとする市町村は都道府県に交付申請書及び事業実績報告書を提出して、これを受理した都道府県は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査した上でこれを厚生労働省に提出して、厚生労働省はこれに基づき交付決定及び交付額の確定を行うこととなっている。

本院は、25都道府県の187市区町村、4一部事務組合及び3広域連合において、平成19年度から24年度までの間に交付された交付金について会計実地検査を行った。その結果、5都県の9市区町において、後期高齢者加入割合補正係数の算出を誤ったり、所得段階別加入割合補正係数の算出を誤ったりするなどして、交付金の交付額を過大に算定したため、交付金交付額計3,761,936,000円のうち計21,147,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、9市区町において制度を十分に理解していなかったこと、5都県において事業実績報告書の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

東京都多摩市は、平成23年度の後期高齢者加入割合補正係数の算出に当たり、後期高齢者数について、22年度の1月報告分(12月末の人数)から23年度の12月報告分(11月末の人数)までの人数を基に算出すべきところ、誤って、22年度の2月報告分(1月末の人数)から23年度の1月報告分(12月末の人数)までの人数を基に算出していた。

この結果、普通調整交付金交付割合が過大に算出されており、交付金交付額10,842,000円のうち3,424,000円が過大に交付されていた。

以上を部局等別・交付先(保険者)別に示すと次のとおりである。

第3章 第1節 第10 厚生労働省	部局等	交付先 (保険者)	年 度	交付金交付額 千円	左のうち不当と 認める額 千円	摘 要
(289)	青森県	三戸郡 階上町	20～24	276,177	3,958	所得段階別加入割合補正係数の算出を誤っていたものなど
(290)	東京都	港区	23	392,902	1,086	後期高齢者加入割合補正係数の算出を誤っていたもの
(291)	同	多摩市	23	10,842	3,424	同
(292)	鳥取県	倉吉市	24	343,251	2,861	所得段階別加入割合補正係数の算出を誤っていたものなど
(293)	熊本県	八代市	19	701,389	1,896	後期高齢者加入割合補正係数の算出を誤っていたもの
(294)	同	玉名市	20、22	814,940	2,158	同
(295)	同	菊池市	19～21	924,165	2,580	同
(296)	同	玉名郡 玉東町	20	38,958	2,143	同
(297)	大分県	豊後高田 市	24	259,312	1,041	所得段階別加入割合補正係数の算出を誤っていたもの
(289)～(297)の計				3,761,936	21,147	

#### (11) 厚生労働科学研究費補助金が過大に交付されていたもの

10件 不当と認める国庫補助金 64,365,516 円

厚生労働科学研究費補助金は、厚生労働科学研究の振興を促し、もって、国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に関して、行政施策の科学的な推進を確保するため、技術水準の向上を図ることを目的とする研究事業を行う研究者等に対して、厚生労働科学研究費補助金取扱規程(平成10年厚生省告示第130号)、厚生労働科学研究費補助金取扱細則(平成10年厚科第256号厚生科学課長決定)等(以下、これらを合わせて「取扱規程等」という。)に基づき、厚生労働大臣が認めた額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を国が補助するものである。

取扱規程等によると、研究事業に係る補助対象経費は、研究で使用する消耗品等(以下「研究用物品」という。)の購入費等の直接研究に必要な経費、研究事業の一部を他の機関に委託して行うための経費(以下、これらを合わせて「直接研究費等」という。)等となっている。また、直接研究費等に係る事務は、補助金の経理の透明化を図るなどのため、研究者の所属機関の長に必ず委任されることとなっている。そして、委任を受けた所属機関の長は、直接研究費等に係る事務を適正に執行することとなっている。

本院は、21研究機関に所属する122名の研究者が実施している242研究事業について会計実地検査を行った。その結果、4研究機関に所属する10名の研究者が実施している51研究事業において、研究者が業者に架空の取引を指示するなどして研究用物品を購入したとする虚偽の納品書、請求書等を作成させ、これにより各研究者の所属機関に購入代金を支払わせて、これを業者に預けて別途に経理するなどの不適正な経理処理を行っていたため、国庫補助金計64,365,516円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、研究者において、補助金の原資は税金等であるにもかかわらず事実に基づく適正な会計経理を行うという基本的な認識が欠けていたこと、研究者の所属機関において、研究用物品の納品検査等が十分でなかったこと、厚生労働省において、研究者及び研究機関に対して補助金の不正使用の防止についての周知徹底が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

国立がんセンター(平成22年4月1日以降は独立行政法人国立がん研究センター)に所属する研究者cは、19、20両年度に、補助金の交付を受け、その全額を研究用物品の購入等に使用したとして、補助事業終了後に事業実績報告書を提出していた。そして、研究用物品を53,667,080円で購入したとして納品書、請求書等を同センターに提出していて、同センターは当該購入代金を業者に支払っていた。しかし、研究者cが実際に研究用物品を購入した額は28,480,176円にすぎず、差額の25,186,904円については、業者に架空の取引を指示して虚偽の納品書、請求書等を作成させたものであった。そして、研究者cは、これを業者に預けて別途に経理しており、このうち5,781,132円を私的な家電製品等の購入に流用していた。

この結果、国庫補助金が24,805,000円過大に交付されていた。

以上を部局等別、所属機関別・研究者別に示すと次のとおりである。

部局等	所属機関名	国庫補助金の交付先(研究者)	年 度	事 業 数	国庫補助金交付額 (注2) 千円	不当と認める国庫補助金交付額 千円	摘 要
(298)	国立医薬品食品衛生研究所	a	19～21	5	221,990	3,409	不適正な経理処理
(299)	厚生労働本省	b	19、20	4	167,099	2,143	同
(300)	厚生労働本省、国立がんセンター	c	19、20	11	2,762,350	24,805	同
(301)	国立がんセンター	d	19、20	5	374,013	5,542	同
(302)	同	e	19、20	6	169,820	4,654	同
(303)	厚生労働本省、国立がんセンター	f	19、20、23	4	252,988	3,196	同
(304)	国立がんセンター	g	19、20	2	48,298	1,669	同
(305)	同	h	20、21	3	116,619	1,321	同
(306)	厚生労働本省	H	16～19、22	8	498,265	12,328	同
(307)	同	J	18、19	3	52,172	5,296	同
(298)～(307)の計				51	4,553,771	64,365	

(注1) 研究者 国立がんセンターに所属する研究者cからe、g及びh並びに学校法人武蔵野女子学院武蔵野大学に所属する研究者Hについては本件以外にも不当事項を掲記しており、同一の研究者については同一のアルファベットで表示している(前掲170ページ、後掲821ページ参照)。

(注2) 国庫補助金交付額 研究者dと研究者eの研究事業が一部重複しており、計には重複額を除いた純計を計上している。

(注3) 平成24年4月1日以降は学校法人武蔵野大学

(12) 緊急雇用創出事業臨時特例交付金及びふるさと雇用再生特別交付金により造成した基金を補助の目的外に使用していたもの 3件 不当と認める国庫補助金 17,610,744円

緊急雇用創出事業臨時特例交付金は、厚生労働省が定めた「平成20年度緊急雇用創出事業臨時特例

交付金交付要綱(平成21年厚生労働省発職第0130003号)等に基づき、各都道府県が、同交付金を原資として、緊急雇用創出事業臨時特例基金(以下「緊急雇用創出基金」という。)を造成するために国が交付するものである。

また、ふるさと雇用再生特別交付金は、同省が定めた「平成20年度ふるさと雇用再生特別交付金交付要綱(平成21年厚生労働省発職第0130002号)に基づき、各都道府県が、同交付金を原資として、ふるさと雇用再生特別基金(以下「ふるさと基金」という。)を造成するために国が交付するものである。

そして、各都道府県及び各市町村等(以下「都道府県等」という。)は、同省が定めた「緊急雇用創出事業実施要領(平成21年職発第0130008号)等に基づき、緊急雇用創出基金を財源として失業者に対する短期の雇用・就業機会を創出して提供する事業等を実施する緊急雇用創出事業を、また、同省が定めた「ふるさと雇用再生特別基金事業実施要領(平成21年職発第0130005号)等に基づき、ふるさと基金を財源として地域の求職者等を雇い入れて、原則として1年以上の長期的な雇用機会の創出を図る事業を実施するふるさと雇用再生特別基金事業を、それぞれ実施している(以下、緊急雇用創出事業とふるさと雇用再生特別基金事業とを合わせて「基金事業」といい、また、緊急雇用創出事業実施要領とふるさと雇用再生特別基金事業実施要領を合わせて「実施要領」という。))。

基金事業では、都道府県等が企画した事業を民間企業等へ委託し、受託した民間企業等が公募により失業者を雇い入れて行う事業(以下「委託事業」という。)等が実施されている。都道府県は、自らが委託事業を実施する場合は、委託費相当額をそれぞれの基金から取り崩して受託者に支払い、管内の市町村等が委託事業等を実施する場合は、当該市町村等に対して基金を財源とした補助金(補助率10分の10)を交付している。

そして、委託費の対象経費は、実施要領等によれば委託事業の受託者に新規に雇用された者に係る賃金等の人件費及びその他の経費とされており、その他の経費には、受託者に既に雇用されている者等(以下「既存雇用者」という。)が委託事業に従事した分に係る実際に支払われた賃金等の人件費も含まれることができることとなっている。

本院が、8府県において、8府県及びこれらの府県から補助金の交付を受けた管内の64市町村を対象に会計実地検査を行った結果、<sup>(注1)</sup>3県及び<sup>(注2)</sup>1市が実施した基金事業において、委託事業の受託者が、当該事業に従事した既存雇用者に係る人件費について、実際に支払った賃金等に基づいて算出していなかったことなどにより、計17,610,744円(交付金相当額同額)が、3県に造成されたそれぞれの基金から過大に取り崩されて、補助の目的外に使用されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、上記の3県及び1市において市又は受託者から提出された委託事業に係る実績報告書等の内容の調査確認が十分でなかったこと、1県において1市に対する指導監督が十分でなかったこと、厚生労働省において3県に対する指導監督が十分でなかったことなどによると認められる。

(注1) 3県 青森、三重、和歌山各県

(注2) 1市 青森市

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

#### <事例>

青森県青森市は、緊急雇用創出基金を財源とした委託事業として、平成23年度に、投票所の現地調査や投票区域の電子地図データの作成等を行う「投票所及び投票区域等データ作成業務」を計12,873,000円でA会社に委託し、同会社が当該事業を実施したとして同額を支払っており、青森県は同市に対して、緊急雇用創出基金を財源として同額の補助金を交付していた。

しかし、同会社が同市に提出した実績報告書に計上された当該事業に従事した既存雇用者4名に係る人件費は、青森県の設計単価表に記載された労務単価を基に算出したものであって、実際に支払われた賃金等に基づいて算出したものではなかった。

したがって、既存雇用者4名に実際に支払われた賃金等を基に適正な委託費の額を算定すると11,744,888円となり、委託費の支払額12,873,000円との差額1,128,112円は基金事業の対象とは認められず、同額が青森県から同市に交付される補助金として緊急雇用創出基金から過大に取り崩され、補助の目的外に使用されていた。

これを事業主体別に示すと次のとおりである。

部 局 等	補助事業者 (事業主体)	補 助 事 業	年 度	基金造成額	左に対する 交付金交付 額	不当と認め る基金使用 額	不当と認め る交付金相 当額
				千円	千円	千円	千円
(308) 厚生労働本省	青 森 県	緊急雇用創 出基金	20~24	27,440,000	27,440,000	4,206	4,206
		ふるさと基 金	20	7,380,000	7,380,000	4,496	4,496
		小計		34,820,000	34,820,000	8,702	8,702
(309) 同	三 重 県	緊急雇用創 出基金	20~24	22,860,000	22,860,000	3,344	3,344
(310) 同	和 歌 山 県	緊急雇用創 出基金	20~24	12,320,000	12,320,000	3,127	3,127
		ふるさと基 金	20	4,380,000	4,380,000	2,436	2,436
		小計		16,700,000	16,700,000	5,563	5,563
(308)-(310)の計				74,380,000	74,380,000	17,610	17,610

(13) 保育対策等促進事業費補助金(延長保育促進事業に係る分)等が過大に交付されていたもの 2件 不当と認める国庫補助金 7,633,000円

保育対策等促進事業費補助金(延長保育促進事業に係る分)(以下「補助金」という。)は、児童手当法(昭和46年法律第73号)に規定する児童育成事業として、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する市町村(特別区を含む。以下同じ。)以外の者の設置する保育所(以下「民間保育所」という。)において開所時間を超えて保育を行うことにより、就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応することを目的として、市町村が行う延長保育促進事業に対して都道府県が補助する事業等に要する費用の一部を国が補助するものである。この延長保育促進事業は、平成21年度以前は、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく次世代育成支援対策交付金(以下「交付金」という。)の交付対象事業として実施されており、民間保育所が実施する延長保育促進事業に対して市町村が補助する事業等に要する経費について、その一部を国が交付していた。

補助金の交付額は、補助金に係る交付要綱等に基づき、次のとおり算定することとなっている。

- ① 延長保育時間等により定められた基準額と、対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを市町村ごとに比較して、少ない方の額を算定する。
- ② ①により選定された額に3分の2を乗じて得た額と、都道府県が補助した額を比較して少ない方の額の合計額に2分の1を乗じた額を交付額とする。

また、交付金の交付額は、交付金に係る交付要綱等に基づき、市町村が事業計画に掲げる事業について、事業ごとの事業量に必ずなどして定められた基準点数により算出された合計点等を基に厚生労働大臣が認めた額と、市町村が実施した各事業の総事業費の合計額から寄附金その他の収入額の合計額を控除した額に2分の1を乗じた額とを比較して、少ない方の額としていた。

本院が、20都道府県の73市区町において会計実地検査を行ったところ、2県の2市において、補助

金及び交付金の交付額の算定に当たり、民間保育所が実施した延長保育促進事業に係る実支出額等を確認しておらず、実支出額を過大に計上するなどしていたことから、補助金及び交付金計7,633,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2市において交付要綱等の理解が十分でなかったこと、2県において実績報告書の審査及び確認が十分でなかったこと、また、厚生労働省において事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

以上を事業主体別に示すと次のとおりである。

部 局 等	補助事業者	間接補助事業者	補助金等の種類	年 度	国庫補助金等交付額	不当と認める国庫補助金等交付額	摘 要	
(311) 厚生労働本省	千葉県	館山市(事業主体)	保育対策等促進事業費補助金	22、23	7,213	1,450	実支出額を過大に計上していたもの	
(312) 同	奈良県	大和郡山市(事業主体)	同	22、23	11,322	2,870	実支出額を過大に計上していたものなど	
		大和郡山市(事業主体)	—	次世代育成支援対策交付金	19～21	48,078	3,313	
		小計			59,400	6,183		
(311) (312) の計					66,613	7,633		

### そ の 他 (313)–(315)

#### (313) 国庫補助金により設置造成した基金を廃止するに当たり、基金廃止時の返還額が過小となっていたもの

会計名及び科目	年金特別会計(児童手当及び子ども手当勘定) (款)雑収入 (項)雑収入
部 局 等	厚生労働本省
補助の根拠	予算補助
補助事業者	財団法人こども未来財団(平成25年4月1日以降は一般財団法人こども未来財団)
基金の名称	こども未来基金
基金事業の概要	デパート等における授乳室の整備等に対して助成等を行うもの
当該基金に対する国庫補助金交付額	30,000,000,000円(平成6年度)
基金廃止時保有額	32,545,529,126円(基金の廃止年月日 平成23年2月10日)
上記のうち国庫に返還された額	30,000,000,000円(平成22年度)
過小となっていた返還額	2,545,529,126円

### 1 基金等の概要

#### (1) こども未来基金の概要

厚生労働本省(平成13年1月5日以前は厚生本省。以下「本省」という。)は、6年7月に、平成6年度こども未来基金造成費補助金交付要綱(平成6年厚生省発児第121号厚生事務

次官通知。以下「交付要綱」という。)等に基づき、財団法人こども未来財団(25年4月1日以降は一般財団法人こども未来財団。以下「未来財団」という。)に対し、こども未来基金(以下「未来基金」という。)の造成に必要な経費として、こども未来基金造成費補助金(以下「補助金」という。)30,000,000,000円を交付している。

未来基金は、基金の元本を運用して、運用益を財源として、デパート等における授乳室の整備等に対する助成等(以下「基金事業」という。)を行うものである。

## (2) こども未来基金管理運営要領の概要

本省は、未来基金の管理運用等に関して、交付要綱のほか、こども未来基金管理運営要領(平成6年厚生省発児第122号厚生事務次官通知。以下、交付要綱と合わせて「交付要綱等」という。)を定めている。

交付要綱等によると、未来財団は、基金を国債等の有価証券、預金等で運用して、その運用益を、基金事業に要する経費に充当することができるものとされており、当該年度の精算によって生じた残余は、速やかに未来基金に繰り入れるものとされている。

また、交付要綱等によると、未来財団が基金事業を中止又は廃止する場合には、厚生労働大臣(13年1月5日以前は厚生大臣)の承認を受けなければならないこととされている。そして、基金事業を中止又は廃止しようとするときまでに、未来基金の保有額、基金事業に係る経理の状況等必要な事項を同大臣に報告し、その指示を受け、基金事業を中止又は廃止するまでに造成された未来基金の保有額及び保有債券等の売却益等基金事業に係る経理の精算により生じた残余額(以下「基金廃止時保有額」という。)の全額を国庫に返還しなければならないこととされており、未来基金を廃止する際の手続が定められている。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合规性等の観点から、基金廃止時保有額の国庫への返還は交付要綱等に基づき適正に行われているかなどに着眼して、本省及び未来財団において、国庫への返還に関する書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

### (2) 検査の結果

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

本省は、21年11月に実施された行政刷新会議による事業仕分けの評価結果を踏まえ、基金廃止時保有額のうち30,000,000,000円を国庫に返還させ、未来基金を廃止することにした。これを受け、未来財団は、23年1月17日に、本省に対して「こども未来基金の廃止及び返還について」(平成23年未来第12号)を提出していた。

そして、本省は、23年1月26日に、未来財団に対して「こども未来基金の廃止及び返還について」(平成23年厚生労働省発雇児0126第2号厚生労働大臣指示)を発し、補助金交付額30,000,000,000円を交付要綱等の規定により23年2月10日までに返還することを命じ、未来財団は、23年2月10日に未来基金を廃止して、基金廃止時保有額32,545,529,126円のうち30,000,000,000円を国庫に返還していた。その結果、基金廃止時保有額から上記30,000,000,000円を除いた額(以下「基金残余額」という。)である2,545,529,126円が、未来財団に残されたままとなっていた。

しかし、交付要綱等によると、未来基金を廃止する際に国庫に返還すべき額は、基金廃止時保有額の全額とされている。また、本省は、未来基金の廃止に当たり、未来財団が基金事業により行っていた事業のうち必要な事業に要する経費について、単年度の国庫補助

金を毎年度未来財団に交付し、所要額を措置することとしていた。このため、本省において、補助金交付額 30,000,000,000 円のみを国庫に返還することを命じ、基金残余额を未来財団に残置したことは、本省自らが定めた交付要綱等に違反するものであり、基金残余额を未来財団に残置する必要性もなく、適正とは認められない。

したがって、未来基金の廃止に当たり国庫に返還すべき額は、基金廃止時保有額 32,545,529,126 円であり、既に返還済みの 30,000,000,000 円との差額である基金残余额 2,545,529,126 円が過小となっていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、本省において、基金廃止時の国庫への返還額を決定するに当たり、交付要綱等を遵守することの認識が著しく欠けていたことなどによると認められる。

(314) 介護給付費に係る国の負担が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省	(項)介護保険制度運営推進費 (項)介護納付金年金特別会計へ繰入
		〔平成 19 年度以前は、 (項)老人医療・介護保険給付諸費 (項)国民健康保険助成費 (項)社会保険国庫負担金 (項)生活保護費〕
部 局 等	17 都府県、2 市	
国の負担の根拠	介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)	
実施主体	市 201、区 22、町 62、村 9、一部事務組合 4、広域連合 6、計 304 実施主体	
事業者	指定居宅介護支援事業者 26、指定通所介護事業者 27、指定介護療養型医療施設等 32、計 85 事業者	
過大に支払われた介護給付費に係る介護サービス等の種類	居宅介護支援、通所介護サービス、介護療養施設サービス等	
過大に支払われた介護給付費の件数	70,554 件(平成 17 年度～24 年度)	
過大に支払われた介護給付費の額	365,296,700 円(平成 17 年度～24 年度)	
不当と認める国の負担額	109,574,592 円(平成 17 年度～24 年度)	

1 介護給付の概要

(1) 介護保険

介護保険は、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が保険者

となって、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者及び40歳以上65歳未満の医療保険加入者を被保険者として、被保険者の要介護状態等に関して、必要な保険給付を行う保険である。

## (2) 介護サービス及び居宅介護支援

被保険者が、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき受けるサービスには居宅サービス、施設サービス及び地域密着型サービス(以下、これらを「介護サービス」という。)がある。介護サービスのうち、居宅サービスには、通所介護サービス等<sup>(注1)</sup>が、施設サービスには、介護療養施設サービス等<sup>(注2)</sup>がある。

また、これらの居宅サービス又は地域密着型サービスの適切な利用等を行うことができるよう、利用する居宅サービス等の種類等を定めた計画(以下「居宅サービス計画」という。)<sup>(注3)</sup>を作成等するための居宅介護支援がある。

そして、被保険者が介護サービスを受けようとする場合の手続きは、次のとおりとなっている。

ア 要介護者又は要支援者(以下「要介護者等」という。)に該当すること及びその該当する要介護状態区分等について、市町村の認定を受ける。

イ 都道府県知事等の指定を受けた居宅介護支援事業者<sup>(注3)</sup>に依頼するなどして、介護サービス計画を作成する。

ウ 介護サービス計画に基づいて、都道府県知事等の指定等を受けた居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者又は介護保険施設(以下、これらと居宅介護支援事業者を合わせて「事業者」という。)において介護サービスを受ける。

(注1) 通所介護サービス 指定通所介護事業所において、在宅の要介護者等に通ってきてもらい行う、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を送る上で必要となるサービス及び機能訓練

(注2) 介護療養施設サービス 指定介護療養型医療施設の療養病床等に入院する要介護者等に対する療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療

(注3) 居宅介護支援 指定居宅介護支援事業所において、在宅の要介護者が居宅サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、当該要介護者の依頼を受けてその心身の状況等を勘案し、利用する居宅サービス等の種類等を定めた計画を作成等するもの

## (3) 介護報酬の算定

事業者が介護サービス又は居宅介護支援を提供して請求することができる報酬の額(以下「介護報酬」という。)は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示第19号)、「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示第20号)、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示第21号)(以下、これらを「算定基準」という。)等に基づき、介護サービスの種類又は居宅介護支援の別に定められた単位数に単価(10円から11.26円)を乗ずるなどして算定することとなっている。

## (4) 介護給付費

市町村は、要介護者等が事業者から介護サービスの提供を受けたときは、当該事業者に

対して介護報酬の100分の90に相当する額を、また、居宅介護支援の提供を受けたときは、介護報酬の全額(以下、これらを「介護給付費」という。)をそれぞれ支払うこととなっている。

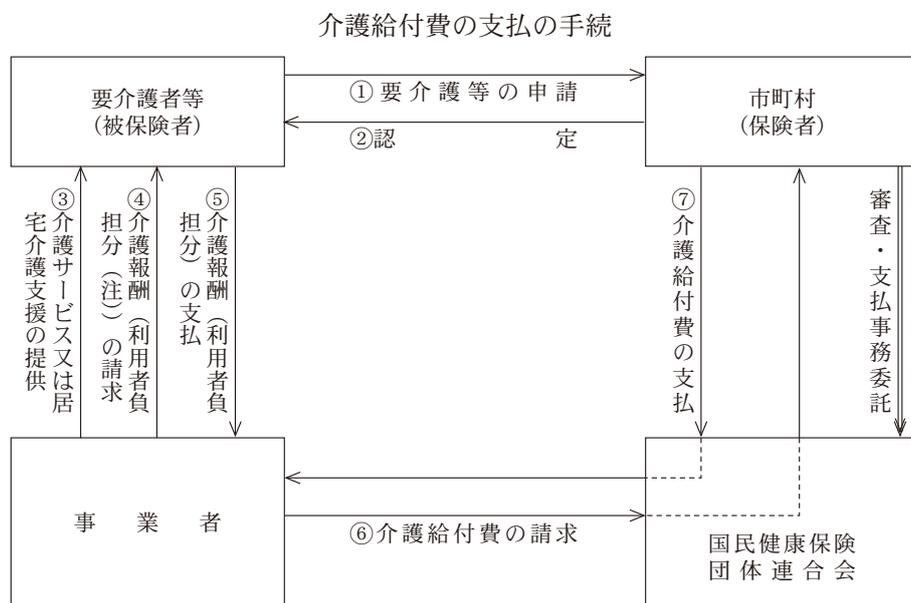
介護給付費の支払手続は、次のとおりとなっている(参考図参照)。

ア 介護サービス又は居宅介護支援の提供を行った事業者は、介護給付費を記載した介護給付費請求書等(以下「請求書等」という。)を、市町村から介護給付費に係る審査及び支払に関する事務の委託を受けた国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)に送付する。

イ 国保連合会は、事業者から送付された請求書等の審査点検を行い、介護給付費を市町村に請求する。

ウ 請求を受けた市町村は、金額等を確認した上で、国保連合会を通じて事業者に介護給付費を支払う。

(参 考 図)



(注) 利用者は、介護サービスの提供を受けたときは、介護報酬の100分の10に相当する額を負担する。

#### (5) 国の負担

介護給付費は、100分の50を公費で、100分の50を被保険者の保険料でそれぞれ負担することとなっている。

そして、公費負担については、介護保険法に基づき、介護給付費のうち、施設等分<sup>(注4)</sup>については国が100分の20、都道府県が100分の17.5及び市町村が100分の12.5(平成17年度以前は国が100分の25、都道府県及び市町村がそれぞれ100分の12.5)を負担し、施設等以外の分については、国が100分の25、都道府県及び市町村がそれぞれ100分の12.5を負担している。

また、国は、健康保険法(大正11年法律第70号)及び国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、社会保険診療報酬支払基金が介護保険の保険者に交付する介護給付費交付金等の財源として医療保険者が同基金に<sup>(注5)</sup>納付する介護給付費納付金に要する費用の額の一部を負担している。

(注4) 施設等分 施設介護サービス費、指定施設サービス等に係る特定入所者介護サービス費、特定施設入居者生活介護費、介護予防特定施設入居者生活介護費等

(注5) 医療保険者 医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う市町村、全国健康保険協会、国民健康保険組合等

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、介護報酬の算定が適正に行われているかに着眼して、21都府県において、116事業者に対する介護給付費の支払について、介護給付費の請求に係る関係書類等により会計実地検査を行った。そして、介護給付費の支払について疑義のある事態が見受けられた場合には、更に都府県等に事態の詳細な報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

### (2) 検査の結果

17都府県及び2市に所在する85事業者に対して40都道府県の304市区町村等の実施主体が行った17年度から24年度までの間における介護給付費の支払について、70,554件、365,296,700円が過大となっていて、これに対する国の負担額109,574,592円は負担の必要がなかったものであり、不当と認められる。

これらの事態について、居宅介護支援又は介護サービスの種類の別に示すと次のとおりである。

#### ア 居宅介護支援

指定居宅介護支援事業所において居宅サービス計画を作成等する居宅介護支援については、算定基準等によると、作成した居宅サービス計画に位置付けられた指定訪問介護、指定通所介護又は福祉用具貸与(以下「訪問介護サービス等」という。)の提供総数のうち、同一の事業者によって提供された訪問介護サービス等の占める割合が100分の90を超える場合(小規模な指定居宅介護支援事業所であるため作成した居宅サービス計画数が少ないなどの正当な理由がある場合を除く。)には、特定事業所集中減算として、所定の1月当たりの単位数から200単位を減算することとなっている。そして、指定居宅介護支援事業所が、専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員等を配置するなどした場合には、1月につき300単位を加算することとなっている。なお、上記減算の適用を受けている場合には、加算は算定できないこととなっている。

また、居宅介護支援の介護報酬については、算定基準等により、当該事業所の介護支援専門員が利用者の居宅を訪問していないなどの場合には、当該居宅サービス計画に係る月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、運営基準減算として、減算開始月については所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定し、また、2月目以降については所定単位数の100分の50に相当する単位数を算定することとなっている。

しかし、25指定居宅介護支援事業者は、正当な理由がないのに特定事業所集中減算を行っておらず、さらに、このうち3指定居宅介護支援事業者は、減算となる期間に300単位を加算していた。また、1指定居宅介護支援事業者は、利用者の居宅を訪問していないにもかかわらず、運営基準減算として所定単位数の100分の70又は100分の50に相当する単位数を算定していなかった。

このため、32,577件の請求に対して181市区町村等が支払った介護給付費が

105,050,610 円過大となっていて、これに対する国の負担額 32,797,675 円は負担の必要がなかった。

#### イ 通所介護サービス

指定通所介護事業所において要介護者等に提供する通所介護サービスについては、算定基準等によると、前年度の1月当たりの平均利用延べ人員数による事業所規模が、300人以内の場合は小規模型通所介護費、300人超750人以内(20年度までは300人超900人以内)の場合は通常規模型通所介護費、750人超900人以内の場合は大規模型通所介護費(I)及び900人超の場合は大規模型通所介護費(II)とし、それぞれの事業所規模ごとに1日のサービスの所要時間の区分に応じて定められた単位数等により介護報酬を算定することとなっている。

しかし、20指定通所介護事業者は、前年度の1月当たりの平均利用延べ人員数が300人を超えていたのに、通常規模型通所介護費の区分によらず小規模型通所介護費の区分により単位数を算定していたり、4指定通所介護事業者は、750人を超えていたのに、大規模型通所介護費(I)の区分によらず通常規模型通所介護費の区分により算定していたり、3指定通所介護事業者は、900人を超えていたのに、大規模型通所介護費(II)の区分によらず大規模型通所介護費(I)の区分により算定していたりしていた。

このため、17,893件の請求に対して85市区町村等が支払った介護給付費が100,789,678円過大となっていて、これに対する国の負担額30,655,123円は負担の必要がなかった。

#### ウ 介護療養施設サービス

指定介護療養型医療施設(療養病床を有する病院又は診療所)において要介護者等に提供する介護療養施設サービスについては、算定基準等によると、医師等の員数が医療法(昭和23年法律第205号)等に定められている員数に満たない場合には、翌月の介護報酬の算定において所定の1日当たりの単位数から85単位を減算することとなっている。そして、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第49条の規定が適用されて、医師の員数が3人未満に緩和されている場合には、翌月の介護報酬の算定において所定の1日当たりの単位数から12単位を減算することとなっている。また、多床室に入院させるとその者の著しい精神症状等により同室の他の入院患者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして個室への入院が必要と医師が判断した者であるなどの場合には、個室の単位数より高い多床室の単位数により介護報酬を算定することとなっている。

しかし、4指定介護療養型医療施設は、医師の員数が医療法等に定められている員数を満たしていないのに、85単位を減算していなかった。そして、7指定介護療養型医療施設は、医療法施行規則第49条の規定が適用され、医師の員数が3人未満に緩和されているのに、12単位を減算していなかった。また、6指定介護療養型医療施設は、医師の判断によらず施設の都合で個室を利用した場合においても多床室の単位数により介護報酬を算定していた。

このため、11,791件の請求に対して72市区町村等が支払った介護給付費が95,186,801円過大となっていて、これに対する国の負担額27,952,904円は負担の必要がなかった。

エ その他の介護サービス

アからウまでの介護サービスのほか、訪問介護サービス、通所リハビリテーションサービス、介護福祉施設サービス及び介護保健施設サービスの4介護サービスについて、15事業者は、単位数の算定を誤るなどして介護報酬を過大に算定していた。

このため、8,293件の請求に対して63市区町村等が支払った介護給付費が64,269,611円過大となっていて、これに対する国の負担額18,168,890円は負担の必要がなかった。

このような事態が生じていたのは、事業者が算定基準等を十分に理解していなかったことにもよるが、市区町村、一部事務組合、広域連合及び国保連合会において介護給付費の請求に対する審査点検が十分でなかったこと、都府県等において事業者に対して算定基準等の内容を十分に周知していないなど指導が十分でなかったことなどによると認められる。

これを事業者の所在する都府県等別に示すと次のとおりである。

都府県等名	実施主体(事業者数)	年度	過大に支払われた介護給付費の件数	過大に支払われた介護給付費	不当と認める国の負担額	摘要
			件	千円	千円	
秋 田 県	16市町村等(5)	17～22	4,414	31,796	9,951	イ、ウ、エ
山 形 県	14市町(2)	20～23	3,053	8,152	2,639	ア
群 馬 県	5市区(1)	23、24	1,033	1,543	468	イ
埼 玉 県	28市区町等(4)	22、23	2,759	18,945	5,139	イ
千 葉 県	100市区町村等(12)	18～24	8,376	26,141	6,754	ア、エ
東 京 都	24市区(7)	19～24	5,932	25,926	7,116	イ、ウ、エ
山 梨 県	33市区町村等(6)	17～24	6,263	19,504	5,974	ア、イ、エ
長 野 県	15市区町村等(6)	17～22	4,089	23,641	7,138	イ、ウ、エ
愛 知 県	6市町等(1)	20～24	741	2,339	537	ウ
京 都 府	13市町等(5)	22～24	6,345	13,244	4,098	ア、イ、エ
茨 木 市	9市町(2)	22、23	813	9,303	2,578	イ
和歌山県	21市町(2)	18～23	6,109	44,860	13,891	ア、エ
岡 山 県	17市町村(5)	19～24	6,825	18,744	6,263	ア
倉 敷 市	12市町(2)	19～24	2,040	8,304	2,295	ア、エ
徳 島 県	32市町村等(9)	17～21	2,304	55,885	17,345	イ、ウ、エ
愛 媛 県	15市町(10)	17～22	6,717	41,252	12,518	イ、ウ、エ
佐 賀 県	2市等(3)	24	484	5,202	1,449	イ
長 崎 県	4市町(1)	20～24	1,046	2,092	634	ア
鹿 児 島 県	4市村(2)	22～24	1,211	8,417	2,778	ア、イ
計	304実施主体(85)	17～24	70,554	365,296	109,574	

注(1) 計欄の実施主体数は、都府県等の間で実施主体が重複することがあるため、各都府県等の実施主体数を合計したものとは符合しない。

注(2) 摘要欄のア、イ、ウ及びエは、本文の2(2)検査の結果の居宅介護支援又は介護サービスの種類の別に対応している。

(315) 自立支援給付の介護給付費及び訓練等給付費に係る国の負担が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)障害保健福祉費
部 局 等	7 都道府県、7 市
国の負担の根拠	障害者自立支援法(平成17年法律第123号)
実施主体	市43、特別区1、町12、村5、計61実施主体
事業者	指定生活介護事業者6、指定施設入所支援事業者1、指定就労移行支援事業者7、指定就労継続支援B型事業者4、計17事業者
過大に支払われた介護給付費等に係る障害福祉サービスの種類	生活介護サービス、施設入所支援サービス、就労移行支援サービス、就労継続支援B型サービス
過大に支払われた介護給付費等の件数	4,851件(平成19年度～25年度)
過大に支払われた介護給付費等の額	122,896,199円(平成19年度～25年度)
不当と認める国の負担額	61,448,097円(平成19年度～25年度)

1 自立支援給付の概要

(1) 自立支援給付

自立支援給付は、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に基づき、障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行うものである。

(2) 障害福祉サービス

自立支援給付のうち、障害福祉サービスに係る給付費の支給には、介護給付費及び訓練等給付費(以下、これらを合わせて「介護給付費等」という。)がある。介護給付費の支給の対象には生活介護サービス<sup>(注1)</sup>、施設入所支援サービス等<sup>(注2)</sup>があり、訓練等給付費の支給の対象には就労移行支援サービス<sup>(注3)</sup>、就労継続支援B型サービス等<sup>(注4)</sup>がある。

そして、障害者等が障害福祉サービスを受けようとする場合の手続は、次のとおりとなっている。

ア 障害者又は障害児の保護者は、居住地の市町村(特別区を含む。以下同じ。)から介護給付費等を支給する旨の決定を受ける。

イ 支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者(以下「支給決定障害者等」という。)は、支給決定の有効期間内に都道府県知事等の指定を受けた指定障害福祉サービス事業者(以下「事業者」という。)の事業所において、障害福祉サービスを受ける。

(注1) 生活介護サービス 常時介護を要する障害者に対して行われる、入浴、排せつなどの介護、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援並びに創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の身体機能等の向上のために必要な支援

- (注2) 施設入所支援サービス 施設に入所する障害者に対して、主として夜間に行われる入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援
- (注3) 就労移行支援サービス 就労を希望する65歳未満の障害者で通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、生産活動等の機会の提供を通じて行われる、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援
- (注4) 就労継続支援B型サービス 雇用契約に基づいて通常の事業所に就労することが困難な障害者に対して、就労の機会を提供するとともに、生産活動等の機会の提供を通じて行われる、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援

### (3) 障害福祉サービスに要した費用の額の算定

事業者が障害福祉サービスを提供して請求することができる費用の額は、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第523号。以下「算定基準」という。)等に基づき、障害福祉サービスの種類ごとに定められた所定単位数に単価(10円～11.09円。平成23年度以前は10円～10.98円)を乗じて算定することとなっている。

そして、生活介護サービス、施設入所支援サービス、就労移行支援サービス及び就労継続支援B型サービスの各サービスに係る介護給付費等は、事業者が過度に利用者を受け入れることを未然に防止して、適正な障害福祉サービスの提供を確保するために、算定基準等により、サービスの利用定員が12人以上の事業所において、直近の過去3か月間のサービスの利用者の延べ人数が、当該サービスの利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の125を乗じて得た数等(以下「受入可能人数」という。)を超える場合等には、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を基に算定することとなっている。

また、地方公共団体が設置する事業所がこれらの各サービスを行った場合には、一定の公費が投入されていることを踏まえ民間事業所の報酬との均衡を考慮する趣旨から、当該所定単位数に1000分の965を乗じて得た単位数を基に算定することとなっている。

### (4) 介護給付費等

市町村は、支給決定障害者等が事業者から障害福祉サービスの提供を受けたときは、これに係る介護給付費等を事業者を支払うこととなっており、介護給付費等は、障害福祉サービスに要した費用の額の100分の90又は100分の90を超えて100分の100に相当する額以下の範囲内において法令等で定める額等となっている。

介護給付費等の支払手続については、①事業者が、介護給付費等を記載した介護給付費・訓練等給付費等請求書等(以下「請求書等」という。)を市町村から介護給付費等に係る支払に関する事務の委託を受けた国民健康保険団体連合会に送付し、②同連合会は、事業者から送付された請求書等の点検を行い、介護給付費等を市町村に請求して、③請求を受けた市町村は、金額等を算定基準等に照らして審査の上、同連合会を通じて事業者に介護給付費等を支払うこととなっている。

そして、国は、障害福祉サービスに要した費用について市町村が支弁した介護給付費等の100分の50を負担している。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、介護給付費等の算定が適正に行われているかに着目して、27 都道府県において、949 事業者に対する介護給付費等の支払について、介護給付費等の請求に係る関係書類等により会計実地検査を行った。そして、介護給付費等の支払について疑義のある事態が見受けられた場合には、更に都道府県等に事態の詳細な報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

### (2) 検査の結果

検査の結果、13 都道府県に所在する 17 事業者は、事業所における直近の過去 3 か月間のサービスの利用者の延べ人数が受入可能人数を超えるなどしていたのに 100 分の 70 を乗ずることなく単位数を算定したり、地方公共団体の設置する事業所であるにもかかわらず所定単位数に 1000 分の 965 を乗ずることなく単位数を算定したりしていたため、19 年度から 25 年度までの間に、4,851 件の請求に対して 61 市区町村が支払った介護給付費等が計 122,896,199 円過大となっていて、これに対する国の負担額計 61,448,097 円は負担の必要がなかったものであり、不当と認められる。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

#### <事例>

堺市に所在する事業者 A は、生活介護サービスの提供を行った事業所における介護給付費等の算定に当たり、平成 22 年 6 月から 23 年 7 月までの間において、直近の過去 3 か月間の利用者の延べ人数が受入可能人数を超えていたのに、その間に障害福祉サービスの提供を受けた利用者に係る 604 件について、所定単位数に 100 分の 70 を乗じていなかった。

このため、604 件の請求に対して 3 市が支払った介護給付費等が計 32,624,192 円過大となっていて、これに対する国の負担額計 16,312,096 円は負担の必要がなかった。

このような事態が生じていたのは、事業者において算定基準等に対する理解が十分でなかったことにもよるが、市区町村において介護給付費等の算定について審査が十分でなかったこと、都道府県等において事業者に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

これを都道府県等別に示すと次のとおりである。

都道府県等名	実施主体 (事業者数)	年度	過大に支払われた介護給付費等の件数	過大に支払われた介護給付費等	不当と認める国の負担額	摘要
			件	千円	千円	
北海道	11市町(2)	21~24	386	8,057	4,028	施設入所支援サービス等
さいたま市	3市(2)	22、23	257	11,208	5,604	就労移行支援サービス等
千葉市	7市(1)	23、24	151	6,356	3,178	就労移行支援サービス
東京都	1区(1)	23~25	747	5,311	2,655	生活介護サービス
神奈川県	1市(1)	19~23	787	2,872	1,436	就労移行支援サービス
浜松市	7市町(1)	20~23	662	9,753	4,876	就労継続支援B型サービス

都道府県等名	実施主体(事業者数)	年度	過大に支払われた介護給付費等の件数	過大に支払われた介護給付費等	不当と認める国の負担額	摘要
三重県	3市(2)	23、24	272	9,545	4,772	生活介護サービス等
京都府	1市(1)	23	33	1,504	752	就労移行支援サービス
堺市	3市(1)	22、23	604	32,624	16,312	生活介護サービス
岡山県	3市(1)	23	55	2,847	1,423	同
福岡市	3市町(1)	23	198	1,266	633	就労継続支援B型サービス
宮崎市	1市(1)	21～24	539	24,289	12,144	生活介護サービス
沖縄県	13市町村(2)	22、23	117	5,324	2,662	生活介護サービス等
那覇市	8市町村(1)	24	43	1,933	966	就労移行支援サービス
計	61市区町村(17)	19～25	4,851	122,896	61,448	

注(1) 計欄の実施主体数は、沖縄県と那覇市との間で実施主体が重複しているため、各都道府県等の実施主体数を合計したものとは一致しない。

注(2) さいたま市については、1事業者が複数の障害福祉サービスを提供していることから、事業者数欄においては2事業者としているが、計欄には事業者数の純計を計上している。

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 不正受給疑い事案における徴収金等債権について、債権の確定等を速やかに行うとともに、事務処理の円滑な実施に向けてより一層の体制整備を図るなどして事務処理を適切かつ迅速に実施するよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	年金特別会計 (基礎年金勘定) (項)雑収入 (国民年金勘定) (項)雑収入 (厚生年金勘定) (項)雑収入
部局等	厚生労働本省
厚生年金保険等の事業に関する事務の一部を委任又は委託している相手方	日本年金機構
徴収金等債権の一部が時効により消滅し返還請求することができなくなっていたもの	75件
上記に係る時効により消滅し返還請求することができなくなっていた徴収金等債権の額	1億4879万円(平成17年度～20年度)

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

不正受給疑い事案における徴収金等債権に係る事務処理について

(平成25年10月31日付け 厚生労働大臣宛て)  
日本年金機構理事長

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

記

1 徴収金等債権に係る事務処理の概要

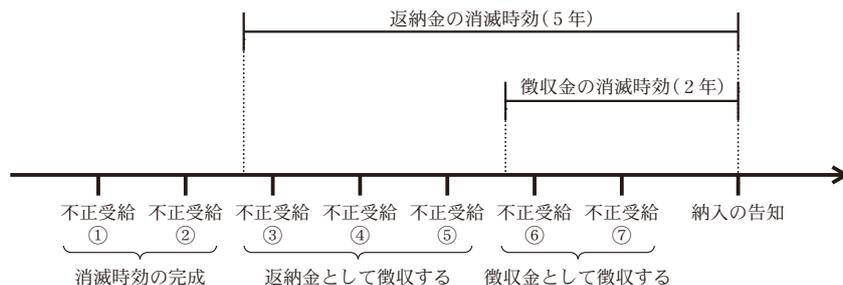
(1) 徴収金等債権の概要

厚生労働省は、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)等に基づき、被保険者の老齢、障害又は死亡に関し、被保険者等に対して老齢厚生年金等の各種年金の給付を行っている。そして、厚生労働省は、この年金給付に係る事務の一部を日本年金機構(以下「機構」という。)に委任又は委託し、機構は、厚生労働省の監督の下に、当該委任又は委託された事務を実施している。

年金は、受給者が死亡した月の分まで支給され、死亡した月の翌月以降の分として支給された年金については、返還を求めることなどとなっているが、偽りその他不正の手段により年金の給付を受けたもの(以下「不正受給」という。)については、その年金給付額に相当する金額の全部又は一部を不正受給者等から徴収することができることとなっている。そして、徴収金として不正受給者等から徴収することができるのは、厚生年金保険法等の規定により、返還を求める時点(納入の告知を行う日をいう。以下同じ。)から過去2年以内に支給された年金となっている。一方、不正受給等に係る返納金として返還を求めることができるのは、会計法(昭和22年法律第35号)の規定により、返還を求める時点から過去5年以内に支給された年金に限られており、消滅時効は、不正受給の事実等があった時である年金の支給日の翌日から進行することとなっている。

このように、徴収金及び返納金(以下、これらを合わせて「徴収金等」という。)に係る債権(以下「徴収金等債権」という。)については、年金の支給日の翌日から5年を経過すると不正受給者等に返還請求することができなくなる(図参照)。したがって、不正受給等により発生した徴収金等債権を時効により消滅させることなく回収するためには、不正受給等が疑われる事態が発覚した時点から返還請求の事務処理を行う必要があり、機構は、債務者の調査が必要な場合における返還請求の事務処理に要する期間として、受給者の死亡届の受付、債務者の調査、徴収金等債権の確定、納入告知書の送付等の間を4か月間と見込んでいる。

図 徴収金等債権の消滅時効等の概念図



## (2) 機構等における徴収金等債権に係る事務

機構は、平成22年1月の発足以降、厚生年金保険法等に基づき、厚生労働大臣から権限の委任及び事務の委託を受けて、不正受給の疑いのある事案(以下「不正受給疑い事案」という。)について調査を行い、その結果、機構が不正受給と認定した場合等は、不正受給者等から徴収金等を徴収するなどしている。

徴収金等は国の歳入となることから、厚生労働省の歳入徴収官は、機構から徴収金等債権の発生通知を受けて、歳入の調査決定等を行っているが、債権管理に係る一連の事務である債務者の調査、徴収金等債権の確定、納入告知書の送付等については、機構が委任又は委託された事務として行っている。これらの事務は国の歳入に関わるものであるため、事務の執行に当たっては、国の債権の管理等に関する法律(昭和31年法律第114号)等に基づき、厚生労働省と機構が連携をとり事務処理を行うことが求められている。

## (3) 機構における不正受給疑い事案に係る事務処理

22年以降、不正受給疑い事案が全国で発覚し報道されるなどしたことを受けて、機構本部は、厚生労働省の指示により、同年6月以降、高齢者の生存及び所在確認のための各種調査を年金事務所に行わせており、これらの調査等を契機として不正受給疑い事案が発覚した場合には、年金事務所等から機構本部にその内容等を報告させている。そして、機構は、厚生労働省と協議するなどして、24年3月に「年金給付費を不正に受給した者に関する対応の手引き」(以下「手引」という。)を定め、以後、これに沿って不正受給疑い事案の調査及び徴収金等債権に係る事務処理を行うこととしている。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

前記のとおり、不正受給等により発生した徴収金等債権を時効により消滅させることなく回収するためには、適切かつ迅速に返還請求の事務処理を行う必要がある。

そこで、本院は、合規性等の観点から、不正受給疑い事案の調査や不正受給等により発生した徴収金等債権に係る事務処理が適切かつ迅速に行われているかなどに着眼して、22年1月から24年12月までの間に100年金事務所等から機構本部に報告があった受給者の死亡等に関する不正受給疑い事案154件を対象として、厚生労働本省及び機構本部において、不正受給疑い事案に関する調査報告書、債権発生通知書等の内容を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

### (検査の結果)

検査したところ、25年6月末時点で、不正受給疑い事案154件のうち50件については、機構による調査の結果、受給者が行方不明であり、その生死が確認できないことから年金の支給は停止したものの、返還を求める不正受給期間が特定できないなどのため、徴収金等債権に係る事務処理をこれ以上進めることが難しいなどの状況となっていた。

しかし、残りの104件の中には、次のとおり、事務処理の遅延のため、徴収金等債権の一部が時効により消滅し返還請求することができなくなっている事態が見受けられた。

すなわち、上記104件のうち58件については、徴収金等債権を確定しておらず、納入告知書を債務者に送付していない状況となっており、仮に、これを25年6月末時点で徴収金等債権の確定等を行ったとすると返還請求が可能であった額(以下「25年6月末債権額」とい

う。)は計1億8468万余円となっていた。そして、このうち53件については、年金事務所等から調査結果の報告を受けた後、機構本部において遅滞なく徴収金等債権の確定等を行っていただければ、前記の事務処理に要する期間の4か月間に、受給者の状況、不正の有無等を調査するために必要な期間の2か月間を加えた計6か月間の事務処理期間を考慮したとしても、返還請求が可能であった徴収金等債権の額は計2億9495万余円となり、この53件に係る25年6月末債権額計1億8230万余円との差額計1億1265万余円が時効により消滅し返還請求することができなくなっていると認められた(表1参照)。これらの53件については、事務処理が遅延している現在の状況が今後も継続すると、徴収金等債権の一部が更に時効により消滅し返還請求することができなくなるものが新たに生ずることになると認められる。

表1 債権の確定等が行われていない事案に係る徴収金等債権の状況 (単位：件、千円)

機構本部が報告を受けた年度	債権の確定等が行われていないもの		左記のうち、徴収金等債権の一部が時効により消滅し返還請求することができなくなっていたもの			
	件数	25年6月末債権額	件数	事務処理期間(6か月間)を考慮しても返還請求が可能であった額(A)	25年6月末債権額(B)	差額(A)-(B)
平成21年度	7	12,050	6	30,974	11,700	19,274
22年度	20	41,958	18	91,516	40,040	51,476
23年度	21	71,337	19	105,457	71,222	34,235
24年度	10	59,337	10	67,005	59,337	7,668
計	58	184,684	53	294,954	182,300	112,654

(注) 端数処理のため、各欄を集計しても計欄と一致しないものがある。

<事例>

A年金事務所は、平成23年6月に、17年3月に死亡している年金受給者Bに年金が支給されている旨の情報提供を地方自治体から受け、Bの戸籍の交付を受けるなどして死亡の事実を確認するとともに、Bの子と面談し、Bの死亡後も虚偽の現況届を提出し、支給された年金を費消していた事実を確認した。そして、同年7月に、本件の調査結果を不正受給疑い事案として機構本部に報告していた。

しかし、機構本部では、この報告を受けて以降、A年金事務所に対して追加調査等を指示した事跡が特段見受けられないなど事案の処理が遅延していて、25年6月の会計実地検査時点においても、徴収金等債権を確定するなどの事務処理を行っていなかった。

このため、機構本部が、A年金事務所から報告を受けた23年7月以降遅滞なく事務処理を行っていただければ返還請求が可能であった徴収金等債権の額は8,104,599円となり、25年6月末債権額5,402,655円との差額2,701,944円が時効により消滅し返還請求することができなくなっていた。

また、前記104件のうち残る46件については、徴収金等債権を確定し、納入告知書を債権者に送付していたものであり、これに係る徴収金等債権の額は計1億4805万余円となっていた。しかし、このうち22件については、機構本部において遅滞なく徴収金等債権の確定等を行っていただければ、前記の6か月間の事務処理期間を考慮したとしても、返還請求が可能であった徴収金等債権の額は計1億1892万余円となり、この22件に係る徴収金等債権の額

計 8277 万余円との差額計 3614 万余円が時効により消滅し返還請求することができなくなっていると認められた(表 2 参照)。

表 2 債権の確定等が行われていた事案に係る徴収金等債権の状況 (単位：件、千円)

機構本部が報告を受けた年度	債権の確定等が行われていたもの		左記のうち、徴収金等債権の一部が時効により消滅し返還請求することができなくなっていたもの			
	件数	徴収金等債権の合計額	件数	事務処理期間(6か月間)を考慮しても返還請求が可能であった額(A)	実際に返還請求した額(B)	差額(A)-(B)
平成 21 年度	3	8,051	1	4,857	3,596	1,260
22 年度	21	70,986	13	75,256	44,989	30,266
23 年度	19	62,314	8	38,809	34,193	4,616
24 年度	3	6,701	0	—	—	—
計	46	148,053	22	118,923	82,779	36,143

(注) 端数処理のため、各欄を集計しても計欄と一致しないものがある。

このように、機構における事務処理の遅延のため、25 年 6 月末時点で、計 75 件、計 1 億 4879 万余円の徴収金等債権が時効により消滅し返還請求することができなくなっており、24 年 3 月に手引が定められた以降も、機構において徴収金等債権の処理方針の検討や体制整備が十分でなく、不正受給疑い事案に係る事務処理が適切かつ迅速に行われていない状況となっていた。

また、厚生労働省は、歳入徴収の担当部局として、不正受給疑い事案に係る債権管理業務について、随時、機構と打合せを行ったり、機構から要請を受けて捜査機関に被害届を提出するなどの対応を行ったりしていたものの、被害届の提出後相当の期間が経過しているにもかかわらず、機構に対して、その後の処理状況を確認するなどしていなかった。

(是正及び是正改善を必要とする事態)

上記のとおり、年金事務所等から機構本部に報告があった不正受給疑い事案について、徴収金等債権の確定等が行われていなかったり、徴収金等債権の確定等が行われていたものの、その事務処理が遅延したりしていたことから、徴収金等債権の一部が時効により消滅し返還請求することができなくなっている事態は適切とは認められず、是正及び是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

ア 機構本部において

(ア) 徴収金等債権が時効により消滅しないように迅速に事務処理を進めることの重要性についての理解が十分でなく、体制整備や関係部局間との連携が十分に図られていないこと

(イ) 不正受給疑い事案に係る事務処理の進捗管理を適切に行っていないなど、不正受給疑い事案に対する対応が十分でないこと

イ 厚生労働本省において、機構における不正受給疑い事案に係る事務処理の進捗状況を定期的に確認していないなど、不正受給疑い事案に係る事務処理の実態把握及び機構に対する指導監督が十分でないこと

### 3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

年金制度の運営上、不正受給者等から徴収金等を徴収することは、年金給付の適正性及び公平性を確保する観点から重要である。また、不正受給等により発生した徴収金等債権を時効により消滅させることなく、できるだけ早期に回収するためには、不正受給等が疑われる事態が発覚した時点から、適切かつ迅速に返還請求の事務処理を行うことが必要である。そして、機構は、今後も引き続き、不正受給疑い事案の調査及び徴収金等債権に係る事務処理を行っていくことが見込まれている。

については、厚生労働省及び機構において、年金事務所等から機構本部に報告があった不正受給疑い事案のうち、徴収金等債権の確定等が行われていないものについて、速やかにその事務処理を行うよう是正の処置を要求し、及び、機構において、厚生労働省と連携して不正受給疑い事案の進捗管理を適切に行うなどして、不正受給疑い事案に係る事務処理の円滑な実施に向けてより一層の体制整備を図るとともに、厚生労働省において、機構における不正受給疑い事案の処理状況を適切に把握して、必要に応じて指導を行うことなどにより、今後の徴収金等債権に係る事務処理を適切かつ迅速に実施するよう是正改善の処置を求める。

- (2) 生活保護事業の実施に当たり、単身世帯の被保護者が死亡した場合において、保護の廃止に伴い過払いとなった保護費及び葬祭扶助に係る取扱いが適切なものとなるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)生活保護費
部 局 等	厚生労働本省、24 都道府県
国庫負担の根拠	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)
補助事業者 (事業主体)	道県 6、市 109、特別区 10、計 125 事業主体
国庫負担対象事業	生活保護事業
国庫負担対象事業の概要	生活に困窮する者に対して最低限度の生活を保障するためにその困窮の程度に応じて生活扶助や葬祭扶助等の必要な保護を行うもの
過払いとなった保護費の返還の処理等が適切に行われていなかった被保護世帯	287 世帯
上記の被保護世帯に係る過払いとなった保護費の額	3151 万余円(平成 22、23 両年度)
上記に係る国庫負担金相当額(1)	2363 万円
葬祭費用が葬祭扶助の基準額を超えていて葬祭扶助を行うことができない葬祭	889 件
上記の葬祭に係る葬祭扶助費	2 億 0544 万余円(平成 22、23 両年度)

上記に係る国庫負担金相当額(2)	1億5408万円
被保護者の遺留金品を把握せず葬祭扶助費への充当を検討しないまま葬祭扶助が行われた葬祭	1,013件
上記の葬祭に係る葬祭扶助費	1億9646万余円(平成22、23両年度)
上記に係る国庫負担金相当額(3)	1億4734万円
(1)から(3)までの純計	3億1666万円

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

単身世帯の被保護者の死亡により保護を廃止する場合や葬祭扶助を行う場合に係る取扱いについて

(平成25年10月31日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

記

1 事業の概要

(1) 生活保護制度の概要

生活保護は、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)等に基づき、生活に困窮する者に対して、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活の保障及び自立の助長を図ることを目的として行われるものである。

貴省は、都道府県又は市町村(特別区を含む。以下、これらを合わせて「事業主体」という。)が法による保護(以下「保護」という。)を受ける者(以下「被保護者」という。)に支弁した保護に要する費用(以下「保護費」という。)の4分の3について生活保護費等負担金を交付している。

また、保護は、その内容によって、生活扶助、葬祭扶助等の8種類に分けられている。

そして、貴省、都道府県等は、生活保護行政がより適正かつ効率的に運営できるよう指導及び援助するために、事業主体に対して、生活保護法施行事務監査を実施している。

(2) 生活保護の実施

ア 保護の開始、廃止等

事業主体は、保護の開始の申請があったときは、世帯を単位として、保護の要否、種類、程度及び方法を決定することとされている。また、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定することとされている。そして、単身世帯の被保護者が死亡した場合には、当該世帯は保護を必要としなくなることから、保護は廃止されることとなる。

イ 保護費の支給及び返還等

保護は、被保護者がその利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるものであり、また、「生活保

護法による保護の基準」(昭和38年厚生省告示第158号)に基づき算定される額(以下「基準額」という。)のうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われるものである。そして、この基準は、保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これを超えないものでなければならないこととされている。

保護費のうち、衣食その他日常生活の需要に必要な費用に充当するために行われる生活扶助費は、原則として、一月分以内を限度として前渡するものとされている。

そして、保護の変更、廃止又は停止に伴い、前渡した保護費に過払い等が生ずる場合があるが、返還の免除について定めた法第80条の規定によると、前渡した保護費の全部又は一部を返還させるべき場合において、前渡した保護費を消費し、又は喪失した被保護者に、やむを得ない事由があると認めるときは、これを返還させないことができることとされている。

### (3) 葬祭扶助の概要

保護のうち葬祭扶助は、法第18条第1項の規定により、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、火葬又は埋葬、納骨その他葬祭等のために必要な費用(以下「葬祭費用」という。)の範囲内において行われることとなっている。そして、貴省は、葬祭費用が葬祭扶助の基準額を超える葬祭については、最低限度の生活を保障する保護の対象とならないことから、これに対して葬祭扶助を行うことはできないとしている。

また、法第18条第2項の規定により、被保護者が死亡した場合においてその者の葬祭を行う扶養義務者がいないときなどには、その葬祭を行う者(以下「葬祭執行者」という。)に対して葬祭扶助を行うことができることとされている。そして、この場合には、葬祭執行者の申請に基づき葬祭扶助費の支給を行うこととなるが、上記と同様に、基準額を超える葬祭に対して葬祭扶助を行うことはできないとされている。

さらに、法第18条第2項の規定に基づいて、葬祭執行者に対して葬祭扶助を行う場合に、事業主体は、その死亡した被保護者等の遺留した金品(以下「遺留金品」という。)を葬祭扶助費に充当できることとされている。

平成22、23両年度の葬祭扶助の基準額は、その所在地域によって175,900円以内又は201,000円以内とされており、葬祭扶助費の支給額は、22年度74億8710万余円、23年度77億3518万余円となっている。

## 2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

近年、保護の廃止理由のうち、死亡による廃止が約3割を占め、また、いわゆる高齢者の孤立死についても、社会的な関心が高まっている。

そこで、本院は、合規性、経済性等の観点から、単身世帯の被保護者が死亡したことにより保護を廃止した場合に、過払いとなった保護費について適切に返還の処理が行われているか、葬祭扶助が適切に行われているかなどに着眼して、貴省及び24都道府県の201事業主体において、22、23両年度に被保護者が死亡したことにより保護を廃止した38,074世帯及び当該被保護者の葬祭に対して行われた法第18条第2項の規定による葬祭扶助10,863件を対象として、保護費の支給決定等に係る関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注) 24 都道府県 東京都、北海道、大阪府、青森、栃木、埼玉、千葉、神奈川、富山、石川、福井、長野、愛知、三重、滋賀、奈良、島根、広島、山口、徳島、福岡、大分、宮崎、沖縄各県

(検査の結果)

検査したところ、24 都道府県の 125 事業主体において、次のような事態が見受けられた。

(1) 死亡月の翌月以降の分の保護費について、返還の処理を行っていなかったり、返還の免除を決定したりしているもの

21 都道府県の 56 事業主体における 287 世帯

過払いとなっていた保護費計 3151 万余円(うち負担金相当額 2363 万余円)

前記のとおり、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の廃止を決定することとされている。そして、単身世帯の被保護者が死亡した場合には原則として、死亡日に遡って保護を廃止することになるが、上記の事業主体は、被保護者が死亡した事実の把握が遅れたなどのため、保護の廃止等を決定するまでの間に支給したことにより過払いとなった死亡月の翌月以降の分の保護費について、返還の処理を行ってなかったり、法第 80 条の規定を適用して返還の免除を決定したりしていた。そして、上記の保護費は、被保護者の口座に預けられたままとなっているなどしていた。

しかし、死亡月の翌月以降の分の保護費については、保護を要しなくなった後に支給されたものであり、過払いとなっていることから、これを債権として管理するとともに返還の処理を行う必要がある。また、法第 80 条の規定は、被保護者に対し前渡した保護費の返還を免除することができるとしたものであることから、保護を要しなくなった後に支給された死亡月の翌月以降の分の保護費については、同条の規定を適用することはできないとされている。

<事例>

事業主体 A は、平成 18 年 10 月に単身世帯の世帯主である B の保護を開始し、23 年 3 月までの生活扶助費等を、各月の初めに支給していた。しかし、実際には、B は 22 年 10 月中旬に死亡しており、同年 11 月から 23 年 3 月までの間に口座払いで支給された保護費計 542,990 円は、死亡後に支給されていた(なお、事業主体 A は、B との連絡が途絶えたため、23 年 4 月以降の保護費の支給方法を窓口払いに変更していて、同月以降、保護費の受取はなかった。)。そして、事業主体 A は、同年 7 月に B の死亡を把握したことから、22 年 11 月 1 日付けをもって同世帯の保護を廃止していた。

しかし、事業主体 A は、死亡月の翌月以降に支給したために過払いとなった保護費計 542,990 円について、返還の処理を行うことなく、法第 80 条の規定を適用して返還の免除を決定していた。

(2) 葬祭費用が葬祭扶助の基準額を超える葬祭に対して葬祭扶助を行っているもの

16 都道府県の 41 事業主体

葬祭扶助の件数 889 件

支給された葬祭扶助費計 2 億 0544 万余円(うち負担金相当額 1 億 5408 万余円)

(2)及び(3)の事態には重複しているものがある。)

上記の事業主体は、葬祭費用が基準額を超える葬祭に対して、葬祭執行者の申請により

葬祭扶助を行っていた。

しかし、前記のとおり、保護は、基準額の範囲内で行われるものであり、葬祭費用が葬祭扶助の基準額を超える葬祭に対して、その費用の一部に充当するために葬祭扶助費を支給することはできないとされている。

(3) 死亡した被保護者の遺留金品を適切に把握せず、遺留金品を葬祭扶助費に充当できるか検討しないまま葬祭扶助を行っているもの

22 都道府県の 87 事業主体  
葬祭扶助の件数 1,013 件

支給された葬祭扶助費計 1 億 9646 万余円(うち負担金相当額 1 億 4734 万余円)

上記の事業主体は、法第 18 条第 2 項の規定に基づき葬祭扶助を行うに当たって、必ずしも死亡した被保護者の遺留金品を葬祭扶助費に充当しなければならないとはされていないとして、死亡した被保護者が医療機関等に入院又は入所していたなどの場合であっても、医療機関等に遺留金品の有無、額等を問い合わせるなどの方法により当該被保護者の遺留金品を把握することなく、遺留金品を葬祭扶助費に充当できるか検討しないまま葬祭扶助を行っていた。

しかし、貴省によると、保護は、被保護者が利用し得る資産等あらゆるものをその最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるものとされる法の趣旨を踏まえ、法第 18 条第 2 項の規定に基づき葬祭扶助を行う場合で、死亡した被保護者の遺留金品がある場合には、これを葬祭扶助費に充当して活用することを検討すべきであるとされているにもかかわらず、上記の事業主体において、死亡した被保護者の遺留金品を把握せず、葬祭扶助費に充当できるか検討しないまま葬祭扶助を行っていた。

(是正及び是正改善を必要とする事態)

上記のように、単身世帯の被保護者が死亡したことにより保護を廃止した場合において、過払いとなった死亡月の翌月以降の分の保護費について返還の処理を行っていない事態は適切とは認められず、是正及び是正改善を図る必要があると認められる。また、葬祭費用が葬祭扶助の基準額を超える葬祭に対して葬祭扶助を行っていたり、死亡した被保護者の遺留金品について把握せず、葬祭扶助費に充当できるか検討しないまま葬祭扶助を行っていたりしている事態は適切とは認められず、是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

ア 事業主体において、

(ア) 過払いとなった死亡月の翌月以降の分の保護費については、法第 80 条の規定を適用することはできず、返還の処理を行う必要があることについての理解が十分でないこと

(イ) 葬祭費用が葬祭扶助の基準額を超える葬祭に対して葬祭扶助を行うことはできないことについての理解が十分でないこと

(ウ) 法第 18 条第 2 項の規定により葬祭扶助を行う場合には、生活保護制度の趣旨を踏まえて、死亡した被保護者の遺留金品を適切に把握して、葬祭扶助費に充当できるか検討すべきであることについての理解が十分でないこと

イ 貴省において、単身世帯の被保護者が死亡した場合における保護の廃止に伴い過払いとなった保護費及び葬祭扶助に係る取扱いについて、事業主体に明確に示していないこと

### 3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

被保護世帯の半数近くを高齢者世帯が占め、そのうちの約9割が単身世帯となっており、そのような単身世帯の被保護者の中には、葬祭を行う扶養義務者等との関係が疎遠となっている場合も多いことなどから、事業主体においては、死亡による保護の廃止に際して適切に対応していく重要性が、従来にも増して高まっている。

については、貴省において、単身世帯の被保護者が死亡したことにより過払いとなった死亡月の翌月以降の分の保護費について、事業主体に対して速やかに返還の処理を行わせるよう是正の処置を要求するとともに、単身世帯の被保護者が死亡したことにより保護を廃止したり葬祭扶助を行ったりする場合の取扱いが適切に行われるよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

ア 事業主体に対して、過払いとなった死亡月の翌月以降の分の保護費については法第80条の規定を適用することはできず、返還の処理を行う必要があることを明確に示し、適切に処理するよう徹底を図ること

イ 事業主体に対して、葬祭費用が葬祭扶助の基準額を超える葬祭に対して葬祭扶助を行うことはできないことを明確に示すこと

ウ 事業主体に対して、法第18条第2項の規定により葬祭扶助を行う場合には、生活保護制度の趣旨を踏まえて、死亡した被保護者の遺留金品について適切に把握して、葬祭扶助費に充当することを検討する必要があることを明確に示すこと

エ 貴省、都道府県等が事業主体に対して実施する生活保護法施行事務監査において、単身世帯の被保護者が死亡したことにより保護を廃止した場合における保護費の返還に係る処理、葬祭扶助費の支給、葬祭扶助を行う場合における遺留金品の把握等の状況について確認を行い、適切な取扱いが行われていない場合には、事業主体に対する指導を徹底すること

- (3) 施設等機関における重要物品を適正に管理したり、科学研究費補助金により購入した設備備品を速やかに国に寄附させて国の物品として管理したりするなどして、物品管理簿及び内部物品報告書を重要物品の現況を反映した正確なものとするよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

会計名	一般会計
部局等	(1) 国立感染症研究所 (2) 1 検疫所、7 国立ハンセン病療養所、国立医薬品食品衛生研究所、国立保健医療科学院、国立障害者リハビリテーションセンター
重要物品及び設備備品の概要	厚生労働省の施設等機関において、所掌事務の遂行に必要となる取得価格が50万円以上の機械及び器具並びに科学研究費補助金により購入した設備備品
物品増減及び現在額報告書に記載された重要物品の数量及び価格	(1) 4,244 個 94 億 3920 万余円(平成 22 年度末) (2) 8,160 個 272 億 8736 万余円(平成 23 年度末) 計 12,404 個 367 億 2656 万余円

上記のうち適正な管理等が行われていない重要物品の数量及び価格(ア)	(1)	1,291 個	26 億 1504 万円
	(2)	1,170 個	26 億 4632 万円
	計	2,461 個	52 億 6136 万円
科学研究費補助金により購入した 50 万円以上の設備備品の数量及び価格		92 個	1 億 8601 万余円(平成 20 年度～24 年度)
上記のうち研究機関に寄附されていないものの数量及び価格(イ)		74 個	1 億 6475 万円
(ア)及び(イ)の計		2,535 個	54 億 2611 万円

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

厚生労働省の施設等機関における重要物品の管理等について

(平成 25 年 10 月 24 日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

記

1 重要物品の管理等の概要

(1) 施設等機関の概要

貴省は、国民生活の保障及び向上を図り、経済の発展に寄与するため、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進を図ることなどを任務としており、この任務を達成するため、①検疫所(13 か所)、②国立ハンセン病療養所(13 か所。以下「療養所」という。)、③国立医薬品食品衛生研究所(以下「国衛研」という。)、国立保健医療科学院(以下「科学院」という。)及び国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)、国立感染症研究所(以下「感染研」という。また、国衛研、科学院、社人研及び感染研を合わせて「試験研究機関」という。)、④国立障害者リハビリテーションセンター(以下「障害者センター」という。)等を施設等機関として設置している。

そして、これらの施設等機関は、それぞれの所掌事務の遂行に必要となる各種の物品を多数取得しており、これらの物品を使用して各種の業務を実施している。

(2) 国における物品の管理等

国の物品については、物品管理法(昭和 31 年法律第 113 号)等に基づき、各省各庁の長が物品の取得、保管、供用及び処分(以下、これらを合わせて「管理」という。)を行い、各省各庁の長からその管理に関する事務の委任を受けた職員が物品管理官として管理事務を行うこととされている。

物品管理官は、物品管理簿を備えて、その管理する物品の分類、品目ごとに、物品の増減等の異動数量、現在高その他物品の異動に関する事項等を記録することとされており、取得価格が 50 万円以上の機械及び器具(以下「重要物品」という。)については、その価格も記録しなければならないこととされている。

また、物品管理官は、供用及び処分の必要がない物品について、他の物品管理官への管

理換により適切な処理をすることができないときなどは、これらの物品について不用の決定をして廃棄等することができることとされており、重要物品について不用の決定をする場合は、あらかじめ各省各庁の長等の承認を受けなければならないこととされている。

そして、各省各庁の長は、毎会計年度1回及び物品管理官が交替するときなどはその都度、検査員を任命して、物品管理官の管理に係る物品及び物品管理簿を検査させることとなっており、また、その所管に属する物品を亡失したときなどは、財務大臣及び本院に通知しなければならないこととなっている。

また、各省各庁の長は、重要物品について、毎会計年度末の物品管理簿の記録内容に基づいて、物品増減及び現在額報告書(以下「物品報告書」という。)を作成することとされており、物品報告書に基づいた物品の現在額等は内閣から国会に報告されている。

### (3) 貴省における物品の管理等

貴省は、厚生労働省所管物品管理取扱規程(平成13年厚生労働省訓第30号)により、検疫所の総務課長、療養所の事務部長又は事務長、試験研究機関の総務部長等を物品管理官に官職指定し、当該施設等機関に属する物品を管理させている。そして、施設等機関の物品管理官が重要物品について不用の決定をする場合は、当該決定の対象となる物品の品目、価格、不用の決定をしようとする理由等を記載した書類及び業者の修理不能証明書を厚生労働大臣に提出し、あらかじめその承認を受けること、施設等機関の物品管理官に対する検査は、施設等機関の長が命ずる検査員が行うこととされている。

また、施設等機関の物品管理官は、物品を亡失したときなどは、施設等機関の長を経由して厚生労働大臣に報告しなければならないこと、また、その管理する重要物品について、物品報告書の様式により作成した報告書(以下「内部物品報告書」という。)を、施設等機関の長を経由して厚生労働大臣に提出しなければならないこととされている。そして、厚生労働大臣は、この内部物品報告書に基づき物品報告書を作成している。

### (4) 試験研究機関における重要物品の管理に関する調査結果

感染研は、貴省の監査指導の際に一部の重要物品の所在が確認できなかったことから、平成22年度末の重要物品について調査を行い、24年9月にその結果を公表している。また、国衛研、科学院及び社人研においても、感染研で重要物品が適正に管理されていない事態が判明したことから、23年度末の重要物品について調査を行い、24年12月にその結果を貴省が取りまとめて公表している。これらの調査結果によると、感染研における22年度末の重要物品1,201個(価格24億1855万余円)、国衛研及び科学院における23年度末の重要物品376個(同9億5336万余円)の管理が適切でなかったとしている。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、正確性、合規性等の観点から、試験研究機関における重要物品の管理に関する調査結果が適正であるか、内部物品報告書は物品管理簿に基づき適正に作成されているか、他の施設等機関における重要物品の管理等は適切に行われているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、感染研が調査対象とした22年度末の重要物品4,244個(価格94億3920万余円)、国衛研、科学院及び社人研が調査対象とした23年度末の重要物品2,827個(同108億9920万余円)並びに3<sup>(注1)</sup>検査所、8<sup>(注2)</sup>療養所及び障害者センターにおける23年度末の重要物品5,333個(同163億8816万余円)を対象として、物品管理簿の記録内容と現物とを

照合するなどの方法により会計実地検査を行った。

また、研究者が科学研究費補助金(以下「科研費」という。)により設備備品を購入したときは、直ちに当該設備備品を所属する研究機関に寄附し、研究機関は、これを受け入れて適切に管理するとされていることから、試験研究機関及び障害者センターに所属する研究者が科研費により購入した設備備品が当該機関に寄附されて適切に管理されているかについても着眼して検査した。検査に当たっては、試験研究機関及び障害者センターに所属する研究者が20年度から24年度までの間に科研費により購入した取得価格が50万円以上の設備備品92個(同1億8601万余円)を対象として、寄附手続に係る書類等を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(注1) 3 検疫所 小樽、名古屋、神戸各検疫所

(注2) 8 療養所 東北新生園、栗生楽泉園、多磨全生園、駿河療養所、大島青松園、菊池恵楓園、奄美和光園、沖縄愛楽園

**(検査の結果)**

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

**(1) 重要物品の管理等の状況**

**ア 試験研究機関における重要物品の管理等の状況**

前記のとおり、試験研究機関は、全ての重要物品について現物の有無を調査した結果、感染研における22年度末の重要物品1,201個(価格24億1855万余円)、国衛研及び科学院における23年度末の重要物品376個(同9億5336万余円)、計1,577個(同33億7191万余円)について、物品管理簿に記録されているのにその所在が確認できないなど、管理が適切でなかったとしている。

本院は、上記の調査結果について、試験研究機関が調査した関係資料等によりその内容が事実であるか確認するとともに、この調査結果以外にも重要物品の管理等が適切に行われていない事態がないかなどについて検査したところ、感染研における重要物品90個(同1億9649万余円)について、22年度末時点で物品管理簿に記録されていて、その所在が確認できるにもかかわらず、22年度の内部物品報告書に記載されておらず、このため、22年度の物品報告書にも記載されていない事態が見受けられた。

したがって、試験研究機関において適切な管理等が行われていなかった重要物品は、感染研における22年度末の計1,291個(価格計26億1504万余円)並びに国衛研及び科学院における23年度末の376個(同9億5336万余円)となる。

また、前記の調査結果によると、試験研究機関では、管理が適切でなかった重要物品1,577個のうち、所在が確認できない重要物品1,293個について、所在が確認できない理由等を職員等から聞き取ったところ、853個については故障、老朽化等により使用部署で所要の手続を経ずに廃棄されたことが判明したが、440個については所在が確認できない原因や所在が確認できなくなった時期が不明であるとしている。

しかし、検査したところ、上記853個のうち、重要物品の不用決定の承認に必要な業者の修理不能証明書が確認できたものは223個のみであり、残りの630個については確認できず、不用決定の必要性を検証できない状況となっていた。

**イ 検疫所等における重要物品の管理等の状況**

(注3) (注4)  
1 検疫所、7 療養所及び障害者センターにおいて、次のとおり、23年度末の重要物

品 794 個 (価格 16 億 9296 万余円) について、管理等が適切とは認められない事態が見受けられた。

(注 3) 1 検疫所 神戸検疫所

(注 4) 7 療養所 東北新生園、栗生楽泉園、多磨全生園、駿河療養所、菊池恵楓園、奄美和光園、沖縄愛楽園

(ア) 物品管理簿に記録されている重要物品の所在が確認できないもの

重要物品 716 個、価格 15 億 6741 万余円

これらは、1 検疫所、6 療養所及び障害者センターにおいて、重要物品として物品管理簿に記録され、保管中又は供用中の医療機器等とされているが、その所在が確認できなかったものである。そして、これらについては、検査員による物品管理官に対する定期検査等において、物品管理簿の記録内容と現物との照合が行われていないことなどのため、所在が確認できない原因や所在が確認できなくなった時期が不明となっていた。このうち、業者の修理不能証明書が確認できたものは 10 個のみであり、残りの 706 個については確認できない状況となっていた。

また、物品管理官は、これらの所在が確認できない重要物品について、厚生労働大臣に亡失の報告をしなければならないのに、この報告を行っていないため、厚生労働大臣による財務大臣及び本院への亡失の通知が行われていない状況となっていた。

(イ) 取得した重要物品が物品管理簿に記録されていないもの

重要物品 7 個、価格 1117 万余円

これらは、3 療養所及び障害者センターにおいて、購入により取得した重要物品について、取得時に物品管理官が物品管理簿に記録することを失念するなどしていたものである。

(ウ) 不用の決定をした重要物品が物品管理簿から削除されていないなどのもの

重要物品 34 個、価格 5962 万余円

これらは、1 療養所及び障害者センターにおいて、不用の決定をしたのに物品管理簿から削除されていなかったり、同一の重要物品が重複して記録されていたりなどしていたものである。

(エ) 重要物品が内部物品報告書に記載されていないなどのもの

重要物品 37 個、価格 5475 万余円

これらは、3 療養所において、重要物品として物品管理簿に記録されていて、その所在が確認できるにもかかわらず、23 年度の内部物品報告書に記載されていないなどしていたものである。

上記ア及びイのとおり、施設等機関において、物品管理簿に記録されている重要物品の所在が確認できなかったり、取得した重要物品が物品管理簿に記録されていなかったりなど、重要物品の管理が適正を欠いていて、物品管理簿及び内部物品報告書、ひいては厚生労働大臣が作成する物品報告書が重要物品の現況を反映した正確なものとなっていない状況となっていた。

(2) 科研費により購入した設備備品の管理状況

前記のとおり、科学研究費補助金取扱規程(昭和 40 年文部省告示第 110 号。以下「科研費取扱規程」という。)等によると、研究者は、科研費により設備備品を購入したときは、直

ちに、当該設備備品を所属する研究機関に寄附しなければならないこととされており、研究機関は、これを受け入れて適切に管理することとされている。このため、国の研究機関が設備備品の寄附を受けた場合は、物品管理法等に従って、当該設備備品を国の物品として適切に管理することになる。

しかし、試験研究機関のうち国衛研、科学院及び感染研、並びに障害者センターにおいて、20年度から24年度までの間に研究者が科研費により購入した取得価格が50万円以上の設備備品92個(価格1億8601万余円)のうち、74個(同1億6475万余円)について、科研費取扱規程等に従って各研究機関に当該設備備品を寄附しなければならないのに、これを行っていない事態が見受けられた。

このため、これらの研究機関は、当該設備備品を国の物品として物品管理法等に基づいて適切に管理することができず、物品管理簿及び内部物品報告書、ひいては厚生労働大臣が作成する物品報告書に記録又は記載されていない状況となっていた。

(是正及び是正改善を必要とする事態)

上記のように、施設等機関において、重要物品の管理が適正を欠いていたり、科研費により購入した取得価格が50万円以上の設備備品が寄附されておらず、国の物品として管理されていなかったりして、物品管理簿及び内部物品報告書、ひいては物品報告書が重要物品の現況を反映した正確なものとなっていない事態は適切とは認められず、是正及び是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 施設等機関において、物品管理法等に基づき国の物品を適正に管理することなどの重要性に対する認識が欠けていること、重要物品の不用決定の承認に係る手続や検査員による物品管理官に対する定期検査等が適切に行われていないこと、また、研究者に対して、科研費により購入した設備備品を科研費取扱規程等に基づき国に寄附しなければならないことについての周知徹底が十分でないこと
- イ 貴省本省において、上記のアについて、施設等機関に対する指導監督が十分でないこと、また、施設等機関における重要物品の管理等の実態を十分に把握していないこと

### 3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

貴省の検疫所を始めとする施設等機関は、今後も医療機器等の高価な物品を多数使用して業務を実施していくことにしている。また、所属する研究者においても、引き続き科研費により設備備品を購入して各種の研究を行っていくことが見込まれている。

ついては、貴省において、施設等機関における重要物品及び科研費により購入した設備備品の適正な管理等を行うよう、アのとおり是正の処置を要求し及びイのとおり是正改善の処置を求める。

- ア 施設等機関における重要物品について、現況や亡失の状況を調査把握して、直ちに物品管理簿の修正等所要の手続をとり、厚生労働大臣に亡失の報告が行われていないものについては、速やかに報告させ、財務大臣及び本院に通知するとともに、研究者が科研費により購入した取得価格が50万円以上の設備備品で寄附手続が行われていないものについて、直ちに寄附を行わせて国の物品として適切に管理すること、また、内部物品報告書を重要物品の現況を反映した正確なものとする

イ 施設等機関の職員に対して、物品の管理等に関する研修を定期的に行うなどして、重要物品の適正な管理等の重要性について周知徹底を図り、不用決定の承認に係る手続や検査員による物品管理官に対する定期検査等を適切に行わせるとともに、研究者に対して、科研費取扱規程等に従って設備備品の寄附手続を適切に行うことについて周知徹底を図ること、また、施設等機関における重要物品の管理等の実態を適宜把握し、必要な指導監督を行うこと

- (4) 国民健康保険の療養給付費負担金及び財政調整交付金の交付額の算定に当たり、定額制の負担軽減措置を実施した市町村において減額調整率を適用する際に必要となる負担軽減措置対象者の負担割合の算定方法を具体的に示して都道府県を通じて市町村に対して周知することなどにより、その交付額の算定が適正なものとなるよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)医療保険給付諸費 (平成19年度以前は、(項)国民健康保険助成費)
部局等	厚生労働本省(交付決定庁)、6都道県(支出庁)
交付の根拠	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
交付先(保険者)	市81、町132、村15、広域連合3、計231市町村等
療養給付費負担金及び財政調整交付金の概要	市町村の国民健康保険事業運営の安定化を図るため及び市町村の国民健康保険に係る財政力の不均衡を調整するために交付するもの
上記の市町村等に交付した負担金及び交付金交付額の合計	4336億7120万余円(平成18年度～23年度)
過大に交付されていた負担金及び交付金交付額	16億7824万円(平成18年度～23年度)

(前掲246ページの「国民健康保険の療養給付費負担金が過大に交付されていたもの」及び251ページの「国民健康保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの」参照)

【是正改善の処置を求めたものの全文】

国民健康保険の療養給付費負担金及び財政調整交付金の算定における減額調整について

(平成25年10月10日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

## 1 制度の概要

### (1) 国民健康保険の概要

国民健康保険は、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)等が保険者となって、被用者保険の被保険者及びその被扶養者等を除き、当該市町村の区域内に住所を有する者等を被保険者として、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して、療養の給付、出産育児一時金の支給、葬祭費の支給等を行う保険である。そして、保険者である市町村の数は、平成23年度末現在で1,722となっている。

医療機関等で療養の給付等を受ける国民健康保険の被保険者は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)に基づき、療養の給付に要する費用の額等のうち、年齢の区分ごとに定められた割合に応じた額を一部負担金として当該医療機関等に支払わなければならないこととされている。ただし、この一部負担金が一定の限度額を超えた場合には、市町村等は、この限度額を超えた額を高額療養費として被保険者等に支給することとされている。

## (2) 国民健康保険について行われる国庫助成

貴省は、国民健康保険の保険者である市町村に対して各種の国庫助成を行っており、その主なものとして、療養給付費負担金(以下「負担金」という。)及び財政調整交付金を交付している。

負担金は、市町村が行う国民健康保険の事業運営の安定化を図るために、法に基づいて交付するものである。その交付額は、「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令」(昭和34年政令第41号。平成20年3月以前は「国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令」。以下「政令」という。)等により、療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る被保険者の一部負担金に相当する額を控除した額及び入院時食事療養費、療養費、高額療養費等の支給に要する費用の額の合算額(以下「医療費」という。)から所定の額を控除するなどした国庫負担対象費用額に、国の負担割合を乗ずるなどして算定することとなっている。

また、財政調整交付金は、市町村間で医療費の水準や住民の所得水準の差異により生じている国民健康保険の財政力の不均衡を調整するため、法に基づいて交付するものである。財政調整交付金のうち普通調整交付金(以下「交付金」という。)は、被保険者の所得等から一定の基準により算定される収入額(以下「調整対象収入額」という。)が、医療費等から一定の基準により算定される支出額(以下「調整対象需要額」という。)に満たない市町村に対して、その不足を公平に補うことを目途として交付するものであり、その交付額は、政令等により、当該市町村の調整対象需要額から調整対象収入額を控除した額に基づいて算定することとなっている。

以上のとおり、負担金及び交付金(以下、これらを合わせて「国庫負担金」という。)は、いずれも各市町村における医療費がその交付額算定の基礎とされており、医療費が増加すれば国庫負担金の交付額も増加することになる。

## (3) 被保険者に対する負担軽減措置

市町村等においては、国から国庫負担金等の交付を受けずに自らの負担で、年齢その他の事由により被保険者の全部又は一部について、その一部負担金に相当する額の全部又は一部を、当該被保険者に代わり医療機関等に支払う措置(以下「負担軽減措置」という。)を実施している場合がある。

そして、負担軽減措置には、その対象者に係る療養の給付に要する費用の額等に対する被保険者の一部負担金の額の割合(以下「負担割合」という。)を法が定める10分の3から10分の1にするなど、一定の割合で負担を軽減するもの(以下「定率制」という。)と、一部負担金の上限を医療機関等での受診一回当たり500円や1,000円にするなど定額の上限を設けて負担を軽減するもの(以下「定額制」という。)とがある。

#### (4) 国庫負担金の交付額算定における減額調整

負担軽減措置を実施している市町村においては、実施していない市町村に比べて、一般的に被保険者の医療機関への受診等が増える傾向にあり、これに伴う医療費の増加(以下「波及増」という。)が生ずるとされている。このため、波及増を含んだ医療費を基に国庫負担金の交付額を算定すると、その交付額も増加することになり、負担軽減措置を実施していない市町村との公平を欠くことになる。

そこで、貴省は、国庫負担金の交付額算定に当たり、負担軽減措置の対象者の延べ人数の被保険者数に占める割合が一定の規模以上の市町村については、医療費から波及増の分を減額調整することとして、負担軽減措置の対象者に係る療養の給付に要する費用の額等に、負担割合に応じた所定の率(以下「減額調整率」という。)を乗ずることとしており、「国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令」(昭和47年厚生省令第11号)及び「国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令」(昭和38年厚生省令第10号)において減額調整率を定めている。減額調整率について、負担割合が10分の3である被保険者に係るもの(一般分)を示すと、表のとおりである。

表 省令で定めている減額調整率(一般分)

負担割合	10分の2.5を超え 10分の3以下	10分の2を超え 10分の2.5以下	10分の1.5を超え 10分の2以下	10分の1を超え 10分の1.5以下	10分の0.5を超え 10分の1以下	0を超え 10分の0.5以下	0
減額調整率	1.0000	0.9931	0.9794	0.9441	0.9153	0.8790	0.8427

このように、減額調整率は、負担割合の区分に応じて定められており、負担割合が低いほど、より減額の度合いが高い減額調整率が適用され、国庫負担金の交付額が減少することになる。

そして、減額調整率の適用に当たっては、定率制の負担軽減措置を実施している市町村は、その負担割合に応じて、前記の表等の減額調整率をそのまま適用することができるのに対して、定額制の負担軽減措置を実施している市町村は、被保険者が実際に負担した一部負担金の額(以下「実負担額」という。)に基づいて負担割合を算定した上で、算定した負担割合に応じて前記の表等により減額調整率を適用することが必要となる。

また、定額制の負担軽減措置を実施している市町村における負担割合の算定に当たっては、高額療養費については、前記のとおり、市町村等が被保険者等に支給するものであることから、実負担額に含めないことになっている。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、負担軽減措置の実施に伴う医療費の減額調整を誤っていたため国庫負担金が過大に交付されていた事態について、平成20年度決算検査報告及び平成23年度決算検査報告において不当事項として掲記している。

そこで、本院は、合規性等の観点から、上記と同様の事態がないか、また、貴省及び都道府県による市町村に対する減額調整率の適用に関する指導や助言が適切に行われているかなどに着眼して、貴省本省及び29都道府県の365市区町村等において、18年度から23年度までの間に交付された国庫負担金を対象として会計実地検査を行った。そして、会計実地検査において更に確認が必要であると認められた市町村については、都道府県を通じて事業実

績報告書等の関係書類の提出を受けるなどして、その内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(注1) 29都道府県 東京都、北海道、大阪府、青森、秋田、栃木、群馬、千葉、神奈川、新潟、富山、石川、山梨、岐阜、愛知、三重、兵庫、和歌山、鳥取、広島、山口、香川、愛媛、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、沖縄各県

(検査の結果)

検査したところ、定額制の負担軽減措置を実施している6都道<sup>(注2)</sup>県の231市町村等(これらの市町村に交付された国庫負担金交付額計4336億7120万余円)において、次のような事態が見受けられた。

(注2) 6都道県 東京都、北海道、千葉、新潟、香川、長崎各県

すなわち、北海道の市町村は、小学生以下の乳幼児等を対象とした乳幼児等医療給付事業等の負担軽減措置を実施している。これらの負担軽減措置の対象者に係る軽減後の一部負担金については、住民税課税世帯は負担割合を10分の1として、同非課税世帯等は更にその負担の軽減を図るために初診時は580円、再診は負担なしとするなど、定率制と定額制が混在しており、各市町村は、減額調整率の適用に当たっては、実負担額に基づく負担割合を算定する必要があった。しかし、北海道は、定額制を適用したことにより、負担割合の区分が10分の0.5となる場合が想定されたにもかかわらず、負担割合を一律10分の1とするなどとした適用表を独自に定めて、これを適用するよう各市町村に対して指導を行っていた。このため、各市町村は、実負担額に基づく負担割合を算定しておらず、163市町村<sup>(注3)</sup>において、負担割合が過大に算定され、より減額の度合いが低い減額調整率が適用されていた。

また、北海道以外の5都<sup>(注4)</sup>県の68市町村は、減額調整率の適用に当たり、実負担額に基づく負担割合を算定したとしていたが、その算定の際に、実負担額に高額療養費を含めていた。このため、上記の各市町村においては、実負担額に基づく負担割合の算定が適切に行われておらず、負担割合が過大に算定され、より減額の度合いが低い減額調整率が適用されていた。上記の事態について一例を示すと、次のとおりである。

<事例>

新潟市は、12歳未満の乳幼児及び児童を対象とした子ども医療費助成事業等の負担軽減措置を実施している。これらの負担軽減措置については、被保険者の一部負担金を受診1回当たり530円とするなどの定額制が採用されていることから、同市は、減額調整率の適用に当たり、実負担額に基づく負担割合を算定したとしていた。しかし、新潟県が、減額調整率の適用に当たっては高額療養費を実負担額に含めて負担割合を算定するとの指導を同市に対して行っていたことから、同市は、実負担額に高額療養費を含めて負担割合を算定していた。このため、平成21、22両年度の負担金計1億7793万余円、交付金計9390万余円、合計2億7183万余円が過大に交付されていた。

そして、上記と同様の事態が、同市を含め新潟県の13市町において見受けられ、21、22両年度の負担金計3億4079万余円、交付金計1億7789万余円、合計5億1868万余円が過大に交付されていた。

そこで、上記6都道県の231市町村等について、実負担額に基づいて適正な負担割合を算定した上で、算定した負担割合に応じた減額調整率を適用して国庫負担金の額を算定したところ、18年度から23年度までの間の負担金計11億3946万余円、交付金計5億3877万余

円、合計16億7824万余円が過大に交付されていた。

(注3) 163市町村等 札幌、函館、小樽、室蘭、釧路、帯広、北見、夕張、岩見沢、網走、留萌、苫小牧、稚内、美唄、芦別、江別、赤平、紋別、士別、名寄、三笠、根室、千歳、滝川、砂川、富良野、登別、恵庭、伊達、北広島、石狩各市、当別、松前、福島、知内、木古内、鹿部、森、八雲、長万部、江差、上ノ国、厚沢部、乙部、奥尻、今金、せたな、寿都、黒松内、蘭越、ニセコ、喜茂別、京極、倶知安、共和、岩内、積丹、古平、仁木、余市、南幌、由仁、長沼、栗山、月形、妹背牛、秩父別、北竜、沼田、鷹栖、当麻、比布、愛別、上川、上富良野、中富良野、南富良野、和寒、剣淵、下川、美深、中川、幌加内、増毛、小平、苫前、羽幌、遠別、天塩、浜頓別、中頓別、枝幸、豊富、礼文、利尻、利尻富士、幌延、美幌、津別、斜里、清里、小清水、訓子府、置戸、佐呂間、上湧別(平成21年10月5日以降は湧別町)、滝上、興部、雄武、大空、豊浦、壮瞥、白老、厚真、洞爺湖、安平、むかわ、日高、平取、新冠、浦河、様似、えりも、新ひだか、音更、上士幌、鹿追、新得、清水、大樹、広尾、幕別、池田、豊頃、本別、足寄、陸別、浦幌、釧路、厚岸、浜中、標茶、弟子屈、白糠、別海、中標津、標津、羅臼各町、新篠津、島牧、真狩、留寿都、神恵内、赤井川、音威子府、初山別、猿払、西興部、更別、鶴居各村、空知中部、大雪地区、後志各広域連合

(注4) 68市町村 青梅、東村山、国立、福生、清瀬、東久留米、武蔵村山、多摩、羽村、千葉、館山、木更津、松戸、野田、茂原、成田、佐倉、東金、旭、習志野、柏、市原、流山、八千代、鴨川、君津、八街、印西、白井、富里、山武、新潟、長岡、三条、新発田、小千谷、十日町、村上、妙高、五泉、胎内、高松、丸亀、坂出、善通寺、観音寺、さぬき、東かがわ、三豊、長崎各市、神崎、東庄、大網白里、一宮、睦沢、白子、聖籠、阿賀、出雲崎、土庄、小豆島、綾川、琴平、多度津、まんのう各町、青ヶ島、印旛(平成22年3月23日以降は印西市)、長生各村

#### (是正改善を必要とする事態)

定額制の負担軽減措置を実施している多数の市町村において、実負担額に基づく負担割合を算定していなかったり、実負担額に高額療養費を含めて負担割合を算定していたりしているため、より減額の度合いが低い減額調整率が適用されて減額調整が行われ、国庫負担金が過大に交付されている事態は適切ではなく、是正改善を図る必要があると認められる。

#### (発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 都道県及び市町村において、定額制の負担軽減措置を実施した場合における負担割合の算定方法等についての理解が十分でないこと
- イ 貴省において、市町村が減額調整を適正に行うことができるよう定額制の負担軽減措置を実施した場合における負担割合の具体的な算定方法について、都道府県を通じて周知を十分に行っていないこと

### 3 本院が求める是正改善の処置

国民健康保険は、我が国の社会保障の中核を成す医療保険制度の一つであり、保険者である市町村等には、毎年度、多額の国庫負担金等が交付されており、その適正な運用や健全な運営がこれまで以上に強く求められる状況となっている。

については、貴省において、国庫負担金を適正に算定するため、都道府県に対して定額制の負担軽減措置を実施した場合における負担割合の算定方法を具体的に示して、これを都道府県を通じて市町村に対して周知するとともに、その適用に関する技術的助言を行うよう是正改善の処置を求める。

(5) 雇用調整助成金に係る事業所訪問調査について、調査項目や確認方法を明確にするなどして不正受給防止の実効性の確保を図るよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項) 地域雇用機会創出等対策費
部 局 等	19 労働局
雇用調整助成金に係る事業所訪問調査の概要	雇用調整助成金の適正な支給を確保するため、労働局等の担当職員等が事業所を直接訪問し、休業や教育訓練の実施状況を確認するもの
事業所訪問調査が適切に行われていなかった事業主	258 事業主
上記に対する雇用調整助成金の支給額の合計	28 億 6012 万円(平成 20 年度～25 年度)

(前掲 223 ページの「雇用保険の雇用調整助成金の支給が適正でなかったもの」参照)

【是正改善の処置を求めたものの全文】

雇用保険の雇用調整助成金に係る事業所訪問調査の実施について

(平成 25 年 10 月 31 日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 雇用調整助成金の概要等

(1) 雇用調整助成金の概要

貴省は、雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号。以下「法」という。)に基づく雇用安定事業の一環として、景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により急激な事業活動の縮小を余儀なくされた場合等における失業の予防その他雇用の安定を図るため、その雇用する被保険者について休業若しくは教育訓練(以下「休業等」という。)又は出向により雇用調整を行った事業主に対して、休業手当等の一部を助成する雇用調整助成金の支給を行っている。

(2) 雇用情勢の悪化に対応するための措置

平成 20 年 10 月のリーマンショックを契機とした世界的な景気後退による雇用情勢の悪化に対応するため、貴省は同年 12 月に、雇用調整助成金の支給要件の緩和を行ったり、助成率の引上げなどを行って制度の拡充を図ったりするなどした結果、支給決定の状況は、20 年度は 4,000 事業所、67 億余円であったが、21 年度は 79 万事業所、6534 億余円と大幅に増加した。その後、22 年度は 75 万事業所、3245 億余円、23 年度は 51 万事業所、2361 億余円と減少して 24 年度は 32 万事業所、1134 億余円となっている。

### (3) 雇用調整助成金の支給手続等

雇用調整助成金支給要領等によれば、雇用調整助成金の支給を受けようとする事業主は、休業等の実施前に、その実施期間ごとに実施計画届及び実施計画届の添付書類を都道府県労働局(以下「労働局」という。)に提出し、休業等の実施後に、支給申請書並びに出勤簿及び賃金台帳の写しなどの支給申請書の添付書類を労働局に提出することとなっており、労働局は、上記の実施計画届、支給申請書等に記載されている休業等の実施状況、休業手当等の支払状況等を審査した上で支給決定を行い、これに基づいて雇用調整助成金の支給を行うこととなっている。

そして、労働局は、事業主が故意に支給申請書に虚偽の記載を行うなどして本来受けることのできない雇用調整助成金を受け又は受けようとする(以下「不正受給」という。)を発見した場合は、当該事業主に対して、不正受給に係る雇用調整助成金についての支給の取消し、返還の請求等を行うこととされ、また、労働局は、支給を取り消した日以降3年間は、当該事業主に対して雇用保険料を財源とする全ての助成金を支給しない措置を実施することとされている。

### (4) 不正受給防止に係る実地調査

労働局又は労働局管内の公共職業安定所(以下、公共職業安定所を「安定所」といい、労働局と安定所を合わせて「労働局等」という。)は、従来、雇用調整助成金を支給した事業主に対して不正受給防止のため実地調査を実施しており、同助成金の支給申請や支給決定が急激に増加する中で、不正受給の増加も懸念されたことから、貴省本省は、21年7月、労働局に対して、対象及び基準を見直して実地調査を実施する旨の通知を发出している。

実地調査には、法第79条の規定に基づき労働局等の担当職員が実施する立入検査(以下「立入検査」という。)と、法に基づくものではないものの、より多くの事業所に実地調査を行うため、労働局の担当職員と労働局等の非常勤職員が行う実地調査(以下「事業所訪問調査」という。)がある(以下、担当職員と非常勤職員とを合わせて「担当職員等」という。)。このうち、立入検査は、休業等の実施計画日当日にその実施状況を確認するための事業所への訪問、出勤簿、賃金台帳等の書類確認及び事業主のほか従業員に対するヒアリングを行うこととなっている。一方、事業所訪問調査は、立入検査と同様の内容を行うことになっているが、前記のとおり、法に基づく調査ではないことから、出勤簿等の書類の確認の際に、書類の提出に応じるかどうかなどは、事業主の任意となっている。

### (5) 事業所訪問調査の積極的な実施

貴省は、21年4月から22年1月までの間に52事業所において約1億9350万円の不正受給が発覚した状況を踏まえて、「雇用調整助成金に係る不正受給防止対策の強化について」(平成22年4月1日付け職開発0401第2号。以下「22年4月通知」という。)を労働局に发出し、22年4月以降、労働局等において事業所訪問調査の回数を増加させるよう通知した。

その後も、貴省は、数次にわたり労働局に対して通知を发出しており、これらの通知によると、事業所訪問調査を行った担当職員等は、その実施状況について速やかに書面で報告(以下「報告書」という。)を作成し、これを労働局等に提出することなどとなっている。

労働局等はこれらの通知を基に事業所訪問調査を行っているが、合理的な理由がなく事業所訪問調査を拒否されたり、休業等の実施状況が実施計画と異なっていたりなどして、

休業等の実施に疑義があり、不正受給が疑われる内容の報告書について労働局等が改めて調査する必要があると判断した場合は、立入検査又は再度の事業所訪問調査(以下、これらを合わせて「再調査」という。)を行うことにしている。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、平成21年度決算検査報告以降毎年度、「雇用保険の雇用調整助成金の支給が適正でなかったもの」として、その支給が適正でない事態(以下「不適正支給」という。)を不当事項として掲記している。

そこで、本院は、法規性、有効性等の観点から、事業所訪問調査及び再調査は適切に行われているか、また、これらの両調査により不正受給の防止の効果は上がっているかなどに着眼して、青森労働局等<sup>(注1)</sup>19労働局において、22年4月通知が発出された22年4月から25年1月までの間に労働局等が事業所訪問調査を行った258事業主(雇用調整助成金支給額28億6012万余円)を対象として、報告書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。また、上記の19労働局から雇用調整助成金の支給に係る事業所訪問調査等の状況に関する調書の提出を受けて、その内容を分析する方法により検査した。

(注1) 19労働局 青森、岩手、宮城、山形、茨城、千葉、東京、神奈川、山梨、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、奈良、愛媛、福岡、鹿児島各労働局

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 事業所訪問調査における関係書類の確認が十分でなかったもの

青森労働局等19労働局管内の162事業主(雇用調整助成金支給額15億4051万余円)に対する事業所訪問調査においては、休業等の実施日当日にその実施状況の確認や事業主等へのヒアリングは行われていたものの、支給申請書に記載された内容の確認に必要な出勤簿、賃金台帳等の確認が行われていなかったり、出勤簿、賃金台帳等の裏付けとなる書類の確認が十分に行われていなかったりしていた。

上記162事業主のうち、青森労働局等<sup>(注2)</sup>16労働局管内の36事業主の事業所については、本院の検査により、実際には休業等を実施していないなどとしていて、当該36事業主に対する雇用調整助成金計2億1162万余円が支給の要件を満たしておらず、不適正支給となっている事態が見受けられた。

(注2) 16労働局 青森、宮城、茨城、千葉、東京、神奈川、山梨、岐阜、三重、滋賀、京都、大阪、奈良、愛媛、福岡、鹿児島各労働局

#### (2) 事業所訪問調査の結果、不正受給が疑われて再調査が必要であったのに、報告書の記載が明確でなかったため、再調査が行われていなかったもの

青森労働局等<sup>(注3)</sup>16労働局管内の66事業主(雇用調整助成金支給額10億3441万余円)に対する事業所訪問調査を実施した担当職員等は、休業等の実施状況の確認を拒まれるなどしてその実施状況について十分確認できなかったり、休業等の実施状況が実施計画と異なっていたりして不正受給が疑われる事態を把握していたのに、再調査が必要な旨を報告書に明確に記載していなかったため、労働局等は当該報告書の記載内容から再調査の必要はないと判断して、再調査を行っていなかった。

上記66事業主のうち、岩手労働局等<sup>(注4)</sup>11労働局管内の21事業主の事業所については、

本院の検査により、実際には休業等を実施していないなどして当該21事業主に対する雇用調整助成金計1億8181万余円が支給の要件を満たしておらず、不適正支給となっている事態が見受けられた。

(注3) 16労働局 青森、岩手、山形、茨城、千葉、東京、神奈川、山梨、岐阜、愛知、三重、滋賀、大阪、奈良、福岡、鹿児島各労働局

(注4) 11労働局 岩手、山形、茨城、千葉、東京、神奈川、岐阜、愛知、三重、大阪、鹿児島各労働局

上記について、事例を示すと次のとおりである。

#### <事例>

山形労働局は、事業所訪問調査を安定所に行わせており、安定所が事業所訪問調査を行った結果問題なしと判断した場合には、調査内容の報告は必要なしとしていた。

そして、同労働局管内の山形公共職業安定所は、平成22年4月に担当職員等が事業主Aに対して事業所訪問調査を行った。その報告書には、教育訓練等の実施状況の確認に当たり、合理的な理由もなくその状況の確認を拒まれた旨が記載されていたものの、再調査が必要なことが明確に記載されていなかったため、同安定所は再調査の必要はないと判断して再調査を行っておらず、また、前記のとおり、同労働局に対して報告していなかった。その後、24年4月に、担当職員等が行った事業主Aに対する事業所訪問調査後に作成した報告書にも、教育訓練等の実施日当日に実施されていた教育訓練等の現場確認を行ったことのみをもって問題なしと記載していた。

このため、事業主Aは、虚偽の内容で支給申請をして、雇用調整助成金計1億0917万余円を不正受給していたのに、同安定所はこれを把握できない状況となっていた。

#### (3) 事業所訪問調査の結果、必要と判断していた再調査が行われていなかったり、再調査が適切でなかったりしていたもの

東京労働局等10労働局管内の30事業主<sup>(注5)</sup>(雇用調整助成金支給額2億8518万余円)に対する事業所訪問調査を行った担当職員等から、当該事業所の休業等の実施状況に疑義が見受けられたとする内容の報告書が提出されていて、同報告書により、労働局等は、再調査が必要であると判断していたのに再調査を行っていなかったり、再調査を行ったものの、調査内容が前回の事業所訪問調査と同様のものとなっていたりなどしていた。

上記30事業主のうち、東京労働局等5労働局管内の8事業主の事業所については、本院の検査により、実際には休業等を実施していないなどして当該8事業主に対する雇用調整助成金計7341万余円が支給の要件を満たしておらず、不適正支給となっている事態が見受けられた。

(注5) 10労働局 青森、茨城、東京、神奈川、岐阜、三重、京都、大阪、奈良、福岡各労働局

(注6) 5労働局 東京、岐阜、三重、京都、福岡各労働局

以上のとおり、19労働局において258事業主(雇用調整助成金支給額計28億6012万余円)に対する事業所訪問調査及び再調査が適切に行われておらず、このため、19労働局が65事業主に対して支給した雇用調整助成金計4億6685万余円が不適正支給となっていたのに、これを把握できない状況となっていた。

(是正改善を必要とする事態)

上記のとおり、労働局等において、事業所訪問調査における関係書類の確認が十分でなかったり、再調査が必要であると判断していたのに再調査が行われていなかったりなどして、不正受給を把握することができない事態は適切とは認められず、是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

ア 貴省本省において

(ア) 労働局に対して、事業所訪問調査の際に不正受給を防止するために必要な調査内容が確保されるよう必ず行うべき調査項目や確認方法についての指示を明確にしなかったこと

(イ) 事業所訪問調査及び再調査の実施状況についての把握が十分でなかったこと

イ 労働局等において

(ア) 休業等の実施日当日にその実施状況の確認等にとどまり、支給申請書に記載された内容の確認に必要な出勤簿、賃金台帳等の確認が行われていなかったり、出勤簿等の裏付けとなる書類の確認が十分に行われていなかったりするなど、複数の調査項目による確認の重要性についての認識が欠けていたこと

(イ) 事業所訪問調査の結果、不正受給が疑われる場合は、その旨を報告書に明確に記載することが再調査の実施を促し、不正受給の防止に資するという、調査結果の報告の重要性について認識が欠けていたこと

(ウ) 再調査の必要性についての理解が十分でなかったこと

### 3 本院が求める是正改善の処置

貴省は、従来、景気の後退による雇用情勢の悪化に対応するため、その時々で雇用調整助成金の支給要件の緩和等を行うなどにより、多額の雇用調整助成金を支給してきたところである。一方で、近年不正受給が増加しているため、その防止が大きな課題となっている。

このことから、労働局等において、事業所訪問調査における関係書類の確認を適切に行うなどの体制を整備し、そのノウハウを蓄積することは、現在、雇用調整助成金の支給申請が減少してきているものの、雇用安定事業に係る他の助成金の不正受給の防止対策にも資することになり、また、今後再び雇用調整助成金の需要が高まった際の備えになるものと思料される。

ついては、貴省において、事業所訪問調査を適切に実施し、その結果再調査が必要と判断された場合はこれを速やかに行うことにより、不正受給の防止の実効性の確保を図るよう次のとおり是正改善の処置を求める。

ア 貴省本省において

(ア) 労働局に対して、事業所訪問調査の際に必ず確認すべき調査項目やその確認方法について明確に指示し、労働局等において不正受給を防止するために必要な調査内容が確保されるようにすること

(イ) 事業所訪問調査の調査内容を労働局が確実に把握して的確に判断できるよう、上記(ア)を含む報告書の様式を労働局に例示し、事業所訪問調査で活用させること

(ウ) 事業所訪問調査及び再調査の実施状況について把握し、取組が十分でない労働局に必要な指導を行うこと

イ 労働局において

(ア) 事業所訪問調査について、複数の調査項目による確認の重要性を担当職員等に周知徹底し、上記のア(ア)に基づくなどして、支給申請書に記載された内容の確認に必要な出勤簿、賃金台帳等の確認を行ったり、出勤簿、賃金台帳の裏付けとなる書類の確認を十分に行ったりすること

(イ) 調査結果の報告の重要性を担当職員等に周知徹底し、休業等の実施状況の確認が十分にできないなど、不正受給が疑われる場合には、再調査を行うか否かの判断を的確に行うこと

(ウ) 再調査の必要性を担当職員に周知徹底し、報告書の記載内容から、再調査が必要であると判断した場合には、再調査を速やかに行うこと

(6) 国が都道府県に委託して実施している離職者事業の資格取得コースについて、見積単価と一般講座の授業料等を基に算出する一般単価とを比較するなどしてより経済的な契約単価で再委託契約を締結するよう要領等に具体的に示すことなどにより、より経済的に実施するよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項)職業能力開発強化費
部 局 等	厚生労働本省
離職者事業の概要	離職者等の就職促進に資する多様な教育訓練の機会を確保し、これらの者の早期の就職促進を図ることを目的として、都道府県に委託訓練の実施を委託するもの
資格取得コースの概要	離職者事業において実施される委託訓練のうち、介護福祉士及び保育士の資格取得を目的として2年以下の訓練期間で実施される訓練コース
検査の対象とした資格取得コース数及び当該コースに係る委託費相当額	421 コース 109 億 6717 万余円(平成 21 年度～23 年度)
上記のうち契約単価が一般単価より高額となっていた資格取得コース数及び当該コースに係る委託費相当額	192 コース 52 億 8868 万余円
低減できた委託費相当額	5 億 4562 万円(平成 21 年度～23 年度)

【是正改善の処置を求めたものの全文】

国が都道府県に委託している職業訓練における介護福祉士等の資格取得に係る訓練コースの実施について

(平成 25 年 3 月 26 日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

## 1 職業訓練の概要

### (1) 公共職業訓練の概要

貴省は、職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号。以下「能開法」という。)等に基づき、職業に必要な労働者(事業主に雇用される者及び求職者をいう。以下同じ。)の能力を開発し、及び向上させることを促進し、もって、職業の安定と労働者の地位の向上を図ることなどを目的として、労働者を対象とした職業訓練を実施している。

そして、能開法によると、国は、労働者が職業に必要な技能等を習得することができるように、職業能力開発校等の施設(以下「能開施設」という。)を設置して、職業訓練(以下「公共職業訓練」という。)を行うこととされている。また、職業を転換しようとする労働者に対して迅速かつ効果的な公共職業訓練を実施するため必要があるときは、職業能力の開発及び向上について適切と認められる他の施設により行われる教育訓練を能開施設の行う公共職業訓練とみなして、当該教育訓練を受けさせることによって公共職業訓練を行うことができることとされている(以下、この方法により行われる公共職業訓練を「委託訓練」という。)

### (2) 職業能力開発基本計画

厚生労働大臣は、能開法に基づき、公共職業訓練等の職業能力の開発に関する基本となるべき計画を策定することとされている。そして、国は、この計画において、雇用対策の観点から、セーフティネットとしての公共職業訓練を行うとともに、訓練コースの内容等を定型化・標準化して都道府県においても実施が可能となった民間教育訓練機関に委託して行う公共職業訓練については、可能な限り都道府県に任せることとしている。また、国は、都道府県が民間教育訓練機関を活用する際に適用する委託訓練の適正な実施に関する基準を設定するとともに、その基準に照らして委託訓練が適切に行われているか確認する必要があるとしている。

### (3) 委託訓練の実施

貴省は、国が行う委託訓練の一環として、離職者や職業能力を形成する機会に恵まれなかった者等の就職促進に資する多様な教育訓練の機会を確保し、これらの者の早期の就職促進を図ることを目的として、離職者等再就職訓練事業(以下「離職者事業」という。)を都道府県に委託して実施している。そして、貴省は、都道府県において委託訓練が適切に実施されるように、離職者等再就職訓練事業委託要綱(平成 23 年 4 月 1 日能発 0401 第 18 号)、委託訓練実施要領(平成 13 年 12 月 3 日能発第 519 号)等(以下「要領等」という。)を定めている。また、貴省は、雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)に基づき、雇用機会の増大、労働者の能力の開発等を図ることを目的とする能力開発事業の一環として、離職者事業をその財源に雇用保険料等の国費を充当して実施している。

一方、都道府県は、要領等により、都道府県が設置する能開施設が実施主体となり、委託訓練を専門学校等の民間教育訓練機関等(以下「再委託機関」という。)に再委託して離職者等に対する委託訓練を実施できることとされている。また、都道府県は、委託訓練の訓練コースの設定に当たっては、再委託機関に対してあらかじめ訓練コースの内容を示して、再委託機関がこれを踏まえて新たに訓練コースを設定することとされており、その訓

練コースの受講者は、全員が離職者等であることが原則とされている。そして、これにより難しい場合は、再委託機関が一般向けに既に開設している講座で都道府県が事前に認定を行ったもの(以下「一般講座」という。)を利用する訓練コースを設定することができるかとされている。

#### (4) 資格取得コースの設定

貴省は、「新たな雇用対策について」(平成20年12月9日新たな雇用対策に関する関係閣僚会合)において、介護分野等今後の雇用の受け皿として期待できる分野での安定雇用に向けて長期間の訓練を大幅に拡充することとされたことを受けて、離職者事業において、平成21年度からは介護福祉士、22年度からは保育士の資格取得を目的とする2年以下の訓練期間で実施する訓練コース(以下「資格取得コース」という。)を一般講座の空き定員を利用して設定できることとした。

#### (5) 離職者事業の委託費

##### ア 貴省が都道府県に支払う委託費

貴省は、要領等において、都道府県に支払う委託費について、都道府県がそれぞれの再委託機関に支払った再委託費を合計した委託訓練事業費と庁費等の事業実施のための諸経費との合計額に消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)を加えた額としている。また、都道府県は委託費を離職者事業の目的以外に使用してはならず、離職者事業の目的に沿った使用であっても、単価・数量に妥当性を欠くような過大な支出を禁止することとしている。

##### イ 都道府県が再委託機関に支払う再委託費

貴省は、要領等において、都道府県が再委託機関に支払う再委託費について、受講者1人当たりの月額単価(以下「月額単価」という。)、受講者数、訓練期間の月数等によって算定することとしている。このうち月額単価については、個々の経費の積み上げによる実費から算出することとし、その上限額(以下「上限単価」という。)を定めている。資格取得コースの上限単価は、それぞれ税別で、介護福祉士が9万円、保育士が6万円とされている。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

離職者事業として都道府県が行う委託訓練の訓練コース数や受講者数は雇用情勢が依然として厳しいことなどに伴い増加しており、離職者事業に投じられる国費も増加している。このような状況の下、近年、離職者事業において、今後の雇用の受け皿として期待されている介護分野等向けの訓練コースとして資格取得コースが新たに設定されて実施されている。

そこで、本院は、経済性等の観点から、離職者事業において都道府県が支払う資格取得コースに係る再委託費は適切に算定されているかなどに着眼して検査を行った。

検査に当たっては、21年度から23年度までの間に43都道府県<sup>(注1)</sup>で実施された離職者事業のうち21、22両年度に開始した421資格取得コース(委託費相当額計109億6717万余円)を対象として、貴省本省及び委託先である11都府県<sup>(注2)</sup>において、委託契約関係書類等の内容を確認したり、担当者から説明を聴取したりするなどして会計実地検査を行うとともに、貴省本省に43都道府県が行った離職者事業に係る経費等に関する調書の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により検査を行った。なお、東日本大震災により特に甚大な被害を

受けた岩手、宮城、福島各県及び資格取得コースを実施していない山形県については、検査の対象から除外した。

(注1) 43 都道府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、青森、秋田、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各県

(注2) 11 都府県 東京都、大阪府、青森、千葉、新潟、山梨、静岡、愛知、愛媛、福岡、鹿児島各県

**(検査の結果)**

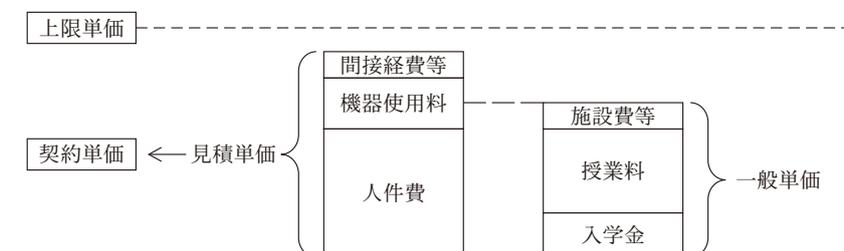
検査したところ、次のような事態が見受けられた。

資格取得コースの再委託契約における月額単価(以下「契約単価」という。)の設定方法についてみたところ、いずれの都道府県も、要領等に従い、再委託機関の候補となる専門学校等から提出を受けた委託訓練に必要な経費の見積額から算出した月額単価(以下「見積単価」という。)が上限単価以下であることを確認した上でこれを契約単価として再委託契約を締結していた。

そして、見積単価の算出方法についてみたところ、①一般講座の募集要項等で示されている入学金、授業料等の合計額(要領等に基づき離職者等本人の負担とされている教科書代等を除く。以下「一般講座の授業料等」という。)を訓練期間の月数で除した額(以下「一般単価」という。)と同額としているものや、②資格取得コースの実施に必要とされる人件費、機器使用料等が積み上げられた見積額を1人1月当たり換算した額としているものなどがあり、見積単価の算出方法は資格取得コースごとに区々となっていた。そこで、検査の対象とした421 資格取得コースの全てについて一般単価を算出して、これらと契約単価とを比較したところ、38 都道府県<sup>(注3)</sup>で実施された192 資格取得コースについては、契約単価が一般単価より高額となっていた(図参照)。

(注3) 38 都道府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、青森、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、兵庫、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各県

図 契約単価が一般単価より高額となっていたものの例



しかし、上記の192 資格取得コースについては、次のことから見積単価と一般単価とを比較するなどしてより経済的な契約単価を設定する必要があったと認められる。

ア 資格取得コースは、介護福祉士等の資格取得に関する貴省の基準を満たした養成施設である専門学校等で実施される必要があり、これらの専門学校等には定員が定められていることから、これらの資格取得コースは、全て専門学校等の一般講座に空き定員がある場合

にこれを利用して設定されていた。このため、資格取得コースを実施している専門学校等では、離職者等が一般講座の学生と同じ講座を受けていた。

イ アのことから、再委託機関は、新たな設備の整備や新たな講師等を配置するために特段の経費を必要としていないと認められた。そこで、青森、愛媛、鹿児島各県において、契約単価が一般単価より高額となっていた12資格取得コースを実施した7再委託機関に協力を求めて調査したところ、7再委託機関の全てが、当該資格取得コースを実施するためには特段の経費は必要でなく、一般講座の授業料等と同額で訓練を実施できるとしていた。

現に、北海道、栃木、新潟、山口各県は、実施した計51資格取得コースにおいて、見積単価を一般単価と同額としていて、これが上限単価以下であることを確認した上で、これを契約単価としていた。

以上のことから、前記の192資格取得コースについて、契約単価を一般単価と同額として再委託費の額を算出すると計45億1719万余円となり、これに係る委託費相当額を算出すると計47億4305万余円となることから、表のとおり、この額と38都道府県に支払われていた当該192資格取得コースに係る分の委託費相当額計52億8868万余円との間で計5億4562万余円の開差額が生じていたことになる。したがって、見積単価と一般単価とを比較するなどしてより経済的な契約単価で再委託契約を締結していれば、貴省が21年度から23年度までの間に43都道府県に支払っていた前記の421資格取得コースに係る委託費相当額計109億6717万余円を計5億4562万余円低減できたと認められる。

表 38 都道府県 192 コースの委託費相当額に係る開差額 (単位：千円)

区 分	平成 21 年度	22 年度	23 年度	計
貴省から 38 都道府県に支払われていた委託費相当額 (a)	1,084,307	2,673,608	1,530,764	5,288,680
契約単価を一般単価と同額として算出した委託費相当額 (b)	973,796	2,396,364	1,372,889	4,743,050
開差額 (a) - (b)	110,511	277,243	157,874	545,629

**(是正改善を必要とする事態)**

上記のとおり、貴省が離職者事業を委託している多数の都道府県において、資格取得コースの契約単価については、見積単価と一般単価とを比較するなどして設定する必要があるのにその比較を行わないまま割高な見積単価に基づき設定していたため、貴省が都道府県に支払う委託費が経済的なものとなっていない事態は適切とは認められず、是正改善の要があると認められる。

**(発生原因)**

このような事態が生じているのは、都道府県においてより経済的な契約単価で再委託契約を締結することの必要性に対する認識が十分でなかったことにもよるが、貴省において、次のことなどによると認められる。

- ア 都道府県における資格取得コースの契約単価の設定方法が区々となっている実態を十分に把握していなかったこと
- イ 見積単価と一般単価とを比較するなどしてより経済的な契約単価で再委託契約を締結することの必要性について、要領等を見直すことなどにより都道府県に具体的に周知していなかったこと

### 3 本院が求める是正改善の処置

前記のとおり、国が離職者事業として都道府県に委託して実施される公共職業訓練においては、近年、今後の雇用の受け皿として期待されている介護分野等向けの訓練コースとして資格取得コースが新たに設定されて実施されている。これらの資格取得コースは、雇用情勢が依然として厳しいことなどに伴い、今後とも重要な雇用対策の一環として、引き続き多額の国費が投じられて実施されていくことが見込まれている。

については、貴省において、離職者事業をより経済的に実施するよう、都道府県の資格取得コースの契約単価の設定方法について実態を十分に把握するとともに、見積単価と一般単価とを比較するなどしてより経済的な契約単価で再委託契約を締結するよう要領等に具体的に示すなどして都道府県への周知徹底を図るよう是正改善の処置を求める。

#### 【当局が講じた処置】

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、都道府県の資格取得コースの契約単価の設定方法について実態を把握するとともに、25年3月に委託訓練実施要領を改定して、資格取得コースの契約単価の設定に当たっては、委託訓練に必要な経費を積み上げた月額単価と一般の訓練コースの授業料等とを比較するなど一般の訓練コースの授業料等を勘案した上で、合理的な契約単価を設定することなどを具体的に明示して、同年4月以降に開講した訓練コースから適用する旨を都道府県に通知し、周知徹底を図る処置を講じていた。

- (7) 研究費の使用等に関して、国の会計法令に準じた内部規程を整備して、これに従って物品の発注業務等を行うことなどにより、試験研究機関に所属する研究者に交付された厚生労働科学研究費補助金の経理等が適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)厚生労働科学研究費
部 局 等	厚生労働本省、国立医薬品食品衛生研究所、国立感染症研究所
補助の根拠	予算補助
補助事業	厚生労働科学研究費補助
補助事業の概要	厚生労働科学研究の振興を促し、もって、国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に関して、行政施策の科学的な推進を確保するための技術水準の向上を目的とする研究事業を行うもの
上記の2研究所が研究者から管理及び経理の事務を委任された厚生労働科学研究費補助金の額	180億4579万余円(平成20年度～24年度)
上記のうち不適切な経理手続により購入した物品の額	90億2034万円(平成20年度～24年度)

(前掲266ページの「厚生労働科学研究費補助金が過大に交付されていたもの」参照)

#### 【是正改善の処置を求めたものの全文】

## 試験研究機関に所属する研究者に交付された厚生労働科学研究費補助金の経理等について

(平成 25 年 10 月 31 日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

### 記

#### 1 試験研究機関に所属する研究者に交付された厚生労働科学研究費補助金の経理等の概要

##### (1) 試験研究機関の概要

貴省は、国民生活の保障及び向上を図り、経済の発展に寄与するため、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進等を図ることなどを任務としており、この任務を達成するため国立医薬品食品衛生研究所(以下「国衛研」という。)、国立保健医療科学院、国立社会保障・人口問題研究所及び国立感染症研究所(以下「感染研」という。また、これらの 4 研究所等を合わせて「試験研究機関」という。)を施設等機関として設置している。

##### (2) 厚生労働科学研究費補助金の概要

貴省は、厚生労働科学研究の振興を促し、もって、国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に関し、行政施策の科学的な推進を確保するため、技術水準の向上を図ることを目的とする研究事業を行う研究者等に対して、厚生労働科学研究費補助金取扱規程(平成 10 年厚生省告示第 130 号)等に基づき、厚生労働科学研究費補助金(以下「厚労科研費」という。)を交付している。そして、試験研究機関に勤務する多数の研究者は、業務の一環として、厚労科研費の交付を受けて各種の研究を行っている。

##### (3) 公的研究費の適正な管理等のための取組に対する要請

厚労科研費を含む公的研究費については、研究者による不正な使用等が後を絶たないことなどから、内閣府に設置されている総合科学技術会議は、平成 18 年 8 月に「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について(共通的な指針)」を策定した。

この指針においては、関係府省、公的研究費を配分している機関(以下「配分機関」という。)及び研究機関が取り組むべき事項として、研究費の管理に関する研究機関の責任の一層の明確化、研究者本人が経費の支出手続に直接関わらない仕組みの徹底を含めた研究機関における研究費の使用等の規則の整備及び明確化、研究費の管理及び監査に係る体制整備等を挙げており、配分機関、研究機関等において当該指針にのっとった取組にできるだけ早期に着手し、遅くとも 19 年度には具体的に推進することなどを求めている。

貴省は、上記の指針を踏まえて、厚労科研費の経理等について定めた「厚生労働科学研究費補助金における事務委任について」(平成 13 年厚科第 332 号厚生科学課長決定。以下「事務委任通知」という。)を 20 年 2 月に改正した。そして、それまで厚労科研費の管理及び経理の事務については、研究者の所属機関の長に委任することを原則としていたが、これを必ず委任することと改めるとともに、研究機関に対して、その執行及び管理について、適切な経費の管理が可能な事務体制及び研究機関における規則の整備を図り、研究者本人が経費の支出手続に直接関わらない仕組みを構築することや、適正な経理を確保するために、内部監査を実施できる体制を整備することなどを求めている。

##### (4) 試験研究機関における研究費の管理

試験研究機関は、19 年 11 月以降、研究者が交付を受けた競争的資金等<sup>(注)</sup>について、適正な運営及び管理のために内部規程を定めており、競争的資金等の交付を受けた研究者は、

その管理、経理及び受領に関して所属する試験研究機関の長に委任することとしている。そして、委任された競争的資金等の管理、経理及び受領に関する事務については、各試験研究機関の総務部等が行うこととしている。

なお、研究機関は、研究費を適正に管理するため、より現実的で実効性のある制度を構築することとされており、内部統制システムの整備の一環として、規則等が既に設けられている場合はこれを準用することも可能であるとされていることから、国の施設等機関である試験研究機関は、研究者が交付を受けた競争的資金等について委任を受けて管理及び経理の事務を行う場合に、国の会計法令を準用して経理手続を行うことが可能となる。

(注) 競争的資金 文部科学省、厚生労働省等の配分機関が、広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む多数の者による科学的及び技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金

#### (5) 国の物品調達契約の事務

国の物品調達契約の事務は、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)等の会計法令に従って執行される。このうち、契約の締結については、原則として競争に付することとされているが、契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合、契約に係る予定価格が少額である場合等においては、随意契約によるものとするなどとされている。そして、予決令により、予定価格が160万円を超えない財産を買い入れる場合には、随意契約によることができることとされている。また、競争入札に付し、又は随意契約にしようとする場合には、仕様書、設計書等により予定価格を作成することとされている。

#### (6) 試験研究機関における内部監査

試験研究機関は、競争的資金等の適正な運営・管理に資するため、定期又は随時に内部監査を実施することとしている。そして、内部監査は、監督責任者の総務部等の会計課長又は総務課長のほか、所長が指名する事務職員等で構成する監査チームにより、①関係法令、規程等の遵守状況、②競争的資金等の管理及び執行状況、③現金出納に関する事項等について実施することとされている。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院が、国衛研において、厚労科研費の交付を受けて研究者が実施している研究課題に係る経理状況について会計実地検査を行ったところ、物品の購入に当たり、研究者が業者に架空の取引を指示して虚偽の納品書、請求書等を作成させて、国衛研に架空の取引に係る購入代金を支払わせている不適正な事態が見受けられた。

そこで、本院は、合規性等の観点から、試験研究機関に所属する研究者に交付された厚労科研費について、事務委任通知等の趣旨に沿って厚労科研費の管理及び経理の体制が整備されているか、物品の購入は適切に行われているかなどに着眼して、試験研究機関のうち、所属する研究者に対して多額の厚労科研費が交付されている国衛研及び感染研(以下、これらを合わせて「両研究所」という。)において、20年度から24年度までの間に、厚労科研費を交付された研究者から両研究所にその管理及び経理の事務を委任された1,732研究課題(国庫補助金交付額180億4579万余円)を対象として、物品の納品書、請求書等の関係書類を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

**(検査の結果)**

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

**(1) 厚労科研費の経理****ア 物品の発注**

研究機関は、前記のとおり、研究者本人が経費支出手続に直接関わらない仕組みを整備することが求められている。そして、国衛研においては19年11月から23年3月までは総務部会計課、同年4月以降は総務部業務課(以下、業務課と会計課を合わせて「業務課等」という。)が、感染研においては20年9月以降総務部調整課研究経理室が、それぞれの内部規程により競争的資金等の管理及び経理の事務を行うこととしている。

しかし、両研究所は、物品の購入に必要な手続に関する内部規程を整備して明確化していなかったため、実際には、国衛研においては19年11月以降も、感染研においては20年9月以降も、研究者が物品の発注業務を行っている状況となっていた。

**イ 契約方式等**

試験研究機関においては、前記のとおり、研究費の使用等の規則について、国の会計法令を準用する旨の規定を定めることが可能である。そして、研究費の使用等も試験研究機関が行う事務であることから、国の会計経理の一環として国の会計法令を準用することが望ましい。

しかし、両研究所は、物品の購入に関しては、内部規程等で業者から見積書を徴することなどとしているのみで、物品の購入に必要な手続に関する内部規程を整備して明確化していなかった。このため、契約金額にかかわらず、全ての物品購入について予定価格を作成せずに研究者が業者から見積書を徴して随意契約を締結しており、20年度から24年度までの契約金額が160万円以上の物品の購入計63件、計2億6914万余円についても、予定価格を作成せずに随意契約を締結していた。

**ウ 物品の納入に係る検査**

前記のとおり、国衛研においては、研究者が交付を受けた競争的資金等の管理及び経理の事務は、内部規程により業務課等が行うこととしており、競争的資金等により購入した物品等の納品に係る品目、規格、数量、納品時期等の検査(以下「検収」という。)の業務についても、同課が納品書と納入された物品を照合することとされている。

しかし、実際には、国衛研の業務課等は、納品書と納入された物品との照合を行っていないかった。

上記ア、イ及びウのような適切とは認められない経理手続により、両研究所が20年度から24年度までの間に厚労科研費により購入した物品の額は、計90億2034万余円となっていた。

**(2) 内部監査の状況**

両研究所は、21年度以降、事務委任通知に基づき、前年度に厚労科研費の交付を受けた研究課題を対象として、その研究課題数のおおむね10%を抽出して書面による内部監査を実施しており、見積書を徴取せずに物品を発注していることなどを問題として指摘するなどしている。

しかし、実際には、内部監査の対象とした研究課題において、(1)のア、イ及びウのような適切とは認められない事態が見受けられているのに、両研究所は内部監査においてこれ

らの事態を看過していたり、改善すべき問題としていなかったりしていた。

(是正改善を必要とする事態)

両研究所が物品の購入に係る研究費の使用等の規則を整備して明確化していないことから、両研究所において研究者本人が物品の発注業務を行っていたり、契約金額が160万円以上の物品を随意契約で購入していたりなどしている事態、国衛研において競争的資金により購入した物品の検収を適切に行っていない事態及び両研究所においてこのような会計経理を内部監査において看過していたり、改善すべき問題としていなかったりしている事態は適切とは認められず、是正改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 貴省本省において、両研究所に対して、厚労科研費の管理及び経理の事務を適切に行うことについての指導及び監督が十分でなかったこと
- イ 両研究所において
  - (ア) 厚労科研費は個々の研究者に交付される個人への補助の性格を有するが、その管理及び経理については研究機関が適切に行うことが重要であることについての認識が欠けていたこと
  - (イ) 内部監査において、厚労科研費の管理及び経理の体制が適切に整備されていることを適切に確認することの重要性についての認識が欠けていたこと

### 3 本院が求める是正改善の処置

厚労科研費については、国民の信頼に応えるために、その管理及び経理を行う試験研究機関において、自らの責任を一層明確化するとともに、国の会計法令を準用することなどにより適正な事務処理の確保を図っていくことが重要である。そして、試験研究機関においては、今後とも多数の研究者が厚労科研費の交付を受けて各種の研究を行っていくことが見込まれている。

については、貴省において、試験研究機関における厚労科研費の経理等が適切に行われるよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

- ア 貴省本省において
  - (ア) 試験研究機関に対して、厚労科研費により物品を購入する場合は、研究費の使用等に関して、国の会計法令に準じた内部規程を整備した上で、これに従って発注業務や検収業務を行うよう指導及び監督を行うこと
  - (イ) 試験研究機関に対して、厚労科研費の管理及び経理の体制が適切に整備されているかについても十分に留意するなどして、内部監査を適切に行うよう指導すること
- イ 試験研究機関において
  - (ア) 厚労科研費により物品を購入する場合は、研究費の使用等に関して、国の会計法令に準じた内部規程を整備した上で、これに従って発注業務や検収業務を行うこと
  - (イ) 会計書類に対する確認のほか、厚労科研費の管理及び経理の体制が適切に整備されているかについても十分に留意して内部監査を行うこと

- (8) 医療費の過誤払による返還金について、債権の把握等を適切に行い国庫負担金の算定を適正に行うよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに返還金に係る医療費相当額を保険者等の間で相互に調整する体制を整備することにより返還金の回収が速やかに行われるよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)医療保険給付諸費
部 局 等	厚生労働本省
国の負担の根拠	健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)
返還金の概要	被保険者資格喪失後の受診等により過誤払となった医療費について、保険者等が、被保険者であった者等に対し、不当利得として返還を請求するもの
返還金に係る債権の把握及び管理が適切に行われていなかった保険者等	114 市区町、1 国民健康保険組合、23 後期高齢者医療広域連合、計 138 保険者等
上記の 138 保険者等に対して過大に交付されていた国庫負担金の額	15 億 6888 万円(平成 21 年度～23 年度)
返還金に係る債権の全部又は一部が債権の発生年度末時点で未回収となっていた保険者等	135 市区町、1 国民健康保険組合、26 後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会(12 支部)、計 163 保険者等
上記の未回収となっていた債権額	47 億 9828 万円(背景金額)(平成 21 年度～23 年度)

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに意見を表示したものの全文】

**医療費の過誤払による返還金債権の把握、管理、回収等について**

(平成 25 年 3 月 26 日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第 34 条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに同法第 36 条の規定により意見を表示する。

記

**1 医療給付における医療費の支払等の概要**

**(1) 医療給付の概要**

貴省は、医療保障制度の一環として、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)等(以下、これらを「医療保険等各法」という。)に基づく医療保険制度及び原則として 75 歳以上の後期高齢者を対象とする後期高齢者医療制度を所管している。これらの制度においては、医療保険等各法に規定する保険者又は後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」とい、保険者と広域連合とを合わせて「保険者等」という。)が被保険者(被扶養者を含む。以

下同じ。)に対して療養の給付等の医療給付を行っている。そして、医療給付において、医療機関又は薬局(以下、これらを「医療機関等」という。)が被保険者に診察、治療等の診療又は薬剤の支給等を行った際は、保険者等及び被保険者がこれらの費用を分担して支払うことになっており、その手続は次のとおりとなっている。

- ① 医療機関等は、被保険者に対して診療又は薬剤の支給等を行った際の費用を診療報酬又は調剤報酬(以下、これらを「診療報酬等」という。)として、このうちの患者負担分を被保険者である患者に請求して支払を受け、残りの診療報酬等(以下、高額療養費を含めて「医療費」という。)について、審査支払機関である各都道府県の国民健康保険団体連合会等を通じて保険者等に請求する。
- ② 請求を受けた保険者等は、被保険者資格、金額等の点検(以下「保険者点検」という。)を行った上で、審査支払機関を通じて医療機関等に医療費を支払う。

## (2) 医療費に対する国の負担

国は、医療保険等各法により、市町村(特別区、一部事務組合等を含む。以下同じ。)が行う国民健康保険については原則として医療費の額の34%を療養給付費負担金として、国民健康保険組合(以下「国保組合」という。)が行う国民健康保険については原則として医療費の額の32%を療養給付費補助金として、全国健康保険協会が行う全国健康保険協会管掌健康保険については医療費の額の16.4%(平成22年6月30日以前は13%)を全国健康保険協会保険給付費等補助金として、広域連合が行う後期高齢者医療制度については原則として医療費の額の12分の3を後期高齢者医療給付費負担金として、それぞれ各保険者等(23年度末現在で1722市区町村等、164国保組合、全国健康保険協会、47広域連合の計1934保険者等)に交付している。

また、後期高齢者が医療機関等で診療を受けるなどした際の患者負担分は、原則として診療報酬等の1割の額とされているが、診療を受けた日の属する年の前年の所得等が一定額以上の後期高齢者については、診療報酬等の3割の額とされている。そして、国は、前者の医療費については、上記のとおり、医療費の額の12分の3を後期高齢者医療給付費負担金として交付しているが、後者の医療費については、各保険者が納付する支援金等で負担することとなっていることから、同負担金の交付対象としていない。

前記の負担金又は補助金(以下、これらを「国庫負担金」という。)の交付手続については、①交付を受けようとする保険者等は都道府県に交付申請書等を提出して、②都道府県は、その内容を審査の上、貴省に提出して、③貴省はこれに基づき交付決定を行い、保険者等に国庫負担金を交付することとなっている。そして、④当該年度の終了後に、保険者等は都道府県に事業実績報告書を提出して、⑤これを受理した都道府県は、その内容を審査の上、貴省に提出して、⑥貴省はこれに基づき交付額の確定を行うこととなっている。<sup>(注1)</sup>

(注1) 全国健康保険協会保険給付費等補助金については、全国健康保険協会が交付申請書、事業実績報告書等を貴省に直接提出し、審査を受けることとなっている。

## (3) 医療費の過誤払による返還金

### ア 返還金に関する事務処理手続

#### (ア) 被保険者資格喪失後の受診等により発生した返還金に係る手続

保険者等は、被保険者が加入していた医療保険等の被保険者資格を喪失した後にそ

の被保険者証を提示するなどして医療機関等で診療を受けるなど、被保険者であった者(以下「資格喪失受診者」という。)の責に帰する事由により医療費の過誤払を行った場合には、資格喪失受診者に対して、不当利得による返還金として、保険者等が医療機関等に支払った医療費の額と同額を請求することとなっている。そして、資格喪失受診者は、返還金を当該保険者等に支払った後、同額を新たに加入した医療保険等の保険者等に請求して受領することになる。

このように、医療保険等の被保険者資格の喪失に伴い医療費を支払う保険者等が変更になった場合には、被保険者が当該医療費を一旦立て替えることになっている。

(イ) 患者負担分の割合の変更により発生した返還金等に係る手続

後期高齢者医療制度では、所得の修正申告等により患者負担分の割合が1割から3割又は3割から1割に遡って変更された場合等は、広域連合は、それに伴い発生した患者負担分の差額分について、患者である被保険者に対して返還金の支払を請求し又は還付金の支払を行うことになる。

(ウ) 返還金に係る債権の把握、管理及び回収

保険者等は、これらの返還金等の発生を保険者点検等により把握するとともに、把握した返還金について、納入義務者、債権額等が確定したときには、地方自治法(昭和22年法律第67号)等に基づき、当該年度に収納されるか否かにかかわらず調査及び決定(以下「調定」という。)を行い、自らの債権として管理することとなっている。そして、資格喪失受診者等の納入義務者に対して、返還金を納付すべき旨を通知し、納付されない場合には、電話や文書による督促、戸別訪問等を実施するなどして、その回収を行うこととしている。

イ 返還金が発生した場合の国庫負担金の算定方法

国民健康保険において返還金が発生した場合の国庫負担金の算定方法については、「第三者行為に伴う損害賠償金等に係る療養に要した費用の取扱いについて」(昭和40年保険発第124号厚生省保険局国民健康保険課長通知)等により、調定するなどした返還金の額は国庫負担金の対象費用から控除することとするなど具体的に示されている。

一方、全国健康保険協会管掌健康保険及び後期高齢者医療制度において返還金が発生した場合の国庫負担金の算定方法については、同様に取り扱うことになっているが、そのことが具体的に示されている通知等はない。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、保険者において返還金に係る債権の管理等が適切に行われていない事態が見受けられたことから、昭和58年に厚生大臣に対して会計検査院法第34条及び第36条の規定により処置を要求し、これを受け、貴省は、都道府県等に対して通知を発するなどして改善を図ったとしている。しかし、国民の高齢化等に伴う医療保険制度の変更や財政の悪化等、その後の保険者等を取り巻く環境は大きく変化している。

そこで、本院は、合规性、効率性等の観点から、保険者等において、被保険者資格の喪失等に伴い発生した返還金に係る債権の把握、管理及び回収が適切に行われているか、また、返還金が発生した場合、国庫負担金の算定及び交付が適正に行われているかなどに着眼し

て、貴省本省において会計実地検査を行うとともに、26 都道府県管内の 154 市区町、3 国保組合及び 26 広域連合並びに全国健康保険協会(12 支部)、計 184 保険者等において、平成 21 年度から 23 年度までの間に発生した返還金について、債権管理簿、事業実績報告書等の関係書類により会計実地検査を行った。

(注 2) 26 都道府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、山形、茨城、埼玉、千葉、神奈川、新潟、福井、長野、静岡、愛知、滋賀、兵庫、奈良、島根、岡山、徳島、香川、高知、福岡、長崎、宮崎、鹿児島各県

#### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

返還金に係る債権の把握、管理及び国庫負担金の算定等の状況についてみると、138 保険者等(114 市区町、1 国保組合及び 23 広域連合)においては、次のア及びイのとおり、返還金に係る債権の把握及び管理が適切に行われていなかったことなどから、国庫負担金の算定が適正に行われておらず、24 年 3 月末時点で国庫負担金計 15 億 6888 万余円が過大に交付されていた(20 広域連合についてはアとイの両方の事態に該当していた。)

ア 被保険者資格喪失後の受診等により発生した返還金に係る債権の把握及び管理が適切に行われていなかったもの

114 市区町、1 国保組合及び 20 広域連合においては、返還金を把握していなかったり、把握していたものの、前記のとおり調定した返還金の額は国庫負担金の対象費用から控除しなければならないことなどから、債権額等の確定時ではなく現金の収納後に調定するいわゆる「事後調定」を行うこととしており、調定を速やかに行っていなかったりしていた。また、調定を行っていたのに、当該調定額の一部を国庫負担金の対象費用から控除していないものもあった。

これらの結果、国庫負担金計 3 億 3459 万余円が過大に算定され、交付されていた。上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

#### <事例>

川崎市の国民健康保険の被保険者であった A は、平成 23 年 1 月 1 日に遡って B 健康保険組合に加入したとして、同年 5 月 30 日に、同市に国民健康保険の被保険者資格喪失届を提出していた。一方、A は、国民健康保険の被保険者資格を喪失した日である同年 1 月 2 日以後に、国民健康保険の被保険者証を提示して医療機関等で診療を受けるなどしていた。そこで、同市は A に対して返還金として計 32,375 円を納付期限までに納付するよう納入通知書を送付したが、当該返還金は納付期限までに収納されなかった。そして、同市は、返還金について現金の収納後に調定する取扱いをしていたことから、当該返還金について調定を行っておらず、これを国庫負担金の対象費用から控除していなかった。この結果、当該返還金に係る国庫負担金計 11,007 円が過大に算定され、交付されていた。

そして、同市において上記と同様な事態がほかにも多数見受けられ、21 年度から 23 年度までの間に発生し、同市が金額が確定した時点で調定を行っていなかった返還金(上記の返還金計 32,375 円を含む。)は、23 年度末までに収納され事後調定が行われたものを除き、計 69,757,607 円に上っており、この結果、これらの返還金に係る国庫負担金計 23,717,585 円が過大に算定され、交付されていた。

イ 患者負担分の割合が遡って変更されたことなどにより発生した返還金又は還付金に係る事務処理が適切に行われていなかったもの

23 広域連合においては、後期高齢者である被保険者の所得の修正申告等に伴い患者負担分の割合が遡って変更されたことなどにより発生した返還金又は還付金を把握していなかったり、返還金等を把握していたものの、被保険者に対して返還金等の請求等しか行わず、当該医療費を国庫負担金の対象費用に含めたままにしたりしていた。

これらの結果、還付金に係る国庫負担金の過小分を差し引いても、国庫負担金計 12 億 3429 万余円が過大に算定され、交付されていた。

また、返還金に係る債権の回収状況についてみると、検査した 184 保険者等において 21 年度から 23 年度までの間に発生していた返還金は、本院の検査により保険者等が把握したものや保険者等が既に把握していたが調定を行っていなかったものを含めて、計 110 億 4857 万余円となっていた。

しかし、このうち発生年度内に回収されていた額は計 62 億 5029 万余円(保険者等の平均回収率 66.1%)であり、残りの計 47 億 9828 万余円は、163 保険者等(135 市区町、1 国保組合、26 広域連合及び全国健康保険協会)において、各年度末時点でそれぞれ未回収となっており、債権の回収が速やかに行われていなかった。

(注3) 114 市区町 函館、小樽、苫小牧、山形、米沢、酒田、天童、水戸、土浦、古河、常陸太田、取手、潮来、稲敷、熊谷、狭山、入間、北本、富士見、幸手、千葉、茂原、柏、市原、流山、立川、日野、国立、清瀬、多摩、川崎、相模原、平塚、藤沢、逗子、三浦、厚木、新潟、村上、燕、福井、敦賀、鯖江、松本、上田、岡谷、静岡、沼津、熱海、三島、磐田、焼津、藤枝、御殿場、豊橋、彦根、長浜、近江八幡、栗東、湖南、長岡京、池田、貝塚、和泉、門真、大和高田、大和郡山、天理、橿原、桜井、香芝、松江、出雲、益田、安来、江津、倉敷、津山、笠岡、井原、赤磐、真庭、美作、阿南、坂出、善通寺、室戸、安芸、宿毛、四万十、北九州、直方、飯塚、小郡、大野城、太宰府、うきは、嘉麻、佐世保、島原、諫早、平戸、雲仙、宮崎、都城、延岡、日南、鹿屋、指宿、日置、始良各市、江東区、王寺、長与両町

(注4) 1 国保組合 神奈川県食品衛生国民健康保険組合

(注5) 23 広域連合 北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、長野県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、島根県、岡山県、徳島県、香川県、高知県、福岡県、長崎県、宮崎県、鹿児島県各後期高齢者医療広域連合

(是正及び是正改善並びに改善を必要とする事態)

上記のように、返還金に係る債権の把握及び管理が適切に行われていないことから国庫負担金が過大に算定され、交付されている事態は適切とは認められず、是正及び是正改善を図る必要があると認められる。また、保険者等において、返還金に係る債権の回収が速やかに行われていない事態は適切とは認められず、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のようなことなどによると認められる。

- ア 貴省において、後期高齢者医療制度において返還金等が発生した場合の国庫負担金の算定について、具体的な方法等を明確に示していないこと
- イ 市区町、国保組合及び広域連合において、①返還金を把握するための保険者点検が適切に行われていないこと、②返還金に係る債権を調定すれば当該返還金が納付されるか否かにかかわらず国庫負担金の対象費用から控除されることとなることなどが事後調定への誘因となっており、このため速やかな調定を行うことの重要性に対する認識が十分でないこと、③返還金が発生した場合の国庫負担金の対象費用の算定方法等についての理解が十分でないこと
- ウ 都道府県において、各医療保険制度等における国庫負担金に係る事業実績報告書の審査及び確認が十分でないこと
- エ 貴省及び都道府県において、返還金に係る債権の把握及び管理を適切に行わせ、国庫負担金の対象費用の算定を適正に行わせるための保険者等に対する指導等が十分でないこと
- オ 貴省において、返還金に係る医療費相当額を保険者等間で調整する体制が整備されていないため、納入義務者にとっては、以前加入していた医療保険の保険者等に対して返還金を納付するためには、新たに加入した医療保険の保険者等に当該医療費相当額を請求することができるとはいえ、当該金額を一旦立て替えて支払う必要があるなど手続が煩雑となっているのに、それを解消するための具体的な検討が行われていないこと

### 3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置並びに表示する意見

医療保険制度及び後期高齢者医療制度は、我が国の社会保障の中核を成す医療保障制度であり、国民の高齢化等に伴い国民医療費が増加の一途をたどっていることなどから、医療保障制度の適正な運用や健全な運営がこれまで以上に強く求められている。

ついては、貴省において、国庫負担金の算定及び交付が適正でなかったものについて、保険者等に対して速やかに適正な額による算定を行わせるなどして、過大となっていた国庫負担金を返納するよう是正の処置を要求する。あわせて、国庫負担金の算定及び交付が適正に行われることとなるようアのとおり是正改善の処置を求めるとともに、返還金に係る債権の回収が速やかに行われるようイのとおり意見を表示する。

- ア 広域連合に対して、後期高齢者医療制度において返還金又は還付金が発生した場合の国庫負担金の算定方法を明確にし、これを都道府県等を通じて周知するとともに、都道府県等に対して次のような技術的助言等を行うこと
  - (ア) 市町村、国保組合及び広域連合に対して、返還金に係る債権の把握及び管理を適切に行うとともに、国庫負担金の算定を適正に行うよう周知徹底を図ること
  - (イ) 各医療保険制度等における国庫負担金に係る事業実績報告書について審査及び確認を十分行うこと
  - (ウ) 市町村、国保組合及び広域連合に対する指導監査等を行う際には、返還金に係る債権の把握及び管理を適切に行い、国庫負担金の算定を適正に行うことについて重点的に指導すること
- イ 保険者等が債権の回収を速やかに行うことができ、また、保険者等における事後調定への誘因を低減できるよう、被保険者資格喪失後の受診等による返還金に係る医療費相当額を保険者等間で相互に調整できる体制を整備することについて、関係府省とも調整するなどして、具体的な検討に着手すること

- (9) 特別養護老人ホームの施設の改修等に備えた目的積立金の積立てを計画的に行うとともに、移行時特別積立預金に見合う金額を移行時特別積立金として経理させるなどの技術的助言を行うことにより、同ホームの財務状況の透明性の向上が図られるよう意見を表示したもの

部 局 等	厚生労働本省
目的積立金及び移行時特別積立預金の概要	特別養護老人ホームにおいて、将来の施設の改修等の特定の目的の支出に備えるために資金が積み立てられているもの及び介護保険制度の実施に伴い、国等から交付を受けた措置費の残余が移行時特別積立預金として保有されているもの
目的積立金が計上されていない183施設における次期繰越活動収支差額の計	574億0803万余円(平成23年度末)
移行時特別積立金が計上されている114施設における移行時特別積立預金の計	53億2247万円(背景金額)(平成23年度末)

【意見を表示したものの全文】

社会福祉法人が経営する特別養護老人ホームの積立金等について

(平成25年10月22日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 特別養護老人ホームの積立金等の概要

(1) 介護保険制度等の概要

介護保険は、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が保険者となって、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者等を被保険者として、身体上又は精神上の障害のために常時介護が必要な要介護状態にあると認定された被保険者(以下「要介護者」という。)等に必要な保険給付を行う保険制度であり、平成12年度から実施されている。

介護老人福祉施設である特別養護老人ホームは、要介護者ごとに作成した施設サービス計画に基づき、要介護者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う介護サービスを提供する施設である。そして、特別養護老人ホームが要介護者に対して介護サービスを提供した場合には、要介護者の要介護度に応じて国が定めた算定基準に基づき算定された介護報酬の額から利用者負担分を除いた介護給付費が、介護保険の保険者である市町村から特別養護老人ホームに支払われることとなっており、国は介護給付費の一部を負担している。なお、貴省が公表している「介護サービス施設・事業所調査」によれば、23年10月1日現在の全国の特別養護老人ホームは5,953施設、入所者は420,827人となっており、主に社会福祉法人が経営している。

## (2) 特養ホームの施設整備に係る国の補助

社会福祉法人が経営する特別養護老人ホーム(以下「特養ホーム」という。)の新設、改築等を行う施設整備については、16年度までは、国が整備費の2分の1を、都道府県、指定都市又は中核市が4分の1をそれぞれ補助していた。

その後、18年度の地方分権の推進と地方財政を改革するための「三位一体改革」により、特養ホームの施設整備に係る補助は地方自治体の一般財源で行うこととされるとともに、社会福祉法人が定員29人以下の小規模型特養ホームを整備するなどの場合は、国が新たに補助を行うこととされた。しかし、既存の特養ホームの改築、大規模改修等については国の補助の対象となっていないため、特養ホームが施設の改修等を行うに当たっては、自己資金の確保が重要となっている。

## (3) 社会福祉法人の財務諸表

社会福祉法人は社会福祉法(昭和26年法律第45号)等に基づき財務諸表を作成することとなっており、この財務諸表は資金収支計算書、事業活動計算書及び貸借対照表から構成され、このほか附属明細書及び財産目録を作成することとなっている。このうち資金収支計算書における支払資金残高は、経常的な支払準備のために保有する現金及び預貯金のほか、1年以内に回収されて現金又は預貯金になる債権等から構成される流動資産から、1年以内に現金又は預貯金によって決済される債務等の流動負債を控除した額となっている。

## (4) 目的積立金及び次期繰越活動収支差額

社会福祉法人は、特養ホームの会計処理において、国費等により賄われる介護報酬を主とした収入から施設運営に必要な経費を控除するなどした事業活動収支差額から、特養ホーム以外の事業等に資金を繰り入れるための支出額を減算するなどして、当期活動収支差額を算定している。そして、前期繰越活動収支差額に当期活動収支差額を加算した額から、特定の目的の支出に備えるための積立金(以下「目的積立金」という。)として理事会の議決に基づいて積み立てた額を減算するなどして次期繰越活動収支差額を算定している。

## (5) 移行時特別積立金及び移行時特別積立預金

12年4月からの介護保険制度の実施前においては、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に基づき、市町村が身体上又は精神上の理由により居宅において必要な介護を受けることが困難な高齢者を特養ホームに入所させて養護する場合、国は養護に係る費用(以下「措置費」という。)の一部を負担していた。そして、介護保険制度の実施後、特養ホームは、「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」(平成12年老発第188号厚生省老人保健福祉局長通知。以下「取扱通知」という。)により、措置費の残余については、貸借対照表の純資産に移行時特別積立金(以下「特別積立金」という。)として計上するとともに、同額の預金をその他の固定資産に移行時特別積立預金(以下「特別積立預金」という。)として管理することとされ、従前の制度から介護保険制度への移行時における当初の運転資金として必要な経費等に充てることができることとされていた。その後、14年11月に本院が特養ホームの特別積立預金を活用するよう会計検査院法第36条の規定に基づき改善の意見を表示したことを受けて、貴省は15年7月に取扱通知を一部改正(平成15年老発第0701003号厚生労働省老健局長通知)し、特別積立預金を必要な施設及び設備の整備や用地の

取得に要する経費及び老人福祉に関する事業に要する費用に充てることができることとした。

なお、当初、運転資金への流用に伴い、特別積立預金から取り崩された資金については、将来、取り崩された金額と同額を特別積立預金に計上しなくても差し支えないこととされ、また、特別積立金に不足する特別積立預金の額については、貸借対照表の脚注にその内容を記載することとされていた。その後、上記取扱通知の一部改正により、介護保険制度への移行時における当初の運転資金として必要な経費に特別積立預金を流用したために、特別積立預金の額が特別積立金の額を下回っている状況の下で新たに特別積立預金を活用しようとする場合には、あらかじめ特別積立金を特別積立預金と同額まで取り崩すなどの経理処理を行うこととされた。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

我が国は急速に高齢化が進んでおり、介護保険制度の効果的な運用がますます重要となっている。そして、貴省が特養ホームの22年度の貸借対照表をもとにした1施設当たりの内部留保の平均額を公表して以降、特養ホームの内部留保の在り方について国民の関心が高まっている。特養ホームは、国費等により賄われる介護報酬を主たる収入とし、かつ、国等から交付を受けた措置費の残余を特別積立預金として保有していることから、次期繰越活動収支差額、目的積立金等から構成される内部留保には一定額の国費相当額が含まれていることになる。

そこで、本院は、有効性等の観点から、特養ホームについて、上記積立金等の状況はどのようになっているか、会計経理面における透明性は確保されているかなどに着眼して、22都道府県<sup>(注)</sup>において会計実地検査を行い、特養ホーム3,027施設のうち351施設(235社会福祉法人)を抽出し、それらの施設の23年度末の支払資金残高、積立金等の状況について財務諸表等の書類により分析するとともに、特養ホームにおいて特別積立預金の使用状況等を確認するなどして調査した。

(注) 22都道府県 東京都、北海道、秋田、栃木、群馬、神奈川、富山、石川、山梨、岐阜、愛知、三重、兵庫、和歌山、広島、山口、徳島、愛媛、福岡、佐賀、熊本、沖縄各県

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 目的積立金等の状況

前記の351施設において、次期繰越活動収支差額及び目的積立金として貸借対照表に計上された額の合計は、表1のとおり、それぞれ968億1420万余円、204億4270万余円となっていた。

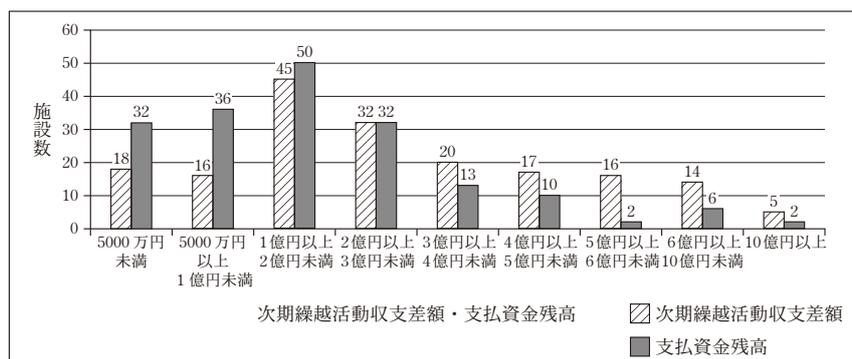
表1 特養ホームの次期繰越活動収支差額及び目的積立金の状況(平成23年度末)

施設数 (A)	(A)の次期繰越 活動収支差額 (千円)	目的積立金 (千円)	目的積立金の計 上がない施設数 (B)	(B)の次期繰越 活動収支差額 (千円)	(B)の支払資金残高 (千円)
351	96,814,204	20,442,700	183	57,408,030	35,364,231

このうち183施設においては、特養ホームの次期繰越活動収支差額が計574億0803万余円計上されていて、かつ、支払資金残高として計353億6423万余円を保有しているにもかかわらず、将来の施設の改修等に備えた目的積立金が全く計上されていない状況となっていた。そして、183施設における1施設当たりの次期繰越活動収支差額の平均額及び支払資金残高の平均額は、それぞれ3億1370万余円、1億9324万余円となっていた。

また、183施設において、次期繰越活動収支差額及び支払資金残高の金額の分布状況をみたところ、図のとおり、1億円以上の次期繰越活動収支差額等を保有する施設が多数見受けられた。

図 目的積立金を計上していない183施設における1施設当たりの次期繰越活動収支差額及び支払資金残高の分布状況(平成23年度末)



そこで、施設の改修等に備えた目的積立金を貸借対照表に計上していない理由を特養ホームで確認したところ、使用目的が限定される目的積立金を計上することを積極的には検討してこなかったためや特養ホーム以外の事業等において見込まれる損失を特養ホームの資金で補填することとしたためという理由が挙げられた。

しかし、国費等により賄われる介護報酬を主たる収入としている特養ホームについては、安定的な経営を継続して行くことが求められていることから、総合的な経営判断に基づき、目的積立金として積立可能な金額を検討した上で、計画的に目的積立金を積み立てる必要がある。

## (2) 特別積立金及び特別積立預金の状況

前記の351施設のうち114施設において、表2のとおり、貸借対照表に特別積立金が23年度末で計90億3241万余円計上されていた。一方、特別積立預金の保有額は114施設のうち91施設における計53億2247万余円となっており、114施設のうち46施設において特別積立金との間に計37億0993万余円の開差が生じていた。そして、開差額のほとんどが介護保険制度に移行した12年度から生じているものであった。

また、上記の46施設のうち23施設においては、特別積立金計22億9088万余円が貸借対照表に計上されているにもかかわらず、特別積立金を取り崩した際に支出に充てることになる特別積立預金を全く保有していなかった。

表2 特別積立金及び特別積立預金の状況(平成23年度末)

特別積立金を計上している施設		特別積立預金を保有している施設		特別積立金と特別積立預金との開差が生じている施設		特別積立預金を全く保有していない施設	
施設数 (A)	特別積立金の計上額 (B) (千円)	施設数 (C)	特別積立預金の保有額 (D) (千円)	施設数	開差額 (B) - (D) (千円)	施設数 (A) - (C)	特別積立金の計上額 (千円)
114	9,032,413	91	5,322,473	46	3,709,939	23	2,290,880

前記のとおり特別積立金については同額の特別積立預金を保有することとなっていることなどから、特別積立金と特別積立預金との開差が生じている46施設については、特別積立金を取り崩すなどして必要とされる経理処理を行い、今後は貸借対照表において特別積立預金と同額を計上して管理する必要がある。

また、前記14年11月の本院の意見を受けて、貴省が特別積立預金の用途の制限を緩和するなどの処置を講じたことなどにより、特別積立預金が活用されてきているものの、一部の特養ホームにおいては、依然として特別積立預金を保有していることから、特別積立預金の一層の活用が引き続き求められる状況となっている。

#### (改善を必要とする事態)

多数の特養ホームにおいて、多額の次期繰越活動収支差額及び支払資金残高を保有しているにもかかわらず、施設の改修等に備えた目的積立金を貸借対照表に計上していなかったり、特別積立金と特別積立預金との間に開差が生じていたりなどしている事態は、特養ホームの施設の改修等に当たっては自己資金の確保が重要となっていることなどに鑑みると、財務状況の透明性の向上が十分に図られていないことなどから、改善の要があると認められる。

#### (発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、特養ホームにおける施設の改修等に備えた目的積立金の計上の必要性を明確にしていなかったり、特別積立金等に係る経理処理についての周知が十分でなかったりしていることなどによると認められる。

### 3 本院が表示する意見

特養ホームが、利用者に十分な介護サービスを提供し、安定的な経営を継続して行くためには、前記のとおり、特養ホームの改築、大規模改修等に対する国の補助が見直されたことなどに鑑みると、将来の施設の改修等に備えて自己資金を十分に確保していく必要があり、そのための目的積立金を計画的に積み立てるとともに、それに見合う資金が確保されていることを貸借対照表等に表示するなどして財務状況の透明性の向上を図っていくことが重要である。

については、貴省において、都道府県等に対して、次のとおり技術的助言等を行うよう意見を表示する。

ア 特養ホームにおける将来の施設の改修等に備えた目的積立金の積立てを計画的に行うよう指導すること

イ 特別積立預金に見合う金額を特別積立金として経理させるとともに、特養ホームにおいて保有している特別積立預金を有効に活用するための具体的な用途等を改めて検討させるよう指導すること

- (10) 国民健康保険の財政調整交付金(非自発的失業財政負担増特別交付金)の算定に当たり、各市町村の財政負担の実態をより適切に反映した算定方法に見直すことなどにより、財政調整交付金の有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)医療保険給付諸費
部 局 等	厚生労働本省
交付の根拠	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
交付先(保険者)	市375、区18、町285、村23、広域連合1、計702市区町村等
非自発的失業財政負担増特別交付金の概要	会社の倒産、解雇等の理由により失業した者に係る賦課期日の翌日以降の保険料(税)軽減措置による財政負担が多額になっている場合に交付される財政調整交付金
上記の市区町村等に交付した非自発的失業財政負担増特別交付金の交付額	28億6419万余円(平成23年度)
上記のうち財政負担の実態を適切に反映して有効に活用していなかった交付金相当額	2億7965万円

【改善の処置を要求したものの全文】

国民健康保険の財政調整交付金(非自発的失業財政負担増特別交付金)の算定について

(平成25年10月10日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 財政調整交付金の概要等

(1) 財政調整交付金の概要

国民健康保険は、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)等が保険者となって、被用者保険の被保険者及びその被扶養者等を除き、当該市町村の区域内に住所を有する者等を被保険者として、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して、療養の給付、出産育児一時金の支給、葬祭費の支給等を行う保険である。

国民健康保険については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、市町村が行う国民健康保険について財政調整交付金が交付されている。財政調整交付金は、市町村間で医療費の水準や住民の所得水準の差異により生じている国民健康保険の財政力の不均衡を調整するため、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第72条の規定に基づいて交付するもので、普通調整交付金と特別調整交付金がある。

普通調整交付金は、被保険者の所得等から一定の基準により算定される収入額が、医療費、老人保健医療費拠出金等から一定の基準により算定される支出額に満たない市町村に対して、その不足を公平に補うことを目途として交付するものである。また、特別調整交付金は、市町村について、災害等による保険料減免等の特別の事情がある場合に、その事

情を考慮して交付するものである。そして、各市町村に交付する両者を合わせた総額は、同法によって、被保険者に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る被保険者の一部負担金に相当する額を控除した額等に基づき一定の方法によって算定した額の100分の9に相当する額等の合算額となっている。

財政調整交付金の交付手続については、①交付を受けようとする市町村は都道府県に交付申請書及び事業実績報告書を提出して、②これを受理した都道府県は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査した上でこれを貴省に提出して、③貴省はこれに基づき交付決定及び交付額の確定を行うこととなっている。

## (2) 失業特別交付金の概要

特別調整交付金のうち、非自発的失業財政負担増特別交付金(以下「失業特別交付金」という。)は、国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令(昭和38年厚生省令第10号)第6条第12号に規定する「その他特別な事情がある場合に別に定める額」とされているものであり、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第23条第2項等に規定する会社の倒産、解雇等の理由により離職したことによって保険料(税)が軽減される世帯に係る一般被保険者(以下「非自発的失業者」といい、退職被保険者及びその被扶養者を除く。以下同じ。)に対する保険料(税)軽減措置による財政負担が多額になっている市町村に交付するものである。そして、算定対象期間である1月から3月までの間及び4月から12月までの間において、賦課期日(前者の期間は前年の、後者の期間は当該年の4月1日)の翌日以降に非自発的失業者となった者の数が、賦課期日の翌日以降に非自発的失業者ではなくなった者の数を超過している場合に交付することとなっている。

## (3) 失業特別交付金の交付額の算定方法

失業特別交付金を受けようとする市町村は、毎年度、貴省が発出する通知(以下「算定通知」という。平成23年度は、「平成23年度特別調整交付金(その他特別な事情がある場合)の交付基準について」(保国発1110第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知。))等に基づいて、各月末時点における非自発的失業者数から賦課期日時点の非自発的失業者数(以下「基準失業者数」という。)を控除した人数(以下「増加非自発的失業者数」という。)の総数に、当該市町村の賦課期日現在における一般被保険者に係る一人当たりの年間平均保険料(税)から賦課期日現在における非自発的失業による保険料(税)軽減世帯に係る軽減後の一人当たりの年間平均保険料(税)を控除した額(以下「一人当たりの年間平均保険料(税)軽減額」という。)を乗じて得た額の1/12の額(以下「保険料(税)軽減額」という。)を当該市町村の財政負担増相当額として算出し、その額を調整基準額として、同額を交付額として交付申請書及び事業実績報告書を作成している(次式参照)。

$$\text{交付額(調整基準額)} = \frac{\text{増加非自発的失業者数(各月末時点における非自発的失業者数 - 基準失業者数)の総数}}{\text{一人当たりの年間平均保険料(税)軽減額}} \times \frac{1}{12}$$

そして、前記のとおり、貴省は、各市町村から都道府県を経由して提出された交付申請書及び事業実績報告書に基づいて交付決定及び交付額の確定を行うこととなっている。

## 2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、失業特別交付金の調整基準額の算定方法が市町村の財政負

担増の実態を反映した適切なものとなっているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、25 都道府県の 702 市区町村等に対して 23 年度に交付された失業特別交付金計 28 億 6419 万余円を対象として、貴省及び 266 市区町村において会計実地検査を行うとともに、残りの 436 市区町村等については、都道府県を通じ、交付申請書、事業実績報告書等の関係書類の提出を受けて、その内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(注 1) 25 都道府県 東京都、北海道、大阪府、青森、秋田、栃木、群馬、神奈川、富山、石川、山梨、岐阜、愛知、三重、兵庫、和歌山、鳥取、広島、山口、愛媛、福岡、佐賀、熊本、大分、沖縄各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

貴省は、前記のとおり、算定通知等において、調整基準額の算定方法を定めているが、失業特別交付金の申請書の様式については次のように定めている。

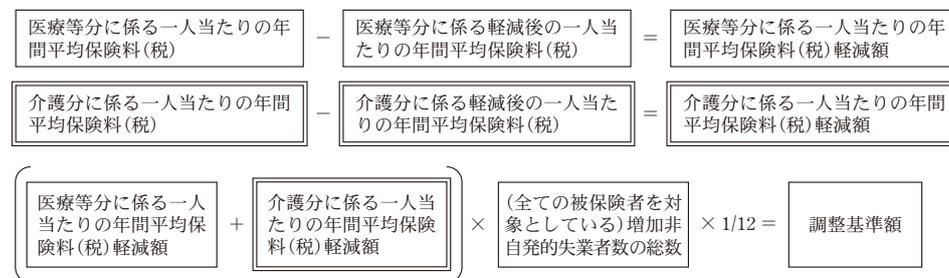
国民健康保険料(税)には、医療費等に係るもの及び後期高齢者支援金等に係るもの(以下、これらを合わせて「医療等分」という。)(注 2)と介護納付金に係るもの(以下「介護分」という。)(注 3)があり、医療等分は全ての被保険者が対象となるが、介護分は 40 歳以上 65 歳未満の被保険者のみが対象となっている。このように、対象となる被保険者の範囲が異なることから、一人当たりの年間平均保険料(税)、軽減後の一人当たりの年間平均保険料(税)、基準失業者数等については、医療等分と介護分をそれぞれ記載することとしている。一方、毎月末時点の増加非自発的失業者数については、市町村の事務負担が大きいことなどを理由として、医療等分と介護分のそれぞれについて把握することとはなっておらず、結果として、医療等分と同様、全ての被保険者を対象としている。

(注 2) 後期高齢者支援金等 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)の規定に基づき、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付する支援金等

(注 3) 介護納付金 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)の規定に基づき、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付する納付金

このため、調整基準額は、医療等分に係る一人当たりの年間平均保険料(税)軽減額と介護分に係る一人当たりの年間平均保険料(税)軽減額をそれぞれ算出して、その合計額に、増加非自発的失業者数の総数を乗じて得た額に 1/12 を乗じて算定することとなっている(図 1 参照)。

図 1 現行の算定方法

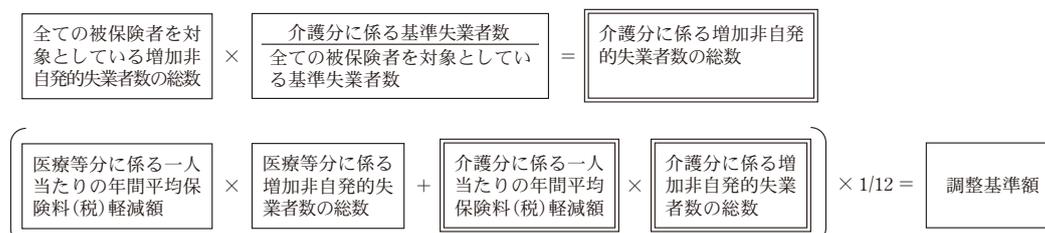


上記の算定方法によると、介護分に係る保険料(税)軽減額は、増加非自発的失業者数の総数を介護分に係る一人当たりの年間平均保険料(税)軽減額に乗ずることによって算定されることになる。

しかし、前記のとおり、介護分に係る増加非自発的失業者数については、対象となる被保険者の年齢が40歳以上65歳未満に限定されていることから、全ての被保険者を対象としている増加非自発的失業者数以下となる。このため、ほとんどの市町村において、介護分に係る保険料(税)軽減額が過大に算定され、その結果、失業特別交付金が実際の介護分に係る増加非自発的失業者数の総数に基づき算定した場合の財政負担増相当額に比べて多額に交付されていた。

一方、各市町村における賦課期日時点での非自発的失業者数、すなわち基準失業者数については、全ての被保険者を対象としている基準失業者数に加えて介護分に係る基準失業者数も既に把握されており、この人数比は賦課期日以降においても大きく変化することは少ないと考えられる。そこで、各市町村について、22、23両年度の全ての被保険者を対象としている基準失業者数と介護分に係る基準失業者数との人数比をみたところ、大きな差は見受けられない状況となっていた。したがって、基準失業者数の人数比に基づいて、全ての被保険者を対象としている増加非自発的失業者数から介護分に係る増加非自発的失業者数を推計することとすれば、市町村に新たに大きな事務負担を生ずることなく、現行の算定方法に比べて、財政負担増の実態をより適切に反映した介護分に係る保険料(税)軽減額を算定できることになり、ひいては財政負担増に見合ったより適切な調整基準額が算定できることになると認められる(図2参照)。

図2 本院の算定方法



そこで、仮に、上記の方法によって調整基準額を算定すると、23年度に25都道府県の702市区町村等に交付される失業特別交付金相当額は計25億8454万余円となり、前記の交付額計28億6419万余円から2億7965万円減少することとなった。そして、この減少した交付金相当額を、貴省において、財政調整交付金の財源として、一層有効に活用することができたと認められる。

上記の事態について事例を示すと、次のとおりである。

<事例>

横浜市は、平成23年度の失業特別交付金の交付申請に当たって、算定対象期間である23年1月から3月までの間及び同年4月から12月までの間の医療等分及び介護分の一人当たりの年間平均保険料軽減額について、前者の期間は医療等分55,947円、介護分14,534円、計70,481円、後者の期間は医療等分62,964円、介護分18,507円、計81,471円として、計の金額に、それぞれ各期間の増加非自発的失業者数の総数10,732人及び11,473人を乗ずるなどして調整基準額を1億4092万余円と算定し、同額の失業特別交付金の交付を受けていた。

しかし、両期間の介護分に係る一人当たりの年間平均保険料軽減額14,534円及び18,507円にそれぞれ乗ずる介護分に係る増加非自発的失業者数の総数を、全ての被保険者を対象とした基準失業者数に対する介護分に係る基準失業者数の割合(23年1月から3月までの間は22年度の賦課

期日である22年4月1日時点の割合1,965/4,154、4月から12月までの間は23年度の賦課期日である23年4月1日時点の割合3,428/7,340により5,077人及び5,359人と推計し、これに基づいて調整基準額を算定すると1億2464万余円となり、同額の失業特別交付金相当額1億2464万余円は、当初の交付額から1627万余円減少することとなった。

**(改善を必要とする事態)**

以上のとおり、失業特別交付金に係る調整基準額の算定方法が適切でなく、失業特別交付金が非自発的失業者に係る財政負担増の実態を十分に反映せずに交付されることになっている事態は、非自発的失業者に対する保険料(税)軽減措置による財政負担が多額になっている市町村に交付するという失業特別交付金の交付目的に鑑みると適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。

**(発生原因)**

このような事態が生じているのは、貴省において、失業特別交付金に係る調整基準額の算定方法について、市町村の事務負担等を考慮した上で定めているものの、財政負担増の実態をより適切に反映したものにするための検討が十分でないことなどによると認められる。

**3 本院が要求する改善の処置**

国民健康保険は、我が国の社会保障制度の中核を成す医療保険制度の一つであることから、財政調整交付金の交付に当たっては、各市町村の財政負担の実態等をできるだけ反映して、より適切かつ有効に配分することなどが求められている。

については、貴省において、失業特別交付金について、調整基準額の算定における介護分に係る増加非自発的失業者数の総数が実態をより適切に反映したものとなるよう算定通知等の内容を見直し、都道府県を通じて、市町村に対してその周知徹底を図ることなどにより、財政調整交付金の有効活用を図るよう改善の処置を要求する。

- (11) 地域密着型施設である認知症対応型通所介護事業所及び小規模多機能型居宅介護事業所の利用の促進を図ることなどにより、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等により整備された施設が十分に利活用され、交付金等の事業効果が十分発現するよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)介護保険制度運営推進費 (平成19年度以前は、(項)社会福祉施設整備費)
部局等	厚生労働本省、8地方厚生(支)局
国の負担の根拠	地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律(平成元年法律第64号)、予算補助
整備交付金事業の概要	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、介護基盤緊急整備等臨時特例交付金等により地域密着型施設である認知症対応型通所介護事業所及び小規模多機能型居宅介護事業所の整備を行うもの
整備交付金交付先及び同交付金により整備された事業所数	178市区町村等、326事業所
上記に対する整備交付金交付額	57億2159万余円(平成18年度～23年度)

上記のうち事業の効果が十分に発現していない事態に係る整備交付金交付先及び事業所数	153 市区町村等、255 事業所
上記に対する整備交付金交付額	43 億 3705 万円

【改善の処置を要求したものの全文】

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等により整備した地域密着型施設の利用状況について

(平成 25 年 10 月 22 日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 制度の概要

(1) 介護保険制度等の概要

介護保険は、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が保険者となって、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者等を被保険者として、身体上又は精神上的の障害のために常時介護が必要な要介護状態にあると認定された被保険者等(以下「要介護者等」という。)に必要な保険給付を行う保険制度である。そして、要介護者等が受ける介護サービスには、居宅サービス、施設サービス及び地域密着型サービスがあり、要介護者等は、介護サービス計画に基づいて介護サービスを受け、介護サービスの種類ごとに算定された報酬(以下「介護報酬」という。)の1割を負担することとなっている。

そして、市町村は、国が示す基本方針に基づき市町村介護保険事業計画を策定することとなっており、同事業計画には、市町村の区域における要介護者等の人数や介護サービスの利用状況等を基に介護サービスの種類ごとのサービスの需要に関する見込量を定めることとなっている。また、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律(平成元年法律第64号)等により、公的介護施設等を整備する際に策定する市町村整備計画(注1)(以下「整備計画」という。)は、市町村介護保険事業計画と調和が保たれていなければならないこととなっている。

(注1) 市町村整備計画 公的介護施設等の整備に関する計画で、この中には、住民が身近な日常生活を営んでいる地域(日常生活圏域)を単位として公的介護施設等の面的な配置構想を基に、今後3年以内に実施する基盤整備事業を明らかにした計画等が含まれている。

(2) 認知症対応型通所介護及び小規模多機能型居宅介護の概要

前記介護サービスのうち地域密着型サービスは、平成18年度に導入され、原則として当該サービスを提供する市町村の要介護者等のみが利用できるサービスであり、認知症対応型通所介護(以下「認知通所介護」という。)、小規模多機能型居宅介護(以下「小規模多機能介護」という。)等のサービスがある。

このうち、認知通所介護は、認知症(急性期を除く。)の要介護者等が、できるだけ居宅

で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、認知症対応型通所介護事業所(以下「認知通所事業所」という。)に通い、入浴、食事等の介護、健康状態の確認等の日常生活上の世話、機能訓練を受けるとともに、認知症の特性に配慮したサービスの提供を受けることなどから、一般の通所介護に比べて介護報酬が高額となっている。

また、小規模多機能介護は、要介護者等が、能力に応じ居宅で自立した日常生活を営むことができるように、サービスの拠点である小規模多機能型居宅介護事業所(以下「小規模多機能事業所」という。)に通ったり、そこで短期の宿泊を行ったり、居宅で訪問サービスを利用したりすることにより、入浴、食事等の介護、調理、洗濯等の家事の援助、健康状態の確認等の日常生活上の世話、機能訓練を受けるもので、通所サービスを中心として、宿泊サービスや訪問サービスを提供することとされている。

### (3) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等の概要

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金は、整備計画に基づき、市町村又は民間事業者が実施する施設整備事業に対して市町村に交付されるものである。そして、同事業は、21年度から上記の交付金のほか、介護機能強化と雇用の創出が緊急に求められていることなどを踏まえて、貴省が介護基盤緊急整備等臨時特例交付金等を都道府県に交付し、これにより造成した基金から補助金(以下、前者の交付金と合わせて「整備交付金」という。)を市町村に交付することにより実施されている。

整備交付金の交付額は、対象経費の実支出額と配分基礎単価(23年度は認知通所事業所1000万円、小規模多機能事業所3000万円)を比較して少ない方の額等とすることとなっており、整備交付金を受けて施設整備事業を行う市町村は整備計画に基づき各日常生活圏域で必要とされる施設を順次整備することとしている。

整備交付金の交付手続については、①交付を受けようとする市町村は交付申請書類等を、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金については地方厚生(支)局に、基金からの補助金については都道府県に提出して、②地方厚生(支)局又は都道府県(以下「厚生局等」という。)はこれと整備計画等とを審査した上で交付決定を行うこととなっている。そして、③事業完了後に市町村は厚生局等に事業実績報告書を提出して、④これを受理した厚生局等はその内容を審査した上で交付額の確定を行うこととなっている。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

認知通所事業所及び小規模多機能事業所(以下、両者を合わせて「地域密着型施設」という。)の施設整備事業に対しては、毎年度、多額の整備交付金が交付されている。

そこで、本院は、有効性等の観点から、整備交付金により整備された地域密着型施設の利用促進が図られ、整備交付金による事業効果が十分に発現しているかなどに着眼して、18年度から23年度までの間に整備交付金の交付を受けて地域密着型施設の整備を行った8地方厚生<sup>(注2)</sup>(支)局管内の25都道府県<sup>(注3)</sup>の178市区町村等に所在する299事業者の326事業所(整備交付金交付額計57億2159万余円)を対象として、貴省、25都道府県及び178市区町村等において、施設の利用状況についての資料の提出を求めて、これを確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(注2) 8地方厚生(支)局 北海道、東北、関東信越、東海北陸、近畿、中国四国、九州各厚生局、四国厚生支局

(注3) 25 都道府県 東京都、北海道、大阪府、青森、秋田、栃木、群馬、神奈川、富山、石川、山梨、岐阜、愛知、三重、兵庫、和歌山、鳥取、広島、山口、愛媛、福岡、佐賀、熊本、大分、沖縄各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 地域密着型施設の利用状況

上記 299 事業者の 326 事業所について、開所時等から 25 年 3 月までの間の利用率<sup>(注4)</sup>を算出するなどしたところ、25 都道府県の 153 市区町村等に所在する 238 事業者の 255 事業所(整備交付金交付額計 43 億 3705 万余円)において、次のとおり、地域密着型施設が全く利用されていなかったり、利用が低調となっていたりして、整備交付金の事業効果が十分発現していない事態が見受けられた。

(注4) 利用率 認知通所事業所においては開所日数に利用定員を乗じた定員に対する実際の延べ利用者数の割合。小規模多機能事業所においては登録定員に対する実際の登録者の割合

ア 施設が全く利用されていなかった事態

7 事業者の 8 事業所(整備交付金交付額計 1 億 2487 万円)は、開所時等から施設が全く利用されていなかった。

上記の事態について事例を示すと、次のとおりである。

<事例>

愛知県みよし市(平成 22 年 1 月 3 日以前は西加茂郡三好町)は整備交付金の交付を受けて 18 年度に事業者 A が行った認知通所事業所(利用定員 10 人)及び小規模多機能事業所(登録定員 10 人)の施設整備事業(事業費総額 7319 万余円)に対して計 2500 万円を交付し、事業者 A はこれらの事業所を 19 年 6 月に開所していた。

しかし、同市において認知通所介護等に係るサービス内容や特徴等の周知及び利用対象となる者の把握方法の検討が十分でなかったことなどから、これらの事業所は開所時から 25 年 3 月まで全く利用されていなかった。

イ 施設の利用が低調となっていた事態

232 事業者の 247 事業所(整備交付金交付額計 42 億 1218 万余円)は、開所後の全期間(休止期間を除く。)の平均利用率が 50% を下回っており、このうち 87 事業者の 94 事業所(整備交付金交付額計 14 億 6160 万余円)は、平均利用率が 30% に達しておらず、特に利用が低調となっていた。また、3 事業者の 3 事業所は 24 年度末現在で事業を休止しており、5 事業者の 5 事業所は 24 年度末までに事業を廃止していた。

(2) 地域密着型施設が提供するサービスの需要に関する調査状況等

整備交付金により整備された地域密着型施設の平均利用率が 50% を下回っていた施設が所在する 153 市区町村等及び 255 事業所において、サービスの需要に関する調査状況や施設整備後の利用が低調等となっていた理由は、次のとおりとなっていた。

ア サービスの需要に関する調査状況

市町村は、市町村介護保険事業計画で定めることとなっているサービスの需要に関する見込量を基に整備計画を策定している。このサービスの需要に関する見込量は、要介護者等の人数等の基礎的数値のほか、同事業計画策定時に実施される介護サービス利用

者等に対する実態調査の結果等を勘案して推計されている。そして、市町村は、上記サービスの需要に関する見込量に基づき地域密着型施設を順次整備しているが、この見込量を実際の利用に結びつけるための方策について検討していたのは5市町のみで、残りの市区町村等は特段検討を行っていなかったり、類似の機能を有するサービス施設を含めた既存の地域密着型施設等の利用状況等を十分に勘案していなかったりして、需要を的確に把握して、施設整備事業を実施しているとは認められない状況となっていた。

イ 施設の利用が低調等となっていた理由

地域密着型施設の利用が低調等となっていた主な理由は、質問に対して回答が得られた134市区町村等(認知通所事業所が所在する70市区町村等、小規模多機能事業所が所在する81市町村等)及び250事業所(114認知通所事業所、136小規模多機能事業所)によれば、次のとおりとなっていた。

(ア) サービス利用上の問題

認知通所事業所が所在する45市区町等(70市区町村等の64.2%)及び87認知通所事業所(114事業所の76.3%)は、認知通所介護と通所介護とのサービス内容の差異が分かりにくく、また、認知通所介護の介護報酬が通所介護に比べて高額となっていることなどから、認知症の要介護者等が通所介護事業所を利用してしまふことを理由として挙げている。

また、小規模多機能事業所が所在する32市町村(81市町村等の39.5%)及び62小規模多機能事業所(136事業所の45.5%)は、通所を中心とした利用を想定しているが、利用者等が宿泊を中心とした利用を望む場合が多く、この要望に対応することが困難であることなどを理由として挙げている。

(イ) 要介護者等への周知不足等

地域密着型施設が所在する91市区町村(134市区町村等の67.9%)及び地域密着型施設162事業所(250事業所の64.8%)は、要介護者等、地域住民等に対して、認知通所介護及び小規模多機能介護のサービスの機能や特徴等が十分に周知されていないことを、さらに、認知通所事業所が所在する24市区町(70市区町村等の34.2%)及び46認知通所事業所(114事業所の40.3%)は、要介護者等及びその家族が認知症であることを隠そうとする傾向があることを理由として挙げている。

(改善を必要とする事態)

整備交付金により整備された地域密着型施設について、サービスの需要が的確に把握されていなかったり、サービスの利用上の問題があったりなどして利用が低調等となっている施設が多数見受けられる事態は、整備交付金の事業効果が十分に発現していないことから適切ではなく、改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

ア 貴省において、市町村が、整備交付金の交付申請に当たり、サービスの需要に関する見込量が実際の利用に結びつくかの検証を行ったり、既存の地域密着型施設等の利用状況等を勘案したりするなどして、需要を的確に把握することの必要性について、市町村に十分に周知していなかったこと

また、貴省又は都道府県が審査等を行うに当たって、市町村が需要の有無等の把握を的確に行ったかについて十分に確認を行うようになっていなかったこと

- イ 市町村において、地域密着型施設の整備後の利用状況を的確に把握していなかったり、整備交付金の事業効果が十分に発現していない事業所に対する指導や助言が十分でなかったり、地域密着型施設の機能や特徴等について十分に理解した上で、要介護者等への周知等を十分に行っていなかったりしていたこと

### 3 本院が要求する改善の処置

我が国における急速な高齢化の進展に伴う介護需要の増加に応じて、市町村は地域密着型施設の整備に取り組んでいるが、その整備に当たっては、地域密着型サービスの機能や特徴等を十分に理解した上で、サービスの需要を的確に把握して計画的な整備を進めていくことが重要になっている。

については、貴省において、地域密着型施設を地域の需要に応じて計画的に整備するとともに、整備した施設が十分に利活用され、整備交付金の事業効果が十分に発現するよう、次のとおり改善の処置を要求する。

- ア 整備交付金の交付申請に当たり、サービスの需要に関する見込量が実際の利用に結びつくかの検証を行ったり、既存の地域密着型施設等の利用状況等を勘案したりするなどして、需要を的確に把握することの必要性について、都道府県を通じるなどして市町村に周知するとともに、交付申請の審査等に当たり、需要の有無等の把握を的確に行ったかについて十分に確認するよう都道府県等に周知すること
- イ 都道府県を通じるなどして、利用が低調等となっている地域密着型施設が所在する市町村に対して、当該施設の整備後の利用状況を的確に把握して、事業効果の発現のための取組について事業所を指導するとともに、地域密着型施設が提供するサービスの機能や特徴等について要介護者等に対する周知等を十分に行うよう指導や助言を行うこと

- (12) 事業所内に設置される保育施設について、設置等計画の審査及び保育施設の休止に係る事業主等への指導を適切に行うことにより、長期的かつ安定的な運営の確保を図るよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項)男女均等雇用対策費(平成19年度以前は、(項)雇用安定等事業費)
部 局 等	厚生労働本省(平成13年1月5日以前は労働本省)、37労働局
事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の概要	職業生活と家庭生活の両立支援に対する事業主の取組を促すことにより、労働者の雇用の安定に資するため、一定基準を満たす事業所内保育施設の設置等を行った事業主等に対してその設置等に係る費用の一部を助成するもの
設置費等助成金の支給件数	720件(平成5年度～23年度)
廃止施設に対する設置費等助成金の支給件数、保育施設数及び支給額(1)	51件 51施設 5億3380万円(平成5年度～22年度)

休止施設に対する設置費等助成金の支給件数、保育施設数及び支給額(2)	30件	30施設	3億0409万円(平成5年度～22年度)
(1)及び(2)の計	81件	81施設	8億3790万円

【改善の処置を要求したものの全文】

事業所内に設置される保育施設に係る計画の審査等について

(平成25年7月30日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 制度の概要

(1) 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の概要

貴省は、職業生活と家庭生活の両立支援に対する事業主の取組を促し、もってその労働者の雇用の安定に資することを目的として、自ら雇用する労働者等の子の保育を行うために、一定基準を満たす事業所内保育施設(以下「保育施設」という。)の設置、運営、増築等を行った雇用保険の適用事業主等(以下「事業主等」という。)に対して、事業所内保育施設設置・運営等支援助成金(平成23年8月以前は事業所内保育施設設置・運営等助成金等。以下「助成金」という。)を都道府県労働局(以下「労働局」という。)において支給している。助成金は、育児休業等に関する法律(平成3年法律第76号。7年10月から11年3月までは「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」、11年4月以降は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」)等において事業主が講ずべき措置の一つとされた事業所内託児施設の設置促進を図る趣旨から、5年度に創設されたものである。

貴省が定めた両立支援助成金支給要領(平成23年9月1日付け雇児0901第13号。23年8月以前は事業所内保育施設設置・運営等助成金支給要領等。以下「支給要領」という。)によれば、助成金の支給対象となる保育施設の要件は、保育する乳幼児の定員が10人以上であることなどとされている。

助成金の支給対象となる費用には、保育施設の設置費、運営費、増築費等(以下、このうち設置費及び増築費を対象とする助成金を「設置費等助成金」、運営費を対象とする助成金を「運営費助成金」という。)があり、設置費等助成金については、助成率が2分の1(中小企業事業主は3分の2)、助成限度額は2300万円等とされている。また、運営費助成金については、助成期間を運営開始日から10年間(20年度以前は5年間)とし、運営費の2分の1等を助成することとされている。助成金の支給実績は毎年増加傾向にあり、23年度については、設置費等助成金が111件(支給額計14億7250万余円)、運営費助成金が523件(支給額計19億2332万余円)となっている。

(2) 助成金に係る計画の認定手続

事業主等は、設置費等助成金の支給申請に先立ち、保育施設の定員、運営開始から5年間の乳幼児の利用見込数(以下「乳幼児利用見込数」という。)等を記載した事業所内保育施設計画認定申請書(以下「計画認定申請書」という。)等を労働局に提出することとされてい

る。そして、労働局は、「両立支援助成金の支給事務に係る留意事項について」(平成23年9月1日付け雇職発0901第2号。23年8月以前は「事業所内保育施設設置・運営等助成金の運用に係る留意事項について」。以下「留意事項」という。)等に基づき、計画認定申請書に記載された計画(以下「設置等計画」という。)の審査を行い、適切であると認めた場合に、設置等計画を認定することとされている。

### (3) 設置費等助成金の支給手続

支給要領によると、事業主等は、認定された設置等計画に基づき保育施設を設置等した後、保育施設の設置等に要した経費、保育施設を利用する乳幼児数等を記載した事業所内保育施設設置・運営等支援助成金支給申請書(23年8月以前は事業所内保育施設設置・運営等助成金支給申請書)等を労働局へ提出し、労働局は、その内容を審査して、設置費等助成金を支給することとされている。

### (4) 保育施設を運営する事業主等に対する指導等

留意事項によると、労働局は、保育施設の運営が長期にわたって安定的に行われるようにするために、事業主等に対して、保育施設の設置、運営等について、事前及び事後に、従業員のニーズ等に十分配慮するよう適切な指導を行うこと、また、保育施設の運営開始からおおむね10年間、年に1回程度保育施設に赴き、運営状況を確認することとされている。

また、留意事項等によると、事業主等が保育施設を廃止する場合又は事業主等が保育施設の運営を事実上行っていない状態(以下、この状態を「休止」という。)にある場合には、事業主等に対して当該保育施設の廃止又は休止の届出を行う(以下、廃止の届出が行われた保育施設を「廃止施設」、休止の届出が行われた保育施設を「休止施設」という。)よう指導することとされている。

そして、支給要領等によると、事業主等が保育施設を廃止した場合には、原則として支給した設置費等助成金の全部又は一部を事業主等から返還させることとされている。

なお、23年度後半以降、設置等計画の認定件数が増加し、24年4月には、設置費等助成金の支給予定額が予算の上限に達したため、計画認定申請書の受付を一時停止する状況となった。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

前記のとおり、助成金の支給実績は毎年増加傾向にあり、また、24年10月に設置費等助成金の支給対象となる保育施設の定員に係る要件が10人以上から6人以上へ緩和されたことなどから、今後、支給対象となる保育施設は更に増加することが見込まれている。したがって、労働局が、適切な審査を行って保育施設の設置等計画の認定を行うとともに、設置された保育施設が長期的かつ安定的に運営されるようにすることが、労働者の雇用の安定にとってより一層重要となる。

そこで、本院は、有効性等の観点から、設置費等助成金の支給を受けて設置等された保育施設が円滑に運営されているか、設置等計画の審査は設置後の円滑な運営を確保するために適切なものとなっているか、労働局は保育施設の運営状況を的確に把握し適切な指導を行っているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、5年度から23年度までの間に設置費等助成金の支給を受けて設置等

され運営が開始された47労働局管内の保育施設に係る設置費等助成金支給件数720件(これらに係る支給額は、書面により確認することができた47労働局管内の680件についてみると88億2431万余円)を対象として、貴省本省及び21労働局において、運営状況の把握、設置等計画の審査、事業主等への指導についての実施状況を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、貴省本省を通じて、上記21労働局を含む、廃止又は休止した保育施設を確認した38労働局<sup>(注1)</sup>を対象とした調書の提出を受けて、その内容を分析するなどして検査した。

(注1) 38労働局 北海道、青森、岩手、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、愛知、三重、滋賀、大阪、鳥取、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各労働局

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 保育施設の廃止及び休止の状況について

保育施設の運営状況についてみたところ、24年9月末現在において、29労働局管内<sup>(注2)</sup>の53事業主等における53施設(設置費等助成金の支給件数計53件、支給額計5億6213万余円)が廃止されており、また、22労働局管内<sup>(注3)</sup>の31事業主等における31施設(同31件、3億0966万余円)が休止されていた。

そして、上記の廃止又は休止されていた計84施設について、提出を受けた調書により確認したところ、23年3月に発生した東日本大震災の影響により廃止又は休止したとしているものが3施設あった。

そこで、上記の84施設から被災の影響により廃止又は休止となった3施設を除いた37労働局管内<sup>(注4)</sup>の81事業主等における81施設(廃止施設51施設、設置費等助成金の支給件数計51件、支給額5億3380万余円。休止施設30施設、同30件、3億0409万余円。計81件、8億3790万円)を対象として、運営開始から廃止又は休止までの間の運営期間について検査したところ、表1のとおり、運営費助成金の支給対象期間内である5年未満のものが26施設(81施設の32.1%)、運営費助成金の支給対象期間終了後1年を経過していない5年以上6年未満のものが12施設(同14.8%)などとなっていた。

(注2) 29労働局 北海道、岩手、茨城、栃木、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、石川、福井、長野、岐阜、愛知、滋賀、大阪、鳥取、岡山、広島、山口、徳島、香川、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、鹿児島各労働局

(注3) 22労働局 北海道、青森、岩手、福島、栃木、群馬、埼玉、神奈川、新潟、富山、山梨、長野、三重、鳥取、岡山、愛媛、高知、福岡、長崎、宮崎、鹿児島、沖縄各労働局

(注4) 37労働局 北海道、青森、岩手、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、愛知、三重、滋賀、大阪、鳥取、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各労働局

そして、81施設について、事業主等が保育施設を廃止又は休止した主な理由を調書により確認したところ、保育する乳幼児数が減少するなどして設置等計画どおりの乳幼児数

が確保できなかったためとしているものが36施設(同44.4%)、事業主等の経営状態や業績が悪化したためとしているものが24施設(同29.6%)などとなっていた。

表1 保育施設の廃止又は休止までの運営期間 (単位：施設)

保育施設の 状態	全体数	保育施設の運営期間				
		10年以上	6年以上10年未満	5年以上6年未満(運営費助成金の支給対象期間終了後1年を経過していないもの)	5年未満(運営費助成金の支給対象期間内のもの)	保育施設の運営期間を確認することができなかったもの
廃止施設 (構成比)	51 (100%)	7 (13.7%)	15 (29.4%)	7 (13.7%)	20 (39.2%)	2 (3.9%)
休止施設 (構成比)	30 (100%)	6 (20.0%)	13 (43.3%)	5 (16.7%)	6 (20.0%)	0 (—)
計 (構成比)	81 (100%)	13 (16.0%)	28 (34.6%)	12 (14.8%)	26 (32.1%)	2 (2.5%)

(注) 構成比は、表示単位未満を四捨五入しているため、各欄の数値を合計しても全体数欄の数値と一致しないものがある。

また、前記の81施設に係る計画認定申請書を検査したところ、乳幼児利用見込数については、保育施設の運営開始から5年目までには定員に相当する乳幼児数を確保する計画となっていた。

そこで、81施設のうち、運営開始から5年目(運営を開始した日から満4年となった日の翌日から、満5年となった日まで)において施設を利用していた乳幼児数を把握できた廃止施設38施設及び休止施設26施設、計64施設について、その乳幼児数と定員とを比較したところ、表2のとおり、35施設(64施設の54.7%)において、乳幼児数が定員の50%未満となっていたり、5年目を迎える前に廃止又は休止となっていたりしており、多数の保育施設が定員に相当する乳幼児数を確保できていない状況となっていた。

表2 保育施設の運営開始から5年目における乳幼児数の状況 (単位：施設)

保育施設の 状態	運営開始から5年目において施設を利用していた乳幼児数を把握できた保育施設数	定員に対する乳幼児数の割合(%)				
		100%以上	50%以上100%未満	50%未満及び5年目を迎える前に廃止又は休止	50%未満	5年目を迎える前に廃止又は休止(乳幼児数0人)
廃止施設 (構成比)	38 (100%)	4 (10.5%)	9 (23.7%)	25 (65.8%)	10 (26.3%)	15 (39.5%)
休止施設 (構成比)	26 (100%)	6 (23.1%)	10 (38.5%)	10 (38.5%)	7 (26.9%)	3 (11.5%)
計 (構成比)	64 (100%)	10 (15.6%)	19 (29.7%)	35 (54.7%)	17 (26.6%)	18 (28.1%)

(注) 構成比は、表示単位未満を四捨五入しているため、各欄の数値を合計しても全体数欄の数値と一致しないものがある。

## (2) 設置等計画の審査状況について

(1)の状況を踏まえて、前記の81施設について、労働局における設置等計画の審査状況を検査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### ア 定員等に係る積算根拠の確認について

貴省本省は、労働局に対して、設置等計画に記載する保育施設の定員及び乳幼児利用見込数について、労働者に対する利用希望調査等、定員等に係る積算根拠の確認を行うこととする指示を特に行っていない。このため、労働局は、設置等計画の審査において、設置に必要な定員が支給要領で定められた10人以上となっているかなどの要件を満たしているか否かについては形式的な確認を行っていたが、保育施設の定員及び乳幼児利用見込数の積算根拠については、関係資料の提出を事業主等に求めていなかったり、雇用する労働者の利用希望数が反映されているかなどの確認を十分に行っていない。前記の81施設の大半において保育施設の運営規模の妥当性が十分に検討されないまま、設置等計画が認定されていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

##### <事例>

神奈川労働局は、平成22年度に、管内の社団法人Aから申請を受けた設置等計画を認定し、新たに設置された保育施設(定員10人、設置費640万余円)に対して設置費等助成金320万余円を支給していた。しかし、その後同保育施設の乳幼児数は、運営開始1年目に4人であったものが、2年目までには0人となったことなどから、Aは、24年3月に、運営開始から1年5か月余りで同保育施設を廃止していた。

そして、同局に提出された廃止の届出等によると、廃止の理由は、雇用する労働者からの利用希望に基づき同保育施設を設置したものの、運営開始に当たり改めて利用希望者を募集したところ希望者が十分に集まらなかったことなどによるとしていた。

しかし、設置等計画の審査状況について検査したところ、同局は、Aがどのような方法で雇用する労働者の利用希望を調査して同保育施設の定員等を積算し設定したかについて十分に確認していなかった。

#### イ 事業主等の財務状況の確認について

貴省本省は、労働局に対して、事業主等が保育施設の運営費の自己負担分を賄いながら長期にわたって適切な運営を安定的に行うことができるか検討するために、保育施設を運営することとなる事業主等の財務状況の確認を行うこととする指示を特に行っていない。このため、労働局は、事業主等が労働保険料を滞納していないことなどの支給要領等に定められた要件については確認を行っていたが、事業主等の直近の決算報告書等により財務状況を確認することは全く行っておらず、前記の81施設の全てにおいて保育施設が長期的かつ安定的に運営される可能性が十分に検討されないまま、設置等計画が認定されていた。

#### (3) 休止施設に係る事業主等への指導状況について

前記の休止施設30施設に係る休止期間を検査したところ、5年以上のものが15施設(30施設の50.0%)となっており、中には14年間にわたって休止している保育施設も見受けられた。

そして、上記の30施設に係る労働局の事業主等に対する指導状況について検査したところ、留意事項に基づき、保育施設の休止の届出を行うことについての指導は行われていた。しかし、休止施設に対する取扱いが支給要領等において特に定められていないため、

年1回、休止施設の無断転用の有無等を確認するにとどまっていた。したがって、事業主等に対して、直接訪問して休止施設の運営再開に向けた取組を行うよう働きかけるなど、保育施設の休止状態の解消を図るための指導が十分に行われていない状況となっていた。

**(改善を必要とする事態)**

以上のように、設置等計画の認定において、保育施設の運営規模の妥当性や長期的かつ安定的な運営の可能性を検討するなどの審査が十分に行われておらず、廃止又は休止に至る保育施設が多数生じている事態、及び事業主等に対して保育施設の休止状態の解消を図るための指導が十分に行われていない事態は、設置費等助成金の支給を受けて設置等された保育施設について長期的かつ安定的な運営の確保を図る面から適切とは認められず、改善の要があると認められる。

**(発生原因)**

このような事態が生じているのは、貴省において、次のことなどによると認められる。

- ア 保育施設の運営規模の妥当性や長期的かつ安定的な運営の可能性を検討することの重要性に対する認識が十分でなく、設置等計画の審査において保育施設の定員及び乳幼児利用見込数の積算根拠や事業主等の財務状況の確認を的確に行うことなどについて、労働局に対して支給要領等による具体的な指示を行っていないこと
- イ 休止施設の運営再開に向けた取組を行うよう働きかけるなど、事業主等に対して休止施設の休止状態の解消を図るために適切な指導を行うことについて、労働局に対して支給要領等による具体的な指示を行っていないこと

**3 本院が要求する改善の処置**

貴省は、前記のとおり、24年10月に、より多くの事業主等の利用を促すことなどを目的として設置費等助成金の支給対象となる保育施設の定員に係る要件を緩和するなど、今後とも保育施設の設置等の推進に努めていくこととしている。

ついでには、貴省において、保育施設が廃止又は休止となることを未然に防ぐための設置等計画の審査及び保育施設の休止状態の解消を図るための事業主等への指導を適切に行うことにより、設置費等助成金の支給を受けて設置等された保育施設の長期的かつ安定的な運営の一層の確保を図るよう、次のとおり改善の処置を要求する。

- ア 計画認定申請書に記載された設置等計画の審査において、雇用する労働者に対する利用希望のアンケートを含む保育施設の定員等に係る積算根拠資料を事業主等に提出させてその内容を確認したり、決算報告書等の財務関係書類を事業主等に提出させて事業主等の財務状況を確認したりなどするよう、支給要領等に具体的に明記して、これを労働局に周知すること
- イ 保育施設の運営に係る指導において、事業主等が現在保育施設を休止していたり今後休止したりする場合は、休止施設の運営再開に向けた取組期間や取組の内容等を記載した再開計画を事業主等に提出させたり、休止期間中は定期的に事業主等を直接訪問するなどして再開計画の取組状況を把握したりなどするよう、支給要領等に具体的に明記して、これを労働局に周知すること

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) 国が基金法人に国庫補助金等を交付して設置造成させた基金について、使用見込みのない額を速やかに国庫へ返納するよう、また、基金基準等に基づく指導監督を適切に行うよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)職業能力開発強化費
部 局 等	厚生労働本省
補助の根拠	予算補助
補助事業者	中央職業能力開発協会
検査の対象とした基金の概要	基金法人が、国庫補助金等の交付を受けて単年度では完結しない特定の目的を持つ公益性の高い事業を行う場合に設置造成するもの
基金保有額の計	133億1061万余円(平成24年度末)
上記のうち使用見込みのない額	26億7831万円

(以下の内容は、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省それぞれの検査結果に基づくものとなっているが、本項において総括的に掲記している。)

## 1 基金の概要等

### (1) 基金の概要

国は、法人等に基金を設置造成して単年度では完結しない特定の目的を持つ公益性の高い事業を継続して行わせ、その設置造成に必要な経費の全部又は一部について国庫補助金等を交付している。そして、国庫補助金等の交付を受けた法人等は、各補助金等の交付要綱等に基づき、設置造成した基金を他の事業の財源と区分して経理し、それぞれ、補助、利子助成、債務保証、貸付け等の財源として事業(以下、基金を財源として実施する事業を「基金事業」という。)を実施している。

### (2) 基金基準による見直し

政府は、平成18年8月に「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(以下「基金基準」という。)を閣議決定し、国庫補助金等の交付を受けて設置造成した基金を保有する法人(独立行政法人、特殊法人、認可法人及び共済組合を除く。以下、この基金基準の対象となる法人を「基金法人」という。)が当該基金により実施している事業に関して、当該国庫補助金等を交付した府省(以下「所管府省」という。)が国庫補助金等の交付要綱等に基づく指導監督を行う場合の基準を定めている。

基金基準によると、基金法人及び所管府省は、少なくとも5年に1回は定期的に見直しを行うこと、定期的な見直しの際には、使用見込みが低いと判断される基金について、基金の財源となっている国庫補助金等の国庫への返納等、その基金の取扱いを検討し、公表することとされている。

また、新規申請の受付を終了した後も既採択分の支払等の後年度負担が発生する事業については、新規申請の受付を終了した時点で、直ちに国庫への返納等の検討に着手することとされており、受付を終了した年度以降、毎年度、支払財源等として必要のない額を国庫へ返納するなど、基金法人及び所管府省は、その基金の取扱いを検討し、公表することとされている。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性、有効性等の観点から、基金基準等による基金の見直しは適時適切に行われているか、使用見込みのない額を基金法人が保有していないかなどに着眼して、4省(6<sup>(注1)</sup>省庁)<sup>(注2)</sup>が国庫補助金等を交付して7基金法人に設置造成させた14基金(24年度末現在の基金保有額994億0205万余円、国庫補助金等相当額973億3039万余円)を対象に、当該4省(6省庁)及び7基金法人において、実績報告書、事業報告書等の関係書類により会計実地検査を行った。

(注1) 4省(6省庁) 厚生労働省(本省)、農林水産省(本省)、経済産業省(本省、資源エネルギー庁、中小企業庁)、国土交通省(本省)

(注2) 7基金法人 中央職業能力開発協会、全国農業協同組合連合会、一般社団法人環境パートナーシップ会議、社団法人全国石油協会(平成25年4月1日以降は一般社団法人全国石油協会)、日本商工会議所、日本自動車整備商工組合連合会、財団法人民間都市開発推進機構(平成25年4月1日以降は一般財団法人民間都市開発推進機構)

### (検査の結果)

4省(6省庁)が国庫補助金等を交付して7基金法人に設置造成させた14基金の概要は、表1のとおりとなっている。

表1 4省(6省庁)が7基金法人に設置造成させた14基金の概要 (単位：千円)

所管府省	基金法人名	基金名	基金設置年度	運営形態、用途	基金事業の概要	基金の設置造成のために交付された国庫補助金等	
						国庫補助金等名	交付額計
厚生労働省	中央職業能力開発協会	緊急人材育成・就職支援基金(中小企業等雇用創出支援事業)	平成21年度	取崩型、補助事業	労働者の雇用及び生活の安定を図るため、十分な技能及び経験を有しない求職者を期間を定めて雇用して人材の育成を図る事業主に対して、助成金の支給等を行うもの	緊急人材育成・就職支援事業臨時特例交付金	160,553,000
		緊急人材育成・就職支援基金(長期失業者等支援事業)	21年度	取崩型、補助事業	労働者の雇用及び生活の安定を図るため、民間職業紹介事業者に委託して、離職後1年以上経過している求職者に対して、再就職支援及び職場定着指導を包括的に行う事業等を行うもの		37,674,000
		緊急人材育成・就職支援基金(研修生・技能実習生の帰国旅費立替払事業)	21年度	回転型、貸付事業	労働者の雇用及び生活の安定を図るため、外国人の研修生等を受け入れた団体が倒産等により研修生等の帰国旅費を確保できない場合に、受入れ団体に対して、帰国旅費を立替払するもの		240,000
		緊急人材育成・就職支援基金(新卒者就職実現プロジェクト事業)	22年度	取崩型、補助事業	労働者の雇用及び生活の安定を図るため、事業主に対して、3年以内既卒者の採用拡大のための奨励金の支給等を行うもの		61,000,000
農林水産省	全国農業協同組合連合会	担い手経営展開支援リース事業積立金	17年度	取崩型、補助事業	認定農業者等が経営規模の拡大や経営転換を進められるようにするため、農業用機械等をリース会社から借り受ける場合のリース料を助成するもの	担い手育成・確保対策事業費補助金等	7,058,227
経済産業省	一般社団法人環境パートナーシップ会議	環境対応車普及促進基金(レアアース等利用産業等設備導入事業)	22年度	取崩型、補助事業	レアアース等の供給不安に左右されない強じんな産業構造をいち早く実現するため、レアアース等の使用を極力減らす技術及び使用しない技術を活用した製造プロセスの事業化、レアアース等の国内循環に資する設備の導入等を行う法人等に対して、補助を行うもの	希少金属利用産業等高度化推進費補助金	42,000,000
		環境対応車普及促進基金(低炭素型雇用創出産業立地推進事業)	22年度	取崩型、補助事業	低炭素型産業の国内集積を高め、地域経済の活性化を図るため、低炭素社会の基盤となり将来の大きな成長が見込まれる市場において、国内雇用の創出に寄与しつつ国内への投資を加速し設備等を新增設する企業に対して、補助を行うもの	低炭素型雇用創出産業立地推進事業費補助金	110,000,000
		環境対応車普及促進基金(環境対応車普及促進事業、平成23年度第4次補正予算)	23年度	取崩型、補助事業	環境対策に貢献するとともに、国内市場活性化を図るため、環境性能に優れた道路運送車両法に基づく自家用自動車を購入した者に対して、補助を行うもの	環境対応車普及促進対策費補助金	278,083,032

(単位：千円)

所管府省	基金法人名	基金名	基金設置年度	運営形態、使途	基金事業の概要	基金の設置造成のために交付された国庫補助金等	
						国庫補助金等名	交付額計
資源エネルギー庁 経済産業省 中小企業庁	社団法人全国石油協会	環境・安全等対策基金(立地最適化事業等)	20年度	取崩型、補助事業	良質な石油製品の安定供給の確保等を図るため、給油所を集約化等したものについて、計量機や洗車機等を導入する際のリース料の助成等を行うもの	石油製品販売業構造改善対策事業費等補助金	3,750,000
		環境・安全等対策基金(省エネ型石油製品販売業転換対策事業)	20年度	取崩型、補助事業	石油販売業の省エネ化の推進を図るため、給油所に省エネ機器を導入する際のリース料の助成等を行うもの	エネルギー使用合理化設備導入促進等対策費補助金	1,250,000
	日本商工会議所	人材対策基金	20年度	取崩型、補助事業	中小・小規模企業の雇用環境の整備を促進するため、中小・小規模企業の雇用機会の創出、求人ニーズに対応する求職者とのマッチングの促進、中小・小規模企業が新たな事業展開等を図るための人材育成等の支援を行うもの	中小企業経営支援等対策費補助金	5,714,210
国土交通省	日本自動車整備商工組合連合会	自動車整備近代化資金	昭和58年度	保有型、債務保証事業	指定整備事業者の行う車検整備の割合の維持向上を図り、国の検査業務の合理化に寄与するため、整備事業者が自動車整備の近代化を行うのに必要な資金の借入れに対する債務保証等を行うもの	自動車検査指定整備対策費補助金等	7,730,000 (7,730,000)
	財団法人民間都市開発推進機構	事業促進支援基金	平成11年度	運用型、調査等事業	民間都市開発事業の促進を図るため、土地取得譲渡業務で取得した事業見込地について事業実施計画の策定等、事業の促進支援を行うもの	都市再生推進事業費補助等	15,000,000 (5,000,000)
	一般社団法人環境パートナーシップ会議	環境対応車普及促進基金(環境対応車普及促進事業、平成23年度第4次補正予算)	23年度	取崩型、補助事業	環境対策に貢献するとともに、国内市場活性化を図るため、環境性能に優れた自動車運送事業用自動車を購入した者に対して、補助を行うもの	低公害車普及促進対策費補助金	21,885,148
計							751,937,617

- 注(1) 一つの基金の中に区分経理された複数の事業がある基金は、区分経理された事業ごとに一つの基金としている。
- 注(2) 運営形態のうち、「取崩型」は基金を補助、利子助成等の事業の財源に充てることによって費消していくもの、「回転型」は基金を繰り返し回転させて使用するもの、「運用型」は基金を運用元本として、その運用益を補助等の事業の財源に充てていくもの、「保有型」は基金を債務保証等の信用力の基盤となる財源として保有するものである。
- 注(3) 複数の運営形態又は使途が併存している基金については、それぞれ主な運営形態又は使途により分類している。
- 注(4) 自動車整備近代化資金及び事業促進支援基金の交付額計欄の括弧内は、国庫補助金以外に基金の設置造成のために法人等から出せんされたなどの額であり、外書きである。

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 新規申請の受付が終了した基金についての取扱いの検討を行っていないもの

ア 新規申請の受付が終了した時点で、直ちに国庫への返納等の検討を行っていないもの

4省(5省庁)及び4基金法人は、基金事業として実施する助成等について、申請者から提出された申請書等の審査等を踏まえて、交付の決定を行うなどしていた。そして、これらに係る基金事業については、新規申請の受付が終了し、交付対象が確定したことにより、後年度負担額を見込むことができる状況となっていた。

しかし、4省(5省庁)及び4基金法人は、基金事業が終了する際に基金残額を国庫へ返納するなどとしており、新規申請の受付が終了した時点で直ちに国庫への返納等の検討を行っていない。また、基金事業として実施する助成等の交付の決定を行ったものなどの中には、助成等の対象者の都合により、助成等を受けて行う事業を取りやめるなどして、交付決定額を減額したものなどがあったが、受付を終了した年度以降、毎年度、支払財源等として必要のない額を国庫へ返納するなどの検討を行っていない。

このため、4省(5省庁)が国庫補助金等を交付して4基金法人に設置造成させた11基金について、24年度末の基金保有額から25年度以降の後年度負担額を除いた額計

481億4623万余円(国庫補助金等相当額同額)は、使用見込みのないまま4基金法人に滞留していた。これを所管府省別に示すと表2のとおりである。

表2 新規申請の受付が終了した時点で、直ちに国庫への返納等の検討を行っていなかったもの  
(単位：千円)

所管府省	基金法人名	基金名	平成24年度末 基金保有額(国 庫補助金等相当 額) (A)	25年度以降の 後年度負担額 (B)	使用見込みのな い額(国庫補助 金等相当額) (A-B)	
厚生労働省	中央職業能力開発協会	緊急人材育成・就職支援基金(中小企業等雇用創出支援事業)	39,393 (39,393)	—	39,393 (39,393)	
		緊急人材育成・就職支援基金(長期失業者等支援事業)	400,809 (400,809)	263,019	137,790 (137,790)	
		緊急人材育成・就職支援基金(研修生・技能実習生の帰国旅費立替払事業)	117 (117)	—	117 (117)	
		緊急人材育成・就職支援基金(新卒者就職実現プロジェクト事業)	12,870,295 (12,870,295)	10,369,283	2,501,012 (2,501,012)	
計			13,310,616 (13,310,616)		2,678,314 (2,678,314)	
農林水産省	全国農業協同組合連合会	担い手経営展開支援リース事業積立金	3,071,265 (3,071,265)	2,839,980	231,285 (231,285)	
計			3,071,265 (3,071,265)		231,285 (231,285)	
経済産業省	本省	一般社団法人環境パートナーシップ会議	環境対応車普及促進基金(レアアース等利用産業等設備導入事業)	28,605,919 (28,605,919)	22,677,767	5,928,151 (5,928,151)
		環境対応車普及促進基金(低炭素型雇用創出産業立地推進事業)	43,036,015 (43,036,015)	8,805,374	34,230,641 (34,230,641)	
		環境対応車普及促進基金(環境対応車普及促進事業、平成23年度第4次補正予算)	4,529,141 (4,529,141)	135,310	4,393,830 (4,393,830)	
	資源エネルギー庁	社団法人全国石油協会	環境・安全等対策基金(立地最適化事業等)	1,449,379 (1,449,379)	1,318,090	131,289 (131,289)
			環境・安全等対策基金(省エネ型石油製品販売業転換対策事業)	239,204 (239,204)	215,487	23,717 (23,717)
計			77,859,660 (77,859,660)		44,707,630 (44,707,630)	
国土交通省	一般社団法人環境パートナーシップ会議	環境対応車普及促進基金(環境対応車普及促進事業、平成23年度第4次補正予算)	533,658 (533,658)	4,653	529,004 (529,004)	
計			533,658 (533,658)		529,004 (529,004)	
合計			94,775,200 (94,775,200)		48,146,234 (48,146,234)	

イ 新規申請の受付が終了した年度に係る基金の取扱いについて検討して国庫へ返納したものの、受付を終了した年度以降は基金の取扱いについて検討していなかったもの

国土交通省及び日本自動車整備商工組合連合会は、22年度に債務保証等の新規申請の受付が終了したことなどから、基金の取扱いについて検討して、債務保証等の事業として必要のない額のうち国庫補助金相当額を国庫へ返納し、同連合会の会員等の出えん金分については、基金に残置していた。そして、基金事業を終了する29年度において、基金残額のうち国庫補助金相当額を国庫へ返納することとしていた。

しかし、債務保証等の事業に必要な基金保有額は、債務保証残高等を基に算出されるもので、債務保証等の新規申請の受付が終了したことにより債務保証残高等は年々減少していくことから、必要な基金保有額も同様に減少していくこととなり、毎年度の見直しが必要となるが、同省及び同連合会は、基金の取扱いについて検討していなかった。

このため、同省が同連合会に設置造成させた自動車整備近代化資金の24年度末基金保有額25億9400万円から25年度以降の後年度負担額7億7400万円及び同資金に残置されていた前記出えん金等の額6億3892万余円を除いた額11億8107万余円(国庫補助金相当額5億9053万余円)は、使用見込みのないまま同連合会に滞留していた。

ウ 基金法人において、新規申請の受付が終了する時点で国庫への返納等の検討を行っていたものの、所管府省において国庫返納の指示を行っていなかったもの

日本商工会議所は、新規申請の受付が終了する時点で国庫への返納等の検討を行っていたものの、中小企業庁において国庫返納の指示を行っていなかった。

このため、同庁が同会議所に設置造成させた人材対策基金の24年度末基金保有額2億0621万余円(国庫補助金相当額同額)は、使用見込みのないまま同会議所に滞留していた。

## (2) 使用見込みの低い基金についての取扱いの検討を行っていなかったもの

財団法人民間都市開発推進機構は、22年4月までに、設置造成した事業促進支援基金全額を国庫へ返納するなどし、22年度以降はそれまでに積み立てていた同基金の運用益の残余(事業促進支援準備預金)により基金事業を実施していた。そして、基金事業を終了する26年度において、基金残額がある場合は、そのうち国庫補助金相当額を国庫へ返納することとしていた。

しかし、基金事業は26年度で終了すること、基金事業の対象となる案件は3件しかないことなどから、同基金は使用見込みの低い基金となっていたにもかかわらず、国土交通省及び同機構は使用見込みの低い基金についての取扱いの検討を行っていなかった。

このため、同省が同機構に設置造成させた同基金の24年度末基金保有額18億2664万余円から25年度以降の所要見込額3310万余円を除いた額17億9353万余円(国庫補助金相当額13億4515万余円)は、使用見込みのないまま同機構に滞留していた。

(1)及び(2)の事態を所管府省別・態様別に示すと表3のとおりである。

表3 (1)及び(2)の事態の所管府省別及び態様別内訳

(単位：千円)

所管府省	基金法人名	基金名	平成24年度末基金保有額(国庫補助金等相当額) (A)	25年度以降の後年度負担額 (B)	使用見込みのない額(国庫補助金等相当額) (A-B)				
					(1)ア	(1)イ	(1)ウ	(2)	
厚生労働省	中央職業能力開発協会	緊急人材育成・就職支援基金(中小企業等雇用創出支援事業)	39,393 (39,393)	—	39,393 (39,393)	—	—	—	
		緊急人材育成・就職支援基金(長期失業者等支援事業)	400,809 (400,809)	263,019	137,790 (137,790)	—	—	—	
		緊急人材育成・就職支援基金(研修生・技能実習生の帰国旅費立替払事業)	117 (117)	—	117 (117)	—	—	—	
		緊急人材育成・就職支援基金(新卒者就職実現プロジェクト事業)	12,870,295 (12,870,295)	10,369,283	2,501,012 (2,501,012)	—	—	—	
計			13,310,616 (13,310,616)		2,678,314 (2,678,314)				
農林水産省	全国農業協同組合連合会	担い手経営展開支援リース事業積立金	3,071,265 (3,071,265)	2,839,980	231,285 (231,285)	—	—	—	
計			3,071,265 (3,071,265)		231,285 (231,285)				
経済産業省	本省	一般社団法人環境パートナーシップ会議	環境対応車普及促進基金(レアアース等利用産業等設備導入事業)	28,605,919 (28,605,919)	22,677,767	5,928,151 (5,928,151)	—	—	—
		環境対応車普及促進基金(低炭素型雇用創出産業立地推進事業)	43,036,015 (43,036,015)	8,805,374	34,230,641 (34,230,641)	—	—	—	
		環境対応車普及促進基金(環境対応車普及促進事業、平成23年度第4次補正予算)	4,529,141 (4,529,141)	135,310	4,393,830 (4,393,830)	—	—	—	
	資源エネルギー庁	社団法人全国石油協会	環境・安全等対策基金(立地最適化事業等)	1,449,379 (1,449,379)	1,318,090	131,289 (131,289)	—	—	—
			環境・安全等対策基金(省エネ型石油製品販売業転換対策事業)	239,204 (239,204)	215,487	23,717 (23,717)	—	—	—
中小企業庁	日本商工会議所	人材対策基金	206,211 (206,211)	—	—	—	206,211 (206,211)	—	
計			78,065,871 (78,065,871)		44,913,842 (44,913,842)				
国土交通省	日本自動車整備商工組合連合会	自動車整備近代化資金	2,594,000 (979,000)	774,000	—	1,181,075 (590,537)	—	—	
	財団法人民間都市開発推進機構	事業促進支援基金	1,826,644 (1,369,983)	33,106	—	—	—	1,793,537 (1,345,153)	
	一般社団法人環境パートナーシップ会議	環境対応車普及促進基金(環境対応車普及促進事業、平成23年度第4次補正予算)	533,658 (533,658)	4,653	529,004 (529,004)	—	—	—	
計			4,954,302 (2,882,641)		3,503,617 (2,464,695)				
合計			99,402,055 (97,330,394)		48,146,234 (48,146,234)	1,181,075 (590,537)	206,211 (206,211)	1,793,537 (1,345,153)	
					51,327,059 (50,288,137)				

注(1) 事業促進支援基金の平成25年度以降の後年度負担額欄は、25年度以降の所要見込額である。

注(2) 自動車整備近代化資金の使用見込みのない額は、平成24年度末基金保有額から同資金に残置されていた出えん金等の額638,925千円を除いて算出している。

以上のように、4省(6省庁)が国庫補助金等を交付して7基金法人に設置造成させた14基金について、新規申請の受付が終了した基金についての取扱いの検討を行っていなかったり、使用見込みの低い基金についての取扱いの検討を行っていなかったりしていたことにより、使用見込みのない額が7基金法人に滞留している事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、4省(6省庁)及び6基金法人(7基金法人から日本商工会議所を除く。)において、基金事業の新規申請の受付を終了した基金については、新規申請の受付を終了した時点で、基金法人が直ちに国庫への返納等の検討に着手することなどとしている基金基準についての認識が欠けているなどしていたり、4省(6省庁)において、基金基準等に定める措置を着実に実行することについての7基金法人に対する指導監督等が十分でなかったりしていたことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、4省(6省庁)は、表4のとおり、25年9月末までに、14基金に係る使用見込みのない額のうち国庫補助金等相当額502億8813万余円を国庫へ返納するよう7基金法人に指示等するとともに、基金基準等に基づく指導監督を適切に行っていくこととする処置を講じた。

表4 所管府省別及び基金法人別の改善の処置 (単位：千円)

所管府省	基金法人名	基金名	所管府省が国庫への返納を指示等した年月	国庫への返納を指示等した使用見込みのない額のうち国庫補助金等相当額	基金法人の国庫への返納の状況(年月)	所管府省が基金基準等に基づく指導監督する旨を通知した年月
厚生労働省	中央職業能力開発協会	緊急人材育成・就職支援基金(中小企業等雇用創出支援事業)	平成25年9月	39,393	返納済(25年10月)	25年9月
		緊急人材育成・就職支援基金(長期失業者等支援事業)		137,790		
		緊急人材育成・就職支援基金(研修生・技能実習生の帰国旅費立替払事業)		117		
		緊急人材育成・就職支援基金(新卒者就職実現プロジェクト事業)		2,501,012		
農林水産省	全国農業協同組合連合会	担い手経営展開支援リース事業積立金	25年7月	231,285	返納済(25年7月)	25年7月
経済産業省	本省	環境対応車普及促進基金(レアアース等利用産業等設備導入事業)	25年8月	5,928,151	返納済(25年8月)	25年9月
		環境対応車普及促進基金(低炭素型雇用創出産業立地推進事業)		34,230,641		
		環境対応車普及促進基金(環境対応車普及促進事業、平成23年度第4次補正予算)		4,393,830		
	資源エネルギー庁	社団法人全国石油協会	環境・安全等対策基金(立地最適化事業等)	25年8月	131,289	返納済(25年10月)
	環境・安全等対策基金(省エネ型石油製品販売業転換対策事業)	23,717				
中小企業庁	日本商工会議所	人材対策基金	25年8月	206,211	返納済(25年8月)	
国土交通省	日本自動車整備商工組合連合会	自動車整備近代化資金	25年8月	590,537	返納済(25年9月)	25年8月
	財団法人民間都市開発推進機構	事業促進支援基金	25年8月	1,345,153	返納済(25年8月)	25年9月
	一般社団法人環境パートナーシップ会議	環境対応車普及促進基金(環境対応車普及促進事業、平成23年度第4次補正予算)	25年8月	529,004	返納済(25年8月)	25年9月
計				50,288,137		

- (2) 保育所緊急整備事業の実施において、社会福祉法人等の事業者が競争契約の入札に当たり最低制限価格の設定を行う際は、市町村が実施する公共工事等における算定方法に準ずるよう、市町村及び事業者に対して周知するなどして、競争の利益を阻害することのないよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)子ども・子育て支援対策費
部 局 等	厚生労働本省
補助の根拠	予算補助
補助事業者	31 都道府県
保育所緊急整備事業の概要	国の交付金により造成した基金を活用して、社会福祉法人等の事業者が行う待機児童解消のための保育所の創設や老朽改築による保育環境整備等の保育所の施設整備に要する費用の一部を補助するもの
実施主体	131 市、10 特別区、24 町、1 村、計 166 実施主体
社会福祉法人等の事業者が市町村の算定方法によった場合よりも高率な最低制限価格を設定するなどしていた契約件数及び契約金額	302 件 462 億 7188 万余円(平成 21 年度～23 年度)
上記に係る助成金の額	215 億 0912 万円(背景金額)
上記 302 件のうち最低制限価格を下回る金額で入札した業者を失格としていて、助成金が過大となった契約件数及び契約金額	23 件 29 億 3161 万余円
上記に係る助成金の額	13 億 4580 万余円
節減できた助成金の額	5806 万円

## 1 制度の概要

### (1) 子育て支援対策臨時特例交付金の概要

厚生労働省は、「平成 23 年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心子ども基金)の交付について」(平成 23 年厚生労働省発雇児 0623 第 1 号)等に基づき、保育所の整備等を実施するなどにより、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うため、基金を造成して活用することを目的として、都道府県に対して、平成 20 年度以降、子育て支援対策臨時特例交付金を交付しており、20 年度から 23 年度までの間の交付額は計 4835 億 2651 万余円となっている。

### (2) 保育所緊急整備事業の概要

保育所緊急整備事業は、都道府県に造成された上記の基金を活用して行われる事業のう

ち、事業の実施主体である市町村(特別区を含む。以下同じ。)が、整備対象施設の設置主体である社会福祉法人等の事業者(以下「事業者」という。)に対して保育所(公立を除き、認定こども園を構成する保育所を含む。以下同じ。)の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的として、保育所の新設、修理、改造及び整備を実施するものである。そして、都道府県は、事業に必要な経費を必要に応じて基金から取り崩して、市町村に助成金として交付することとされている。また、市町村が事業者に対してこの助成金により補助する場合には、保育所の新設等を行うために締結する契約について、一般競争入札に付するなど、市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないことなどを条件に付さなければならないとされている。

### (3) 最低制限価格制度の概要

地方自治法(昭和22年法律第67号)及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)の規定によると、地方公共団体において特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることができることとされている(以下、この制度を「最低制限価格制度」という。)。最低制限価格制度は、競争入札において、契約の内容に適合した履行を確保することが困難と認められる低価格により落札されて粗漏工事が行われることなどを防止し、もって契約の内容に適合した履行を確保することを目的とするものである。

そして、最低制限価格を設けている場合は、これを下回る価格で入札した者は無条件に失格となり、競争入札から排除される。これは、地方自治法上、競争入札を行う場合は、原則として、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を契約の相手方とされていることの重要な例外であり、最低制限価格が合理的な根拠に基づいて設定されていない場合は、競争契約における競争の利益を阻害するおそれがある。

## 2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

近年、待機児童に対する国民の関心が高まってきており、保育所の整備の一層の促進等が強く求められる状況となっていることから、多くの保育所の整備が進められている。

そこで、本院は、合規性、経済性等の観点から、保育所緊急整備事業において締結される競争契約における最低制限価格が適切に設定されているかなどに着眼して、21年度から23年度までの間に34都道府県<sup>(注1)</sup>に所在する494市町村が助成金により補助を行った1,796事業を対象として検査を行った。検査に当たっては、このうち、最低制限価格が設定されていた345市町村の991事業について、最低制限価格に関する調書、契約書等の提出を求めて、内容を確認及び分析するとともに、136市町村の200事業について入札の実施状況を聴取するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 34都道府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、青森、秋田、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、富山、石川、福井、長野、愛知、三重、滋賀、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、高知、福岡、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各県

**(検査の結果)**

(注2)  
 検査したところ、31都道府県の166市町村が補助を行った282事業に係る302件の請負工事契約(契約金額計462億7188万余円、助成金の額215億0912万余円)について、競争契約における入札の際に、当該市町村が実施する公共工事等において最低制限価格が設定される際の算定方法に準ずることなく、当該市町村の算定方法によった場合よりも高率な最低制限価格が設定されていたり、当該市町村の契約手続では最低制限価格を設定することとはなっていないのに最低制限価格を設定していたりする事態が見受けられた。

しかし、これらの入札は、事業者が市町村の定める業者選定の手続に従って参加資格の審査を行うなどして、契約の内容に適合した履行が十分期待できるとした業者を参加させて行ったものである。したがって、上記のような事態は、合理的な根拠に基づくことなく競争入札から排除される者の範囲を拡大していることとなり、適切とは認められない。

そして、このうち12都府県の22市区町における22事業に係る23件の請負工事契約(契約金額計29億3161万余円、助成金の額13億4580万余円)の入札において、最低制限価格を下回る金額で入札した業者が実際に失格となり、競争入札から排除された結果、助成金の額が過大となっていた。

これについて事例を示すと次のとおりである。

**<事例>**

A県は、B市が保育所緊急整備事業として行った社会福祉法人Cによる保健所の新築工事への補助に対して、助成金9824万余円を交付していた。

社会福祉法人Cは、上記の工事契約に係る入札に際して、設計コンサルタントから助言を受けるなどして、最低制限価格を1億3493万余円(予定価格の96.38%)と設定し、B市が定めた業者選定の手続に従って入札に付していた。そして、最低制限価格を下回って入札した2業者を失格とし、1億3500万円で入札した業者を落札者として、これに消費税を加えた1億4175万円で契約を締結していた。

しかし、B市の算定方法に準じて最低制限価格を設定していたとすれば1億2600万円となり、最低の価格で入札した業者と契約額1億3713万円で契約できたことから、助成金は9516万余円となり、前記の9824万余円との差額308万円が節減できたと認められた。

このように、保育所緊急整備事業により市町村が補助を行う事業者が、保育所の施設整備の契約に係る入札に当たり、当該市町村が実施する公共工事等における算定方法によった場合よりも高率な最低制限価格を設定するなどしていたため、最低制限価格を下回る業者が実際に失格となり競争入札から排除される結果となっている事態は、競争契約における競争の利益を阻害していることなどから適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(注2) 31都道府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、青森、秋田、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、富山、石川、福井、長野、愛知、三重、滋賀、兵庫、奈良、島根、広島、山口、徳島、香川、福岡、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各県

(注3) 12都府県 東京都、大阪府、栃木、群馬、神奈川、富山、愛知、三重、兵庫、広島、宮崎、鹿児島各県

**(節減できた助成金の額)**

仮に、前記の22事業に係る23件の契約について、当該事業の実施主体である22市区町

の算定方法に準じて最低制限価格を設定するなどした場合に落札することとなる業者と契約を締結したとして、その契約金額(計 28 億 0446 万余円)に基づいて助成金の額を算出すると 12 億 8774 万円となり、前記の助成金の額 13 億 4580 万余円との差額 5806 万余円が節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

- ア 厚生労働省において、事業者が最低制限価格を設定する場合の具体的な取扱いについて、都道府県及び市町村に対して明確に示していなかったことから、市町村が事業者への周知を十分に行っていなかったこと
- イ 市町村及び事業者において、最低制限価格は契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときに設定できるものであり、合理的な根拠に基づいて設定されていない場合には、競争契約における競争の利益を阻害するおそれがあり、ひいては国費を財源とする基金が過大に取り崩されるおそれがあることについての理解が十分でなかったこと
- ウ 市町村において、アのことから補助事業の審査が十分でなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、厚生労働省は、24 年 8 月及び 25 年 7 月に、都道府県に対して事務連絡を発して、最低制限価格については、契約の内容に適合した履行を確保するために特に必要があると認めるときに設定できるものであること、また、事業者が最低制限価格の設定を行う際は、市町村が実施する公共工事等において最低制限価格を設定する際の算定方法に準ずべきであることについて市町村及び事業者に対して周知するとともに、市町村における補助事業の審査が適切に行われるよう周知する処置を講じた。

平成 21 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

柔道整復師の施術に係る療養費の支給について

平成 21 年度決算検査報告 357 ページ参照  
平成 22 年度決算検査報告 338 ページ参照  
平成 23 年度決算検査報告 350 ページ参照

1 本院が表示した意見

柔道整復師の施術に係る療養費(以下「療養費」という。)の支給対象となる負傷は、急性又は亜急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫であり、内科的原因による疾患は含まれないとされており、また、単なる肩こり及び筋肉疲労に対する施術は療養費の支給対象外であるとされている。そして、施術は、療養上必要な範囲及び限度で行うものとされ、とりわけ「長期又は濃厚な施術」とならないよう努めることとされている。しかし、頻度が高い施術、長期にわたる施術等の事例が多数見受けられたり、また、患者からの聞き取りによる負傷原因が外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫ではない患者に施術が行われていたりなどして請求内容に疑義があるのに、これらの施術に対して十分な点検及び審査が行われないまま療養費が支給されている事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」等がより明確になるよう検討を行って、長期又は頻度の高い施術が必要な場合には支給申請書にその理由を記載させるなどの方策を執るとともに、保険者等と柔道整復療養費審査委員会及び国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会(以下、両者を合わせて「柔整審査会」という。)に対して、施術が療養上必要な範囲及び限度で行われているかに重点を置いた点検及び審査を行うよう指導するなどして体制を強化し、内科的原因による疾患並びに単なる肩こり及び筋肉疲労に対する施術は療養費の支給対象外であることについて被保険者等に周知徹底を図るよう、厚生労働大臣に対して平成22年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

## 2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 前記の算定基準等のうち一部の項目の算定の考え方等については、23年3月、25年4月及び同年6月に地方厚生(支)局及び都道府県に対してその疑義解釈に関する事務連絡を発して、算定基準等がより明確になるよう周知を図った。

また、長期にわたって頻度の高い施術を行う場合については、25年4月に地方厚生(支)局、都道府県等に対して通知を発して、打撲・捻挫の施術が3か月間を超えて継続して1か月当たりの施術の頻度が高い場合は、支給申請書に負傷部位ごとに症状及び頻度の高い施術が必要な理由を記載した文書の添付を義務付けることとした。

イ 保険者等及び柔整審査会が行う点検及び審査については、24年3月に地方厚生(支)局、都道府県等に対して通知を発して、審査要領を改正するなどして多部位、長期又は頻度の高い施術について重点を置いた点検及び審査を行うこととするとともに、保険者等がこれらの施術に係る請求内容が算定基準等に沿って行われているか被保険者等に施術の状況等を確認するための方策を参考に示すなどしていた。

ウ 内科的原因による疾患並びに単なる肩こり及び筋肉疲労に対する施術が療養費の支給の対象外であることの被保険者等への周知徹底については、24年3月に地方厚生(支)局、都道府県等に対して通知を発して、保険者等による被保険者等への療養費の医療費通知の実施を徹底させるとともに、療養費の支給の対象外となる施術について保険者等から被保険者等に周知を図らせていた。

平成22年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

### (1) 社会保険診療報酬の所得計算の特例に係る租税特別措置について

〔平成22年度決算検査報告136、290ページ参照〕  
〔平成23年度決算検査報告187、355ページ参照〕

(157ページの財務省の項に掲記)

### (2) 第三者行為災害に係る支給停止限度期間の設定について

〔平成22年度決算検査報告308ページ参照〕  
〔平成23年度決算検査報告357ページ参照〕

## 1 本院が表示した意見

第三者行為災害は、通勤途上の交通事故被害等のように労災保険給付の原因である災害が第三者の行為等によって生じて、当該災害の被災労働者等に対して第三者が損害賠償の義務を負う災害であり、被災労働者等が第三者や当該第三者の加入している保険等から損害賠償を受けたときは、国はその保険金等の額を限度として労災保険給付を行わないこと(以下「支給停止」という。)ができることとされている。しかし、厚生労働省が支給停止限度期間を一律に3年と定めていることから、都道府県労働局は、災害発生から3年経過後に支給停止を解除して労災保険給付を開始することとしていたため、同一の損害に対して保険金等と労災保険給付の二重填補が生じている事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、支給停止の制度の趣旨を踏まえて、被災労働者等の保護という労災保険給付の目的等も勘案して、支給停止解除後の二重填補額が多額に上ることを避けるための方策を検討するよう、厚生労働大臣に対して平成23年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

## 2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、25年3月に都道府県労働局に通知を発するなどして、支給停止解除後の二重填補額が多額に上ることを避けるための方策として、災害発生から3年と定められていた支給停止限度期間を7年に延長して、同年4月以降に発生した災害について適用することとする処置を講じていた。

平成23年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

### (1) 生活保護における特別児童扶養手当等の収入認定について

(平成23年度決算検査報告290ページ参照)

#### 1 本院が求めた是正改善の処置

厚生労働省は、生活保護法(昭和25年法律第144号)等に基づき、都道府県又は市町村(特別区を含む。以下、これらを合わせて「事業主体」という。)に生活保護費等負担金を交付しており、事業主体は被保護世帯を単位として算定される生活費の額から被保護世帯における就労に伴う収入、手当収入等を基に収入として認定(以下「収入認定」という。)される額を控除して決定された保護費の額を支給することとなっている。しかし、都道府県や市の福祉事務所等が支給事務等を行っている特別児童扶養手当等の収入認定が適時かつ適正に行われていない事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、特別児童扶養手当等の収入が適時かつ適正に認定されるよう、①事業主体に対して、特別児童扶養手当等の受給資格の有無を関係部署に対して調査して確実に収入認定を行えるようにするために、組織的な業務管理を徹底するなど更なる体制の整備を図るよう技術的助言を行うとともに、②生活保護法施行事務監査の際に、特別児童扶養手当等の受給の確認や収入認定が適正に行われていない事業主体に対する指導を徹底するよう、厚生労働大臣に対して平成24年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

#### 2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、25年5月に都道府県等に通知を発するなどして、次のような処置を講じていた。

- ア 事業主体が特別児童扶養手当等の受給資格の有無を必要に応じて関係先に対して調査して収入認定を確実にを行うために、指導員による点検を徹底したり、特別児童扶養手当等の担当部局と連携して障害者手帳所持者に関する特別児童扶養手当等受給状況を確認することを徹底したりするなどの体制の整備を図るよう、技術的助言を行った。
- イ 生活保護法施行事務監査において、上記の処置が福祉事務所において実際に実施されているかについて確認して、十分に実施されていない場合には、改善のために必要な指導及び援助を行うこととした。

## (2) 医療保険における医療給付と介護保険における介護給付との給付調整について

(平成23年度決算検査報告294ページ参照)

### 1 本院が求めた是正改善の処置

国民健康保険法等では、同一の疾病等について要介護被保険者等が介護給付を受けることができる場合は、医療給付は行われなかったこととされるなど給付の調整(以下「給付調整」という。)を行うこととされている。しかし、医療機関等において給付調整が適切に行われずまま医療費の請求が行われているのに、市町村の国民健康保険担当部局及び後期高齢者医療広域連合において、国保連合会介護給付適正化システムにより提供される突合情報を活用した効率的なレセプト点検を実施するなどしていなかったため、医療費の支払が過大になっている事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、同システムによる突合情報を活用した効率的なレセプト点検を実施するための態勢整備を図ることなどにより、給付調整が適切に行われるよう、厚生労働大臣に対して平成24年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

### 2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、24年12月、25年1月、同年2月及び同年6月に都道府県等に通知を発するなどして、市町村の国民健康保険担当部局等において介護保険担当部局等との連携を図ることなどにより国保連合会介護給付適正化システムによる突合情報を活用したレセプト点検を実施するための態勢整備を図るよう技術的助言等を行うとともに、医療機関等に給付調整の適切な実施等について改めて周知するなどの処置を講じていた。

## (3) 労働時間等設定改善推進助成金及び職場意識改善助成金のアウトカム実績の把握等について

(平成23年度決算検査報告299ページ参照)

### 1 本院が表示した意見

厚生労働省は、中小企業事業主(以下「事業主」という。)の団体等に対して労働時間等設定改善推進助成金を支給するとともに、事業主に対して職場意識改善助成金を支給している。そして、事業の実施による両助成金の政策効果については、評価指標として、年次有給休暇

平均取得率(以下「年休取得率」という。)の上昇度合い等を設定して、その実績値(以下「アウトカム実績」という。)を評価して、評価結果を踏まえて必要に応じて事業の見直しなどを行うとしている。しかし、正確なアウトカム実績を把握していなかったり、厚生労働本省が都道府県労働局(以下「労働局」という。)に対してフォローアップを行うことを求めているのに、労働局がフォローアップを実施していなかったりする事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、労働局が正確なアウトカム実績の把握に必要な事業主の年休取得率等の報告を審査した上で厚生労働本省がこれに基づいたアウトカム実績を把握することができる体制を整備するとともに、両助成金の支給後における事業主の取組状況を把握するために、労働局に対して適時にフォローアップを行うように周知徹底を図るよう、厚生労働大臣に対して平成24年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

## 2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省等において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、24年10月及び25年5月に労働局に対して通知を発するなどして、次のような処置を講じていた。

ア 正確なアウトカム実績の把握に必要な事業主の年休取得率等の算出方法等について、事業主の団体等及び事業主を指導するとともに、労働局に対する報告が同指導に基づいたものとなっているかなどを審査の際に確認するよう指示して、正確なアウトカム実績を把握することができる体制を整備した。

イ 両助成金の支給後、一定期間を経過した事業主に対して、労働時間等の設定の改善への取組状況を確認して、取組が低調となっている場合はその理由を聴取したり改善を働きかけたりするなどのフォローアップを行うよう労働局に対して周知徹底を図った。

## (4) 第三者行為事故に係る年金の支給停止限度期間の設定について

(平成23年度決算検査報告305ページ参照)

### 1 本院が表示した意見

厚生労働省は、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)又は国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づき年金給付を行っており、年金給付の原因である被保険者の障害又は死亡が交通事故等のように被保険者等に対して第三者が損害賠償の義務を負う事故によるものであり、被保険者等が第三者から損害賠償を受けたときは、その損害賠償額を限度として年金の支給停止ができることとされている。しかし、昭和36年又は37年の取扱通知により24月と設定された支給停止限度期間の見直しが行われていないため、支給停止解除後の年金と損害賠償の二重補償額が多額に上っている事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、支給停止解除後の二重補償額が多額に上ることを避けるための方策を検討するよう、厚生労働大臣に対して平成24年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

### 2 当局の処置状況

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、支給停止解除後の二重補償額が多額に上ることを避けるための方策として、年金給付の目的等も踏まえつつ、24月と設定され

ている支給停止限度期間を一定程度延長するよう検討を行っており、今後、制度の見直しのために、取扱通知の改正等所要の処置を講ずることとしている。

#### (5) 協会に委託した安全衛生教育センターの業務運営から生じた剰余金について

(平成23年度決算検査報告311ページ参照)

##### 1 本院が表示した意見

厚生労働省は、事業者が行う安全又は衛生のための教育の効果的な実施を図るために、安全衛生教育センター(以下「センター」という。)を設置し、中央労働災害防止協会(以下「協会」という。)にセンターの業務運営を委託している。しかし、協会が国の委託を受けたセンターの業務運営から生じた多額の剰余金について、国庫へ納付されないまま協会に保有させている事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、協会が保有する剰余金について、適切な規模となるよう具体的な検討を行い、これを超える分を適宜国庫へ納付させることなどとするよう委託契約の契約条項を見直すことにより、必要に応じて国庫へ納付させるなどするよう、厚生労働大臣に対して平成24年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

##### 2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア センターの業務運営から生じた剰余金について、その額が適切な規模となるよう具体的に検討して、25年6月に、業務運営に必要な運転資金等に充てるために保有する剰余金の上限額を2億5000万円とすることで協会と合意し、剰余金の額が上限額を超えた場合は超えた額を速やかに国庫へ納付させるよう委託契約の条項を見直した変更契約を締結した。

イ 上記の変更契約により、23年度末における剰余金の額6億1658万余円から上記の上限額2億5000万円を超えた額である3億6658万余円を25年7月に協会から国庫へ納付させた。

#### (6) 社会福祉法人により設置された民間保育所が保有する積立預金等について

(平成23年度決算検査報告315ページ参照)

##### 1 本院が表示した意見及び要求した改善の処置

厚生労働省は、社会福祉法人が設置する保育所(以下「民間保育所」という。)に保育の実施を委託した市町村に対して、その委託に要した費用(以下「運営費」という。)の一部を交付しており、民間保育所は運営費を運営費収入として受け入れて、その残余を積立預金又は当期末支払資金残高のいずれかに整理している。しかし、一部の民間保育所において、使用計画を作成せず、使途について具体的に説明できないまま多額の積立預金を保有していたり、過大な当期末支払資金残高を保有していたりする事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、積立預金を含めた資金について、民間保育所の経営状況等の実態を調査して、運営費の使途についての透明性の確保を図る観点から、資金の流れが分かるよう、会計状況が明確になるような仕組みを設けることについて、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)等による新制度の施行までに検討するとともに、当期末支払資

金残高のうち過大な保有分については、指導監査において是正措置を執らせるなどの具体的な指導方法等を明確に定めて、都道府県等に対して通知を発するなどして周知する処置を講ずるよう、厚生労働大臣に対して平成24年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示し及び改善の処置を要求した。

## 2 当局の処置状況

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、24年度に、新制度の設計を行うために民間保育所の経営状況等の実態を調査するとともに、24年11月に都道府県等に通知を発して、当期末支払資金残高のうち過大な保有分については、指導監査において指導を行い、それでもなお過大な保有となっている場合については、過大な保有が解消されるまでの間、交付する運営費を減額することとするなど、民間保育所に対する具体的な指導方法等を定めて周知する処置を講じていた。

そして、会計状況が明確になるような仕組みを設けることについては、内閣府に設置された子ども・子育て会議において、財務情報の公表を含めた民間保育所における会計処理の運営基準等を新制度の施行までに検討することとしている。

## (7) 国民健康保険団体連合会等補助金による基盤整備事業で整備した機器等の活用について

(平成23年度決算検査報告321ページ参照)

### 1 本院が要求した改善の処置

国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)は、社会保障カードの導入に向けた環境整備の一環として、基盤整備事業を実施しており、厚生労働省は、これに要する経費を保険者事務共同電算処理事業として、国民健康保険団体連合会等補助金の交付対象に含めている。しかし、国保連合会において、基盤整備事業により整備された機器等が活用されないままとなっている事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、基盤整備事業で整備された機器等の活用状況を把握した上で、活用されていない機器等について、各国保連合会が行う保険者事務共同電算処理事業等において早期に活用するための方策を検討し、これを国保連合会に対して指示することにより、国庫補助金により整備した機器等の有効な活用を図るよう、厚生労働大臣に対して平成24年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

### 2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、基盤整備事業で整備された機器等の活用状況を把握した上で、活用されていない機器等について早期に活用するための方策を検討し、25年1月に各国保連合会を指導監督する都道府県に対して通知を発するなどして、サーバ及び端末については、各国保連合会において新たに導入されることとなった保健事業に係るシステム等において活用を図るよう指示を行い、これに基づき、各国保連合会は、全てのサーバ及び端末を活用する処置を講じていた。また、医療機関等による被保険者資格の照会及び確認を行うためのシステムについては、既に導入が決定している社会保障・税番号制度において、今後、医療機関等が当該制度の対象とされることとなった場合に活用を図ることを検討することとする処置を講じていた。

## (8) 生活保護における就労支援(生業扶助の支給)について

(平成23年度決算検査報告325ページ参照)

### 1 本院が要求した改善の処置

厚生労働省は、生活保護法(昭和25年法律第144号)等に基づき、都道府県又は市町村(特別区を含む。以下、これらを合わせて「事業主体」という。)に生活保護費等負担金を交付しており、このうち生業扶助は被保護者の収入を増加させ又はその自立を助長する見込みがある場合に限り技能修得費等を支給するものである。しかし、事業主体において、被保護者の自立に向けた目標を明確にしないまま技能修得費を支給したことなどのため、生業扶助の効果が必ずしも十分に発現していない事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、生業扶助の効果がより発現されることとなるよう、技能修得費の支給に当たり、被保護者の適性等を踏まえて、具体的な自立に向けた目標を設定させるなど自立の助長に向けた被保護者に対する支援を行うなどの技術的助言を事業主体に対して行ったり、生活保護法施行事務監査において、技能修得費の支給状況及びその後の就労等に向けた支援の実施状況を確認して、指導を徹底したりする処置を講ずるよう、厚生労働大臣に対して平成24年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

### 2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、25年5月に都道府県等に通知を発するなどして、次のような処置を講じていた。

ア 被保護者に対して技能修得費を支給する目的や取得を目指す資格の内容等その意義や効果について十分説明を行うことや、技能修得費を支給した後に、技能修得の状況等を十分把握して、資格の取得やその後の就労等により結びつくものとなるよう必要な支援を行うこと、また、支援の経過等について、被保護世帯に対する援助及び指導方針等を記録するケース記録等に確実に記載することについて技術的助言を行った。

イ 生活保護法施行事務監査において、上記処置の実施状況等を確認して、十分に実施されていない場合には改善のために必要な指導及び援助を行うこととした。

## (9) 社会福祉施設等施設整備費補助金等による施設整備等について

(平成23年度決算検査報告330ページ参照)

### 1 本院が要求した改善の処置

厚生労働省は、障害福祉サービス(以下「サービス」という。)を提供する事業者である社会福祉法人等が行う事業所の施設整備等に対して都道府県等が行う補助事業に社会福祉施設等施設整備費補助金等を交付している。しかし、149事業者において、補助金により施設整備等を行った事業所がサービスの提供を廃止等したり、サービスの利用定員を減らしたり、サービスの利用が低調となったりしている事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、補助対象の選定に当たり、都道府県等に対してサービスの具体的な需要の有無を把握した上で審査を行うよう指導し助言したり、サービスの具体的な需要の有無及び整備計画の妥当性について審査を行ったり、事業所が所在する市町村に対して事業者が補助金の交付申請を行う際にサービスの特徴等を理解した上でサービスの具

体的な需要の有無を把握するよう都道府県等を通じて事業者に指導し助言したり、施設整備等の実施後に、事業所が所在する市町村がサービスの利用状況を十分に把握し、障害者等に対する周知の重要性等について事業者に助言等を行うことを都道府県等を通じて指導し助言したりするよう、厚生労働大臣に対して平成24年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

## 2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、25年5月に都道府県等に通知を発するなどして、次のような処置を講じていた。

ア 都道府県等に対して、補助対象の選定に当たり、サービスの具体的な需要の把握に関する調査に係る資料を施設整備予定地の市町村長の意見書に添付させるなどして需要の有無を把握した上で、必要に応じて関係機関と連携をとるなどして確認して審査を行うことを指導し助言した。

イ 都道府県等が地方厚生(支)局に提出する国庫補助協議書の添付書類に上記市町村長の意見書を必ず添付させることとし、各地方厚生(支)局が実施しているヒアリングにおいて、新たに整備するサービスについて、具体的な需要の有無を確認して整備計画の妥当性について審査を行うこととした。

ウ 都道府県等を通じて、事業所が所在する市町村に対して、事業者が国庫補助金の交付申請を都道府県等に行う際に、各サービスの特徴等を十分に理解して、サービスに対する具体的な需要の有無を把握するよう事業者に助言等を行うことについて、指導し助言した。

エ 都道府県等を通じて、事業所が所在する市町村に対して、事業所が提供するサービスの利用状況を十分把握するとともに、提供するサービスの障害者等に対する周知の重要性等について事業者に各種の助言を行うことについて、指導し助言した。

## (10) 地方厚生局等が保有している診療報酬返還情報等を活用した労災診療費の支払に係る事後確認について

(平成23年度決算検査報告336ページ参照)

### 1 本院が要求した改善の処置

厚生労働本省は、業務上の事由等で負傷するなどした労働者に対して診療を行った都道府県労働局長の指定を受けた医療機関等(以下「指定医療機関等」という。)からの労災診療費の請求について、都道府県労働局(以下「労働局」という。)が内容を審査した上で支払っている。また、地方厚生局等は、保険医療機関に対して個別指導等を実施した結果、過大に支払われていた診療報酬を自主返還するなどした情報等(以下「診療報酬返還情報等」という。)を保有している。しかし、労働局は、保険医療機関でもある指定医療機関等に関する診療報酬返還情報等を把握しておらず、これを活用した労災診療費の支払に係る事後確認を行っていなかったことなどから、労災診療費が過大に支払われたままとなっている事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、労働局が地方厚生局等から診療報酬返還情報等の提供を受けられる体制を整備するとともに、労働局に対して診療報酬返還情報等を活用して労災診療費の支払に係る事後確認を行うように指導するよう、厚生労働大臣に対して平成24年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

## 2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、労働局と地方厚生局等との間で調整を図るよう、25年4月に労働局、地方厚生局等に対してそれぞれ通知を発するなどして、次のような処置を講じていた。

ア 労働局と地方厚生局等との間で、診療報酬返還情報等の具体的な提供方法等について調整を行い、労働局が地方厚生局等から診療報酬返還情報等の提供を受けられる体制を整備した。

イ 労働局に対して、地方厚生局等から得られた診療報酬返還情報等を活用して労災診療費の支払に係る事後確認を行い、その活用状況について毎年度報告するよう指導した。

第11 農 林 水 産 省

不 当 事 項

役 務

- (316) 森林域における放射性物質流出抑制対策調査に係る委託事業の実施に当たり、他の受託業務等に係るレーザ計測の経費を含めるなどして委託費を支払っていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)林野庁 (項)東日本大震災復旧・復興森林整備・保全費
部 局 等	林野庁
契 約 名	平成 23 年度森林域における放射性物質流出抑制対策調査
契 約 の 概 要	東北地方太平洋沖地震に伴う福島第一原子力発電所の事故により発生した放射性物質を含む土砂が森林域から流出することを防止するための治山対策について検討することを目的として、航空機を使用したレーザ計測を実施するなどして詳細な地形の解析等を行うもの
契 約 の 相 手 方	アジア航測株式会社
契 約	平成 23 年 12 月 一般競争入札
支 払 額	168,000,000 円(平成 23 年度)
過大となっていた支払額	19,052,974 円(平成 23 年度)

1 委託事業の概要等

(1) 委託事業の概要

林野庁は、東北地方太平洋沖地震に伴う福島第一原子力発電所の事故により発生した放射性物質を含む土砂が森林域から流出することを防止するための治山対策について検討することを目的として、平成 23 年度第 3 次補正予算により、森林域における放射性物質流出抑制対策調査事業をアジア航測株式会社(以下「アジア航測」という。)に委託して実施している(以下、この事業を「委託事業」という。)

委託契約書等によると、委託事業の調査内容は、宮城、福島、栃木各県の全域を対象として、衛星写真等により、森林域における山腹の崩壊等に伴い放射性物質を含む土砂が森林域から流出するおそれのある危険箇所を把握することなどとされている。そして、特に放射性物質を含む土砂が流出することによる影響が大きいと考えられる福島第一原子力発電所から半径 20.0km~30.0km圏内の地域(約 750.0km<sup>2</sup>)については、航空機を使用して上空からレーザ光を照射し、その反射波を計測すること(以下「レーザ計測」という。)により詳細な地形の解析を行うこととされている。また、飛行制限等の理由により当該地域におけるレーザ計測を実施できない場合には、林野庁とアジア航測において協議の上、レーザ計測の対象地域を別に定めることとされている。

## (2) 委託費の額の確定等

委託契約書によると、林野庁は、委託事業が終了して実績報告書の提出を受けたときは、委託事業が委託契約の内容に適合するものであるかどうかの検査を行うものとされており、適合すると認めるときは、委託契約書に定める委託費の限度額(以下「支払限度額」という。)と委託事業の実施に要した経費の実支出額とを比較して、いずれか低い額を委託費の額として確定して、その支払を行うものとされている。

そして、林野庁は、アジア航測から提出された実績報告書等を検査した上で、当該実支出額 171,570,042 円が支払限度額 168,000,000 円を上回ることから委託費の額を 168,000,000 円と確定して、その支払を行っている。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、委託事業の実施に要したとする経費は適正かなどに着眼して、林野庁及びアジア航測において、アジア航測に支払われた前記の委託費を対象として、実績報告書等の関係書類により会計実地検査を行った。

### (2) 検査の結果

アジア航測は、委託事業の実施に当たり、林野庁と協議の上、福島第一原子力発電所から半径 20.0km～30.0km圏内の大部分の地域及び当該 30.0km圏に隣接する一部の地域をレーザ計測の対象地域と決定し、専用の航空機を使用して実施したとしていた。そして、アジア航測は、実績報告書の提出に当たり、委託事業におけるレーザ計測の実施に要した当該航空機の運航時間は計 99.7 時間であるとして、これにレーザ計測の実施に要する経費の 1 時間当たりの単価を乗じて、レーザ計測に係る経費(以下「レーザ計測費」という。)を算定していた。

しかし、アジア航測は、委託事業におけるレーザ計測の実施に当たり、当該対象地域とは異なる地域において、他の受託業務等に係るレーザ計測も併せて実施していた。

そして、アジア航測は、上記の運航時間 99.7 時間に、委託事業の実施と関係のないこれらのレーザ計測の運航時間計 29.8 時間を含めていた。このため、実績報告書に記載していたレーザ計測費は、委託事業のレーザ計測の実施に要した運航時間に基づくものとなっていなかった。

したがって、レーザ計測の実施に要した適正な運航時間に基づきレーザ計測費を算定するなどして、改めて委託費の適正な実支出額を算定すると 148,947,026 円となり、支払限度額 168,000,000 円を下回ることから 148,947,026 円が適正な委託費の額となり、前記の支払額 168,000,000 円との差額 19,052,974 円が過大に支払われていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、アジア航測において委託費の適正な会計経理に対する認識が欠けていたこと、林野庁において実績報告書等の審査等が十分でなかったことなどによると認められる。

役務・補助金

第3章 第1節 第11 農林水産省

- (317) 委託事業及び補助事業において、従事者に対して実際に支給した給与等の額に基づかず  
 (318) に人件費を算定するなどしていたため、委託費の支払額及び補助金の交付額が過大となっていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農林水産物・食品輸出促進対策費(委託事業) (項)農山漁村6次産業化対策費(補助事業)
部 局 等	農林水産本省
〈役 務〉	
契 約 名	平成22年度海外ビジネスネットワーク構築委託事業(ジャパンパビリオン設置(香港(Asia Fruit Logistica 2010)))等6契約
契 約 の 概 要	日本産の農林水産物及び食品の輸出拡大のため、海外の主要国で開催される国際見本市への出展等の事業を行うものなど
契 約 の 相 手 方	(1) 株式会社近鉄エクスプレス販売 (2) 株式会社日ソ貿易
契 約	(1) 平成22年6月 契約5件(公募実施後の随意契約) (2) 平成22年6月 契約1件(公募実施後の随意契約)
支 払	(1) 平成23年3月ほか (2) 平成23年4月
支 払 額	(1) 135,553,158円(平成22年度) (2) 20,412,000円(平成22年度) 計 155,965,158円
過大となっていた支払額(ア)	(1) 13,539,181円(平成22年度) (2) 3,345,861円(平成22年度) 計 16,885,042円
〈補 助 金〉	
補 助 の 根 拠	予算補助
補 助 事 業 者 (事 業 主 体)	(1) 株式会社近鉄エクスプレス販売 (2) 株式会社日ソ貿易
補 助 事 業	(1) 輸出総合支援事業のうちマッチング対策等3事業 (2) 農林水産物等輸出課題解決対策等2事業
補助事業の概要	海外の有望市場において輸出志向のある農林漁業者等と現地需要者とのマッチング商談会を実施するものなど
上記の補助事業に対する国庫補助金交付額	(1) 38,648,321円(平成22年度) (2) 36,317,573円(平成22、23両年度) 計 74,965,894円
不当と認める国庫補助金相当額(イ)	(1) 8,335,781円(平成22年度) (2) 24,444,890円(平成22、23両年度) 計 32,780,671円

(ア)及び(イ)の計	(1)	21,874,962 円(平成 22 年度)
	(2)	27,790,751 円(平成 22、23 両年度)
	計	49,665,713 円

## 1 委託事業等の概要

農林水産本省(以下「本省」という。)は、平成 22 年度に、日本産の農林水産物及び食品の輸出を拡大するなどのために、株式会社近鉄エクスプレス販売及び株式会社日ソ貿易(以下「2 会社」という。)に、委託契約に基づき「平成 22 年度海外ビジネスネットワーク構築委託事業(ジャパンパピリオン設置(香港(Asia Fruit Logistica 2010)))」等 6 件の委託事業を実施させており、委託費計 155,965,158 円を支払っている。また、本省は、22、23 両年度に、海外の有望市場において輸出志向のある農林漁業者等と現地需要者とのマッチング商談会を実施させるなどのために、農山漁村 6 次産業化対策事業関係補助金交付要綱(平成 22 年 21 総合第 2075 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。)等に基づき、2 会社に対して農山漁村 6 次産業化対策事業費補助金 5 件、計 74,965,894 円を交付している。

本省は、上記の委託契約及び交付要綱等に基づき、委託事業及び補助事業(以下、これらを合わせて「委託事業等」という。)が終了し、2 会社から委託事業等の成果が記載された実績報告書等の提出を受けたときは、当該委託事業等が委託契約や補助金の交付決定の内容等に適合するものであるかどうかについて審査、確認等を行っている。その結果、適合すると認めるときは、委託契約で定めた委託費の限度額又は国庫補助金の交付決定額と 2 会社が委託事業等に要した経費の実支出額とのいずれか低い額を委託費の額又は国庫補助金の額として確定し、2 会社に支払うこととしている。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、委託事業等に係る経費の算定は適正かなどに着眼して、本省及び 2 会社において、前記の委託事業 6 件及び補助事業 5 件を対象として、実績報告書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

### (2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり、適正とは認められない事態が見受けられた。

#### ア 人件費について

2 会社は、委託事業 6 件及び補助事業 5 件について、委託事業等に従事した者(以下「従事者」という。)ごとに社内での役職等を勘案して時間単価を設定し、これに従事者が委託事業等に従事した時間数を乗じて得た額を人件費として実績報告書に計上していた。

しかし、時間単価について、株式会社近鉄エクスプレス販売は、他社の事例を参考にしたなどとして、具体的な根拠に基づくことなく設定しており、株式会社日ソ貿易は、従事者に対して実際に支給した給与等の合計額を水増しした上で、この額を基に設定していた。また、2 会社は、委託事業等に従事した時間数について、管理職の職位にあって時間外手当が支給されていない従事者が所定労働時間外に委託事業等に従事した時間数を含めるなどしていた。このため、実績報告書に計上された人件費の額は、実支出額より高い額となっていた。

イ 外注費について

株式会社日ソ貿易は、23年度に実施した補助事業1件において、ロシア連邦のスーパーマーケットで日本食フェアを開催したとして、店舗スペースの賃借、販売員の確保等を3業者に発注した費用計18,537,528円(以下「外注費」という。)を補助対象事業費として実績報告書に計上していた。

しかし、上記の外注費は、いずれも国庫補助金の交付決定前に締結した契約に係るものであり、国庫補助金の交付対象とならないものであった。

したがって、2会社が委託事業6件及び補助事業5件の従事者に対して実際に支給した給与等の合計額に基づき適正な人件費を算定するとともに、補助事業1件の外注費を補助対象事業費から除外するなどして適正な委託費及び国庫補助金の額を算定すると、計139,080,116円及び計42,185,223円となることから、前記の委託費支払額及び国庫補助金交付額との差額16,885,042円及び32,780,671円、計49,665,713円(株式会社近鉄エクスプレス販売21,874,962円、株式会社日ソ貿易27,790,751円)が過大となっていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2会社において委託事業等に係る適正な経費の算定等についての認識が欠けていたこと、本省において委託事業等の実績報告書等の審査及び確認並びに2会社に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

補 助 金

- (319) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの
- (367)

会計名及び科目	一般会計	(組織)農林水産本省	
			(項)食品産業競争力強化対策費
			(項)食の安全・消費者の信頼確保対策費
			(項)担い手育成・確保対策費
			(項)農業・食品産業強化対策費
			(項)農業経営支援対策費(平成19年度以前は、(項)農業保険費)
			(項)農山漁村6次産業化対策費
			(項)農業生産基盤整備・保全事業費
			(項)農村地域資源等保全推進費(平成22年度以前は、(項)農村振興費)
			(項)農村振興費
			(項)農村整備事業費
			(項)農山漁村活性化対策費
			(項)農山漁村地域整備事業費
			(項)バイオマス利用等対策費

	(組織)林野庁 (項)森林整備・保全費
	(項)林業振興対策費(平成22年度以前は、 (項)林業・木材産業等振興対策費)
	(項)森林整備・林業等振興対策費
	(組織)水産庁 (項)水産業振興費
部 局 等	農林水産本省、林野庁、水産庁、6農政局
補助等の根拠	農業災害補償法(昭和22年法律第185号)、土地改良法(昭和24年法律第195号)等
補助事業者等 (事業主体)	道、府2、県20、市1、団体18、計42補助事業者等(県7、市1、 団体14、計22事業主体)
間接補助事業者 等(事業主体)	市13、町9、その他28、計50間接補助事業者等(市5、町5、その 他27、計37事業主体)
補助事業等	農業・食品産業強化対策整備交付金事業、森林整備加速化・林業再生 基金事業等
事業費の合計	46,142,282,349円
上記に対する国 庫補助金等交付 額の合計	37,341,373,976円
不当と認める事 業費の合計	1,026,541,028円
上記に対する不 当と認める国庫 補助金等相当額 の合計	711,171,148円

## 1 補助金等の概要

農林水産省所管の補助事業は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

## 2 検査の結果

本院は、合規性、経済性、有効性等の観点から、41都道府県、1,239市町村等及び486団体において、実績報告書、設計図面等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、7県、38市町等、14団体、計58事業主体(うち1事業主体が補助事業者等と間接補助事業者等の両方に該当する。)が実施した農業・食品産業強化対策整備交付金事業、森林整備加速化・林業再生基金事業等に係る国庫補助金711,171,148円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

### (1) 補助の対象とならないなどのもの

18件 不当と認める国庫補助金 64,891,018円

### (2) 補助対象事業費を過大に精算するなどしていたもの

11件 不当と認める国庫補助金 244,582,389円

- (3) 工事の設計が適切でなかったなどのもの  
11件 不当と認める国庫補助金 203,924,776円
- (4) 補助金で造成した基金の使用が適切でなかったもの  
5件 不当と認める国庫補助金 42,114,219円
- (5) 事業の一部を実施していなかったもの及び補助の対象とならないもの  
2件 不当と認める国庫補助金 144,757,167円
- (6) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの及び補助の対象とならないもの  
1件 不当と認める国庫補助金 6,235,702円
- (7) 補助の目的を達していなかったもの  
1件 不当と認める国庫補助金 2,139,925円
- (8) 工事の出来高が不足していたもの  
1件 不当と認める国庫補助金 1,304,100円
- (9) 工事の施工が適切でなかったもの  
1件 不当と認める国庫補助金 1,221,852円

また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。

- (1) 補助の対象とならないなどのもの 18件 不当と認める国庫補助金 64,891,018円  
農業・食品産業強化対策整備交付金事業の交付対象事業費に、交付の対象とならない経費を含めるなどしていたもの (8件 不当と認める国庫補助金 20,933,662円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める事業費 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
(319)	農林水産省	北海道	河東郡音更町	音更町農業協同組合(事業主体)	農業・食品産業強化対策整備交付金	20	578,592	275,520	5,763	2,881
(320)	同	同	河西郡芽室町	芽室町農業協同組合(事業主体)	同	22	648,107	304,047	15,945	7,972
(321)	関東農政局	栃木県	上都賀郡西方町	(注)上都賀郡西方町(事業主体)	同	20	165,530	82,750	4,575	2,287
(322)	同	千葉県	習志野市	千葉みらい農業協同組合(事業主体)	同	21	365,923	174,055	3,893	1,944
(323)	北陸農政局	石川県	小松市	(事業主体)	同	21	253,202	119,832	3,944	1,866
(324)	東海農政局	三重県	鈴鹿市	株式会社鈴鹿みどりの大地(事業主体)	同	21	94,932	45,206	3,185	1,592
(325)	九州農政局	佐賀県	杵島郡白石町	佐賀県農業協同組合(事業主体)	同	20	196,511	93,577	2,360	1,180

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(326)	九州農政局	長崎県	五島市	農業者	農業・食品産業強化対策整備交付金 ごとう農業協同組合(事業主体)	22	294,350	118,850	2,416	1,208
(319)-(326)の計							2,597,150	1,213,837	42,083	20,933

(注) 平成23年10月1日以降は栃木市

これらの交付金事業は、8事業主体が、産地競争力の強化等を目的として、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設等の整備を事業費計2,597,150,321円(交付金交付額計1,213,837,000円)で実施したものである。

「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年16生産第8262号大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長及び経営局長通知)等によると、①パレット、②運搬台車、③目的外使用のおそれの多い機械等は交付の対象とならないとされている。

しかし、前記の8事業主体は、交付対象事業費の算定に当たり、交付の対象とならないパレット、運搬台車、目的外使用のおそれの多い事務用備品等の購入費等計42,083,926円を含めるなどしており、これに係る交付金相当額計20,933,662円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、8事業主体において本件交付金事業における交付の対象についての理解が十分でなかったこと、道県及び市町において本件交付金事業に係る審査及び確認並びに事業主体に対する指導が十分でなかったこと、地方農政局等において道県に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

芽室町農業協同組合は、平成22年度に、ばれいしょ、枝豆等の処理加工施設及び冷凍保管施設の整備を事業費648,107,880円(交付対象事業費608,095,600円、交付金交付額304,047,000円)で実施していた。

しかし、同組合は、上記の交付対象事業費に、交付の対象とならないパレット2,416枚の購入費計15,945,600円(交付金相当額7,972,640円)を含めていた。

国庫補助金の交付決定前に事業を実施するなどしていて補助の対象とならないもの

(5件 不当と認める国庫補助金 27,136,015円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(327)	関東農政局		株式会社味匠(事業主体)	—	食品循環資源品質維持体制整備	21	35,280	16,800	35,280	16,800
(328)	東海農政局		愛知県担い手育成総合支援協議会(事業主体)	—	新規就農定着促進	21	17,693	17,683	3,501	3,501
(329)	近畿農政局	滋賀県	草津市	農業者	農業・食品産業強化対策整備交付金 北大萱ファーム(事業主体)	21	4,880	2,440	4,880	2,440
(330)	中国四国農政局	高知県	四万十市	農業者	融資主体型補助	22	4,674	4,674	1,920	1,920
(331)	同		四万十市担い手育成総合支援協議会(事業主体)	—	新規就農定着促進	21	10,202	10,202	2,475	2,475
(327)-(331)の計							72,729	51,799	48,056	27,136

これらの補助事業等は、食品循環資源の再生利用、新規就農者の育成、農畜産物の高付加価値化等を図るために、民間団体等が事業主体となって、有機性廃棄物処理装置の整備、トラクター等の農業用機械の導入を実施するなどしたものである。

補助事業等の実施要綱等によれば、地方農政局等による国庫補助金等の交付決定又は事業に係る計画の承認前に自力で実施中の事業又は既に完了した事業を国庫補助金等の交付の対象とすることは認められないなどとされている。

しかし、前記の5事業主体は、地方農政局による国庫補助金等の交付決定又は事業に係る計画の承認前に自力で実施中の事業又は既に完了した事業(事業費計 48,056,015 円)を国庫補助金等の交付の対象に含めるなどしていた。

したがって、これらの事業は補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金等相当額計 27,136,015 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において補助事業等の適正な実施についての認識が欠けていたこと、地方農政局において補助事業等の審査及び確認並びに事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

株式会社味匠(以下「会社」という。)は、平成21年度に、食品関連事業者の事業場で発生する食品循環資源を肥飼料として再生利用するために、有機性廃棄物処理装置(以下「装置」という。)の整備を行うとして国庫補助金の交付申請を行い、22年2月に関東農政局から交付決定を受けていた。

その後、会社は、同月に販売業者と装置の購入契約を契約金額 35,280,000 円(国庫補助対象事業費同額)で締結して、同年3月に装置が納入されたとして、同農政局に実績報告書、契約書等を提出し、これにより国庫補助金 16,800,000 円の交付を受けていた。

しかし、上記の契約書等の日付は実際と異なる虚偽のものであり、会社は同農政局による国庫補助金の交付決定より前の21年10月に装置を発注しており、同年12月に装置が納入されていた。

新規就農定着促進事業による助成が補助の対象とならないもの

(2件 不当と認める国庫補助金 4,844,000 円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(332)	九州	農政局	松浦地域農業担い手育成総合支援協議会(事業主体)	—	新規就農定着促進	21	5,651	5,651	1,651	1,651
(333)	同	同	玖珠町担い手育成総合支援協議会(事業主体)	—	同	21	4,791	4,791	3,193	3,193
(332)	(333)の計						10,442	10,442	4,844	4,844

これらの補助事業は、新規就農者の経営の早期安定を図り、地域における将来の担い手を育成及び確保するために、新規就農者による農業用機械及び施設の導入について助成を行ったものである。

新規就農定着促進事業実施要綱(平成21年21経営第791号農林水産事務次官依命通知)等によれば、助成の対象は、就農計画を都道府県に提出して、当該就農計画が適当である旨の認定を受けた新規就農者が自らの経営において使用するために行う農業用機械及び施設の導入となっている。すなわち、農業

法人の雇用就農者及び農業以外の職業に恒常的に従事して片手間に農業に従事する者は助成の対象者とならないこと、親の農業経営の下で農業に従事する者が助成を受けようとする場合には、自らが経営責任を有する区分された部門を受け持ち、その部門の経営収支に関する帳簿を作成することなどにより、自らの経営部門と親の経営が明確に区分されている必要があることなどとなっている。

前記の2事業主体は、新規就農者4名に対して助成金計10,442,000円を交付したとして、九州農政局に実績報告書を提出して、これにより国庫補助金計10,442,000円の交付を受けていた。

しかし、2事業主体が助成金を交付した新規就農者4名のうち2名は、農業法人の雇用就農者であったり、農業以外の職業に常勤で従事していて、就農計画において自らが受け持つとしていた部門の経営収支に関する帳簿を作成しておらず、自らの経営部門と親の経営を明確に区分していなかったりするなど、農業用機械及び施設を自らの経営において使用しているとは認められなかった。

したがって、2事業主体が新規就農者2名に対して交付した助成金計4,844,000円は補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金計4,844,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2事業主体において補助事業に係る審査及び確認が十分でなかったこと、九州農政局において2事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

**農地・水保全管理支払交付金事業(共同活動支援交付金事業)の実施に当たり、交付対象とならない経費を含めていたり、事業の一部を実施していなかったりしていたもの**

(1件 不当と認める国庫補助金 8,191,541円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(334)	九州農政局		熊本県農地・水・環境保全向上対策地域協議会(事業主体)	—	(注) 農地・水保全管理支払交付金	19~23	8,703,648	4,351,824	16,383	8,191

(注) 平成22年度以前は農地・水・環境保全向上対策交付金

この交付金事業は、「農地・水保全管理支払交付金実施要綱」(平成23年22農振第2261号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)等に基づき、農林水産省が、農地・水・環境の良好な保全とその質的向上を図ることを通じて地域の振興に資するために、熊本県農地・水・環境保全向上対策地域協議会(以下「地域協議会」という。)に対して交付金を交付し、地域協議会は、これに地方公共団体から交付を受けた同額の交付金を加えて、地域ぐるみで共同活動に取り組む組織(以下「活動組織」という。)を支援するために交付金を交付するものである。この交付金の交付額は、交付対象農用地の面積に田、畑等の地目ごとの交付単価を乗じた金額の合計額とされている。

要綱等によれば、活動組織と市町村との間で締結した協定に記載されている活動計画に定めた事項を活動組織が実施することが交付金交付の要件とされている。そして、活動計画の事項には、地域協議会が作成した地域活動指針に沿った活動内容や活動の対象となる農業用施設が定められており、これら以外の活動等に対して支出された場合には、交付金に相当する金額について返還することとされている。また、要綱等によれば、活動組織が農用地を耕作可能な状態に保全管理することなどが交付金交付の要件とされている。そして、事業実施期間の最終年度である平成23年度末に遊休化している交付対象農用地があるなどの場合には、当該交付対象農用地に係る交付金を協定締結年度に遡って返還することとされている。

地域協議会は、19年度から23年度までの事業実施期間に、熊本県内に所在する活動組織を支援するために、交付対象事業費計8,703,648,000円に対して九州農政局から交付金計4,351,824,000円の交付を受けていた。

しかし、検査したところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

ア 昭和地域資源保全協議会(八代市所在)は、21年度から23年度までの間に、八代市が管理する遊水池の法面に従前から不法投棄されていた産業廃棄物332.8tの処分を業者に委託(委託費計8,357,180円)していたが、地域活動指針によれば、ゴミの不法投棄を生じさせないために農業用施設周辺の定期的な巡回点検、清掃等を行うことが活動内容として定められており、上記の産業廃棄物の処分はこれを逸脱する活動内容であった。

イ 川登地区地域資源保全活動隊(荒尾市所在)は、22、23両年度に、ため池の泥上げやため池周辺の立木の伐採等を業者に委託(委託費計1,283,100円)していたが、活動計画において、当該ため池は対象施設として位置付けられていなかった。

ウ 津奈木地域資源保全隊(葦北郡津奈木町所在)は、19年度から23年度までの事業実施期間に、田3,497a、畑22,510a、計26,007a(22年度以前は計26,936a)の交付対象農用地において、遊休農地等の草刈り等を適正に行い、耕作可能な状態に農用地を保全管理する活動を行ったとしていたが、津奈木町の農業委員会が23年に実施した耕作放棄地全体調査の結果と上記の交付対象農用地とを照合するなどしたところ、交付対象農用地のうち4,710a(田186a、畑4,524a。これらに係る交付対象事業費計6,742,800円)は23年度末に遊休化しており、これらの農用地に係る保全管理が適正に実施されていなかった。

したがって、地域協議会における適正な交付対象事業費を算定すると計8,687,264,920円となることから、前記の交付対象事業費計8,703,648,000円との差額計16,383,080円が過大となっていて、これに係る交付金相当額8,191,541円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、各活動組織において、要綱等に基づく本件交付金事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、九州農政局、熊本県、八代市、荒尾市、津奈木町及び地域協議会において、実施状況報告書等の審査及び確認並びに各活動組織に対する要綱等に基づく事業の適正な実施に関する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

**森林整備地域活動支援交付金事業が適正に実施されておらず、交付の対象とならないもの**

(1件 不当と認める国庫補助金2,572,600円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(335)	林	野	庁	千葉県	鴨川市、南房総市	22	2,572	2,572	2,572	2,572
					森林整備地域活動支援交付金					
					千葉県森林組合安房支所(事業主体)					

この交付金事業は、千葉県森林組合安房支所(以下「支所」という。)が、平成22年度に、千葉県鴨川市及び南房総市に所在する森林計8か所、計257.26haにおいて、気象害等による被害状況等を確認するための森林内の踏査等(以下「確認踏査等」という。)を実施するものである。

そして、支所は、当該面積に交付単価(1ha当たり10,000円)を乗じて交付対象額を計2,572,600円と算出した上、2市に対して実績報告書を提出するなどして、千葉県から2市を通じて同額の交付金計2,572,600円の交付を受けていた。

しかし、支所が実績報告書とともに2市に対して提出した確認踏査等の実施結果に関する報告書(以下「確認踏査等報告書」という。)には、本来記載されるべきルート図、写真撮影箇所図等が全く記載されていなかった。また、同一の林木の写真が異なる2か所の森林の現況写真として貼付されていたり、実際には災害等による被害が発生している箇所について被害なしとされていたりしている虚偽の記載が見受けられた。

さらに、確認踏査等報告書では、支所が確認踏査等を委託したとしている個人の就業日が76日間となっているのに、同人が支所に提出していた就業報告書では、実際に同人が確認踏査等を実施したのは8日間となっており、8日間で前記の257.26haに係る確認踏査等を実施することは極めて困難であると認められた。

なお、会計実地検査時(25年2月)に、支所が確認踏査等を実施した際の現況写真の撮影年月日を確認するためデジタルカメラ及び写真データの提出を求めたところ、撮影年月日に関するデータは全て消去されていた。

このように、確認踏査等報告書に虚偽の記載が見受けられるなどしていることから、本件交付金事業は適正に実施されたとは認められない状況となっていた。

したがって、本件交付金事業は、交付金の交付対象とは認められず、これに係る交付金2,572,600円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、支所において交付金事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、千葉県及び2市において実績報告書等の審査及び確認並びに支所に対する指導等が十分でなかったことなどによると認められる。

**「農」の雇用事業による農業法人に対する助成が補助の対象とならないもの**

(1件 不当と認める国庫補助金 1,213,200円)

「農」の雇用事業は、全国農業会議所が、担い手育成・確保対策事業実施要領(平成14年13経営第6627号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。)等に基づき、就農意欲のある若者等多様な人材が農業法人等に就業することを促進し、農業の担い手として定着することを支援するため、農業法人等に対して、農業法人等が就農希望者に対して実施する実践研修等に要した経費を助成するもの(以下、この事業を「助成事業」という。)である。

そして、農林水産省は、助成事業の実施に必要な資金の財源に充てるため、全国農業会議所に対して国庫補助金を交付して資金を造成させており、全国農業会議所は、実施要領等に基づき、この資金を取り崩して農業法人等に対して助成を行っている。

実施要領等によると、助成事業により実践研修を受けられる者(以下「研修生」という。)の要件は、農業法人等が新たに雇用する者又は全国農業会議所が助成事業に係る申請の受付を開始する日において農業法人等が雇用してから6か月未満の者であり、かつ、過去の農業就業期間が3年未満の者で、就業に当たり研修実施が必要であると全国農業会議所が認めた者であることなどとされている。

本院が、12府県管内の26農業法人等において会計実地検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事 業 費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(336) 農林水産本省	全国農業会議所	株式会社力クト・ロコ(事業主体)	「農」の雇用	22	1,213	1,213	1,213	1,213

株式会社カクト・ロコ(浜松市所在)は、全国農業会議所が平成21年11月に行った募集に対して、同年5月に雇用し、過去の農業就業期間が20年3月から21年1月までの職員Aに22年1月から12か月間の実践研修を実施するとして研修実施計画書を全国農業会議所に提出して応募し、その承認を受けていた。そして、同社は、研修実施計画等に基づき実践研修を実施したとして、実践研修等に要した経費に係る助成金交付申請書を全国農業会議所に提出して、全国農業会議所から22年7月、23年1月及び同年2月に助成金計1,213,200円の交付を受けていた。

しかし、上記の研修実施計画書に記載された同社とAとの雇用契約の日付は虚偽のものであり、実際には、同社は、Aを21年3月から雇用して農作業に従事させており、また、同社は、Aが他の農業法人において計4年6か月以上の間農作業に従事していたにもかかわらず、一部の農業就業期間しか研修実施計画書に記載していなかった。これらのことから、Aは研修生の要件を満たしておらず、Aに対する実践研修等に要した経費は、助成の対象とはならないものであった。

したがって、全国農業会議所が同社に交付した助成金計1,213,200円は、補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金計1,213,200円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同社において本件助成事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、全国農業会議所において助成金の交付に当たっての審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

## (2) 補助対象事業費を過大に精算するなどしていたもの

11件 不当と認める国庫補助金 244,582,389円

農業共済事業事務費負担金を過大に精算するなどしていたもの

(2件 不当と認める国庫補助金 128,241,300円)

農業共済事業事務費負担金(以下「事務費負担金」という。)は、国が、農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づき、農業共済組合(以下「組合」という。)等が行う共済事業等に関する事務の執行に必要な経費の一部を負担するものである。

「農業災害補償法第14条の規定による事務費国庫負担金等交付要綱」(昭和45年45農経B第1207号農林事務次官依命通知)等によると、事務費負担金の対象経費は、人件費、旅費、庁費等とされている。また、農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の業務(以下、これらを合わせて「制度共済業務」という。)に係る人件費等は対象経費とされているが、組合等が任意に行う共済事業の業務(以下「任意共済業務」という。)に係る人件費等については対象経費に含めないこととされている。そして、総務部等の管理業務に従事する職員の人件費のように明確に区分できない経費(以下「共通経費」という。)については、制度共済業務、任意共済業務及び管理業務に係る各業務時間を業務日誌等によりそれぞれ区分して把握した上で、制度共済業務に係る業務時間を制度共済業務及び任意共済業務に係る業務時間の合計で除するなどして案分の比率(以下「案分率」という。)を算出し、共通経費に案分率を乗ずるなどして対象経費を算定することとされている。

本院が、22道府県管内の38組合等において会計実地検査を行ったところ、2組合において、管理業務を制度共済業務とみなすなどして案分率を誤って算出して対象経費を過大に算定するなどしていたため、事務費負担金計128,241,300円が過大に精算されるなどして不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2組合において事務費負担金の適正な算定方法等に対する理解が十分でなかったこと、農林水産本省において事務費負担金の審査及び確認並びに2組合に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

これを部局等別・事業主体等別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(337) 農林水産本省	大阪府	大阪府北部農業共済組合(事業主体)	農業共済事業事務費負担金	18	131,339	131,295	19,945	19,901
		大阪府北部農業共済組合(事業主体)	—	19~22	502,726	486,995	60,521	44,790
		小計			634,065	618,290	80,467	64,691
(338) 同	福井県	農業共済組合(事業主体)	—	19、20	1,023,763	1,019,749	67,564	63,549
(337) (338) の計					1,657,829	1,638,039	148,031	128,241

農村活性化人材育成派遣支援モデル事業の事業費を過大に精算するなどしていたもの

(2件 不当と認める国庫補助金 36,443,794円)

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(339) 農林水産本省	株式会社アミタ持続可能経済研究所(事業主体)	—	農村活性化人材育成派遣支援モデル	20、21	134,449	118,799	44,807	34,351
(340) 同	特定非営利活動法人学生耕作隊(事業主体)	—	同	20	15,526	15,526	2,092	2,092
(339) (340) の計					149,976	134,326	46,900	36,443

これらの補助事業は、2事業主体が、農村地域において農村の活性化に向けた取組に従事することを希望する都市部等の人材(以下「研修人材」という。)を募集して、研修人材の受入先となる地区において実践的な研修等を実施したものである。

本件補助事業は、農村の自立的な活性化を担う人材の育成及び確保を安定的に支える仕組みの構築を図ることを目的として、公募により選定された企業、特定非営利活動法人等を事業主体として行われるものであり、農林水産省は事業主体に対して事業の実施に要した実支出額を補助対象事業費として国庫補助金を交付している。

前記の2事業主体は、本件補助事業について、研修等に従事した社員に係る技術員手当等の経費等を国庫補助対象事業費とし、事業費計149,976,356円(国庫補助対象事業費同額)で実施したとして、農林水産本省に実績報告書を提出して、これにより国庫補助金計134,326,371円の交付を受けていた。

しかし、2事業主体は、研修等に従事した社員に支払われた給与額等よりも高い額で技術員手当等を算出していたり、研修等に係る経費と確認できない経費等を国庫補助対象事業費に含めていたりしていた。

したがって、技術員手当等を研修等に従事した社員に支払われた実際の給与額等に基づいて算出したり、研修に係る経費と確認できない経費等を除いたりなどして適正な国庫補助対象事業費を算定すると計103,075,834円となり、前記の国庫補助対象事業費149,976,356円との差額46,900,522円が過大に精算されるなどして、これに係る国庫補助金相当額計36,443,794円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2事業主体において補助事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、農林水産本省において実績報告書の審査及び確認並びに2事業主体に対する指導が十分

でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

株式会社アマタ持続可能経済研究所は、平成20、21両年度に、愛媛県越智郡上島町等において研修人材計112人に対する研修等を事業費計134,449,485円(国庫補助対象事業費同額)で実施したとして、農林水産本省に実績報告書を提出して、これにより国庫補助金計118,799,500円の交付を受けていた。

しかし、同会社が国庫補助対象事業費に含めていた技術員手当等計64,856,000円は、同会社が独自に設定した時間単価に基づき算出した額であり、本件補助事業に従事した社員に支払われた実際の給与額等に比べて著しく高額となっていた。

したがって、技術員手当等を本件補助事業に従事した社員に支払われた実際の給与額等に基づき算出して適正な国庫補助対象事業費を算定すると計89,641,561円となり、前記の国庫補助対象事業費計134,449,485円との差額計44,807,924円(これに係る国庫補助金相当額計34,351,196円)が過大に精算されていた。

輸出総合支援事業のうちマッチング対策等の事業費を過大に精算するなどしていたもの

(2件 不当と認める国庫補助金 32,780,671円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事 業 費	左に対す る国庫補 助金等交 付額	不当と認 める事業 費	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
							千円	千円	千円	千円
(317)	農 林 水 産 本 省		株式会社近鉄エクスプレス販売(事業主体)	—	輸出総合支援事業のうちマッチング対策等	22	40,723	38,648	8,335	8,335
(318)	同		株式会社日ソ貿易(事業主体)	—	農林水産物等輸出課題解決対策等	22、23	37,374	36,317	24,444	24,444
(317)	(318)の計						78,098	74,965	32,780	32,780

(366ページの「委託事業及び補助事業において、従事者に対して実際に支給した給与等の額に基づかず、人件費を算定するなどしていたため、委託費の支払額及び補助金の交付額が過大となっていたもの」に掲記)

国営造成施設管理体制整備促進事業(管理体制整備型)及び地域用水機能増進事業の事業費を過大に精算していたもの

(2件 不当と認める国庫補助金 23,135,196円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事 業 費	左に対す る国庫補 助金等交 付額	不当と認 める事業 費	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
							千円	千円	千円	千円
(341)	近 畿 農 政 局	滋 賀 県	東近江市等2市2町(事業主体)		国営造成施設管理体制整備促進事業(管理体制整備型)	20～22	311,028	155,514	13,076	6,538
(342)	同	同	愛知川沿岸土地改良区(事業主体)		地域用水機能増進事業	20～22	262,171	131,080	33,193	16,596
(341)	(342)の計						573,199	286,594	46,270	23,135

国営造成施設管理体制整備促進事業(管理体制整備型)(以下「造成施設事業」という。)は、「国営造成施設管理体制整備促進事業実施要綱」(昭和60年60構改D第302号農林水産事務次官依命通知)等に基づき、農業水利施設における洪水防止機能等の多面的機能の発揮等に対応した国営造成施設の管理体制の整備を図るため、管理体制の整備及び強化に対する支援を行う事業主体に対して、支援対象となる農業水利施設の維持管理に必要な経費(以下「施設管理費」という。)を補助するものである。そして、施

設管理費は、上記施設の管理に係る従事者に対する人件費とされている。

また、地域用水機能増進事業(以下「地域用水事業」という。)は、「地域用水機能増進事業実施要綱」(平成10年10構改D第221号農林水産事務次官依命通達)等に基づき、農業用水が有する生活用水機能等の地域用水機能の維持及び増進を図るため、地域用水対策協議会の運営及び農業水利施設の配水操作等の活動を総合的に行う事業主体に対して、これらに要する経費(以下「活動費」という。)を補助するものである。そして、活動費は、上記の活動に係る従事者に対する人件費等とされている。

愛知川沿岸土地改良区(滋賀県東近江市所在)は、平成20年度から22年度までの間に、造成施設事業を事業費計311,028,000円で実施したとして、東近江市、近江八幡市(22年3月21日以前は蒲生郡安土町)、愛知郡愛荘町及び犬上郡豊郷町(以下、これらを合わせて「2市2町」という。)に報告書等を提出して、これを受けた2市2町は、滋賀県に対して実績報告書を提出して、これにより国庫補助金計155,514,000円の交付を受けて、同土地改良区に同額を支援したものである。

また、同土地改良区は、同期間に、地域用水事業を事業費計262,171,150円で実施したとして、同県に実績報告書を提出して、これにより国庫補助金計131,080,000円の交付を受けていた。

しかし、本件造成施設事業の施設管理費及び地域用水事業の活動費として実績報告書等にそれぞれ計上された同土地改良区の人件費について検査したところ、20年度から22年度までの間の算定の根拠となる業務日誌等は事後に作成されたものであり、実績に基づかないものであった。

したがって、本件造成施設事業の施設管理費及び地域用水事業の活動費として計上された20年度から22年度までの同土地改良区の人件費を適正に記録されていた23年度の業務日誌の内容に準ずるなどして算出して、両事業の適正な国庫補助対象事業費を算定すると、それぞれ計297,951,558円及び計228,977,198円となり、前記の国庫補助対象事業費計311,028,000円及び計262,171,150円との差額計13,076,442円及び計33,193,952円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金相当額計6,538,220円及び計16,596,976円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同土地改良区において補助事業に係る適正な人件費の算定についての認識が欠けていたこと、同県及び2市2町において同土地改良区から提出された実績報告書等に対する審査及び確認並びに同土地改良区に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

**環境バイオマス総合対策推進事業等の補助対象事業費を過大に精算するなどしていたもの**

(2件 不当と認める国庫補助金 16,459,303円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(343)	北陸農政局		株式会社環境公害研究センター(事業主体)	—	環境バイオマス総合対策推進等	21、22	32,067	32,000	5,625	5,570
(344)	近畿農政局		内外エンジニアリング株式会社(事業主体)	—	同	20~22	58,938	53,000	13,758	10,888
(343)	(344)	の計					91,006	85,000	19,384	16,459

これらの補助事業は、地域におけるバイオマスの賦存量及び利用量の<sup>(注)</sup>実地調査、バイオマスの利活用に係る協議会の設立等(以下、これらを合わせて「実地調査等」という。)を行ったものである。

本件補助事業に係る補助金の交付決定の際に付された条件等によれば、国庫補助金の交付額につい

ては、交付決定通知において経費の区分ごとに決定された国庫補助金の額と、実際に補助事業に要した経費の区分ごとの実支出額とのいずれか低い額を合算した額とすることとなっている。

前記の2事業主体は、本件補助事業について、実地調査等に従事した職員に係る技術員手当等の経費を国庫補助対象事業費とし、事業費計 91,006,381 円(国庫補助対象事業費計 89,914,551 円)で実施したとして、地方農政局に実績報告書を提出して、これにより国庫補助金計 85,000,000 円の交付を受けていた。

しかし、2事業主体が国庫補助対象事業費に含めていた技術員手当計 51,201,640 円は、2事業主体が交付申請において事業費を算定する際に用いた日額単価等に基づき算定した額であり、実地調査等に従事した職員に係る実支出額に基づき算定した額より高い額となっているなどしていた。

このため、技術員手当を実地調査等に従事した職員の給与額等の実支出額に基づき算定した額とするなどして適正な国庫補助対象事業費を算定すると計 70,964,007 円となり、前記の国庫補助対象事業費計 89,914,551 円との差額計 18,950,544 円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金相当額計 16,025,742 円が過大に精算されていた。

また、株式会社環境公害研究センターは、消費税(地方消費税を含む。)の確定申告による国庫補助金相当額の返還額の算定を誤っていたため、返還額が計 433,561 円過小となっていた。

したがって、過大に精算されていた国庫補助金相当額計 16,025,742 円及び過小となっていた返還額計 433,561 円の合計額計 16,459,303 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2事業主体において交付決定の際に付された条件等についての理解が十分でなかったこと、2地方農政局において本件補助事業の審査及び確認並びに2事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 賦存量 資源の潜在的な存在量

「緑の雇用」現場技能者育成対策事業等の事業費を過大に精算していたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 7,522,125 円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額	
							千円	千円	千円	千円	
(345)	林	野	庁	全国森林組合連合会	有限会社森林スマイル企画(事業主体)	「緑の雇用」現場技能者育成対策事業等	21~23	31,086	31,086	7,522	7,522

この補助事業は、全国森林組合連合会(以下「全森連」という。)が、平成 21、22 両年度に緑の雇用担い手対策事業及びトライアル雇用事業、23 年度に「緑の雇用」現場技能者育成対策事業として、それぞれ林業就業に意欲のある若者等を林業の担い手として定着させるなどのために必要な研修等を実施する森林組合等の林業事業体に対して助成金を交付したものである。

林業担い手育成確保対策事業の実施について(平成 10 年林野組第 70 号林野庁長官通知)等によると、緑の雇用担い手対策事業及び「緑の雇用」現場技能者育成対策事業(以下、これらを合わせて「緑の雇用事業」という。)では、林業事業体が雇用した新規就業者等に対して林業に関する専門知識等を習得させるための研修を実施した場合には、技術習得推進費として、研修を受けた新規就業者等(以下「研修生」という。)1 人当たり月額 90,000 円の助成金(支給した賃金等月額が 90,000 円を下回る場合は、その実支給額)を当該林業事業体に対して交付することとされている。また、トライアル雇用事業では、雇用者研修費として、林業事業体が雇用した研修生 1 人当たり日額 8,000 円の助成金を当該林業事業体に対

して交付することとされている。そして、いずれの事業の場合も、全森連が交付した助成金と同額の国庫補助金が林野庁から全森連に対して交付されている。

林業事業体である有限会社森林スマイル企画(埼玉県秩父郡小鹿野町所在)は、21年度から23年度までの間に、緑の雇用事業について、雇用した研修生が研修を受けた延べ141か月を対象として研修生1名当たり90,000円以上の賃金を支払っていたなどとして、当該研修に係る技術習得推進費等を助成の対象として、全森連に対して助成対象額を計22,734,646円とする実績報告書を提出し、同額の助成金の交付を受けていた。また、21、22両年度に、トライアル雇用事業について、雇用した研修生が延べ739日の研修を受けていたなどとして、当該研修に係る雇用者研修費等を助成の対象として、全森連に対して助成対象額を計8,351,938円とする実績報告書を提出し、同額の助成金の交付を受けていた(助成金の計31,086,584円)。

しかし、同会社は、緑の雇用事業では、上記141か月のうち33か月について、実際には研修生に対して賃金を支払っていなかったり、支払っている場合でも1人当たりの賃金が90,000円を下回っていたりするなどしていた。また、トライアル雇用事業では、上記739日のうち482.5日について、実際には同会社で雇用していない研修生に係る日数を助成対象とするなどしていた。

したがって、上記の事態に係る経費を除くなどして適正な助成対象額を算定すると、緑の雇用事業は計20,506,121円、トライアル雇用事業は計3,058,338円、合計23,564,459円となり、前記助成金の計31,086,584円との差額7,522,125円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金相当額7,522,125円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同会社において事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、全森連において同会社に対する指導及び監督が十分でなかったことなどによると認められる。

(3) 工事の設計が適切でなかったなどのもの

11件 不当と認める国庫補助金 203,924,776円

木造建築物の設計が適切でなかったなどのもの

(5件 不当と認める国庫補助金 96,669,509円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事 業 費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(346)	近畿農政局	和歌山県		有田郡有田川町(事業主体)	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	23	90,925	44,899	89,798	44,899
(347)	中国四国農政局	岡山県		岡山市(事業主体)	元気な地域づくり交付金	18	33,600	16,800	32,264	16,132
(348)	同	愛媛県		喜多郡内子町(事業主体)	同	19、20	55,046	27,346	36,597	18,298
(349)	林野庁	富山県		特定非営利活動法人無漏路(事業主体)	森林整備加速化・林業再生	22	25,200	10,000	23,732	9,417
(350)	同	愛媛県		西条市	同	21、22	134,289	63,947	15,844	7,922
				藤岡建設株式会社(事業主体)						
(346)-(350)の計							339,060	162,992	198,236	96,669

これらの交付金事業等は、1市2町2民間事業者(以下「5事業主体」という。)が、柱、土台、筋交いなどの部材で骨組みを構成する木造軸組工法により木造施設(以下「木造建築物」という。)の建築等を実施したものである。

木造建築物は、建築基準法(昭和25年法律第201号)等に基づき、地震や風により生ずる水平力に抵抗するため、柱と柱との間に筋交いを設置した耐力壁を張り間方向及び桁行方向<sup>(注1)</sup>に配置し、設計計算上の耐力壁の長さが水平力に対して必要な長さをそれぞれ上回るなど設計計算上安全な構造のものでなければならないとされている。そして、耐力壁を構成する柱については、水平力により生ずる引抜き力に抵抗するため、同法等に基づく告示「木造の継手及び仕口の構造方法を定める件」(平成12年建設省告示第1460号。以下「告示」という。)に基づき、筋交いの種類や柱の位置に応じて定められている金物等(以下「接合金物」という。)から適合するものを用いて梁、土台、基礎コンクリート等と接合することとされている(参考図参照)。

しかし、5事業主体において、誤って引抜き力に対する耐力が不足している接合金物により柱と土台等とを接合することとして設計し、これにより施工したり、設計図面に使用すべき接合金物についての記載がなく、施工業者が梁や土台等との接合箇所の一部に接合金物を使用せずに施工したりするなどしていた事態が見受けられた。

このように、接合方法が適切でない柱で構成された壁は耐力壁とは認められないことなどから、張り間方向及び桁行方向について、改めて有効な設計計算上の耐力壁の長さを算出すると、水平力に対して必要な長さをそれぞれ下回っていて、木造建築物の所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る国庫補助金等相当額計96,669,509円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、5事業主体において、設計図書を作成する際の確認が十分でなかったり、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのにこれに対する検査が十分でなかったりするなどしていたこと、4県及び西条市において5事業主体に対する指導及び監督が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

#### <事例>

有田郡有田川町は、同町清水地区において、農山漁村と都市との地域間交流を促進するため、地域間交流の拠点となる施設として、体験・作業棟を9棟新築した。

しかし、告示によると、出隅の柱にたすき掛け筋交いを取り付ける場合には、15kN用引寄金物、アンカーボルト等を用いて柱と基礎コンクリート等とを接合する必要があるのに、同町は、誤って引抜き力に対する耐力が不足している山形プレート等を用いて柱と土台とを接合するなどして設計し、これにより施工していて、柱と基礎コンクリートとを接合していないなどしており、9棟の柱の接合方法が適切でなかった。

そこで、9棟のそれぞれの張り間方向及び桁行方向について、改めて有効な設計計算上の耐力壁の長さを算出すると、4棟において張り間方向及び桁行方向の両方向で0mとなり、耐力壁として機能している壁が皆無の状態となっており、また、5棟において張り間方向又は桁行方向で0mとなっていて、全棟において、張り間方向又は桁行方向で水平力に対して必要な長さを大幅に下回っていた。

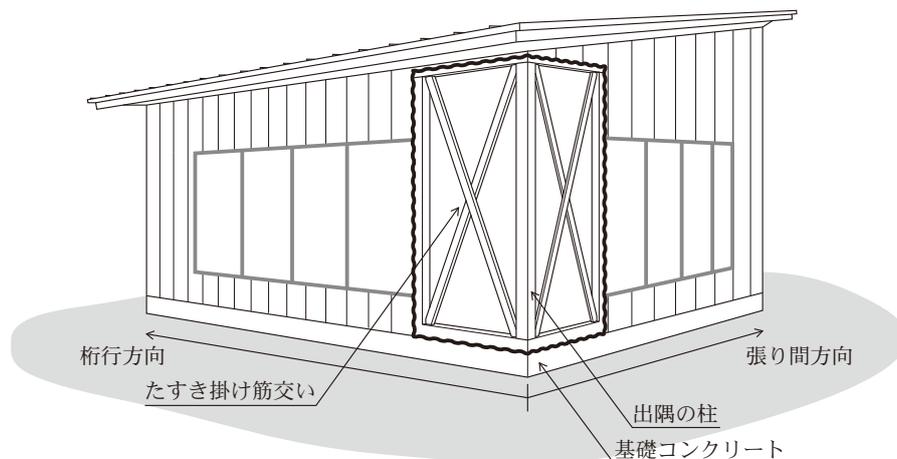
したがって、本件施設9棟(工事費相当額計89,798,201円、交付金相当額計44,899,100円)は、所要の安全度が確保されていない状態になっていた。

(注1) 張り間方向・桁行方向 一般的に建物の短辺方向を張り間方向といい、長辺方向を桁行方向という。

(注2) 出隅の柱 建物の外側の隅の柱

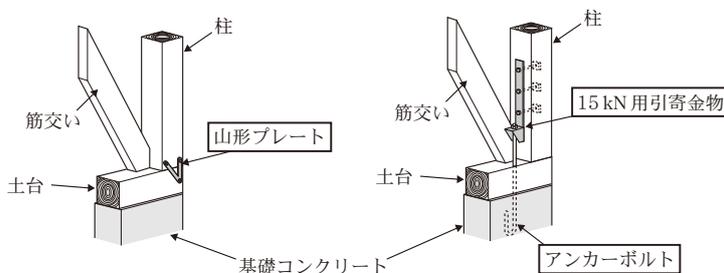
(参考図)

＜耐力壁の概念図＞

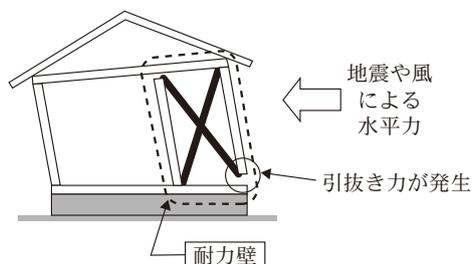


＜接合金物の概念図＞

[耐力が不足している接合金物の例] [告示に適合する接合金物の例]



＜引抜き力の概念図＞



堆肥保管庫の設計が適切でなかったもの（1件 不当と認める国庫補助金 55,765,286 円）

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(351) 北陸農政局	福井県大野市(事業主体)	—	地域バイオマス利活用交付金	21	127,476	63,738	111,530	55,765

この交付金事業は、大野市が、同市南六呂師<sup>ろくろし</sup>において、堆肥の品質維持及び保管を目的として、堆肥保管庫（鉄骨造り平屋建て 1,449.2㎡）の築造等を実施したものである。

同市は、本件堆肥保管庫のうち鉄筋コンクリート構造の壁について、「堆肥化施設設計マニュアル」（社団法人中央畜産会編）に基づき、堆積した堆肥が壁に作用する圧力を計算する際に用いる「堆肥堆積高さ」を 1.39m と算定するなどして壁に作用する圧力を計算した結果、壁の延長 1 m 当たりの水平面の断面積に対して必要とされる鉛直方向に配置する主鉄筋の断面積の合計（以下「壁の延長 1 m 当たりの必

要鉄筋量]という。)を5.19cm<sup>2</sup>と算出していた。そして、径13mmの鉄筋を20cm間隔で配置すれば壁の延長1m当たりの鉄筋量が6.35cm<sup>2</sup>となり、5.19cm<sup>2</sup>を上回ることから、応力計算上安全であるとして、これにより施工していた。

しかし、上記の堆肥堆積高さ1.39mは、適正に算定された堆肥堆積高さに、誤って2分の1を乗じていたものであった。

そこで、適正な堆肥堆積高さ2.79mに基づくなどして、改めて壁に作用する圧力を計算して、壁の延長1m当たりの必要鉄筋量を算出すると10.65cm<sup>2</sup>となり、前記の実際に配置された鉄筋量6.35cm<sup>2</sup>はこれを大幅に下回っていて、応力計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

したがって、本件堆肥保管庫(工事費相当額111,530,573円)は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっていて工事の目的を達しておらず、これに係る交付金相当額55,765,286円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において委託した設計業務の成果品に誤りがあったのにこれに対する検査が十分でなかったこと、北陸農政局において同市に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

### 水路兼用農道の設計が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 27,757,915円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(352)	近畿農政局		和歌山県(事業主体)	—	中山間地域総合整備	22	52,603	28,931	50,468	27,757

この補助事業は、和歌山県が、田辺市日向地区において、ほ場等の造成地内に農道等を新設するために、支線道路工、横断水路工等を実施したものである。このうち支線道路工は、支線道路8路線(道路延長2,164.0m)について、造成地内における排水路と農道の機能を兼ね備えた水路兼用農道として整備するために、コンクリート舗装(幅員3.0m、コンクリート舗装厚12cm、路盤厚15cm)を行い、このコンクリート舗装の両端にコンクリート製の側壁(壁高15cm。以下「水路壁」という。)を設置するものである(参考図参照)。

本件農道の設計は、土地改良事業計画設計基準・設計「農道」(農林水産省農村振興局制定)、土木工事共通仕様書(和歌山県制定)等に基づき行われている。そして、土木工事共通仕様書によると、造成地内に農道を整備する場合、耕作に支障のないように農道からほ場へ出入りするための進入路を設置しなければならないとされているが、同県は、水路壁の壁高が15cmであることから水路壁を乗り越えることにより出入りは可能であると判断し、進入路を全く設置しない設計として、これにより施工していた。

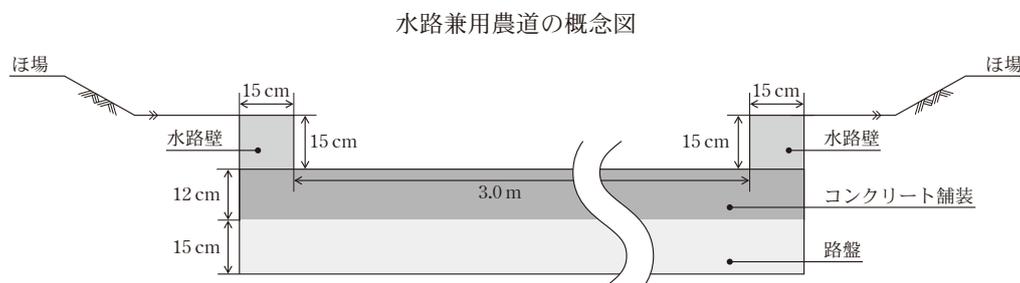
しかし、現地の状況を確認したところ、受益者は、車両等で本件農道からほ場へ出入りする際に水路壁による段差が障害となったことから、同県から紹介された工業者に依頼して、本件農道の完成後の平成24年1月から3月までの間に、前記8路線の36か所で水路壁をコンクリートカッター等により撤去するなどしてほ場へ出入りしている状況となっていた。このため、水路壁が撤去されている箇所ではほ場内の耕作土が浸食されコンクリート舗装を覆うように流出するなどして、ほ場における営農活動に支障を来したり、本件農道の排水路としての機能が低下したりしていた。

したがって、前記の8路線(工事費相当額計50,468,938円)は、設計が適切でなかったため、排水路として機能するための水路壁が撤去されるなどして、工事の目的を達しておらず、これに係る国

庫補助金相当額計 27,757,915 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、農道からほ場への進入路設置の必要性に対する検討が十分でなかったことなどによると認められる。

(参 考 図)



### 植生工の設計及び管理が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 10,851,100 円)

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業者等	年 度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(353) 農林水産本省、九州農政局	大分県 (事業主体)	—	農山漁村地域整備交付金等2事業	22	33,852	16,926	21,702	10,851

この交付金事業等は、大分県が、宇佐市安心院町釜ノ口<sup>うけのくち</sup>地内において、農道を新設するために、切土法面保護工として植生工、モルタル吹付工等を実施したものである。このうち、植生工(3,722.6㎡)は、切土法面に植物を繁茂させることによって侵食等を防止するなどのために施工したものである(参考図参照)。

同県は、「道路土工 切土工・斜面安定工指針」(社団法人日本道路協会編。以下「指針」という。)等に基づき植生工の設計及び施工後の管理を行っている。指針によれば、植生工の設計に当たっては、現地の諸条件や動物生息状況等の周辺環境を把握して、施工後の維持管理を考慮し、植物等の材料及び工法を選定するとともに、施工後の管理に当たっては、植物の繁茂、生育基盤の流出等について点検を実施し、生育不良等の不具合に対しては、原因を究明して適切な処置を施すこととされている。

また、同県は、同県が策定した「特定鳥獣(ニホンジカ)保護管理計画」に従って鹿による被害防止対策として防護ネットの設置等を実施してきており、同計画によれば本件工事の施工箇所周辺は鹿の生息数が多い地域となっている。

そして、同県は、本件植生工については、生チップに種子等を混合した植生基材を法面に吹き付ける方法(厚さ3cm～5cm、吹付け厚さの中間部に金網を設置)により施工していた。

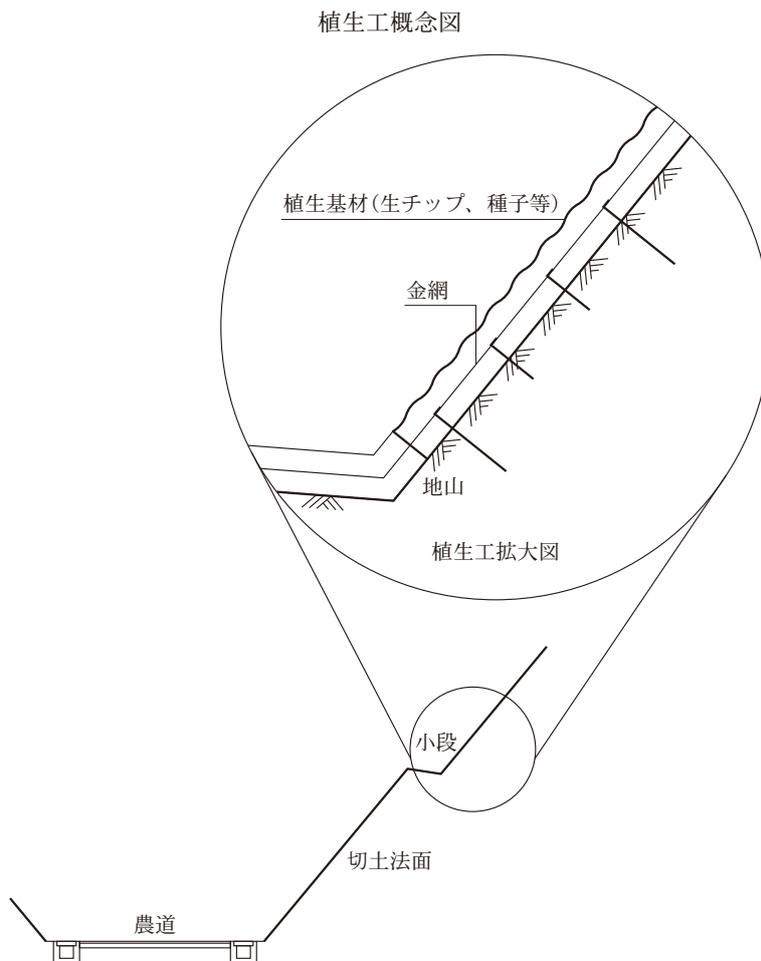
しかし、本件植生工における植物の生育状況を確認したところ、前記のとおり施工箇所周辺は鹿の生息数が多いこと、また、同県は近隣におけるその被害の発生を把握していたのに設計では被害を防止するための防護ネットを設置するなどの工法を選択していなかったことのため、植物が食害を受けたり植生基材が踏み荒らされていたりなどして、植生工のほとんどの箇所(3,722.6㎡のうち3,339.6㎡)において植物が十分生育していないなどの状況が見受けられた。

また、同県は、本件植生工の施工直後に鹿の侵入を確認するなどしていたのに、施工後の管理において、指針に従った点検を行っておらず、生じた不具合に対する原因究明や適切な処置を実施していなかった。

したがって、本件植生工 3,722.6㎡(工事費相当額 21,702,202 円)は、設計及び管理が適切でなかったため、切土法面に植物を繁茂させることによって侵食等を防止するなどの効果が期待できないものとなっていて、工事の目的を達しておらず、これに係る交付金等相当額 10,851,100 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、植生工の設計及び管理についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

(参 考 図)



**防風ネットの設計が適切でなかったもの (1件 不当と認める国庫補助金 8,872,000 円)**

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業者等	年 度	事 業 費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(354)	関 東 農 政 局	静 岡 県	静 岡 市	農 業 ・ 食 品 産 業 強 化 対 策 整 備 交 付 金 ( 事 業 主 体 )	新 丹 谷 土 地 改 良 区	21	19,341	8,872	19,341	8,872

この交付金事業は、新丹谷土地改良区(静岡市所在)が、同市清水区新丹谷地内において、果樹を栽培している農地における強風による農作物への被害を防止することを目的として、防風ネットを延長計 1,461m 設置したものである。

この防風ネットは、高さ 3.2m の鋼管製の支柱を 3.0m 間隔に設置した上で、支柱を背面から支える

ための控柱を設置して、化学繊維製のネットを装着するものであり、それぞれの支柱及び控柱はコンクリート基礎(縦 0.4m、横 0.4m、高さ 0.8m)に固定されている。

本件防風ネットの設計は、土地改良事業計画指針防風施設(農林水産省構造改善局計画部監修)等に基づいて行われている。これらによると、控柱を設置する場合は、防風ネットに加わる風圧により控柱が設置された支柱にコンクリート基礎を持ち上げようとする上向き鉛直力(以下、支柱1本当たりの鉛直力を「上向き鉛直力」という。)が生ずることから、コンクリート基礎の自重による下向き鉛直力(以下、コンクリート基礎1個当たりの鉛直力を「下向き鉛直力」という。)がこれよりも大きければ安全とされている。そして、同土地改良区は、本件防風ネットの設計に当たり、当初は全ての支柱に控柱を設置することとしていて、この場合の上向き鉛直力は最大で2.94kNであり、下向き鉛直力2.95kNを下回るなどから、構造計算上安全であるとしていた。

その後、同土地改良区は、防風ネットを設置する農地の所有者から農作業の支障にならないように控柱の本数を減らすよう要望があったことから、全ての支柱に設置するとしていた控柱を支柱2本につき1本設置(6.0m間隔)することとして工事を発注し、これにより施工していた(参考図参照)。

しかし、上記のように、同土地改良区は、防風ネットの構造を変更したことから、防風ネットの構造計算を改めて行う必要があったのに、これを行っていなかった。

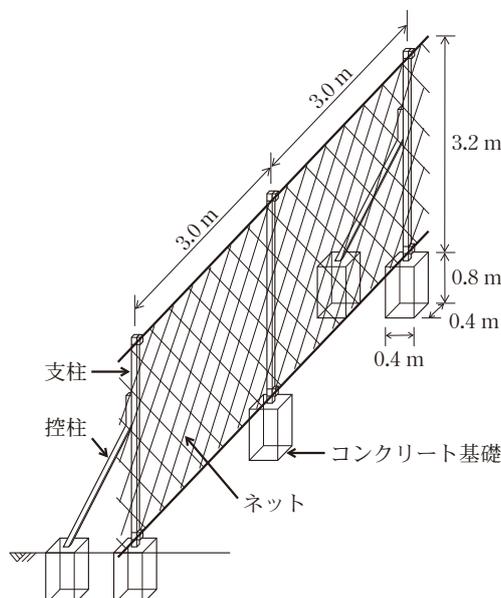
そこで、実際の施工状況に基づくなどして改めて構造計算を行ったところ、上向き鉛直力は最大で5.39kNとなり、下向き鉛直力2.95kNを大幅に上回っていて、構造計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

したがって、本件防風ネット(工事費19,341,000円)は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る交付金8,872,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同土地改良区において防風ネットの構造を変更するに当たり構造計算を改めて行う必要性に対する理解が十分でなかったこと、静岡県及び静岡市において本件交付金事業に係る審査及び確認並びに同土地改良区に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(参考図)

防風ネットの概念図(実際の施工)



管水路の設計が適切でなかったもの (1件 不当と認める国庫補助金 2,344,825 円)

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事 業 費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(355)	中国四国農政局	山口県 (事業主体)	—	中山間地域 総合整備	19、20	76,415	42,028	2,344

この補助事業は、山口県が、岩国市山代の郷地区において、水路内への土砂等の流入を防止することなどを目的として、市道に沿って設置された開水路と暗きょから成る既存の用水路(延長717.8m)を管水路に改修したものである。このうち、既存の用水路が開水路であった区間(延長568.5m。以下「開水路区間」という。)については、水路内に高密度ポリエチレン管(径630.0mm、管厚30.0mm。以下「ポリエチレン管」という。)を開水路内に敷設して、開水路の側壁天端まで土砂を埋めるなどして管水路に改修したものである(参考図参照)。

同県は、開水路区間の管水路の設計に当たり、ポリエチレン管を市道の幅員外となる開水路内に敷設することから、ポリエチレン管には自動車荷重が作用しないととして、管水路の応力計算を行わず、これにより施工していた。

しかし、現地の状況を確認したところ、開水路区間の一部(延長36.6m)については、車両が市道に隣接する民地に入出入りする際に管水路の上を横断しており、ポリエチレン管に自動車荷重が作用する状況となっていた。このように自動車荷重が作用する場合は、「下水道用ポリエチレン管技術資料」(下水道用ポリエチレン管・継手協会監修)によると、ポリエチレン管に生ずる曲げモーメントにより発生する曲げ応力度が管材の許容曲げ応力度を下回ることを確認することとされている。<sup>(注1)</sup>

そこで、自動車荷重を考慮して応力計算を行ったところ、ポリエチレン管の頂部に生ずる曲げ応力度は9.1N/mm<sup>2</sup>となり、ポリエチレン管の許容曲げ応力度6.4N/mm<sup>2</sup>を大幅に上回っていて、応力計算上安全であるとされる範囲に収まっていなかった。<sup>(注2)</sup>

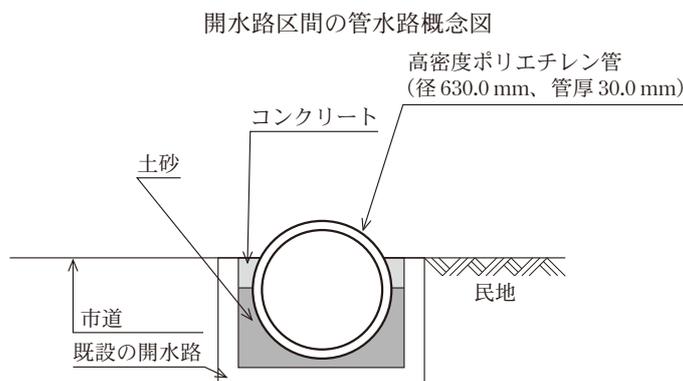
したがって、上記開水路区間の一部に敷設された管水路(工事費相当額4,263,319円)は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る国庫補助金相当額2,344,825円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、管水路の設計に当たって、現地の状況の把握が十分でなく、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注1) 曲げモーメント 外力が材に作用し、これを曲げようとする力の大きさ

(注2) 曲げ応力度・許容曲げ応力度 「曲げ応力度」とは、材が曲げられたとき、曲がった内側に生ずる縮力又は外側に生ずる引張力の単位面積当たりの大きさをいい、その数値が設計上許される上限を「許容曲げ応力度」という。

(参 考 図)



幹線分水工の設計が適切でなかったもの（1件 不当と認める国庫補助金 1,664,141円）

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事 業 費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(356)	近畿農政局	滋賀県	—	22	35,032	18,538	3,025	1,664
		(事業主体)	防災ダム					

この補助事業は、滋賀県が、甲賀市大原地区において、貯水池から各受益地へ農業用水を送水する農業用水路としての機能に、緊急時に一時的に水を放流する排水路としての機能を追加する目的で、既存の老朽化した幹線分水工を取り壊して新たに幹線分水工(延長31.6m)を築造するなどの工事を実施したものである。このうち下流側の水路部(延長11.4m)については、鉄筋を配置しコンクリートを打設してU型の水路(高さ1.6m、幅5.3m)を築造して、この上部に、下流側の管水路が落ち葉や砂じんなどで閉塞することを防止するために、工場製作されたコンクリート板を設置することとしていた(参考図参照)。

同県は、本件水路部の設計については、底版に主鉄筋として径13mmの鉄筋を25cm間隔で配置すれば、主鉄筋に生ずる引張応力度<sup>(注)</sup>163.84N/mm<sup>2</sup>が、土地改良事業計画設計基準・設計「水路工」(農林水産省農村振興局制定。以下「設計基準」という。)<sup>(注)</sup>に定められている排水路の場合の鉄筋の許容引張応力度176N/mm<sup>2</sup>を下回ることから、応力計算上安全であるとして、これにより施工していた。

しかし、本件水路部の設計は、次のとおり適切でなかった。

ア 水路部の上部に設置することとしていたコンクリート板の荷重を考慮して応力計算を行っていなかった。

イ 設計基準によれば、用水路の場合は排水路よりも高い水密性が求められるので、コンクリートに有害なひび割れが生じないよう鉄筋の許容引張応力度は157N/mm<sup>2</sup>と定められている。したがって、本件幹線分水工のように、用水路と排水路を兼ねている場合は、用水路の場合の許容引張応力度(157N/mm<sup>2</sup>)を用いて応力計算を行う必要があった。

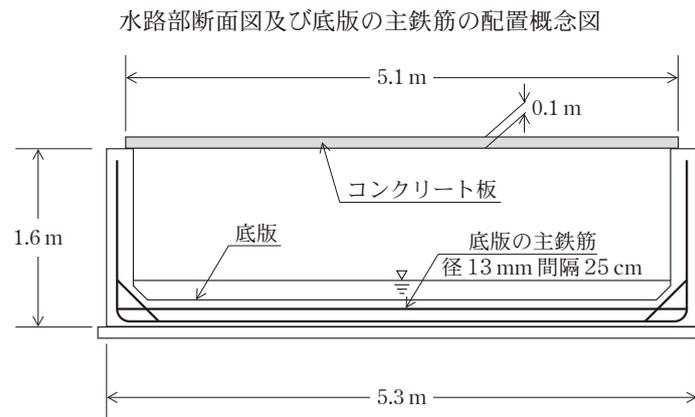
そこで、上記のア及びイに基づき、改めて応力計算を行ったところ、水路部の底版に配置されている主鉄筋に生ずる引張応力度は191.18N/mm<sup>2</sup>となり、許容引張応力度の157N/mm<sup>2</sup>を大幅に上回っていて、応力計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

したがって、本件幹線分水工の水路部(工事費相当額3,025,712円)は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る国庫補助金相当額1,664,141円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのにこれに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 引張応力度・許容引張応力度 「引張応力度」とは、材に外から引張力がかかったとき、そのために材の内部に生ずる力の単位面積当たりの大きさをいい、その数値が設計上許される上限を「許容引張応力度」という。

(参 考 図)



(4) 補助金で造成した基金の使用が適切でなかったもの

5 件 不当と認める国庫補助金 42,114,219 円

森林整備加速化・林業再生基金事業の実施に当たり、基金事業の対象事業費を過大に精算していたり、基金事業の目的外の用途に使用していたりしていたもの

(5 件 不当と認める国庫補助金 42,114,219 円)

森林整備加速化・林業再生基金事業費補助金は、間伐等の森林整備の加速化と間伐材等の森林資源を活用した林業・木材産業等の地域産業の再生を図るなどのため、「森林整備加速化・林業再生事業費補助金交付要綱」(平成 21 年 21 林整計第 82 号農林水産事務次官依命通知)等に基づき、林野庁が都道府県に基金を造成させるために交付するものである。そして、基金を造成した都道府県は、間伐、地域材利用開発等の事業(以下「基金事業」という。)を実施する事業主体に対して、この基金を取り崩して補助金(以下「基金補助金」という。)を交付している。

本院が、17 道府県において会計実地検査を行ったところ、5 府県の 5 事業主体が実施した基金事業において、基金事業の対象となる事業費(以下「基金事業対象事業費」という。)を過大に精算していたり、整備した施設を目的外の用途に使用していたりするなどしていたため、交付された基金補助金計 42,114,219 円に係る国庫補助金相当額 42,114,219 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、各事業主体において基金事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、5 府県において実績報告書の審査及び確認並びに各事業主体に対する指導等が十分でなかったことなどによると認められる。

これを事業主体別に示すと次のとおりである。

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事 業 費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額			
							千円	千円	千円	千円			
(357)	林	野	庁	青	森	県	WIN-WIN 研究会 (事業主体)	森林整備加速化・林業再生	21、22	24,363	24,351	10,674	10,662

有限会社増田屋袋店(以下「会社」という。)等 5 会員で組織する WIN-WIN 研究会(弘前市所在)は、平成 21、22 両年度に、ビニールハウスの骨組に地域材を使用した農業用木骨ハウス 2 棟を地域材の実証展示施設として整備し、トマト等の農作物の生育状況等を調査することなどを目的とする地域材利

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業者等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金相当額
							千円	千円	千円	千円
<p>用開発事業を事業費計 24,363,928 円(基金事業対象事業費同額)で実施したとして青森県に対して実績報告書を提出し、基金補助金計 24,351,880 円(国庫補助金相当額同額)の交付を受けていた。</p> <p>しかし、整備した当初から 2 棟のうち 1 棟では農作物は栽培されておらず、ハウス内のほぼ全てにわたり会社の代表取締役社長個人が所有する盆栽約 200 鉢が展示されるなどしていた。</p> <p>したがって、この 1 棟(基金事業対象事業費等計 10,674,951 円、国庫補助金相当額 10,662,903 円)は基金事業の目的外の用途に使用されていた。</p>										
(358)	林	野	庁	千葉県	千葉県森林組合(事業主体)	21~23	290,734	279,108	13,992	13,992
<p>千葉県森林組合(千葉市所在)は、平成 21 年度から 23 年度までの間に、間伐、林内路網整備等の事業を事業費計 290,734,447 円で実施したとして、千葉県に対して基金事業対象事業費を計 279,108,386 円とする実績報告書を提出し、同額の基金補助金(国庫補助金相当額同額)の交付を受けていた。</p> <p>しかし、同組合の安房支所は、上記の基金事業対象事業費に、本件間伐等の事業では使用していないバックホウ等の重機類等の損料、レンタル料及び燃料費を含めるなどしていた。</p> <p>このため、基金事業対象事業費計 13,992,565 円(国庫補助金相当額同額)が過大に精算されていた。</p>										
(359)	林	野	庁	岐阜県	揖斐郡森林組合(事業主体)	23	33,879	33,879	10,858	10,858
<p>揖斐郡森林組合(揖斐郡揖斐川町所在)は、平成 23 年度に、間伐等の事業を事業費計 33,879,638 円(基金事業対象事業費同額)で実施したとして岐阜県に対して実績報告書を提出し、同額の基金補助金(国庫補助金相当額同額)の交付を受けていた。</p> <p>しかし、同組合の職員が本件基金事業に従事したとしている日のうち、実際には本件基金事業に関係のないゴルフ場の除草作業に従事するなどしていたものが計 557.5 人日見受けられた。</p> <p>このため、基金事業対象事業費 10,858,035 円(国庫補助金相当額同額)が過大に精算されていた。</p>										
(360)	林	野	庁	京都府	丹後地区森林組合(事業主体)	22、23	65,572	65,050	5,202	4,870
<p>丹後地区森林組合(京丹後市所在)は、平成 22、23 両年度に、間伐事業を事業費計 65,572,434 円で実施したとして、京都府に対して基金事業対象事業費を 65,050,000 円とする実績報告書を提出し、同額の基金補助金(国庫補助金相当額同額)の交付を受けていた。</p> <p>しかし、同組合の職員が本件基金事業に従事した実績に係る根拠資料を確認したところ、同組合は、職員の作業日報の一部を実績報告書の内容に沿うように新たに作成しており、また、これに係る当初の作業日報については既に廃棄したとしていた。このため、134.5 人日については、当該従事実績を確認できない状況となっていた。また、同組合は、作業員が他の国庫補助事業に従事した 206.0 人日分を労務費として補助の対象に含めるなどしていた。</p> <p>このため、基金事業対象事業費計 5,202,441 円(国庫補助金相当額 4,870,716 円)が過大に精算されていた。</p>										
(361)	林	野	庁	大阪府	大阪府森林組合豊能支店(事業主体)	23	38,836	35,000	1,730	1,730

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金相当額
							千円	千円	千円	千円

大阪府森林組合豊能支店(豊能郡能勢町所在)は、平成23年度に、89 施業地において施業面積計140.00ha の間伐事業を事業費計38,836,736 円で実施したとして、大阪府に対して基金事業における間伐の補助の上限額である1 ha 当たり単価250,000 円に当該施業面積を乗じた35,000,000 円を基金事業対象事業費とする実績報告書を提出し、同額の基金補助金(国庫補助金相当額同額)の交付を受けていた。しかし、上記の施業地のうち9 施業地における施業面積計26.02ha には、樹木の生えていない崖地、崩壊地、道路等、明らかに施業対象とならない土地の面積計6.92ha が含まれていた。

このため、適正な施業面積は計133.08ha となり、基金事業対象事業費1,730,000 円(国庫補助金相当額同額)が過大に精算されていた。

(357)-(361)の計							453,387	437,389	42,457	42,114
---------------	--	--	--	--	--	--	---------	---------	--------	--------

(5) 事業の一部を実施していなかったもの及び補助の対象とならないもの

2 件 不当と認める国庫補助金 144,757,167 円

省エネ推進協業体活動支援事業等の実施に当たり、漁業者グループに対する経費の助成等が適切に実施されていないなどしていたもの

(2 件 不当と認める国庫補助金 144,757,167 円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金相当額
							千円	千円	千円	千円
(362)	水産	庁	社団法人大日本水産会	全国漁業協同組合連合会 5 漁業協同組合連合会(事業主体)	省エネ推進協業体活動支援(省エネ推進協業体活動)	20、21	697,130	665,184	21,479	21,151
(363)	同		特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構	6 漁業協同組合連合会(事業主体)	資源回復・漁場生産力強化(漁業者等地域活動)	21、22	4,299,245	4,213,012	124,139	123,605
(362) (363)の計							4,996,376	4,878,196	145,618	144,757

省エネ推進協業体活動支援事業(省エネ推進協業体活動事業)(以下「省エネ事業」という。)は、漁業者による燃油消費量削減又は生産性向上のための取組を緊急に実施するために、漁業協同組合連合会(以下「漁連」という。)等に対して、社団法人大日本水産会(平成25年4月1日以降は一般社団法人大日本水産会。以下「水産会」という。)が全国漁業協同組合連合会(以下「全漁連」という。)を通じて助成金を交付するものである。

また、資源回復・漁場生産力強化事業(漁業者等地域活動事業)(以下「資源回復事業」という。)は、漁業者等による資源回復又は漁場生産力の向上のための取組を促進するために、漁連等に対して、特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構(以下「機構」という。)が直接助成金を交付するものである。

水産庁は、これら助成金の財源に充てるために水産会又は機構に対して国庫補助金を交付して水産業燃油高騰緊急対策基金又は水産業体質強化総合対策事業基金を造成させるなどしており、水産会及

び機構は、これらの基金を取り崩すなどして漁連等に対して助成金を交付している。

「水産業燃油高騰緊急対策事業実施要領」(平成20年19水漁第3248号農林水産事務次官依命通知)等によると、漁連等は、漁業者等により構成されるグループ(以下「漁業者グループ」という。)が、燃油消費量削減等のために輪番制休漁等を導入する協定を漁業者間で締結して、漁連等が策定した活動計画に基づいて休漁中に海岸清掃等の漁場生産力の向上の取組を行う場合には、漁業者グループに対する経費の助成を行うとともに、自ら又は漁業者グループ構成員以外の第三者に漁場生産力の向上の取組に係る指導・監視を委託(以下、この委託を受けた者を「指導・監視員」という。)して、取組の実施状況の管理を実施することとされている。

上記助成の対象となる経費は、①漁業者グループによる漁場生産力向上の取組に係る経費(人件費、船舶借料、漁業者グループの負担した燃料費及び資材費等)、及び②取組の実施状況の管理に係る指導・監視経費(漁連等が漁業者グループ構成員以外の第三者に指導・監視を委託して行った場合の指導・監視員に係る雇用賃金等)とされており、漁連等の事務費については、助成の対象とされていない。

(注1)  
6漁連は、20年度から22年度までの間に全漁連又は機構に対して、省エネ事業を計697,130,959円、資源回復事業を計4,299,245,042円、合計4,996,376,001円で実施したとして事業実施報告書を提出して、これにより全漁連から計665,184,402円、機構から計4,213,012,147円、合計4,878,196,549円の助成金の交付を受けていた。

しかし、6漁連が提出した事業実施報告書に記載された事業費には、漁業者グループに対する経費の助成等が適切に実施されていないものや全漁連又は機構の助成の対象とならないものが含まれていた。

(注1) 6漁連 北海道、千葉県、神奈川県、三重県、兵庫県、和歌山県各漁業協同組合連合会

これらを経費別・態様別に示すと次のとおりである。

#### ア 漁業者グループによる漁場生産力向上の取組に係る経費

##### (ア) 取組一部不参加

漁業者グループが協定に基づく取組を実施したとして漁連が助成金の交付を受けていたが、実際には漁業者グループ構成員の一部が取組に参加していなかったもの

##### (イ) 漁業者グループが負担していない経費

漁連の会員である地域の漁業協同組合(以下「地域漁協」という。)(注2)が負担していて漁業者グループが負担していない資材費等に係る経費について、漁連が助成金の交付を受けていたもの

(注2) 地域の漁業協同組合 合併前の市町村等の地域を定款上の「地区」とする漁業協同組合をいい、通常、漁業協同組合連合会の会員となっている。

##### (ウ) 漁業者人件費未払等

漁連が漁業者グループに人件費、船舶借料等の経費を助成したとして助成金の交付を受けていたが、助成したとする経費の一部が漁業者グループに支払われていなかったり、一旦漁業者グループに支払われた後に徴収されたりして、地域漁協の事務費等に充てられていたもの

#### イ 取組の実施状況の管理に係る指導・監視経費

漁連が指導・監視業務を地域漁協の職員等に委託して、賃金を支払ったとして助成金の交付を受けていたが、支払ったとする賃金の全部又は一部が地域漁協の収入となっていて、委託を受けた職

員等に支払われていなかったなどのもの

したがって、上記の事態に係る事業費計 145,618,983 円(省エネ事業計 21,479,456 円、資源回復事業計 124,139,527 円)に対する助成金交付額計 144,757,167 円(省エネ事業計 21,151,935 円、資源回復事業計 123,605,232 円。国庫補助金相当額同額)が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、6 漁連において、本件補助事業の適正な実施についての認識が欠けており、自ら補助事業の実施状況及び助成金の支払状況を確認していなかったこと、全漁連及び機構において、事業実施報告書の審査及び確認並びに漁連に対する指導及び監査が十分でなかったこと、水産会において、事業実施報告書の審査及び確認並びに全漁連に対する指導及び監査が十分でなかったことなどによると認められる。

これを、漁連別に示すと表のとおりである。

表 不当と認める事業費等の漁連別の内訳 (単位：円)

漁連名	ア 漁業者グループによる漁場生産力向上の取組に係る経費	イ 取組の実施状況の管理に係る指導・監視経費			計	
		(ア) 取組一部不参加	(イ) 漁業者グループが負担していない経費	(ウ) 漁業者人件費未払等		
北海道漁業協同組合連合会	938,400 (754,400)	570,400 (570,400)	368,000 (184,000)	— (—)	3,925,600 (3,925,600)	4,864,000 (4,680,000)
	1,357,114 (1,065,857)	774,600 (774,600)	582,514 (291,257)	— (—)	5,541,600 (5,541,600)	6,898,714 (6,607,457)
千葉県漁業協同組合連合会	510,384 (510,384)	— (—)	— (—)	510,384 (510,384)	3,856,400 (3,856,400)	4,366,784 (4,366,784)
	596,768 (523,968)	— (—)	145,600 (72,800)	451,168 (451,168)	11,854,400 (11,854,400)	12,451,168 (12,378,368)
神奈川県漁業協同組合連合会	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
	151,776 (151,776)	— (—)	— (—)	151,776 (151,776)	22,320 (22,320)	174,096 (174,096)
三重県漁業協同組合連合会	1,259,562 (1,116,041)	— (—)	287,042 (143,521)	972,520 (972,520)	3,720,000 (3,720,000)	4,979,562 (4,836,041)
	1,212,476 (1,042,238)	872,000 (872,000)	340,476 (170,238)	— (—)	27,379,200 (27,379,200)	28,591,676 (28,421,438)
兵庫県漁業協同組合連合会	19,454 (19,454)	— (—)	— (—)	19,454 (19,454)	6,857,200 (6,857,200)	6,876,654 (6,876,654)
	49,816,040 (49,816,040)	— (—)	— (—)	49,816,040 (49,816,040)	22,385,099 (22,385,099)	72,201,139 (72,201,139)
和歌山県漁業協同組合連合会	383,120 (383,120)	62,000 (62,000)	— (—)	321,120 (321,120)	9,336 (9,336)	392,456 (392,456)
	3,819,734 (3,819,734)	— (—)	— (—)	3,819,734 (3,819,734)	3,000 (3,000)	3,822,734 (3,822,734)
計	3,110,920 (2,783,399)	632,400 (632,400)	655,042 (327,521)	1,823,478 (1,823,478)	18,368,536 (18,368,536)	21,479,456 (21,151,935)
	56,953,908 (56,419,613)	1,646,600 (1,646,600)	1,068,590 (534,295)	54,238,718 (54,238,718)	67,185,619 (67,185,619)	124,139,527 (123,605,232)
両事業の合計	60,064,828 (59,203,012)	2,279,000 (2,279,000)	1,723,632 (861,816)	56,062,196 (56,062,196)	85,554,155 (85,554,155)	145,618,983 (144,757,167)

注(1) 各漁連の行のうち、上段は省エネ事業、下段は資源回復事業である。

注(2) 各経費欄の括弧書きは、全漁連又は機構の助成の対象とならない経費に係る助成金交付額である。

(6) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの及び補助の対象とならないもの

1 件 不当と認める国庫補助金 6,235,702 円

家畜伝染病予防費負担金及び口蹄疫まん延防止対策事業費負担金の算定が適切でなかったり、交付対象とならない経費を含めたりしていたもの

(1 件 不当と認める国庫補助金 6,235,702 円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円(注)	千円(注)
(364)	農林水産本省	宮崎県	宮崎県(事業主体)	—	家畜伝染病予防費負担金	22, 23	673,060	336,530	△ 6,737	△ 3,368
					口蹄疫まん延防止対策事業費負担金	22	24,618,971	23,134,622	11,260	9,604
					計		25,292,031	23,471,152	4,522	6,235

(注) 両負担金の交付対象費用の間で増減が生じたため、マイナスとなっている。

これらの負担金は、宮崎県が、同県で口蹄疫に感染するなどしたために殺処分された牛、豚等の家畜を平成22年4月から7月までの間に埋却するのに要した費用等の一部を農林水産省が負担したものである。

家畜伝染病予防費負担金は、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)等に基づき、都道府県が、防疫措置として、家畜伝染病である口蹄疫に感染している疑いがある牛、豚等(以下「疑似患畜」という。)の殺処分、埋却等を実施した場合に、国が当該都道府県知事に対して、埋却に要した費用の2分の1を交付するなどするものである。また、口蹄疫まん延防止対策事業費負担金は、口蹄疫対策特別措置法(平成22年法律第44号)等に基づき、都道府県が、急速かつ広範囲にまん延した口蹄疫の拡大を防止するため、口蹄疫の発症を抑制するためのワクチンを接種した上で殺処分した牛、豚等(以下「ワクチン接種家畜」という。)の埋却を実施するとともに、その所有者に対してワクチン接種家畜の評価額を補填金として交付するなどした場合に、国が、都道府県知事に対して、ワクチン接種家畜の埋却に要した費用、補填金の交付に要した費用等を合わせた額の全部又は一部を交付するものである。

同県は、上記の両負担金に係る交付申請書等を農林水産省に提出するに当たり、疑似患畜等の埋却に使用した資材、燃料を販売するなどした業者から提出された納品書等により、疑似患畜の埋却又はワクチン接種家畜の埋却のいずれに係る費用であるかが区分できるものについてはそれぞれの費用として経理していた。また、納品書等に用途が明示されていないなどのためいずれに係る費用であるかが区分できないものについては共通費用として経理しており、この共通費用については、殺処分された頭数を基に疑似患畜又はワクチン接種家畜の埋却に要した費用に案分することにより、それぞれの費用として算定していた。そして、22、23両年度に疑似患畜の埋却に要した費用である673,060,053円に対して家畜伝染病予防費負担金計336,530,026円(国の負担率2分の1)、22年度にワクチン接種家畜の埋却に要した費用に補填金等の費用を加えた額24,618,971,246円に対して口蹄疫まん延防止対策事業費負担金23,134,622,263円(国の負担率約93.9%)の交付を受けていた。

しかし、実際には、上記の共通費用の中に納品書等に記載された日付、場所等により疑似患畜の埋却又はワクチン接種家畜の埋却のいずれに係る費用であるかを区分できるものが含まれているなどしており、これらについては、それぞれの費用として経理するなどすべきであった。また、共通費用の中には、防疫措置の体制を整備するための会議等に係る旅費が含まれていたが、これらは疑似患畜及びワクチン接種家畜の埋却に要したものではなく、両負担金の交付対象とならないものであった。

したがって、共通費用のうちそれぞれの費用として経理すべきものを適切に区分したり、対象外の費用を除いたりなどして、改めて適正な費用を算定すると、疑似患畜の埋却に要した費用は22、23両年度で計679,797,806円、ワクチン接種家畜の埋却に要する費用等は22年度で24,607,711,146円となる。その結果、前記の同県が算定した費用等に対して、疑似患畜の埋却に要した費用が22、23両年度

で計 6,737,753 円(家畜伝染病予防費負担金相当額 3,368,877 円)増加するものの、ワクチン接種家畜の埋却に要した費用が 22 年度で 11,260,100 円(口蹄疫まん延防止対策事業費負担金相当額 9,604,579 円)減少することとなり、これらに対する両負担金相当額計 6,235,702 円が過大になっていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において疑似患畜及びワクチン接種家畜の埋却に要した費用の区分についての確認が十分でなかったこと、両負担金の交付対象費用についての検討が十分でなかったこと、農林水産本省において同県に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(7) 補助の目的を達していなかったもの 1 件 不当と認める国庫補助金 2,139,925 円  
 農業・食品産業強化対策整備交付金事業で整備した一部の機械が補助の目的を達していなかったもの (1 件 不当と認める国庫補助金 2,139,925 円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(365)	九州	農政局	鹿児島県	曾於郡大崎町	農業・食品産業強化対策整備交付金 有田農産有限公司(事業主体)	21	630,250	272,155	4,279	2,139

この交付金事業は、有田農産有限公司(鹿児島県曾於郡大崎町所在)が、産地競争力の強化に向けた取組として、大根等の農産物の加工品に係る出荷数量の増加等を成果目標に掲げて、これを達成するために、農産物処理加工施設等の整備を実施したものである。

同会社は、本件交付金事業の実施に当たり、大根の加工品に係る出荷数量を年間 1,280.0t にすることを成果目標とした上で、これを達成するために必要であるとして、大根打抜き機 2 台、大根つま切り機 1 台及びつま切り後に脱水するための脱水機 3 台(以下、これらを「大根打抜き機等」という。)を整備していた。

しかし、同会社による大根の加工品の価格、品質等に関する販売先との調整が十分でなかったことなどのため、加工品の実際の出荷量(平成 22 年 8 月から 23 年 7 月までの 1 年間で 77.6t)が成果目標を大幅に下回っていて、22 年 1 月に農産物処理加工施設が稼働を開始した当初から、大根打抜き機等の利用が著しく低調となっていた。そして、同会社は、今後の出荷見込数量を年間 49.0t としていて、成果目標と比較して大幅に減少しており、大根打抜き機等のうち、大根打抜き機及び脱水機については、各 1 台のみで足りることとなっていた。

したがって、大根打抜き機等のうち、大根打抜き機 1 台及び脱水機 2 台(事業費計 4,279,936 円)は、補助の目的を達しておらず、これに係る交付金相当額計 2,139,925 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同会社において本件施設を補助の目的に沿って適切に活用しなければならぬことについての認識が欠けていたこと、鹿児島県及び大崎町において同会社に対する指導が十分でなかったこと、九州農政局において同県に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(8) 工事の出来高が不足していたもの 1件 不当と認める国庫補助金 1,304,100 円  
 管水路工事の本舗装の一部を施工していなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 1,304,100 円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(366)	農林水産本省		広島県 (事業主体)	—	農山漁村地域整備交付金	22	71,387	35,693	2,608	1,304

この交付金事業は、広島県が、江田島市沖美地区において、ダクタイル鋳鉄管等を使用したかんがい用の管水路(延長 1,905.0m、管の内径 50.0mm~100.0mm)を新設したものである。

同県は、本件工事の施工について、県道等を掘削するなどして管の布設、埋戻し、道路交通を回復するなどのための仮舗装を行い、この作業を一定区間について完了させた後、仮舗装を撤去して本舗装を行うこととしていた。そして、同県が定めた「建設工事執行規則」等によると、工事の監督に当たっては、監督員が工事の施工状況の確認、把握等を行うこととされており、また、工事のしゅん工検査に当たっては、検査員が契約書、設計図書等に基づいて工事の出来形の確認を行うこととされている。

しかし、本件工事の監督員は、請負業者から出来高調書等の書類の一部が提出されておらず、本舗装に係る工事の完成を確認できない状況であったにもかかわらず請負業者から工事の完成届を受理し、また、検査員は、工事写真、現地検査等によりしゅん工検査を行ったものの、本舗装の出来形については確認を行わないまま合格としていた。

そして、管水路延長 1,905.0mのうち 508.0mの区間については、同県が請負代金を支払った後、請負業者から提出された書類を整理したところ、本舗装が施工されていなかったことが平成 23 年 4 月に判明していたが、24 年 11 月の会計実地検査時点においても仮舗装のままとなっていた。

したがって、本件工事の本舗装は、監督及び検査が適正に行われていなかったため、管水路延長 1,905.0mのうち 508.0mの区間(工事費相当額 2,608,200 円)が施工されておらず、出来高が不足していて、これに係る交付金相当額 1,304,100 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、工事の監督に当たり、工事の施工状況の確認、把握等を十分に行っていないことが、また、工事のしゅん工検査に当たり、契約書、設計図書等に基づいて出来形の確認を行っていないことなどによると認められる。

(9) 工事の施工が適切でなかったもの 1件 不当と認める国庫補助金 1,221,852 円  
 土留壁の施工が適切でなかったもの (1件 不当と認める国庫補助金 1,221,852 円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(367)	農林水産本省、 関東農政局		静岡県 (事業主体)	—	農山漁村地域整備交付金等	22	46,118	23,059	2,443	1,221

この交付金事業等は、静岡県が、賀茂郡河津町見高地内において、農道整備事業の一環として、農道を新設したものである。そして、農道が既存の町道と交差する箇所については、ボックスカルバート(延長 14.5m、高さ 7.0m、幅 8.0m)を築造してその内部を町道とし、ボックスカルバートの頂版の上に鉄筋コンクリート構造の土留壁(延長 8.0m、高さ 1.4m~2.1m、幅 0.3m)を築造して、そこに道路盛土等を行い農道とするものである(参考図参照)。

そして、設計図書等によれば、上記の土留壁は、次のように施工することとしていた。

- ① ボックスカルバート頂版の鉄筋を配置した後、土留壁の鉄筋を配置する。
- ② ボックスカルバート頂版のコンクリートを打設するなどした後、土留壁との打ち継ぎ目となる箇所を洗浄するなどした上で型枠を設置して土留壁のコンクリートを打設する。
- ③ コンクリートの打設及び締固めに当たっては、材料であるセメント、細骨材、粗骨材等に著しい材料分離が生じないように打設して、速やかに十分締め固める。

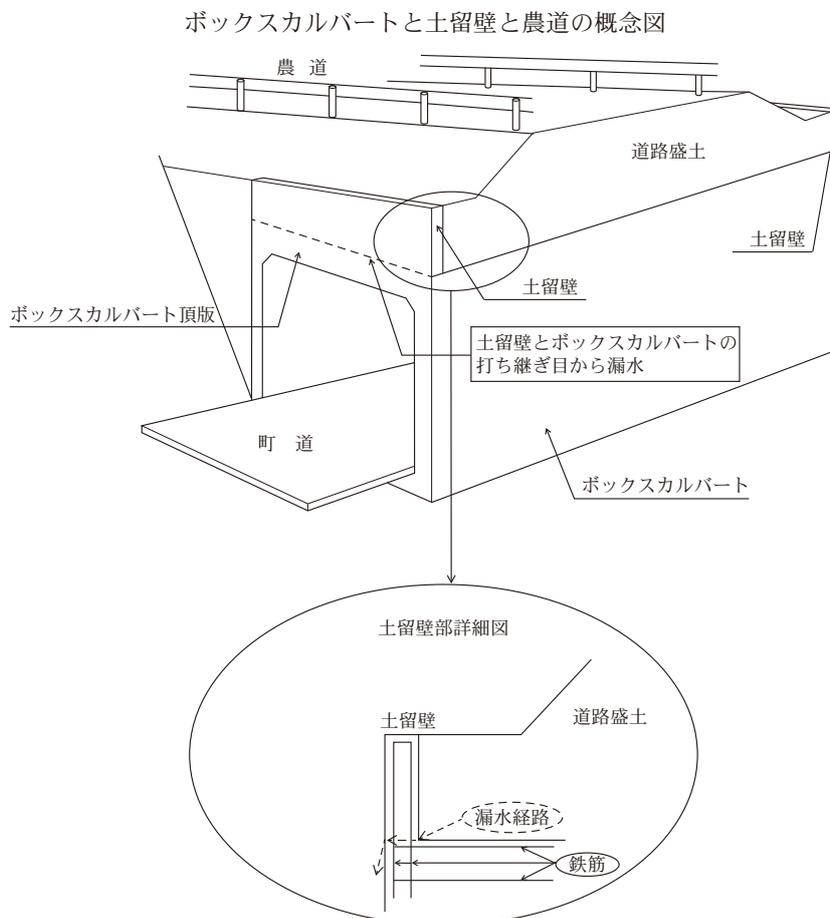
しかし、現地の状況を確認したところ、土留壁とボックスカルバートの打ち継ぎ目から漏水が発生していた。そこで、土留壁のコンクリートの施工状況について検査したところ、コンクリートの締固めが十分でなかったことなどから、上記の打ち継ぎ目においてジャンカ<sup>(注)</sup>(幅 300mmから 1,000mm程度、高さ最大で約 100mm、平均で約 50mm)が発生し、その一部においては、内部に空隙が生じていた。そして、上記の漏水はこの空隙から発生していたものであった。

したがって、本件土留壁は、施工が著しく適切でなかったため、土留壁とボックスカルバートの打ち継ぎ目から漏水が発生しており、鉄筋コンクリート構造物としての耐久性が著しく低い状況となっていて、工事の目的を達しておらず、土留壁及び農道の道路盛土(工事費相当額 2,443,705 円)に係る交付金等相当額 1,221,852 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、請負人が粗雑な施工を行っていたのに、これに対する同県の監督及び検査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) ジャンカ 型枠取外し後のコンクリート表面に見られる粗骨材の凝集、空洞等の欠陥部分

(参 考 図)



そ の 他 (368)–(371)

- (368) 筑波農林研究団地における研究用ほ場用水の取水のために利用する施設に係る負担金の支払に当たり、算定の基礎となる運転経費に維持管理経費を含めていたため、支払額が過大となっていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産技術会議 (項)農林水産技術会議共通費 (平成19年度以前は、(項)農林水産業技術振興費)
部 局 等	農林水産技術会議事務局筑波事務所
負担金の概要	筑波農林研究団地における研究用ほ場用水を確保するため、土地改良区が保有する施設を利用するに当たり、協定書等に基づき当該施設の運転経費等の一部を負担するもの
協定の相手方	土浦市外十五ヶ町村土地改良区
支 払 額	64,978,100 円(平成19年度～23年度)
過大となっていた支払額	7,764,800 円(平成19年度～23年度)

1 負担金の概要

(1) 負担金に係る協定書等の概要

農林水産省農林水産技術会議事務局筑波事務所(以下「筑波事務所」という。)は、筑波農林研究団地における研究業務に必要な研究用ほ場用水を確保するため、農林水産省農林水産技術会議事務局(以下「事務局」という。)が土浦市外十五ヶ町村土地改良区(以下「土地改良区」という。)との間で昭和49年8月に締結した協定書(以下「協定書」という。)に基づき、土地改良区が保有する施設を利用している。

協定書によると、事務局は、上記研究用ほ場用水の取水のため、土地改良区が保有する施設のうち導水路、揚水機場等を利用することができるとされている。そして、これらの施設の運転及び管理については土地改良区が行うものとされており、事務局は、毎年度、揚水機場の運転経費(運転者等の人件費、光熱水費及びその他の運転諸経費。以下同じ。)及びこれらの施設の管理経費について、別に定める割合によりその一部を負担するものとされている(以下、この協定書に基づき筑波事務所が負担する経費を「負担金」という。)

(2) 負担金の算定方法及び支払額

事務局は、協定書に基づき、土地改良区との間で52年6月及び55年3月に覚書(昭和56年1月一部改訂。以下「覚書」という。)を取り交わしている。覚書によると、年間の負担金の額については、次のとおり算定することとされている。

- ① 前年度の運転経費の合計額に、覚書で約定された事務局の負担割合を乗ずるなどして運転経費に係る負担分を算定する。
- ② ①で算定した運転経費に係る負担分に、覚書で約定された割合を乗ずるなどして管理経費に係る負担分を算定する。
- ③ ①の運転経費に係る負担分と②の管理経費に係る負担分との合計額を年間の負担金の額とする。

そして、筑波事務所は、毎年度、上記の覚書に基づき土地改良区が算定した負担金の額

等について文書により通知されており、その算定内容、支払内訳等を確認した上で、土地改良区に対して負担金を支払っている。そして、筑波事務所が平成19年度から23年度までの5か年度に支払った負担金の額は計64,978,100円となっている。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、法規性等の観点から、負担金の支払額は適切なものとなっているかなどに着眼して、筑波事務所において、上記負担金の支払額を対象として、協定書、覚書等の関係書類により会計実地検査を行った。

### (2) 検査の結果

検査したところ、筑波事務所が19年度から23年度までの間に土地改良区から負担金の額等について通知された文書の支払内訳には、各年度とも、前年度の運転経費の合計額に導水路の草刈り、排水管補修等の経費(以下「導水路等の維持管理経費」という。)が含まれており、その額は5か年度で計27,491,649円となっていた。

しかし、導水路等の維持管理経費は、揚水機場の運転に直接関係するものではなく、管理経費に当たるものであることから、これを前年度の運転経費に含めて負担金の額を算定していたのは適切でないと認められる。

したがって、負担金の額の算定の基礎としていた前年度の運転経費の合計額から導水路等の維持管理経費を差し引いて、19年度から23年度までの5か年度における適正な負担金の額を算定すると計57,213,300円となり、前記の負担金の支払額計64,978,100円との差額7,764,800円が過大に支払われていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、筑波事務所において、覚書の内容等についての理解が十分でなく、負担金の額の算定に対する確認が十分でなかったことなどによると認められる。

### (369) 農業者戸別所得補償制度による畑作物の所得補償交付金が過大に交付されていたもの (371)

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農業経営対策費
	食料安定供給特別会計(農業経営安定勘定) (項)農業経営安定事業費
部 局 等	2 農政局
交付の根拠	農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)、予算補助
交付金事業	畑作物の所得補償交付金事業
交付金事業の概要	農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持するため、販売農家等に対して交付金を交付するもの
交付先	35 販売農家等
交付金交付額	31,789,478円(平成23、24両年度)
過大に交付された交付金の額	8,304,786円(平成23、24両年度)

## 1 農業者戸別所得補償制度による畑作物の所得補償交付金の概要

農林水産省は、平成23年度から、「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」(平成18年法律第88号)、農業者戸別所得補償制度実施要綱(平成23年22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)等に基づき、販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持することを目的として、農業者戸別所得補償制度を実施している。

畑作物の所得補償交付金(以下「交付金」という。)は、小麦、二条大麦、大豆等の交付対象作物を生産数量目標に従って販売目的で生産する販売農家及び集落営農(以下「販売農家等」という。)に対して交付するものである。

上記の生産数量目標は、農業協同組合等と販売農家等が締結した出荷契約等における数量(以下「出荷契約数量」という。)とすることとされており、地域センター等が、農業協同組合等から提出された出荷契約数量に係る資料等により確認することとされている。そして、地方農政局長等は、関係書類を審査し、その内容を適当と認めた場合は、交付金を交付することとされている。

また、ビール用麦として出荷される二条大麦は、食用に出荷される二条大麦(以下「普通麦」という。)と比べて販売価格が高く生産コストが賄われていると考えられることから、交付対象作物としないこととされている。そして、24年度からは、ビール用麦として出荷するために二条大麦を生産している販売農家等については、農産物検査等によりビール用麦として出荷できないものを含む一定量の二条大麦を、出荷契約に基づいて普通麦として確実に出荷する場合に限り、当該出荷契約に基づく出荷契約数量を生産数量目標として設定することができることとされている。

交付金の交付を受けた販売農家等は、交付対象作物ごとの生産量が生産数量目標の2分の1に満たない場合には、生産数量目標を大きく下回ったことの原因書を地域センター等に提出することとされている。さらに、24年度からは、提出された原因書を確認した結果、自然災害等の合理的な理由がない場合には、交付金の一部を返還させることとされている。

(注1) 販売農家 交付対象作物の販売実績がある者又は農業共済の加入者であり、法人を含む。

(注2) 集落営農 複数の販売農家により構成される農作業受託組織であって、組織の規約及び代表者を定め、かつ、交付対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っているもの

(注3) 地域センター等 地方農政局又は北海道農政事務所の地域センター。ただし、地方農政局又は北海道農政事務所が所在する道府県のうち地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの管轄区域以外の区域にあつては当該区域を管轄する地方農政局又は北海道農政事務所。また、沖縄県にあつては沖縄総合事務局(平成23年8月31日以前は地方農政事務所、地方農政局が所在する府県にあつては地方農政局、北海道にあつては北海道農政事務所、沖縄県にあつては沖縄総合事務局)

## 2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、交付金の交付額が適正に算定されているかなどに着眼して、7地方農政局等及び19地域センターにおいて、23、24両年度に交付された交付金を対象として、出荷契約書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査の結果、2 地方農政局が 35 販売農家等に交付した交付金において、生産数量目標を誤っていたことなどにより、交付額計 31,789,478 円のうち計 8,304,786 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

これらの事態を態様別に示すと、次のとおりである(1 販売農家等において、ア及びイの事態が重複している)。

ア 生産数量目標を誤っていたもの

近畿農政局は、23 年度に、京都府福知山市等に所在する 30 販売農家等に対して交付金計 20,368,542 円を交付していた。そして、同農政局は、各販売農家等の生産数量目標を、農業協同組合等から提出された出荷契約数量に係る資料等ではなく、地域農業再生協議会<sup>(注4)</sup>が取りまとめた一覧表(以下「一覧表」という。)により確認していた。

しかし、一覧表に記載された 30 販売農家等の生産数量目標は、出荷契約数量を上回る誤ったものとなっていた。

したがって、適正な生産数量目標に基づいて交付金の交付額を算定すると計 16,892,553 円となり、前記交付金の交付額計 20,368,542 円との差額 3,475,989 円が過大に交付されていた。

(注4) 地域農業再生協議会 農業者戸別所得補償制度等を推進するために、原則として、市町村、農業協同組合、農業共済組合、農業委員会等を構成員として、市町村の区域を基本に組織された協議会

イ 生産数量目標を大きく下回った原因が合理的な理由とは認められないもの

近畿農政局は、24 年度に、農業協同組合から提出された普通麦の出荷契約数量に係る資料等に基づいて、京都府亀岡市に所在する 5 販売農家等に対する交付金の額を計 5,782,000 円と算定して、同額を交付していた。そして、同農政局は、5 販売農家等の普通麦の生産量が生産数量目標の 2 分の 1 に満たなかったため、提出された理由書を確認したところ、湿害等により生産量が減少したとされていたことから、交付金の返還を求めていなかった。

しかし、5 販売農家等の普通麦の生産量が生産数量目標を大きく下回った原因は、自らの都合で二条大麦の大半をビール用麦として出荷したためであり、合理的な理由とは認められないものであった。

したがって、前記交付金の交付額計 5,782,000 円のうち 3,824,650 円が過大に交付されていた。

ウ 交付申請後に出荷契約を変更していたもの

関東農政局は、23 年度に、埼玉県久喜市に所在する 1 販売農家等から、小麦及び普通麦を農業協同組合に出荷するなどとした農業協同組合との間の出荷契約書が添付された交付申請書等の提出を受け、交付金の額を計 5,638,936 円と算定して、同額を交付していた。

しかし、同販売農家等は、交付申請書等の提出直後に、二条大麦を普通麦からビール用麦に振り替えて全量出荷とする別の出荷契約を改めて農業協同組合と締結しており、全量をビール用麦として出荷していた。そして、同農政局は、同販売農家等から全量をビール用麦として出荷した旨の報告を受けていたのに、当初の出荷契約を根拠とする生産数量目標に基づいて交付金を交付していた。

したがって、適正な交付金の交付額を算定すると計 4,634,789 円となり、前記交付金の交付額計 5,638,936 円との差額 1,004,147 円が過大に交付されていた。

このような事態が生じていたのは、2 地方農政局において交付金の交付申請等に係る審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

これを地方農政局等別に示すと次のとおりである。

地方農政局	年度	過大に交付された交付金の件数 件	交付金の交付額 千円	過大に交付された交付金の額 千円	摘要
(369) 関東農政局	23	1	5,638	1,004	ウ
(370) 近畿農政局	23	30	20,368	3,475	ア
(371) 同	24	5	5,782	3,824	イ
(369)-(371)の計		36	31,789	8,304	

### 意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 農地・水保全管理支払交付金事業の実施に当たり、農用地の保全管理の状況を適切に確認させることにより、遊休農地の発生を防止するための共同活動に係る交付金の交付が適正なものとなるよう是正改善の処置を求め、及び向上活動により取得した財産を市町村等に適時適切に譲渡させることにより財産の帰属及び管理責任が明確となるよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農村地域資源等保全推進費 (平成 22 年度以前は、(項)農村振興費)
部 局 等	農林水産本省、6 地方農政局
補助の根拠	予算補助
事業主体	共同活動支援交付金 42 地域協議会 向上活動支援交付金 1,555 活動組織
補助事業	農地・水保全管理支払交付金事業(平成 22 年度以前は、農地・水・環境保全向上対策交付金事業)
補助事業の概要	農地・水・環境の良好な保全とその質的向上を図ることを通じて地域の振興に資するため、地域ぐるみで農地、農業用排水路等の日常の管理等を行う共同活動及び老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修・更新の工事等を行う向上活動に対して支援を行うもの
共同活動において保全管理が必ずしも適切に実施されていない共同活動農用地の面積	144,266a
上記に係る国庫交付金相当額(1)	1 億 3147 万円(平成 19 年度～23 年度)
向上活動により取得した財産の帰属及び管理責任の明確化等が適切に実施されていない更新工事数	2,156 更新工事

上記に係る国庫 交付金相当額(2)	11 億 0334 万円(平成 23 年度)
(1)及び(2)の計	12 億 3481 万円(平成 19 年度～23 年度)

(上記(1)の事態については、前掲 373 ページの「農地・水保全管理支払交付金事業(共同活動支援交付金事業)の実施に当たり、交付対象とならない経費を含めていたり、事業の一部を実施していなかったりしていたもの」参照)

【是正改善の処置を求め及び意見を表示したものの全文】

**農地・水保全管理支払交付金事業の実施について**

(平成 25 年 10 月 31 日付け 農林水産大臣宛て)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求め、及び同法第 36 条の規定により意見を表示する。

記

**1 事業の概要**

**(1) 農地・水保全管理支払交付金の概要**

貴省は、「農地・水・環境保全向上対策実施要綱」(平成 19 年 18 農振第 1777 号農林水産事務次官依命通知)等に基づき、農地・水・環境の良好な保全とその質的向上を図ることを通じて地域の振興に資するために、農地、農業用水等の保全管理を行う地域ぐるみの共同活動等を支援する農地・水・環境保全向上対策を平成 19 年度から国庫補助事業により実施している。

そして、23 年度からは「農地・水保全管理支払交付金実施要綱」(平成 23 年 22 農振第 2261 号農林水産事務次官依命通知)等(以下、上記の農地・水・環境保全向上対策実施要綱等と合わせて「実施要綱等」という。)に基づき、これまでの共同活動に対する支援を行うとともに、老朽化が進む農業用排水路(以下「水路」という。)等の長寿命化のための補修・更新の工事等を行う向上活動に対する支援を行う農地・水保全管理支払交付金事業を国庫補助事業により実施している(以下、共同活動及び向上活動に対する支援策を合わせて「本対策」という。)

本対策は、農業者だけでなく非農業者も含めた地域住民等により主に集落単位で構成され、農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)に基づく農用地区域内に存する農用地において共同活動に取り組む組織(以下「共同活動組織」という。)に対して共同活動支援交付金を交付し、また、施設の長寿命化のための向上活動に取り組む活動組織(以下「向上活動組織」という。)に対して向上活動支援交付金を交付するものである。

そして、貴省は、共同活動支援交付金に係る事業の実施期間については 19 年度から 23 年度までを第 1 期、24 年度から 28 年度までを第 2 期とし、向上活動支援交付金に係る事業の実施期間については 23 年度から 28 年度までとしており、共同活動支援交付金の第 1 期の支出済歳出額は 1049 億 2630 万余円、向上活動支援交付金の 23 年度支出済歳出額は 47 億 3812 万余円となっている。

**(2) 共同活動支援交付金に係る事業の概要**

共同活動支援交付金に係る事業は、都道府県、関係市町村、農業者団体、非営利団体等により構成された地域協議会を実施主体として、国及び地方公共団体が、この地域協議会を通じて共同活動組織に対して支援を行うものである。

貴省は、この支援のための資金をあらかじめ積み立てるために地域協議会に対して共同活動支援交付金を交付し、地域協議会は、国からの共同活動支援交付金に地方公共団体から交付を受けた国と同額の交付金を加えて共同活動組織に対して交付金を交付している。

共同活動支援交付金に係る事業の実施の流れは次のとおりである。

- ① 共同活動組織の代表者と共同活動支援交付金の算定の対象となる農用地(以下「共同活動農用地」という。)が所在する市町村の長等との間で協定(以下「共同活動協定」という。)を締結する。この際、協定書には共同活動農用地と交付金の対象となる共同活動の内容を明記した活動計画を添付する。
- ② 共同活動組織は、共同活動協定に基づき、共同活動農用地において遊休農地の発生を防止するための保全管理、農業用水等のための水路やため池の泥上げや草刈り、農道の砂利の補充や農道脇への花の植栽等を原則として5年間以上継続して実施する。
- ③ 共同活動組織は、毎年度、共同活動協定に定められている事項の実施状況について実施状況報告書等により市町村に報告する。
- ④ 市町村は、③を受けて実施状況を確認し、その結果を地域協議会に報告する。

また、共同活動組織に対する国の共同活動支援交付金の交付額は、共同活動協定に位置付けられている共同活動農用地の田、畑等の地目ごとの面積にそれぞれ所定の単価を乗じた金額の合計額とされている。

実施要綱等によれば、共同活動組織は、共同活動協定に位置付けた全ての共同活動農用地について、遊休農地等の発生状況を把握し、これらの遊休農地等の草刈りや害虫駆除等を適切に行い、耕作可能な状態に保全管理することとされている(以下、このように保全管理されている農用地を「耕作可能な保全管理農用地」という。)。そして、実施期間の最終年度である23年度末の共同活動協定期間終了時に遊休農地化している共同活動農用地があるなど、これらの活動が適切に実施されていないことが確認された場合は、共同活動組織は、交付された共同活動支援交付金のうち当該共同活動農用地部分に相当する交付金を共同活動協定締結年度に遡って地域協議会に返還することとされている。

そして、貴省によれば、耕作可能な保全管理農用地とは、人力、あるいは農業者が通常所有等している農業用機械で草刈り、耕起を行うことにより、直ちに耕作可能な状態に保全管理された共同活動農用地であるとしている。

(注1) 遊休農地 現状で営農が行われておらず、かつ、耕作可能な状態に保全管理されていない農用地

### (3) 向上活動支援交付金に係る事業の概要

向上活動支援交付金に係る事業は、水路等の長寿命化のための補修・更新の工事等を行う向上活動組織を実施主体として、国及び地方公共団体がこの向上活動組織に対して支援を行うものである。

向上活動支援交付金に係る事業の実施の流れは次のとおりである。

- ① 向上活動組織の代表者と向上活動支援交付金の算定の対象となる農用地(以下「向上活動農用地」という。)が所在する市町村の長等との間で協定(以下「向上活動協定」という。)を締結する。この際、協定書には向上活動農用地と交付金の対象となる向上活動の内容を明記した活動計画を添付する。
- ② 向上活動組織は、向上活動協定に基づき、向上活動農用地において、水路等を対象とした長寿命化のための補修・更新の工事等を行う。

③ 向上活動組織は、毎年度、向上活動協定に定められている事項の実施状況について市町村に報告する。

④ 市町村は、③を受けて実施状況を確認し、実施状況報告書等によりその結果を貴省に報告する。

また、向上活動組織に対する国の向上活動支援交付金の交付額は、向上活動協定に位置付けられている向上活動農用地の田、畑等の地目ごとの面積にそれぞれ所定の単価を乗じた金額の合計額とされており、地方公共団体は、これと同額の交付金を交付している。

実施要綱等によれば、向上活動組織は、向上活動により、市町村等が所有、管理する水路、農道、ため池等の財産に係る更新工事を実施した場合、工事により取得した財産を市町村等に無償で譲渡することとされている。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性、有効性等の観点から、共同活動農用地に係る遊休農地の発生を防止するための保全管理が、共同活動組織において、共同活動協定等に基づき適切に実施されているか、また、向上活動組織が向上活動により取得した財産の市町村等への譲渡が適切に行われているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、貴省が19年度から23年度までの間に<sup>(注2)</sup>23道県に所在する42地域協議会に対して交付し、各地域協議会が639市町村(23年度末現在。以下同じ。)に所在する9,400共同活動組織に対して交付した共同活動支援交付金517億3425万余円、貴省が23年度に23道県の274市町村に所在する2,603向上活動組織に対して交付した向上活動支援交付金20億0179万余円、計537億3604万余円を対象として、上記の地域協議会等において、共同活動協定書、向上活動協定書、実施状況報告書等の関係書類及び現地の状況を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(注2) 23道県 北海道、青森、茨城、群馬、埼玉、神奈川、岐阜、静岡、滋賀、兵庫、奈良、和歌山、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、長崎、熊本、大分各県

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 共同活動における共同活動農用地の保全管理について

本院が、共同活動支援交付金に係る実施状況報告書等の書類により、遊休農地の発生を防止するための保全管理の実施状況を検査したところ、共同活動農用地について遊休農地の発生が防止されていることを具体的に確認できる書類を添付することとしていないことなどから、実施期間の最終年度である23年度末に遊休農地の発生が防止されていたか具体的に確認できない状況になっていた。

一方、市町村及び農業委員会は、耕作放棄地全体調査要領(20年19農振第2125号農林水産省農村振興局長通知)に基づき、20年度から、現況が耕作放棄地となっている農地を対象に、荒廃状況等を把握するための耕作放棄地全体調査(以下「全体調査」という。)を毎年実施している。全体調査では、調査対象とした耕作放棄地を一筆ごとに、①人力・農業用機械で草刈り、耕起、抜根又は整地を行うことにより、直ちに耕作することが可能な土地、②区画整理等の基盤整備を実施して農業利用すべき土地及び③森林・原野化している土地

に区分しており、②及び③に区分された耕作放棄地は遊休農地の定義に該当する。一方、①に区分された耕作放棄地(耕作可能とするために、草刈り、耕起、抜根又は整地が必要な土地)の中には、遊休農地の定義に該当するものもあるが、耕作可能な保全管理農用地(耕作可能とするために、草刈り又は耕起が必要な土地)に該当するものも含まれ、両者を区分することができない。

このため、全体調査における耕作放棄地と共同活動農用地における遊休農地は一致するものではないが、本院が、共同活動農用地について、23年度に実施した全体調査の結果と一筆ごとに照合するなどして確認したところ、耕作放棄地に区分されていた共同活動農用地が、23年度末に第1期の共同活動協定期間が終了した23道県の42協議会の1,928共同活動組織において、計17,179筆、計145,018a見受けられた。このように、耕作放棄地に区分された共同活動農用地が多数の共同活動組織で見受けられたことから、その中で耕作放棄地が大規模であった1共同活動組織の共同活動農用地277筆、5,462aについて、23年度末における保全管理の状況を本院が現地を確認するなどして調査したところ、このうち230筆、4,710aについては実際に遊休化していた。

したがって、1,928共同活動組織における共同活動農用地計17,132筆、計144,266a(これに係る19年度から23年度までの共同活動支援交付金計1億3147万余円(国庫交付金相当額同額))については、23年度末に遊休農地が相当数発生していたおそれがあり、遊休農地の発生を防止するための保全管理が必ずしも適切に実施されていたとは認められない。

## (2) 向上活動における財産の管理について

向上活動における財産の譲渡の状況について検査したところ、23道県の237市町村に所在する1,588向上活動組織が23年度に市町村等の所有、管理する財産について実施した2,197更新工事、工事費計22億4431万余円(国庫交付金相当額11億2215万余円)のうち、1,555向上活動組織が実施した2,156更新工事、工事費計22億0668万余円(国庫交付金相当額11億0334万余円)により取得した財産は、23年度末から1年以上が経過した25年5月末現在においても市町村等に譲渡されていない状況となっていた。

また、上記の2,156更新工事により取得した財産を譲渡するために必要となる図面等の書類の整備状況についてみると、1,761更新工事、工事費計16億6123万余円(国庫交付金相当額8億3061万余円)において、更新工事により取得した財産の所在、構造、規模、数量等が明示された設計書、平面図、構造図等の図面等の書類を向上活動組織が請負業者から徴取していないなど、図面等の書類が十分に整備されていない状況となっていた。

向上活動組織が更新工事によって取得した財産が今後適切に管理されるためには、更新工事の対象となった水路、農道等を所有、管理する市町村等に早期に譲渡して、管理責任の所在を明確にし、市町村等の水路、農道等として管理することが必要である。また、図面等の書類は、更新工事实施時に整備されない場合、事後的に整備することは時間の経過とともにますます困難となっていくことが想定されることから、向上活動組織は、向上活動における財産の譲渡及び図面等の整備を適時適切に実施する必要があると認められる。

(是正改善及び改善を必要とする事態)

以上のように、共同活動組織が共同活動において遊休農地の発生を防止するための保全管

理を適切に実施しているか具体的に確認できず、実施期間の最終年度である23年度末において、共同活動農用地の中に遊休農地化している農用地が相当数発生しているおそれがある状況となっていた事態は適切でなく、是正改善を図る要があると認められる。また、向上活動組織が向上活動により取得した財産に関して市町村等への譲渡が進んでいないことから財産の帰属及び管理責任の所在が明確となっていない状況となっていたり、向上活動組織が更新工事によって取得した財産が今後市町村等において適切に管理されるために必要となる書類の整備が十分でなかったりしている事態は適切でなく、改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、共同活動組織において、共同活動支援交付金に係る事業の適切な実施に対する認識が欠けていたことにもよるが、次のことなどによると認められる。

- ア 地域協議会及び市町村において、共同活動農用地における遊休農地の発生を防止するための保全管理の適切な実施について確認が十分でなかったこと
- イ 貴省において、地域協議会及び市町村に対して共同活動農用地の保全管理状況の確認方法について実施要綱等に具体的に示していなかったこと
- ウ 貴省において、向上活動支援交付金により向上活動組織が取得した財産の引渡しが可能となった時点で速やかに市町村等に譲渡し、財産の帰属及び管理責任の所在を明確にするための向上活動組織に対する指導が十分でなかったこと。また、向上活動組織が財産譲渡のために必要となる図面等の書類を更新工事の際に整備し、できるだけ速やかに財産を譲渡するよう実施要綱等に具体的に示していなかったこと

3 本院が求める是正改善の処置及び表示する意見

貴省は、農業及び農村の基盤となる農用地・農業用水等の資源の保全と質的向上を図るとともに、農業が本来有する自然循環機能を維持し増進することが必要であることから、今後も引き続き本対策を実施していくこととしている。

については、貴省において、共同活動農用地における遊休農地の発生を防止するための保全管理や向上活動により取得された財産の帰属及び管理責任の明確化が適切に実施されるよう、次のア及びイのとおり是正改善の処置を求め並びにウのとおり意見を表示する。

- ア 地域協議会及び市町村に対して、23年度末に遊休農地が発生していたおそれがある共同活動農用地について、保全管理が適切に行われていたか調査させた上で、保全管理が適切に行われず、実際に遊休化していたことが判明した農用地については、地域協議会に当該農用地に係る交付金の返還の措置を講じさせること
- イ 共同活動組織が共同活動農用地において遊休農地発生防止のための保全管理を適切に実施しているか具体的に確認できるようその方法を定めるとともに、地域協議会及び市町村に対して指導すること
- ウ 向上活動組織が財産譲渡のために必要となる図面等の書類を更新工事の際に整備し、工事終了後できるだけ速やかに財産を譲渡するなど、財産の帰属及び管理責任の所在を明確にすることについての取扱いを定めるとともに、向上活動組織に対して指導又は助言を行うこと

(2) 漁船保険中央会が水産庁から交付金の交付を受けて設置造成している漁船保険振興事業資金の有効活用を図るよう意見を表示したもの

会計名及び科目	漁船再保険及漁業共済保険特別会計 (漁船普通保険勘定) (項) 漁船保険振興事業交付金 〔昭和 41 年度以前は、漁船再保険特別会計 (普通保険勘定) (項) 漁船保険振興事業交付金〕
部 局 等	水産庁
補助の根拠	漁船損害補償法の一部を改正する法律(昭和 41 年法律第 46 号)等
補助事業者 (事業主体)	漁船保険中央会
漁船保険振興事業資金の概要	水産庁から交付された交付金を原資として、漁船保険中央会が運用型の基金として設置造成し、その運用益を漁船保険事業の健全な発達を図るための各種事業の実施に充てるもの
漁船保険振興事業資金の保有額	47 億 0246 万余円(平成 24 年度末)
上記の資金に対する交付金交付額	47 億円(昭和 41、48 両年度)
上記交付金交付額のうち有効活用されていない額	47 億円(平成 24 年度末)

【意見を表示したものの全文】

漁船保険振興事業資金の有効活用について

(平成 25 年 9 月 19 日付け 水産庁長官宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 漁船保険振興事業資金の概要等

(1) 漁船損害等補償制度等

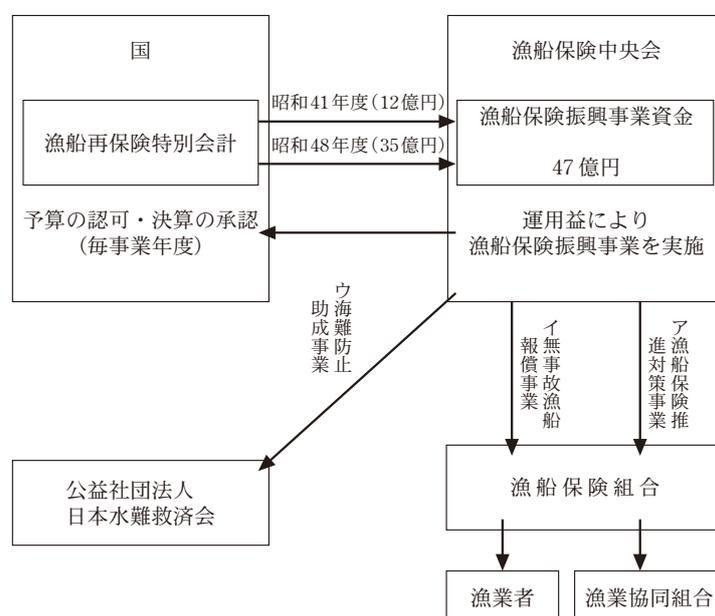
貴庁は、漁船損害等補償法(昭和 27 年法律第 28 号)等に基づき、漁船の不慮の事故によって受ける損害等を補填することにより、漁業経営の安定に資することなどを目的として、漁船保険事業等の漁船損害等補償制度を運営している。

普通保険事業、特殊保険事業等の漁船保険事業等は、全国に 45 組合ある漁船保険組合(以下「組合」という。)により行われている。また、漁船保険中央会(以下「中央会」という。)は、組合が行う普通保険事業等に対する再保険事業である普通保険再保険事業等を実施している。そして、貴庁は、特殊保険事業等に対する再保険事業である特殊保険再保険事業等のほか、中央会が行う普通保険再保険事業等に対する再保険事業を漁船再保険及び漁業共済保険特別会計(昭和 42 年度から平成 18 年度までは漁船再保険及漁業共済保険特別会計、昭和 41 年度以前は漁船再保険特別会計。以下「特別会計」という。)を設置して実施している。

## (2) 漁船保険振興事業資金の概要

貴庁は、41年度及び48年度に、漁船保険事業の健全な発達を図るため、漁船損害補償法の一部を改正する法律(昭和41年法律第46号)等に基づき、特別会計に積み立てられた剰余金から、それぞれ12億円、35億円、計47億円の交付金を中央会に交付している。そして、中央会は、漁船保険振興事業実施要領(昭和48年48水漁第4982号農林事務次官通知)に基づき、当該交付金を運用型の基金である漁船保険振興事業資金(以下「振興資金」という。)として設置・造成し、41年度以降、その運用益により、各種の助成事業等(以下、これらの事業を「漁船保険振興事業」という。)を実施しており、平成22、23両年度においては、漁船保険推進対策事業、無事故漁船報償事業及び海難防止助成事業を実施している(図参照)。

図 漁船保険振興事業の流れ



振興資金の資金保有額は、24年度末では47億0246万余円となっている。

## (3) 東日本大震災に係る特別会計の漁船普通保険勘定への財政援助の概要

貴庁は、23年度に、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(平成23年法律第40号)に基づき、東日本大震災(23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害及びこれに伴う原子力発電所事故による災害をいう。以下同じ。)による特別会計の漁船普通保険勘定における普通保険再保険事業等に係る再保険金の支払財源の不足に充てるため、一般会計から650億余円を繰り入れている。当該繰入金については、後日、特別会計の同勘定において決算上の剰余を生じた場合には、予算で定めるところにより、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、一般会計に繰り入れなければならないこととなっている。

## 2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

近年の我が国の厳しい財政状況下において、国費を投じて造成された基金等について、基

金等による事業の見直しや効率化とともに、基金等の規模の見直しや不要な基金等の国庫返納等の検討が求められている。また、前記のとおり、特別会計の漁船普通保険勘定には、東日本大震災に対処するための財政援助として一般会計から多額の資金が繰り入れられている。

そこで、本院は、有効性等の観点から、中央会が設置造成している振興資金の運用益により実施されている漁船保険振興事業の必要性等が適時適切に見直され、振興資金が有効に活用されているかなどに着眼して、貴庁及び中央会において、振興資金の運用状況、漁船保険振興事業の実施状況等について、漁船保険振興事業に係る実績報告書等を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。また、組合における漁船保険振興事業の実施状況等について、14組合において会計実地検査を行うとともに、中央会において残りの31組合に関する書類の提出を受けるなどして調査した。

#### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 振興資金の運用益及び漁船保険振興事業の事業費の状況

昭和48年度の追加交付により計47億円の振興資金が造成された直後の49年度には3億6205万余円あった運用益は、平成4年度までは2億円を超える規模で推移していたが、その後金利の低下とともに大きく減少し、5年度から15年度までの間は1億1913万余円から1億8285万余円までの間で推移していた。さらに、16年度以降は1億円を下回って推移しており、22年度には7093万余円、23年度には7057万余円とピーク時の約5分の1にまで減少している。

また、昭和41年度以降の年度ごとの漁船保険振興事業の事業費(以下「振興事業費」という。)をみると、55年度の3億6057万余円をピークに、平成22年度には6970万余円(漁船保険推進対策事業4223万余円、無事故漁船報償事業2647万余円、海難防止助成事業100万円)、23年度には6983万余円(漁船保険推進対策事業4470万余円、無事故漁船報償事業2412万余円、海難防止助成事業100万円)と、運用益の減少に伴ってピーク時の約5分の1にまで大きく減少している。なお、貴庁が中央会に交付した計47億円は、上記23年度の振興事業費6983万余円の約67年分に相当することになる。

#### (2) 漁船保険振興事業の実施状況

ア 漁船保険推進対策事業は、漁船保険推進対策事業助成金交付要領(昭和42年42水漁第5234号水産庁長官承認)等に基づき、中央会が、漁船保険事務研修事業、漁業協同組合協力報奨事業及びその他漁船保険事業の推進を図るための事業を行う組合に対して、事業に要する経費を助成する事業である。そして、漁船保険推進対策事業の助成の対象となる全体の事業費は、22年度1億0598万余円(助成額4223万余円)、23年度9901万余円(助成額4470万余円)となっている。

漁船保険推進対策事業の助成の対象となる事業のうち漁船保険事務研修事業は、漁業協同組合(以下「漁協」という。)の役職員等に漁船保険事務に関する知識を周知するために、組合が研修会を開催するものであり、その事業費は、22年度4912万余円、23年度

4408 万余円となっている。そして、22、23 両年度における同事業の実施状況についてみると、それぞれ 42 の組合において、温泉旅館等に宿泊し、研修後に懇親会を行っているなどして、漁船保険事務研修事業に必要とは認められない経費 22 年度 4212 万余円、23 年度 3874 万余円を事業費に含めていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

#### <事例 1>

北海道函館市所在の道南漁船保険組合は、平成 23 年度に、漁船保険事務研修事業の一環として、漁船保険の現況、保険請求手続等の注意点、保険約款の変更内容等を漁協の役職員等に周知させるなどのために、漁船保険事務担当者の研修会等を開催した。そして、同組合は、上記研修会等の事業費が 791,885 円であったとする実績報告書を中央会に提出して、これにより助成金 546,187 円の交付を受けていた。

しかし、同組合は、事業費に、温泉旅館での宿泊を伴う研修に係る旅費、懇親会費用等の経費 584,995 円を含めていた。

イ 無事故漁船報償事業は、中央会が、3 年間無事故であった普通保険の加入者に対して、組合を通じて報償金を交付する事業である。そして、同事業による報償金の交付額は、昭和 58 年度には 2 億 2847 万余円とピークに達したが、その後運用益の減少に伴って減少してきており、平成 22 年度には 2647 万余円、23 年度には 2412 万余円とピーク時の約 10 分の 1 となっている。

一方、無事故漁船報償事業とは別に、29 の組合が、22、23 両年度において、3 年間無事故であった普通保険の加入者等に対して、各組合において生じた普通保険事業等の剰余金の一部を無事戻金として払い戻しており、また、中央会は、11 年度以降、一定期間継続して無事故である普通保険の加入者に対して、一定の割引率により保険料を割引する制度を設けていて、類似の制度が整備されている状況となっていた。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

#### <事例 2>

A 組合は、平成 23 年度に、A 組合が行う普通保険の加入者である B 氏所有の漁船 C 丸（総トン数 646 トン）が、3 年間事故に遭わなかったため、過去 3 年間分の再保険料相当額の 1%に相当する額 48,110 円を中央会から無事故漁船報償事業による報償金として交付を受けて、同額を B 氏に交付していた。

一方、A 組合は、これとは別に、同じ年度に、3 年間無事故であった B 氏に対して、A 組合の普通保険事業で生じた剰余金の一部 427,600 円（過去 3 年間分の保険料の 8%に相当する額）を無事戻金として払い戻していた。また、中央会は、同じ年度の B 氏所有の漁船 C 丸に係る保険料について、漁船 C 丸が 3 年間無事故であったことから 30% の割引率を適用していて、保険料が 894,000 円割り引かれていた。

ウ 海難防止助成事業は、効果的な漁船の海難救助に資するため、中央会が、公益社団法人日本水難救済会（以下「救済会」という。）が行う海難救助事業に対して助成する事業で

ある(なお、13年度までは、同事業の一環として投光器や浮標灯等の事故防止施設の設置を対象とした助成等も行われていた)。そして、同事業による助成額は、昭和51年度には4146万余円とピークに達し、平成4年度までは毎年度2000万円を超えていたが、その後大きく減少したことから、13年度に事故防止施設への助成が休止された。その後は、救済会が行う漁船の救助活動に要する経費の一部を助成する事業のみが行われている。そして、近年の助成実績をみると、22年度には漁船の救助活動に要する経費1012万余円に対して助成額100万円(助成率9.87%)、23年度には同経費1206万余円に対して助成額100万円(助成率8.28%)となっていて、経費のごく一部を賄っているに過ぎない状況となっていた。なお、事故防止施設への助成は、11年度以降、中央会が振興資金とは別の自己資金を原資として行う漁船事故防止施設設置等事業として実施されている。

#### (改善を必要とする事態)

上記のとおり、漁船保険振興事業において、運用益の減少に伴い、振興事業費が大きく減少する中で、多くの組合が研修会を開催するのに必要とは認められない経費を助成の対象となる事業費に含めていたり、類似の制度が整備されていることなどから事業の意義が低下していたり、助成額が著しく減少して経費のごく一部を賄っているに過ぎなかったりなどしていることから、運用型の基金事業として実施する必然性が乏しい状況となっているのに、振興資金に多額の資金が保有されている事態は、貴重な財政資金が有効に活用されていないため適切ではなく、改善の要があると認められる。

#### (発生原因)

このような事態が生じているのは、貴庁及び中央会において、社会経済情勢の変化、事業の実施状況等に応じて、漁船保険振興事業及び振興資金の在り方等の見直しを適時適切に実施していないことなどによると認められる。

### 3 本院が表示する意見

漁船保険事業を始めとする漁船損害等補償制度については、23年に発生した東日本大震災の際に、被害を被った多数の漁船を対象として多額の保険金の支払が行われるなど、漁業経営のセーフティネットとしての役割を果たすものであることが改めて認識され、今後も同制度の円滑な運営を通じて、その役割を維持することが重要であるとされている。

一方、国費を投じて造成された基金等については、貴重な財政資金が投じられていることに鑑み、社会経済情勢の変化等に応じて、基金等やその運用益を使用して行う事業の見直しを適時適切に行うとともに、基金等の規模の見直しや不要な基金等の国庫返納等を検討することが求められている。

については、貴庁において、漁船保険振興事業、振興資金及び特別会計の現状を踏まえ、漁船保険振興事業については各事業の廃止も含めて検討するなど従来の事業の在り方を抜本的に見直すことにより振興資金を有効に活用するための方策を検討するとともに、有効活用が図られない振興資金については特別会計に返還させるなどして、財政資金の有効活用を図るよう意見を表示する。

(3) 売払いなどが完了していない旧政府倉庫等の処分に当たり、具体的かつ詳細な処分計画を策定するなどして、処分手続の促進を図るよう意見を表示したもの

第3章 第1節 第11 農林水産省

会計名	食料安定供給特別会計(米管理勘定) (業務勘定)
部局等	農林水産本省、7 地方農政局
旧政府倉庫等の概要	平成 22 年までに、政府所有米穀等を保管するための倉庫業務を終了し、用途廃止している政府倉庫及び政府サイロ
倉庫業務を終了した旧政府倉庫等のうち処分手続が進捗していないなどのもの	11 倉庫等
上記に係る土地及び建物の平成 24 年度末現在の国有財産台帳価格	277 億 2157 万円

【意見を表示したものの全文】

旧政府倉庫等の処分状況について

(平成 25 年 10 月 24 日付け 農林水産大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 旧政府倉庫等の処分手続等の概要

(1) 旧政府倉庫等の概要

貴省は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成 6 年法律第 113 号。以下「法」という。)が施行された平成 7 年 11 月時点において、全国に 19 の政府倉庫及び政府サイロ(以下「政府倉庫等」という。)を設置し、法の規定等に基づき政府が所有する米穀(以下「政府所有米穀」という。)等を、政府倉庫等で保管したり、民間の倉庫等に委託して保管させたりしていた。その後、保管業務の外注化を促進することを定めた貴省の政府倉庫の整備方針等に基づき、建物の老朽化が著しいなどの政府倉庫等について順次倉庫業務を終了し、用途廃止して、売払いなどを行ってきた。さらに、業務の大幅な効率化を目的として、22 年 10 月以降は政府所有米穀の保管業務を包括的に民間業者に委託して行うこととしたことに伴い、全ての政府倉庫等について同年 9 月までに倉庫業務を終了し、同年 10 月までに用途廃止している(以下、倉庫業務を終了し用途廃止した政府倉庫等を「旧政府倉庫等」という。)。そして、貴省は、同年 10 月末時点において、旧政府倉庫等を 14 倉庫等管理していた。

(2) 旧政府倉庫等の処分手続

「農林水産省所管国有財産取扱規則」(昭和 34 年農林省訓令第 21 号)等によると、旧政府倉庫等の管理、処分等は、地方農政局長等が行うこととされている。ただし、23 年 9 月に行われた貴省の組織再編以前は、総合食料局長が、これらの事務を行うこととされており、実際の事務の大部分は、地方農政事務所等(注 1)(15 年 6 月以前は食糧庁食糧事務所。以下同じ。)の所長等に分掌させて行わせていた。

「食料安定供給特別会計(食糧管理勘定及び業務勘定)所属不用国有財産の売払等処分手続要領」(平成15年15総合第1746号総合食料局長通知)等(以下「旧要領」という。)によると、貴省において、旧政府倉庫等の売払いなどに向けての契約等事務手続(以下「処分手続」という。)に係る全ての事務を実施することとし、その内容は、おおむね次のとおりとなっていた。

- ① 地方公共団体等の公用・公共用途に優先的に売払いなどを実施する必要があることから、旧政府倉庫等の所在する地方公共団体等に対する購入等の意向の有無の確認(以下「公的要望の確認」という。)を文書により回答期限を定めて行う。
- ② ①の結果、地方公共団体等が購入等を希望する場合は、随意契約による売払いなどを行い、購入等を希望しない場合は、一般競争入札により売払いを行う。

旧政府倉庫等のうち建物等については、原則として存置のままで売払いなどの処分を行うものとするが、建物等存置のままでは土地の売払いが困難な場合等、真にやむを得ない場合は、本省と協議の上、建物等の取壊しを行う。また、敷地の測量、境界確認等が必要な場合には、あらかじめこれを行う。

貴省は、「各省各庁所管特別会計所属普通財産の処分等に係る事務取扱要領について」(平成23年財理第3002号財務省理財局長通知)により、特別会計普通財産の処分手続に係る財務局長等への事務委任を積極的に進めることとされたことなどを踏まえ、23年11月に旧要領を廃止し、「食料安定供給特別会計(食糧管理勘定及び業務勘定)所属普通財産の取扱要領」(平成23年23生産第5140号生産局長通知。以下「新要領」という。)を定め、原則として、処分手続のうち入札、契約等に関する事務を財務局長等に委任することとしている。そして、地方農政局長は、委任に先立って行う必要がある公的要望の確認等の事務を行っている。

(注1) 地方農政事務所等 地方農政事務所、地方農政局が所在する府県にあつては地方農政局

### (3) 処分手続の進行管理等について

旧要領によると、旧政府倉庫等の処分手続は、当該財産が不用となったとき以降、可及的速やかに実施することとし、原則として5年以内に処分を完了することを目標として進行管理を行うこととされていた。また、地方農政事務所長等は、処分手続の実施予定時期等を記載した進行管理表等の書類(以下「進行管理表等」という。)を作成し、重要な情報について貴省本省に随時報告したり、所定の時期に提出したりなどすることとされていた。一方、新要領では、原則として入札、契約等に関する事務を財務局長等に委任することから、一定の期間内に処分手続を完了することを目標として進行管理を行ったり、進行管理表等を作成したりすることとはされていない。

また、政府は、24年8月に定めた「国有資産及び独立行政法人が保有する資産の売却等に係る工程表」により、28年度までに売却収入等が所定の額以上になるように、特別会計に所属する普通財産を含む未利用国有財産の売却等を実施することとしている。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、旧政府倉庫等の処分手続が計画的、効率的に進められているかなどに着眼して、22年10月末時点において貴省が管理していた前記の14倉庫等のうち、売払いなどが完了していない12倉庫等<sup>(注2)</sup>(土地及び建物の国有財産台帳価格計279億1705万余円(24年度末現在。以下同じ。))を対象として、貴省本省及び7地方農政局<sup>(注3)</sup>において、処分手続に係る関係書類等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注2) 12倉庫等 酒田、深川、立川、新潟、大江、茨木、松江、岡山、広島、福岡、門司各倉庫及び横浜サイロ

(注3) 7地方農政局 東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州各農政局

### (検査の結果)

検査したところ、11倉庫等(土地及び建物の国有財産台帳価格計277億2157万余円)について、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 処分手続の進捗状況

ア 倉庫業務を終了してから長期間処分手続が進捗しておらず、処分が完了していないもの(4倉庫等)

公的要望の確認、地方公共団体等との売払いなどに向けた協議等に時間を要したり、建物等存置のまま売払いを行うか又は建物等の取壊しを行ってから売払いを行うかなどの売払いの方法について十分に検討していなかったりしたことなどのため、倉庫業務を終了してから長期間処分手続が進捗しておらず、旧要領において処分完了までの目標期間とされていた5年以内に処分が完了していないものが、表1のとおり、4倉庫等(土地及び建物の国有財産台帳価格計14億8252万余円)あった。すなわち、倉庫業務を終了してからの経過期間が、酒田倉庫については21年以上、門司倉庫については19年以上、新潟倉庫については土地の一部において11年以上、横浜サイロについては6年以上であるのに、いずれも処分が完了していなかった。

表1 倉庫業務を終了してから長期間処分手続が進捗しておらず、処分が完了していないもの

旧政府倉庫名 (管理している 農政局名)	倉庫業務 終了時期	用途廃止 時期	土地面積・金額、建物延面積・金額 (国有財産台帳価格(土地、建物合計 (平成25年3月31日現在)))
酒田倉庫 (東北農政局)	平成4年3月	10年6月	土地：35,881.73㎡、 建物：15,468.06㎡、 3億8752万余円 8円 (3億8752万余円)
新潟倉庫 (北陸農政局)	13年10月	13年11月	土地：1,086.16㎡、 4437万余円 (4437万余円)
門司倉庫 (九州農政局)	6年3月	8年4月	土地：33,219.98㎡、 建物：17,013.63㎡、 4億7836万余円 27万余円 (4億7864万余円)
横浜サイロ (関東農政局)	19年3月	21年4月	土地：15,059.09㎡、 建物：4,425.00㎡、 5億6019万余円 1178万余円 (5億7198万余円)

### <事例1>

酒田倉庫(大正15年築、土地及び建物の国有財産台帳価格計3億8752万余円)は、建物の老朽化により平成4年3月に倉庫業務が終了となり、10年6月に用途廃止になった。当時同倉庫を管理していた山形食糧事務所(15年7月以降23年8月までは山形農政事務所)は、11年3月に土地と建物とを一括して一般競争入札を実施したものの、応札者がなく売払いを行うことができなかった。

同倉庫の建物は、用途廃止となった時点で、建築から70年以上が経過していて老朽化しており、一般競争入札を実施した場合、応札者がいないことは十分に想定されたのであるから、同事務所は、建物の取壊しを行ってから売払いを行うことも同時に検討しておくべきであったのに、これを行っていなかった。また、上記の一般競争入札後も検討しないまま、同事務所は、12年6月から16年2月まで、既に購入等を希望しないとの回答をしている酒田市と情報交換を行い、19年9月に山形県及び再度同市に公的要望の確認を行って、購入等を希望しないとの回答を得ていた。そして、24年5月に東北農政局が建物の解体撤去費の予算要求を行うまで、処分手続が行われていなかった。

このように長期間処分が行われなかったため、芝刈りや老朽化した建物の屋根材撤去工事費等の維持費が22年度から24年度までの間に計429万余円発生していた。

### <事例2>

門司倉庫(昭和2年築、土地及び建物の国有財産台帳価格計4億7864万余円)は、平成6年3月に倉庫業務が終了となり、8年4月に用途廃止になった。当時同倉庫を管理していた福岡食糧事務所(15年7月以降23年8月までは福岡農政事務所)は、9年12月に福岡県及び北九州市に対して公的要望の確認を行い、10年3月に同市から一部取得希望との回答を得た。その後、同市との間で具体的な取得に向けた協議を数十回にわたり行った中で、同年9月、12年2月及び21年3月に同倉庫全体の購入等を希望するとの意向が同市から示されるなどしているものの、同市の予算の制約等により、交渉が長期化して処分手続が進捗していない状況となっていた。

このように長期間処分が行われなかったため、同倉庫の敷地の除草費等の維持費が22年度から24年度までの間に計162万余円発生していた。

イ 倉庫業務を終了して5年は経過していないが、処分手続が順調に進捗していないもの(7倉庫)

倉庫業務が終了してから、貴省が旧要領において処分が完了するまでの期間の目標としていた5年を経過してはいないものの、地方公共団体から取得要望がない旨の回答を得た後も、跡地利用に関しての申入れについて協議を繰り返すなどして、処分手続が順調に進捗していないものが、表2のとおり、7倉庫(土地及び建物の国有財産台帳価格計262億3904万余円)あった。

表2 倉庫業務を終了して5年は経過していないが、処分手続が順調に進捗していないもの

旧政府倉庫名 (管理している 農政局名)	倉庫業務 終了時期	用途廃止 時 期	土地面積・金額、建物延面積・金額 (国有財産台帳価格(土地、建物合計 (平成25年3月31日現在)))
深川倉庫 (関東農政局)	平成22年9月	22年10月	土地：36,882.03㎡、 112億8589万余円 建物：58,956.98㎡、 47億7689万余円 (160億6279万余円)
立川倉庫 (関東農政局)	22年9月	22年10月	土地：22,420.11㎡、 38億4083万余円 建物：18,128.45㎡、 6億6202万余円 (45億0285万余円)
大江倉庫 (東海農政局)	22年6月	22年10月	土地：31,426.95㎡、 5億0911万余円 建物：16,382.71㎡、 334万余円 (5億1246万余円)
茨木倉庫 (近畿農政局)	22年9月	22年10月	土地：23,140.49㎡、 15億2727万余円 建物：20,481.34㎡、 3億2407万余円 (18億5135万余円)
松江倉庫 (中国四国農政局)	22年9月	22年10月	土地：10,830.60㎡、 4億5488万余円 建物：3,975.90㎡、 4億5848万余円 (9億1336万余円)
岡山倉庫 (中国四国農政局)	22年6月	22年10月	土地：13,016.71㎡、 5億7794万余円 建物：4,377.07㎡、 912万余円 (5億8706万余円)
福岡倉庫 (九州農政局)	22年9月	22年10月	土地：24,974.68㎡、 14億2855万余円 建物：8,639.47㎡、 3億8059万余円 (18億0914万余円)

<事例3>

深川倉庫(平成8年築、土地及び建物の国有財産台帳価格計160億6279万余円)は、22年9月に倉庫業務が終了となり、同年10月に用途廃止になった。当時同倉庫を管理していた東京農政事務所は、同月に東京都及び江東区に対して公的要望の確認を行い、23年1月にいずれも購入等を希望しないとの回答を得ている。しかし、同区からは、同倉庫の跡地利用について、地域づくりの観点から同区が行うこととした文教施設の誘致に配慮してほしいとの申入れがなされており、協議が繰り返されるなどして、処分手続が順調に進捗していない状況となっている。

このように処分が行われていないため、建物等の安全を図るための機械警備に係る経費が24年度に267万余円発生していた。

(2) 地方農政事務所等及び地方農政局における処分手続の実施状況について

ア 公的要望の確認等に要している期間について

酒田、門司両倉庫については、倉庫業務の終了後、公的要望の確認、地方公共団体等との売払いなどに向けた協議等に要している期間が計10年を超過していた。

これらの旧政府倉庫等については、地方農政事務所等が、倉庫業務を終了した後に速やかに公的要望の確認を行っていなかったり、旧要領に規定されていたように公的要望の確認を回答期限を定めて行うことをしていなかったりなどしていた。

イ 進行管理表等の作成状況について

旧要領によると、地方農政事務所長等は、進行管理表等を作成して、貴省本省に報告することなどとされていた。しかし、旧要領が廃止される以前の作成状況をみると、旧政府倉庫等ごとに作成する進行管理表等のうち多くの書類が作成されておらず、書類が

作成されていても、処分に向けて今後必要となる処分手続の具体的な予定については、ほとんど記載されていなかった。

また、新要領では、原則として入札、契約等に関する事務を財務局長等に委任することから、進行管理表等を作成することとはされていない。このため、引き続き地方農政局長が行っている処分に向けての事務について、計画の策定やこれに基づく貴省本省での統一的な進行管理等が適切に行われていない状況となっていた。

#### ウ 22年10月から23年8月までの間における処分手続の実施状況について

前記のとおり、貴省は、22年10月に、全ての旧政府倉庫等を用途廃止して、政府所有米穀の保管業務を包括的に民間業者に委託する方式を導入する大規模な業務体制の変更を行った。そして、その業務体制の変更と同時に地方農政事務所の廃止等の組織再編を行い、旧政府倉庫等の管理、処分等を地方農政局長が行うこととする予定としていたが、組織再編は23年9月に延期された。

しかし、22年10月から23年8月までの間、旧政府倉庫等を管理していた地方農政事務所等は、処分手続をほとんど行っていなかった。

#### エ 東日本大震災発生後における処分手続の実施状況について

貴省は、東日本大震災の発生に伴い、財務局等の取扱いなどを踏まえ、旧政府倉庫等についても、23年4月から6月までの間は全てについて、また、同年7月から24年6月までの間は、関東地方の3倉庫等<sup>(注4)</sup>について、一般競争入札を実施しないこととし、その旨を貴省本省から地方農政事務所等に事務連絡を発して周知していた。

しかし、全ての地方農政事務所等は、上記の事務連絡では一般競争入札のみを実施しないこととされていたのに、一般競争入札に至るまでの処分手続の全てを実施しないこととしていた。

(注4) 3倉庫等 深川、立川両倉庫及び横浜サイロ

#### (改善を必要とする事態)

上記のように、旧政府倉庫等について、各地方農政局において公的要望の確認等に長期間を要していたり、処分に向けての計画の策定や処分手続が適時適切に行われていなかったり、貴省本省において統一的な進行管理等が適切に行われていなかったりなどして、倉庫業務を終了してから長期間が経過しているのに処分が完了していなかったり、処分手続が順調に進捗していなかったりしている事態は適切とは認められず、改善の要があると認められる。

#### (発生原因)

このような事態が生じているのは、地方公共団体等からの要望があったこと、地方公共団体における予算上の制約、経済情勢の変化等の事情にもよるが、貴省において、地方農政事務所等が旧政府倉庫等の処分に向けての具体的かつ詳細な計画を確実に策定することとして、これに基づき貴省本省が統一的な進行管理等を行うこととしていなかったこと、公的要望の確認及び地方公共団体等との売払いなどに向けた協議等に際して、あらかじめ具体的な期限を設定することとしていなかったことなどによると認められる。

### 3 本院が表示する意見

前記のとおり、政府は、28年度までに売却収入等が所定の額以上になるように、未利用国有財産の売却等を実施することとしている。

ついては、貴省において、新要領を改正するなどして、旧政府倉庫等の処分手続の促進を図るため必要な措置を講ずるよう、次のとおり意見を表示する。

ア 地方農政局において、旧政府倉庫等の処分に向けての具体的かつ詳細な計画を策定すること

イ 上記アの計画等に基づき、貴省本省において統一的な進行管理及び地方農政局に対する指導等を行うこと

ウ 地方農政局において、上記イの貴省本省による指導等の下で、建物等存置のままでは土地の売払いが困難な場合等の建物等の取壊し等を計画的、効率的に行うこと

エ 公的要望の確認及び地方公共団体等との売払いなどに向けた協議等に際して、あらかじめ具体的な期限を設定するなどして、必要以上に期間を費やすことのないようにすること

- (4) 国産原材料サプライチェーン構築事業の実施に当たり、事業主体が事業実施計画を作成する際に、事業主体の構成員間での合意形成や生産物の需給に関する見通しの検討・予測等を十分に行わせることで適切な成果目標等を設定させ、これに基づいて採択することなどにより、事業が効果的に実施されるよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)国産農畜産物・食農連携強化対策費 (平成22年度以前は、(項)国産農畜産物競争力強化対策費)
部 局 等	農林水産本省、6 地方農政局、沖縄総合事務局
補助の根拠	予算補助
補助事業者 (事業主体)	38 任意団体
補助事業	国産原材料サプライチェーン構築事業
補助事業の概要	加工・業務用需要に対応した国産農畜産物の供給体制等の整備を行い、加工・業務用途における国産農畜産物のシェアを向上させることを目的として、中間事業者の育成支援、産地、中間事業者及び食品製造業者等の連携活動等の支援を行うもの
達成率が50%未満と低調となっていた事業主体に係る事業費	5 億 4182 万余円(平成21年度～23年度)
上記に対する国庫補助金	5 億 3630 万円

**【改善の処置を要求したものの全文】**

**国産原材料サプライチェーン構築事業の効果的な実施について**

(平成25年10月31日付け 農林水産大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

## 1 国産原材料サプライチェーン構築事業の概要等

### (1) 国産原材料サプライチェーン構築事業の概要

貴省は、平成21年度から、加工・業務用需要に対応した国産農畜産物の供給体制等の整備を行い、加工・業務用途における国産農畜産物のシェアを向上させることを目的として、<sup>(注1)</sup>中間事業者の育成支援、産地、中間事業者及び食品製造業者等の連携活動の支援並びに機械・施設の整備等に対する支援を行うため、生産者、中間事業者及び食品製造業者等を構成員とする国産原材料供給・利用協議会(以下「協議会」という。)等が事業主体となつて行う国産原材料サプライチェーン構築事業(以下「サプライチェーン事業」という。)に対して、国産農畜産物・食農連携強化対策事業費補助金等(以下「国庫補助金」という。)を交付している。

サプライチェーン事業は、産地活性化総合対策事業実施要綱(平成23年22生産第10888号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)等に基づき、野菜、果樹、麦類、豆類等を対象品目として、加工・業務用向けの新たなサプライチェーンの構築を推進するための地区推進事業(以下「推進事業」という。)、サプライチェーンの構築を推進する上で必要な機械・施設の整備を行う整備事業(以下「整備事業」という。)等を実施するもので、地方農政局(北海道にあつては貴省本省、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。)は、協議会が実施する推進事業について、国庫補助金を定額で交付している(21年度から23年度までの事業費計14億5662万余円、国庫補助金計13億8497万余円)。また、推進事業を実施する協議会又はその構成員が実施する整備事業について、国庫補助金を定率で交付している(21年度から23年度までの事業費計124億2757万余円、国庫補助金計55億1842万余円)。

なお、貴省は、25年2月以降、推進事業に比べて事業費が多額となっている整備事業に対して、国庫補助金ではなく、都道府県を經由して農業・食品産業強化対策整備交付金を交付することとしたが、同交付金の都道府県ごとの配分額の決定に際しては、整備事業を実施予定の事業主体が推進事業を実施している協議会等であるかどうかを考慮することとしている。

(注1) 中間事業者 加工・業務用原材料として農畜産物を生産者から購入して、食品製造業者等の需要に合わせた数量・品質・形態等での供給を行うなどの要件を具備した農業協同組合等の民間事業者

### (2) 推進事業の概要

要綱等によると、推進事業は、協議会の構成員、学識経験者等で構成される検討会の開催、低コスト流通システムの実証等の取組を実施するものである。

協議会は、組織及び運営についての会則が策定されていること、事業実施及び会計手続を適正に行う体制を有していることなどが要件とされており、貴省が行う公募に対して、事業実施計画を作成して地方農政局に応募することとされている。そして、地方農政局は、推進事業として採択する事業を選定して、その事業実施計画を承認することとされている。

(3) 推進事業の成果目標

要綱等によると、協議会は、事業実施計画の作成に当たり、計画承認年度の3年後を目標年度(例えば、21年度が計画承認年度の場合、目標年度は24年度)として、目標年度に達成すべき成果目標を設定することとされている。その成果目標は、協議会や地域が抱える問題の明確化を図り、その課題解決のために設定するもので、対象品目における国産原材料の供給力の向上(以下「供給力向上」という。)又は国産原材料の供給連鎖による付加価値の向上(以下「付加価値向上」という。)のいずれかの項目を選択した上で設定することとされている。

上記のうち、供給力向上を選択した場合は、

- ① 生産者、中間事業者及び食品製造業者等間の全ての取引段階(以下「協議会内取引段階」という。)において、(ア)協議会の生産者が生産した加工・業務用原材料、(イ)これを使用した製品等(以下、(ア)と(イ)を合わせて「協議会生産物」という。)の協議会内への出荷量をそれぞれ10%以上増加させること
- ② 対象品目について、加工・業務用需要向けの取引に初めて取り組むなどの場合で、①による出荷量の目標値の設定が不可能な取引段階については、全出荷量のうち協議会内への出荷量の割合を5%以上とすること

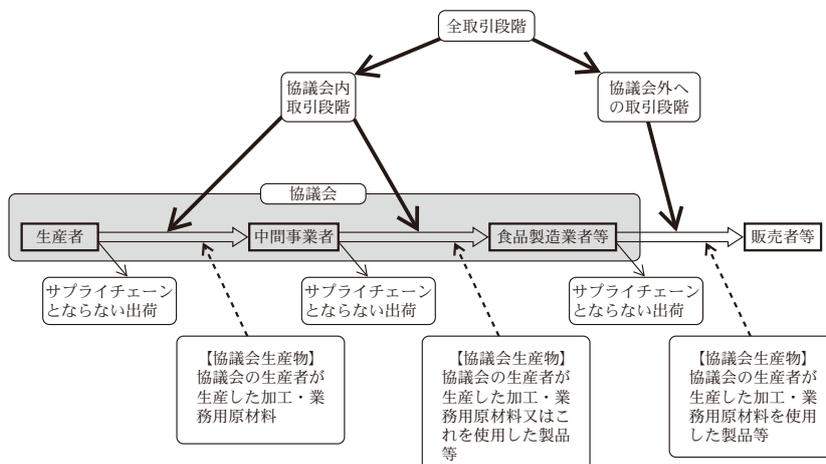
とされており、それぞれ出荷量の増加量又は出荷量の割合が成果目標となる。また、付加価値向上を選択した場合は、

- ① (ア)協議会内取引段階における協議会生産物の協議会内への販売金額、(イ)協議会生産物の食品製造業者等から協議会外への取引段階(以下、協議会内取引段階と合わせて「全取引段階」という。)における販売金額をそれぞれ5%以上増加させること
- ② 対象品目について、加工・業務用需要向けの取引に初めて取り組むなどの場合で、①による販売金額の目標値の設定が不可能な取引段階については、(ア)全販売金額のうち協議会内への販売金額の割合、(イ)食品製造業者等の全販売額のうち協議会外への協議会生産物の販売金額の割合をそれぞれ3%以上とすること

とされており、それぞれ販売金額の増加額又は販売金額の割合が成果目標となる。

上記の各取引段階について、その概略を示すと図のとおりである。

図 協議会の各取引段階(概念図)



上記の成果目標の設定に当たっては、目標年度において、全ての構成員が、協議会内への出荷量又は販売金額を増加させること、及び協議会外への出荷量又は販売金額を含めた全出荷量又は全販売金額を増加させることを前提とすることとされている(以下、このような前提の下で、事業実施計画に記載された出荷量又は販売金額を「計画値」という。)

そして、地方農政局が推進事業として採択する事業を選定するに当たっては、事業実施計画を評価して、評価が高いものを優先的に採択することとされており、その際、成果目標及び計画値(以下、これらを合わせて「成果目標等」という。)の数値が高いほど評価を高くすることとされている。

## 2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、サプライチェーン事業について、事業実施計画の成果目標等が、適切に設定され、達成されているかなどに着眼して、63協議会が事業主体となつて、24年度を目標年度とする事業実施計画に基づき、21年度から23年度までの間に実施した推進事業(事業費計10億2636万余円、国庫補助金計9億9228万余円)を対象として、貴省本省、7地方農政局及び55協議会において、事業実施計画書、対象品目の供給実績に関する関係書類等を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、沖縄総合事務局及び8協議会から調書の提出を受けるなどして検査した。

(注2) 7地方農政局 東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州各地方農政局

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

推進事業は、サプライチェーンの構築を推進するために実施されるものであることから、各取引段階における成果目標等が全て達成されることが重要である。そこで、目標年度である24年度において、協議会ごとに、各取引段階における成果目標等に対する実績の割合のうち、最も低くなっていた取引段階の割合(以下「達成率」という。)の状況を集計したところ、表のとおりとなっていた。

表 達成率の状況

達成率	協議会数			推進事業の事業費の計 (円)	国庫補助金の計 (円)
	供給力向上を成果目標の項目とするもの	付加価値向上を成果目標の項目とするもの			
100%以上	19	14	5	382,243,491	359,562,749
50%以上100%未満	6	4	2	102,294,848	96,416,515
0%を超え50%未満	22	20	2	300,659,933	295,485,368
0%以下	16	12	4	241,166,117	240,819,491
計	63	50	13	1,026,364,389	992,284,123
うち50%未満となっているもの	38	32	6	541,826,050	536,304,859

すなわち、各取引段階における成果目標等を全て達成していたのは19協議会であり、残りの44協議会は、いずれかの取引段階において成果目標等を達成していなかった。さら

に、これらの44協議会のうち38協議会は、達成率が50%未満と低調となっており、この中には活動を中止したために協議会生産物の生産量が事業実施前より減少するなどして達成率が0%以下となっている協議会が16協議会あった。

そして、上記の38協議会が実施した推進事業(事業費計5億4182万余円、国庫補助金計5億3630万余円)について、達成率が低調となっていた要因について分析したところ、次のとおりとなっていた。

ア 事業実施計画を作成する際の構成員間の合意が十分でなかったもの

12協議会 事業費計1億4970万余円(国庫補助金計1億4882万余円)

12協議会においては、事業実施計画を作成する際に、成果目標等の設定の基礎とした各構成員間における協議会生産物の取引数量、取引価格等の取引条件が、構成員間の十分な合意に基づいて設定されていなかった。このため、生産者が、市場価格が高値となった際に協議会生産物を協議会内の中間事業者に供給しないで市場に出荷したり、事業開始後に構成員の一部が協議会から脱退したりなどして、協議会内への出荷量、販売金額等が増加せず、達成率が50%未満になっていた。

<事例1>

A協議会は、高級食材である<sup>ふじみな</sup>藤三七の生葉及び粉末の商品化を図るために設立され、平成21年度に、藤三七を生産する農業者4名が生産者、青果株式会社1社が中間事業者、料理店等8者が食品製造業者等となり、国庫補助金170万余円の交付を受けて、藤三七に関する研修、販売促進企画の検討会の開催等を行った。

しかし、取引価格等の詳細については、中間事業者が同意しなかったことから、A協議会の構成員間において、事前に十分な合意がなされていなかった。そして、事業開始後にも合意ができなかったことなどから、主たる生産者と中間事業者がA協議会を脱退し、残った生産者では成果目標等の数量を生産することが困難であったことなどのため、A協議会は活動を中止しており、目標年度(24年度)において、協議会内の各取引段階で出荷した実績が全くなく、達成率は0%となっていた。

イ 需要及び供給の見通しについての検討・予測等が十分でなかったもの

26協議会 事業費計3億9211万余円(国庫補助金計3億8748万余円)

26協議会においては、成果目標等を設定する際に、食品製造業者等が、協議会外に出荷する協議会生産物に係る需要に関して、あらかじめ十分な市場調査や販売先の確保を行っていなかったり、生産者が、供給が可能な協議会生産物の品質、数量等に関して、あらかじめ十分な検討・予測等を行っていなかったりしていた。このため、食品製造業者等による協議会外に対する協議会生産物の販売が低調となっていたり、生産者による協議会生産物が、中間事業者や食品製造業者等が求めるような品質や数量となっておらず、目標とした出荷ができなかったりなどして、達成率が50%未満となっていた。

<事例2>

B協議会は、品質の高い茶葉を栽培して、その茶葉を粉末茶として菓子等の食品に容易に使用できる商品の製造、供給等を行うために設立され、平成21年度に、生産者団体1団体と有限会社1社の計2者が生産者となり、株式会社1社が中間事業者と食品製造業者等を兼ね、国

庫補助金 238 万余円の交付を受けて、検討会の開催、材料の購入等を実施した。

しかし、B 協議会は、食品加工用の粉末茶の需要が高まっていると判断して、類似商品の価格や売行き、消費者の嗜好等についての市場調査等を行わずに推進事業を実施していた。その結果、需要に見合った価格での生産ができなかったことなどから、目標年度(24 年度)に、食品製造業者等から協議会外へ協議会生産物を販売した実績は全くなく、達成率は 0 %となっていた。

#### (改善を必要とする事態)

推進事業を実施した多数の協議会の事業実施計画において、構成員間の合意が十分でなかったことなどにより、達成することが困難な成果目標等が設定されるなどして、地方農政局がこれらの事業実施計画を承認して推進事業を採択するなどした結果、目標年度における達成率が低調となっている事態は適切とは認められず、改善の要があると認められる。

#### (発生原因)

このような事態が生じているのは、天候不順等の自然条件にもよるが、次のことなどによると認められる。

ア 協議会において、事業実施計画を作成する際に、

- (ア) 事業に係る取引条件に関して、構成員間の十分な合意がなされていないこと
- (イ) 協議会生産物の需要に関する十分な市場調査及び販売先の確保並びに協議会生産物の供給に関する十分な予測・検討等を行っていないこと

イ 地方農政局において、推進事業の採択に当たり、事業実施計画に記載された成果目標等が適切に設定されているかなどについての審査及び確認並びに協議会に対する指導が十分でないこと

### 3 本院が要求する改善の処置

貴省は、今後も、推進事業を実施する協議会に対して国庫補助金を交付するとしている。また、推進事業に比べて事業費が多額となっている整備事業に対して交付している農業・食品産業強化対策整備交付金の都道府県ごとの配分額の決定に際しては、整備事業を実施予定の事業主体が推進事業を実施している協議会等であるかどうかを考慮することとなっている。そして、推進事業の採択に当たっては、事業実施計画の評価を行うに際して、成果目標等の数値が高いほど評価を高くしていることから、協議会において成果目標等が適切に設定されることが重要である。

ついでには、貴省において、適切に設定された成果目標等に基づいて採択することなどにより、サプライチェーン事業が効果的に実施されるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

ア 協議会が、事業実施計画を作成する際に、

- (ア) 成果目標等の前提となる協議会の構成員間における協議会生産物の取引条件に係る合意を十分に行うよう要綱等において定めること
- (イ) 成果目標等の前提となる協議会生産物の販売先の確保等の需要及び品質、数量等に関する供給の見通しについて検討・予測等を十分に行うよう要綱等において定めること

イ 地方農政局が、上記の(ア)及び(イ)について、協議会に対して指導するとともに、事業実施計画について事前に十分に審査及び確認を行うよう指示すること

- (5) 鳥獣被害防止総合支援事業における費用対効果分析について、被害状況をほ場単位や農家単位等で把握させるとともに客観的に確認できるよう適切な調査方法等を示したり、原則として集落等の地区を単位として投資効率を算定するよう明確に示したりするなどして、適切に実施されるよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農山漁村活性化対策費
部 局 等	農林水産本省
補助の根拠	予算補助
補助事業者	28道府県(うち事業主体1県)
間接補助事業者 (事業主体)	市6、町2、その他の団体93、計101事業主体
補助事業	鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止施設緊急整備事業
補助事業の概要	侵入防止柵の設置による被害防除等の取組を総合的かつ計画的に又は緊急的に実施するもの
費用対効果分析 が適切に実施さ れていなかった 事業費相当額	72億4108万余円(平成22年度～24年度)
上記に対する交 付金相当額	59億8903万円(背景金額)

【改善の処置を要求したものの全文】

鳥獣被害防止総合支援事業等における費用対効果分析について

(平成25年10月24日付け 農林水産大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 鳥獣被害防止総合支援事業等における費用対効果分析等の概要

(1) 鳥獣被害防止総合支援事業等の概要

貴省は、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」(平成19年法律第134号。以下「法」という。)等に基づき、鳥獣の生息分布域の拡大等に伴い全国的に深刻化している農林水産業等に係る被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進することとしている。

そして、貴省は、平成20年度から、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱(平成20年19生産第9423号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)等に基づき、鳥獣被害防止総合支援事業(以下「支援事業」という。)について、鳥獣被害防止総合対策交付金を交付している。

要綱等によると、支援事業は、主に市町村ごとに設立され、市町村等の地方公共団体、集落の代表者等で構成される協議会等が事業主体となつて、市町村等が作成する被害防止計画に基づき、鳥獣による被害の防除等の取組を総合的かつ計画的に実施する事業とされている。

貴省は、同交付金を、20、21両年度は支援事業を実施する事業主体に対して直接、22年度以降は事業主体に補助金等を交付する都道府県に対して交付している。さらに、24

年度においては、支援事業に加えて、鳥獣被害防止施設緊急整備事業として鳥獣による被害の防除のため緊急に実施する事業について、支援事業と同様に「農山漁村活性化対策整備交付金(鳥獣被害防止施設緊急整備事業)」を交付している(以下、鳥獣被害防止総合対策交付金及び「農山漁村活性化対策整備交付金(鳥獣被害防止施設緊急整備事業)」を合わせて「交付金」、支援事業及び鳥獣被害防止施設緊急整備事業を合わせて「支援事業等」という。)

要綱等によると、支援事業等には、対象鳥獣の個体数調整等を行う推進事業及び鳥獣被害防止施設、捕獲鳥獣の処理加工施設等の整備を行う整備事業(以下「整備事業」という。)があり、鳥獣被害防止施設の主なものとして侵入防止柵がある。

また、都道府県は、22年度以降、支援事業等の効果的な推進が図られるよう、事業主体に対して指導等を行うものとされている。

## (2) 整備事業における費用対効果分析の概要

要綱等によると、整備事業を実施する場合には、施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれるものでなければならないとされており、このため、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰とならないよう、費用対効果分析を実施して投資効率等を十分に検討するものとされている。そして、事業実施計画において、計画している施設に係る投資効率の算出プロセス及び根拠が適切であること、また、投資効率が1.0以上であることが求められている。

また、要綱等によると、費用対効果分析については「鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について」(平成20年19生産第9426号農林水産省生産局長通知。以下「費用対効果分析通知」という。)に基づき実施するものとされ、投資効率の算定式は、次のとおりとされている。

$$\text{投資効率} = \frac{\text{妥当投資額(年効果額(千円)の合計} \div \overset{\text{(注1)}}{\text{還元率}}) - \overset{\text{(注2)}}{\text{廃用損失額(千円)}}}{\text{総事業費(千円)}}$$

(注1) 還元率 将来発生する効果額を現在価値に換算するための社会的割引率及び整備される施設の耐用年数によって算出される数値

(注2) 廃用損失額 事業実施に伴い、財産処分又は事業の目的以外に転用される既存の施設等の残存価格

そして、整備事業における年効果額の算定の基礎となる効果の主なものとして生産減収被害防止効果がある。これは、侵入防止柵の設置等によって、受益地区での鳥獣による農作物等に係る被害(以下「被害」という。)に伴う生産量の減少が防止される効果であり、次の算定式により作物ごとに算出し合算したものとされている。

$$\text{生産減収被害防止効果(千円)} = \text{受益面積(ha)} \times \text{被害面積率(\%)} \\ \times (\text{平年単収(t/ha)} - \overset{\text{(注3)}}{\text{被害単収(t/ha)}}) \times \text{現在単価(千円/t)}$$

(注3) 被害単収 被害を受けた年における単位面積当たりの収穫量

そして、年効果額の算定は、「整備事業で対象とする施設別単位で行うことを基本とする」とされており、侵入防止柵と捕獲鳥獣の処理加工施設のように異なる種類の施設については、別々に算定することになっている。さらに、算定の基礎となる数値は、農林業センサス等の基幹統計、農林水産物に関する各種の調査等であって、可能な限り公表されている数値を活用することなどとされている。

また、23年度から、侵入防止柵等を農家・地域住民等が参加して直営施工により設置するため資材費のみを交付対象経費とする場合であっても、投資効率の算定に用いる総事業費については、資材費に労務費等を加えて算出することとされている。

### (3) 法第13条に基づく被害状況の調査

法第13条の規定によると、国及び地方公共団体は、被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況等に関し必要な事項について調査を行うものとされており、この調査結果については、被害防止計画の作成等に活用しなければならないとされている。

そして、上記の調査については、「野生鳥獣による農作物の被害状況調査要領」(平成19年19生産第3909号)において具体的な方法等が示されていて、農業共済組合へ照会したり、農業協同組合等からの聞き取りや可能な限り現場確認を行ったりすることなどにより、各市町村全体における被害状況の把握に努めるものとされている。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

整備事業による鳥獣被害防止施設の設置に係る交付金は、22年度から24年度までの間に計189億9465万余円と多額に上っており、今後も継続して交付されることが見込まれる。

そこで、本院は、有効性等の観点から、費用対効果分析は、要綱、費用対効果分析通知等(以下、これらの通知を合わせて「実施要綱等」という。)に基づき、客観的な数値を活用するなどして適切に実施されているかなどに着眼して、<sup>(注4)</sup>1県及び<sup>(注5)</sup>30道府県管内の116協議会等の計117事業主体において、22年度から24年度までの間に実施された整備事業による侵入防止柵の設置(交付対象事業費計80億0004万余円、交付金計66億0813万余円)を対象として、事業実施計画書、投資効率の算定に係る資料等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注4) 1県 山梨県

(注5) 30道府県 北海道、京都府、青森、秋田、山形、新潟、富山、石川、福井、山梨、静岡、愛知、三重、滋賀、奈良、和歌山、鳥取、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島各県

### (検査の結果)

検査したところ、検査の対象とした117事業主体のうち<sup>(注6)</sup>1県及び28道府県管内の101協議会等の計102事業主体(交付対象事業費相当額計72億4108万余円、交付金相当額計59億8903万余円)において、次のような事態が見受けられた(下記の各態様における事態の間には重複しているものがある。)

(注6) 28道府県 北海道、京都府、青森、山形、新潟、石川、福井、山梨、静岡、愛知、三重、滋賀、奈良、和歌山、鳥取、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島各県

### (1) 被害状況を示す根拠が明確でなかったもの

101事業主体(交付対象事業費計72億2081万余円、交付金計59億7702万余円)年効果額の算定の基礎となる効果の主なものである生産減収被害防止効果について、算定するための被害面積率、被害単収等の数値を得るためには、侵入防止柵の設置により効果を受ける受益面積における被害状況の調査が必要となる。

しかし、その方法については、前記のとおり、費用対効果分析通知において、年効果額の算定の基礎となる数値は可能な限り公表された数値を活用することなどが規定されているのみで、法第13条に基づく被害状況の調査のように具体的な調査方法が規定されていない。

そこで、事業主体において被害状況の調査をどのように実施しているかについてみたところ、検査の対象とした117事業主体のうち16事業主体においては、ほ場単位又は農家単位で被害状況を把握し、被害箇所を全て現地確認したり、被害に対して農業共済組合が支払った共済金に関する資料や農業協同組合への出荷量に関する資料を活用したりして、被害状況を示す根拠が明確になっていた。

しかし、残りの101事業主体においては被害状況を示す根拠が明確になっておらず、費用対効果分析の適否が確認できない状況となっていた。これらのうち、主な態様を示すと次のとおりである。

ア 現地確認等の調査を全く行っていなかったなどのもの

36事業主体においては、農家等に対する聞き取りは行っていたものの、現地確認、農業共済組合及び農業協同組合への照会等の調査を全く行っていなかったり、農業共済組合等から被害状況に関する情報提供を受けたものの、これらを活用していなかったりしていた。

イ 地区全体の被害状況しか把握していなかったもの

34事業主体においては、被害状況はほ場ごとに異なるのに、集落等の地区の代表者に調査を行って地区全体の被害状況を把握することしか行っておらず、ほ場単位等では被害状況を把握していなかった。

ウ 協議会の管内全体で被害状況を一律としていたもの

12事業主体においては、被害状況はほ場ごとに異なるのに、明確な根拠に基づくことなく、協議会の管内の全ての集落等の地区に対して一律の被害面積率又は被害単収を適用していた。

<事例1>

小林市有害鳥獣連絡協議会(宮崎県小林市所在。平成23年度の交付対象事業費6,902,930円、交付金同額)は、被害状況を把握するに当たり、集落等の地区の代表者が集まった総会において話し合いにより被害面積率を一律2割と議決するなどして、生産減収被害防止効果を算出し、投資効率(3.31)を算定していた。

エ 根拠資料が保存されていなかったもの

7事業主体においては、被害状況の調査結果や被害面積率、被害単収等の算出過程の資料等が保存されていなかったため、被害状況に係る数値等を客観的に検証できなくなっていた。

(2) 事業主体全体又は市町村全体を一つの単位として投資効率を算定しており、集落等の地区単位で投資効率を試算すると一部の地区において1.0を下回っていたもの

26事業主体(投資効率が1.0を下回っている地区に係る交付対象事業費相当額計7億4968万余円、交付金相当額計6億8062万余円)

年効果額の算定は、実施要綱等において、「整備事業で対象とする施設別単位で行うことを基本とする」と規定されているのみで、同種の施設を複数の箇所において整備する場

合に、事業主体全体を一つの単位として費用対効果分析を実施するのか、又は整備する個々の箇所ごとに実施するのかなどについて明確に規定されていない。

一方、侵入防止柵は、ほとんどの場合、一つの事業主体が、広範囲にわたって分散した集落等の地区ごとにそれぞれ設置しており、その場合、侵入防止柵の設置に係る効果及び費用は当該地区等ごとに生じることとなる。

そこで、事業主体において侵入防止柵の設置に係る費用対効果分析をどのような単位で実施しているかについてみたところ、検査の対象とした117事業主体のうち86事業主体においては、集落等の地区ごとに農作物、対象鳥獣の出没状況、被害状況等が異なるとの理由から、地区ごとに費用対効果分析を実施し、それぞれの地区において投資効率が1.0を上回るとしていた。

しかし、残りの31事業主体においては、費用対効果分析を事業主体全体又は市町村全体を一つの単位として実施して投資効率が1.0を上回るとしており、集落等の地区を単位として投資効率を試算するなどしたところ、26事業主体の延べ1,330地区のうち延べ322地区で投資効率が1.0を下回っていた。

#### <事例2>

朝倉市鳥獣被害防止対策協議会(福岡県朝倉市所在。平成23、24両年度の交付対象事業費計32,894,912円、交付金計同額)は、協議会の管内全体を一つの単位として費用対効果分析を実施して、投資効率を23年度1.42、24年度2.49としていた。しかし、集落等の地区を単位として投資効率を試算したところ、23年度において35地区のうち25地区(投資効率は0.93から0.05)、24年度において42地区のうち5地区(投資効率は0.92から0.46)において、投資効率が1.0を下回っていた。

#### (3) 23年度以降に直営施工で設置する場合において、総事業費に労務費等を加えないで投資効率を算定していたもの

32事業主体(交付対象事業費計20億9995万余円、交付金計19億1860万余円)

23年度以降に、侵入防止柵を直営施工により設置して、資材費のみを交付金の交付対象経費とした事業において、労務費等を加えないで資材費のみを総事業費として、投資効率を過大に算定しているものが、32事業主体において見受けられた。

##### (改善を必要とする事態)

前記のとおり、整備事業による侵入防止柵の設置に係る費用対効果分析を実施するに当たり、被害状況を示す根拠が明確でなかったり、事業主体全体又は市町村全体を一つの単位として投資効率を算定しているものについて、地区単位で投資効率を試算すると1.0を下回る地区が多数あったり、総事業費に労務費等を加えないで投資効率を算定したりしている事態は適切とは認められず、改善を図る要があると認められる。

##### (発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 貴省において、実施要綱等に、費用対効果分析の適切な実施のために必要となる被害状況を客観的に確認するための調査方法及び根拠資料の保存期間、分散した複数の地区にそれぞれ侵入防止柵を設置する場合の投資効率の算定方法等について明確に示していないこと

イ 事業主体において、費用対効果分析の適切な実施に対する理解が十分でないこと、また、道府県において、事業主体における費用対効果分析の適切な実施のための指導等が十分でなく、費用対効果分析の内容等を十分に精査していないこと

**3 本院が要求する改善の処置**

貴省は、25年度以降も引き続き支援事業について交付金を交付することとしている。

については、貴省において、鳥獣による農林水産業に係る被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進するため、投資効率を十分に検討することの重要性を踏まえ、費用対効果分析が適切に実施されるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

ア 被害状況の調査方法及び投資効率の算定方法について、実施要綱等により、①被害状況をほ場単位や農家単位等で把握させ、客観的に確認できるよう適切な調査方法を示すこと、②被害面積率、被害単収等の年効果額の算出に用いる数値及びその算出過程について、客観的に検証することが可能となるよう、根拠資料の保存期間を示すこと、③費用対効果分析を行う際の投資効率の算定の単位について、原則として、集落等の地区を単位とするよう明確に示すこと

イ 都道府県に対して、上記アの実施要綱等の内容及び直営施工により侵入防止柵を設置する場合において総事業費に労務費等を加えることについて、事業主体に対する周知徹底を図るよう指導するとともに、費用対効果分析の内容等について十分に精査するよう指導すること

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) へい殺畜等手当金等の交付に係る家畜の評価額の決定に当たり、算定方法等を確認できる具体的な資料を提出させることにより、都道府県が算定した家畜の評価額の妥当性を十分に確認できるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)食の安全・消費者の信頼確保対策費
部 局 等	農林水産本省
制度の根拠	(1) 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号) (2) 口蹄疫対策特別措置法(平成22年法律第44号)
制度の概要	(1) 家畜の伝染性疾病の発生を予防し、まん延を防止するための防疫措置を実施する制度 (2) 平成22年4月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するため、口蹄疫のまん延を防止するための防疫措置を実施する制度
疑似患畜及びワクチン接種家畜に係る評価額等	(1) 291億8274万余円(平成22年度) (2) 239億9409万余円(平成22年度) 計 531億7683万余円
上記に係るへい殺畜等手当金及び口蹄疫まん延防止対策事業費負担金	(1) 233億4611万余円 (2) 225億4742万余円 計 458億9353万余円

統計報告に基づく産み落とし価格を用いた場合との評価額の開差額	(1)	3億8572万余円(平成22年度)
	(2)	1億0690万余円(平成22年度)
	計	4億9263万余円
上記に係るへい殺畜等手当金相当額及び口蹄疫まん延防止対策事業費負担金相当額	(1)	3億0858万円
	(2)	1億0046万円
	計	4億0904万円

## 1 制度の概要

### (1) 宮崎県で発生した口蹄疫に対する防疫措置の概要

宮崎県は、平成22年4月20日以降、家畜伝染病である口蹄疫<sup>てい</sup>に感染している疑いがある豚、牛等(以下「疑似患畜」という。)が県内で多数確認されたことから、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「家伝法」という。)等に基づき、防疫措置として、同日から、発生農場を消毒するとともに、当該疑似患畜を隔離して移動を制限するなどした上で、これらの殺処分及び埋却を実施した。

そして、国は、同年5月19日、発生農場を中心とした半径10km圏内の区域で飼養されている疑似患畜に該当しない豚、牛等について、殺処分を実施することとし、これを前提として口蹄疫の発症を抑制するためのワクチン接種を行うことを決定した(以下、ワクチンを接種した豚、牛等を「ワクチン接種家畜」という。)。これを受けて、同県は、同月22日からワクチン接種を開始し、更に6月4日に施行された口蹄疫対策特別措置法(平成22年法律第44号。以下「特措法」という。)に基づき、同日にワクチン接種家畜の殺処分の勧告を行い、翌5日から殺処分及び埋却を実施した。

### (2) 家伝法、特措法等による国の負担

家伝法等によると、国は、殺処分された疑似患畜の所有者に対して、疑似患畜となる前における当該家畜の評価額の5分の4をへい殺畜等手当金(以下「手当金」という。)として交付することとされている。当該評価額は、農林水産大臣が決定することとなっており、殺処分された疑似患畜の所有者から農林水産大臣に手当金の交付申請書が提出される際には、当該家畜の評価額に関する関係都道府県知事の意見を記載した動物評価意見具申書が添付されることとなっている。

一方、特措法等によると、都道府県知事が、殺処分されたワクチン接種家畜の評価額を決定し、当該家畜の所有者にその額を補填金として交付することとされていた。この場合、国は、都道府県知事に対し、交付した補填金の全部又は一部を口蹄疫まん延防止対策事業費負担金(以下「負担金」という。)として交付することとされていた。そして、負担金の交付を受けるに当たり、都道府県知事は、実績報告書に動物評価報告書を添付することとなっていた。

### (3) 家伝法等の改正

農林水産省は、前記のとおり、特措法等に基づいて、口蹄疫に対する防疫措置として、ワクチン接種家畜の殺処分及び埋却、負担金の交付等を行うこととしていたが、23年4月に、この内容を取り込み、家伝法を改正した。

改正された家伝法等によると、農林水産大臣は、疑似患畜の殺処分等のみでは口蹄疫のまん延の防止が困難であり、疑似患畜等以外の家畜であっても殺処分することがやむを得ない場合には、当該家畜を指定家畜として指定することができることとされ、指定家畜が殺処分されたために損失を受けた当該指定家畜の所有者にその評価額を補償金として交付することとされている。そして、当該評価額は、手当金と同様、農林水産大臣が決定することとなっており、指定家畜の所有者から交付申請書が提出される際には、関係都道府県知事の意見を記載した指定家畜評価意見具申書が添付されることとなっている。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、家畜の評価額は適切に算定されているかなどに着眼して、農林水産本省及び宮崎県において、22年度に手当金及び負担金の交付対象となった疑似患畜の豚172,494頭、牛等37,130頭に係る評価額等計291億8274万余円(手当金計233億4611万余円)及びワクチン接種家畜の豚54,688頭、牛等32,406頭に係る補填金等計239億9409万余円(負担金計225億4742万余円)を対象に、交付申請書、動物評価意見具申書、動物評価報告書等を確認するなどして会計実地検査を行った。

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

宮崎県は、「口蹄疫に伴う手当金(奨励金)に係る家畜の評価方法について」を22年6月に定めている。そして、これに基づいて、肥育豚、繁殖雌豚等(以下、これらを合わせて「肥育豚等」という。)のうち、生まれた農場でそのまま育成された肥育豚等の評価額を、次の算定式のとおり、生まれた時点の評価額である産み落とし価格(以下、単に「産み落とし価格」という。)3,600円と生産費等としての1日当たり加算額182円に飼養日数を乗じた額との合計額とするなどしていた。

$$\boxed{\text{評価額}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{産み落とし価格} \\ 3,600 \text{円} \end{array}} + \boxed{\begin{array}{c} \text{1日当たり加算額} \\ 182 \text{円} \end{array}} \times \boxed{\text{飼養日数}}$$

そして、上記のうち1日当たり加算額182円については、次の算定式のとおり、農林水産省の農業経営統計調査報告(平成20年度)(以下「統計報告」という。)等における全算入生産費等<sup>(注)</sup>36,170円から、統計報告における繁殖雌豚費、種雄豚費等を合計して算出した産み落とし価格884円を控除するなどして算定していた。

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{1日当たり加算額} \\ 182 \text{円} \end{array}} = \left( \boxed{\begin{array}{c} \text{全算入生産費等} \\ 36,170 \text{円} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{c} \text{産み落とし価格} \\ 884 \text{円} \end{array}} \right) \div \boxed{\begin{array}{c} \text{飼養日数} \\ 194 \text{日} \end{array}}$$

(注) 全算入生産費 家畜の所有者が肥育豚等を出荷するまでに負担することとなる繁殖雌豚費、種雄豚費、飼料費等の全ての生産費の合計額

また、産み落とし価格3,600円については、生まれた農場でそのまま育成された肥育豚等が子豚の家畜市場における取引を前提とされていないのに、次の算定式のとおり、宮崎県内の家畜市場における子豚の平均取引価格17,255円、上記で算定した1日当たり加算額182円等を用いて算定していた。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{産み落とし価格} \\ \text{3,600 円} \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{子豚の平均取引価格} \\ \text{17,255 円} \\ \hline \end{array}
 -
 \begin{array}{|c|} \hline \text{1 日当たり加算額} \\ \text{182 円} \\ \hline \end{array}
 \times
 \begin{array}{|c|} \hline \text{出荷日 齢} \\ \text{75 日} \\ \hline \end{array}$$

宮崎県は、前記の1日当たり加算額182円、産み落とし価格3,600円等を用いて評価額を算定し、疑似患畜の肥育豚等については動物評価意見具申書を交付申請書に、また、ワクチン接種家畜の肥育豚等については動物評価報告書を実績報告書にそれぞれ添付して農林水産省に提出していた。そして、農林水産省は、宮崎県が算定した評価額を基に手当金及び負担金の額を決定していた。

しかし、前記のとおり、宮崎県は、1日当たり加算額の算定の際に統計報告を基にした産み落とし価格884円を用いているのに、評価額の算定の際には、生まれた農場でそのまま育成された肥育豚等でありながら家畜市場における子豚の平均取引価格等を基に算定した産み落とし価格3,600円を用いていて、農林水産省は、これらの算定方法等が示されていなかったことから、宮崎県が算定した評価額が市場価格とかい離していないなどとして、十分に確認しないまま手当金及び負担金の額を決定していた。

なお、農林水産省は、23年6月、へい殺畜等手当金等交付規程(昭和32年2月農林省告示)において、動物評価意見具申書等に、家畜の評価額の算定根拠を記載した資料を添付することとしたが、どのような資料を添付するかを具体的に明示していなかった。

したがって、農林水産省において、産み落とし価格等の算定方法等を十分確認しないまま、都道府県が算定した家畜の評価額を基に手当金及び補償金の額の決定がなされる事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(統計報告に基づく産み落とし価格を用いた場合との開差額)

前記の検査の対象とした豚のうち、家畜市場において取引された子豚を育成した豚等を除き、評価額の算定に当たり、産み落とし価格3,600円が用いられた疑似患畜の肥育豚等142,410頭(評価額計52億7812万余円)及びワクチン接種家畜の肥育豚等39,437頭(評価額計17億4144万余円)について、統計報告に基づく産み落とし価格884円を用いて評価額を試算すると、疑似患畜は計48億9240万余円、ワクチン接種家畜は計16億3453万余円となり、それぞれ計3億8572万余円(手当金相当額計3億0858万余円)及び計1億0690万余円(負担金相当額計1億0046万余円)の開差が生ずることとなる。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、農林水産省において、家畜の評価額の算定根拠となる産み落とし価格等の算定方法等を確認し、評価額の妥当性を十分確認するための資料を提出させていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、農林水産省は、25年8月に、産み落とし価格等の算定方法等を確認することにより、同省において都道府県が算定した家畜の評価額の妥当性を十分に確認できるよう、評価額の算定の考え方、計算方法等が分かる資料を提出させることとする関係通知の改正を実施するとともに、これを都道府県に周知する処置を講じた。

- (2) 国が基金法人に国庫補助金等を交付して設置造成させた基金について、使用見込みのない額を速やかに国庫へ返納するよう、また、基金基準等に基づく指導監督を適切に行うよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)担い手育成・確保対策費 (平成 19 年度以前は、(項)農業・食品産業強化対策費)
部 局 等	農林水産本省
補助の根拠	予算補助
補助事業者	全国農業協同組合連合会
検査の対象とした基金の概要	基金法人が、国庫補助金等の交付を受けて単年度では完結しない特定の目的を持つ公益性の高い事業を行う場合に設置造成するもの
基金保有額	30 億 7126 万余円(平成 24 年度末)
上記のうち使用見込みのない額	2 億 3128 万円

(基金の概要等、検査の結果及び当局が講じた改善の処置については、他の分と合わせて 344 ページの厚生労働省の項に総括的に掲記している。)

- (3) 「農」の雇用事業について、農業法人の雇用者が研修責任者となっている実態に即した助成単価を設定するとともに、実践研修の実施状況を十分に確認できるようにすることにより、実践研修の実態に即した適切かつ経済的な執行を確保するよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農業経営対策費 (平成 22 年度以前は、(項)担い手育成・確保対策費)
部 局 等	農林水産本省
補助の根拠	予算補助
補助事業者 (事業主体)	全国農業会議所
補助事業	「農」の雇用事業
補助事業の概要	就農意欲のある若者等多様な人材が農業法人等に就業することを促進するなどのため、農業法人等が新たに雇用した者に実施する実践研修に要する経費を助成するなどのもの
検査の対象とした 78 農業法人等における研修助成額	2 億 7713 万余円(平成 21 年度～24 年度)
上記に対する国庫補助金額	2 億 7713 万余円
節減できた研修助成額	2577 万円(平成 21 年度～24 年度)
上記に対する国庫補助金相当額	2577 万円

研修生のうち実践研修の実施状況を確認できない者に係る研修助成額	1億4700万円(平成21年度～24年度)
上記に対する国庫補助金額	1億4700万円(背景金額)

## 1 「農」の雇用事業等の概要

### (1) 「農」の雇用事業の概要

「農」の雇用事業は、就農意欲のある若者等多様な人材が農業法人、農業者等(以下「農業法人等」という。)<sup>(注)</sup>に就業することを促進し、農業の担い手として定着することを支援するため、全国農業会議所(以下「会議所」という。)<sup>(注)</sup>が、農業経営対策事業等実施要領(平成14年13経営第6627号農林水産事務次官依命通知。平成22年度以前は担い手育成・確保対策事業実施要領。)等に基づき、農業法人等が新たに雇用した者(以下「研修生」という。)に実施する実践研修に要する経費や研修生の住居手当等の経費を最長で12か月間、農業法人等に対して助成するなどのものである。

そして、農林水産省は、「農」の雇用事業の実施に必要な資金の財源に充てるため、20年度から24年度までの間に、会議所に対して国庫補助金計183億2088万余円を交付して資金を造成させており、会議所は、農林水産省と協議して定めた「「農」の雇用事業」実施に関する内規(以下「内規」という。)等に基づき、この資金を取り崩して農業法人等に対して助成を行っている。

(注) 農業法人 農事組合法人、株式会社等の農業を営む法人

### (2) 助成金額の算出方法

内規等によると、助成の対象となる実践研修に要する経費は、5年以上の農業経験を有するなど十分な指導を行うことができる指導者(以下「研修責任者」という。)が研修生に対して行う指導に係る経費(研修生に対する賃金は含まない。以下「教育経費」という。)等とされていて、実践研修に要する経費に対する助成金額(以下「研修助成額」という。)については、研修生1人当たり1か月につき97,000円又は当該研修生に対して農業法人等が支払った賃金月額のうちいずれか低い金額を上限として算出することとされている。

教育経費は、研修責任者が研修生に対して指導を行った時間数に、助成単価を乗じて算出することとされており、助成単価の上限額(以下「上限額」という。)は3,000円とされている。農林水産省及び会議所は、上記の上限額3,000円について、実践研修の多くは農業法人において実施されることが見込まれることなどから、農業法人の役員が研修責任者となることを想定し、総務省の平成19年就業構造基本調査等(以下「基本調査等」という。)に基づいて算出した農業法人の役員の平均的な1時間当たりの労働単価2,865円を踏まえて設定している。

そして、同一の研修責任者が複数の研修生を同時に指導する実践研修(以下「集合研修」という。)における助成単価は、1人の研修生を個別に指導する実践研修(以下「個別研修」という。)の助成単価を集合研修に参加した研修生の人数で除した額に調整すること(以下、この調整を「助成単価の調整」という。)とされている。

### (3) 実践研修の記録

内規等によると、農業法人等は、実践研修開始後4か月ごとに、実践研修を実施した日

ごとの研修実施時間数、研修内容等を記載した研修記録簿等を会議所に提出することとされている。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、経済性等の観点から、研修助成額が、実践研修の実態を反映した適切なものとなっているかなどに着眼して、農林水産本省及び会議所並びに28道府県内の78農業法人等において、21年度から24年度までの間に78農業法人等に対して交付された研修助成額計2億7713万余円を対象として、研修記録簿等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 農業法人の雇用者が研修責任者となっている実態に即した助成単価が設定されていなかったもの

78農業法人等は、研修生延べ302人に対して延べ117,167時間の実践研修を実施しており、このうち、77農業法人等が実施した延べ113,208時間(検査対象全体に占める割合96.6%)には、助成単価に上限額3,000円が適用されていた。

そして、78農業法人等のうち農業者等を除いた71農業法人において、延べ278人の研修責任者の役職を確認したところ、役員が延べ181人(278人に占める割合65.1%)、雇用者が延べ97人(同34.8%)となっていた。

上記の役員と雇用者の構成比率を踏まえて、基本調査等に基づいて研修責任者の平均的な1時間当たりの労働単価を試算すると2,328円となり、上限額3,000円とは開差がある状況となっていた。

したがって、78農業法人等が実施した延べ117,167時間の実践研修について、助成単価を2,400円とすれば、研修助成額計2億7713万余円は計2億5135万余円となり、2577万余円(国庫補助金相当額同額)が節減できたことになる。

#### (2) 実践研修の実施状況を十分に確認できなかったもの

前記の78農業法人等が実施した実践研修について研修記録簿等を確認したところ、43農業法人等が研修生延べ152人に対して実施した延べ60,264時間の実践研修(研修助成額計1億4700万余円(国庫補助金同額))のうち延べ10,831時間については、同一の研修責任者が、複数の研修生に対して、同じ日に、同じ内容の指導を行ったとされ、また、助成単価の調整が行われていなかった。

これらの実践研修が、集合研修であれば、助成単価の調整を行う必要がある。しかし、研修記録簿等に実践研修を実施した時間帯を記載することとはされていないため、上記の延べ10,831時間の実践研修が、集合研修又は個別研修のどちらで実施されたのか、その実施状況を十分に確認できなかった。

#### <事例>

農事組合法人Aは、平成21年4月から24年7月までの間に、研修生4人に対して実践研修を延べ1,665時間実施したとして、研修助成額計4,656,000円(国庫補助金同額)の交付を受けていた。研修記録簿等によると、研修責任者Bは2人の研修生に対して21年10月13日に「稲刈・わらたて実技講習」という内容で7.5時間の指導を行ったとしていたが、助成単価の調整を

行わずに、それぞれの教育経費を助成単価 3,000 円に 7.5 時間を乗じて 22,500 円と算出し、2 人分で計 45,000 円としていた。

上記(1)及び(2)のとおり、農業法人等が適用している助成単価が、農業法人の雇用者が研修責任者となっている実態に即したものとなっていない事態及び実践研修の実施状況を十分に確認できない事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のようなことなどによると認められた。

- ア 農林水産省及び会議所において、農業法人の雇用者が研修責任者となっている実態を十分に把握していないこと、また、研修記録簿等の様式を実践研修の実施状況が十分に確認できるものとしていないこと
- イ 農林水産省において、内規等の審査及び確認並びに会議所に対する指導が十分でないこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、農林水産省は、25 年 8 月に内規を改正させて、農業法人の雇用者が研修責任者となっている実態に即した助成単価とすること、また、実践研修の実施状況を十分に確認できるように研修記録簿等の様式を改正することなどの処置を講じた。

- (4) 水土里情報利活用促進事業により整備した地図情報等について、利活用に係る目標を設定するなどした上で関係機関による利活用の促進及び更新体制の構築が図られるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農地等整備・保全推進費 (平成 18、19 両年度は、(項)農村振興費)
部 局 等	農林水産本省
補助の根拠	予算補助
補助事業者 (事業主体)	41 道府県土地改良事業団体連合会
補助事業	水土里情報利活用促進事業
補助事業の概要	関係機関が相互に利用することにより農地の有効利用の促進に資することなどのため、農地筆・区画に係る農地面積等の各種情報をデータベース化するもの
事業費	179 億 3078 万余円(平成 18 年度～22 年度)
上記に対する国庫補助金交付額	178 億 3311 万余円
水土里情報の更新体制が適切に構築されていないなどの団体数	29 道府県土地改良事業団体連合会
上記の団体において支出された事業費	133 億 2375 万余円(平成 18 年度～22 年度)
上記に対する国庫補助金相当額	132 億 3587 万円(背景金額)

## 1 事業の概要

農林水産省は、水土里情報利活用促進事業実施要綱(平成18年17農振第2015号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)等に基づき、45道府県に所在する土地改良事業団体連合会(以下「土連」という。)が事業主体となって平成18年度から22年度までの5年間に事業実施期間として実施した水土里情報利活用促進事業に対して国庫補助金(補助率は定額)を交付しており、その交付額は5年間で202億5905万余円となっている。

本事業は、農地、農業水利施設等に関する地図情報及び農地情報(以下、これらを「水土里情報」という。)を国や地方公共団体、土地改良区等の関係機関共通のデータベースとして整備して、これらの関係機関が相互に利用できるようにすることにより農地の有効利用の促進に資することなどを目的としている。

(注1) 45道府県 北海道、大阪府、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各県

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本事業は、18年度から22年度までの5年間に要して多額の国費が投じられて実施されたものである。そして、上記の事業目的を達成するためには、本事業で整備された水土里情報が事業実施期間終了後においてもできるだけ多くの関係機関により継続して利活用されるようにすることが求められ、農林水産省においても、水土里情報の具体的な利活用方法の普及を行うなどの取組を実施しているところである。また、農地等の形状はほ場整備事業の実施等によって変化することがあるが、こうした変化により利活用に支障が生ずることのないよう、水土里情報が現況を反映して適時適切に更新されていくことが、継続的な利活用のために必要である。

そこで、本院は、有効性等の観点から、水土里情報が関係機関により十分利活用されているか、適時適切に更新されるための体制は構築されているかなどの点に着眼して、41道府県土連<sup>(注2)</sup>が実施した本事業(事業費計179億3078万余円、国庫補助金計178億3311万余円)を対象として検査を実施した。検査に当たっては、農林水産本省及び上記の41道府県土連において、実績報告書等の関係書類や整備された水土里情報の内容を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注2) 41道府県土連 北海道、大阪府、青森、秋田、山形、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各県土連

### (検査の結果)

検査したところ、29道県土連<sup>(注3)</sup>が実施した本事業(事業費計133億2375万余円、国庫補助金計132億3587万余円)について、次のような事態が見受けられた。

(注3) 29道県土連 北海道、青森、秋田、山形、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、富山、石川、福井、山梨、静岡、三重、滋賀、兵庫、鳥取、広島、山口、徳島、香川、高知、福岡、佐賀、長崎、宮崎、鹿児島、沖縄各県土連

### (1) 水土里情報の利活用状況について

本院において、24年5月末時点における、水土里情報を利活用することが想定される主要な関係機関<sup>(注4)</sup>の全数に対する、水土里情報を既に利活用している関係機関及び水土里情報を利活用するための利用契約を既に締結するなどして24年度末までに利活用を開始する見通しとなっている関係機関の数の割合(以下「利活用率」という。)を求めることにより、土連ごとの水土里情報の利活用状況について検査した。その結果、41道府県土連<sup>(注5)</sup>における平均の利活用率は44.1%となっており、このうち7県土連(事業費計32億0021万余円、国庫補助金計31億9084万余円)においては利活用率が30%未満となっており、各土連は個別に関係機関に赴いて水土里情報の利便性について説明を行うなどの取組を行っているとしているものの、関係機関による利活用が必ずしも進んでいない状況となっていた。

#### <事例>

福岡県土連は、平成18年度から22年度までの間に本事業を事業費計6億5297万余円、国庫補助金計6億4950万円で実施し、これにより整備した水土里情報を23年6月から提供している。そして、関係機関が利活用を希望するに当たっては、福岡県土連と利用契約を締結することとされている。しかし、水土里情報を利活用することが想定される主要な関係機関数184に対し、水土里情報を実際に利活用している関係機関等の数は25にとどまっており、利活用率は13.6%となっていた。

(注4) 主要な関係機関 水土里情報を整備した地域に所在する国の機関、道府県、市町村、農業共済組合、土地改良区、土地改良区連合及び土連(土地改良区及び土地改良区連合については、常勤職員が所在し、かつ、事務所を有するものに限る。)

(注5) 7県土連 青森、群馬、静岡、福岡、長崎、宮崎、沖縄各県土連

### (2) 水土里情報の更新について

検査した41道府県土連のうち、水土里情報の提供が試行段階にあった長崎県土連を除く40道府県土連における更新体制についてみたところ、28道県土連<sup>(注6)</sup>(事業費計126億0866万余円、国庫補助金計125億2589万余円)においては、土連が関係機関から必要なデータを入手したり、関係機関が自ら水土里情報を更新してこれを土連に提供したりすることなどについての取決めなどが整備されておらず、水土里情報が適時適切に更新されるための体制が構築されていない状況となっていた。

(注6) 28道県土連 (注3)で示した29道県土連から長崎県土連を除いたもの

### (3) 水土里情報の利活用に関する目標設定の状況について

水土里情報の利活用状況を評価するためには、事業主体である各土連が、地域の実情に応じた目標をあらかじめ設定しておくことが必要である。これにより、各土連は、目標に対する利活用の達成状況を適切に把握することができ、そして、この達成状況に応じて利活用促進のための効果的な取組を行うことで、結果として事業効果の早期発現に寄与することが期待できる。

しかし、各土連においては、水土里情報の利活用に関する目標を明確に設定していなかった。

以上のとおり、関係機関による水土里情報の利活用が必ずしも進んでいなかったり、水土里情報が適時適切に更新されるための体制が構築されていなかったり、利活用に関して目標設定を行っていなかったりしている事態は適切とは認められず、改善を図る必要があると認

められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

ア 土連において、

(ア) 利活用機関数に係る地域の実情に応じた目標を明確に設定していないなど、水土里情報  
の利活用の促進のための取組が十分でなかったこと

(イ) 本事業の事業効果を発現させるための前提として水土里情報が適時適切に更新される  
ための体制を構築する必要があることについて、理解が十分でなかったこと

イ 農林水産省において、

(ア) 関係機関による水土里情報の利活用を促進させることについての土連に対する指導が  
十分でなかったこと

(イ) 水土里情報が適時適切に更新されるための体制を構築することについての土連対  
する指導が十分でなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、農林水産省は、25年2月に通知を発して、各土連  
に対して、利活用に関する目標を設定した上で当該目標の達成に向けた具体的な取組を行う  
ことにより関係機関による利活用を促進させるよう指導するとともに、関係機関に対して、  
水土里情報の更新に必要なデータを土連に提供するよう協力を要請する処置を講じた。

- (5) 林道等の開設等の工事の実施に当たり、砂利林道等の上層路盤工に再生砕石を積極的  
に使用することとして、環境に配慮しつつ経済的な設計を行うことにより工事費を低  
減させるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)林野庁 (項)森林整備事業費等
部 局 等	林野庁
補助の根拠	森林法(昭和26年法律第249号)等
補助事業者	4道県(うち事業主体3県)
間接補助事業者 (事業主体)	市14、町12、村2、森林組合31、林業公社3、その他の団体10、計 72事業主体
補助事業	森林環境保全整備事業等
補助事業の概要	森林整備等のため、地方公共団体、森林組合等が事業主体として林道 等の開設、改良等の工事を実施するもの
再生砕石を使用 することにより 路盤材費を低減 できた工事件数	439件
上記工事の路盤 材費の積算額	3億0018万余円(平成22年度～24年度)
上記のうち低減 できた路盤材費 の積算額	6280万円
上記に対する国 庫補助金相当額	4790万円

## 1 林道等の路盤工における再生砕石使用の概要

### (1) 林道等の路盤工の概要

林野庁は、森林整備等のため、地方公共団体、森林組合等が行う林道、林業専用道及び作業道(以下「林道等」という。)の開設等の工事に係る経費を補助の対象として、国庫補助金を交付している。

林道等の開設等の工事に当たっては、交通荷重を安定的に支持するなどのため、一部の作業道を除き、砕石等を敷設する路盤工を施工している。そして、路面にアスファルトコンクリート等を施工せずに砂利仕上げとする林道等(以下「砂利林道等」という。)については、砕石等を敷設する上層路盤(上層路盤と下層路盤の区分のない路盤を含む。以下同じ。)が路面となっている。

路盤工に使用される砕石には、天然の原石を破砕して一定の粒径以下に製造するもの(以下「新材砕石」という。)と、コンクリート構造物の解体等により発生するコンクリート塊等の特定建設資材の廃棄物を再資源化施設において破砕し、不純物を除去することなどにより再資源化して製造するもの(以下「再生砕石」という。)がある。

### (2) 国等における再生砕石の活用等に関する取組等

「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針」(平成13年農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号)によると、国の直轄事業では、道路等の舗装の路盤材等の調達に当たり、当該工事現場から40kmの範囲内で再生砕石等を入手できる場合には、利用される用途に要求される品質等を考慮した上で、これを利用することを原則とするなどとされている。また、その他の公共事業においても、これに準じた取組を行う必要があるとされている。そして、林野庁においても、平成17年に都道府県に対して事務連絡を発し、林道等の開設等の工事においては、再生砕石等について、その経済性、品質、供給実態等にも配慮しつつ、これまで以上に積極的な活用を図るように促している。

近年、再生砕石の製造量は年間3000万t以上で安定的に推移しており、一般的には、その価格は新材砕石よりも安価となっている。林道等の開設工事等に関する技術基準について解説した林道必携(日本林道協会編)等によると、林道等の路盤工には、再生砕石を用いることができるとされている。また、「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準(案)について」(平成6年建設省技調発第88号)等によると、公共工事の路盤工に使用する再生砕石には新材砕石と同等の品質基準が定められており、その製造に当たっては、鉄くず等の異物が混入しないようにすることなどとされている。そして、下層路盤工については、多くの県等の設計基準等において原則として再生砕石を使用する旨が明記されている。また、多くの林道等の路盤工については、実際の施工において再生砕石が使用されている状況となっている。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、砂利林道等の上層路盤工に再生砕石が使用されているか、また、環境に配慮しつつその積極的な活用を図ることについて十分検討されているかなどに着眼して、17道府県において、22年度から24年度までの間に実施された砂利林道等の工事計2,091件(工事費計335億4188万余円、国庫補助金相当額計226億7255万余円)を対象と

して、設計図書等及び現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 17道府県 北海道、京都、大阪両府、青森、秋田、山形、埼玉、千葉、富山、石川、岐阜、愛知、広島、愛媛、熊本、宮崎、鹿児島各県

(検査の結果)

検査したところ、<sup>(注2)</sup>13道府県では、計1,061件の工事のうち計905件において、上層路盤工に再生砕石が使用されており、再生砕石の積極的な活用が図られていた。これに対して、<sup>(注3)</sup>4道県では、計1,030件の工事のうち、上層路盤工に新材砕石を使用していた工事が計785件(工事費計114億7024万余円、国庫補助金相当額計77億6491万余円)見受けられた。

(注2) 13道府県 京都、大阪両府、青森、埼玉、千葉、石川、岐阜、愛知、広島、愛媛、熊本、宮崎、鹿児島各県

(注3) 4道県 北海道、秋田、山形、富山各県

また、13道府県の24年度の設計基準等には、砂利林道等の上層路盤工に再生砕石を使用する旨が明記されるなどしていたのに対して、4道県の設計基準等にはその旨が明記されていなかった。そして、上記の785件の工事のうち、再資源化施設における在庫不足や工事現場から40kmの範囲内に再資源化施設がないため再生砕石を使用することができなかったもの(296件)及び新材砕石の方が安価又は同価格であったもの(50件)を除く、75事業主体が施工した439件の工事において上層路盤工に再生砕石を使用していなかった理由について、事業主体は、道県の設計基準等に再生砕石を使用する旨が明記されていないためなどとしていた。

そこで、4道県において、設計基準等にこのような規定等を設けていない理由について確認したところ、再生砕石は品質面で問題があるなどとしていた。

しかし、前記のとおり、林道等の路盤工には路盤材として再生砕石を使用できるとされており、また、再生砕石には新材砕石と同等の品質基準が定められていて、その製造に当たっては、鉄くず等の異物が混入しないようにするなどとされている。そして、会計実地検査の対象とした17道府県における上層路盤工に再生砕石を使用していた工事においては、構造や品質について特段の問題が生じているものは見受けられなかった。

したがって、4道県においても、各道県の設計基準等において上層路盤工に再生砕石を使用する旨を明記するなどして、前記の439件の工事に当たり、上層路盤工に再生砕石の積極的な活用を図ることについて十分検討する必要があったと認められた。

このように、再生砕石の積極的な活用が求められているのに、上層路盤工に再生砕石を使用することについて十分検討しないまま新材砕石を使用していて、環境に配慮しつつ経済的な設計としていない事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(低減できた積算額)

前記439件の工事の上層路盤工の路盤材費計3億0018万余円について、新材砕石ではなく再生砕石を使用することとしてその積算額を修正計算すると計2億3737万余円となり、路盤材費を計約6280万円(国庫補助金相当額計約4790万円)低減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、林野庁において、都道府県に対して再生砕石等の積極的な活用について事務連絡を発していたものの、砂利林道等の上層路盤工における積極的な活用については周知徹底が十分でなかったこと、4道県において、上層路盤工に再生砕石を

使用する旨を設計基準等に明記しておらず、その積極的な活用についての検討が十分でなかったこと、また、事業主体に対する指導も十分でなかったことなどによると認められた。

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、林野庁は、25年9月に都道府県に対して通知を発して、砂利林道等の路盤工等に再生砕石を使用する旨を設計基準等に明記するなどして、品質等を考慮した上で、環境、経済性等に配慮しつつ再生砕石を積極的に活用するとともに、事業主体にも周知徹底を図るなどの処置を講じた。

#### (6) 水産関係資金無利子化事業において、借受者による造船代金等の支払時期に応じて資金を適切に払い出すことにより利子助成金交付額を節減するよう改善させたもの

会計名及び科目	東日本大震災復興特別会計 (組織)水産庁 (項)農林水産業復興政策費 (平成23年度は、一般会計 (組織)水産庁 (項)漁業経営安定対策費)
部 局 等	水産庁
補助の根拠	予算補助
補助事業者 (事業主体)	全国漁業協同組合連合会
補助事業	水産関係資金無利子化事業(平成23年11月20日以前は漁業関係資金無利子化事業)
補助事業の概要	東北地方太平洋沖地震の被災漁業者等が漁船の復旧等に必要な資金を借り入れる際に、その負担を軽減させることを目的として、被災漁業者等が支払った利子について、全国漁業協同組合連合会が利子助成金を交付するもの
利子助成に係る貸付件数及び利子助成額	2,384件 3億2074万余円(平成23、24両年度)
上記のうち検査の対象とした貸付件数及び利子助成額	35件 1億0949万余円(平成23、24両年度)
上記のうち利子助成額が節減できた貸付件数及び利子助成額の節減額	17件 1191万余円(平成23、24両年度)
上記に対する国庫補助金相当額	1191万円

### 1 事業の概要

#### (1) 水産関係資金無利子化事業の概要

水産庁は、平成23年度から、水産関係資金無利子化事業実施要綱(平成23年5月2日23水漁第319号農林水産事務次官依命通知。23年11月20日までは漁業関係資金無利子化事業実施要綱。以下「実施要綱」という。)等に基づき、全国漁業協同組合連合会(以下「全漁連」

という。)が実施する水産関係資金無利子化事業(23年11月20日までは漁業関係資金無利子化事業。以下「無利子化事業」という。)について、水産関係資金無利子化事業費補助金(23年11月20日までは漁業関係資金無利子化事業費補助金)を交付している。

無利子化事業は、23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の被災漁業者等が漁船の復旧等に必要な資金を借り入れる際に、その負担を軽減させることを目的として、借受者である被災漁業者等が支払った利子について、利子助成金を交付するものである。

実施要綱等によると、無利子化事業の対象となる資金は、株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)が貸し付ける各種の資金(以下「公庫資金」という。)等とされており、<sup>(注)</sup>全漁連は、これらの資金の償還終了時までの最長18年間、利率2%に相当する利子の額を上限として借受者に利子助成金を交付することとされている。

23、24両年度の公庫資金等の貸付け計2,384件に対する利子助成金の交付実績は、23年度3734万余円(国庫補助金同額)、24年度計2億8339万余円(同)、計3億2074万余円(同)となっている。

(注) 各種の資金 漁業経営改善支援資金、漁業基盤整備資金、漁船資金、漁業経営安定資金、農林漁業施設資金、農林漁業セーフティネット資金、水産加工資金

## (2) 公庫資金の貸付けにおける資金の払出し方法について

公庫資金の貸付けには、公庫が借受者に対して直接に資金を貸し付ける場合(以下「直接貸付」という。)及び公庫が貸付事務を他の融資機関(以下「受託金融機関」という。)に委託して資金を貸し付ける場合(以下「委託貸付」という。)の二つがあり、いずれにおいても、資金の払出しは原則として全額一括して行うこととされている。ただし、直接貸付においては、漁船の建造等の設備購入等を対象とする設備資金について、貸付対象事業の完成予定日が貸付実行日から6か月を超える場合であって、特に必要と認められるときは、資金を80%と20%に分割して払い出すことができるとされている。また、委託貸付においては、貸付対象事業の完成予定日が貸付実行日から6か月を超える場合には、資金を80%と20%に分割して払い出すことができるとされており、さらに、受託金融機関が特に必要と認める場合に限り、貸付対象事業の完成予定時期にかかわらず、必要と認められる割合及び回数により資金を分割して払い出すことができるとされている。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、資金の払出し方法が適切なものとなっていて利子助成金の交付額が経済的なものになっているかなどに着眼し、水産本庁及び全漁連において、23、24両年度に交付された利子助成金のうち、1件当たりの貸付額が多額となる公庫資金による漁船の建造等に係る設備資金の貸付け35件(貸付額計120億8870万余円)に対する利子助成金(利子助成金交付額計1億0949万余円)を対象として、交付申請書、実績報告書等により会計実地検査を行った。

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

すなわち、上記35件のうち25件は、前記の資金を分割して払い出すことができるとされる場合に該当するものであった。そして、この25件のうち、造船代金等(以下「代金」という。)の支払回数が1回であって分割払出しになじまないなどの8件を除いた17件につい

て、借入申込書の添付書類である事業費支払予定表により、代金の支払時期を確認したところ、資金の払出日から初回の代金支払までに2日から132日までとなっていた。また、代金の支払回数は3回から12回までとなっていたが、初回の支払額が支払総額の80%を下回る9%から50%までとなっていたり、初回の支払から最終回の支払までに3か月から12か月までと比較的長期間を要することとなっていたりしていた。

したがって、上記17件の貸付けに当たって、代金の支払時期に応じて資金を払い出すこととすれば、借受者が支払う利子の額が節減され、利子助成金交付額を節減できたと認められた。

このように、利子助成金交付額を節減できたのに、これを考慮した払出しが行われていない資金に係る利子助成金が交付されている事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

**(節減できた利子助成金及び国庫補助金の額)**

前記の17件について、事業費支払予定表により把握した代金の支払時期等を基に、直接貸付13件については、初回支払日の前日に資金の80%を払い出し、残りの20%は、80%を超える資金が必要になる日の前日に払い出すこととし、また、委託貸付4件については、代金の支払時期に応じて、必要の都度必要な額を払い出すこととして利子助成金を算定すると、23、24両年度に交付した利子助成金6656万余円は5464万余円となり、利子助成金を1191万余円節減でき、これに係る国庫補助金同額を節減できたと認められた。

**(発生原因)**

このような事態が生じていたのは、全漁連、公庫及び受託金融機関において、借受者への資金の払出しに当たり、借受者による代金の支払時期に応じた払出しを行うことにより利子助成金交付額ひいては国庫補助金交付額を節減させることに対する理解が十分でなかったことにもよるが、水産庁において、全漁連に対する指導が十分でなかったことなどによると認められた。

**3 当局が講じた改善の処置**

上記についての本院の指摘に基づき、水産庁は、25年7月に、全漁連に対して通知を発生、融資機関が借受者の支払時期に応じて資金を適切に払い出すことにより利子助成金交付額及びこれに係る国庫補助金交付額を節減することとなるよう、全漁連を通じて融資機関に周知する処置を講じた。

**(7) 政府所有米穀の保管経費について、買入れに係る引渡日を各期の初日に設定することにより、支払額に見合った保管日数が確保されるよう改善させたもの**

会計名及び科目	食料安定供給特別会計(米管理勘定) (項)米管理費
部 局 等	農林水産本省
契 約 名	政府所有米穀の販売等業務委託
契 約 の 概 要	政府所有米穀の販売、保管、運送等の業務を行わせるもの
契 約 の 相 手 方	4 民間会社等
契 約	平成22年7月、23年8月、24年8月 計3件(一般競争契約2件、随意契約1件)

上記契約により 買入れを行った 政府所有米穀に 係る保管経費	27億3372万余円(平成23、24両年度)
---	------------------------

上記のうち支払 額に見合った保 管日数が確保さ れていなかった 保管経費	5708万円(平成23、24両年度)
--	--------------------

## 1 政府所有米穀等の概要

### (1) 備蓄制度等の概要

農林水産省は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号)第2条の規定等に基づき、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備えるために、100万t程度の国内産米穀を所有しており、毎年20万t程度の国内産米穀の買入れを行って、原則として、5年間程度備蓄した後、飼料用等の非主食用として販売することとしている(以下、これらの国内産米穀を「政府所有米穀」という。)

同省は、政府所有米穀の販売、保管、運送等の業務(以下「販売等業務」という。)について、平成22年10月以降、包括的に民間会社等に委託することにより実施している。そして、同省は、23、24両年度に、それぞれ3民間会社等と政府所有米穀の販売等業務に係る委託契約(以下「委託契約」という。)を締結し、民間会社等は、政府所有米穀の保管業務を倉庫業者に再委託するなどして、販売等業務を実施している。

委託契約によると、政府所有米穀の保管業務の開始時期は、米穀が同省に引き渡された日(以下「引渡日」という。)とされている。そして、同省は、1か月を1日から10日まで、11日から20日まで、21日から月末までの3期に区分して期ごとに保管経費を計算することになっている倉庫業者の商慣行を踏まえ、各期における政府所有米穀の期末在庫数量に、1期分の保管単価(100kg当たり22.48円から28.77円まで)を乗ずるなどして保管経費を算定し、毎月民間会社等に支払っている。

### (2) 政府所有米穀の買入れ

同省は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」(平成21年21総食第113号総合食料局長通知)等に基づき、政府所有米穀の買入れに係る契約(以下「買入契約」という。)における、売渡人から同省の委託を受けた民間会社等への米穀の引渡しについて、以下の手順で行うこととしている。

- ① 売渡人は、米穀の引渡しを行おうとするときは、買入契約で定められた買入予定数量及び引渡期間の範囲内で、引渡数量、引渡予定日等を記載した国内産米穀引渡申込書及び売渡人から委託を受けた第三者が数量等について確認した旨の引渡米穀数量等確認書(以下、これらを「引渡申込書等」という。)を、買入契約で定められた期日(23、24両年度の場合、引渡予定日の5日前等)までに同省に提出する。
- ② 同省の検収官は、引渡申込書等に記載された引渡予定日までに、会計法(昭和22年法律第35号)第29条の11第2項の規定による検査(以下「買入検収」という。)を行う。
- ③ 買入検収の結果、検収官が合格と判断した後、売渡人から同省への米穀の引渡しが行われる。

④ 引渡しをもって、米穀の所有権が売渡人から同省に移転して政府所有米穀となり、引渡日から、委託を受けた民間会社等による保管業務が開始される。

## 2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、効率性等の観点から、委託契約に基づく政府所有米穀の保管について、備蓄の目的が達成されるように、保管経費の支払額に見合った保管日数が確保されているかなどに着眼して、農林水産本省、4民間会社等において、23、24両年度に同省が買入れを行った政府所有米穀の保管経費の支払額 23年度6億3066万余円、24年度21億0305万余円、計27億3372万余円を対象として、支払証拠書類等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

すなわち、同省は、全国農業協同組合連合会等の売渡人と買入契約を締結し、売渡人に対して引渡予定日の5日前までに引渡申込書等を提出させ、売渡人が引渡しを希望する引渡予定日に間に合うように買入検収の日を決定するなどして、引渡しを受けていた。

そして、各期の何日目に引渡しが行われたかについて、引渡日ごとの引渡数量等を集計すると、表のとおり、23年度に買入れた207,450t全量の引渡日が、各期の初日以外となっていた。特に、9日目(41,798t)、10日目(102,817t)及び11日目<sup>(注)</sup>(42,778t)が引渡日となっているものが、全量のうち187,394t(90.3%)となっていた。また、24年度に買入れた85,383tのうち、77,223t(90.4%)の引渡日が、各期の初日以外となっていた。そして、6日目(2,345t)、7日目(549t)、8日目(15,734t)、9日目(300t)、10日目(6,548t)及び11日目<sup>(注)</sup>(10,047t)が引渡日となっているものが、全量のうち35,525t(41.6%)となっていた。

(注) 11日目 一月が31日間である場合における21日目から月末までの期の末日

一方、保管経費は、期末在庫数量に1期分の保管単価を乗じて算定するため、上記のように各期の初日以外が引渡日になっている場合には、売渡人が所有し保管している日を含めて同省が保管経費を支払っていることになり、保管経費の支払額に見合った保管日数が確保されていなかった。

表 政府所有米穀の買入れに係る引渡日ごとの引渡数量

(平成23年度)

(単位：t、%)

引渡日	初日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目	計
数量	—	—	—	7,086	12,969	—	—	—	41,798	102,817	42,778	207,450
割合	—	—	—	3.4	6.3	—	—	—	20.1	49.6	20.6	100

(平成24年度)

(単位：t、%)

引渡日	初日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目	計
数量	8,159	—	—	12,897	28,800	2,345	549	15,734	300	6,548	10,047	85,383
割合	9.6	—	—	15.1	33.7	2.7	0.6	18.4	0.4	7.7	11.8	100

(注) 単位未満を切り捨てているため、引渡日ごとの数量を集計しても計欄の数量とは一致しない。

### ＜事例＞

農林水産省は、平成24年3月9日に売渡人である新潟市農業協同組合(以下「農協」という。)等から米穀14,105.3tの引渡しを受け、期末在庫数量である14,105.3tに23年度委託契約の保管単価100kg当たり25円を乗ずるなどして、24年3月の1期分の保管経費を3,702,636円と算定していた。しかし、この保管経費には、同省に所有権が移転しておらず、農協等が所有し保管している3月1日から8日までの8日間の保管経費が含まれており、保管経費に見合った保管日数が確保されていなかった。そして、同省に所有権が移転した後の2日間に見合った保管経費を算出すると740,520円となる。

このように、政府所有米穀の保管経費について、米穀の引渡日が各期の初日でない場合に、支払額に見合った保管日数が確保されておらず、その日数において、備蓄を目的とする米穀の所有権を同省が有していない事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

#### (支払額に見合った保管日数が確保されていなかった保管経費)

同省に米穀の所有権が移転しておらず、支払額に見合った保管日数が確保されていなかった保管経費を算出すると、23年度4542万余円、24年度1165万余円、計5708万余円となっていた。

#### (発生原因)

このような事態が生じていたのは、同省において、保管経費の支払額に見合った保管日数が確保されるように米穀の引渡日を設定することについての検討が十分でなかったことなどによると認められた。

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、農林水産省は、26年産米穀の買入れの入札から、引渡日を各期の初日に設定することなどとし、25年8月に各地方農政局等に通知を発してその旨を周知する処置を講じた。

平成20年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

#### 国有財産の登記について

平成20年度決算検査報告 386 ページ参照
平成21年度決算検査報告 502 ページ参照
平成22年度決算検査報告 427 ページ参照
平成23年度決算検査報告 484 ページ参照

### 1 本院が要求した改善の処置

林野庁においては、国有林野事業特別会計に属する国有財産について、各森林管理局長等がその管理等の事務を分掌している。しかし、各森林管理局管内の森林管理署等において、国が所有する建物は表示に関する登記の申請義務の適用が除外されているとして、借地に新築等した建物について、財産の保全のため第三者に対する対抗要件を備える必要があるかどうか十分検討することなく、登記所への登記の嘱託を行わないままとなっている事態が多数見受けられた。

したがって、林野庁において、借地に新築等した建物について、どのような場合に登記の嘱託を行わなければならないかを明確に定めて、これを森林管理署等の長に周知するとともに、登記の嘱託を行うことが必要と判断された建物については登記の嘱託を行わせるなどの処置を講ずるよう、林野庁長官に対して平成21年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

## 2 当局が講じた処置

本院は、林野庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、林野庁は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 21年12月に林野庁長官通知を発して、国等以外の者からの借地に建物を新築等した場合は登記の嘱託を行うことを明確に定めて各森林管理局長等に周知するなどした。
- イ 25年4月1日に「国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律」(平成24年法律第42号)により国有林野事業特別会計が廃止されたことに伴い、同特別会計から一般会計に帰属することとなった建物のうち登記の嘱託を行う必要がある建物を各森林管理局において決定し、森林管理署等において25年度中にこれらの建物について登記の嘱託を行うこととした。

平成22年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

### (1) 耕作放棄地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予制度の適用について

〔平成22年度決算検査報告375ページ参照〕  
〔平成23年度決算検査報告486ページ参照〕

#### 1 本院が表示した意見

農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予制度の適用を受けている農地が耕作放棄地等になっていて農業上の利用の増進が図られていないにもかかわらず、農業委員会が農地法(昭和27年法律第229号)に基づく遊休農地対策(以下「遊休農地対策」という。)として指導を適切に実施していなかったり、農業委員会が農地ではないと判断した土地(以下「非農地」という。)について、納税猶予の打切りに係る措置を執ることができない状況となっていたりする事態が見受けられた。

したがって、農林水産省において、都道府県を通じて、農業委員会に対し、遊休農地対策を適切に実施することにより耕作放棄地等の解消又は納税猶予の打切りにつなげるよう改めて周知徹底を図るとともに、その実効性を確保するための措置を講じたり、非農地について速やかに納税猶予を打ち切ることができるための適切な手続を整備したりするよう、農林水産大臣に対して平成23年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

#### 2 当局が講じた処置

本院は、農林水産本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 23年11月に通知を発して、遊休農地対策が適切に実施されるよう、都道府県を通じて農業委員会に対して周知徹底を図るとともに、農業委員会に四半期ごとに遊休農地対策の

実施状況を報告させたり、遊休農地対策が適切に実施されていない農業委員会に対して改善の要請等を行ったりするなどのフォローアップ手続を通じて、その実効性の確保を図った。

- イ 非農地に係る納税猶予の打ち切りについては、国税庁との協議の結果、非農地となったことを理由に納税猶予を打ち切る手続をとることは現行制度の運用上は困難であるとの見解が示されたことを受けて、25年8月に通知を発して、現行の納税猶予制度の下で今後の再発防止策の徹底を図るとともに、現に非農地化している土地について譲渡、貸付け、転用等の現行の納税猶予の打切事由に該当した場合には、速やかに納税猶予を打ち切るよう、手続を明確化し、都道府県を通じて農業委員会に対して周知した。

## (2) 国営東郷土地改良事業及び国営ふらの土地改良事業の実施について

〔平成22年度決算検査報告382ページ参照〕  
〔平成23年度決算検査報告486ページ参照〕

### 1 本院が表示した意見

農林水産省は、北海道富良野市等において、昭和47年度から国営東郷土地改良事業を、平成14年度から国営ふらの土地改良事業をそれぞれ実施している。しかし、両事業の一環として築造した東郷ダムに安全に貯水することができない状態が続いているため、現在も受益地において安定的にかんがい用水を利用できない状況が発生しており、38年という長期間にわたって国から多額の事業費が支出されているのに、適時適切に事後評価を行わないまま現在まで事業効果が発現していない事態が見受けられた。

したがって、農林水産省において、両事業について、速やかに事後評価の対象として定めて、総合的かつ客観的に評価して、その結果を両事業に適切に反映させるとともに、かんがい用水の水源確保の方法についても十分に検討して複数の選択肢を整理し、関係機関と調整を図りながら可能な限り経済的で効果的な方法を速やかに選定して、事業効果の早期発現を図るよう、農林水産大臣に対して23年9月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

### 2 当局が講じた処置

本院は、農林水産本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 24年4月に農林水産省政策評価実施計画において国営ふらの土地改良事業を事後評価の対象として定めて、同事業の事後評価において国営東郷土地改良事業についても国営ふらの土地改良事業と一体的に評価を実施して、同年9月にその結果を公表するとともに、事後評価の結果を両事業の国営土地改良事業計画に反映させることとした。
- イ かんがい用水の水源確保の方法について検討した結果、地区周辺の水利再編と東郷ダムの一部利用とを組み合わせる方法が事業費、工期等の点で有利であるとして関係機関に説明して同意を得て、25年10月に、事業効果の早期発現を図るよう土地改良法(昭和24年法律第195号)の規定に基づき両事業の国営土地改良事業計画を変更する手続を完了した。

(3) 公益法人に補助金を交付して設置造成させている運用型の基金が保有する資金の有効活用について

〔平成 22 年度決算検査報告 416、723 ページ参照〕  
〔平成 23 年度決算検査報告 490、804 ページ参照〕

(705 ページの独立行政法人農畜産業振興機構の項に掲記)

平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 家畜導入事業に係る基金の国庫補助金相当額の返納について

(平成 23 年度決算検査報告 407 ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置

農林水産省は、家畜導入事業のうち特別導入事業の実施に必要な資金に充てるための基金を造成する事業主体に補助金を交付する都道府県に対して、国庫補助金を交付していた。そして、本事業を平成 17 年度に終了させたことに伴い、各事業主体は、18 年度から 23 年度までに本事業に係る基金の国庫補助金相当額を、都道府県を経由して国庫に納付することとなった。しかし、鹿児島県は「鹿児島県家畜導入事業実施要領」等を定めて、本事業の事業主体となっていた同県下の市町村が引き続き本事業と同様の事業を実施できるようにしていた。そして、この事業の財源として、事業主体が特別導入事業により造成した基金を取り崩すことができることとしていたため、同県下の 34 事業主体は、18 年度以降、国庫補助金相当額の納付を全く行っておらず、また、農林水産省も、国庫補助金相当額の納付の進捗に向けた具体的な措置を十分に講じていない事態が見受けられた。

したがって、農林水産省において、本事業に係る事業主体間の公平を確保するとともに、国費を効率的に使用することができるようにするため、鹿児島県下の 34 事業主体が納付すべきであった国庫補助金相当額を速やかに返納させるよう、農林水産大臣に対して 24 年 10 月に、会計検査院法第 34 条の規定により是正の処置を要求した。

2 当局の処置状況

本院は、農林水産本省及び鹿児島県において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、25 年 3 月に、鹿児島県から国庫補助金相当額の返納について詳細な返納計画を提出させた上で、34 事業主体のうち 9 事業主体については、本院指摘の趣旨に沿い、18 年度から 23 年度までに納付すべきであった国庫補助金相当額の全額に 24 年度に発生した利子を加えた額を 25 年 4 月に国庫に返納させる処置を講じていた。

そして、残る 25 事業主体については、上記の返納計画において、18 年度から 23 年度までに納付すべきであった国庫補助金相当額にその後発生する利子を加えた額を 24 年度から 29 年度までに分割して返納させることとしたため、このうち 24 年度分の返納額についてのみ 25 年 4 月に国庫に返納させていたものの、残りの国庫補助金相当額は返納されていない。

## (2) 国有林野事業特別会計における債権管理について

(平成23年度決算検査報告412ページ参照)

### 1 本院が求めた是正改善の処置

林野庁は、会計法令、「債権管理マニュアル」(以下「マニュアル」という。)等に基づき、国有林野事業特別会計において土地の貸付契約等により発生した債権の管理事務を行っている。しかし、森林管理局において債権の管理事務が適切に行われていない事態や本庁において各森林管理局における債権の管理事務の実態について十分把握していない事態が見受けられた。

したがって、林野庁において、森林管理局における債権の管理事務の実態を把握し、マニュアルの見直し等を行って、森林管理局及び森林管理署等の行う事務の範囲等を明確にするとともに、森林管理局に対して、マニュアル等に基づき、森林管理署等における債権の管理事務の実施状況、内容等についての的確に把握する体制を整備して債権の管理事務を適切に行うことを周知徹底するよう、林野庁長官に対して平成24年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

### 2 当局が講じた処置

本院は、林野庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、林野庁は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 森林管理局における債権の管理事務の実態を把握するとともに、24年12月にマニュアルの見直しを行い、森林管理局が森林管理署等に督促等を行わせる場合には文書により指示すること、森林管理署等はその対応結果について必ず文書で森林管理局に報告することとするなどして、森林管理局及び森林管理署等においてそれぞれ行うべき事務の範囲等を明確にした。

イ 森林管理局に対して、同月に通知を発するなどして、見直しを行ったマニュアル等に基づき、森林管理署等において債務者等と対応した場合にはその内容を文書で報告させるなどして、債権の管理事務の実施状況、内容等についての的確に把握する体制を整備して、債権の管理事務を適切に行うこととするよう周知徹底を図った。

## (3) 補助事業における消費税の取扱いについて

(平成23年度決算検査報告418ページ参照)

### 1 本院が求めた是正改善の処置

農林水産省は、地方公共団体や民間事業者等を事業主体として、国庫補助金を交付することにより各種の補助事業を実施している。しかし、事業主体が実績報告書を提出した後に、消費税の確定申告により補助対象事業費に含めていた消費税額を仕入税額控除しているのに、仕入税額控除した消費税額に係る国庫補助金相当額について、仕入税額控除報告書の提出及びその返還を行っていないなどの事態が見受けられた。

したがって、農林水産省において、事業主体に対して、仕入税額控除した消費税額に係る国庫補助金の額が確定した場合には、仕入税額控除報告書の提出及びその返還が必要であることを周知徹底するとともに、交付要綱等を改正するなどして、国庫補助金の額の確定から1年程度の一定の期間が経過した後に補助対象事業費に含めていた消費税額に係る仕入税額控除の状況を報告させることとし、その報告に消費税の確定申告書等の写しを添付させて、

農林水産省、補助事業者等において、報告内容について十分確認する処置を講ずるよう、農林水産大臣に対して平成24年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

## 2 当局が講じた処置

本院は、農林水産本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 25年3月に補助金等交付事務に係る通知の一部を改正して、事業主体に対して、消費税の申告により仕入税額控除した消費税額に係る国庫補助金の額が確定した場合には、仕入税額控除報告書の提出及びその返還が必要であることを国庫補助金の額の確定通知書に明記して周知徹底を図った。
- イ 25年3月に補助事業等における消費税相当額の取扱いに係る通知及び補助金等交付事務に係る通知の一部を改正して、補助対象事業費に消費税を含めて国庫補助金の交付を受けた事業主体のうち、仕入税額控除報告書を提出していない全ての事業主体について、国庫補助金の額の確定の日の翌年6月30日までに、補助対象事業費に含めていた消費税額に係る仕入税額控除の状況を報告させるとともに、その報告に消費税の確定申告書等の写しを添付させて、農林水産省、補助事業者等において報告内容について十分確認することとした。また、25年3月に交付要綱の標準例の一部を改正して、各事業に係る補助金等交付要綱に上記の改正と同様の規定を設けることとした。

### (4) 農業者戸別所得補償制度における水田活用の所得補償交付金等の交付について

(平成23年度決算検査報告422ページ参照)

#### 1 本院が要求した改善の処置及び求めた是正改善の処置

農林水産省は、農業者戸別所得補償制度(平成25年5月以降は、経営所得安定対策)等の一環として、交付対象作物を販売目的で生産(耕作)する販売農家等に対して、水田活用の所得補償交付金等(以下「交付金」という。)を交付している。しかし、農業共済組合等が通常の肥培管理が行われていないことなどを理由に農作物共済について除外指定した農地を対象に、十分な確認をしないまま交付金を交付したり、交付対象作物に係る農作業及び販売を行っておらず、交付対象作物を販売目的で生産(耕作)しているとは認められない者に対して交付金を交付したりしている事態が見受けられた。

したがって、農林水産省において、除外指定された農地に関する情報の活用や交付申請者が交付対象作物を販売目的で生産(耕作)する販売農家等であることを確認する方法等を実施要綱等に明示し、地域農業再生協議会(以下「協議会」という。)に対して、これらについて周知徹底を図った上で、適切に確認するよう指導する処置を講ずるよう、農林水産大臣に対して24年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求し及び同法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

#### 2 当局が講じた処置

本院は、農林水産本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、24年12月及び25年6月に実施要綱等を改正して、次のような処置を講じていた。

- ア 地方農政局の地域センター等は、除外指定等が行われた農地について、農業共済組合等から情報提供を受けて、協議会の協力の下でその状況の確認を行い、十分な収量が得られないと判断される農地については、交付対象面積から除外することとした。
- イ 同センター等は、交付申請者に販売伝票の写しなどを確認書類として対象作物ごとに提出させて、交付申請者ごとの出荷・販売等実績報告書の内容等を確認することとした。
- ウ 上記について、同センター等から協議会に対して文書を発するなどして周知した。

## (5) 森林整備加速化・林業再生基金事業における費用対効果分析について

(平成 23 年度決算検査報告 428 ページ参照)

### 1 本院が表示した意見

林野庁は、都道府県が行う森林整備加速化・林業再生基金事業に必要な基金の造成に要する経費に対して補助金を交付しており、この基金事業のうち、木造公共施設等整備事業等を実施する場合には、評価要領に基づき事業主体において費用対効果分析を行うこととしている。しかし、費用対効果分析において、交流資源利用効果等の効果額が適切に算定されていなかったり、効果額の算定に用いられる係数の算出根拠が不明となっていて効果額の算定が適切に行われているか検証が困難となっていたりなどしている事態が見受けられた。

したがって、林野庁において、評価要領等の内容について速やかに見直しを行い、費用対効果分析の適切な実施のために必要となる基本的な考え方等について具体的かつ十分な記述等を行い、効果額の算定の基礎となる係数の妥当性を根拠資料により検証できるようにするとともに、都道府県に対して、事業主体における費用対効果分析の適切な実施等について周知徹底を図り、事業主体が行った費用対効果分析の内容について十分精査するように指導するよう、林野庁長官に対して平成 24 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により意見を表示した。

### 2 当局の処置状況

本院は、林野庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、林野庁は、本院指摘の趣旨に沿い、25 年 4 月に都道府県に通知を発して、今後の費用対効果分析においては根拠不明の係数を使用しないこと、木造公共施設等整備事業で整備する施設の勤務者等は利用者数に含めないことなどについて事業主体に周知徹底を図るよう具体的に指導するとともに、事業主体が行った費用対効果分析の内容について十分精査するよう指導する処置を講じていた。

そして、林野庁は、同月から有識者会議を開催するとともに、上記の通知において都道府県から費用対効果分析の実施状況について情報提供を求めるなどしており、今後、費用対効果分析の適切な実施のために評価要領等の内容を見直すことなどについて考え方を整理して、25 年度末を目途に取りまとめを行うこととしている。

## (6) 漁業従事者数等の減少に対応した今後の漁港施設用地の利用等について

(平成 23 年度決算検査報告 437 ページ参照)

### 1 本院が表示した意見

水産庁は、漁業従事者数等の減少により未利用又は低利用になっている漁港施設用地の有効活用を図るための規制緩和措置を実施している。しかし、漁港施設用地が利用計画に沿っ

て利用されていなかったり、規制緩和措置が十分に活用されていなかったりするなどの事態が見受けられた。

したがって、水産庁において、漁港施設用地の利用及び管理の状況を適宜把握した上で、民間事業者による利用範囲の拡大や利用手続の簡素化等も含めて、漁港施設用地の新たな利用の態様を検討するなどするとともに、利用計画の策定又は変更を行う場合は、漁業従事者数等が減少傾向にあることなどを漁港施設用地の面積の算定に的確に反映させたり、既存用地の活用を図ったりすることについて漁港管理者に対して周知徹底を図るよう、水産庁長官に対して平成24年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

## 2 当局が講じた処置

本院は、水産庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、水産庁は、本院指摘の趣旨に沿い、24年11月に、都道府県を通じるなどして漁港管理者に対して漁港施設用地の利用実態調査を行い、漁港施設用地の利用及び管理の状況を把握した上で、民間事業者による利用範囲の拡大や利用手続の簡素化等も含めて、漁港施設用地の新たな利用の態様を検討するとともに、25年2月に、漁港管理者に対して緩和措置の更なる活用を求めるなどの漁港施設用地の適切かつ効率的な利用等のために必要な通知を発するなどの処置を講じていた。

また、同月に、都道府県等を通じるなどして漁港管理者へ通知を発して、利用計画の策定又は変更を行う場合は、漁業従事者数等が減少傾向にあることなどを漁港施設用地の面積の算定に的確に反映させたり、既存用地の活用を図ったりするよう、周知徹底を図る処置を講じていた。

## (7) 肉用子牛生産者補給金制度における指定肉用子牛の体重の規格の見直しについて

(平成23年度決算検査報告442ページ参照)

### 1 本院が要求した改善の処置

農林水産省は、肉用子牛生産者補給金制度において、制度発足時に定めた省令規格における肉用子牛の平均的な体重の範囲を20年以上の間一度も改正していなかった。このため、家畜市場で取引されている肉用子牛の体重の実態を反映していない省令規格に基づいて算定された単価により肉用子牛生産者補給金及び肉用牛繁殖経営支援交付金が交付されている事態が見受けられた。

したがって、農林水産省において、肉用子牛生産者補給金制度及びこれを補完する肉用牛繁殖経営支援事業が適切に実施されるよう、既存の家畜市場取引データを活用することなどによる省令規格の見直しの方法を直ちに検討して、省令規格の改正を速やかに実施するとともに、今後の省令規格の見直しに当たっての条件や見直しの方法及び必要な家畜市場取引の売買データの収集、蓄積等を実施する体制を確立するよう、農林水産大臣に対して平成24年4月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

### 2 当局が講じた処置

本院は、農林水産本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 17年度から23年度までの7年間の家畜市場取引の売買データを都道府県から入手し、これに基づき25年3月に省令規格を改正して、同年4月から施行した。

イ 今後の省令規格の見直しのために、独立行政法人農畜産業振興機構に要請して家畜市場取引の売買データ(生年月日、取引日、品種、性別、体重、取引市場及び取引額)の収集、蓄積等を実施する体制を確立した。そして、毎年度、直近7年間の売買データを基に肉用子牛の平均的な体重の範囲を算出し、これを検証した上で、省令規格の改正が必要と判断した場合には、当該範囲を省令規格とすることとした。

#### (8) 独立行政法人農林漁業信用基金が行う農業信用基金協会に対する貸付けについて

(平成23年度決算検査報告448ページ参照)

##### 1 本院が要求した改善の処置

農林水産省は、独立行政法人農林漁業信用基金(以下「信用基金」という。)に出資金等を交付して、都道府県ごとに設置されている農業信用基金協会(以下「協会」という。)が農業者等の資金借入れに対して行っている保険保証に係る保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき資金を信用基金から協会に貸し付けさせている。しかし、本件貸付金を保証債務の代位弁済に使用した実績は低い水準にとどまっていて、貸付金の一部は将来も使用することが見込まれない状況となっており、また、近年、協会の弁済能力は充実しているため、協会の資金繰りという目的のために貸付けを行う必要性は低下しているにもかかわらず、必要額を上回る貸付けが行われている事態が見受けられた。

したがって、農林水産省において、各協会の代位弁済の見込みや財務状況を踏まえて真に必要な額の貸付けを行わせることにより貸付金が有効に使用されるようにして、その結果、必要がないと認められる貸付金については、更なる支援の必要がある協会への貸付けに充てるなどしてもなお過大となる分について、相当する出資金等を信用基金から国庫に返納させて、貸付金及び出資金等が適切な規模のものとなるよう、農林水産大臣に対して平成24年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

##### 2 当局が講じた処置

本院は、農林水産本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、信用基金が貸付けを行うに当たっては、各協会の代位弁済の見込みや財務状況を踏まえて真に必要な額の貸付けを行わせることとし、その結果、信用基金において、今後使用が見込まれない貸付金の額を123億8300万円と算定したことから、これと同額の出資金等を国庫に返納させることとする処置を講じていた。

## 第12 経済産業省

### 不 当 事 項

#### 役 務

(372) 産業人材裾野拡大支援事業の委託契約において、一般管理費の算定を誤ったため、委託費の支払額が過大となっていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)経済産業本省 (項)経済協力費
部 局 等	経済産業本省
契 約 名	産業人材裾野拡大支援事業委託契約
契 約 の 概 要	現地日系企業の人材確保の円滑化等を図ることを目的として、現地高等教育機関における日本企業文化の普及啓発等を実施するもの
契 約 の 相 手 方	財団法人海外貿易開発協会
契 約	平成 21 年 5 月、22 年 4 月 随意契約
支 払	平成 22 年 4 月、23 年 4 月
支 払 額	247,226,743 円(平成 21、22 両年度)
過大となっていた支払額	4,486,118 円(平成 21、22 両年度)

### 1 委託事業の概要

経済産業本省(以下「本省」という。)は、平成 21、22 両年度に、産業人材裾野拡大支援事業(以下「支援事業」という。)を財団法人海外貿易開発協会(24 年 3 月 30 日から 25 年 3 月 31 日までは財団法人海外産業人材育成協会、25 年 4 月 1 日以降は一般財団法人海外産業人材育成協会。以下「協会」という。)に委託して実施し、委託費 21 年度 138,038,018 円、22 年度 109,188,725 円、計 247,226,743 円を支払っている。

支援事業は、日系企業の東アジア展開が加速する中で、現地学生等の日系企業への関心を高めることにより、現地日系企業の人材確保の円滑化等を図ることを目的として、タイ王国及びベトナム社会主義共和国の現地高等教育機関における日本企業文化紹介講座の開設等を実施したものである。

経済産業省が作成した委託事業事務処理マニュアルによると、委託事業の経費項目は、人件費、事業費、再委託費及び一般管理費となっている。一般管理費は、委託事業を行うために必要な経費ではあるが当該委託事業に要した経費としての特定が困難なもの(家賃、光熱水料、消耗品費等)について、一定の割合で支払うことを認められた経費であり、具体的な算定は委託事業の経費項目の人件費及び事業費の額に受託事業者の決算書を用いて算出した一般管理費率を乗ずるなどしている。一方で、委託事業に要した経費として特定が可能なものは、一般管理費以外の該当する経費項目に計上することとされている。

そして、協会は、上記のマニュアルに基づき委託費を算定するために、21、22 両年度の支援事業の一般管理費率の算定に当たっては、協会の他の事業を含めた全ての事業に直接要

した経費(以下「協会総事業費」という。)に対する協会の全ての事業に要した一般管理費(以下「協会総一般管理費」という。)の割合を用いることにしていた。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合规性等の観点から、支援事業に要した経費は適正に精算されているかなどに着眼して、協会が実施した支援事業を対象として、本省及び協会において、実績報告書等の書類により会計実地検査を行った。

### (2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり、適切とは認められない事態が見受けられた。

すなわち、協会は、21、22両年度に実施した支援事業の実績報告の際に、事務所家賃、光熱水料、コピー機使用料、通信運搬費等(以下、これらを合わせて「事務所家賃等」という。)の一部を支援事業に要した経費として特定して、支援事業の事業費に計上していた。そして、支援事業における人件費及び事業費の総額に一般管理費率7.0%を乗ずるなどして算出した額を支援事業の一般管理費として計上していた。

しかし、協会は、上記のとおり事務所家賃等の一部を支援事業に要した費用として特定して事業費に計上しているのに、上記の一般管理費率7.0%の算定に当たり、誤って、事務所家賃等を協会総事業費から控除して協会総一般管理費に加算していた。

したがって、適正な協会総事業費及び協会総一般管理費を用いて一般管理費率を算定すると21年度4.3%、22年度5.7%となり、これを用いて支援事業の適正な委託費を算定すると21、22両年度で計242,740,625円となることから、前記委託費計247,226,743円との差額計4,486,118円が過大となっていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、協会において委託事業を実施する際の一般管理費の算定方法についての理解が十分でなかったこと、本省において実績報告書等の内容の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

## 補 助 金

- (373) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの  
 (376)

所管、会計名及び科目	経済産業省所管 一般会計	(組織)経済産業本省 (項)ものづくり産業振興費
		(組織)中小企業庁 (項)経営革新・創業促進費 (項)まちづくり推進費
	文部科学省、経済産業省及び環境省所管	エネルギー対策特別会計 (エネルギー需給勘定) (項)燃料安定供給対策費 (項)エネルギー需給構造高度化対策費

	<p>平成18年度以前は、財務省、経済産業省及び環境省所管石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計 (石油及びエネルギー需給構造高度化勘定) (項)燃料安定供給対策費 (項)エネルギー需給構造高度化対策費</p>
部 局 等	経済産業本省、資源エネルギー庁、2 経済産業局
補助の根拠	予算補助
補助事業者 (事業主体)	4 会社等
補助事業	希少金属利用産業等高度化推進事業、国際エネルギー使用合理化等対策事業等
事業費の合計	3,920,389,141 円
補助対象事業費 の合計	3,829,173,656 円
上記に対する国 庫補助金交付額 の合計	3,407,023,948 円
不当と認める補 助対象事業費の 合計	629,940,031 円
不当と認める国 庫補助金相当額 の合計	383,298,846 円

## 1 補助金等の概要

経済産業省所管の補助事業は、企業、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

## 2 検査の結果

本院は、合规性等の観点から、5 道県及び489 会社等において、実績報告書、決算書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、4 会社等が事業主体となって実施した希少金属利用産業等高度化推進事業、国際エネルギー使用合理化等対策事業等に係る国庫補助金 383,298,846 円が不当と認められる。

これを不当の態様別に掲げると次のとおりである。

(1) 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの

1件 不当と認める国庫補助金 210,654,715 円

補助金により造成した基金を用いて実施した事業において、導入した設備を補助の目的外に使用していたもの (1件 不当と認める国庫補助金 210,654,715 円)

部局等	補助事業者 (所在地)	補助事業	実施年度	基金使用額	左に対す る国庫補 助金交付 額	不当と認 める基金 使用額	不当と認 める国庫 補助金相 当額
				千円	千円	千円	千円
(373) 経済産業 本省	一般社団法人環境パートナーシップ会議 (東京都渋谷区) (事業主体)	希少金属 利用産業 等高度化 推進	22～24	210,654	210,654	210,654	210,654

この補助事業は、平成22年度に、経済産業省がレアアース等の供給不安に左右されない強じんな産業構造をいち早く実現することを目的として交付した希少金属利用産業等高度化推進費補助金により、事業主体が、環境対応車普及促進基金(レアアース等利用産業等設備導入事業)(以下「本件基金」という。)を造成したものである。事業主体は、希少金属利用産業等高度化推進費補助金交付要綱(平成22-12-03 財製第2号)等に基づき、本件基金を活用して、レアアース等の使用を極力減らす技術を活用した製造プロセスの事業化等を実施した企業等(以下「基金補助事業者」という。)に対して、事業化等に必要設備機械装置の購入等に要する経費の一部を対象とした補助金(以下「基金補助金」という。)を交付する事業(以下「基金補助事業」という。)を実施している。そして、事業主体は、基金補助事業の実施における交付規程等の作成、交付決定、基金補助事業者に対する確定検査等の事務を経済産業省が定めた受託事業者に委託している(図参照)。

受託事業者が定めた希少金属利用産業等高度化推進費補助金(レアアース等利用産業等設備導入事業)交付規程等によると、基金補助事業者が基金補助事業により取得した財産については、基金補助事業の完了後も基金補助金の交付の目的に従って効率的な運用を図らなければならないと、事前に受託事業者等の承認を受けた場合を除き、当該財産を処分(基金補助金の交付の目的に反する使用、譲渡等をいう。)することはできないとされている。

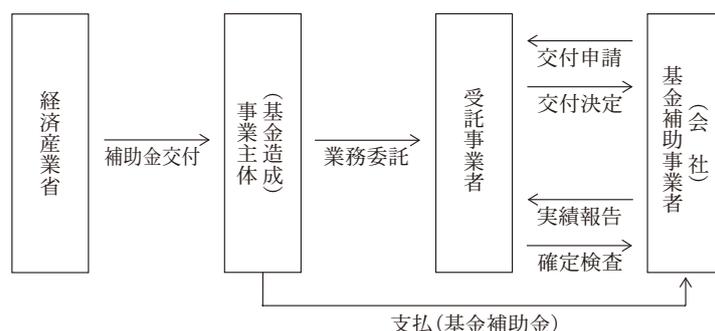
基金補助事業者である株式会社三徳(以下「会社」という。)は、23年2月に、基金補助事業により新たに導入する焼成炉等の製造設備を用いて、材料に占めるコバルトの含有割合を同社の従来製品に比べて低減させたりチウムイオン電池正極材料(以下「レアアース等低減製品」という。)を製造等するとして、受託事業者に交付申請書を提出した。そして、受託事業者は、24年9月に、会社からレアアース等低減製品の製造設備の導入に要した経費を429,712,000円(基金補助対象事業費421,309,430円、国庫補助対象事業費同額)とした実績報告書の提出を受けて、25年3月に基金補助金の額を210,654,715円(国庫補助金同額)と確定していた。これを受けて、事業主体は、同年4月に、本件基金を取り崩して会社へ同額の基金補助金を交付していた。

しかし、会社は、基金補助事業により導入した設備を、その設置が完了した24年4月以降、事前に受託事業者等の承認を受けることなく専らコバルトの含有割合の高い従来製品の製造等に用いており、基金補助金の交付目的であるレアアース等低減製品の製造等については、少量のサンプル品の製造を除き全く行っていなかった。

したがって、本件基金補助事業により導入した設備(基金補助対象事業費421,309,430円、基金補助金交付額210,654,715円)が基金補助事業の目的外に使用されており、これに係る国庫補助金相当額210,654,715円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社において基金補助事業の適正な執行に対する認識が欠けていたこと、受託事業者における審査及び会社に対する指導、確認が十分に行われていなかったのに、事業主体において受託事業者に対する指導及び監督が十分でなかったことなどによると認められる。

図 事業執行の枠組み(概要)



(2) 補助対象事業費を過大に精算するなどしていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 150,000,457 円

実際に支払われた給与等の額に基づかない時間単価により人件費を算定していたため、補助対象事業費を過大に精算するなどしていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 150,000,457 円)

部局等	補助事業者 (所在地)	補助事業	年度	事業費 (補助対象事業費) 千円	左に対する 国庫補助金交付額 千円	不当と認める補助 対象事業費 千円	不当と認める国庫 補助金相当額 千円
(374) 資源エネルギー庁	(注) 財団法人日本エネルギー経済研究所 (東京都中央区) (事業主体)	国際エネルギー使用合理化等対策等3事業	18~22	3,017,898 (3,017,898)	2,995,901	171,833	150,000

(注) 平成24年4月1日以降は一般財団法人日本エネルギー経済研究所

この補助事業は、我が国の非化石エネルギー及び省エネルギー設備の設置の促進等を目的として、調査、研究活動等を実施したものである。事業主体は平成18年度から22年度までの間に、本件補助事業を事業費計3,017,898,073円(補助対象事業費同額)で実施したとして資源エネルギー庁に実績報告書を提出して、これにより国庫補助金計2,995,901,191円の交付を受けていた。

経済産業省の補助事業事務処理マニュアルによると、補助事業における人件費は、従事者ごとに実際に支払われた給与等の額から算出される1時間当たりの単価(以下「実績単価」という。)を用いて、これに当該事業に直接従事した時間数を乗じて算定することとされている。

しかし、事業主体は、補助対象事業費における研究員等に対する人件費の算定に当たり、給与の支払見込額等を基にして内規で定めた受託単価を用いていたり、休暇を取得するなどして本件補助事業に直接従事していない時間数を補助事業に従事した時間数に含めていたりしていた。また、補助対象事業費に補助の対象とはならない健康診断料等を含めていた。

したがって、実績単価及び本件補助事業に直接従事した時間数を基にするなどして適正な補助対象事業費を算定すると計2,846,064,795円となり、前記の補助対象事業費計3,017,898,073円との差額計171,833,278円が過大に精算されるなどして、これに係る国庫補助金相当額計150,000,457円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において人件費の算定についての理解が十分でなかったこと、資源エネルギー庁において事業主体に対する指導、審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(3) 補助事業により取得した財産を無断で処分するなどしていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 20,968,156 円

補助事業により取得した設備を無断で処分するなどしていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 20,968,156 円)

部局等	補助事業者 (所在地)	補助事業	年 度	事業費 (補助対 象事業 費)	左に対す る国庫補 助金交付 額	不当と認 める補助 対象事業 費	不当と認 める国庫 補助金相 当額
				千円	千円	千円	千円
(375) 近畿経済 産業局	株式会社長 井 (福井県鯖 江市) (事業主体)	地域資源 活用売れ る商品づ くり支援	22	43,959 (41,868)	26,419	33,446	20,968

この補助事業は、地域における中小企業の事業活動の促進等を目的として、地域の産業資源を活用した新たな商品の開発等を行うものである。事業主体は、新商品であるカーボン繊維眼鏡フレームの開発、製造及び販売に要したとする事業費 43,959,068 円(補助対象事業費 41,868,153 円)に対して国庫補助金 26,419,042 円の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、補助の対象とならない既に商品となっている眼鏡フレームの製造に要した費用を補助対象事業費に含めたり、補助事業により取得したカーボン繊維眼鏡フレームの加工に必要な設備について、平成 24 年 4 月に国に無断で割賦による購入に変更するとして購入先の業者から購入金額と同額の返金を受けて所有権を移転したりなどしていた。

したがって、補助の対象とならない経費を除くなどして適正な補助対象事業費を算定すると 8,421,866 円となり、前記の補助対象事業費 41,868,153 円との差額 33,446,287 円が過大となっており、これに係る国庫補助金相当額 20,968,156 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において補助事業の適正な実施に対する基本的な認識が欠けていたこと、近畿経済産業局において事業主体に対する指導、審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(4) 補助の対象とならないもの

1件 不当と認める国庫補助金 1,675,518 円

補助の対象とならない工事に要した経費について補助金が交付されていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 1,675,518 円)

部局等	補助事業者 (所在地)	補助事業	年 度	事業費 (補助対 象事業 費)	左に対す る国庫補 助金交付 額	不当と認 める補助 対象事業 費	不当と認 める国庫 補助金相 当額
				千円	千円	千円	千円
(376) 九州経済 産業局	熊本城桜の 馬場リテ ール株式 会社 (熊本市) (事業主体)	戦略的 中心市街 地商業等 活性化支 援	22	428,820 (348,098)	174,049	3,351	1,675

この補助事業は、熊本城と中心市街地商店街との間の回遊性を促進して商業の活性化を図ることを目的として、飲食店や物販店を入居させる商業施設の整備を行ったものである。そして、本件補助事業に係る交付要綱によると、補助の対象は、商業施設の建設に要する経費等とされており、既存建築物の除却に要する経費は補助の対象とならないとされている。また、補助対象事業費の算定に当たっては、補助事業に併せて他の事業を実施する場合には、共通して要した経費を案分することになっている。

事業主体は、本件補助事業の実施に当たり、上記商業施設の整備に要したとする事業費 428,820,000 円(補助対象事業費 348,098,000 円)に対して国庫補助金 174,049,000 円の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、補助の対象とされていなかった外構工事及び補助の対象とならない既存建築物の解体工事を含めた前記商業施設の整備工事全体に係る仮設建物や警備等に要した経費を、案分せずに全て補助の対象である建築本体工事に係る共通仮設工事費として補助対象事業費に計上していた。

したがって、上記の経費を、補助の対象である建築本体工事に係る工事費とそれ以外の外構工事及び解体工事に係る工事費との割合で案分するなどして、本件補助事業の適正な補助対象事業費を算定すると344,746,964円となり、前記の補助対象事業費348,098,000円との差額3,351,036円が過大となっていて、これに係る国庫補助金相当額1,675,518円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において補助対象事業費の算定方法についての理解が十分でなかったこと、九州経済産業局において実績報告書等の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 経営安定関連保証等特別基金において、各信用保証協会の基本財産の額及び保証消化率を考慮する貸付制度に見直すなどすることにより、貸付金が補助の目的に沿って有効に活用されるよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)中小企業庁 (項)中小企業事業環境整備費
部 局 等	中小企業庁
補助の根拠	予算補助
補助事業者 (事業主体)	社団法人全国信用保証協会連合会(平成25年4月以降は一般社団法人全国信用保証協会連合会)
補助事業	経営安定関連保証等対策
補助事業の概要	資金繰りに支障が生じている中小企業者への資金供給を円滑にするために、これらの中小企業者等に対して債務保証を行う信用保証協会が、経営安定関連保証等の需要に積極的かつ弾力的に対応し、併せてその保証債務の履行を円滑することを目的として、社団法人全国信用保証協会連合会が同協会に対して、貸付けを行うための経営安定関連保証等特別基金を造成するために必要な経費を補助するもの
信用保証協会に対する貸付金の原資として国が交付した国庫補助金額	700億円(平成21年度)
平成24年度末における信用保証協会に対する貸付金及び社団法人全国信用保証協会連合会に償還された貸付金の残高	700億円
上記のうち必要とは見込まれない貸付金の額	700億円

【意見を表示したものの全文】

## 経営安定関連保証等対策費補助金により造成された基金による信用保証協会に対する貸付けについて

(平成25年10月31日付け 経済産業大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

### 1 事業の概要

#### (1) 経営安定関連保証等対策費補助金の概要

各都道府県等に設立された52の信用保証協会(以下「協会」という。)は、信用保証協会法(昭和28年法律第196号)に基づき、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るため、中小企業者等が金融機関から受ける融資について、その債務の保証(以下「信用保証」という。)を行っている。そして、信用保証付融資を受けた中小企業者等が債務不履行に陥った場合、協会は、当該中小企業者等に代わって金融機関に債務の弁済(以下「代位弁済」という。)を行っている。信用保証には、一般の保証(以下「一般保証」という。)のほかに、取引先企業の倒産、自然災害、不況業種に属する事業の実施等により経営の安定に支障が生じている中小企業者の金融機関からの借入れについて、一般保証とは別枠で金融機関に対して保証する経営安定関連保証(以下「経安保証」という。)等がある。

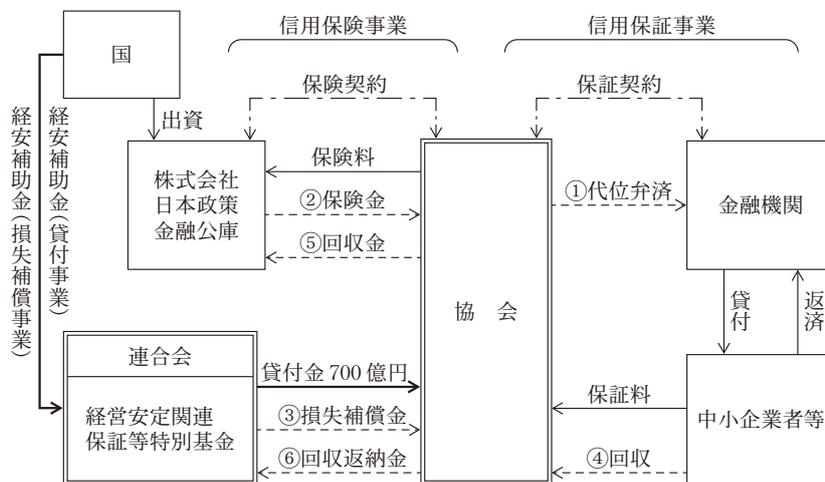
中小企業庁は、リーマンショック以降の不況により資金繰りに支障が生じている中小企業者への資金供給を円滑にするために、平成20年10月から23年3月末までの間、経安保証の対象業種を拡充するとともに認定基準を緩和することにより緊急保証を行うこととした。しかし、20年度当時においては、20協会は収支が悪化して欠損が生じている状況であったことに加え、緊急保証が実施されると、短期間に信用保証が急増したり、売上高等が減少している不況業種の中小企業者に対する信用保証であるために保証後に代位弁済が急増したりすることから、協会の収支が悪化することなどが懸念されていた。

そこで、中小企業庁は、21年度に、協会の財政基盤を強化することで、協会が経安保証等の需要に積極的かつ弾力的に対応し、併せてその保証債務を円滑に履行するために、全国の協会で構成されている社団法人全国信用保証協会連合会(25年4月以降は一般社団法人全国信用保証協会連合会。以下「連合会」という。)に対して、経営安定関連保証等対策費補助金交付要綱(平成13・01・26財中第2号。以下「交付要綱」という。)に基づき、経営安定関連保証等対策費補助金(以下「経安補助金」という。)700億円を交付して、連合会に造成されている経営安定関連保証等特別基金(以下「経安基金」という。)の充実を図った。そして、連合会は、この700億円を財源として、財政基盤の強化が必要と思われる協会に対して、無利子による貸付けを実施した(以下、この貸付けによる資金を「貸付金」という。)

また、中小企業庁は、本件貸付けのほかに、交付要綱に基づき、毎年度、連合会から協会に対して損失補償金<sup>(注)</sup>の出えんを行うための財源として、連合会が経安基金を造成する費用についても、経安補助金を交付しており、その額は、12年度から24年度までに計3371億余円に上っている。

(注) 損失補償金 連合会と協会との損失補償契約に基づき、経安保証等について協会が代位弁済した額から、株式会社日本政策金融公庫により支払を受けた保険金の額を控除した額の原則として8割を上限として、連合会から協会に対して支払われるもの

図 信用補完制度の仕組み



(注) ①～⑥融資を受けた中小企業者等が債務不履行に陥った場合の流れ

(2) 協会における欠損の補填

協会における各事業年度の収支差額について、各事業年度において剰余が生じた場合、協会は、連合会が中小企業庁と協議して定めた経理処理要領に基づき、原則として、これを基金準備金に繰り入れることとされているが、剰余金の100分の50の範囲内であれば、協会の対外的信用力の向上と機能強化に資するため収支差額変動準備金(以下「準備金」という。)に繰り入れることができることとされている。また、保証債務の代位弁済の増加等により欠損が生じた場合、準備金を取り崩して当該欠損を補填するが、準備金の取崩しだけで当該欠損の補填ができない場合には、地方公共団体からの出えん金等からなる基金と基金準備金(以下、これらを合わせて「基本財産」という。)を取り崩すこととされている。

また、協会が引き受けることができる保証債務については、協会が健全な経営を行い、対外的な信用を維持するために、協会の定款によって、基本財産に一定の倍数(35倍から60倍まで)を乗じた最高限度額(以下「保証限度額」という。)が設けられている。

そして、欠損を補填するために基本財産を取り崩した場合には、保証限度額が低下することになり、中小企業者からの信用保証の引受けに支障が生ずる可能性があることから、連合会は、経理処理要領を21年12月に改正して、協会が、連合会の貸付金を収支差額変動準備金造成資金(以下「造成資金」という。)として受け入れることとした。協会は、これにより、準備金の取崩しだけで欠損の補填ができない場合であっても、基本財産を取り崩すことをせずに、造成資金を準備金に振り替えて当該欠損を補填することで、基本財産の減少を防止することができることとなった。なお、協会は、造成資金を準備金に振り替えた場合には、連合会に対して貸付金の償還を行う前事業年度までに、準備金又は基本財産により造成資金の復元を行い、貸付金を償還することとされている。

一方、中小企業庁は、協会の財務状況等を検査する際に、保証債務残高が保証限度額の範囲内に収まっているかを検査時のポイントとしており、協会の保証限度額に対する保証債務残高の割合(以下「保証消化率」という。)が、70%を超えると注意水準に、90%を超えると危険水準にそれぞれ区分することとしていて、保証消化率がこれらの割合を超えているときは、協会が、保証引受を抑制したり、基本財産の増強を行ったりする措置を講じているかなどを確認することとしている。

### (3) 貸付基準及び貸付けの状況

中小企業庁が21年10月に定めた「経営安定関連保証等対策費補助金における連合会貸付事業に係る貸付基準」(以下「貸付基準」という。)によれば、貸付けの対象となる協会は、保証債務残高に対する準備金残高の比率(以下「準備金保有率」という。)が1%に満たない協会等とされている。そして、貸付金額は、原則として、準備金残高が保証債務残高の1%を満たすために不足する額(今後の不足見込額を含む。)の範囲内とされており、貸付期間は、3年、5年又は10年のいずれかとされている。

そして、連合会は、貸付基準等に基づき、3回にわたる募集によって、貸付けの対象となった32協会(以下「32協会」という。)に対して、経安補助金の交付額700億円の全額を貸し付けていた。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、効率性、有効性等の観点から、各協会に対する貸付金はその使用目的に沿って有効に使用されているか、協会に対する貸付制度が一定の保証限度額を確保し信用保証の引受けに支障が生じる事態を避ける目的を効率的に達成しているかなどに着眼して、無利子による貸付けの財源として交付された700億円を対象として、中小企業庁及び連合会において、借入申込書等の記載内容等を確認することにより会計実地検査を行った。また、32協会のうち23協会において、貸付金の使用状況、基本財産の状況等について、協会の財務諸表等により実地検査を行うとともに、残りの9協会については調書の提出を受けるなどして調査した。

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 貸付金の使用状況

連合会が32協会に貸し付けた700億円が、協会の欠損の補填にどの程度使用されたかをみたら、2協会は21年度に計11億2710万余円を使用していたが、残りの30協会は貸付金を全く使用しておらず、貸付金700億円のうち688億7289万余円(貸付額の98.4%)は使用されていない状況となっていた。

上記30協会のうち23協会は、貸付けが行われた21年度以降、欠損が生じたことがなく、残りの7協会は、欠損が生じていたが、準備金を取り崩すことで補填していて、貸付金を使用する必要がなかった。

また、32協会のうち14協会は、貸付年度以降の収支状況や各協会の剰余等の処理により、貸付基準の指標となっている準備金保有率が増加し、貸付基準を満たさなくなっていたが、貸付金に係る金銭消費貸借契約書において繰上償還の規定が定められていないことから、貸付期間中に貸付金を償還していなかった。

そして、32協会における貸付金700億円が、協会でのどのように管理運用されているかをみたところ、23年度末の時点で当該貸付金のほぼ全額(665億5926万余円。95.1%)が定期預金又は債券で運用されていて、そのうち365億2895万余円(全体の52.2%)は、支払資金として実際に使用される可能性が低いとして、貸付金の償還期日の直前(1か月前)までを預入期間とするなどの固定した運用に充てられていた。

また、12協会に係る貸付金153億4000万円は、24年度末までに貸付期間が満了したことから、それらの大半が使用されることなく連合会へ償還されており、24年度末現在の貸付金残高は21協会に対する計546億6000万円となっていた。

## (2) 保証消化率の状況

32協会全体の保証消化率をみると、表のとおり、20年度から24年度までの間において、基本財産が増加している一方で、保証債務残高が横ばいで推移していることから、32協会の保証消化率の平均は、20年度45.9%、21年度47.9%、22年度44.6%、23年度41.8%、24年度37.3%と21年度をピークに低下していた。また、協会別の保証消化率をみると、70%を超える注意水準の区分に入る状況となっていた協会は、20、21両年度にそれぞれ2協会、22、23両年度にそれぞれ1協会のみとなっており、24年度には該当がなく、各年度とも大多数の協会は70%を下回っていた。なお、連合会からの貸付けの対象となっていない20協会において、24年度の保証消化率が70%を超える状況となっていた協会はなかった。

このように、各協会の保証消化率が70%を相当に下回っている状況に鑑みれば、準備金を上回る欠損が生じた場合には基本財産を取り崩すという従来の会計処理を行い、保証消化率からみて保証引受けに支障が生じる事態が想定される場合に貸付けを行うことによって、最小限の貸付けで必要な保証限度額を確保することが可能となっていたと認められる。そして、32協会が、準備金に加えて保証消化率が70%に達するまで基金準備金を取り崩すこととした場合には、準備金及び取崩可能な基金準備金の額は、20年度から24年度までの間においても準備金残高に対して2.6倍から3.0倍に相当する額となることから、十分な準備金及び基本財産を保有している状況となっていた。

表 32協会の基本財産及び準備金の推移(平成20年度末から24年度末までの増加状況)

(単位：百万円)

年 度	基本財産		準備金 (A)	保証債務 残高	保証限度 額	保 証 消化率 (平均)	保証消化 率が70% を超える 協会数	準備金及び 取崩可能な 基金準備金 (B)	(B)/(A)
	基 金	基金準備 金							
平成 20年度	308,305	394,458	126,539	18,164,250	39,602,514	45.9%	2協会	381,591	3.0
21年度	319,155	402,888	131,118	19,161,442	39,987,625	47.9%	2協会	368,871	2.8
22年度	329,042	426,606	152,095	18,680,314	41,922,220	44.6%	1協会	424,277	2.7
23年度	336,396	459,032	184,630	18,473,211	44,199,485	41.8%	1協会	493,444	2.6
24年度	345,401	485,449	215,487	17,252,872	46,234,013	37.3%	—	577,349	2.6

(1)及び(2)のとおり、32協会に対して準備金保有率を基に行った700億円の貸付けについては、11億2710万余円しか使用されておらず、24年度末において、32協会のうち保証消化率が70%を超えている協会はなく、貸付けが必要であるとは認められない。

また、32協会は、代位弁済が急増し、準備金を上回る欠損が生じ、保証限度額が低下して、新たな信用保証の引受けに支障が生じる事態が想定される場合には、連合会へ貸付けの申込みを行い、連合会は、準備金及び基本財産の状況を基に協会に対して必要な貸付けを適宜行うことで、中小企業者からの信用保証を支障なく引き受けることができると認められる。

(改善を必要とする事態)

本件貸付けを受けた32協会は、24年度における保証消化率の平均が37.3%となっているなど十分な基本財産を保有しており、保証消化率が70%を超え信用保証の引受けに支障が生ずる事態が想定される場合に必要な貸付けを行うことで十分対応できるのに、基本財産の額や保証消化率を考慮することなく準備金保有率を基に貸付けを実施し、貸付けの必要性や必要額を見直すことなく貸し続けている事態は適切とは認められず、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、中小企業庁が定めた貸付基準において、準備金保有率等に基づいて貸付対象を決定しているため、基本財産が充実し保証消化率が相当低い協会に対しても貸付けを行うような仕組みとなっていたこと、貸付け後に基本財産の額や保証限度額が改善されるなどして、貸付金を使用する必要が減少するなど状況が変化しても、金銭消費貸借契約において繰上償還の規定が定められていないことから貸付金を貸付期間中に償還させることができないこと、また、これらの制度の見直しについての検討が十分でなかったことなどによると認められる。

### 3 本院が表示する意見

中小企業庁が定めた貸付基準では、準備金保有率が1%に満たない協会等を貸付対象としていることから、基本財産が充実し保証消化率が相当に低く、保証限度額が低下して中小企業者からの信用保証引受けに支障が生ずるおそれがない協会に対しても貸付けを行うことになっており、また、貸付期間中は必要な貸付金の額を見直すことができないため、一度貸し付けると5年又は10年という長期間にわたり貸し続けられてしまうことになる。

については、中小企業庁において、次のような措置を講ずるなどして、貸付制度を見直すなどするよう意見を表示する。

ア 各協会の準備金の状況に加えて、基本財産の額及び保証消化率を考慮して、貸付けの対象となる協会を選定し貸付金額を設定すること

イ 貸付期間中でも貸付けの必要性を見直すことができるよう金銭消費貸借契約の内容を見直すこと

ウ 連合会に償還され不要と認められる貸付金については、経安保証等の需要に積極的かつ弾力的に対応するという経安補助金の目的を踏まえて、毎年度多額の資金が投入されている損失補償金の出えんに必要となる資金に充当することとして、それでも有効活用が図られない貸付金については、それに相当する補助金を連合会から国庫に返還させること

- (2) 補助事業又は委託事業により海外で開催される展示会等に出展等する事業について、補助事業者等に付加価値税の還付額に係る国費相当額を国庫に納付させたり、付加価値税の還付等を適切に受けさせたりすることなどにより、事業が経済的なものとなるよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計	(組織)経済産業本省	(項)地域経済活性化対策費 (項)コンテンツ産業強化費 (項)ものづくり産業振興費
		(組織)中小企業庁	(項)中小企業事業環境整備費 (項)経営革新・創業促進費
部 局 等	経済産業本省、8 経済産業局		
事業の概要	補助事業又は委託事業により海外販路の拡大や海外市場を獲得するための海外で開催される展示会等に出展等するもの		
補助の根拠	予算補助		
補助事業者	独立行政法人1、会社等68、計69 補助事業者		
補助事業の件数及び事業費	94 件	117 億 3594 万余円	
		(国庫補助金交付額	108 億 2950 万余円)
委託事業の契約の相手方	7 会社等		
委託事業の契約の件数及び支払額	12 件	11 億 4421 万余円	
還付を受けていながら国庫に納付されていなかった付加価値税の還付額(1)	補助事業	2133 万円(平成 21～24 年度)	
	(国庫補助金相当額	1260 万円)	
	委託事業	788 万円(平成 21～23 年度)	
	計	2922 万円(国費相当額 2049 万円)	
還付等を受けていなかった付加価値税額(2)	補助事業	1329 万円(平成 21～24 年度)	
	(国庫補助金相当額	977 万円)	
	委託事業	587 万円(平成 21～24 年度)	
	計	1917 万円(国費相当額 1565 万円)	
(1)及び(2)の計		4840 万円(国費相当額 3614 万円)	

【改善の処置を要求したものの全文】

補助事業又は委託事業により実施する展示会事業に係る付加価値税の取扱いについて

(平成 25 年 10 月 18 日付け 経済産業大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 補助事業及び委託事業の概要

(1) 展示会事業の概要

貴省は、地域中小企業の海外販路の拡大を図るとともに、地域経済の活性化及び地域中小企業の振興に寄与することなどを目的として、中小企業海外展開支援事業費補助金交付

要綱(平成22・05・14財中第2号)等に基づき、JAPANブランド育成支援事業等の各種補助事業を実施する補助事業者に対して補助金を交付している。また、貴省は、今後の我が国の主要な成長分野として位置付けられている映像、音楽、ファッション等のコンテンツ産業について、国際見本市への出展等を行い、海外市場を獲得していくことなどを目的として、コンテンツ産業強化事業等の各種委託事業を受託事業者との間で委託契約を締結して実施している。そして、貴省本省及び各地方経済産業局は、これらの事業について、補助金を交付し又は委託費を支払っている。

上記の各種補助事業及び各種委託事業の中には、海外販路の拡大や海外市場を獲得するため、補助事業者又は受託事業者である本邦企業等(以下「補助事業者等」という。)が、海外での展示会、見本市、博覧会又は商談会(以下、これらを合わせて「展示会等」という。)に出展したり、参加したりする事業(以下「展示会事業」という。)があり、展示会等に係る会場の賃借料、展示ブースの内装工事費等の経費が展示会事業の対象経費として認められている。そして、平成21年度から24年度までの間の展示会事業の実績は、補助事業計509件、事業費計156億2387万余円(国庫補助金交付額計135億6840万余円)、委託事業計65件、事業費計50億6148万余円(委託費計49億2031万余円)、合計574件、事業費合計206億8536万余円(国庫補助金交付額等合計184億8872万余円)となっている。

そして、補助事業者等は、展示会等に係る会場の賃借、展示ブースの内装工事等を直接行うことが困難であるなどの理由から、ほとんどの場合において海外の展示会事業者に委託するなどしている。

## (2) 付加価値税の還付制度等の概要

展示会等に係る会場の賃借、展示ブースの内装工事等海外で行われる役務や物品等の調達には一般に現地国の付加価値税が課税されているが、一方で、付加価値税の還付等を受けられる場合がある。例えば、23年の欧州各国における付加価値税率は20%程度となっており、欧州連合(EU)域外の課税事業者のための還付制度等を定めたEU13号指令等に基づき、補助事業者等が現地国において課税売上がないことなどの条件を満たしたときは、付加価値税の還付等を受けられる場合がある。また、還付等の手続は国ごとに個別の法律等により定められており、還付対象項目等はそれぞれ異なっているが、展示会事業に係る経費については、欧州のほとんどの国で還付対象項目となっている。

そして、付加価値税の還付等の方式には、補助事業者等が、申請書、付加価値税額が記載された請求書の原本等を現地国の税務当局へ直接提出したり還付代行業者を通じて提出したりすることなどにより、補助事業者等が一旦負担した付加価値税の還付を受ける還付方式と、特定の業務等について付加価値税額が事前に契約額から控除される事前免税方式とがある。また、上記の還付方式において、還付代行業者に委託した場合には手数料等の経費が生ずることになる。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

貴省は、近年、本邦の中小企業等による積極的な海外販路の拡大や海外市場の獲得のため、展示会事業を推進しており、展示会事業の事業費及びこれに係る付加価値税額は多額に上っている。そこで、本院は、経済性等の観点から、展示会事業の実施に当たり、本邦企業等に対する付加価値税の還付制度等がある国において、補助事業者等は還付制度等を利用し

て付加価値税の還付等を受けているか、また、補助事業者等が還付を受けた付加価値税から手数料等の経費を差し引くなどした額(以下「還付額」という。)に係る国費相当額は国庫に納付されているかなどに着眼して検査を実施した。

(注) 検査に当たっては、21年度から24年度までの間に9か国で実施された展示会事業に要する経費を含む補助事業計124件、事業費計121億2379万余円(国庫補助金交付額計110億8749万余円)及び委託事業計13件、事業費計12億3374万余円(委託費計11億9421万余円)、合計137件、事業費合計133億5753万余円(国庫補助金交付額等合計122億8171万余円)を対象として、調書を徴したり、貴省本省、各地方経済産業局等において実績報告書、委託契約書等を確認したりするなどして会計実地検査を行った。

(注) 9か国 英国、オーストリア、オランダ、スイス、スペイン、スウェーデン、ドイツ、フィンランド、フランス

(検査の結果)

検査したところ、展示会事業に係る契約(以下、この契約を「契約」、この契約の件数を「契約件数」、この契約に係る支払額を「契約支払額」という。)のうち、契約支払額に付加価値税が課税又は免税されていることが判明した契約における当該付加価値税の取扱いは、表1のとおり、事前免税を受けているものが事業数53件、契約件数124件、契約支払額2億3215万余円、付加価値税の還付を受けているものが事業数23件、契約件数97件、契約支払額2億7144万余円、付加価値税額4117万余円、付加価値税の還付等を受けていないものが事業数94件、契約件数194件、契約支払額1億3618万余円、付加価値税額1917万余円となっていた。

表1 契約支払額に係る付加価値税の取扱い(平成21～24年度)

分類		事業数 (件)	契約 件数 (件)	契約支払額 (千円)	左に係る	
					付加価値税額 (千円)	国費相当額 (千円)
事前免税を受けているもの	補助	48	105	218,182	—	—
	委託	5	19	13,968	—	—
	計	53	124	232,151	—	—
付加価値税の還付を受けているもの	補助	16	77	210,117	31,352	20,669
	委託	7	20	61,323	9,824	9,824
	計	23	97	271,441	41,177	30,493
付加価値税の還付等を受けていないもの	補助	86	172	102,536	13,298	9,776
	委託	8	22	33,651	5,879	5,879
	計	94	194	136,187	19,178	15,656
合計	補助	124	354	530,836	44,651	30,446
	委託	13	61	108,943	15,704	15,704
	計	137	415	639,780	60,355	46,150

(注) 事業数の合計は重複を控除した純計であり、各分類の事業数の合計とは一致しない。

このように展示会事業では、事前免税や付加価値税の還付を受けている契約が多数見受けられたが、一方で、還付等を受けられる可能性が高いのに還付等を受けていない契約も相当数見受けられた。

そこで、展示会事業において、補助事業者等は還付額をどのように取り扱っているのか、また、補助事業者等が付加価値税の還付等を受けていない場合、その理由はどのようなものかなどについてみたところ、次のような状況となっていた。

(1) 還付額に係る国費相当額が国庫に納付されていないもの(事業数 17 件、契約件数 72 件、契約支払額 2 億 0921 万余円、付加価値税額 3170 万余円)

補助事業者等が付加価値税の還付を受けているものの国庫納付の状況については、表 2 のとおり、還付額に係る国費相当額が国庫に納付されるなどしているものが、事業数 11 件、契約件数 25 件見受けられたが、一方で、国庫に納付されていないものが、事業数 17 件、契約件数 72 件と多数見受けられた。

表 2 付加価値税の還付を受けているものの国庫納付の状況(平成 21～24 年度)

態 様	事業数 (件)	契約 件数 (件)	契約 支払額 (千円)	左に係る	左に係る	還付額 (千円)	左に係る	
				付加価値税額 (千円)	国費相当額 (千円)		国費相当額 (千円)	
還付額に係る国費相当額が国庫に納付されるなどしているもの	補助	9	23	54,875	8,305	6,809	7,683	6,304
	委託	2	2	7,349	1,163	1,163	867	867
	計	11	25	62,224	9,468	7,972	8,550	7,172
還付額に係る国費相当額が国庫に納付されていないもの	補助	11	54	155,242	23,046	13,859	21,339	12,601
	委託	6	18	53,974	8,661	8,661	7,889	7,889
	計	17	72	209,216	31,708	22,521	29,229	20,491

そして、上記の 17 事業に係る還付額は 2922 万余円(補助事業 2133 万余円、委託事業 788 万余円)、国費相当額は 2049 万余円(国庫補助金相当額 1260 万余円、委託費相当額 788 万余円)となっていた。

これらは、貴省が補助事業の交付要綱等や委託事業の契約書等において、還付額の取扱いを定めていないことなどから、還付額に係る国費相当額が国庫に納付されていなかったものである。

<事例>

A 社は、平成 22 年度に経済産業本省から委託を受けて欧州で展示会事業を実施するなどしていた。この委託費の内訳をみたところ、A 社が現地で支払った会場借料、会場の施工費等には、付加価値税額 29,543.20 ユーロ(邦貨換算額 325 万余円)が含まれていた。A 社は、委託事業終了後還付代行業者を通じて還付手続を行い、計 27,407.56 ユーロ(同 289 万余円)の還付を受けていたが、委託契約書等において還付額についての取扱いが定められていないことなどから、還付額は国庫に納付されていない。

(2) 付加価値税の還付等を受けていないもの(事業数 94 件、契約件数 194 件、契約支払額 1 億 3618 万余円、付加価値税額 1917 万余円)

補助事業者等が付加価値税の還付等を受けていないものについて、その理由は、表 3 のとおり、還付制度等について知らなかったとしているものが事業数 63 件(67%)と最も多く、次いで還付手続が煩雑であるとしているものが事業数 26 件(28%)などとなってい

る。このように、補助事業者等が還付制度等について知らなかったとしているものが全94事業の約7割を占めており、付加価値税の還付等を受けていない大きな要因となっている。

表3 付加価値税の還付等を受けていない理由

理 由	注(1)	注(2)	契約 件数 (件)	契約 支払額 (千円)	左に係る 付加価値税額 (千円)	左に係る 国費相当額 (千円)
	事業数 (件)	左の 割合 (%)				
還付制度等について知らなかったとしているもの	63	67	119	73,676	10,725	8,404
還付手続が煩雑であるとしているもの	26	28	58	45,413	5,705	4,708
還付手続が事業年度内に処理できないとしているもの	2	2	4	7,091	1,158	1,158
現在還付申請を行っているとしているもの	2	2	4	1,902	272	180
還付等を受けられないとしているもの	6	6	9	8,103	1,316	1,204
計	94	—	194	136,187	19,178	15,656

注(1) 計は重複を控除した純計であり、各事業数の合計とは一致しない。

注(2) 事業数の純計に対する割合であり、合計しても100%とはならない。

そして、上記の94事業に係る付加価値税額は1917万余円(補助事業1329万余円、委託事業587万余円)、国費相当額は1565万余円(国庫補助金相当額977万余円、委託費相当額587万余円)となっていた。

これらは、貴省が補助事業の交付要綱等や委託事業の契約書等において、還付額の取扱いを定めておらず、補助事業者等に対して還付制度等に関する周知を行っていないことなどから、還付手続を行っていないものなどである。

(改善を必要とする事態)

上記のとおり、展示会事業の実施に当たり、付加価値税の還付を受けているのに還付額に係る国費相当額を国庫へ納付していなかったり、付加価値税の還付等を受けられる可能性が高いのに還付手続を行っていなかったりなどしている事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、

- ア 補助事業者等による付加価値税の還付状況について実態を把握していないこと
  - イ 展示会事業において生ずる付加価値税の還付額に係る取扱いを定めていないこと
  - ウ 関係部局及び補助事業者等に対して、展示会事業で生ずる付加価値税の還付制度等に関する周知がなされていないこと
- などによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

貴省は、少子高齢化等に伴い我が国の国内市場が年々縮小することが予想される中で、引き続きJAPANブランド育成支援事業等の活用により、我が国の中小企業等による海外販路の拡大や海外市場の獲得を積極的に推進することとしている。

- については、貴省において、補助事業者等に対して、展示会事業に係る付加価値税の還付額に係る国費相当額を国庫に納付させたり、付加価値税の還付等を適切に受けさせたりするなどして、もって展示会事業が経済的なものとなるよう、次のとおり改善の処置を要求する。
- ア 展示会事業に係る付加価値税の還付状況を把握するとともに、還付を受けていながら国庫に納付されていない還付額に係る国費相当額については、補助事業の交付要綱等に還付額の取扱いを定めていないことなどを勘案した上で補助事業者等と国庫納付について協議を行うこと
  - イ 今後実施する展示会事業については、次のような付加価値税の還付に係る取扱い等を定めること
    - (ア) 補助事業者に対して、原則として還付申請の検討や還付を受けた場合に還付額に係る国費相当額を国庫納付させることを補助事業の交付要綱等に定めること
    - (イ) 委託事業において、経済性等を勘案の上、委託契約締結時に付加価値税の還付申請及び還付額の取扱いを委託契約書等に定めること
  - ウ 関係部局及び補助事業者等に対して、付加価値税の還付制度等を周知すること

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

国が基金法人に国庫補助金等を交付して設置造成させた基金について、使用見込みのない額を速やかに国庫へ返納するよう、また、基金基準等に基づく指導監督を適切に行うよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計	(組織)経済産業本省	(項)ものづくり産業振興費 (項)地域経済活性化対策費 (項)温暖化対策費
		(組織)中小企業庁	(項)経営革新・創業促進費
		エネルギー対策特別会計(エネルギー需給勘定)	(項)燃料安定供給対策費 (項)エネルギー需給構造高度化対策費
部局等	経済産業本省、資源エネルギー庁、中小企業庁		
補助の根拠	予算補助		
補助事業者	一般社団法人環境パートナーシップ会議、社団法人全国石油協会(平成25年4月1日以降は一般社団法人全国石油協会)、日本商工会議所		
検査の対象とした基金の概要	基金法人が、国庫補助金等の交付を受けて単年度では完結しない特定の目的を持つ公益性の高い事業を行う場合に設置造成するもの		
基金保有額の計	780億6587万余円(平成24年度末)		
上記のうち使用見込みのない額	449億1384万円		

(基金の概要等、検査の結果及び当局が講じた改善の処置については、他の分と合わせて344ページの厚生労働省の項に総括的に掲記している。)

平成 21 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

**独立行政法人中小企業基盤整備機構が保有している第 2 種信用基金の規模等について**

〔平成 21 年度決算検査報告 527 ページ参照〕  
〔平成 22 年度決算検査報告 469 ページ参照〕  
〔平成 23 年度決算検査報告 514 ページ参照〕

**1 本院が表示した意見**

独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)は、経済産業大臣等から事業計画の認定を受けた事業者又は法律に基づく事業に対して、民間金融機関からの借入等による事業資金を円滑に調達するために、第 2 種信用基金による債務保証を実施しており、当該債務保証業務のための原資として、政府から出資金を受けるなどしている。しかし、同基金による事業再構築円滑化等債務保証等の利用が極めて低調となっていて、政府出資金等を財源としている同基金が有効に活用されていない事態が見受けられた。

したがって、経済産業省及び機構において、債務保証の利用実態を分析するなどした上で債務保証制度の所期の目的が達成されるための方策を検討し、今後も利用の増大が見込めない場合は、利用実態に応じた事業規模となるように基金の額を適切に見直すよう、経済産業大臣に対して平成 22 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により意見を表示した。

**2 当局が講じた処置**

本院は、経済産業本省及び機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、経済産業省及び機構は、本院指摘の趣旨に沿い、金融機関等の債務保証制度の利用者から意見を聴取したり、金融機関等での勉強会等を開催したりするなどして、引き続き利用の促進を図り、債務保証制度の所期の目的が達成されるための方策を検討する処置を講じていた。

そして、経済産業省及び機構は、23 年度末までの実績を踏まえて利用見込みを見直し、利用実態に応じた事業規模となるように基金の額を見直して、25 年 3 月に、必要見込額を控除するなどした額に相当する 80 億 6703 万余円を不要財産として国庫に納付する処置を講じていた。

平成 22 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

**(1) 特許料等の納付について**

〔平成 22 年度決算検査報告 449 ページ参照〕  
〔平成 23 年度決算検査報告 516 ページ参照〕

**1 本院が表示した意見**

特許庁は、主に特許印紙及び口座振替により特許の出願等を行う申請人から特許料等を収納している。特許印紙による納付には、申請人が納付すべき特許料等の見込額を特許印紙により特許庁に予納しておき、必要なときに申請人の申出により特許庁が予納額から引き落とす予納制度があり、特許料等の納付 1 件当たりで見ると、特許庁が負担する特許印紙の売りさばき手数料は、口座振替の手数料に比べて高額になっている。しかし、予納制度の利用が

定着していることなどのため、新たな納付方法である口座振替による納付の利用率は増加していない状況となっていた。

したがって、特許庁において、取扱金融機関の一層の拡大を図るとともに効果的な周知広報活動を行ったり、印紙による予納制度の在り方や口座振替への積極的な誘導施策の実施を検討したりなどして、特許料等の口座振替による納付への移行を推進することにより特許印紙売りさばき手数料の軽減を図るよう、特許庁長官に対して平成23年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

## 2 当局が講じた処置

本院は、特許庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、特許庁は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 25年6月までに、取扱金融機関数を27機関から40機関に拡大するとともに、予納制度を利用している大口の申請人等に対して口座振替の利便性等の情報を個別に提供したり、多くの申請人等への周知を目的として口座振替に係る印刷物を作成して各種説明会等において配布したりして、口座振替の普及を図った。
- イ 24年6月に申請人等に対してアンケート調査を実施するとともに、25年5月に「特許料等決済方法検討委員会」を設置し、社団法人等の代行納付を含めて印紙による予納制度の在り方や口座振替への積極的な誘導施策等について検討した。

## (2) エネルギー対策特別会計の周辺地域整備資金の状況について

〔平成22年度決算検査報告452ページ参照〕  
〔平成23年度決算検査報告517ページ参照〕

### 1 本院が表示した意見

エネルギー対策特別会計の周辺地域整備資金(以下「整備資金」という。)は、原子力発電施設等の設置を円滑に進めるための電源立地地域対策交付金の一部に対応できるようあらかじめ資金として積み立てることにされたものである。しかし、原子力発電所の事故等により、原子力発電施設の着工までには今後も長期間を要し、整備資金に係る需要が増大する時期についても更に遅れることが見込まれるにもかかわらず、当面需要が見込まれない多額の資金が滞留しているなどの事態が見受けられた。

したがって、経済産業省において、整備資金の積立ての対象とされている14基の原子力発電施設のうち、当面の間は、着工済み3基のみを対象にするなどして、資金残高の規模を縮減させるとともに、エネルギー基本計画の見直しなどを踏まえて、今後整備資金に係る需要額の算定が必要になる場合には、原子炉設置許可申請を着工の現実性の指標にするなどして需要額の算定対象とする原子力発電施設を選定することにより積立目標額の規模を見直すなどして、当面需要が見込まれない資金を滞留させないような方策を検討するよう、経済産業大臣に対して平成23年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

### 2 当局の処置状況

本院は、資源エネルギー庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、同庁は、本院指摘の趣旨に沿い、整備資金について、24年度予算においては49億円を、25年度予算においては66億6672万余円をそれぞれ取り崩して資金残高の規模を縮減することとしていた。なお、資金残高は24年度末で589億0111万余円となっている。

そして、同庁は、今後も資金残高の規模を縮減しつつ、資金を滞留させないような方策については、25年3月から総合資源エネルギー調査会総合部会(同年7月以降は総合資源エネルギー調査会基本政策分科会)において議論されているエネルギー基本計画の内容等を踏まえて、適切に検討していくこととしている。

平成23年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) ものづくり中小企業製品開発等支援事業の補助事業完了後の実施状況について

(平成23年度決算検査報告503ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置並びに要求した改善の処置及び表示した意見

中小企業庁は全国中小企業団体中央会(以下「全国中央会」という。)に対して、ものづくり中小企業製品開発等支援補助金を交付しており、全国中央会は新製品等の試作開発等を行う事業を実施した中小企業者(以下「会社等」という。)に対して補助金を交付している。しかし、全国中央会において、事業の効果を適切に把握していなかったり、会社等が納付予定額が生じていると報告しているのに収益納付を命じていなかったり、会社等が処分制限財産を補助事業の成果を活用して実施する生産活動等に転用(以下「成果活用型転用」という。)するための申請書類が提出されていなかったり、成果活用型転用の承認結果により処分制限財産から生じた収益が納付の対象となっていなかったりなどしている事態が見受けられた。

したがって、中小企業庁において、事業効果を適切に把握する体制を整備するよう全国中央会に対して指導及び助言を行ったり、収益納付の取扱いに係る指針等を定めて、全国中央会に企業化状況報告書の記載内容について十分確認させるとともに収益納付を適切に実施させたり、処分制限財産の取扱いについて会社等に対して周知徹底を図るよう全国中央会に対して指導及び助言を行ったり、成果活用型転用の取扱いに係る指針等を示すなどして全国中央会に承認審査を適切に実施させたりするよう、中小企業庁長官に対して平成24年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求め、並びに同法第36条の規定により改善の処置を要求し及び意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、中小企業庁及び全国中央会において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、中小企業庁は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 事業効果を適切に把握する体制を整備するよう全国中央会に対して指導及び助言を行い、全国中央会に、企業化状況報告書を未提出の会社等に対する定期的な督促を行うなどして事業効果を適切に把握する体制を24年11月以降整備させた。

イ 収益納付の取扱いについて全国中央会に対して指導及び助言を行い、全国中央会に、収益納付を適切に実施するよう25年5月に企業化状況報告書の様式を改正させたり、収益納付額が生じた会社等に対しては納付を命じたりなどさせた。

ウ 補助事業完了後の処分制限財産の取扱いについて会社等に対して周知徹底を図るよう全国中央会に指導及び助言を行い、全国中央会に、同年6月に、全ての会社等に対して周知させた。

エ 成果活用型転用の取扱いについて全国中央会に対して指導及び助言を行うなどして、全国中央会に、事業化段階に至る前の会社等の成果活用型転用を承認することがないよう同年5月に承認審査に用いる基準を改正させた。

## (2) 株式会社日本政策金融公庫による省エネルギーの促進に係る貸付けについて

(平成23年度決算検査報告173、509ページ参照)

### 1 本院が表示した意見

株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)は、財務省及び中小企業庁が定めた「環境・エネルギー対策貸付制度要綱」(以下「貸付要綱」という。)等に基づき、省エネルギーの促進に係る貸付けを実施している。そして、中小企業庁は、貸付要綱に掲載されている施設であって、一定の構造等の要件に該当するなどの施設であれば、貸付要綱に定める省エネルギー効果の要件を満たすものとしてよいとしており、公庫はこれに従って貸付けを行っている。しかし、貸付要綱に定める省エネルギー効果の要件に沿った事業効果があるか確認できない施設に多額の貸付けが行われている事態が見受けられた。

したがって、財務省及び中小企業庁において、貸付要綱に掲載している施設の省エネルギー効果を適切に検証したり、同効果の確認方法及び判断方法を見直したりするなどして、制度の見直しを行うことなどにより、省エネルギーを促進するという制度の目的に沿った効果的な貸付けとするよう、財務大臣及び経済産業大臣に対して平成24年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

### 2 当局が講じた処置

本院は、財務本省及び中小企業庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、財務省及び中小企業庁は、本院指摘の趣旨に沿い、省エネルギーを促進するという制度の目的に沿った効果的な貸付けとするよう、次のような処置を講じていた。

すなわち、財務省及び中小企業庁は、貸付要綱に掲載している施設の省エネルギー効果について検証するなどした結果、制度創設時と同様に施設単体での効果を一律に設定することが適当でなくなっている点に留意するなどして25年5月に貸付要綱を改正し、資金使途については、工場、事業場等全体で1%以上の省エネルギー効果が見込まれる省エネルギー施設等を取得するために必要な設備資金とすることとともに、省エネルギー効果の確認方法及び判断方法については、エネルギー管理士等の専門家が効果を確認するなどした上で公庫が貸付けを行うこととして制度の見直しを行った。

## 第13 国土交通省

### 不 当 事 項

#### 予 算 経 理 (377)-(388)

#### (377) 官庁営繕事業において、設計意図伝達業務を契約の締結前に実施させるなど不適正な会計経理を行って契約金額を支払っていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)官庁営繕費 等
部 局 等	5 地方整備局
契 約 名	福山税務署増築その他改修設計その3業務等 12 契約
契 約 の 概 要	工事の施工に当たり、工事施工者及び工事監理者に対して設計の意図を正確に伝えるため、設計図書等に基づき、質疑応答、説明等を行う業務
契 約 の 相 手 方	11 会社
契 約	平成 20 年 4 月～23 年 1 月 随意契約
不適正な会計経理により支払われた金額	42,675,500 円(平成 20 年度～22 年度)

#### 1 設計意図伝達業務に係る会計経理の概要

国土交通省は、官公庁施設の建設等に関する法律(昭和 26 年法律第 181 号)等に基づき、官公庁施設の整備等の官庁営繕事業を、本省において実施するとともに地方整備局及び北海道開発局(以下「地方整備局等」という。)にその一部を分掌させて実施している。そして、本省及び地方整備局等は、官公庁施設の工事の施工に当たり、工事施工者及び工事監理者に対して設計の意図を正確に伝えるために、設計図書等に基づき、質疑応答、説明、工事材料、設備機器等の選定に関する検討、報告等を行う業務(以下「設計意図伝達業務」という。)を随意契約により当該施設の設計業者に請け負わせて実施させている。

この契約に係る国の会計経理は、財政法(昭和 22 年法律第 34 号)、会計法(昭和 22 年法律第 35 号)、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)等(以下「会計法令」という。)に基づくこととされている。会計法令によると、国の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までと定められており、原則として、各会計年度における経費は当該年度の歳入をもって支弁しなければならないこととされている。また、支出負担行為(国の支出の原因となる契約その他の行為)をするに当たっては、法令又は予算の定めるところに従って行うこととされており、契約を締結する場合には、原則として、契約書を作成しなければならないとされている。

#### 2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、設計意図伝達業務に係る国の会計経理が会計法令に基づき適正に行われているかなどに着眼して、国土交通本省及び7地方整備局等<sup>(注1)</sup>において、平成 20 年度から 24 年度までに締結された設計意図伝達業務契約 272 件を対象として、契約関係書類等により会計実地検査を行った。

(注2)  
 検査したところ、5 地方整備局は、20 年度から 22 年度までに契約を締結した設計意図伝達業務 12 件、契約金額計 42,675,500 円について、契約書を作成して契約を締結した日のおよそ 1 か月前から 3 か月前の間に、会計法令に定められた契約手続等を経ることなく、当該官公庁施設の設計業務を担当した計 11 会社を実施させていた。そのうち、4 件、契約金額計 15,750,000 円については、履行期間の含まれる年度の前年度から実施させていた。

したがって、これらの設計意図伝達業務に係る契約 12 件、契約金額計 42,675,500 円は、不適正な会計経理により支払われており、会計法令に違背していて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、5 地方整備局において、設計意図伝達業務に係る契約手続等の会計経理を行うに当たり、会計法令を遵守することの認識が欠けていたこと、国土交通本省において、地方整備局等に対する会計経理の適正な執行についての指導監督が十分でなかったことなどによると認められる。

(注1) 7 地方整備局等 関東、中部、近畿、中国、四国、九州各地方整備局、北海道開発局

(注2) 5 地方整備局 関東、中部、中国、四国、九州各地方整備局

(378) 船舶修理等の実施に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理  
 (388) を行って航空機及船舶運航費等を支払っていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)海上保安庁 (項)海上保安官署共通費 (項)船舶交通安全及海上治安対策費 (平成 19 年度は、(項)海上保安官署) (項)災害対策総合推進調整費
部 局 等	海上保安庁本庁、10 管区海上保安本部
不適正な会計経理により支払われた経費の概要	船舶の定期的な整備、船舶に故障が発生した場合の修理、船舶に必要な物品の購入等に係る経費
不適正な会計経理により支払われた金額	1,400,966,257 円(平成 19 年度～24 年度)

1 国の契約等の手続の概要

海上保安庁は、同庁に所属する船舶の定期的な整備や船舶に故障が発生した場合の修理(以下、これらを合わせて「船舶修理」という。)を業者と請負契約を締結するなどして実施し、また、船舶修理を行うなどのために船舶に必要となる物品の購入等(以下「物品購入」という。)を行っている。そして、これらに係る経費は、一般会計の航空機及船舶運航費等の予算科目から支払われている。

国の会計経理については、財政法(昭和 22 年法律第 34 号)、会計法(昭和 22 年法律第 35 号)、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)等の会計法令等により、国の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとされており、原則として、各会計年度における経費は当該年度の歳入をもって支弁しなければならないとされている。また、歳出の会計年度の所属は、物件の購入代価等で相手方の行為の完了があった後に交付するものは、その支払をなすべき日の属する会計年度に所属することとされている。そして、その支払は、原則として、

当該相手方に対して直接行わなければならないことから、第三者を経由させないことになっている。さらに、国の会計機関が契約を締結した場合には、給付の完了を確認するため必要な検査(以下「検収」という。)を行わなければならないが、検収が完了した場合には、原則として、所定の検査調書を作成し、当該検査調書に基づかなければ支払をすることができないとされている。

海上保安庁は、国土交通省所管会計事務取扱規則(平成13年国土交通省訓令第60号)等により、支出負担行為担当官等の会計機関を設置するなどして航空機及船舶運航費等の支払等に係る会計事務を行っており、海上保安庁請負契約等監督検査規則(昭和42年海上保安庁訓令第30号)等により、同庁所属の船舶の船員等が支出負担行為担当官の補助者である監督職員又は検査職員として契約の履行について必要な監督又は検査を行っている。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、船舶修理及び物品購入が会計法令等に基づき適正に行われているかなどに着眼して、海上保安庁本庁及び10管区海上保安本部<sup>(注)</sup>(以下、管区海上保安本部を「海上保安本部」といい、海上保安庁本庁と合わせて「海上保安本部等」という。)において、平成19年度から24年度までの間に締結した船舶修理及び物品購入に係る契約を対象として、支出決定決議書等の書類により会計実地検査を行った。

(注) 10管区海上保安本部 第一、第二、第三、第四、第五、第六、第七、第八、第九、第十  
各管区海上保安本部

### (2) 検査の結果

検査したところ、11海上保安本部等において、19年度から24年度までの契約について、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って航空機及船舶運航費等を支払っていたものが、計1,040件、1,400,966,257円あった。

これらを態様別に示すと、次のとおりである(表参照)。

ア 第三者を経由させた支払 2 海上保安本部 23件 支払額 550,776,000円  
契約手続を行わないまま前年度又は現年度に業者に実施させた船舶修理に係る未払金に充当するため、別業者と締結した船舶修理の契約に実際には行われていない作業項目を含めることなどにより、その別業者を経由させて支払っていたもの

#### <事例>

第十管区海上保安本部は、平成24年9月4日にA社と巡視船さつまの船舶安全法(昭和8年法律第11号)に基づく中間検査のための修理に係る契約を契約金額34,650,000円で締結し、実施した。そして、10月9日に修理が完了したとして、検査職員が検査調書を作成し、同本部は、12月10日にA社に上記の額を支払っていた。しかし、上記修理の仕様書には、A社が実際には修理を行うことにならない架空の作業項目が含まれており、その作業項目は、契約手続を行わないままB社に4月12日から7月27日までの間に実施させたものであった。そして、同本部の担当者は、契約締結時に、この作業に係る未払金の支払をA社に依頼し、A社は修理の一部をB社に外注したこととして、同本部の未払金相当額1,560,000円をB社に支払っていた。

イ 付替え 3 海上保安本部 6件 支払額 4,731,300円  
契約手続を行わないまま前年度又は現年度に業者に実施させた船舶修理に係る未払金

に充当するため、当該業者と締結した船舶修理の契約に実際には行われていない作業項目を含めることなどにより支払っていたもの

- ウ 翌年度履行・納入 3 海上保安本部等 10 件 支払額 5,818,106 円  
船舶修理や物品の納入が翌年度に完了しているのに、関係書類に実際の履行の完了日より前の現年度の日付を検収日として記載することなどにより、船舶修理や物品の納入が現年度に行われたこととして支払っていたもの
- エ 先払い 2 海上保安本部 15 件 支払額 16,640,988 円  
船舶修理や物品の納入は年度内に完了していたが、関係書類に実際の履行の完了日より前の日付を検収日として記載することなどにより、実際に船舶修理や物品の納入が行われるよりも先に支払っていたもの
- オ 前年度履行・納入 9 海上保安本部等 66 件 支払額 105,767,657 円  
契約手続を行わないまま前年度に船舶修理や物品の納入が行われていたのに、関係書類に実際の履行の完了日より後の現年度の日付を検収日として記載することなどにより、船舶修理や物品の納入が現年度の契約締結後に行われたこととして支払っていたもの
- カ 契約前履行・納入 11 海上保安本部等 920 件 支払額 717,232,206 円  
年度内において、契約手続を行わないまま船舶修理や物品の納入が行われていたのに、関係書類に実際の履行の完了日より後の日付を検収日として記載することなどにより、船舶修理や物品の納入が契約締結後に行われたこととして支払っていたもの

表 不適正な会計経理の 11 海上保安本部等別、指摘の態様別の内訳 (単位：件、円)

11 海上保安本部等名	年度	指 摘 の 態 様										計			
		ア 第三者を経由させた支払		イ 付替え		ウ 翌年度履行・納入		エ 先払い		オ 前年度履行・納入				カ 契約前履行・納入	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
(378) 海上保安庁本庁	平成 21～24	—	—	—	—	1	670,168	—	—	5	3,405,874	16	11,060,024	22	15,136,066
(379) 第一管区海上保安本部	19～24	—	—	—	—	—	—	—	—	13	4,625,877	129	49,768,229	142	54,394,106
(380) 第二管区海上保安本部	19～24	3	1,953,000	—	—	—	—	—	—	—	—	27	13,954,468	30	15,907,468
(381) 第三管区海上保安本部	19～24	—	—	2	2,934,750	—	—	—	—	—	—	71	25,696,935	73	28,631,685
(382) 第四管区海上保安本部	19～24	—	—	—	—	8	4,768,027	—	—	3	1,109,955	48	39,028,426	59	44,906,408
(383) 第五管区海上保安本部	19～24	—	—	—	—	—	—	—	—	13	5,433,296	176	45,045,799	189	50,479,095
(384) 第六管区海上保安本部	19～24	—	—	3	431,550	—	—	—	—	1	535,500	79	32,804,418	83	33,771,468
(385) 第七管区海上保安本部	19～24	—	—	—	—	—	—	1	193,200	4	563,755	70	31,686,136	75	32,443,091
(386) 第八管区海上保安本部	19～24	—	—	—	—	—	—	—	—	8	904,650	87	21,522,705	95	22,427,355
(387) 第九管区海上保安本部	19～24	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1,380,750	95	48,325,271	96	49,706,021
(388) 第十管区海上保安本部	19～24	20	548,823,000	1	1,365,000	1	379,911	14	16,447,788	18	87,808,000	122	398,339,795	176	1,053,163,494
計		23	550,776,000	6	4,731,300	10	5,818,106	15	16,640,988	66	105,767,657	920	717,232,206	1,040	1,400,966,257

これらのアからカまでの事態は、11 海上保安本部等において、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って航空機及船舶運航費等計 1,400,966,257 円を支払っていたものであり、会計法令等に違反しており、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、11 海上保安本部等において、職員の会計法令等に関する知識及び理解が十分でなかったこと、会計法令等を遵守することの認識が著しく欠けていたこと、海上保安庁本庁において、11 海上保安本部等に対する会計事務手続の適正な執行についての指導監督等が十分でなかったことなどによると認められる。

工 事 (389) (390)

(389) 法面保護工事の実施に当たり、モルタル吹付工の施工が設計と著しく相違していて、工事の目的を達していなかったもの

会計名及び科目	一般会計 (組織) 気象庁 (項) 気象官署施設費
部 局 等	沖縄気象台
工 事 名	宮古島地方気象台敷地東側法面保護工事
工 事 の 概 要	宮古島地方気象台敷地内の法面を保護するなどのために、モルタル吹付工等を施工するもの
工 事 費	18,133,500 円
請 負 人	株式会社尚輪興建
契 約	平成 22 年 12 月 一般競争契約
しゅん功検査	平成 23 年 3 月
支 払	平成 23 年 2 月、4 月 2 回
不適切な施工となっていた工事費	10,771,000 円(平成 22 年度)

1 工事の概要

この工事は、沖縄気象台が、沖縄県宮古島市平良字下里地内に所在する宮古島地方気象台敷地内の東側法面の落石を防止するなどのために、平成 22 年度に土工、モルタル吹付工による法面保護工等を工事費 18,133,500 円で施工したものである。

このうちモルタル吹付工(760.0㎡)は、設計図書等によれば、次のとおり施工することとなっている。

ア モルタル吹付けは、設計厚さを 10.0cm とし、これにより吹き付ける。そして、土木工事共通仕様書に定められている出来形管理基準及び規格値(以下「検査基準」という。)に基づき、平均吹付け厚さは設計厚さ(10.0cm)以上、許容される最小吹付け厚さ(以下「許容値」という。)は設計厚さの 50% (5.0cm) 以上とする。

イ モルタル吹付けを 2 層以上に分けて行う場合等においては、1 層目の吹付け後に、吹付材の付着に害となるはね返り材、ごみ、土砂等(以下「はね返り材等」という。)が残存しないように除去及び清掃を行ってから 2 層目を吹き付けるなどして、層間に剥離が生ずるなどしないように施工する。

## 2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、施工が適切に行われているかなどに着眼して、沖縄気象台において会計実地検査を行った。そして、本件工事について、設計図書、工事写真等の書類及び現地の状況を確認するなどして検査したところ、モルタル吹付工の施工が次のとおり適切でなかった。

すなわち、現地の状況を確認したところ、モルタル吹付工を施工した法面全体に多数の亀裂が発生するなどしていた。そして、検査基準では、モルタルの吹付け厚さの出来形を200㎡に1か所以上コアを採取して検査することなどとなっているのに、沖縄気象台はこれによる検査を行っていなかった。

そこで、同法面について38か所からコアを採取したり、モルタルの吹付け厚さが薄くコアを採取できなかった1か所についてモルタル吹付面の一部を切り取ったりして、モルタル吹付けの施工状況について確認したところ、次のような状況となっていた。

ア 採取した38か所のモルタル吹付け厚さの平均は、設計厚さの10.0cmを下回る8.3cmとなっていた。このうち、設計厚さの10.0cm未満のコアが29か所あり、中には許容値の5.0cm未満のコアが3か所(吹付け厚さは4.0cmから4.5cm)あった。また、コアを採取できなかったためモルタル吹付面の一部を切り取って確認した1か所におけるモルタル吹付け厚さは最小で1.5cmとなっていて、許容値の5.0cmを著しく下回っていた。

イ 採取した38か所のコアのうち、8か所については、モルタル吹付層の間に、はね返り材等が残存していたものがあったり、残存の程度が著しくモルタルのコアが3層に分離していたものがあったりしていた。

したがって、本件モルタル吹付工は、モルタルの吹付け厚さが不足していたり、はね返り材等が十分取り除かれておらず層間に剝離が生じていたりなどしており、その施工が設計と著しく相違して粗雑なものとなっていて、工事の目的を達しておらず、これに係る工事費相当額10,771,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、請負人において、設計図書等に対する理解が十分でなく、モルタル吹付工の施工が設計と著しく相違していて粗雑であったのに、これに対する沖縄気象台の監督及び検査が適切でなかったことなどによると認められる。

### (390) 道路の舗装工の実施に当たり、設計が適切でなかったため、施工した道路の路面に高低差が生じていて、安全かつ円滑な交通が十分確保されていなかったもの

会計名及び科目	社会資本整備事業特別会計(道路整備勘定) (項)災害対策等緊急事業推進費 等
部 局 等	北陸地方整備局新潟国道事務所
工 事 名	国道113号防災工事
工 事 の 概 要	道路表面に発生している目地部の破損や既設コンクリート舗装の摩耗等を補修するために、舗装工等を施工するもの
工 事 費	126,210,000円
請 負 人	株式会社加藤組
契 約	平成24年3月 一般競争契約

しゅん功検査	平成 25 年 2 月
支 払	平成 24 年 3 月、25 年 3 月
不適切な設計となっていた舗装工に係る工事費	3,000,000 円(平成 24 年度)

## 1 工事の概要

この工事は、北陸地方整備局新潟国道事務所(以下「事務所」という。)が、平成 24 年度に、新潟県岩船郡関川村において、国道 113 号防災工事として、舗装工、法面工等を工事費 126,210,000 円で実施したものである。この工事のうち鷹ノ巣工区においては、上下各 1 車線の本線(施工延長 369.5m、各車線の幅員 3.25m)と下り線外側に設けた県道へ連絡するための車線(施工延長 87.7m、幅員 3m。以下「付加車線」という。)に、道路表面に発生している目地部の破損や既設コンクリート舗装の摩耗等を補修するために、目地破損箇所等に目地材を注入した後に、注入箇所を覆うように幅 50cm のクラック抑制シート<sup>(注)</sup>を敷設した上で、道路表面に平均厚さ 5 cm の密粒度アスファルト混合物により舗装するオーバーレイ工を施工している。

このオーバーレイ工を施工する場合には、路面高が上がり路面上に高低差が生じることから、「道路維持修繕要綱」(社団法人日本道路協会編)によれば、本線部分と付加車線とのすり付け部については、一般交通に支障を及ぼさないようすり付けを行うことが望ましいとされている。

さらに、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)の規定によれば、道路の構造は、当該道路の存する地域の地形、地質、気象その他の状況及び当該道路の交通状況を考慮し、安全かつ円滑な交通を確保することができるものでなければならず、また、道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならないこととされている。

## 2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、本件工事を行った道路において安全かつ円滑な交通が確保されているかなどに着眼して、事務所において会計実地検査を行った。そして、本件工事について、設計図面等の書類及び現地を確認するなどして検査したところ、オーバーレイ工等の設計が次のとおり適切でなかった。

すなわち、事務所は、オーバーレイ工等の実施に当たり、請負業者に施工範囲等を指示して施工図を作成させ、これを承諾していた。この施工図によると、本線部分は、全幅員についてオーバーレイ工を実施することとしていたが、付加車線部分は、幅員 3 m のうち本線側の幅 1.25m についてのみ実施する設計としていた。

そして、上記の設計に基づいて施工したことから、付加車線の中央付近の幅 50cm のすり付け部において、高さ 4.3cm から 5.4cm までの高低差が延長 87.7m にわたり生じていた。このような路面の状況は、当該工区が積雪寒冷の度が特に甚だしい地域内の道路に当たることを踏まえると、路面凍結時には自動車の走行時にスリップ等を誘発するなど、一般交通に支障を及ぼすおそれがある。

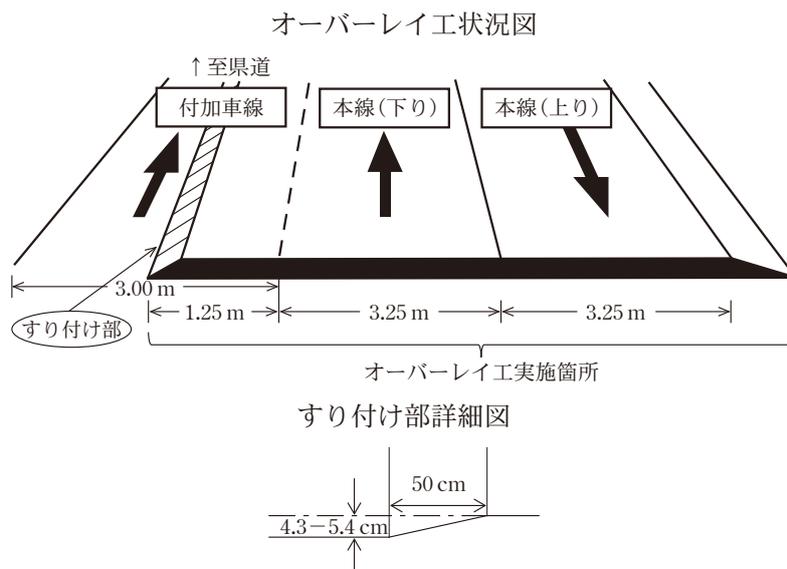
したがって、上記のすり付け区間 87.7m に係るオーバーレイ工等は、その施工範囲に関する設計が適切でなかったため、安全かつ円滑な交通が十分確保されていない状態となってい

て、これに係る工事費相当額 3,000,000 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事務所において、道路管理者として道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないようにすることへの配慮が十分でなく、請負業者に指示したオーバーレイ工等の施工範囲が適切でなかったことなどによると認められる。

(注) クラック抑制シート コンクリート版やひび割れのある既設舗装等の上にオーバーレイ工を実施する際に、既設舗装部分にある目地破損箇所等を原因とするひび割れがオーバーレイ工実施部分に生じることを抑制するためのシート

(参 考 図)



### 補 助 金

- (391)
- (409) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計	(組織)国土交通本省	(項) 海岸事業費 (項) 国土調査費 (項) 社会資本総合整備事業費(平成21年度は(項)都市再生・地域再生整備事業費、20、21両年度は(項)住宅対策事業費、18年度は(項)揮発油税等財源都市環境整備事業費、(項)都市環境整備事業費、16年度は(項)住宅建設等事業費) (項) 東日本大震災復旧・復興国土調査費 (項) 地域活力基盤整備事業費 (項) 地域再生推進費 (項) 地域自主戦略推進費 (項) 沖縄開発事業費
---------	------	------------	--

		社会資本整備事業特別会計(治水勘定) (項)河川整備事業費 (項)沖縄総合流域防災事業費
部 局 等		国土交通本省、5 地方整備局、9 道府県
補助の根拠		海岸法(昭和31年法律第101号)、河川法(昭和39年法律第167号)、国土調査法(昭和26年法律第180号)等
補助事業者等(事業主体)		府1、県10、市5、計16補助事業者等(県9、市5、計14事業主体)
間接補助事業者等(事業主体)		市1、個人事業者1、計2間接補助事業者等
補助事業等		社会資本整備総合交付金事業、港整備交付金事業、地域自主戦略交付金事業等
事業費の合計		2,273,038,574 円
上記に対する国庫補助金等交付額の合計		1,018,674,240 円
不当と認める事業費の合計		875,788,679 円
上記に対する不当と認める国庫補助金等相当額の合計		287,392,809 円

## 1 補助金等の概要

国土交通省所管の補助事業は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

## 2 検査の結果

本院は、合规性、経済性、有効性等の観点から、47 都道府県、677 市区町村等及び84 団体において、実績報告書、設計図書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、9 県、6 市、1 個人事業者、計16 事業主体が実施した社会資本整備総合交付金事業、港整備交付金事業、地域自主戦略交付金事業等に係る国庫補助金等計287,392,809 円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

- |                          |      |             |               |
|--------------------------|------|-------------|---------------|
| (1) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの | 11 件 | 不当と認める国庫補助金 | 78,812,901 円  |
| (2) 工事の設計が適切でなかったもの      | 3 件  | 不当と認める国庫補助金 | 22,341,150 円  |
| (3) 補助の対象とならないもの         | 2 件  | 不当と認める国庫補助金 | 20,793,465 円  |
| (4) 工事の設計及び施工が適切でなかったもの  | 1 件  | 不当と認める国庫補助金 | 154,417,375 円 |
| (5) 補助の目的を達していなかったもの     | 1 件  | 不当と認める国庫補助金 | 5,697,000 円   |

(6) 補助の目的外に使用していたもの

1 件 不当と認める国庫補助金 5,330,918 円

また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。

(1) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの

11 件 不当と認める国庫補助金 78,812,901 円

交付額の算定が適切でなかったため、交付金が過大に交付されていたもの

(4 件 不当と認める国庫補助金 23,114,795 円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対す る国庫補 助金等交 付額	不当と認 める事業 費 (国庫補 助対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(391) 中部地方 整備局	三重県	港整備交 付金	19～22	227,283 (227,280)	90,912	227,280 (227,280)	15,152
(392) 近畿地方 整備局	兵庫県	同	21	45,278 (42,754)	17,101	42,754 (42,754)	2,850
(393) 中国地方 整備局	広島県	同	21、22	39,264 (31,000)	12,400	13,374 (13,374)	1,460
(394) 九州地方 整備局	佐賀県	同	19	44,993 (44,993)	20,877	27,968 (27,968)	3,652
(391)～(394)の計				356,821 (346,028)	141,291	311,378 (311,378)	23,114

これらの交付金事業は、4県が管理する各地方港湾において、過去に整備し供用されている航路及び泊地について、恒常的な土砂の堆積により水深が浅くなったことから、港湾施設の管理台帳に記載されている所要の水深を確保するための浚渫工事等を実施したものである。

港整備交付金交付要綱(平成17年水港第641号農林水産事務次官、国港管第53号国土交通事務次官通知。以下「交付要綱」という。)等によれば、地方港湾の港湾施設の整備に係る経費の国の負担割合は、航路、泊地等の水域施設の建設又は改良の場合は、その経費の10分の4以内、これ以外の場合で恒常的に埋没がある水域施設を浚渫するなどの場合は、その経費の3分の1以内とされている。

4県は、本件交付金事業における国の負担割合は10分の4であるとして、それぞれの交付対象事業費(計346,028,845円)に国の負担割合10分の4を乗ずるなどして算定した交付金の額(計141,291,149円)により完了実績報告書を提出するなどして、同額の交付金の交付を受けていた。

しかし、本件各工事は、当該航路及び泊地が供用後の恒常的な土砂の堆積により埋没したために実施したものであり、水域施設の建設又は改良に該当しないことから、上記のように、国の負担割合を10分の4としたのは誤りであって、正しくは3分の1以内であった。

したがって、交付要綱等に基づき国の負担割合を3分の1とし、これをそれぞれの交付対象事業費に乗ずるなどして適正な交付金の額を算定すると計118,176,354円となり、前記の交付を受けていた交付金計141,291,149円との差額計23,114,795円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、4県が、港整備交付金事業における国の負担割合について十分に理解していなかったことなどによると認められる。

建物の移転に係る補償費の算定が適切でなかったもの

(2 件 不当と認める国庫補助金 27,405,103 円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対す る国庫補 助金等交 付額	不当と認 める事業 費 (国庫補 助対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(395) 石川県	石川県	地域自主 戦略交付 金	23	82,780 (82,780)	45,529	18,073 (18,073)	9,940

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費) 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費) 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
-----	------------------	-------	----	--------------------------	----------------------	--------------------------------	-----------------------

この交付金事業は、石川県が、都市計画道路温泉中央南線街路事業の一環として、歩道の新設工事を行う上で支障となる店舗兼住宅(木造3階建て。以下「支障建物」という。)等の所有者に対し、支障建物の移転に要する建物移転料、工作物移転料等の費用(以下「移転補償費」という。)として、82,780,000円を補償したものである。

同県は、公共事業の施行に伴う損失補償を、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」(昭和37年閣議決定)等に準じて制定された「損失補償算定標準書」(平成22年度版。北陸地区用地対策連絡協議会制定。以下「標準書」という。)等に基づき行うこととしている。

建物の移転補償費の算定については、標準書等によれば、建物の移転先を同一の土地所有者に属する一団の土地の一部を取得することによって残った土地(以下「残地」という。)又は残地以外の土地のいずれにするかを認定した上で行うこととされている。ただし、残地を移転先として認定した場合でも、移転させる建物が複数の用途に供されている場合は、その用途ごとに従前の建物の機能を残地に再現することが合理的か否かの判断を行い、移転補償費を算定することとされている。

そして、同県は、本件移転補償の実施に当たり、支障建物と一体的な営業活動を行っているとして、商品の展示場等についても移転対象に含め、支障建物及び展示場等の2棟が立地する土地の一部を残地として移転先に認定した上、建物移転料を算定し、補償していた。

しかし、関係書類を基に現地の状況を確認したところ、展示場等は、支障建物と道路を挟んで反対側に立地しているため、本件歩道の新設工事に支障がなく、また、2棟が立地する土地は当該道路で分離されていて一団の土地ではないことから、展示場等が立地する土地は残地として移転先に認定することはできない状況であった。このことから、支障建物が立地する土地の一部のみを残地として移転先に認定した上、前記のとおり、支障建物の用途には、店舗利用部分と住宅利用部分があり、このうち店舗利用部分は、展示場等と一体的な営業活動を行っていることから、支障建物が立地する残地に再築する工法を用いて機能を再現し、住宅利用部分は、残地以外の土地に再築する工法を用いて再現できることになる。

したがって、上記の工法を用いるなどして、適正な移転補償費を算定すると64,706,577円となり、本件移転補償費82,780,000円はこれに比べて18,073,423円過大となっており、これに係る交付金相当額9,940,383円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、移転補償費の算定に当たり、標準書等における残地の取扱いについての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

(396)	宮崎県	宮崎県	地域活力 基盤創造 交付金	21、22	63,133 (63,133)	41,036	26,868 (26,868)	17,464
-------	-----	-----	---------------------	-------	--------------------	--------	--------------------	--------

この交付金事業は、宮崎県が、都市計画道路富美山通線街路事業の一環として、道路の拡幅工事を行う上で支障となる店舗兼住宅(鉄骨造2階建て)の所有者に対し、その移転に要する建物移転料、工作物移転料等の費用(以下「移転補償費」という。)として、63,133,700円を補償したものである。

同県は、公共事業の施行に伴う損失補償を、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」(昭和37年閣議決定)等に準じて制定された「損失補償基準標準書」(平成21年度版。九州地区用地対策連絡会発刊。以下「標準書」という。)等に基づき行うこととしている。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費) 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費) 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
<p>建物の移転補償費については、標準書等によれば、建物、工作物等に区分して、それぞれ算定することとなっている。そして、建物のうち、建築設備は、建物と一体として施工され、建物の構造及び効用と密接不可分な関係にあつて分離することが困難なものとされており、建物移転料として算定する。一方、工作物は、建物から分離することができる機械設備等とされ、移転しても従前の機能を確保することが可能な工作物については、原則として、新設ではなく再利用して工作物移転料を算定することとなっている。</p> <p>そして、同県は、本件移転補償の実施に当たり、店舗内で使用されている冷蔵ショーケース等が、建物に付随する一体の設備であるとして、建築設備に該当するとし、建物移転料としてその新設に要する費用を算定し、補償していた。</p> <p>しかし、関係書類を基に現地の状況を確認したところ、本件冷蔵ショーケース等は商品販売のために営業目的で使用されていて、建物から分離させることが可能なものであることから、建築設備ではなく工作物に該当するものであった。このため、冷蔵ショーケース等については、建築設備の新設として補償することは認められないが、工作物として再利用が可能なものであることから、前記のとおり、再利用に要する費用が補償の対象となる。</p> <p>したがって、冷蔵ショーケース等を建築設備ではなく工作物とするなどして適正な移転補償費を算定すると36,264,900円となり、本件移転補償費63,133,700円はこれに比べて26,868,800円過大となっており、これに係る交付金相当額17,464,720円が不当と認められる。</p> <p>このような事態が生じていたのは、同県において、移転補償費の算定に当たり、標準書等における建築設備及び工作物の取扱いについての理解が十分でなかったこと、委託した物件調査算定業務の成果品の内容に対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。</p>							
(395)	(396)	の計		145,913 (145,913)	86,565	44,942 (44,942)	27,405

**公営住宅の家賃の低廉化に係る事業費の算定が適切でなかったもの**

(1件 不当と認める国庫補助金 8,226,000円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費) 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費) 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
(397)	大分県	佐伯市	20~22	117,346 (117,346)	58,672	16,452 (16,452)	8,226
		地域住宅交付金(公的賃貸住宅家賃低廉化)等					

この交付金事業は、佐伯市が、入居者の家賃負担軽減のために、同市が管理している公営住宅の城西団地等3団地について、事業費を計117,346,000円(交付金相当額計58,672,000円)として家賃の低廉化を行ったものである。

この公営住宅の家賃の低廉化に係る事業費は、公営住宅等家賃対策補助金交付要領(平成8年建設省住備発第87号)等に基づき、公営住宅の団地、管理開始年度、入居者の収入の区分等の別に、次のとおり対象となる額(以下「対象額」という。)をそれぞれ算定し、これらの対象額を合計するなどした額とすることとされている。

$$\boxed{\text{対象額}} = \left( \boxed{\text{近傍同種の住宅の家賃の額}} - \boxed{\text{入居者負担基準額}} \right) \times \boxed{\text{対象月数}} \times \boxed{\text{対象戸数}}$$

そして、対象額の算定に用いる入居者負担基準額は、入居者の収入の区分に応じて定められた家賃算定基礎額に、当該公営住宅の存する市町村ごとに定められた市町村立地係数、規模係数及び経過年数係数を乗じて得た額とすることとされている。

同市は、対象額を合計するなどして、前記のとおり事業費を計 117,346,000 円と算定していた。

しかし、対象額の算定に当たり、同市は、入居者負担基準額を算定する際に、家賃算定基礎額に乗ずる前記の各係数のほかに、誤って、入居者が実際に負担する家賃を算定する際に用いる係数で、入居者負担基準額の算定に用いることとはされていない利便性係数(事業主体が住宅の立地状況、設備等の要素を勘案して定める係数。同市の前記住宅の場合 0.775~0.8106)を乗じて入居者負担基準額を過小に算定していたため、対象額が過大に算定されるなどしていた。

したがって、適正な事業費を算定すると、計 100,894,000 円となることから、本件事業費は計 16,452,000 円過大になっており、これに係る交付金相当額計 8,226,000 円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、事業費の算定の基礎となる入居者負担基準額についての理解が十分でなかったこと、また、大分県において、交付金交付申請書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

#### 交付の対象とならない工事費を含めていたため、交付金が過大に交付されていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 8,177,120 円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(398) 北陸地方整備局	新潟県	地域自主戦略交付金	24	109,760 (109,760)	54,880	16,354 (16,354)	8,177

この交付金事業は、新潟県が、両津港において、フェリーターミナルビルを耐震改修する工事を実施したものである。

本件フェリーターミナルビルは、同県及びフェリー会社(以下「会社」という。)が昭和 46 年に整備した 4 階建ての建物で、このうち、同県所有分は同県が待合室等として利用し、会社所有分は会社が社員寮等として利用しており、本件工事費の負担については、同県所有分と会社所有分の床面積の比率により案分することとしていた。

同県は、交付金の申請に当たり、同県が交付金事業者として、会社所有分も含めた本件工事費の全額 109,760,000 円を交付対象事業費として、これに補助率 2 分の 1 を乗じて交付金の額を 54,880,000 円と算定し、同額の交付金の交付を受けていた。そして、同県は、本件工事費のうち交付金を差し引いた残額 54,880,000 円について上記の案分を行い、会社負担額を会社から受け入れていた。

しかし、フェリーターミナルビルのうち会社所有分は会社が社員寮等として利用しており、同県は、会社所有分に係る工事費を負担していないことから、本件交付金事業において、会社所有分に係る工事費を交付対象事業費に含めていたことは適切とは認められない。

したがって、本件工事費のうち会社所有分に係る工事費を含めずに交付対象事業費を算定すると 93,405,760 円(交付金 46,702,880 円)となり、本件の交付金 54,880,000 円は 8,177,120 円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、交付金事業についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

交付対象事業費の算定が適切でなかったため、交付金が過大に交付されていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 5,785,170 円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対す る国庫補 助金等交 付額	不当と認 める事業 費 (国庫補 助対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
(399) 北海道	札幌市	まちづくり交付金、社会資本整備総合交付金	21～23	千円 72,464 (61,026)	千円 24,410	千円 61,983 (55,785)	千円 5,785

この交付金事業は、札幌市が、地域住民と観光客との交流を図るため、株式会社札幌振興公社が藻岩山ビジターセンターに札幌紹介スペース、交流スペース及び自然紹介スペースの3施設を整備した事業に要した費用(事業費計72,464,950円、交付対象事業費計61,026,055円)の一部を負担したものである。

社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年国官会第2317号国土交通事務次官通知。平成21年度は「まちづくり交付金交付要綱」(平成16年国都事第1号、国道企第6号、国住市第25号国土交通事務次官通知)。以下「交付要綱」という。)によれば、市町村が費用の一部を負担する間接交付の場合の交付対象事業費は、市町村が負担する費用の額の範囲内で、かつ、当該事業に要する費用の額の3分の2を超えない範囲の額とされている。

同市は、前記3施設のうちの札幌紹介スペース及び交流スペース(以下「札幌紹介スペース等」という。)に係る交付対象事業費の算定に当たり、同社との協定書に基づき、同社が札幌紹介スペース等の整備に要した費用から交付対象とならない費用を控除した事業費計61,983,950円の9割に相当する計55,785,555円を同社に交付し、その額を交付対象事業費としていた。

しかし、前記のとおり、交付要綱によれば、間接交付の場合の交付対象事業費は、当該事業に要する費用の額の3分の2を超えない範囲の額とされていることから、同市が、事業費の9割に相当する額を交付対象事業費としていたことは適切ではない。

したがって、札幌紹介スペース等の整備に要した費用から交付対象とならない費用を控除した事業費に3分の2を乗ずるなどして、適正な交付対象事業費を算定すると計41,322,631円となることから、前記の交付対象事業費計55,785,555円はこれに比べて14,462,924円過大となっており、これに係る交付金相当額5,785,170円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、交付要綱についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

機械設備等の移転に係る補償費の算定が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 3,296,226 円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補 助対象 事業費)	左に対す る国庫補 助金等交 付額	不当と認 める事業 費 (国庫補 助対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
(400) 北海道	北斗市	社会資本整備総合交付金	24	千円 76,206 (76,206)	千円 45,723	千円 5,493 (5,493)	千円 3,296

この交付金事業は、北斗市が、都市計画道路大野市街通街路事業の一環として、歩道を拡幅する上で支障となるガソリンスタンドの建物、工作物等の移転に要する費用(以下「移転補償費」という。)として、76,206,000円を所有者に対して補償したものである。

同市は、公共事業の施行に伴う損失補償を、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」(昭和37年閣議決定)等に準じて制定された「工作物調査積算要領」(平成13年北海道用地対策連絡協議会幹事会決定。以下「積算要領」という。)等に基づき行うこととしている。積算要領によれば、工作物の移転に要する費用については、その購入及び設置に要する額に、機械設備や附帯工作物等の区分ごとに定めている標準耐用年数や当該工作物の設置後の経過年数等から定まる再築補償率を乗ずるなどして算出することとされている。

同市は、本件ガソリンスタンドの工作物のうちの地下タンク等の移転に要する費用について、積算要領上の附帯工作物の区分に適用する標準耐用年数を用いて再築補償率を定めるなどして算出していた。

しかし、積算要領では、ガソリンスタンド設備は機械設備に区分されていることから、上記の地下タンク等に係る再築補償率は、機械設備の区分に適用する標準耐用年数を用いて定めるべきであった。

したがって、適正な再築補償率によるなどして移転補償費を算定すると70,712,291円となり、本件移転補償費76,206,000円はこれに比べて5,493,709円過大となっており、これに係る交付金相当額3,296,226円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、移転補償費の算定に当たり、積算要領における機械設備等の範囲についての理解が十分でなかったこと、委託した移転補償費積算業務の成果品の内容に対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

### 水道管等の移設に係る補償費の算定が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 2,808,487円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(401) 福岡県	太宰府市	道整備交付金	22	29,135 (29,135)	14,567	5,616 (5,616)	2,808

この交付金事業は、太宰府市が、市道関屋・向佐野線において、歩道の拡幅工事に伴い支障となる既存の水道管(鋳鉄管及び鋼管)等の移設のため代替の水道管等を新設するのに要する費用として、同市の水道事業管理者に対し、29,135,400円(交付金14,567,700円)を補償したものである。

「公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱」(昭和42年閣議決定)及び「公共補償基準要綱の運用申し合せ」(昭和42年用地対策連絡会。以下、これらを合わせて「公共補償基準」という。)によると、公共事業の施行に伴い、既存公共施設等の管理者が、機能の廃止等が必要となる施設等と同等の代替施設を建設する場合には、当該公共施設の建設に要する費用から既存公共施設等の機能廃止時までの財産価値の減耗分(以下「財産価値の減耗分」という。)等を控除して補償費を算定することとなっている。一方で、当該公共施設等に係る決算が継続的に赤字状況であるなど、財産価値の減耗分相当額を調達することが極めて困難な場合等やむを得ないと認められる場合は、財産価値の減耗分の全部又は一部を控除しないことができることとされていて、同市はこれにより、工事費の全額を補償の対象としていた。

しかし、同市水道事業の平成19年度から21年度までの間の決算をみると、収益的収支はいずれも黒字となっていて、上記のやむを得ないと認められる場合に該当しないことから、同市が、本件補償費の算定に当たり、財産価値の減耗分を控除せずに水道管等の新設に要する工事費の全額を補償の対象としていたのは、適切とは認められない。

したがって、本件補償費は、水道管の耐用年数55年(鑄鉄管)及び40年(鋼管)に対する移設対象の水道管の経過年数18年に応じた財産価値の減耗分相当額等5,616,975円が過大になっており、これに係る交付金相当額2,808,487円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、補償費の算定に当たり、公共補償基準における財産価値の減耗分の取扱いについての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

(2) 工事の設計が適切でなかったもの 3件 不当と認める国庫補助金 22,341,150円  
ボックスカルバートの設計が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 14,631,650円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(402) 石川県	石川県	地域活力基盤創造交付金等	21~24	334,798 (334,798)	184,139	26,603 (26,603)	14,631

この交付金事業は、石川県が、白山市中新保町及び金沢市福増町において、北陸自動車道にインターチェンジを整備することにより遮断される既存の市道及び農道の機能を維持するために、ボックスカルバート(以下「カルバート」という。)3か所(延長計68.1m)の築造、盛土等の工事を中日本高速道路株式会社金沢支社(以下「金沢支社」という。)に委託して実施したものである。

上記のうち2か所のカルバートは、高速道路本線(以下「本線」という。)への流入路と市道とが交差する箇所に築造するもの(延長22.4m、内空断面の幅8m、高さ4.1m。以下、このうち出入口から延長11.2mの部分を「市道カルバート」という。)と、本線からの流出路と農道とが交差する箇所に築造するもの(延長18.0m、内空断面の幅5.5m、高さ4.2m。以下「農道カルバート」という。)で、いずれも現場打ち鉄筋コンクリート構造となっている(参考図参照)。

同県は、本件工事の設計を設計コンサルタントに委託しており、本件カルバートの設計の基礎となっている設計計算書によると、市道カルバートの頂版等に配置する主鉄筋については、次のとおり(注1)(注2)に配置すれば主鉄筋に生ずる引張応力度(常時)が許容引張応力度(注1)(常時)を下回ることなどから、応力計算上安全であるとしていた。

- ① 市道カルバートの頂版下面側及び底版上面側には径32mmの鉄筋を、左翼壁及び右翼壁の隅角部には径19mmの鉄筋を、それぞれ15cm間隔に配置する。
- ② 農道カルバートの左翼壁隅角部には径22mmの鉄筋を15cm間隔に配置する。

しかし、設計コンサルタントは、配筋図を作成する際に、設計計算書どおりの径及び間隔とすべきところ、誤って、市道カルバートの頂版下面側及び底版上面側の主鉄筋の間隔を30cmとしたり、市道カルバートの左翼壁及び右翼壁並びに農道カルバートの左翼壁の隅角部の主鉄筋の径を16mmとしたりしていた。そして、本件工事を受託した金沢支社はこの配筋図により施工していた。

そこで、市道カルバート及び農道カルバートについて改めて応力計算を行ったところ、上記の各箇所に配置した主鉄筋に生ずる引張応力度(常時)は、市道カルバートの頂版下面側で253.29N/mm<sup>2</sup>、底版

上面側で  $251.52\text{N}/\text{mm}^2$ 、左翼壁隅角部で  $207.45\text{N}/\text{mm}^2$ 、右翼壁隅角部で  $197.86\text{N}/\text{mm}^2$ 、農道カルバートの左翼壁隅角部で  $214.41\text{N}/\text{mm}^2$  となり、許容引張応力度  $180\text{N}/\text{mm}^2$  (常時) を大幅に上回っていて、応力計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

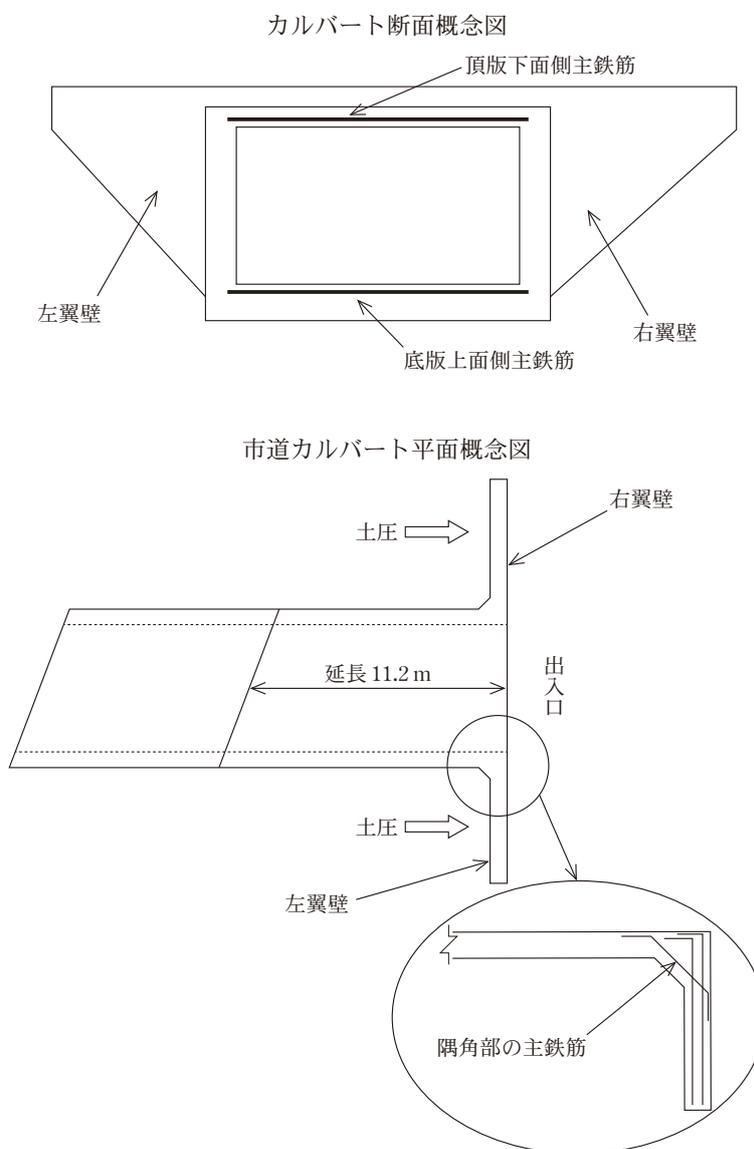
したがって、本件市道カルバート、農道カルバートの左翼壁等(これらの工事費相当額計  $26,603,000$  円)は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る交付金相当額計  $14,631,650$  円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことによると認められる。

(注1) 引張応力度・許容引張応力度 「引張応力度」とは、材に外から引張力がかかったとき、そのために材の内部に生ずる力の単位面積当たりの大きさをいい、その数値が設計上許される上限を「許容引張応力度」という。

(注2) 常時 地震時等に対応する表現で、土圧など常に作用している荷重及び輪荷重など作用頻度が比較的高い荷重を考慮する場合をいう。

(参 考 図)



(注) 土圧は各翼壁の背面に作用する。

樋管の設計が適切でなかったもの (1件 不当と認める国庫補助金 4,800,000円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(403) 島根県	島根県	河川改修、社会資本整備総合交付金	22～24	209,775 (186,655)	93,327	9,600 (9,600)	4,800

この補助事業等は、島根県が、河川改修事業等の一環として、出雲市大社町の一級河川午頭川において、樋管工(3基)、盛土工等を実施したものである。このうち樋管工は、堤内地から河川への通水を確保するために堤防を横断して設置するものであり、樋管のゲートには、河川の水位や流量に応じて水圧で自動開閉するフラップゲートを採用していた。

樋管の設計については、「河川管理施設等構造令及び同令施行規則の運用について」(昭和52年建設省河政発第5号建設省河川局水政課長、建設省河治発第6号建設省河川局治水課長通達。以下「課長通達」という。)等において、樋管のゲートをフラップゲートとする場合には、河川又は堤内地の状況等を勘案して、必要に応じて<sup>(注2)</sup>角落しを設けること、角落しを設ける場合には、<sup>(注1)</sup>函渠端部等に角落しのための戸溝を設けることなどとされている(参考図参照)。そして、課長通達においては、角落しは必要に応じて設けることとされていることなどから、同県は、本件樋管工について、仮に、河川から堤内地へ外水が浸入した場合でも著しい支障がないと判断して、角落しのための戸溝を設けないこととして設計し、これにより施工していた。

しかし、フラップゲートの採用に当たり、角落しのための戸溝を設けないこととした同県の判断は、次のとおり適切でなかった。

ア 河川管理施設又は許可工作物の構造や設置位置等に係る基準書等である「改定解説・河川管理施設等構造令」(財団法人国土技術研究センター編。以下「解説構造令」という。)によれば、フラップゲートは、僅かなごみなどの障害物が挟まることなどによって不完全閉塞が起こりやすい特徴を有しており、フラップゲートを採用するのは、樋門の構造が角落し等によって容易かつ確実に外水を遮断できる構造であることなどの条件を満足する場合に限定すべきであるとされていた。

イ 現地を確認するなどしたところ、<sup>(注3)</sup>計画高水位との高低差が3cm程度しかない堤内地の宅地等もあり、今後計画高水位を超えて水位が上昇した場合には、浸水による被害を受けるおそれがあるなどの状況となっていた。

したがって、本件樋管工(工事費相当額計9,600,000円)については、角落しのための戸溝を設ける必要性についての判断を誤り設計が適切でなかったため、洪水時等において外水の浸入を確実に遮断できない構造となっていて、工事の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金等相当額計4,800,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、解説構造令等についての理解が十分でなかったこと、角落しを設ける必要性についての検討が十分でなかったことなどによると認められる。

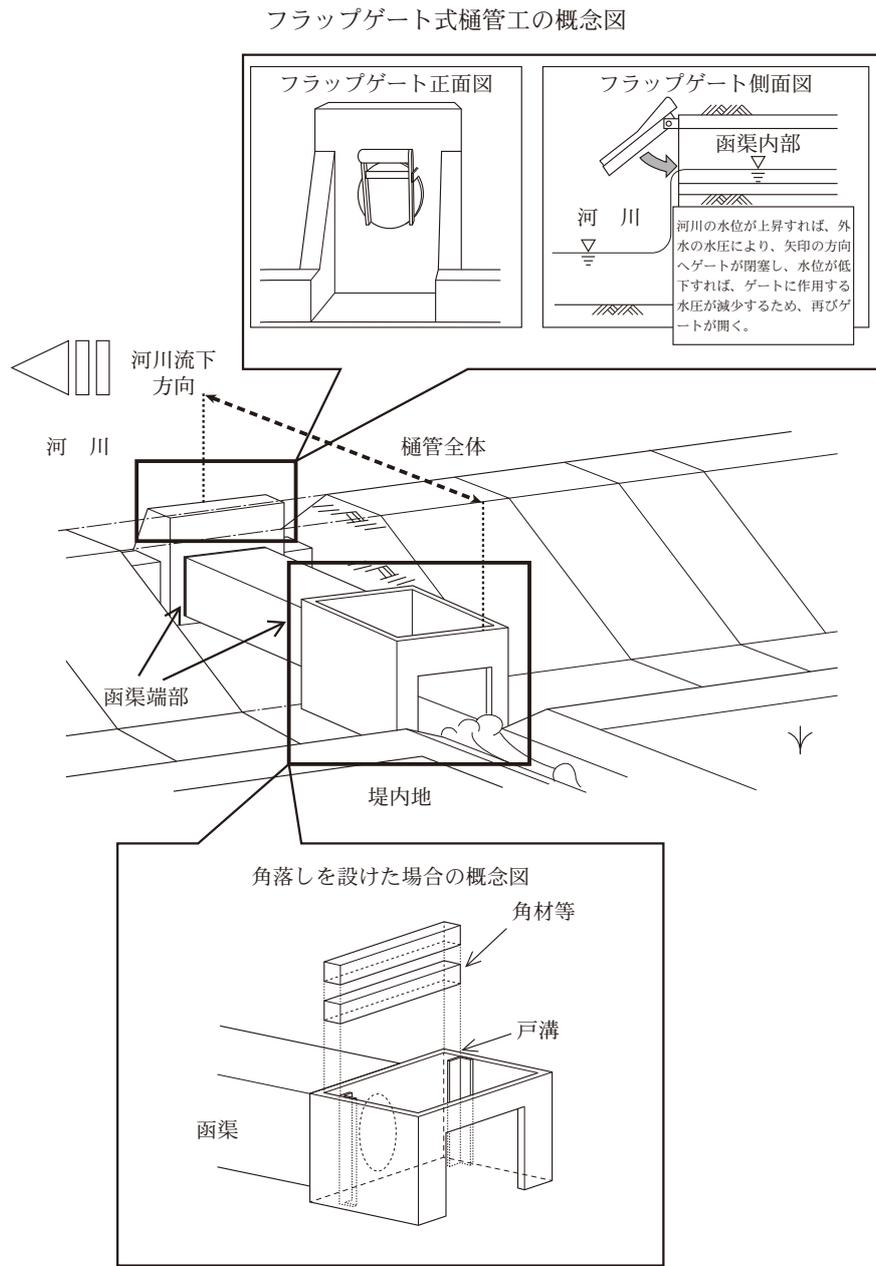
(注1) 堤内地 堤防によって洪水から守られている宅地や農地等がある区域

(注2) 角落し <sup>かんきょ</sup> 函渠端部等に設けた戸溝に角材等を積み重ねて外水を遮断するもの

(注3) 計画高水位 流域の人口、資産の集積等を勘案して定められた河川整備を行う際の基本となる水位

(参考図)

第3章 第1節 第13 国土交通省



落差工の設計が適切でなかったもの (1件 不当と認める国庫補助金 2,909,500円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
(404) 石川県	石川県	活力創出 基盤整備 総合交付 金	22、23	千円 85,911 (85,911)	千円 47,251	千円 5,290 (5,290)	千円 2,909

この交付金事業は、石川県が、主要地方道内浦柳田線道路改良事業の一環として、鳳珠郡能登町字合鹿地内において、道路の盛土により失われる既存の河川の機能を維持することを目的として、河川を付け替えるため、ブロック積護岸、落差工等の築造等を実施したものである。

このうち落差工は、河床を安定させることなどを目的として、河川の延長計 291.0mにおいて、計 4 基(幅 2.0m、延長 6.7m又は 7.0m、落差高 1.5m又は 2.0m、水叩きの厚さ 1.3m又は 1.4m)を現場打ち鉄筋コンクリートにより築造するものである。

本件落差工の設計は、安定計算等の詳細な設計基準を定めた「建設省河川砂防技術基準(案)同解説」(社団法人日本河川協会編。以下「技術基準」という。)等に基づいて行われている。技術基準等によると、落差工は、自重、静水圧、揚圧力、地震時慣性力、土圧等を考慮して設計することとされている(参考図参照)。そして、滑動に対する安全率は、常時で 1.5 以上、地震時で 1.2 以上を確保することとされている。このうち揚圧力は、落差工の地中部に沿って流れる浸透水の流路の長さ(以下「浸透経路長」という。)などに基づいて計算することとされており、落差工の底面に遮水工を設置すれば浸透経路長が長くなることにより、減殺されることとされている。

同県は、本件落差工の設計に当たり、落差工に対して上流側から作用する静水圧(以下「上流側静水圧」という。)及び下流側から作用する静水圧(以下「下流側静水圧」という。)並びに遮水工を考慮した揚圧力を計算して安定計算を行えば、常時及び地震時の滑動に対する安全率が許容値をそれぞれ上回ることから、安全であるとしていた。

しかし、本件落差工の設計は、次のとおり適切でなかった。

#### ア 静水圧について

地震時における上流側静水圧及び下流側静水圧の計算において、上流側静水圧については落差高に水叩きの厚さを加えた値を、下流側静水圧については水叩きの厚さを、それぞれ 2 乗した値に、水の単位体積重量及び 2 分の 1 を乗じて計算することとされているのに、誤って、いずれも 2 乗していなかったため、地震時における上流側静水圧及び下流側静水圧が過小に計算されていた。

#### イ 揚圧力について

前記のとおり、揚圧力の計算においては遮水工が考慮されていたが、誤って、落差工の設計図面に遮水工を記載しておらず、この設計図面により施工していたため、遮水工は設置されていなかった。このため、実際の施工に基づき短くなった浸透経路長により常時及び地震時における揚圧力を計算すると、いずれも前記の安定計算における値を上回ることとなる。

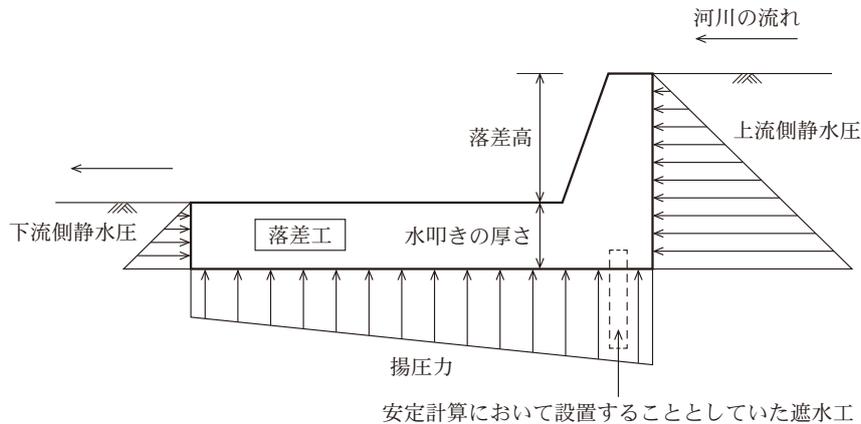
そこで、本件落差工について、改めて安定計算を行ったところ、常時の滑動に対する安全率は、1.40 又は 1.41、地震時の滑動に対する安全率は、0.83 又は 0.84 となり、許容値の 1.5(常時)又は 1.2(地震時)をそれぞれ下回っていて、いずれも安定計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

したがって、本件 4 基の落差工(これらの工事費相当額計 5,290,000 円)は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る交付金相当額 2,909,500 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

(参 考 図)

地震時に落差工に作用する静水圧及び揚圧力の概念図



(3) 補助の対象とならないもの 2件 不当と認める国庫補助金 20,793,465 円

補助の対象とならない設計業務に要した費用について補助金等が交付されていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 17,328,465 円)

部 局 等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対す る国庫補 助金等交 付額	不当と認 める事業 費 (国庫補 助対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(405) 沖縄県	沖縄県	総合流域 防災事業 費補助、 社会資本 整備総合 交付金	21～23	19,253 (19,253)	17,328	19,253 (19,253)	17,328

この補助事業等は、沖縄県が、砂防法(明治30年法律第29号)等に基づき、「H21 北部管内砂防調査設計業務委託」(以下「H21 調査設計委託」という。)を契約金額 12,327,000 円(国庫補助金等 11,094,300 円)で、「H22 砂防施設機能改善予備設計業務委託」(以下「H22 予備設計委託」という。)を契約金額 6,926,850 円(国庫補助金等 6,234,165 円)で実施したものである。

H21 調査設計委託は、同県北部土木事務所管内の砂防施設が周辺の自然環境に与える影響を明らかにし、その影響を回避又は軽減する対策を調査の上、検討する業務であり、H22 予備設計委託は、H21 調査設計委託に関連し、同土木事務所管内の砂防えん堤について、水循環等の機能改善を図るための概略設計を行う業務である。

同県は、これらの業務を委託するに当たり、「平成21年度河川局所管国庫補助事業に係る補助金等交付申請及び実施承認について(災害復旧事業に係るものを除く。)(平成21年国河総第1623号国土交通省河川局長通知。以下「局長通知」という。)等において、事業費の費目「測量及び試験費」等の内容が「工事を施行するために必要な調査、測量、試験等に要する費用とする」と規定されていることから、H21 調査設計委託及び H22 予備設計委託の業務に要した費用はこの費目及び内容に該当するとして交付申請を行い、これにより交付決定を受けていた。

しかし、H21 調査設計委託及び H22 予備設計委託の業務の内容は、工事を施行する砂防施設の箇所抽出のための調査、設計等となっていて具体的な施設を築造又は改良するための調査、設計ではなく、工事の施行に直接結びつかない事前調査、概略設計等となっていることから、局長通知等で定める「測量及び試験費」等に該当しないと認められる。

したがって、H21 調査設計委託及び H22 予備設計委託の業務に要した費用(契約金額計 19,253,850 円)は、補助金等の交付対象とは認められず、これに係る国庫補助金等計 17,328,465 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、本件国庫補助金等の対象となる事業費の内容についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

**地籍調査費負担金の対象経費に、交付対象とならない経費を含めていたもの**

(1 件 不当と認める国庫補助金 3,465,000 円)

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(406) 国土交通 本省	千葉県	南房総市	地籍調査	23	54,375 (54,375)	27,187	6,930 (6,930)	3,465

この負担金事業は、南房総市が、同市内の地籍調査を事業費 54,375,500 円(国庫負担金 27,187,750 円)で実施したものである。

国土調査法(昭和 26 年法律第 180 号)等によると、都道府県は、毎年度、地籍調査に係る調査地域、調査面積、調査期間等を記載した計画(以下「事業計画」という。)を定めることとされている。

そして、地籍調査費負担金交付要綱(昭和 33 年経企土第 130 号経済企画事務次官依命通達)等によると、事業計画に定められた地域で実施した地籍調査の委託料等を国庫負担金の対象とすることとされている。

同市は、千葉県が定めた平成 23 年度の事業計画に基づいて地籍調査を行い、これに要した経費 54,375,500 円を事業費として同県に実績報告を行っていた。

しかし、同市は、上記の実績報告に当たり、事業計画に定められていない地域に係る地籍調査の委託料や 23 年度中に実施していない地籍調査の委託料等を事業費に含めていた。

したがって、上記の委託料等を除いて適正な国庫負担金の対象経費を算定すると 47,445,500 円となることから、前記の地籍調査に要した経費 54,375,500 円はこれに比べて 6,930,000 円過大となっており、これに係る国庫負担金相当額 3,465,000 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において国庫負担金の対象経費についての理解が十分でなかったこと、同県において同市に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

**(4) 工事の設計及び施工が適切でなかったもの**

1 件 不当と認める国庫補助金 154,417,375 円

**陸<sup>こ</sup>閘の設計及び施工が適切でなかったもの**

(1 件 不当と認める国庫補助金 154,417,375 円)

部局等	補助事業者等	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(407) 中部地方 整備局	三重県	海岸(津波危機管理)等	17~23	397,041 (390,404)	195,202	315,472 (308,834)	154,417

この補助事業等は、三重県が、五ヶ所港等3港において、胸壁の開口部に設置されている既存の陸  
(注) 閘16基を台風、地震発生時等の異常時に安全、迅速かつ確実に閉鎖できるように、陸閘の開閉を電動  
 化する工事を実施したものである。

同県は、本件陸閘16基の電動化工事の設計に当たり、陸閘の開閉用操作スイッチは胸壁の陸側に設  
 置することにしていて、一方、電線を引き込んで陸閘の開閉に必要な電力を得るための引込開閉器盤  
 (以下「引込盤」という。)を添架する引込柱は、胸壁の陸側に道路等が通る支障となるなどのた  
 め、胸壁の海側に設置することにしていて(参考図参照)。

しかし、同県は、引込盤の添架位置を陸閘の天端よりも高くしなければ、高潮等により水位が上昇  
 した際に引込盤が浸水して、陸閘が電動により開閉できなくなる危険性があるのに、陸閘12基につい  
 て、誤って引込盤の添架位置を陸閘の天端よりも低い位置に記載した設計図面により工事を発注した  
 などのため、請負人は、陸閘の天端よりも25cmから57cm低い位置に引込盤を施工していた。

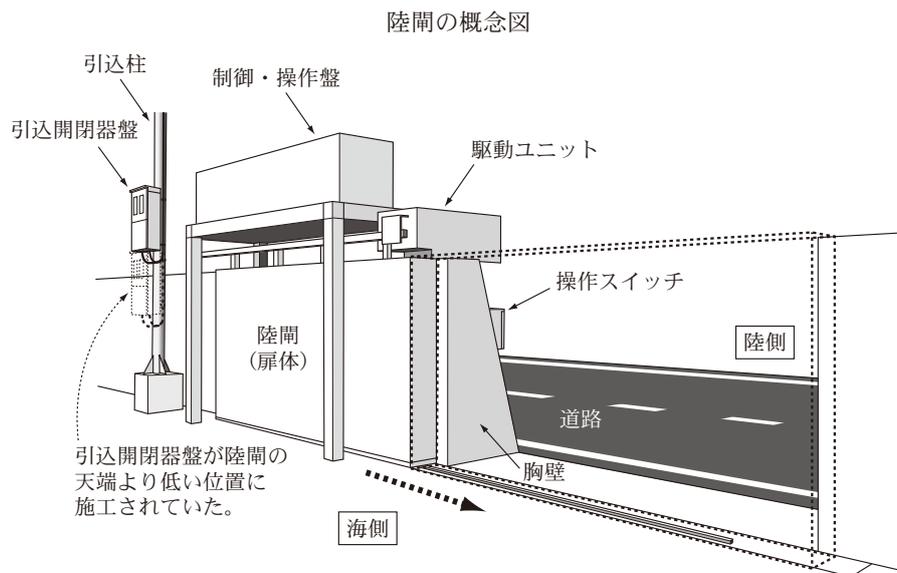
また、残りの陸閘4基について、同県は、引込盤の添架位置を陸閘の天端よりも高い位置に記載し  
 た設計図面により工事を発注していたのに、このうちの1基について、請負人は、誤って陸閘の天端  
 よりも30cm低い位置に引込盤を施工していた。

したがって、前記の陸閘計13基の電動化工事(工事費相当額計315,472,150円、国庫補助対象額計  
 308,834,750円)は、設計及び施工が適切でなかったため、高潮等により水位が上昇した際に引込盤が  
 浸水して、陸閘が電動により開閉できなくなる危険性がある状況となっていて、工事の目的を達して  
 おらず、これに係る国庫補助金等相当額154,417,375円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったの  
 に、これに対する検査が十分でなかったり、引込盤の施工が適切でなかったのに、これに対する監督  
 が十分でなかったりしたことなどによると認められる。

(注) 陸閘 港湾、海浜等を利用するために、胸壁等に車両及び人の通行が可能ないように設けた門扉で、台  
 風、地震発生時等の異常時には閉鎖して、胸壁等と同様の防災機能を有する施設

(参 考 図)



(5) 補助の目的を達していなかったもの 1件 不当と認める国庫補助金 5,697,000 円  
 高齢者向け優良賃貸住宅が管理期間中に無断で売却されて、補助の目的を達していなかったもの (1件 不当と認める国庫補助金 5,697,000 円)

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業者等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
(408) 大阪府	大阪府	A (事業主体)	高齢者向け優良賃貸住宅建設	16	千円 232,000 (45,699)	千円 15,233	千円 17,091 (17,091)	千円 5,697

この補助事業は、個人事業者Aが、貝塚市福田地内において、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」(平成13年法律第26号。以下「法」という。)等に基づき、良好な居住環境を備えた高齢者向けの優良な賃貸住宅(以下「高優賃」という。)の整備及び管理を行うとして、賃貸住宅1棟(鉄骨造3階建て23戸)を整備したものである。

高優賃は、法等に基づき、高齢者の居住の安定を図り、もって福祉の増進に寄与することを目的として整備されるものであり、高優賃の整備及び管理を行おうとする者は、高優賃として管理する期間、敷地等に関する所有権、地上権等を記載した賃貸住宅の整備及び管理に関する計画(以下「供給計画」という。)を作成して都道府県等に申請を行うことになっている。そして、都道府県等は供給計画が法等で定められた認定基準に適合すると認めるときは、供給計画の認定をすることができるとされている。また、都道府県等は、当該認定を受けた者に対して、高優賃の整備に要する費用の一部を補助することができることされており、国は、その費用を補助する都道府県等に国庫補助金を交付している。

個人事業者Aは、平成16年度に、本件補助事業を事業費232,000,000円(国庫補助対象事業費45,699,000円)で実施して、補助事業者である大阪府から補助金30,466,000円(うち国庫補助金15,233,000円)の交付を受けていた。

しかし、個人事業者Aは、供給計画により管理期間が17年3月から27年2月までの10年間と定められているにもかかわらず、同府に無断で、23年8月に本件高優賃を第三者へ売却しており、所有権が第三者へ移転していた。そして、同府から本件高優賃の管理を行っていなかったとして、供給計画の認定を取り消されていた。

したがって、本件高優賃は、管理期間中に無断で売却されていて高優賃としての管理が行われていないことから、補助の目的を達しておらず、高優賃としての管理が行われなくなった日から管理期間終了日までの間に係る補助対象事業費17,091,002円、これに係る国庫補助金相当額5,697,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、個人事業者Aにおいて、高優賃の適正な管理に対する認識が欠けていたことなどによると認められる。

(6) 補助の目的外に使用していたもの 1件 不当と認める国庫補助金 5,330,918 円  
 補助事業で取得した施設の一部を補助の目的外に使用していたもの (1件 不当と認める国庫補助金 5,330,918 円)

部局等	補助事業者等	補助事業者等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
(409) 群馬県	太田市	まちづくり交付金(地域創造支援事業等)	18	千円 32,235 (32,235)	千円 12,894	千円 13,327	千円 5,330

この交付金事業は、太田市が、太田駅利用者のための待合スペース、観光案内所及び公衆トイレ(鉄骨平屋建 331.0㎡。以下「待合スペース等」という。)を 32,235,000 円(交付対象事業費同額、交付金交付額 12,894,000 円)で整備し取得したものである。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)第 22 条の規定等によると、補助事業者等は、補助事業等により取得した財産を補助金等の交付の目的に反して使用したり、貸し付けたりなどするときは、当該補助事業等を所掌する各省各庁の長の承認を受けなければならないことなどとされている。

しかし、同市は、平成 20 年 6 月から 9 月までの間に、待合スペース等 331.0㎡のうち 206.2㎡を国土交通大臣の承認を受けずに民間事業者の事業所として改修するなどして、同年 10 月以降、同事業者に有償で貸し付けていた。

したがって、本件交付金事業により整備した待合スペース等の一部 206.2㎡(交付対象事業費 13,327,297 円)は、同年 6 月以降、補助の目的外に使用されており、これに係る交付金相当額 5,330,918 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、補助事業等で取得した施設の使用等に当たって、法令等に基づく適正な管理に対する認識が欠けていたことなどによると認められる。

## 不正行為

### (410) 職員の不正行為による損害が生じたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)国土交通本省共通費
部 局 等	北海道開発局帯広開発建設部
不正行為期間	平成 20 年 12 月頃～22 年 4 月頃
損害金の種類	国家賠償法(昭和 22 年法律第 125 号)に基づく賠償金
損 害 額	992,895 円

本院は、北海道開発局帯広開発建設部(以下「開発建設部」という。)における不正行為について、会計検査院法第 27 条の規定に基づく国土交通大臣からの報告及び予算執行職員等の責任に関する法律(昭和 25 年法律第 172 号)第 4 条第 4 項の規定に基づく同大臣からの通知を受けるとともに、国土交通本省、北海道開発局及び開発建設部において、合規性等の観点から不正行為の内容がどのようなものであるかなどに着眼して会計実地検査を行った。

本件は、開発建設部において、経理課上席経理専門官(平成 21 年 3 月 31 日以前は管財専門官)米村某が、契約担当官の補助者として国有財産の処分に係る事務に従事中、20 年 12 月頃から 22 年 4 月頃までの間に、北海道帯広市に所在する未利用の国有地を隣接する土地の所有者 2 名(以下「隣接者」という。)に売り払うとして、虚偽の国有財産売買契約書を作成するなどして、その土地代金を隣接者から詐取したものである。そして、開発建設部は 24 年 8 月に、職員がその職務を行うについて、違法に隣接者に損害を与えたことにより、国家賠償法(昭和 22 年法律第 125 号)に基づく賠償金計 992,895 円を隣接者に支払ったものであり、開発建設部に同額の損害が生じていて、不当と認められる。

なお、本件損害額については、25 年 9 月末現在で補填が全くされていない。

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 既設橋りょうの耐震補強工事の設計について、橋脚の基礎部分に与える影響を考慮した工法選定を行うことなどにより、橋脚の基礎部分を含めて橋りょう全体としての耐震性能を確保できるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)社会資本総合整備事業費 等 社会資本整備事業特別会計(道路整備勘定) (項)道路交通安全対策事業費 等
部 局 等	1 地方整備局、4 府県
事業及び補助の根拠	道路法(昭和 27 年法律第 180 号)等
事業主体	国道事務所 1、府 1、県 2、市 1、計 5 事業主体
既設橋りょうの耐震補強工事の概要	架設当時の基準を適用して設計された橋りょうについて、既往の地震による被害事例等を踏まえて、甚大な被災に結びつくおそれのある部材の損傷を軽減し、所要の耐震性能を確保するために、橋脚の補強対策や落橋防止対策等を講ずるもの
既設橋りょうの耐震補強工事を含む工事に係る契約額	直轄事業 20 億 8219 万余円(平成 23、24 両年度) 補助事業等 23 億 4097 万余円(国庫補助金等交付額 10 億 0415 万余円)(平成 22 年度～24 年度)
上記のうち基礎部分への影響が生ずる結果となる鉄筋コンクリート巻立てなどに係る直接工事費	直轄事業 3907 万円 補助事業等 1 億 1562 万円(国庫補助金等相当額 5711 万円)

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

既設橋りょうの耐震補強工事の設計について

(平成 25 年 10 月 31 日付け 国土交通大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

記

1 事業の概要

(1) 耐震補強工事の概要

貴省は、一般国道等において、地震による橋脚の倒壊や橋桁の落下等の被害を未然に防止するために、国が行う直轄事業又は地方公共団体が行う国庫補助事業等により、既設橋りょうの耐震補強工事を多数実施している。

既設橋りょうの耐震補強工事は、架設当時の基準を適用して設計された橋りょうについて、既往の地震による被害事例等を踏まえ、甚大な被災に結びつくおそれのある部材の損傷を軽減し、所要の耐震性能を確保するために、橋脚の補強対策や落橋防止対策等を講ずるものである。

## (2) 耐震補強工事の設計

既設橋りょうの耐震補強工事の設計は、「道路橋示方書・同解説」(社団法人日本道路協会編。以下「示方書」という。)等に準拠して行われている。また、「既設道路橋の耐震補強に関する参考資料」(社団法人日本道路協会編。以下「参考資料」という。)等に設計計算例等が示されており、耐震補強工事の設計を行う上で参考とされている。

示方書では、橋りょうの耐震性能等に関して基本的な要求事項を明示しており、このうち設計において考慮すべき設計地震動については、橋りょうの供用期間中に発生する確率が高い地震動であるレベル1地震動と、橋りょうの供用期間中に発生する確率は低いが大きな強度をもつ地震動であるレベル2地震動の2段階のレベルが示されている。

そして、橋りょうの耐震性能については、橋全体の挙動を踏まえ、橋りょうの重要度に応じて、レベル1地震動に対しては、地震によって橋りょうとしての健全性を損なわない性能を確保するように、レベル2地震動に対しては、地震による損傷が限定的なものにとどまり、橋りょうとしての機能の回復が速やかに行い得る性能又は地震による損傷が橋りょうとして致命的とならない性能を確保するように設計することとされている。

また、参考資料では、既設橋りょうの耐震補強設計における留意事項として、耐震補強工事の工法は、橋脚の耐震補強のみならず、基礎、支承や落橋防止システムと併せて検討し、橋りょう全体として耐震性能が確保されるように適切に選定するとの考え方が示されている。

## (3) 耐震補強工事の工法等

既往の地震において橋りょうが被害を受けた事例としては、平成7年に兵庫県南部地震があり、鉄筋コンクリート製橋脚の損傷により、橋りょうの倒壊に至る甚大な被害が発生するなどした。このことから、救急・救援活動や緊急物資の輸送等の重要な役割を果たす緊急輸送道路等に架かる橋りょうについて、地震発生時の落橋等の甚大な被害につながる損傷を防止するため、橋桁と橋台・橋脚とを鋼製部材で連結するなどして橋桁の落下を防ぐ落橋防止システムを取り付けたり、支承構造を変更したり、橋脚の柱部分に炭素繊維シート<sup>(注1)</sup>の接着や、鉄筋コンクリートの巻立てを行ったりするなどの工法により所要の耐震性能を確保することを目的とした耐震補強工事が優先的に実施されている(参考図参照)。

そして、これらの耐震補強工事の設計に当たっては、設計時点における最新の示方書等に準拠して、一般に橋りょうを構成する主要な部材ごとに耐力の照査を実施しており、橋脚の柱部分については、レベル2地震動にまで対応する耐力を確保できるよう設計している。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点及び着眼点)

既設橋りょうの耐震補強工事は、新たな大規模の地震が想定される昨今の状況下において毎年度多数実施されている。そこで、本院は、合規性、有効性等の観点から、設計が適切に行われ、地震に対する安全性が確保されているかなどに着眼して検査を行った。

### (検査の対象及び方法)

検査に当たっては、既設橋りょうの耐震補強工事のうち基礎杭を用いた橋脚の基礎部分により支持される橋脚の柱部分への鉄筋コンクリート巻立てなどを行う工事について、16事業<sup>(注1)</sup>主体が22年度から24年度までに実施した直轄事業13工事(契約金額計20億8219万余

円)、国庫補助事業等 39 工事(同 23 億 4097 万余円、国庫補助金等交付額計 10 億 0415 万余円)、計 52 工事(同 44 億 2316 万余円、同 10 億 0415 万余円)を対象として、契約書、詳細設計書類等を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(注 1) 16 事業主体 秋田河川、能代河川、岐阜、高山、和歌山河川各国道事務所、帯広開発建設部、京都、大阪両府、茨城、埼玉、石川、広島各県、さいたま、加須、金沢、京都各市

#### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(注 2)  
5 事業主体が実施した直轄事業 6 工事(契約金額計 12 億 5496 万円)、国庫補助事業等 12 工事(同 7 億 2373 万余円、国庫補助金等交付額計 3 億 4800 万余円)、計 18 工事では、設計の基礎となる詳細設計書類等によると、橋脚の柱部分については、鉄筋コンクリート巻立てにより、レベル 1 地震動とレベル 2 地震動に対する耐力を確保していた(以下、当該耐震補強工事における橋脚の柱部分の鉄筋コンクリート巻立てを「鉄筋コンクリート巻立て」という。)。しかし、橋脚の基礎部分については、鉄筋コンクリート巻立てなどにより橋脚の自重が増加することによる影響(以下、この鉄筋コンクリート巻立てなどが橋脚の基礎部分に与える影響を「基礎部分への影響」という。)により、耐震補強工事の実施前に確保できていたレベル 1 地震動に対する耐力が耐震補強工事の実施後において確保できていない計算結果となっていたり、架設当時と耐震補強工事の設計時点との設計手法が異なることから耐震補強工事の実施前に既に不足していた耐力が更に不足する計算結果となっていたりしていた(基礎部分への影響が生ずる結果となる鉄筋コンクリート巻立てなどに係る直接工事費、直轄事業計 3907 万余円、国庫補助事業等計 1 億 1562 万余円、国庫補助金等相当額計 5711 万余円)。一例として、レベル 1 地震動に対する照査において、橋脚の基礎部分に用いた基礎杭の鉄筋に生ずる曲げ引張応力度をみると、8 工事において許容値 270N/mm<sup>2</sup>を超えていて、274.29N/mm<sup>2</sup>から 562N/mm<sup>2</sup>までとなる計算結果となっていた。

(注 2) 5 事業主体 岐阜国道事務所、京都府、茨城、埼玉両県、金沢市

上記の 5 事業主体は、既設橋りょうの耐震補強工事の実施に当たり、基礎部分への影響を考慮した工法を選定していなかったり、橋脚の基礎部分の耐震補強の要否等について更に詳細に検討していなかったりしていた。

しかし、橋脚の基礎部分についても、橋りょうを構成する主要な部材の一つであることなどから、橋脚の柱部分だけでなく、橋りょう全体としての耐震性能を確保するための工法選定や、橋脚の基礎部分の耐震補強の要否等について検討することが重要であると認められる。

#### (是正及び是正改善を必要とする事態)

前記のように、既設橋りょうの耐震補強工事の設計に当たり、基礎部分への影響を照査するなどして検討した上で橋りょう全体として耐震性能を確保できる工法を選定していなかったり、橋りょうの耐震性能が確保されないおそれがある場合に、橋脚の基礎部分の耐震補強の要否等について更に詳細に検討していなかったりして、橋りょう全体としての耐震性能が確保されているかどうか明確となっていない事態は適切ではなく、是正及び是正改善の要があると認められる。

(発生原因)

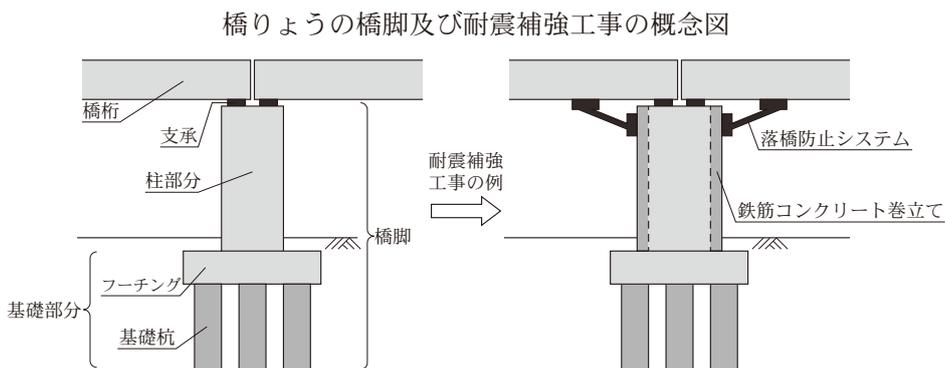
このような事態が生じているのは、事業主体において、既往の地震における被害事例等を踏まえて、既設橋りょうの耐震補強工事の実施について優先的に補強する構造や部材を認識していた一方で、基礎部分への影響を照査するなどして検討した上で橋りょう全体として耐震性能を確保できる工法を選定したり、橋りょうの耐震性能が確保されないおそれがある場合には、橋脚の基礎部分の耐震補強の要否等について更に詳細に検討したりするなどの耐震補強設計の考え方に対する理解が十分でなかったこと、また、貴省において、事業主体に対し、上記についての周知が十分でなかったことなどによると認められる。

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

我が国は地震災害が発生しやすい環境下にあり、新たな大規模の地震が想定される昨今の状況下において、国及び地方公共団体では、地震時の交通ネットワークの確保や道路利用者の安全を図るため、今後も引き続き既設橋りょうの耐震補強工事を実施することが見込まれることから、その基礎となる設計が適切に行われることが重要となる。

については、貴省において、前記の18工事に係る橋りょうについて更なる耐震補強の要否等の検討が今後適切に行われるよう、橋りょう全体としての耐震性能を確認するなどの是正の処置を要求するとともに、今後の既設橋りょうの耐震補強工事の設計が適切に行われるよう、基礎部分への影響を照査するなどして検討した上で橋りょう全体として耐震性能を確保できる工法を選定したり、橋りょうの耐震性能が確保されないおそれがある場合には、橋脚の基礎部分の耐震補強の要否等について更に詳細に検討したりするなどの耐震補強設計の考え方を国道事務所等に周知徹底し、また、地方公共団体に対しても助言するよう是正改善の処置を求める。

(参 考 図)



(2) 国が管理する国道のトンネルの維持管理に当たり、トンネル本体工及び換気設備の定期点検を点検要領等に基づき確実に実施するなどして、トンネルの維持管理を適切に行うよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	社会資本整備事業特別会計(道路整備勘定)(項)道路環境改善事業費等
部 局 等	8 国道事務所等
事業の根拠	道路法(昭和27年法律第180号)

トンネル本体工の定期点検の概要	トンネル本体工の変状を把握して、利用者被害の可能性のある箇所に対して応急措置を講ずるなどして、安全で効果的な維持管理を行うことを目的として、定期的に点検を行うもの
トンネル換気設備の定期点検の概要	トンネル換気設備の劣化及び老朽化等による損傷箇所を発見することを目的として、定期的に点検を行うもの
検査の対象としたトンネル数	312 トンネル
トンネル本体工の定期点検を含む点検業務費	12 億 2327 万余円(平成 23、24 両年度)
上記のうち適切でなかった定期点検を含む点検業務費(1)	7 億 4937 万円(背景金額)
トンネル換気設備の定期点検を含む点検業務費	12 億 2465 万余円(平成 23 年度～25 年度)
上記のうち適切でなかった定期点検を含む点検業務費(2)	4 億 3575 万円(背景金額)
(1)及び(2)の計	11 億 8512 万円(背景金額)

【是正改善の処置を求めたものの全文】

国が管理する国道のトンネルの維持管理について

(平成 25 年 10 月 24 日付け 国土交通大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 トンネル本体工及び換気設備の定期点検の概要

貴省は、道路交通の安全確保とその円滑化を図るため、道路整備事業を実施しており、その一環として、毎年度トンネル工事等を多数実施し、これらのトンネルの利用者の安全性と快適性及び円滑な交通を確保するため、トンネルの覆工、坑門等のトンネル本体工及び換気設備、非常用施設等のトンネル附属物の点検を国道事務所等において実施している。

国道事務所等は、国が管理する国道のトンネル本体工については、「道路トンネル定期点検要領(案)」(平成 14 年 4 月 国土交通省道路局。以下「点検要領」という。)により、定期点検を実施することとしている。点検要領によると、初回定期点検は、トンネル建設後 2 年以内に、コンクリートのひび割れなどの変状を正確に把握するために近接目視点検及び打音検査を行うこととされている。2 回目以降の定期点検は、前回の定期点検の結果等に応じ、2 年又は 5 年に 1 回程度の頻度で、前回の定期点検で詳細に把握されている変状を遠望目視点検を行うことにより照合して、前回の定期点検の結果に基づき補修・補強対策が講じられた箇所等に対しては、近接目視による変状の把握と打音検査によるうき・剝離の有無及び範囲の確認を行うこととされている。そして、定期点検は、その結果に基づき、応急対策の必要性や補修・補強対策の要否を検討する標準調査の必要性を判定して点検記録を作成し、適切な補修・補強対策に活用することにより、安全で効果的なトンネルの維持管理を行うことを目的としている。

また、国道事務所等は、「トンネル換気設備・非常用施設 点検・整備標準要領(案)」(平成16年3月 国土交通省総合政策局。以下「標準要領」という。)により、トンネル内に設置された換気設備等については、設備の劣化及び老朽化等による損傷箇所の発見を目的として一定の間隔を定めて定期点検を実施している。標準要領によると、定期点検は、設備の機能維持等を目的とした年点検と常に運転可能な状態を維持することを目的とした月点検に区分され、年点検は年1回、月点検は原則として月1回実施することとされている。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点及び着眼点)

国が管理する国道のトンネルの維持管理費用は毎年度多額に上っていることなどから、本院は、合规性、有効性等の観点から、トンネル本体工、換気設備の定期点検は適時適切に実施され、定期点検の結果が維持管理に反映されているかなどに着眼して検査した。

### (検査の対象及び方法)

検査に当たっては、23国道事務所等<sup>(注1)</sup>が管理している312トンネルを対象として、平成23、24両年度に、19国道事務所等<sup>(注2)</sup>が実施した延べ185トンネルにおけるトンネル本体工の定期点検(トンネル本体工の定期点検を含む施設点検業務の契約金額計12億2327万余円)及び12国道事務所等<sup>(注3)</sup>が実施した39トンネルにおけるトンネル換気設備の定期点検(換気設備としてのジェットファン179基、換気設備の定期点検を含む機械設備点検業務等の契約金額計12億2465万余円)について、点検報告書等の関係書類及び現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 23国道事務所等 秋田河川、能代河川、郡山、相武、甲府河川、長野、高田河川、新潟、岐阜、高山、福知山河川、姫路河川、和歌山河川、三次河川、広島、徳島河川、香川河川、長崎河川、鹿児島、北部各国道事務所、帯広、留萌、稚内各開発建設部

(注2) 19国道事務所等 秋田河川、能代河川、相武、甲府河川、長野、高田河川、新潟、岐阜、高山、姫路河川、和歌山河川、三次河川、広島、徳島河川、香川河川、北部各国道事務所、帯広、留萌、稚内各開発建設部

(注3) 12国道事務所等 秋田河川、郡山、長野、新潟、岐阜、高山、福知山河川、姫路河川、広島、徳島河川、長崎河川、鹿児島各国道事務所

### (検査の結果)

検査したところ、トンネル本体工及び換気設備の定期点検が適切でない事態が次のとおり見受けられた。

#### (1) トンネル本体工の定期点検について

ア 定期点検を点検要領に定める頻度で実施していないもの

3国道事務所等<sup>(注4)</sup>は、23年度に12トンネル、24年度に17トンネルについて、トンネル本体工の定期点検を実施している。このうち、11トンネル(トンネル本体工の定期点検を含む施設点検業務の契約金額計1億5288万円)については、表のとおり、前回の定期点検の実施時期が、点検要領が制定された14年度となっていて、前回の定期点検から今回の定期点検までの間隔が、点検要領で定める2年又は5年より長い9年又は10年となっていた。

表 トンネル本体工の定期点検の頻度

地方整備局等名	国道事務所等名	ト ン ネル													
		名 称	完成年次	14年度以降の定期点検及び対策工事の実施状況											
				14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	
関 東	長 野	信越隧道	S36	点					対						点
		池沢隧道	S50	点						対					点
		笹平トンネル	H9	点					対					点	
		犬戻トンネル	H6	点					対					点	
		小松原トンネル	H8	点					対					点	
中 部	岐 阜	吉野トンネル	S62	点						対				点	
近 畿	姫 路	夢前トンネル(上り)	S50	点					対					点	
		夢前トンネル(下り)	S60	点					対					点	
		山田トンネル(上り)	S48	点	対									点	
		城山トンネル(上り)	S60	点						対				点	
		城山トンネル(下り)	S60	点						対				点	

(注) 「トンネル」欄の「点」は定期点検を実施した年度であり、「対」は対策工事を実施した年度である。

そして、3国道事務所等では、この間に定期点検を実施していない理由を、14年度の定期点検時に発見した補修等が必要な箇所について対策工事を実施したことから、その対策工事が定期点検に代わるものであり、次回の定期点検を、対策工事の完了から5年経過後に実施すれば問題はないと認識していたためなどとしていた。

しかし、対策工事が実施された箇所は補修等が必要な箇所のみであって、トンネル本体工の全体を点検していないこととなり、定期点検に代わるものではないことから、点検要領で定める頻度で定期点検を実施する必要があると認められた。

(注4) 3国道事務所等 長野、岐阜、姫路河川各国道事務所

イ 初回定期点検を点検要領に基づいて実施していないもの

(注5) 2国道事務所等は、23年度に3トンネル、24年度に7トンネルについて、トンネル本体工の定期点検を実施(トンネル本体工の定期点検を含む施設点検業務の契約金額計8876万余円)しているが、供用前の3トンネル(注6)(16年及び19年にトンネル本体工が完成)については、初回定期点検を実施していなかった。そして、2国道事務所等では、初回定期点検を実施していない理由を、トンネルの供用開始までに初回定期点検を実施すれば問題はないなどと認識していたためとしていた。

しかし、点検要領では、初期の段階で発生した覆工コンクリートのひび割れ等の変状を正確に把握し、記録しておくことが以後の維持管理に有効な資料となるため、初回定期点検はトンネル建設後2年以内実施することとされていることから、点検要領に基づいて初回定期点検を実施する必要があると認められた。

(注5) 2国道事務所等 能代河川、北部両国道事務所

(注6) 3トンネル 釈迦内トンネル、大茂内第一トンネル、名護大北トンネル

ウ 定期点検の結果に基づく対策工事を実施しないまま次回定期点検を予定しているもの  
帯広開発建設部は、23年度に7トンネルについて、トンネル本体工の定期点検を実

施しており、その結果、7トンネルのうち4トンネルについては、補修・補強対策が必要であるとし、次回の定期点検を2年後の25年度に実施することとしていた。そして、この4トンネルのうち3トンネル<sup>(注7)</sup>(トンネル本体工の定期点検を含む施設点検業務の契約金額計5億0772万余円)については、23年度の定期点検の結果に基づく対策工事を次回(25年度)の定期点検後の26年度以降に実施することとしても問題はないと認識していた。

しかし、点検要領では、定期点検は、前回の定期点検の結果に基づく補修・補強対策が講じられた箇所に対して確認を行うこととされていることから、前回(23年度)の定期点検の結果に基づく対策工事を実施した上で次回(25年度)の定期点検を実施する必要があると認められた。

(注7) 3トンネル 浦幌トンネル、上厚内トンネル、直別トンネル

## (2) トンネル換気設備の定期点検について

### ア 定期点検を標準要領に基づいて実施していないもの

秋田河川国道事務所は、ジェットファンが設置されている3トンネル<sup>(注8)</sup>(ジェットファン9基)について、22年度までは標準要領に基づき定期点検を実施していたが、23、24両年度については、故障が発生していないことから、道路施設の状況等を把握する目的で行っている徒歩による巡回を年1回実施(定期巡回を含む維持工事の契約金額計3億8850万円)することにより、標準要領に基づく定期点検に代わるものであると認識していた。

しかし、徒歩による巡回では、ジェットファンの取付状況を遠望目視するのみで、標準要領で求められている施設の劣化及び老朽化等による損傷箇所の発見を目的とする目視、打診及び計測等による定期点検に代わるものではないことから、標準要領に基づいて定期点検を実施する必要があると認められた。

(注8) 3トンネル 出戸トンネル、芦川トンネル、二古トンネル

### イ 定期点検の結果を維持管理に適切に反映させていないもの

広島国道事務所は、23年度に6トンネル、24年度に8トンネルの換気設備について定期点検を実施している。そして、これらの定期点検を行ったトンネルのうち、3トンネル<sup>(注9)</sup>(ジェットファン11基、換気設備の定期点検を含む機械設備点検業務の契約金額計4725万円)については、21、22両年度の定期点検において、トンネル内のばい煙量等が一定以上になるとジェットファンが自動的に運転を開始するために必要な制御盤が故障していて、自動運転ができない状態となっていることを把握していたにもかかわらず、制御盤の修理を行っていなかった。

しかし、上記3トンネルについては、トンネル内の換気が必要であるとして自動運転可能なジェットファンを設置していることから、定期点検の結果を踏まえ制御盤の修理を行い、定期点検の結果を維持管理に反映させる必要があると認められた。

(注9) 3トンネル 鈴ヶ峰トンネル(上り)、鈴ヶ峰トンネル(下り)、可部トンネル

### (是正改善を必要とする事態)

トンネル本体工及び換気設備の定期点検を点検要領等に基づき適切に実施していなかったり、定期点検の結果を維持管理に反映させていなかったりしている事態は適切とは認められず、是正改善の必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 国道事務所等において、トンネル本体工及び換気設備の定期点検について、点検要領等に基づいて確実に実施し、定期点検の結果を維持管理に反映することについての理解が十分でなかったこと
- イ 貴省において、国道事務所等に対して、トンネル本体工の定期点検について、点検要領等に基づいて確実に実施するよう指導を十分にしていなかったこと

3 本院が求める是正改善の処置

貴省においては、道路構造の保全と交通の危険防止を図るため、今後もトンネル本体工及び換気設備の定期点検を適切に実施することが求められている。

については、貴省において、トンネル本体工及び換気設備の定期点検が確実に実施されるよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

- ア 国道事務所等に対して、トンネル本体工及び換気設備の定期点検の重要性を認識させ、点検要領等に基づき確実に実施し、定期点検の結果を維持管理に反映するよう指示すること
- イ トンネル本体工の定期点検を確実に実施するために、国道事務所等にトンネル点検計画等を作成させ、同計画等の進捗状況を地方整備局等が確認できる体制を整備すること

(3) 国が管理する国道のトンネルに設置したジェットファンについて、新基準に基づくジェットファンの必要性等について検討を行い、不要となったジェットファンを新設トンネル等に転用することにより、有効活用を図るよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	社会資本整備事業特別会計(道路整備勘定)(項)地域連携道路事業費等
部 局 等	6 国道事務所等
事業の根拠	道路法(昭和27年法律第180号)
ジェットファン設置工事の概要	自動車の排出ガス等によってトンネルの利用者に悪影響を及ぼさないようにすることなどを目的として、トンネル内の空気の流れを促進することにより換気を行う設備を設置する工事
ジェットファンの設置基数及び設置工事費	49 基 11 億 9648 万余円(平成22年度～25年度)
ジェットファンを製作した基数及び製作に係る直接工事費	40 基 4 億 8348 万余円(平成22年度～25年度)
製作する必要がなかったジェットファンの基数及び低減できた直接工事費	40 基 2 億 8340 万円(平成22年度～25年度)

【是正改善の処置を求めたものの全文】

### 国が管理する国道のトンネルに設置したジェットファンの有効活用について

(平成25年10月24日付け 国土交通大臣宛て)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。  
記

#### 1 トンネル内の換気設備の概要

貴省は、道路交通の安全確保とその円滑化を図るため、道路整備事業を実施しており、その一環として、毎年度トンネル工事等を多数実施し、その際、これらのトンネルの利用者の安全性と快適性及び円滑な交通を確保するため、トンネル換気設備の設置工事等を国道事務所等において実施している。

国が管理する国道のトンネルの換気設備は、「道路トンネル技術基準」(平成元年建設省都街発第10号都市局長、道企発第33号道路局長通達)及びその解説書である「道路トンネル技術基準(換気編)・同解説」(社団法人日本道路協会編。以下「解説」という。)に基づき設置されている。換気設備については、トンネルの延長、勾配、交通条件等を考慮してトンネルの換気が自然換気で十分に対応できるかどうか検討した結果、自然換気では所定の換気量を確保できない場合には、ジェットファン等で強制的に換気を行う機械換気を行うこととされている。<sup>(注1)</sup>

そして、近年の自動車排出ガス規制等により、自動車から排出されるばい煙量等が大幅に減少したことなどから、平成20年10月に、解説が改訂され、換気設備の設計に用いる自動車から排出されるばい煙量等の設計条件の見直しが行われている(以下、改訂前の解説を「旧基準」、改訂後の解説を「新基準」という。)

(注1) ジェットファン トンネル内の空気の流れを促進することにより換気を行う設備

#### 2 本院の検査結果

##### (検査の観点及び着眼点)

国が管理する国道のトンネルにおけるジェットファンの設置工事費は毎年度多額に上っている。そこで、本院は、経済性等の観点から、旧基準等に基づいてトンネルに設置しているジェットファンについて、新基準に基づく設置の必要性及び必要基数(以下「必要性等」という。)の検討が行われ、その結果、不要となったジェットファンを新設トンネル等に転用することにより有効活用を図っているかなどに着眼して検査した。

##### (検査の対象及び方法)

検査に当たっては、15国道事務所等<sup>(注2)</sup>において設置している47トンネルにおけるジェットファン221基を対象として、必要性等の検討状況や不要となったジェットファンの転用状況について、トンネル台帳等の書類を確認するとともに、このうち新たにジェットファン49基を設置した工事(10件、設置工事費計11億9648万余円)の設計書、特記仕様書等の書類、現地でのジェットファンの設置状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注2) 15国道事務所等 秋田河川、能代河川、郡山、長野、新潟、岐阜、高山、福知山河川、姫路河川、三次河川、広島、徳島河川、長崎河川、鹿児島、北部各国道事務所

##### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

旧基準等に基づいてジェットファンを設置している11国道事務所等のうち、8国道事務所等<sup>(注3)</sup>は、27トンネルのジェットファン139基について、必要性等の検討を行っており、そ<sup>(注4)</sup>

の結果、表1のとおり、ジェットファン139基のうち76基が不要となったが、撤去することなくトンネル内に存置していた。

表1 ジェットファンの必要性等の検討状況及びその結果不要となったもの

地方整備局等名	国道事務所等名	必要性等の検討を行っているもの		左のうち、不要となったもの												計			
				通常型								高風速型							
				口径(mm)				口径(mm)											
				630		1030		1250		1530		1030		1250					
トンネル	基数	トンネル	基数	トンネル	基数	トンネル	基数	トンネル	基数	トンネル	基数	トンネル	基数	トンネル	基数				
東北	秋田	3	9					1	2					2	4			3	6
関東	長野	5	25			5	19											5	19
中部	岐阜	3	12					1	1	1	4							2	5
	高山	5	48			1	2							1	18			2	20
近畿	姫路	2	7											1	4			1	4
四国	徳島	3	15	1	2									2	4			3	6
九州	長崎	1	5			1	2											1	2
	鹿児島	5	18	1	4			1	3					2	7			4	14
計		27	139	2	6	7	23	3	6	1	4	4	11	4	26	21	76		

また、残りの3国道事務所等は、<sup>(注5)</sup>8トンネルのジェットファン28基について、貴省が旧基準等に基づいて設置しているジェットファンについて必要性等の検討を行うよう周知していないこともあり、その検討を行っていなかった。

(注3) 11国道事務所等 秋田河川、長野、新潟、岐阜、高山、福知山河川、姫路河川、広島、徳島河川、長崎河川、鹿児島各国道事務所

(注4) 8国道事務所等 秋田河川、長野、岐阜、高山、姫路河川、徳島河川、長崎河川、鹿児島各国道事務所

(注5) 3国道事務所等 新潟、福知山河川、広島各国道事務所

一方、<sup>(注6)</sup>8国道事務所等は、22年度から25年度までに、ジェットファン設置工事等(10件、工事費計11億9648万余円)を実施しており、12トンネルにおいてジェットファン49基を設置していた。このうち、<sup>(注7)</sup>3国道事務所は、当該国道事務所が管理する他のトンネルで不要となったジェットファン6基を撤去し、分解点検を実施するなどした後、当該国道事務所管内のトンネルに転用して有効活用を図っていたが、<sup>(注8)</sup>7国道事務所等は、新設のトンネル等10トンネルに新たにジェットファン43基を製作して設置していた(表2参照)。

表2 新たに製作したジェットファン

地方整備局等名	国道事務所等名	通常型								高風速型				計	
		口径(mm)				口径(mm)									
		630		1030		1250		1530		1030		1250			
		トンネル	基数	トンネル	基数	トンネル	基数	トンネル	基数	トンネル	基数	トンネル	基数		
東北	能代											1	3	1	3
北陸	新潟											1	4	1	4
中部	高山									1	7			1	7

地方整備局等名	国道事務所等名	通常型								高風速型				計	
		口径(mm)								口径(mm)					
		630		1030		1250		1530		1030		1250		トンネル	基数
		トンネル	基数	トンネル	基数	トンネル	基数	トンネル	基数	トンネル	基数	トンネル	基数		
中国	三次					1	3					2	7	2	10
	広島									1	2	1	1	2	3
九州	鹿児島											2	12	2	12
沖縄	北部									1	4			1	4
計						1	3			3	13	7	27	10	43

(注) 三次河川国道事務所において、1トンネルに2種類のジェットファンを設置していることからトンネル数が重複しており、集計しても計の欄と一致しない。

(注6) 8国道事務所等 能代河川、郡山、新潟、高山、三次河川、広島、鹿児島、北部各国道事務所

(注7) 3国道事務所 郡山、高山、広島各国道事務所

(注8) 7国道事務所等 能代河川、新潟、高山、三次河川、広島、鹿児島、北部各国道事務所

しかし、ジェットファンについては、口径等の仕様が同じであれば、新たに製作することなく、不要となっているジェットファンを転用できることから、7国道事務所等が設置した10トンネルのジェットファン43基のうち、6国道事務所等の8トンネル、ジェットファン40基は新たに製作する必要がなかったことになると認められる(表3参照)。

表3 新たに製作する必要がなかったことになるジェットファン

	通常型				高風速型		計
	口径(mm)				口径(mm)		
	630	1030	1250	1530	1030	1250	
①検討の結果、不要となったジェットファンの基数	6	23	6	4	11	26	76
②新たに製作したジェットファンの基数			3		13	27	43
②のうち、①を転用できることから、新たに製作する必要がなかったことになるジェットファンの基数			3		11	26	40

そこで、不要となったジェットファンを転用することとして、24年度に転用した国道事務所が採用している分解点検費等の積算額を基に、ジェットファンの転用に要する費用を試算すると、40基のジェットファンの製作に係る直接工事費4億8348万余円は、2億0005万余円となり、直接工事費を約2億8340万円低減できたと認められる。

(注9) 6国道事務所等 能代河川、新潟、高山、三次河川、鹿児島、北部各国道事務所

(是正改善を必要とする事態)

旧基準等に基づいて設置しているジェットファンについて、必要性等の検討を行っていなかったり、検討の結果、不要となったジェットファンの有効活用を検討することなく新たにジェットファンを製作したりしている事態は適切とは認められず、是正改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、次のことなどによると認められる。

- ア 旧基準等に基づいて設置しているジェットファンについて、必要性等の検討を行うことを国道事務所等に周知していなかったこと
  - イ 必要性等の検討の結果、不要となったジェットファンについて、その状況を他の国道事務所等に情報提供して転用を検討するなどのジェットファンの有効活用に対する理解が十分でなかったこと
- 3 本院が求める是正改善の処置**
- 貴省においては、今後も引き続き多数のトンネル工事等を実施することが見込まれている一方で、公共工事においては、コスト縮減を図ることが求められている。
- ついては、貴省において、不要となっているジェットファンについて有効活用を図るよう、次のとおり是正改善の処置を求める。
- ア 国道事務所等に対して、旧基準等に基づいて設置しているジェットファンについて、必要性等の検討を行うよう周知すること
  - イ 必要性等の検討の結果、不要となったジェットファンのうち、転用可能なものについては、有効活用が図られるよう転用計画を策定し、その情報を国道事務所等に対して提供すること
- (4) 港湾管理者において国有港湾施設の維持管理が適切かつ効果的に行われるよう、港湾施設ごとに優先順位を設けた上で計画的に維持工事等を行うなどの取組を推進するよう意見を表示し、並びに維持管理状況等に関する監査が的確に行われるなどするよう、また、港湾管理者に必要な報告を求めるなどするよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	社会資本整備事業特別会計(港湾勘定)(平成19年度以前は、港湾整備特別会計(港湾整備勘定)) (項)港湾事業費 等	
部 局 等	9 地方整備局等	
事業の根拠	港湾法(昭和25年法律第218号)等	
国有港湾施設の維持管理の概要	管理委託契約に基づき、国が作成した維持管理計画書により港湾管理者が行う国有港湾施設の維持管理	
検査の対象とした国有港湾施設	2,497 施設	
上記施設の管理委託契約書に記載された施設の価額	3 兆 3629 億余円	
管理委託契約が締結されていなかったり、維持管理計画書の作成や引渡しが行われていなかったり、港湾施設の状態の変更等の手続がとられていなかったりしているなどの施設数及び施設の価額	742 施設	1 兆 6383 億円(背景金額)

【意見を表示し並びに適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

## 国有港湾施設の維持管理について

(平成 25 年 10 月 31 日付け 国土交通大臣宛て)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第 36 条の規定により意見を表示し、並びに同法第 34 条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

記

### 1 国有港湾施設の維持管理の概要

#### (1) 国有港湾施設の整備及び管理の概要

貴省は、港湾法(昭和 25 年法律第 218 号。以下「法」という。)等に基づき、国が行う直轄事業、地方公共団体等の港湾管理者が行う補助事業等により、航路等の水域施設、防波堤等の外郭施設、岸壁等の係留施設等の港湾施設を整備する事業を実施している。

上記により整備された港湾施設のうち、貴省が直轄事業で整備するなどした港湾施設(以下「国有港湾施設」という。)については、法に基づき、貴省において港湾管理者に管理の委託等を行わなければならないこととなっている。そして、港湾管理者は、管理することとなった国有港湾施設を良好な状態に維持するなどの業務を行い、その管理の費用を負担することとなっている。また、岸壁に係船するなどして国有港湾施設を使用する場合に発生する使用料等は、港湾管理者の収入とすることとなっている。

#### (2) 国有港湾施設の管理手続等

貴省が、上記のとおり、国有港湾施設の管理を港湾管理者に委託する場合は、港湾法施行令(昭和 26 年政令第 4 号)に基づき、管理委託契約書に国有港湾施設の名称、構造、価額、管理の委託を開始する年月日その他必要な事項等を定めておかななければならないこととなっている。このうち、価額については、原則として、当該国有港湾施設の整備に要した建設費等の事業費に相当する額を記載することとなっているが、整備から長期間が経過していて価額が不明となっている国有港湾施設もある。

そして、港湾管理者は、国有港湾施設を他の用途又は目的に使用等する場合や原状又は用途を変更する場合は、国土交通大臣の承認を受けることとなっている。また、毎年度、国有港湾施設の管理状況を国土交通大臣に報告しなければならないこととなっていて、貴省は必要と認めるときは、その管理状況について監査を行い、必要な指示を行うことができることとなっている。

#### (3) 国有港湾施設の維持管理計画書の作成等

貴省は、平成 19 年 3 月に、「港湾の施設の技術上の基準を定める省令」(平成 19 年国土交通省令第 15 号)等を改正し、係留施設、外郭施設、水域施設等の施設(以下「技術基準対象施設」という。)については、その設置者が維持管理計画書を作成し、これに基づき適切に維持管理することとなった。そして、貴省は、国有港湾施設の維持管理計画書については、24 年度までの間に重点的に作成することとしている。

維持管理計画書は、従来の事後保全的な維持管理から、一定の時点で維持工事等を行って、施設の性能を回復させながら施設を維持管理していくという予防保全的な維持管理への転換を推進し、ひいては改良、更新コストを最小化してライフサイクルコストの低減を

図ることを目的として作成されている。そして、維持管理計画書においては、各国有港湾施設の評価が実施されており、今後の定期点検診断の内容及び実施時期、維持工事の方法、概算費用等についても記載されている。この評価は、施設の部材等の劣化度を点検診断して実施することとなっていて、既に施設の性能が低下している状態を A、放置した場合に施設の性能が低下するおそれがある状態を B、施設の性能に関わる変状は認められないうが継続して観察する必要がある状態を C、異常は認められず十分な性能を保持している状態を D とする 4 段階で総合評価を行うこととしている。

なお、国有港湾施設の維持工事等は、原則として、港湾管理者が行うこととなっているが、港湾管理者が通常の維持管理を適切に行っている施設については、その範囲を超える延命化を目的とする大規模な改良工事(以下「改良工事」という。)が必要とされる場合には、国が直轄事業で改良工事を実施することとしている。そして、貴省は、25 年度からは、港湾管理者が港湾単位で費用の平準化を図りつつ、港湾施設ごとに優先順位を設けた上で計画的に維持工事等の取組を行うことができるようにするとともに、直轄事業で計画的に改良工事を実施する取組を始めるとしている。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、有効性等の観点から、国有港湾施設の管理委託契約が締結されているか、国有港湾施設の維持管理計画書が適切に作成されて港湾管理者に引き渡されているか、港湾管理者は維持管理計画書等に基づき適切に維持管理を行っているかなどに着眼して、全国の重要港湾等 125 港湾のうち、9 地方整備局等管内の 69 港湾に所在する国有港湾施設 2,497 施設、管理委託契約書に記載された施設の価額計 3 兆 3629 億余円を対象として、貴省本省及び 7 地方整備局等において、管理委託契約書、維持管理計画書、港湾管理台帳等の書類及び現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、貴省本省から関係書類の提出を受けるなどして検査した。

(注 1) 9 地方整備局等 東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州各地方整備局、北海道開発局

(注 2) 7 地方整備局等 東北、関東、中部、近畿、中国、九州各地方整備局、北海道開発局

### (検査の結果)

検査したところ、国有港湾施設の維持管理について、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 管理委託契約の締結及び維持管理計画書に基づく維持管理

##### ア 管理委託契約の締結状況

貴省は、従来、管理委託契約の対象として整理していなかった航路、泊地等の水域施設について、15 年から国有港湾施設として管理委託契約の対象として取り扱うこととしている。

しかし、7 地方整備局等における水深 7.5m 以上の水域施設 130 施設(施設の価額計 2107 億余円)については、港湾管理者において、直ちに浚 渫等の維持工事等が必要となったり、点検範囲や回数が増加したりなどして財政上の問題が生ずること、維持工事

等の発注、監督等を行う技術者が不足していることなどの理由から、港湾管理者と協議が継続している状況であり契約の締結には至っていなかった(表参照)。

また、水域施設以外の施設でも、係留施設等9施設(施設の価額計142億余円)について、上記と同様に管理委託契約が締結されていなかった(表参照)。

#### イ 大規模岸壁等に係る維持管理計画書の作成状況

前記のとおり、貴省は、国有港湾施設の維持管理計画書については、24年度までの間に重点的に作成することとしているが、技術基準対象施設であるのに、会計実地検査時点においても、アと同様の理由により港湾管理者と協議が継続している状況となっていて、維持管理計画書が作成されていない施設が見受けられた。このうち、公共の安全その他公益上の影響が著しいと認められる水深7.5m以上の岸壁及び防波堤(以下、これらを合わせて「大規模岸壁等」という。)についてみると、大規模岸壁等が所在する62港湾の674施設のうち、644施設は維持管理計画書が作成されていたが、30施設(管理委託契約書に記載された施設の価額計313億余円)は維持管理計画書が作成されていなかった(表参照)。

#### ウ 大規模岸壁等に係る維持管理計画書の港湾管理者への引渡状況

大規模岸壁等の維持管理計画書の港湾管理者への引渡状況についてみると、維持管理計画書が既に作成されている上記の644施設のうち、292施設は貴省が作成した維持管理計画書の引渡し完了していたが、352施設(管理委託契約書に記載された施設の価額計1兆0320億余円)はアと同様の理由により港湾管理者と協議が継続している状況となっていて、維持管理計画書の引渡しには至っていなかった(表参照)。

そして、上記の大規模岸壁等352施設には、維持管理計画書の総合評価がAとされた施設が42施設、Bとされた施設が110施設、計152施設あり、使用頻度が高く優先的に維持工事等を行う必要があると考えられる施設も見受けられた。しかし、この中には、維持管理計画書に基づく適切な維持管理が実施されていないことなどもあり、港湾管理者が施設の性能低下の現況を十分に把握していない施設があった(表参照)。

#### <事例1>

石川県が管理する金沢港-10m御供田岸壁(管理委託契約書に記載された施設の価額36億余円)は、使用頻度が高いこともあり、同港における重要な施設の一つとなっている。しかし、同県は、当該岸壁は鋼矢板構造の岸壁で、維持工事等を行うと相当な費用が発生するとして維持管理計画書の引渡しを受けていなかった。このため、当該岸壁は、維持管理計画書に基づいて管理されておらず、主要部材である鋼矢板に腐食等が発生するなど総合評価がBとされているのに、同県は当該岸壁の性能低下の詳細な状況を把握していなかった。

#### エ 維持管理計画書が引き渡されている大規模岸壁等の維持管理等の状況

維持管理計画書には、日常点検で把握し難い構造物の変状の有無や部材の性能を把握するために、前記のとおり、定期点検診断の実施時期や点検内容等が明示されている。

維持管理計画書が引き渡されている前記の大規模岸壁等292施設についてみると、維持管理計画書上の点検実施時期が到来している115施設のうち30施設(管理委託契約書に記載された施設の価額計1429億余円)は定期点検診断が行われていなかった(表参照)。

また、会計実地検査を行うなどして実地に確認した大規模岸壁等 227 施設について、維持管理計画書の内容と維持工事等の実施状況をみたところ、総合評価が A とされた 30 施設のうち 24 施設、B とされた 58 施設のうち 52 施設(計 76 施設の管理委託契約書に記載された施設の価額計 2017 億余円)は、維持工事等が実施されていなかった(表参照)。

#### <事例 2>

熊本県が管理する八代港外港地区 1 号岸壁(-10m)(管理委託契約書に記載された施設の価額 7 億余円)の維持管理計画書によると、主要部材である下部工鋼矢板の腐食防止のために取り付けられた電気防食材(アルミニウム合金)が全消耗していたり、上部工に性能を損なう可能性のある損傷が見受けられたりしているため、総合評価の結果が、施設の性能が低下している状態である A 評価とされていた。維持管理計画書では平成 23、24 両年度に維持工事等を実施すべきことになっていたが、同県は、当該岸壁の維持工事等を実施しておらず、また、具体的な実施の時期も明確になっていなかった。

アからエまでのとおり、一部の港湾管理者において、財政上の問題等の理由から、管理委託契約の締結や維持管理計画書の引渡しに至っていないなどしており、管理委託契約や維持管理計画書に基づいた維持管理を実施することにより、施設の延命化、ライフサイクルコストの低減等を図るという予防保全の重要性への理解が十分でない状況となっていた。また、貴省は、前記のとおり、25 年度からは、港湾管理者が港湾単位で費用の平準化を図りつつ、港湾施設ごとに優先順位を設けた上で計画的に維持工事等の取組を行うことができるようにするとともに、直轄事業で計画的に改良工事を実施する取組を始めたとしているが、これらの取組が十分に行われていないのが現状である。

#### (2) 国有港湾施設の原状の変更等の際の手続

会計実地検査を行った国有港湾施設について、港湾管理者における維持管理状況を確認したところ、係留施設ではない護岸等に船舶を係留させているなどの 59 施設、埋立により施設の形態が管理委託契約の内容と相違しているなどの 55 施設、施設が老朽化、損傷等して利用されていない 23 施設、計 137 施設(管理委託契約書に記載されている施設の価額計 331 億余円)については、国土交通大臣の承認を受けないまま原状又は用途を変更して利用していたり、現時点において利用されておらず今後も利用の見込みがない状況となっていたりしているのに、貴省に対して、報告が行われていないなど必要な手続がとられていなかった(表参照)。

#### <事例 3>

兵庫県が管理する尼崎西宮芦屋港尼崎地区の護岸(管理委託契約書に記載されている施設の価額 2116 万余円)は、国との管理委託契約書においては、外郭施設として管理を委託されている。当該施設は台船等が係留されるなどして係留施設として利用されていたが、同県は異なる用途に利用することについて、国の承認を受けていなかった。

表 (1)、(2)の各事態の国有港湾施設数及びその所在する港湾名一覧

検査の結果		施設数	港湾数	港湾名	
(1)	ア	管理委託契約の締結状況 (管理委託契約の締結に至っていなかった事態)	139	28	函館港、釧路港、根室港、網走港、小樽港、紋別港、稚内港、石狩湾新港、青森港、能代港、秋田港、酒田港、千葉港、木更津港、名古屋港、三河港、衣浦港、舞鶴港、神戸港、宇野港、水島港、広島港、境港、浜田港、三隅港、博多港、苅田港、別府港
	イ	大規模岸壁等に係る維持管理計画書の作成状況 (維持管理計画書が作成されていなかった事態)	30	9	室蘭港、四日市港、下関港、博多港、北九州港、苅田港、熊本港、八代港、佐伯港
	ウ	大規模岸壁等に係る維持管理計画書の港湾管理者への引渡状況 (維持管理計画書の引渡しに至っていなかった事態)	352	37	函館港、室蘭港、釧路港、根室港、網走港、小樽港、紋別港、稚内港、石狩湾新港、青森港、船川港、秋田港、酒田港、木更津港、横浜港、新潟港、直江津港、七尾港、金沢港、清水港、御前崎港、衣浦港、四日市港、大阪港、堺北港、舞鶴港、神戸港、姫路港、尼崎西宮芦屋港、宇野港、境港、岩国港、徳山下松港、宇部港、小野田港、博多港、八代港
		(上記のうち総合評価がA又はBの施設)	152	32	函館港、室蘭港、釧路港、根室港、網走港、小樽港、紋別港、稚内港、石狩湾新港、船川港、秋田港、酒田港、横浜港、新潟港、七尾港、金沢港、清水港、衣浦港、四日市港、大阪港、舞鶴港、神戸港、姫路港、尼崎西宮芦屋港、宇野港、境港、岩国港、徳山下松港、宇部港、小野田港、博多港、八代港
	エ	維持管理計画書が引き渡されている大規模岸壁等の維持管理等の状況 (維持管理計画書上の点検実施時期が到来しているのに定期点検診断が行われていなかった事態)	30	9	室蘭港、紋別港、青森港、木更津港、川崎港、横浜港、下関港、大分港、佐伯港
(維持管理計画書の総合評価がA又はBの施設で維持工事等が実施されていなかった事態)		76	20	室蘭港、稚内港、秋田港、川崎港、横浜港、新潟港、名古屋港、三河港、衣浦港、大阪港、下関港、高知港、宿毛港、博多港、北九州港、苅田港、八代港、別府港、大分港、佐伯港	
(2)	国有港湾施設の原状の変更等の際の手續 (国有港湾施設の原状を変更等しているのに国土交通省に対して報告が行われていないなど必要な手續がとられていなかった事態)	137	32	函館港、室蘭港、釧路港、網走港、稚内港、能代港、船川港、秋田港、東京港、川崎港、横浜港、横須賀港、新潟港、直江津港、清水港、名古屋港、衣浦港、四日市港、神戸港、東播磨港、姫路港、尼崎西宮芦屋港、岩国港、徳山下松港、宇部港、下関港、博多港、北九州港、苅田港、別府港、大分港、佐伯港	

(改善並びに是正及び是正改善を必要とする事態)

貴省及び港湾管理者において国有港湾施設の管理委託契約及び維持管理計画書について協議が継続している状況となっていて締結や引渡しなどに至っていなかったり、港湾管理者において維持管理計画書に基づく維持管理が行われていなかったりする事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。また、国有港湾施設が原状又は用途を変更して利用されるなどしているのに、法及び管理委託契約に基づく管理手續が的確に行われていない事態は適切ではなく、是正及び是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、港湾管理者において、法等に基づいて管理委託契約を締結し、維持管理計画書に沿って適切に維持管理を行い、ライフサイクルコストの低減等を

図る予防保全の重要性への理解とそのための取組が十分でなかったことや国有港湾施設の原状又は用途を変更等した際に必要となる手続についての理解が十分でなかったことなどにもよるが、貴省各地方整備局等において、次のようなことなどによると認められる。

ア 管理委託契約及び維持管理計画書に基づく、国有港湾施設の適切な維持管理を図るための検討とその取組が十分でなかったこと

イ 国有港湾施設の維持管理状況等に関して、港湾管理者に対する監査、必要な指示等が十分でなかったこと

3 本院が表示する意見並びに要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

貴省は、国有港湾施設の老朽化が進行し、維持管理に係るコストも増大することが見込まれるため、予防保全的な維持管理を推進することにより、施設の延命化、ライフサイクルコストの低減等を図るとしている。そして、25年度からは港湾単位で費用の平準化を図りつつ、直轄事業において計画的に改良工事を進める取組を始めるなどしている。

については、貴省において、港湾管理者が国有港湾施設の維持管理を適切かつ効果的に行えるよう、次のとおり、意見を表示し並びに是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

ア 管理委託契約及び維持管理計画書に基づく国有港湾施設の適切な維持管理を図るために、予防保全の重要性を港湾管理者に対して周知徹底するとともに、港湾管理者が港湾単位で費用の平準化を図りつつ、港湾施設ごとに優先順位を設けた上で計画的に維持工事等の取組を行うことができるようにしたり、直轄事業で計画的な改良工事を実施したりするなどの取組をより推進し、改めて港湾管理者との間で必要な協議等を実施するよう各地方整備局等を指導すること(会計検査院法第36条による意見を表示するもの)

イ 各港湾管理者の維持管理状況等に関する監査をよりの確に行い、必要に応じて港湾管理者に対して的確な報告を求めたり、必要な指示を行ったりするよう各地方整備局等を指導するとともに、必要な手続がとられていない国有港湾施設については、港湾管理者に必要な報告を求めるなどすること(同法第34条による是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めるもの)

- (5) 空港別収支を空港の支出削減等の収支改善の取組に積極的に活用できるよう地方航空局及び空港事務所に対して方針等を示したり、旅客ビル会社に係る国有財産使用料の更なる適正化を図るための方策を講じたりすることなどにより、国管理空港のより一層の有効活用や効率的な運営を図るよう意見を表示したもの

会計名及び科目	社会資本整備事業特別会計(空港整備勘定)
	(歳入) (款) 空港使用料収入
	(項) 空港使用料収入
	(款) 雑収入
	(項) 雑収入
	(歳出) (項) 空港等維持運営費
部 局 等	国土交通本省

国管理空港の概要	国土交通省が国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港として設置し管理している空港及び防衛省等が設置し管理している飛行場で国民が利用するなど公共の用に供するものとされた飛行場		
検査の対象とした空港等数	25 空港等		
一層の有効活用や効率的な運営が必要と認められる空港等数	25 空港等		
上記の空港等に 係る収入及び支 出額(空港別収 支の額)	着陸料等収入	649 億円(背景金額)	(平成 23 年度)
	土地建物等貸付料収入	240 億円(背景金額)	(平成 23 年度)
	空港等維持運営費等	275 億円(背景金額)	(平成 23 年度)

【意見を表示したものの全文】

国管理空港の運営について

(平成 25 年 10 月 31 日付け 国土交通大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 国管理空港の運営等の概要

(1) 国管理空港の概要

貴省は、空港法(昭和 31 年法律第 80 号)の規定に基づき、国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港として 20 空港を設置し管理している。また、防衛省等が設置し管理している飛行場で、国民が利用するなど公共の用に供するものとされた飛行場が 8 飛行場ある(以下、20 空港と 8 飛行場を合わせた 28 空港等<sup>(注1)</sup>を「国管理空港」という。)

(注1) 28 空港等 東京国際、新千歳、稚内、釧路、函館、仙台、新潟、広島、高松、松山、高知、福岡、北九州、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇、八尾各空港、札幌、千歳、三沢、百里、小松、美保、岩国、徳島各飛行場

そして、貴省は、国管理空港の運営のため、滑走路、誘導路、エプロン等の空港基本施設及び建物等に要する土地(以下、これらの施設等を用いて行う事業を「航空系事業」という。)を国有財産として管理している。

一方、旅客ターミナル施設等については、民間会社、第 3 セクター等(以下「空港関連企業」という。)が貴省から国有財産法(昭和 23 年法律第 73 号)に基づく土地の使用許可を受け、自己の資金で建物等を設置して、飲食や物販等の事業等(以下「非航空系事業」という。)を行っている。貴省は、この使用許可に当たって、空港関連企業から国有財産使用料を徴している。

(2) 国管理空港の運営の方針

貴省は、空港法第 3 条等の規定に基づき、平成 20 年 12 月に「空港の設置及び管理に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)を定めており、基本方針においては、次のことなどを推進するとしている。

ア 各空港別の収支の明確化等、透明性の確保のための措置を通じた支出抑制の努力を含

め、空港の有効活用や需要拡大等に向けた空港・地域の取組を活性化させることによって効率的な空港運営を行うこと

イ 内外の航空路線の誘致等、地方公共団体等の関係者と一体となった空港全体のマネジメントを行うこと

ウ 利用者の便益の増進や空港運営の効率化を図るため、空港別の収支の明確化等を含め、利用者への的確な情報の開示・提供等透明性の確保に努めること

### (3) 国管理空港の経営改革等の取組

貴省は、22年5月に策定した「国土交通省成長戦略(航空分野)」(国土交通省成長戦略会議。以下「成長戦略」という。)において、航空系事業と非航空系事業を一体的に運営する権利を民間の運営主体へ付与することなどにより空港経営改革を行うこととしており、また、空港経営改革が実現するまでの間においても、現行の仕組みの中で空港関連企業の経営状況の透明化、国有財産使用料の適正化に関する取組を継続している。

また、貴省は、基本方針等を踏まえて、21年度に「空港機能施設事業の効率的な運営と空港に係る土地等の使用料のあり方に関する検討調査」を外部委託しており、22年7月に、貴省の「空港機能施設事業等に係る経営状況の透明化・地代の適正化に関する検討会」は、この調査結果及び成長戦略を受けて、「空港機能施設事業等に係る経営状況の透明化・地代の適正化に向けた提言」(以下「提言」という。)を取りまとめている。そして、この提言においては、空港関連企業の独占的地位による弊害を可能な限り取り除くため、経営状況を横比較することが可能な指標を広く公開して一層の効率的な経営を促すことや、用地の独占性に基づく収益性をよりの確に国有財産使用料に反映することなどの課題が指摘されている。

そして、空港経営改革については、25年6月に「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律」(平成25年法律第67号。以下「民活空港運営法」という。)が制定され、貴省は現在、民間の運営主体への委託による空港の経営改革を推進している。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

国管理空港については、効率的な空港運営を行うことなどが求められており、貴省は民間の運営主体への委託による空港の経営改革を推進しているが、現状では、民間への運営委託が行われるまでには相当の時間を要することなどが想定されている。

そこで、本院は、効率性、有効性等の観点から、現在の国管理空港の運営体制の中で、空港別の収支を収支改善の取組に活用しているか、需要拡大に向けた取組を適切に行っているか、空港関連企業の経営状況の透明化及び国有財産使用料の適正化に関する取組を適切に行っているかなどに着眼して検査を行った。

検査に当たっては、国管理空港28空港等のうち、定期便が運航されていない八尾空港及び千歳飛行場並びに開港(24年12月)後間もない岩国飛行場の3空港等を除いた25空港等を対象として、貴省本省、2地方航空局及び18空港事務所<sup>(注2)</sup>において、空港の運営状況に関する関係書類及び現地の状況を確認するなどの方法により会計実地検査を行うとともに、7空港事務所<sup>(注3)</sup>から関係書類の提出を受けるなどの方法により検査した。

(注2) 2 地方航空局及び18 空港事務所 東京、大阪両航空局、稚内、釧路、新千歳、函館、三沢、仙台、新潟、東京、小松、広島、美保、高松、松山、福岡、北九州、熊本、鹿児島、那覇各空港事務所

(注3) 7 空港事務所 丘珠、百里、徳島、高知、長崎、大分、宮崎各空港事務所

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 空港別収支とその活用状況等

ア 空港別収支の状況

貴省は、基本方針等を踏まえて、21年8月に、社会資本整備事業特別会計における空港整備勘定の歳入歳出決算に企業会計の考え方を取り入れて試算するなどした空港別の現金出納による収支及び企業会計の考え方を取り入れた損益(以下、これらを合わせて「空港別収支」という。)の18年度分を公表しており、25年9月までに23年度分までの空港別収支を公表している。空港別収支については、現金出納による収支と企業会計の考え方を取り入れた損益のそれぞれについて、一般会計から特別会計に繰り入れられる歳入・収益(以下「一般財源」という。)の範囲、また、空港整備経費等の資本形成に係る歳出・費用の範囲を変えた四つのパターンを作成し、公表している。

前記の25 空港等の航空系事業に係る現金出納による収支についてみると、23 年度では、着陸料等収入は計 649 億円、土地建物等貸付料収入は計 240 億円、空港等維持運営費等は計 275 億円となっている。

航空系事業に係る企業会計の考え方を取り入れた損益についてみると、23 年度では、表のとおり、経常損益が赤字となる空港等の数が最も少なくなるパターンは、空港の維持運営に着目して、収益に一般財源を計上せず着陸料等のみを計上し、費用に減価償却費、空港整備経費等を計上せず維持運営費のみを計上したパターン4 であるが、この維持運営に着目したパターンでも 25 空港等のうち乗降客数の少ない空港を中心に 13 空港等が赤字となっている。

また、費用に減価償却費、空港整備経費等も計上したパターン1 から3 までのうち、収益に一般財源を計上せず着陸料等のみを計上したパターン1 と一般財源のうちの航空機燃料税財源、着陸料等を計上したパターン2 で、25 空港等のうち 22 空港等が赤字となっている。

表 乗降客数と航空系事業の経常損益の状況(平成23年度) (単位:人、百万円)

空港等名	平成23年度 乗降客数	航空系事業の経常損益			
		パターン1	パターン2	パターン3	パターン4
東京国際	63,691,802	▲ 21,401	▲ 15,363	▲ 9,955	45,147
新千歳	16,089,511	1,887	3,256	4,481	4,205
稚内	169,141	▲ 732	▲ 730	▲ 728	▲ 344
釧路	597,834	▲ 696	▲ 503	▲ 329	▲ 374
函館	1,388,850	▲ 1,081	▲ 814	▲ 574	▲ 153
仙台	1,845,963	▲ 2,669	▲ 424	1,586	▲ 284
新潟	858,876	▲ 2,516	▲ 2,336	▲ 2,175	▲ 306
広島	2,557,893	▲ 399	▲ 320	▲ 250	379
高松	1,319,230	▲ 298	▲ 174	▲ 63	66
松山	2,225,595	▲ 167	▲ 31	92	304
高知	1,157,347	▲ 532	▲ 413	▲ 307	▲ 128
福岡	15,802,152	▲ 4,798	▲ 3,254	▲ 1,872	▲ 2,564
北九州	1,175,603	▲ 951	▲ 906	▲ 866	▲ 105
長崎	2,464,251	▲ 146	▲ 73	▲ 7	332
熊本	2,839,494	144	294	428	542
大分	1,383,160	▲ 316	▲ 208	▲ 112	▲ 56
宮崎	2,491,684	▲ 407	▲ 97	181	328
鹿児島	4,470,441	▲ 334	▲ 26	250	497
那覇	14,045,534	▲ 5,856	▲ 5,099	▲ 4,420	▲ 2,817
札幌	128,082	▲ 294	▲ 294	▲ 294	▲ 202
三沢	257,809	▲ 187	▲ 187	▲ 187	▲ 159
百里	293,203	▲ 234	▲ 234	▲ 234	19
小松	1,994,804	610	636	660	786
美保	428,171	▲ 347	▲ 347	▲ 347	▲ 58
徳島	794,272	▲ 418	▲ 418	▲ 418	90
計	140,470,702	▲ 42,138	▲ 28,065	▲ 15,460	45,145

注(1) パターン1は、一般財源を各空港の自己財源ではないとする考え方を前提に、収益に一般財源を計上せずに着陸料等のみを計上し、費用に減価償却費、空港整備経費、維持運営費等を計上したものの

注(2) パターン2は、一般財源のうち航空機燃料税財源を各空港の利用者負担による財源とする考え方を前提に、収益に航空機燃料税財源、着陸料等を計上し、費用に減価償却費、空港整備経費、維持運営費等を計上したものの

注(3) パターン3は、一般財源を各空港の整備に充てられる財源とする考え方を前提に、収益に一般財源、着陸料等を計上し、費用に減価償却費、空港整備経費、維持運営費等を計上したものの

注(4) パターン4は、各空港の維持運営に着目し、収益に一般財源を計上せずに着陸料等のみを計上し、費用に減価償却費、空港整備経費等を計上せず維持運営費のみを計上したものの

#### イ 空港別収支の活用状況

空港別収支については、各空港別の収支の明確化等透明性の確保のための措置を通じた支出抑制の努力等により効率的な空港運営を行うという基本方針等を踏まえて、作成、公表されている。そして、空港別収支の経常損益は、前記のとおり多くの空港で赤字となっており、また、着陸料等では維持運営費も賄えない空港もある状況となっている。

このようなことから、空港の管理、運営に直接携わっている地方航空局及び空港事務所が空港別収支の収益、費用の詳細について、比較可能な他の空港のものも含めて分析し、その内容を支出削減等の具体的な取組に活用するなど空港別収支を空港の収支改善の取組に積極的に活用していくことが重要である。

しかし、貴省は、地方航空局及び空港事務所に対して、空港別収支を空港の収支改善の取組に活用することについての方針等を示したり、空港別収支の内訳情報等の提供を行ったりすることなどは特に実施しておらず、会計実地検査を行った2地方航空局及び18空港事務所は、空港別収支を空港の収支改善の取組に活用していない状況となっていた。

したがって、貴省は、空港別収支を空港の収支改善の取組に積極的に活用するための検討を行う必要があると認められる。

#### ウ 需要の拡大に向けた空港関係者の一体的な取組

空港の需要拡大のための新規路線の誘致活動については、現状では、地方航空局及び空港事務所が直接これを行ってはならず、多くの空港においては、地方公共団体が中心となった協議会等(以下「協議会等」という。)が行っている。誘致活動は、航空会社等利用者の多様な意見や要望に対して的確かつ柔軟に対応していくことが重要であり、そのためには、地方航空局及び空港事務所が、誘致活動に関する情報を協議会等と共有することが有効であると考えられる。

そこで、地方航空局及び空港事務所における協議会等への参加状況をみると、13空港事務所ではオブザーバー等の立場で協議会等に参加していたものの、2地方航空局及び12空港事務所は協議会等に参加していなかった。

したがって、需要拡大のための誘致活動について、地方航空局及び空港事務所が地方公共団体等と情報共有を図るなど、地方公共団体、旅客ビル会社等の空港関係者と連携して一体的かつ効果的に行えるようにするための方策を検討する必要があると認められる。

### (2) 空港関連企業の経営状況の透明化及び国有財産使用料の適正化に関する取組

#### ア 空港関連企業の財務状況

25空港等のうち、旅客ターミナルビルを運営する会社等(以下「旅客ビル会社」という。)に関する財務情報の開示内容が異なる百里飛行場を除いた24空港等について、非航空系事業の23年度の営業収益は計2600億円となっており、このうち旅客ビル会社の営業収益は計2006億円と、非航空系事業の営業収益全体の約77%と大きな割合を占めている。

そこで、旅客ビル会社の23年度決算における財務状況をみると、財務面での健全性を示す自己資本比率は、平均で41.8%となっており、17社が40%を超えていて自己資本比率が比較的高い会社が多くなっている。また、利益剰余金については、14社が10億円以上、うち2社が100億円以上を保有しており、総資産に対する利益剰余金の割合が50%を超えている会社も7社あるなど、多くの旅客ビル会社が営業利益を長期にわたって蓄積してきたものと考えられる。

このように、航空系事業の経常損益が赤字となっている空港が多い中で、旅客ビル会

社の財務状況については、多額の営業利益が生じていたり、多額の利益剰余金を保有していたりしている会社も多く見受けられる。

#### イ 旅客ビル会社の経営状況の透明化に関する取組

貴省は、前記の提言において、空港関連企業の効率的な経営を促すとされたことなどを受け、24年3月に「空港機能施設事業者の経営情報の公開に関するガイドライン」を定め、貴省のホームページにおいて空港関連企業の決算書を閲覧できるように、空港関連企業のホームページのリンク先を表示するなどしている。また、上記のガイドラインにおいては計算書類である貸借対照表、損益計算書等を公開することとし、附属明細書についても事業者の経営の透明性を確保するために公開することが望ましいとしている。

しかし、旅客ビル会社の開示状況についてみると、計算書類である貸借対照表、損益計算書等は25社全てで開示されているものの、附属明細書が開示されているのは3社のみで、残りの22社は開示されていないなど、旅客ビル会社の経営状況の透明化に関する取組は十分なものとなっていなかった。

したがって、旅客ビル会社の経営状況の更なる透明化を図ることによって、より効率的な経営を促していく必要があると認められる。

#### ウ 旅客ビル会社に対する国有財産使用料の適正化に対する取組

貴省は、国有財産使用料の算定に当たって、18年度から、不動産鑑定士による鑑定評価(以下「不動産鑑定評価」という。)を導入している。そして、その算定方法は、原則として次のとおりとなっている。

- ① 対象不動産の数量に、周辺の倉庫等の土地の取引事例等から算定した代表標準地価格、土地価格水準の用途間格差である基本効用比及び期待利回りを乗ずるなどした賃料(以下「積算賃料」という。)を算出する。
- ② 旅客ビル会社の損益計算書における営業損益に減価償却費を加え、株主配当金等を除くなどして不動産等純収益を算出し、これに、国の土地に係る帰属割合を乗ずるなどした賃料(以下「収益賃料」という。)を算出する。
- ③ 積算賃料の2割と収益賃料の8割を合算(以下、この割合を「賃料の調整割合」という。)するなどして、鑑定評価額を算定する。
- ④ ③における鑑定評価額が、前年度使用料の1.2倍を超える場合は前年度使用料に1.2を、0.8倍に満たない場合は0.8をそれぞれ乗じた額を当年度の国有財産使用料とする。

そして、22年度からの不動産鑑定評価については、前記の提言において、旅客ビル会社に係る用地の独占性に基づく収益性をよりの確に国有財産使用料に反映するとされたことなどから、貴省は、①の積算賃料の算出に用いる基本効用比及び期待利回りの比率を高めるなどの見直しを行った。

そこで、今回、上記の方法で算定された23年度の旅客ビル会社の国有財産使用料についてみたところ、25空港等中24空港等において収益賃料が積算賃料を下回っており、このうち収益賃料が積算賃料の7割に満たない空港等が25空港等中15空港等あり、中には5割に満たない空港等も4空港等見受けられた。このため、25空港等全体でみると、積算賃料計67億2475万余円に対して、収益賃料計44億0230万余円と収益賃料が積算賃料に比べて大幅に低額なものとなっていた。そして、前記③のとおり、

積算賃料の2割と収益賃料の8割を合算するなどして賃料の調整を行っているため、鑑定評価額は計48億6244万余円、国有財産使用料は計49億0897万余円と、積算賃料に比べて大幅に低額なものとなっていた。

しかし、③の賃料の調整割合については、不動産鑑定評価において、具体的な根拠が示されていなかった。また、旅客ビル会社が恵まれた立地条件による独占的利益を享受していて、経営効率化のインセンティブが働きにくい企業であるとされているにもかかわらず、当該企業の実際の営業損益に基づき算出される収益賃料を賃料の調整割合において8割と高く設定しているために、収益賃料が国有財産使用料の算定額に大きな影響を与えることとなっている。

したがって、収益賃料が積算賃料よりも大幅に低額な空港が多い現状においては、旅客ビル会社に係る国有財産使用料の更なる適正化について検討する必要があると認められる。

#### (改善を必要とする事態)

前記(1)のとおり、地方航空局及び空港事務所において空港別収支を積極的に空港の収支改善の取組に活用できるようにするための方針等を示していなかったり、地方公共団体等と十分に連携して需要拡大のための誘致活動を一体的かつ効果的に行えるようにするための検討を行っていなかったりしている事態、また、(2)のとおり、旅客ビル会社の経営状況の透明化に関する貴省の取組が十分図られていなかったり、貴省の旅客ビル会社の国有財産使用料の適正化に対する取組が必ずしも十分なものとはなっていなかったりしている事態は適切でなく、改善の要があると認められる。

#### (発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、次のことなどによると認められる。

- ア 空港別収支を空港の収支改善の取組に対して積極的に活用することについての検討が十分でなかったこと
- イ 需要拡大のための誘致活動を地方公共団体等と連携して一体的かつ効果的に行えるようにするための方策を地方航空局及び空港事務所に対して示すことの必要性についての理解が十分でなかったこと
- ウ 旅客ビル会社の経営状況の透明化の更なる向上を図ったり、旅客ビル会社の国有財産使用料の一層の適正化を図ったりするための検討を十分行っていなかったこと

### 3 本院が表示する意見

民活空港運営法が制定され、貴省は、現在、民間の運営主体への委託による空港の経営改革を推進しているが、運営委託を実施するまでに相当の時間を要することなどが想定される。また、現在、多くの空港が赤字となっている状況にあり、空港がより多くの利用者に利用されるなど有効に活用されるとともに、より効率的な空港運営を行うことが必要である。

については、貴省において、国管理空港のより一層の有効活用や効率的な運営を図るよう、次のとおり意見を表示する。

- ア 地方航空局及び空港事務所に対して、空港別収支を空港の支出削減等の収支改善の取組に積極的に活用できるよう、空港別収支の内訳情報等の提供を行ったり、方針等を示したりすること
- イ 需要拡大のための誘致活動について、地方航空局及び空港事務所が、地方公共団体等と連携して一体的かつ効果的に行えるようにするための方策を検討すること

ウ 非航空系事業について、旅客ビル会社の経営状況の更なる透明化を促進する方策を検討すること

エ 旅客ビル会社に対する国有財産使用料について、一層の適正化が図られるよう、算定方法等を検討すること

(6) 巡視船艇に搭載する武器等の製造・定期整備に係る契約について、製造等原価の実績等に基づいて契約代金の額を確定する契約方法に見直すことなどにより、契約方法等の適正化を図るよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)海上保安庁 (項)船舶交通安全及海上治安対策費 (平成19年度は、(項)海上保安官署) (項)船舶建造費
部 局 等	海上保安庁本庁、11管区海上保安本部
契約の概要	巡視船艇に搭載する武器及び武器管制装置の製造・定期整備を行うもの
契約の相手方	住友重機械工業株式会社等6会社
契 約	平成19年4月～25年3月 随意契約
製造等原価の実績等に基づいて契約代金の額を確定していなかった契約件数	249件(平成19年度～24年度)
上記に係る契約金額	146億6748万円(背景金額)(平成19年度～24年度)
実績工数等に基づく試算額が契約金額を下回っていた製造・定期整備の件数(契約件数)	54件(契約件数105件、平成19年度～24年度)
上記に係る開差額	1億2840万円(平成19年度～24年度)

【改善の処置を要求したものの全文】

巡視船艇に搭載する武器等の製造・定期整備に係る契約方法等について

(平成25年9月25日付け 海上保安庁長官宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 武器等の製造・定期整備に係る契約の概要等

(1) 武器等の製造・定期整備に係る契約の概要

貴庁は、海上保安庁法(昭和23年法律第28号)等に基づき、海上の安全及び治安の確保を図ることを任務としており、この任務を遂行するために使用する巡視船艇には、武器及び武器管制装置(以下「武器等」という。)を搭載している。そして、武器等の製造・定期整備に当たっては、製造に係る契約は貴庁本庁(以下「本庁」という。)が行い、その後の定期整

備に係る契約は各管区海上保安本部(以下、管区海上保安本部を「海上保安本部」という。)が行っている。

本庁及び各海上保安本部は、武器等の製造・定期整備に当たり、日本国内における特定の会社1社が他国の会社とのライセンス契約に基づいて製造している武器等については、技術的理由等により当該特定の会社1社(以下「特定1社」という。)と随意契約を締結している。これらの契約に係る予定価格の算定については、その仕様が特殊で市場価格が形成されていないため、材料費、労務費、直接経費等の製造原価又は定期整備に係る原価(以下「製造等原価」という。)を積み上げる原価計算方式を採用しており、契約方法については、契約条件に変更のない限り、契約締結時に確定した契約金額をもって契約の相手方に契約代金を支払う確定契約を採用している。

そして、本庁及び11海上保安本部<sup>(注1)</sup>が締結した武器等の製造・定期整備に係る契約は、平成19年度から24年度までの間に、表1のとおり、計249件、146億6748万余円となっている。

また、武器等の製造・定期整備に係る契約のうち、20mm機関砲、40mm機関砲、武器管制装置等の製造は、本庁が住友重機械工業株式会社(以下「住友重機械」という。)及び三菱電機株式会社(以下「三菱電機」という。)と契約を締結し、20mm機関砲、40mm機関砲等の定期整備は、各海上保安本部が住友重機械及びその子会社である住重特機サービス株式会社(以下「住重特機」といい、「住友重機械」を合わせて「住友重機械等」という。)とそれぞれ契約を締結している。そして、本庁及び11海上保安本部が締結した契約は、19年度から24年度までの間に、表1のとおり、計172件、110億4475万余円となっている。

(注1) 11海上保安本部 第一、第二、第三、第四、第五、第六、第七、第八、第九、第十、第十一各管区海上保安本部

表1 武器等の製造・定期整備に係る契約実績 (単位：件(上段)、千円(下段))

会 社		住友重機械		住重特機	三菱電機	その他の3会社	
主な契約内容		20mm機関砲(遠隔操縦機能付)、40mm機関砲等の製造	40mm機関砲の定期整備	20mm機関砲(遠隔操縦機能付)等の定期整備	武器管制装置の製造	30mm機関砲の製造	35mm機関砲、武器管制装置等の定期整備
契約実績	平成19年度	2 1,395,447	—	23 79,122	1 831,717	1 615,959	8 97,198
	20年度	1 462,420	—	20 64,025	—	—	7 123,217
	21年度	1 1,722,840	—	34 166,918	—	—	14 189,556
	22年度	2 2,392,950	2 148,530	32 152,496	2 1,031,100	1 522,900	19 423,678
	23年度	—	2 121,275	25 115,378	2 856,800	1 1,167,600	16 334,791
	24年度	3 1,291,500	2 114,836	18 97,394	—	—	10 147,833
	小計	9 7,265,157	6 384,642	152 675,336	5 2,719,617	3 2,306,459	74 1,316,275
	計				172 11,044,754		77 3,622,735
	合計						249 14,667,489

(注) 単位未満を切り捨てているため、各項目の合計と計欄は一致しない場合がある。

## (2) 予定価格の算定方法

本庁及び11海上保安本部においては、特定1社から材料費、労務費、直接経費等を記載した見積書を徴して、ア及びイのとおり、武器等の製造・定期整備の契約に係る予定価格を算定している。

ア 武器等の製造に係る製造等原価については、材料費及び直接経費は見積額を基に算定するなどし、また、労務費は見積工数に本庁が毎年度作成している「航空機等整備業並びに武器等の製造業等に係る労務費等単価及び諸経費率について」(以下「労務費単価基準」という。)に定められた特定1社の労務費単価を乗じて算定しており、この製造等原価に諸経費を加算するなどして予定価格を算定している。

イ 武器等の定期整備に係る製造等原価については、材料費及び直接経費は見積額を基に算定するなどし、また、労務費は本庁が特定1社から徴した見積書に記載されている見積工数により定めるなどした「20ミリ機関砲(遠隔操縦機能付)定期検査要領」等の工数に労務費単価基準に定められた特定1社の労務費単価を乗じて算定しており、この製造等原価に諸経費を加算するなどして予定価格を算定している。

## (3) 防衛省に対する過大請求事案について

24年1月以降、住友重機械等及び三菱電機は、防衛省との防衛装備品の製造、修理等契約において、工数の水増しや工数の付替えによる過大請求をしていたことが発覚した。そして、防衛省は、過大請求事案の実態解明、過払額の算定等のための特別調査を行って過払額等を算定して、住友重機械等及び三菱電機に対して返還請求を行い、25年2月に過払額等の全額が防衛省に納付された。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本庁及び11海上保安本部が締結している武器等の製造・定期整備に係る契約は確定契約であり、また、本庁及び11海上保安本部が住友重機械等又は三菱電機と締結している契約は、過大請求事案が発覚した防衛省の防衛装備品の製造、修理等と同じ製造所等で製造・定期整備が行われている。そこで、本院は、合規性、経済性等の観点から、原価計算方式により予定価格を算定している武器等の製造・定期整備に係る契約方法は適切なものとなっているか、また、予定価格の算定基礎となっている見積書は製造・定期整備の実態を反映した適切なものとなっているかなどに着眼して検査した。

そして、前記の本庁及び11海上保安本部が締結した武器等の製造・定期整備に係る契約249件、契約金額146億6748万余円を対象として、本庁及び10海上保安本部<sup>(注2)</sup>において、見積書等の関係書類を確認するなどの方法により会計実地検査を行い、また、第十一管区海上保安本部については関係書類の提出を受けるなどして検査した。さらに、住友重機械等及び三菱電機に赴いて、社内の調査資料や工数の管理状況等を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(注2) 10海上保安本部 第一、第二、第三、第四、第五、第六、第七、第八、第九、第十各管区海上保安本部

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

検査の対象とした249件の契約は、全て確定契約で行われており、これらの契約には、見積工数に対する実績工数の確認や、製造等原価を確認するための調査を行うことができる旨

の条項が付されておらず、本庁及び11海上保安本部は、実績に基づく製造等原価を把握していなかった。また、これらの契約には、予定価格の算定の際に特定1社から提出される見積書等の信頼性を確保するために有効と考えられる関係資料等の保存義務や虚偽の資料を提出又は提示した場合の違約金の賦課を定めた条項も付されていなかった。

また、本庁及び11海上保安本部が住友重機械等又は三菱電機と締結した契約172件における見積工数と実績工数については、ア及びイのような状況となっていた。

ア 住友重機械等における工数の管理状況等

住友重機械等は、20mm機関砲等の製造・定期整備に当たり、本庁及び11海上保安本部に提出する見積書については、当該機種最初の製造等の時期に定めた見積工数を、仕様書等が変更されない限りそのまま次の契約の見積工数として提出していた。このため、19年度から24年度までの間に本庁及び11海上保安本部が住友重機械等と契約を締結して、履行が完了した20mm機関砲等の製造契約計4件(契約金額計21億0356万余円)、定期整備<sup>(注3)</sup>80件(契約件数では158件、契約金額計10億5997万余円)について、見積工数と実績工数を比較したところ、表2のとおり、大幅なかい離が生じていた。

すなわち、住友重機械と契約している20mm機関砲等の製造契約計4件及び定期整備計3件の全てにおいて実績工数が見積工数を下回っており、製造・定期整備の実績工数はそれぞれ見積工数の63.0%から83.4%まで(平均71.7%)又は63.5%から77.4%まで(平均70.8%)となっていた。また、住重特機と契約している20mm機関砲等の定期整備計77件のうち76件において実績工数が見積工数を下回っており、77件の実績工数は見積工数の35.1%から104.2%まで(平均61.8%)となっていた。

(注3) 定期整備80件 定期整備契約の件数は計158件(住友重機械6件、住重特機152件)であるが、住友重機械等は、工数等の管理に当たり、当初契約と当初契約に対する追加契約とを合わせて1件としているため、158件の契約を80件(住友重機械3件、住重特機77件)として管理していた。

表2 見積工数と実績工数のかい離の状況 (単位：件)

会社名等	件数	実績工数が見積工数を下回っているもの	見積工数に対する実績工数の割合		
			範囲	平均	
住友重機械	製造	4	4	63.0%～83.4%	71.7%
	定期整備	3 (6)	3 (6)	63.5%～77.4%	70.8%
住重特機	定期整備	77 (152)	76 (150)	35.1%～104.2%	61.8%

(注) 括弧書きは、定期整備の契約件数である。

上記のとおり、住友重機械等との契約の大半において、実績工数が見積工数を下回っていたことから、上記の製造契約4件及び定期整備80件の計84件を対象として実績工数等<sup>(注4)</sup>に基づく試算額を算定した。その結果、製造等原価のうち材料費や労務費は実績額に基づき算定したため、必ずしも工数のかい離に応じて減少することとはならないものの、住友重機械の製造契約1件及び定期整備3件においては、試算額が契約金額を下回っており、これらの開差額は計7807万余円となっていた。また、住重特機の定期整備50件においては、試算額が契約金額を下回っており、これらの開差額は計5032万余円となっていた。

(注4) 実績工数等に基づく試算額 製造等原価の実績額に、同実績額に住友重機械等の総利益率を乗じた額、梱包輸送費等を加えた金額であり、防衛省の過払額の算定に準じて試算している。

## イ 三菱電機における工数の管理状況等

本庁は、19年度から24年度までの間に三菱電機と武器管制装置の製造契約を計5件締結しているが、このうち、履行が完了しているものは19年度の「武器管制装置4式製造」契約(契約金額8億3171万余円)のみであった。当該契約に当たり、三菱電機において本庁との契約を担当する部署は、本庁に見積書を提出する際に、事前に三菱電機鎌倉製作所(以下「鎌倉製作所」という。)に製造等原価に係る見積書を作成させていた。しかし、当該契約は、18年度に受注した武器管制装置と仕様が変更されていないことから、三菱電機は、鎌倉製作所が作成した見積書の見積工数を考慮せずに、18年度に本庁に提出した見積工数をそのまま19年度の見積工数として提出していた。そのため、当該契約の見積工数32,836工数に対して、推定工数は20,532工数(見積工数に対する推定工数の割合62.5%)となっていて、推定工数が見積工数を下回っていた。

(注5) 推定工数 防衛省が過払額の算定に使用した適正な工数の推定方法に準じて算定したものであり、実際の作業時間が記録された工数データが一部しか保管されていないことから、三菱電機が鎌倉製作所の経営計画資料に計上された工数等を基に適正な工数を推定したものである。

### (改善を必要とする事態)

上記のとおり、本庁及び11海上保安本部において、住友重機械等及び三菱電機との契約における見積工数と実績工数等が大幅にかい離しているにもかかわらず、契約締結時に確定した契約金額をもって相手方に契約代金を支払う確定契約により契約を締結していたり、製造等原価を確認するための調査を行うための条項を付していなかったり、実績に基づかない見積書の提出を受け続けていたりするなどの事態は適切とは認められず、改善を図る要があると認められる。

### (発生原因)

このような事態が生じているのは、本庁及び各海上保安本部において、製造等原価の実績等に基づいて契約代金の額を確定する契約方法についての検討を行っていなかったこと、製造等原価を確認するための調査を行う必要性についての理解が十分でなかったこと、実績に基づかない見積書の提出等を防止するための対策を十分検討していなかったことなどによると認められる。

## 3 本院が要求する改善の処置

本庁及び各海上保安本部は、今後も引き続き、巡視船艇に搭載する武器等の製造・定期整備を実施することとしているが、これらの契約については、技術的理由等により特定1社との契約となることが見込まれている。

については、本庁及び各海上保安本部において、原価計算方式により予定価格を算定する武器等の製造・定期整備に係る契約について、契約方法等の適正化が図れるよう契約方法、契約条項等に関し、次のような処置を講ずる要があると認められる。

- ア 本庁において、製造等原価の実績等に基づいて契約代金の額を確定する契約方法に見直すとともに、見直しを行った契約方法を適切に運用するための実施要領を定めること
- イ 本庁及び各海上保安本部において、アにより見直された契約方法を適切に運用するとともに、次の契約条項を付すこと

- ① 必要に応じて契約の履行期間中又は履行後に製造等原価を確認するための調査を行うことができること
  - ② 実績に基づかない見積書の提出や工数水増し等の報告を防止するため、虚偽の資料を提出又は提示した場合に違約金を賦課すること
- (7) 橋りょうの長寿命化修繕計画の策定に当たり、定期点検の対象とする橋りょうの範囲についての考え方を明確にするなどして、維持管理が効率的に行われるよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)社会資本整備総合交付金 等 社会資本整備事業特別会計(道路整備勘定) (項)道路交通安全対策事業費 等
部 局 等	直轄事業 4 地方整備局等 補助事業 21 道府県
事業及び補助の根拠	道路法(昭和27年法律第180号)、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和33年法律第34号)
事業主体	直轄事業 6 国道事務所等 補助事業 道、県5、政令指定都市6、市174、町136、村26 計 354 事業主体
長寿命化修繕計画策定に係る定期点検の概要	道路の安全性及び信頼性を確保するため、予防保全型の補修により計画的な維持管理を行い、維持管理の費用の縮減を図ることを目的として、定期的に橋りょうの状態を把握するもの
橋りょうの定期点検等に係る契約額	直轄事業 63 億 7012 万円(平成23、24両年度) 補助事業 62 億 8561 万円 (交付金交付額 34 億 8165 万円)(平成23、24両年度)
上記のうち定期点検においてカルバートを対象としたり、一律に対象としたりしているもの	直轄事業 5 億 6016 万円(背景金額) 補助事業 43 億 7399 万円 (交付金交付額 24 億 4710 万円)(背景金額)

【改善の処置を要求したものの全文】

橋りょうの維持管理について

(平成25年10月31日付け 国土交通大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 事業の概要

(1) 橋りょう長寿命化修繕計画の概要

国及び都道府県(政令指定都市及び管内市町村を含む。以下「都道府県等」という。)が道路整備事業により築造し、維持管理する道路橋は、その多くが昭和30年代に始まる高度

経済成長期に建設されている。貴省の調べによると、現在我が国に架かる橋りょうは約70万橋あり、このうち建設後50年以上経過している橋りょうは建設時期が不明のものを除いて平成24年時点では約16%であるが、10年後の34年には約40%、20年後の44年には約65%を占める見込みとなっている。

橋りょうの高齢化が進むと、致命的な損傷が発生する危険性が高まったり、従来行われてきた損傷が顕在化した後に対策を行う事後保全型の維持管理を続けた場合には、橋りょうの補修、架け替え費用が増大することが予想されたりするなど、今後、適切な維持管理に支障を来すおそれがある。

そこで、貴省は、国が管理する国道の安全性及び信頼性を確保していくため、一般の土工構造物に対して日常的に行っている巡回等の簡易な点検に加え、定期的に行う点検(以下「定期点検」という。)によって橋りょうの状態を把握し、損傷が顕在化する前の軽微な段階で対策を行う予防保全型の補修により計画的な維持管理を行うとともに、橋りょうの架け替えを計画的に行うことにより維持管理費用の縮減を図ることを目的として、橋りょうの長寿命化修繕計画(以下「計画」という。)を策定することとしている。

## (2) 国における計画の策定状況と橋りょうの維持管理

貴省は、16年3月に「橋梁定期点検要領(案)」を定め、各地方整備局等ではこれを用いるなどして19年1月から順次計画の策定に入り、これを公表しているところである。

計画は、橋りょうごとに「点検→診断→措置→次回点検」という点検サイクルでおおよそ5年ごとに定期点検を行い、その結果に基づいて定められるものである。定期点検は、橋りょうの損傷状況を把握し、損傷程度の評価を行うために、頻度を定めて定期的に、近接目視を基本としながら目的に応じて機械・器具を用いるなどして実施するものである。そして、その結果から損傷の原因を推定するとともに対策区分を判定するための診断を行い、速やかな補修が必要となれば次回の定期点検までに補修工事等の措置を行うこととされている。

また、貴省は、道路法(昭和27年法律第180号)等に基づいて作成した道路の台帳(橋調書)及び橋りょう<sup>(注1)</sup>台帳並びに定期点検の結果等に基づいて作成した橋りょう管理カルテ(以下、これらを「橋りょう台帳等」という。)により、橋りょうの維持管理を行っている。

(注1) 橋りょう台帳 「道路橋示方書・同解説」(社団法人日本道路協会編)に基づき、橋長、幅員、適用示方書、主要部分の構造図、その他将来の維持管理に必要な事項等を記載し、保管しているもの

## (3) 都道府県等の計画の策定に対する助成

貴省は、19年4月に長寿命化修繕計画策定事業費補助制度要綱(平成19年4月国道国防第215号、国道地環第43号。以下「補助要綱」という。)を定め、都道府県等が管理する国道、都道府県道や市町村道に架設している橋長15m以上の橋りょうの計画策定に要する事業費に対して補助金を交付し、都道府県等における計画の策定を推進することとした。また、21年1月にはこの補助要綱を改正し、定期点検に要する事業費に対しても補助金を交付することとした。その後、交付の対象を、橋長2m以上15m未満の橋りょうの定期点検に要する事業費及び計画策定に要する事業費にも広げ、22年度からはこれらの事業費に対して社会資本整備総合交付金(以下「交付金」という。)を交付している。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点及び着眼点)

貴省においては、計画については自ら策定を行う一方、定期点検及び診断(以下「定期点検等」という。)については、毎年度、業務委託により行って、これに係る費用は多額に上っている。また、都道府県等においても、毎年度定期点検等及び計画の策定について業務委託により行って、これに対して貴省は多額の交付金を交付している。そこで、本院は、経済性、効率性等の観点から、定期点検の対象となる橋りょうの選定は適切かなどに着眼して、検査を行った。

### (検査の対象及び方法)

検査に当たっては、23、24両年度において、北海道開発局及び沖縄総合事務局並びに東北地方整備局等<sup>(注2)</sup>10地方整備局等管内の常陸河川国道事務所等<sup>(注3)</sup>22国道事務所等が締結した定期点検等に係る業務委託契約86件(契約金額計63億7012万余円)、北海道等<sup>(注4)</sup>9道県及び6政令指定都市並びに北海道等<sup>(注5)</sup>22道府県内の475市町村(以下、これらを合わせて「道県等」という。)、計490事業主体が締結した定期点検等及び計画の策定に係る業務委託契約1,080件(契約金額計62億8561万余円、交付金交付額計34億8165万余円)について、契約書、特記仕様書等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注2) 10地方整備局等 東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州各地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局

(注3) 22国道事務所等 常陸河川、相武、甲府河川、長野、岐阜、高山、三次河川、広島、長崎河川、鹿児島、北部各国道事務所、東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州各技術事務所、稚内、留萌、帯広各開発建設部

(注4) 9道県 北海道、埼玉、岐阜、静岡、和歌山、岡山、徳島、香川、愛媛各県

(注5) 6政令指定都市 千葉、浜松、京都、大阪、岡山、北九州各市

(注6) 22道府県 北海道、京都、大阪両府、茨城、栃木、埼玉、千葉、石川、福井、長野、岐阜、静岡、和歌山、鳥取、岡山、広島、徳島、香川、愛媛、福岡、長崎、鹿児島各県

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 道県等における定期点検等及び計画策定の対象について

道県等においては、貴省と同様に、橋りょう台帳等を作成し、橋りょうの維持管理を行うこととしており、計画の策定状況についてみると、道県及び政令指定都市については、全ての事業主体において計画が策定されているが、市町村については、475市町村のうち79市町村が初回の定期点検等や計画の策定を行うなどしている段階であった。

また、道県等は、定期点検の対象となる橋りょうの選定方法が具体的に定められていないことなどから、定期点検等及び計画の策定を、以下の手法で行っていて、その対象が区々となっていた。

- ① 橋りょう台帳等に記載された橋りょうについて、橋長に関係なく、こ線橋、こ道橋、緊急輸送道路に指定されている道路に架かる橋りょうなど、事業主体が重要度や予防保全型の維持管理の縮減効果等に基づいて重要と判断した橋りょうを選定して、これらについてのみ対象としているもの

(1 県 1 政令指定都市 97 市町村 定期点検等及び計画策定に係る業務委託契約

185 契約 契約金額計 10 億 2227 万余円

交付金交付額計 5 億 6241 万余円)

② 橋りょう台帳等に記載された橋りょうのうち、橋長が所定の長さ以上の橋りょうを対象としているもの

(3 県 77 市町村 定期点検等及び計画策定に係る業務委託契約

222 契約 契約金額計 12 億 2538 万余円

交付金交付額計 6 億 7583 万余円)

③ 橋りょう台帳等に記載された橋りょうについて一律に対象としているもの

(5 道県 5 政令指定都市 301 市町村 定期点検等及び計画策定に係る業務委託契約

673 契約 契約金額計 40 億 3795 万余円

交付金交付額計 22 億 4341 万余円)

前記の初回の定期点検等や計画の策定を行う段階にある 79 市町村についてみると、このうち上記の③に該当するものが 53 市町村(67%)となっていて、その大半を占めていた。

また、検査の対象とした 490 事業主体のうち、無作為に抽出した 150 事業主体(①に該当するもの 31 事業主体、②に該当するもの 20 事業主体、③に該当するもの 99 事業主体)について、上記の区分別に、計画策定の対象橋りょう数に占める橋長 5 m 未満の小規模な橋りょう数の比率をみたところ、①、②及び③に該当する事業主体でそれぞれ 2.3%、0%、38.1% となっていて、③に該当する事業主体において特に高くなっていた。

一般に、橋長 5 m 未満のような小規模な橋りょうには、次のような特徴がある。

(ア) 職員等が一般の土工構造物に対して日常的に行っている巡回等の簡易な点検による維持管理が可能な構造のものが多いこと

(イ) 架け替えに際して、大規模な仮設や長期の通行止めが必要ないことから、その工事費を比較的安く抑えられるとともに工期も短くて済むこと

そして、前記のように、③に該当する事業主体における計画策定の対象橋りょう数に占める橋長 5 m 未満の橋りょう数の比率が、①及び②に該当する事業主体における同比率と比べて特に高くなる結果となっているのは、5 m 未満の小規模な橋りょうは、①に該当する事業主体では重要度から、②に該当する事業主体では橋長から、それぞれ除外されることが多かったり、全てが除外されたりしているからであると思料される。

今後、各事業主体において、橋りょう台帳等に記載された橋りょう全てについて定期点検等を実施し、計画を策定していくことは、限りある予算及び人員の中では困難が伴うことが予想される。さらに、前記のとおり、初回の定期点検等や計画の策定を行う段階にある市町村は、③に該当する事業主体が大半を占めていることを鑑みると、③に該当する計 311 事業主体については、橋りょう台帳等に記載された橋りょうについて一律に定期点検等及び計画策定の対象とするのではなく、①及び②に該当する事業主体のように重要度等を勘案するなどして、優先度の高い橋りょうから計画を早期に策定するとともに、維持管理費用の縮減を図る必要があると認められる。

## (2) カルバートの取扱いについて

### ア 国道事務所等におけるカルバートの取扱いについて

貴省は、道路法に基づき、道路の現況を明らかにし道路整備計画の立案、策定及び道路施設の管理に関する基礎資料を得るため、毎年、道路施設現況調査(以下「現況調査」という。)を行っている。

現況調査が対象としている橋りょうは、河川や道路、線路等を通過するために架設される構造物で、橋長2m以上のものとされており、暗きよとの区別が困難な溝橋(以下「カルバート」という。)については、土かぶり高が1m未満のものを橋りょうとして取り扱うこととされている。

各地方整備局等は、自ら管理する国道が、幹線道路であったり緊急輸送道路に指定されている道路であったりすることから、当該国道に架かる橋りょうは重要であるとして、その全てについて、各国道事務所等が行う定期点検等に基づき計画を策定している。

そして、前記の22国道事務所等のうち、診断に係る業務委託契約のみを締結している4国道事務所等を除いた18国道事務所等での定期点検におけるカルバートの取扱いについてみると、12国道事務所等は、カルバートが上部構造と下部構造から成る一般的な橋りょう形式とは異なることを理由として橋りょう台帳等に記載していないことなどから、近接目視等による定期点検に代えて、職員等が一般の土工構造物に対して日常的に行っている巡回等の簡易な点検の対象としていて、定期点検の対象から除いている。

一方、6国道事務所等は、現況調査におけるカルバートの定義を参考にするなどして、89基について橋りょう台帳等に記載し、定期点検の対象としている(定期点検の対象にカルバートを含む業務委託契約11件、契約金額計5億6016万余円)。

しかし、カルバートは、上部構造と下部構造から成る一般的な橋りょう形式とは異なり、側壁と頂版が剛結された一体的な構造のもので、構造上落橋が想定されないこと、また、一般的な橋りょうに比べて点検が必要な箇所や項目が少ないことなどから、原則として、計画を策定するために行う定期点検に代えて、職員等が一般の土工構造物に対して日常的に行っている巡回等の簡易な点検の対象とすることが適切であると認められる。

### イ 道県等におけるカルバートの取扱いについて

道県等のうち、23、24両年度に定期点検を行った9道県、6政令指定都市及び356市町村、計371事業主体におけるカルバートの取扱いについてみると、5県、1政令指定都市、183市町村、計189事業主体は、定期点検の対象としていなかった。

一方、4道県、5政令指定都市、173市町村、計182事業主体は、現況調査におけるカルバートの定義を参考にするなどして、4,210基について橋りょう台帳等に記載し、定期点検の対象としていた(1)との重複分145事業主体を除くと1県、1政令指定都市、26市及び9町の計37事業主体、定期点検の対象にカルバートを含む業務委託契約52件、契約金額計3億3603万余円、交付金交付額計2億0369万余円)。

しかし、カルバートについては、前記アの国が維持管理する橋りょうの場合と同様

に、原則として、計画を策定するために行う定期点検に代えて、職員等が一般の土工構造物に対して日常的に行っている巡回等の簡易な点検の対象とすることが適切であると認められる。

以上のとおり、上記の(1)及び(2)の事態が見受けられた6国道事務所等、6道県、6政令指定都市、174市、136町及び26村の計354事業主体((1)における311事業主体並びに(2)における6国道事務所等及び37事業主体)で、道県等で橋りょうの重要度等を勘案することなく一律に定期点検の対象としていたり、国道事務所等及び道県等でカルバートを定期点検の対象としたりしている事態(これらに係る業務委託契約金額直轄事業計5億6016万余円、補助事業計43億7399万余円(交付金交付額計24億4710万余円))は適切とは認められない。

#### (改善を必要とする事態)

前記のように、道県等において、橋りょうの重要度等を勘案することなく一律に定期点検の対象としている事態は適切とは認められず、改善の要があると認められる。

また、国道事務所等及び道県等においてカルバートを定期点検の対象としている事態は適切とは認められず、改善の要があると認められる。

#### (発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、次のようなことなどによると認められる。

- ア 道県等が橋りょう台帳等に記載している橋りょうについて一律に定期点検の対象とするなどしていることに対して、その対象とする範囲についての考え方を明確にしていな
- イ カルバートの取扱いを含め、定期点検の対象とすべき橋りょうの定義を明確にしていな

### 3 本院が要求する改善の処置

橋りょうの定期点検等及び計画の策定にかかる事業費は、今後も恒久的に発生し、補修工事もこれに基づいて多数行われていくことが予想される。したがって、貴省においては、予防保全型の補修により計画的な維持管理を行うとともに、架け替えを計画的に行うことによって維持管理費用の縮減を図ることが重要である。また、点検サイクルを今後も継続して行うためには、橋りょうごとに重要度等を勘案して定期点検の対象を選定し、定期点検等の実施及び計画の策定を限られた予算及び人員で効率的に行っていく必要がある。

については、貴省において、維持管理が適切に行われるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

- ア 都道府県等における計画の策定に当たり、橋りょう台帳等に記載されている橋りょうを一律に定期点検の対象とするのではなく、道路管理者の判断により、橋りょうの重要度等を勘案するなどして対象橋りょうを選定した上で定期点検を行うことなどについての考え方を明確にし、都道府県等に対して周知すること
- イ 貴省における計画の策定に当たり、カルバートの取扱いを含め、定期点検の対象とすべき橋りょうの定義を明確にすること、また、この定義について、都道府県等に対して周知すること

- (8) 土砂災害情報相互通報システム整備事業の実施に当たり、住民からの情報提供に係る機能を具備させるよう採択基準の取扱いの見直しに向けた検討を行ったり、相互通報システムの活用を促進するための方策を適時適切に検討するよう都道府県に対して技術的助言を行ったりすることなどにより、事業の効果が十分発現するよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)地域自主戦略推進費 (項)社会資本総合整備事業費 等 社会資本整備事業特別会計(治水勘定) (平成19年度以前は、治水特別会計) (項)総合流域防災事業費 等
部 局 等	15 府県
補助の根拠	砂防法(明治30年法律第29号) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)
補助事業者(事業主体)	府1、県14、計15事業主体
土砂災害情報相互通報システム整備事業の概要	土砂災害による被害のおそれのある箇所に関する情報、雨量等の気象情報、土砂災害の前兆現象及び災害発生状況等の情報について、市町村を通じて行う住民と都道府県との情報交換を推進するための土砂災害情報相互通報システムを整備する事業
土砂災害情報相互通報システム整備事業に係る事業費	118億7812万余円(平成12年度～24年度)
上記に対する国庫補助金等交付額	62億4168万余円
事業の効果が十分発現していない土砂災害情報相互通報システム整備事業に係る事業費	56億8869万円(平成12年度～24年度)
上記に対する国庫補助金等交付額	29億6513万円

【改善の処置を要求したものの全文】

土砂災害情報相互通報システムの活用について

(平成25年10月18日付け 国土交通大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 土砂災害情報相互通報システムの概要

貴省は、砂防法(明治30年法律第29号)、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)に基づき、住民と都道府県とが土砂災害による被害のおそれのある箇所(以下「土砂災害危険箇所」という。)に関する情

報、雨量等の気象情報、土砂災害の前兆現象及び災害発生状況等の情報(以下、これらの情報を合わせて「土砂災害関連情報」という。)を相互に通報できるシステムによって土砂災害から人命を守るため、平成12年度から、土砂災害情報相互通報システムを整備する事業(以下、このシステムを「相互通報システム」といい、相互通報システムを整備する事業を「システム整備事業」という。)を実施している。

そして、貴省は、システム整備事業を実施するに当たり、土砂災害関連情報が、避難勧告等の発令等の判断基準の目安として有効であり、都道府県においては、相互通報システムの整備を推進するとともに、市町村が行う適時適切な避難勧告等の発令を支援すべきであるとして、都道府県に対して、「地域自主戦略交付金交付要綱」(平成23年国官会第2673号国土交通事務次官通知。以下「要綱」という。)等に基づき、システム整備事業の実施に要した費用の一部について補助金等を交付している。

上記のとおり、システム整備事業は、補助事業又は交付金事業として実施されており、その補助事業等採択基準は、要綱等によれば、次に該当するものとされている。

- ① 住民の警戒避難体制の確立に資するための通報装置の設置等のうち市町村を通じて行う都道府県から住民への情報提供(以下「住民への情報提供」という。)に関するもの
- ② 住民から市町村を通じて都道府県への土砂災害情報の提供(以下「住民からの情報提供」という。)に必要なシステムの整備

一方、貴省によれば、システム整備事業の最終的な事業実施目標は、前記のとおり、住民と都道府県とが相互に土砂災害関連情報を通報できるシステムによって土砂災害から人命を守ることはあるものの、まず住民に土砂災害関連情報を提供する体制を整備することが事業実施の第一段階であるとしている。このため、貴省は、システム整備事業の補助事業等採択に当たり、相互通報システムに住民への情報提供に係る機能及び住民からの情報提供に係る機能の双方(以下、住民への情報提供に係る機能及び住民からの情報提供に係る機能を合わせて「双方向機能」という。)を具備させることを要件とする採択基準の取扱いはしていない。

また、相互通報システムについては、「河川等に関する情報基盤総合整備全体計画の作成について」(平成17年国河砂第25号国土交通省砂防部砂防計画課長通知)に基づいて都道府県が作成する河川等情報基盤総合整備全体計画(以下「全体計画」という。)等により計画的に整備されることとなっている。これを受けて、都道府県は、災害時の警戒避難体制の確立等に資するため、優先度を考慮した相互通報システムの整備内容及びその事業費を全体計画に記載して、整備を行うこととなる。

そして、全体計画を作成する都道府県の中には、住民から提供された音声情報を保存したり、都道府県が把握する雨量等の気象情報を住民に提供したりするための電話応答装置等の相互通報システムを構成する機器(以下「システム機器」という。)を管内市町村にも設置しているものがある。この場合、都道府県が、当該市町村にシステム機器の管理を行わせるなどする際には、機器の所有者、貸与機器一覧、システム機器の管理・運用等に関する事項等を定めた協定(以下「管理協定」という。)を当該市町村と締結するのが一般的である。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点及び着眼点)

前記のとおり、双方向機能を具備した相互通報システムによって土砂災害から人命を守ることがシステム整備事業の最終的な事業実施目標となっている。そこで、システム整備事業

が創設されてから相当の期間が経過した状況を踏まえ、本院は、効率性、有効性等の観点から、相互通報システムが双方向機能を具備したものとなっているか、システム機器が使用され、相互通報システムが十分有効に活用されているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

本院は、21 府県が、12 年度から 24 年度までの間に実施したシステム整備事業に係る事業費計 118 億 7812 万余円(国庫補助金等計 62 億 4168 万余円)を対象として、全体計画、システム機器の構成図等の設計図書、関係書類及び現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、システム機器を整備した実績のある 15 府県について、次のような事態が見受けられた。

(1) 住民からの情報提供が行われておらず、相互通報システムが十分有効に活用されていないもの

ア 相互通報システムが住民からの情報提供に係る機能を具備しておらず、十分有効に活用されていないもの

11 府県 事業費計 38 億 7190 万余円 国庫補助金等計 19 億 3454 万余円

11 府県は、前記のとおり、貴省が相互通報システムに双方向機能を具備させることを要件とする採択基準の取扱いとしていないことなどから、システム整備事業が創設されてから相当の期間が経過しているにもかかわらず、住民からの情報提供に係る機能を相互通報システムに具備させることとする全体計画を作成していなかったり、計画的に整備していなかったりして、相互通報システムが住民と府県との情報交換に十分有効に活用されていない事態が見受けられた。

上記の事態について事例を示すと次のとおりである。

<事例 1>

奈良県は、平成 12 年度から 24 年度までの間に、県及び土砂災害危険箇所を有する 15 市町村に相互通報システムを整備しており、関係書類が現存する 19 年度以降に係る事業費は 1 億 8100 万円(うち国庫補助金等 9050 万円)となっている。

同県が整備した相互通報システムは、ケーブルテレビ網等を通じて土砂災害関連情報を住民へ提供するものである。そして、同県は、20、21 両年度に、土砂災害関連情報を迅速かつ確実に把握するために、携帯電話による住民からの情報提供のためのシステム構築を全体計画に位置付けていた。

しかし、同県は、住民への情報提供に係るシステム機器等の設置を最優先に行う必要があると判断したことなどから、携帯電話による住民からの情報提供のためのシステム構築を計画的に実施しておらず、25 年度においても着手する予定はない状況となっていた。

イ 相互通報システムが双方向機能を具備しているものの、システム機器が住民からの情報提供のために使用されておらず、相互通報システムが十分有効に活用されていないもの

7 県 事業費計 17 億 6872 万余円 国庫補助金等計 10 億 0655 万余円

7 県は、住民からの情報提供を受け付ける窓口となる連絡先を公表していなかったり、通話設備を使用するために必要となる収納箱の鍵を住民に貸与していなかったりし

ているなど、住民がシステム機器を直ちに使用できる体制をとっていないことから、システム機器が住民からの情報提供のために使用されていなかった。このため、7県が整備した相互通報システムが十分有効に活用されていない事態が見受けられた。

上記の事態について事例を示すと次のとおりである。

#### <事例2>

沖縄県は、平成17年度から24年度までの間に、土砂災害危険箇所を有する33市町村のうち9市村において相互通報システムを整備しており、その事業費は11億8354万余円(うち国庫補助金等9億0607万余円)となっている。

相互通報システムは、親局と子局等から構成されており、親局の装置は9市村の各庁舎内に、子局の通話設備は電柱に取り付けられた鍵付きの収納箱内にそれぞれ設置されていて、住民が子局から親局に通話する場合は、収納箱を解錠して通話設備を使用するものである。

しかし、相互通報システムのうち24年3月までに供用開始した4市村の各システム(事業費5億3632万余円(うち国庫補助金等3億9153万余円))においては、それぞれ各市村において22年5月から24年9月までの間に5件から21件の土砂災害が発生しているにもかかわらず、当該通信設備の使用等について住民への周知が十分でなかったことなどから、相互通報システムを活用した住民からの情報提供が行われていない状況となっていた。

また、上記4市村のうち1市に整備した相互通報システムにおいては、子局23局のうち20局分の鍵を市役所が管理していたことから、住民が土砂災害関連情報を同県に提供するために通話設備を使用することができない状況となっていた。

#### (2) 住民への情報提供が十分行われておらず、相互通報システムが十分有効に活用されていないもの

(注6)

7県 事業費計7億6716万余円 国庫補助金等計3億8240万余円

7県は、市町との間で管理協定を締結しておらず県におけるシステム機器の管理が適切に行われていなかったり、システム機器が故障しているにもかかわらず修理や更新を行わないなどシステム機器を住民への情報提供のために使用する体制をとっていないことなどから、システム機器が住民への情報提供のために十分使用されていなかった。

そして、7県は、相互通報システムの活用を促進するための検討を十分行っていなかったため、7県が整備した相互通報システムが十分有効に活用されていない事態が見受けられた。

上記の事態について事例を示すと次のとおりである。

#### <事例3>

香川県は、平成12年度から20年度までの間に、県及び土砂災害危険箇所を有する管内全17市町(市町合併前は43市町)において、相互通報システム等を整備しており、その事業費は3億1400万円(うち国庫補助金1億5700万円)となっている。

上記のうち、同県が、12、13両年度に、県及び合併前の43市町に整備した相互通報システム(以下「旧システム」という。)は、ノートパソコン等の端末から構成されており、その整備に要した事業費は4000万円(うち国庫補助金2000万円)となっている。また、同県は、旧システムに加え、17年度にインターネット網を活用して管内各市町へ土砂災害関連情報を提供する相互通報システム(以下「新システム」という。)を整備しており、18年3月に作成した全体計画に

においては、これらの相互通報システムを併用することとして位置付けていた。

しかし、同県は、旧システムの整備に当たり、管理協定を全ての市町と取り交わすことなく、端末を市町に使用させていたため、端末の所有者や旧システムの運用に関する事項が明確になっていなかった。このため、17市町は、新システムが旧システムを代替しているものと誤って認識したことなどから、同県に旧システムの運用停止を申し入れ、同県は上記の全体計画を自ら作成したにもかかわらず、17市町と同様の誤った認識であったことから、その申し入れを容認した。その結果、17市町は、旧システムの全てについて20年4月までの間に順次運用を停止している状況であった。

そして、(1)、(2)の事態の重複分を除くと、15府県において整備した相互通報システム(事業費計56億8869万余円(うち国庫補助金等計29億6513万余円))が十分有効に活用されていないと認められる。

#### (改善を必要とする事態)

以上のように、システム整備事業の実施に当たり、相互通報システムにおいて住民からの情報提供が行われていなかったり、住民への情報提供が十分行われていなかったりして、相互通報システムが十分有効に活用されておらず、システム整備事業の事業効果が十分発現されていない事態は適切とは認められず、改善を図る必要があると認められる。

#### (発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

ア 貴省において、相互通報システムに双方向機能を具備させるための検討に時間を要し、システム整備事業が創設されてから相当の期間が経過しているにもかかわらず、補助事業等採択基準の取扱いの見直しを行っていなかったこと

イ 事業主体である府県において

(ア) 相互通報システムに双方向機能を具備させることの必要性についての理解が十分でなく、住民からの情報提供に係る機能を相互通報システムに具備させることとする全体計画を作成していなかったり、計画期間を考慮に入れて相互通報システムを計画的に整備していなかったりしていたこと

(イ) 相互通報システムが、住民と都道府県との情報交換を推進するための重要な手段であることについての理解が十分でなく、住民がシステム機器を直ちに使用できるような体制をとっていなかったり、システム機器の故障状況等の使用状況を把握していなかったり、システム機器に対する管理が適切に行われていなかったりして、相互通報システムの活用を促進するための方策を適時適切に検討していなかったこと

### 3 本院が要求する改善の処置

貴省は、相互通報システムが土砂災害関連情報について住民と都道府県との情報交換を推進するための重要な手段であると位置付けていることから、貴省において、相互通報システムが十分有効に活用されることによりシステム整備事業の事業効果が十分発現するよう、次のとおり改善の処置を要求する。

ア システム整備事業が創設されてから相当の期間が経過した状況を踏まえ、今後システム整備事業の事業採択を行うに当たっては、相互通報システムに双方向機能を具備させることとするよう、採択基準の取扱いの見直しに向けた検討を行うこと

イ 事業主体である都道府県に対して、次のような技術的助言を行うこと

(ア) 上記アの検討結果に基づき、相互通報システムに双方向機能を具備させることとする

全体計画を作成するとともに、計画期間を考慮に入れながら全体計画に沿って相互通報システムを計画的に整備すること

- (イ) 住民がシステム機器を直ちに使用できるような体制を整備するとともに、システム機器の使用状況等を把握したり、システム機器に対する管理を適切に行ったりして、相互通報システムの活用を促進するための方策を適時適切に検討すること

(注1) 21 府県 京都府、秋田、山形、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、富山、福井、三重、兵庫、奈良、島根、山口、徳島、香川、長崎、宮崎、鹿児島、沖縄各県

(注2) システム整備事業に係る事業費 関係書類が現存する事業実施年度に係る事業費を集計している。

(注3) 15 府県 京都府、秋田、茨城、栃木、埼玉、三重、兵庫、奈良、島根、山口、香川、長崎、宮崎、鹿児島、沖縄各県

(注4) 11 府県 京都府、茨城、栃木、三重、兵庫、奈良、山口、香川、長崎、宮崎、鹿児島各県

(注5) 7 県 秋田、栃木、埼玉、三重、兵庫、島根、沖縄各県

(注6) 7 県 秋田、栃木、三重、兵庫、島根、香川、長崎各県

- (9) 国土交通省が管理している航空路監視レーダー等への進入道路の維持管理費について、進入道路を利用している無線中継所設置者等と協議等を行い、利用状況を踏まえた応分の負担を求めるよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	社会資本整備事業特別会計(空港整備勘定)	(項) 空港等維持運営費 (項) 航空路整備事業費
部 局 等	国土交通本省、7 空港事務所等	
進入道路の概要	レーダー等の設置と設置後の管理を行うために、レーダー等の設置場所と公道とを接続する道路	
検査の対象とした進入道路数	61 道路	
上記のうち無線中継所設置者等が利用していた進入道路数	7 道路	
負担を求めることができた進入道路の維持管理費	4857 万円(平成 20 年度～24 年度)	

【改善の処置を要求したものの全文】

進入道路に係る維持管理費の負担について

(平成 25 年 9 月 27 日付け 国土交通大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 進入道路の概要

貴省は、飛行中の航空機の安全かつ円滑な運航等を確保するため管制業務等を実施しており、航空機の誘導等を行うための航空路監視レーダー、航空機に対して飛行経路等の情報を

提供するための航空保安無線施設、航空機と管制官との間で通信するための対空通信施設等(以下、これらを合わせて「レーダー等」という。)を全国に設置している。

貴省は、レーダー等の設置場所については、できるだけ遠距離をカバーして、安定した性能が発揮できるように、障害物のない山頂等を選定している。そして、貴省は、レーダー等の設置場所が公道に接続していない場合、レーダー等の設置と設置後の管理を行うために、レーダー等の設置場所と公道を接続する道路(以下「進入道路」という。)を整備して管理している。

貴省は、進入道路の管理を空港事務所、空港出張所等(以下「空港事務所等」という。)に行わせており、空港事務所等は進入道路の除草、除雪、補修工事等を請負業者に請け負わせたり、進入道路が借地にある場合はその所有者に借料を支払ったりしている。

空港事務所等が管理している進入道路は、平成24年度末において、61道路ある。これら61道路の中には、その付近にテレビ局、ラジオ局、電力会社、国の機関等が無線中継所等を設置等(以下、無線中継所等を設置等している者を「無線中継所設置者等」という。)している箇所があり、無線中継所設置者等は無線中継所等の管理等のために当該進入道路を利用している。

空港事務所等は、無線中継所設置者等に進入道路を利用させるに当たり、当該無線中継所等が公道に通じない土地にあるため、無線中継所設置者等は民法(明治29年法律第89号)上の通行権を有しているものとして、無線中継所設置者等との間で進入道路の利用等に係る協定書を取り交わすなどしている。

一方、民間会社が無線中継所を設置するために整備し管理している道路の付近に、貴省がレーダー等を設置している箇所が1か所あり、空港事務所は、当該レーダー等の管理のために民間会社が管理している道路を利用している。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、空港事務所等が管理している進入道路を無線中継所設置者等が利用している場合に、進入道路の維持管理費について利用状況に応じた負担となっているかなどに着眼して検査を行った。

検査に当たっては、<sup>(注1)</sup>29空港事務所等において、空港事務所等が管理している前記の61道路及び民間会社が管理している道路を利用している1か所に係る20年度から24年度までの間の維持管理費総額1億6505万余円を対象として、15空港事務所等において契約関係書類及び現地の状況を確認するなどの方法により会計実地検査を行い、残りの14空港出張所等については契約関係書類等を提出させて、これにより検査を行った。

(注1) 29空港事務所等 新千歳、函館、釧路、仙台、成田、東京、中部、大阪、広島、高松、福岡、鹿児島、那覇各空港事務所、帯広、女満別、青森、山形、福島、山口宇部、奄美各空港出張所、釧路、いわき、大和、長岡、土佐清水各航空路監視レーダー事務所、秋田、八丈島、能登、福江各空港・航空路監視レーダー事務所

### (検査の結果)

検査したところ、61道路のうち7道路について、次のような事態が見受けられた。

すなわち、表1のとおり、<sup>(注2)</sup>7空港事務所等が管理している7道路において、それぞれ1者

から14者の無線中継所設置者等が利用していた。そして、当該7道路の管理のために20年度から24年度までの間に支払われた維持管理費は計1億2194万余円となっていた。

(注2) 7空港事務所等 函館、東京、福岡、鹿児島各空港事務所、福島空港出張所、土佐清水航空路監視レーダー事務所、福江空港・航空路監視レーダー事務所

表1 無線中継所設置者等が利用している進入道路の状況

進入道路を管理している 空港事務所等名	レーダー等の 設置場所	進入道路 の延長 (m)	平成20年度から24年度 までの維持管理費 (千円)	無線中継所設 置者等合計 (者)
函館空港事務所	北海道亀田郡七飯町	4,260	18,525	13
福島空港出張所	茨城県久慈郡大子町	430	7,789	1
東京空港事務所	東京都大島町	610	1,218	1
福岡空港事務所	福岡県筑紫野市	6,000	86,242	14
鹿児島空港事務所	鹿児島県鹿児島市	960	1,027	1
土佐清水航空路監視レーダー事 務所	高知県土佐清水市	4,400	6,243	4
福江空港・航空路監視レーダー 事務所	長崎県五島市	453	893	3
計		17,113	121,940	37

(注) 千円未満を切り捨てているため、合計は一致しない。

そして、7空港事務所等、無線中継所設置者等における進入道路の利用状況についてみると、20年度から24年度までの間の進入道路ごとの平均年間利用回数は表2のとおり、7空港事務所等は62.2回から261.2回まで、無線中継所設置者等は7.8回から322.4回までと利用回数の約4割が無線中継所設置者等となっており、無線中継所設置者等が相当程度進入道路を利用している状況が見受けられた。

一方、維持管理費の負担状況については、前記の無線中継所設置者等と取り交わした協定書等に基づき、7空港事務所等が7道路全てにおいて維持管理費の全額を負担していて、無線中継所設置者等には負担を求めている状況であった。

表2 空港事務所等、無線中継所設置者等の進入道路の利用状況

進入道路を管理している 空港事務所等名	空港事務所等 の利用回数		無線中継所設 置者等の利用 回数(B)(回)		合計 (C) (回)
	(A) (回)	比率(A/C) (%)	(回)	比率(B/C) (%)	
函館空港事務所	245.2	57.0	185.0	43.0	430.2
福島空港出張所	90.6	88.3	12.0	11.7	102.6
東京空港事務所	82.8	85.5	14.0	14.5	96.8
福岡空港事務所	173.0	53.8	148.8	46.2	321.8
鹿児島空港事務所	62.2	77.4	18.2	22.6	80.4
土佐清水航空路監視レーダー事務所	261.2	44.8	322.4	55.2	583.6
福江空港・航空路監視レーダー事務所	165.8	95.5	7.8	4.5	173.6
計	1080.8	60.4	708.2	39.6	1789

(注) 利用回数は平成20年度から24年度までの間の平均年間利用回数

しかし、進入道路の維持管理には多額の費用が発生していることなどから、空港事務所等

がその全額を負担するのではなく、相当程度進入道路を利用している無線中継所設置者等にも応分の負担を求めるべきと認められる。

現に、空港事務所が民間会社の管理している道路を利用してレーダー等の設置及び管理を行っている1か所については、当該空港事務所は、民間会社と取り交わした協定書に基づき利用状況に応じた維持管理費負担額を民間会社に対し支払っていた。

したがって、前記の7道路に係る20年度から24年度までの間の維持管理費について、貴省の空港事務所が民間会社に対して支払った維持管理費負担額の計算方法と同様に、各利用者の進入道路の年間の利用回数に進入道路の入口から各設置施設までの利用距離を乗じた値(以下「年間利用距離」という。)の全利用者の年間利用距離の合計値に対する割合に応じて、無線中継所設置者等の維持管理費負担額を計算すると、計4857万余円になり、同額の負担を無線中継所設置者等に対して求めることができたと認められる。

(改善を必要とする事態)

進入道路の維持管理費について、当該進入道路を利用している無線中継所設置者等に応分の負担を求めている事態は適切とは認められず、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、進入道路を無線中継所設置者等が相当程度利用しているのに、無線中継所設置者等から維持管理費の負担を求めることについての検討が十分でなかったことなどによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

貴省の進入道路は、今後とも多額の維持管理費が発生するとともに、無線中継所設置者等が相当程度利用することが見込まれる。

については、貴省において、進入道路の維持管理費について、無線中継所設置者等と協議等を行い、利用状況を踏まえた応分の負担を求めるよう、改善の処置を要求する。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) 船舶の整備に係る追加契約の予定価格の積算に当たり、追加作業が当初契約の作業と一体的に実施されていることを考慮して当初契約の予定価格において採用した労務費単価等を採用することにより、労務費等の積算を経済的なものとするよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)海上保安庁 (項)船舶交通安全及海上治安対策費
部 局 等	海上保安庁本庁、11管区海上保安本部
巡視船艇等の船舶の整備に係る追加契約の概要	当初契約の作業中に判明して作業内容等が決定されることになる追加作業を、当初契約を締結した造船所に請け負わせて実施するもの
追加契約の件数	1,318件
上記に係る支払額	26億3741万余円(平成22年度~24年度)
契約の相手方	163会社
契 約	平成22年4月~25年3月 随意契約

上記のうち当初契約よりも高い等級の労務費単価等を採用していた追加契約の件数	266 件
上記に係る積算額	6 億 1564 万余円(平成 22 年度～24 年度)
低減できた積算額	5290 万円(平成 22 年度～24 年度)

## 1 船舶の整備契約の概要

### (1) 整備契約の概要

海上保安庁は、保有する巡視船艇等の船舶(以下「船舶」という。)の性能及び機能の維持及び向上を図り、もって船舶による海上保安業務の適切な遂行に資することを目的として、船舶安全法(昭和 8 年法律第 11 号)、海上保安庁船舶整備規則(平成 16 年海上保安庁訓令第 11 号。以下「規則」という。)等に基づき、船舶の整備を適正かつ効率的に行うこととしている。

規則によると、船舶の整備は、海上保安庁の職員が行う普通整備と委託して行う特別整備があり、このうち特別整備については、海上保安庁本庁及び各管区海上保安本部(以下「海上保安本部等」という。)が、造船所と一般競争契約又は随意契約により請負契約(以下「当初契約」という。)を締結して定期的を実施するものである。

そして、海上保安本部等は、当初契約の作業中に船舶の不具合箇所が新たに判明した場合には、当初契約を締結した造船所と随意契約により別途に契約(以下「追加契約」という。)を締結して、当初契約の履行期間内に、当初契約の作業と並行して当該不具合箇所の修理等(以下「追加作業」という。)を実施させている。

### (2) 予定価格の積算の概要

海上保安本部等は、当初契約の仕様書に基づき、船舶修繕積算基準(昭和 52 年保経経第 246 号。以下「積算基準」という。)等によるなどして当初契約の予定価格を積算している。このうち、労務費及び諸経費(以下「労務費等」という。)については、海上保安本部等が、「国土交通省所管の契約に係る競争参加資格審査事務取扱要領」(平成 13 年国官会第 22 号)に定める競争参加資格の「役務の提供等(船舶整備)」において造船所の規模に応じて区分される四つの等級ごとに、海上保安庁本庁が毎年度定める労務費単価及び諸経費率(以下「労務費単価等」という。)を用いて、その労務費単価に作業工数を乗ずるなどして積算している。そして、労務費単価等については、等級が下位になるごとに労務費単価が低額となることを考慮して、「巡視船艇の製造及び修繕に関する契約について」(平成 20 年保総政第 559 号)に基づき、当該船舶の整備契約に係る入札又は見積合わせに参加を予定した造船所が有する等級のうち、最下位の等級に適用されるものを採用することとされている。

また、海上保安本部等は、当初契約と同様に、追加契約の仕様書、積算基準等に基づくなどして追加契約の予定価格を積算している。このうち、労務費等については、当初契約を締結した造船所を相手方として随意契約を締結することから、当該造船所が有する等級に適用される労務費単価等を採用して積算している。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、船舶の特別整備に係る契約の予定価格の積算等が適切なものとなっているかなどの点に着眼して、海上保安本部等が平成22年度から24年度までに締結した追加契約1,318件(契約金額計26億3741万余円)を対象として、海上保安庁本庁及び全11管区海上保安本部において契約書、仕様書、予定価格調書等の関係書類により会計実地検査を行った。

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

海上保安本部等は、前記のとおり、当初契約の予定価格は当該船舶の整備契約に係る入札又は見積合わせに参加を予定した造船所が有する等級のうち、最下位の等級に適用される労務費単価等を採用して積算していたが、追加契約の予定価格は当初契約の相手方である造船所が有する等級に適用される労務費単価等を採用して積算していた。そして、当初契約とその追加契約について労務費単価等を比較したところ、前記追加契約1,318件のうち計266件(22年度85件、23年度82件、24年度99件)については、当初契約の相手方である造船所が有する等級に適用される労務費単価等を採用した結果、当初契約の予定価格の積算における等級よりも高い等級に適用される労務費単価等を採用しており、その予定価格は計6億1564万余円(22年度2億3669万余円、23年度1億9311万余円、24年度1億8583万余円)となっていた。

しかし、前記のとおり、追加作業は、当初契約の作業の結果等に基づいて、追加的に作業内容等が決定されるものであり、当初契約の相手方である造船所において、当初契約の履行期間内に当初契約の作業と一体的に行われるものであることから、追加作業に係る労務費単価等は当初契約と同一のものにすべきであると認められた。現に、複数の造船所において作業報告書や会計帳簿等の関係書類により確認したところ、当初契約の作業と追加作業を区別することなく同じ作業員が作業に従事するとともに、作業工程等を一つの受注番号で一括して管理しているなど、一体的な作業として実施していた。

したがって、追加契約の予定価格の積算に当たり、労務費等について、追加作業が当初契約の作業と一体的に実施されていることを考慮することなく、当初契約の予定価格の積算における等級よりも高い等級に適用される労務費単価等を採用して積算している事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

### (低減できた積算額)

上記により、当初契約の予定価格に採用した労務費単価等と同一のものを採用するなどして、追加契約に係る費用を積算すると計5億6265万余円(22年度2億1720万余円、23年度1億7508万余円、24年度1億7036万余円)となり、前記の積算額計6億1564万余円に比べて約5290万円低減できたと認められた。

### (発生原因)

このような事態が生じていたのは、海上保安庁において、追加契約の予定価格の積算に当たり、追加作業が当初契約の作業と一体的に実施されていることを考慮することについての理解が十分でなかったことなどによると認められた。

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、海上保安庁は25年7月に各管区海上保安本部等に対して通知を発して、同年9月以降に締結する追加契約の予定価格の積算に当たっては、当初契約の予定価格の積算において採用した労務費単価等を採用するよう周知し、追加契約の予定価格の積算を経済的なものとする処置を講じた。

#### (2) 現場吹付法砕工の砕内排水の設計に当たり、中詰工の種類等を考慮したより経済的な排水方法を選択するよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)社会資本総合整備事業費 等 社会資本整備事業特別会計(道路整備勘定) (項)道路環境改善事業費 等	
部 局 等	直轄事業 6 地方整備局 補助事業 15 府県	
事業及び補助の根拠	道路法(昭和27年法律第180号)等	
事業主体	直轄事業 10 国道事務所等 補助事業 県14、政令指定都市2、市8、町5、村2 計 41 事業主体	
現場吹付法砕工の砕内排水の概要	道路の切土法面の崩落防止等を目的として施工される現場吹付法砕工の砕内に雨水等が滞留しないよう排水するもの	
契約額	直轄事業 117 工事 429 億 4554 万余円(平成23、24両年度) 補助事業 607 工事 410 億 6726 万余円(平成23、24両年度) (国庫補助金等交付額 246 億 8863 万余円)	
砕内排水を水切り方式に代えてパイプ方式により設計することが可能である現場吹付法砕工の直接工事費の積算額	直轄事業 16 工事 2 億 9953 万余円(平成23、24両年度) 補助事業 94 工事 9 億 1963 万余円(平成23、24両年度)	
低減できた積算額	直轄事業 590 万円(平成23、24両年度) 補助事業 1720 万円(平成23、24両年度) (国庫補助金等相当額 983 万円)	

#### 1 工事の概要

##### (1) 現場吹付法砕工の概要

国土交通省は、道路交通の安全確保と円滑化を図るために、国が行う直轄事業又は都道府県等が行う国庫補助事業等(以下「補助事業」という。)として、道路整備事業等を実施している。

そして、国又は都道府県等(以下「道路事業者」という。)は、道路の切土法面の崩壊等に

よる土砂災害から道路利用者を守り、安全かつ快適な道路の走行空間を確保するため、法面を植物又は構造物で被覆して法面の安定の確保、自然環境等の保全等を図ることを目的とした法面保護工を多数実施している。

法面保護工の工種には、「道路土工 切土工・斜面安定工指針」(社団法人日本道路協会編)等によると、法面保護工の目的等に応じて、植生工、モルタル吹付工、現場吹付法枠工等があり、現地の条件を考慮して適切に選定しなければならないとされている。そして、これらの工種のうち、現場吹付法枠工は、表層部の崩落や岩盤剥落の防止等を目的として採用される工種であり、法面の形状に応じて変形可能な金網製の型枠を格子状に設置して、この型枠の内部にモルタル又はコンクリートを吹き付けて築造するものである。

## (2) 枠内排水の設計

道路事業者は、現場吹付法枠工の縦枠及び横枠(以下「枠本体」という。)に囲まれる部分(以下「枠内」という。)に、浸透水や湧水の状態、法面の勾配等を考慮し、雨水、湧水等(以下「雨水等」という。)による浸食や表層崩壊の防止、法面の緑化等の目的に応じて、植生基材、モルタル等を吹き付けるなどすることとしている(以下、枠内に吹き付けるなどする植生基材、モルタル等を総称して「中詰工」という。)

そして、道路事業者は、雨水等が枠内に滞留すると、枠内の植生が枯死したり横枠が劣化したりするなどのおそれがあるとして、雨水等を速やかに排水すること(以下「枠内排水」という。)を目的として、横枠の内部に径50mm程度の塩化ビニル製の水抜きパイプを設置する方式(以下「パイプ方式」という。)又は横枠の上部側に三角形断面となるようモルタルを吹き付ける方式(以下、三角形断面に吹き付けられたモルタルを「水切り」といい、これにより枠内排水を行う方式を「水切り方式」という。)により、枠内排水の設計を行っている(参考図参照)。

## (3) 現場吹付法枠工の工事費の積算

道路事業者は、現場吹付法枠工について、国土交通省制定の土木工事標準積算基準書及びこれを参考に都道府県等がそれぞれ制定している積算基準書(以下、これらを合わせて「積算基準」という。)等に基づき、工事費の積算を行っている。

積算基準では、枠内排水に必要な工事費は、パイプ方式により設計する場合は、枠本体の工事費に含まれていることから加算しないこととされている。一方、水切り方式により設計する場合は、枠本体の工事費に水切りの工事費を加算することとされている。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、現場吹付法枠工の枠内排水は、経済性に配慮して適切に設計されているかなどに着眼して検査した。検査に当たっては、平成23、24両年度に、直轄事業として10地方整備局等管内の24国道事務所等が施行した117工事、契約金額計429億4554万余円及び補助事業として21道府県の計110事業主体が施行した607工事、契約金額計410億6726万余円(国庫補助金等交付額計246億8863万余円)、計724工事で施行した現場吹付法枠工を対象として、各工事の設計図書等の書類及び現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 10 地方整備局等 東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州各地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局

(注2) 24 国道事務所等 秋田河川、能代河川、郡山、常陸河川、相武、甲府河川、長野、高田河川、新潟、高山、沼津河川、福知山河川、姫路河川、和歌山河川、三次河川、広島、徳島河川、香川河川、長崎河川、八代河川、鹿児島、北部各国道事務所、帯広、留萌両開発建設部

(注3) 21 道府県 北海道、京都、大阪両府、栃木、埼玉、千葉、石川、福井、長野、岐阜、静岡、和歌山、鳥取、岡山、広島、徳島、香川、愛媛、福岡、長崎、鹿児島各県

(検査の結果)

検査したところ、直轄事業 46 工事、補助事業 380 工事、計 426 工事については、現場吹付法枠工の枠内排水を、パイプ方式とすると水抜きパイプが詰まる可能性が高いと判断するなどして、全て水切り方式により設計していた。

一方、直轄事業 64 工事、補助事業 215 工事、計 279 工事については、現場吹付法枠工の枠内排水を全てパイプ方式により設計していた。これらの工事において、パイプ方式により設計することとしたのは、パイプ方式であれば、水抜きパイプの設置に要する工事費は枠本体の工事費に加算する必要がなく経済的であるという理由のほか、特に、中詰工がモルタル等である場合は、水抜きパイプが詰まる可能性が低いと判断したためであるなどとしていた。

そして、上記 279 工事のうち、中詰工をモルタル等としている 87 工事について、現地の状況等を確認したところ、現状では、水抜きパイプが詰まるなど、特段の問題が生じていない状況となっていた。

したがって、現場吹付法枠工の枠内排水を全て水切り方式により設計している前記 426 工事のうち、中詰工をモルタル等としている 110 工事(直轄事業として 6 地方整備局の 10 国道事務所等が施行した 16 工事、<sup>(注5)</sup>契約金額計 34 億 9896 万余円(現場吹付法枠工の直接工事費の積算額計 2 億 9953 万余円)<sup>(注6)</sup>及び補助事業として 15 府県の計 31 事業主体が施行した 94 工事、<sup>(注7)</sup>契約金額計 55 億 6118 万余円(国庫補助金等交付額計 31 億 2643 万余円、現場吹付法枠工の直接工事費の積算額計 9 億 1963 万余円))については、水抜きパイプが詰まる可能性が低い<sup>(注4)</sup>ため、枠内排水を、水切り方式に代えてパイプ方式により設計することが可能であったと認められた。

上記のように、現場吹付法枠工の中詰工がモルタル等であり、水抜きパイプが詰まる可能性が低いのに、枠内排水をパイプ方式ではなく水切り方式により設計している事態は、経済的な設計となっていないことから、適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(注4) 6 地方整備局 東北、関東、中部、近畿、四国、九州各地方整備局

(注5) 10 国道事務所等 郡山、相武、甲府河川、長野、沼津河川、福知山河川、和歌山河川、徳島河川、長崎河川、鹿児島各国道事務所

(注6) 15 府県 京都府、栃木、埼玉、千葉、石川、福井、長野、岐阜、静岡、和歌山、徳島、香川、福岡、長崎、鹿児島各県

(注7) 31事業主体 栃木、埼玉、千葉、石川、福井、長野、岐阜、静岡、和歌山、徳島、香川、福岡、長崎、鹿児島各県、敦賀、長野、可児、静岡、浜松、宇治、長崎、対馬、五島、いちき串木野各市、みなべ、筑前、長与、南大隅、肝付各町、喬木、高山両村

(低減できた現場吹付法枠工の直接工事費の積算額)

前記の110工事について、枠内排水を、水切り方式に代えてパイプ方式により設計することとして、現場吹付法枠工の直接工事費の積算額を計算すると、直轄事業で2億9362万余円、補助事業で9億0241万余円となり、積算額を直轄事業で約590万円、補助事業で約1720万円(国庫補助金等相当額約983万円)それぞれ低減できたと認められた。

(発生原因)

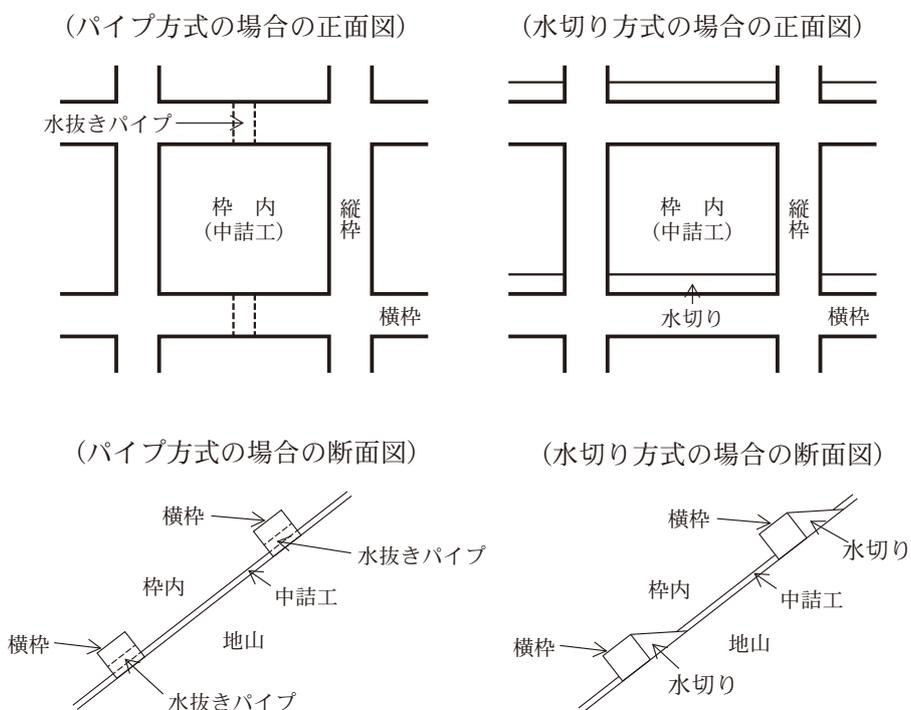
このような事態が生じていたのは、現場吹付法枠工の枠内排水の設計について、各道路事業者において、経済性に対する配慮が十分でなかったことにもよるが、国土交通省において、より経済的な設計を行う方法を明確に示していなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国土交通省は、25年10月に、地方整備局等に対して通知を発し、現場吹付法枠工の枠内排水の設計に当たっては、中詰工がモルタル等の場合はパイプ方式を基本とし、経済性や供用期間中の管理の確実性等を考慮したうえで、適切な排水方法を選択するよう周知徹底するとともに、地方整備局等を通じて都道府県等に対しても同様に周知する処置を講じた。

(参 考 図)

現場吹付法枠工の概念図



(3) 国が基金法人に国庫補助金等を交付して設置造成させた基金について、使用見込みのない額を速やかに国庫へ返納するよう、また、基金基準等に基づく指導監督を適切に行うよう改善させたもの

所管、会計名及び科目	国土交通省所管 一般会計 (組織)国土交通本省 (項)道路環境等対策費 (項)都市再生・地域再生整備事業費(平成19年度以前は、(項)都市環境整備事業費) 〔平成12年度以前は、建設省所管 一般会計 (組織)建設本省〕 (項)市街地整備事業費
部 局 等	自動車安全特別会計(自動車検査登録勘定)(平成19年度以前は、自動車検査登録特別会計) (項)業務取扱費
補助の根拠	国土交通本省(平成13年1月5日以前は運輸本省及び建設本省)
補助事業者	予算補助 日本自動車整備商工組合連合会、財団法人民間都市開発推進機構(平成25年4月1日以降は一般財団法人民間都市開発推進機構)、一般社団法人環境パートナーシップ会議
検査の対象とした基金の概要	基金法人が、国庫補助金等の交付を受けて単年度では完結しない特定の目的を持つ公益性の高い事業を行う場合に設置造成するもの
基金保有額の計	49億5430万余円(平成24年度末)
上記のうち国庫補助金相当額	28億8264万余円
基金保有額のうち使用見込みのない額	35億0361万余円
上記のうち国庫補助金相当額	24億6469万円

(基金の概要等、検査の結果及び当局が講じた改善の処置については、他の分と合わせて344ページの厚生労働省の項に総括的に掲記している。)

平成21年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 国営公園の維持管理業務に係る委託費の精算等について

〔平成21年度決算検査報告610ページ参照〕  
〔平成22年度決算検査報告582ページ参照〕  
〔平成23年度決算検査報告633ページ参照〕

1 本院が求めた是正改善の処置

国土交通省の地方整備局等は、国営公園の維持管理業務を3財団法人に委託している。一方、各財団法人は、独立行政法人都市再生機構が国営公園に設置又は管理するレストラン、駐車場等の特定公園施設の営業及び管理業務を同機構との契約により行っている。しかし、維持管理業務に係る委託費の精算に当たって、維持管理業務と特定公園施設の営業及び管理

業務に従事している職員の人件費について、それぞれの業務の従事割合が明確でないまま、その全額を維持管理業務の実支出額に計上したり、一般管理費について、維持管理業務等の業務の負担額の根拠が明確でないまま、維持管理業務の契約額で計上できる額と同額又はほぼ同額を実支出額に計上したりしている事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、地方整備局等に対して、各財団法人等に業務従事者の勤務状況を把握できる証拠書類を整備保管させたり、一般管理費の負担額の合理的な配賦方法等を周知したりなどすることにより、維持管理業務の従事割合や負担額を把握し、実支出額を的確に確認する具体的な方法を指導するなどして、精算等を適切に行うよう国土交通大臣に対して平成22年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

## 2 当局の処置状況

本院は、国土交通本省、地方整備局等において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、22年10月から、地方整備局等において国営公園の維持管理業務に係る委託費の精算等を適切に行うために、維持管理業務と特定公園施設の営業及び管理業務に従事している職員の勤務状況を把握できる勤務実績簿の提出を各財団法人等から定期的に受けることにより職員の従事割合についての実態の把握に努めていた。そして、25年3月に事務連絡を発して、各財団法人等において勤務実績簿を整備し保管することとする処置を講じていた。

そして、国土交通省は、一般管理費の負担額の合理的な配賦方法等について、地方整備局等に素案を提示し、22年度から25年度まで各財団法人等から資料の提供を求めるなどの試行策を実施しており、今後、更に検討を行い、実支出額を的確に確認する具体的な方法を確立した上で地方整備局等を指導するなどして、維持管理業務に係る委託費の精算等を適切に行うこととしている。

### (2) 道路整備事業を行う国道事務所等及び地方公共団体が負担する埋蔵文化財の発掘調査費用の算定について

〔平成21年度決算検査報告 622 ページ参照〕  
〔平成22年度決算検査報告 583 ページ参照〕  
〔平成23年度決算検査報告 633 ページ参照〕

#### 1 本院が求めた是正改善の処置

道路整備事業に伴い埋蔵文化財が損壊等されることとなる場合に行われる発掘調査については、その原因者が必要な費用を負担することとされている。しかし、道路整備事業を行う国道事務所等及び地方公共団体が、教育委員会に委託するなどして実施した発掘調査において、負担の対象とされていない教育委員会の職員の給与等を負担したり、必要最小限の範囲を超えて報告書の作成費用を負担したりしている事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、教育委員会の職員の給与等は原因者負担の対象とならないこと及び原因者負担の対象となる報告書作成費用の標準的な範囲をそれぞれ明確にする

とともに、文化庁と協議の上で昭和46年に取りまとめた「直轄道路事業の建設工事施行に伴う埋蔵文化財の取扱いについて」(以下「取扱通知」という。)の趣旨について国道事務所等に対して改めて周知徹底を図り、地方公共団体に対しても同様に周知するよう国土交通大臣に対して平成22年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

## 2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、文化庁と協議を行い、25年2月に地方整備局等に対して事務連絡を発するなどして、国道事務所等が道路整備事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査を実施するに当たり、教育委員会の職員の給与等は原因者負担の対象とならないこと及び原因者負担の対象となる報告書作成費用の標準的な範囲をそれぞれ明確にするとともに取扱通知の趣旨の周知徹底を図り、地方公共団体に対しても上記事務連絡の周知徹底を図るなどの処置を講じていた。

平成23年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

### (1) 道の駅の整備及び維持管理について

(平成23年度決算検査報告557ページ参照)

#### 1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

国土交通省の国道事務所等は、道路管理者として、道の駅を構成する施設のうち、駐車場等の休憩施設等の整備及び維持管理を行っている。しかし、国道事務所等において、休憩施設等の用地取得等に当たり、地域振興施設等の設置者との間で各々が整備する施設について適切な費用負担をしていなかったり、整備すべき施設の規模が大きくなっていたり、設置者と共同で利用している施設に係る相応の負担を定めた維持管理協定を締結していないため維持管理費を全額負担するなどしていたりする事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、道路管理者が整備及び維持管理を行うべき休憩施設等の範囲に見合う費用負担について協定及び覚書を適切に締結するなどの措置を講ずるとともに、道路管理者が整備すべき休憩施設等の範囲に見合う費用負担を調整協定で定めること、休憩施設等の規模を適切に算定できるようにその算定方法を明確にすること、及び維持管理協定で実態に応じた費用負担の方法を定めるなどすることについて国道事務所等に対して周知徹底を図るよう、国土交通大臣に対して平成24年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

#### 2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 25年4月までに、国道事務所等において、道路管理者が整備及び維持管理を行うべき休憩施設等の範囲に見合う費用負担について協定及び覚書を適切に締結するなどした。

イ 24年10月に地方整備局等に対して事務連絡を発するなどして、道の駅の休憩施設等の規模の算定方法を明確にするとともに、道の駅の整備に当たっては、道路管理者が整備すべき休憩施設等の範囲に見合う費用負担について調整協定を締結すること、道路管理者

が整備すべき範囲については、上記の算定方法等に基づき適切に計画すること、及び道の駅の維持管理に当たっては、道路管理者が管理すべき休憩施設等の範囲に見合う費用負担に関して維持管理協定で実態に応じた費用負担の方法を定めるなどすることについて国道事務所等に対して周知徹底を図った。

## (2) 補助事業における消費税の取扱いについて

(平成23年度決算検査報告562ページ参照)

### 1 本院が求めた是正改善の処置

国土交通省は、地方公共団体や民間事業者等を事業主体として、国庫補助金を交付することにより各種の補助事業を実施している。しかし、事業主体が国庫補助金の交付を受けた後に、消費税の確定申告により補助対象事業費に含めていた消費税額を仕入税額控除しているのに、仕入控除税額に係る国庫補助金相当額について、国への報告及びその返還を行っていないなどの事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、指導、審査等を充実させるとともに、事業主体に対して消費税の取扱いの趣旨について周知徹底を図り、特に新規の補助事業を実施する場合等にはこれを徹底することとし、また、仕入税額控除に係る報告書を必要に応じて確定申告後速やかにその内容が確認できる確定申告書等の書類と合わせて提出させて、国庫補助金を交付してから一定期間経過後も同報告書等を提出していない事業主体については、時期を定めて報告を求めることなどにより、国庫補助金の返還の要否を確実に確認できるようにするよう、国土交通大臣に対して平成24年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

### 2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 24年11月に通知を関係部局に発するなどして消費税の取扱いについて注意喚起を行い、関係部局において補助事業における指導、審査等を充実させるとともに、事業主体に対して消費税の取扱いの趣旨を周知徹底し、特に新規の補助事業を実施する場合等にはこれを徹底することとした。

イ 25年7月までに、消費税の取扱いの明確化が必要な補助事業について、事務取扱マニュアルを作成するなどして、確定申告後速やかに仕入税額控除に係る報告書を確定申告書等の書類と合わせて提出させるとともに、国庫補助金を交付してから一定期間経過後も同報告書等を提出していない事業主体については3か月ごとに報告を求めることなどにより、国庫補助金の返還の要否を確実に確認できるようにした。

## (3) 木造住宅等の整備に係る補助事業について

(平成23年度決算検査報告566ページ参照)

### 1 本院が求めた是正改善の処置

国土交通省は、木造住宅等の整備による住宅市場の活性化のために、住宅生産者等の事業者に対して補助金を交付している。しかし、平成20、21両年度に実施した補助事業において、補助対象事業費の算出方法の審査を十分に行っておらず、補助金の額の算定が誤ってい

るのにそのまま補助金を交付していたり、展示住宅等の整備に最低限必要な設備に該当しないと認められる設備等を補助の対象に含めていたりしている事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、住宅生産者等の事業者に対する木造住宅等の整備に係る同種の補助事業を実施するに当たっては、補助対象事業費の算出方法等について十分な審査ができるよう完了実績報告書等の記載内容を具体化して、必要に応じて根拠資料の提出を求めたり、補助対象の範囲を交付要綱等に明確に規定したりするよう、国土交通大臣に対して24年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

## 2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、25年7月に、住宅生産者等の事業者に対する木造住宅等の整備に係る同種の補助事業の交付要綱を改正して、補助金の交付が適切に行われるよう、次のような処置を講じていた。

ア 補助対象事業費の算出方法等について十分な審査ができるよう、完了実績報告書に支払先、支払日、業務内容等を具体的に記入した内訳書を添付させるとともに、必要に応じて領収書等の根拠資料の提出を求めることができることとした。

イ 補助対象となる科目別の用途及び補助の対象とならない費用を具体的に示して、補助対象の範囲を明確に規定した。

### (4) 河川環境整備事業における事業効果の発現等について

(平成23年度決算検査報告571ページ参照)

#### 1 本院が求めた是正改善の処置

国土交通省は、河川法(昭和39年法律第167号)等に基づき、河川環境の整備と保全を目的とした河川環境整備事業を直轄事業、国庫補助事業等として実施している。しかし、事業計画に係る検討が十分行われていなかったり、事業実施後の維持管理等が十分行われていなかったりなどして、事業効果が十分発現等していない事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、河川環境整備事業の事業効果が十分発現するよう、地方整備局等に対して、事業計画における関連事業等との十分な連携及び整備した施設等の機能が低下した場合の明確な対応方針の策定についての検討を十分に行うよう周知したり、都道府県等に対して、事業計画における事業実施箇所の事前の十分な検討、事業計画における関連事業等との十分な連携、整備後の施設等の十分な維持管理等及び河川浄化事業の実施後の事業効果の検証の実施について周知したりするよう、国土交通大臣に対して平成24年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

#### 2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、24年10月に、地方整備局等に対して事務連絡を発するなどして、河川環境整備事業の事業効果が十分発現するよう、次のような処置を講じていた。

ア 地方整備局等に対して、関連事業との密接な連携の下に事業を実施すること及び整備した施設等の機能が低下した場合の明確な対応方針の策定について具体的な検討を行うことを周知した。

イ 都道府県等に対して、事業計画において実施内容を具体的に示すこと、河川周辺地域の整備計画、保全計画等を十分に念頭に置き、関連事業との密接な連携の下に実施すること、整備後の施設等の効果的及び効率的な河川維持管理に努めること並びに工事実施後の水質の測定等により事業効果の検証を適切に実施することを周知した。

## (5) 道路防災事業におけるポケット式落石防護網の設計について

(平成23年度決算検査報告577ページ参照)

### 1 本院が求めた是正改善の処置

国土交通省は、道路防災事業の一環として、国が行う直轄事業又は地方公共団体が行う国庫補助事業等により落石防護工を実施している。しかし、事業主体において、ポケット式落石防護網の設計に当たり、可能吸収エネルギーの算定方法が区々となっていて、その算定結果が設計に大きな影響を与えるほど相違しているにもかかわらず、平成21年6月に改訂された、「道路土工のり面工・斜面安定工指針」(以下「安定工指針」という。)の取扱いについて社団法人日本道路協会に確認等を行っておらず、また、道路事業者はその取扱いを周知していない事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、可能吸収エネルギーの算定方法の取扱いを明確に定めて、その取扱いについて道路事業者に周知徹底を図るとともに、21年6月以降に設計されたポケット式落石防護網について、安定工指針と落石対策便覧(以下「便覧」という。)における可能吸収エネルギーの算定方法との適合性を検証するように事業主体に対して指導又は助言を行うよう、国土交通大臣に対して24年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

### 2 当局の処置状況

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、25年1月に地方整備局等に対して事務連絡を発するなどして、ポケット式落石防護網の設計に当たっての可能吸収エネルギーの算定方法については、便覧に示されている仕様の範囲のものに限り便覧に示す計算式によることとして、それ以外のものは安定工指針によることとする取扱いを道路事業者に周知する処置を講じていた。

そして、国土交通省は、21年6月以降に設計されたポケット式落石防護網について、事業主体が安定工指針と便覧における可能吸収エネルギーの算定方法との適合性を検証できるようにするため、25年3月に社団法人日本道路協会に設置されたワーキンググループにおいて現行便覧の適用範囲等のより詳細な検討を進めており、その結果を踏まえて事業主体に対する指導又は助言を行う処置を講ずることとしている。

## (6) 地方整備局等が締結する委託契約に係る会計経理について

(平成23年度決算検査報告580ページ参照)

### 1 本院が求めた是正改善の処置

国土交通省の地方整備局、地方運輸局及びこれらの管内の事務所(以下、これらを合わせて「地方整備局等」という。)は国が管理する河川の堤防周辺の清掃等各種の事務・事業を地方公共団体等に委託しており、地方公共団体等は委託業務が完了したときは当該業務に要した

経費を記載した書類(以下「精算報告書」という。)を地方整備局等に提出している。そして、地方整備局等は精算報告書について、これを適正と認めた場合に委託費の額を確定するが、その額は委託業務に要した経費の実支出額と契約書に記載された委託費の限度額のいずれか低い額としている。しかし、地方整備局等が締結している委託契約において、精算報告書に記載された経費の額が、委託業務を受託した地方公共団体等が当該委託業務を実施するために要した実支出額よりも多くなっている事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、地方整備局等に対して、精算報告書には経費の実支出額を記載すべきことを契約書等において明確にすること、精算報告書に記載された経費の額が実支出額であるかどうかを根拠資料により十分確認することなどについて周知して、委託契約に係る会計経理が適切に行われるよう、国土交通大臣に対して平成24年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

## 2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、25年3月に地方整備局等に対して事務連絡を発して、地方整備局等が締結する委託契約に係る会計経理が適切に行われるよう、精算報告書には経費の実支出額を記載すべきことを契約書等において明確にすること、精算報告書に記載された経費の額が実支出額であるかどうかを根拠資料により十分確認することについて周知する処置を講じていた。

### (7) 浚渫工事費の積算について

(平成23年度決算検査報告583ページ参照)

#### 1 本院が求めた是正改善の処置

国土交通省は、浚渫工事費の積算に当たり、積算基準に基づき浚渫船の付属作業船の運転経費として、浚渫作業の際に浚渫船のアンカーの設置、回収等を行う揚錨船ようびょうの運転経費を計上している。しかし、スパッド式グラブ浚渫船の使用を指定した浚渫工事の付属作業船については、引船等を使用していたり、揚錨船を使用していても揚錨作業を行わずスパッド式グラブ浚渫船の移動補助等に使用していたりしているにもかかわらず、付属作業船の運転経費に引船より高価な揚錨船の運転経費を計上することを標準としていて、施工の実態を積算基準に反映させていない事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、スパッド式グラブ浚渫船の使用を指定した浚渫工事については、付属作業船の実態調査を行い、その結果を積算基準に反映して経済的な積算を行うよう、国土交通大臣に対して平成24年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

#### 2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、24年度中に実施したスパッド式グラブ浚渫船の使用を指定した浚渫工事を対象に付属作業船の実態調査を行い、この結果を踏まえて、25年7月に付属作業船の運転経費に引船の運転経費を計上することとして経済的な積算を行うよう積算基準を改訂して、同年9月から適用することとする処置を講じていた。

(8) 特殊車両の通行に関する指導取締りに係る自動計測装置の運用について

(平成23年度決算検査報告586ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置及び要求した改善の処置

国土交通省は、道路構造の保全と交通の危険防止を図るために、自動計測装置により特殊車両の指導取締りを行っている。しかし、違反判定ができない状況となっていたり、重量計測装置による計測結果が得られていなかったり、違反事業者に対して指導警告書を発した後に実効ある具体的な措置を講じていなかったり、車両寸法に係る指導取締りを行っていないなどしている事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、国道事務所等に対して管理指針等に基づいて重量計測装置の検査、点検等を適切に実施するよう周知徹底を図ったり、違反事業者に対して特殊車両の通行許可の申請を行うよう指導するなどの指導方法や告発及び許可の取消しを行うための具体的な手続を定めるとともに、国道事務所等に対して違反事業者に対する指導警告等を適切に行うよう周知徹底を図ったり、車両寸法について自動計測装置による指導取締りの対象とするとともに寸法計測装置を検査及び点検の対象とするために体制を整備したりするよう、国土交通大臣に対して平成24年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求め、及び同法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、25年1月に地方整備局等に対して通達等を発するなどして、次のような処置を講じていた。

ア 重量計測装置の検査、点検等について、管理指針等に基づいて適切に実施するよう国道事務所等に対して周知徹底を図った。

イ 違反事業者に対する指導警告等について、指導方法や告発及び許可の取消しを行うための具体的な手続を定めるとともに、国道事務所等に対して違反事業者に対する指導警告等を適切に行うよう周知徹底を図った。

ウ 車両寸法を自動計測装置による指導取締りの対象とするために違反判定システムの改修を実施するとともに、寸法計測装置を検査及び点検の対象とする取扱いを定めた。

(9) 空港施設、航空路施設及び航空路管制施設の耐震対策等について

(平成23年度決算検査報告591ページ参照)

1 本院が表示した意見

国土交通省は、国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港の管理等を実施しており、特に航空輸送上重要な空港については、耐震性の向上を図るなどの対策を早期に講ずることとしている。しかし、空港施設等において、耐震のための対策又は改修が必要と判定していたのに実施していなかったり、耐震診断等を実施していなかったり、地震災害時に必要となるソフト面における対策を十分に実施していなかったりしている事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、同省が管理等を実施している重要空港の空港施設について、耐震性を早期に確保する方策を講ずるとともに、ソフト面の対策について各空港事務所が地震災害時に速やかに必要な対応ができる方策を講ずるよう、また、航空路施設及び航

空路管制施設について、これらが設置されている建築施設が耐震性を確保できる方策を講ずるよう、国土交通大臣に対して平成24年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

## 2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 同省が管理等を実施している重要空港の空港施設については、25年3月に地方航空局、地方整備局等に対して今後の空港別の耐震化方針を示した事務連絡を発して、地方航空局等において、施設ごとに優先順位を設定して耐震のための対策又は改修や耐震診断等を実施することとした。また、ソフト面の対策については、同年2月に地方航空局に対して事務連絡を発し、これを受けて、各空港事務所は、同年4月までに地震災害時に速やかに必要な対応ができるよう要領等の作成を行うなどしていた。

イ 航空路施設及び航空路管制施設については、上記25年3月の事務連絡により、地方航空局等において、これらの施設が設置されている建築施設について優先順位を設定して耐震改修や耐震診断等を実施することとした。

## (10) 津波観測施設の管理体制及び津波に関する情報の提供について

(平成23年度決算検査報告599ページ参照)

### 1 本院が要求した改善の処置及び表示した意見

気象庁は、津波観測施設を適切に管理することを目的として、巨大津波観測計及び津波観測計を設置している岸壁等や検潮所の耐震性能等に対する調査を行い、設置場所に対する管理上の配慮の緊急度についての分類(以下「管理分類」という。)を行っている。しかし、津波観測施設の管理分類を適切に行っていないか、管理分類の結果を管区气象台等へ周知していないか、将来の移設等を検討するため設置場所の管理者等との連絡調整を行っていないか、提供しても支障がない津波に関する情報(以下「提供可能津波情報」という。)が地方自治体等の地域防災をより広く支援するものとなっていない事態が見受けられた。

したがって、気象庁において、管理分類の手法を見直すことなどにより再分類を行い、再分類の結果を管区气象台等へ周知して、設置場所の管理者等との間で、将来、巨大津波観測計及び津波観測計の機器の更新を行う際等に備えて、より耐震性能等の優れた岸壁等への移設等を実施するための協議を進める環境を整えるなどする処置を講ずるとともに、提供可能津波情報の保有状況を一覧化するなどして、地方自治体等に開示等を行うよう、気象庁長官に対して平成24年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求し及び意見を表示した。

### 2 当局が講じた処置

本院は、気象庁本庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、気象庁は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 津波観測施設の設置場所の異常の有無に着眼した点検項目を明確にするなどした上で、その後の点検結果を用いて管理分類の手法を見直すことなどにより再分類を行った。そして、25年6月に管区气象台等に対して事務連絡を発して、再分類した結果を周知し、将

来、巨大津波観測計及び津波観測計の機器の更新を行う際等に備えて設置場所の管理者等との連絡を密にするよう指示し、より耐震性能等の優れた岸壁等への移設等を実施するための協議を進める環境を整えた。

イ 25年3月に管区气象台等に対して事務連絡を発するなどして、提供可能津波情報等の保有状況を一覧化して地方自治体等に開示等を行った。

## (11) 下水道事業における終末処理場の水処理施設の整備等について

(平成23年度決算検査報告606ページ参照)

### 1 本院が要求した改善の処置

国土交通省は、都道府県、市町村等(以下「事業主体」という。)が実施する下水道事業に国庫補助金を交付している。しかし、下水を最終的に処理して公共用水域に放流するための終末処理場の水処理施設の整備に当たり、計画1日最大汚水量の算定が適切でなかったり、段階的な施工についての検討が十分でなかったり、稼働状況等の実態を踏まえないまま最初沈澱池の増設を行っていたり、過去の年間最大汚水量発生日の流入汚水量(以下「日最大流入汚水量」という。)の実績の把握方法が適切でなかったりしている事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、事業主体に対して、施設計画の策定又は見直しに当たり、適切な計画1日最大汚水量を算定すること、段階的な施工についての検討を十分行うこと、稼働状況等の実態を踏まえること、適切な日最大流入汚水量の実績を把握することなどにより、今後の水処理施設の整備を適切に実施することなどの周知徹底を図るよう、国土交通大臣に対して平成24年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

### 2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、25年1月に事業主体に事務連絡を発するなどして、施設計画の策定又は見直しに当たっては、①排水量の特に大きな事業所等の水量や接続時期を個別に調査するなどして適切な計画1日最大汚水量を算定すること、②施工性等を勘案するなどして段階的な施工についての検討を十分行うこと、③水処理施設の直近の稼働状況等の実態を踏まえて最初沈澱池の増設を検討すること、④雨天時の浸入水による異常値を排除するなどして適切な日最大流入汚水量の実績を把握することなどにより、今後の水処理施設の整備を適切に実施するよう周知徹底を図る処置を講じていた。

## (12) 国が実施する港湾整備事業における費用便益分析について

(平成23年度決算検査報告613ページ参照)

### 1 本院が要求した改善の処置

国土交通省は、港湾整備事業を実施しており、その事業評価において費用対効果分析を行っていて、効果を貨幣換算できる事業について、投資によって整備する施設等がもたらす便益と事業に投入する費用とを比較する費用便益分析を行っている。しかし、便益の算定に当たり、便益発生的前提条件の実現可能性についての検討状況が確認できる書類が残されていないか、便益を算定するための代替港の選定についての検討が十分に行われたのか確認できなかつたり、事後評価において将来大幅な利用増が見込めるとして便益を算定して再

度の事後評価を不要と判断していたり、計上する費用の範囲を限定的に捉えていたりする事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、便益発生的前提条件の実現可能性について十分に検討した上で便益の算定を行い書類等を保存し、代替港を選定する際には輸送コストを最小とする港を選択して理由を明確にすることをマニュアル等に明示するとともに、事後評価において将来の便益が実績を大幅に上回ると認めた場合の評価原案への記述方法や今後の事後評価の必要性の判断方法及び関連事業の費用として計上する具体的な範囲とその計上方法についてマニュアル等に明示するよう、国土交通大臣に対して平成24年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

## 2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、25年3月に地方整備局等に対して事務連絡を発するなどして、次のような処置を講じていた。

- ア 便益発生的前提条件等の費用便益分析の根拠となる資料を事後評価終了後10年間保存するよう周知徹底を図った。
- イ 代替港を選定する際には、その選定根拠を事業継続の方針等について審議する事業評価監視委員会の資料等の評価に係る資料(以下「評価資料」という。)において明確にすることとした。
- ウ 今後の事後評価の必要性や対応方針等について十分検討して、それらの判断に至るまでの検討過程等を評価資料に記載することとした。
- エ 関連事業の費用の計上方法等について、過去に中止した事業に関連して新規投資を行う場合、新規投資に係る評価資料にそれまでの整備経緯等を記載することとした。

## 第14 環 境 省

### 不 当 事 項

#### 補 助 金

- (411) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの  
 (417)

所管、会計名及び科目	環境省所管 一般会計 (組織)環境本省	(項) 廃棄物処理施設整備費 (項) 生物多様性保全等推進費 (項) 環境・経済・社会の統合的向上費
部 局 等	文部科学省、経済産業省及び環境省所管 環境本省、3 県	エネルギー対策特別会計 (エネルギー需給勘定) (項) エネルギー需給構造高度化対策費
補助等の根拠	環境本省、3 県	
補助事業者 (事業主体)	府 1、県 1、市 2、町 3、計 7 補助事業者	
補助事業等	地域グリーンニューディール基金造成事業、循環型社会形成推進交付金事業、環境保全施設整備事業	
事業費の合計	1,940,219,354 円	
上記に対する国庫補助金等交付額の合計	726,123,847 円	
不当と認める事業費の合計	57,860,643 円	
不当と認める国庫補助金等相当額の合計	36,915,222 円	

### 1 補助金等の概要

環境省所管の補助事業は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

### 2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、28 都道府県、256 市町村等及び 14 会社等において、実績報告書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、2 府県、2 市、3 町、計 7 事業主体が実施した地域グリーンニューディール基金造成事業、循環型社会形成推進交付金事業及び環境保全施設整備事業に係る国庫補助金 36,915,222 円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

- (1) 補助金で造成した基金の使用が適切でなかったもの  
3件 不当と認める国庫補助金 22,292,221 円
- (2) 補助金を過大に交付していたもの及び補助の対象とならないもの  
3件 不当と認める国庫補助金 11,390,000 円
- (3) 補助の対象とならないもの  
1件 不当と認める国庫補助金 3,233,001 円
- また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。

- (1) 補助金で造成した基金の使用が適切でなかったもの  
3件 不当と認める国庫補助金 22,292,221 円
- 地域グリーンニューディール基金により実施した事業において、基金事業の対象とならないなどのもの**  
(3件 不当と認める国庫補助金 22,292,221 円)

地域グリーンニューディール基金(以下「基金」という。)は、平成21年度地域環境保全対策費等補助金(地域グリーンニューディール基金)交付要綱(平成21年7月環境事務次官通知)に基づき、都道府県及び政令指定都市(以下「事業主体」という。)が、国から地域環境保全対策費補助金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の交付を受けて平成21年度に造成したものである。そして、事業主体は、地域グリーンニューディール基金事業実施要領(平成21年7月環境省総合環境政策局長通知。以下「実施要領」という。)等に基づき、21年度から23年度までの間に、基金を財源として、当面の雇用創出と中長期的に持続可能な地域経済社会の構築につなげるために、地域の実情に応じて、地球温暖化問題等の喫緊の環境問題を解決するために必要な事業(以下「基金事業」という。)を実施している。

事業主体は、自ら基金事業を実施する場合は、原則として事業費相当額を基金から取り崩して使用し、管内の市区町村等が基金事業を実施する場合は、原則として事業費相当額を基金から取り崩して補助金(以下「県等補助金」という。)を当該市区町村等に交付することとなっている。

そして、実施要領等によれば、基金事業は、太陽光発電設備、木質バイオマス燃料の利用設備、コミュニティサイクル<sup>(注)</sup>の導入等を実施することとされている。また、基金事業の対象となる経費(以下「基金事業対象経費」という。)は、事業を実施するために必要な設計費、本工事費、附帯工事費等とされており、このうち附帯工事費については、本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限の範囲の経費とされている。

(注) コミュニティサイクル 複数箇所に設置された専用駐輪場であれば、いつでも、どの駐輪場でも自転車を借りたり返したりできる自転車共有システム

本院が事業主体である18道府県及び8政令指定都市並びに県等補助金の交付を受けた107市町村において会計実地検査を行ったところ、1府及び1県管内の2市町並びに1政令指定都市において、基金事業の対象とは認められない経費を基金事業対象経費に含めるなどしていたため、取り崩された基金計22,292,221円(国庫補助金相当額同額)の使用が適切でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2事業主体及び県等補助金の交付を受けた2市町において基金事業対象経費の算定に対する理解が十分でなかったこと、1事業主体において県等補助金に係る実績報告書の審査及び市町に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

#### <事例>

高知県は安芸市及び高岡郡四万十町に対して県等補助金を交付しており、同市及び同町は木質ペレットを燃

料として利用する施設園芸加温用のボイラーを設置するなどの事業を事業費計 127,887,719 円(うち県等補助金 127,884,000 円、国庫補助金相当額同額)で実施して、これに木質ペレットの運搬費等計 13,649,184 円を含めていた。

しかし、導入した設備を稼働させるための燃料に係る経費は基金事業対象経費に含まれないものであった。

したがって、木質ペレットの運搬等に要した経費計 13,649,184 円は基金事業の対象とならず、これに係る国庫補助金相当額 13,649,000 円が不当と認められる。

これを事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	実施年度	基金使用 額	左に対す る国庫補 助金等交 付額	不当と認 める基金 使用額	不当と認 める国庫 補助金等 相当額	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(411) 環境本省	京 都 府	22	45,997	45,997	4,924	4,924	基金事業の対象とならない工事費を含めていたなどのもの
(412) 同	高 知 県	21~23	127,884	127,884	13,649	13,649	基金事業の対象とならない燃料に係る経費を含めていたもの
(413) 同	さいたま市	22	3,718	3,718	3,718	3,718	基金事業の対象であるコミュニティサイクル事業として実施されていないかったもの
(411)-(413)の計			177,599	177,599	22,292	22,292	

## (2) 補助金を過大に交付していたもの及び補助の対象とならないもの

3 件 不当と認める国庫補助金 11,390,000 円

循環型社会形成推進交付金事業において、交付金を過大に交付したり、交付対象とならない建築物の整備に要した費用を交付の対象としたりしていたもの

(3 件 不当と認める国庫補助金 11,390,000 円)

循環型社会形成推進交付金(以下「交付金」という。)は、循環型社会形成推進交付金交付要綱(平成 17 年 4 月環境事務次官通知)に基づき、市町村(一部事務組合、広域連合及び特別区を含む。以下同じ。)が循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備事業等を実施するために、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)に規定する基本方針に沿って作成した循環型社会形成推進地域計画に基づく事業等を実施する場合に、その経費に充てるために国が交付するものである。

そして、循環型社会形成推進交付金交付取扱要領(平成 17 年 4 月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知)によれば、交付対象事業費の範囲は交付対象設備等に係る工事費及び事務費とされており、事務費は工事費の金額に所定の率を乗じて得た額の範囲内とされており、業務委託に係る委託料は事務費に含めることとされている。また、交付対象となる廃棄物処理施設等の範囲は明確にされており、設備に係る建築物が交付対象とされる設備も明示されている。

本院が事業主体である 30 市町村において会計実地検査を行ったところ、3 町において、事務費に含めることとされている業務委託に係る委託料を工事費に含めて交付対象事業費を算出していたり、交付対象とされていない建築物の整備に要した費用を交付対象事業費に含めていたりしていたため、交付金相当額計 11,390,000 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、3 事業主体において交付対象事業費の算定に対する理解が十分でなかったこと、また、3 県において交付金事業の実績報告書の審査及び事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の業務委託に係る委託料を工事費に含めて交付対象事業費を算出していた事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

奈良県吉野郡下市町は、廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業として、下市町し尿処理施設の基幹的設備の改良を事業費 447,687,600 円(交付対象事業費 304,140,000 円、交付金交付額 152,070,000 円)で実施し、下市町し尿処理施設改修工事に係る工事費 286,230,000 円と施工監理等業務委託に要した費用 10,500,000 円とを合わせて工事費として、これに事務費を加えるなどして交付対象事業費を算出していた。

しかし、この施工監理等業務委託に要した費用は業務委託に係る委託料であることから、工事費ではなく事務費に該当し、上記の工事費に含めることができない費用であった。

したがって、上記の工事費から施工監理等業務委託に要した費用を除くなどして適正な交付対象事業費を算定すると 293,385,750 円となり、適正な交付金交付額は 146,692,000 円となって、交付金相当額 5,378,000 円が過大に交付されていた。

これを部局等別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対す る国庫補 助金等交 付額	不当と認 める事業 費 (国庫補 助対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(414) 奈良県	吉野郡 下市町	22	447,687 (304,140)	152,070	10,754 (10,754)	5,378	事務費に含めることとされている業務委託に係る委託料を工事費に含めていたもの
(415) 和歌山県	伊都郡 高野町	19～23	343,852 (330,467)	110,154	9,886 (9,886)	3,294	交付対象とされていない建築物の整備に要した費用を交付対象事業費に含めていたもの
(416) 徳島県	那賀郡 那賀町	22、23	809,025 (624,000)	208,000	8,154 (8,154)	2,718	同
(414)～(416)の計			1,600,565 (1,258,607)	407,224	28,794 (28,794)	11,390	

(3) 補助の対象とならないもの 1件 不当と認める国庫補助金 3,233,001 円

補助の対象とならない備品の購入に要した費用について補助金が交付されていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 3,233,001 円)

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業 等	年 度	事業費 (国庫補 助対象 事業費)	左に対す る国庫補 助金等交 付額	不当と認 める事業 費 (国庫補 助対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(417) 環境本省	奈良県 奈良市	環境保全 施設整備	21、22	162,050 (156,600)	78,300	6,773 (6,466)	3,233

この補助事業は、奈良市が、奈良市保健所等複合施設整備事業の一環として、犬及び猫を対象とする動物収容・譲渡対策施設を環境保全施設整備費補助金により事業費 162,050,238 円(国庫補助対象事業費 156,600,000 円、国庫補助金 78,300,000 円)で整備したものである。

環境保全施設整備費補助金交付要綱(平成9年7月環境事務次官通知)によると、補助対象経費は、動物収容施設、動物譲渡に関する専用施設及びこれらに関連する施設に係る本工事費、附帯工事費、調査

費及び事務費となっており、このうち事務費は、施設整備のために直接必要な事務に要する備品購入費等とされている。

そして、同市は、収容された犬及び猫の画像診断に用いる X 線装置一式等の備品の購入に要した費用 6,466,003 円を国庫補助対象事業費に含めていた。

しかし、上記の X 線装置一式等は、動物収容・譲渡対策施設の運営に必要となる備品であり、施設整備のために直接必要な事務に要する備品には該当しない。

したがって、上記の備品購入に要した費用は補助の対象とならず、これに係る国庫補助金相当額 3,233,001 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において補助対象経費についての理解が十分でなかったこと、また、環境本省において実績報告書等の審査及び同市に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

### 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

#### 委託事業を実施した際に受託者が取得し、事業完了後に受託者から返還を受けた物品について、物品管理簿等への記録を適正に行うよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)環境本省 (項)環境・経済・社会の統合的向上費		
部 局 等	環境本省		
委託事業の概要	調査、測定、試験、研究等に係る業務のうち、実証事業を他の機関等に委託して実施するもの		
物品管理簿に記録すべき価格の基礎となる委託費の額	27 億 6138 万余円(平成 22 年度)		
物品管理簿に記録されていなかった物品の数量及び取得価格	重要物品	293 個	7 億 4663 万円
	重要物品以外の物品	1,455 個	1 億 9331 万円
	計	1,748 個	9 億 3995 万円

### 1 委託事業により取得した物品の管理等の概要

#### (1) 委託事業の概要

環境省は、事務、事業等の効率的な執行等のために、調査、測定、試験、研究等に係る実証事業を他の機関等に委託して実施している。このうち、チャレンジ 25 地域づくり事業は、公募により地域の二酸化炭素排出量の 25% 削減に効果的な取組を推進して、地域の活性化を図るとともに、環境負荷の小さい地域づくりを実現するため、建物に太陽光発電設備等の整備を行うなどの実証事業を地方公共団体等に委託するものである。

#### (2) 国における物品の管理等

国の物品については、物品管理法(昭和 31 年法律第 113 号)等に基づき、各省各庁の長が物品の取得、保管、供用及び処分(以下、これらを合わせて「管理」という。)を行い、各省各庁の長からその管理に関する事務の委任を受けた職員が物品管理官として管理事務を行うこととされており、環境本省においては大臣官房会計課長が物品管理官に指定されている。

物品管理官は、物品管理簿を備えて、その管理する物品の分類、品目ごとに、物品の増減等の異動数量、現在高その他物品の異動に関する事項等を記録することとされており、取得価格が50万円以上の機械及び器具(以下「重要物品」という。)については、その価格についても記録しなければならないこととされている。

そして、各省各庁の長は、毎会計年度1回及び物品管理官が交替するときはその都度、検査員を任命して、物品管理官の管理に係る物品及び物品管理簿を検査させることとなっている。

また、各省各庁の長は、重要物品について、毎会計年度末の物品管理簿の記録内容に基づいて、物品増減及び現在額報告書(以下「物品報告書」という。)を作成することとされており、物品報告書に基づいた物品の現在額等は内閣から国会に報告されている。

### (3) 委託契約により取得した物品の返還手続の概要

環境省は、委託契約において受託者が実証事業を実施した際に物品を取得した場合の物品の取扱いについて、「環境省委託業務取得物品取扱要領」(平成17年環境省訓令第31号)を定めている。同要領によると、委託契約を締結した支出負担行為担当官は、委託契約の業務が完了したときなどに、受託者が取得した物品のうち「環境省物品管理取扱規則」(平成13年環境省訓令第28号)における環境省所管物品分類表の物品で備品に該当するものを受託者から返還させなければならない(以下、受託者から返還を受けた物品を「返還物品」という。)とされており、返還物品を取得したときは物品管理官に対して通知を行い、また、当該年度における返還物品について毎年度末までに物品管理官に報告しなければならないこととされている。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、正確性、合規性等の観点から、返還物品の管理が物品管理法等に基づき適切に行われているかなどに着眼して、平成22年度に6地方公共団体<sup>(注)</sup>を受託者として実施したチャレンジ25地域づくり事業に係る6契約(契約金額計27億6138万余円)を対象として、環境本省及び受託者において、委託業務精算報告書、物品の返還手続に関する書類(以下「物品返還報告書」という。)等の書類を確認するとともに、物品管理簿の記録内容と返還物品の現物とを照合するなどの方法により会計実地検査を行った。

(注) 6地方公共団体 岐阜県、京都府、大阪府、北海道帯広市、群馬県桐生市、岐阜県中津川市

### (検査の結果)

検査したところ、上記6契約の受託者が、委託業務完了後の23年3月31日に環境本省に報告した返還物品は、重要物品293個(取得価格7億4663万余円)、重要物品以外の物品1,455個(同1億9331万余円)、計1,748個(同9億3995万余円)となっていたが、これらは、全く物品管理簿に記録されていなかった。また、このため、これらの返還物品のうち重要物品については、22、23両年度の物品報告書に全く計上されていなかった。そして、これらの事態は、検査員の検査においても看過されていた。

上記の事態について事例を示すと次のとおりである。

### <事例>

環境省は、平成22年6月に、「平成21年度チャレンジ25地域づくり事業委託業務」を契約金額6億円で京都府に委託した。

京都府は、温室効果ガス25%削減に向けた効果的な対策を実証し、その成果を全国に波及させるため、大学、コンビニエンスストア及び交流施設の建物に太陽光発電設備等の整備を行い、委託業務の完了後に委託業務精算報告書及び太陽光発電設備等60個、1億1919万余円に係る物品返還報告書を提出していた。

そして、物品返還報告書を受領した支出負担行為担当官は、物品管理官に対して本件返還物品を取得した旨の報告を行っていたが、物品管理官は物品管理簿に取得に係る記録を行っていなかった。

このように、返還物品について、物品管理官が物品管理簿への記録を行っていなかったことにより、物品管理簿、ひいては物品報告書が国の物品の現況を反映した正確なものとなっていない事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

#### (発生原因)

このような事態が生じていたのは、環境本省において、返還物品の物品管理簿への記録を確実にするためのマニュアル等を整備していなかったこと、返還物品の取扱いについての物品管理法等に対する物品管理官及び検査員の理解が十分でなかったことなどによると認められた。

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、環境本省は、25年3月に、本件6契約に係る返還物品について物品管理簿に記録するなどの処置を講じた。

また、25年8月に、返還物品の物品管理簿への記録を確実にを行うため、委託事業における既存のマニュアルに、委託事業により取得した物品の管理に関する項目を加えてマニュアルの整備を行うとともに、物品管理官及び検査員に対して、物品管理法等に基づく物品の管理及び検査について十分な理解を持つように指導を行うなどの処置を講じた。

平成21年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

#### 国庫補助金により整備されたごみ固形燃料(RDF)化施設の運営について

平成21年度決算検査報告 747 ページ参照  
平成22年度決算検査報告 607 ページ参照  
平成23年度決算検査報告 663 ページ参照

### 1 本院が表示した意見

環境省は、ごみ固形燃料(以下「RDF」という。)化施設及びRDFを燃料とするRDF発電施設の整備を行う市町村等に対して補助金を交付している。しかし、補助金の交付を受けてRDF化施設を整備した多くの事業主体において、多額の燃料費や維持修繕費、運送費を要する一方、品質や引渡先の問題等により引渡単価が低額となっているなどして、財政負担が重くなっている事態が見受けられた。

したがって、環境省において、RDF化施設の運営に資する情報を提供したり、発電設備を備えたごみ焼却施設でRDFを利用する設備を整備する方策を検討したり、RDF化施設も含め、燃料化施設の整備に当たって、施設整備後における燃料の安定的な引渡先が確保されていることを条件とするなど、交付要領の改正を検討したりして、施設の健全な運営及び市町村のごみ処理事業の安定化に資する措置を講ずるよう、環境大臣に対して平成22年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

## 2 当局が講じた処置

本院は、環境本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、環境省は、本院指摘の趣旨に沿い、施設の健全な運営及び市町村のごみ処理事業の安定化に資するよう次のような処置を講じていた。

ア 全国のRDF化施設及びRDF発電施設を整備した事業主体に対して実施したアンケート調査の分析を行うなどして取りまとめた課題や対応策等についての検討結果を25年3月に同省のホームページに掲載するとともに、同月に事務連絡を発して、事業主体に対してその検討結果を活用するよう周知した。

イ 発電設備を備えたごみ焼却施設でRDFを利用する設備を整備する方策については、交付対象事業とするなどの方策を検討した結果、事業主体においてRDFの受入体制が整っていない現状において制度を新設することは、困難であるとの判断に至っていた。

ウ 24年7月に交付要領を改正して、RDF化施設も含めた燃料化施設の整備に当たっては、施設整備後における燃料の安定的な引渡先が確保されていることなどを条件とする旨を定めた。

平成22年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

### 二酸化炭素の排出抑制対策に係る補助事業の実施について

〔平成22年度決算検査報告600ページ参照〕  
〔平成23年度決算検査報告664ページ参照〕

## 1 本院が表示した意見

環境省は、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素(以下「エネルギー起源CO<sub>2</sub>」という。)について、その排出抑制及び排出削減(以下「排出抑制等」という。)に資するために実施される様々な事業に対して補助金を交付している。しかし、平成17年度から21年度までの間に実施された補助メニュー18事業について、補助要綱等において、排出抑制等の目標量を設定することとしていなかったり、排出抑制等の実績量が目標量に達しなかった場合において執るべき具体的な方策を設定していなかったり、エネルギー起源CO<sub>2</sub>1tを排出抑制等するための単価が補助メニューによって大きな開差を生じていたりなどしている事態が見受けられた。

したがって、環境省において、エネルギー起源CO<sub>2</sub>の排出抑制等に係る補助事業を効率的、効果的に実施するよう、排出抑制等の適切な目標量等を設定させたり、目標量の達成を促す具体的な方策を設けたり、事業採択時における審査強化や補助メニューの妥当性について検討したりする処置を講ずるよう、環境大臣に対して23年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

## 2 当局が講じた処置

本院は、環境本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、環境省は、本院指摘の趣旨に沿い、25年5月までに各補助メニューの補助要綱等を改正するなどして、次のような処置を講じていた。

- ア 排出抑制等の目標量を設定していない補助メニューについては、統一的な算定方法に基づいて目標量を設定させることとした。
- イ 実績量が目標量に達しなかった場合には、定期的に提出を求めている事業報告書等において、その原因を分析した結果を詳細かつ具体的に報告するよう定めて、それらの記載内容を確認し、適宜、目標達成に向けた対応を行うこととした。
- ウ 事業採択時にアにより設定させた目標量の算定が適切であるかなどについて十分審査することとした。また、実績報告時における実績量を踏まえるなどして補助メニューの妥当性について検討を行い、一部の補助メニューを廃止するなどした。

平成23年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

### 浄化槽整備事業に係る浄化槽の規格について

(平成23年度決算検査報告657ページ参照)

#### 1 本院が要求した改善の処置

環境省は、浄化槽の計画的な整備を実施する市町村に対して助成を行っている。しかし、浄化槽整備事業の実施に当たり、使用人員等と比較して浄化槽の規格が過大となっていたり、浄化槽の規格と比較して使用人員が常時超過していたりなどしている事態が見受けられた。

したがって、環境省において、①市町村は、浄化槽の規格は住宅の延べ面積のみで決定されるものではないということを浄化槽を設置する個人等に対して十分に周知して、自らもそのことを十分に認識した上で浄化槽の規格を検討すること、②市町村は、設置する浄化槽の使用予定人員等を可能な限り把握して浄化槽整備事業を実施することを実施要綱等に明記する処置を講ずるよう、環境大臣に対して平成24年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

#### 2 当局が講じた処置

本院は、環境本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、環境省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 25年7月に実施要綱を改正して、①市町村は、浄化槽の規格は住宅の延べ面積のみで決定されるものではないということを浄化槽を設置する個人等に対して十分に周知するとともに、自らもそのことを十分に認識した上で浄化槽の規格を検討すること、また、②市町村は、設置する浄化槽の使用予定人員を可能な限り把握して浄化槽整備事業を実施することを明記した。
- イ 同月に都道府県に対して、アについて管内の市町村に周知するよう通知した。

第15 防 衛 省

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 防衛装備品等の調達に関する履行中の契約のうち、資料の信頼性確保に関する特約条項が付されていないなどの契約について、特約条項を付すことができるよう契約相手方と協議するなどするとともに、会計経理に関する内部統制を十分機能させることなどにより、特約条項の取扱いが適切に行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計	(組織)防衛本省	(項)防衛本省共通費 (項)武器車両等整備費 (項)航空機整備費 (項)人材確保育成費
部 局 等	内部部局、情報本部、海上幕僚監部、海上自衛隊補給本部、同航空補給処		
資料の信頼性確保に関する特約条項の概要	原価監査等の際に、契約相手方が虚偽の資料を提出等したことが確認されたときは、過払額の2倍の額を違約金として支払わなければならないことなどを契約上定めた特約条項		
検査の対象とした契約件数及び契約金額	9,767 件	2547 億 7441 万余円	(平成 20 年度～24 年度)
特約条項が適正に付されていないかった契約件数及び契約金額(1)	279 件	75 億 4175 万円	(平成 20 年度～24 年度)
違約金を適切に請求できなかった契約件数及び違約金相当額(2)	8 件	3339 万円	(平成 20、21、23 各年度)
(1)及び(2)の計		75 億 7514 万円	

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

違約金の賦課を定めた資料の信頼性確保に関する特約条項の取扱いについて

(平成 25 年 9 月 25 日付け 防衛大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

記

1 資料の信頼性確保に関する特約条項の概要等

(1) 資料の信頼性確保に関する特約条項の概要

貴省は、防衛装備品及び防衛装備品の修理等の役務(以下「防衛装備品等」という。)の調達に関する契約について、平成 5 年以降、過大請求事案が何度も明らかになっていることから、11 年 6 月に貴省の調達機関等に対して「契約の相手方の提出資料の信頼性確保のための施策について(通達)」(平成 11 年防装管第 3550 号)を发出するなどしている。上記通達

においては、予定価格の算定に当たり原価計算方式を採用した契約金額 150 万円以上の契約に、「資料の信頼性確保に関する特約条項」(以下「信頼性特約」という。)を付すこととしており、この信頼性特約においては、原価監査等の際に、契約相手方が虚偽の資料を提出又は提示したことが確認されたときは、契約金額と契約履行のために適正に支出し又は負担した費用に適正利益を加えた金額との差額(過払額)と同一額を違約金として支払わなければならないことなどが定められている。さらに、20 年 3 月に、前記通達を一部改正して同年 4 月以降に締結する契約については、過払額の 2 倍の額を違約金として支払わなければならない信頼性特約が付されることなどとされている(以下、11 年 6 月に発出された通達及びその後に発出された同通達の改正を含めて「信頼性確保通達」という。)

#### (2) 三菱電機株式会社等による過大請求事案の概要

24 年 1 月以降、三菱電機株式会社(以下「三菱電機」という。)、三菱スペース・ソフトウェア株式会社(以下「MSS」という。)、三菱プレジジョン株式会社、三菱電機特機システム株式会社(以下「三電特機」という。)、太洋無線株式会社、住友重機械工業株式会社及び住重特機サービス株式会社は、貴省と締結した契約において工数等を過大に申告して過大請求を行っていたことなどを相次いで認めて貴省に報告した。これに対して、貴省は、上記 7 社に対して特別調査を実施するとともに、過払事案処理検討会議を設置するなどして、過払額、違約金及び延滞金を算定して請求を行っている。これら 7 社は、25 年 2 月 13 日までに、請求を受けた過払額等の全額を納付している(以下、これら 7 社による過大請求事案を「三菱電機株式会社等による過大請求事案」という。)が、この中には、貴省情報本部及び海上自衛隊航空補給処(以下「空補処」という。)が三菱電機、MSS 又は三電特機と締結した契約に係るものが含まれている。

#### (3) 三菱電機株式会社等による過大請求事案を受けた信頼性確保に関する特約条項の概要

貴省は、前記のとおり、24 年 1 月以降、相次いで明らかとなった三菱電機株式会社等による過大請求事案の再発防止策の一環として、25 年 3 月に、信頼性確保通達を廃して、新たに「契約の相手方が提出等する資料の信頼性確保のための施策について(通達)」(平成 25 年防経装第 4627 号)等を発出するなどして、同年 4 月以降に締結する契約においては、「資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項」(以下「新信頼性特約」という。)を付すことなどとしている。そして、新信頼性特約等においては、違約金の額を、契約相手方の対応により過払額の 1 倍、2 倍又は 4 倍とする段階的違約金の賦課を定めるとともに、信頼性特約を付している履行中の契約についても、新信頼性特約へ変更することを契約相手方に要請することとしている。

#### (4) 情報本部及び空補処における会計機関及び会計監査の概要

情報本部における会計機関については、情報本部の会計事務に関する達(平成 9 年情報本部達第 7 号)に基づき、総務部長(23 年 3 月以前は会計課長)が支出負担行為担当官に指定されている。また、情報本部における会計監査は、防衛省の会計監査に関する訓令(昭和 33 年防衛庁訓令第 40 号。以下「会計監査訓令」という。)等に基づき、総務部の監査官が実施することとされている。そして、会計監査の実施に当たっては、防衛大臣は、毎年度、監査項目に関する重点(以下、防衛大臣が定めた重点を「重点項目」という。)を定めるとともに、情報本部長はこれに基づく監査計画書を作成することとされている。

空補処における会計機関については、海上自衛隊契約規則(昭和43年海上自衛隊達第17号)に基づき、管理部長が分任支出負担行為担当官及び契約担当官に指定されている。また、空補処に対する会計監査は、会計監査訓令等に基づき、海上幕僚監部の監査官及び海上自衛隊補給本部(以下「補給本部」という。)の監査官が実施することとされている。そして、会計監査の実施に当たっては、海上幕僚監部においては、情報本部と同様に、重点項目に基づき海上幕僚長が監査計画書を作成し、補給本部においては、海上幕僚長が作成した監査計画書に基づき補給本部長が監査実施計画を作成している。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

防衛装備品等の調達に関する契約については、前記のとおり、三菱電機による過大請求を始めとした多くの過大請求事案が明らかになっており、貴省においても信頼性特約を付すなどの対策を講じてきたところである。しかし、上記の過大請求事案に係る過払金、違約金等の算定について検証したところ、情報本部及び空補処が締結した契約の中に信頼性特約が付されていないものなどが見受けられた。

そこで、本院は、合规性、有効性等の観点から、予定価格の算定に当たり原価計算方式を採用した契約に係る信頼性特約が適正に付されているか、過払額が発生している契約について信頼性特約に基づき違約金が適切に算定され納付されているか、契約事務における内部統制は十分に機能しているかなどに着眼して検査を実施した。

検査に当たっては、貴省内部部局、情報本部、海上幕僚監部等において、情報本部及び空補処が20年度から24年度までの間に予定価格の算定に当たり原価計算方式を採用して締結した契約計9,767件(契約金額計2547億7441万余円)を対象として、予定価格調査やその内訳書等の関係書類を確認したり、関係者から見解を聴取したりなどして会計実地検査を行った。

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 信頼性特約の取扱いについて

ア 信頼性特約が付されていなかったり、付されている信頼性特約の内容が信頼性確保通達と異なったりしているもの

(ア) 契約条項に信頼性特約を付すべきであるにもかかわらず、誤って信頼性特約を付していなかった契約が、123件(契約金額計13億7786万余円)見受けられた。

(イ) 20年4月1日以降に締結される契約であることから、契約条項に違約金の額を過払額の2倍の額とする信頼性特約を付すべきであるにもかかわらず、誤って違約金の額を過払額と同一額とする信頼性特約を付していた契約が、156件(契約金額計61億6389万余円)見受けられた。

イ 適切な額の違約金を請求できなかったもの

三菱電機株式会社等による過大請求事案として過払額が発生している契約のうち、契約条項に信頼性特約を付していなかったり、過払額の2倍の違約金を徴する信頼性特約を付していなかったりしたため、適切な額の違約金を請求できなかった契約が、表のとおり計8件(請求できなかった違約金相当額計3339万余円)見受けられた。

表 適切な額の違約金を請求できなかった契約の状況

(単位：件、千円)

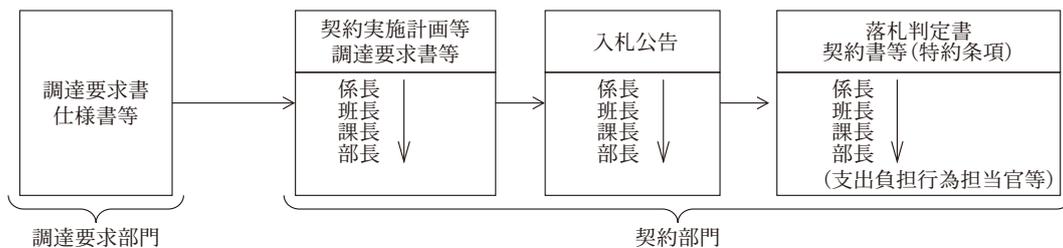
調達機関	会社	信頼性特約を付していないため、違約金を請求できなかった契約		過払額の2倍の額ではなく同一額の違約金を請求していた契約		計	
		件数	請求できなかった違約金相当額	件数	請求できなかった違約金相当額	件数	請求できなかった違約金相当額
情報本部	三菱電機	2	5,516	—	—	2	5,516
	MSS	—	—	1	9,737	1	9,737
空補処	三電特機	—	—	5	18,144	5	18,144
合計		2	5,516	6	27,881	8	33,397

(2) 内部統制等について

ア 契約の決裁過程等

前記のとおり、情報本部及び空補処において、契約条項に信頼性特約が付されていないなどの事態が見受けられたことから、情報本部及び空補処における調達要求から契約締結までの決裁過程について検査したところ、図のとおりとなっていた。

図 情報本部及び空補処における調達要求から契約締結までの決裁過程



(注) 空補処においては、契約実施計画等と入札公告の決裁は同時に行われている。

そこで、上記の決裁過程の実態について、担当者から説明を聴取するなどしたところ、情報本部及び空補処においては、上司による決裁書類の確認に際して、当該契約に信頼性特約を付すべきかどうかや信頼性特約の条項の内容に誤りがないかどうかの確認を十分行っていない状況となっていた。さらに、情報本部においては、20年4月以降、担当者が異動する際の業務の引継ぎが十分ではなく、違約金の額を過払額の2倍の額とする信頼性特約の書式と、旧来の違約金の額が記載された信頼性特約の書式が混在していて、担当者が間違いやすい状況となっていたとしており、空補処においては、同年3月に信頼性確保通達が改正された際に、その改正内容について、担当者に対する教育や指導等が十分に行われていなかったとしている。

その後、情報本部においては、三菱電機株式会社等による過大請求事案の過払額の算定に当たり、24年11月頃、会計課職員が信頼性特約に不備のある契約があることに気付いたため、当時履行中であった当該契約の大半について、契約相手方と協議を行って、違約金の額を過払額の2倍の額とする信頼性特約の条項に変更していた。一方、空補処においては、24年10月頃、契約課職員が信頼性特約に不備のある契約があることに気付いたが、信頼性特約の条項の変更等を行っていない。また、情報本部及び空補処の双方において、当時既に履行が完了していて適切な額の違約金を請求できない契約については、是正策等の検討を行ったり、過払事案処理検討会議の担当部会等に当該事態を報告したりなどしていない。

## イ 会計監査の実施状況

前記のとおり、情報本部及び空補処において信頼性特約が付されていないなどの事態が見受けられたことから、情報本部及び空補処に対する会計監査の実施状況について検査したところ、次のような事態が見受けられた。

情報本部及び補給本部は、20年度から24年度までの間に、毎年度2回、情報本部の会計機関等及び空補処の会計機関等に対してそれぞれ会計監査を実施していたが、信頼性特約が適正に付されていない事態については、これらを看過する結果となっていた。

このことについて、情報本部及び補給本部は、信頼性特約等の条項が信頼性確保通達に基づき適正に付されているかという着眼点は、いずれの年度においても重点項目とされていなかったことなどから、会計監査の実施に当たり監査の着眼点としていなかったなどとしている。さらに、補給本部は、海上幕僚長からも監査項目に追加するようとの指示等がなかったことなどから、会計監査の着眼点としていなかったなどとしている。また、海上幕僚監部は、補給本部が会計監査を行っていることから、空補処に対する会計監査を行っていないかった。

以上のとおり、情報本部及び空補処等において、調達要求から契約締結までの決裁書類の確認が適切に実施されていなかったり、信頼性特約に不備のある契約があることに気付いたにもかかわらず、履行中の契約について適切な対応を怠ったり、是正策等の検討や過払事案処理検討会議等への報告を怠ったり、会計監査において信頼性特約が適正に付されていない事態を結果として看過したりなどしている事態が見受けられることから、情報本部及び空補処等においては会計経理に関する内部統制が十分に機能していない状況にあると認められる。

### (是正及び是正改善を必要とする事態)

前記(1)のとおり、情報本部及び空補処において、契約条項に信頼性特約が付されていないなどの事態、また、このために三菱電機株式会社等による過大請求事案において違約金を請求できなかったなどの事態、さらに、(2)のとおり、情報本部及び空補処等において、会計経理に関する内部統制が十分に機能していない事態は適切ではなく、是正及び是正改善を図る必要があると認められる。

### (発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

ア 情報本部及び空補処において、信頼性確保通達についての理解が十分でなく、この通達等に基づき的確に契約事務を実施することの重要性についての理解が十分でなかったこと

イ 情報本部及び空補処において、調達要求から契約締結までの決裁書類の的確な確認の必要性や契約上適切でない事態が明らかになった場合の迅速かつ的確な対応の重要性等についての理解が十分でなかったり、情報本部及び補給本部において、幅広い着眼点による会計監査が十分に行われていなかったり、また、海上幕僚監部において、空補処に対する会計監査が実施されていなかったりなどとしていて、会計経理に関する内部統制が十分に機能していないこと

ウ 貴省において、信頼性確保通達の制定やその改正に際し、その内容に従って契約業務を適正かつ適切に行うことの重要性についての情報本部等の調達機関に対する周知が十分でなかったこと、また、その遵守状況を会計監査により確認する必要性についての理解が十

分でなく、情報本部、海上幕僚監部等に対する適切な業務執行に関する指導が必ずしも十分でなかったこと

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

貴省では、今後も引き続き、情報本部、装備施設本部、陸上、海上、航空各自衛隊の部隊等において、多額の防衛装備品等の調達を行うことが見込まれており、その大部分は、予定価格の算定に当たり原価計算方式が採用され新信頼性特約が付される契約とすることが見込まれている。

そして、これらの調達機関が契約を締結する際に、新信頼性特約が付されていない場合、今後過大請求事案が発覚したときに違約金を請求できなくなるなど、抑止効果が十分働かないおそれがある。

については、貴省において、情報本部及び空補処に対して、現在履行中の契約のうち、信頼性特約が付されていないなどの契約について、新信頼性特約を付することができるよう契約相手方と協議するなど是正の処置を要求する。また、25年4月以降に締結する契約については新信頼性特約を付すこととされたことから、情報本部及び空補処を含めた各調達機関に対して、新信頼性特約の的確な履行が確保されるよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

ア 各調達機関に対して、新信頼性特約を付すことを定めた通達の趣旨及びその遵守の重要性を周知徹底すること

イ 各調達機関に対して、上司による決裁書類の確認を的確に行うため決裁書類の書式を見直したり、契約上適切でない事態が明らかになった場合の迅速かつ的確な対応を講ずるため必要に応じて教育や指導を行ったり、各調達機関等の会計監査部門に対して、基本的な会計経理に係る監査の一環として新信頼性特約が適正に付されているかなどについて会計監査を実施させたりなどして、会計経理に関する内部統制が十分に機能するようにすること

- (2) 潜水艦用ディーゼル機関に使用される接続棒大端部軸受の製造請負契約等が適切に履行されていなかったことが判明した後、適切な処置が執られていなかった事態について、<sup>かし</sup>瑕疵、損害の有無等の調査及び検証を行うなどして、契約の適正な履行の一層の確保を図るよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

所管、会計名及び科目	防衛省所管 一般会計 (組織)防衛本省	(項) 武器車両等整備費 (項) 艦船整備費 (項) 平成16年度潜水艦建造費 (項) 装備品等整備諸費
	平成17年度以前は、 内閣府所管 一般会計 (組織)防衛本庁	(項) 平成13年度潜水艦建造費 (項) 平成14年度潜水艦建造費 (項) 平成15年度潜水艦建造費 (項) 装備品等整備諸費

部 局 等	海上幕僚監部、艦船補給処、2 地方総監部、装備施設本部(平成 18 年 7 月 30 日以前は契約本部)
契 約 名	(1) V 6 V ・ V 8 V22/30 型機関部品外 WASHER, KEY 外請負契約等 7 契約 (2) 「うずしお」定検請負契約等 25 契約 (3) 潜水艦用発電機製造請負契約等 4 契約
契 約 の 概 要	(1) 艦船補給処において、潜水艦用ディーゼル機関に使用される接続棒大端部軸受等の製造を請け負わせるもの (2) 横須賀、呉両地方総監部において、潜水艦の定期検査、年次検査及び修理を請け負わせるもの (3) 装備施設本部において、潜水艦用ディーゼル機関等の製造を請け負わせるもの
契 約 の 相 手 方	(1) 川崎重工業株式会社 (2) 株式会社川崎造船(平成 22 年 10 月以降は川崎重工業株式会社)等 3 造船会社 (3) 川崎重工業株式会社
契 約 金 額	(1) 6 億 3875 万余円(平成 14 年度～20 年度) (2) 205 億 1286 万余円(平成 18 年度～20 年度) (3) 75 億 7680 万円(平成 13 年度～16 年度) 計 287 億 2841 万余円
上記のうち瑕疵、損害の有無等の調査及び検証を行うなどしていなかった軸受に係る代金相当額	1 億 7205 万円

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

潜水艦用ディーゼル機関に使用される接続棒大端部軸受の製造請負契約等が適切に履行されていなかった事態に係る処置について

(平成 25 年 3 月 28 日付け 防衛省海上幕僚長宛て)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

記

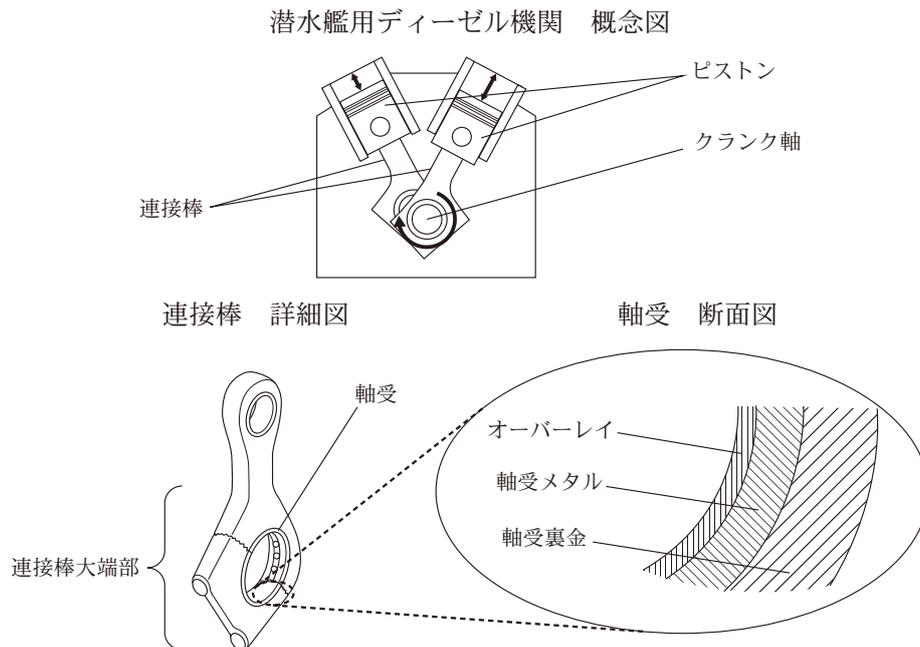
1 接続棒大端部軸受の調達等の概要

(1) 潜水艦用ディーゼル機関等の概要

貴自衛隊が運用している 18 隻の潜水艦は、航行等に必要な電力を得るために、それぞれ 2 基の潜水艦用ディーゼル機関(以下「ディーゼル機関」という。)を装備している。ディーゼル機関には、ピストンとクランク軸を接続するための接続棒が 12 本あり、接続棒とクランク軸との接続箇所である接続棒大端部 12 か所には、軸受裏金、軸受メタル及びオーバーレイの 3 層から成る接続棒大端部軸受(2 分割されている部品を組み合わせ、環状にして使用する部品。以下「軸受」という。)が装着されている(参考図参照)。

参考図 潜水艦用ディーゼル機関の概念図等

第3章  
第1節  
第15  
防衛省



(2) 潜水艦用発電機製造請負契約の概要

ディーゼル機関は、装備施設本部(平成18年7月30日以前は契約本部。以下「装本」という。)が川崎重工業株式会社(以下「川崎重工」という。)と締結した潜水艦用発電機製造請負契約(以下「製造契約」という。)により調達されている。そして、製造契約において、川崎重工は、①着工前に製造に必要な図面等の承認用図書を装本に提出して、支出負担行為担当官等の承認を受けること(以下、承認を受けた承認用図書を「承認図書」という。)、②承認済事項について変更する必要があるものについては、変更した承認用図書を作成して、支出負担行為担当官等の承認を受けること、③仕様書、承認図書等(以下、これらを合わせて「仕様書等」という。)に従いディーゼル機関を製造し納入することなどとされている。また、これらの承認に先立ち、貴自衛隊(海上幕僚監部)は、承認用図書の内容についての審査を行うことになっている。

(3) 交換用の軸受の調達

貴自衛隊は、潜水艦の定期検査や年次検査等(以下「定期検査等」という。)において、軸受の状態がディーゼル機関の取扱説明書に示されている摩耗限度等に関する交換基準に達している場合等に、軸受を交換している。そして、交換用の軸受を調達するには、①艦船補給処(以下「艦補処」という。)が川崎重工と軸受製造契約を締結して官給用として調達する場合と、②横須賀、呉両地方総監部が定期検査等のために締結する艦船修理契約の中で、その契約相手方である株式会社川崎造船等3造船会社<sup>(注1)</sup>に調達させる場合とがあり、いずれの場合も、艦補処及び横須賀、呉両地方総監部(以下「艦補処等」という。)が、仕様書において、契約時における最新の承認図書に記載されている軸受を指定して契約している。

(注1) 3造船会社 株式会社川崎造船(平成22年10月以降は川崎重工業株式会社)、三菱重工業株式会社、株式会社アイ・エイチ・アイ マリンユナイテッド

#### (4) 損傷事故への対応

##### ア 軸受等の損傷の経緯

貴自衛隊は、20年6月及び7月に、潜水艦2隻のディーゼル機関において軸受及びピストンの損傷(以下「損傷事故」という。)が相次いで発生したことに伴い、潜水艦の定期検査等をそれぞれ実施した三菱重工業株式会社及び株式会社アイ・エイチ・アイ マリンユナイテッド(以下「両会社」という。)における作業上の瑕疵の有無等を検討するため、両会社に損傷原因の調査を行わせた。両会社は、ディーゼル機関の製造会社である川崎重工に調査を依頼して、川崎重工から、損傷原因に係る調査報告書の提出を受けた。そして、貴自衛隊は、同年10月及び12月に、両会社から調査報告書をそれぞれ受領した。

また、貴自衛隊は、21年3月に、調査報告書の内容を踏まえて軸受の信頼性及び耐久性の向上を図るための改良を行うこととする改善提案書を川崎重工から受領した。

##### イ 損傷事故の主因等

調査報告書及び改善提案書によれば、損傷事故の主因は、川崎重工が12年に軸受の製造をそれまでとは別の下請製造会社(以下「変更後の下請製造会社」という。)に変更していたことによって、変更後の下請製造会社が製造した軸受のオーバーレイの厚さが、図面規格値内ではあったものの薄めになっていたことなどにより、軸受の耐摩耗性等が低下したためであるとされていた。

また、①変更後の下請製造会社が軸受裏金の材質を変更していたこと(以下、変更前の材質の規格を「A規格」、変更後の材質の規格を「B規格」という。)、②B規格の材質を用いた軸受(以下「B軸受」という。)はA規格の材質を用いた軸受(以下「A軸受」という。)よりも短時間で張りが減少するため、取扱説明書に示された張りがなくなった場合に軸受を交換する基準(以下「交換基準」という。)に早く達すること、③張りは損傷事故とは関連がないことなどが記載されていた。

そして、貴自衛隊は、改善提案書を受けて、当時運用中の潜水艦のうち、除籍を間近に控えた2隻を除く16隻の潜水艦のディーゼル機関計32基に装着されていたB軸受計384組について、21年8月から23年4月までの間に、貴自衛隊の費用負担によりオーバーレイの厚みを増したり、軸受裏金の材質をB規格からA規格相当<sup>(注3)</sup>に変更することにより張りの持続性を向上させたりして、下請製造会社の変更前のA軸受と同等になるよう改良した軸受(以下「改良軸受」という。)に交換していた。

なお、17年度から19年度までの間に装本が川崎重工と締結した製造契約3件により納入されたディーゼル機関の軸受については、川崎重工からの申入れにより、川崎重工の費用負担で改良軸受に交換されていた。

(注2) 張り 軸受の外径寸法が連接棒大端部の内径寸法以上となっている状態における寸法の差の大きさ

(注3) A規格相当 A規格又はA規格に近い規格のC規格。ただし、C規格の場合は、炭素成分を別途定めた範囲内としたもの

#### (5) 物品の瑕疵<sup>かし</sup>に係る処理

貴自衛隊が調達した物品等の瑕疵に係る処理は、海上自衛隊補給実施要領(平成13年補本装補第509号。以下「要領」という。)により行うこととなっており、分任物品管理官は、

瑕疵に該当するものとして異常、不具合等を発見し又は報告を受けた場合には、異常の内容等について契約担当官等に通知等することとされている。

一方、装本が調達した物品等の瑕疵に係る処理は、契約事務に関する達(平成18年装備本部達第4号。以下「達」という。)等により行うこととなっており、装本は、部隊等の物品管理官等から契約物品の瑕疵修補等の処理に関する調整の申入れがあった場合には、この調整に協力することとされている。

また、契約物品に瑕疵がある場合には、軸受製造契約については契約物品の納入日から1年以内に、艦船修理契約については検査合格の日から6か月以内に、製造契約については契約物品を搭載する潜水艦の引渡しから1年以内に、それぞれ代金の減額や瑕疵によって生じた損害の賠償を請求できることなどがそれぞれの契約条項で定められている。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点及び着眼点)

本院は、合規性等の観点から、変更後の下請製造会社により製造された軸受の瑕疵、損害等の有無について、貴自衛隊が損傷事故の発生後に、迅速かつ適切に調査及び検証を行っているかなどに着眼して検査した。

### (検査の対象及び方法)

軸受の下請製造会社が変更された12年以降に艦補処等及び装本が締結した契約のうち、本院が確認することができた36件の契約により納入された軸受計1,010組(代金相当額計1億7205万余円。表参照)を対象として、海上幕僚監部、艦補処等及び装本において、契約関係書類を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、川崎重工においても、調査報告書等の内容を確認するなどして検査を行った。

表 検査の対象とした軸受の調達に係る契約

契約種類	契約機関	契約年度	契約件数	契約金額	調達した軸受数	軸受に係る代金相当額
軸受製造契約	艦補処	平成14～20	7件	千円638,754	555組	千円93,176
艦船修理契約	横須賀、呉両地方総監部	18～20	25	20,512,864	356	66,915
製造契約	装本	(注)13～16	4	7,576,800	99	11,966
計			36	28,728,419	1,010	172,058

(注) 川崎重工の費用負担により軸受が交換された平成17年度から19年度までの間に締結された製造契約3件は除いている。

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 軸受製造契約等の履行状況

軸受に係る承認図書の図面の履歴をみると、昭和62年度に軸受裏金の材質にA規格を用いることが承認されてから平成20年度までの間、使用する材質の変更に係る装本の承認は行われておらず、A軸受が納入されることとなっていた。

しかし、前記のとおり、調査報告書及び改善提案書によれば、下請製造会社の変更に、軸受裏金の材質がA規格からB規格に変更されていたことから、川崎重工は、承認が行われていないB軸受を貴自衛隊に納入していたことになる。

このことについて、貴自衛隊は、前記の軸受製造契約7件により納入された軸受計555組及び艦船修理契約25件により納入された軸受計356組、合計911組は、変更後の下請製造会社が製造した軸受であったとしている。

また、川崎重工によれば、装本と締結した製造契約において、変更後の下請製造会社が製造した軸受を初めて納入した実績は13年度に締結した契約であったとしており、装本が13年度から16年度までの間に締結した製造契約4件により納入された軸受計99組も変更後の下請製造会社が製造した軸受であったと認められる。

以上のことから、これらの軸受合計1,010組は、承認されておらず仕様書等に適合していないB軸受であった可能性が極めて高いと認められる。

## (2) 貴自衛隊における調査報告書等の検証状況等

調査報告書等には、前記のとおり、下請製造会社の変更後、軸受裏金の材質がA規格からB規格に変更されていたことが記載されていた。

しかし、貴自衛隊は、損傷事故の主因とされなかった軸受裏金の材質には着目していないなど、調査報告書等の内容を十分に検証しておらず、納入されたB軸受が仕様書等に適合していないという事実を看過していた。

また、調査報告書等に、B軸受はA軸受よりも短時間で張りが減少するため交換基準に早く達することが記載されていた。そこで、本院において、定期検査等の検査記録等により、18年度から22年度までの間に張りが交換基準に達していたことを理由の一つとして交換されていた軸受のうち、当該軸受の使用時間数を算定することができたB軸受計209組について確認したところ、従前のディーゼル機関の取扱説明書において損耗状態等にかかわらず無条件で軸受を交換するとされている運転時間数の10%にも満たない時間数で交換基準に達していた軸受が153組見受けられた。このことから、B軸受は、調査報告書等にあるとおり、短時間で張りが減少し、早期に交換基準に達していた可能性が高いと認められる。

以上のことから、軸受合計1,010組(代金相当額計1億7205万余円)は、その全数がB軸受であった可能性が極めて高く、そのため早期に交換基準に達していた可能性も高いと認められる。したがって、貴自衛隊は、そのことについて調査及び検証を行い、早期に交換基準に達していた場合等における損害の有無等を確認する必要があったのに、それらについて確認しておらず、契約の適正な履行を確保するための処理が適切に実施されていない事態となっていた。

### (是正及び是正改善を必要とする事態)

上記のように、貴自衛隊において、艦補処等及び装本が締結した契約により納入された軸受が仕様書等に適合していなかったことを調査報告書等により把握することができたにもかかわらず、その事実を看過して、瑕疵の有無、B軸受において短時間で張りが減少し、早期に交換基準に達していた場合等における損害の有無等について十分に調査及び検証を行っていなかった事態は適切とは認められず、是正及び是正改善を図る要があると認められる。

### (発生原因)

このような事態が生じているのは、貴自衛隊において、契約の適正な履行の確保を図ることの重要性等に対する認識が欠けていたため、調査報告書等の内容について十分な検証を行わず、瑕疵、損害等の有無について調査及び検証を行うなどの処理を適切に実施していなかったことなどによると認められる。

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

潜水艦は、主要な海域の海中において隠密性を保ちながら、長期間の哨戒及び防衛に当たることを任務としており、機器の故障は、潜水艦の運用に支障を及ぼすだけでなく、乗組員の安全にも重大な影響を及ぼすことになる。

したがって、貴自衛隊において今後も多数調達されることが見込まれる潜水艦用の部品については、適正な品質を確保することが特に求められている。

については、海上幕僚監部において、契約の適正な履行の一層の確保を図るよう、ア及びイのとおり是正の処置を要求し並びにウのとおり是正改善の処置を求める。

ア 軸受製造契約7件、艦船修理契約25件、計32件について、仕様書等に適合していないB軸受を特定するなど事実関係の確認を行うとともに、B軸受において短時間で張りが減少し、早期に交換基準に達していた場合等における損害を十分調査するなどした上で、契約条項等を踏まえて、川崎重工と代金の減額等について協議を行うこと

イ 製造契約4件について、上記のアと同様に事実関係の確認等を行い、達及び要領における瑕疵に係る処理方法によるなどして、製造契約の契約事務を行っている装本に当該事態について報告して、今後の処理について調整を行うこと

ウ 物品管理官等に対して通知を発するなどして、仕様書等に適合していない物品が納入されていた事態が判明した場合は瑕疵、損害等の有無について迅速かつ適切に調査及び検証を行って契約の適正な履行の確保を図ることの重要性等について更なる周知徹底を図ること

(3) 火薬庫保有会社に保管させている防衛火工品について、保管契約を変更するなどして管理体制を整備することなどにより、物品管理法等に基づいた管理を適切に行うよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

会計名	一般会計
部局等	陸上幕僚監部
物品の分類	(分類)防衛用品 (区分)消耗品
防衛火工品の概要	爆破、発射等の目的で、火薬又は爆薬を所要の形状及び寸法に成形して、管、筒等に充填するなどしたもの
火薬庫保有会社に保管されていた防衛火工品の購入価額	88億8517万余円(平成24年11月現在)
上記のうち物品管理法等に基づく管理が行われていない防衛火工品の購入価額	88億8517万円

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

火薬庫保有会社に保管させている防衛火工品の管理について

(平成25年10月18日付け 防衛省陸上幕僚長宛て)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

記

## 1 防衛火工品の管理の概要

### (1) 貴自衛隊における防衛火工品の保管

貴自衛隊は、装備施設本部に対して、火薬類取締法(昭和25年法律第149号)及び武器等製造法(昭和28年法律第145号)に基づき許可を受けた会社と、爆破薬、砲弾等の防衛火工品についての製造請負契約を行うことについて調達要求を行い、装備施設本部は、この調達要求に基づき、毎年度、これらの会社と、防衛火工品についての製造請負契約を多数締結している(以下、上記の契約における契約相手方を「請負会社」という。)

そして、貴自衛隊は、上記の契約に基づき納入させる防衛火工品の納地を補給処等の部隊としているほか、保管場所が十分に確保できないなどとして、請負会社が火薬庫を保有している会社(以下「火薬庫保有会社」という。)である場合には、火薬庫保有会社を納地としている。また、請負会社が火薬庫を保有していない会社(以下「他の請負会社」という。)である場合には、別途、火薬庫保有会社を納地としている。このように、火薬庫保有会社を納地としている場合には、契約に基づき調達されて国の物品となった防衛火工品が、実際には火薬庫保有会社の火薬庫に納入され、保管されることとなる。

### (2) 防衛火工品の概要

防衛省は、「防衛省規格」を定めており、これによると、防衛火工品は、昭和46年7月に制定した弾薬用語において、①爆破、発射等の目的で、火薬又は爆薬を所要の形状及び寸法に成形し、管、筒等に充填して、プラスチック、繊維等で被覆し、又は紙、糸等に塗布したもの、及び②火薬類取締法による火工品と規定されている。

### (3) 物品管理法等に基づく物品の管理

物品管理法(昭和31年法律第113号)等において、物品は、国の施設において、良好な状態で常に供用又は処分をすることができるように保管しなければならないとされている。また、物品管理官は、物品管理簿等の帳簿を備えて物品の異動を記録するとともに、毎年度、物品及び帳簿について検査を受けることとされている。ただし、物品管理官が国の施設において保管することを物品の供用又は処分の上から不相当であると認める場合その他特別の理由がある場合は、国以外の者の施設に保管することを妨げないとされている。そして、物品管理官は、物品を国以外の者の施設に保管しようとする場合には、保管を必要とする物品の品目及び数量、保管の期間並びに物品の管理上保管について付すべき条件を明らかにして、契約等担当職員に対して、その保管のため必要な措置を請求しなければならないとされている。また、契約等担当職員は、上記の請求に基づいて保管契約の締結等の必要な措置をしたときは、速やかに、当該措置について請求を行った物品管理官に通知しなければならないなどとされている。

### (4) 火薬類取締法に基づく防衛火工品の管理

火薬類取締法は、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的としており、火薬類を火薬、爆薬及び火工品と定義している。そして、貴自衛隊が調達している爆破薬、砲弾等の防衛火工品は、火薬類取締法上の爆薬又は火工品に該当することから、火薬類取締法の規制の対象となっている。

火薬類取締法等によると、火薬類の貯蔵は、火薬庫においてしなければならないとされており、火薬庫の所有者は、帳簿を備えて、火薬庫ごとの出納した火薬類の種類及び数量並びに出納の年月日並びに相手方の住所及び氏名を記載しなければならないとされている。

## (5) 武器等製造法に基づく防衛火工品の管理

武器等製造法は、武器及び猟銃等の製造、販売その他の取扱いを規制することによって、公共の安全を確保することを目的としており、貴自衛隊が調達している爆破薬、砲弾等の防衛火工品は、武器等製造法上の武器に該当することから、武器等製造法の規制の対象となっている。

武器等製造法等によると、武器製造事業者は、当該武器の保管について、亡失又は盗難の防止を目的として保管規程を定めなければならないとされている。また、帳簿を備えて、武器を製造し、引き渡し、又は引渡しを受けた武器等の数、その製造等の年月日、引き渡すなどした相手方の氏名又は名称、住所等を記載しなければならないとされている。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点及び着眼点)

前記のとおり、貴自衛隊は、火薬類取締法及び武器等製造法に基づき許可を受けた会社と製造請負契約を行い、これにより調達されて国の物品となった防衛火工品の一部を火薬庫保有会社に保管させている。

そこで、本院は、合規性等の観点から、貴自衛隊は、火薬庫保有会社に保管させている防衛火工品について、物品管理法等に基づいて適切に管理等を行わせているか、火薬庫保有会社は、防衛火工品の保管等について、火薬類取締法及び武器等製造法に基づき会社が定めた保管規程により適切に行っているかなどに着眼して検査した。

### (検査の対象及び方法)

検査に当たっては、防衛省内部部局、装備施設本部、貴自衛隊、2火薬庫保有会社等において、貴自衛隊が調達要求を行い、これに基づき装備施設本部が調達して、納入後、火薬庫保有会社の火薬庫に保管されている防衛火工品を対象として、物品管理簿、会社の帳簿等の関係書類を調査するとともに、保管されている防衛火工品を現地において確認するなどして会計実地検査を行った。

### (検査の結果)

検査したところ、火薬庫保有会社であるA株式会社(平成24年11月の会計実地検査時点において会社の火薬庫に保管されていた防衛火工品の購入価額計88億8517万余円。以下、この会社を「A会社」という。)における防衛火工品の管理状況について、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 貴自衛隊における防衛火工品の管理について

前記のとおり、物品管理官は、物品を国以外の者の施設に保管しようとする場合には、保管を必要とする物品の品目及び数量とともに、保管について付すべき条件を明らかにして、契約等担当職員に対して、保管のために必要な措置を請求しなければならないとされている。そして、契約等担当職員は、保管のために必要な措置として、当該物品を保管する国以外の者との間で保管に関する契約(以下「保管契約」という。)の締結等を行うことになっている。

そこで、貴自衛隊とA会社との間における防衛火工品の保管契約の締結状況について検査したところ、A会社が請負会社となっていた防衛火工品(以下「自社火工品」という。)については、無償での保管契約が締結されていたが、他の請負会社からA会社の火薬庫

に納入された防衛火工品(以下「第三者火工品」という。)については、貴自衛隊と他の請負会社との間における保管契約が締結されていたものの、貴自衛隊とA会社との間における保管契約は締結されておらず、また、当該他の請負会社とA会社との間における保管契約は大半が締結されていなかった。また、貴自衛隊における保管契約の内容は、契約相手方に対して出納簿を備えた上で善良なる管理者の注意をもって管理することを求めているものの、第三者火工品については、A会社に対して同様の内容を求めていなかった。

そして、貴自衛隊は、物品管理簿に基づいて当該防衛火工品を点検(以下「現況調査」という。)して、現品の数量等に異常がないことを確認しているとしているが、任意の立入調査等の必要性がないとして、A会社の物品管理の実態を把握することを全く行っていない。

したがって、貴自衛隊は、国以外の者の施設に保管するに当たって付すべき条件を保管契約において適切に定めておらず、A会社が行う必要がある管理の方法や負うこととなる保管責任の範囲等が明確にされていない。

## (2) A会社における防衛火工品の実際の管理について

A会社は、火薬類取締法及び武器等製造法に基づく保管規程により、保管中の防衛火工品を含めた武器には棚札を貼付し、種類、数量及び受払の状況を明示するとともに、火薬庫ごとに帳簿を設けて、武器の搬入及び搬出に当たっては、数量、年月日、受払先等を漏れなく記入し、常に保管状況を明確にすることとしている。また、保管責任者等は、帳簿及び現品についての定期的点検等を行うこととしており、数量及び保管状況について異常の有無を確認することとしている。さらに、A会社は、社内の経理システムにより、火薬庫内の保管品の保管状況に関する経理帳簿を作成している。

しかし、会計実地検査において、A会社の火薬庫における防衛火工品の保管状況を検査したところ、保管規程に基づき備え付けている棚札や帳簿に記入された数量が保管中の防衛火工品の実際の数量と一致していなかったり、帳簿に記載されている引渡し等の数量、日付等が誤っていたり、帳簿に記載されていない現品が見受けられたりなどしていた。また、保管責任者は、定期点検が十分でなかったため、帳簿上の数量が現品の数量と異なっていることなどについて把握しておらず、経理帳簿と在庫現品との突合も行っていなかった。

また、A会社は、自社火工品については前記のとおり保管契約で出納簿を作成することとされているにもかかわらず、これを作成していなかったり、自社火工品及び第三者火工品のいずれについても、保管品目ごとの入出庫の数量を記録していなかったりしていた。

したがって、A会社が保管している防衛火工品については、保管の実務を担うA会社が、保管契約や自らの保管規程等に基づく管理を適切に行っていない状況となっていた。

(1)及び(2)のとおり、A会社に保管させている貴自衛隊の防衛火工品(購入価額88億8517万余円)については、貴自衛隊及び請負会社において、物品管理法や保管契約等による管理が行われておらず、管理が適切でないと認められる。

### (是正及び是正改善を必要とする事態)

火薬庫保有会社に保管させている防衛火工品について、国以外の者の施設における保管のために必要な条件を保管契約に適切に定めず、管理の実態を把握しないまま防衛火工品を保管させていたり、火薬庫保有会社において保管規程等に基づく現品の管理が適切に行われて

いなかたりしている事態は適切でなく、是正及び是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、火薬庫保有会社において、法令遵守の重要性に対する認識が欠けていることにもよるが、貴自衛隊において、火薬庫保有会社に保管させている防衛火工品について、国以外の者の施設における保管に係る物品管理法等に基づく取扱いの重要性についての理解が十分でないことなどによると認められる。

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

貴自衛隊は、今後も防衛火工品の調達を多数行うこととしている。そして、納入された防衛火工品の一部については、引き続き火薬庫保有会社に保管させることが見込まれる。

については、貴自衛隊において、火薬庫保有会社に保管させている防衛火工品の管理を適切に行うよう、アのとおり是正の処置を要求し及びイのとおり是正改善の処置を求める。

ア 火薬庫保有会社の適切な管理を促すよう、保管させている防衛火工品と物品管理簿等との照合を確実にを行うとともに、防衛火工品の火薬庫保有会社における保管の実態を確実に把握するよう、これに必要な条件を付した保管契約に変更するなどして、適切な管理体制を整備すること

イ 現況調査等の際に、火薬庫保有会社に法令遵守の重要性について周知徹底を図るとともに、新たな保管契約に基づき法令遵守の状況について確認を行うなどして、火薬庫保有会社による保管の適正化を確保すること

(4) 診療委託費に係る療養の給付等の原因が第三者行為に該当するかどうかを確認及び検討した記録を保存することなどにより、診療委託費に係る債権管理等が適時適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項)人材確保育成費	
部 局 等	内部部局、陸上幕僚監部、海上幕僚監部	
診療委託費の概要	自衛官等が公務又は通勤によらないで負傷し、又は疾病にかかり、部外の医療機関において診療を受けた場合に、療養の給付等に要した費用を負担するもの	
第三者行為に該当するかどうかを確認及び検討した記録が保存されていない高額療養費等の適用を受けた診療委託費の件数及び支払額(1)	252 件	1 億 7594 万円(平成 23、24 両年度)
第三者行為に該当する債権として速やかな管理のための手続をとっていなかったなどの診療委託費の件数及び支払額(2)	4 件	779 万円(平成 20 年度～24 年度)
(1)及び(2)の計	1 億 8373 万円	

【是正改善の処置を求めたものの全文】

第三者行為により療養の給付等を受けた場合における診療委託費に係る債権管理等について

(平成 25 年 10 月 18 日付け 防衛大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。  
記

## 1 診療委託費に係る債権管理等の概要

### (1) 診療委託費の概要

貴省は、自衛官等<sup>(注1)</sup>の健康管理は国が全ての責任を持って直接管理する必要があるとして、防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和 27 年法律第 266 号)第 22 条に基づき、自衛官等が公務又は通勤によらないで負傷し、又は疾病にかかった場合に、療養の給付、高額療養費の支給等を行っている。

(注 1) 自衛官等 自衛官、自衛官候補生、訓練招集に応じている予備自衛官及び即応予備自衛官、教育訓練招集に応じている予備自衛官補、学生並びに生徒

陸上、海上、航空各自衛隊(以下「各自衛隊」という。)における療養の給付等については、防衛省職員療養及び補償実施規則(昭和 30 年防衛庁訓令第 73 号。以下「規則」という。)等により、各幕僚長を実施機関の長に指定して実施させている。また、駐屯地等の業務隊長等は、療養の実施権限について実施機関の長から委任を受けており、具体的には、衛生科、衛生隊等の療養の実施担当者(以下「療養実施担当者」という。)が業務を実施している。そして、自衛官等が部外の医療機関において診療を受ける場合については、国が療養の給付等に係る診療委託費を負担している。

診療委託費の支払等の事務は、次のとおりとなっている。

- ① 自衛官等は、部外の医療機関の窓口で自衛官診療証を提出し、診療に要した費用のうち本人負担分を支払う。
- ② 医療機関は、社会保険診療報酬支払基金に診療報酬明細書を送付して審査を受ける。
- ③ 療養実施担当者は、自衛官等が診療を受けてからおおむね 2 か月後に、社会保険診療報酬支払基金から当該傷病に係る診療報酬明細書の送付を受け、診療報酬明細書等に記載されている項目のうち、傷病内容、診療報酬請求額等必要な事項等について調査し、調査を終えた診療報酬明細書等を、支払を担当する資金前渡官吏等に送付する。
- ④ 資金前渡官吏等は、社会保険診療報酬支払基金に対して診療委託費を支払い、これを受けた社会保険診療報酬支払基金は、医療機関に対して診療報酬を支払う。

### (2) 第三者行為に係る診療委託費

療養の給付等が交通事故等の第三者による行為(以下「第三者行為」という。)によって生じた場合については、規則において、療養に要した費用が第三者行為によって生じたことが明らかであり、かつ、負傷した自衛官等が当該第三者から損害賠償を受けた時は、その価額の限度において、国は療養に要した費用を負担してはならないこととなっている。

そして、海上自衛隊においては「海上自衛官等の療養の実施に関する達」(昭和 42 年海上自衛隊達第 28 号)、航空自衛隊においては航空自衛隊療養実施細則(昭和 42 年航空自衛隊達第 43 号)に基づき、部隊等の長は、速やかに、「第三者の行為による事故発生報告書」等を実施機関の長等に提出しなければならないこととなっている。一方、陸上自衛隊において

は、第三者行為により生じた負傷に係る療養の給付等の取扱いについての事務処理要領等は定められていない。

### (3) 金額が未確定である場合の債権管理の方法

前記の第三者行為によって生じた療養の給付等については、国は療養の給付等に要した価額の限度で加害者に対する損害賠償請求権を代位取得することになっている。国の債権の管理等に関する法律(昭和31年法律第114号)第12条各号に掲げられている者(以下「債権発生通知義務者」という。)は、債権が発生したことを知ったときには、遅滞なく、債権が発生したことを、当該債権に係る歳入徴収官等に通知しなければならないとされている。

また、同法第11条において、歳入徴収官等は、その所掌に属すべき債権が発生したときは、遅滞なく、債務者の住所、氏名、債権金額、履行期限等の事項を調査し、確認の上、これを債権管理簿に記載し、又は記録しなければならないとされている。債権管理簿については、国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)第9条において記載又は記録を要しない場合が定められているが、相手方との間に争いがある損害賠償金債権のように金額が未確定の債権については、債権管理簿への記載又は記録を要しない場合とはされていない。したがって、国に損害賠償金債権が発生した以上は、金額が未確定であっても、債権管理簿に記載又は記録して、適時適切に債権管理を行っていく必要がある。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性等の観点から、診療委託費の支払等が適切に行われているか、第三者行為により療養の給付等が生じた場合に、損害賠償金債権に係る債権管理が適切に行われているかなどに着眼して、陸上自衛隊28駐屯地等、海上自衛隊2地方総監部等及び航空自衛隊8航空団等<sup>(注2)</sup>において、負傷によって高額療養費等の適用を受けた自衛官等に係る平成20年度から24年度までの間の診療委託費の支払等を対象として検査した。検査においては、療養実施担当者から負傷原因について説明を聴取するなどの方法により検査するとともに、貴省内部部局、陸上、海上両幕僚監部において、制度の趣旨、各自衛隊の状況について説明を徴するなどして会計実地検査を行った。

(注2) 陸上自衛隊28駐屯地等、海上自衛隊2地方総監部等及び航空自衛隊8航空団等 陸上自衛隊札幌、丘珠、豊平、南恵庭、島松、仙台、郡山、大宮、朝霞、習志野、十条、市ヶ谷、立川、富士、山口、松山、福岡、春日、小倉、目達原、熊本、北熊本、別府、南別府、えびの各駐屯地、幹部学校、衛生学校及び自衛隊中央病院並びに海上自衛隊横須賀地方総監部及び東京業務隊並びに航空自衛隊第3、第7両航空団、第83、第1輸送、第3輸送各航空隊及び第1、第2両補給処、第1補給処東京支処

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 負傷の原因が第三者行為に該当するかどうか確認及び検討した記録が残されていないもの

負傷によって高額療養費等の適用を受けた自衛官等に対する23、24両年度の療養の給付等については、陸上自衛隊の28駐屯地等のうち25駐屯地等<sup>(注3)</sup>において、252件計1億7594万余円の診療委託費が支払われていた。

そして、療養実施担当者は、診療委託費の支払に当たって、診療報酬明細書等における必要な事項等を調査することとなっていることから、上記の診療委託費に係る療養実施担当者の調査、確認状況について検査したところ、以下のような事態が見受けられた。すなわち、療養実施担当者は、診療委託費の支払に当たり、負傷の原因が第三者行為に該当するかどうか確認したとしているものの、確認及び検討した結果を記録していないか、当時記録していたとしても、診療委託費の支払を行った時点で必要でなくなったと判断して廃棄していた。そして、各自衛隊において、負傷の原因が第三者行為に該当するかどうか確認及び検討した結果を記録して、保存する仕組みが整備されていない状況となっていた。

しかし、診療委託費の支払については、当該支払を確認するための関係資料として診療報酬明細書等が一定期間保存されているが、支払の原因となった当該負傷が第三者行為により生じていなかったのかなどの点についても、会計経理の妥当性を確認するために重要なものとなる。このため、療養実施担当者において、負傷の原因が第三者行為に該当するかどうか確認及び検討した結果を記録するとともに、診療委託費の支払の確認のために、会計書類や診療報酬明細書等と合わせて保存しておく必要があると認められる。

(注3) 25 駐屯地等 札幌、丘珠、豊平、南恵庭、島松、仙台、郡山、大宮、朝霞、習志野、十条、市ヶ谷、立川、富士、山口、松山、福岡、春日、小倉、目達原、北熊本、別府、えびの各駐屯地、幹部学校及び自衛隊中央病院

## (2) 第三者行為に係る診療委託費について、債権として速やかに管理するための手続をとっていないなどのもの

陸上自衛隊の2 駐屯地等及び海上自衛隊の2 地方総監部等<sup>(注4)</sup>において、第三者行為に係る診療委託費について、債権として速やかに管理する必要があったのに、療養の給付等を受けた自衛官等や療養実施担当者が必要な事務手続をとっていないかたり、陸上自衛隊においては事務処理要領等が定められていなかったため、債権発生通知義務者が損害賠償請求権の発生を歳入徴収官に通知していなかったりして、歳入徴収官が適時適切な債権管理を行うことができなかつたりなどしていた事態が4 件(当該第三者行為に係る診療委託費計779 万余円)見受けられた。また、このうちには、民法(明治29 年法律第89 号)第724 条の消滅時効(3 年)が成立していて、損害賠償請求ができなくなっている事態が2 件(同309 万余円)見受けられたほか、海上自衛隊の2 地方総監部等においては、第三者行為が発生した際に、被害者の自衛官等の所属する部隊長等が実施機関の長等に「第三者の行為による事故発生報告書」を提出していなかったりなどしていた。

これらの事例を示すと、次のとおりである。

### <事例>

自衛官A が平成23 年12 月に眼を負傷し、部外の医療機関に入院するなどして診療を受けた際に、23 年12 月から25 年1 月までの間に支払われた診療委託費は、計3,539,089 円となっていた。

しかし、自衛官A の負傷原因は、診療報酬明細書等によれば、休暇時のゴルフプレー中に他者が打ったゴルフボールが眼に当たったことによるものであることから、第三者行為を原因とする負傷であった。したがって、本件に関して支払われた診療委託費の限度で、国は自衛官A が加害者に対して有する損害賠償請求権を取得したこととなる。しかし、債権発生通知義務者は、自衛官A に対して支払われる損害賠償の額が確定していなかったなどのため、歳入徴収官に対して債権発生を通知しておらず、歳入徴収官は、これを債権として管理していなかった。

なお、債権発生通知義務者は、本院の会計実地検査を踏まえて、25年7月に歳入徴収官に対して金額を未確定とする債権発生を通知していた。

(注4) 陸上自衛隊の2駐屯地等及び海上自衛隊の2地方総監部等 陸上自衛隊立川駐屯地及び幹部学校並びに海上自衛隊横須賀地方総監部及び東京業務隊

(是正改善を必要とする事態)

前記(1)のとおり、各自衛隊において、高額療養費等の適用を受けた自衛官等に係る診療委託費について、負傷の原因が第三者行為に該当するかどうかを確認及び検討した結果を記録して、保存する仕組みが整備されていなかったり、(2)のとおり、陸上、海上両自衛隊において、療養の給付等を受けた自衛官等や療養実施担当者が必要な事務手続をとっていなかったり、債権発生通知義務者が、第三者行為に係る損害賠償請求権の発生を遅滞なく歳入徴収官に通知していなかったりして、歳入徴収官が適時適切な債権管理を行うことができなかったりなどしている事態は適切とは認められず、是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 各自衛隊において、高額療養費等の適用を受けた負傷の原因が第三者行為に該当するかどうか確認及び検討した結果を記録して、保存することの重要性についての理解が十分でないこと
- イ 陸上、海上両自衛隊において、療養の給付等が第三者行為によって生じた場合に、療養の給付等を受けた自衛官等や療養実施担当が行う事務手続についての理解が十分でないこと。また、債権発生通知義務者は、金額が未確定であっても、遅滞なく歳入徴収官に通知する必要があることについての理解が十分でないこと
- ウ 陸上自衛隊において、療養の給付等が第三者行為によって生じた場合の事務処理要領等を定めていないこと

3 本院が求める是正改善の処置

前記のとおり、診療委託費は、自衛官等が公務又は通勤によらないで負傷し、又は疾病にかかった場合に、外部の医療機関における診療に要した費用のうち、本人負担分を除いた額を国が負担するものである。そして、診療委託費の支払のうちには今後も負傷の原因が第三者行為に該当するものが含まれると見込まれるが、このような支払については、診療報酬明細書等だけでなく負傷の原因やその検討結果に係る記録等に基づき支払が確認できるようにするとともに、国の債権として適時適切に管理していくことが必要である。

については、貴省において、診療委託費に係る債権管理等の一層の適正化に資するよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

- ア 各自衛隊に対して、高額療養費等の適用を受けた負傷の原因が第三者行為に該当するかどうか確認及び検討した結果を記録して、保存する仕組みを整備させること
- イ 陸上、海上両自衛隊に対して、第三者行為によって生じた療養の給付等について、療養の給付等を受けた自衛官等及び療養実施担当が行う事務手続を周知徹底すること。また、債権発生通知義務者は、金額が未確定であっても遅滞なく歳入徴収官等に通知するよう周知徹底すること
- ウ 陸上自衛隊に対して、療養の給付等が第三者行為によって生じた場合の事務処理要領等を定めさせること

- (5) 防衛省職員の米国派遣に当たり、会計事務及び旅行が適正に行われるための体制整備等を図るよう是正改善の処置を求め、及び現地の事務所を集約するなどして借上費用の低減を図るよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省	(項)防衛本省共通費 (項)武器車両等整備費 (項)艦船整備費 (項)人材確保育成費 (項)研究開発費
部 局 等	内部部局、統合幕僚監部、陸上、海上、航空各自衛隊、情報本部、技術研究本部、装備施設本部	
米国派遣職員の概要	防衛装備品等の調達先や米軍各機関との連絡調整及び訓練等の公務を目的として、米国に派遣される職員	
資金前渡官吏に交付された前渡資金の額	17億4908万円(背景金額)(平成20年度～24年度)	
前渡資金により支払われた事務所の借上費用	1億2054万円(背景金額)(平成22年度～24年度)	
銀行口座の前渡資金を手元保管の現金として現金出納簿に登録していた前渡資金の額(1)	3億2627万円(平成20年度～24年度)	
手元保管金額の限度を超えて手元保管していた前渡資金の額(2)	1190万円(平成23、24両年度)	
旅費により支弁しなければならぬ経費を前渡資金から支払っていた額(3)	3520万円(平成20年度～24年度)	
(1)、(2)及び(3)の計	3億7337万円	

【是正改善の処置を求め及び改善の処置を要求したものの全文】

米国に派遣された防衛省職員が行う前渡資金に係る会計事務等について

(平成25年10月31日付け 防衛大臣宛て)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求め、及び同法第36条の規定により改善の処置を要求する。

記

1 前渡資金に係る会計事務等の概要

(1) 防衛省職員の米国派遣の概要

貴省は、防衛装備品等の調達先や米軍各機関との連絡調整及び訓練等の公務を目的として、内部部局、統合幕僚監部、陸上、海上、航空各自衛隊、情報本部、装備施設本部等の

各機関の職員を、連絡官等として、毎年度多数米国に派遣している(以下、米国に派遣される貴省職員を「派遣職員」といい、派遣職員が所属している機関を「派遣機関」という。)

## (2) 前渡資金に係る会計事務の概要

各派遣機関の長は、会計法(昭和22年法律第35号)等に基づき、派遣先ごとに、派遣職員が1人の場合は当該派遣職員を、複数人の場合はそのうちの1人を、それぞれ資金前渡官吏(分任資金前渡官吏を含む。以下同じ。)として任命し、前渡資金を交付して、米国における公務に要する経費の支払を行わせている。

資金前渡官吏は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)等に基づき、出納官吏として、所定の様式の現金出納簿を備えて、現金の出納を登記しなければならないこととされている。また、資金前渡官吏に任命された派遣職員は、契約担当官として契約に関する事務を行っている。そして、契約をするときは、契約金額が一定の額(外国で契約するときは200万円)を超えない場合等を除いて契約書を作成しなければならないこととされていて、契約書の作成を省略することができる場合においても、特に軽微な契約を除いて請書等の書面を契約の相手から徴しなければならないこととされている。さらに、資金前渡官吏が常時手元に保管できる現金の額は、各派遣機関において定められるなどしており、陸上自衛隊の場合は、陸上自衛隊会計事務規則(昭和50年陸上自衛隊達第16-4号)により、60万円以内(日本銀行所在地以外に在勤する場合)とされている。

## (3) 旅行命令に基づく旅行

派遣職員には、渡航費及び滞在費として、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号。以下「旅費法」という。)に基づき、旅費が支給されるなどしている。

旅費法によれば、旅費の支給を受ける派遣職員の旅行は、旅行命令によって行われなければならないとされている。また、公務上の必要等により当初の旅行命令に従って旅行することができない場合には、あらかじめ又は旅行後できるだけ速やかに旅行命令の変更の申請を行わなければならないとされている。そして、当該申請に基づいて旅行命令が変更された場合は、変更後の旅行命令に基づく旅費が支給されることとなっている。

## (4) 会計監査の実施

各派遣機関は、防衛省の会計監査に関する訓令(昭和33年防衛庁訓令第40号)に基づき、法令、訓令、予算及び会計の原則に準拠した処理が行われているかについて監査を実施することなどとされている。

## (5) 派遣職員が公務を行うための現地事務所

派遣職員は、公務を行うための現地事務所(以下「事務所」という。)として、民間施設を借り上げたり、借り上げた自宅の一部を充てたり、米軍から施設の提供を受けたりしている。そして、事務所の借上費用については、表1のとおり、延べ85人の資金前渡官吏が、平成22年度から24年度までの間に計1億2054万余円(借り上げた自宅の一部を充てている場合については、当該自宅の借上費用を公用部分と私用部分の面積により案分して算定した額)を前渡資金から支払っている。

表1 派遣職員が公務を行う事務所の借上状況 (単位：人、千円)

区 分	平成22年度		23年度		24年度		合 計	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
民間施設を借り上げているもの	21	34,271	18	33,811	15	27,730	54	95,812
自宅の一部を充てているもの	9	6,224	9	7,134	13	11,370	31	24,730
借上費用を前渡資金から支払っているものの計	30	40,496	27	40,945	28	39,100	85	120,542
米軍施設の提供を受けているもの	29	—	29	—	33	—	91	—
合 計	59	40,496	56	40,945	61	39,100	176	120,542

(注) 単位未満を切り捨てているため、各項目の合計と計欄は一致しないものがある。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点)

本院は、合规性、経済性等の観点から、資金前渡官吏に任命された派遣職員の前渡資金の管理、支払等は会計法令等に基づき適正に行われているか、旅行は旅費法に従って適正に行われているか、任命された資金前渡官吏に対する派遣機関の会計監査の状況はどのようになっているか、事務所の借上費用は経済的なものとなっているかなどに着眼して検査を行った。

### (検査の対象及び方法)

検査に当たっては、20年度から24年度までの間に各派遣機関から任命された資金前渡官吏延べ505人に対して交付された前渡資金計17億4908万余円(表2参照)及びこれらの資金前渡官吏に任命された派遣職員に支給された旅費計12億9190万余円を対象として、米国内の現地に赴き、前渡資金の管理、支払等の状況、旅行の状況、事務所の借上状況等を聴取したり、現金出納簿等の関係書類を確認したりなどするとともに、派遣機関において、会計監査の状況等について説明を受けるなどして、会計実地検査を行った。

表2 平成20年度から24年度までに資金前渡官吏に交付された前渡資金の額  
上段：人数、下段：金額(単位：人、千円)

派遣機関	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	計
内 部 部 局	5	4	4	4	4	21
	9,088	5,772	5,374	5,717	4,803	30,756
統合幕僚監部	15	14	22	18	26	95
	19,225	17,199	19,062	18,710	20,546	94,745
陸 上 自 衛 隊	16	15	20	18	16	85
	71,575	67,034	70,717	65,619	63,193	338,142
海 上 自 衛 隊	14	13	15	13	17	72
	84,960	88,778	78,538	73,572	71,291	397,141
航 空 自 衛 隊	27	27	24	26	27	131
	141,965	118,150	96,687	92,866	81,799	531,468
情 報 本 部	8	5	8	8	16	45
	2,903	1,625	2,786	6,730	6,842	20,887
技術研究本部	9	6	8	5	7	35
	54,692	8,879	42,625	9,882	12,792	128,873
装備施設本部	5	4	4	4	4	21
	39,267	51,223	43,125	38,385	35,067	207,068
計	99	88	105	96	117	505
	423,678	358,665	358,918	311,485	296,336	1,749,084

(注) 単位未満を切り捨てているため、各項目の合計と計欄は一致しないものがある。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 前渡資金の管理、支払等の状況について

ア 前渡資金に係る会計事務を適正に行っていないもの

前記のとおり、資金前渡官吏は、現金出納簿を備えて、現金の出納を登記しなければならないなどとされている。

しかし、陸上自衛隊から任命された資金前渡官吏 40 人は、このような会計法令等の規定を承知していなかったなどのため、このうち 39 人(20 年度から 24 年度までの間に交付された前渡資金計 3 億 2627 万余円)は、交付された前渡資金を公金用の銀行口座において管理していて現金を引き出した事実がないのに、交付された前渡資金を全て手元保管の現金であることとして現金出納簿に登記していた。また、残りの 1 人(23、24 両年度に交付された前渡資金計 1190 万余円)は、前渡資金が公金用の銀行口座に交付される都度、その日のうちに全額を引き出し、前記の資金前渡官吏が常時手元に保管できる金額の限度である 60 万円を超えて手元に現金を保管していた。

さらに、各派遣機関から任命された資金前渡官吏の中には、事務所費用等の支払のように年間の支払額が多額となるなど契約書の作成又は請書等の徴取が必要と認められる場合においても、これを行っていないことが見受けられた。

このように、前渡資金に係る会計事務を適正に行っていなかった事態があったが、貴省は、こうした実態について、十分に把握していなかった。

なお、前記陸上自衛隊の資金前渡官吏 40 人は、いずれも派遣職員になるまでは会計事務に係る経歴を有していなかったにもかかわらず、陸上自衛隊では、前渡資金等の会計事務に関する研修を半日行ったのみで、当該派遣職員を資金前渡官吏に任命していた。

イ 旅費法に基づく旅行命令の変更を申請していないもの

陸上、海上両自衛隊から資金前渡官吏に任命された派遣職員 19 人については、いずれも米国内の特定の施設に派遣されることとして、旅費法に基づいてそれぞれ旅行命令が発令され、渡航費及び滞在費として旅費が支給されていた。しかし、これらの派遣職員 19 人は、公務の都合により、米国内の他の地域に移動したり、宿泊を伴う出張を行ったり、日本へ帰国したりするなどしていたにもかかわらず、旅費法の規定を承知していなかったなどのため、旅行命令の変更を申請していなかった。そして、本来は変更後の旅行命令に基づいて支給される旅費により支弁しなければならないこれらの旅行に要した経費計 3520 万余円を、前渡資金から支払っていた。

そして、貴省は、このような旅費法に従った旅行が行われていない実態及び本来は必要のない前渡資金からの支払が行われていた実態について、十分に把握していなかった。

ウ 会計監査が十分に機能していなかったもの

各派遣機関から任命された資金前渡官吏に対する会計監査の状況は、表 3 のとおり、書面監査を中心とするものであった。このようなことから、特に陸上、海上両自衛隊においては、上記ア及びイのような、資金前渡官吏に係る会計事務及び派遣職員の旅行の実態を把握していないなどの事態が見受けられ、結果として派遣機関の内部監査としての会計監査が十分に機能していなかった。

表3 資金前渡官吏に対する会計監査の実施状況

派遣機関	監査の実施状況
内部部局	実施していない
統合幕僚監部	書面
陸上自衛隊	書面
海上自衛隊	書面及び現地
航空自衛隊	書面及び現地
情報本部	書面
技術研究本部	書面
装備施設本部	書面及び現地

## (2) 事務所の借り上げについて

前記のとおり、事務所として民間施設を借り上げたり、借り上げた自宅の一部を充てたりしている資金前渡官吏延べ85人の事務所の借上費用は、前渡資金から支払われている。

このうち、内部部局、陸上、海上、航空各自衛隊及び装備施設本部が多数の職員(24年度末現在計11人)を派遣しているバージニア州アーリントン周辺についてみると、派遣機関ごと及び資金前渡官吏ごとに、現地の民間施設を借り上げて、計7事務所(22年度から24年度までの間の借上費用計1856万余円)を設置していた。そして、これらの7事務所の設置場所についてみたところ、内部部局の派遣職員4人が勤務する事務所と、装備施設本部の派遣職員2人が勤務する事務所は、同一の建物内に設置されていた。また、他の5事務所のうち2事務所は車両により5分程度で、残りの3事務所についても車両により最大1時間程度で移動できる範囲内に設置されていた。しかし、資金前渡官吏は、これらの事務所について、前任者からの引継ぎにより、それぞれそのまま継続して借り上げていた。

また、装備施設本部は、東海岸ではニューヨーク及びワシントン(上記アーリントンの事務所)に、西海岸ではサンフランシスコ及びロサンゼルスに、それぞれ連絡調整と調達調査の公務区分ごとに1か所ずつ計4事務所(22年度から24年度までの間の借上費用計4780万余円)を設置していた。しかし、このように公務区分ごとに事務所を設置していることについて、その合理的な根拠や必要性は特に見受けられなかった。

このように、事務所の設置について、派遣機関や資金前渡官吏の間で具体的な検討、調整が行われたという事実は確認できなかった。そして、貴省は、派遣機関等ごとに事務所を設置している実態、経緯等について十分に把握しておらず、また、事務所を集約することや、地域ごとに統合することなど、その借上費用の低減等を図るための検討も行っていないと認められた。

### (是正改善及び改善を必要とする事態)

前記のとおり、資金前渡官吏が前渡資金に係る会計事務を適正に行っていないか、派遣職員が旅費法に基づく旅行命令の変更の申請を行っていないか、これらに関する内部監査としての会計監査が十分機能していないか、これらの事態は適切ではなく、是正改善を図る必要があると認められる。また、事務所の借上費用の低減等を図るための検討が行われていない事態は適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、次のようなことなどによると認められる。

- ア 資金前渡官吏に任命された派遣職員の中には会計事務に係る経歴を有していない者も多数見受けられるのに、任命された資金前渡官吏の会計事務等の実態について十分把握しておらず、会計法令等に従った会計事務及び旅費法に従った旅行についての指導が十分でないこと、また、資金前渡官吏に係る内部監査としての会計監査が十分機能していないこと
- イ 派遣機関等ごとに事務所を設置している実態、経緯等を十分に把握しておらず、事務所の集約化、統合化等による借上費用の低減等を図るための検討が行われていないこと

3 本院が求める是正改善の処置及び要求する改善の処置

貴省は、今後も米国に多数の職員を派遣することとしている。

については、貴省において、資金前渡官吏及び派遣職員が、会計法令等や旅費法に基づき適正に会計事務及び旅行を行えるよう、また、事務所の借上費用の節減に資するよう、次のとおり是正改善の処置を求め及び改善の処置を要求する。

- ア 各派遣機関から任命された資金前渡官吏の会計事務及び派遣職員の旅行について、横断的に調査を行うなどして十分にその実態を把握するとともに、内部監査の強化を始めとして、会計事務及び旅行に関する事態の改善のための方策を策定し、実施することとするなど、会計事務及び旅行が適正に行われるための体制の整備を図ること。

また、会計事務に係る経歴を有する者を資金前渡官吏に任命することとしたり、資金前渡官吏等に対する会計法令等に従った会計事務及び旅費法に従った旅行についての指導等を十分に行ったりするなどして、資金前渡官吏に任命される派遣職員の会計事務職員等としての資質を十分に確保すること(会計検査院法第34条による是正改善の処置を求めるもの)

- イ 事務所の借り上げの実態や派遣職員の派遣先における公務の遂行等に係る情報を一括して管理することとするとともに、事務所の在り方を検討して、その集約化、統合化、借上費用の低減等を図るための検討を行い、必要な見直しを行うこと(同法第36条による改善の処置を要求するもの)

- (6) 有償援助調達において、役務の給付完了後、速やかに検査指令を行って適切な受領検査を実施する体制を整備することなどにより、前払金の精算を促進して未精算額の減少を図るよう改善の処置を要求したもの

所管、会計名及び科目	防衛省所管 一般会計 (組織)防衛本省 (項)武器車両等整備費 等
	〔平成12年度から17年度までは 内閣府所管 一般会計 (組織)防衛本庁 (項)武器車両等購入費等〕
	〔平成11年度以前は 総理府所管 一般会計 (組織)防衛本庁 (項)武器車両等購入費等〕
部 局 等	内部部局(防衛装備品等調達制度の所掌部局)、装備施設本部(契約部局。平成18年7月31日から19年8月31日までは装備本部、13年1月6日から18年7月30日までは契約本部、13年1月5日以前は調達実施本部)、統合、陸上、海上、航空各幕僚監部等(調達要求部局)

ケース(取引)の概要	アメリカ合衆国政府から有償援助により技術支援等の役務等を調達するもの	
受領検査において検査確認する事項を明らかにしていなかったケースの件数及び契約額(1)	449 ケース	3228 億 2682 万円(平成元年度～24 年度)
上記のうち適時に検査指令が行われていないケースの件数及び契約額	231 ケース	1964 億 5065 万余円(平成元年度～23 年度)
上記のうち平成24年度末の未精算額(2)		344 億 4803 万円
平成24年度末現在で給付が完了しているのに適時に検査指令が行われていないケースの件数及び契約額(3)	22 ケース	173 億 3955 万余円(平成20年度～23年度)
上記のうち平成24年度末の未精算額(4)		173 億 3955 万円
(1)及び(3)の計	471 ケース	3401 億 6637 万円(背景金額)
(2)及び(4)の計		517 億 8758 万円

【改善の処置を要求したものの全文】

有償援助による役務の調達に係る受領検査の実施等について

(平成25年10月10日付け 防衛大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 制度の概要

(1) FMS 調達の概要

貴省(平成19年1月8日以前は防衛庁)は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定(昭和29年条約第6号)に基づき、アメリカ合衆国政府(以下「合衆国政府」という。)から有償援助(Foreign Military Sales)により防衛装備品及び役務の調達(以下「FMS 調達」という。)を行っている。

FMS 調達は、「有償援助による調達の実施に関する訓令」(昭和52年防衛庁訓令第18号。以下「訓令」という。)等に基づき、その調達源が合衆国政府に限られるもの又はその価格、取得時期等を考慮して有償援助による調達が妥当であると認められ、かつ、合衆国政府が有償援助による販売を認めるものについて行うものとされている。そして、FMS 調達における契約は、国産品等の調達契約と異なり、武器輸出管理法等の合衆国の法令等に従って行われ、調達する防衛装備品及び役務(以下「調達品等」という。)の価格は合衆国政府の見積りにより、支払は原則として前払、納期は確定年月日ではなく予定年月日となっているなど、合衆国政府から示された条件によるものとなっている。

FMS 調達のうち、装備施設本部(以下「装本」という。)が実施機関として行う調達(以下「FMS 中央調達」という。)においては、航空機、イージスシステム等の主要な防衛装備品の調達とともに、これら防衛装備品を取り扱うための技術支援やシステムの維持管理等の役務の調達を行っている。そして、貴省が行う FMS 調達のうち役務の調達についてはほとんど全てが FMS 中央調達となっている。

## (2) FMS 中央調達の概要

FMS 中央調達における取引の成立から精算までの手続は、訓令等により次のとおり行うこととされている。

### ア 取引の成立及び前払金の支払

FMS 中央調達の要求を行う統合、陸上、海上、航空各幕僚監部等(以下、これらをまとめて「調達要求元」という。)は、装本の支出負担行為担当官等(以下「支担当」という。)に対して、調達品等の品目、役務の内容、希望納期等を明らかにして、合衆国政府に対する引合書(Letter of Offer, LO。取引の条件、価格等を記載した書類で、合衆国政府の代表者が署名したもの)の請求を依頼する。

支担当は、この依頼に基づき合衆国政府に引合書の請求を行い、その発給を受ける。そして、支担当は、調達要求元から、引合書の記載内容のとおり調達を要求する旨の通知を受けて、支出負担行為として当該引合書に署名して引合受諾書(Letter of Offer and Acceptance, LOA)としたのち、合衆国政府に送付すると、取引が成立する(以下、引合受諾書に基づく個々の取引を「ケース」という。また、引合受諾書に記載された価格を「契約額」という。)。また、調達要求元に対しては、支担当から当該引合受諾書の写しが送付される。

そして、支出官は、引合受諾書に定められた支払予定に合わせて、合衆国政府に前払金をドル建てで送金して支払う。

### イ 役務の給付に係る受領検査

合衆国政府は、引合受諾書に基づき、我が国に対して調達品等を給付する。このうち役務の給付については、調達要求元に属する役務の給付を受ける部隊等(以下「受領部隊等」という。)に提供されることにより行われる。そして、訓令等により、支担当は、役務の給付の受領のための検査(以下「受領検査」という。)を行うこととされている。

受領検査は、次のとおり行うこととされている。

- ① 支担当は、受領部隊等から役務が終了した旨の書類の送付を受けた場合や、引合受諾書の内容から役務の給付が完了する時期に至ったと判断される場合等には、調達要求元の長等が受領部隊等の職員の中から支担当の補助者として指名した者を受領検査官に任命する。そして、支担当は、受領検査官に、役務の内容を明らかにした受領検査指令書(以下「検査指令書」という。)を送付して、受領検査の指令(以下「検査指令」という。)を行う。
- ② 受領検査官は、検査指令を受けた場合には、速やかに、受領部隊等から提出された役務の給付が完了した旨を示すものなどと検査指令書とを照合して、合格又は保留の判定を行う。
- ③ 受領検査官は、受領検査を完了した場合には、直ちに、確認した役務の内容、給付期間、判定等を記載することとされている検査調書(検査指令書と合わせて一葉となっている。以下「受領検査調書」という。)を作成して、支担当に送付する。

## ウ 精算手続

支担当官は、ケースに係る一部の給付が完了して、合衆国政府から精算のための中間の計算書<sup>(注)</sup>が送付された場合には、速やかに受領検査調書と照合して、給付の確認を行い、前払金の部分精算の措置を執る。また、ケースに係る全ての給付が完了して、合衆国政府から最終の計算書が送付された場合には、速やかに受領検査調書と照合して給付の確認を行うとともに、前払金に余剰が生じた場合には、速やかに前払金の精算の手続をとる。なお、給付の完了後相当の期間が経過しても計算書が送付されない場合は、速やかに合衆国政府に対して計算書の送付を要請する。

(注) 計算書 合衆国政府がFMS調達により販売した調達品等の対価を記載した書類

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、平成9年度決算検査報告及び平成14年度決算検査報告において、FMS調達において調達品等の納入が著しく遅延していたり未精算額(前払金の総額から精算済額を差し引いた額)が多額に上っていたりなどしている事態について、それぞれ「特に掲記を要すると認めた事項」として掲記している。

しかし、FMS中央調達における未精算額は、24年度末現在で、2282億7366万余円となお多額に上っている状況である。そして、契約額に対する未精算額の割合は防衛装備品の調達よりも役務の調達の方が上回っているなどしており、役務の精算が遅延している傾向が見受けられる。また、役務については、防衛装備品と異なり提供される内容が形に残るものではない場合が多く、給付の内容や完了の時期を事後的に把握することが困難であることから、給付の確認をその都度適切に行うことがより重要となる。

そこで、本院は、法規性等の観点から、FMS中央調達における役務の調達において、精算の前提となる受領検査が適時適切に実施されているかなどに着眼して、内部部局、装本及び調達要求元において会計実地検査を行った。

検査に当たっては、元年度から24年度までの間にFMS中央調達を行ったもののうち、24年度末で役務の給付が完了している473ケース、契約額計3402億9652万余円(契約額は引合受諾書に記載されたドル建ての金額を支出官レートにより邦貨に換算したもの。また、一部防衛装備品の調達に係る金額を含む。以下同じ。)を対象として、これらに係る引合受諾書、検査指令書、受領検査調書等の関係書類を確認したり、受領検査官等から、役務の給付の確認方法等について説明を聴取したりするなどの方法により検査を行った。

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 適時に検査指令が行われていないもの

ア 検査の対象とした473ケースのうち、20年度から24年度までの間に受領検査が行われた449ケース(契約額計3228億2682万円)について、受領検査調書に記載された役務の給付期間と受領検査実施日を照合するなどしたところ、表のとおり、給付が完了してから1年以上経過した後に受領検査が行われていたものが231ケース(契約額計1964億5065万余円、未精算額(受領検査の結果精算された額は含まない24年度末現在の金額。以下同じ。)計344億4803万余円)見受けられた。そして、支担当官における検査指令の実施状況について検査したところ、給付が完了した場合には受領部隊等が属する調達

要求元がその旨を直ちに支担当に通知することが手続として定められていないため、支担当に役務が終了した旨の書類が送付されていなかったり、引合受諾書の内容から役務の給付が完了する時期に至ったとの判断が可能であったのに、支担当が調達要求元に確認を行っていなかったりなどしていたことから、検査指令が役務の給付完了後適時に行われていない状況となっていた。

表 役務の給付完了日から受領検査実施日までの期間 平成24年度末現在

給付完了からの経過年数	ケース数	契約額(千円)	未精算額(千円)
1年以上2年未満	101	83,336,564	23,086,193
2年以上3年未満	47	46,975,618	5,548,059
3年以上4年未満	34	16,608,908	2,639,135
4年以上5年未満	17	9,581,433	1,462,927
5年以上6年未満	14	8,587,150	1,247,404
6年以上7年未満	6	2,299,639	239,578
7年以上8年未満	5	3,134,665	40,197
8年以上9年未満	2	10,477,576	110,645
9年以上10年未満	2	8,216,488	—
10年以上	3	7,232,613	73,897
計	231	196,450,654	34,448,035

イ 検査の対象とした473ケースのうち、24年度末現在において役務の給付が完了しているのに検査指令が行われていないものが24ケース(契約額計174億6970万余円、未精算額同額)あったが、このうち、給付が完了してから1年以上経過しているものが22ケース(契約額計173億3955万余円、未精算額同額)見受けられた。

このように、適時に検査指令が行われていない上記ア及びイの事態は、前払金の精算(ア及びイに係る未精算額計517億8758万余円)の円滑な実施を妨げている状況となっていた。

(2) 受領検査が適切に行われていないもの

20年度から24年度までの間に受領検査が行われた449ケース(契約額計3228億2682万余円)について受領検査の実施状況を検査したところ、支担当は、検査指令書において、給付予定の役務の内容及び納期を引合受諾書等に基づき記入するなどして、受領検査官が検査確認する必要がある事項を明らかにすることとなっているのに、全てのケースにおいてこれを記載せず、受領検査官が確認した内容をもって受領検査における確認事項とすることとしていた。このため、受領検査においては、訓令等に示されているように給付予定の役務の内容と給付された役務の内容とを照合してその妥当性等を判断することはできない状況となっていた。

また、受領検査官は、受領検査調書の給付内容欄に、受領部隊等から提出された役務の給付が完了した旨を示すものなどに基づき、給付された内容を記入することとなっている。しかし、(1)のとおり、役務の給付完了から相当期間経過した後に受領検査を実施している場合には、受領部隊等が給付が完了したことを受領検査官に対して証明する資料を保存していないなどのため、受領検査官は、給付を受けた役務の内容や給付期間について客

観的な根拠を十分把握できないことから、引合受諾書に記載されている給付予定の役務の内容及び納期を記入するなどしていた。

上記(1)及び(2)の事態について、事例を示すと次のとおりである。

#### ＜事例＞

支担当は、統合幕僚監部(以下「統幕」という。)の調達要求に基づき、統幕が運用するシステムの機器等の維持更新を図るための技術支援を内容とする役務について、平成9年度から毎年度、FMS中央調達を行っており、各年度ごとにケースが設定され、前払金が支払われている。しかし、統幕は、本件役務の給付が年度ごとに行われ、毎年度給付が完了していることを承知しているにもかかわらず、支担当に対する通知を特段行っていなかった。また、支担当においても、引合受諾書の内容から給付の期間は1年間となることが判断できるにもかかわらず、給付が完了したかどうかについて統幕に確認していなかった。このため、10年度のケース(契約額1億5422万余円)についてみると、11年8月の給付完了から約12年の間、支担当は役務の給付の完了を把握しておらず、検査指令が発令されないままとなっていた。さらに、統幕の受領検査官が、23年12月に受領検査を実施した際には、実際に給付された内容を確認できる客観的な資料が受領部隊等に保存されていなかった。

#### (改善を必要とする事態)

役務の給付が完了しているにもかかわらず、適時に検査指令が行われていない事態は、受領検査及びその後の前払金の精算手続の円滑な実施を妨げるものであり、また、役務の受領検査が適切に行われていない事態は、取引の履行の確認が十分に行われておらず、前払金の精算の適正性が事後的に検証できないものなどとなっており、いずれも適切ではなく、改善の要があると認められる。

#### (発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、次のことなどによると認められる。

- ア 役務の給付が完了した場合には、受領部隊等が属する調達要求元がその旨を直ちに支担当官に通知するための手続が整備されていないこと
- イ 支担当が、役務の給付が完了しているかどうかについて、引合受諾書等に基づき受領部隊等が属する調達要求元にその確認を適時に行うことの必要性に対する認識が欠けており、当該確認が徹底されていないこと
- ウ 支担当が、受領検査で検査確認すべき事項を検査指令書において明らかにして送付することや役務の給付の完了後速やかに検査指令を行うことの重要性に対する認識を欠いていたこと
- エ 調達要求元において、受領部隊等に対して、給付された役務の内容等を客観的に証明する資料を保存するよう指導していないなど、受領検査官へ提供する資料を確実に整理していないこと

### 3 本院が要求する改善の処置

FMS調達における未精算額の発生は、合衆国政府による有償援助であるというFMS調達の制度上の制約によりやむを得ない面もあるが、貴省は、合衆国政府に更なる前払金の精算の促進を働きかけるなどして、未精算額の一層の減少に努めることとしている。また、FMS調達は今後も引き続き実施され、多額の前払金を合衆国政府に支払うことが見込まれる。

については、貴省において、引き続き合衆国政府に精算の促進の働きかけを行う一方で、適時適切に受領検査を行い、前払金の精算の促進を図ることができるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

- ア 役務の給付が完了した場合には、受領部隊等が属する調達要求元がその旨を直ちに支担当官に通知するなどの手続を整備すること
- イ 支担当官において、引合受諾書等に基づいて役務の給付が完了しているかどうかを適時確認するとともに、給付が完了したことが見込まれる場合には受領部隊等が属する調達要求元に確認を行うよう周知徹底を図ること
- ウ 支担当官において、役務の給付完了後、速やかに検査指令を行うとともに、受領検査官が給付された役務の内容と照合できるように、給付予定の役務の内容等を明らかにして受領検査官に対して検査指令を行うこと
- エ 調達要求元において、支担当官が前払金の精算の適正性等について事後的に検証することができるように、受領部隊等に対して、給付された役務の内容等を客観的に証明する資料を保存するとともに、受領検査官への資料の提供を的確に行うように指導すること

- (7) 予備自衛官が訓練招集等に応ずることで支給される予備自衛官手当について、業務を正確かつ円滑に実施するためのマニュアルを見直すことなどにより、手当が適切に支給されるよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項)人材確保育成費
部 局 等	内部部局
予備自衛官手当の概要	予備自衛官に対して、防衛招集、災害招集、訓練招集等に応ずる義務を負う精神的拘束に対する対価として、訓練招集に出頭した場合等に支給するもの
10地方協力本部における予備自衛官手当の支給額	8億0097万余円(平成23、24両年度)
上記のうち年度内の訓練に全く出頭していないなどの予備自衛官に対して支給されていた予備自衛官手当の額	6828万円(平成23、24両年度)

【改善の処置を要求したものの全文】

予備自衛官手当の支給について

(平成25年10月31日付け 防衛大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 予備自衛官手当の概要

(1) 予備自衛官制度の概要

貴省は、自衛隊法(昭和29年法律第165号)等に基づき、常時勤務する自衛官のほかに、

有事等の際に必要な防衛力を急速かつ計画的に確保するため、予備自衛官、即応予備自衛官等の制度を設けている。

このうち、予備自衛官制度は、予備自衛官が、普段は社会人として働くなどしながら、防衛招集命令、災害招集命令等により招集された場合は、出頭した日をもって自衛官となり、第一線の部隊が移動した後の駐屯地警備、後方支援、避難住民の救護・誘導、災害救助活動等の任務を担うことを目的としている。そして、予備自衛官は、自衛官経験者の志願者等から採用され、平成24年度末の人員数は32,566人(陸上自衛隊31,297人、海上自衛隊682人、航空自衛隊587人)であり、任期は3年で、継続任用も可能となっている。

## (2) 予備自衛官の訓練の概要

### ア 訓練の目的等

予備自衛官は、必要となる練度の維持を図ることなどを目的として、防衛大臣が発する訓練招集命令により、毎年度、訓練を受けることとなっている。訓練日数は、自衛隊法等により、「1年を通じて20日をこえないものとする」とされており、昭和30年度以降、年間5日となっている。なお、予備自衛官は、原則として、5日間連続で訓練を受けることとされているが、2回に分割して訓練を受けることもできることとなっている。

### イ 訓練招集命令に係る事務の流れ

訓練招集命令に係る事務の流れは、「予備自衛官の招集手続に関する訓令」(昭和45年防衛庁訓令第33号)等により、次のとおりとなっている。

①防衛大臣は、年度当初に、陸上自衛隊各方面総監、海上自衛隊各地方総監及び航空自衛隊航空総隊司令官に対して、訓練のための予備自衛官の招集の実施時期、期間等を示して、訓練招集の実施等を命ずる。②各方面総監等は、上記の命令に基づき、年度当初に、年間の訓練招集計画等を策定する。そして、各方面総監は、訓練招集業務を担当する地方協力本部長に対して、予備自衛官に係る訓練招集事務を行うように命ずる。③地方協力本部長は、訓練招集計画等に基づき、各予備自衛官等と訓練日程を調整の上、決定し、各予備自衛官に訓練招集命令書の交付を行う。

### ウ 訓練の規模と実施状況

各方面総監等は、前記のとおり、年度当初に、訓練を担当する部隊ごとに、土曜日及び日曜日を含んだ日程で、年数回(受入人員が多数に上る普通科連隊はおおむね5回)実施することとして、年間の訓練招集計画を作成している。

平成24年度における北部方面総監部の訓練招集計画を例にとると、当該年度末の在籍予備自衛官4,275人に対して、5日間訓練を36訓練招集部隊で計69回実施することとしており、7,312人の受入れが可能な計画となっている。

### エ 訓練の招集

地方協力本部は、全国で50か所(北海道は4か所、都府県は各1か所)あり、訓練招集命令書の交付前に、予備自衛官が年度内に複数回実施される訓練のうちどの訓練に出頭するかを調整する手続(以下「出頭調整」という。)については、特段の定めはなく、各地方協力本部は、一般的に次のように実施することとしている。

①年度当初に、訓練招集計画に基づき、予備自衛官それぞれに、各地方協力本部が作成した訓練日程表等を送付する。②年度内に複数回設けられた訓練日程の中から、出頭

可能な訓練日程を選択させて、書面により返信させる。③訓練招集命令書を交付するお  
おむね1か月前から10日前までに、予備自衛官に、選択した訓練日程への参加の意思  
を電話連絡等で再確認する。その際、訓練の延期を希望する場合は、その理由を聴取す  
る。

そして、上記の出頭調整により参加の意思を確認した予備自衛官に対して、前記のと  
おり訓練招集命令書を交付することとされている。

交付を受けた予備自衛官は、訓練招集に応ずることができない場合には、その事由を  
証明するに足りる書面を添えて申し出なければならないこととされている。そして、地  
方協力本部長は、当該申出に、心身に故障を生じたときなど、相当の理由があると認め  
るときは、訓練招集命令の取消し又は変更をするものとされている。

### (3) 予備自衛官の給与等

#### ア 給与等の支給

予備自衛官には、「防衛省の職員の給与等に関する法律」(昭和27年法律第266号)によ  
り、予備自衛官手当(以下「予備自手当」という。)が支給され、その額は月額4,000円と  
なっている。そして、予備自手当は、予備自衛官に採用された日の属する月から、退職  
した日の属する月まで、四半期ごと(2、5、8、11月)に前々月までの3か月分がま  
とめて支給されることとなっている。その支給手続等は、陸上幕僚監部が予備自衛官等  
に関する業務を正確かつ円滑に実施するために訓練招集手続等についてまとめた予備自  
衛官等業務マニュアル(平成20年陸幕人計第633号。以下「マニュアル」という。)に記載さ  
れている。マニュアルによると、予備自手当の趣旨は、防衛招集、災害招集、訓練招集  
等に応ずる義務を負う精神的拘束に対する対価として、訓練招集に出頭した場合等に支  
給するものとされている。また、訓練に出頭した場合には、同手当とは別に、訓練に従  
事することに対する手当として訓練招集手当や往復旅費が支給されることとなってい  
る。

#### イ 予備自手当を支給しない場合

「防衛省の職員の給与等に関する法律」等により、次の場合に、既に支給した分の翌月  
分以降の予備自手当を支給しないことができることとなっている。

- ① 自己の責に帰すべき事由によって退職させられた場合
- ② 心身の故障が生じるなどの特別な事由がないにもかかわらず退職した場合
- ③ 正当の事由によらないで訓練招集に応じなかった場合

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

法規性、経済性、有効性等の観点から、予備自衛官に対する予備自手当の支給が適切に行  
われているかなどに着眼して、10地方協力本部<sup>(注)</sup>において、23、24両年度に支給した予備自  
手当について、予備自衛官給与簿等の関係書類等によりその支給状況を確認するとともに、  
貴省内部部局及び陸上幕僚監部において、予備自衛官制度及び予備自手当の支給状況につ  
いて見解を徴したり、関係資料の提出を受けたりするなどして会計実地検査を行った。

(注) 10地方協力本部 札幌、帯広、岩手、秋田、千葉、東京、愛知、滋賀、福岡、宮崎各地  
方協力本部

**(検査の結果)**

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

10 地方協力本部における、在籍する予備自衛官(23 年度末計 10,009 人、24 年度末計 10,062 人)に対応した予備自手当の支給総額は、年度内に退職した予備自衛官に対する支給額も含め、23 年度計 3 億 9851 万余円、24 年度計 4 億 0245 万余円、合計 8 億 0097 万余円となっていた。

そこで、予備自手当の支給状況を確認したところ、4 月から 12 月まで予備自手当を支給しているが、翌 1 月からは支給を停止している者等が見受けられたため、これらの者に係る訓練招集の状況等について確認したところ、次のような事態が見受けられた。

すなわち、10 地方協力本部では、年度当初に参加予定として選択した訓練期間(年度内の最終訓練を除く)を訓練招集命令発令前の出頭調整の時点で、次回以降の訓練に延期する者及び予備自衛官の訓練が 2 回に分割して参加することを認められていることから、1 回目の訓練で 5 日未満の日数しか出頭しなかった者で次回以降の訓練に参加する者については、書面によることなく電話等で次回の訓練への参加意思を確認していたとしている。そして、年度内の最終訓練に係る出頭調整の際は、それまで訓練を延期していたなどの予備自衛官に対して訓練招集命令書を交付することとし、これに対して、正当な事由によらないで訓練招集に応じなかった予備自衛官については、不出頭扱いとして、第 4 四半期の予備自手当の支給を停止していた。

このように、正当な事由によらないで、年度内の訓練招集に全く出頭していなかったり、年度内の訓練日数が 5 日未満であったりしている予備自衛官に対し第 3 四半期までの 9 か月分の予備自手当を支給しているなどの事態が、10 地方協力本部において、23、24 両年度計 2,305 人(支給額計 68,284,000 円(支給総額の 8.5%))に上っていた。

**<事例>**

千葉地方協力本部は、平成 20 年 10 月 15 日に予備自衛官 A を採用し、以後継続任用しており、24 年 3 月 20 日に 5 日間の予備自衛官としての訓練を終了したことにより、A に対して、24 年 4 月分から引き続き予備自手当を支給することとなっていた。そして、A は、24 年度当初の訓練招集希望時期調査の回答に、24 年 6 月 22 日からの 5 日間訓練を選択していたが、出頭調整の時点で 6 月から 25 年 2 月の訓練に変更していた。

そこで、千葉地方協力本部は、4 月分から 12 月分までの予備自手当計 9 か月分を 8 月、11 月、2 月にそれぞれ 3 か月分ごとに合計で 36,000 円を支給していた。そして、出頭調整により 25 年 2 月 15 日の最終訓練には出頭できないことが明らかになったため、千葉地方協力本部は、以後の予備自手当を支給しないこととしていた。

このため、千葉地方協力本部は、24 年度の訓練に全く出頭していない A に対して、予備自手当 9 か月分を支給する結果となっていた。

以上のような状況に対して、地方協力本部においては、特段の対応を執っていない事態となっていた。

**(改善を必要とする事態)**

正当な事由によらないで、年度内の訓練招集に全く出頭していなかったり、年度内の訓練日数が 5 日未満であったりしている予備自衛官に対し、多額の予備自手当が支給される結果となっている事態、また、このような状況に対して特段の対応を執っていない事態は、適切とは認められず、改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 貴省内部部局において、正当な事由によらないで、年度内の訓練招集に全く出頭していないなどしている予備自衛官等に対し、毎年度、多額の予備自手当が支給される結果となっている事態を十分に把握しておらず、必要とされる方策の検討を行っていないこと
- イ 地方協力本部において、予備自手当の支給の趣旨に対する理解が十分でなかったこと

3 本院が要求する改善の処置

予備自衛官制度は、防衛招集命令、災害招集命令等により自衛隊が出動する場合にその一翼を担うものとして重要な制度であり、今後とも、予備自衛官の必要数の確保とともにその練度の維持等が強く求められている。そして、予備自手当を支給するときは、その一層の効果的、経済的な支給を確保することが重要となっている。

ついては、貴省において、次のとおり改善の処置を要求する。

- ア 内部部局において、年度内に訓練招集に出頭しない予備自衛官の実態を十分に把握して、訓練への参加の意思が明確でない予備自衛官について訓練参加の確保のための方策を検討する。そして、陸上幕僚監部にこれらを踏まえてマニュアルの見直しをさせたりするなどして、予備自手当の一層の適切な支給の確保を図ること
- イ 各地方協力本部に対して、予備自手当の支給の趣旨の周知徹底を改めて図るとともに、予備自衛官が訓練の延期を希望した場合における次回の訓練への参加の確保を図るために必要な方策について検討し実施するよう、周知徹底すること

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) 改修した魚雷の性能向上の効果を十分に発現させるために、向上した性能について関係部隊に周知したり、改修していない魚雷と区別して補給業務を行わせたりするよう改善させたもの

所管、会計名及び科目	防衛省所管 一般会計 (組織)防衛本省	(項) 武器車両等購入費 (項) 武器車両等整備費
部 局 等	〔平成 17 年度は、 内閣府所管 一般会計 (組織)防衛本庁〕	(項) 武器車両等購入費
改修契約の概要	海上自衛隊補給本部	運用期間の長期化が可能となるように魚雷の内部部品の交換等を行うもの
改修に係る契約件数及び契約金額	8 件 31 億 8778 万余円(平成 16 年度～23 年度)	
上記のうち改修に係る効果が十分に発現しないと認められる契約金額	31 億 8778 万円	

## 1 魚雷の改修の概要等

### (1) 魚雷の改修の概要

海上自衛隊は、我が国に対する本格的な侵略事態が発生した場合、敵の戦力に対処するために、各種の魚雷を多数保有している。そして、このうち一種類の魚雷(以下「A 魚雷」という。)について、保有数の約半数を対象として、平成16年度以降、装備施設本部(18年7月31日から19年8月31日までは装備本部。18年7月30日以前は契約本部)が製造会社との間で改修契約を締結して、順次改修を実施している。

この改修は、内部部品の交換等を行うことによってA 魚雷の運用期間の長期化を可能とするとともに、処理能力等が向上した内部部品の導入等に伴って性能も向上させるものであり、A 魚雷は運用に際してより高い効果が期待できるものとなる。

### (2) 改修に関する周知等の手続の概要

海上自衛隊補給本部(以下「補給本部」という。)は、内部規程に基づき、魚雷等の改修を実施する場合は、改修指示書等に、改修の目的、改修による変更点、改修のための作業内容等について記載して、当該魚雷等を保有する各地方隊弾薬整備補給所及び航空集団の各整備補給隊(以下、これらを「整備補給部隊」という。)に対して通知することとなっている。また、補給本部は、内部規程に基づき、艦船等の運用部隊(以下「運用部隊」という。)に対して上記の改修指示書等を配布することとなっている。

そして、補給本部は、改修指示書等により物品の性能等が変化した場合に、海上自衛隊補給実施要領(平成18年補本装補第2072号。以下「要領」という。)等に基づき、改修された物品に対して、必要に応じて新たに物品管理のための番号を付与するなどしている。

### (3) 魚雷の補給業務の概要

運用部隊がA 魚雷を搭載して行動する際には、運用部隊からの請求に基づき、整備補給部隊が弾薬庫からA 魚雷の払出しを行っている(以下、請求及び払出しに係る業務を「補給業務」という。)。そして、運用部隊が整備補給部隊に対して払出しを請求する際には、要領に基づき、運用部隊が物品管理のための番号、数量等を記載した請求票を整備補給部隊に提出することとなっている。これを受けた整備補給部隊は上記の請求票に基づき払出しを行い、運用部隊は払い出されたA 魚雷を受領した上で搭載している。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

海上自衛隊は、A 魚雷について、運用期間の長期化が可能となるように順次改修を実施している。

そこで、本院は、有効性等の観点から、運用期間の長期化を目的として実施された改修により性能も向上したA 魚雷について、性能向上の効果を十分に発現させるために、適切な管理等が行われているかに着目して検査を行った。検査に当たっては、海上幕僚監部、補給本部、地方総監部、装備施設本部等において、装備施設本部が16年度から23年度までの間に、A 魚雷の改修のために製造会社と締結した契約8件、契約金額計31億8778万余円を対象として、関係書類、A 魚雷の管理等の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

### (検査の結果)

検査したところ、補給本部は、A 魚雷の改修について、運用期間の長期化を目的として実施していたため、改修により性能が向上することには着目していなかったことなどを理由

に、改修指示書等に海上自衛隊が把握している性能向上の内容について記載することなく、整備補給部隊及び運用部隊(以下「関係部隊」という。)に対して通知等を行うなどしていた。このため、関係部隊は、保有するA魚雷について、改修により性能が向上したこと及び向上した性能について把握していない状況となっていた。

また、補給本部は、上記のとおり、A魚雷の改修により性能が向上することには着目していなかったことなどを理由に、改修済みのA魚雷に対して新たな物品管理のための番号を付与するなどの処置を執っていなかった。

このため、関係部隊は、改修により性能が向上したA魚雷と改修していないA魚雷とを区別して補給業務を行うことができない状況となっており、改修済みのA魚雷を使用した方が運用上より高い効果が見込まれる場合においても、運用部隊が改修済みのA魚雷を区別して選定できない状況となっていた。

このように、改修によりA魚雷の性能が向上していることを関係部隊が把握していなかったり、改修済みのA魚雷と改修していないA魚雷とを区別して補給業務を行うことができなかったりして、改修済み(改修に係る契約金額計31億8778万余円)のA魚雷の性能向上の効果を十分に発現させられないおそれがある事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、補給本部において、関係部隊に対して、改修によりA魚雷の性能が向上したこと及び向上した性能について通知等を行い、その周知を図ることの重要性について理解が十分でなかったこと、改修済みのA魚雷と改修していないA魚雷とを区別して補給業務を行わせることの重要性について理解が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、補給本部は、25年8月に通知を発して、改修によりA魚雷の性能が向上していること及び向上した性能について、関係部隊に周知した。また、関係部隊が改修済みのA魚雷と改修していないA魚雷とを区別して補給業務を行うことができるよう、改修済みのA魚雷に対して新たに物品管理のための番号を付与して、関係部隊に周知するなどの処置を講じた。

(2) 国庫債務負担行為により行う艦船の定期検査等に係る契約において、修理工事については、その具体的な工事内容を仕様書等で明確にした上で実施させるなど、契約が適切なものとなるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項)武器車両等整備費 (項)艦船整備費
部 局 等	海上幕僚監部、5 地方総監部
契 約 名	潜水艦「もちしお」定期検査(造船所工事)ほか請負契約等 99 契約
契 約 の 概 要	艦船の安全性等を確保するために諸性能を確認するなどの検査及び当該検査により判明した要修理箇所の修理等を行うもの
契 約 の 相 手 方	7 造船会社

契 約 金 額	646 億 6073 万余円(平成 22、23 両年度)
上記のうち修理 工事に係る契約 金額	118 億 9981 万余円(平成 22、23 両年度)
上記のうち会計 法令の趣旨に照 らして適切でな かったなどの契 約金額	118 億 9981 万円

## 1 艦船に係る定期検査等の概要等

### (1) 艦船に係る定期検査等の概要

海上自衛隊は、船舶の造修等に関する訓令(昭和 32 年防衛庁訓令第 43 号)等に基づき、艦船に係る定期検査及び年次検査を行うこととしており、5 地方総監部は、造船会社等と毎年度多数の定期検査及び年次検査に係る契約(以下「定年検契約」という。)を締結している。

定年検契約の内容は、主として、①艦船の安全性等を確保するために諸性能を確認するなどの検査及び当初契約締結時に工事内容が特定されている修理(以下、これらを合わせて「検査工事等」という。)と、②検査工事等により判明した要修理箇所の修理(以下「修理工事」という。)から成っている。

(注 1) 5 地方総監部 横須賀、呉、佐世保、舞鶴、大湊各地方総監部

### (2) 履行後確定契約の概要

海上自衛隊は、平成 17 年度以前においては、国庫債務負担行為により行う定年検契約の場合、国庫債務負担行為の初年度内に債務負担すべき金額の全額について債務負担を行う必要があるために、初年度内に修理工事の内容の全てを特定して変更契約を締結することにしてきた。

しかし、これらの業務が年度末に集中する状況となっていたことから、業務の平準化を図ることなどを目的として、海上幕僚監部は、「履行後確定による艦船修理契約の処理要領」(平成 18 年海幕経第 6383 号。以下「要領」という。)を作成し、18 年度から当分の間試行することとして 5 地方総監部に通知している。そして、5 地方総監部は、国庫債務負担行為により行う定年検契約のうち修理工事の内容の全て又は一部を国庫債務負担行為の初年度内に特定することが困難な場合には、要領に基づいた契約を行うこととしている(以下、要領に基づいて行う定年検契約を「履行後確定契約」という。)

要領によれば、履行後確定契約では、検査工事等については、契約金額を確定金額とする一方、修理工事については、上記の確定金額<sup>(注 2)</sup>に変更率を乗じて算出される概算金額で当初契約を締結することとされている。また、修理工事に係る変更契約を完成検査の前日までに締結すること、契約の履行後に修理工事に要した材料、工数等に係る費用を記載した費用確認書を契約相手方に提出させ、地方総監部はこれらの費用を証明する書類等を契約相手方に提出させるなどして修理工事に係る費用の妥当性等を確認した上で、上記の概算金額を上限として、修理工事に係る契約金額を確定することなどとされている。

履行後確定契約は、国庫債務負担行為により行う艦船の定年検契約のみに適用されてい<sup>(注3)</sup>て、原価監査付契約のように検査工事等と修理工事を区分せずに製造原価の全額を対象として原価監査を行う契約とは異なり、契約金額の一部である修理工事に係る費用のみを対象としてその妥当性等の確認を行うこととなっている点において特有の契約方法となっている。

(注2) 変更率 過去の定年検契約の実績を基にして算出される修理工事に係る費用の検査工事等に係る費用に対する比率

(注3) 原価監査付契約 契約の履行に要する費用を適切に積算することが困難な場合等において、契約の履行後に契約の履行のために要した製造原価の全額を対象とした原価監査を行った上で契約代金を確定することとする条項を付した契約

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性、経済性等の観点から、履行後確定契約は、会計法令の趣旨に照らして適切なものとなっているか、修理工事に係る費用の妥当性等の確認は適切かつ十分に行われているかなどに着眼して、5 地方総監部が22、23 両年度に7 造船会社と締結した履行後確定契約計99 件(契約金額計646 億6073 万余円、うち修理工事に係る契約金額計118 億9981 万余円)を対象として、海上幕僚監部及び5 地方総監部において費用確認書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、4 造船会社<sup>(注4)</sup>において経理書類等<sup>(注5)</sup>を確認するなどして検査を行った。

(注4) 7 造船会社 ユニバーサル造船株式会社(平成25年1月1日以降はジャパン マリンユナイテッド株式会社)、三菱重工業株式会社、川崎重工業株式会社、株式会社アイ・エイチ・アイ マリンユナイテッド(25年1月1日以降はジャパン マリンユナイテッド株式会社)、三井造船株式会社、佐世保重工業株式会社、函館どつく株式会社

(注5) 4 造船会社 ユニバーサル造船株式会社、三菱重工業株式会社、株式会社アイ・エイチ・アイ マリンユナイテッド、函館どつく株式会社

### (検査の結果)

検査したところ、5 地方総監部が締結した履行後確定契約計99 件について、次のような事態が見受けられた。

すなわち、会計法(昭和22年法律第35号)において、契約担当官等は、契約の相手方を決定したときは、原則として、契約の目的等を記載した契約書を作成しなければならないとされている。そして、契約の目的については、契約当事者間の意思の合致の内容を十分に証拠化するために、仕様書等により明確にすべきものであると解されている。

しかし、検査を実施したいずれの履行後確定契約も、修理工事については、当初契約の時点で工事内容が特定されていないことから、当初契約の仕様書には変更率が記載されているのみで、契約の目的である具体的な工事内容は何ら記載されていなかった。そして、具体的な工事内容が仕様書等で明確にされないまま修理工事が実施された後に、履行期限の直前に変更契約を締結して工事内容を確定して、会計法令の趣旨に照らして適切なものとはなっていない。

また、履行後確定契約の場合、地方総監部が、修理工事に要した費用を記載した費用確認書やその費用を証明する書類等を契約相手方である造船会社に提出させるなどして修理工事に係る費用の妥当性等を確認するなどされている。しかし、造船会社において、修理工事に要する材料の調達等に係る費用を証明する書類等を検査工事等に係るものと区分して整理することは多大な労力を要するとしていることなどから、いずれの履行後確定契約においても、5 地方総監部は、費用を証明する書類等の一部を提出させるなどしておらず、費用を十分に確認することができない状況となっていた。さらに、造船会社において、検査工事等に要した工数と修理工事に要した工数を明確に区分することは極めて困難であるとしていることなどから、費用確認書には、修理工事に係る実績工数ではなく、修理工事に要したと見込まれる工数を計上していて、5 地方総監部は、実績工数を把握することができない状況となっていた。

このように、5 地方総監部が締結した履行後確定契約計 99 件(契約金額計 646 億 6073 万余円、うち修理工事に係る契約金額計 118 億 9981 万余円)において、修理工事の具体的な工事内容が仕様書等で明確にされないまま修理工事が実施されていたり、修理工事に係る費用の確認を十分に行うことができない状況となっていたりなどしているにもかかわらず、長期間にわたり何の検証も行わないまま履行後確定契約の適用を継続している事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、海上幕僚監部において、履行後確定契約については試行するものとしていたにもかかわらず、その後、契約方法の妥当性等について検証していなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、海上幕僚監部は、国庫債務負担行為により行う艦船の定年検契約について、25 年 3 月に各地方総監部に対して通知を発して、同年 4 月以降、履行後確定契約の適用を中止することとした。また、同年 8 月に通知を発して、修理工事については、その具体的な工事内容が判明した後に、仕様書等でその内容を明確にして変更契約を締結した上で実施させることとし、国庫債務負担行為の初年度内に工事内容を特定できない場合は、翌年度の歳出予算により契約を締結することとするなどの処置を講じた。

- (3) 海上自衛隊の監督を受ける自衛隊地区病院における医薬品等について、所要量の適切な算定に資するなどのために、調達数量、使用数量、廃棄数量、在庫数量等を正確に把握し、これらを記録するための受払簿、廃棄簿等に関する規定を定めることなどにより、適切な管理を行うよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項)人材確保育成費
部 局 等	海上幕僚監部、5 自衛隊地区病院
物 品 の 概 要	5 自衛隊地区病院において管理する医薬品及び衛生器材
5 自衛隊地区病院における医薬品等の購入費	14 億 9535 万余円(平成 23、24 両年度)

上記のうち使用  
数量等が正確に  
把握されていな  
かった医薬品等  
の購入費

14億9535万円

## 1 海自病院における医薬品等の管理等の概要

防衛省は、自衛隊法(昭和29年法律第165号)等に基づき、陸上、海上、航空各自衛隊の共同の機関として、自衛隊中央病院及び15か所の自衛隊地区病院を設置している。このうち、海上自衛隊の監督を受ける病院は、大湊、横須賀、舞鶴、呉及び佐世保の5自衛隊地区病院(以下、これらを「海自病院」という。)となっている。

海上幕僚監部は、防衛省組織令(昭和29年政令第178号)等に基づき、保健衛生施設に関する事務を所掌しており、また、海上自衛隊物品管理補給規則(昭和56年海上自衛隊達第42号。以下「規則」という。)に基づき、海自病院において管理する医薬品及び衛生器材(以下、これらを「医薬品等」という。)を主管している。

国の物品については、物品管理法(昭和31年法律第113号)等に基づき、物品管理官が物品の管理事務を行うこととなっており、物品管理官の事務の一部を分任物品管理官に分掌させたり、代行機関に処理させたりすることができることとなっている。

海自病院においては、病院長を分任物品管理官に、衛生資材課長等を代行機関に指定している。また、供用される物品の管理を行う責任者として、薬剤課、看護課等の課長等を物品取扱責任者に指定している。

そして、物品取扱責任者が四半期ごと又は必要の都度、調達品目、規格、数量等を記載した物品調達要求書を病院長等へ提出することとなっており、病院長等は地方総監部の契約担当官へ調達を依頼することとなっている。調達された医薬品等は契約業者から直接海自病院の衛生資材課長等の下に納入され、衛生資材課長等は各物品取扱責任者に一括して直ちに供用している。

また、物品管理官等は、物品管理簿に物品の増減等の異動に関する事項等を記録しなければならないこととなっているが、取得後比較的短期間に消耗することを予定する物品であって、一定の数を購入したものが使用のたびに減少するものなどについては、物品管理簿への記録を省略できることとなっている。これを受けて、海上自衛隊は、取得後比較的速やかに供用する必要がある物品で保存を目的としないなどのものについては、消耗品の管理カードに、品目、調達数量等の情報のみを記録することとしており、病院長は、医薬品等について、この物品に該当することとしている。

そして、海自病院における医薬品等は、規則に基づき、病院長が決定した所要量を基に必要な調達を行い、需給の均衡を図ることとされており、その所要量を適切に決定するためには、医薬品等の使用実績、在庫数量等に留意することとされている。

## 2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

医薬品等については、上記のとおり、所要量を適切に決定するために、使用実績、在庫数量等に留意することとされており、医薬品等の調達数量、使用数量、廃棄数量、在庫数量等(以下、これらを「異動数量」という。)を把握することは、所要量を適切に算定する上で極めて重要となる。

そこで、本院は、合規性、経済性等の観点から、海自病院は医薬品等の異動数量を正確に記録するなどして適切な管理を行い、これを所要量の適切な算定に反映しているかなどに着眼して、海上幕僚監部及び海自病院において、海自病院が平成23、24両年度に調達した医薬品等(購入額計14億9535万余円)を対象として、物品受領検査調書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

#### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

前記のとおり、海自病院においては、医薬品等について、消耗品の管理カードに調達数量等の情報を記録することとし、また、納入された医薬品等を一括して直ちに供用することとしていることなどから、同カードには、医薬品等の納入の都度、納入年月日、品目、調達数量等のみを記録していた。

一方、医薬品等の供用を受けた物品取扱責任者が医薬品等の現状把握を行うために、医薬品等の異動数量を記録する受払簿や医薬品等を廃棄する場合に廃棄数量、廃棄理由等を記録する廃棄簿を備えて異動数量を記録することについては、特に定めがない状況となっていた。

そこで、海自病院の医薬品等に係る物品取扱責任者23名における医薬品等の管理の実態をみたところ、受払簿及び廃棄簿を備えていた者は4名にすぎず、しかも、これらの者が作成した受払簿及び廃棄簿の全てにおいて、正確性を欠く内容となっていた。また、残りの19名については、受払簿及び廃棄簿の両方又は一方を備えていなかった。

このため、いずれの物品取扱責任者においても、医薬品等の異動数量を正確に把握することができなかつたり、廃棄された理由を確認することができなかつたりなどしており、また、医薬品等の調達に当たっては、物品取扱責任者が使用実績、廃棄実績等を用いることなく、経験等に基づいて所要量を算定し、これを基に病院長が所要量を決定している状況となっていた。

このように、海自病院において、医薬品等の異動数量が正確に把握されておらず、物品取扱責任者が使用実績等によらずに経験等に基づいて所要量を算定していたり、医薬品等の廃棄理由等が事後的に確認できない状況となっていたりなどしている事態は、算定した所要量の妥当性が十分に確保されておらず、また、医薬品等の過剰調達、亡失等不測の事態を抑止する体制が整備されていないことから適切ではなく、改善の必要があると認められた。

#### (発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

- ア 海自病院において、医薬品等の所要量を適切に算定するための必要となる異動数量を正確に把握することの重要性に対する認識が欠けていて、これらを記録するための受払簿、廃棄簿等に関する規定を定めていなかったこと
- イ 海上幕僚監部において、海自病院が医薬品等の管理を適切に行っていないという実態を十分に把握しておらず、海自病院に対する指導監督が十分でなかったこと

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、海上幕僚監部は、25年8月に、海自病院に対して、医薬品等の適切な管理を行うために必要な受払簿、廃棄簿等の統一的な様式や記入要領

等を示すなどした通知を発するとともに、同年9月までに海自病院の物品取扱責任者等に対して、管理の重要性等について改めて教育指導を行った。そして、海上幕僚監部の指導監督の下に、海自病院は、同月までに、医薬品等の所要量の適切な算定に資するなどのため、それらの異動数量を正確に把握し、これらを記録するための受払簿、廃棄簿等に関する規定を定めるとともに、記録作業を開始するなどの処置を講じた。

(4) 航空ヘルメット等の調達要求に当たり、個人装備品としての貸与状況や搭乗員の定員数と現員数の比率等を考慮することにより、適切な調達所要量を算定するよう改善させたもの

会計名及び科目	東日本大震災復興特別会計 (組織)防衛本省 (項)武器車両等整備費	
	〔一般会計 平成23年度国庫債務負担行為 (組織)防衛本省 (事項)東日本大震災復旧・復興諸器材購入〕	
	一般会計 平成24年度国庫債務負担行為 (組織)防衛本省 (事項)武器車両等整備	
部局等	海上自衛隊補給本部、海上自衛隊航空補給処	
契約名	航空ヘルメット FHG-3 III型製造請負契約等2契約	
契約の概要	航空機搭乗員の頭部を保護するため、航空ヘルメット等を製造させるもの	
契約	平成24年1月及び8月	
上記の契約に係る調達数及び調達額	1,409組	2億8553万余円(平成23、24両年度)
節減できた調達数及び調達額	235組	4761万円(平成23、24両年度)

1 契約等の概要

(1) 航空ヘルメットの概要

海上自衛隊は、SH-60J、P-3C等の航空機の搭乗員の頭部を保護するために、航空ヘルメットを装備している。航空ヘルメットについては、従来、FHG-3 II型を装備していたが、この全てを遮音性等が向上した同III型(以下「新ヘルメット」という。)に平成18年度から順次更新している。また、機内外との交信を行うために新ヘルメットに装着して使用するマイクロホン及びイヤホンも合わせて更新している(以下、これらを合わせて「新ヘルメット等」という。)。そして、これらの新ヘルメット等は、航空機に搭乗することとされている全搭乗員に対して各人に1組ずつが貸与される個人装備用の航空用救命装備品(以下「個人装備品」という。)となっていて、搭乗員が異動する際は異動元の航空基地に返還され、返還後は当該航空基地で管理されることとなっている。

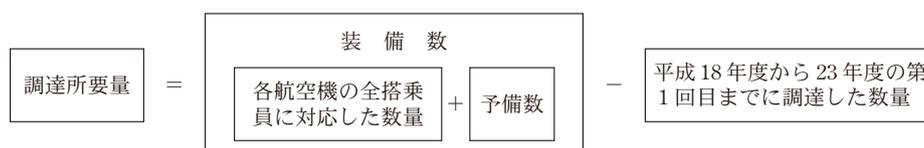
(2) 新ヘルメット等の調達所要量の算定及び製造請負契約の概要

新ヘルメットは、海上自衛隊補給本部(以下「補本」という。)が、防衛省装備施設本部(以下「装本」という。)に調達要求を行い、装本が製造請負契約を締結して調達しており、18年度から23年度の第1回目までの調達要求に基づき計1,826個を調達している。

そして、補本は、23年度の第2回目の調達要求に際して、航空機の配備状況が23年度時点までに変化している点を考慮して、装備数及び調達所要量を次のとおり改めて算定している。

- ① 新ヘルメットが個人装備品であることから、各航空機の新搭乗員に対応した数量を2,941個と算出する。
- ② ①に、搭乗員の異動に伴うサイズ(特大、大、中の3サイズ)の適合性を考慮するなどした運用上の率(以下「予備率」という。)10%を乗じて、予備の数量(以下「予備数」という。)を294個と算出する。
- ③ ①に②の予備数を加算して装備数を3,235個とし、これから18年度から23年度の第1回目までに調達した1,826個を控除して、調達所要量を1,409個と算定している。

また、マイクロホン等の調達は、海上自衛隊航空補給処(以下「空補処」という。)が行うこととなっており、空補処はその調達所要量を、補本の指示に基づいて、マイクロホンは新ヘルメットと同数の1,409個、イヤホンは新ヘルメット1個につき2個使用されることから2,818個としている。



上記のとおり補本が算定した1,409個の新ヘルメットの調達要求を受け、装本は、24年1月に同数の新ヘルメットの製造請負契約を契約金額1億6865万余円で締結し、同年12月に新ヘルメット1,409個を納入させている。また、空補処は、24年8月にマイクロホン1,409個及びイヤホン2,818個の製造請負契約を契約金額1億1687万余円、納期を25年10月として締結している。

## 2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

海上自衛隊では、P-1哨戒機、C-130R輸送機等の新規導入に伴う航空機の配備状況の変化や新ヘルメット等の使用に伴って生ずる劣化等に対応するため、今後も引き続き新ヘルメット等を調達し装備することが見込まれる。

そこで、本院は、経済性等の観点から、新ヘルメット等の調達所要量の算定が個人装備品としての貸与状況を反映した適切なものとなっているかなどに着眼して検査を行った。検査に当たっては、補本、空補処、新ヘルメット等が装備されている13航空基地のうち6航空基地<sup>(注1)</sup>及び装本において、23年度に締結された新ヘルメットの製造請負契約のうち第2回目の契約(契約金額1億6865万余円)及び24年度に締結されたマイクロホン等の製造請負契約(同1億1687万余円)、計2件(同計2億8553万余円)を対象として、契約に関する書類を確認したり、担当職員から説明を聴取したりするなどして会計実地検査を行った。また、7航空基地<sup>(注2)</sup>については、新ヘルメット等の貸与状況に係る関係書類を徴するなどして検査した。

(注1) 6航空基地 鹿屋、八戸、厚木、舞鶴、大湊、大村各航空基地

(注2) 7航空基地 那覇、館山、小松島、岩国、徳島、小月、下総各航空基地

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

18年度から23年度の第1回目までの調達要求に係る契約により装備された新ヘルメット等のうち5航空基地<sup>(注3)</sup>(以下「5航空基地」という。)に装備された840組の新ヘルメット等の貸与状況についてみると、実際に各搭乗員に貸与されていた数量(以下「貸与数」という。)の装備数に占める割合は約71%であった。すなわち、各搭乗員に貸与されていない新ヘルメット等は、補給部隊から航空部隊に供用されたものの航空部隊が予備として一括管理しているなどの在庫となっていた。そして、この在庫数の装備数に占める割合は約29%に上っており、予備数算出の際に考慮している予備率10%を大きく上回っていた。

(注3) 5航空基地 館山、舞鶴、大湊、大村、小松島各航空基地

これは、装備数を算出する上で基準としている各航空機の全搭乗員に対応した数量が搭乗員の定員数であるのに対して、貸与数は原則として搭乗員の現員数であり、両者の間に大きな差異が常に生じていることなどによるものである。

また、13航空基地のうちマイクロホン等の納期が到来していないため、新ヘルメット等が大部分の搭乗員に貸与されていない8航空基地においても搭乗員の定員数と現員数に大きな差異があることは5航空基地と同様であることから、新ヘルメット等の貸与状況は、5航空基地と同様になると思料される状況となっていた。

このように、新ヘルメット等の調達所要量の算定に当たって、個人装備品としての貸与状況や搭乗員の定員数と現員数の比率等を考慮することなく予備数を算出している事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

#### (節減できた調達額)

従来の搭乗員の異動に伴うサイズの適合性に加えて、個人装備品としての貸与状況や搭乗員の定員数と現員数の比率等も考慮して予備数を算出し、新ヘルメット等の調達所要量を算定すると、新ヘルメットの予備数294個は235個少ない59個となり、23年度の第2回目の調達所要量は1,174個となる。同様に、マイクロホンの調達所要量は1,174個、イヤホンの調達所要量は2,348個となり、新ヘルメット等の製造請負契約2件に係る契約金額計2億8,553万余円は、計4,761万余円(新ヘルメット2,812万余円、マイクロホン等1,948万余円)が節減できたと認められた。

#### (発生原因)

このような事態が生じていたのは、補本において、新ヘルメット等の個人装備品としての貸与状況や搭乗員の定員数と現員数の比率等を調達所要量の算定に反映させて適切な数量を調達要求することについての重要性に対する理解が十分でなかったことなどによると認められた。

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、補本は、新ヘルメット等の調達所要量の算定に関して、25年8月に、個人装備品としての貸与状況や搭乗員の定員数と現員数の比率等を考慮することにより、予備率を10%から2%とする処置を講じた。そして、これを、航空機の配備状況の変化や新ヘルメット等の劣化等に対応するために今後も調達要求が見込まれることから、その調達所要量の算定に適用することとした。

- (5) 駐屯地等における津波対策を実施するに当たり、津波対策指針を速やかに策定するための方策及び優先順位付けを踏まえた津波対策を実施するための方策を講じたり、津波の浸水深さなどの設定方法及び津波対策を実施する防衛施設の範囲等を示すなどその実施のための具体的な方策を明確にしたりして、より効果的な津波対策を実施することができるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計	(組織)防衛本省	(項)施設整備費 (項)東日本大震災復旧・復興施設整備費
部 局 等	東日本大震災復興特別会計	(組織)防衛本省	(項)施設整備費
津波対策の概要	内部部局、装備施設本部、陸上、海上、航空各幕僚監部、地方防衛局等		
検査の対象とした緊急津波対策等及びその他の施設整備工事に係る契約件数及び契約金額	273 件	704 億 4390 万	円(平成 23、24 両年度)
緊急津波対策を実施していないため手戻りが生ずるおそれがある工事件数及び契約金額	58 件	125 億 7455 万	円(平成 23、24 両年度)(背景金額)
実施した緊急津波対策等が十分に効果的なものとなっていないおそれがある工事件数及び契約金額相当額	30 件	60 億 8202 万	円(平成 23、24 両年度)

## 1 駐屯地等における津波対策の概要

### (1) 駐屯地等における津波対策の概要

自衛隊の駐屯地や基地等(以下「駐屯地等」という。)は、大規模災害発生時における災害派遣等のための拠点となるため、津波対策の実施を検討することが求められており、防衛省内部部局は、津波対策の基本方針として、平成 21 年 7 月に「自衛隊施設の津波対策について(通知)」(平成 21 年 7 月経設第 9190 号。以下「ガイドライン」という。)等を定め、各幕僚監部、各地方防衛局等に通知している。

ガイドラインは、駐屯地業務隊長等の駐屯地等の管理者に対して、「津波からの防護に配慮したものとするための対策指針」(以下「津波対策指針」という。)を駐屯地等ごとに策定することを求めている。そして、駐屯地等の管理者は、津波対策指針に基づき、既存の電気設備等を 2 階以上に再配置するなどの応急対策や、駐屯地等に所在する庁舎、隊舎等(以下「防衛施設」という。)の基礎を想定される津波高さ以上へかさ上げするなどの恒久対策の検討をそれぞれ行うこととされ、これらを受けて、地方防衛局等は、かさ上げ工事等を実施することとされている。

## (2) 緊急的な津波対策等の概要

内部部局は、23年3月に発生した東日本大震災等を受けて、沿岸部に所在する44駐屯地等(陸上自衛隊13駐屯地、海上自衛隊20基地及び航空自衛隊11基地等)において、津波対策指針の策定を待たずにできる津波対策を早急を実施することを目的として、同年11月に「平成23年度第3次補正予算における自衛隊施設の緊急的な津波対策の実施について(通知)」(平成23年11月経施第13988号)等を、各幕僚監部、各地方防衛局等に通知した。これを受けて、各地方防衛局等は、防衛施設の新設工事等に併せて、①緊急的な津波対策(以下「緊急津波対策」という。)としてかさ上げ工事等を実施したり、②今後実施する津波対策に必要な調査を実施したりしている。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、上記の44駐屯地等において実施した津波対策が、大規模災害発生時における災害派遣等のための拠点整備として効果的に実施されているかなどに着眼して、内部部局、各幕僚監部等において津波対策指針の策定状況、津波対策の実施状況等に関する見解を聴取するとともに、23、24両年度に実施した緊急津波対策工事等及びその他の施設整備工事に係る契約件数計273件、契約金額計704億4390万余円を対象として、各地方防衛局等において設計図書や現地状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 津波対策指針の策定に向けた行程管理を行っていない事態

駐屯地等の管理者は、ガイドラインに基づき、津波対策指針を策定することが求められているが、44駐屯地等の全てにおいて策定されていない状況であった。また、内部部局は、このような状況を把握しているのに、津波対策指針の策定に向けた行程管理を行っていなかった。

#### (2) 優先順位付けを踏まえることなく緊急津波対策の対象を選定していた事態(ウに係る工事件数計58件、契約金額計125億7455万余円)

内部部局は、各幕僚監部に対して、駐屯地等、防衛施設等の特徴や重要度の観点から優先的に津波対策の対象とする駐屯地等及び防衛施設の順位付け(以下「優先順位付け」という。)をして緊急津波対策の対象とする駐屯地等及び防衛施設を選定するよう明確に指示していなかったため、次のような事態が見受けられた。

ア 前記44駐屯地等のうち、23、24両年度に、緊急津波対策の対象となる庁舎、非常用電源設備等の新設工事等は30駐屯地等にあるが、実際に緊急津波対策を実施した駐屯地等は19駐屯地等で、沿岸部に隣接している海上自衛隊9基地を含む11駐屯地等においては実施していなかった。

イ 緊急津波対策を実施した19駐屯地等のうち6駐屯地等において、新設した非常用電源設備の接続対象として選定した防衛施設を確認したところ、指揮命令系統をつかさどる庁舎のほかに、食堂、体育館、厚生センター等も接続対象に含めている駐屯地等があったり、含めていない駐屯地等があったりしていて、非常用電源設備の接続対象として選定した防衛施設が区々となっていた。

ウ 地方防衛局等が23、24両年度に、施設整備工事として、前記44駐屯地等のうちの22駐屯地等において新設等した庁舎、非常用電源設備等は、緊急津波対策を実施した防衛施設と同様の施設である。しかし、これらの防衛施設は、緊急津波対策と同時期に施工したにもかかわらず、緊急津波対策の対象とせず、かさ上げ工事等を実施していなかった。このため、今後、津波対策を実施するに当たり、再度かさ上げ工事等を実施することになるなど、手戻りが生ずるおそれがある事態となっていた(22駐屯地等、工事件数計58件、契約金額計125億7455万余円)。

#### <事例1>

A防衛局は、B駐屯地において、停電時に庁舎等の電源を補完するための非常用電源設備の新設工事を平成24年3月に契約して、緊急津波対策としてかさ上げ工事等を実施していた。しかし、同駐屯地において、同年1月に契約している通信機器の電源を補完するための非常用電源設備の新設工事(工事件数計3件、契約金額計3億2720万余円)については、同時期に施工したにもかかわらず、緊急津波対策の対象としていなかったため、今後再度かさ上げ工事等を実施することになるなど、手戻りが生ずるおそれがある事態となっていた。

- (3) 実施した緊急津波対策等が十分に効果的なものとなっていないおそれがある事態(工事件数計30件、契約金額相当額計60億8202万余円。アとイの事態には、工事件数及び契約金額相当額が重複しているものがある。)

ア 内部部局は、上記の44駐屯地等が所在する各地方公共団体が公表していた津波浸水ハザードマップを参考に緊急津波対策等を実施することとした。そして、同ハザードマップ上の浸水深さは0mから5mまでと幅があるものの、限られた予算の範囲内で緊急津波対策等を実施するために、前提とする浸水深さを、陸上自衛隊の駐屯地及び海上自衛隊の基地は一律で地盤面から1m、航空自衛隊の基地等は同2mとそれぞれ設定した。このため、ハザードマップ上で地盤面から1mを超える浸水深さが想定されていた駐屯地等においては、特に電気設備等の電気系統について、1mのかさ上げ工事等が十分に効果的なものとはなっていないおそれがあり、他方で、地盤面から0mの浸水深さと想定されていた駐屯地等においては、津波が到達しない想定であったのに、同2mの浸水深さを前提に津波対策工事の内容を検討するなどの調査委託を実施したため、当該調査に係る成果品を受領しても、これを活用することができないおそれがある事態となっていた(13駐屯地等、工事件数計26件、契約金額相当額計55億8466万余円)。

イ 地方防衛局等は、23、24両年度に、庁舎等に接続することとした非常用電源設備等の新設工事に当たり、同設備等のうち一部の関連設備についてはかさ上げ工事等を実施せず、他の津波対策も実施していなかった。このため、設定した1mの浸水深さにおいても、対策を実施しなかった関連設備は浸水することとなり、この場合には当該関連設備が故障することにより、非常用電源設備が機能しないおそれがある事態となっていた(6駐屯地等、工事件数計6件、契約金額相当額計7億6278万余円)。

#### <事例2>

C防衛局は、D駐屯地において、平成23、24両年度に、停電時に電源を補完するための非常用電源設備及び商用電源と非常用電源を切り替えるための切替盤を新設し、庁舎等に非常用電源を供給する工事(工事件数1件、契約金額相当額1億6380万円)を実施していた。しかし、緊急津波対策としてかさ上げ工事を実施した防衛施設は、非常用電源設備及び主幹

の切替盤のみであって、分岐の切替盤や既設の受電盤は実施していなかった。このため、緊急津波対策の前提とした地盤面から1mの浸水深さにおいて、非常用電源設備及び主幹の切替盤は稼働できるものの、分岐の切替盤及び既設の受電盤は浸水することとなり、この場合には、これらの設備が故障することにより、庁舎等まで非常用電源を供給することができなくなるおそれがある事態となっていた。

駐屯地等は、大規模災害発生時には災害派遣等の拠点となる極めて重要な施設であり、東日本大震災の際にも、災害救助等の第一線として駐屯地等がその拠点となって、自衛隊員が災害救助等に活躍し、国民から大きな信頼を得たことは記憶に新しいところであり、新たな大規模災害に対する取組の重要性は高まっている。

しかし、21年7月にガイドラインが通知されて以降、一部の駐屯地等において緊急津波対策を実施するにとどまっておき、そして、このような状況において、津波対策指針の策定に向けた行程管理を行っていなかったり、優先順位付けを踏まえることなく実施した緊急津波対策等が十分に効果的なものとなっていないおそれがあったりするなどの事態は、大規模災害発生時における駐屯地等の重要性や限られた予算の範囲内で今後もより効果的な津波対策を実施していくことの必要性を考慮すると適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、内部部局において、次のことによると認められた。

- ア 津波対策指針の策定に向けた行程管理を行うなどの検討が十分でなかったこと
- イ 優先順位付けをして緊急津波対策の対象を選定するよう各幕僚監部に明確に指示していなかったこと
- ウ 津波の浸水深さなどの設定に関する検討を十分に行わないまま一律で設定した浸水深さにより緊急津波対策等の実施を各幕僚監部に指示していたこと、また、緊急津波対策を実施する防衛施設の範囲等を示すなどその実施のための具体的な方策を各幕僚監部に指示していなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、内部部局は、25年7月及び9月に、各幕僚監部、各地方防衛局等に対して通知文書を発して、ガイドラインの改正及び防衛省内に設置されている「防衛基盤としての自衛隊施設に関する検討チーム」(以下「検討チーム」という。)の体制整備に係る、次のような処置を講じた。

- ア 駐屯地等の管理者が津波対策指針(ガイドライン改正後は「津波対策計画」)を速やかに策定することができるように、検討チームにおいて行う支援内容を明確に規定するとともに、津波対策指針の策定に向けた行程管理を行うこととした。
- イ 各幕僚監部が、限られた予算の範囲内で効果的な津波対策の実施を検討できるように、検討チームにおいて、優先順位付けに関する考え方等を各幕僚監部等に提案するなどして、優先順位付けを踏まえた津波対策の対象とする駐屯地等及び防衛施設を選定していくための方策を明確に規定した。
- ウ 今後実施する津波対策が効果的なものとなるように、駐屯地等の管理者が防衛施設ごとに設定する津波の浸水深さなどの設定方法及び津波対策を実施する防衛施設の範囲等を示すなどその実施のための具体的な方策を明確に示した。

- (6) 会社に保管させている航空機用エンジンについて、物品管理法等に基づき品目、数量及び保管期間を明確にするとともに、会社への引渡しを計画的に行うことにより、保管期間の長期化を防止するよう改善させたもの

会計名	一般会計
部局等	航空幕僚監部、航空自衛隊補給本部、航空自衛隊第2補給処
物品の分類	(分類)防衛本省 (細分類)防衛用品 (品目)防衛用航空機用機器
契約の概要	オーバーホール等が見込まれる航空機用エンジンを会社に無償で保管させるもの
無償保管契約に基づき会社に保管させていたエンジンの台数及び物品管理簿上の価格	81台 161億5912万余円(平成24年12月末現在)
上記のうち会社に1年以上保管させていたエンジンの台数及び物品管理簿上の価格	62台 124億3169万円

## 1 航空機用エンジンの管理等の概要

### (1) 航空機用エンジンの概要

航空自衛隊は、各種航空機を多数運用しており、航空機用エンジン(以下「エンジン」という。)が所定の使用時間に達するなどした場合には、信頼性の維持等を目的に、分解、点検、修理等を行う一連の作業(以下「オーバーホール」という。)等を、エンジンを製造等した会社(以下「会社」という。)に委託して実施している(以下、オーバーホール等を実施するために締結する契約を「オーバーホール等契約」という。)。そして、オーバーホール等のために航空機から取り外されたエンジンは、国の物品として、物品管理法(昭和31年法律第113号)等に基づき管理することとされている。

### (2) 国以外の者の施設における物品の管理

物品管理法では、国の物品は国の施設において保管することが原則となっているが、同法第22条ただし書の規定において、「物品管理官が国の施設において保管することを物品の供用又は処分の上から不相当であると認める場合その他特別の理由がある場合は、国以外の者の施設に保管することを妨げない」と定められている。そして、国以外の者の施設において国の物品を保管しようとする場合は、物品管理法施行令(昭和31年政令第339号)により、当該物品の品目、数量、保管期間等を明らかにして、国以外の者と契約をするなど保管のために必要な措置を講ずることとされている。

物品管理官の事務の一部を分掌する航空自衛隊第2補給処長は、オーバーホール等契約の締結から分解、点検、修理等の作業の着手までの期間を短縮し、円滑にオーバーホール等を実施するため、オーバーホール等契約の締結前にエンジンを会社に引き渡して会社において保管することが合理的であり、物品管理法第22条ただし書に規定する特別の理由に該当するとして、毎年度、会社と無償保管契約を締結した上で、オーバーホール等契約

の締結前にオーバーホール等の対象となるエンジンを会社に引き渡し、会社の工場に保管させている。

また、平成18年に、企業に無償で保管させていた物品の一部が無断で廃棄されているなどの事態が明らかとなったことから、防衛省は、企業に無償で保管等させている物品の管理の適正化等を図ることを目的に各幕僚長等に通達を発し、保管の対象となる物品を主たる契約の履行に必要なものなどとしている。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性等の観点から、会社に保管させているエンジンについて、物品管理法等に基づいた適切な手続及び管理が行われているか、年度ごとに締結するオーバーホール等契約の対象となる予定数量に基づき計画的に引き渡されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、24年12月末現在において会社に無償で保管させているエンジン81台(物品管理簿上の価格計161億5912万余円)を対象として、航空幕僚監部、装備施設本部、航空自衛隊補給本部、航空自衛隊第2補給処等において、3会社との間の無償保管契約書、管理換票、物品管理簿等の関係書類を精査するとともに、このうち2会社において、保管させているエンジンを現地において確認するなどして会計実地検査を行った。

### (検査の結果)

検査したところ、20年度から24年度までの各年度において第2補給処が各会社と締結していた無償保管契約の内容は、毎年度とも、オーバーホール等契約の締結前に引き渡す全てのエンジンを包括的に対象としていて、保管の対象となるエンジンの品目及び数量は明らかにされておらず、また、保管期間についても、引渡し後オーバーホール等契約が締結されるまでの間等とされており、個々のエンジンごとの保管期間は明らかにされていなかった。

そこで、会社に保管させているエンジンの実際の保管期間についてみたところ、第2補給処は、年度ごとに締結するオーバーホール等契約の対象となる予定数量に基づくことなく、所定の使用時間に達するなどしたエンジンを順次、会社に引き渡していたため、24年12月末現在において、会社に引き渡した後1年以上を経過しているにもかかわらずオーバーホール等契約を締結せずに会社に保管させたままとなっているエンジンが、62台(物品管理簿上の価格計124億3169万余円)見受けられた。このような事態は、円滑にオーバーホール等を実施するためという前記の特別の理由に沿った取扱いとなっておらず、適切でないと認められた。

このように、航空自衛隊において、多数のエンジンについて、品目、数量及び保管期間を明らかにしないまま、オーバーホール等契約を締結することなく、1年以上にわたって会社に保管させたままとなっている事態は、物品管理法等に違反するのみならず、会社における保管期間が長期にわたることにより、国以外の者の施設に保管させているエンジンに不測の事態が生ずるおそれが高まることから適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

### (発生原因)

このような事態が生じていたのは、航空自衛隊において、次のことなどによると認められた。

- ア 国以外の者の施設に保管させる物品について、物品管理法等に基づき適切に管理することの重要性についての理解が十分でなかったこと
  - イ 無償保管契約が円滑にオーバーホール等を実施するために認められる例外的なものであることについての理解が十分でなく、年度ごとに締結するオーバーホール等契約の対象となる予定数量に基づくことなく、所定の使用時間に達するなどしたエンジンを順次、会社に引き渡していたこと
- 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、航空自衛隊は、会社に保管させるエンジンの管理の適正化を図るよう、次のような処置を講じた。

- ア 25年9月に、無償保管契約に基づき会社に保管させているエンジンについて、各エンジンの品目、数量及び保管期間を会社に通知した。
- イ 同月に、補給本部に通達を発するなどして、今後、エンジンの無償保管契約を会社と締結する際には、物品管理法等に基づき品目、数量及び保管期間を明確にするとともに、年度ごとに締結するオーバーホール等契約の対象となる予定数量等に基づき計画的な引渡しを行うことにより、会社における保管期間の長期化を防止することとした。

平成22年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

一般輸入により調達する部品等の予定価格の算定等について

〔平成22年度決算検査報告620ページ参照〕  
〔平成23年度決算検査報告711ページ参照〕

1 本院が表示した意見

防衛省の調達実施機関は、一般輸入により部品等を調達するに当たり、商社等を通じて外国製造会社等から提出させた見積資料に基づき予定価格を算定し、入札を実施するなどして、商社等との間で輸入品等売買契約等を締結している。しかし、調達実施機関において、商社等が部品等の代金を支払った後に外国製造会社等から取次手数料を受け取っていることを把握していないため、取次手数料を含んだ品代を基準として予定価格を算定していたり、独自品、標準品等の部品等の種類、取引の形態等に応じた予定価格の算定や契約の方法を検討していなかったり、品代に疑義が生じた場合に契約条項に基づく原価の調査を実施していなかったりする事態が見受けられた。

したがって、防衛省において、各契約における調査項目を明確に定めるなどして、一般輸入調達における取引の実態の把握に努めたり、算定基準訓令等を見直して取次手数料の取扱いを明確に定めたり、契約金額に疑義が生じた場合の原価の調査等の取扱いを規則等に定めたり、調達する部品等の種類、取引の形態等に応じた予定価格の算定方法や、国内製造会社と外国製造会社との間で直接売買契約が可能な場合これを実施するなどの契約の方法を検討したりして、予定価格の算定等が適切に行われるよう、防衛大臣に対して平成23年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、防衛省内部部局及び装備施設本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、防衛省は、本院指摘の趣旨に沿い、25年3月及び6月に通達を発するなどして、次のような処置を講じていた。

- ア 契約に当たり、「輸入品等に関する契約に係る資料の信頼性確保及び輸入調達調査の実施に関する特約条項」を設けて輸入調達調査の実施項目や商社の調査応諾義務を明確に規定して、輸入調達調査の強化を図るとともに、商社に対して調査項目を追加した調査を行うなどして、一般輸入調達における取引の実態の把握に努めた。
- イ 算定基準訓令等の見直しについては、販売代理店契約に係る取次手数料等が一般的な商慣習を逸脱するものでないことについて確認を行うよう規定するとともに、取次手数料その他の外国製造会社等が負担すべき費用が品代の内訳として製品代価に直接加算されていることが認められた場合は、同費用を品代から控除する取扱いとすることを明確に定めた。
- ウ 契約金額に疑義が生じた場合の原価の調査等の取扱いについては、虚偽の資料等を提出等したとの疑義が生じた場合その他必要があると認める場合に契約の相手方に対して臨時調査を実施することを定めた。
- エ 予定価格の算定方法については、取引の形態等に応じて契約条件の相違等の実情を考慮して市場価格を補正したものを品代にすることができることを規定した。また、契約の方法については、外国製造会社との直接契約の可能性等について検討した。

平成23年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 電子計算機等の賃貸借契約に係る予定価格の算定について

(平成23年度決算検査報告670ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

装備施設本部は、日本電気株式会社と締結した電子計算機等の賃貸借契約に係る予定価格の算定に当たり、同会社から提出された価格証明書等に記載された標準価格等を基礎としている。しかし、同会社がカタログ等で公表されている標準価格等を大幅に上回る価格を標準価格等として価格証明書等に記載していたにもかかわらず、その妥当性を十分確認しないまま予定価格の算定基礎としていたことなどから、予定価格が過大に算定され、月額料金の支払額が過大となっている事態が見受けられた。

したがって、装備施設本部において、同会社が標準価格等に設置費の一部を上乗せしたとしていたことから価格証明書等に記載する標準価格等を含める経費の範囲等について入札予定者に対して十分な説明を行ったり、1者応札の解消に努めるなどして価格証明書等の中に著しく高額な標準価格等が記載されているものがあっても当該標準価格等をそのまま予定価格の算定基礎とすることを抑止できるようにしたり、予定価格の算定に当たっては価格証明書等に記載された標準価格等のうち単価が高額なものなどについてカタログ等で公表されている価格と比較するなどして標準価格等の妥当性を十分確認したりすることにより、予定価格を適切に算定して、月額料金の支払額が適切なものとなるよう、防衛省装備施設本部長に対して平成24年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

## 2 当局が講じた処置

本院は、装備施設本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、装備施設本部は、本院指摘の趣旨に沿い、25年3月に通達を発するなどして、次のような処置を講じていた。

- ア 価格証明書等に記載する標準価格等を含める経費の範囲等について、入札予定者に配布する入札説明書に記載して、標準価格等に電子計算機等の設置費及び設置に関連する費用を含めないよう入札予定者に対して周知した。
- イ 公告期間や電子計算機等の設置に必要な期間を十分に確保するよう契約事務の早期化を行って新規参加者が入札への参加を検討しやすくすることにより1者応札の解消に努めるなどして、1入札予定者から提出された価格証明書等に記載された標準価格等をそのまま予定価格の算定基礎とすることを抑止できるようにした。
- ウ 予定価格の算定に当たり、入札予定者にカタログ等の提出を求めて、入札予定者から提出された価格証明書等に記載された標準価格等とカタログ等で公表されている価格とを比較するなどして、標準価格等の妥当性について十分確認するようになった。

## (2) 防衛装備品等の調達に関する契約における制度調査、原価監査等の実施状況等について

(平成23年度決算検査報告676ページ参照)

### 1 本院が表示した意見

防衛省は、防衛装備品等の調達に関する契約において、過去の過大請求事案を踏まえて平成11年に取りまとめた調達改革の具体的措置に基づき、制度調査、原価監査等の充実等の諸施策に取り組むなどしている。しかし、防衛省において、契約相手方の原価計算システムの適正性等を確認する制度調査、原価監査等を契約相手方の要望や調整の下に実施したり、抜き打ちの調査等を行っていなかったり、地方調達の原価監査等に係る規程類の整備等が区々となっていたり、上記の諸施策について契約相手方に対する周知等の効果の確認を行っていなかったりして、三菱電機株式会社等7社による過大請求事案には対応できていないなどの事態が見受けられた。

したがって、防衛省において、制度調査、原価監査等の方法等を見直すとともに、契約相手方に対して制度調査、原価監査等の受入体制を整備するよう求めたり、地方調達の原価監査等に係る規程類を統一的に整備させてその整備状況を把握したり、法令遵守活動等の実態を把握するなど調達改革の具体的措置を踏まえた諸施策について契約相手方に対する周知等の効果を確認したりするよう、防衛大臣に対して24年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

### 2 当局が講じた処置

本院は、防衛省内部部局、装備施設本部等において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、防衛省は、本院指摘の趣旨に沿い、25年3月に通達を発するなどして、次のような処置を講じていた。

- ア 契約相手方の作業員等から直接説明を聴取して行ったり、契約相手方とあらかじめ調整することなく抜き打ちで行ったりするなど、制度調査、原価監査等の方法を強化するとと

もに、契約相手方に対しては、特約条項を設けて、制度調査、原価監査等の根拠を明確にした上で、担当官が作業現場へ随時に立ち入る許可を得ておくこととし、関係資料の保存整備等について義務付けるなどして受入体制を整備した。

イ 地方調達原価監査に係る規程を統一的に見直し、各機関に実施要領に基づき必要な規程類の整備を行わせて、その整備状況を内部部局に報告させた。

ウ 契約相手方に対して、工数等の計上を明らかにした書面を保存させたり、防衛関連事業に従事する全職員を対象とした原価計上に関する教育を実施させたりするなどの要求事項を規定して、契約の締結に際して周知するとともに、制度調査等において、これら法令遵守活動等の実施状況を毎年度確認し、必要に応じて改善を行わせることとした。

### (3) T-7 初等練習機の委託整備費用の執行について

(平成 23 年度決算検査報告 685 ページ参照)

#### 1 本院が表示した意見

防衛省は、平成 12 年の総合評価落札方式による一般競争入札により、富士重工業株式会社(以下「富士重工」という。)が提案した T-7 初等練習機(以下「T-7」という。)を調達することを決定し、その後、富士重工の子会社である富士航空整備株式会社に基地内における T-7 の整備を委託(以下「委託整備」といい、これに係る費用を「委託整備費用」という。)している。しかし、委託整備費用の実績額が富士重工の提案経費に比べて多額に上っているのに、防衛省において、委託整備費用の執行状況を適切に把握しておらず、富士重工の提案内容と整備作業の実態を的確に把握し分析するなどしてその結果を委託整備に係る契約に適切に反映させるための取組を十分に行っていない事態が見受けられた。

したがって、防衛省において、委託整備に係る全体の経費の執行について適切に把握するとともに、委託整備に係る富士重工の提案経費に比べて実績額が多額に上っている要因について詳細に分析するなどして、その結果を今後の委託整備に係る契約に適切に反映させるための取組を行うよう、防衛大臣に対して 24 年 9 月に、会計検査院法第 36 条の規定により意見を表示した。

#### 2 当局が講じた処置

本院は、防衛省内部部局、航空幕僚監部等において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、防衛省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 提案経費に係る実績額等を記録している管理台帳の書式を 25 年 6 月に改定して、24 年度以降の委託整備に係る全体の経費の執行について把握することとした。

イ 委託整備に係る提案経費と実績額の差異について、24 年 10 月から官民による検討会等を開催して意見交換を行うなどして分析し、これを受けて、契約書等の見直しについて検討した。そして、委託整備費用をより経済的及び効率的に執行するための方策として、維持整備に係る成果の達成に応じて対価を支払う方法による契約の導入等を検討することとし、この検討のために、T-7 用部品の一部の調達等を対象として 25 年度からこの契約を導入するなどの取組を行った。

#### (4) 防衛施設周辺放送受信事業補助金の補助対象区域について

(平成23年度決算検査報告693ページ参照)

##### 1 本院が表示した意見

防衛省は、自衛隊又は我が国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊が使用する飛行場等周辺地域のうち指定する区域(以下「補助対象区域」という。)内において、日本放送協会と放送の受信についての契約を締結した者に対して、航空機騒音によるテレビ放送の聴取障害(以下「テレビ聴取障害」という。)の対策として、放送受信料のうち地上系放送分の半額相当額を補助している。しかし、補助対象区域の指定基準を定めた際の根拠資料が残されておらず、指定基準がテレビ放送の聴取における航空機騒音の実態を適切に反映したものとなっているか不明となっている事態が見受けられた。

したがって、防衛省において、指定基準がテレビ放送の聴取における航空機騒音の実態を反映させたものとなっているかを検証し、指定基準を見直すなどして、防衛施設周辺放送受信事業により補助金を交付する根拠について透明性を十分に確保するよう、防衛大臣に対して平成24年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

##### 2 当局の処置状況

本院は、防衛省内部部局及び各地方防衛局等において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、防衛省は、本院指摘の趣旨に沿い、24年度においては指定基準の見直しなどに係る検討のための基礎的な資料を収集し整理するために文献調査等を実施しており、25年度においてはテレビ聴取障害の定義付けや指定基準の見直しなどに係る検討を行い、学識経験者により構成された検討委員会を開催して検証を行っている。

そして、防衛省は、今後、引き続き検討を行い、指定基準の見直しなどの所要の処置を講ずることとしている。

#### (5) クラスタ弾の使用等が禁止されたことにより、倉庫に保管されたままとなっているロケットモータの活用について

(平成23年度決算検査報告696ページ参照)

##### 1 本院が要求した改善の処置

防衛省は、陸上自衛隊において、子爆弾を内蔵した70mmクラスタ弾及び同演習弾を保有しているが、クラスタ弾の開発、生産等を禁止することを約束する「クラスタ弾に関する条約」が発効したことから、その補完措置として、子爆弾を内蔵しない単弾頭とロケットモータとを組み合わせた70mm単弾頭弾及びその演習弾を装備することとし、平成19、20両年度に締結した契約については、ロケットモータ単体で調達を行っていた。しかし、上記の単弾頭やその演習弾頭を保有していないため、組み合わせられる弾頭がない単体のロケットモータが多数倉庫に保管されたままとなっている事態が見受けられた。

したがって、防衛省において、今後、70mm単弾頭弾等を装備するに当たり、既に保有しているロケットモータを活用することとする計画を早期に策定することにより、早期の活用を図ることとするよう、防衛大臣に対して24年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

## 2 当局が講じた処置

本院は、防衛省内部部局、装備施設本部、陸上幕僚監部等において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、防衛省は、本院指摘の趣旨に沿い、24年11月に保管しているロケットモータの全数を70mm単弾頭等と組み合わせて活用することとして70mm単弾頭等の調達に関する計画を策定して、25年2月に弾頭のみを調達することを指定して70mm単弾頭等の調達要求を行い、同年3月に70mm単弾頭等の製造請負契約を締結する処置を講じていた。

## 第2節 団体別の検査結果

### 第1 株式会社日本政策金融公庫

意見を表示し又は処置を要求した事項

**移転登記業務に係る委託契約について、公正性、透明性及び競争性を確保するよう、契約の対象をまとめて一般競争契約とする是正改善の処置を求めたもの**

科	目	業務諸費
部	局	等
契	約	の
概	要	
株式会社日本政策金融公庫本店、152支店 株式会社日本政策金融公庫がその発足に当たり旧国民生活金融公庫等から承継した抵当権の移転登記の申請に係る業務を司法書士に委託して実施するもの		
一般競争契約とすることなく随意契約としていた契約件数及び契約金額		
44,343件 7億5600万円(平成23年4月～24年12月)		

【是正改善の処置を求めたものの全文】

**移転登記業務に係る委託契約の契約方式について**

(平成25年3月28日付け 株式会社日本政策金融公庫代表取締役総裁宛て)  
 標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。  
 記

#### 1 移転登記業務の概要

##### (1) 貴公庫の発足に伴う抵当権の移転登記

貴公庫は、株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)に基づき、平成20年10月に旧国民生活金融公庫、旧農林漁業金融公庫、旧中小企業金融公庫等(以下、これらを「旧公庫等」という。)が統合して、国が承継する資産を除き、旧公庫等の一切の権利及び義務を承継して発足した。

旧公庫等及び貴公庫は、貸付業務を行うに当たって、必要と認めるときは、借受者等(以下「債務者」という。)から不動産その他適切な担保を徴することとしている。旧公庫等は、貸付債権の担保として多数の抵当権(根抵当権を含む。以下同じ。)を保有しており、当該抵当権について、不動産登記法(平成16年法律第123号)等に従い、登記を行っていた。そして、貴公庫は、上記の権利義務の承継の一部として、これらの抵当権も旧公庫等から承継したため、当該権利の移転について登記を行う必要が生じた(以下、貴公庫の発足に伴って必要となった抵当権の移転登記を単に「移転登記」という。)。20年10月時点における移転登記を必要とする件数は、貴公庫の推計によると約56万件と膨大になっている。

## (2) 移転登記の実施方法

貴公庫においては、抵当権の設定の登記や、抵当権の内容の変更、債務完済時の抵当権の抹消等の登記(以下、変更、抹消等の登記を合わせて「抹消登記等」という。)については、貸付けの受益者である債務者が費用を負担して実施することとしているが、移転登記については、貴公庫側の事情によるものであることから、貴公庫が費用を負担して実施することとしている。

そして、貴公庫は、旧公庫等から承継した抵当権について抹消登記等を行う必要が生じた場合には、その前提として、移転登記を行い、登記名義人を貴公庫に変更しておく必要があることから、抹消登記等を行う必要が生じた抵当権について、抹消登記等を行う際に抹消登記等と移転登記とを一連の手続により行うこととしている。

貴公庫は、移転登記の件数が膨大であることなどから、移転登記の申請に係る業務のうち申請書類の作成・提出、法務局等からの登記完了証の受領・内容確認等の業務(以下「移転登記業務」という。)については、外部の司法書士(司法書士法人を含む。以下同じ。)と委託契約を締結して実施している。

## (3) 貴公庫の契約制度

貴公庫が締結する契約については、貴公庫の契約規程(平成20年企管(管)第1号)等により、原則として、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならないこととなっており、契約方式は一般競争契約とすることが原則とされている。そして、工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が100万円を超えないものをする場合等に限り随意契約によることができることなどとなっている。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

移転登記業務については、委託費が毎年度多額に上っており、移転登記が必要と見込まれている約56万件のうち半数以上の処理が済んでいないことから、今後も多額の費用を必要とすることが見込まれる。

そこで、本院は、合规性、経済性等の観点から、移転登記業務に係る委託契約の事務が契約規程等に基づき適正に処理されているか、契約方式が公正性、透明性及び競争性を確保したのになっているかなどに着眼して、貴公庫の本店及び152支店が23年度及び24年度(24年12月まで。以下同じ。)に委託費を支払った移転登記業務に係る委託契約計44,343件(旧公庫等が直接貸付業務を行った債権に係るもの。23年度25,646件、契約金額計4億4476万余円(支払金額同額。以下同じ。)、24年度18,697件、契約金額計3億1123万余円、<sup>(注)</sup>契約金額合計7億5600万余円)を対象として、本店及び新宿支店等5支店において、委託費支払請求書、登記完了証等を確認したり、司法書士の選定方法等について担当者から説明を聴取したりするなどして会計実地検査を行ったほか、他の支店についても本店を通じて報告を求めるなどして検査した。

(注) 新宿支店等5支店 新宿、京都、東大阪、大阪西、鹿児島各支店

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

貴公庫は、移転登記を抹消登記等の際に行うに当たり、これらを一連の手続によらず別の手続により実施すると、一連の手続で行うよりも抹消登記等の完了が遅れてしまう場合等が

あり債務者の利便を損なうおそれがあるとして、移転登記業務についても、債務者が抹消登記等のために選定した司法書士と同一の司法書士に委託して抹消登記等と一連の手続により実施する必要があるとしている。また、このように同一の司法書士に委託することにより、別の司法書士に委託した場合に必要となる当該司法書士が法務局等に赴くための旅費等の費用が不要となるため、貴公庫にとって経済的に移転登記業務を実施することができるとしている。

このため、貴公庫は、移転登記業務について、個々の抵当権について抹消登記等の必要が生じた際にその都度債務者が選定した司法書士と同一の司法書士を相手方として移転登記業務に係る委託契約を締結する必要があるとしており、この場合、個々の契約の予定価格はいずれも100万円以下になることから、全体では年間3億円以上に及ぶ移転登記業務に係る前記の委託契約について、本店及び各支店が全て随意契約により締結していた。

しかし、抹消登記等に係る業務を行う司法書士とは別の司法書士に移転登記業務を委託した場合に手続の遅れにより債務者の利便を損なうおそれがあるとしていることについては、債務者において抵当権の対象となっている物件を他の債務の担保に供するなどのために緊急に抹消登記等を行う必要がある場合を除き、別の司法書士に委託したとしても、手続の遅れにより債務者の利便を損なうことはないと認められる。また、登記の申請については、近年、法務省が提供するオンライン申請システムによりインターネットを利用して電子申請（オンライン申請）が行えるようになっており、オンライン申請によるなどすれば、別の司法書士に委託した場合に必要となる法務局等に赴くための旅費等の費用は必要ないことになる。そして、移転登記業務は年間を通じて多数発生するものであるから、登記申請1件ごとの委託費の単価を設定するなどして、移転登記業務をまとめて通年の契約とすることがなどが可能であり、契約の規模を考慮すればこの場合の予定価格は100万円を超えることが見込まれる。このため、緊急を要する場合を除けば、移転登記業務を抹消登記等の必要が生じた際にその都度債務者が選定した司法書士と同一の司法書士に委託する取扱いには、契約規程等に定められた随意契約によることができる場合に該当する合理的な理由があるとは認められない。

したがって、貴公庫は、契約の公正性、透明性及び競争性を確保するよう、移転登記業務をまとめて通年の契約とするなどして、その契約方式を一般競争契約とすべきであり、前記の委託契約23、24両年度計44,343件、契約金額計7億5600万余円について個々に随意契約により締結していたのは適切でないと認められる。

なお、契約の対象をまとめて一般競争契約とすることにより享受できる競争の利益等についてみると、司法書士に対する業務報酬は、かつては司法書士会により統一的な金額が定められていたが現在は自由化されており、貴公庫が支払った委託費（業務報酬）をみても、担保物件数が平均的な場合の登記申請1件当たりの委託費は、最も高かったものが最も低かったものの2倍以上の額になっているなど大きな開差があった。このため、これらをまとめて競争に付すこととすれば、規模の利益も含めて、相当の経済的効果が得られる可能性があるとして認められる。そして、貴公庫が本院の検査を踏まえて一般競争契約とする場合の予定価格の算定の参考とするために司法書士から徴した見積りを基にするなどして、まとめて一般競争契約とした場合に見込まれる委託費の額を試算すると、23、24両年度計3億余円となっており、前記の契約金額計7億余円の半分以下となる。

現に、他の団体においては、その前身となる団体から承継した抵当権に関する権利の移転についての登記の申請に係る委託業務について、契約の対象をまとめた上で一般競争契約を導入しており、その結果、当該登記に要する費用は大幅に低減している。

**(是正改善を必要とする事態)**

上記のように、移転登記業務に係る委託契約について、契約の対象をまとめて一般競争契約とすることなく債務者が任意に選定した司法書士と同一の司法書士を相手方として個々に随意契約により締結している事態は、公正性、透明性及び競争性の確保の面から適切とは認められず、是正改善を図る要があると認められる。

**(発生原因)**

このような事態が生じているのは、移転登記業務に係る委託契約について、抹消登記等の際に移転登記を行う場合であっても契約相手方を必ずしも抹消登記等の委託の相手方と同一にする必要はなく、また、司法書士の業務報酬には司法書士によって相当の差異が存在しているなどの状況にもかかわらず、貴公庫において、契約の対象をまとめて一般競争契約とすることによる公正性、透明性及び競争性の確保についての検討が十分でなかったことなどによると認められる。

**3 本院が求める是正改善の処置**

貴公庫は、契約を締結する場合は、原則として一般競争に付すことにより公正性、透明性及び競争性を確保することとしている。また、移転登記業務については、委託に係る費用が今後も多額に上ることが見込まれているため、より一層経済的に実施する必要がある、司法書士の業務報酬には司法書士によって相当の差異が存在することなどを踏まえると、競争の利益等を享受することにより経済的な契約とすることが可能かつ必要であると認められる。

については、貴公庫において、移転登記業務に係る委託契約について、公正性、透明性及び競争性を確保するよう、原則として、債務者が任意に選定した司法書士と同一の司法書士を相手方として個々に随意契約により契約するのではなく、契約の対象をまとめて一般競争契約とする是正改善の処置を求める。

**【当局が講じた処置】**

本院は、株式会社日本政策金融公庫本店において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、株式会社日本政策金融公庫は、本院指摘の趣旨に沿い、25年度から、登記申請1件ごとの委託費の単価を設定した上で、各年度に実施される移転登記業務を一括した委託契約を一般競争契約により締結する処置を講じていた。

## 第2 日本私立学校振興・共済事業団

### 不 当 事 項

#### 補 助 金

- (418) 私立大学等経常費補助金の経理が不当と認められるもの  
 (423)

科 目	(助成勘定)補助金経理 (項)交付補助金
部 局 等	日本私立学校振興・共済事業団
補 助 の 根 拠	私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)
事 業 主 体	6学校法人
補 助 の 対 象	私立大学等における専任教職員の給与等教育又は研究に要する経常的経費
上記に対する事業団の補助金交付額の合計	7,818,116,000円(平成19年度～23年度)
不当と認める事業団の補助金交付額	17,796,000円(平成19年度～23年度)

### 1 補助金の概要

#### (1) 補助金交付の目的

日本私立学校振興・共済事業団(以下「事業団」という。)は、私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)に基づき、国の補助金を財源として、私立大学等<sup>(注1)</sup>を設置する学校法人に私立大学等経常費補助金(以下「補助金」という。)を交付している。この補助金は、私立大学等の教育条件の維持及び向上並びに学生の修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立大学等の経営の健全性を高めることを目的として、私立大学等における専任教職員の給与等教育又は研究に要する経常的経費に充てるために交付されるものである。

(注1) 私立大学等 私立の大学、短期大学及び高等専門学校

#### (2) 補助金の額の算定資料

事業団は、私立大学等経常費補助金交付要綱(昭和52年文部大臣裁定)等に基づき、補助金の額を算定する資料(以下「算定資料」という。)として、各学校法人に補助金交付申請書とともに次の資料を提出させている。

ア 申請年度の5月1日現在の専任教員等の数、専任職員数及び学生数に関する資料

イ 学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)に基づき作成した前年度決算の学生納付金収入、教育研究経費支出、設備関係支出等に関する資料

(注2) 専任教員等 専任の学長、校長、副学長、学部長、教授、准教授、講師、助教及び助手

#### (3) 補助金の額の算定方法

事業団は、私立大学等経常費補助金配分基準(平成10年日本私立学校振興・共済事業団理事長裁定。以下「配分基準」という。)等に定める方法により、補助金の額を次のとおり算定することとなっている。

- ① 経常的経費を専任教員等給与費、専任職員給与費、教育研究経常費等の経費に区分して、それぞれの経費区分ごとに専任教員等の数、専任職員数、学生数等に所定の補助単価を乗ずるなどして補助金の基準額を算定する。
- ② 各私立大学等の教育研究条件の整備状況等によって補助金の額に差異を設けるため、次の割合等に基づいて個々の増減率を算定する。
  - a 収容定員に対する在籍学生数の割合
  - b 専任教員等の数に対する在籍学生数の割合
  - c 学生納付金収入に対する教育研究経費支出と設備関係支出との合計額の割合そして、上記 a の割合の算定に当たっては、申請年度の5月1日以降に退学又は除籍を決定した学生について、退学日又は除籍日が4月30日以前に遡及する場合であっても、在籍学生数に含めることとされている。
- ③ ①で算定した経費区分ごとの基準額に②で算定した全体の増減率を乗ずるなどの方法により得られた金額を合計して補助金の額とする。

#### (4) 特別補助

上記のほか、教育研究経常費については、私立大学における学術の振興及び私立大学等における特定の分野、課程等に係る教育の振興のため、補助金を増額して交付すること（以下「特別補助」という。）ができることとなっている。

この特別補助の対象となる項目には「専門職大学院等支援」、「戦略的研究基盤形成支援事業」、「教育改善に活かせる評価の実施」等があり、これらについては、配分基準等に基づき算定資料を各学校法人から提出させて、次のようにその額を算定することとされている。

ア 「専門職大学院等支援」については、専門職大学院又は高度専門職業人の養成を目的として主として実務の経験を有する者に教育を行うため、通常は2年である修士課程の標準修業年限を1年以上2年未満に短縮している専攻等を設置する私立大学に対して、専攻等ごとの専任教員等の数に所定の単価を乗ずるなどして得られた額に、当該専攻等の教育研究活動状況を基に算出した調整率を乗じた額を増額する。

イ 「戦略的研究基盤形成支援事業」については、文部科学大臣の指定を受けた事業を実施する研究組織を有する私立大学に対して、当該事業における所要額を増額する。

ウ 「教育改善に活かせる評価の実施」については、自己点検、評価等を通じて教育改善を図る私立大学等に対して、当該大学等の学部等ごとの収容定員に所定の単価を乗じた額に、大学間の相互評価等の自主的に行った外部評価を基に実施している教育改善の取組等の件数を乗じた額を増額する。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、特別補助の額の算定が適切に行われているか、学生数の算定が適切に行われているかなどに着眼して、事業団が平成19年度から23年度までに補助金を交付している646学校法人のうち22学校法人において、補助金の交付申請に係る算定資料及び納品書、請求書等の書類により会計実地検査を行った。そして、適切でないと思われる事態があった場合には、事業団に事態の詳細について報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

## (2) 検査の結果

検査したところ、6学校法人において、補助金の交付申請に当たり、事業団に提出した算定資料に、不適正な経理処理等に基づき特別補助の算定対象とならない経費を含めて記入したり、補助金の額の算定対象となる学生を含めずに記入したりなどしていたのに、事業団は、この誤った算定資料に基づいて補助金の額を算定していた。このため、補助金17,796,000円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められる。

ア 学校法人において、補助金の制度を十分に理解していなかったり、算定資料の作成に当たりその記載内容が配分基準等に即したものとなっているかなどについて確認を十分に行っていなかったり、研究用物品の納品検査等が十分でなかったりなどしていたこと、研究者において、補助金の原資は税金等であるにもかかわらず事実に基づく適正な会計経理を行うという基本的な認識が欠けていたこと

イ 事業団において、学校法人に対する指導、調査及び補助金の不正使用の防止に係る周知徹底が十分でなかったこと

これを学校法人別に示すと、次のとおりである。

事業主体 (本部所在地)	年度	補助金交付額 千円	不当と認める補助金額 千円
(418) 学校法人 福島学院 (福島県福島市)	23	1,678,422	5,173

上記の学校法人は、事業団に提出した算定資料に、福島学院大学において、平成23年度の専門職大学院等支援に係る特別補助の要件に該当する標準修業年限が1年以上2年未満の修士課程があると記入していたが、同大学は当該専攻の標準修業年限を2年と定めていて、補助の対象とならない専攻であった。

したがって、これを除外して算定すると、適正な補助金の額は1,673,249,000円となり、5,173,000円が過大に交付されていた。

(419) 学校法人 千葉工業大学 (千葉県習志野市)	19	1,016,001	1,343
	20	991,949	1,355
	21	969,108	38
	小計	2,977,058	2,736
(420) 学校法人 昭和薬科大学 (東京都町田市)	19	359,648	1,000
	20	358,122	200
	小計	717,770	1,200
(注3)			
(421) 学校法人 武蔵野女子学院 (東京都西東京市)	19	771,874	800
	20	872,056	499
	小計	1,643,930	1,299
3学校法人の計		5,338,758	5,235

(注3) 平成24年4月1日以降は学校法人武蔵野大学

上記の3学校法人は、事業団に提出した算定資料に、3大学における平成19年度から21年度までの戦略的研究基盤形成支援事業等の7研究プロジェクトに係る特別補助の算定対象となる経費について、研究者7名が業者(注4)に架空の取引等を指示して研究で使用する消耗品を購入したとする虚偽の納品書、請求書等を作成させ、これにより3学校法人に購入代金を支払わせて、これを業者に預けて別途に経理するなどしていた。なお、実際に購入した物品の中には、研究とは関係のない白金貨幣が含まれていた。

したがって、これらを除外して算定すると、適正な補助金の額は計5,333,523,000円となり、5,235,000円が過大に交付されていた。

事業主体 (本部所在地)	年度	補助金交付額 千円	不当と認める補助金額 千円
<p>(注4) 研究者7名 学校法人千葉工業大学の研究者AからD及びGの5名、学校法人昭和薬科大学の研究者K並びに学校法人武蔵野女子学院の研究者Iの計7名。このうち、研究者AからD及びIについては本件以外にも不当事項を掲記しており、同一の研究者については同一のアルファベットで表示している(前掲170ページ参照、後掲711ページ参照)。</p>			
(422) 学校法人 成城学園 (東京都世田谷区)	22	440,911	6,022
<p>上記の学校法人は、事業団に提出した算定資料に、成城大学における平成22年度の補助金の額の算定対象となる在籍学生数について、22年5月1日以降に退学又は除籍を決定した学生2名を含めていなかったため、在籍学生数を過少に計上していた。</p> <p>したがって、これを含めて算定すると、収容定員に対する在籍学生数の割合による増減率が下がることとなるため、適正な補助金の額は434,889,000円となり、6,022,000円が過大に交付されていた。</p>			
(423) 学校法人 武蔵野音楽学園 (東京都練馬区)	22	360,025	1,366
<p>上記の学校法人は、事業団に提出した算定資料に、武蔵野音楽大学において、平成22年度の教育改善に活かせる評価の実施に係る特別補助の要件に該当する外部評価を基にした取組があると記入していたが、この取組は外部評価に該当しない学内の学生に対する授業評価アンケート調査を基にした取組であった。</p> <p>したがって、これを除外して算定すると、適正な補助金の額は358,659,000円となり、1,366,000円が過大に交付されていた。</p>			
(418)-(423)の計		7,818,116	17,796

## 平成23年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

### 私費外国人留学生に対する授業料の減免に係る補助金の交付について

(平成23年度決算検査報告720ページ参照)

#### 1 本院が求めた是正改善の処置

日本私立学校振興・共済事業団(以下「事業団」という。)は、私費外国人留学生のうち経済的に修学困難な留学生の負担の軽減を図るために授業料の減免を行う私立大学等に対して、平成22年度から、私立大学等経常費補助金(授業料減免特別補助)を交付している。しかし、22年度の補助金の交付額が大きい21学校法人の23私立大学等において、経済的に修学困難な留学生を対象とした授業料の減免に係る規程等を整備していなかったり、規程等を整備していても経済的に修学困難な状況を判断するための選考基準を明記していなかったりしていたため、留学生の経済状況に基づいた減免対象者の選考が行われていない事態が見受けられた。

したがって、事業団において、学校法人に対して、適切な選考基準が明記された規程等を整備させるとともに、規程等の整備状況、減免対象者の選考状況等に係る資料を交付申請の際に提出させてその内容を確認するなど審査体制を整備して、授業料減免特別補助の交付が制度の趣旨に沿って適切に実施されるよう、日本私立学校振興・共済事業団理事長に対して24年6月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

## 2 当局が講じた処置

本院は、事業団において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、事業団は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 各学校法人に対して、24年6月に開催した補助金説明会において、授業料減免特別補助の内容と設定された趣旨について改めて周知するとともに、24年10月に経済的に修学困難な状況を判断するための具体的な項目を示すなどすることにより、適切な選考基準が明記された規程等を整備して留学生の経済状況に基づいて減免対象者の選考を行うよう指導するなどした。
- イ 各学校法人に対して、交付申請の際に、授業料の減免に係る選考基準が明記された規程等の整備状況、減免対象者の選考状況等に係る資料を提出させてその内容を確認することとするなどして、授業料減免特別補助の審査体制を整備した。

### 第3 日本中央競馬会

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

競走馬輸送業務契約に係る予定価格の算定に当たり、高速道路利用料の割引制度を適切に反映することにより、経費の節減を図るよう改善させたもの

科	目	一般勘定 (項)競馬事業費 (項)競走事業費
部	局 等	日本中央競馬会本部
契	約 名	競走馬輸送業務契約
契	約 の 概 要	競馬等に出走する競走馬を競馬場等に輸送する契約
契	約 の 相 手 方	日本馬匹輸送自動車株式会社等 6 会社 1 組合
契	約	平成 23 年 3 月、24 年 3 月 一般競争契約
日本中央競馬会 が契約に基づき 支払った額		98 億 7457 万余円(平成 23、24 両年度)
上記のうち高速 道路利用料の支 払額相当額(競 馬開催分)		4 億 0699 万余円
節減できた高速 道路利用料の支 払額相当額(競 馬開催分)		5339 万円(平成 23、24 両年度)

#### 1 競走馬輸送業務契約の概要等

##### (1) 契約の概要

日本中央競馬会(以下「競馬会」という。)は、競馬会が施行する競馬(以下「競馬」という。)等に出走する競馬会所属の競走馬を、美浦、栗東両トレーニング・センター(以下、これらを合わせて「トレセン」という。)と競馬場等との間で競走馬専用の輸送車両(1台につき原則として4頭積載。以下「輸送車」という。)により輸送する競走馬輸送業務を、一般競争契約により日本馬匹輸送自動車株式会社等6会社1組合<sup>(注1)</sup>(以下「輸送業者」という。)とそれぞれ委託契約(以下「輸送業務契約」という。)を締結して行わせている。

(注1) 6会社1組合 日本馬匹輸送自動車、東都輸送、東海馬匹輸送、センコー、日本通運各株式会社、関東馬匹運輸有限会社、関西馬匹輸送協同組合

この業務は、競馬等に出走する競走馬について、競馬等の当日又は前日の所定の時刻までにトレセンから競馬場に所定の経路を通行して輸送し、競馬等の終了後にトレセンへ輸送するなどするものである。そして、競馬会は、輸送業務契約において定めた輸送区間ごとの競走馬1頭当たりの単価(以下「輸送単価」という。)に輸送した頭数を乗じた金額を輸送業者に支払っており、支払額は、平成23、24両年度計98億7457万余円となっている。

輸送単価に係る予定価格については、競馬会は、輸送区間ごとに、輸送車1台当たりの車両損料、人件費、日当、燃料油脂費、往復諸料金等を算出し、これらの合計額を過去3

年間の実績における輸送車1台当たりの平均積載頭数で除することにより算定している。このうち往復諸料金は、高速自動車国道等の利用料金(以下「高速道路利用料」という。)等となっており、算出に当たっては、通常の高速度道路利用料から東日本高速道路株式会社等<sup>(注2)</sup>5社(以下「高速道路会社」という。)が実施している次の割引制度の割引額をそれぞれ控除した額のうち、いずれか低い方の額<sup>(注3)</sup>としている。

- ① ETCマイレージ割引の割引率13.8%分の額
- ② 高速自動車国道等を利用する時間帯による割引(以下「時間帯割引」という。)の割引率(5.2~50%)分の額

(注2) 東日本高速道路株式会社等5社 東日本、中日本、西日本、本州四国連絡各高速道路株式会社、名古屋高速道路公社

(注3) ETCマイレージ割引の割引率13.8% ETCマイレージ割引は、ETCによる高速道路利用料の支払額に応じてポイントが貯まり、そのポイント分が割引かれる制度。割引率は高速道路会社ごとに設定されており、競馬会は予定価格の算定に当たり、その中で最も高率のものを適用している。

**(2) 高速道路利用料の大口・多頻度割引制度**

高速道路利用料の割引制度には、上記のほかに、高速道路会社等が実施している大口・多頻度利用者を対象とした割引制度(以下「大口・多頻度割引制度」という。)がある。

そして、大口・多頻度割引制度のうち、車両単位割引は、契約者の自動車1台ごとの1か月の高速道路利用料に応じて、表1の割引率を適用するものである。

表1 車両単位割引の割引率

自動車1台ごとの1か月の高速道路利用料	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	10%
1万円を超え、3万円までの部分	15%
3万円を超える部分	20%

また、大口・多頻度割引制度の契約者は、前記のETCマイレージ割引の適用を重複して受けることはできないものの、時間帯割引については重複して適用を受けることが可能となっている。

**2 検査の結果**

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、輸送業務契約に係る輸送単価の予定価格の算定において、高速道路利用料の算出が適切に行われているかなどに着眼して、前記支払額98億7457万余円のうち、23、24両年度の競馬開催における輸送業務契約に係る高速道路利用料(支払額相当額合計4億0699万余円)を対象に、競馬会本部において、契約書、仕様書、予定価格調書等の関係書類により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

23、24両年度における輸送車の運行実績は、それぞれ延べ2,488台、延べ2,562台となっていた。そして、輸送車1台ごとの1か月当たりの高速道路利用料を集計し、時間帯割引を適用した上で、更に車両単位割引の適用が可能となるものをその割引率ごとに区分して年度ごとにまとめると、表2のとおりとなっていた。

表2 車両単位割引の適用が可能となるものの状況 (単位：台、%)

輸送業者	平成23年度						24年度					
	車両単位割引適用				車両単位割引適用外 E (E/F)	合計 F=D+E	車両単位割引適用				車両単位割引適用外 K (K/L)	合計 L=J+K
	20% A (A/F)	15% B (B/F)	10% C (C/F)	計 D=A+B+C (D/F)			20% G (G/L)	15% H (H/L)	10% I (I/L)	計 J=G+H+I (J/L)		
日本馬匹輸送自動車株式会社	802 (84.4%)	131 (13.8%)	9 (0.9%)	942 (99.2%)	8 (0.8%)	950 (100%)	838 (82.8%)	161 (15.9%)	13 (1.3%)	1,012 (100%)	0 (0%)	1,012 (100%)
東都輸送株式会社	133 (54.5%)	90 (36.9%)	16 (6.6%)	239 (98.0%)	5 (2.0%)	244 (100%)	124 (51.9%)	79 (33.1%)	31 (13.0%)	234 (97.9%)	5 (2.1%)	239 (100%)
関東馬匹運輸有限公司	31 (66.0%)	14 (29.8%)	1 (2.1%)	46 (97.9%)	1 (2.1%)	47 (100%)	32 (66.7%)	13 (27.1%)	3 (6.3%)	48 (100%)	0 (0%)	48 (100%)
関西馬匹輸送協同組合	793 (87.2%)	62 (6.8%)	33 (3.6%)	888 (97.7%)	21 (2.3%)	909 (100%)	789 (85.1%)	83 (9.0%)	38 (4.1%)	910 (98.2%)	17 (1.8%)	927 (100%)
東海馬匹輸送株式会社	117 (77.0%)	23 (15.1%)	5 (3.3%)	145 (95.4%)	7 (4.6%)	152 (100%)	124 (78.0%)	21 (13.2%)	12 (7.5%)	157 (98.7%)	2 (1.3%)	159 (100%)
センコー株式会社	78 (83.9%)	11 (11.8%)	2 (2.2%)	91 (97.8%)	2 (2.2%)	93 (100%)	71 (83.5%)	9 (10.6%)	1 (1.2%)	81 (95.3%)	4 (4.7%)	85 (100%)
日本通運株式会社	77 (82.8%)	14 (15.1%)	1 (1.1%)	92 (98.9%)	1 (1.1%)	93 (100%)	70 (76.1%)	14 (15.2%)	5 (5.4%)	89 (96.7%)	3 (3.3%)	92 (100%)
計	2,031 (81.6%)	345 (13.9%)	67 (2.7%)	2,443 (98.2%)	45 (1.8%)	2,488 (100%)	2,048 (79.9%)	380 (14.8%)	103 (4.0%)	2,531 (98.8%)	31 (1.2%)	2,562 (100%)

表2のとおり、時間帯割引に加えて、車両単位割引の適用を受けることが可能であった輸送車は23年度延べ2,443台(23年度全体の98.2%)、24年度延べ2,531台(24年度全体の98.8%)と大多数を占めており、このうち最大の割引率である20%の適用を受けることが可能であった輸送車も23年度延べ2,031台(同81.6%)、24年度延べ2,048台(同79.9%)となっていた。

現に、本院が競馬会を通じて確認したところ、輸送業者は、全て大口・多頻度割引制度の契約者となっていて、時間帯割引と併せて車両単位割引の適用を受けていた。

しかし、競馬会は、輸送単価の予定価格の算定において、前記のとおり、ETCマイレージ割引と時間帯割引のいずれか一方のみを高速道路利用料に適用していた。したがって、実際に輸送業者が支払う高速道路利用料からみて、輸送単価の予定価格が過大に算定されていると認められた。

このように、輸送業務契約における高速道路利用料について、輸送車の運行実績を踏まえた車両単位割引の適用を検討することなく予定価格を算定していた事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

**(節減できた高速道路利用料の支払額相当額)**

輸送業務契約に係る予定価格の算定において、高速道路利用料に輸送車の運行実績を踏まえた車両単位割引を適用することとすれば、23、24両年度の競馬開催における輸送業務契約に係る高速道路利用料の支払額相当額を合計5339万余円節減できたと認められた。

**(発生原因)**

このような事態が生じていたのは、競馬会において、輸送業務契約の予定価格の算定に当たり、高速道路利用料の割引制度を適切に反映することにより経費の節減を図ることの意識が十分でなかったことなどによると認められた。

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、競馬会は、25年8月に、輸送業務契約に係る予定価格の算定に当たっては、高速道路利用料に前年の輸送車の運行実績を踏まえた車両単位割引を適用することを決定するとともに、本部主催の会議においてこれをトレセン、競馬場等の担当者に周知して、26年度に締結する契約から反映することとする処置を講じた。

平成22年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

#### 場外勝馬投票券発売所及び競馬場に自動販売機及び売店等を設置するための子会社等との契約の見直しについて

〔平成22年度決算検査報告651ページ参照〕  
〔平成23年度決算検査報告740ページ参照〕

#### 1 本院が求めた是正改善の処置

日本中央競馬会(以下「競馬会」という。)は、場外勝馬投票券発売所(以下「場外発売所」という。)及び競馬場の施設に自動販売機及び飲食物、競馬新聞等を販売する売店や食堂(以下「売店等」という。)を設置させるため、これらの設置場所となる施設の一部等を子会社等に貸し付けている。しかし、自動販売機及び売店等の設置及び運営を行う販売会社を直接競争により選定して自ら契約を行うことができるのに、販売会社に自動販売機及び売店等の設置及び運営を委託している子会社等に、随意契約により設置場所となる施設の一部等を貸し付けていたり、競馬開催に伴う来場者を販売の対象としているのに、販売により生じた利益を子会社等に帰属させていて競馬会が享受していなかったりしている事態が見受けられた。

したがって、競馬会において、子会社等に対する随意契約による施設の貸付けを廃止して、原則として競争により選定した自動販売機及び売店等の設置及び運営を自ら行う販売会社等と競馬会が契約を行うものとするとともに、販売会社等との契約に当たっては、競馬会が売上額の多寡を反映した管理料等の支払を受けることができるようにする処置を講ずるよう日本中央競馬会理事長に対して平成23年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

#### 2 当局の処置状況

本院は、競馬会本部及び競馬場において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、競馬会は、場外発売所と競馬場では施設の規模が異なることなどから一律かつ一斉に処置を講ずることが困難であるとの判断に至ったとした上で、本院指摘の趣旨に沿い、場外発売所及び競馬場における自動販売機の設置及び運営については、25年から、競争により販売会社等を選定して、競馬会が売上額の多寡を反映した管理料等の支払を受けることができるように、来場者の便宜への影響に配慮しつつ、可能な箇所から順次、所要の契約の見直しを行っていた。

そして、売店等の設置及び運営については、今後、売店業者の撤退等により新たな業者を募集する必要が生じた際において、ホームページにより業者の募集及び契約手続等の周知を行って、契約の透明性の向上を図っていくとしている。

平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 騎手送迎用自動車運行契約に基づく経費の負担範囲の見直しについて

(平成 23 年度決算検査報告 733 ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

日本中央競馬会(以下「競馬会」という。)は、競走の公正を確保するための措置の一環等として、競馬会所属の騎手がトレーニング・センター(以下「トレセン」という。)と中央競馬が開催される 5 競馬場又は地方競馬が開催される 9 競馬場との区間で乗車したタクシーの運行に係る経費を負担している。しかし、中央競馬における開催最終日の最終騎乗の終了後のタクシーの運行については第三者との接触を防止する必要がないにもかかわらず、また、地方競馬が開催される競馬場との間のタクシーの運行については競走の公正を確保するために必要な措置とは認められないにもかかわらず、これに係る経費を競馬会が負担している事態が見受けられた。

したがって、競馬会において、自動車運行契約に基づく経費の負担を合理的な範囲に限定する処置を講ずるよう、日本中央競馬会理事長に対して平成 24 年 10 月に、会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局の処置状況

本院は、競馬会本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、競馬会は、本院指摘の趣旨に沿い、中央競馬が開催される 5 競馬場からトレセンまで開催最終日に運行されるタクシーについては、騎乗の変更に対応するため最終レースまでその要員として待機させた騎手に係る分を除いて経費を負担しないこととする処置を講じていた。

そして、トレセンと地方競馬が開催される 9 競馬場との間で運行されるタクシーについては、競走の公正を確保することとは別に、中央競馬と地方競馬との交流による競走の施行への影響が大きいことなどを理由として引き続き競馬会が経費を負担することとした上でより一層経費を節減するために、今後、契約金額等の見直しを行うこととしている。

(2) 宿舎に併設された駐車場の使用料の徴収について

(平成 23 年度決算検査報告 737 ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

日本中央競馬会(以下「競馬会」という。)は、調教師、騎手及びきゅう舎従業員に対して宿舎を貸し付けている。宿舎には、白線で自動車 1 台分の広さに区画された駐車場が併設されており、各区分が宿舎の入居者に割り当てられて専用で使用されている。しかし、宿舎貸付基準の貸付料算定基準には駐車場の使用料の徴収に関する規定がなく、宿舎の貸付料の算定においても駐車場の面積が含まれていないことなどから、競馬会が、宿舎の入居者が専用で使用している駐車場の使用料を徴収していないと認められる事態が見受けられた。

したがって、競馬会において、宿舎貸付基準の規定を整備することなどにより、駐車場の使用料を徴収する処置を講ずるよう、日本中央競馬会理事長に対して平成 24 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により改善の処置を要求した。

## 2 当局が講じた処置

本院は、競馬会本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、競馬会は、本院指摘の趣旨に沿い、25年5月に宿舍貸付基準を改正して、駐車場等の付帯設備全般の使用料の徴収が明確となるよう新たに付帯設備に係る基準表を定めて、26年1月から適用することとする処置を講じていた。

第4 東日本高速道路株式会社、第5 中日本高速道路株式会社、第6 西日本高速道路株式会社

第3章  
第2節  
第4  
東日本高速道路株式会社  
第5  
中日本高速道路株式会社  
第6  
西日本高速道路株式会社

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

(1)-(3) 高速道路の工事等における交通保安要員の労務費の積算について、その職種の適用を配置箇所等に応じた適切なものとするよう改善させたもの

会社名	(1) 東日本高速道路株式会社 (2) 中日本高速道路株式会社 (3) 西日本高速道路株式会社
科目	(1)~(3) 仕掛道路資産、管理費用
部局等	(1) 本社、4支社 (2) 本社、4支社 (3) 本社、4支社
契約の概要	高速道路の建設工事及び維持修繕作業等を実施し、これらの工事等で交通保安業務を行うもの
閉鎖区間内工事 で交通保安要員 の職種を交通監 視員等としてい る工事等におけ る交通保安要員 の労務費の積算 額等	(1) 3058 万余円(平成 19 年度～24 年度) (2) 3955 万余円(平成 19 年度～24 年度) (3) 1 億 3227 万余円(平成 19 年度～24 年度)
上記のうち低減 できた積算額等 (ア)	(1) 600 万円 (2) 880 万円 (3) 2550 万円
機材確認等を行 う交通保安要員 の職種を普通作 業員等としてい る工事等におけ る交通保安要員 の労務費の積算 額等	(1) 2397 万余円(平成 22 年度～24 年度) (2) 2734 万余円(平成 22 年度～24 年度) (3) 4403 万余円(平成 23、24 両年度)
上記のうち低減 できた積算額等 (イ)	(1) 620 万円 (2) 810 万円 (3) 1270 万円
(ア)及び(イ)の計	(1) 1220 万円 (2) 1690 万円 (3) 3820 万円

1 交通保安業務の概要

(1) 交通保安業務の概要

東日本高速道路株式会社(以下「東会社」という。)、中日本高速道路株式会社(以下「中会社」という。)及び西日本高速道路株式会社(以下「西会社」という。また、以下、これらの会

社を総称して「3会社」という。)は、高速道路の建設工事、改築工事、補修工事及び維持修繕作業(以下、これらを合わせて「工事等」という。)を毎年度多数実施している。そして、3会社は、これらの工事等を実施するために交通規制を行っており、高速道路の利用者の円滑な交通と路上作業関係者の安全を確保するために一般通行車両及び工事用機械の誘導、交通規制機材の設置状況の確認等(以下「交通保安業務」という。)を行う交通保安要員を配置している。

## (2) 交通保安要員の労務費の積算等

3会社は、工事等における交通保安要員の労務費の積算については、3会社が制定した「土木工事積算要領」(以下「積算要領」という。)等に基づき、配置する交通保安要員の職種に応じた労務単価に必要な人数、期間を乗ずるなどして算出している。

積算要領によると、交通保安要員の職種は、交通監視員、交通誘導員A及び交通誘導員Bに区分されている。そして、交通監視員は、供用中の高速道路の路面上における交通規制を伴う工事等において、交通誘導等に従事する者とされていることから、通行止めによる工事等には適用しないこととされている。また、交通監視員の業務内容については、3会社が制定した「維持修繕作業共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によると、交通の誘導等のほか、ラバコーン、標識等の交通規制機材の設置状況を確認(以下「機材確認等」という。)することとされている。

また、交通誘導員A及び交通誘導員Bは「公共工事設計労務単価」(農林水産省及び国土交通省決定)の職種と同じであり、交通誘導員Aは、交通誘導業務に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員(以下、これらを「有資格者」という。)とされている。交通誘導員Bは、交通誘導員A以外の交通の誘導に従事する者とされている。

3会社は、交通監視員の労務単価については実態調査により、交通誘導員の労務単価については公共工事設計労務単価により定めていて、これらの労務単価は交通監視員が最も高く、次いで交通誘導員A、交通誘導員Bの順となっている。

そして、積算要領によると、高速道路において交通保安業務を行う場合、交通保安要員の配置については、警備業法(昭和47年法律第117号)に基づき、有資格者を1人以上配置することとされている。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、交通保安要員の労務費の積算において、職種の適用が配置箇所に応じた適切なものとなっているかなどに着眼して、平成23年度又は24年度に実施した工事等(契約を締結した年度は19年度から24年度まで)のうち、下記ア及びイを対象として、契約書、設計書等の書類を確認するとともに、工事等の現場に赴いて交通保安業務の実施状況等を把握するなどして会計実地検査を行った。

ア 通行止め区間内及び作業条件が通行止め区間内と同等と認められる仮設防護柵等による規制区間内のうち、交通保安要員が一般通行車両の誘導を行う必要がない区間(以下「閉鎖区間内」という。)に交通保安要員を配置する工事等(以下「閉鎖区間内工事」という。)、東会社計41件(契約金額計339億5426万余円)、中会社計22件(契約金額計152億9488万余円)、西会社計130件(契約金額計806億2760万余円)、合計193件(契約金額合計1298億7675万余円)

イ 供用中の高速道路で機材確認等を行うために交通保安要員を2人一組で配置する工事等、東会社計42件(契約金額計375億6444万余円)、中会社計55件(契約金額計449億8587万余円)、西会社計98件(契約金額計707億4830万余円)、合計195件(契約金額合計1532億9862万余円)

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 閉鎖区間に配置する交通保安要員の職種の適用について

前記の閉鎖区間内工事193件の閉鎖区間内に配置した交通保安要員の職種の適用についてみると、交通監視員、交通誘導員A、交通誘導員B又は交通保安要員ではないが、交通保安要員より労務単価の高い普通作業員とするなど区々となっていた。

しかし、閉鎖区間内は一般交通の用に供していない区間であり、閉鎖区間内に配置する交通保安要員は一般通行車両の誘導を行う必要がなく、工所用機械の誘導を行うだけである。したがって、閉鎖区間内に配置する交通保安要員の職種については、原則として交通監視員又は交通誘導員Aを適用する必要はなく、また、交通保安業務であることから普通作業員を適用する必要はなく、交通誘導員Bで足りると認められた。

(2) 機材確認等を2人一組で行う交通保安要員の職種の適用について

機材確認等を2人一組で実施することとしている工事等計195件の交通保安要員2人の職種の適用についてみると、交通監視員と普通作業員としていたり、交通監視員と運転手(一般)としていたり、2人とも交通監視員としていたりするなど区々となっていた。

しかし、前記のとおり、共通仕様書によれば、機材確認等は、交通監視員が行うこととされていることから、機材確認等を行う交通保安要員に適用する職種は2人とも交通監視員とすることが適切であると認められた。

このように、交通保安要員の労務費の積算に当たって、閉鎖区間内に配置する交通保安要員の職種を交通監視員、交通誘導員A又は交通保安要員ではない普通作業員としていたり、機材確認等を行う交通保安要員の職種を普通作業員や運転手(一般)としていたりしている事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(低減できた積算額等)

閉鎖区間内工事193件のうち、閉鎖区間内に配置する交通保安要員の職種を交通監視員等としている工事等76件の交通保安要員の労務費の積算額等、東会社15件計3058万余円、中会社11件計3955万余円、西会社50件計1億3227万余円について、交通誘導員Bを配置することとして修正計算すると東会社が2452万余円、中会社が3065万余円、西会社が1億0675万余円となり、積算額等を東会社は約600万円、中会社は約880万円、西会社は約2550万円それぞれ低減できたと認められた。

また、機材確認等を2人一組で実施する工事等195件のうち、機材確認等を行う交通保安要員の職種を普通作業員等としている工事等18件の交通保安要員の労務費の積算額等、東会社8件計2397万余円、中会社4件計2734万余円、西会社6件計4403万余円について、交通監視員を配置することとして修正計算すると東会社が1775万余円、中会社が1923万余円、西会社が3129万余円となり、積算額等を東会社は約620万円、中会社は約810万円、西会社は約1270万円それぞれ低減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、3会社において、積算要領で、配置箇所に応じて適用

する交通保安要員の職種を明確にしていなかったり、交通監視員が行う業務を明記していなかったりしていたことなどによると認められた。

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、3会社は、25年8月に積算要領に、原則として閉鎖区間内における交通保安要員の職種は交通誘導員Bとし、2人一組で行う機材確認等の職種は交通監視員とすることを明記する改正を行って各支社に通知し、同年9月からこれを適用することとする処置を講じた。

#### (4)-(6) 供用中の料金所において、必要な従来車線数を毎年度算定して検証することにより、設置しておく必要がない料金收受機械等に係る定期的な保守整備を実施しないこととして保守管理費用の節減を図るよう改善させたもの

会社名	(1) 東日本高速道路株式会社 (2) 中日本高速道路株式会社 (3) 西日本高速道路株式会社
科目	(1)~(3) 機械装置、管理費用
部局等	(1) 本社、4支社 (2) 本社、4支社 (3) 本社、4支社
契約名	(1) 平成24年度北海道支社管内料金收受機械等保守整備業務等4契約 (2) 平成24年度東京支社管内料金收受機械等保守整備業務等4契約 (3) 関西支社管内料金收受機械等保守整備業務等4契約
契約の概要	料金收受機械等を良好な状態に保つため、定期的な保守整備、故障の修理、部品の交換等を実施するもの
契約の相手方	(1)~(3) ハイウェイ・ツール・システム株式会社
契約	(1)~(3) 平成24年4月~25年3月 随意契約
契約金額	(1) 23億5914万余円(平成24年度) (2) 10億9180万余円(平成24年度) (3) 15億8571万余円(平成24年度)
運用する必要がない従来車線	(1) 111車線(79料金所) (2) 55車線(37料金所) (3) 105車線(75料金所) 計 271車線(191料金所)
上記の車線に設置された料金收受機械等の平成24年12月末現在の帳簿価額	(1) 1億7185万円(背景金額) (2) 1億0343万円(背景金額) (3) 1億7126万円(背景金額)
上記の料金收受機械等について定期的な保守整備を実施しないこととした場合の節減額	(1) 5204万円(平成24年度) (2) 2134万円(平成24年度) (3) 4683万円(平成24年度)

## 1 料金所等の概要

### (1) 料金所の概要

東日本高速道路株式会社(以下「東会社」という。)、中日本高速道路株式会社(以下「中会社」という。))及び西日本高速道路株式会社(以下「西会社」という。また、以下、これらの会社を総称して「3会社」という。))は、管理する高速道路において、通行車両から通行料金を収受するため、インターチェンジの出入口等に料金所を設置している。3会社は、料金所に、①現金等を取り扱う料金収受機械を備えた従来車線、②料金収受機械とETC(有料道路自動料金収受システム)路側機械の両方を備えたETC混在車線、③ETC路側機械を備えたETC専用車線(以下、②と③を合わせて「ETC車線」という。)を設置している。

そして、3会社は、「設計要領第4集幾何構造編」(3会社制定。以下「設計要領」という。)において、新設料金所にETC車線及び従来車線を設置する場合の車線数を、原則として、計算式を用いて、計画交通量、ETC利用率、各車線の処理能力等に応じて算定することとしている。また、供用中の料金所にETC車線を設置する場合の従来車線数は、料金所の総車線数を変えずに、まず、上記と同様に設計要領に定められた計算式を用いるなどしてETC車線数を算定し、次に、総車線数から先に算定したETC車線数を減算した残りの車線の全てを従来車線とすることとしている。

### (2) 料金収受機械等の保守管理の概要

料金所の従来車線には、通行券自動発行機、通行券処理機、車種判別装置等の種々の料金収受機械等が、入口、出口の違いなどにより、様々な組合せで設置されている。

3会社は、これらの料金収受機械等の定期的な保守整備、故障の修理、部品の交換等の保守管理を3会社が制定した料金収受機械等保守整備業務共通仕様書に基づいて実施することとし、このうち定期的な保守整備は、3会社が制定した料金収受機械等保守整備業務定期点検整備基準に基づいて実施することとしている。

そして、3会社の各支社は、毎年度、関連会社であるハイウェイ・トール・システム株式会社と業務委託契約を締結して、料金収受機械等保守整備業務(以下「整備業務」という。)を実施しており、平成24年度の契約金額は東会社が23億5914万余円、中会社が10億9180万余円、西会社が15億8571万余円となっている。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

13年に旧日本道路公団がETCの一般利用を開始して以降、ETC利用率は年々上昇しており、24年12月の3会社管内の料金所におけるETC利用率は約87%に達し、これに伴い、従来車線を利用する通行車両の台数は大幅に減少している。また、ETC車線は従来車線と比べて同じ時間で多くの通行車両を処理できることから、料金所での一時停止を原因とする交通渋滞の発生回数が大幅に減少している。

そこで、本院は、経済性、効率性等の観点から、従来車線数は近年の従来車線を利用する通行車両の台数の減少を考慮した適切なものとなっているか、整備業務が従来車線の運用状況等を考慮した適切なものとなっているかなどに着眼して、3会社の管内の全料金所<sup>(注)</sup>である東会社の912か所、中会社の460か所、西会社の823か所、計2,195か所のうち、料金収受機械等の設置車線を3車線以上有する東会社の250か所、中会社の152か所、西会社の247か所、計649か所の料金所(以下「3車線以上の料金所」という。)を対象として、各料金所の

車線配置図、整備業務の契約関係書類、設計書等を検査するとともに、現地を確認する方法により会計実地検査を行った。

(注) 料金所 高速道路の入口及び出口にある料金所をそれぞれ1か所の料金所として計上している。以下同じ。

**(検査の結果)**

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

3会社は、3車線以上の料金所の全ての従来車線である東会社の729車線、中会社の374車線、西会社の680車線、計1,783車線に料金収受機械等を設置して、その全てを対象に定期的な保守整備を実施していた。

そこで、本院が、3車線以上の料金所において25年時点で必要となる従来車線数について、24年のETC利用率や24年12月末時点の従来車線数等を基に、設計要領に定められた新設料金所に従来車線を設置する場合の車線数の計算式を準用して試算すると、東会社は401車線、中会社は199車線、西会社は364車線、計964車線と算定された。また、これらの料金所は、新設料金所と異なり、これまでに料金所で発生した事故や渋滞の状況等が判明しており、安全な交通の運用を確保するためには、交通管理者である警察からの要請及び従来車線の運用実績を考慮する必要があることから、予備の車線として、東会社の187か所の料金所で217車線、中会社の97か所の料金所で120車線、西会社の187か所の料金所で211車線、計471か所の料金所で548車線が必要と認められた。

したがって、従来車線は、計算式を準用して試算した964車線に、上記548の予備車線を考慮しても東会社は618車線、中会社は319車線、西会社は575車線、計1,512車線で足り、前記の1,783車線との差である東会社の111車線、中会社の55車線、西会社の105車線、計271車線は、運用する必要がないと認められた。

このため、上記271の従来車線に設置された料金収受機械等は設置しておく必要がなく、定期的な保守整備を実施する必要はないと認められた。

このように、供用中の料金所における従来車線数が、従来車線を利用する通行車両の台数の減少を考慮した適切なものとなっていないことにより、設置しておく必要がない料金収受機械等が多数設置され、これらの定期的な保守整備が継続して実施されている事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

**(設置しておく必要がない料金収受機械等の帳簿価額及び節減できた費用)**

設置しておく必要がない料金収受機械等の24年12月末の帳簿価額は、表のとおり、東会社で1億7185万余円、中会社で1億0343万余円、西会社で1億7126万余円となっていた。

表 運用する必要がない従来車線数及び設置しておく必要がない料金収受機械等の平成24年12月末の帳簿価額

会社	3車線以上有する料金所数	左に設置された従来車線数 (a)	計算式を準用して試算した必要な従来車線数 (b)	運用実績等に基づく必要な予備車線数 (c)	必要な従来車線数 (d) = (b) + (c)	運用する必要がない従来車線数 (a) - (d)	設置しておく必要がない料金収受機械等の帳簿価額計
東会社	250	729	401	217	618	111	1億7185万余円
中会社	152	374	199	120	319	55	1億0343万余円
西会社	247	680	364	211	575	105	1億7126万余円
計	649	1,783	964	548	1,512	271	4億4654万余円

また、設置しておく必要がない料金収受機械等について、定期的な保守整備を実施しないこととすると、3会社における24年度の整備業務の契約金額は東会社が23億0709万余円、中会社が10億7046万余円、西会社が15億3887万余円となり、前記の東会社の契約金額23億5914万余円、中会社の契約金額10億9180万余円、西会社の契約金額15億8571万余円を東会社で5204万余円、中会社で2134万余円、西会社で4683万余円それぞれ節減できたと認められた。

#### (発生原因)

このような事態が生じていたのは、3会社において、供用中の料金所における従来車線数の算定が従来車線を利用する通行車両の台数の減少を考慮した適切なものとなっていなかったこと、従来車線の運用実態を考慮して料金収受機械等の定期的な保守整備を実施することについての検討が十分でなかったことなどによると認められた。

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、3会社は、25年8月に、料金収受機械等の効率的な配置及び維持管理のために必要な従来車線数を毎年度算定して検証すること、設置しておく必要がない料金収受機械等が転用可能な場合には転用計画を定めて転用を図ること、転用を見込めない場合には原則として撤去することなどとする指針を各支社へ通知した。また、25年度の整備業務において、設置しておく必要がない料金収受機械等に係る定期的な保守整備を実施しないこととする変更契約を同年9月から10月までの間に締結する処置を講じた。

平成23年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

#### (1)-(3) ETC コーポレートカードの調達について

(平成23年度決算検査報告743ページ参照)

##### 1 本院が表示した意見

東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社(以下、これらの会社を総称して「3会社」という。)は、高速道路の大口・多頻度割引制度を利用する契約者に貸与するETCコーポレートカード(以下「コーポレートカード」という。)を調達しており、実務上、コーポレートカードの交換期限を4年と設定している。しかし、コーポレートカードの信頼性は5年以上使用する一般のETCカードとほとんど差異はないと考えられることなどを踏まえると、交換期限を少なくとも5年に延長することができることと認められる事態が見受けられた。

したがって、3会社において、コーポレートカードの調達に係る費用の節減を図るため、コーポレートカードの交換期限を延長して効率的に使用する方法について検討を行うなどの措置を講ずるよう、3会社の代表取締役社長に対して平成24年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

##### 2 当局が講じた処置

本院は、3会社の本社において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、3会社は、本院指摘の趣旨に沿い、コーポレートカードの利用状況を把握したり、信頼性を検証したりなどして、コーポレートカードの交換期限の延長に向けた検討を行った結果、交換期限を1年延長することが可能であるとの判断に至り、25年7月に各支社に事務連絡を発して、本年度に更新手続を行うものから順次、交換期限を4年から5年に延長することとして、コーポレートカードの調達に係る費用の節減を図る処置を講じていた。

(第4 東日本高速道路株式会社)、(第5 中日本高速道路株式会社)、(第6 西日本高速道路株式会社)、第7 本州四国連絡高速道路株式会社、第8 首都高速道路株式会社、第9 阪神高速道路株式会社

意見を表示し又は処置を要求した事項

(1)～(6) 高速連絡橋の耐震補強対策等を適切に実施したり、高速道路と立体交差する道路橋の点検状況等を的確に把握したりなどすることにより、高速道路の安全な交通の確保等が一層図られるよう改善の処置を要求したもの

会社名	(1) 東日本高速道路株式会社 (2) 中日本高速道路株式会社 (3) 西日本高速道路株式会社 (4) 本州四国連絡高速道路株式会社 (5) 首都高速道路株式会社 (6) 阪神高速道路株式会社
科目	(1)～(6) 管理費用
部署等	(1) 本社、4支社 (2) 本社、4支社 (3) 本社、4支社 (4) 本社、6管理センター (5) 本社、3管理局 (6) 本社、2管理部及び1管理所
高速道路の点検等の概要	高速道路の安全な交通を確保等するため、日常点検、詳細点検等により、道路構造物等からのコンクリート片等の落下被害を防止したり、長期的に良好な状態に保つために健全性を確認したりするもの
高速道路の点検に係る契約等の金額	(1) 83億8622万円(背景金額)(平成24年度) (2) 63億9947万円(背景金額)(平成24年度) (3) 83億3191万円(背景金額)(平成24年度) (4) 8億9651万円(背景金額)(平成24年度) (5) 81億9651万円(背景金額)(平成24年度) (6) 60億5777万円(背景金額)(平成24年度)

本院は、高速道路と立体交差する橋りょうの点検状況等について、平成25年10月31日に、東日本高速道路株式会社(以下「東会社」という。)、中日本高速道路株式会社(以下「中会社」という。)、西日本高速道路株式会社(以下「西会社」という。)、本州四国連絡高速道路株式会社(以下「本四会社」という。)、首都高速道路株式会社(以下「首都会社」という。)及び阪神高速道路株式会社(以下「阪神会社」という。また、以下、これらの会社を総称して「6会社」という。)のそれぞれの代表取締役社長に対して、「高速道路と立体交差する橋りょうの点検状況等について」として、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

これらの処置を求めた内容は、6会社のそれぞれの検査結果に応じたものとなっているが、これらを総括的に示すと以下のとおりである。

## 1 高速道路と立体交差する橋りょうに係る点検等の概要

### (1) 高速道路と立体交差する橋りょうの概要

6会社は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と締結した協定において、同機構から借り受けた高速道路を常時良好な状態に保つように適正かつ効率的に維持、修繕その他の管理を行うこととされている。

6会社が管理する高速道路は、25年3月末現在、その管理延長が計9,740.0kmとなっており、このうち供用開始後30年以上経過した区間が計3,748.5kmとなっている。その管理する対象は、高速道路本線(以下「本線」という。)のトンネル、橋りょう等に加えて、一般道路と本線との間で流出入したり、本線間を連絡したりするため本線を横断する橋りょう(以下、これら本線以外の橋りょうを「高速連絡橋」という。)及びこれらに付属する標識、照明等がある。

また、本線上には、高速道路の新設等に当たり、既存の道路、水路等について本線を横断させる形で立体交差させて付け替えるなどした道路橋、水路橋、鉄道橋等(以下、これらを合わせて「こ道橋」という。)が多数架設されている。

こ道橋の管理は、道路橋、水路橋等については国、地方公共団体等が、鉄道橋については鉄道事業者がそれぞれ管理者となっており、6会社は、高速道路と立体交差する部分の管理区分を明確にするため、こ道橋の管理者との間で管理協定を締結することとしている。

### (2) 高速連絡橋及びこ道橋に係る点検

#### ア 高速連絡橋に係る点検

6会社は、高速道路の安全な交通を確保等するため、6会社がそれぞれ定めた保全点検要領等(以下「点検要領」という。)に基づき、道路構造物等の点検を実施している。そして、高速連絡橋については、日常点検として、主に桁の下面からコンクリート片が剥離して落下して高速道路の通行車両等に及ぼす被害を未然に防止するための点検等を実施したり、上記の日常点検の内容に加えて道路構造物等の健全性を詳細に確認する点検(以下「詳細点検」という。)を実施したりして、定期的に損傷等を発見し把握して、補修、補強等の対策を計画的に行うこととしている。

そして、詳細点検は、5年から10年までの間に1回の頻度で、必要に応じて本線の通行止め又は交通規制(以下、これらを「交通規制等」という。)を行い、高所作業車を使用するなどして近接しての目視(以下「近接目視」という。)、打音等の方法により実施することとしている。

#### イ こ道橋に係る点検

6会社は、こ道橋に係る点検について、年2回程度の頻度で点検車両から降車して本線の路上から遠望での目視(以下「遠望目視」という。)の方法により実施するなどしており、その結果、通行車両等に対する被害が想定される損傷等を発見した場合には管理者に連絡することとしている。

一方、こ道橋の管理者のうち、道路橋を管理する国土交通省及び地方公共団体は、18年度から25年度までの間に、点検を実施して健全性を把握することとして、その結果を基に今後の維持管理に関する基本方針、次回の点検時期等を定める橋りょうの長寿命化のための修繕計画(以下「長寿命化計画」という。)を策定して、計画的に維持管理を行うこととしている。

#### (3) 高速連絡橋及びこ道橋に係るコンクリート片等剥落対策

6会社は、高速連絡橋の桁、床版、壁高欄等において、経年劣化等による損傷等が生じている箇所について応急的に補修する場合や、安全な交通等に対して支障となるおそれのある箇所について損傷等が軽微な段階で補強等する場合(以下、これを「予防保全」という。)に、コンクリート面に繊維シート等を接着して剥落を未然に防ぐなどの対策(以下、この対策を「コンクリート片等剥落対策」という。)を実施している。

一方、こ道橋の管理者の中には、自ら実施した点検の結果及び6会社が実施した遠望目視の結果により、応急的な補修又は予防保全として、コンクリート片等剥落対策を実施している場合がある。

#### (4) 高速連絡橋及びこ道橋に係る耐震補強対策

6会社が管理する高速道路は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)等に基づき、地方公共団体がそれぞれ策定している地域防災計画等において、緊急輸送道路に位置付けられている極めて重要な道路である。そして、地震時に、本線の橋りょう、高速連絡橋及びこ道橋が落橋等した場合には甚大な被害が生ずるばかりか、緊急輸送等に支障が生ずるおそれがある。このため、6会社は、7年度以降、兵庫県南部地震において被害事例が多く見られた昭和55年の道路橋示方書よりも古い基準(以下「旧基準」という。)を適用して設計、施工された本線の橋りょう及び高速連絡橋について、橋脚補強、落橋防止システム設置等の耐震補強工事(以下、これらを「耐震補強対策」という。)を推進している。

また、国土交通省は、平成17年度から19年度までの間、旧基準を適用したこ道橋等のうち、主要な防災拠点と市街地を結ぶなどの特に優先的に耐震補強対策を実施する必要があるものを選定して緊急かつ重点的に推進するために、「新幹線、高速道路をまたぐ橋梁の耐震補強3箇年プログラム」(以下「優先プログラム」という。)を地方公共団体及び鉄道事業者と連携して策定している。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

我が国の高速道路は、供用開始後30年を超えるものが年々増加していて、トンネル、橋りょう等の道路構造物等の損傷等が顕在化してきており、それに伴って通行車両等に対する被害が生ずる事例も発生している。6会社は、24年度に、高速道路の安全な交通を確保するため、点検業務契約計147件(点検業務費計382億6842万余円)を各子会社と締結して、点検要領に基づき道路構造物等の適正な維持管理に努めているところである。

そして、24年12月に、中会社が管理する中央自動車道笹子トンネル上り線において、トンネル天井板の落下事故が発生したため、国土交通省は、全国の道路管理者等に対して、トンネル内に設置されている天井板、ジェットファン等の重量構造物等について、緊急点検を

実施して報告するよう指示している。これを受けて、6会社は、緊急点検を実施して、安全上大きな問題がないことを同省に対して報告している。しかし、高速連絡橋及びこ道橋については、同省が指示した緊急点検の対象とはなっていない状況である。

そこで、本院は、有効性等の観点から、高速道路の安全な交通を確保して、通行車両等に対する被害を防止するなどのため、高速連絡橋に係る点検、コンクリート片等剥落対策及び耐震補強対策が適時適切に実施されているか、また、こ道橋の管理者が行っている点検、コンクリート片等剥落対策及び耐震補強対策の実施状況等を適時適切に把握して情報共有等が図られているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、6会社の24支社等<sup>(注1)</sup>において、25年3月末現在、6会社が管理している全ての高速連絡橋897橋及び国、地方公共団体等及び鉄道事業者が管理している全てのこ道橋4,484橋を対象として、点検報告書、管理システムに登録されている点検データ等の関係資料及びこ道橋の管理者が実施している点検状況等に関して6会社を通して作成を依頼して提出を受けた調書並びに現地を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(注1) 6会社の24支社等 東会社北海道、東北、関東、新潟各支社、中会社東京、名古屋、八王子、金沢各支社、西会社関西、中国、四国、九州各支社、本四会社神戸、鳴門、岡山、坂出、しまなみ尾道、しまなみ今治各管理センター、首都会社東京、西東京、神奈川各管理局、阪神会社大阪、神戸両管理部及び京都管理所

#### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 高速連絡橋に係る点検状況等について

6会社は、高速連絡橋897橋のうち828橋に係る詳細点検について、点検要領で定める5年から10年までの間に1回の頻度で実施していた。そして、それ以外の69橋は、供用開始後10年以内のために詳細点検の時期を迎えていないものが68橋となっていたが、西会社の1橋は供用開始後10年を超えているのに詳細点検を実施していなかった。

また、6会社は、高速連絡橋897橋に係るコンクリート片等剥落対策について、供用開始後の経過年数が30年以上の299橋のうち220橋の対策を執っていた。そして、残りの79橋は、対策が不要な鋼製のものが29橋、点検時に剥離しているコンクリート片を叩き落として除去するなどしてからその後の変状等を観察しているものが50橋であった。

さらに、6会社は、旧基準を適用した高速連絡橋333橋のうち320橋について、耐震補強対策を完了していたが、東会社の1橋及び西会社の12橋、計13橋については耐震性能の検討を行っていなかった。

#### (2) こ道橋に係る点検状況等について

##### ア こ道橋に係る管理協定の締結について

6会社は、表1のとおり、こ道橋4,484橋のうち4,134橋については管理協定を締結していたが、350橋については締結しておらず、管理区分を明確にしていなかった。そして、管理協定が締結されていないこ道橋の中には、供用開始後56年経過しているものも見受けられた。

表1 こ道橋に係る管理協定の締結状況

管内	全管理者数	全こ道橋数	管理協定を締結している		管理協定を締結していない		
			管理者数	こ道橋数	管理者数	こ道橋数	左における供用開始後の経過年数
東会社	238	1,832	223	1,660	41	172	0～47
中会社	146	981	145	913	13	68	0～27
西会社	245	1,456	234	1,375	22	81	5～56
本四会社	10	70	9	68	1	2	15
首都会社	16	104	9	90	8	14	5～46
阪神会社	10	41	7	28	5	13	26～52
計	665	4,484	627	4,134	90	350	0～56

(注) 「管理者数」には重複があるため、合計しても「全管理者数」とは一致しない。

イ こ道橋に係る点検状況について

6会社は、こ道橋 4,484 橋のうち、点検業務を受託して自ら実施していた 546 橋及び点検の結果の連絡を受けていた 356 橋、計 902 橋については情報共有を図り状況を把握していたが、これらを除いた 3,582 橋については情報共有されておらず、点検状況について把握が十分でなかった。

そこで、本院が、上記 4,484 橋のこ道橋の管理者による点検状況について確認したところ、表 2 のとおり、点検を実施しているものが 3,301 橋、点検を全く実施していないものが 635 橋、点検を実施しているかどうか不明であるものが 548 橋となっていた。

また、上記の 3,301 橋及び 635 橋における点検の頻度及び供用開始後の経過年数については、前回の点検から 10 年を超えているものが 15 橋、供用開始後一度も点検を行わないまま 10 年を超えているものが 436 橋あり、これらの中には、50 年以上経過しているものも見受けられた。

さらに、上記の 3,301 橋における点検の方法については、こ道橋の路上からの点検を主体として、こ道橋の側面等は高速道路外から遠望目視の方法により実施しているものが 1,990 橋と過半数を占めていた。しかし、遠望目視では、こ道橋のコンクリート部材等に生じている損傷等を詳細に見極めることは困難であり、特に桁の下面等を視認できないことから、落下被害を防止したり、健全性を詳細に確認したりなどする点検として十分とは言えない状況となっていた。

このような背景には、近接目視、打音等の方法による点検を実施するためには本線の交通規制等を行う必要があり、管理者の中には交通規制等に要する費用の負担が困難であるなどの事情があると考えられる。しかし、6 会社は、毎年度、本線の一定区間を順次交通規制等を行って維持管理工事等を実施していることから、あらかじめ交通規制等の予定をこ道橋の管理者に周知するなどして情報共有及び調整を図ることとすれば、管理者の費用負担を軽減でき、こ道橋に対する近接目視、打音等の方法による点検の実施を促すことができることになると認められる。

表2 こ道橋に係る点検の実施状況 (単位：橋)

管内	近接目視、打音等により点検実施(a)		遠望目視により点検実施(b)		計(c=a+b)	点検不実施(d)	不明(e)		合計(c+d+e)
	左のうち10年超	左のうち10年超	左のうち10年超	左のうち10年超			左のうち10年超	左のうち10年超	
東会社	595	1	854	1	1,449	215	138	168	1,832
中会社	297	3	374	0	671	224	136	86	981
西会社	347	7	633	3	980	186	154	290	1,456
本四会社	0	0	66	0	66	4	4	0	70
首都会社	55	0	43	0	98	6	4	0	104
阪神会社	17	0	20	0	37	0	0	4	41
計	1,311	11	1,990	4	3,301	635	436	548	4,484

(注) 「左のうち10年超」欄は、平成25年3月末現在における経過年数を基準として、「点検実施」については前回の点検後10年を超えてから点検を実施していたもの、「点検不実施」については点検を行わないまま供用開始後10年を超えていたものを示す。

また、6会社は、通行車両等に対する被害が想定される損傷等を日常点検等で発見した際の各管理者に対する連絡について、緊急を要する規模の損傷であった場合は行っていたものの、軽微な損傷等の場合は必ずしも行っていなかったため、情報共有が十分図られているとは言えない状況となっていた。

ウ こ道橋に係るコンクリート片等剥落対策等について

6会社は、こ道橋の壁高欄、地覆等に生じているコンクリート片の浮きや剥離、鉄筋が露出してさびが発生している状況について、把握が十分でなかった。

そこで、本院が、こ道橋の管理者が実施しているコンクリート片等剥落対策の実施状況について確認したところ、表3のとおり、供用開始後の経過年数が30年以上の1,882橋のうち968橋について何ら対策が執られていなかった。

表3 こ道橋に係る供用開始後の経過年数及びコンクリート片等剥落対策の実施状況 (単位：橋)

管内	供用開始後の経過年数			(b)に係るコンクリート片等剥落対策の実施状況		
	全数(a+b)	30年未満(a)	30年以上(b)	対策済み	対策未済	
					不要	未実施
東会社	1,832	1,128	704	299	17	388
中会社	981	336	645	228	5	412
西会社	1,456	990	466	312	9	145
本四会社	70	65	5	0	0	5
首都会社	104	57	47	21	11	15
阪神会社	41	26	15	6	6	3
計	4,484	2,602	1,882	866	48	968

(注) 経過年数は、平成25年3月末現在である。

また、こ道橋の管理者の長寿命化計画の策定状況については、策定の対象者となっていない鉄道事業者等を除く577管理者のうち、574管理者は長寿命化計画を策定済み又は25年度中に策定予定となっていたが、3管理者は長寿命化計画を策定する予定もな

い状況となっていた。そして、こ道橋の維持管理を計画的に行っていくために、各管理者が策定した長寿命化計画において、こ道橋を対象としているか確認したところ、217管理者は管理するこ道橋1,290橋を全て対象としていたが、管理している道路橋の中では交通量が少なく優先順位が相当低いなどのため、183管理者は管理するこ道橋2,188橋のうち949橋を対象外としていたり、174管理者は管理するこ道橋818橋を全て対象外としていたりしていた。

エ こ道橋に係る耐震補強対策について

こ道橋の管理者が実施している耐震補強対策の実施状況について本院が確認したところ、優先プログラムでは、主要な防災拠点と市街地を結ぶなどのこ道橋以外については選定していなかったことなどから、表4のとおり、旧基準を適用したこ道橋2,454橋のうち、5会社管内において、耐震性能の検討を行っていないものが1,491橋、耐震性能を検討した結果、耐震補強対策が必要とされているのに対策を全く執っていないものが49橋、一部の実施にとどまっているものが13橋見受けられた。

しかし、5会社は、上記のようなこ道橋の管理者における耐震性能の検討及び耐震補強対策の実施状況について、把握が十分でなかった。

表4 こ道橋に係る耐震補強対策の実施状況 (単位：橋)

管内	全こ道橋数	左のうち旧基準を適用しているもの	左に係る耐震補強対策の実施状況			
			未検討	未実施	実施済み又は対策不要	一部実施済み
東会社	1,832	1,057	521	22	507	7
中会社	981	699	462	15	216	6
西会社	1,456	624	488	11	125	0
本四会社	70	24	15	0	9	0
首都会社	104	37	0	0	37	0
阪神会社	41	13	5	1	7	0
計	4,484	2,454	1,491	49	901	13

(注) 「未検討」は耐震性能の検討を行っていないもの、「未実施」は検討の結果、対策が必要とされているのに実施していないもの、「対策不要」は検討の結果、対策を要しないものをいう。

オ 現状では使用されていないこ道橋について

高速道路の通行車両等に対するコンクリート片等の落下被害を防止するためには、不要なものを可能な限り存置しないことが重要であり、現に、前記のトンネル天井板の落下事故と同様の天井板を設置しているトンネルを管理している5会社(本四会社を除く。)は、同事故を契機として、老朽化等による落下被害の再発防止を目的として、天井板を可能な限り撤去している。

一方、こ道橋の使用状況について本院が確認したところ、3会社管内の49管理者の69橋は、供用開始後の利用状況の変化等により、管理者が出入口を常時閉鎖して通行不能としているなどして使用されておらず、不要なものとなっているのに、そのまま存置されていた。

しかし、3会社においては、上記のように一部のご道橋について出入口を常時閉鎖して通行不能としているなどの使用状況等について、把握が十分でなかった。

(改善を必要とする事態)

以上のように、高速連絡橋について、点検要領で定められた点検の頻度で詳細点検を実施していなかったり、耐震補強対策を執っていないであったりしている事態、及びご道橋について、管理協定を一部において締結していなかったり、管理者が実施している点検状況、コンクリート片等剥落対策や耐震補強対策の実施状況の把握、情報共有等が十分でなかったり、近接目視、打音等の方法による点検の実施を促すことができているいなかったり、使用状況の把握が十分でなかったりなどしている事態は、高速道路の安全な交通の確保等が十分図られていないものであり適切とは認められず、改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

ア 高速連絡橋について

- (ア) 西会社において、点検要領で定められた点検の頻度で詳細点検を実施することの重要性を十分理解していないこと
- (イ) 東会社及び西会社において、耐震補強対策を実施することの重要性を十分理解していないこと

イ ご道橋について

- (ア) 6会社において、管理者と管理協定の締結に向けた協議を十分行っていないこと
- (イ) 6会社において、管理者が実施している点検状況を的確に把握して情報共有することの取組が十分でなかったり、近接目視、打音等の方法による点検の実施を促すための取組が十分でなかったりしていたこと
- (ウ) 6会社において、損傷状況や、管理者が実施しているコンクリート片等剥落対策の実施状況等を的確に把握することの重要性を十分理解していなかったこと
- (エ) <sup>(注2)</sup> 5会社において、管理者が実施している耐震補強対策の実施状況を的確に把握することの重要性を十分理解していなかったこと
- (オ) <sup>(注3)</sup> 3会社において、使用状況を的確に把握して、使用されておらず不要なご道橋は撤去するよう管理者に求めるなどの取組が十分でなかったこと

3 本院が要求する改善の処置

6会社が管理する高速道路は、高度経済成長期に多数整備され、今後、更に老朽化が進行していくことなどから、点検及び補修、補強等の対策を適時適切に実施して、通行車両等に対する被害の防止及び健全性の確保を図ったり、緊急輸送道路としての機能を確保したりすることが重要であり、そのためにも、高速道路と立体交差するご道橋の点検状況等を適時適切に把握して情報共有等していくことが必要である。

については、今後、高速連絡橋の点検及び耐震補強対策が適切に実施されるとともに、ご道橋の管理者が実施している点検状況等の把握等が適時適切に行われ、高速道路の安全な交通の確保等が一層図られるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

ア 高速連絡橋について

- (ア) 西会社において、点検要領で定められた点検の頻度で詳細点検を実施することの重要性を十分理解して、確実に実施していくこと

(イ) 東会社及び西会社において、耐震補強対策を実施することの重要性を十分理解して、早期に完了すること

イ こ道橋について

(ア) 6会社において、管理協定の締結に向けた協議を早急に開始等すること

(イ) 6会社において、管理者が実施している点検状況を的確に把握して情報共有したり、近接目視、打音等の方法による点検の実施を促したりすることにより、今後この道橋の維持管理が適切なものとなるよう連絡体制の構築に向けた取組を早急に講ずること

(ウ) 6会社において、点検状況を情報共有することにより、損傷状況、コンクリート片等剥落対策の実施状況等を的確に把握して、長寿命化計画の対象となっているこの道橋のみならず、対象外となっているこの道橋についても適切な時期に、コンクリート片等剥落対策を実施するよう管理者に求めること

(エ) 5会社<sup>(注2)</sup>において、耐震補強対策の実施状況を的確に把握して、できるだけ早期に耐震性能の検討を行うなどして耐震補強対策を完了するよう管理者に求めること

(オ) 3会社<sup>(注3)</sup>において、使用状況を的確に把握して、使用される見込みがなく不要なこの道橋はできるだけ早期に撤去するよう管理者に求めること

(注2) 5会社 東会社、中会社、西会社、本四会社及び阪神会社

(注3) 3会社 東会社、中会社及び西会社

第10 日本郵政株式会社、第11 日本郵便株式会社、第12 株式会社ゆうちょ銀行、  
第13 株式会社かんぽ生命保険

意見を表示し又は処置を要求した事項

(1)-(4) 特定調達に係る契約を締結するに当たり、一般競争に付すなどの WTO 手続に従った契約事務を行うことなどにより、透明性及び公正性を確保し、競争の利益を享受できるように是正改善の処置を求めたもの

会 社 名	(1) 日本郵政株式会社 (2) 日本郵便株式会社(平成 24 年 9 月 30 日以前は郵便事業株式会社及び郵便局株式会社) (3) 株式会社ゆうちょ銀行 (4) 株式会社かんぽ生命保険
科 目	(1) 営業費用及び営業外費用 (2) 営業原価、販売費及び一般管理費 (3) 営業経費 (4) 事業費
部 局 等	(1) 本社、附属施設 53 か所 (2) 郵便局等 160 か所 (3) 本社、貯金センター 7 か所 (4) 保険センター 3 か所
契 約 の 概 要	(ア) 建物で使用する電気及びガスの調達を行うもの(需給契約) (イ) 郵便局間、本支店等間において現金等の警備輸送業務を行うもの(委託契約) (ウ) 建物の清掃業務を行うもの(委託契約)
電気及びガスの調達に係る需給契約のうち協定等に従った契約事務を行っていないものの件数及び支払額又は契約額(ア)	(1) 102 件 18 億 5319 万円(平成 23、24 両年度) (2) 308 件 60 億 1880 万円(平成 23、24 両年度) (3) 12 件 3 億 0851 万円(平成 23、24 両年度) (4) 5 件 1 億 9647 万円(平成 23、24 両年度)
現金警備輸送業務に係る委託契約のうち協定等に従った契約事務を行っていないものの件数及び契約額(イ)	(2) 73 件 51 億 6440 万円(平成 23、24 両年度) (3) 1 件 11 億 1300 万円(平成 24 年度)
清掃業務に係る委託契約のうち協定等に従った契約事務を行っていないものの件数及び契約額(ウ)	(1) 2 件 4140 万円(平成 23、24 両年度)
(ア)、(イ)及び(ウ)の計	(1) 104 件 18 億 9459 万円(平成 23、24 両年度) (2) 381 件 111 億 8320 万円(平成 23、24 両年度)

(3) 13件 14億2151万円(平成23、24両年度)

(4) 5件 1億9647万円(平成23、24両年度)

本院は、特定調達に係る契約の状況について、平成25年9月27日に、日本郵政株式会社(以下「日本郵政」という。)、日本郵便株式会社(24年9月30日以前は郵便事業株式会社(以下「事業会社」という。))及び郵便局株式会社(以下「局会社」という。))。以下「日本郵便」という。)、株式会社ゆうちょ銀行(以下「ゆうちょ銀行」という。))及び株式会社かんぽ生命保険(以下「かんぽ生命」という。また、以下、これらの会社を総称して「4会社」という。))のそれぞれの取締役兼代表執行役社長又は代表取締役社長に対して、「特定調達に係る契約事務の実施について」として、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を要求した。

これらの処置要求の内容は、4会社のそれぞれの検査結果に応じたものとなっているが、これらを総括的に示すと以下のとおりである。

## 1 WTO 手続の概要

### (1) 4 会社における契約事務等の概要

#### ア 4 会社の概要

日本郵政は、日本郵政株式会社法(平成17年法律第98号)等の規定に基づき、日本郵便の業務の支援のほか、宿泊施設、病院等(以下、これらを合わせて「附属施設」という。)を全国に計88か所設置してその運営等を行っている。

日本郵便は、日本郵便株式会社法(平成17年法律第100号)等の規定に基づき、郵便、銀行及び保険の窓口業務、郵便業務等を行っている。そして、これらの業務を行うため、全国に13の支社と計2万を超える郵便局(以下、支社と郵便局を合わせて「郵便局等」という。)を設置している。

ゆうちょ銀行は、銀行法(昭和56年法律第59号)等の規定に基づき、預金の受入れなどの業務を行っている。そして、これらの業務を行うため、本店、支店等のほか、貯金事務センター及び貯金事務計算センター(以下、これらを合わせて「貯金センター」という。)を全国に計13か所設置している。

かんぽ生命は、保険業法(平成7年法律第105号)等の規定に基づき、生命保険業務を行っている。そして、この業務を行うため、支店のほか、サービスセンター及び情報管理センター(以下、これらを合わせて「保険センター」という。)を全国に計7か所設置している(以下、附属施設、郵便局等、貯金センター及び保険センターを合わせて「施設」という。))。

#### イ 4 会社における契約事務等の概要

4会社の本社及び施設は、それぞれの建物で使用する電気及びガスの調達に係る契約事務等を実施しており、これらの料金の支払事務のほとんどは本社で行っていて、その支払額は23年度で274億1285万余円、24年度(4月から9月までの6か月分)で148億0009万余円となっている。また、日本郵便及びゆうちょ銀行は、郵便局間、本支店等間において、現金等の警備輸送を行う業務(以下「現金警備輸送業務」という。)を実施しており、これらに係る契約事務は日本郵便の支社及びゆうちょ銀行本社が行っていて、その契約額は23年度で52億4257万余円、24年度で47億1855万余円となってい

る。さらに、4 会社の本社が所在する建物を管理する日本郵政本社と、日本郵政の附属施設は、それぞれの建物の清掃業務を委託しており、これらに係る契約事務を行っていて、その契約額は23 年度で1 億6385 万余円、24 年度で2 億0710 万余円となっている。

#### (2) 電気及びガスの小売市場の自由化

我が国の電気及びガスの小売市場は、近年自由化が進められている。このうち、電気については、16 年4 月に、契約電力が原則として500kW 以上の使用者は、一般の需要に応じて電気を供給する事業者(以下「一般電気事業者」という。)以外の事業者からも供給が受けられるようになった。そして、その範囲は、17 年4 月に、契約電力が原則として50kW 以上の使用者にまで拡大されている。また、ガスについては、19 年4 月に、年間ガス使用量が10 万m<sup>3</sup>以上の使用者は、一般の需要者に導管を敷設してガスを供給する事業者(以下「一般ガス事業者」という。)以外の事業者からも供給が受けられるようになった。

#### (3) 政府調達に関する協定等の概要

政府調達に関する協定(平成7 年条約第23 号。以下「協定」という。)は、世界貿易機関(WTO)の下で運用されている協定の一つで、各加盟国の中央政府、地方政府及び協定が定める機関による調達の分野における内外無差別原則の確立と手続の透明性の確保を目的として、各国が遵守すべき調達手続上の義務等を規定している。そして、我が国政府は、調達手続を更に透明性、公正性及び競争性の高いものとするなどのため、「物品に係る政府調達手続について(運用指針)」(平成6 年アクション・プログラム実行推進委員会)等を我が国の自主的措置として決定している(以下、これら我が国の自主的措置と協定とを合わせて「協定等」という。)

協定によると、产品及びサービスの調達が適用対象とされている。このうち、製品については、全ての産品を適用対象とすることとしていて、適用対象となる品目は具体的に示されていないが、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(昭和55 年政令第300 号)等により、現金及び有価証券を除く動産等の調達が適用対象とされており、電気及びガスの調達も例外ではないとされている。また、サービスについては、適用対象となるサービスの種類が具体的に示されており、現金警備輸送業務は「装甲車による運送サービス」に、建物の清掃業務は「建築物の清掃サービス」にそれぞれ該当するため、これらの調達は適用対象となる。

#### (4) 4 会社の協定等への対応

4 会社は、協定等の適用対象機関とされていることから、予定価格等、評価の基礎となる額(以下「評価の基礎」という。)が10 万 SDR<sup>(注1)</sup>(以下「基準額」という。)以上となる产品及びサービスの調達(以下「特定調達」という。)を行うに当たっては、協定等に従った契約事務を行うこととされている。そして、協定等によると、評価の基礎は、契約期間における支払見込額の総額とすることとされているが、期間を延長する可能性がある場合は、当該延長期間を含んだ期間における支払見込額の総額とすることとされている。

特定調達を行うに当たっては、原則として一般競争に付することとされており、緊急の必要により競争に付することができないなどの場合に限りて随意契約によることができる。そして、一般競争に付する際には、契約期間やこれを延長する可能性に関

する情報等を官報に公告すること(以下「入札公告」という。)とされており、随意契約の際には、契約前に契約相手方等を官報に公示することとされている。また、いずれの場合も、契約の相手方を決定したときは、契約額等を官報に公示すること(以下「落札公示」という。)とされている。

4 会社は、特定調達を行うに当たり、協定等を遵守した契約事務を行うため、協定等に準じて「政府調達に関する協定等に係る契約手続」等(以下「特定調達手続」といい、協定等と合わせて「WTO 手続」という。)をそれぞれ定めている。

(注1) SDR IMF(国際通貨基金)の特別引出権(Special Drawing Rights)。その邦貨換算額は2年ごとに見直されており、10万SDRの邦貨換算額は、平成22、23両年度に契約を締結する場合は1500万円、24年度に契約を締結する場合は1200万円となっている。

## 2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

4 会社は、本社のほか、大規模な施設において電気及びガスを大量に使用しており、電気料金及びガス料金の支払額は、前記のとおり多額に上っている。また、日本郵便及びゆうちょ銀行が実施する現金警備輸送業務に係る委託契約や日本郵政が本社及び附属施設において実施する建物の清掃業務に係る委託契約についても、前記のとおり、契約額がそれぞれ多額に上っている。

そこで、本院は、合规性、経済性等の観点から、4 会社がこれらの調達に係る契約の事務を行うに当たり、WTO 手続を遵守して、透明性及び公正性を確保しているか、競争の利益を享受できるように事務手続を行っているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、23、24 両年度における電気及びガスの需給契約のうち電気料金等の支払額が基準額以上になると見込まれる契約並びに23、24 両年度に実施した現金警備輸送業務及び清掃業務に係る委託契約を対象として、4 会社の本社のほか、83 施設において、入札書、契約書、請求書等を確認するなどして会計実地検査を実施するとともに、210 施設に対して、入札、契約状況等に係る調書の作成及び提出を求めるなどして検査を実施した。

(検査の結果)

検査したところ、契約事務がWTO 手続に従ったものとなっておらず、適切とは認められない事態が、次のとおり見受けられた。

### (1) 電気及びガスの調達に係る需給契約について

協定等に従った契約事務を行っていなかった契約が、日本郵政において102件(支払額又は契約額の計18億5319万余円)、日本郵便において308件(支払額60億1880万余円)、ゆうちょ銀行において12件(支払額又は契約額の計3億0851万余円)、かんぽ生命において5件(同1億9647万余円)あり、これらを態様別に示すと次のとおりである。

ア 入札公告を行った上で一般競争に付していなかったもの(日本郵政99件17億0577万余円、日本郵便308件60億1880万余円、ゆうちょ銀行9件1億5191万余円、かんぽ生命3件1億0626万余円)

検査した前記4 会社の本社及び計293 施設のうち、日本郵政本社及び4 会社の276 施設は、23、24 両年度のいずれかの年度又は両年度における電気料金等の支払額が基準額以上となっていた。<sup>(注2)</sup>

しかし、これらのうち4会社の210施設が締結していた23、24両年度における電気及びガスの調達に係る419件の需給契約(支払額計79億8276万余円)は、評価の基礎となる予定価格を算定する際に用いる前年度(22年度又は23年度)の電気料金及びガス料金の支払額が基準額以上となっていたのに、入札公告を行った上で一般競争に付すなどのWTO手続に従った契約事務を行わずに、一般電気事業者及び一般ガス事業者に申込書を提出することによって締結した従前の需給契約を毎年度継続していたことから、随意契約となっていた(表1参照)。

(注2) 電気料金等の支払額 平成23年度は通年の支払額であるが、24年度は検査で把握できた4月から9月までの6か月分の支払額であり、基準額以上となっているか判断する際には、これを通年分に換算した金額とした。

表1 入札公告を行った上で一般競争に付していなかったもの

会社名	支払額等 品目	平成23年度			24年度			計		
		施設数	契約件数(件)	支払額(千円)	施設数	契約件数(件)	支払額(千円)	施設数	契約件数(件)	支払額(千円)
日本郵政	電気	43	43	954,684	44	44	527,025	45	87	1,481,710
	ガス	5	5	134,048	7	7	90,011	7	12	224,060
	計	48	48	1,088,732	51	51	617,037	51	99	1,705,770
日本郵便	電気	143	143	3,638,657	144	144	1,991,051	147	287	5,629,709
	ガス	11	11	256,102	10	10	132,996	12	21	389,099
	計	148	154	3,894,760	148	154	2,124,047	152	308	6,018,808
ゆうちょ銀行	電気	4	4	72,113	3	3	28,516	4	7	100,630
	ガス	1	1	34,740	1	1	16,547	1	2	51,288
	計	5	5	106,853	4	4	45,064	5	9	151,918
かんぽ生命	電気	2	2	97,101	1	1	9,166	2	3	106,268
	ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	2	2	97,101	1	1	9,166	2	3	106,268
計	電気	192	192	4,762,557	192	192	2,555,760	198	384	7,318,318
	ガス	17	17	424,892	18	18	239,555	20	35	664,447
	合計	203	209	5,187,449	204	210	2,795,316	210	419	7,982,766

注(1) 平成24年度の支払額は24年4月から9月までの6か月分である。

注(2) 施設数の計は純計である。

<事例1>

銀座郵便局(平成24年9月30日までは事業会社の銀座支店)は、年間7000万通を超える郵便物を配達する大規模な郵便局であることから、大量の電気及びガスを使用しており、22、23両年度の電気料金及びガス料金の支払額並びに24年4月から9月までの電気料金及びガス料金の支払額を通年分に換算した金額は、いずれも基準額以上となっていた。

しかし、同郵便局は、電気及びガスに係る23、24両年度の需給契約について、WTO手続に従った契約事務を行わずに一般電気事業者及び一般ガス事業者と従前の契約を継続する随意契約により締結して、計1億7255万余円を支払っていた。

なお、日本郵政本社及び4会社の57施設は、23、24両年度のいずれかの年度又は両年度における電気及びガスの調達に当たり、入札公告を行った上で一般競争に付すなどのWTO手続に従った契約事務を行って需給契約を締結していた。そして、これらの契約のうち複数の応札者があったり、応札者は1者だったもの下見積りが複数者から提出されて実質的な競争が行われたりした23件の契約額は、表2のとおりであり、一般電気事業者又は一般ガス事業者が定めた約款等に基づく試算額に比べて低額となっていた。

表2 複数の応札者があるなどした電気及びガスの需給契約の契約額と約款等に基づく試算額との比較

会社名	契約件数 (件)	契約額 (A) (千円)	試算額 (B) (千円)	差額 (C) = (B) - (A) (千円)	低減率 (D) = (C) / (B) (%)
日本郵政	7	499,392	535,762	36,370	6.7
日本郵便	9	437,552	502,215	64,663	12.8
ゆうちょ銀行	5	582,664	627,536	44,871	7.1
かんぽ生命	2	101,447	108,622	7,174	6.6
計	23	1,621,055	1,774,136	153,080	8.6

イ 契約期間を延長する可能性に関する情報を入札公告に掲載していなかったもの(日本郵政1件1億2114万余円、ゆうちょ銀行1件3707万余円)

日本郵政本社は、24年度における電気の調達に当たり、入札公告を行った上で一般競争に付すなどして、契約期間を最長で2年まで延長できる自動更新条項を付した需給契約を事業者と契約額1億2114万余円で締結していた。また、1貯金センターは、23年度における電気の調達に当たり、同様に一般競争に付すなどして、契約期間を最長で4年まで延長できる自動更新条項を付した需給契約を事業者と契約額3707万余円で締結していた。

しかし、協定等によると、入札公告には、契約期間を延長する可能性に関する情報を掲載することとされているのに、日本郵政本社及び1貯金センターは、上記2件の契約について、これを行っていなかった。

ウ 落札公示を行っていなかったもの(日本郵政2件2627万余円、ゆうちょ銀行2件1億1952万余円、かんぽ生命2件9020万余円)

2附属施設及び2貯金センターは、24年度における電気の調達に当たり、予定価格が基準額以上となっていたことから入札公告を行ったが、当該入札に応札した事業者がいなかったため、一般電気事業者に申込書を提出して、需給契約を随意契約によりそれぞれ締結して、24年4月から9月までの間に計2627万余円、計1億1952万余円を支払っていた。また、1保険センターは、23、24両年度における電気の調達に当たり、予定価格が基準額以上となっていたことから、入札公告を行った上で一般競争に付すなどして、事業者と需給契約を契約額計9020万余円で締結していた。

しかし、協定等によると、前記のとおり、落札公示を行わなければならないのに、上記の5施設は、上記計6件の契約について、落札公示を行う必要はないと誤認するなどしていたため、これを行っていなかった。

## (2) 現金警備輸送業務に係る委託契約について

協定等に従った契約事務を行っていなかった契約が、日本郵便において73件(契約額51億6440万余円)、ゆうちょ銀行において1件(同11億1300万円)あり、これらを態様別に示すと次のとおりである。

ア 入札公告を行っていなかったり、契約期間を延長する可能性に関する情報を入札公告に掲載していなかったりしていたもの(日本郵便37件18億8940万余円、ゆうちょ銀行1件11億1300万円)

日本郵便の5支社<sup>(注3)</sup>は、23年度における現金警備輸送業務を実施するに当たり、契約期間を最長で3年又は4年まで延長できる自動更新条項を付した37件の契約を事業者と契約額計18億8940万余円で締結していた。また、ゆうちょ銀行本社は、24年度における現金警備輸送業務を実施するに当たり、契約期間を最長で4年まで延長できる自動更新条項を付した契約を事業者と契約額11億1300万円で締結していた。

協定等によると、契約期間を延長する可能性がある場合の評価の基礎は、当該延長期間を含んだ期間における支払見込額の総額とすることとされており、また、入札公告には、契約期間を延長する可能性に関する情報を掲載することとされている。

しかし、上記の5支社及びゆうちょ銀行本社は、上記計38件の契約について、契約期間が最長で3年又は4年まで延長されることを考慮しないで評価の基礎を算定していたことから、基準額を下回ると誤認して入札公告を行っていなかったり、延長する前の契約期間に係る予定価格等が基準額以上であったため入札公告は行ったものの契約期間を延長する可能性に関する情報を掲載していなかったりしていた。

イ 一般競争に付した上で新たに契約を締結することとせず契約を変更していたもの(日本郵便36件32億7499万余円)

日本郵便の2支社<sup>(注4)</sup>は、22年10月から23年9月までの間を契約期間とする現金警備輸送業務を実施するに当たり、事業者と15件の契約を契約額計4億3413万余円で締結していた。その後、上記の2支社は、局会社本社の指示に基づき、契約期間をいずれも24年3月まで6か月間延長する変更契約15件をそれぞれの事業者と締結しており、変更契約に伴う契約額の増加額(以下「契約変更額」という。)を計2億4970万余円としていた。また、上記の2支社を含む11支社<sup>(注5)</sup>は、24年度における現金警備輸送業務を実施するため、局会社本社の指示に基づき、23年度に締結していた契約の期間を25年3月まで延長するとともに、複数の契約を一つに集約したり、現金等を警備輸送する郵便局の数を増やしたりするなどして、70件の変更契約をそれぞれの事業者と締結しており、その契約変更額を計36億0555万余円としていた。

しかし、上記2支社の15件の変更契約のうち6件(契約変更額計2億0207万余円)及び11支社の70件の変更契約のうち30件(契約変更額計30億7292万余円)については、延長期間に係る同業務について予定価格を算定した場合には基準額以上になることが見込まれ、現に契約変更額が基準額以上となっていた。したがって、競争に付することができない特段の事情がない場合は、協定等の趣旨である調達における手続の透明性、公正性及び競争性を確保するため、延長期間に係る部分については新たな契約とし

て入札公告を行った上で一般競争に付すなどの WTO 手続に従った契約事務を行うべきであったのに、上記の 11 支社は、上記計 36 件の契約について、これを行っていなかった。

(注 3) 5 支社 東京、関東、南関東、東海、近畿各支社

(注 4) 2 支社 北陸、東北両支社

(注 5) 11 支社 東京、関東、南関東、信越、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州、東北各支社

#### <事例 2>

日本郵便の東北支社は、平成 22 年 8 月に、22 年 10 月から 23 年 9 月までの間の現金警備輸送業務を実施するに当たり、一般競争に付した上で、青森中央郵便局等 3 郵便局から 113 郵便局に現金等を警備輸送するなどの契約を事業者と契約額 4541 万余円で締結していた。

そして、同支社は、23 年 8 月に、局会社本社の指示に基づき、契約期間を 24 年 3 月まで延長して、契約変更額を 2756 万余円とする第 1 回変更契約を同事業者と締結していた。また、同支社は、24 年度の現金警備輸送業務を実施するため、局会社本社の指示に基づき、青森中央郵便局等 8 郵便局から 190 郵便局に現金等を警備輸送することとするなどした上で、契約の期間を 25 年 3 月まで延長して、契約変更額を 4713 万余円とする第 2 回変更契約を同事業者と締結していた。

しかし、同支社は、第 1 回変更契約及び第 2 回変更契約の契約変更額がいずれも基準額以上となることを見込まれていたのに、新たな契約として入札公告を行った上で一般競争に付すなどの WTO 手続に従った契約事務を行っていなかった。

#### (3) 清掃業務に係る委託契約について

日本郵政本社は、23 年度における建物の清掃業務を実施するに当たり、入札公告を行った上で一般競争に付すなどして、契約期間を最長で 2 年まで延長できる自動更新条項を付した委託契約を事業者と契約額 2251 万余円で締結していた。また、1 附属施設は、24 年度における建物の清掃業務を実施するに当たり、同様に一般競争に付すなどして、契約期間を最長で 3 年まで延長できる自動更新条項を付した委託契約を事業者と契約額 1888 万余円で締結していた。

しかし、協定等によると、前記のとおり入札公告には契約期間を延長する可能性に関する情報を掲載することとされているのに、日本郵政本社及び 1 附属施設は、上記 2 件の契約(契約額計 4140 万余円)について、これを行っていなかった。

#### (是正改善を必要とする事態)

以上のように、日本郵政及びゆうちょ銀行の本社並びに 4 会社の施設が、電気及びガスの調達に係る需給契約や現金警備輸送業務及び建物の清掃業務に係る委託契約において、一般競争に付していなかったり、契約期間を延長する可能性に関する情報を入札公告に掲載してなかったり、新たに契約を締結することなく既に締結していた契約を変更していたりなどして WTO 手続に従った契約事務を行っていない事態は適切とは認められず、是正改善の要があると認められる。

#### (発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

ア 4 会社の本社において

- (ア) 協定等の趣旨に対する理解が十分でなく、電気及びガスが協定等の適用対象产品であることを特定調達手続に明示していなかったり、契約を変更する場合や契約の期間を延長する可能性がある場合の手続を定めていなかったりしていること
- (イ) 施設の電気及びガスの使用量やこれらの料金の支払額を把握しておらず、年間の支払額が基準額以上となる可能性がある施設に対して WTO 手続に従った契約事務を行うよう指示していないこと

イ 施設において

- (ア) 特定調達手続に対する理解が十分でないこと
- (イ) 大口使用者向けの電気及びガスの小売市場が自由化されているという認識がなく、一般競争に付することにより電気及びガスを調達するなど経済性を考慮した契約事務を行うことの重要性に対する意識が十分でないこと

3 本院が求める是正改善の処置

日本郵政公社から業務をそれぞれ承継した 4 会社は、民営化されているがその事業活動には公共性があり、前記のとおり協定等に従うこととされている。

そして、4 会社は、今後も引き続き電気及びガスの調達に係る需給契約並びに現金警備輸送業務及び建物の清掃業務に係る委託契約を締結していくことが見込まれることから、これらの契約を一般競争に付すなど WTO 手続に従った契約事務を行って締結することとすれば、競争による経済的な効果も期待できると認められる。

については、4 会社において、特定調達に係る契約を締結するに当たり、WTO 手続に従った契約事務を行って、透明性及び公正性を確保して、競争の利益を享受できるよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

ア 協定等の趣旨を十分に理解した上で、特定調達手続に電気及びガスが協定等の適用対象产品であることを明示して、適用対象产品及びサービスに係る契約の内容を変更する場合や契約の期間を延長する可能性がある場合の手続を定めるとともに、施設に対して特定調達手続に従って契約事務を適切に行うことについて周知徹底を図ること

イ 本社において、施設の電気及びガスの使用量やこれらの料金の支払額を把握して、年間の支払額が基準額以上となる可能性がある施設に対して WTO 手続に従った契約事務を行うよう指示すること

## 第14 日本年金機構

### 不 当 事 項

#### 不 正 行 為

##### (424) 職員の不正行為による損害が生じたもの

部 局 等	日本年金機構奄美大島年金事務所
不正行為期間	平成 24 年 1 月
損害金の種類	厚生年金保険料、健康保険料等
損 害 額	1,229,332 円

本院は、日本年金機構(以下「機構」という。)奄美大島年金事務所(以下「事務所」という。)における不正行為について、会計検査院法第 27 条の規定に基づく機構理事長からの報告を受けるとともに、機構本部及び事務所において、合規性等の観点から不正行為の内容がどのようなものであるかなどに着眼して会計実地検査を行った。

本件は、事務所において、厚生年金適用徴収課の職員が、平成 24 年 1 月に、厚生年金保険料の徴収等の事務に従事中事務所から鍵を持ち出して、夜間に執務室に再度入室し、同室内の大型金庫 2 台から手提げ金庫計 2 個を持ち出して、これらの手提げ金庫に保管されていた厚生年金保険料、健康保険料等計 1,229,332 円を領得したものであり、不当と認められる。

なお、本件損害額については、24 年 11 月までに全額が同人から返納されるなどしている。

#### 意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 不正受給疑い事案における徴収金等債権について、債権の確定等を速やかに行うとともに、事務処理の円滑な実施に向けてより一層の体制整備を図るなどして事務処理を適切かつ迅速に実施するよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの(平成 25 年 10 月 31 日付けで厚生労働大臣及び日本年金機構理事長宛てに適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文は、281 ページの厚生労働省の項に掲記)
- (2) 届け書等の処理業務について、事務センターへの直送率の向上を図ったり、点検・確認業務の重複を解消したり、外部委託した業務を確実に委託業者に行わせたりすることなどにより、処理業務がより効率的に行われるよう意見を表示したもの

科 目	業務経費 一般管理費
部 局 等	日本年金機構本部
事務センターの概要	届け書等の審査、入力、通知書等の作成、発送並びに編てつ及び保管に関する事務等の被保険者等との対面を必要としない業務を行うため、都道府県単位に設置されているもの

年金事務所の概要	年金相談等の被保険者等との対面を必要とする業務及び届け書等を事務センターに回付する業務等を行うため、全国312か所に設置されているもの
27事務センターに係る人件費	233億8226万円(背景金額)(平成24年度)
事務センターにおける業務委託契約の概要	(1) 届け書等の入力等の業務 (2) 届け書等の受付、各種入出力、通知書の発送等の業務
上記契約の27事務センターに係る支払額	(1) 10億9380万円(平成24年度) (2) 7億5752万円(平成24年度) 計 18億5132万円(背景金額)(平成24年度)

【意見を表示したものの全文】

日本年金機構における届け書等の処理業務の効率化等について

(平成25年10月31日付け 日本年金機構理事長宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 届け書等に係る処理業務の概要

(1) 事務センター及び年金事務所の業務の概要

貴機構は、日本年金機構法(平成19年法律第109号)に基づき、健康保険、厚生年金保険、国民年金等の事業に関する業務を行うため、各都道府県に47事務センター及び312年金事務所を設置している。

そして、日本年金機構組織規程(平成22年1月1日規程第2号)等により、事務センターは、事業主又は被保険者等から提出された各種の届け書や申請書(以下「届け書等」という。)の審査、入力、通知書等の作成、発送並びに編てつ及び保管に関する事務等の対面を必要としない業務(以下「非対面業務」という。)を行うこととされている。一方、年金事務所は、年金相談等の被保険者等との対面を必要とする業務のほか、届け書等を事務センターに回付する業務等を行うこととされている。

(2) 中期計画の概要

貴機構は、平成22年1月から26年3月までの中期計画において、効率的な業務運営体制に関して、常にその手順を点検し、合理化及び効率化を図るとともに標準化を進めること、また、届け書等の審査、入力、通知書等の作成、発送等に関する事務については、社会保険オンラインシステムの刷新後における都道府県の区域を超えた広域単位の集約化の実現に向けて、当面、都道府県単位の設置する事務センターへの完全集約化を実現するなどとしている。

(3) 届け書等に係る処理業務の標準化の概要

貴機構は、事務センター及び年金事務所において、業務の効率化等を図るため、業務の実施に係る手順、判断基準等を明確にした業務処理要領(以下「業務マニュアル」という。)を作成し、処理業務の標準化を徹底することなどにより、業務の品質向上等を図ることとしている。

業務マニュアルによると、事業主又は被保険者等から郵送された届け書等の開封、押印

等の受付は、事務センター又は年金事務所が行うこととなっているが、年金事務所が届け書等を受け付けた場合は、点検・確認は行わずに、これを事務センターに回付することとなっている。また、市区町村が国民年金に関する届け書等を受け付けた場合は、地方自治法(昭和22年法律第67号)等に基づき、点検・確認を行い、原則として事務センターに送付することとなっているが、市区町村から年金事務所に送付した場合は、年金事務所は、点検・確認を行わずに事務センターに回付することとなっている。

#### (4) 業務分担の暫定措置

貴機構は、22年1月の機構発足以降、業務マニュアル等により、事務センターと年金事務所との業務分担を示して業務の集約化を進めたが、事務センター等の処理業務に混雑が生じたことから、緊急的、暫定的な措置として、同年2月に「事務センター関連業務マニュアルの見直し等(指示・依頼)」を発出して、事務センターで行う業務については、当分の間、年金事務所所属の職員を事務センターに併任するなどにより、年金事務所で行うことができるなどとしている(以下、この措置を「暫定措置」という。)

#### (5) 事務センターの業務の外部委託

「日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画」(平成20年閣議決定)によれば、貴機構全体としての業務の効率化やコスト削減等に資する業務については、積極的に外部委託を行うこととされており、非対面業務はこれに該当するとされている。

このため、貴機構本部は、届け書等の入力等の業務を「各種届書の入力業務委託」(以下「入力業務委託」という。)として、また、届け書等の受付、各種入出力、通知書の発送等の業務を「国民年金及び健康保険・厚生年金保険の共同処理業務委託」(以下「共同処理委託」という。)として、いずれも請負契約を締結して外部委託を行っている。そして、47事務センターにおける24年10月から26年9月までの契約期間に係る契約額は、入力業務委託計47億7808万余円、共同処理委託計33億5426万余円となっている。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、効率性等の観点から、事務センター及び年金事務所において、業務の効率化等は十分に図られているか、特に届け書等の処理業務について事務センターと年金事務所との業務分担は適切か、事務センターへの処理業務の集約化は進捗しているか、外部委託は効率的なものとなっているかなどに着眼して検査した。検査に当たっては、貴機構本部、27事務センター<sup>(注)</sup>(24年度の人件費233億8226万余円、入力業務委託(24年度支払額計10億9380万余円)及び共同処理委託(同計7億5752万余円))及び27事務センター管内の218年金事務所において、届け書等の処理状況に関する調書の提出を受けるとともに、委託契約の仕様書、実績報告書等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注) 27事務センター 北海道、青森、宮城、秋田、茨城、埼玉、新潟、千葉、東京、神奈川県、山梨、静岡、愛知、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、広島、山口、徳島、高知、福岡、長崎、熊本、宮崎、沖縄各事務センター

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 事務センター及び年金事務所における届け書等の処理状況

ア 事務センターにおける直送による届け書等の受付状況

事業主又は被保険者等から届け書等が年金事務所に提出されると、事務センターへの回付等に時間を要することから、貴機構はホームページ等で、事業主又は被保険者等に対して郵送での事務センターへの提出(以下「直送」という。)を勧奨している。そこで、27 事務センターにおける健康保険及び厚生年金保険に関する届け書等の受付状況をみると、24 事務センターにおいては直送による受付を行っていたものの、3 事務センターにおいては、作業スペースの不足等の理由により、原則として直送による受付を行っていなかった。そして、届け書等のうち、比較的受付件数が多い資格取得届及び資格喪失届について、事務センターが受け付けた件数に占める直送件数の割合(以下、この割合を「直送率」という。)は、約1%から約90%までと大幅な開差が生じていた。

さらに、直送を促す周知活動についてみると、事務センター管内の全ての年金事務所で行っているものが見受けられる一方で、一部の年金事務所のみで行っているものも見受けられた。また、管内の全年金事務所が周知活動を行っている事務センターにおいても、直送率は約30%から約80%までと大幅な開差が生じていた。これは、事業主に対する周知活動の方法が、広報誌への掲載や文書等による直接の働きかけなど、年金事務所ごとに区々となっていることなどによるものであると認められる。

そして、年金事務所の中には、文書等により事業主に対して事務センターへ直送を促す働きかけを行ったところ、年金事務所へ郵送された届け書等の受付件数が前年同月比で約8割も減少していた例が見受けられた。

そこで、事務センターへの直送率が向上して届け書等の処理業務が増加しても、現在の業務体制で対応が可能か確認したところ、27 事務センターのうち13 事務センターは対応できるとしていた。このため、現在の業務体制においても直送率の向上に対応できるとしている13 事務センターから段階的に、事業主に対して直送を促す周知活動を効果的に行うことなどにより、事務センターへの直送率の向上を図る必要があると認められる。

#### イ 事務センター及び年金事務所における点検・確認業務の状況

事務センター管内の年金事務所に郵送された健康保険及び厚生年金保険に関する届け書等の処理状況をみると、27 事務センターのうち、7 事務センターは事務センターのみで点検・確認を行っており、4 事務センターは年金事務所が点検・確認を行った箇所を除くなどして点検・確認を行っていた。しかし、残りの16 事務センター及び管内129 年金事務所のうち66 年金事務所では、事務センター及び年金事務所の両方で点検・確認を行っていて業務が重複していた。

また、届け書等の処理日数について年金事務所等に聴取したところ、点検・確認を行っていた年金事務所では、郵送された届け書等を同日中に事務センターに回付することは困難な状況となっていた。そこで、届け書等のうち資格取得届の処理日数についてみると、事務センターのみで点検・確認を行っていた7 事務センターの平均処理日数は約5.0日であるのに対し、管内全ての年金事務所で行っていた4 事務センターの平均処理日数は約6.7日と、約1.7日長くなっていた。そして、これを厚生年金保険の被保険者数が同程度で業務量も同程度の事務センターについて比較すると、処理日数はそれぞれ5.1日、6.0日となっていて、処理業務に要する日数に約1日の差が生じていた。

さらに、市区町村が受け付けた国民年金に関する届け書等を年金事務所を経由して事務センターに回付する場合をみたところ、27 事務センターのうち 8 事務センターでは、事務センター及び年金事務所の両方で点検・確認を行っていて業務が重複していた。

以上のことから、届け書等の点検・確認については、業務マニュアルに沿って事務センターのみで行うことなどにより業務の効率化を図る必要があると認められる。

**(2) 事務センターの職員が行う業務と外部委託する業務の分担状況**

27 事務センターにおける入力業務委託及び共同処理委託の作業項目のうち、仕様書において 24 年 10 月から 25 年 3 月までの作業予定件数が月平均 1,000 件以上となっている作業項目は、入力業務委託 995 作業項目に係る作業予定件数計 5243 万件、共同処理委託 1,941 作業項目に係る作業予定件数計 1 億 6022 万件あった。そして、その作業の実施状況等をみたところ、次のような事態が見受けられた。

**ア 委託業務の作業の半数以上を職員が処理しているもの**

入力業務委託の作業については、年金事務所の職員が届け書等を入力していたり、事務センターの職員が審査の過程で入力していたりなどして、作業の半数以上を職員が処理していたものが、表のとおり、23 事務センターにおいて、146 作業項目に係る作業予定件数計 515 万件見受けられた。さらに、このうち 23 事務センターの 111 作業項目に係る作業予定件数計 356 万件については、外部委託していたのに全ての作業を職員が処理していた。

また、共同処理委託の作業については、事務センターの職員が事業主等からの問合せに対応しやすいように書類を整理・編てつしていたり、仕様書等に作業手順が記載されていないことから事務センターの職員が処理していたりなどして、作業の半数以上を職員が処理していたものが、表のとおり、20 事務センターにおいて、107 作業項目に係る作業予定件数計 664 万件見受けられた。さらに、このうち 17 事務センターの 80 作業項目に係る作業予定件数計 430 万件については、外部委託していたのに全ての作業を職員が処理していた。

表 外部委託していたのに職員が処理していた作業の状況 (単位：箇所、項目、件)

区 分	入 力 業 務 委 託			共 同 処 理 委 託		
	事務センター数(注)	作業項目数	作業予定件数	事務センター数(注)	作業項目数	作業予定件数
全ての作業を職員が行っているもの	23	111	3,561,274	17	80	4,307,587
作業の 75% 程度を職員が行っているもの	10	31	1,107,941	5	5	253,053
作業の 50% 程度を職員が行っているもの	3	4	482,380	6	22	2,080,004
計	23	146	5,151,595	20	107	6,640,644

(注) 事務センター数については、複数の区分に重複しているものがあるため、合計しても計の事務センター数とは一致しない。

前記の事態について、事例を示すと以下のとおりである。

＜事例＞

東京事務センターでは、入力業務委託の作業項目「国民年金保険料還付請求書」について、平成 24 年 10 月から 25 年 3 月までの作業予定件数を 3 万件としていた。しかし、同請求書

の入力の業務については、同センターに外部委託のための作業スペースが確保されていないなどとして、受け付けた管内の各年金事務所で、全ての作業を職員が処理していた。

以上のことから、外部委託しているのに職員が処理している作業については、外部委託による業務の効率化やコスト削減の効果が発現しておらず、業務処理方法の見直しや事務センターへの集約化を図るなどする必要があると認められる。

#### イ 外部委託が可能な業務を職員が処理しているもの

入力業務委託及び共同処理委託の作業予定件数が月平均1,000件以上となるなどの作業項目について27事務センターの状況をみたところ、半数以上の事務センターで外部委託している作業項目を外部委託していない事務センターが見受けられた。そこで、これらの外部委託していない事務センターの作業状況をみたところ、入力業務委託の4作業項目については4事務センターで、共同処理委託の7作業項目については15事務センターで、委託業者の習熟度に不安があるとして事務センターの職員が処理していたり、入力済みの届け書等を年金事務所で保管しているため年金事務所の職員が整理・編み替えていたりなどしていた。しかし、現に同一の作業項目を外部委託している事務センターも多数見受けられることから、上記の事務センターにおいては、当該作業項目について、事務センターへの集約化を図るとともに、外部委託を検討する必要があると認められる。

#### (改善を必要とする事態)

以上のように、事業主に対して直送を促す周知活動が効果的に行われていなかったり、事務センター及び年金事務所の両方で点検・確認業務を行っているなど業務が重複していたり、外部委託していた業務を職員が処理していたり、職員が処理している業務に外部委託を検討する必要があったりしている事態は、届け書等の処理業務をより効率的に行うことなどからみて適切ではなく、改善の要があると認められる。

#### (発生原因)

このような事態が生じているのは、貴機構において、次のことなどによると認められる。

- ア 事務センターへの直送率の向上を図ることについての検討が十分でなかったり、業務マニュアル等の暫定措置が既に3年を経過しているのに見直しを行っていなかったり、事務センター及び年金事務所における届け書等の点検・確認業務の重複の解消についての検討が十分でなかったりしていること
- イ 事務センターにおける届け書等の入力等の外部委託は、効率化やコスト削減のために行っているという認識が欠けていたり、事務センターへの非対面業務の集約化の状況を十分に把握していなかったりしていること

### 3 本院が表示する意見

貴機構は、今後も、年金の保険料徴収等の業務を行っていくために、毎年多数の届け書等を処理することが見込まれている。そして、貴機構では、中期計画等で、当面、非対面業務については事務センターへの完全集約化を実現することとしており、業務の効率化やコスト削減等に資する業務については、積極的に外部委託することとしている。

については、貴機構において、届け書等の処理業務がより効率的に行われるよう、次のとおり意見を表示する。

- ア 事務センター及び年金事務所における届け書等の処理業務については、事務センターへの一層の集約化を図るよう、事務センターへの直送率の向上を図り、暫定措置を見直して、点検・確認業務の重複を解消する方策を検討すること
- イ 届け書等の入力等の業務については、上記のアを考慮しつつ、業務の効率化やコスト削減の効果が発現するよう、外部委託した業務を確実に委託業者に行わせるとともに、積極的に外部委託を行うよう検討すること

平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

#### 日本年金機構が購入した郵便料金計器の使用状況について

(平成 23 年度決算検査報告 766 ページ参照)

#### 1 本院が求めた是正改善の処置

日本年金機構(以下「機構」という。)は、年金事務所等が行う郵便物の発送業務等における切手の使用や立替払等の事務負担を軽減して効率化を図るために、切手を貼付する代わりに郵便物に貼付する郵便料金等を表示した印影を印刷する郵便料金計器(以下「計器」という。)を購入して使用している。しかし、年金事務所等が新たに切手を相当数購入して使用していたり、その一方で多くの計器が使用されることなく遊休していたり、使用頻度が著しく低くなっていたりする事態が見受けられた。

したがって、機構において、年金事務所等における切手の使用及び保有の状況並びに計器の使用状況を十分に把握し、必要に応じて計器の使用範囲を見直すなどして計器の設置効果の発現を確保することにより、郵便物の発送業務や切手管理事務の一層の効率化を図るよう、日本年金機構理事長に対して平成 24 年 10 月に、会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求めた。

#### 2 当局が講じた処置

本院は、機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、25 年 6 月までに年金事務所等における計器の取扱方法の変更等に係る指示文書を発するなどして、郵便物の発送業務等の一層の効率化を図るよう、次のような処置を講じていた。

ア 24 年 11 月に年金事務所等における切手の保有数及び使用実績の調査を行って実態を把握して、切手の使用実績に比べて保有数が多かった年金事務所等に対して切手の適正な使用や管理を促すなどした。さらに、余剰な切手を保有していた年金事務所等から、機構本部への切手の管理換を行った。

また、25 年 6 月に計器の使用実績の調査を行って実態を把握して、使用実績が低調な年金事務所等に対して利用促進に係る指示等を行った。

イ 24 年 9 月に指示文書を発して、通常の文書発送においても計器を使用できることとするなど取扱方法の変更を行うことにより計器の利用促進を図った。

## 第15 独立行政法人情報通信研究機構

平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

情報収集衛星の研究、開発等に関する契約等における制度調査及び原価監査の実施状況等について

(平成 23 年度決算検査報告 774 ページ参照)

## 1 本院が表示した意見

独立行政法人情報通信研究機構(以下「機構」という。)は、三菱電機株式会社(以下「三菱電機」という。)との間で契約を締結し、情報収集衛星の研究、開発等を行っており、契約書等に基づき、制度調査及び原価監査を実施することとしている。しかし、これらの契約において、制度調査が実施されていなかったり、原価監査が適切に実施されていなかったりしていることなどから、三菱電機による過大請求事案には対応できていないなどの事態が見受けられた。

したがって、機構において、制度調査を実施できるよう体制整備を図り、他の調達機関と連携を図るなど制度調査の実施方法等について早急に検討を行うとともに、原価監査に当たっては、実際の発生工数、原価計算の実態等の把握が行えるよう、監査の手法等を見直し、これを反映させた実施要領等を整備したり、監査が効果的に実施できるような体制を整備したりするなど原価監査の充実及び強化を図るよう、独立行政法人情報通信研究機構理事長に対して平成 24 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により意見を表示した。

## 2 当局が講じた処置

本院は、機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、25 年 6 月に制度調査及び原価監査に関する実施要領を整備するなどして、次のような処置を講じていた。

- ア 制度調査の実施項目、実施方法を定め、他の調達機関と連携して調査を実施できることとした。また、制度調査を実施する専任の担当者を配置するなど実施体制を整備した。
- イ 工数計上を行った契約相手方の担当者から聴取を行ったり、抜き打ち監査を行ったりするなど原価監査の手法等を見直した。また、原価監査を実施する専任の担当者を配置するなど原価監査の充実及び強化を図った。

## 第16 独立行政法人酒類総合研究所

### 不 当 事 項

#### 物 件

(425) 放射能検査機器の購入に当たり、必要な構成機器の検討が十分でなかったため、経済的な購入となっていなかったもの

科 目	工具器具備品
部 局 等	独立行政法人酒類総合研究所
契 約 名	ガンマ線核種分析装置の購入
契 約 の 概 要	酒類等について放射能検査を行う機器 2 式を購入するもの
契 約 の 相 手 方	株式会社ジェイ・サイエンス中国
契 約	平成 23 年 4 月 随意契約
契 約 額	32,235,000 円(平成 23 年度)
不当と認める契 約額	3,669,979 円(平成 23 年度)

### 1 契約等の概要

#### (1) 契約の概要

独立行政法人酒類総合研究所(以下「研究所」という。)は、平成 23 年 3 月の東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所事故の直後に、一部の農畜産物及びそれらを用いた食品から放射性物質が検出されたことから、酒類の安全性確保、風評被害の防止等のため、酒類等について放射能検査を行う機器(以下「放射能検査機器」という。)を購入することとした。そして、研究所は、独立行政法人酒類総合研究所会計規程(平成 13 年訓令第 2 号)に基づき、株式会社ジェイ・サイエンス中国と随意契約により 23 年 4 月に放射能検査機器 2 式の購入契約を 32,235,000 円で締結して、購入した同機器 2 式を研究棟 1 階の同一場所に設置していた。

#### (2) 放射能検査機器の概要

研究所が購入した放射能検査機器は、ゲルマニウム半導体検出器(以下「検出器」という。)、検出器用遮蔽体、多重波高分析装置、データ処理装置、分析ソフトウェア等から構成されている。このうち、多重波高分析装置は、多重波高分析装置本体(以下「分析装置本体」という。)及び分析装置本体と検出器との接続に必要な拡張ボードから構成されている(参考図参照)。

### 2 検査の結果

#### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、経済性等の観点から、複数の放射能検査機器に必要な構成機器の検討は十分に行われているかなどに着眼して、研究所において、本件契約を対象に、契約書、仕様書等の書類により会計実地検査を行った。

#### (2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

研究所が購入した2式の放射能検査機器は、それぞれ検出器2台、検出器用遮蔽体2台、多重波高分析装置2台(分析装置本体2台及び拡張ボード2組)、データ処理装置2台、分析ソフトウェア2式等から構成されていた。

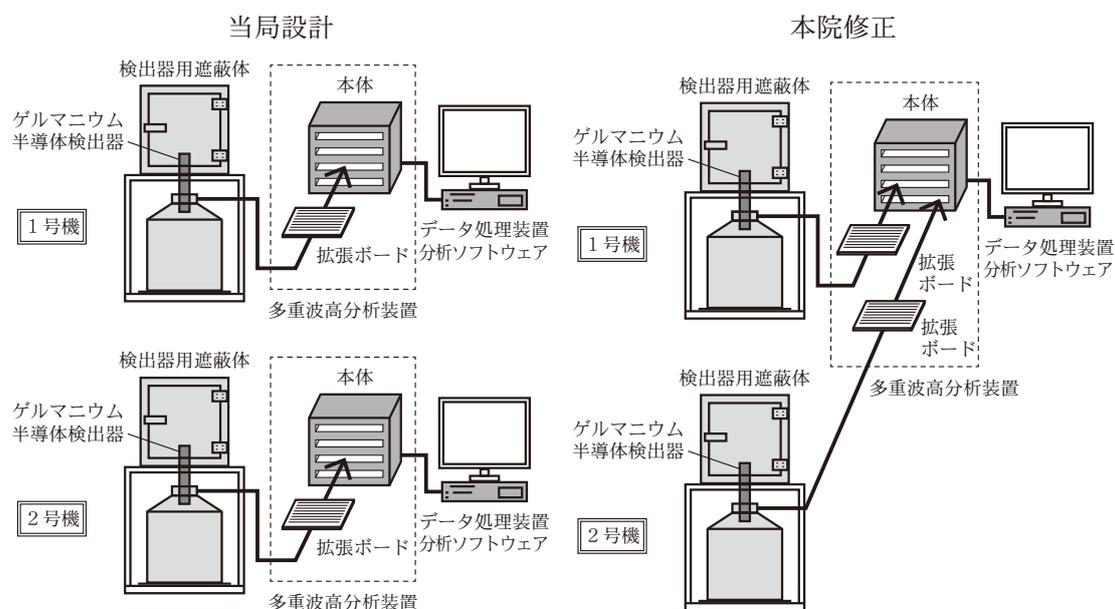
しかし、放射能検査機器の仕様によると、分析装置本体は、拡張ボードを最大4組まで装備できることになっており、また、放射能検査機器が同一の場所に設置されていることから、分析装置本体に拡張ボードを2組装備すれば分析装置本体、データ処理装置各1台及び分析ソフトウェア1式により、検出器2台を同時に制御できたと認められる(参考図参照)。

したがって、2式の放射能検査機器の構成機器のうち、分析装置本体、データ処理装置各1台及び分析ソフトウェア1式は購入する必要がなく、これらに係る契約額計3,669,979円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、研究所において、同一場所に設置する複数の放射能検査機器に必要な構成機器の検討が十分でなかったことによると認められる。

(参 考 図)

放射能検査機器の構成の概念図



## 第17 独立行政法人物質・材料研究機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

外国人研究者生活立ち上げ等支援業務について、独立行政法人科学技術振興機構が実施している業務と同一の業務を含めないこととすることにより、支払額の節減を図るよう改善させたもの

科 目	経常費用
部 局 等	独立行政法人物質・材料研究機構本部
契 約 名	外国人研究者生活立ち上げ等支援業務
契 約 の 概 要	外国人研究者とその家族等が日本での生活を立ち上げるために必要な手続に関する支援等を請け負わせるもの
契 約 の 相 手 方	社団法人科学技術国際交流センター
契 約	平成 19 年 4 月～24 年 3 月 一般競争契約
支 払 額	4200 万余円(平成 19 年度～23 年度)
節減できた支払額	892 万円(平成 19 年度～23 年度)

### 1 契約等の概要

#### (1) 外国人研究者生活立ち上げ等支援業務の概要

独立行政法人物質・材料研究機構(以下「機構」という。)は、平成 14 年度から、機構の研究業務に従事するなどのためにつくば地区及びその周辺地区に中長期間居住することになる外国人研究者とその家族等を対象として、日本での生活を立ち上げるために必要な手続に関する支援、日常生活における問題を解決するための支援等を行う外国人研究者生活立ち上げ等支援業務(以下「生活支援業務」という。)を実施している(以下、生活支援業務により支援を受ける者を「支援対象外国人研究者等」という。)

そして、機構は、19 年度から 23 年度までの各年度に、生活支援業務を一般競争入札により社団法人科学技術国際交流センター(以下「センター」という。)に請け負わせて実施しており、各年度の契約期間終了後に、業務に従事した時間数に人件費単価を乗ずるなどして支払額を確定して、請負費計 4200 万余円をセンターに支払っている。この業務のために、センターは、常時 2 人程度の従事者を充てている。

#### (2) 独立行政法人科学技術振興機構が実施している外国人研究者用宿舍管理運営業務の概要

独立行政法人科学技術振興機構(Japan Science and Technology Agency。以下「JST」という。)は、つくば地区に竹園ハウス及び二の宮ハウス(以下、これらを合わせて「JSTハウス」という。)を所有して、様々な研究機関で業務に従事する外国人研究者等の居住の用に供しており、機構の支援対象外国人研究者等も相当数が JST ハウスに居住している。

そして、JST は、19 年度から 23 年度までの各年度に、外国人研究者用宿舍管理運営業務(以下「宿舍運営業務」という。)を一般競争入札によりセンターに委託して、JST ハウスに居住する外国人研究者等を対象に、入居受付等業務、施設・設備・居室の維持管理業務、交流の促進業務、生活を支援する業務等の各種業務を実施している。JST は、委託に

当たり、契約の相手方に宿舍運營業務を実施するために必要な人員を確保させることとしていて、これに基づいて、センターは、生活支援業務の従事者とは別に、常時10人程度の従事者を配置している。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、生活支援業務契約の内容は適切なものとなっているかなどに着眼して、生活支援業務契約に係る前記の支払額計4200万余円を対象として、機構本部において、契約書、業務に係る報告書等の関係書類を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

機構が締結した生活支援業務契約の仕様書によると、支援対象外国人研究者等に対して実施している業務の内容は、①外国人登録や保育園等の入所等の手続の支援、②住居のあっせんに関する支援、③住居の入居及び退去時の手続の支援、④日常生活に関する情報提供、⑤疾病、傷病等による病院への同行、⑥緊急時の対応等とされていた。

一方、JSTが締結した宿舍運營業務契約の仕様書等によると、JSTハウスに居住する外国人研究者等を対象とした生活を支援する業務の内容は、外国人登録等の手続の支援、日常生活に関する情報提供、疾病等による病院への同行等とされていて、JSTハウスに居住する機構の支援対象外国人研究者等については、機構が実施している生活支援業務のうち①、③の一部、④、⑤及び⑥の業務が、JSTが実施している宿舍運營業務と同一のものとなっていた。

そして、JSTは、3年度に竹園ハウスを開設して以来、JSTハウスに居住する者に対して生活に関わる各種業務を総合的に実施しており、また、JSTハウス内の事務所に常時10人程度の従事者を配置して業務を実施させるなどして、宿舍運營業務は居住者にとって利便性が高いものになっていた。さらに、宿舍運營業務においては委託により配置されている当該従事者が状況に応じて業務を相互に融通し合っていることから、機構が実施している生活支援業務のうち宿舍運營業務と同一のものとなっていた上記の業務についてはJSTにおける宿舍運營業務により実施されれば足りると認められた。

これらのことから、機構が19年度から23年度までの5年間に実施した生活支援業務に要した計8,406.0時間のうち、JSTハウスに居住する者に対して実施した業務に要した計1,870.1時間については、JSTが締結していた宿舍運營業務契約において実施されれば足りたものであり、機構において実施する必要はなかったと認められた。

このように、JSTハウスに居住する支援対象外国人研究者等に対して実施している生活支援業務の一部は、JSTにおける宿舍運營業務により実施されれば足りるのに、機構が、JSTの業務の内容を十分に確認しないまま生活支援業務を実施してこれに係る請負費を支払っていた事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

### (節減できた支払額)

機構において実施する必要がなかった生活支援業務に係る時間数を除くなどして支払額を計算すると、19年度から23年度までの間の生活支援業務に係る支払額計4200万余円は計3307万余円となり、支払額計892万余円が節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、両契約に同一の業務が含まれていることについて契約の相手方であるセンターから情報が提供されなかったことにもよるが、機構において、機構の支援対象外国人研究者等がJSTハウスに居住しているにもかかわらず、JSTが実施している宿舎運営業務の内容の確認を十分に行っていなかったことによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、24年7月にセンターとの間で24年度契約に係る覚書を締結して、JSTハウスに居住する支援対象外国人研究者等に対して実施している生活支援業務についてはJSTが実施している宿舎運営業務と同一の業務を含めないこととするとともに、25年3月に関係部署に通知文書を発して、今後契約を締結するに当たっては他団体等が実施している同様の業務を確認した上で契約の相手方に実施させる業務の内容を契約書等に適切に定めることを周知する処置を講じた。

## 第18 独立行政法人放射線医学総合研究所

### 不 当 事 項

#### 物 件

(426) 放射線に関する正確な知識を普及するために制作されたビデオ映像が、契約の内容に適合しておらず、制作の目的を達していなかったもの

科 目	経常費用
部 局 等	独立行政法人放射線医学総合研究所
契 約 名	放射線影響に関する知識・教養の向上のためのビデオ映像の制作
契 約 の 概 要	広く国民を対象にして放射線に関する正確な知識を普及するためのビデオ映像の制作を請け負わせるもの
契 約 の 相 手 方	株式会社日庄
契 約	平成 24 年 2 月 企画競争による随意契約
支 払 額	28,948,500 円(平成 23 年度)
不当と認める支払額	28,948,500 円(平成 23 年度)

### 1 契約の概要

独立行政法人放射線医学総合研究所(以下「研究所」という。)は、平成 23 年度に、国から原子力災害対策設備整備費等補助金の交付を受けて、広く国民を対象として放射線に関する正確な知識を普及することを目的として、「放射線影響に関する知識・教養の向上のためのビデオ映像の制作」に係る契約を、企画競争による随意契約により株式会社日庄(以下「日庄」という。)と契約金額 28,948,500 円で締結して請け負わせている。

本件契約は、放射線の影響に関する不安の解消を目指すことを目的として、放射能と放射線の違い、環境中の放射線、放射線防護の前提となるリスク等について、分かりやすくかつ子供でも興味を持って視聴できるビデオ映像を制作するものである。

### 2 検査の結果

#### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性、有効性等の観点から、制作されたビデオ映像が契約の内容に適合して制作の目的を達成するものになっているかなどに着眼して、研究所において、本件契約を対象として、契約書、仕様書等の関係書類やビデオ映像の内容を確認するなどして会計実地検査を行った。

#### (2) 検査の結果

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

研究所は、本件契約を締結するに当たり、制作の目的を達成するためには、放射線の種類、放射線の線量と影響の関係等の計 23 項目からなる構成要素を盛り込んだビデオ映像とすること、映像時間についてはおおむね 1 時間程度とすることなどが必要であるとして、これに基づいて企画競争を実施していた。そして、研究所は、日庄の企画提案書には

構成要素 23 項目の全てが盛り込まれているなどとして、応募した 8 者の中から日庄を契約の相手方として選定し、上記の事項を契約内容として定めた上で、本件契約を締結していた。

しかし、日庄が契約の要求元の職員と協議しながら制作した結果、ビデオ映像は、契約で定められた構成要素 23 項目のうち食品の規制、放射線防護の 3 原則等の 10 項目が内容として盛り込まれておらず、また、映像時間は計 11 分 43 秒(大人向け 6 分 1 秒、子供向け(字幕付き) 2 分 51 秒及び子供向け(字幕なし) 2 分 51 秒)となっていて、契約の内容に適合していないものとなっていた。

したがって、実際に制作されたビデオ映像は制作の目的を達しておらず、これに係る支払額 28,948,500 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、研究所において、契約の内容に適合した履行を確保すること、給付の完了の確認をするための検査を適切に行うことについての認識が欠けていたことなどによると認められる。

## 第19 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

試験研究用地及び庁舎用地として借り受けている土地について、雑種地に区分される土地の地目単価の算出をより合理的で経済的に行い、土地所有者と協議して借料の節減を図るよう改善させたもの

科 目	(農業技術研究業務勘定) 共通費
部 局 等	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構九州沖縄農業研究センター
借り受けている土地の概要	農業と食品産業に関する技術上の総合的な試験、研究開発、実証実験等を行うために、試験研究用地及び庁舎用地として熊本県から借り受けている県有地
上記土地の借料の支払額	5億8823万余円(平成22年度～24年度)
節減できた土地の借料	2484万円(平成22年度～24年度)

### 1 借り受けている土地の概要

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構九州沖縄農業研究センター(以下「センター」という。)は、熊本県との間で、毎年度、試験研究用地及び庁舎用地として同県合志市に所在する県有地(平成22年9月までは面積1,196,682.5㎡、同年10月以降は同1,212,580.5㎡。以下「本件土地」という。)を借り受ける契約を締結している。

契約書によると、センターは熊本県において毎年度算定した本件土地の貸付料を支払わなければならないなどとされている。そして、同県の「県有普通財産貸付事務処理要領」(平成6年6月)等によると、県有地の貸付料は、貸付対象となる土地の貸付料算定標準額<sup>(注)</sup>に100分の4の割合を乗じて算定することとされている。

センターが熊本県に支払った本件土地の借料は、22年度2億0013万余円、23年度1億9594万余円、24年度1億9215万余円、計5億8823万余円となっている。

(注) 貸付料算定標準額は、前年度における固定資産税評価額とされている。

### 2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、本件土地の借料の算定及び支払は適切に行われているかなどに着眼して、上記の借料計5億8823万余円を対象として、センターにおいて、本件契約書等の関係書類により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、センターは、本件土地について、熊本県が次のように算定した借料を支払っていた。

すなわち、本件土地は熊本県の県有地であり、固定資産税評価額が算定されないことから、同県は、本件土地の現況に応じて算出した地目単価に面積を乗じて貸付料算定標準額を

算定することとしていた。そして、本件土地のうち現況が宅地及び雑種地となっている部分の地目単価の算出方法は、次のとおりとなっていた。

ア 宅地に区分される土地(面積173,101.0㎡)については、本件土地の所在する合志市に対して、本件土地の一部(同24,853.0㎡)及び本件土地の近傍地(同23,492.0㎡)の2か所の土地を宅地として評価した場合における前年度の固定資産税評価相当額の算定を依頼する。そして、これに対する同市の回答書に記載された当該2か所の固定資産税評価相当額を平均した価額により地目単価を算出する(22年度22,535円/㎡、23年度22,005円/㎡、24年度21,575円/㎡)。

イ 雑種地に区分される土地(22年9月までは面積66,164.0㎡、同年10月以降は同67,669.0㎡)については、アにより算出された宅地に区分される土地の地目単価に7割を乗じた額を地目単価とする(22年度15,774円/㎡、23年度15,403円/㎡、24年度15,102円/㎡)。

しかし、熊本県において、従来、イのように、宅地に区分される土地の地目単価に7割を乗じた額を雑種地に区分される土地の地目単価としている取扱いの明確な根拠は確認できなかった。また、センターは、毎年度、同県から合志市の回答書を入手しており、この回答書には、アの2か所の土地を雑種地として評価した場合における固定資産税評価相当額も記載されていた。そして、雑種地に区分される土地についても、当該2か所の土地を雑種地として評価した場合における固定資産税評価相当額を平均した価額により地目単価を算出すると、より低額(22年度10,990円/㎡、23年度13,095円/㎡、24年度12,960円/㎡)となる。

このように、センターにおいて、雑種地に区分される土地について、より合理的で経済的に算出される地目単価に基づき借料を算定するよう熊本県と協議することなく、従来の算出方法による地目単価に基づき算定された借料を支払っている事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

#### (節減できた土地の借料)

本件土地の借受けに当たり、雑種地に区分される土地についても宅地に区分される土地と同様の方法により算出された地目単価に基づき借料を支払うこととして、熊本県との間で契約を締結したとすれば、22年度から24年度までの間の本件土地の借料は計5億6338万余円となり、計2484万余円が節減できたと認められた。

#### (発生原因)

このような事態が生じていたのは、センターにおいて、本件土地の借料の算定をより合理的で経済的に行うことについての検討が十分でなかったことなどによると認められた。

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、センターは、熊本県と協議して、本件土地に係る25年度の契約から、雑種地に区分される土地の地目単価についても宅地に区分される土地と同様の方法により算出することとして、本件土地の借料の節減を図る処置を講じた。

## 第20 独立行政法人国立環境研究所

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

子どもの健康と環境に関する全国調査に係る印刷業務契約のうち増刷を含む契約の予定価格の積算について、過去の印刷業務契約において作成された版下データを活用することにより経済的なものとなるよう改善させたもの

科 目	研究業務費
部 局 等	独立行政法人国立環境研究所
契 約 名	子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)各種質問票(OCR)増刷業務等 10 契約
契 約 の 概 要	エコチル調査の参加者等へ配布する質問票等を印刷等するもの
契 約 の 相 手 方	3 会社
契 約	平成 23 年 2 月～24 年 11 月 一般競争契約
予定価格の積算額	7622 万余円(平成 22 年度～24 年度)
低減できた予定価格の積算額	980 万円(平成 22 年度～24 年度)

### 1 エコチル調査に係る印刷業務契約の概要

独立行政法人国立環境研究所(以下「研究所」という。)は、環境要因が子供の健康に与える影響を明らかにすることを目的として、胎児期から 13 歳に達するまでの子供の健康状態等を継続的に調査する「子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)」(以下「エコチル調査」という。)を実施している。

エコチル調査は、平成 22 年度から 44 年度までを実施期間とし、最初の 3 年間で調査対象とする約 10 万組の親子(以下「参加者」という。)の募集及び登録を行った上で、それぞれの子供が 13 歳に達するまで質問票、面接等による調査を実施するなどのものである。エコチル調査の実施に当たり、研究所は、参加者等へ配布する質問票、説明書、広報用パンフレット等の印刷物(以下、これらを合わせて「質問票等」という。)を作成するために、印刷会社と印刷業務契約を締結している。質問票は、子供の年齢等に応じて、「6 か月質問票」、「1 歳質問票」等の種類があり、調査期間の経過とともに新しい質問票が必要となることなどから、研究所は、当面必要となる部数を印刷して、その後、在庫に不足が生じる都度、別途契約により同内容の質問票等を増刷している。

研究所は、印刷業務契約の予定価格について、印刷用の版下データを作成する費用(以下「版下作成料」という。)、印刷料、用紙代等の費用を計上するなどして積算している。

### 2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、印刷業務契約の予定価格の積算が適切に行われているかなどに着眼して、研究所が 22 年度から 24 年度までの間に締結した印刷業務契約のうち増刷を含む 16 契約(契約金額計 1 億 3156 万余円)を対象として、研究所において、契約書、仕様書、予定価格調書等の書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

#### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

研究所が前記の16契約で増刷した質問票等については、過去の印刷業務契約において、印刷用の版下データを作成させていた(以下、過去の契約で作成した印刷用の版下データを「作成済版下データ」という。)。一方、研究所は、16契約の仕様書等においては、作成済版下データを活用するために必要な著作権等の権利の帰属について規定していなかったり、契約相手方に作成済版下データを提供することとしていないものがあったりして、仕様書等の記載が作成済版下データを活用する内容とはなっていなかった。そして、このうち10契約の予定価格の積算に当たっては、増刷する質問票等についても版下データを新規に作成することとして版下作成料を計上していた。

しかし、上記の作成済版下データは増刷を含む印刷業務契約においても活用することが可能であり、仕様書等の記載内容を適切なものとした上で、作成済版下データを契約相手方に提供して増刷することとすれば、版下データを新規に作成する必要はないと認められた。

このように、印刷業務契約に係る仕様書等の記載が作成済版下データを活用する内容となっておらず、増刷を含む契約の予定価格の積算に当たり、増刷に係る版下作成料を計上している事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

#### (低減できた積算額)

増刷に係る版下作成料を計上しないこととして前記の10契約に係る予定価格の積算額を修正計算すると計6632万余円となり、研究所の積算額計7622万余円を約980万円低減できたと認められた。

#### (発生原因)

このような事態が生じていたのは、研究所において、増刷を含む印刷業務契約について、作成済版下データを活用して、経済的な予定価格を積算するための検討が十分でなかったことによると認められた。

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、研究所は、25年6月に作成済版下データを活用するための仕様書の記載内容を定めるとともに、同年9月に作成済版下データを活用できる増刷については予定価格の積算に当たり版下作成料を計上しないことと定める処置を講じた。

## 第21 独立行政法人国立印刷局

### 不 当 事 項

#### 予 算 経 理

- (427) 常勤医師が取得した研究日において研究等先の医療機関等から報酬を得ていた場合は、研究日とは認められず、正規の勤務時間を勤務したとみなすことはできないのに、当該時間に係る給与を減額することなく支給していたもの

科 目	病院費用
部 局 等	独立行政法人国立印刷局本局
常勤医師の給与の概要	常勤医師に対して支給される俸給等
研究日において研究等先の医療機関等から報酬を得ていた常勤医師の数	5名
研究等先の医療機関等から報酬を得ていた期間に上記の5名に支給された給与の総額	117,519,346円(平成21年6月～24年8月)
上記のうち減額すべきであった給与額の合計	3,523,759円

### 1 常勤医師の勤務の概要

#### (1) 常勤医師の給与等の概要

独立行政法人国立印刷局(以下「印刷局」という。)は、職員等の診療及び健康管理並びに地域医療への貢献を目的として、東京病院<sup>(注)</sup>を運営している。東京病院は、昭和11年に内閣印刷局の職域病院として東京都北区に設置され、その後、62年に保険医療機関の指定を受けて一般開放を行い地域住民の診療を行っている。そして、印刷局は、平成24年4月1日現在で東京病院に常時勤務する医師(以下「常勤医師」という。)を17名配置している。

(注) 東京病院は、平成25年4月1日に社会医療法人に移譲されている。

印刷局は、独立行政法人国立印刷局法(平成14年法律第41号)第4条において、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第2条第2項に規定された特定独立行政法人とされており、また、通則法第51条において、特定独立行政法人の役員及び職員は国家公務員とされている。したがって、印刷局の職員である常勤医師には国家公務員法(昭和22年法律第120号)が適用され、同法第101条により、勤務時間中職務に専念しなければならないこととされている。

そして、印刷局本局は、独立行政法人国立印刷局職員給与規則(平成15年規則第11号)及び独立行政法人国立印刷局年俸制職員給与規則(平成18年規則第8号。以下、これらを合わ

せて「給与規則等」という。)に基づき常勤医師に所定の給与(年俸制)を支給している。給与規則等では、職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しない時間につき勤務1時間当たりの給与額を減額して支給することとされている。

## (2) 研究日の概要

印刷局は、「東京病院及び小田原健康管理センター医師に対する研究日の見直しについて」(平成18年6月本局人事労務部病院運営担当部長事務連絡。以下「事務連絡」という。)に基づき、常勤医師が東京病院の診療の質的向上に貢献することなどのために原則として1週間のうち半日以内の範囲で大学病院等へ赴き、研修、診療、研究等(以下、これらを「研究等」という。)を行う研究日を取得することを認めている。常勤医師が研究日の取得を希望する際には、年度ごとに東京病院長に申請書を提出して承認を得ることとされており、研究日に研究等を行った場合は、独立行政法人国立印刷局就業規則(平成15年規則第8号。以下「就業規則」という。)第80条第2項に基づき、正規の勤務時間を勤務したとみなすこととされている。ただし、就業規則第9条第2項において、職員が報酬を得て行う兼職は制限されていることから、印刷局は、常勤医師が研究日に行う研究等は報酬を得ずに行うことを前提としている。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、常勤医師が取得した研究日において報酬を得ていないか、常勤医師の給与は適正に算定されているかなどに着眼して、印刷局本局及び東京病院において、前記の常勤医師17名のうち研究日を取得していた9名を対象として、研究日申請書、タイムカード、職員別給与簿等の書類を確認したり、印刷局本局の職員を通じて研究等の内容を確認したりするなどして会計実地検査を行った。

### (2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

印刷局本局は、前記の常勤医師9名が20年1月から24年8月までの間に取得した研究日について、いずれも正規の勤務時間を勤務したとみなして、それぞれの常勤医師に所定の給与を支給していた。

しかし、上記の研究日に行った研究等の内容について、印刷局本局の職員を通じて上記の9名及び研究等先の医療機関等に確認するなどしたところ、このうち5名は、21年6月から24年8月までの間に、取得した研究日において、研究等先の医療機関等から報酬を得ていた。これらの研究日については、事務連絡に基づく研究日とは認められないことから、上記の5名がこれらの研究日に研究等先の医療機関等において研究等を行うなどしていた計1,065時間については、正規の勤務時間を勤務したとみなすことはできない。

したがって、前記5名の給与については、月ごとの減額の対象となる時間数(3時間から21時間)にそれぞれの月の勤務1時間当たりの給与額(2,591円から3,772円)を乗じた額の合計3,523,759円を、当該期間に支給されていた所定の給与額の合計117,519,346円から減額すべきであったのに、印刷局本局は、これを減額することなく支給していて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、上記の常勤医師5名において、国家公務員の服務規律を遵守することについての認識が欠けていたこと、印刷局において、常勤医師に対して

研究日の趣旨等について十分な指導を行っていなかったこと、研究日における研究等先の医療機関等からの報酬の有無を適切に把握していなかったことなどによると認められる。

## 物 件

### (428) 一般旅券冊子用カーフの購入契約における予定価格の積算に当たり、原料の市場価格の変動率を誤って算定していたため、支払額が過大となっていたもの

科 目	原材料
部 局 等	独立行政法人国立印刷局本局
契 約 名	旅券冊子用カーフ
契 約 の 概 要	一般旅券冊子の表紙として使用するカーフを購入するもの
契 約 の 相 手 方	株式会社三新
契 約	平成 24 年 5 月 一般競争契約(単価契約)
支 払 額	125,127,450 円(平成 24 年度)
過大となっていた支払額	700 万円(平成 24 年度)

#### 1 契約等の概要

独立行政法人国立印刷局(以下「印刷局」という。)は、独立行政法人国立印刷局法(平成 14 年法律第 41 号)に基づき、一般旅券冊子の製造を行っている。そして、印刷局は、この旅券冊子の表紙として使用する旅券冊子用カーフ(1 枚当たり 420mm×600mm。以下「カーフ」という。)を調達するため、一般競争契約により平成 24 年 5 月に株式会社三新と単価契約を締結しており、24 年度に計 125,127,450 円を支払っている。

カーフは、紙に石油系の薬品を塗布して製造されるものであり、5 年間有効の一般旅券冊子に使用されるものは紺色に、10 年間有効の一般旅券冊子に使用されるものはえんじ色に、それぞれ着色される。

印刷局は、本件契約の予定価格の基礎となるカーフ 1 枚当たりの単価について、主原料費(紙に係る費用)、副原料費(石油系の薬品に係る費用)、加工費、経費及び管理費の各費用を合計するなどして、紺色のカーフについては 235.86 円、えんじ色のカーフについては 285.14 円と算定して、これらの単価にそれぞれの年間発注予定数量を乗ずるなどして予定価格を積算している。

上記の費用のうち、副原料費については、本件契約の予定価格の積算時の市場価格を 23 年 5 月に締結した前年度のカーフ購入契約(以下「前年度契約」という。)時の市場価格で除することとして変動率を求め、これを前年度契約の副原料費相当額に乗じて算定している。

この変動率の算定に当たっては、副原料が石油系の薬品であることから、石油製品であるナフサの市場価格を用いている。

#### 2 検査の結果

##### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、経済性等の観点から、予定価格の積算が適切に行われているかなどに着眼し

て、印刷局本局において、本件契約を対象として、契約関係書類等により会計実地検査を行った。

## (2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり、適切とは認められない事態が見受けられた。

印刷局は、前記の副原料費の算定に用いる変動率について、ナフサ1キロリットル当たりの市場価格を本件契約の予定価格の積算時は53,000円、前年度契約時は50,000円であるとして、106%と算定していた。

しかし、上記の50,000円は前年度契約時の市場価格ではなく、誤って22年5月の市場価格を適用したものであり、正しくは23年5月の市場価格である61,000円を適用すべきであった。

したがって、適正なナフサの市場価格により変動率を求めると87%となり、これにより予定価格の基礎となるカーフ1枚当たりの単価を修正計算すると、紺色のカーフは217.21円、えんじ色のカーフは258.73円となる。そして、これらの単価にそれぞれの納入実績数量19万枚、27万5000枚を乗ずるなどして計算すると118,041,682円となり、前記の支払額125,127,450円は、これに比べて約700万円過大となっていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、印刷局において、予定価格の積算に当たり、ナフサの市場価格の適用年月についての確認が十分でなかったことによると認められる。

第22 独立行政法人農畜産業振興機構

不 当 事 項

補 助 金

(429) 畜産経営維持緊急支援資金融通事業基金により実施した事業において、経営改善計画の検討が十分行われずに貸し付けられた緊急支援資金に係る利子補給金を交付したり、審査が十分行われずに承認された代位弁済を補填するための交付金を交付したりしていたもの

科 目	(畜産勘定) (項) 畜産振興事業費
部 局 等	独立行政法人農畜産業振興機構本部
補助の根拠	独立行政法人農畜産業振興機構法(平成14年法律第126号)
補助事業者	一般社団法人畜産生産者団体協議会
間接補助事業者 (事業主体)	(1) 北ひびき農業協同組合 (2) 北海道農業信用基金協会
補助事業	(1) 畜産経営維持緊急支援資金事業 (2) 畜産経営維持緊急支援資金保証円滑化事業
補助事業の概要	(1) 緊急支援資金に係る利子補給金を交付するもの (2) 緊急支援資金に係る代位弁済に伴う損失の一部を補填するための交付金を交付するもの
事業費(補助金相当額)	(1) 10,890,996 円(10,890,996 円)(平成21年度～23年度) (2) 19,093,980 円(19,093,980 円)(平成23年度) 計 29,984,976 円(29,984,976 円)
上記のうち不当と認める事業費	(1) 5,376,152 円 (2) 12,871,380 円
不当と認める機構の補助金相当額	(1) 5,376,152 円(平成21年度～23年度) (2) 12,871,380 円(平成23年度) 計 18,247,532 円

1 補助事業の概要

独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)は、国から交付される交付金等を財源として、独立行政法人農畜産業振興機構法(平成14年法律第126号)に基づき、畜産物の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の畜産業の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについてその経費を補助している。

畜産経営維持緊急支援資金融通事業は、償還が困難な借入金を長期・低利の資金に一括で借り換えることにより畜産農家の経営の維持と安定を図るため、機構が平成21年度に補助金99億4000万円を一般社団法人畜産生産者団体協議会(以下「協議会」という。)に交付して基金を造成させたものである。そして、協議会は、畜産経営維持緊急支援資金融通事業実施要綱(平成21年21農畜機第1115号。以下「実施要綱」という。)等に基づき、基金を取り崩して次の事業を実施している。

- ① 畜産農家の一括借換えに要する長期・低利の資金(以下「緊急支援資金」という。)の貸付けを行った融資機関に対して利子補給金を交付する畜産経営維持緊急支援資金事業
- ② 緊急支援資金を償還できなくなった畜産農家に代わり、債務保証契約に基づき融資機関に対して代位弁済を行う農業信用基金協会(以下「基金協会」という。)に対して、当該代位弁済に伴う損失の一部を補填するための畜産経営維持緊急支援資金保証円滑化交付金(以下「保証円滑化交付金」という。)を交付する畜産経営維持緊急支援資金保証円滑化事業(以下「保証円滑化事業」という。)

実施要綱等によれば、緊急支援資金の借入れを希望する畜産農家は、収支状況、借入金残高等を記載した経営改善計画を作成して融資機関に提出し、融資機関は、同計画に記載された当該畜産農家の収支状況、借入金残高等により同計画の妥当性及び償還可能性を検討し、都道府県知事の承認を得た上で緊急支援資金を貸し付けることとされている。そして、協議会は、融資機関の請求に基づき、利子補給金を交付することとされている。

また、基金協会は、保証円滑化交付金の交付を受ける場合には、保証円滑化事業に係る代位弁済承認申請書(以下「承認申請書」という。)等を機構理事長に提出して、緊急支援資金に係る代位弁済の承認を受けることとされている。そして、機構理事長は、承認申請書等を審査した結果、上記の経営改善計画に収支状況、借入金残高等が記載されていないなど不実の記載が認められる場合等には代位弁済を承認しないこととされている。

融資機関である北ひびき農業協同組合(北海道士別市所在。以下「北ひびき農協」という。)は、21年度から23年度までの間に、5畜産農家に緊急支援資金計252,760,000円を貸し付けて、協議会から利子補給金計10,890,996円の交付を受けており、このうちの計5,376,152円は、3畜産農家に、北海道農業信用基金協会(以下「北海道基金協会」という。)を連帯保証人として21年11月に貸し付けた緊急支援資金計150,494,000円に係るものとなっていた。また、北海道基金協会は、緊急支援資金に係る代位弁済を行い、23年度に協議会から保証円滑化交付金計19,093,980円の交付を受けており、このうちの計12,871,380円は、上記の3畜産農家が資金不足を理由として酪農経営を23年3月に中止したことにより償還できなくなった緊急支援資金について24年2月に行った代位弁済に係るものとなっていた。

## 2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、利子補給金及び保証円滑化交付金が適正に交付されているかなどに着目して、機構本部、協議会、北ひびき農協及び北海道基金協会において、経営改善計画、承認申請書等の書類により会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

- ア 北ひびき農協は、緊急支援資金の借入れを希望する前記の3畜産農家が貸金業者からの借入金を経営改善計画に記載していなかったのに、これを看過し、結果として、同計画の妥当性及び償還可能性について十分な検討を行うことなく緊急支援資金の貸付けを行っていた。
- イ 機構は、前記の3畜産農家が借り入れた緊急支援資金に係る代位弁済の承認に当たり、北海道基金協会から、3畜産農家に前記の借入金があり、経営改善計画に不実の記載が認められることを把握し得る関係書類が提出されていたにもかかわらず、これらの書類による審査を十分行わないまま緊急支援資金に係る代位弁済の承認を行っていた。

したがって、3畜産農家に貸し付けられた緊急支援資金に係る利子補給金計5,376,152円及び保証円滑化交付金計12,871,380円は適正とは認められず、これらに係る機構の補助金相当額計18,247,532円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、アの事態については、北ひびき農協において貸付前の経営改善計画の検討が十分でなかったこと、イの事態については、機構において代位弁済の承認に当たっての審査が十分でなかったことなどによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

**肉用牛肥育経営緊急支援事業における未返還の支援金相当額について、返還が速やかに行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの**

科 目	(畜産勘定) (項) 畜産振興事業費
部 局 等	独立行政法人農畜産業振興機構本部
補 助 の 根 拠	独立行政法人農畜産業振興機構法(平成14年法律第126号)
補 助 事 業 者 (事 業 主 体)	5県協会
補 助 事 業	肉用牛肥育経営緊急支援事業
補助事業の概要	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により影響を受けた肥育農家の当面の資金繰りなどを支援するために、肥育農家に対して緊急支援金等を交付する県協会に補助金を交付し、その後、肉用牛を販売等したときや同会社からの賠償金を受領したときに支援金相当額を返還させるもの
緊急支援金等の 交付額	119億3775万円(平成23年度)
賠償金を受領し ているのに返還 されていない支 援金相当額	26億9827万円
上記に対する機 構の補助金相当 額	26億9827万円

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

**肉用牛肥育経営緊急支援事業に係る支援金相当額の返還について**

(平成25年10月22日付け 独立行政法人農畜産業振興機構理事長宛て)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

記

1 事業の概要

(1) 肉用牛肥育経営緊急支援事業の概要

貴機構は、独立行政法人農畜産業振興機構法(平成14年法律第126号)に基づき、国から

交付される交付金等を財源として、畜産物の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の畜産業の振興に資するための事業についてその経費に係る補助金を畜産関係団体に交付している。

平成23年3月に発生した東京電力株式会社(以下「東京電力」という。)福島第一原子力発電所の事故以降に収集された高濃度の放射性セシウムを含む稲わらが給与された肉用牛の<sup>(注1)</sup>枝肉から、厚生労働省が示した暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された。その結果、肥育農家が飼養していた肉用牛の出荷の停止や自粛を求められたり、枝肉価格が低下したりするなどの事態が生じた。

肉用牛肥育経営緊急支援事業は、このような状況の下で、肥育農家の当面の資金繰りなどを支援するために、肉用牛肥育経営緊急支援事業実施要綱(平成23年23農畜機第2228号。以下「実施要綱」という。)等に基づき、都道府県の区域を事業区域とする畜産関係団体等(以下「県協会」という。)が、その事業区域内の肥育農家に対して緊急支援金、出荷遅延支援金、価格低下支援金(以下、これらを合わせて「支援金」という。)等を交付するものである。

本事業の対象となる地域は前記の稲わらを給与された肉用牛が飼養されている<sup>(注3)</sup>17道県で、その内訳は「原子力災害対策特別措置法」(平成11年法律第156号)に基づく出荷制限の指示を受けた<sup>(注4)</sup>4県(以下「出荷制限県」という。)及び同法に基づくなどして放射性物質検査を実施する<sup>(注5)</sup>13道県(以下「検査実施県」という。)となっている。

主な支援金の内容は、次のとおりとなっている。

ア 緊急支援金は、当面の資金繰りを支援するために、出荷制限県又は検査実施県において飼養されている肉用牛を対象として、1頭当たり5万円以内の額を交付するものである。

イ 出荷遅延支援金は、出荷制限県において肉用牛を販売できないことにより収入が途絶える肥育農家の資金繰りを支援するために、県協会が定めた月齢基準に合致する肉用牛を対象として、一定の金額(1頭当たり原則として品種により29万円から78万円)以内の額を交付するものである。

そして、貴機構は、<sup>(注7)</sup>23年度に、15県協会を通じて肥育農家に対して計317億6950万円の支援金等を交付している。

## (2) 支援金相当額の返還

実施要綱等によれば、支援金等の交付を受けた肥育農家は、本事業の対象となった肉用牛が販売、死亡、繁殖用に転用等(以下「販売等」という。)の事由に該当するに至った後に、県協会が定めた支払期限までに支援金等の相当額(以下「支援金相当額」という。)を県協会へ返還するなどして、県協会は支援金相当額を速やかに貴機構へ返還することとなっている。

上記の支援金相当額の県協会への返還の時期については、東京電力からの賠償金の確定時期等に配慮することとなっている。そして、県協会が定めた支援金等の返還請求の方法に関する通知(以下「通知」という。)には、賠償金が確定していないことから肉用牛の販売等に伴い県協会が定めた支払期限までに肥育農家が支援金相当額を返還することが困難な場合等の手続が定められている。これによれば、県協会は支援金相当額の返還の対象となる肉用牛が記載された返還計画を肥育農家に送付し、肥育農家は返還計画に肉用牛に係る

東京電力からの賠償金の受領状況を記入して、上記の支払期限までに返還計画を県協会へ提出することなどとなっている。県協会は、その後も返還されていない支援金相当額を管理するために、四半期又は月ごとに肥育農家に返還計画を送付し、その都度賠償金の受領状況を記入させてこれを提出させるとともに、賠償金が確定した場合には支援金相当額を県協会に返還させることとなっている。

また、肥育農家は、東京電力に対する賠償金の請求については、JA グループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策県協議会等(以下「県賠償協議会」という。)に委任するなどして行うこととなっている。

(注1) 枝肉 肉用牛の体から皮、頭、内臓等を切り離した状態のもの

(注2) 肥育農家 肉用牛の子牛を購入又は生産して肥育し、販売する農家

(注3) 17 道県 北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、岐阜、静岡、三重、島根各県

(注4) 4 県 岩手、宮城、福島、栃木各県

(注5) 13 道県 北海道、青森、秋田、山形、茨城、群馬、埼玉、千葉、新潟、岐阜、静岡、三重、島根各県。このうち静岡、三重両県については、本事業を実施していない。

(注6) 品種 主に肉専用種(日本短角種を含む。)、交雑種及び乳用種に区分されている。

(注7) 15 県協会 北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、岐阜、島根各県協会

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性等の観点から、実施要綱等に基づき、賠償金が確定して既にこれを受領している肥育農家から支援金相当額の返還が適切に行われているかなどに着眼して、農林水産本省及び貴機構本部並びに岩手県、宮城県、福島県、千葉県及び岐阜県の県協会(以下「5 県協会」という。)において、上記5 県内の肥育農家 1,113 戸で飼養されている肉用牛 117,412 頭に係る 23 年度に交付された支援金等計 119 億 3775 万円を対象として、実績報告書、返還計画等の関係書類により会計実地検査を行った。

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

5 県協会は、前記の支援金等計 119 億 3775 万円のうち、24 年 9 月末までに販売されるなどした肉用牛に係る計 103 億 5280 万円の支援金等について返還請求を行っていた。このうち、上記の肉用牛の販売等に伴い県協会が定めた同年 12 月末の支払期限を過ぎても返還されない支援金相当額は 35 億 9815 万円、これに係る肉用牛は 15,953 頭となっていた。

そして、これらに係る賠償金の受領状況についてみたところ、宮城及び岐阜両県協会においては、肥育農家から賠償金の受領状況を記入することとなっている返還計画の提出を受けていなかったり、また、宮城県協会においては、提出を受けていても賠償金の受領の有無が記入されていないものもあつたりして、県協会が賠償金の受領状況を把握できていない事態が見受けられた。そこで、県賠償協議会の資料等により、肥育農家の賠償金の受領状況を確認したところ、過半の肉用牛については、賠償金が確定して肥育農家が既にこれを受領している状況であった。

また、岩手及び福島両県協会においては、賠償金の受領状況を記入した返還計画は四半期

ごとに肥育農家から提出を受けていたものの、県賠償協議会の資料等により、肥育農家の賠償金の受領状況について確認したところ、この資料等に記載された賠償金の受領状況と2県協会が把握していた賠償金の受領状況とに大きな開差がみられ、賠償金の受領状況が正確に確認されていない事態が見受けられた。

一方、千葉県協会においては、賠償金の受領状況を記入した返還計画を肥育農家から四半期ごとに提出を受け、賠償金を受領した全ての肥育農家から支援金相当額の返還を受けて適切に業務を実施していた。

上記の事態について、5県協会別の状況をみると、次表のとおりとなっていて、24年12月末現在において、支払期限を過ぎても返還されていない支援金相当額に係る肉用牛(以下「支援金未返還牛」という。)計15,953頭のうち賠償金が確定して肥育農家が既にこれを受領している頭数は計11,453頭となっていて、全体の71.7%を占めていた。

表 支援金未返還牛に係る賠償金の受領状況(平成24年12月末現在) (単位:頭、%)

事業実施主体		返還計画により受領状況を報告すべき支援金未返還牛の頭数(A)	(A)のうち県協会が肥育農家から返還計画の提出を受けていたもの	(A)のうち肥育農家が返還計画において「受領済」と記入しているもの	(A)のうち県賠償協議会への確認により「受領済」と判明したもの
岩手県協会	頭数	2,872	2,872	1,025	2,366
	((A)に対する受領済の牛の割合)			(35.6)	(82.3)
宮城県協会	頭数	7,385	—	—	5,554
	((A)に対する受領済の牛の割合)			—	(75.2)
福島県協会	頭数	4,385	4,385	255	3,513
	((A)に対する受領済の牛の割合)			(5.8)	(80.1)
千葉県協会	頭数	1,281	1,281	0	0
	((A)に対する受領済の牛の割合)			(0.0)	(0.0)
岐阜県協会	頭数	30	—	—	20
	((A)に対する受領済の牛の割合)			—	(66.6)
計	頭数	15,953	—	—	11,453
	((A)に対する受領済の牛の割合)			—	(71.7)

(注) 宮城及び岐阜両県協会においては、一部の肥育農家から返還計画の提出を受けていないなどしていたため、返還計画による賠償金の受領状況が集計されておらず把握できない状況であった。

そして、上記の11,453頭について、返還のための事務手続に要する期間を考慮して25年3月末までの支援金相当額の返還状況をみると、9,533頭に係る支援金相当額計26億9827万円(貴機構の補助金相当額同額。岩手県協会分1,555頭に係る1億9570万円、宮城県協会分5,437頭に係る23億7552万円、福島県協会分2,541頭に係る1億2705万円)が返還されていなかった。

(是正及び是正改善を必要とする事態)

肥育農家が既に賠償金を受領していて支援金未返還牛に係る支援金相当額を返還すべき時期を過ぎているのに、県協会が肥育農家に返還させていない事態は適切とは認められず、是正及び是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、県協会において、肥育農家から返還計画の提出を受けていなかったり、肥育農家から提出された返還計画の内容が正確かどうか確認していなかつ

たりなどしていたこと、貴機構において、肥育農家が賠償金を受領した場合の支援金相当額の返還期限については賠償金の確定時期に配慮するなどとしているのみであり、これを明確に定めて厳格な運用に努めるなどの早期の返還を促進する対策を十分に講じていなかったことなどによると認められる。

### 3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

本事業は、肥育農家の当面の資金繰りなどを支援するために実施される事業であることなどから、肉用牛を販売等したときや賠償金を受領したときは、支援金相当額を返還することとなっている。

そうした中で、実施要綱等に基づき、対象となる全ての肥育農家から返還計画の提出を受けて支援金相当額の返還に努めている県協会がある一方で、返還計画の提出を受けていないなどして賠償金の受領状況を十分に確認していないため、実際には東京電力からの賠償金が確定して肥育農家が既に賠償金を受領しているのに支援金相当額を返還させていない県協会も見受けられた。このような事態は、今後も返還に関する新たな方策が講じられなければ改善されないおそれがある。

については、貴機構において、真に困窮している肥育農家には一定の配慮が必要であるとしても、肥育農家から返還されていない支援金相当額及び今後賠償金が確定して肥育農家が返還することとなる支援金相当額について早期の返還が図られるよう、次のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

- ア 県協会に対して、対象となる全ての肥育農家から賠償金の受領状況を記入した返還計画の提出を受けた上で、県賠償協議会を通じて賠償に関する情報を速やかに入手し、肥育農家の賠償金の受領状況が正確かどうかを確認させること
- イ 肥育農家から返還されていない支援金相当額及び肥育農家が返還することとなる支援金相当額について、賠償金を受領した肥育農家に対する返還期限を明確に定め、肥育農家に対する周知を徹底した上で厳格な運用に努めるなどして、早期の返還を促進する方策を講ずること
- ウ 県協会に対して、真に困窮している肥育農家について返還の猶予等を行う必要がある場合は、支援金相当額の管理を適切に行わせるとともに、経営の継続、将来の返還等を見据えて、必要に応じて経営診断、営農指導等も行わせること

平成 22 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

公益法人に補助金を交付して設置造成させている運用型の基金が保有する資金の有効活用について

〔平成 22 年度決算検査報告 416、723 ページ参照〕  
〔平成 23 年度決算検査報告 490、804 ページ参照〕

#### 1 本院が要求した改善の処置

独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)は、農林水産省からの交付金を財源として地方畜産団体に対して補助金を交付しており、地方畜産団体が実施する事業の中には当該補助金を財源として基金を造成しているものがある。このうち運用型の基金である運営特別基金及び運営基盤強化基金については、近年の低金利状況下において、運用益が少額に

なっていることなどにより多額の資金を有して基金事業として実施する必然性が乏しい状況になっていて、運用益を事業の安定的な財源にするという基金の役割が著しく低くなっているのに、多額の資金が保有されていた。

したがって、農林水産省及び機構において、両基金に係る補助金相当額を国又は機構に返還させた上で、これまで両基金が充てられていた経費の性質に鑑み必要に応じて年度ごとに補助金等を交付することとするなどして、財政資金の有効活用を図るよう、農林水産大臣及び独立行政法人農畜産業振興機構理事長に対して平成23年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

## 2 当局が講じた処置

本院は、農林水産本省及び機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省及び機構は、本院指摘の趣旨に沿い、運営基盤強化基金については、23年度末に同基金を廃止して、補助金相当額を24年9月までに地方畜産団体から機構に返還させるとともに、運営特別基金については、24年度末に同基金を廃止して、補助金相当額を25年10月までに地方畜産団体から社団法人全国肉用牛振興基金協会を通じて機構に返還させる処置を講じていた。

## 第23 独立行政法人国際協力機構

意見を表示し又は処置を要求した事項

**政府開発援助の実施に当たり、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの**

(平成 25 年 10 月 31 日付けで外務大臣及び独立行政法人国際協力機構理事長宛てに意見を表示したものの全文は、125 ページの外務省の項に掲記)

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

**国際機関に対して行われる無償資金協力において、事業の進捗報告書等の提出や残余金の返納等に関し、国際機関に対して適時適切に照会や働きかけを行い、それらの状況等の把握を的確に行う体制を整備するよう改善させたもの**

(131 ページの外務省の項に掲記)

平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

### (1) 政府開発援助の実施について

(平成 23 年度決算検査報告 136、808 ページ参照)

(137 ページの外務省の項に掲記)

### (2) 技術協力に係る付加価値税等の免除状況について

(平成 23 年度決算検査報告 141、808 ページ参照)

#### 1 本院が表示した意見

独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)は、我が国政府と相手国との間で締結される技術協力協定(以下「協定」という。)等に基づいて技術協力を行っており、相手国内で機材等を現地調達した際に賦課される付加価値税等は、協定に基づき免除される場合がある。しかし、協定に基づき付加価値税等の免除が認められている国において、機材等の現地調達に係る付加価値税等が免除されていない事態が見受けられた。

したがって、機構本部において、在外事務所に対して免除の対象となる機材等の範囲等を正確に把握するよう周知徹底を図ったり、付加価値税等の免除措置が受けられていない場合は在外事務所日本国大使館とその対応について協議させるよう周知徹底を図ったり、外務本省及び機構本部において、協定に基づく免除措置が相手国内で適切に履行されるよう日本国大使館及び在外事務所から相手国へ働きかけを行うことについて周知徹底を図ったりするよう外務大臣及び独立行政法人国際協力機構理事長に対して平成 24 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により意見を表示した。

## 2 当局が講じた処置

本院は、外務本省及び機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、24年12月に在外事務所に対して通知を発して、付加価値税等の免除規定を含む協定を締結している国においては免除の対象となる機材等の範囲等を正確に把握して当該免除手続を確実に履行すること、相手国内の事情により免除措置が受けられないなどの問題が生じた場合には日本国大使館に協議して相手国政府に働きかけを行うことについて周知徹底を図る処置を講じていた。

また、外務省は、本院指摘の趣旨に沿い、25年1月に在外公館に対して通知を発して、機構の在外事務所から付加価値税等の免除措置が受けられないなどとして協議を受けた場合には相手国政府へ働きかけを行うことについて周知徹底を図る処置を講じていた。

## 第24 独立行政法人国際交流基金

### 不 当 事 項

#### 役 務

- (430) 財務会計システムの開発に当たり、システム部門と業務部門とが連携しておらず、業務に必要な機能、性能等についての検討が十分でなかったことなどから、システムが業務に使用できないものとなっていて全く利用されていなかったもの

科 目	(項)運営費交付金事業費
部 局 等	独立行政法人国際交流基金本部
契 約 名	(1) 財務会計システム評価、改修・開発支援業務等 10 契約 (2) 新財務会計システム改修(バグ改修)業務等 8 契約
契 約 の 概 要	(1) 財務会計システムの開発を行うもの (2) 財務会計システムの改修、調査等を行うもの
契 約 の 相 手 方	(1) 株式会社ネットコム等 4 者 (2) ITS 株式会社等 2 者
契 約	(1) 平成 22 年 10 月～23 年 6 月 随意契約 8 件、一般競争契約 2 件 (2) 平成 23 年 7 月～24 年 3 月 随意契約
支 払 額	(1) 36,458,625 円(平成 22、23 両年度) (2) 7,245,000 円(平成 23 年度) 計 43,703,625 円
全く利用されていなかったシステムの開発等に 係る支払額	(1) 36,458,625 円(平成 22、23 両年度) (2) 7,245,000 円(平成 23 年度) 計 43,703,625 円

#### 1 契約の概要

独立行政法人国際交流基金(以下「基金」という。)は、日々の会計処理や、各年度における予算執行管理、資産管理、財務諸表の作成等の決算事務等に関して、従前から運用していた財務会計システムの機能が業務内容に対応しきれないとして、平成 22 年 10 月から 23 年 6 月までの間に、会計機能、予算機能、固定資産機能等を有する財務会計システムのソフトウェア(以下「財務システム」という。)を新たに開発するため、基金において作成した仕様書に基づき、株式会社ネットコム等 4 者と「財務会計システム評価、改修・開発支援業務」等 10 契約を締結し、設計、プログラム製造、テスト等を行わせ、計 36,458,625 円を支払っている。また、基金は、23 年 7 月から 24 年 3 月までの間に、財務システムの改修、調査等を行うため、ITS 株式会社等 2 者と「新財務会計システム改修(バグ改修)業務」等 8 契約を締結し、計 7,245,000 円を支払っている。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、有効性等の観点から、財務システムについて、業務に必要な機能、性能等が備えられているか、業務に利用されているかなどに着眼して、上記の18契約を対象として、基金本部において契約関係書類を確認したり、開発の状況を聴取したりするなどして会計実地検査を行った。

### (2) 検査の結果

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

財務システムは、23年6月に完成していた。しかし、基金は、財務システムの開発の業務を担当する部門(以下「システム部門」という。)と実際に財務システムを利用して業務を行う部門(以下「業務部門」という。)との連携がないまま財務システムの開発を行っていたため、次のとおり、財務システムは、業務に必要な機能、性能等が備えられておらず、業務に使用できないものとなっていた。

- ① 送金に関するデータを金融機関に送信する前に、その送金の内容を確認し承認する行為が機能として備えられていないなど、実際に行っている業務内容と適合していなかった。
- ② 支出負担行為を行うに当たり、新規入力画面上で過去に処理を行った支出負担行為書の内容を複写する機能がないため、全ての項目を最初から入力する必要があるなど、作業に著しく手間が掛かるものとなっていた。

以上のことから、基金は、前記のとおり、システム改修等業務を実施するため、2者との間で計8契約を締結し、財務システムの改修や財務システムに対する調査等を行っていたが、改善には至らず、財務システムは業務に使用できるものとはならなかった。

このため、財務システムは、完成した23年6月以降全く利用されておらず、財務システムの開発に係る支払額計36,458,625円及び財務システムの改修、調査等に係る支払額計7,245,000円、合計43,703,625円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、基金において、財務システムの開発に当たり、システム部門と業務部門とが連携しておらず、業務に必要な機能、性能等についての検討が十分でなかったことなどによると認められる。

## 第25 独立行政法人日本学術振興会

### 不 当 事 項

#### 補 助 金

#### (431) 科学研究費補助金の経理が不当と認められるもの

科 目	(一般勘定) 科学研究費補助事業費
部 局 等	独立行政法人日本学術振興会
補 助 の 根 拠	独立行政法人日本学術振興会法(平成14年法律第159号)
補 助 事 業 者 (事 業 主 体)	研究代表者1
補 助 事 業	科学研究費補助
補助事業の概要	我が国の学術を振興するために、あらゆる分野における優れた独創的・先駆的な学術研究を行うもの
上記に対する国庫補助金交付額	10,270,000円(平成19、20両年度)
不当と認める国庫補助金交付額	1,897,456円(平成19、20両年度)

### 1 補助金の概要

#### (1) 科学研究費補助金の概要

独立行政法人日本学術振興会(以下「振興会」という。)は、独立行政法人日本学術振興会法(平成14年法律第159号)等に基づき、文部科学省が所掌する科学研究費補助金の交付対象となる一部の研究種目等について、平成11年度から国の補助金を財源として、科学研究費補助金(以下「補助金」という。)を交付している。

補助金は、我が国の学術を振興するために、人文・社会科学から自然科学まであらゆる分野における優れた独創的・先駆的な研究を格段に発展させることを目的として交付するものであり、交付の対象となる研究種目等には基盤研究等がある。

補助金の交付の申請をすることができる者は、「独立行政法人日本学術振興会科学研究費補助金(基盤研究等)取扱要領」(平成15年規程第17号。以下「取扱要領」という。)等により、大学、大学共同利用機関等の学術研究を行う機関(以下「研究機関」という。)に所属する研究者が科学研究を行う場合は、当該科学研究を行う研究者の代表者(以下「研究代表者」という。)等とされている。

補助の対象となる経費は、「科学研究費補助金(科学研究費及び学術創成研究費)の取扱いについて」(平成15年文科振第92号文部科学省研究振興局長通知。以下「局長通知」という。)等により、研究で使用する消耗品等(以下「研究用物品」という。)の購入費等の研究計画の遂行等に必要経費(直接経費)のほか、一部の研究種目については、研究の実施に伴い研究機関において必要となる管理等に係る経費(間接経費)とされており、間接経費の額は原則として直接経費の30%とされている。

## (2) 補助金の管理方法

交付された補助金の管理方法については、局長通知等により、研究代表者等は、所属する研究機関に補助金の管理を行わせることとされている。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、交付された補助金が研究機関において取扱要領、局長通知等に従って適切に管理されているかなどに着眼して、振興会及び37研究機関において会計実地検査を行った。そして、上記の研究機関に係る346事業主体(346研究代表者等)が行っている498研究課題について納品書、請求書等の書類により検査するとともに、補助金の管理が適切でないと思われる事態があった場合には、研究機関に報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

### (2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり不適正な経理処理を行っている事態が見受けられた。

振興会は、学校法人千葉工業大学(以下「千葉工業大学」という。)に所属する研究者を研究代表者とする研究課題を対象として、19、20両年度に補助金計10,270,000円(直接経費7,900,000円、間接経費2,370,000円)を交付しており、千葉工業大学が補助金の管理を行っていた。

しかし、上記の研究代表者は、交付された補助金の一部を配分して執行させることが取扱要領等により認められていない研究協力者(20年度は連携研究者)<sup>(注1)</sup>であった研究者A<sup>(注2)</sup>が補助金の一部を任意に使用することを認めていた。そして、研究者Aは、業者に架空の取引等を指示して虚偽の納品書、請求書等を作成させ、これにより千葉工業大学に購入代金計1,459,582円を支払わせて、納品書、請求書等に記載された内容とは異なる研究用品の購入代金に充てるなどしていた。

したがって、上記の購入代金計1,459,582円は、補助の対象となる経費とは認められず、国庫補助金計1,897,456円(直接経費計1,459,582円、間接経費計437,874円)が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、研究者Aにおいて、補助金の原資は税金等であるにもかかわらず事実に基づく適正な会計経理を行うという基本的な認識が欠けていたこと、研究代表者において、補助金の執行における管理等が十分でなかったこと、千葉工業大学において、研究用物品の納品検査等が十分でなかったこと、振興会において、研究機関等に対する補助金の不正使用の防止についての実施基準等の導入や指導を行っていたものの、その周知徹底が十分でなかったことによると認められる。

(注1) 連携研究者 研究代表者と連携して研究を行う者で、研究協力者と同様に、研究代表者が交付された補助金の一部を連携研究者に配分して執行させることは取扱要領等により認められていない。

(注2) 研究者A 千葉工業大学に所属する研究者Aについては本件以外にも不当事項を掲記しており、同一の研究者については同一のアルファベットで表示している(前掲170ページ、639ページ参照)。

## 第26 独立行政法人理化学研究所

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

研究に用いる物品の購入に当たり、要求元から契約部門に対して材料の提供及び装置等の貸与に係る情報を確実に伝えることなどにより、予定価格の算定等を適切なものとするよう改善させたもの

科 目	経常費用
部 局 等	独立行政法人理化学研究所本所(平成 25 年 4 月 1 日以降は同研究所本部)、横浜研究所(25 年 4 月 1 日以降は横浜事業所)
契 約 名	HeliScopeCAGE ライブラリー等 4 契約
契 約 の 概 要	生命活動を遺伝子レベルで解明するための各種の研究に使用する CAGE ライブラリーを購入するもの
契 約 の 相 手 方	株式会社ダナフォーム
契 約	平成 22 年 3 月～24 年 1 月 一般競争契約、随意契約
契 約 金 額	5 億 9409 万円(平成 21 年度～23 年度)
節減できた調達額	4401 万円(平成 21 年度～23 年度)

### 1 CAGE ライブラリーの購入の概要

独立行政法人理化学研究所(以下「研究所」という。)は、独立行政法人理化学研究所法(平成 14 年法律第 160 号)に基づいて科学技術に関する研究を行うため、多数の物品を購入している。そして、研究所は、生命活動を遺伝子レベルで解明するため、細胞や組織における遺伝子の働きの解析に使用する CAGE ライブラリー<sup>(注)</sup>を購入している。

研究所は、①平成 22 年 3 月に CAGE ライブラリー 58 個を 9135 万円で、② 23 年 2 月に同 240 個を 3 億 0240 万円で、③ 同年 10 月に同 23 個を 2898 万円で、④ 24 年 1 月に同 136 個を 1 億 7136 万円で、計 457 個を計 5 億 9409 万円で、①、②及び④については本所(25 年 4 月 1 日以降は本部)において、③については横浜研究所(25 年 4 月 1 日以降は横浜事業所)において、一般競争契約又は随意契約により、それぞれ株式会社ダナフォーム(以下「ダナ社」という。)との間で契約を締結して購入している。

(注) CAGE ライブラリー 研究の対象となる細胞や組織から抽出した RNA を特許技術により加工して作製された DNA 溶液

### 2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性、経済性等の観点から、CAGE ライブラリーの予定価格の算定は適切かなどに着眼して、上記の 4 契約、契約金額計 5 億 9409 万円を対象として、本所及び横浜研究所において、契約書、予定価格調書等の関係書類を確認するとともに、ダナ社に赴いて見積価格の内訳を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

研究所は、本所及び横浜研究所の契約の担当課において、調達の要求元(以下「要求元」という。)である横浜研究所のオミックス基盤研究領域(以下「研究室」という。)から CAGE ライブラリーの購入依頼を受けて、ダナ社に対して見積書の提出を要求し、ダナ社から CAGE ライブラリー 1 個当たりの見積価格を、①については 1,500,000 円に消費税相当額を加算した 1,575,000 円、②、③及び④については 1,500,000 円から 300,000 円値引いた 1,200,000 円に消費税相当額を加算した 1,260,000 円とする見積書の提出を受けて、これらの額をそのまま用いて予定価格を算定し、いずれも予定価格と同額で契約を締結して購入していた。

研究室は、①から④までについて、研究所が所有している材料、作業室を用いることにより CAGE ライブラリーの品質が高くなるなどとして、ダナ社に対して、試薬等の材料の全てを無償で提供したり、作製に用いる作業室を無償で貸与したりしていた。さらに、②、③及び④については、手作業で CAGE ライブラリーを作製した①の場合に比べて作業の効率化が図られるなどとして、研究所所有の、構成の組替えにより CAGE ライブラリーを作製することが可能となる装置(23 年度末台帳価格 8,803,354 円。以下「作製装置」という。)を無償で貸与していた。

しかし、研究室は、契約の担当課に対してこれらの情報を伝えておらず、また、作製装置等の貸与について、横浜研究所の財産管理の担当課に対して物品管理事務取扱細則(平成 15 年細則第 80 号)及び不動産等管理事務取扱細則(平成 15 年細則第 79 号)に定める手続(以下「所定の手続」という。)をとっておらず、無断で貸与していた。

そして、契約の担当課は、ダナ社から提出を受けた見積書の価格には試薬等の材料の無償提供及び作製装置等の無償貸与の実態が反映されていなかったのに、前記の情報が伝えられていなかったため、見積書の価格をそのまま用いて予定価格を算定しており、契約書等においても材料の無償提供及び作製装置等の無償貸与について明示していなかった。また、財産管理の担当課は、所定の手続がとられないまま作製装置等が無断で貸与されていたため、その貸与の状況について把握していなかった。

このように、研究所において、研究に用いる物品の購入に当たり、契約の相手方に材料を提供したり装置等を貸与したりしているのに、これらの情報が予定価格の算定等の契約事務を所掌する部門(以下「契約部門」という。)に伝えられておらず、予定価格が適切に算定されていないなどの事態や、装置等を貸与しているのに所定の手続がとられておらず、財産の管理事務を所掌する部門(以下「管理部門」という。)において財産貸与の状況が適切に把握されていない事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

#### (節減できた調達額)

CAGE ライブラリーの予定価格について、材料の無償提供による費用の削減、作製装置の無償貸与による作製の効率化等の実態を踏まえて修正計算すると、1 個当たりの価格は①については 1,249,500 円、②、③及び④については 1,197,000 円となり、これらにそれぞれの契約の購入個数を乗ざると計 5 億 5007 万余円となり、前記の契約金額計 5 億 9409 万円と比べて調達額が計 4401 万余円節減できたと認められた。

#### (発生原因)

このような事態が生じていたのは、研究所において、研究に用いる物品の購入に当たり、要求元が契約の相手方に材料を提供したり装置等を貸与したりする場合には、これらの情報を契約部門に確実に伝えること、要求元が契約の相手方に装置等を貸与する場合には、所定

の手續を適切にとることについての認識が欠けていたことなどによると認められた。

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、研究所は、25年8月に、契約金額と本件4契約に係る材料の無償提供及び作製装置等の無償貸与の実態を反映した額との差額4401万余円をダナ社から返還させるとともに、関係部署に通知文書を発して、次のような処置を講じた。

ア 要求元が契約の相手方に材料を提供したり装置等を貸与したりする場合には、予定価格を適切に算定したり契約書等に明示したりできるように、契約部門に対してこれらの情報を確実に伝えることを周知した。

イ 要求元が契約の相手方に装置等を貸与する場合には、財産貸与の状況を適切に把握できるように、管理部門に対して所定の手続をとることを周知した。

## 第27 独立行政法人宇宙航空研究開発機構

平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

### 人工衛星等の研究、開発等に関する契約における制度調査及び原価監査の実施状況等 について

(平成 23 年度決算検査報告 823 ページ参照)

#### 1 本院が表示した意見

独立行政法人宇宙航空研究開発機構(以下「機構」という。)は、三菱電機株式会社との間で契約を締結して、人工衛星等の研究、開発等を行っており、契約書等に基づき、制度調査及び原価監査を実施している。しかし、過去の過大請求事案を踏まえるなどして再発防止策を講じてきたとされているにもかかわらず、これらの契約において同会社による過大請求が発生していて、作業現場や工数計上の実態等の把握が十分に行われていないなど制度調査及び原価監査が有効に機能していない事態が見受けられた。

したがって、機構において、制度調査及び原価監査が効果的に実施できる体制を整備して抜き打ちの調査及び監査が実施できるようにするなどして牽制<sup>けん</sup>効果が十分に働く実施方法に改めたり、制度調査については、作業現場に赴いて作業の実態、工数計上の手続等を実地に確認する調査(以下「フロアチェック」という。)を行う場合には作業実態等を把握するようその充実及び強化を図るとともに、原価計算方式に関連する内部統制の整備及び運用状況について適切に調査し把握して必要に応じて適切な指導を行うなどしたり、原価監査については、関係書類等の照合にとどまることなく適切に事実の把握及び確認を行ったりするよう、独立行政法人宇宙航空研究開発機構理事長に対して平成 24 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により意見を表示した。

#### 2 当局が講じた処置

本院は、機構筑波宇宙センターにおいて、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、25 年 7 月までに、契約事務実施要領等を改正して、次のような処置を講じていた。

ア 制度調査や原価監査等を実施するための課を新たに設置したり抜き打ちの調査及び監査を行うこととしたりなどして、牽制効果が働くように実施体制を整備した。

イ 制度調査について、フロアチェックを行う場合には、原則として調査当日に任意に作業員等を指定して質問を行うこととするなど、作業実態等を把握するための充実及び強化を図った。また、法令遵守制度について聴取することなどにより原価計算方式に関連する内部統制の整備及び運用状況を把握するとともに、必要に応じて責任者に指導することとした。

ウ 原価監査について、必要に応じて作業員等に作業実態を聴取するなどして、事実の把握及び確認に努めることとした。

第28 独立行政法人日本スポーツ振興センター

意見を表示し又は処置を要求した事項

日常スポーツ活動助成金について、交付決定を行う際に必要な情報を活動計画書等に記載させることとしたり、助成活動者に対する調査等の権限を活用したりすることなどにより、助成金の交付決定時や額の確定時の審査を適切に実施するよう改善の処置を要求したもの

科 目	(一般勘定) (項)業務経費 (投票勘定) (項)業務経費
部 局 等	独立行政法人日本スポーツ振興センター
助 成 の 根 拠	独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)、 スポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成10年法律第63号)
助 成 事 業	日常スポーツ活動助成
助成事業の概要	選手及びその指導者等が競技技術向上を図るために自ら計画的に行う 日常のスポーツ活動に対して助成を行うもの
日常スポーツ活動助成金の助成活動者数	延べ3,161人(平成19年度～24年度)
上記に対する助成金交付額	31億0050万円(背景金額)

【改善の処置を要求したものの全文】

日常スポーツ活動に対する助成金の交付に係る審査等について

(平成25年10月31日付け 独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長宛て)  
標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 日常スポーツ活動に対する助成制度の概要

(1) 日常スポーツ活動助成金の概要

貴センターは、我が国のスポーツの振興を図るために、平成2年度に政府出資金250億円を受けるなどして設置されたスポーツ振興基金の運用益等を財源として、「独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興基金助成金交付要綱」(平成15年度要綱第1号。以下「交付要綱」という。)等に基づき、オリンピック日本代表選手等我が国における優秀なスポーツ選手及びその指導者等が競技技術の向上を図るために自ら計画的に行う日常のスポーツ活動(以下「日常スポーツ活動」という。)等に対して助成金を交付している(以下、日常スポーツ活動に対して交付される助成金を「日常スポーツ活動助成金」という。)

ア 日常スポーツ活動助成金の交付の対象

(ア) 助成対象者

日常スポーツ活動助成金の助成対象者は、交付要綱等によると、公益財団法人日本オリンピック委員会(以下「JOC」という。)から推薦されたオリンピック強化指定選手及びその指導者等である専任強化スタッフとされている。

そして、専任強化スタッフについては、担当選手のスポーツ活動に対して日常的に指導等を行う者に限るとされており、JOCにおいて、コーチングスタッフ、マネジメントスタッフ、情報・戦略スタッフ及び医・科学スタッフの4種類に区分されている。

(イ) 助成対象活動及び助成対象経費

日常スポーツ活動助成金の助成対象活動は、交付要綱等によると、助成対象者の所属する競技団体(以下「所属団体」という。)から承認を受けた活動計画に基づき行われ、かつ、その活動実績について所属団体の確認を受ける活動であるとされている。

また、助成対象経費は、諸謝金、旅費、消耗品費等の日常スポーツ活動を行うために直接必要な経費とされている。

イ 日常スポーツ活動助成金の交付に係る手続

(ア) 交付申請及び交付決定

貴センターは、交付要綱等に基づき、JOCから推薦を受けた候補者の中から助成対象者を決定するとともに、当該助成対象者から提出された助成金交付申請書、助成活動計画書(以下「活動計画書」という。)等について、助成対象活動の要件に合致しているかなどの書類審査(以下「交付決定時審査」という。)を行った上で日常スポーツ活動助成金の交付決定を行うこととされている。

(イ) 活動状況報告、実績報告及び額の確定

上記の交付決定を受けて活動を行う者(以下「助成活動者」という。)は、交付要綱等に基づき、その活動状況について、助成活動状況報告書(以下「状況報告書」という。)を四半期ごとに、また、助成活動実績報告書(以下「実績報告書」という。)を当該年度の活動が完了したときに作成して、それぞれ貴センターに提出することとされている。

そして、貴センターは、助成活動者から実績報告書の提出を受けた場合は、交付要綱等に基づき、実績報告書等の審査(以下「額の確定時審査」という。)及び必要に応じて現地調査を行うなどして日常スポーツ活動助成金の額を確定することとされている。

また、助成活動者は、交付要綱等に基づき、日常スポーツ活動に係る支出額の内容を証する書類(以下「証拠書類」という。)を整備して、これを活動終了後5年間保存し、貴センターの指示に応じて直ちに提出できるようにしておかなければならないとされている。

(2) 全日本柔道連盟第三者委員会による調査結果

公益財団法人全日本柔道連盟(24年3月31日以前は財団法人全日本柔道連盟。以下「全柔連」という。)は、25年3月に、全柔連に所属する指導者等において日常スポーツ活動助成金の取扱いに問題があるとの報道がなされたことなどをを受けて、外部の委員のみによって構成される「振興センター助成金問題に関する第三者委員会」(以下「第三者委員会」という。)を設置して、19年度から24年度までの間に交付された日常スポーツ活動助成金の受給の適正性等について調査を委嘱した。

そして、第三者委員会が25年6月に全柔連に提出した最終報告書において、指導者等63人のうち27人は、全柔連の強化委員としての活動を行っているものの担当選手との関

わり(以下、この関わりのことを「指導等の関係」という。)が僅かにすぎなかったり、担当選手の引退等により指導を行わなくなったりなどして、日常スポーツ活動助成金の受給資格が認められないとされた。

また、指導者等 46 人に交付された日常スポーツ活動助成金の一部が強化留保金の名目で全柔連の関係者が管理する口座に振り込まれるなどされており、これらは日常スポーツ活動助成金の助成対象経費とは認められないとされた。

### (3) 貴センターによる調査結果

貴センターは、全柔連に係る報道を契機として、22 年度から 24 年度までの間に日常スポーツ活動助成金の交付を受けた全柔連以外の競技団体に所属する指導者等及びその担当選手を対象に、指導者等の活動実態や競技団体への拠出金の有無について調査を行った。そして、貴センターは、25 年 5 月に、公益社団法人日本カーリング協会及び財団法人全日本スキー連盟(25 年 8 月 1 日以降は公益財団法人全日本スキー連盟)に所属する指導者等計 2 人について、担当選手に対して指導を行っていない期間があり受給資格が認められない事態があったことなどを公表した。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性等の観点から、日常スポーツ活動助成金の交付に係る審査等が適切に実施されているかなどに着眼して、19 年度から 24 年度までの間に助成活動者延べ 3,161 人に交付された日常スポーツ活動助成金計 31 億 0050 万円を対象として、貴センターにおいて状況報告書や実績報告書等の書類を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。また、貴センターを通じて助成活動者から日常スポーツ活動助成金の使途について報告を求めるなどして調査した。

### (検査の結果)

前記の第三者委員会及び貴センターの調査結果を踏まえて、貴センターにおける交付決定時審査及び額の確定時審査の状況について検査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 交付決定時審査について

ア 担当選手との指導等の関係が僅かにすぎず受給資格が認められないとされた指導者等の共通点

第三者委員会の調査結果において日常スポーツ活動助成金の受給資格が認められないとされた指導者等 27 人のうち、担当選手との指導等の関係が僅かにすぎないことが理由となっている 18 人(以下「全柔連の指導者等 18 人」という。)の特徴についてみたところ、次のような共通点が見受けられた。

##### (ア) 担当選手と所属先が相違している者(17 人)

17 人の指導者等については、指導者等とその担当選手がそれぞれ異なる企業や学校に所属していて、中には活動拠点が地理的に離れているケースもあるなどしており、所属先が同じ場合と比較して、担当選手に対して日常的に指導等を行うことが実質的に難しい状況となっていた。

##### (イ) 全柔連においてコーチの役職に就いていない者(15 人)

15 人の指導者等については、第三者委員会の調査結果にもあるとおり、全柔連に

においてコーチの役職に就いていないことから、強化委員としての活動は行っているものの、担当選手との指導等の関係はほとんどなく、担当選手に対して日常的に指導等を行っているとは言い難い状況となっていた。

(ウ) 専任強化スタッフの種類がマネジメントスタッフである者(14人)

14人の指導者等については、専任強化スタッフの種類がマネジメントスタッフとなっていた。マネジメントスタッフは、競技者、チーム、関係スタッフ、所属先等との連携を図り、競技活動をサポートする者とされており、その業務の性質上、コーチングスタッフと比較して、担当選手との指導等の関係がより間接的になる傾向があった。

上記(ア)から(ウ)までの状況を示すと表1のとおりである。

表1 全柔連の指導者等18人に見受けられた共通点

全柔連の指導者等	共通点			(ア)、(イ)及び(ウ)の全てに該当している者(○)
	(ア)担当選手と所属先が相違している者(○)	(イ)全柔連においてコーチの役職に就いていない者(○)	(ウ)専任強化スタッフの種類がマネジメントスタッフである者(○)	
A	○	○	○	○
B	○	○	○	○
C	○	○	○	○
D	○	○	○	○
E	○	○	○	○
F	○	○	○	○
G	○	○	○	○
H	○	○	○	○
I	○	○	○	○
J	○	○	○	○
K	○	○	○	○
L	—	○	○	—
M	○	○	○	○
N	○	—	—	—
O	○	○	○	○
P	○	—	—	—
Q	○	—	—	—
R	○	○	—	—
計18人	17人	15人	14人	13人

そして、上記(ア)、(イ)及び(ウ)の全てに該当している者は13人となっていた。一方、指導者等63人のうち、全柔連の指導者等18人以外の指導者等についてみると、上記の共通点を有している者は比較的少ない状況であった。このため、上記の共通点に関する情報は、交付決定時審査の段階で指導者等と担当選手との指導等の関係を把握する上で必

要な情報と考えられる。

#### イ 交付決定時審査の状況

##### (ア) 指導等の関係の把握状況

活動計画書の記載事項は、活動計画、担当選手、資金計画等となっており、全柔連の指導者等 18 人に見受けられた共通的な事項、すなわち指導者等と担当選手の所属先、所属団体における指導者等の役職及び専任強化スタッフの種類を記載することとはされておらず、指導者等と担当選手との指導等の関係を十分に把握できるものとはなっていない。このため、全柔連の指導者等 18 人について受給資格がなかったことを交付決定時審査において確認することは困難であったと史料される。

##### (イ) 助成対象活動の範囲

交付要綱等においては、指導者等である専任強化スタッフの受給資格を「当該選手のスポーツ活動に対して日常的に指導等を行う者に限る。」と規定するのみで、指導者等の助成対象活動の範囲を明確にしていない。しかし、専任強化スタッフの種類によって活動内容は異なり、指導等の関係の程度にも差があることから、上記の規定のみでは指導者等の活動が助成対象活動に該当するかどうか十分に審査することが困難な状況となっていた。

#### (2) 額の確定時審査について

##### ア 状況報告書や実績報告書の記載内容

第三者委員会及び貴センターの調査結果によると、担当選手の引退や休養等により担当選手に対して指導等を行っていない期間があることにより、その間の日常スポーツ活動助成金の受給資格が認められないとされた者は、全柔連等の 3 競技団体に所属する指導者等計 13 人とされている。

これらの指導者等の状況報告書の内容について本院が確認したところ、担当選手に対して指導等を行っていないとされている期間についても指導等を行ったとする内容が記載されていたり、担当選手の国内外における大会の成績やトレーニングの内容が抽象的に記載されていたりなどして、その実態について書面で確認することは困難な状況となっていた。

また、第三者委員会の調査結果によると、全柔連の指導者等 46 人は、日常スポーツ活動助成金の一部を強化留保金として全柔連の関係者が管理する口座に振り込むなどしていたとされているが、これらの指導者等の実績報告書の内容について本院が確認したところ、助成金は諸謝金、旅費等に使用されたことになっていて、その実態について書面で確認することは困難な状況となっていた。

#### イ 額の確定時審査の状況

##### (ア) 助成活動者に対する調査等の状況

前記のように、状況報告書や実績報告書の記載内容が抽象的であったり、事実と異なっていたりする場合、これらの書類を審査するだけでは、指導等の実績の有無や強化留保金への拠出の事実等を確認することは困難である。このため、額の確定時審査に当たっては、助成活動者に対する調査等の権限を活用して、一定の範囲で証拠書類の提出を求めることなどにより助成対象活動の内容等を調査する必要があると考えら

れる。しかし、本院が確認したところ、貴センターが、これまでこのような調査を行った実績はなかった。

(イ) 助成活動者における証拠書類の保存状況

上記の状況を踏まえ、本院は、24年度の助成活動者計713人のうち、活動計画書と実績報告書のそれぞれに記載された支出額の内訳が全く同一となっていて、その適正性に疑問のある選手及び指導者等計70人を対象に、貴センターを通じて証拠書類の提出等を求めた。

その結果、表2のとおり、証拠書類を全く提出できなかった者が60人、一部しか提出できなかった者が8人となっており、これらの助成活動者については、交付された助成金が適正に使用されていたかどうかを確認することができなかった。

そして、これらの助成活動者は、その提出できない理由を、証拠書類の保存義務を知らなかったこと、保存義務はないと勘違いしていたことなどによっているとしていた。

表2 証拠書類の提出状況及び提出できない理由

区 分	証拠書類の提出状況	提出できない理由(注)		
		保存義務を知らなかった	保存義務はないと勘違いしていた	そ の 他
証拠書類の全てを提出した者	2人			
証拠書類の一部しか提出できなかった者	8人	6人	4人	2人
証拠書類を全く提出できなかった者	60人	18人	47人	7人
計	70人	24人	51人	9人

(注) 提出できない理由について、複数の理由を回答している者がいるため、人数の計は証拠書類の提出状況の計と一致しない。

このような状況となっていたのは、前記のとおり、助成対象者は、交付要綱等の規定において、証拠書類を活動終了後5年間保存しなければならないとされているのに、貴センターは、毎年度各競技団体又は助成活動者に配布している日常スポーツ活動助成金の手続等に関する手引において、活動計画書と状況報告書を証拠書類に代えることとして証拠書類の提出は不要としていたことなどによると考えられる。

(改善を必要とする事態)

このように、貴センターにおいて、指導者等と担当選手との指導等の関係を適切に把握していないなど交付決定時審査が十分に行われていない事態、調査等の権限を活用して証拠書類の提出を求めているなど額の確定時審査が十分に行われていない事態は適切とは認められず、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴センターにおいて、次のことなどによると認められる。

- ア 活動計画書等において、指導者等と担当選手との指導等の関係を把握する上で必要となる情報を記載させることなく交付決定時審査を行っていたこと
  - イ 交付要綱等において、助成対象となる指導者等の活動の範囲を明確に規定していなかったこと
  - ウ 額の確定時審査において、交付要綱等に規定する調査等の権限を活用して証拠書類の提出を求めるなどの必要があることの認識が欠けていたこと
  - エ 助成活動者には証拠書類の保存義務があるにもかかわらず、手引等において、証拠書類の保存が必要ないと誤認される記載をしていたこと
- 3 本院が要求する改善の処置**
- 貴センターは、今後も引き続き日常スポーツ活動に対し必要な助成を行うこととしている。ついては、その交付の適正性が確保されるよう次のとおり改善の処置を要求する。
- ア 活動計画書等に指導者等と担当選手の所属先、所属団体における指導者等の役職、専任強化スタッフの種類等、指導者等と担当選手との指導等の関係を把握するために必要な情報を記載させるなどして、交付決定時審査を適切に行うこと
  - イ 交付要綱等を改めるなどして、専任強化スタッフの種類に対応した指導者等の活動の範囲を明確に規定すること
  - ウ 助成活動者に対する調査等の権限を活用するなどして、額の確定時審査を適切に行うこと
  - エ 手引等の記載内容を改めるなどして、証拠書類の保存義務を助成活動者に対し周知徹底すること

平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

**スポーツ振興投票等業務における経営管理業務及びシステム開発等業務に関する契約について**

(平成 23 年度決算検査報告 831 ページ参照)

**1 本院が求めた是正改善の処置**

独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)は、専門の業者との間でスポーツ振興投票等業務における経営管理業務及びシステム開発等業務に関する契約を締結している。しかし、会計規則等の規定に反して予定価格を適正に作成しておらず実施部門が契約に係る諸手続を行っていたり、支払額の決定に関する記録や提供された業務に関する記録等が残されていないことなどから、これらの妥当性等を確認できなかつたり、本件契約のように重要な契約が契約審議委員会における審議の対象となっていなかつたりする事態が見受けられた。

したがって、センターにおいて、会計規則等に基づき契約事務等を適切に行い、支払額等について協議の内容等に関する記録等によりその妥当性等を明らかにすることができるよう体制を整備するとともに、業務運営にとって重要な契約については、契約審議委員会において適切に審議するよう、独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長に対して平成 24 年 10 月に、会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求めた。

## 2 当局が講じた処置

本院は、センターにおいて、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、センターは、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 25年4月に「契約事務マニュアル」を作成して、会計規則等に基づいて予定価格を作成するなど、契約事務等を適切に行うことについての周知徹底を図った。
- イ 上記のマニュアルにおいて、支払額等について、協議の内容、経緯等に関する記録や基礎資料等によりその妥当性等を明らかにすることを明記するとともに、職員向けの説明会において周知するなどして、体制の整備を行った。
- ウ 24年12月に、「独立行政法人日本スポーツ振興センター契約審議委員会の審議事項に関する細則」を新たに制定して、契約審議委員会が審議の対象とする契約及び契約額の範囲、審議を行う事項等を定めて、センターの業務運営にとって重要な契約については契約審議委員会において審議することとした。

第29 独立行政法人日本芸術文化振興会

意見を表示し又は処置を要求した事項

映画製作支援事業により製作された映画の一般公開等により収入を得た団体に対して収入の納付を求めるために必要な体制を整備するなどして、収入の納付が適切に行われるよう意見を表示したもの

(平成 25 年 10 月 18 日付けで文化庁長官及び独立行政法人日本芸術文化振興会理事長宛てに本院が表示した意見の内容は、178 ページの文部科学省の項に総括的に掲記している。)

### 第30 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

平成 22 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

#### 雇用促進住宅の貸与契約の締結等に関する業務を実施するための統括事務所の設置について

〔平成 22 年度決算検査報告 750 ページ参照〕  
〔平成 23 年度決算検査報告 849 ページ参照〕

#### 1 本院が求めた是正改善の処置

独立行政法人雇用・能力開発機構(平成 23 年 10 月 1 日解散。以下「旧機構」という。)は、雇用促進住宅の貸与契約の締結等に関する業務を実施するための統括事務所を 20 年度に設置する際に、都道府県庁所在地等の中心街に設置する理由が既に失われるなどしていたにもかかわらず、経済的な設置場所や雇用促進住宅の施設の有効活用についての検討を十分に行うことなく 19 年度まで上記業務を受託していた受託者が使用していた貸事務所をそのまま使用することにしたため、その設置に係る費用が多額となっている事態が見受けられた。

したがって、旧機構において、多額の賃借料を支払って設置している統括事務所について、雇用促進住宅の遊休している施設、利用が可能な集会所等の施設又は旧機構の廃止に伴って空きが生ずると考えられる旧機構の施設を有効活用するなどして、これらの施設に統括事務所を設置することにより、統括事務所の設置に係る費用の低減を図るよう、独立行政法人雇用・能力開発機構理事長に対して 23 年 6 月に、会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求めた。

#### 2 当局が講じた処置

本院は、旧機構が実施していた雇用促進住宅の管理運営等に係る業務を承継した独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、同機構は、本院指摘の趣旨に沿い、統括事務所の設置に係る費用の低減を図るために、次のような処置を講じていた。

ア 北海道ブロックについては、雇用促進住宅の敷地内の施設を有効活用して、24 年 3 月から統括事務所として使用を開始した。

イ 関東甲信越、中部、近畿四国、中国、九州各ブロックについては、いずれも雇用促進住宅の敷地内の施設を確保して統括事務所の機能の一部を移転し有効活用を図るとともに、業務の実施に必要な面積が不足する分については、最小限の面積の貸事務所を借り上げて 24 年度中に移転して、雇用促進住宅の敷地内の施設と貸事務所との一体的な運用を開始した。

ウ 東北ブロックについては、東日本大震災の被災者等に雇用促進住宅を提供していて雇用促進住宅の敷地内の施設の活用が困難な状況であることから、統括事務所の業務の実施に必要な最小限の面積の貸事務所を借り上げて、24 年 11 月に移転した。

平成23年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 雇用促進住宅の貸与契約の解除手続及び損害金の債権管理について

(平成23年度決算検査報告839ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「機構」という。)は、平成23年10月に独立行政法人雇用・能力開発機構(以下「旧機構」という。)から雇用促進住宅の管理運営等に係る業務を承継して実施している。しかし、旧機構において、雇用促進住宅の家賃等滞納者に対して通達に定める貸与契約の解除手続を適正に行っていなかったり、貸与契約の解除に伴い発生する損害金の発生額及び未収額を適切に把握し管理していなかったりなどしている事態が見受けられた。

したがって、機構において、損害金の発生額及び未収額を適切に把握し管理して、家賃等滞納者等に対して損害金の請求等を行い、判決で請求が認められた損害金を管理状況記録簿に記録するとともに、通達に定める貸与契約の解除手続を適正に行うよう雇用促進住宅の管理運営等に係る業務の委託を受けた者に対して指導し、また、雇用促進住宅に係る損害金の債権管理簿や時効中断の措置等の債権管理の事務に関する具体的な手続を整備して、上記の委託を受けた者等に対して周知し、適切に事務を行うよう、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長に対して23年12月に、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、機構において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、家賃等の損害金については、24年度に雇用促進住宅管理システムの改修を行って発生額及び未収額を債権として適切に把握し管理して、家賃等滞納者等に対して損害金の請求等を行い、また、判決で請求が認められた損害金を管理状況記録簿に記録するなどの処置を講じていた。

また、通達に定める貸与契約の解除手続及び損害金の把握や管理については、24年1月に雇用促進住宅の管理運営等に係る業務の委託先に対して通知を発して、貸与契約の適正な解除手続について指導するとともに、同年3月に雇用促進住宅に係る損害金の債権管理簿や時効中断の措置等の債権管理の事務に関する具体的な手続を整備して、上記の委託先等に対してその内容を通知する処置を講じていた。

(2) 障害者雇用納付金関係業務における障害者雇用納付金の徴収、障害者雇用調整金の支給等について

(平成23年度決算検査報告845ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「機構」という。)は、障害者である常用雇用労働者の割合が法定雇用率を達成していない事業主から障害者雇用納付金を徴収して、法定雇用率を達成している事業主等に対して障害者雇用調整金又は報奨金を支給するなどの業務を行っている。しかし、事業主が、常用雇用労働者に該当しない障害者を雇用障害者数に含めて納付金の申告又は調整金若しくは報奨金の申請をするなどしていることによ

り、納付金の徴収が不足していたり、調整金及び報奨金が過大に支給されていたりしている事態が見受けられた。

したがって、機構において、納付金の徴収不足額並びに調整金及び報奨金の過大支給額について、事業主に対して速やかに納付及び返還を求めるとともに、実態の労働時間によって常用雇用労働者に該当するか否かを判断する取扱いになっている旨を支給申請書等に係る記入説明書に明記した上で事業主に対して説明会を開催するなどして更なる周知徹底を図るとともに、勤務実態等が確認できる関係書類の提出を適宜求めるなどして事業主から提出された支給申請書等の記載内容を確認することとするなど効果的な審査等が行われるようにするよう、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長に対して平成24年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

## 2 当局の処置状況

本院は、機構において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、事業主に対して納付金の納付並びに調整金及び報奨金の返還のための処置を執るとともに、次のような処置を講じていた。

ア 24年度までに、週の所定労働時間と実態の労働時間の間に常態的なかい離がある場合は、実態の労働時間によって常用雇用労働者に該当するか否かを判断する取扱いになっている旨を注意喚起のために支給申請書等に係る記入説明書に明記するとともに、事業主に対して説明会を開催するなどして更なる周知徹底を図った。

イ 事業主から提出された支給申請書等の記載内容の確認については、事業主の規模に応じて実施することとして、常用雇用労働者が300人以下の事業主については、25年4月に支給要領等を改正して、26年度分からの調整金等の支給申請において、対象となる雇用障害者の勤務実態等が確認できる関係書類を提出させるなどして記載内容を審査することとした。

そして、納付金の申告書及び常用雇用労働者が300人を超える事業主が行う調整金の支給申請書の記載内容の確認については、26年度以降の事業所調査を強化することなどにより実施することとしている。

### 第31 独立行政法人日本貿易振興機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

海外事務所に勤務する職員等に対する定期健康診断の実施に当たり、在勤地での定期健康診断の受診が可能であると認められた海外事務所においては定期健康診断に係る旅費を支給しないこととするなどして、現地の医療事情等を考慮した適切なものとするよう改善させたもの

科 目	経常費用
部 局 等	独立行政法人日本貿易振興機構本部、3 海外事務所
定期健康診断に係る旅費の概要	特定在勤地に所在する海外事務所に勤務する職員等が在勤地以外の都市で定期健康診断を受診するための旅費
現地の医療事情等を考慮することなく定期健康診断に係る旅費を支給していた事務所数	3 海外事務所
上記の3 海外事務所における定期健康診断に係る旅費の支給額	1599 万円(平成 22、23 両年度)

#### 1 制度の概要

##### (1) 定期健康診断の概要

独立行政法人日本貿易振興機構(以下「機構」という。)は、世界 55 か国に所在する 73 の海外事務所(平成 24 年度末現在)に職員を勤務させるなどして、貿易の振興に関する事業及び地域の経済や関連する諸事情の調査分析等の業務を実施している。

そして、機構は、海外事務所に勤務する職員及び当該職員と同居している扶養親族(以下、これらの者を合わせて「職員等」という。)について「海外職員の定期健康診断実施に関する内規」(平成 15 年独立行政法人日本貿易振興機構内規第 45 号。以下「健康診断内規」という。)を定めて、年 1 回の定期健康診断を必ず受診させることとしている。

健康診断内規によれば、職員等は、原則として在勤地において定期健康診断を受診することとされているが、現地の医療事情等から健康管理上の配慮が必要な地(以下「特定在勤地」という。)に所在する海外事務所に勤務する職員等は、在勤地以外の都市で定期健康診断を受診することができることとされていて、特定在勤地に所在する海外事務所として 21 海外事務所<sup>(注)</sup>が指定されている。

(注) 21 海外事務所 サンホセ、メキシコ、パナマ、カラカス、ブカレスト、モスクワ、サンクトペテルブルク、北京、上海、大連、広州、青島、武漢、マニラ、ジャカルタ、ハノイ、ホーチミン、ドバイ、カイロ、テルアビブ、ヨハネスブルク各事務所

##### (2) 定期健康診断旅行に係る旅費の支給

機構は、健康診断内規において、特定在勤地に所在する海外事務所に勤務する職員等が在勤地以外の都市で定期健康診断を受診する際に、4 泊 5 日を限度として、特定在勤地ご

とに指定する受診地域(北米、欧州又はアジア)までの旅行(以下、この旅行を「定期健康診断旅行」という。)を実施することができるとしている。

そして、機構は、定期健康診断旅行を実施した職員等に対して、当該旅行に必要な旅費として、日当、宿泊費、交通費及び旅行雑費を支給している。22、23両年度において、機構が職員等延べ293名(22年度160名、23年度133名)に支給した定期健康診断旅行に係る旅費は、計3005万余円(22年度1587万余円、23年度1418万余円)となっている。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、定期健康診断旅行に係る旅費の支給は現地の医療事情等からみて適切なものとなっているかなどに着眼して、21海外事務所のうち22、23両年度に機構が支給した定期健康診断旅行に係る旅費の支給実績額の多い北京、上海、ドバイ各事務所(以下、これらを合わせて「3海外事務所」という。)を対象として、機構本部及び3海外事務所において、旅費請求書等の関係書類により会計実地検査を行った。

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

機構が、22、23両年度に、3海外事務所に勤務し定期健康診断旅行を利用して定期健康診断を受診した職員等延べ145名(22年度84名、23年度61名)に対して支給した旅費は、計1599万余円(22年度876万余円、23年度722万余円)となっていた。

しかし、3海外事務所の所在都市における医療事情等について調査したところ、いずれも日本人の健康診断受診実績がある医療機関が複数存在しており、3海外事務所に勤務する職員等は、在勤地で定期健康診断を受診することとしても特段の支障はないと認められた。

したがって、機構が3海外事務所の所在都市を特定在勤地として指定し、職員等に対して在勤地以外の都市への定期健康診断旅行が必要であるとして、そのための旅費を支給していることに合理的な理由はないと認められた。

なお、機構と同様に3海外事務所の所在都市に職員を駐在させて業務を実施している国の職員等の受診状況についてみたところ、原則として在勤地で定期健康診断を受診していた。

以上のように、機構が現地の医療事情等を考慮することなく、3海外事務所において定期健康診断に係る旅費を支給し続けている事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

### (発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構において現地における医療事情等の把握が十分でなかったことなどによると認められた。

## 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、24年11月に健康診断内規を改正して、在勤地での定期健康診断の受診が可能であると認められた3海外事務所に勤務する職員等に対して、定期健康診断を在勤地以外の都市で受診するための旅費を支給しないこととするなどし、健康診断内規の改正内容及び制度趣旨について周知を図り、25年4月から適用するなどの処置を講じた。

## 第32 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

### 不 当 事 項

#### 役 務

### (432) 機構情報ネットワークシステム管理等業務契約において、常駐作業員の月額単価の適用を誤ったため、契約額が割高となっていたもの

科 目	(建設勘定) (項)業務経費
部 局 等	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部青森新幹線建設局(平成23年5月31日以前は東北新幹線建設局)
契 約 名	機構情報ネットワークシステム管理等業務(東北局)
契 約 の 概 要	職員からのネットワークシステムに関する質問に回答したり、ネットワークシステムの運用に障害が発生した場合に専門業者に対応依頼を行ったりなどするもの
契 約 の 相 手 方	東芝情報システム株式会社
契 約	平成23年4月 随意契約
契 約 額	81,900,000 円
割高となっていた契約額	480 万円(平成23年度～25年度)

#### 1 請負契約の概要

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)鉄道建設本部青森新幹線建設局(平成23年5月31日以前は東北新幹線建設局。以下「建設局」という。)は、機構の全組織の間を光ファイバケーブルで結ぶなどして構築した機構情報ネットワークシステムのうち、建設局管内の機構情報ネットワークシステム(以下「ネットワーク」という。)を管理するために、23年4月に、23年度から25年度までの間のネットワークの管理等を行う業務(以下「管理等業務」という。)を随意契約により、東芝情報システム株式会社に81,900,000円で請け負わせている。

建設局は、本件管理等業務契約のうち、建設局の職員からのネットワークに関する質問に回答したり、職員のアクセス権を管理したり、ネットワークの運用に障害が発生した場合に専門業者に対応依頼を行ったりなどする作業の予定価格を、必要となる作業員の人数に、市販の積算参考資料(以下「積算参考資料」という。)に掲載されている1か月当たりの人件費単価(以下「月額単価」という。)を乗ずるなどして積算している。

#### 2 検査の結果

本院は、経済性等の観点から、本件管理等業務契約に係る予定価格の積算が適切に行われているかなどに着眼して、建設局において会計実地検査を行った。そして、予定価格書等の書類を検査するなどしたところ、次のとおり、適切とは認められない事態が見受けられた。

すなわち、建設局は、建設局に常駐して前記の作業を実施する作業員(以下「常駐作業員」という。)の月額単価については、積算参考資料の情報システムの維持管理業務を行う技術者

(以下「システム管理技術者」という。)の区分のうち「システム管理技術者1」(月額単価900,000円)を用いていた。しかし、積算参考資料において、「システム管理技術者1」は、システムの維持管理業務の責任者として高い技術力を有し、要求された業務に問題が発生した場合等に必要なに応じて参画しその解決を図るものを用いる区分とされている一方で、要求された業務を単独で実施する場合は、「システム管理技術者2」(月額単価796,000円)を用いることとなっている。そして、常駐作業員が行う作業内容は、ネットワークに関する質問に回答するなどの要求された業務を建設局に常駐して単独で実施するものであることから、「システム管理技術者2」を用いるべきであった。

したがって、常駐作業員の月額単価に「システム管理技術者2」を用いるなどして、本件管理等業務契約に係る予定価格を修正計算すると、積算過小となっていた常駐作業員に係る超過勤務手当を考慮しても77,026,320円となり、本件契約額81,900,000円はこれに比べて約480万円割高となっていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、建設局において、積算参考資料のシステム管理技術者が行う業務内容の理解が十分でなかったこと、予定価格の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

鉄道施設の建設工事等に係る借地料の積算に当たり、近傍において取得した土地の取引価格を用いる際に地価の変動を適切に反映させたり、公租公課相当額を重複して計上しないこととしたりして、借地料の積算を適切に行うよう改善させたもの

科 目	(建設勘定) (項)業務経費 (項)受託経費
部 局 等	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構本社、2支社、5建設局
借地料の概要	鉄道施設の建設工事等のために必要な仮設の工事用道路等の用地のうち、工事の受注者において賃借が必要な用地に係る借地料
平成22年度から24年度までの間に実施した建設工事等	198工事
上記に係る借地料の積算額	17億0713万余円
低減できた借地料の積算額	1億2270万円

#### 1 工事用地に係る借地料の概要

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)は、鉄道施設の建設工事等の一環として、高架橋、トンネル等の土木構造物の築造、駅や車両基地等の建築物の建設、軌道スラブ及びレールの敷設等を実施している。

機構の東京、大阪両支社及び5建設局<sup>(注)</sup>(以下、これらを合わせて「支社等」という。)は、こ

これらの建設工事等に係る予定価格を、機構本社が制定した建設工事等に係る積算要領(以下「積算要領」という。)に基づいて算定している。

(注) 5 建設局 北海道新幹線、青森新幹線(平成23年5月31日以前は東北新幹線)、北陸新幹線、北陸新幹線第二、九州新幹線各建設局

そして、建設工事等のために必要な仮設の工事用道路等の用地のうち、工事の受注者において賃借が必要な用地(以下「工事用地」という。)に係る借地料については、積算要領において、その積算を行い予定価格を算定することとされているが、その積算方法については、具体的に明示されていない。

一方、支社等が、自ら鉄道施設の建設等に必要な用地を地権者等から直接賃借する場合の借地料については、その算定を適切に行うことなどを目的として、機構本社において定めた「用地取得価格等評定基準取扱細則」(平成15年10月機構規程第145号。以下「取扱細則」という。)等により算定することとされている。そして、取扱細則によれば、支社等が、用地を地権者等から直接賃借する場合の借地料は、土地の正常な取引価格に所定の算定率を乗じて算定することとされており、また、算定した借地料には、公租公課相当額を含むとされている。

支社等は、前記のとおり、工事用地に係る借地料の積算方法については積算要領において具体的に明示されていないことから、取扱細則の規定を参考にして、工事用地の近傍において支社等が取得した土地の取引価格を正常な取引価格であるとして、工事用地に係る借地料を積算している。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

機構は、鉄道施設の建設工事等を毎年度多数実施していることから、工事費に含まれる借地料の積算額も多額に上っている。

そこで、本院は、経済性等の観点から、借地料の積算が適切に行われているかなどに着眼して、支社等において、平成22年度から24年度までの間に実施した建設工事等198工事(契約額計5565億5650万余円、契約を締結した年度は15年度から24年度まで)の工事用地(約140万㎡)に係る借地料の積算額計17億0713万余円を対象として、契約関係書類、予定価格の積算内訳書等により会計実地検査を行った。

### (検査の結果)

検査したところ、上記198工事のうち141工事において、次のとおり借地料の積算が適切でない事態が見受けられた。

#### (1) 地価の変動を適切に反映することなく借地料の積算を行っていたもの

支社等が積算した前記198工事の工事用地に係る借地料のうち、130工事の借地料計11億9791万余円については、借地料の積算を行った時期から1年から10年程度前に支社等が取得した近傍の土地の取引価格を積算に用いていた。そして、地価はその時々々の経済状況等を反映して変動することから、支社等は、当該近傍の土地を取得した時期から借地料の積算を行った時期までの間の地価の変動を適切に反映すべきであるのに、これを考慮することなく、上記の土地の取引価格を正常な取引価格としてそのまま用いて、工事用地に係る借地料の積算を行っていた。

## (2) 公租公課相当額を重複して計上していたもの

大阪支社及び北海道新幹線建設局は、前記198工事のうち38工事の工事用地に係る借地料を積算しており、このうち、21工事の借地料の積算額計2億2692万余円については、同支社及び同建設局において取得した土地の取引価格に所定の算定率を乗じた額とは別に公租公課相当額を計上していた。

しかし、前記のとおり、取扱細則で定める所定の算定率を乗じて算定した借地料には、公租公課相当額を含むとされていることから、上記の21工事については、公租公課相当額を重複して計上する必要はなかった(このうち(1)の事態にも該当しているものが10工事ある)。

以上のように、土地を取得した後の地価の変動を適切に反映することなく工事用地に係る借地料の積算を行ったり、公租公課相当額を重複して計上したりしている事態は適切とは認められず、改善を図る必要があると認められた。

### (低減できた積算額)

前記141工事の工事用地に係る借地料の積算額について、近傍において取得した土地の取引価格を用いる際に取得後の地価の変動を適切に反映させたり、重複して計上していた公租公課相当額を差し引いたりして修正計算すると、計11億7271万余円となり、前記の積算額12億9551万余円を約1億2270万円低減できたと認められた。

### (発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構本社において工事用地に係る借地料の積算を行う場合の具体的な算定方法を積算要領に明示していなかったこと、支社等において土地を取得した後の地価の変動を適切に反映して借地料の積算を行うことについての理解が十分でなかったり、公租公課相当額の取扱いについての理解が十分でなかったりしていたことなどによると認められた。

## 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、25年8月に、地価の変動を適切に反映するとともに、公租公課相当額を重複して計上しないこととするよう積算要領を改定し、同年9月から工事用地に係る借地料の積算に適用することとして、支社等に対して周知徹底を図る処置を講じた。

## 第33 独立行政法人水資源機構

平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

## 水資源開発施設等の保有及び管理について

(平成 23 年度決算検査報告 856 ページ参照)

## 1 本院が要求した改善の処置

独立行政法人水資源機構(以下「機構」という。)は、水資源開発施設等の保有及び管理を行っている。しかし、機構の業務の目的に沿った用途に供されておらず、使用承認等により機構以外の者が使用しているなどして、今後使用する見込みがない土地、構築物等を水資源開発施設等として保有して管理していたり、兼用道路に係る管理費用が応分の負担となっていなかったりする事態が見受けられた。

したがって、機構において、水資源開発施設等の保有の必要性について検証を実施して、不要と認められる水資源開発施設等については、その使用実態等を踏まえて地方公共団体や使用承認により使用している者等への売却等の検討及び協議を行うとともに、水資源開発施設等の必要性について不断に見直しを行う体制を整備したり、兼用道路の橋りょう等の大規模な工事等を実施する場合の道路管理者との間の費用の標準的な負担方法等に係る協議方針を定めて、機構の関係部署への周知徹底を図るとともに、応分の負担を求められるよう道路管理者と協定の見直しの協議等を行ったりする処置を講ずるよう、独立行政法人水資源機構理事長に対して平成 24 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により改善の処置を要求した。

## 2 当局の処置状況

本院は、機構本社において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、24 年 12 月に作成した「水資源開発施設等に係る保有の必要性の検証等に関する事務マニュアル」等に基づいて水資源開発施設等の保有の必要性について検証を実施して、不要と認められる水資源開発施設等については、その使用実態等を踏まえて地方公共団体や使用承認により使用させている者等への売却等の検討及び協議を行うとともに、25 年 6 月に本社に資産管理等整理推進委員会を設置するなどして、水資源開発施設等の必要性について機構全体で不断に見直しを行う体制を整備する処置を講じていた。

そして、機構は、兼用道路の橋りょう等の大規模な工事等を実施する場合の道路管理者との間の費用の標準的な負担方法等に係る協議方針を定めるための実態調査を行っており、調査結果を踏まえた協議方針を定めた上で、応分の負担を求められるよう道路管理者と協定の見直しの協議を 25 年度中に開始することとしている。

### 第34 独立行政法人情報処理推進機構

#### 意見を表示し又は処置を要求した事項

独立行政法人情報処理推進機構が出資している地域ソフトウェアセンターに対する事業運営及び経営の改善のための指導、支援等を適切に行うなどするよう意見を表示したもの

科 目	(地域事業出資業務勘定) 投資その他の資産
部 局 等	独立行政法人情報処理推進機構
地域ソフトウェアセンターの概要	ソフトウェア供給力の開発を効果的に図ることができると思われる地域において、プログラム業務従事者の知識及び技能の向上を図る事業その他のソフトウェア供給力開発事業を推進するため、設立時等に独立行政法人情報処理推進機構からの出資を受けている会社
平成25年7月末現在で存続している地域ソフトウェアセンター数及び出資額	13 地域ソフトウェアセンター 52 億円(平成元年度～6年度)
上記のうち出資目的に沿った事業運営が十分に行われていないなどの地域ソフトウェアセンター数及び出資額	13 地域ソフトウェアセンター 52 億円

#### 【意見を表示したものの全文】

##### 地域ソフトウェアセンターの事業運営及び経営の改善等について

(平成25年10月31日付け 独立行政法人情報処理推進機構理事長宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

#### 記

#### 1 事業の概要

##### (1) 貴機構の出資及び地域ソフトウェアセンターの概要

貴機構(平成16年1月4日以前は情報処理振興事業協会)は、元年度から6年度までの間に、国からの出資金を原資として、地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法(平成元年法律第60号。11年廃止。以下「旧地域ソフト法」という。)第7条第1号の規定に基づき、20地域ソフトウェアセンター<sup>(注)</sup>(以下、地域ソフトウェアセンターを「センター」という。)に対して各4億円、計80億円を出資している。

上記のうち7センターは、経営改善や事業成果が見込めないことなどから14年度から24年度までに順次解散しており、25年7月末現在、13センターが存続<sup>(注)</sup>して(以下、存続している13センターを「13センター」という。)、13センターに対する貴機構の出資額は計52億円となっている。13センターには、貴機構のほか、地方自治体、多数の民間企業等が出資している。

(注) 20 地域ソフトウェアセンター、13 センター 13 センターは、株式会社北海道ソフトウェア技術開発機構、株式会社ソフトアカデミーあおもり、株式会社岩手ソフトウェアセンター、株式会社仙台ソフトウェアセンター、株式会社いばらき IT 人材開発センター、株式会社システムソリューションセンターとちぎ、株式会社石川県 IT 総合人材育成センター、株式会社浜名湖国際頭脳センター、株式会社名古屋ソフトウェアセンター、株式会社山口県ソフトウェアセンター、株式会社福岡ソフトウェアセンター、熊本ソフトウェア株式会社及び株式会社宮崎県ソフトウェアセンターであり、これに株式会社さいたまソフトウェアセンター、株式会社新潟ソフトウェアセンター、株式会社三重ソフトウェアセンター、株式会社京都ソフトウェアアプリケーション、株式会社広島ソフトウェアセンター、株式会社高知ソフトウェアセンター及び株式会社長崎ソフトウェアセンターの7センターを加えたものが20地域ソフトウェアセンターである。

## (2) 出資の目的及び対象事業並びにセンターに対する指導、支援等

旧地域ソフト法は、プログラムの供給不足が深刻化するおそれがある状況に鑑み、ソフトウェア供給力の開発を効果的に図ることができると思われる地域において、プログラム業務従事者の知識及び技能の向上を図る事業その他のソフトウェア供給力開発事業を推進するための措置を講ずることにより、プログラムの安定的な供給を確保し、もって情報化社会の健全な発展に寄与することを目的として制定されたものである。

貴機構は、この目的を達成するため、旧地域ソフト法に基づきセンターが施設を整備して実施する次の事業について、必要な資金を出資している。

- ① プログラム業務従事者のプログラムの作成に関して必要な知識及び技能の向上を図る業務を行う事業(以下「人材育成事業」という。)
- ② プログラムの作成に関する高度な知識及び技能を有するプログラム業務従事者が他のプログラム業務従事者を統括しつつプログラムの効率的な作成方法を実践することによりプログラムの作成能力の向上を図ることを指導し、及び支援する業務を行う事業(以下「実践・指導事業」という。)
- ③ 両事業の育成対象者等にプログラムの作成に関する取引のあっせんを行う事業(以下「あっせん事業」という。)

貴機構は、上記の出資に当たり、各センターとの間で個別に出資契約を締結しており、出資契約書において、貴機構からの出資は上記の3事業を対象事業とすること、出資金は出資対象事業の実施に必要な施設、設備の整備等に充てられるべきことなどが定められている。

また、貴機構からの資金的援助の方法としてセンターに対する出資の形をとったことについては、貴機構が継続的に指導等を行い、センターにおける事業の円滑な遂行を図るためとされており、貴機構においては、センターの事業運営及び経営が適切に行われるよう、センターに対して必要な指導、支援等を継続的に行うことが求められている。

そして、貴機構は、センターに対して、11年2月15日までは旧地域ソフト法に基づき事業計画の立案、実施に関する指導及び助言を行うことなどとされ、同月16日から17年4月12日までは新事業創出促進法(平成10年法律第152号。17年廃止)、同月13日からは「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」(平成11年法律第18号)に基づき、情報処

理に関して必要な知識及び技能の向上を図る事業であって、プログラムの作成又は電子計算機の利用に係る能力を開発し、向上させる事業(以下「情報関連人材育成事業」という。)の実施に関して指導及び助言を行うことなどとされている。

### (3) 人材育成事業と情報関連人材育成事業

情報関連人材育成事業は、旧地域ソフト法制定後の情報化の進展等に対応するため、上記のとおり、その内容としてプログラムの作成だけでなく、電子計算機の利用に係る能力の開発や向上も加わるなど、人材育成事業を拡充したものとなっているが、人材育成事業とほぼ同趣旨の事業として実施されている。そして、具体的には、情報関連人材育成事業は、情報処理システムの企画、設計、開発、運用、評価及び活用に必要な専門的知識及び技能の向上等を図るための事業とされている。

### (4) 貴機構、センター等に対する政府による財政支援の状況

旧地域ソフト法及び新事業創出促進法の下では、独立行政法人雇用・能力開発機構(11年9月30日以前は雇用促進事業団)から、貴機構及びセンターに対しては15年度まで助成金が、人材育成事業又は情報関連人材育成事業に労働者を派遣した企業等に対しては14年度まで奨励金がそれぞれ支払われるなど、政府による各種の財政支援が行われていたが、それ以降、これらの財政支援は行われておらず、また、出資の根拠となる旧地域ソフト法が廃止されていることから貴機構からセンターへの新たな出資は行われていない。

### (5) センターの経営状況と経営不振のセンターに対する貴機構の取組

複数のセンターにおいて多額の繰越欠損金が計上されていることなどから、センターの経営状況は、近年、貴機構の業務運営上の課題の一つとされてきている。このため、経済産業大臣が独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条に基づいて定めた貴機構の第1期から第3期までの中期目標においては、「地域ソフトウェアセンターの解散については、倒産以外であっても、事業の成果が見込めず、かつ、一定の基準に該当するものは、他の株主や関係者と協力し、当該中期目標期間内に整理をするものとする」などとされている。

そして、貴機構は、各期の中期目標に基づいて策定した各期の中期計画において、上記の基準について「主要株主である地方自治体・地元産業界からの直接的、間接的な支援が得られない場合」及び「経営改善を行っても、繰越欠損金が増加(3期連続を目安)又は増加する可能性が高い場合」としている。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

各センターの設立から20年程度が経過し、前記のとおり、25年3月末までに貴機構が出資した20センターのうち既に7センターが解散している。

7センターの解散は、いずれも、地方自治体等の他の株主からの支援が得られなくなったことなどによるもので、貴機構が解散に向けた取組を積極的に進めたものではなく、このうち清算の終わっていない2センターを除く5センターについては、出資金を全額回収できたものではなく、1センターについては出資金の回収が全くできなかった。

このような状況を踏まえて、本院は、経済性、効率性、有効性等の観点から、センターの事業運営及び経営は適切に行われているか、貴機構は、センターの事業の実施状況、経営状況等を把握して、指導、支援等を適切に行っているかなどに着眼して、貴機構本部及び13

センターにおいて、事業の実施状況、経営状況等を確認するとともに、決算書、経理関係書類等により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 13 センターにおける事業の実施状況及び経営状況

ア 事業の実施状況

(ア) 人材育成事業等の実施状況

情報関連人材育成事業は出資対象事業ではないものの、前記のとおり、人材育成事業とほぼ同趣旨の事業として実施されていて、出資目的におおむね沿う事業と考えられることから、人材育成事業及び情報関連人材育成事業(以下「人材育成事業等」という。)について、その実施状況をみると次のとおりとなっていた。

すなわち、13センターのうち、22年度から24年度までの間に、人材育成事業等に該当する研修の月平均の実施回数が2回未満となっていたのは、22年度8センター、23年度7センター、24年度7センターであり、これらのうち6センターでは3年連続して2回未満となっていた。そして、同研修の月平均の受講者数が20人未満となっていたのは、22年度6センター、23年度6センター、24年度7センターであり、これらのうち5センターでは3年連続して20人未満となっているなど、人材育成事業等に該当する研修の実施が低調となっているセンターが見受けられた。

(イ) 実践・指導事業の実施状況

実践・指導事業の22年度から24年度までの実施状況をみると、各年度とも、1センターを除き実施実績はなかった。また、13センターは、貴機構からの出資金等を充てて実践・指導事業を実施するための部屋等を整備しているが、これらの部屋等を、事務所等として、実践・指導を目的としない企業等に有償で貸し付けるなど、出資目的に沿った用途に使われていないものが見受けられた。

(ウ) あっせん事業の実施状況

あっせん事業の22年度から24年度までの実施状況をみると、人材育成事業等の対象となった者に係る取引のあっせんは、各年度とも8センターにおいて実施実績がなく、また、実践・指導事業の対象となった者に係る取引のあっせんは、22、23両年度には13センター全てにおいて、24年度には上記の8センターを含む12センターにおいて実施実績がなかった。

イ 経営状況

13センターの24年度決算をみると、11センターにおいて繰越欠損金を計上するなどして、各センターの純資産に貴機構の持分割合を乗じた価額(以下「出資金価値」という。)が貴機構の当初の出資額である4億円を下回っていた。そして、当該11センターのうち6センターにおいては当期損失を計上している状況であり、このうち株式会社システムソリューションセンターとちぎ、株式会社石川県IT総合人材育成センター及び株式会社山口県ソフトウェアセンターの3センターにおいては、貴機構の各期中期計画において解散を検討する基準の一つとされる、3期以上連続した繰越欠損金の増加が見受けられた(表参照)。

表 13 センターの経営状況

(単位：百万円)

セ ン タ ー 名	税 引 後 当 期 利 益 (△ 当 期 損 失)				繰 越 利 益 剰 余 金 等 (△ 繰 越 欠 損 金)				出 資 金 価 値 (24年度)
	平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	
株式会社北海道ソフトウェア技術開発機構	△ 16	△ 17	2	△ 13	△ 323	△ 341	△ 338	△ 352	251
株式会社ソフトアカデミーあおもり	90	116	70	99	59	176	246	345	411
株式会社岩手ソフトウェアセンター	11	7	5	5	30	38	44	49	415
株式会社仙台ソフトウェアセンター	16	△ 86	10	23	84	△ 2	8	32	294
株式会社いばらき IT 人材開発センター	6	14	2	△ 16	△ 325	△ 311	△ 308	△ 321	250
株式会社システムソリューションセンターとちぎ	△ 42	△ 256	△ 49	△ 69	23	△ 232	△ 281	△ 351	92
株式会社石川県 IT 総合人材育成センター	△ 0	△ 6	△ 14	△ 6	△ 36	△ 43	△ 57	△ 63	366
株式会社浜名湖国際頭脳センター	3	9	8	4	△ 59	△ 49	△ 41	△ 37	394
株式会社名古屋ソフトウェアセンター	3	2	△ 9	4	△ 27	△ 24	△ 34	△ 30	389
株式会社山口県ソフトウェアセンター	△ 5	△ 7	△ 10	△ 17	△ 194	△ 201	△ 212	△ 229	287
株式会社福岡ソフトウェアセンター	18	12	13	13	△ 146	△ 133	△ 119	△ 106	360
熊本ソフトウェア株式会社	1	1	1	△ 45	△ 303	△ 301	△ 299	△ 345	259
株式会社宮崎県ソフトウェアセンター	16	45	36	31	△ 410	△ 364	△ 328	△ 297	267

(注) 3期以上連続して繰越欠損金が増加している3センターのうち株式会社システムソリューションセンターとちぎについては、平成23年3月の東日本大震災により建物が被害を受けるなどしたことも22年度の当期損失の拡大に影響している。

## (2) 貴機構の13センターに対する指導、支援等及び解散等に向けた取組の実施状況

貴機構は、出資対象事業を実施させることを目的として、各センターへの出資を行っており、各センターの事業の実施状況を十分に把握して、事業運営に問題があればその原因を究明して適切に指導、支援等を行う必要がある。

また、長期にわたり繰越欠損金が増加しているなどのセンターについては、貴機構において経営状況を十分に把握し、経営改善に向けて可能な指導、助言等を十分に行った上で、なお回復が見込み難いときは、他の株主等との連携の下に解散等により出資金の保全に努めるなど適切な対応が求められる。

そこで、貴機構における、13センターの事業の実施状況及び経営状況の把握、これに基づく指導、支援等並びに経営不振が長期化しているセンターについての解散等に向けた取組の実施状況をみると、次のとおり十分とはいえない状況となっていた。

ア 貴機構は、主として経営状況や事業概況等の把握を目的として、各センターから毎年

度事業報告を提出させるなどしているが、各センターの事業が出資目的に沿って適切に実施されているかについて、具体的かつ詳細な事業の実施状況を把握していなかった。このため、貴機構は、各センターにおいて、前記のとおり出資目的に沿った事業運営が適切に行われていない状況を十分に認識しておらず、したがって、その原因の究明や改善に向けた具体的な指導、支援等を十分に行っていなかった。

イ 貴機構は、各期中期計画に基づいて、13センターに対して、16年以降、累次にわたり決算ヒアリングや経営改善のための指導を行うなどしているが、こうした経営改善の取組にもかかわらず、前記のとおり、複数のセンターでは依然として損失基調が続く、長期にわたり繰越欠損金が増加する状態からの転換が図られていない。

そして、各期中期目標及び中期計画において、前記の基準等に該当するセンターについては、他の株主等との連携の下、解散を進めるなどとされているところであるが、貴機構が「主要株主である地方自治体・地元産業界からの直接的、間接的な支援が得られない場合」に該当するとは判断していないことなどにより、前記の3センターについては、3期から11期にわたり連続して繰越欠損金が増加しているのに、解散等の手続が進められていない。しかし、20年度以降に株主である地方自治体等が講じた当該3センターに対する支援のうち財政的な支援の内容をみると、その多くは従来の支援を継続的に実施するものとなっていた。このため、今後これらの支援が継続することのみによつては、経営が抜本的に改善されるとは認められない。

このように、貴機構は、長期にわたり繰越欠損金が増加しているセンターについて、地方自治体等が従来の支援を継続していれば、当該支援の継続のみによつては抜本的な改善が図られるとは認められない場合であっても、解散等に向けた協議等の取組を積極的に進めていなかった。この結果、これらのセンターにおいては繰越欠損金が増加して出資金価値が低下する状態が継続している。

#### (改善を必要とする事態)

以上のように、貴機構が、各センターに対する指導、支援等を十分に行っていなかったり、長期にわたり繰越欠損金が増加しているセンターについて、地方自治体等が支援を継続していれば当該支援のみによつては抜本的な改善が図られない場合であっても解散等に向けた協議等の取組を積極的に進めていなかったりして、13センターにおいて出資目的に沿った事業運営が十分に行われていなかったり、複数のセンターにおいて長期にわたり繰越欠損金が増加して出資金価値が低下する状態が継続していたりしている事態は適切とは認められず、改善の要があると認められる。

#### (発生原因)

このような事態が生じているのは、貴機構やセンター等に対する政府の財政支援の縮小等により事業環境が以前よりも厳しくなっていることなどにもよるが、貴機構において、次のことによると認められる。

ア 各センターにおける事業の実施状況及び経営状況を十分に把握して問題の原因を究明し、各センターに対する改善に向けた指導、支援等を適切に行うことについての認識が欠けていること

イ 長期にわたり繰越欠損金が増加しているセンターについて、地方自治体等が支援を継続していれば当該支援のみによつては抜本的な改善が図られない場合であっても解散等に向

けた協議等の取組を積極的に進める取扱いとしていないこと

### 3 本院が表示する意見

貴機構において、各センターに対する事業運営及び経営の改善のための指導、支援等並びに出資金の保全のための取組を適切に行うよう、次のとおり意見を表示する。

ア 各センターにおける事業の実施状況及び経営状況を十分に把握して、各センターにおいて出資目的に沿った事業運営が適切に行われるよう、また、経営状況が改善されるよう、問題の原因を究明し、各センターに対して改善計画を策定させて当該計画の進捗状況に応じた指導、支援等を行うこと

イ 上記アの計画を実施するなどしても、3期以上連続して繰越欠損金が増加しているセンターについて、今後の抜本的な改善が見込み難い場合には、地方自治体等が支援を打ち切ることを決めていない場合であっても、貴機構が当該地方自治体等を含む他の株主等との連携の下に解散等に向けた協議等の取組を積極的に進める取扱いとすること

第35 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

スキャンニング等の業務に係る役務単価契約について、各年度に実施するスキャンニング等の対象となる資料を特定するなどして予定数量を適切に算定することにより、予定価格を適切に積算するとともに、入札における公平性を確保し、併せて数量の増加により単価が低減するという利益を享受できるよう改善させたもの

科	目	(石油天然ガス等勘定) 経常費用 (平成 23 年度以前は、(石油天然ガス勘定)経常費用)
部	局 等	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
契 約 名		スキャンニング、デジタルトレース等の業務に係る役務単価契約
契 約 の 概 要		産油国政府等から受領した各種技術資料を電子化して保存するなどのためのスキャンニング等の業務を実施するもの
契 約 の 相 手 方		恒久プリント株式会社
契 約		平成 20 年 4 月～25 年 3 月 一般競争契約
上記の契約に係る支払額		2 億 1846 万余円(平成 20 年度～24 年度)
上記のうち予定数量の算定が適切でなかったスキャンニング等の規格に係る支払額		1 億 9800 万円(平成 20 年度～24 年度)

1 スキャンニング等の業務の概要

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(以下「機構」という。)は、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法(平成 14 年法律第 94 号)に基づき、石油及び可燃性天然ガス資源、石炭資源、地熱資源並びに金属鉱物資源の開発を促進するために必要な業務を行っており、その一環として、産油国政府等から地質データ等の各種の技術資料を受領している。

機構は、従来、上記の技術資料を紙媒体及びフィルム媒体で管理しているが、経年による劣化が進んでいることなどから、これらを電子化して保存するなどのため、スキャンニング、デジタルトレース等の業務(以下「スキャンニング等の業務」という。)を実施することにした。そして、機構は、平成 20 年度から 24 年度までの間に、スキャンニング等の業務に係る役務単価契約(以下「スキャンニング契約」という。)を恒久プリント株式会社(以下「恒久プリント」という。)と締結しており、機構が恒久プリントに対して支払った額は、20 年度 3832 万余円、21 年度 2793 万余円、22 年度 3080 万余円、23 年度 6659 万余円、24 年度 5481 万余円、計 2 億 1846 万余円となっている。

機構は、スキャンニング契約に当たり、カラー又は白黒の別、解像度、用紙の大きさなどにより区分されるスキャンニング等の規格(20 年度は 55 規格、21 年度は 21 規格、22、23、24 各年度はそれぞれ 24 規格。以下「規格」という。)ごとの単価に年間予定数量(以下「予定数量」という。)を乗じた額の合計額を予定価格とし、総合評価落札方式による一般競争入札により契約の相手方を選定している。選定に当たっては、予定数量に対して、応札者が規格ごとに

単価を提示し、その単価に各予定数量を乗じた価格の合計額から算出した価格点と技術点を合計した総合点で評価し、最も高い点の者を落札者と決定し、その者が提示した各単価を規格ごとの契約単価としている。そして、機構は、契約単価に実績数量を乗じた額を支払っている。また、入札に当たり想定していなかった規格に係るスキャニング等の業務が必要になった場合には、その都度、落札者と協議して単価を決定し、これに実績数量を乗じた額を支払っている。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、経済性等の観点から、予定数量の算定及び予定価格の積算は適切に行われているか、入札における公平性は確保されているかなどに着眼して、20年度から24年度までの間のスキャニング契約を対象として、スキャニング等の業務を実施している石油開発技術センターにおいて、規格ごとの予定数量、契約単価、実績数量等の関係資料を精査するなどして会計実地検査を行った。

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

機構が恒久プリントに支払っている額のうち、入札時に予定数量を算定していたスキャニング等の規格に係る支払額は、20年度2443万余円、21年度2772万余円、22年度3074万余円、23年度6659万余円、24年度4851万余円、計1億9800万余円となっていた。

上記規格のうち、20、22両年度にあつては上記支払額の全額、また、21、23、24各年度にあつては上記支払額の96%以上を占めている3規格に係る各年度の予定数量と実績数量についてみたところ、表のとおり、実績数量は、予定数量の9.8倍から207.2倍に達しており、機構が算定した予定数量は実績数量を大幅に下回っていた。

表 3 規格に係る各年度の予定数量と実績数量

年 度	規 格	予定数量(A) (枚)	実績数量(B) (枚)	B/A (倍)
平成 20	A1	30	1,936	64.5
	A0	30	2,889	96.3
	2A0	20	646	32.3
21	A1	30	1,861	62.0
	A0	20	2,419	120.9
	2A0	20	3,529	176.4
22	A1	30	2,211	73.7
	A0	20	2,318	115.9
	2A0	20	4,144	207.2
23	A1	2,200	31,345	14.2
	A0	1,700	35,782	21.0
	2A0	3,600	35,403	9.8
24	A1	5,000	137,264	27.4
	A0	10,000	149,514	14.9
	2A0	10,000	155,450	15.5

また、機構は、管理している技術資料についてどの程度の量を各年度にスキャンニングするかなどに関する計画(以下「計画」という。)を策定していなかった。

そこで、予定数量の算定方法について確認したところ、機構は、膨大な量の技術資料が専用ケース等で保管されており、同資料は形状がロール状のものなど一定ではないことから、規格ごとの予定数量を正確に算定することは困難であるとして、20、21両年度は、過去の実績数量の平均(20年度は、16年度から18年度までの3か年、21年度は、17年度から19年度までの3か年)をもって、22年度は、21年度と同一の予定数量をもって、また、23、24両年度は、過去の実績数量等から判断して予定数量を算定していた。

しかし、機構が、計画を策定した上で各年度に実施するスキャンニング等の対象となる資料を特定すれば、機構において、複数の業者に規格ごとの数量について算出させることができ、これらを参考にするなどして適切な予定数量を算定することは可能であると認められた。

また、機構は、予定価格の積算に当たっては、前記の予定数量を基に設定された単価を用いて予定価格を積算している。そして、スキャンニング等の業務のように同一の作業を多数実施させることを内容とする契約においては、予定数量の多寡が入札の重要な要件として契約単価や予定価格の積算の基となる単価に影響を与え、予定数量が少なれば単価が高くなり、予定数量が多ければ単価が安くなる傾向にある。さらに、機構は、スキャンニング契約に係る一般競争入札の実施に当たり、入札説明会等で予定数量を明らかにした上で、これを前提として応札者が提示した規格ごとの単価に各予定数量を乗じた価格の合計額から算出した価格点等を基に評価を行うこととしており、予定数量を一般競争入札における重要な要件としている。

しかし、前記のとおり、予定数量は実績数量を大幅に下回っており、機構が算定した予定数量は適切ではないことから、これを基に設定された単価を用いて積算された予定価格が適切なものとなっていなかったり、数量の増加により単価が低減するという規模の利益を機構が享受できない状況になっていたりしていると認められた。また、機構が算定した予定数量は適切ではないため、スキャンニング契約に係る一般競争入札において機構が重要な要件としている予定数量の開示は適切に行われていないと認められた。このため、スキャンニング契約を始めて2年目となる21年度以降は、各年度の入札に参加しようとする者の中で、既往年度の契約の受注者は過去の実績数量を把握しているので、それを踏まえた単価を提示できるのに対して、それ以外の者は適切ではない予定数量を前提とした単価を提示することになり、入札における公平性が実質的に確保されていない状況になっていると認められた。

このように、本件スキャンニング契約のうち、機構が入札時に予定数量を算定していたスキャンニング等の規格(当該規格に係る支払額計1億9800万余円)について、予定数量が適切に算定されていないため、これを基に積算された予定価格が適切なものとなっていなかったり、数量の増加により単価が低減するという規模の利益を享受できない状況になっていたり、入札における公平性が実質的に確保されていない状況になっていたりしている事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

#### (発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構において、単価契約における入札の実施に当たり、予定数量を適切に算定して、数量の増加により単価が低減するという規模の利益を享受

すること及び公平性を確保することの重要性についての理解が十分でなかったことなどによると認められた。

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、25年8月に、今後3か年間のスキヤニング実施計画を担当部局において策定した上で各年度に実施するスキヤニング等の対象となる資料を特定し、複数の業者に規格ごとの数量を算出させ、これらを参考にするなどして予定数量を適切に算定することにより、予定価格を適切に積算するとともに、入札における公平性を確保し、併せて規模の利益を享受できるようにする処置を講じた。

### 第36 独立行政法人労働者健康福祉機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

赴任旅費の支給に当たり、着後手当を赴任の際の宿泊及び宿泊費用の発生の実態に即した適切なものとするよう改善させたもの

科 目	旅費交通費
部 局 等	独立行政法人労働者健康福祉機構本部、75 施設
着後手当の概要	新在勤地に到着後、新住居に入居するまでの間のホテル等の宿泊料等に充てるための旅費
赴任旅費の支給額	2 億 2434 万余円(平成 23、24 両年度)
上記のうち着後手当の支給額	5556 万余円
節減できた着後手当の支給額	3310 万円(平成 23、24 両年度)

#### 1 着後手当の概要等

独立行政法人労働者健康福祉機構(以下「機構」という。)は、独立行政法人労働者健康福祉機構法(平成 14 年法律第 171 号)に基づき、労働者の福祉の増進に寄与することを目的として、療養施設、健康診断施設等の設置及び運営等に係る業務を実施している。

機構は、これらの業務を実施するため、平成 24 年 4 月 1 日現在で 15,246 人の職員を有し、本部のほか全国に労災病院、看護専門学校、勤労者予防医療センター等計 105 施設を設置しており、毎年度、多数の職員を本部及び各施設間で転任させるなどしている。そして、本部及び施設に勤務する職員のために、24 年 4 月 1 日現在で計 4,926 戸の職員宿舎を整備するなどしている。

機構は、転任により旧在勤地から新在勤地に旅行したり新たに採用されて居住地から在勤地に旅行したりする職員に対して、機構が定めた内国旅費規程(平成 16 年規程第 19 号。以下「旅費規程」という。)等に基づき、赴任旅費として、23 年度は計 1 億 0753 万余円、24 年度は計 1 億 1681 万余円、合計 2 億 2434 万余円を支給している。

この赴任旅費には、交通費、日当、宿泊料等のほかに着後手当(扶養親族分を含む。以下同じ。)があり、この着後手当は、転居を伴う人事異動において、新在勤地に到着後、新住居に入居するまでの間に必要となるホテル等の宿泊料や挨拶に要する費用等の諸雑費に充てるために支給するものとされている。そして、その支給額は、旅費規程第 19 条により、日当定額の 5 日分及び宿泊料定額の 5 夜分に相当する額(以下、日当定額及び宿泊料定額の一定日数分に相当する額を「5 日 5 夜分」等という。)とするなどと定められている。

また、旅費の調整について定めた旅費規程第 24 条では、機構の理事長は、当該旅行の性質その他特別な事由により、旅費規程による旅費を支給することが適当でないとき、その支給について別に定めることができるとしている。そして、これを受けて定められた「内国旅費規程の運用について」(平成 20 年労健福発第 693 号)において、宿泊施設等を無料で利用したり、用務先の近郊に自宅等があつて宿泊費を要しなかったりなど、正規の旅費を

支給することが旅費計算の建前に照らして適当でない場合においては、旅費の調整を行うこととされている。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

前記のとおり、機構が職員に支給する赴任旅費は、毎年度多額に上っている。一方、機構は、本部及び施設に勤務する職員のために職員宿舎を整備しており、また、赴任に伴う転居の準備に必要な期間を配慮して、職員に人事異動の通知をするなどしている。

そこで、本院は、経済性等の観点から、着後手当の支給が赴任の際の宿泊及び<sup>(注)</sup>宿泊費用の発生の実態を踏まえて適切に行われているかなどに着眼して、機構本部及び75施設が23、24両年度に職員に支給した着後手当、23年度計370件(支給額計2545万余円)、24年度計420件(同計3011万余円)、合計790件(同合計5556万余円)を対象として検査を実施した。検査に当たっては、施設において、旅費の請求書等を基に旅費の請求、審査、支払事務等について説明を聴取するとともに、本部において、着後手当の趣旨について説明を聴取するなどして会計実地検査を行った。また、着後手当が支給された職員(以下「支給対象職員」という。)及びその扶養親族(以下、これらの者を合わせて「支給対象職員等」という。)の赴任に伴う宿泊の状況等についての調書を徴して、その内容を分析するなどして検査を行った。

### (検査の結果)

検査したところ、機構は、着後手当の支給に当たり、赴任に伴う宿泊及び宿泊費用の発生の状況について確認を行っておらず、支給対象職員全員に対して、一律に5日5夜分を支給していた。

しかし、機構においては、本部及び施設に勤務する職員のために職員宿舎を整備しており、支給対象職員等が赴任後速やかに入居できるようにしていることなどから、支給対象職員等が赴任に伴って一時的にホテル等に宿泊する必要性は低い状況になっていると考えられた。

そこで、赴任に伴う一時的な宿泊及び宿泊費用の発生の状況について更に検査したところ、23、24両年度の支給対象職員延べ790人及び当該支給対象職員の赴任に伴い転居した扶養親族延べ228人、計延べ1,018人のうち、新在勤地に到着後直ちに職員宿舎や自宅等に入居した者や、一時的な宿泊をした場合でも実家等に宿泊して有料の宿泊施設を利用しなかった者が計延べ999人あり、全体の98.1%を占めていた。

このように、機構においては、ほとんどの支給対象職員等は、ホテル代等の宿泊費用を要していない状況となっていた。したがって、上記のとおり着後手当が実態と<sup>・</sup>かい離した支給となっている事態は、実費弁償を旨とする旅費計算の建前に照らして適切でなく、旅費規程第24条に基づき減額の調整を行うなどして、赴任する支給対象職員等の宿泊及び宿泊費用の発生の実態に即した適切な支給とする必要があると認められた。

### (節減できた着後手当支給額)

機構の着後手当の支給において、前記の事態を踏まえるとともに、国や他の独立行政法人における支給例を参考にして、新在勤地に到着後直ちに入居した場合は2日2夜分に減額するなどして支給したとすれば、前記の着後手当の支給額23年度計2545万余円、24年度計3011万余円、合計5556万余円は、23年度計1039万余円、24年度計1206万余円、合計2245万余円となり、支給額をそれぞれ1505万余円、1804万余円、計3310万余円節減できたと認められた。

**(発生原因)**

このような事態が生じていたのは、機構において、着後手当の支給に当たり、赴任に伴う宿泊及び宿泊費用の発生の実態の把握が十分でなく、着後手当の調整を行う必要性についての認識が欠けていたことなどによると認められた。

**3 当局が講じた改善の処置**

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、25年8月に通達を発して、着後手当については、支給対象職員が新在勤地に到着後直ちに職員宿舎又は自宅に入る場合には5日5夜分を2日2夜分に減額するなど、宿泊及び宿泊費用の発生の実態に即した支給とすることとし、同年9月から適用する処置を講じた。

(注) 75施設 北海道中央労災病院、北海道中央労災病院せき損センター、釧路、青森、東北、秋田、福島、鹿島、千葉、東京、関東、横浜、燕、新潟、富山、浜松、中部、旭、大阪、関西、神戸、和歌山、山陰、岡山、中国、山口、香川、愛媛、九州各労災病院、九州労災病院門司メディカルセンター、長崎、熊本両労災病院、吉備高原医療リハビリテーションセンター、総合せき損センター、東北、千葉、横浜、岡山、熊本各労災看護専門学校、北海道中央、関東、中部各労災病院勤労者予防医療センター、労災リハビリテーション宮城、労災リハビリテーション千葉、労災リハビリテーション福井、労災リハビリテーション長野、労災リハビリテーション福岡各作業所、青森、岩手、宮城、山形、福島、茨城、埼玉、東京、神奈川、石川、長野、岐阜、静岡、愛知、滋賀、京都、大阪、兵庫、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡、長崎、熊本、鹿児島各産業保健推進センター

### 第37 独立行政法人国立病院機構

#### 不 当 事 項

#### 予 算 経 理

#### (433) 深夜における業務に従事した職員に対する夜間看護等手当及び夜勤手当の支給が過大となっていたもの

科 目	給与費
部 局 等	独立行政法人国立病院機構近畿中央胸部疾患センター
夜間看護等手当の概要	正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜となる業務に従事した職員に、その勤務1回につき支給する手当
夜勤手当の概要	正規の勤務時間として深夜に勤務することを命ぜられた職員に、その間に勤務した実労働時間に対して、勤務1時間につき支給する手当
夜間看護等手当の支給額	200,460,600 円(平成 21 年 5 月～25 年 2 月)
上記のうち過大となっていた夜間看護等手当の支給額(1)	4,167,000 円
夜勤手当の支給額	77,655,180 円(平成 21 年 5 月～25 年 2 月)
上記のうち過大となっていた夜勤手当の支給額(2)	3,549,159 円
(1)及び(2)の計	7,716,159 円

#### 1 夜間看護等手当及び夜勤手当の概要等

##### (1) 夜間看護等手当及び夜勤手当の概要

独立行政法人国立病院機構近畿中央胸部疾患センター(以下「センター」という。)は、独立行政法人国立病院機構(以下「機構」という。)が設置している病院の一つであり、胸部疾患の高度専門医療施設として患者の診療、看護等を行っている。そして、センターの病棟等に勤務する看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)は、入院患者の看護等のため、交代制勤務により正規の勤務時間が深夜(午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下同じ。)となる業務に従事している。

センターは、各部門に所属する職員に対して、独立行政法人国立病院機構職員給与規程(平成 16 年規程第 20 号)等に基づき、給与として基本給、年俸及び特殊勤務手当、夜勤手当等の手当を支給している。

特殊勤務手当のうちの夜間看護等手当については、正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜となる業務に従事した看護師等に支給されている。そして、看護師等に対する夜間看護等手当については、表の勤務時間の区分に応じて、勤務時間が深夜の全部又は一部を含む場合(一部を含む場合は更に深夜における勤務時間数に応じて三つに区分されている。)、勤務 1 回当たり 2,200 円から 7,600 円が支給されている。

表 看護師等に対する夜間看護等手当

勤務時間の区分		勤務1回当たりの支給額
勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合		7,600円
勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合	深夜における勤務時間が4時間以上	3,700円
	深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満	3,200円
	深夜における勤務時間が2時間未満	2,200円

また、夜勤手当については、正規の勤務時間として深夜に勤務することを命ぜられた看護師等に対して、その間に勤務した実労働時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の100分の25が支給されている。

(2) 勤務時間の管理等

機構の職員の勤務時間及び休憩時間については、独立行政法人国立病院機構職員就業規則(平成16年規程第14号。以下「就業規則」という。)に定められている。就業規則においては、①夜勤、深夜勤等の勤務区分、始業時刻、終業時刻、休憩時間の時間帯等は、所属長があらかじめ勤務表において指定すること、②休憩時間は勤務時間の途中に設定すること、③休憩時間は勤務時間に含まないことなどが定められている。

センターにおいて職員の業務の管理・監督を行う監督者(以下「業務監督者」という。)は、上記の勤務表に基づき、各職員の日別の始業時刻、終業時刻、深夜勤務時間数等の必要事項を記載した勤務時間管理簿を作成している。この勤務時間管理簿に基づき、勤務時間管理員が、職員の勤務時間の管理を行うほか、給与事務担当者が、勤務時間管理簿に記載された深夜勤務時間数等に基づき、夜間看護等手当及び夜勤手当の額を算定している。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、深夜における業務に従事した職員に対する給与は適正に算定されているかなどに着眼して、センターにおいて、勤務時間管理簿が保存されている平成21年4月から25年1月までの間の勤務実績に対して21年5月から25年2月までの間に269人に支給された夜間看護等手当計200,460,600円、夜勤手当計77,655,180円、合計278,115,780円を対象として会計実地検査を行った。検査に当たっては、センターにおける勤務表、勤務時間管理簿等の関係書類を確認するなどして検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

機構は、21年4月に就業規則を改正して、職員の休憩時間について、勤務時間が6時間を超える場合は45分から1時間に、12時間を超える場合は1時間30分から1時間45分にそれぞれ変更するなどしており、これに伴い、センターは勤務表を改正して、勤務区分ごとの休憩時間を増やすとともに、その時間帯を変更するなどしていた。

しかし、業務監督者は、勤務時間管理簿を作成するに当たり、21年4月以降も、勤務時間管理簿には改正前の休憩時間に基づく深夜勤務時間数を記載しており、給与事務担当者は、これに基づき夜間看護等手当及び夜勤手当を算定していたことから、次のような状況となっていた。

- ① 始業時刻から終業時刻までの時間が深夜の全部を含む勤務区分である夜勤の場合、休憩時間を除いた深夜勤務時間数は5時間45分であるのに、改正前の勤務表に基づく6時間を計上していたため、夜勤手当の額が過大に算定されていた。
- ② 始業時刻から終業時刻までの時間が深夜の一部を含む勤務区分である深夜勤の場合、休憩時間を除いた深夜勤務時間数は3時間30分であるのに、改正前の勤務表に基づく4時間を計上していたため、夜間看護等手当及び夜勤手当の額が過大に算定されていた。

以上のとおり、センターは、夜間看護等手当及び夜勤手当の額の算定に当たり、誤って深夜勤務時間数を過大に計上しており、適正な深夜勤務時間数を基に夜間看護等手当及び夜勤手当の額を修正計算すると、夜間看護等手当計196,293,600円、夜勤手当計74,106,021円、合計270,399,621円となることから、前記の支給額との差額、103人に係る夜間看護等手当計4,167,000円、259人に係る夜勤手当計3,549,159円、合計7,716,159円が過大に支給されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、センターにおいて、職員の休憩時間の変更に伴い勤務表が改正されているのに、勤務時間管理簿に記載する深夜勤務時間数を変更する必要性についての認識が欠けていたこと、業務監督者、勤務時間管理員及び給与事務担当者において、勤務時間管理簿に記載された深夜勤務時間数を十分確認していなかったことなどによると認められる。

平成23年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

#### 独立行政法人国立病院機構が保有している資産の利用状況について

(平成23年度決算検査報告868ページ参照)

#### 1 本院が要求した改善の処置

独立行政法人国立病院機構(以下「機構」という。)は、病院運営を確実に実施するために必要な資産であるとして国から土地及び建物を承継している。しかし、国から承継した土地及び建物が有効に利用されておらず、具体的な処分計画又は利用計画が策定されないまま保有されている事態が見受けられた。

したがって、機構本部において、各病院の土地及び建物の利用状況を定期的に把握して自主的な見直しを行う体制を整備するとともに、具体的な処分計画又は利用計画が策定されないまま平成23年度末現在で3年以上にわたり土地及び建物が有効に利用されていない37病院に対して、土地及び建物が将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がないと認められる場合には具体的な国庫納付等の処分計画を策定させ、必要があると認められる場合には具体的な施設整備等の利用計画等を策定させるなどするよう、独立行政法人国立病院機構理事長に対して24年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

#### 2 当局が講じた処置

本院は、機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 24年11月に保有資産利用計画等プロジェクト・チームを機構本部に設置して、毎年10月1日現在の土地及び建物の利用状況について各病院から報告を受けて不要財産の処分に  
関する事項等を検討することとして、自主的な見直しを行う体制を整備した。
- イ 37病院に対して24年10月及び12月に通知を発して、37病院に保有資産利用計画等  
検討委員会を設置させるとともに、同委員会等において、有効に利用されていない土地及び  
建物について将来にわたり業務を確実に実施する上で必要かどうかを検討し判断した上で  
具体的な施設整備等の利用計画等を策定することとしていた。そして、37病院は、策定  
した利用計画等に基づき、利用されていなかった土地及び建物の利用を開始したり、売却  
に向けた協議を実施したりするなどしていた。
- ウ 各病院に対して24年10月及び12月に通知を発して、今後、有効に利用されていない  
土地及び建物が生じた場合において、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要と認め  
られない土地及び建物については具体的な国庫納付等の処分計画を策定し、必要があると  
認められる土地及び建物については具体的な施設整備等の利用計画等を策定するよう周知  
徹底を図った。

### 第38 独立行政法人国立高等専門学校機構

#### 不 当 事 項

#### 予 算 経 理

#### (434) 物品の購入等に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って購入代金を支払っていたもの

科 目	経常費用
部 局 等	独立行政法人国立高等専門学校機構本部、18 国立高等専門学校
不適正な会計経理により支払われた経費の概要	物品の購入等に係る代金
不適正な会計経理により支払われた経費の財源	(1) 運営費交付金等 (2) 国庫補助金
不適正な会計経理により支払われた金額	(1) 151,482,936 円(平成 18 年度～23 年度) (2) 16,109,067 円(平成 19 年度～22 年度)
	計 167,592,003 円

#### 1 国立高等専門学校における物品の購入等に係る会計経理の概要

独立行政法人国立高等専門学校機構は、国立高等専門学校(以下「高専」という。)を設置することなどにより、職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成するとともに、我が国の高等教育の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的として、各高専の設置運営や教育研究活動等の業務を行っている(高専における物品の購入等に係る会計経理の概要等については、後掲 756 ページの「国立高等専門学校における不適正経理の再発防止策への取組状況や物品管理の状況を適切に把握することなどにより、再発防止策への取組が確実に実施され、また、物品の管理が適正に行われるよう是正改善の処置を求めたもの」参照)。

#### 2 検査の結果

##### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、高専における物品の購入等に係る検収、支払等の経理処理が独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則(平成 16 年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第 34 号。以下「会計規則」という。)等に基づき適正に行われているかに着眼して、<sup>(注1)</sup> 函館工業高等専門学校等 18 高専(以下「18 高専」という。)において、平成 19 年度から 23 年度までの間に締結した物品の購入等に係る契約を対象として、支払決議書等の書類により会計実地検査を行った。そして、検査の過程において不適正な会計経理の事態が判明した場合には、可能な範囲において過去の年度まで遡って検査した。

(注 1) 18 高専 函館工業、苫小牧工業、秋田工業、茨城工業、小山工業、東京工業、富山、石川工業、福井工業、岐阜工業、豊田工業、鈴鹿工業、奈良工業、津山工業、呉工業、新居浜工業、佐世保工業、熊本各高等専門学校

## (2) 検査の結果

検査したところ、18 高専全てにおいて、18 年度から 23 年度までの間に、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って、物品の購入代金等を支払っていたものが、運営費交付金等を財源とする支払額 151,482,936 円、国庫補助金<sup>(注2)</sup>を財源とする支払額 16,109,067 円、計 167,592,003 円あった。

(注2) 国庫補助金 大学改革推進等補助金、独立行政法人国立高等専門学校機構設備整備費補助金及び独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費補助金

これらを態様別に示すと、次のとおりである(表参照)。

### ア 預け金

業者に架空取引を指示するなどして、契約した物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより代金を支払い、当該支払金を業者に預け金として保有させて、後日、これを利用して契約した物品とは異なる物品を納入させていたもの

1 高専 1,959,990 円

### イ 差替え

業者に虚偽の請求書等を提出させて、契約した物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより代金を支払い、実際には契約した物品とは異なる物品に差し替えて納入させていたもの

2 高専 1,454,018 円

### ウ 翌年度納入

物品が翌年度に納入されているのに、関係書類に実際の納品日より前の日付を検収日として記載することなどにより、物品が現年度に納入されたこととして代金を支払っていたもの

18 高専 144,580,778 円

### エ 前年度納入

物品が前年度以前に納入されていたのに、関係書類に実際の納品日より後の日付を検収日として記載することなどにより、物品が現年度に納入されたこととして代金を支払っていたもの

14 高専 19,597,217 円

表 不適正な会計経理により支払われた物品の購入等代金の内訳 (単位：円)

高専名、財源の内訳	年度	預け金	差替え	翌年度納入	前年度納入	計
函館工業高等専門学校	平成 19～23	—	—	16,792,320	—	16,792,320
苫小牧工業高等専門学校	19～21	—	—	1,375,149	—	1,375,149
秋田工業高等専門学校	19～23	—	978,402	9,769,295	341,457	11,089,154
茨城工業高等専門学校	19、20、22	—	—	868,817	—	868,817
小山工業高等専門学校	19～23	—	—	3,265,317	1,461,290	4,726,607
東京工業高等専門学校	18～22	1,959,990	475,616	34,732,520	2,581,673	39,749,799
富山高等専門学校	19～21	—	—	9,129,331	278,098	9,407,429
石川工業高等専門学校	19～23	—	—	3,904,946	1,496,557	5,401,503
福井工業高等専門学校	19～23	—	—	27,427,184	6,072,037	33,499,221
岐阜工業高等専門学校	19～23	—	—	3,150,924	1,230,040	4,380,964
豊田工業高等専門学校	19、21、22	—	—	77,882	224,810	302,692

(単位：円)

高専名、財源の内訳	年 度	預け金	差替え	翌年度納入	前年度納入	計
鈴鹿工業高等専門学校	平成 20、21、23	—	—	5,308,233	2,788,128	8,096,361
奈良工業高等専門学校	19～21	—	—	558,738	1,049,540	1,608,278
津山工業高等専門学校	19～22	—	—	2,431,650	218,715	2,650,365
呉工業高等専門学校	19	—	—	311,955	—	311,955
新居浜工業高等専門学校	19～22	—	—	8,824,864	218,404	9,043,268
佐世保工業高等専門学校	19～23	—	—	2,602,616	321,300	2,923,916
熊本高等専門学校	19～23	—	—	14,049,037	1,315,168	15,364,205
18 高専計	18～23	1,959,990	1,454,018	144,580,778	19,597,217	167,592,003
運営費交付金等	18～23	1,959,990	1,454,018	128,537,861	19,531,067	151,482,936
国庫補助金	19～22	—	—	16,042,917	66,150	16,109,067
大学改革推進等補助金	19～21	—	—	5,017,681	66,150	5,083,831
独立行政法人国立高等専門学校機構設備整備費補助金	21、22	—	—	8,126,915	—	8,126,915
独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費補助金	19、20	—	—	2,898,321	—	2,898,321

第3章 第2節 第38 独立行政法人国立高等専門学校機構

これらのアからエまでの事態は、18 高専において、契約した物品が納入されていないのに納入されたこととして虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って物品の購入代金計 167,592,003 円を支払っていたものであり、不当と認められる。また、このうち国庫補助金については当該国庫補助金が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、18 高専において、公金の取扱いの重要性や会計規則の遵守に対する認識が欠けていたことなどによると認められる。

#### 意見を表示し又は処置を要求した事項

国立高等専門学校における不適正経理の再発防止策への取組状況や物品管理の状況を適切に把握することなどにより、再発防止策への取組が確実に実施され、また、物品の管理が適正に行われるよう是正改善の処置を求めたもの

科 目	経常費用、預り金
部 局 等	独立行政法人国立高等専門学校機構
不適正な会計経理により物品の購入代金等を支払っていた国立高等専門学校数及び支払額	18 校 1 億 6940 万円(平成 18 年度～23 年度)

物品の管理を適正に行っていないかった国立高等専門学校数及び物品数	30校 14,652個
上記物品の取得価格	6億9380万円(平成16年度～23年度)

【是正改善の処置を求めたものの全文】

**国立高等専門学校における不適正経理の再発防止策への取組及び物品の管理について**

(平成25年10月31日付け 独立行政法人国立高等専門学校機構理事長宛て)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 国立高等専門学校における会計経理等の概要

(1) 国立高等専門学校の概要

貴機構は、独立行政法人国立高等専門学校機構法(平成15年法律第113号)に基づき、全国に51校の国立高等専門学校(平成24年度末現在。以下「高専」という。)を設置することなどにより、職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成するとともに、我が国の高等教育の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的として、16年4月に設立され、高専の設置運営や教育研究活動等の業務を行っている。

(2) 高専における物品の購入等に係る会計事務手続

高専は、国から貴機構に対して交付される運営費交付金及び国庫補助金、授業料収入等を財源として、教育研究に使用する実験装置、消耗品等の物品を購入している。そして、その購入に当たっては、独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則(平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第34号。以下「会計規則」という。)等に基づき、各高専が、契約の相手方や購入価格等を決定し、契約した物品が納入された際には、給付の完了を確認するために必要な検査(以下「検収」という。)を行うこととされている。

そして、本部は、会計規則等に基づき、貴機構全体の会計事務を行うこととされており、高専における物品の購入等に係る経費の支払を一元的に行っている。

また、高専に所属する研究者に対して文部科学省等から交付される科学研究費補助金については、独立行政法人国立高等専門学校機構科学研究費取扱要領(平成20年独立行政法人国立高等専門学校機構理事長裁定)に基づき、研究者が所属する高専が当該研究者に代わり同補助金の予算の管理を行うこととされており、物品の購入等に係る会計事務は会計規則等に基づき、前記の運営費交付金等を財源とする物品の購入と同様に取り扱うこととされている。

貴機構の事業年度は、会計規則によると、毎年4月1日から翌年3月31日までとされており、原則として、資産、負債及び資本の増減並びに収益及び費用は、その原因となる事実の発生した日の属する年度により所属する年度を区分することとされている。

(3) 高専における不適正な経理をめぐる状況

貴機構は、東京工業高等専門学校(以下「東京高専」という。)において、研究者が取引業者に架空取引を指示し、物品の購入代金を当該取引業者に管理させるなどのいわゆる預け金と呼ばれる不適正な会計経理が行われていた疑いがあるとする外部からの通報等を受け

て、23年9月に調査委員会を設置して東京高専の会計経理について内部調査を行い、24年2月に研究費等計554万余円が不適正な会計経理により支払われていたとする事態(以下、この事態を「東京高専の不適正経理」という。)を公表した。

また、貴機構は、文部科学省から預け金等の不適正な会計経理の有無について調査及び報告を求められていたが、これに対して、東京高専の不適正経理のほかには不適正な会計経理の事態はなかったと報告していた。

そして、貴機構は、東京高専の不適正経理を踏まえて、24年3月に各高専の校長宛てに「公的研究費等に関する不正使用の再発防止策の徹底について」を発して、次のとおり、納品検収体制の充実、監査体制の強化等を内容とした再発防止策(以下「再発防止策」という。)を行うこととした。

- ア 各高専において発注者と同一人による納品検収を行うことのないよう、検収の際に納品書に検収した職員の検収印を押印すること
- イ 従来行っている高専間相互監査等とは別に、各高専において会計内部監査を定期的<sup>(注1)</sup>に実施して、当該監査において業者の得意先元帳等と各高専で保管している会計伝票とを突合すること
- ウ 各高専等において定期的に会計事務担当者の事務能力の向上のために職員研修を実施すること
- エ 取引業者に対して不適切な経理を行っていない旨及び行わない旨の誓約書の提出を義務付けること

(注1) 高専間相互監査 毎年度、高専の職員が当該高専の近隣地区の高専に赴いて、本部が定める監査計画に基づき監査を実施するもの

#### (4) 高専における物品の管理

貴機構が所有する動産のうち供用のために保管する物品は、独立行政法人国立高等専門学校機構物品管理規則(平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第39号。以下「管理規則」という。)に基づき管理することとされている。

貴機構における物品の分類は、管理規則によると、機械・装置等で取得価格が50万円以上かつ耐用年数1年以上の物品は固定資産、取得価格が10万円以上50万円未満かつ耐用年数1年以上の物品は備品とするなどとされている。

そして、高専には、物品の管理及び物品の出納や保管に関する事務をつかさどる者として、物品管理役及び物品出納役が置かれている。また、物品の供用に関する事務をつかさどる者として物品供用役を置くことができるとされている。

そして、供用された物品のうち、修繕等をして使用することができない又は使用する必要がない物品がある場合の返納、不用の決定等の手続は、管理規則によると、次のとおりとなっている。

- ① 物品管理役は、物品を使用する教職員(以下「物品使用職員」という。)からの返納について物品供用役から報告を受けた場合において、それが妥当と判断したときは、物品供用役に対して返納を命ずるとともに、物品出納役に対して受入れを命ずる。
- ② 物品管理役は、物品出納役から修繕等が不可能又は不適当な物品があるとの報告を受け、それが不用であると判断したときなどで、当該物品が備品である場合には、不用の決定をする。

③ 物品管理役は、②の物品のうち売却することができない物品及び売却することが不利又は不相当であると認める物品については、廃棄することができる。

また、高専の校長は、管理規則に基づき、理事長から委任を受けて、毎事業年度5月末日現在の物品の管理の実態について、検査員を指名して検査することとなっている(以下、この検査を「物品検査」という。)

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、東京高専の不適正経理を踏まえて、合規性等の観点から、物品の購入等に係る検収、支払等の経理処理が会計規則等に基づき適正に行われているか、再発防止策への取組は確実に実施されているか、物品の管理が管理規則に基づき適正に行われているかに着目して、<sup>(注2)</sup>函館工業高等専門学校等18高専(以下「18高専」という。)において会計実地検査を行った。

検査に当たっては、19年度から23年度までの間に18高専が締結した物品の購入等に係る契約を対象として、支払決議書等の書類により確認するとともに、本部において、高専の不適正な会計経理に対する再発防止策への取組状況について、資料の提出を受けるなどの方法により検査した。そして、検査の過程において不適正な会計経理の事態が判明した場合には、可能な範囲において過去の年度まで遡って検査した。また、18高専における24年度までの物品の管理の状況について、物品の不用決定に関する書類等を確認するなどの方法により会計実地検査を行ったほか、会計実地検査を行った18高専以外の33高専に対しても、本部を通じて、関係書類の提出を求めるなどして検査した。

(注2) 18高専 函館工業、苫小牧工業、秋田工業、茨城工業、小山工業、東京工業、富山、石川工業、福井工業、岐阜工業、豊田工業、鈴鹿工業、奈良工業、津山工業、呉工業、新居浜工業、佐世保工業、熊本各高等専門学校

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 高専において再発防止策への取組が十分に行われていない事態

前記のとおり、貴機構は、東京高専の不適正経理のほかには預け金等の事態はなかったとしていた。しかし、本院が18高専における物品の購入等に係る経理について検査したところ、表のとおり、18高専全てにおいて、18年度から23年度までの間に、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って、物品の購入代金等を支払っていたものが、運営費交付金等を財源とする支払額151,482,936円、国庫補助金等を財源とする支払額17,920,808円、計169,403,744円あった。

表 不適正な会計経理により支払われた物品の購入等代金の内訳 (単位：円)

高専名、財源の内訳	年度	預け金	差替え	翌年度納入	前年度納入	計
函館工業高等専門学校	平成19～23	—	—	16,836,208	—	16,836,208
苫小牧工業高等専門学校	19～21	—	—	1,375,149	—	1,375,149
秋田工業高等専門学校	19～23	—	1,071,895	9,819,295	341,457	11,232,647
茨城工業高等専門学校	19、20、22	—	—	868,817	—	868,817
小山工業高等専門学校	19～23	—	—	3,265,317	1,461,290	4,726,607

(単位：円)

高専名、財源の内訳	年 度	預け金	差替え	翌年度納入	前年度納入	計
東京工業高等専門学校	平成 18～22	2,885,704	475,616	34,732,520	2,581,673	40,675,513
富山高等専門学校	19～21	—	—	9,129,331	278,098	9,407,429
石川工業高等専門学校	19～23	—	—	3,955,346	1,496,557	5,451,903
福井工業高等専門学校	19～23	—	—	27,427,184	6,072,037	33,499,221
岐阜工業高等専門学校	19～23	—	—	3,153,234	1,230,040	4,383,274
豊田工業高等専門学校	19、21、22	—	—	77,882	224,810	302,692
鈴鹿工業高等専門学校	20、21、23	—	—	5,308,233	2,788,128	8,096,361
奈良工業高等専門学校	19～23	—	—	618,749	1,451,644	2,070,393
津山工業高等専門学校	19～22	—	—	2,431,650	218,715	2,650,365
呉工業高等専門学校	19	—	—	311,955	—	311,955
新居浜工業高等専門学校	19～22	—	—	8,929,070	218,404	9,147,474
佐世保工業高等専門学校	19～23	—	—	2,606,322	321,300	2,927,622
熊本高等専門学校	19～23	—	—	14,124,946	1,315,168	15,440,114
18 高専計	18～23	2,885,704	1,547,511	144,971,208	19,999,321	169,403,744
運営費交付金等	18～23	1,959,990	1,454,018	128,537,861	19,531,067	151,482,936
国庫補助金等	18～23	925,714	93,493	16,433,347	468,254	17,920,808
貴機構に交付された 国庫補助金	19～23	—	—	16,042,917	468,254	16,511,171
高専に所属する研究者に 交付された科学 研究費補助金	18～23	925,714	93,493	390,430	—	1,409,637

注(1) 預け金 業者に架空取引を指示するなどして、契約した物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより代金を支払い、当該支払金を業者に預け金として保有させて、後日、これを利用して契約した物品とは異なる物品を納入させていたもの

注(2) 差替え 業者に虚偽の請求書等を提出させて、契約した物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより代金を支払い、実際には契約した物品とは異なる物品に差し替えて納入させていたもの

注(3) 翌年度納入 物品が翌年度に納入されているのに、関係書類に実際の納品日より前の日付を検収日として記載することなどにより、物品が現年度に納入されたこととして代金を支払っていたもの

注(4) 前年度納入 物品が前年度以前に納入されていたのに、関係書類に実際の納品日より後の日付を検収日として記載することなどにより、物品が現年度に納入されたこととして代金を支払っていたもの

注(5) 東京高専の金額には、貴機構が調査し、公表した東京高専の不適正経理に係る分(554 万余円)は含まない。

一方、貴機構は、前記のとおり、東京高専の不適正経理を受けて、24 年 3 月に再発防止策を策定して、これを各高専の校長宛てに通知している。

そこで、会計実地検査を行った 18 高専を含む全 51 高専における 24 年度の再発防止策への取組状況について、本部から資料の提出を受けるなどして確認したところ、次のとおり、高専における取組が十分ではない事態が見受けられた。

ア 8高専において、検収の際に納品書に検収した職員の検収印を押印しておらず、契約と検収が別の者により行われていることが確認できるようになっていなかった。

イ 45高専において、高専間相互監査等以外に、各高専における会計内部監査が一度も実施されておらず、業者の得意先元帳等と会計伝票との突合が定期的に行われていなかった。

ウ 20高専において、貴機構が実施する研修以外に、各高専で行うこととされた会計事務担当者への研修が実施されていなかった。

エ 44高専において、取引業者に対して不適正な経理を行っていない旨及び行わない旨の誓約書を提出させていなかった。

## (2) 物品の管理が適正を欠いている事態

51高専における24年度までの物品の管理の状況について検査したところ、次のような事態が見受けられた。すなわち、30高専において、使用する必要がなくなった備品計14,652個(取得価格計693,800,776円)について、物品使用職員等が管理規則に基づく返納の報告等の手続を経ることなく無断で処分するなどしていた。

上記の備品は、備品の現有確認調査の際に、その所在が不明となっていたことなどを契機として、既に処分されていたことが判明したものであるが、30高専は、これらについて、使用年数の経過、能力の低下、陳腐化等を理由とした不用の決定を事後的に行うとともに、これを廃棄したこととして物品管理台帳から除却するなどしていたものである。

また、高専の校長は、前記のとおり、毎事業年度物品検査を行うこととなっているが、上記の30高専の22年度から24年度までの間における物品検査の実施状況について検査したところ、上記の備品の現有確認調査の実施を指示した23年12月までに、8高専は物品検査を全く行っておらず、20高専は保有する物品の一部に対する物品検査しか行っていないかった。そして、24年度においても、7高専は全く物品検査を行っておらず、13高専は保有する物品の一部に対する物品検査しか行っていないかった。

(注3) 30高専 函館工業、苫小牧工業、旭川工業、一関工業、仙台、茨城工業、小山工業、東京工業、富山、石川工業、福井工業、岐阜工業、豊田工業、鳥羽商船、鈴鹿工業、明石工業、奈良工業、和歌山工業、津山工業、広島商船、大島商船、新居浜工業、弓削商船、高知工業、北九州工業、佐世保工業、熊本、大分工業、都城工業、鹿児島工業各高等専門学校

(注4) 備品の現有確認調査 多くの高専において物品検査が一部の物品を抽出して行われていたとする本部の内部監査の結果を受けて、本部が平成23年12月に全高専に所有する全ての備品について現有確認を指示して行われた調査

### (是正改善を必要とする事態)

多くの高専において不適正な会計経理が行われているにもかかわらず、各高専における再発防止策への取組が十分に行われていない事態及び物品が物品使用職員等において必要な手続を経ることなく無断で処分されているなど物品の管理が適正に行われていない事態は適切ではなく、是正改善を図る要があると認められる。

### (発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

ア 各高専において、不適正な会計経理の再発防止策を確実に実施することの重要性及び管理規則に基づき物品の管理を適正に行うことについての認識が欠けていたこと

イ 本部において

(ア) 高専に対する不適正な会計経理の再発防止策の確実な実施に対する周知や高専における取組状況の把握等が十分でなかったこと

(イ) 高専に対する物品の適正な取扱いに関する指導や高専における物品管理の状況についての把握等が十分でなかったこと

### 3 本院が求める是正改善の処置

高専において、不適正な会計経理の再発防止策への取組が十分に行われていなかったり、物品の管理が適正に行われていなかったりしている事態は、貴機構の公金の使用に対する国民の信頼を著しく損なうことになる。

については、貴機構において、高専における不適正な会計経理の再発防止策への取組が確実に実施され、また、物品の管理が適正に行われるよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

ア 高専に対して、再発防止策の重要性について周知徹底し、再発防止策への取組状況を定期的に本部に報告させるなどして、その状況を確実に把握するとともに、取組が十分ではない高専に対しては速やかに指導等を行うこと

イ 高専に対して、管理規則を遵守した物品の管理を行うよう指導するとともに、毎事業年度行うこととされている物品検査の結果を本部に報告させるなどして高専における物品管理の状況を確実に把握すること

## 第39 独立行政法人国立大学財務・経営センター

平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

### 国立大学法人等が実施する施設整備等に係る資金の貸付け及び交付について

(平成 23 年度決算検査報告 878 ページ参照)

#### 1 本院が表示した意見

独立行政法人国立大学財務・経営センター(以下「センター」という。)は、国立大学法人等に対して施設整備等に必要な資金の貸付事業及び交付事業を行っている。しかし、貸付事業において、個々の附属病院の収支状況等に即した審査基準等が定められていなかったり、交付事業において、営繕事業費の配分方法が国立大学法人等の自己収入等の獲得額の格差を十分に考慮したものとなっていなかったり、今後の財源の見込みが十分に立っているとは認められなかったりしている事態が見受けられた。

したがって、センターにおいて、個々の附属病院の収支状況等に即した適切な審査基準等を定めたり、国立大学法人等の自己収入等の獲得額の格差等を考慮した営繕事業費の配分方法について文部科学省と協議しつつ検討したり、今後の財源の見込みについて十分に検討したりするよう、独立行政法人国立大学財務・経営センター理事長に対して平成 24 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により意見を表示した。

#### 2 当局の処置状況

本院は、センターにおいて、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、センターは、本院指摘の趣旨に沿い、貸付事業については、審査基準に個々の附属病院の収支状況等に即した審査指標を追加する見直しを行い、25 年度中に改定することとしている。また、交付事業については、文部科学省と協議した上で、国立大学法人等の個々の保有資産や自己収入の状況に配慮するなどした営繕事業費の配分方法の見直しを行うこととし、国立大学法人等の中期計画期間に配慮しつつ実施することとしている。そして、今後の交付事業の財源の見込みについては、国立大学法人等の土地処分収入を可能な限り確保できるように文部科学省に引き続き協力を要請するとともに、これ以外の新たな財源について引き続き検討を行っていくこととしている。

第40 独立行政法人中小企業基盤整備機構

意見を表示し又は処置を要求した事項

地域ファンド融資事業等で貸し付けた資金等により、都道府県が運営管理法人に造成させている基金について、必要とされる基金の規模を把握するための指標を都道府県に示すなどして、都道府県が適時適切に基金の見直しを行えるよう改善の処置を要求したものの

科 目	(一般勘定) 事業貸付金
部 局 等	独立行政法人中小企業基盤整備機構本部
融資事業の概要	地域資源等を活用した地域における中小企業の新事業展開を支援するため、創業又は中小企業の経営の革新を支援する助成事業等の財源となる基金を造成する都道府県に対して、その資金の一部を貸し付けるもの
貸 付 先	44 都道府県
上記に対する貸付金総額	2448 億 6000 万円(平成 19 年度～22 年度)
上記のうち適時適切に基金の規模の見直しが行われていなかった額	2448 億 6000 万円(背景金額)

【改善の処置を要求したものの全文】

独立行政法人中小企業基盤整備機構による地域中小企業応援ファンド(スタート・アップ応援型)融資事業等で造成された基金の見直しについて

(平成 25 年 10 月 31 日付け 独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 事業の概要等

(1) 地域中小企業応援ファンド(スタート・アップ応援型)融資事業等の概要

貴機構は、平成 19 年度から、地域資源等を活用した地域における中小企業の新事業展開を支援するために、同一都道府県内を原則とする一定の地域内において創業又は中小企業の経営の革新を支援する助成事業(以下「地域ファンド事業」という。)の財源となる基金を造成する都道府県に対して、その資金の一部を貸し付ける地域中小企業応援ファンド(スタート・アップ応援型)融資事業(以下「地域ファンド融資事業」という。)を実施している。

さらに、20 年度からは、地域ファンド融資事業と同様の仕組みで、地域の中小企業者と農林漁業者との連携による創業や中小企業の経営の革新を支援する助成事業(以下「農商工ファンド事業」という。)の財源となる基金を造成する都道府県に対して、その資金の一部を貸し付ける農商工連携型地域中小企業応援ファンド(スタート・アップ応援型)融資事業(以下「農商工ファンド融資事業」という。)を実施している。

これらの事業は、政府出資金を主な財源とする貴機構の高度化融資制度を活用して、中小企業庁が創設したものである。

地域ファンド事業及び農商工ファンド事業(以下、両者を合わせて「ファンド事業」という。)は、貴機構が定めた「地域中小企業応援ファンド融資事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する準則」(平成19年規程18第88号)及び「農商工連携型地域中小企業応援ファンド融資事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する準則」(平成20年規程19第66号。以下、これらを合わせて「準則」という。)に基づいて、都道府県が公益財団法人等(以下「運営管理法人」という。)に資金を貸し付けて造成させた基金の運用益により行われている。そして、貴機構は、上記の基金を造成させた44都道府県に対して、運営管理法人に対する貸付けに必要な経費の一部(基金造成額の80%以内)を償還期限を10年以内として無利子で貸し付けている。また、準則の規定によれば、都道府県は運営管理法人への貸付けに当たって実施要領を作成することとされている。そして、貴機構が定めた「地域中小企業応援ファンド融資事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する細則」(平成19年要領18第57号)及び「農商工連携型地域中小企業応援ファンド融資事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する細則」(平成20年要領19第81号。以下、これらを合わせて「細則」という。)の規定によれば、都道府県はファンド事業の助成対象経費、助成率、助成限度額、助成期間等を上記の実施要領に規定することとされている。

(注1) 44都道府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各県

貴機構の44都道府県に対する24年度末現在の貸付残高は、地域ファンド事業を実施している40都道府県の全43基金(2基金を造成している県が3県ある。以下「地域43基金」という。)に対する計1961億6000万円、農商工ファンド事業を実施している26道府県の全26基金(以下「農商工26基金」という。)に対する計487億円、合計2448億6000万円となっている。また、ほとんどの基金において、基金造成額に占める貴機構の貸付金の割合はおおむね80%となっている。

そして、細則によれば、都道府県は、一定事業年度ごとに事業実績を踏まえて基金の規模を見直すこととされ、必要があるときは、基金を造成している運営管理法人を指導するとともに、貸付金の一部繰上償還により適正な基金の規模に圧縮するなど必要な措置を執ることとされている。さらに、細則によれば、運営管理法人が基金の規模を圧縮して都道府県に貸付金を一部繰上償還する場合には、繰上償還額の全部又は繰上償還額に貴機構の貸付金の割合を乗じた額が都道府県から貴機構に償還されることとされている。

## (2) 貴機構における各基金の収支状況等の把握

細則によれば、都道府県は、毎事業年度終了後3か月以内に、運営管理法人からファンド事業に係る事業実績報告等の報告を受け、これに事業成果の評価の結果(以下「事業評価報告書」という。)を付して、貴機構に実績報告書を提出することとされている。

そして、貴機構は、実績報告書において、①対象年度の助成金の交付決定額を前年度繰越額と当該年度の運用益等の合計額で除して得た執行率及び②次年度繰越額から次年度以降に支払が見込まれる額(次年度以降に交付決定を行うことを見込んで<sup>(注2)</sup>いる額を含む。以

下「次年度以降支払見込額」という。)を差し引いた「用途未確定繰越額」を記載させるなどして、基金の収支状況を把握している(図1参照)。さらに、貴機構は、事業評価報告書に成果目標に対する見解、ファンド事業の総評等を記載させて、ファンド事業の実施状況を把握している。

(注2) 次年度以降に交付決定を行うことを見込んでいる額 複数年度にわたる事業期間を想定して、助成金の交付決定を年度ごとに行うことにしている助成事業において、次年度以降に交付決定を行うことを見込んでいる額

図1 執行率及び用途未確定繰越額の算出方法

$$\begin{array}{l}
 \boxed{\text{執行率}} = \boxed{\text{実績報告書対象年度の助成金の交付決定額}} \div \left( \boxed{\text{前年度繰越額}} + \boxed{\text{実績報告書対象年度の運用益等}} \right) \\
 \boxed{\text{用途未確定繰越額}} = \boxed{\text{次年度繰越額}} - \boxed{\text{次年度以降支払見込額}}
 \end{array}$$

また、貴機構は、基金の収支状況及びファンド事業の実施状況について、都道府県及び運営管理法人に対するヒアリングを行い、基金ごとに、個別の基金の事情に合わせた情報の提示を行ったり、ファンド事業の改善点等についての助言等を行ったりしている。

### (3) 補助金等の交付により造成した基金等に関する基準

中小企業庁は、地域ファンド融資事業の創設に当たり、都道府県に対して、地域ファンド事業は「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定。以下「基金基準」という。)に該当するものではないが、その趣旨を踏まえて、制度の設計と運用等を行うよう求めている。また、中小企業庁は、農商工ファンド事業の基本的な制度設計は地域ファンド事業に準ずるとしている。

基金基準によれば、補助金等の交付により造成した基金等を保有する法人(以下「基金法人」という。)は、少なくとも5年に1回は定期的に基金の見直しを行うこととされ、この定期的な基金の見直しの際に、基金の規模が過大となっていないかなどの状況を客観的に把握するため、基金法人は基金の保有割合(以下「保有割合」という。)を算出することとされている。そして、基金基準は、基金元本を費消せず基金の運用益を基金事業の財源に充てる運営形態である運用型の補助・補填事業の保有割合については、「基金の運用益見込額÷(補助・補填見込額+管理費)」を参考にして算出することとしている。さらに、基金基準は、保有割合が「1」を大幅に上回っている基金については、基金法人は基金の定期的な見直しの際に、基金の財源となっている国からの補助金等を国庫へ返納するなど基金の取扱いを検討することとしている。

## 2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

貴機構が融資している都道府県は、前記のとおり、一定事業年度ごとに事業実績を踏まえて基金の規模を見直すこととされている。また、都道府県は基金基準の趣旨を踏まえてファンド事業の制度の設計と運用等を行うように求められていて、基金基準は少なくとも5年に1回は基金の見直しを行うこととしている。そして、各基金は19年度から22年度までに造成され、このうち19年度に造成した<sup>(注3)</sup>23府県23基金は24年度で事業開始から5年以上が経

過している。そこで、本院は、有効性等の観点から、貴機構から44都道府県への貸付額の規模は適正か、基金基準の趣旨を踏まえた基金の見直しは適時適切に行われているかなどに着眼して検査した。検査に当たっては、貴機構本部及び中小企業庁において、地域ファンド融資事業及び農商工ファンド融資事業の実施状況、44都道府県及び運営管理法人に対する情報の提示や助言等の状況等について、実績報告書等の関係書類により会計実地検査を行うとともに、<sup>(注4)</sup>20県及び22運営管理法人に赴いて、地域ファンド事業に係る17基金及び農商工ファンド事業に係る13基金について、関係書類等の提示を求めたり、ファンド事業の実施状況等について聴取したりなどして調査した。さらに、地域43基金及び農商工26基金について、実績報告書等及び貴機構を通じて44都道府県に作成を求めた調書等を分析するなどの方法により検査を行った。

(注3) 23府県 大阪府、青森、岩手、宮城、山形、新潟、富山、福井、長野、岐阜、静岡、三重、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、沖縄各県

(注4) 20県 岩手、山形、茨城、栃木、千葉、新潟、長野、岐阜、静岡、滋賀、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、佐賀、長崎、熊本、鹿児島各県

#### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 基金の収支状況

各基金は、長期の国債、地方債等により運用されていて、毎年度一定額の運用益等が発生している。そこで、23年度の収支状況を全基金についてみると、表1のとおり、前年度繰越額及び運用益等の収入は地域43基金で計82億8766万余円、農商工26基金で計17億9343万余円となっていた。一方、23年度に支出した助成金等の額は地域43基金で計35億7418万余円、農商工26基金で計4億9783万余円となっており、23年度末の次年度繰越額はそれぞれ47億1348万余円、12億9559万余円となっていた。そして、23年度以前に交付決定をして23年度末においても未払となっている助成金の交付決定額(以下「23年度末未払額」という。)が地域43基金で計21億4412万余円、農商工26基金で計5億1755万余円あることを考慮しても、23年度末において用途が決まっていない金額が、地域43基金において計25億6935万余円、農商工26基金において計7億7804万余円あった。

表1 基金の収支状況

(基金額は億円単位、その他は千円単位)

都道府県名	地 域 43 基 金						農 商 工 26 基 金					
	基金額		23 年 度				基金額		23 年 度			
			うち 中小 機構 貸付額	収 入 (A)	支 出 (B)	23年度未 払額 (C)			使途が決 まってい ない金額 (A-B-C)	うち 中小 機構 貸付額	収 入 (A)	支 出 (B)
北海道	100.2	80.0	262,261	134,086	117,940	10,235	25.0	20.0	54,285	22,584	0	31,700
青 森	50.0	40.0	202,557	67,095	110,760	24,701	28.0	20.0	63,084	24,281	0	38,803
岩 手	50.0	40.0	211,516	52,420	37,600	121,495	29.1	20.0	111,579	15,945	13,389	82,244
宮 城	53.5	42.8	226,236	45,900	133,744	46,591	—	—	—	—	—	—
秋 田	59.4	40.0	233,970	71,874	76,809	85,286	25.3	20.0	85,549	11,009	33,442	41,097
山 形	65.0	52.0	203,438	66,670	67,566	69,201	25.2	20.0	64,197	24,350	33,391	6,456
福 島	50.0	40.0	146,277	56,183	70,859	19,234	25.0	20.0	72,041	21,015	26,516	24,509
茨 城	75.0	60.0	291,369	76,745	149,345	65,278	—	—	—	—	—	—
栃 木	25.0	20.0	56,751	15,539	0	41,211	25.0	20.0	33,022	7,487	0	25,534
千 葉	80.0	64.0	207,744	127,132	48,513	32,098	25.0	20.0	55,011	35,164	6,084	13,763
東 京	100.0	20.0	463,518	106,216	243,401	113,901	—	—	—	—	—	—
新 潟	125.0	100.0	410,079	183,972	20,337	205,770	—	—	—	—	—	—
富 山	20.0	16.0	116,724	17,483	72,611	26,628	30.0	20.0	117,426	20,633	58,354	38,438
石 川	200.0	100.0	284,372	259,700	0	24,672	—	—	—	—	—	—
福 井	50.0	40.0	206,769	74,863	33,188	98,717	—	—	—	—	—	—
山 梨	15.0	12.0	53,616	20,956	19,571	13,089	—	—	—	—	—	—
長 野	50.0	40.0	128,494	104,104	0	24,389	10.0	8.0	22,940	7,884	0	15,056
岐 阜	50.0	40.0	217,096	74,146	106,116	36,833	25.0	20.0	113,757	4,204	4,490	105,063
静 岡	90.0	72.0	264,030	175,266	0	88,763	10.0	8.0	23,611	11,594	0	12,016
愛 知	100.0	40.0	175,634	84,200	0	91,434	—	—	—	—	—	—
三重①	10.0	8.0	41,464	2,540	31,735	7,188	25.0	20.0	78,959	6,222	38,616	34,121
三重②	40.1	32.0	163,443	28,609	62,578	72,255	—	—	—	—	—	—
滋 賀	40.0	32.0	126,270	33,251	73,090	19,929	—	—	—	—	—	—
京 都	50.0	40.0	81,392	74,617	0	6,774	25.2	20.0	63,641	39,671	18,717	5,253
大 阪	200.0	160.0	558,751	347,854	0	210,896	—	—	—	—	—	—
兵 庫	—	—	—	—	—	—	25.6	20.0	33,369	538	29,600	3,230
奈 良	—	—	—	—	—	—	25.1	20.0	63,283	11,899	0	51,383
和歌山	80.0	64.0	252,863	102,099	107,062	43,701	20.0	16.0	53,008	9,047	39,305	4,655
鳥 取	50.0	40.0	269,145	88,325	150,685	30,134	25.0	20.0	125,767	26,832	42,378	56,556
島 根	25.0	20.0	115,135	32,492	34,497	48,145	—	—	—	—	—	—
岡 山	50.0	40.0	157,177	54,219	70,426	32,531	—	—	—	—	—	—
広 島	15.0	12.0	37,403	30,850	0	6,552	—	—	—	—	—	—
山 口	42.5	34.0	124,451	79,781	25,282	19,388	—	—	—	—	—	—
徳島①	40.0	32.0	109,626	58,775	0	50,851	25.0	20.0	75,932	32,283	0	43,649
徳島②	60.0	48.0	175,133	109,246	0	65,886	—	—	—	—	—	—
香 川	118.0	94.4	301,257	232,531	0	68,725	28.0	20.0	70,849	19,288	23,449	28,112
愛媛①	40.0	32.0	119,768	77,961	9,055	32,752	25.0	20.0	53,915	40,688	0	13,226
愛媛②	60.0	48.0	184,580	101,554	33,868	49,157	—	—	—	—	—	—
高 知	100.0	80.0	328,734	146,193	0	182,541	25.0	20.0	60,143	29,883	0	30,260
福 岡	—	—	—	—	—	—	20.0	15.0	45,251	7,081	15,920	22,249
佐 賀	13.0	10.4	44,847	8,073	32,776	3,998	25.2	20.0	67,372	17,862	37,754	11,756
長 崎	70.0	56.0	304,502	23,730	26,443	254,329	25.0	20.0	84,060	36,907	30,967	16,185
熊 本	25.0	20.0	90,144	14,204	53,782	22,157	—	—	—	—	—	—
大 分	50.0	40.0	119,847	38,633	87,533	-6,320	—	—	—	—	—	—
宮 崎	—	—	—	—	—	—	25.2	20.0	101,372	13,476	65,178	22,717
鹿児島	25.0	20.0	98,009	22,925	0	75,083	—	—	—	—	—	—
沖 縄	50.0	40.0	121,256	51,151	36,951	33,154	—	—	—	—	—	—
計	2,661.7	1,961.6	8,287,667	3,574,185	2,144,127	2,569,354	626.9	487.0	1,793,435	497,839	517,551	778,043

(注) 三重、徳島、愛媛各県は地域ファンドを2基金造成している。

また、23年度の収支状況を基金ごとにとみると、使途が決まっていない金額が22、23年度の年間運用益等の額の平均の2.6倍となっている基金も見受けられた。

### (2) 貴機構における収支状況の把握及び基金の見直しの状況

貴機構は、前記のとおり、毎年度提出させる実績報告書において、実績報告書の対象年度の助成金の交付決定額を前年度繰越額と当該年度の運用益等の合計額で除して、執行率を算出することとしている。しかし、運用益等の額は大きく変動しない一方で、単年度の助成金の交付決定額は年度により大きく変動する場合がある。貴機構が用いている執行率は、ファンド事業を実施した期間の収入及び支出の累計額を用いた収支状況を示しているとは認められず、必要とされる基金の規模を把握するための指標として適切なものとはなっていない。

また、貴機構は、前記のとおり、用途未確定繰越額を把握していたが、同額がどの程度になると基金の規模が過大であると判断すべきか44都道府県が検討するために参考となる情報の提示や助言等が十分でなかったため、44都道府県において、同額を用いて基金の規模の妥当性を判断することは難しい状況となっていた。

そして、細則では、一定事業年度ごとに事業実績を踏まえて基金の規模を見直すこととされているが、24年度末において基金の造成から5年以上が経過して償還期限までの期間の半分を過ぎた23基金において、これらの基金を造成した23府県は基金の規模の見直しを行っていなかった。また、それ以外の基金においても、基金の規模の見直しは行われていなかった。

### (3) 各基金の収支割合

前記のとおり、貴機構が用いている執行率は、ファンド事業実施期間の累計額を用いた収支状況を示しておらず、必要とされる基金の規模を把握するための指標として適切なものとはなっていない。そこで、本院は、執行率に代えて、中小企業庁が各都道府県にその趣旨を踏まえるよう求めている基金基準において例示されている運用型の補助・補填事業の保有割合の算出方法を参考にして、各基金の基金造成時から23年度末までに生じた運用益等の累計額(以下「収入累計額」という。)を基金造成時から23年度末までに支出した助成金等の累計額と23年度末未払額の合計額(以下「支出累計額」という。)で除した割合(以下「収支割合」という。図2参照)を用いて、基金の規模の妥当性を検討した。

図2 収支割合の算出方法

$$\boxed{\text{収 支 割 合}} = \boxed{\text{基金造成時から23年度末までに生じた運用益等の累計額}} \div \left( \boxed{\text{基金造成時から23年度末までに支出した助成金等の累計額}} + \boxed{\text{23年度末未払額}} \right)$$

その結果、表2のとおり、1基金を除く全基金において収支割合が「1」を上回り、地域43基金では最大4.63、農商工26基金では最大7.52となっているなど、収入累計額が支出累計額を大きく上回る状況となっている基金も見受けられた。したがって、上記の収支割合の算出結果によれば、都道府県が造成させている基金の規模がファンド事業の実績に見合っていないものがあり、44都道府県に対する貴機構の貸付額は過大となっているものがあると認められる。

表2 各基金の収支割合

収支割合	地域43基金		農商工26基金	
	基金数	都道府県名	基金数	道府県名
1.00未満	1	大分	0	—
1.00以上1.10未満	12	北海道、青森、福島、千葉、石川、長野、京都、鳥取、広島、山口、香川、佐賀	3	山形、京都、和歌山
1.10以上1.20未満	14	宮城、富山、山梨、岐阜、静岡、三重①、滋賀、大阪、和歌山、岡山、徳島①、愛媛①、愛媛②、沖縄	4	千葉、兵庫、佐賀、長崎
1.20以上1.30未満	5	山形、茨城、東京、徳島②、熊本	2	愛媛、宮崎
1.30以上1.40未満	6	秋田、新潟、福井、愛知、島根、高知	1	高知
1.40以上1.50未満	1	栃木	5	北海道、福島、富山、静岡、香川
1.50以上1.60未満	2	岩手、三重②	0	—
1.60以上1.70未満	0	—	2	三重、徳島
1.70以上1.80未満	0	—	3	青森、秋田、鳥取
1.80以上1.90未満	0	—	1	福岡
1.90以上2.00未満	0	—	1	長野
2.00以上	2	長崎、鹿児島	4	岩手、栃木、岐阜、奈良

(改善を必要とする事態)

上記のように、基金の規模が事業の実績に見合っていない基金が見受けられる状況となっているのに、貴機構において、ファンド事業実施期間の累計額を用いた収支状況を適切に把握しておらず、44都道府県が事業規模を踏まえて基金の規模を見直していない事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴機構において、基金の見直しに必要となる基金の規模を的確に把握する指標を設定していなかったこと、基金の有効活用を目的とした助言等を基金ごとに行っていたとしているものの、ファンド事業は都道府県が自ら地域の実情に合わせて都道府県の判断で行うものであるとしていて、44都道府県が適切に基金の見直しを実施するために必要な情報の提示や助言等を行うことの必要性についての認識が欠けていたことなどによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

地域ファンド融資事業及び農商工ファンド融資事業は、政府出資金を主な財源とする高度化融資制度を活用して創設されたものであり、同事業による融資は、地域経済の活性化に資する取組を支援するため、無利子で行われている。したがって、貴機構、44都道府県においては、同事業により造成される基金が適正な規模となるよう努めることが求められる。

ついては、貴機構において、44都道府県が適時適切に基金の見直しを行えるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

- ア 細則により、都道府県は一定事業年度ごとにファンド事業の実績を踏まえて基金の規模を見直すこととされ、必要があるときは、基金を造成している運営管理法人を指導するとともに、貸付金の一部繰上償還により適正な基金の規模に圧縮するなど必要な措置を執ることとされていることについて、44 都道府県に対して周知徹底を図ること
- イ 基金造成から5年以上が経過している基金は速やかに、その他の基金は基金造成から5年を目途に基金の見直しを行うよう、44 都道府県に対して助言すること
- ウ 必要とされる基金の規模を把握できるよう、ファンド事業実施期間の累計額を用いた収支状況を反映するなどした指標を設定するとともに、同指標を実績報告書の記載事項に加えるなどして、44 都道府県に同指標の状況について毎年度報告させること
- エ 44 都道府県がより適切に基金の見直しを行えるよう、44 都道府県が基金の規模を見直すべきかを判断するために参考となる情報を提示すること

第41 独立行政法人都市再生機構

第3章 第2節 第41 独立行政法人都市再生機構

不 当 事 項

工 事

(435) テレビ電波受信障害の防除対策を行う業務をケーブルテレビ事業者に移管する契約において、工事等の一部が実施されていないのに、その履行状況の確認等を行うことなく支払を行っていたもの

科 目	(都市再生勘定) (項) 賃貸住宅業務費 (宅地造成等経過勘定) (項) 分譲住宅特別業務費
部 局 等	独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部(平成 23 年 6 月 30 日以前は同機構東日本支社)
契 約 名	テレビ電波受信障害防除対策の承継に関する契約
契 約 の 概 要	賃貸住宅団地等の建設により周辺地域に生じているテレビ電波の受信障害を防除するための対策を実施する業務をケーブルテレビ事業者に移管するもの
契 約 の 相 手 方	株式会社多摩テレビ
契 約	平成 23 年 1 月 随意契約
支 払 額	117,460,350 円(平成 23 年度)
過大となっていた支払額	17,561,250 円(平成 23 年度)

1 契約の概要

独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)の東日本賃貸住宅本部(平成 23 年 6 月 30 日以前は、東日本支社。以下「本部」という。)は、多摩ニュータウン永山団地等の建設により周辺地域に生じているテレビ電波の受信障害を防除するための対策(以下「電障対策」という。)を実施している。本部は、地上アナログ放送に係る電障対策の実施に当たっては、受信障害が生じている周辺地域に所在する建物等に、共同受信アンテナ、落雷からテレビ受信機等を保護するための保安器等の施設(以下「共聴施設」という。)を自ら設置することにより行ってきたが、23 年 7 月にテレビ電波が地上デジタル放送へ移行することに伴い、地上デジタル放送に係る電障対策を実施するに当たっては、ケーブルテレビを利用する方法に切り替えて、電障対策の業務をケーブルテレビ事業者に移管することとした。そして、当該地域のケーブルテレビ事業者である株式会社多摩テレビ(以下「会社」という。)と同年 1 月に電障対策業務の移管に係る随意契約を締結した。

契約書によると、移管する電障対策業務は、アナログ対策者<sup>(注1)</sup>と地デジ対策者<sup>(注2)</sup>とに区分して実施することとしている。そして、会社は、アナログ対策者に対して、地上アナログ放送が終了する日まで地上アナログ放送を無償で視聴できるようにするとともに、地デジ対策者に対して、将来の放送形態の変更等によりテレビ電波受信障害が解消するなどする時まで地上デジタル放送を無償で視聴できるようにすることとしている。

また、契約書によると、電障対策業務として次のような工事等を地上アナログ放送終了前の23年4月までに完了させることとしている。

- ① アナログ対策者及び地デジ対策者(以下、これらを合わせて「対策者」という。)が居住する建物への保安器の設置
- ② 会社の幹線ケーブルから保安器への引込線の設置
- ③ 共聴施設による視聴からケーブルテレビによる視聴に変更するための切替え及び受信画像の調整
- ④ 本部が設置していた既存の共聴施設の撤去

契約書によると、上記の工事等の実施に当たり、会社は、対策者に対して工事等の内容について周知して、その同意を書面(以下「同意書」という。)にて得た後に工事等を施工することとしている。また、会社は、同意書及び工事等の完了後に対策者が署名するなどした工事完了確認書を本部に提出して、本部の検査役が独立行政法人都市再生機構会計規程(平成16年7月1日規程第4号)等の規定に基づいて自ら又は補助者に命じて完了検査を行って契約の履行を確認した後に、支払を請求することとしている。

そして、本部は、アナログ対策者が居住する建物192棟、地デジ対策者が居住する建物243棟、計435棟に係る工事等について完了検査を行い、契約の履行を確認したとして、会社に対して117,460,350円を支払っている。

(注1) アナログ対策者 共聴施設の設置により対策が実施されてきた地域のうち地上デジタル放送へ移行した後は受信障害が解消される地域に所在する建物の居住者

(注2) 地デジ対策者 共聴施設の設置により対策が実施されてきた地域のうち地上デジタル放送へ移行した後も受信障害が生ずる地域に所在する建物の居住者

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性、経済性等の観点から、契約の履行の確認が適切に行われているか、支払額は適切なものとなっているかなどに着眼して、本部において、本件契約を対象に、契約書、工事完了確認書等の書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

### (2) 検査の結果

検査したところ、アナログ対策者が居住する建物192棟のうち155棟については、アナログ対策者が既に会社と契約していたり、アナログ対策者が自ら地上デジタル放送を受信できるUHFアンテナを設置していたりなどして、地上デジタル放送を支障なく視聴できる状況となっていた。そして、上記の155棟に居住するアナログ対策者は、会社に対して、共聴施設を利用したテレビ視聴の権利が消滅することについては了承して同意書を提出していて、会社が新たに保安器の設置、引込線の設置、切替え及び受信画像の調整を行うことについては辞退していた。このため、会社は、上記の155棟については、既存の共聴施設の撤去は行っているものの、新たな保安器の設置等は行っておらず、本部に対して工事完了確認書も提出していなかった。

しかし、本部は、同意書、工事完了確認書等により個々の建物についての工事等の履行状況を確認することなく、地上アナログ放送終了後の23年9月に、本件契約の建物に係る工事等が契約どおり実施されたとして完了検査を行っていた。その結果、本部は、実施されていない保安器の設置等に係る費用を支払金額から減額することについて会社と何ら

協議しないまま、会社からの請求の全額を支払っていた。

したがって、上記の支払は、工事等の一部が実施されていないのに、その履行状況を確認することなく、会社と支払金額の減額について何ら協議しないまま行われたものであり、前記の支払額のうち 155 棟の保安器の設置等に係る費用 17,561,250 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、本部において、本件契約の履行状況の確認が十分でなく、実際に履行された工事等の実態に見合う費用を支払うことについての認識が欠けていたこと、機構本社において、電障対策業務の移管を適正かつ経済的に実施することについての指導が十分でなかったことなどによると認められる。

#### 意見を表示し又は処置を要求した事項

特別借受賃貸住宅制度について、効果的な空家解消対策等を検討したり、借受期間を更新する際に住宅所有者と減額協議を行ったりして収支の改善に努めるとともに、割賦金の返済を免除する際の適用要件を見直すなどすることにより、制度の運営が適切に行われるよう意見を表示したものの

科 目	(都市再生勘定)
	流動資産
	割賦等譲渡債権
	賃貸住宅業務費
	管理業務費
	賃貸住宅業務収入
	家賃収入
	雑損
部 局 等	独立行政法人都市再生機構本社、東日本賃貸住宅本部(平成 23 年 6 月 30 日以前は東日本支社)、6 支社
特別借受賃貸住宅制度の概要	土地所有者の土地に住宅を建設し、当該住宅を土地所有者に割賦により譲渡した上で、これを一定期間賃貸住宅として借り受けることにより良質で低廉な賃貸住宅の供給を行うもの
特別借受賃貸住宅として運営している団地数	83 団地(平成 24 年度末現在)
上記のうち赤字が生じている団地数	82 団地
上記の 82 団地に生じている赤字額	30 億 7367 万円(平成 24 年度)
住宅所有者に返還した特別借受賃貸住宅の団地数	43 団地(平成 24 年度末現在)

上記のうち返還時に割賦金の返済を免除した団地数	3 団地
上記の3団地に係る割賦金の返済免除額	4 億 1200 万円(平成 20、22 両年度)

【意見を表示したものの全文】

特別借受賃貸住宅の運営について

(平成 25 年 10 月 31 日付け 独立行政法人都市再生機構理事長宛て) 標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 制度の概要等

(1) 特別借受賃貸住宅制度の概要

貴機構は、独立行政法人都市再生機構法(平成 15 年法律第 100 号)に基づき、良質で低廉な賃貸住宅の供給を行うことなどを目的として住宅・都市整備公団(以下「住都公団」という。)が昭和 63 年 12 月から平成 11 年 10 月までの間に特別借受賃貸住宅制度(以下「借受制度」という。)により借り受けた住宅(当該期間に借受けが決定していた住宅を含む。以下「借受住宅」という。)の運営を、貴機構が設立された 16 年 7 月に承継して実施している。

借受制度は、昭和 63 年 2 月に創設されたもので、当時は大都市圏を中心に賃貸住宅用地が不足していたため、住宅を賃貸する事業を行おうとする土地所有者の土地に住都公団が住宅を建設し、当該住宅を土地所有者に割賦により譲渡した上で、これを住都公団が一定期間賃貸住宅として借り受けているものである。

住都公団が定めた「特別借受賃貸住宅制度要綱」(昭和 63 年 2 月総裁通達 61-29、63-45)によれば、住都公団は、建設計画等を決定し、住宅の譲渡の承認をしたときは、土地所有者と住宅譲渡・賃貸借契約(以下「譲渡等契約」という。)を締結するとしている。また、譲渡等契約に基づき住宅を建設し、かつ、住宅の譲渡の対価を決定したときは、土地所有者と譲渡代金等確定契約(以下「確定契約」という。)を締結するとしている。譲渡等契約、確定契約等によれば、借受住宅の所有権は、確定契約の締結と同時に住都公団から土地所有者に移転することとされ(以下、住宅の所有権の移転を受けた土地所有者を「住宅所有者」という。)、借受期間等については次のとおり定められている。

ア 借受期間

確定契約の締結の日から 20 年とする。また、借受期間満了の日の 3 年前までに、住都公団又は住宅所有者からの申出により、住都公団及び住宅所有者は協議の上、更に 5 年、10 年、15 年のいずれかの期間について 1 回に限り借受期間を更新することができる。

イ 割賦金

住宅所有者は、住都公団に対して、借受住宅の建設に要した費用等を原則として 35 年の割賦により支払う。また、割賦金の支払期間の途中で住都公団の定める方法により割賦金の支払残額の全部又は一部を繰上返済することができる。

## ウ 借受料

住都公団は、借受住宅の賃料(以下「借受料」という。)を、住宅所有者に20年間支払う。借受料は、近傍の地代を参考として算定される住宅所有者が得る収入の額(以下「住宅所有者収入」という。)、住宅所有者が貴機構に支払う割賦金返済相当額及び住宅所有者が市町村等に納付する固定資産税相当額を合計した額とされている。また、住都公団は、地価、物価、住宅需要その他の経済事情の変動があった場合には、住宅所有者との間で借受料の減額についての協議(以下「減額協議」という。)を行うことができる。

### (2) 借受住宅の収支

貴機構は、借受住宅の居住者からの家賃収入により、借受料、修繕費、事務費等の支出(以下「借受料等支出」という。)を賄うこととなる。このうち、借受料は、上記のとおり住宅所有者収入等によって定まるが、これらは借受住宅の入居状況には左右されないものとなっている。そして、借受制度は、創設当時の状況を反映して、空家の発生を考慮せず、また、将来の家賃収入が段階的に上昇していくことを前提として制度設計が行われていたことから、近年のように市場の家賃がおおむね低下傾向となっている状況の下では、借受住宅の収支は悪化することとなる。

### (3) 借受住宅の返還

住都公団は、平成3年頃から借受住宅の収支が悪化したため、譲渡等契約に基づき、一部の住宅所有者と8年度に減額協議を行ったが、住宅所有者との協議が難航したことから、法的な検討も行った結果、借受料の減額を断念するに至っている。そして、貴機構は、この住都公団の考え方を16年度以降も踏襲して減額協議を行っていない。

その後、貴機構は、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月閣議決定)を受けて、賃貸住宅を国民共有の貴重な財産として再生し、再編するために「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針」(平成19年12月)を策定して、借受住宅については、借受期間の満了をもって住宅所有者に返還することを基本方針とした。これは、家賃収入のみでは借受料も賄えない借受住宅が見受けられる中で、全ての借受住宅について借受期間を最大15年間更新すると、赤字額が多額に上ることが想定されたことなどから、借受住宅の収支改善に向けた取組として、当初の20年間の借受期間の満了をもって返還することとしたものである。

### (4) 借受住宅の返還に係る特例措置

貴機構は、「特別借受賃貸住宅を返還する場合の取扱要領」(平成20年4月理事長通達807-9。以下「取扱要領」という。)等を定めて、住宅所有者との協議や返還に係る業務等を処理することとしている。

そして、取扱要領等によれば、借受住宅の返還に当たっては、返還後の住宅所有者による賃貸住宅の経営が困難と認められる場合には、住宅所有者からの申出に基づき、次とおり、特例的な救済措置を適用することができるかとされている。

#### ア 借受期間の更新

割賦金の残債がない住宅所有者については、借受期間満了の日の翌日から借受期間を5年間更新することができる。

#### イ 割賦金の返済の免除

割賦金の残債がある住宅所有者については、返済免除後の割賦金について全額繰上返済すること、かつ、借受期間の満了をもって借受契約を終了することを条件として、割

賦金の返済を一部免除することができる。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

借受制度は、制度発足から25年以上が経過しており、近年、市場の家賃はおおむね低下傾向となっているなど、借受制度を取り巻く環境は大きく変化している。

そこで、本院は、経済性、効率性等の観点から、借受住宅の収支改善に向けた効果的な対策は実施されているか、借受期間の更新や割賦金の返済免除は適切なものとなっているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、24年度末現在、貴機構の東日本賃貸住宅本部(23年6月30日以前は東日本支社)及び6支社(以下「支社等」という。)<sup>(注)</sup>が借受住宅として運営している83団地(管理戸数計5,291戸)及び借受制度の発足以来24年度末までの間に住宅所有者に返還した43団地(同1,151戸)の計126団地(同6,442戸)を対象として、貴機構の本社及び支社等において、団地別整備方針書、契約関係書類等により、また、現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注) 6支社 千葉地域、神奈川地域、埼玉地域、中部、西日本、九州各支社

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 借受住宅の収支等

前記の借受住宅として運営している83団地の24年度の収支をみると、家賃収入は計62億8860万余円、借受料等支出は計93億5841万余円となっている。そして、1団地を除いた82団地の全てで赤字が生じていて、その赤字額は計30億7367万余円に上っており、その状況は、20年度以降の5か年度においてほぼ同様となっていた。

そこで、借受住宅の赤字額について、上記の82団地の収支が借受期間が全て満了する32年度まで24年度の収支と同様の状況で推移すると仮定して、各団地の24年度の赤字額に、各団地の残りの借受期間を乗ずるなどして推計すると、今後生ずるおそれのある赤字額は計99億6688万余円となる。

このように、借受住宅の収支に多額の赤字が生じているのは、近年、市場の家賃がおおむね低下傾向となっており、当初想定していた家賃収入を貴機構が得られなくなったことにもよるが、82団地における24年度末の空家率(空家戸数を管理戸数で除して得た率。以下同じ。)が最大で51.6%、平均で19.1%となっていて、貴機構全体における24年度末の賃貸住宅の空家率の平均5.5%よりも高い団地が72団地あるなど、借受住宅に空家が多いことによると認められる。

しかし、貴機構は、借受住宅の入居者募集に当たり、空家率の高い団地についても空家率の低い他の団地と同様の方法で入居者を募集するなど、空家率に対応した取組を行っていないと認められる。また、借受住宅の中には、建設してから相当の年月が経過していて、部屋の間取りを変更するなどすれば空家の解消につながる場合もあるのに、借受住宅の所有権が住宅所有者にあることから、住宅の改良には原則として住宅所有者に費用負担が生ずることもあって、間取りなどを変更することについて住宅所有者とこれまで十分な協議を行っていないと認められる。

したがって、貴機構は、これらの状況を改善して、空家を解消するための方策を講ずるなど借受住宅の赤字の解消に向けた取組を行う必要があると認められる。

## (2) 借受期間の更新

前記の借受住宅として運営している 83 団地のうち、これまでに借受期間を更新した 16 団地についてみると、住宅所有者による返還後の賃貸住宅の経営が困難であること、住宅所有者から前記の基本方針について理解が得られなかったことなどから、借受料を据え置いたまま借受期間を 5 年間更新していた。そして、借受期間を更新したことにより、貴機構の借受住宅の収支は、24 年度に 3 億 5453 万余円(前記(1)の 30 億 7367 万余円の一部)の赤字が生じ、25 年度から 32 年度までの間に計 20 億 7802 万余円(前記(1)の 99 億 6688 万余円の一部)の赤字が生ずるおそれのある状況となっていた。一方、上記 16 団地の住宅所有者は、24 年度に計 1 億 6243 万余円の住宅所有者収入を得ており、25 年度から 32 年度までの間に計 8 億 0336 万余円の住宅所有者収入を得ることが想定されている。

しかし、借受期間を更新する際の借受料については、更新前の譲渡等契約及び確定契約に定められておらず、更新時に貴機構と住宅所有者が減額協議を行って借受料を改定することが可能であるのに、貴機構は、これまで減額協議を全く行っていなかった。

したがって、貴機構は、今後、借受期間を更新する際には、当該団地の収支状況を勘案した上で住宅所有者と減額協議を行う必要があると認められる。

## (3) 割賦金の返済免除

前記の住宅所有者に返還した 43 団地のうち、東日本賃貸住宅本部及び中部支社が運営していた 3 団地については、返還後の賃貸住宅の経営が困難と認められたことから、割賦金残高計 7 億 4366 万余円のうち、計 4 億 1200 万余円の返済を免除した上で借受住宅を返還していた。

しかし、東日本賃貸住宅本部及び中部支社は、割賦金の残債がある住宅所有者に対しては、割賦金を繰上返済した方が資金管理等の点で住宅所有者に有利であることなどについてあらかじめ助言をすることにより賃貸住宅の経営が困難になることが回避できた可能性があるのに、このような助言を適時適切に行っていなかった。また、3 団地に係る割賦金が上記のとおり免除されていたのは、分譲住宅等の他の事業であれば法的措置が講じられた後に割賦金の回収が明らかに不可能になった場合に限り免除することとしている一方で、借受住宅については割賦金の返済を免除する際の適用要件を緩やかにしているためであると認められた。

したがって、今後、借受住宅については、住宅所有者への多数の返還が見込まれることから、割賦金の残債がある住宅所有者に対しては、あらかじめ割賦金を繰上返済するよう助言したり、割賦金の返済を免除する際の適用要件を見直したりすることなどにより、割賦金の回収を適切に行う必要があると認められる。

### (改善を必要とする事態)

上記のとおり、空家の解消のために効果的な対策等を講じていなかったり、借受期間を更新する際に住宅所有者と減額協議を行っていなかったりしていることなどにより赤字が多額に上っている事態や、借受住宅の返還後の賃貸住宅の経営のために適時適切に助言していなかったり、割賦金の返済を免除する際の適用要件が緩やかになっていたりしていることにより割賦金の回収が適切に行われていない事態は適切とは認められず、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴機構において、次のことなどによると認められる。

- ア 借受期間の満了をもって借受住宅を住宅所有者に返還することを基本方針としたものの、借受住宅の収支の改善に向けた対策を更に講ずる必要性についての認識が欠けていたこと
- イ 基本方針に基づいて借受住宅を返還することに重点を置いたため、住宅所有者による返還後の賃貸住宅の円滑な経営に資する助言を十分に行っておらず、また、割賦金の返済を免除する際の適用要件についての検討が十分でないこと

3 本院が表示する意見

借受制度は、これまで、良質で低廉な賃貸住宅の供給を行うなどの制度創設当初の目的を一定程度果たしてきている面もあるが、空家の発生を考慮せず、また、将来の家賃収入が段階的に上昇していくことを前提に制度設計されており、近年のように市場の家賃がおおむね低下傾向となっている状況に適合しないものとなっている。また、確定契約等の性質上、借受期間の満了前は住宅所有者と減額協議を行うことが困難であるなど、制度の見直しには制約が存在している。しかし、借受住宅の収支に多額の赤字が生じていて、現状のまま推移すると、今後、毎年度多額の赤字が生ずるおそれがある状況となっている。

ついては、貴機構において、借受制度の運営が適切に行われるよう、次のとおり意見を表示する。

- ア 個々の団地の状況等を踏まえた上で、効果的な空家解消対策等を検討したり、借受期間の更新時に住宅所有者と減額協議を行ったりして収支の改善に努めること
- イ 借受住宅の返還後の住宅所有者による賃貸住宅の円滑な経営に資するよう住宅所有者に適時適切に助言したり、割賦金の返済を免除する際の適用要件を見直したりして、割賦金の回収を適切に行うこと

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

賃貸住宅団地に設置したごみ貯留排出装置の更新工事の実施に当たり、団地の所在する地方公共団体におけるごみの保管等に関する条例等を確認した上で、更新工事の必要性を十分に検討するよう改善させたもの

科 目	(都市再生勘定) (項) 賃貸住宅業務費
部 局 等	独立行政法人都市再生機構本社、東日本賃貸住宅本部(平成 23 年 6 月 30 日以前は東日本支社)、西日本支社
ごみ貯留排出装置の概要	賃貸住宅団地内の各住戸で発生した可燃ごみを圧縮した上でごみ収集時まで保管する装置
更新工事を行ったごみ貯留排出装置の基数及び更新工事費	27 基 2 億 7468 万余円(平成 20 年度~24 年度)
上記のうちごみの保管方法を変更してれば更新工事を実施する必要がなかった基数及び節減できた更新工事費	15 基 1 億 2303 万円

## 1 ごみ貯留排出装置の更新工事の概要

独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)の東日本賃貸住宅本部(平成23年6月30日以前は東日本支社)及び神奈川地域、埼玉地域、中部、西日本各支社(以下「支社等」という。)は、管内の賃貸住宅団地1,421団地のうちの70団地に、ごみ貯留排出装置(以下「貯留装置」という。)計180基を設置して管理している。

貯留装置は、投入された可燃ごみを圧縮してごみの収集時まで保管することにより、大量のごみが排出される集合住宅等におけるごみの保管を効率的に行う装置である。

支社等は、賃貸住宅団地の建設時に、団地が所在する地方公共団体が定めた条例等により、一定戸数以上の集合住宅等について貯留装置の設置が義務付けられていたり、地方公共団体から設置するよう指導、助言されたりしたことなどから、住宅とは別に設けられた建物等の中に貯留装置を設置している。

そして、貯留装置については、3か月ごとに定期点検を実施しており、その結果等に基づいて、東日本賃貸住宅本部、埼玉地域支社及び西日本支社(以下「3支社等」という。)は、20年度から24年度までの間に、13団地において貯留装置27基の更新工事を実施しており、その契約件数は11件で契約金額は計2億7468万余円となっている。

## 2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

ごみの保管や収集については、地方公共団体の条例等に基づいて実施する必要があるが、近年、ごみの減量化や再利用等の推進により、その方法が大きく変化してきている。そこで、本院は、経済性等の観点から、貯留装置の更新工事はその必要性を十分に検討した上で実施されているかに着眼して検査した。検査に当たっては、前記貯留装置27基の更新工事の契約11件を対象として、本社、3支社等において、契約書、定期点検結果報告書等の関係書類及び現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

貯留装置27基が設置されている13団地の所在する5市区において、前記の更新工事の実施時におけるごみの保管等に関する条例等の内容を確認したところ、ごみの保管方法は各市区により異なっているものの、ごみ集積所を設けてごみを積み上げるステーション方式又は貯留装置によることとされていたり、ステーション方式又はごみ集積所に設置したコンテナボックスにごみを投入するコンテナ方式(以下「ステーション方式等」という。)によることとされていたりなどして、5市区とも貯留装置による方法に限定されていない状況となっていた。

しかし、3支社等は、13団地の所在する5市区の条例等の内容を確認しておらず、5市区ともごみの保管方法は貯留装置による方法に限定されていないことを把握していなかったことから、貯留装置の更新工事の必要性の有無について検討していなかった。

そこで、13団地におけるごみの保管方法について、ステーション方式等に変更することが可能か現地の状況を確認したところ、東日本賃貸住宅本部及び西日本支社が管理している10団地の貯留装置15基については、貯留装置を撤去し、その場所をごみの保管場所とするなどすれば、居住者の理解を得た上で、ステーション方式等に変更することが可能であると認められた。

一方、残りの3団地の貯留装置12基については、ステーション方式等とするための場所を確保できないことなどにより、ごみの保管方法を変更することは困難であると認められた。

(注) 5市区 草加、八王子、大阪、西宮各市、墨田区

(節減できた更新工事費)

上記の東日本賃貸住宅本部及び西日本支社が管理している10団地の貯留装置15基について、ステーション方式等に変更したとすれば、更新工事(更新工事費相当額1億6145万余円)を実施する必要はなく、保管方法の変更に伴って必要となる既設の貯留装置の撤去費、集積所整備費等3841万余円を考慮しても、差引き1億2303万余円が節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、東日本賃貸住宅本部及び西日本支社において、団地の所在する地方公共団体の条例等を確認した上で、貯留装置の更新工事の必要性を検討していなかったこと、本社において、更新工事の実施について指導していなかったことなどによると認められた。

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、25年8月に支社等に通知を発し、貯留装置の更新工事の実施に当たっては、団地の所在する地方公共団体の条例等の内容を確認した上で、居住者の利便性にも配慮しつつ、経済性等を踏まえて更新工事の必要性を十分に検討することを周知徹底する処置を講じた。

平成21年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

#### 賃貸住宅団地内の駐車場事業の経営について

平成21年度決算検査報告 875 ページ参照  
平成22年度決算検査報告 793 ページ参照  
平成23年度決算検査報告 907 ページ参照

#### 1 本院が表示した意見

独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)は、賃貸住宅等の管理等に関する業務を行っているが、賃貸住宅団地内における駐車場事業については、当初駐車場の整備及び経営に人員等を振り向けることが困難であったため、機構の出資会社である日本総合住生活株式会社(以下「JS」という。)に行わせてきた。しかし、住宅供給に係る経営方針が変化するなどしているのに、本来機構が賃貸住宅と一体的に管理すべき駐車場事業を競争性及び透明性が十分でないまま引き続きJSに行わせている事態が見受けられた。

したがって、機構において、JSの駐車場事業の経営及びその資産を承継することにより駐車場と賃貸住宅を一体的に管理して事業の一層の効率化を図るとともに、JSに対する投資の利益を回収して事業運営に資するよう、独立行政法人都市再生機構理事長に対して平成22年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

## 2 当局が講じた処置

本院は、機構本社において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 24年3月にJSとの間で駐車場事業を機構に譲渡することなどを約定した事業譲渡契約を締結し、同年7月をもって同事業の経営及びその資産を承継していた。そして、同事業の承継後、駐車場利用者からの問合せ対応、契約手続、料金収納、修繕等の駐車場の管理業務を賃貸住宅の管理業務と一体的に行うことにより、事業の一層の効率化を図った。
- イ JSに対する投資の利益の回収については、国土交通省に設置された「独立行政法人都市再生機構の関係会社における利益剰余金の取扱いに関するワーキンググループ」において、関係会社全体の整理を行う中で利益剰余金相当額を回収することとされたことを踏まえるとともに、23年7月に同省が策定した「独立行政法人都市再生機構の改革に係る工程表」に基づき24年3月に「関係会社の整理・合理化方針」を公表して、同方針等により適切に対応することとした。そして、25年6月にJSから投資の利益として利益剰余金62億0016万円の返納を受けて、事業運営に資することとした。

平成23年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

### ニュータウン整備事業の実施状況について

(平成23年度決算検査報告890ページ参照)

#### 1 本院が表示した意見

独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)は、ニュータウン整備事業を実施しており、平成25年度までに工事を完了し、30年度までに土地の供給・処分完了に向けた取組を推進することとされている。しかし、造成工事に着手できない地区があり25年度までに工事を完了できないおそれがあったり、長期未処分地があり事業効果が発現していなかったり、仕掛不動産勘定等に係る土地の時価が地区によっては簿価を下回っている可能性があったり、宅地造成等経過勘定の繰越欠損金の解消方を明確にしていなかったりする事態が見受けられた。

したがって、機構において、工事完了までの工程を明確に定めて区域の縮小等について関係機関等との協議等を十分に行ったり、長期未処分地の需要を喚起するための方策等を検討した上でこれまで以上に地方公共団体等の協力を得るよう努めたり、土地の時価を算定する際の精度の向上に向けた取組を行ったり、宅地造成等経過勘定の繰越欠損金の解消方を検討したりするよう、独立行政法人都市再生機構理事長に対して24年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

#### 2 当局の処置状況

本院は、機構本社において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、25年度までに工事を完了できないおそれのある地区について、工事完了までに必要となる作業の工程を明確に定めるとともに、工事の早期完了に向けた方策を執るに当たって、財務状況に与える影響等に留意しながら、区域の縮小等について関係機関等との協議等を行う処置を講じていた。また、長期未処分地につ

いて、24年11月に通知を発し、需要を喚起するための各種方策を実施したり、より需要が見込まれる土地利用種別への変更等を検討した上でこれまで以上に地方公共団体等の協力を得られるよう当該地方公共団体等と協議したりする処置を講じていた。

そして、機構は、財務諸表作成時の土地の時価の算定については、25年度以降の決算において、時価の把握に要する費用に留意しつつ、算定の精度向上に向けた取組を行うこととしている。また、宅地造成等経過勘定の繰越欠損金については、ニュータウン整備事業の実施において将来発生するおそれのあるリスクについて検証中であり、25年度末を目途に公表を予定している第3期中期計画の策定と併せて検討することとしている。

## 第42 独立行政法人奄美群島振興開発基金

意見を表示し又は処置を要求した事項

求償権損害金を求償権時効管理簿において管理することなどにより、同損害金の納入督促、時効中断の措置等が適切に行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

科 目	損害金収入
部 局 等	独立行政法人奄美群島振興開発基金本部、2事務所
事務の概要	債務者等から徴収する求償権損害金について、納入督促、時効中断の措置等を行う事務
適切に債権管理等が行われていなかった求償権損害金の額	1億8867万円(平成24年度末)

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

独立行政法人奄美群島振興開発基金における求償権損害金の債権管理について

(平成25年10月18日付け 独立行政法人奄美群島振興開発基金理事長宛て)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

記

### 1 制度の概要

#### (1) 求償権の取得及び求償権損害金の確定

貴基金は、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)に基づき、奄美群島(鹿児島県奄美市及び大島郡の区域)における産業の振興開発を促進するため、奄美群島振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者その他の者又は奄美群島に住所若しくは居所を有する者が、銀行等の金融機関から資金の貸付け等を受ける場合、上記中小規模の事業者等の金融機関に対する債務の保証(以下、この債務の保証に係る金融機関の貸付金を「信用保証付債権」という。また、この債務の保証の対象者を「債務者等」という。)を行っている。そして、平成24年度末の保証債務残高は456件、計47億6362万余円に上っている。

貴基金は、債権管理マニュアル等に基づき、信用保証付債権について、債務者等が最終履行期限までに債務を履行せず、最終履行期限から90日を経てなお債務を履行しない場合には、金融機関の請求に基づき、保証債務の履行として債務者等に代わり債務を弁済(以下、この弁済を「代位弁済」という。)することとしており、代位弁済の範囲は、未償還元金、未収利息等となっている。そして、貴基金は、代位弁済を行ったときは、債務者等に対する求償権を取得することとなり、その後、当該求償権に係る債権が全て回収された場合には、取得した求償権に係る債権の額に対し、代位弁済した日の翌日から全て回収された日までの日数に応じて年14.5%以内の割合で計算した損害金(以下「求償権損害金」という。)を確定し、徴収することとしている。

## (2) 求償権に係る債権の管理

求償権を取得した場合、貴基金は、債権管理マニュアル等に基づき、次のように求償権に係る債権の回収金の納入督促、時効中断の措置等の債権管理を行うこととしている。

すなわち、貴基金は、債務者等に対して、代位弁済通知書及び督促状により、代位弁済に係る債務の履行を求める旨を通知するとともに、債務者等の資産及び負債の状況、営業状況等の実態を把握して、回収計画を立案し、検討した上で同計画に沿って回収を実行する。また、回収計画に対して弁済が遅れがちな債務者等に対しては、実情に即した内容の督促状を作成して送付し、必要に応じて、電話、文書又は面接による返済の督促を行い債務者等の実態を十分把握して、これら督促の事実を督促記録簿に記録する。そして、上記の手続によってもなお債務者等が債務を履行せず、求償権に係る債権の回収上必要があると認められる場合には、債務者等に対して、強制執行等の法的手続をとる旨を通知して督促を行う。

求償権の消滅時効は、原則として、代位弁済した日の翌日から5年とされており、貴基金は、求償権に係る債権の管理を適切に行うため、必要に応じて、債務の承認、仮差押え、調停申立て等によって時効中断の措置を講じて、毎年度、当該措置の実施等を記録した管理簿(以下「求償権時効管理簿」という。)を作成し、具体的な時効中断のための方針を検討して、当該方針どおりに時効中断の措置が講じられているかを毎月チェックする。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性等の観点から、貴基金において求償権及び求償権損害金を適切に管理し、貴基金が必要な徴収を行っているかなどに着眼して、貴基金本部及び全2事務所において求償権に係る債権の回収状況等を記載した求償権元帳等を精査するなどして会計実地検査を行った。

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

貴基金は、求償権に係る債権の残高がある債務者等に対しては、当該残高等を記載した督促状等の送付、電話、文書又は面接による弁済の督促等の納入督促を行うなどしていたが、求償権に係る債権が全て回収された場合に確定する求償権損害金に係る債権については、債権管理マニュアル等において、管理の方策等を十分に定めておらず、求償権時効管理簿において管理していないなどしており、当該求償権損害金に係る債務者等に対して督促状の送付等を一切行っていないものがあるなど、十分な納入督促が行われていなかったり、債務の承認等の時効中断の措置が講じられていなかったりなどしていた。そして、この結果、会計実地検査時点(25年6月)に貴基金本部において保管されていた求償権元帳等の関係書類によれば、上記のように、適切な債権管理が講じられていないと認められる求償権損害金は24年度末で42件、計1億8867万余円となっていた。また、求償権損害金の消滅時効は、求償権に係る債権が全て回収された日の翌日から5年とされているが、上記の求償権損害金のうち22件、計9552万余円については、24年度末時点で5年が経過していて、債務者等が時効を援用できるものとなっていた。

### (是正及び是正改善を必要とする事態)

上記のように、貴基金において、求償権損害金が求償権時効管理簿において適切に管理さ

れておらず、十分な納入督促が行われていなかったり、時効中断の措置が講じられていなかったりなどして、適切な債権管理が行われていない事態は適切とは認められず、是正及び是正改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴基金において、求償権損害金を求償権に係る債権と同様に適切に管理することについての理解が十分でないこと、債権管理マニュアル等において、求償権損害金を求償権時効管理簿において管理することとされていなかったこと、求償権損害金を適切に管理するための方策が明確に定められていなかったことなどによると認められる。

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

貴基金においては、保証債務残高が多額に上っており、今後も多額の求償権損害金を管理することが見込まれることから、求償権に係る債権が全て回収された場合の当該求償権に係る求償権損害金について、既に確定しているものについては、その全容を把握した上で、求償権時効管理簿により管理し、納入督促及び時効中断の措置を行うなどの是正の処置を要求するとともに、今後発生するものに対しては、求償権時効管理簿における管理、納入督促、時効中断の措置等を行うための債権管理マニュアル等を見直して適切に管理できるようにするなど是正改善の処置を求める。

## 第43 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

### 不 当 事 項

#### 予 算 経 理

(436) 日本道路公団から承継し、供用されないままとなっているトンネル等が資産計上されていなかったため、財務諸表の表示が適正を欠いていたもの

科 目	固定資産
	有形固定資産
	建設仮勘定
部 局 等	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
資産計上されていなかった資産の概要	日本道路公団からの資産の承継後供用されないままとなっているトンネル、橋脚等
財務諸表作成の根拠	独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)
財務諸表に計上されていなかった資産価額	3,038,819,679円(平成17年度～23年度)

## 1 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の概要等

### (1) 機構及び道路会社の概要

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)は、日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)等の規定により、平成17年10月に、日本道路公団(以下「道路公団」という。)等の解散に伴い設立され、道路公団等から承継した高速道路に係る固定資産(以下「道路資産」という。)を保有し、これらを東日本高速道路株式会社(以下「東会社」という。)、中日本高速道路株式会社(以下「中会社」という。)、西日本高速道路株式会社(以下「西会社」という。)等(以下、これらの会社を総称して「道路会社」という。)に貸し付けることなどを業務としており、道路会社は、機構から借り受けた道路資産について維持、修繕、災害復旧その他の管理を行っている。

機構が道路公団等から承継した資産(以下「承継資産」という。)には、高速道路に係る道路区域に存する構築物(土工、トンネル、橋りょう等)、土地等のほかに、道路公団等の建設仮勘定のうち17年9月30日現在、工事等受注者又は地権者から引渡し等を受けているものがある。そして、承継資産の価額については、道路会社が、「高速道路株式会社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構資産評価委員会」により承認された評価要領を踏まえて算定し、同委員会の評価を経た上で決定されている。

### (2) 会計基準と財務諸表の作成

独立行政法人の会計については、「独立行政法人会計基準」(平成12年2月独立行政法人会計基準研究会策定。平成23年6月改訂。以下「会計基準」という。)に従うものとされ、また、会計基準に定められていない事項については一般に公正妥当と認められる企業会計原則に従うものとされている。そして、独立行政法人は、独立行政法人通則法(平成11年法律第

103号)により、毎事業年度(以下、事業年度を「年度」という。)、貸借対照表、損益計算書等の財務諸表を作成し、当該年度の終了後3月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならないこととされている。

また、道路会社に貸し付ける道路資産の資産管理については、機構と道路会社との間で役割分担を明確にしており、機構は正確な財務諸表を作成する上で必要となる資産の正確な数量及び実在性の確認を行うこととしている。

## 2 検査の結果

本院は、正確性等の観点から、機構の財務状況及び運営状況が23年度の財務諸表に適切に反映され、財務諸表の真実性が確保されているかなどに着眼して、機構が保有する道路資産を対象として、機構、東会社、中会社及び西会社において、建設仮勘定増減明細、管理用図面等の関係書類を検査するとともに、現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、機構が道路公団から承継した道路資産のうち建設仮勘定について、次のような適切でない事態が見受けられた。

すなわち、民営化以降、東会社が管理している千葉東金道路の本郷矢部高架橋の橋脚4基(資産価額計159,641,647円)及び西会社が管理している舞鶴若狭自動車道黒谷トンネル等(資産価額計2,879,178,032円)については、道路公団が暫定2車線区間として供用した後、4車線化事業の一環として整備するなどし、それぞれ9年11月及び14年11月にしゅん功し、工事受注者から引渡しを受けて以降、供用されないままとなっているものであるが、これらの資産は本来機構の建設仮勘定において経理されるべきものであるのに、経理されていなかった。

したがって、これらの資産価額が、17年度から23年度までの機構の財務諸表に計上されていなかったため、固定資産の価額が計3,038,819,679円過小となっていて、財務諸表の表示が適正を欠いており不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、道路公団民営化時に、機構の承継資産の価額を東会社及び西会社が算定する際に、これらの資産が計上漏れとなっていたことにもよるが、機構において、承継したこれらの道路資産が財務諸表に適切に反映されているかについての確認が十分でなかったことなどによると認められる。

### 意見を表示し又は処置を要求した事項

サービスエリア等の施設を整備するために取得した用地並びに用途を廃止した高速道路本線及びサービスエリア等の施設の用地のうち、施設の具体的な整備予定がなく、有効利用もされていないものについて把握し、これらの用地について今後も保有し続ける必要性を検証するとともに有効利用することについて検討する体制を道路会社との間で整備するよう改善の処置を要求したもの

科	目	固定資産
部	局	等
		独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

検査の対象とした用地の平成24事業年度末現在の資産価額	273 億 8757 万余円
上記のうち施設の具体的な整備予定がなく、有効利用もされていない用地の資産価額	190 億 3030 万円

**【改善の処置を要求したものの全文】**

**高速道路事業用地の有効利用等について**

(平成 25 年 10 月 31 日付け 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構理事長宛て) 標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

**1 貴機構が保有する高速道路事業用地等の概要**

**(1) 高速道路事業の概要**

貴機構は、日本道路公団等民営化関係法施行法(平成 16 年法律第 102 号。以下「**施行法**」という。)等の規定により、平成 17 年 10 月に、高速道路に係る資産の保有、貸付け、債務の早期の確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、首都高速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社(以下、これらの会社を総称して「**道路会社**」という。)による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として設立された。また、道路会社は、施行法等の規定により、17 年 10 月に高速道路の新設、改築、維持、修繕、その他の管理を効率的に行うことなどを目的として設立された。そして、貴機構及び道路会社は、解散した旧日本道路公団、旧本州四国連絡橋公団、旧首都高速道路公団及び旧阪神高速道路公団(以下、これらの公団を総称して「**公団**」という。)の一切の権利及び義務を承継している。

貴機構及び道路会社が公団から承継する資産に関する基本的な事項については、施行法第 13 条第 1 項の規定により国土交通大臣が定めた「日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団の業務の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針」(平成 17 年国土交通省告示第 712 号)に定められている。この基本方針では、固定資産の承継について、原則として、高速道路に係る固定資産は貴機構が承継し、その管理は道路会社において実施することとされた。このため、貴機構が承継した固定資産である高速道路区域内の事業用地(以下「**高速道路事業用地**」という。)の中には、17 年 9 月末までに、公団がサービスエリア、インターチェンジ等の施設を整備するために取得した用地並びに用途を廃止した高速道路本線(以下「**本線**」という。)及びサービスエリア等の施設の用地も含まれている。

また、貴機構は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成 16 年法律第 100 号。以下「**機構法**」という。)第 12 条の規定により、道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法(昭和 31 年法律第 7 号)に基づき当該高速道路の道路管理者(国又は地方公共団体)の権限を代行し、高速道路区域の

決定又は変更についての権限も代行することとされている。

道路会社が高速道路の新設又は改築を行う場合には、高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第6条の規定により、機構法第13条第1項に規定する協定を貴機構と締結しなければならないこととされている。

## (2) 高速道路事業用地の有効利用及び処分

国土交通省は、貴機構に対して、21年1月に「高架の道路の路面下及び道路予定区域の有効活用の推進について」を発して、高速道路事業用地であっても、高架の道路の路面下及び道路予定区域は、直接には通行の用に供していない道路空間であることから、これらの道路空間について、まちづくりやにぎわい創出等の点から、暫定利用も含めて計画的に有効活用が図られるように通知している。そして、貴機構もこれを受けて、同様の通知を道路会社に発している。

また、19年12月に閣議決定された「独立行政法人整理合理化計画」(以下「合理化計画」という。)において、独立行政法人の見直しに関して講ずべき横断的措置として、①保有する合理的理由が認められない土地・建物等の実物資産の売却等を着実に推進して、適切な形で財政貢献を行うこと、②上記①の売却等対象資産以外の実物資産についても、引き続き、資産の利用度等のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、効果的な処分、経済合理性といった点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを実施することなどが定められている。

さらに、22年12月に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(以下「基本方針」という。)において、独立行政法人の保有する施設等については、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証すること、貸付資産等も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行うことなどの取組を進めることとされている。

貴機構は、合理化計画等を踏まえ、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)の規定に基づき、25年3月に認可を受けた第3期中期計画(25年4月1日から30年3月31日までの期間)において、道路の計画の変更等に伴い不要財産が発生した場合には、これを売却して、債務の返済に充てることとしている。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

貴機構が保有する高速道路事業用地には、サービスエリア、インターチェンジ等の施設を整備するために取得したが、施設がまだ整備されていない用地や、高速道路の線形改良、インターチェンジの移設等により用途を廃止した本線及びサービスエリア等の施設の用地も含まれている。

そこで、本院は、有効性等の観点から、高速道路事業用地が有効利用されているか、貴機構がその利用状況を把握しているか、また、有効利用されていない用地について保有し続ける必要性の検証を行っているかなどに着眼して、25年7月末時点で保有している高速道路事業用地で、取得後3年以上経過し現在まで施設が整備されていない用地51件並びに用途廃止後3年以上経過している本線及び施設の用地26件、計77件、用地面積計1,415,421㎡(24事業年度末の資産価額計273億8757万余円)を対象として、貴機構及び道路会社において、固定資産簿、管理用図面等の関係書類及び現地の状況を確認するなどして会計実地検査

を行った。

(検査の結果)

検査したところ、施設を整備するために取得した用地について、今後の施設の具体的な整備予定(以下「整備予定」という。)がなく、有効利用もされていないもの並びに用途を廃止した本線及び施設の用地について整備予定がなく、有効利用もされていないものが、次のとおり、計59件、用地面積計893,305㎡(24事業年度末の資産価額計190億3030万余円)見受けられた。

ア 施設を整備するために取得した用地のうち、整備予定がなく、有効利用もされていないもの

35件 用地面積計597,480㎡ 24事業年度末の資産価額計154億4813万余円

これらの用地は、公団民営化の議論等を踏まえたコスト削減の一環として、施設規模を縮小したり、施設の整備を先送りしたりしたことなどにより、25年7月末時点で予定していた施設の建設又は改築が行われておらず、かつ、新設又は改築に関する協定も締結されていないため、整備予定がなかった。また、これらの用地については、一部を冬期の雪捨場等として一時的に利用したことがある程度で、25年7月末時点で3年以上にわたり有効利用されていなかった。

そして、道路会社は、これらの35件について、将来、交通量の増加に応じて施設を整備するとしているものの、当該施設の整備を要する交通量の増加が見込まれていないことなどから、整備予定時期等については検討していなかった(表参照)。

上記について事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

中日本高速道路株式会社が管理する新名神高速道路の土山サービスエリア用地(滋賀県甲賀市。用地面積188,222㎡、平成24事業年度末の資産価額9億9268万余円)は、9年度から12年度までに取得したものである。しかし、16年度に、公団民営化の議論等を踏まえたコスト削減の一環として、サービスエリアの規模を縮小する見直しを行ったことから、取得した用地のうちの55,252㎡については、整地されているが、サービスエリアとして使用されていない状態であった。そして、このうちの1,600㎡にはヘリポートを整備して有効利用されていたが、残りの53,652㎡(24事業年度末の資産価額2億8296万余円)は、整備予定がなく、有効利用もされていなかった。

イ 用途を廃止した本線及び施設の用地のうち、整備予定がなく、有効利用もされていないもの

24件 用地面積計295,825㎡ 24事業年度末の資産価額計35億8217万余円

これらの用地は、かつては本線等として供用されていたが、高速道路の線形改良やインターチェンジの移設等により用途を廃止したものである。しかし、25年7月末時点で、当該用地に新たな施設等の建設又は改築が行われておらず、かつ、新設又は改築に関する協定も締結されていないため、整備予定はなかった。また、これらの用地については、一部を冬期の雪捨場等として一時的に利用したことがある程度で、25年7月末時点で3年以上にわたり有効利用されていなかった。

そして、道路会社は、これらの24件について、整備予定時期、用地の具体的な有効利用に関する計画等を検討していなかった(表参照)。

上記について事例を示すと次のとおりである。

<事例 2>

東日本高速道路株式会社が管理する旧虻田洞爺湖インターチェンジ用地(北海道虻田郡洞爺湖町。用地面積 65,172㎡、平成 24 事業年度末の資産価額 7775 万余円)は、5 年度に供用されたが、19 年度に国道 230 号の新たなルート上にインターチェンジを移設し、旧インターチェンジは廃止された。その後、旧インターチェンジ用地 65,172㎡は、更地の状態となっているが、資材置場や維持作業車が U ターンする際に一時的に使用したことがある程度で、整備予定がなく、有効利用もされていなかった。

しかし、貴機構は、前記のとおり、基本方針等に基づき保有する資産の見直しを行うこととされているのに、保有する高速道路事業用地について、高速道路事業用地を管理している道路会社から、整備予定、利用状況等について報告を求めておらず、前記ア及びイの状況について把握していなかった。そして、整備予定がなく、有効利用もされていない用地について、保有し続ける必要性を検証するとともに有効利用することについて検討する体制を道路会社との間で整備する必要があるのにこれを行っていなかった。

表 ア及びイの事態に係る用地が所在する施設等名の一覧

検査の結果	箇所数 (件)	道路会社名	名称(仮称を含む。)
ア 施設を整備するために取得した用地のうち、整備予定がなく、有効利用もされていないもの	35	東日本高速道路株式会社	本輪西 PA、夕張 IC、樽前 SA、駒ヶ岳 PA、国縫 PA、由仁 PA、占冠 IC、むかわ穂別 IC、青森東 IC、仙台東 IC、十和田 IC、山形中央 IC、酒田みなと IC、五行川 PA、君津 PA、佐久小諸 JCT
		中日本高速道路株式会社	北鯖江 PA、弥富 IC、土山 SA
		西日本高速道路株式会社	加斗 PA、三刀屋木次 IC、宇和 PA、南国 IC、大分料金所、高鍋 IC、川南 PA
		本州四国連絡高速道路株式会社	洲本 IC、淡路島南 PA、瀬戸田 PA、上浦 PA
		首都高速道路株式会社	浮島管理施設、大師 JCT、鈴木町換気所
		阪神高速道路株式会社	駒栄入路・本線、前田 JCT
イ 用途を廃止した本線及び施設の用地のうち、整備予定がなく、有効利用もされていないもの	24	東日本高速道路株式会社	士別剣淵 IC、旧虻田洞爺湖 IC、東和 IC、旧笹谷営業所、月山 IC、旧土樽 PA
		中日本高速道路株式会社	旧鮎沢 PA、談合坂廃道敷、今須廃道敷、旧日本坂 PA(上り)、旧日本坂 PA(下り)、旧須走 IC 出路、旧須走 IC チェーンバリア、旧豊橋チェックバリア、旧鈴鹿本線料金所、旧米原チェックバリア、旧甲良 PA
		西日本高速道路株式会社	旧桜井 PA、旧茨木本線料金所、旧海南東本線料金所、旧仁保 IC、旧東城チェーンバリア、旧長崎多良見料金所、波佐見管理施設

(注) 表中の名称については次のように略称で記述している。  
 サービスエリア：「SA」  
 パーキングエリア：「PA」  
 インターチェンジ：「IC」  
 ジャンクション：「JCT」

(改善を必要とする事態)

以上のように、貴機構が保有する高速道路事業用地のうち、施設を整備するために取得した用地並びに用途を廃止した本線及び施設の用地について、整備予定がなく、有効利用もさ

れていないものがある状況を把握しておらず、このため用地を保有し続ける必要性の検証や有効利用することについての検討が行われていない事態は適切でなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴機構において、保有する高速道路事業用地のうち、施設を整備するために取得した用地並びに用途を廃止した本線及び施設の用地について、道路会社から整備予定、利用状況等について定期的に報告を求めてこれを把握し、整備予定がなく、有効利用もされていない用地について、保有し続ける必要性を検証するとともに有効利用することについて検討する体制を道路会社との間で整備していなかったことなどによると認められる。

### 3 本院が要求する改善の処置

貴機構は、前記のとおり、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として設立されている。また、貴機構の第3期中期計画においても、道路の計画の変更等に伴い不要財産が発生した場合には、これを売却して、債務の返済に充てることとしている。

については、貴機構において、第3期中期計画等を踏まえた不要財産の売却及び債務の確実な返済に資するため、保有する高速道路事業用地のうち施設を整備するために取得した用地並びに用途を廃止した本線及び施設の用地について、道路会社から整備予定、利用状況等について定期的に報告を求めてこれを把握し、整備予定がなく、有効利用もされていない用地について、今後も保有し続ける必要性の検証及び有効利用することについての検討を不断に行う体制を道路会社との間で整備するよう改善の処置を要求する。

## 第44 独立行政法人日本原子力研究開発機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

運転等業務に係る契約を締結するに当たり、深夜等手当相当分を含めて予定価格を算定して総額で入札を実施することにより、契約手続の適正性及び透明性を確保するよう改善させたもの

科 目	(一般勘定) 経常費用 (電源利用勘定)経常費用
部 局 等	独立行政法人日本原子力研究開発機構本部、敦賀本部、3 研究開発センター等
契 約 名	ユーティリティ施設運転管理に係る業務請負等 38 契約
契 約 の 概 要	年間を通して作業員を常駐させて、交替勤務により夜間を含めて定期的に行う原子炉施設等の運転、監視、放射線安全管理等の業務を請け負わせるもの
契 約 金 額	68 億 2612 万余円
契 約 の 相 手 方	8 会社
契 約	平成 22 年 4 月～25 年 1 月 一般競争契約、指名競争契約、随意契約
深夜等手当相当分を含めずに予定価格を算定し、これにより入札を実施していた契約数及び金額	17 契約 27 億 7481 万余円(平成 22 年度～24 年度)
上記の 17 契約において覚書により契約者に契約金額とは別途に支払っていた深夜等手当相当分の額	8036 万円(平成 22 年度～24 年度)

### 1 運転等業務契約の概要

#### (1) 運転等業務の概要

独立行政法人日本原子力研究開発機構(以下「機構」という。)は、独立行政法人日本原子力研究開発機構法(平成 16 年法律第 155 号)に基づき、原子力に関する基礎的研究、応用の研究等を行っており、その一環として、本部、5 研究開発センター<sup>(注1)</sup>等において、年間を通して作業員を常駐させて、交替勤務により夜間(おおむね午後 10 時から午前 5 時まで。以下同じ。)を含めて原子炉施設等の運転、監視、放射線安全管理等の業務を定期的に実施している(以下、これらの業務を「運転等業務」という。)。そして、本部、敦賀本部、東海、大洗両研究開発センター及び人形峠環境技術センター(以下、これらのうち本部及び敦賀本部を除いて「3 研究開発センター等」という。)において、運転等業務について、一般競争入札又は指名競争入札を実施して締結した契約(以下「運転等業務契約」という。なお、こ

これらの契約には、再度の競争入札に付しても落札者がいないため随意契約としたものを含む。)は、平成22年度から24年度までの3年間に8会社との間で計38契約、契約金額計68億2612万余円となっている。

(注1) 5研究開発センター等 東海、大洗、高速増殖炉、原子炉廃止措置各研究開発センター及び人形峠環境技術センター

## (2) 深夜等手当の概要

機構は、運転等業務のうち夜間の業務については、労務費相当分のほかに、夜間における<sup>(注2)</sup>深夜手当及び<sup>(注3)</sup>交替勤務手当(以下「深夜等手当」という。)相当分を支払うこととしている。

(注2) 深夜手当 労働基準法(昭和22年法律第49号)第37条第4項で定める午後10時から午前5時まで(厚生労働大臣が必要であると認める場合においては、その定める地域又は期間については午後11時から午前6時まで)の間の労働に対する手当

(注3) 交替勤務手当 日常生活に不便な面があり、体調管理が難しい交替制の夜間労働に対して、労働衛生上の観点から支払われる手当

## (3) 運転等業務契約に係る予定価格の算定

機構は、契約事務規程(平成17年17(規程)第70号)に基づき、予定価格は競争入札に付する事項の価格を総額等によって定めなければならないこととしており、運転等業務契約についても入札説明書において総額で入札を実施するなどとしている。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、経済性等の観点から、契約手続は適切に行われているかなどに着眼して、前記の運転等業務契約計38契約、契約金額計68億2612万余円を対象として、本部、敦賀本部及び東海研究開発センターにおいて、契約書、予定価格書、入札説明書等の関係書類を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

機構は、前記の38契約のうち、本部、東海、大洗両研究開発センターにおいて締結した21契約については、深夜等手当相当分を含めて予定価格を算定して総額で入札を実施し契約を締結していたが、敦賀本部、3研究開発センター等において締結した17契約については、深夜等手当相当分を含めずに予定価格を算定して入札を実施し契約を締結するとともに、当該契約者と別途に協議して深夜等手当相当分の単価を決定し覚書を締結していた(以下、この方法に基づく入札方式を「覚書方式」という。)。そして、敦賀本部、3研究開発センター等は、覚書方式により入札を実施した17契約について、6会社と契約金額27億7481万余円で契約を締結して、覚書に基づく深夜等手当相当分として8036万余円を支払っていた。

機構は、運転等業務契約については、入札説明書において総額で実施するなどとしているものの、実際には上記のように覚書方式により入札を実施しているものもあり、このような場合には、入札説明書の配布時に、入札希望者に対して深夜等手当相当分を総額に含めないよう口頭で説明したとしている。しかし、運転等業務は、仕様書において、年間を通して作

業員を常駐させて、交替勤務により夜間を含めて定常的に実施する業務とされていることから、上記の17契約についても、深夜等手当相当分を含めて予定価格を算定して総額で入札を実施すべきであったと認められ、覚書方式により支払っていた深夜等手当相当分8036万余円は、契約手続の適正性等が確保されていないと認められた。

このように、運転等業務契約について、深夜等手当相当分を含めずに予定価格を算定して入札を実施し契約を締結するとともに、当該契約者と別途に協議し覚書を締結して深夜等手当相当分を支払っていた事態は、契約手続の適正性及び透明性が確保されておらず競争の利益を享受できないものとなっていて適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

#### (発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構において、運転等業務契約の締結に当たり、契約手続の適正性及び透明性を確保することについての理解が十分でなかったことなどによると認められた。

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、25年8月に各研究開発センター等に対して業務連絡を発して、今後、運転等業務契約を締結するに当たっては、深夜等手当相当分を予定価格に含めて総額で入札を実施すること及び入札説明書においてその旨を明記することを周知徹底し、前記の17契約のうち業務が継続する契約については、本部に対して契約手続の改善状況を報告させることとする処置を講じた。

平成23年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

#### 高速増殖原型炉もんじゅの研究開発経費及びその関連施設の利活用等について

(平成23年度決算検査報告909ページ参照)

### 1 本院が表示した意見

独立行政法人日本原子力研究開発機構(以下「機構」という。)は、高速増殖原型炉「もんじゅ」(以下「もんじゅ」という。)の研究開発を実施している。しかし、機構が行うもんじゅ及びその関連施設の研究開発に係る経費の全体規模が把握できるように公表されていなかったり、関連施設であるリサイクル機器試験施設(以下「RETF」という。)の建設計画が中断して建設再開及び供用開始のめどが立っておらず、使用可能な建物部分が使用されることなく存置されていたりしている事態が見受けられた。

したがって、機構において、もんじゅ及びその関連施設の研究開発に要した経費の全体規模が把握できるように公表すべき範囲や内容を見直して、当該経費を今後必要になると見込まれる経費とともに適時適切に把握して公表したり、RETFの建物部分の暫定的な使用方法を幅広く検討するなどして、当面の利活用方法について関係機関との協議等を行ったりするよう、独立行政法人日本原子力研究開発機構理事長に対して平成23年11月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

### 2 当局の処置状況

本院は、機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、23年11月に、もんじゅ及びその関連施設の研究開発に要した経費の全体規模が把握できるように公表すべき範囲や内容の見直しを行

い、以前から公表しているもんじゅの研究開発に係る事業費の予算額に加えて、もんじゅ及びRETFに係る建設費、固定資産税等の支出額を公表するとともに、今後必要になると見込まれるもんじゅに係る経費については職員の人件費や固定資産税を含めてその予算額を公表し、その後も予算の認可や決算の承認に応じて適宜公表する処置を講じていた。

そして、機構は、RETFの当面の利活用方法については、関係部署において技術的及び経済的な検討を進めており、今後、国のエネルギー政策や原子力政策の方向性を踏まえて、関係機関との協議を行っていくこととしている。

第45 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構

第3章 第2節 第45 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構

不 当 事 項

工 事

(437) 空気調和設備の冷却塔の更新工事に当たり、条例の騒音規制を考慮した設計となっていないため、設置した設備が稼働できず工事の目的を達していなかったもの

科 目	(健康保険勘定) 経常費用
部 局 等	独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構本部
工 事 名	社会保険大宮総合病院外壁改修等整備工事
工 事 の 概 要	建物の地震被害修復工事を含む外壁補修、非常用自家発電設備の更新、空気調和設備の冷却塔等の更新等
請 負 人	申明建設株式会社
契 約	平成 23 年 11 月 一般競争契約
契 約 金 額	105,886,200 円
設置目的どおり稼働していない冷却塔に係る工事費相当額	7,413,929 円

1 外壁改修等整備工事等の概要

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構(以下「機構」という。)は、社会保険大宮総合病院(以下「大宮病院」という。)の建物の地震被害修復工事を含む外壁補修、非常用自家発電設備の更新、空気調和設備の冷却塔(病院敷地東側に設置)<sup>(注)</sup>等の更新等を、平成 23 年 5 月に株式会社アライ設計(以下「設計業者」という。)と設計・監理業務委託を契約額 5,386,500 円で、また、同年 11 月に申明建設株式会社と外壁改修等整備工事を契約額 110,250,000 円(24 年 5 月変更後の契約額 105,886,200 円)で、それぞれ契約を締結して実施している。

(注) 冷却塔 事務室等の送風装置へ冷却水を循環させ室内に冷風を送ることにより冷房を実施する方式において、循環させた冷却水の熱を外気に放出させる装置

大宮病院が所在するさいたま市は、さいたま市生活環境の保全に関する条例(以下「条例」という。)等に基づき、事業場等から発生する騒音及び振動に対して規制を行っている。条例によれば、規制地域内の事業場等に冷却塔等の騒音に係る指定施設を設置しようとする者等は、その指定施設の設置の工事等の 30 日前までに、指定施設の種類ごとの数、公害防止の方法等を市長に届け出なければならないこととされている。また、その届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならないこととされている。

そして、大宮病院は、昭和 52 年に冷却塔 1 基、61 年に冷却塔 1 基を指定施設として大宮市(平成 13 年 5 月 1 日以降はさいたま市)に届け出ている。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性、有効性等の観点から、工事の設計は適切か、更新された機械装置等は設置目的どおり稼働しているかなどに着眼して、前記の設計・監理業務委託契約及び外壁改修等整備工事契約を対象として、機構本部及び大宮病院において、これらの契約書、仕様書等の書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

### (検査の結果)

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

#### (1) 空気調和設備の設計

機構が締結した設計・監理業務委託の契約書によれば、発注者及び受注者は、この契約書に基づき、公共建築設計業務委託共通仕様書、設計監理業務委託仕様書等に従いこの契約を履行しなければならないこととされており、公共建築設計業務委託共通仕様書によれば、受注者は、設計業務の実施に当たっては、関連する法令、条例等を遵守しなければならないこととされている。

しかし、設計業者は、更新される冷却塔が既存の冷却塔と同様の機能であり、設置場所についても既存の冷却塔を撤去して同じ場所に設置することから、冷却塔の更新工事の設計に当たり、指定施設である冷却塔について条例の騒音に関する規制基準を確認せず、騒音規制を考慮した設計を実施していなかった。

また、大宮病院は、既存の冷却塔を指定施設として大宮市へ届け出ていること、今回の工事での届出に係る事項の変更を届け出る必要があること及び既存の冷却塔について付近の住民から騒音及び振動について苦情を受けていることを、機構及び設計業者に知らせていなかった。

そして、機構は、設計業者との打合せの際に実施した工事箇所の現地確認、空気調和設備の設計書及び工事図面、冷却塔の設置現場の状況等から、騒音及び振動に対する調査及び検討を要することについて、大宮病院及び設計業者に確認していなかった。

#### (2) 外壁改修等整備工事で設置した冷却塔

大宮病院は、24年5月末頃、外壁改修等整備工事のうち、更新工事が終了した空気調和設備の冷却塔を稼働させたところ、付近の住民から冷却塔の始動時の重低音の振動と連続運転中の騒音及び振動の軽減を求める申入れがあり、これを受けて騒音及び振動調査を実施したところ、騒音が条例に定める規制基準 55 デシベル(8時から19時まで)を上回る 56.3 デシベルから 71.6 デシベルに達していることが判明した。その後、大宮病院は、同年7月及び8月に、仮設防音パネルの設置工事等を実施したが、冷却塔が発する騒音が解消されなかったため、同年8月に空調設備業者から新たに冷却塔を購入し、同年10月に冷却水の配管等を新設された冷却塔へ切り替えた。

そして、機構が前記の工事で設置した冷却塔は、新設された冷却塔へ配管を切り替えた後も、病院の敷地内に設置されたままで、25年5月の会計実地検査時においても稼働していない状況であった。

したがって、外壁改修等整備工事のうち冷却塔の更新工事は、騒音及び振動対策を考慮した設計となっていなかったため、冷却塔が設置目的どおり稼働できず、外壁改修等整備工事の変更後契約額 105,886,200 円のうち、当該冷却塔に係る工事費相当額 7,413,929 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、設計業者が条例の騒音に関する規制基準を確認せずに冷却塔の設計を実施していたこと、大宮病院が機構及び設計業者に対して、騒音及び振動について対策を執るよう申入れを行わなかったことなどにもよるが、機構において、設計業者との打合せの際に実施した工事箇所の現地確認、空気調和設備の設計書や工事図面、冷却塔の設置現場の状況等から騒音及び振動に対する調査及び検討を要することについての認識が欠けていたことなどによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

社会保険病院等の円滑かつ健全な運営を図るため、患者未収金の債権管理の事務及び社会保険病院等の運営に係る支出の在り方についての方針を検討し、これらの方針を運営委託法人に指示するとともに、新機構の運営に反映する措置を講ずるよう意見を表示したものの

部 局 等	独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構	
社会保険病院等の運営の委託先	(1) 社団法人全国社会保険協会連合会 (2) 一般財団法人厚生年金事業振興団 (3) 一般財団法人船員保険会	
診療終了後3か月を経過しても収納されていない患者未収金の件数及び金額	15,999 件	3 億 6018 万余円(平成 24 年度末)
上記のうち適切な債権管理等が行われていなかった患者未収金の件数及び金額	14,462 件	2 億 8515 万円
平成15年度から24年度までの間に発生した患者未収金の徴収不能損失処理額累計	13,987 件	3 億 6066 万余円
上記のうち適切な債権管理等が行われていなかった患者未収金の件数及び金額	11,510 件	2 億 6382 万円
運営に係る支出の在り方について検討を要する額	119 億 0781 万円(平成 23、24 両年度)(背景金額)	

【意見を表示したものの全文】

社会保険病院等の運営について

(平成 25 年 10 月 31 日付け 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構理事長宛て) 標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

## 1 社会保険病院等の概要

### (1) 社会保険病院等の運営の概要

国は、健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)等に基づき、被保険者から徴収した社会保険料を財源として病院(病院に併設された看護専門学校等の施設を含む。以下「社会保険病院等」という。)を設置してきた。そして、国は、一連の社会保険庁改革に伴い、これらのうち社会保険病院及び厚生年金病院を平成20年10月に、船員保険病院を24年4月に、それぞれ貴機構に現物出資している。

社会保険病院等の運営は、従来、国が設置した施設を民間等に無償で使用させて、その運営を行わせる、いわゆる「公設民営」方式により行われており、貴機構は、24年度末時点において、48病院は社団法人全国社会保険協会連合会(以下「全社連」という。)に、7病院は一般財団法人厚生年金事業振興団(以下「厚生団」という。)に、3病院は一般財団法人船員保険会(以下「船保会」という。)に委託している(以下、貴機構が運営を委託している3法人を合わせて「運営委託法人」という。また、貴機構が全社連に委託している病院を「全社連病院」、厚生団に委託している病院を「厚生団病院」、船保会に委託している病院を「船保会病院」という。)

社会保険病院等の運営について、厚生労働大臣が20年10月の出資に合わせて変更し、貴機構に指示した中期目標においては、社会保険病院等が引き続き地域医療に貢献できるよう、病院の経営状況や資産状況の把握等を通じて、適切な運営を行うこととされており、また、貴機構が運営委託法人と締結した経営委託契約において、運営委託法人は、①病院の業務が円滑かつ健全に行われるよう常に指導監督を行い、必要な指示を与えること、②契約に定めるもののほか、貴機構の指示する方針に従い、病院を経営することなどとされている。

### (2) 独立行政法人地域医療機能推進機構への改組等の概要

貴機構は、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律(平成23年法律第73号)等により、26年4月に、社会保険病院等の運営を目的とする独立行政法人地域医療機能推進機構(以下「新機構」という。)に改組されることとなっており、その際に、運営委託法人との経営委託契約を解除して、運営委託法人が病院の運営のために設けた特別会計を清算させて、残余の資産を貴機構に納付させることとなっている。

そして、貴機構は、改組に向けて、24年9月から25年7月までの間に、社会保険病院等の財務及び内部統制の状況等の調査(以下「財務等調査」という。)を実施している。その結果、社会保険病院等の会計処理等に問題があることが判明しており、特に全社連病院においては、24年度決算で多額の特別利益又は特別損失を計上する事態となっている。

厚生労働大臣は、財務等調査の結果を踏まえて、25年8月に、貴機構に対して、全社連が運営する社会保険病院等の適正な財務・会計処理及びそれを実現する方策について、新機構の使命及び役割を踏まえて、社会保険病院等の実情等も考慮しつつ、直接病院等を指導するよう通知を発するとともに、全社連に対して、①貴機構が行う社会保険病院等の指導に従い、協力して適切に対応すること、②その取組を着実に実施するために適切な体制の刷新を早急に行うことを命令している。

そして、貴機構は、現在、上記の厚生労働大臣からの通知等に基づき、社会保険病院等の適正な財務・会計処理及びそれを実現するために必要な改善に取り組んでいる。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

社会保険病院等は、被保険者から徴収した社会保険料を財源として設置された公的病院であり、法人税、固定資産税等の公租公課の一部が免除されているなど、種々の公的支援を受けていることから、その運営は円滑かつ健全に行われる必要がある。また、貴機構は、前記のとおり、新機構への改組の際に、運営委託法人が社会保険病院等の運営のために設けた特別会計を清算した後の残余の資産の納付を受けることとなっている。

そこで、本院は、合规性、経済性等の観点から、社会保険病院等の運営について、貴機構が行った財務等調査の結果明らかとなった会計処理等の問題のほかに改善を図るべき問題がないかなどに着眼して、貴機構本部、厚生労働本省、全社連、厚生団及び船保会各本部並びに13社会保険病院等<sup>(注)</sup>において、13社会保険病院等の運営に係る経理等を対象として会計実地検査を行った。

(注) 13社会保険病院等 札幌社会保険総合病院、埼玉社会保険病院、社会保険大宮総合病院、社会保険中央総合病院、社会保険横浜中央病院、社会保険中京病院、社会保険京都病院、社会保険神戸中央病院、総合病院社会保険徳山中央病院、健康保険直方中央病院、社会保険宮崎江南病院、湯布院厚生年金病院、横浜船員保険病院

### (検査の結果)

検査したところ、社会保険病院等の運営について、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 患者等に対する未収金の債権管理等の状況

##### ア 患者未収金の督促及び保全措置

##### (ア) 患者未収金の督促

運営委託法人は、それぞれ債権管理要綱等を定めており、患者等から診療費の支払がない場合には、当該患者等に対する未収金(以下「患者未収金」という。)の管理を各社会保険病院等に行わせている。15年度から24年度までの間に発生し、診療終了後3か月を経過しても収納されていない患者未収金は、24年度末において、9,122人に対する15,999件、3億6018万余円になっている。

社会保険病院等が患者等に対して督促を行った場合には、患者未収金の督促状況を管理したり、その後の法的手続に備えて督促したことを客観的に証明したりするため、督促状況を記録した履歴簿(以下「督促履歴簿」という。)を作成することとなっている。

そこで、各社会保険病院等における患者等に対する督促及び督促履歴簿の作成の状況についてみたところ、13社会保険病院等は、患者未収金8,779件、1億4443万余円の督促を全く行っていなかった。また、残りの7,220件、2億1574万余円については、督促したとしているが、このうち11社会保険病院等に係る4,631件、7881万余円については、督促履歴簿が作成されていないことから、督促状況を十分に確認できない状況となっていた。なお、督促の状況が確認できたものにおいても、患者等とのやり取りが記録されていないなど記載内容が十分でないものや、電話による督促を1回行っただけのものが見受けられた。

##### (イ) 患者未収金に係る債権の保全措置

医師の診療に関する債権は、民法(明治29年法律第89号)により、3年間行使しない

ときは消滅することとされている。このことから、債権の発生から3年を経過すると消滅時効が完成し、患者等が消滅時効を援用すれば、社会保険病院等は、債権の履行の請求はできないこととなる。このため、社会保険病院等では、時効の中断を図るために、訴訟手続による履行の請求、債務承認書の徴取等の措置(以下「債権の保全措置」という。)を執ることになっている。

そこで、前記の患者未収金15,999件に係る債権の保全措置についてみたところ、このうち13社会保険病院等に係る12,471件、2億2160万余円は、債権の保全措置が全く執られていなかった。また、債権の保全措置が全く執られていなかったもののうち12社会保険病院等に係る3,264件、6219万余円は、既に消滅時効が完成しており、患者等が消滅時効を援用した場合には、患者未収金に係る債権の履行の請求ができない状況となっていた。

このように、上記の(ア)及び(イ)の事態に係る14,462件、2億8515万余円は、適切な債権管理等が行われていなかった((ア)及び(イ)の事態の間には重複しているものがある。)

#### イ 患者未収金に係る債権の徴収不能損失処理

社会保険病院等は、債権管理要綱等に基づき、債権の消滅時効期間が経過したり、患者等が行方不明となったりなどした場合には、債権の徴収不能損失処理を行うことができることとなっており、15年度から24年度までに発生した患者未収金13,987件、3億6066万余円の徴収不能損失処理を行っていた。

しかし、このうち8社会保険病院等に係る3,981件、8759万余円については、督促したり、債権の保全措置を執ったりしないまま、債権の消滅時効期間が経過したことにより徴収不能損失処理が行われていた。また、10社会保険病院等に係る6,797件、1億4917万余円については、債権の消滅時効期間が経過していないにもかかわらず、消滅時効期間が経過したなどとして徴収不能損失処理が行われていた。さらに、7社会保険病院等に係る732件、2705万余円については、徴収不能損失処理を行った理由に関する記録が残されておらず、その内容を確認できない状況となっていた。

このように、上記の事態に係る計11,510件、2億6382万余円については、適切な債権管理等が行われていなかった。

上記の(ア)及び(イ)のような事態は、債権管理要綱等に基づく適切な債権管理等が行われていないことによって、回収不能となる患者未収金が増加することになり、その結果、経営委託契約の解除により運営委託法人から納付される特別会計を清算した後の残余の資産が減少することとなることから適切でなく、社会保険病院等に係る患者未収金の督促、保全措置及び徴収不能損失処理の事務について、適正かつ的確に事務を行うための体制を整備させて、当該事務を適切に執行させる必要がある。

### (2) 社会保険病院等の運営に係る支出の状況

#### ア 交際費の支出

社会保険病院等は、業務の円滑な運営を図るため、業務の運営と緊密な関係がある者に対する飲食、贈答等に要する費用(以下「交際費」という。)を支出している。

しかし、社会保険病院等における23、24両年度の交際費のうち1件当たり1万円以上の飲食に係るものについてみたところ、相手方及び病院側の人数等が分かる証ひょう書類等がないものが、11社会保険病院等において529件、2888万余円あり、1人当た

り1万円以上支出しているものが、7社会保険病院等において70件、492万余円あった。

また、社会保険病院等における23、24両年度の交際費のうち贈答に係るものについてみたところ、10全社連病院において、全社連の役職員等に対する退職<sup>せん</sup>餞別金又は退職記念品の贈答が、343件、258万円あった。さらに、5全社連病院において、全社連の役職員等に対する中元及び歳暮の贈答が、129件、107万余円あった。

#### イ 給与の支給

貴機構は、新機構において支給する医師、看護師等の給与について検討を進めており、その検討結果を踏まえて新たな給与の支給の基準を定めるとしている。この給与の支給の基準は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づき、社会一般の情勢に適合したものなどとなるように定めなければならないとされている。

そこで、社会保険病院等における給与の支給状況についてみたところ、全社連病院では、23、24両年度に諸手当として115億1622万余円を支給していたが、これらの諸手当の内容をみると、給与に関する規程の制定等の権限が病院長等に委任されていて病院ごとに給与規程を定めていることから、各病院が支給している手当の数には、最少の病院と最多の病院との間で大きな差が生じていた。そして、これらの全社連病院が支給している諸手当の中には、医師等の人材確保のために設けた手当であるのに、管理者である病院長、副院長等にも支給されているなど、支給対象者が支給目的に応じたものとなっていないと思料されるものが見受けられた。

#### ウ レクリエーション経費の支出

厚生労働省は、21年11月に「独立行政法人、認可法人、特別民間法人の冗費の削減について(依頼)」を発出し、所管の独立行政法人等における職員旅行、職員懇親会等の費用(以下「レクリエーション経費」という。)の廃止等を要請している。

しかし、13社会保険病院等は、23、24両年度にレクリエーション経費3億5412万余円を支出しており、この中には、海外への職員旅行に1億0222万余円支出していて、一人当たりの病院の負担額が19万余円に上っているものがあつた。

社会保険病院等の運営において、上記のア、イ及びウのような支出(23、24両年度の合計119億0781万余円)が見受けられる事態は、社会保険病院等が社会保険料を財源として設置された公的病院であり、法人税、固定資産税等の公租公課の一部が免除されているなど、種々の公的支援を受けていることに鑑みて適切ではなく、支出の在り方を検討する必要がある。

### (3) 社会保険病院等の運営に係る監査の状況

前記のとおり、貴機構と運営委託法人が締結した経営委託契約によると、運営委託法人は、病院の業務が円滑かつ健全に行われるよう常に指導監督を行い、必要な指示を与えることとされている。

そこで、運営委託法人による病院の運営に係る監査の実施状況についてみたところ、厚生団及び船保会は、厚生団病院及び船保会病院に対して定期的に内部監査を実施していたが、全社連は、全社連病院に対する内部監査を実施していなかった。

また、経営委託契約によると、貴機構は、社会保険病院等に関する帳簿及び書類を検査し、又は病院の経営の状況につき実地に監査を行うことができるとされている。しかし、

貴機構は、社会保険病院等の運営を全て運営委託法人の裁量に任せることにして、定期的な検査及び監査を実施していなかった。

なお、貴機構は、財務等調査を受けて、24年10月に1全社連病院に対して監査を実施し、その後2全社連病院に対して監査を実施している。

(改善を必要とする事態)

前記のとおり、社会保険病院等の運営において、患者未収金に係る督促、保全措置及び徴収不能損失処理の事務が適正かつ的確に行われていなかったり、社会保険病院等の運営に係る支出の中に、その在り方を検討する必要があるものが見受けられたり、監査が行われていない状況が見受けられたりする事態は適切とは認められず、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、主として運営委託法人において、社会保険病院等に対する指導監督等が十分でないことによるが、貴機構において、社会保険病院等の運営の実態について十分に把握しておらず、運営を全て運営委託法人の裁量に任せていることにもよると認められる。

### 3 本院が表示する意見

社会保険病院等は、社会保険料を財源として設置された公的病院であること、また、新機構への改組により、いわゆる「公設民営」の病院から「公設公営」の病院となることから、その運営については円滑かつ健全なものとするのが強く求められている。

そして、貴機構は、厚生労働大臣からの通知等に基づき、社会保険病院等の適正な財務・会計処理及びそれを実現するために必要な改善の取組を行っているが、社会保険病院等の運営を円滑かつ健全なものとするためには、更なる改善が必要であると思料される。

については、貴機構において、社会保険病院等の円滑かつ健全な運営を図るため、現在行っている改善の取組に加えて、患者未収金の督促、保全措置及び徴収不能損失処理の事務並びに社会保険病院等の運営に係る支出の在り方についての方針を検討して、これらの方針を運営委託法人に指示するとともに、新機構の運営に反映する措置を講ずるよう意見を表示する。

## 第46 独立行政法人住宅金融支援機構

平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

### 証券化支援事業における住宅ローン債権に係る審査について

(平成 23 年度決算検査報告 920 ページ参照)

#### 1 本院が表示した意見

独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」という。)は、民間の金融機関から長期・固定金利の住宅ローン債権を買い取るなどする証券化支援事業を行っている。しかし、融資金の詐取等の不適正案件や早期延滞案件が多数発生している状況の下で、金融機関においては機構から示された有効な融資審査の方法が十分に実行されておらず、機構において、金融機関に対する十分な働きかけや効果的な買取審査が行われていなかったり、金融機関が十分な融資審査を行うよう動機付ける取組が十分でなかったりする事態が見受けられた。

したがって、機構において、金融機関における融資審査の状況等を十分に把握し、その状況に応じて十分な融資審査を行うよう金融機関に働きかけを行ったり、自ら効果的な買取審査を行ったりするとともに、金融機関による十分な融資審査を動機付けるものとなるよう、特に重要な審査方法についてはその実行を債権買取りの条件とすることを検討するなどして再売買権がより実効性のあるものとなるようにしたり、提示金利に差を設ける仕組みを導入したりするなど必要な処置を講ずることにより、住宅ローン債権に係る審査が適切に実施されて不適正案件等の発生の未然防止に資するものとなるよう、独立行政法人住宅金融支援機構理事長に対して平成 24 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により意見を表示した。

#### 2 当局の処置状況

本院は、機構本店において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 24 年度に金融機関ごとの融資審査の状況等を把握するために書面及び実地調査を行い、必要な審査が十分でない認められた事項等については、金融機関に対して、是正等を行った上でその結果を報告するよう働きかけを行っており、25 年度以降も引き続き融資審査の状況等について確認を行うこととしていた。また、より慎重に買取審査を行う対象を拡充したり、収入の虚偽申告のおそれがあるものなどについて借受者から追加資料を提出させたりするなどして効果的な買取審査を行うこととしていた。

イ 25 年 4 月以降、金融機関が不適正案件について勤務先の在籍確認等の特に重要な審査を実施していない場合には、再売買権の行使の対象となる旨を住宅ローン債権売買基本契約に規定するなどして、当該審査の実行を債権買取りの条件としていた。

そして、金融機関ごとの融資審査の状況等に応じて提示金利に差を設ける仕組みを導入するなどの取組については、更に検討を行っていくとしている。

第47 独立行政法人国立青少年教育振興機構、(第21 独立行政法人国立印刷局)、  
(第44 独立行政法人日本原子力研究開発機構)

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

(1)-(3) 有効に利用されていない土地について具体的な処分計画を策定して国庫納付に向けた手続に着手するなどするよう改善させたもの

部	局	等	(1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構本部、 国立江田島青少年交流の家
			(2) 独立行政法人国立印刷局本局
			(3) 独立行政法人日本原子力研究開発機構本部、 東海、大洗両研究開発センター
科	目	土地	
有効に利用されていない土地に係る平成25年3月31日現在の帳簿価額		(1)	4872 万円
		(2)	1 億 4600 万円
		(3)	2 億 8232 万円

1 独立行政法人の保有資産の概要

(1) 3 独立行政法人の保有資産

独立行政法人国立青少年教育振興機構(以下「国立青少年教育振興機構」という。)、独立行政法人国立印刷局(以下「国立印刷局」という。))及び独立行政法人日本原子力研究開発機構(以下「日本原子力研究開発機構」という。また、以下、これらを合わせて「3 独立行政法人」という。))は、土地(事業用地、宿舍用地等。帳簿価額(平成25年3月31日現在。以下同じ。))は、国立青少年教育振興機構 369 億 6292 万円、国立印刷局 1678 億 9175 万余円、日本原子力研究開発機構 851 億 5127 万余円)を保有しており、そのほとんどは、3 独立行政法人が設立された際に、それぞれの業務を確実に実施するために必要な資産であるとして、国等から承継した資産である。

(2) 保有資産の見直しと不要財産の処分

独立行政法人は、22 年の独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。))の改正により、中期目標期間の途中であっても、通則法第8条第3項の規定により、その保有する重要な財産であって主務省令で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、当該財産(以下「不要財産」という。))を処分しなければならないこととされ、通則法第46条の2の規定により、不要財産であって政府からの出資又は支出(金銭の出資に該当するものを除く。))に係るものについては、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付することとされている。また、不要財産であって政府以外の者からの出資に係るものについては、通則法第46条の3の規定により、出資者から持分の払戻しの請求があった場合は、遅滞なく出資者に払い戻すこととされている。

そして、政府は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月閣議決定。以下「基本方針」という。))において、各独立行政法人が、幅広い資産を対象に、自主

的な見直しを不断に行い、保有する必要性があるかなどについて厳しく検証して、不要と認められるものについては速やかに国庫に納付することなどを掲げている。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

独立行政法人は、前記のとおり、基本方針において、保有する幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行い、保有する必要性があるかなどについて厳しく検証することなどが求められている。

そこで、本院は、有効性等の観点から、3独立行政法人が保有している土地が業務を確実に実施するという目的に沿って有効に利用されているか、利用されていない土地について売却等の処分計画や施設整備等の利用計画が策定されているかなどに着眼して、前記の土地を対象として、3独立行政法人の本部等において、施設の配置図等の関係書類及び土地の現況を確認するなどして会計実地検査を行った。

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 国立青少年教育振興機構

国立青少年教育振興機構は、18年4月に、野外活動中継センター予定地 968.62㎡(帳簿価額 4872 万円)を政府からの出資に見合う資産として、解散した独立行政法人国立青年の家から承継しており、国立江田島青少年交流の家の施設利用者が、登山やサイクリング等の際に利用する休憩所や中継施設の整備予定地としていた。しかし、25年4月の会計実地検査時においてもこの土地は更地のままとなっていて有効に利用されておらず、また、具体的な処分計画又は利用計画は策定されていなかった。

#### (2) 国立印刷局

国立印刷局は、15年4月に、西ヶ原第2敷地 722.44㎡(帳簿価額 1 億 4600 万円)を政府からの出資に見合う資産として国から承継しており、業務に必要な施設の整備予定地としていた。そして、国立印刷局は、20年4月に独立行政法人に対して不要財産の国庫納付を義務付けることなどを内容とする法律案(その後、21年7月に審査未了により廃案となった。)が国会に提出されたことなどを踏まえて、21年度末において、現に利用していないこと、将来の利用計画を想定していないことなどから次年度以降に売却又は国庫納付を予定しているとして、帳簿価額を回収可能サービス価額(正味売却価額)まで減額する会計処理である減損処理を行っており、22年度末から24年度末においても同様の理由から減損処理を行っていた。

このように国立印刷局は、21年度末以降、前記土地の処分の必要性を認識しており、売却又は国庫納付に先立って必要となる検討作業等を適宜実施していた。しかし、25年2月の会計実地検査時点においても、具体的な処分計画は策定されていなかった。

#### (3) 日本原子力研究開発機構

日本原子力研究開発機構は、17年10月に、表に掲げる土地計 12,000㎡(帳簿価額計 2 億 8232 万余円)を政府、民間企業等からの出資に見合う資産として、解散した日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構から承継しており、既存の宿舍等の用地の一部として管理してきた。しかし、24年12月の会計実地検査時点においてもこれらの土地は更地のままとなっていて有効に利用されておらず、また、具体的な処分計画又は利用計画は策定されていなかった。

表 承継時から具体的な処分計画又は利用計画が策定されないまま有効に利用されていない土地  
(平成24年度末現在)

研究開発拠点等の名称	土地の名称	左記のうち、有効に利用されていない部分に係る面積 (㎡)	帳簿価額
本部	荒谷台診療所用地	2,100	6373 万余円
東海研究開発センター	百塚原団地用地	2,600	5655 万円
	箕輪団地用地	3,300	3628 万余円
大洗研究開発センター	一里塚住宅用地	4,000	1 億 2575 万余円
計		12,000	2 億 8232 万余円

このように、3 独立行政法人において、業務を確実に実施するために必要であるとして国等から承継した土地が有効に利用されておらず、これらの土地について具体的な処分計画又は利用計画を策定しないまま保有していて、通則法の改正の趣旨及び基本方針ののっっていない事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、3 独立行政法人において、それぞれ次のことなどによると認められた。

- ア 国立青少年教育振興機構において、本部が、有効に利用されていない土地について、自主的な見直しを不断に行うなどの体制を十分に整備していなかったこと、また、各施設において、有効に利用されていない土地について自主的な不断の見直しや、具体的な処分計画又は利用計画を策定することについての理解が十分でなかったこと
- イ 国立印刷局において、有効に利用されていない土地について、売却等の処分決定に先立って必要となる検討作業等については適宜実施していたものの、具体的な処分計画を策定することについての検討が十分でなかったこと
- ウ 日本原子力研究開発機構において、有効に利用されていない土地について自主的な不断の見直しや、具体的な処分計画又は利用計画を策定することについての理解が十分でなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、3 独立行政法人は、次のとおり処置を講じた。

- ア 国立青少年教育振興機構は、25 年 6 月に、前記の土地について、文部科学大臣に対して、不要財産の国庫納付に係る認可申請書を提出した。そして、同年 9 月に、保有資産等利用検討委員会規程を制定して、土地等の見直しについて、業務を実施する上で必要最小限のものとなっているかを検証するための体制の整備を図るとともに、各施設の所長に文書を発して、自主的な不断の見直しを行うことについての周知徹底を図った。
- イ 国立印刷局は、25 年 3 月に、前記の土地について、第 3 期中期計画(25 年度から 29 年度まで)において適切な処分を行うこととした上で、具体的な処分計画を策定して、同年 4 月から、測量等の国庫納付に向けた具体的な手続を開始した。
- ウ 日本原子力研究開発機構は、25 年 4 月及び 5 月に、前記の土地について、具体的な処分計画を策定して、測量等の国庫納付に向けた具体的な手続を開始するとともに、同年 8 月に、各研究開発拠点に業務連絡を発して、自主的な不断の見直しや、具体的な処分計画又は利用計画を策定することについての周知徹底を図った。

第48 独立行政法人製品評価技術基盤機構、第49 独立行政法人国民生活センター、(第24 独立行政法人国際交流基金)、第50 独立行政法人科学技術振興機構、(第25 独立行政法人日本学術振興会)、(第26 独立行政法人理化学研究所)、第51 独立行政法人自動車事故対策機構、(第36 独立行政法人労働者健康福祉機構)、第52 独立行政法人原子力安全基盤機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

(1)-(9) 業務の財源に充てることを想定していない預金等について国庫に納付することとなるよう改善させたもの

部 局 等	(1) 独立行政法人製品評価技術基盤機構本部 (2) 独立行政法人国民生活センター本部 (3) 独立行政法人国際交流基金本部 (4) 独立行政法人科学技術振興機構本部 (5) 独立行政法人日本学術振興会本部 (6) 独立行政法人理化学研究所本所 (7) 独立行政法人自動車事故対策機構本部 (8) 独立行政法人労働者健康福祉機構本部 (9) 独立行政法人原子力安全基盤機構本部
不要財産の概要	独立行政法人が保有する財産のうち、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる財産
科 目	現金及び預金、投資有価証券
不要財産として国庫に納付すべき額	(1) 現金及び預金 3493 万円 (2) 現金及び預金 2 億 5494 万円 投資有価証券 1000 万円 計 2 億 6494 万円 (3) 現金及び預金 4556 万円 (4) 現金及び預金 4 億 6201 万円 (5) 現金及び預金 2 億 3240 万円 (6) 現金及び預金 8 億 4491 万円 (7) 現金及び預金 1715 万円 (8) 現金及び預金 1 億 9731 万円 (9) 現金及び預金 3 億 5132 万円

1 独立行政法人の保有資産の概要

(1) 独立行政法人の保有資産

独立行政法人の運営の基本その他制度の基本となる共通の事項については、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。)において定められており、各独立行政法人の目的及び業務の範囲については、各法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律(以下「個別法」という。)等において定められている。

そして、政府は、独立行政法人の業務を確実に実施させるために必要があると認めるときは、個別法で定めるところにより、各独立行政法人に出資することができることとされている。

独立行政法人は、業務を確実に実施するために必要な資産として、設立時等に国、特殊法人等から承継した現金預金、有価証券(投資有価証券を含む。)、貸付金等を保有している。

また、政府は、通則法第46条の規定により、独立行政法人に対して、業務運営の財源に充てる資金として、運営費交付金を交付することができることとされている。

## (2) 各年度における積立金の算定と中期目標期間の終了に伴う積立金の国庫納付

独立行政法人の利益の処分及び損失の処理については、通則法第44条第1項の規定により、毎事業年度(以下、事業年度を「年度」という。)、損益計算において利益を生じたときは、前年度から繰り越した損失を埋めて、なお残余があるときは、その残余の額を、積立金として整理しなければならないこととされている。そして、同条第2項の規定により、毎年度、損益計算において損失を生じたときは、同条第1項の規定による積立金を減額して整理して、なお不足があるときは、その不足額を、繰越欠損金として整理しなければならないこととされている。

また、積立金の処分については、個別法により、中期目標期間の最終年度において上記積立金の整理を行った後、当該積立金の額から次の中期目標期間の業務の財源に充てるために主務大臣の承認を受けた額を繰り越すことができるとともに、繰り越す額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならないこととされている。

## (3) 保有資産の見直しと不要財産の国庫納付

独立行政法人は、平成22年の通則法の改正により、中期目標期間の途中であっても、通則法第8条第3項の規定により、その保有する重要な財産であって主務省令で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、当該財産(以下「不要財産」という。)を処分しなければならないこととされ、通則法第46条の2の規定により、不要財産であって政府からの出資又は支出(金銭の出資に該当するものを除く。)に係るものについては、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付することとされている。

そして、政府は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月閣議決定。以下「基本方針」という。)において、各独立行政法人が、幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行い、保有する必要性があるかなどについて厳しく検証して、不要と認められるものについては速やかに国庫に納付することなどを掲げている。

## 2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

独立行政法人は、前記のとおり、保有する幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行い、保有する必要性があるかなどについて厳しく検証することなどが求められている。

そこで、本院は、有効性等の観点から、各独立行政法人が保有する資産のうち、不要財産<sup>(注)</sup>となっている資産がないかなどに着眼して、9独立行政法人の本部等において、保有する資

産を対象として、財務書類等の関係書類、不要財産の認定等の状況について提出を求めた調書等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注) 9独立行政法人 製品評価技術基盤機構、国民生活センター、国際交流基金、科学技術振興機構、日本学術振興会、理化学研究所、自動車事故対策機構、労働者健康福祉機構、原子力安全基盤機構の各独立行政法人

(以下、各独立行政法人の名称中、「独立行政法人」については、記載を省略した。)

(検査の結果)

検査したところ、9独立行政法人は、表1のとおり、業務の財源に充てることを想定していない預金等を保有していた。

表1 業務の財源に充てることを想定していない預金等

独立行政法人名	預金等の金額
製品評価技術基盤機構	3493 万余円
国民生活センター	2 億 6494 万余円
国際交流基金	4556 万余円
科学技術振興会	4 億 6201 万余円
日本学術振興会	2 億 3240 万余円
理化学研究所	8 億 4491 万余円
自動車事故対策機構	1715 万余円
労働者健康福祉機構	1 億 9731 万余円
原子力安全基盤機構	3 億 5132 万余円

これらの事態を態様別にみると次のとおりである。

(1) 政府からの出資に見合う資産として承継した預金等

独立行政法人が設立された際に、政府からの出資に見合う資産として承継した預金等のうち、承継後も預金等として保有しているが、業務運営に必要な資金の大部分を運営費交付金で賄っていることなどから資産として継続して保有する特段の事情が見受けられないなど、業務の財源に充てることが想定されていない預金等が、表2のとおり、3独立行政法人において見受けられた。

表2 業務の財源に充てることが想定されていない預金等

独立行政法人名	預金等の金額
国民生活センター	2 億 6494 万余円
日本学術振興会	2 億 2046 万余円
理化学研究所	9045 万余円

(2) 政府からの出資又は支出に見合う資産として承継した敷金等の返戻金等

独立行政法人が事務所等を借り上げた際に、政府からの出資、運営費交付金等で差し入れていた敷金及び保証金(以下「敷金等」という。)の返戻金等のうち、受け取った返戻金等を預金等として留保しているが、中期目標期間に係る中期計画において今後の使用計画が定められていないなど、業務の財源に充てることが想定されていない預金等が、表3のとおり、6独立行政法人において見受けられた。

表3 業務の財源に充てることが想定されていない敷金等の返戻金等に係る預金等

独立行政法人名	預金等の金額
国際交流基金	4556 万余円
日本学術振興会	287 万余円
理化学研究所	2755 万余円
自動車事故対策機構	1715 万余円
労働者健康福祉機構	1 億 9731 万余円
原子力安全基盤機構	2 億 1785 万余円

(3) 政府からの出資に見合う資産の譲渡収入

政府からの出資に見合う実験器具、機械装置等の資産を譲渡して得た収入のうち、預金等として留保しているが、中期目標期間に係る中期計画において今後の使用計画が定められていないなど、業務の財源に充てることが想定されていない預金等が、表4のとおり、3独立行政法人において見受けられた。

表4 業務の財源に充てることが想定されていない譲渡収入に係る預金等

独立行政法人名	預金等の金額
製品評価技術基盤機構	21 万余円
科学技術振興機構	3 億 2235 万余円
理化学研究所	1519 万余円

(4) 政府からの出資に見合う資産として承継した未収金等

独立行政法人が設立された際に、政府からの出資に見合う資産として承継した消費税の還付金の未収金等のうち、消費税の還付を受けて得た資金等を預金等として留保しているが、中期目標期間に係る中期計画において今後の使用計画が定められていないなど、業務の財源に充てることが想定されていない預金等が、表5のとおり、2独立行政法人において見受けられた。

表5 業務の財源に充てることが想定されていない消費税の還付を受けて得た資金等に係る預金等

独立行政法人名	預金等の金額
科学技術振興機構	1 億 3966 万余円
理化学研究所	1 億 3256 万余円

(5) 政府からの出資に見合う資産として承継するなどした固定資産の売却損等

独立行政法人が固定資産を処分するなどした際に、売却損等の損失が生じた場合には、損益計算書に固定資産売却損等が計上される。この固定資産売却損等は、キャッシュ・フローを伴わない費用として計上されるため、損益計算において、これと同額で現金の裏付けのある収益が相殺されて、この収益に相当する額は利益処分において積立金として整理されないこととなる。その結果、積立金として整理されなかった資金は、中期目標期間終了後に国庫に納付されないことになる。

政府からの出資に見合う固定資産を処分するなどした際に固定資産売却損等が生じた独

立行政法人のうち、積立金として整理されなかった資金を預金等として留保しているが、中期目標期間に係る中期計画において今後の使用計画が定められていないなど、業務の財源に充てることが想定されていない預金等が、表6のとおり、4独立行政法人において見受けられた。

表6 業務の財源に充てることが想定されていない積立金として整理されなかった資金に係る預金等

独立行政法人名	預金等の金額
製品評価技術基盤機構	3471 万余円
日本学術振興会	906 万余円
理化学研究所	5 億 7914 万余円
原子力安全基盤機構	1 億 3347 万余円

このように、9独立行政法人において業務の財源に充てることを想定していない預金等を保有していることは、将来にわたり各独立行政法人の業務を確実に実施するために必要とは認められない財産を保有しているものと認められ、通則法の改正の趣旨及び基本方針にのっとっていない事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、9独立行政法人において、通則法の改正の趣旨及び基本方針にのっとって資産の見直しを行い、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がないと認められる財産を不要財産と認定することについての理解が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、9独立行政法人は、表7のとおり、24年12月から25年10月までに、それぞれの主務大臣に対して前記の預金等を不要財産と認定して国庫納付に係る認可申請書をそれぞれ提出して、国庫に納付することとなるよう処置を講じた。

表7 国庫納付に係る認可申請年月及び申請先の主務大臣

独立行政法人名	認可申請年月	主務大臣
製品評価技術基盤機構	平成 25 年 5 月	経済産業大臣
国民生活センター	25 年 8 月	内閣総理大臣
国際交流基金	24 年 12 月	外務大臣
科学技術振興機構	25 年 7 月	文部科学大臣
日本学術振興会	25 年 7 月	文部科学大臣
理化学研究所	25 年 8 月	文部科学大臣
自動車事故対策機構	25 年 7 月	国土交通大臣
労働者健康福祉機構	25 年 10 月	厚生労働大臣
原子力安全基盤機構	25 年 6 月	原子力規制委員会

第53 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、(第36 独立行政法人労働者健康福祉機構)、(第38 独立行政法人国立高等専門学校機構)

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1)-(3) 独立行政法人が保有している土地について自主的な見直しを不断に行うとともに、有効に利用されていない土地等について具体的な処分計画又は利用計画を策定するよう改善の処置を要求したもの

部 局 等	(1) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		
	(2) 独立行政法人労働者健康福祉機構本部、7 労災病院		
	(3) 独立行政法人国立高等専門学校機構本部、17 国立高等専門学校		
科 目	現金及び預金、土地		
有効に利用されていない土地並びに現金及び預金に係る平成25年3月31日現在の帳簿価額	(1) 土地	1 億 8920 万円	
	(2) 土地	7 億 2800 万円	
	現金及び預金	1 億 6903 万円	
	計	8 億 9703 万円	
	(3) 土地	13 億 7880 万円	

本院は、独立行政法人が、その業務を確実に実施するために必要な資産であるとして国等から政府出資見合いの資産として承継して保有している土地等のうち、有効に利用されていない土地等の具体的な処分計画又は利用計画の策定等について、平成25年10月31日に、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園(以下「のぞみの園」という。)、独立行政法人労働者健康福祉機構(以下「労働者健康福祉機構」という。)及び独立行政法人国立高等専門学校機構(以下「国立高等専門学校機構」という。また、以下、これらを合わせて「3独立行政法人」という。)の各理事長に対して、「独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が保有している有効に利用されていない土地について」等として、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

これらの処置要求の内容は、3独立行政法人のそれぞれの検査結果に応じたものとなっているが、これを総括的に示すと以下のとおりである。

1 独立行政法人の保有資産等の概要

(1) 3独立行政法人の保有資産

3独立行政法人は、土地(事業用地、宿舍用地等。帳簿価額(25年3月31日現在。以下同じ。))は、のぞみの園88億7364万余円、労働者健康福祉機構694億3563万余円、国立高等専門学校機構1445億7255万余円を保有しており、そのほとんどは、3独立行政法人が設立された際に、それぞれの業務を確実に実施するために必要であるとして、国等から政府出資見合いの資産として承継した資産である。

(2) 保有資産の見直し

独立行政法人は、22年の独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)の改正により、中期目標期間の途中であっても、通則法第8条第3項の規定によ

り、その保有する重要な財産であって主務省令で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、当該財産(以下「不要財産」という。)を処分しなければならないこととされ、通則法第46条の2の規定により、不要財産であって政府からの出資又は支出(金銭の出資に該当するものを除く。)に係るものについては、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付することとされている。

そして、政府は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月閣議決定。以下「基本方針」という。)において、各独立行政法人が、幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行い、保有する必要性があるかなどについて厳しく検証して、不要と認められるものについては速やかに国庫に納付することなどを掲げている。

### (3) 労働者健康福祉機構が保有する労災病院等に係る資産処分収入の取扱い

労働者健康福祉機構は、厚生労働大臣が定める廃止対象労災病院等<sup>(注1)</sup>以外の労災病院等に係る資産の処分により生じた収入(以下「資産処分収入」という。)を、従来、労災病院の増改築工事等の費用に充ててきており、第2期中期目標期間(21事業年度から25事業年度まで(以下、事業年度を「年度」という。))に係る中期計画においては、医療の提供を確実に実施するために、労災病院の増改築費用等への有効活用に努めることとしている。そして、設立以降24年度までの資産処分収入の額は、計25億0591万余円となっている。

労働者健康福祉機構は、設立以降、和歌山、九州両労災病院(以下、これらを合わせて「2労災病院」という。)に係る大規模な増改築工事等を行っており、また、21年度以降の10年間において、北海道中央労災病院等12労災病院<sup>(注2)</sup>(以下「12労災病院」という。)に係る大規模な増改築工事等の施設整備計画を策定した上で、毎年度同計画を見直して、これに基づき施設整備を行うこととしている。

(注1) 厚生労働大臣が定める廃止対象労災病院等 労働者健康福祉機構は、独立行政法人労働者健康福祉機構法(平成14年法律第171号)附則第3条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定めた霧島温泉、珪肺、大牟田、岩手、筑豊各労災病院、及び同条第2項の規定に基づき政令で定められた施設(休養施設及び労災保険会館)の委譲又は廃止の業務を行うこととされている。そして、労働者健康福祉機構は、これらの労災病院等の委譲又は廃止により資産を処分したときには、同法附則第7条第3項の規定に基づき、処分により生じた収入の額を国庫に納付するものとされている。

(注2) 12労災病院 北海道中央、秋田、福島、千葉、燕、富山、旭、大阪、山陰、岡山、香川、熊本各労災病院

## 2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

独立行政法人は、前記のとおり、基本方針において、幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行うことなどが求められている。そして、労働者健康福祉機構は、前記のとおり、資産処分収入については、労災病院の増改築費用等への有効活用に努めることとしており、施設整備計画を策定し、毎年度同計画を見直して、これに基づき労災病院の施設整備を行うこととしている。

そこで、本院は、有効性等の観点から、3独立行政法人が保有している政府出資見合いの資産である土地が業務を確実に実施するという目的に沿って有効に利用されているか、利用

されていない土地について売却等の処分計画や施設整備等の利用計画が策定されているか、労働者健康福祉機構において資産処分収入は施設整備計画に適切に計上され有効に活用されているかなどに着眼して、前記の土地等を対象として、3独立行政法人の本部等において、施設の配置図等の関係書類、土地の現況、過去の資産処分収入の取扱いなどを確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) のぞみの園

のぞみの園が特殊法人であった心身障害者福祉協会から承継した土地についてみたところ、宿舍、管理事務所等の跡地等を更地のまま保有するなどして、具体的な処分計画又は利用計画が策定されないまま24年度末現在で3年以上にわたり有効に利用されていない土地が、面積計11,215.65㎡、帳簿価額計1億8920万余円見受けられた。

(2) 労働者健康福祉機構

ア 土地が有効に利用されていない事態

労働者健康福祉機構が特殊法人であった労働福祉事業団から承継した土地についてみたところ、更地のまま保有するなどして、具体的な処分計画又は利用計画が策定されないまま24年度末現在で4年以上にわたり有効に利用されていない土地が、表1のとおり、北海道中央労災病院せき損センター等7労災病院(以下「7労災病院」という。)において、面積計18,518.21㎡、帳簿価額計7億2800万余円見受けられた。

表1 労働者健康福祉機構において具体的な処分計画又は利用計画が策定されないまま有効に利用されていない土地 (平成24年度末現在)

労災病院の名称	面積(㎡)	帳簿価額
北海道中央労災病院せき損センター	5,825.00	5525 万余円
釧路労災病院	941.00	2757 万余円
秋田労災病院	788.80	745 万余円
福島労災病院	3,699.00	9210 万余円
大阪労災病院	3,677.70	4 億 2088 万余円
和歌山労災病院	1,369.00	1745 万余円
九州労災病院門司メディカルセンター	2,217.71	1 億 0726 万余円
計	18,518.21	7 億 2800 万余円

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

九州労災病院門司メディカルセンター(平成20年3月31日以前は門司労災病院)は、労働者健康福祉機構が設立された16年4月から北九州市に所在する土地(面積2,217.71㎡、帳簿価額1億0726万余円)を管理している。

しかし、同センターは、25年3月31日現在、上記土地の一部を暫定的に職員に駐車場として利用させているのみであり、16年4月から具体的な処分計画又は利用計画を策定していなかった。

イ 資産処分収入の利用計画が具体的に定められていない事態

労働者健康福祉機構は、設立以降24年度までに得た資産処分収入の額計25億0591

万余円のうち、2 労災病院に係る大規模な増改築工事等の費用等に計 23 億 3687 万余円を充てており、資産処分収入の額のうち上記の増改築工事等の費用等に充てた額の残額は、24 年度末で計 1 億 6903 万余円となっている。そして、2 労災病院に係る大規模な増改築工事は 23 年 4 月までにしゅん工して、上記の残額 1 億 6903 万余円は 12 労災病院に係る増改築工事等の費用に充てることが可能な状態となっている。しかし、労働者健康福祉機構は上記の残額を預金として保有しており、12 労災病院に係る増改築工事等の施設整備計画において資産処分収入の具体的な利用計画を定めていなかった。

### (3) 国立高等専門学校機構

国立高等専門学校機構が国から承継した土地についてみたところ、更地のまま保有するなどして、具体的な処分計画又は利用計画が策定されないまま 24 年度末現在で 2 年以上にわたり有効に利用されていない土地が、表 2 のとおり、苫小牧工業高等専門学校等 17 高等専門学校(以下、国立高等専門学校を「高専」といい、苫小牧工業高等専門学校等 17 高等専門学校を「17 高専」という。)において、面積計 42,969.15㎡、帳簿価額計 13 億 7880 万余円見受けられた。

表 2 国立高等専門学校機構において具体的な処分計画又は利用計画が策定されないまま有効に利用されていない土地 (平成 24 年度末現在)

高専の名称	面積(㎡)	帳簿価額
苫小牧工業高等専門学校	4,492.10	3411 万余円
八戸工業高等専門学校	5,889.43	1 億 6250 万円
仙台高等専門学校	2,673.00	1 億 0500 万円
福島工業高等専門学校	2,739.33	1 億 2960 万円
長岡工業高等専門学校	2,193.62	1 億 2350 万円
富山高等専門学校	290.00	1434 万余円
石川工業高等専門学校	3,274.06	1 億 9622 万余円
沼津工業高等専門学校	288.19	3080 万円
鈴鹿工業高等専門学校	1,452.61	3756 万余円
呉工業高等専門学校	590.77	2634 万余円
大島商船高等専門学校	5,216.00	7823 万余円
香川高等専門学校	7,606.00	2 億 3723 万余円
久留米工業高等専門学校	220.00	1768 万余円
有明工業高等専門学校	3,225.44	8297 万余円
佐世保工業高等専門学校	1,452.24	6878 万余円
都城工業高等専門学校	439.36	986 万余円
沖縄工業高等専門学校	927.00	2402 万余円
計	42,969.15	13 億 7880 万余円

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

#### <事例 2>

有明工業高等専門学校が管理する土地のうち、福岡県大牟田市に所在する正山 10 番宿舍の跡地は、平成 19 年 3 月に宿舍が利用されなくなり、その後、22 年 3 月に老朽化により宿舍が

取り壊されて更地(面積 284.39㎡、帳簿価額 1763 万余円)となっていた。

しかし、同校は、25年3月31日現在、具体的な処分計画又は施設整備等の利用計画を策定しておらず、当該土地を更地のまま保有して有効に利用していなかった。

#### (改善を必要とする事態)

3 独立行政法人において、業務を確実に実施するために必要であるとして国等から承継した土地が有効に利用されておらず、これらの土地について具体的な処分計画又は利用計画を策定しないまま保有していたり、労働者健康福祉機構において、資産処分収入を労災病院の増改築等に有効活用するなどの具体的な利用計画を定めないまま保有していたりして、通則法の改正の趣旨及び基本方針にのっとっていないなどの事態は適切とは認められず、改善を図る必要があると認められる。

#### (発生原因)

このような事態が生じているのは、3 独立行政法人において、それぞれ次のことなどによると認められる。

#### (1) のぞみの園

有効に利用されていない土地について、自主的な見直しを不断に行うなどの体制が十分に整備されていないこと、有効に利用されていない土地についての不断の見直しや具体的な処分計画又は利用計画を策定することについての理解が十分でないこと

#### (2) 労働者健康福祉機構

ア 7 労災病院において、有効に利用されていない土地について、不断の見直しや具体的な処分計画又は利用計画を策定することについての理解が十分でないこと

イ 本部において、7 労災病院における土地のような有効に利用されていない土地について、各労災病院が管理する土地の利用状況等を定期的に把握して自主的な見直しを不断に行うなどの体制が十分に機能していないこと

ウ 本部において、資産処分収入について、労災病院の増改築等に係る施設整備計画における財源としての具体的な利用計画を定めることなどについての理解が十分でないこと

#### (3) 国立高等専門学校機構

ア 17 高専において、有効に利用されていない土地について、不断の見直しや具体的な処分計画又は利用計画を策定することについての理解が十分でないこと

イ 本部において、17 高専における土地のような有効に利用されていない土地について、各高専が管理する土地の利用状況等を定期的に把握して自主的な見直しを不断に行うなどの体制が整備されていないこと

### 3 本院が要求する改善の処置

3 独立行政法人が保有している土地はそのほとんどが独立行政法人化に伴って国等から政府出資見合いの資産として承継した資産であり、労働者健康福祉機構における資産処分収入で得た資金は承継した資産を処分して得られた資産である。したがって、有効に利用されていない資産については、具体的な処分計画又は利用計画を策定し、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなった資産については国庫納付等の処分を着実に行うことが必要である。

については、3 独立行政法人において、有効に利用されていない土地の処分又は利用及び資産処分収入の有効活用を図るために、次のとおり改善の処置を要求する。

(1) のぞみの園

有効に利用されていない土地について、処分又は利用を図るために自主的な見直しを不断に行うための体制を整備するとともに、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がないと認められる場合には、国庫納付等の具体的な処分計画を策定し、必要があると認められる場合には、施設整備等の具体的な利用計画を策定すること

(2) 労働者健康福祉機構

ア 7 労災病院に対して、有効に利用されていない土地について、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がないと認められる場合には、国庫納付等の具体的な処分計画を策定させ、必要があると認められる場合には、施設整備等の具体的な利用計画を策定させること

イ 今後同種の事態が発生しないように、各労災病院の土地の利用状況等を定期的に把握して、自主的な見直しを不断に行うための体制を充実強化すること

ウ 7 労災病院を含む全労災病院に対して、今後、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がないと認められる資産が生じた場合等には、アと同様の処置を速やかに講ずることの必要性について周知徹底を図ること

エ 資産処分収入について、施設整備計画における財源を見直して、労災病院に係る増改築工事等の費用に充てられるよう具体的な利用計画等を定めること

(3) 国立高等専門学校機構

ア 17 高専に対して、有効に利用されていない土地について、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がないと認められる場合には、国庫納付等の具体的な処分計画を策定させ、必要があると認められる場合には、施設整備等の具体的な利用計画を策定させること

イ 今後同種の事態が発生しないように、各高専の土地の利用状況等を定期的に把握して、自主的な見直しを不断に行うための体制を整備すること

ウ 17 高専を含む全高専に対して、今後、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がないと認められる資産が生じた場合等には、アと同様の処置を速やかに講ずることの必要性について周知徹底を図ること

第54 独立行政法人国立がん研究センター

不 当 事 項

予算経理・補助金

- (438) 研究用物品の購入に当たり、研究者が業者に虚偽の関係書類を作成させ、所属する研  
 (454) 究機関に架空の取引に係る購入代金を支払わせる不適正な会計経理を行っていたもの

会計名及び科目	国立高度専門医療センター特別会計 (項) 医療技術開発等研究費 (項) 政策医療推進費
部 局 等	独立行政法人国立がん研究センター(平成 22 年 3 月 31 日以前は国立がんセンター)
＜予 算 経 理＞	
医療技術開発等の概要	民間等外部の機関からの委託を受けて治験等の受託研究を行うもの
不適正な会計経理により支払われた医療技術開発費の額(1)	7,401,941 円(平成 19 年度～21 年度)
＜補 助 金＞	
助成の根拠	予算補助
補助事業者(事業主体)	16 研究者
補助事業	がん研究助成
がん研究助成事業の概要	がん対策に関する企画及び行政を推進し並びにがん医療の向上に資する研究事業を行うもの
不適正な会計経理により支払われた助成対象経費	11,745,344 円(平成 19 年度～21 年度)
不当と認める助成金交付額(2)	11,345,600 円(平成 19 年度～21 年度)
(1)及び(2)の計	18,747,541 円(平成 19 年度～21 年度)

1 研究用物品の購入等に係る会計経理の概要

(1) 独立行政法人国立がん研究センターの概要

独立行政法人国立がん研究センター(以下「センター」という。)は、平成 22 年 4 月 1 日に、厚生労働省の施設等機関として設置されていた国立がんセンターに係る権利及び義務を継承して設立された。そして、がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発等の業務を行っている。

センターは、上記の業務の実施に当たり、独立行政法人化前は、研究で使用する設備備品及び消耗品(以下「研究用物品」という。)の購入に必要な経費を、厚生労働省所管国立高度専門医療センター特別会計(以下「特別会計」という。)の(項)医療技術開発等研究費の(目)医療技術開発等研究費及び(項)政策医療推進費の(目)がん研究助成金から支出してお

り、研究用物品の購入等の契約については、会計法(昭和22年法律第35号)等の会計法令に従い、給付の完了の確認をするために必要な検査をしなければならないなどとされていた。

また、特別会計は、22年度に廃止されたが、21年度以前の年度の決算に関する事務については、センターの事務として、従前の例によりセンターが行うこととされている。

## (2) 医療技術開発費及びがん研究助成金の概要

センターは、独立行政法人化前は、民間等外部の機関からの委託を受けて治験等の受託研究を実施しており、これに要する経費については、委託者が負担する受託研究費を特別会計に歳入として受け入れ、特別会計から、医療技術開発等研究費(以下「医療技術開発費」という。)として支出していた。

また、センターは、がん対策に関する企画及び行政を推進し並びにがん医療の向上に資する研究事業を行うことを目的として、特別会計から、がん研究助成金(以下「助成金」という。)を交付していた。そして、がん研究助成金取扱規程(昭和38年厚生省告示第422号。以下「取扱規程」という。)等によると、助成金の交付を受けた研究者は、助成金の管理及び経理の事務を所属機関の長に委任することとされていた。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

センターは、厚生労働科学研究費補助金等について、交付を受けたセンターの職員であった研究者1名が取引先の業者に架空の取引を指示して虚偽の納品書、請求書等を作成させ、これによりセンターに購入代金を支払わせて、その代金を業者に預けて別途に経理していたことなどを25年2月に公表した。

そこで、本院は、合規性等の観点から、医療技術開発費及び助成金が会計法令、取扱規程等に従って適正に執行されているかなどに着眼して、医療技術開発費及び助成金について、センターにおいて納品書、請求書等により会計実地検査を行った。そして、助成金等の管理が適切でないと思われる事態があった場合には、センターに報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

### (2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

センターは、治験等の受託研究を実施するために、医療技術開発費により多数の研究用物品の購入を行っており、19年度から21年度までの間に、9名の研究者から納品書、請求書等の提出を受けて、その購入代金を業者に支払っていた。また、センターは、助成金を交付した研究者から委任を受けて、助成金の経理事務を行っており、同期間に、16名の研究者から研究用物品を購入したとする納品書、請求書等の提出を受け、その購入代金を業者に支払っていた。

しかし、このうち、医療技術開発費7,401,941円については、下表のとおり、上記9名の研究者が業者に架空の取引を指示するなどして研究用物品を購入したとする虚偽の納品書、請求書等を作成させて、これによりセンターに架空の取引に係る購入代金を支払わせていたものであり、その全額を業者に預けて別途に経理していた。また、助成金についても、上記16名の研究者が同様の方法によりセンターに支払させた11,745,344円(これに係る助成金交付額11,345,600円)を業者に預けて別途に経理していた。

したがって、センターにおいて、不適正な会計経理により、医療技術開発費7,401,941円が支払われていたり、助成金11,345,600円が過大に交付されていたりして、計18,747,541円が不当と認められる。

このような事態が生じているのは、研究者において、助成金等の原資が税金等であるにもかかわらず事実に基づく適正な会計経理を行うという基本的な認識が欠けていたこと、センターにおいて、研究用物品の納品検査等が十分でなかったことなどによると認められる。

表 医療技術開発費及び助成金における不適正経理額

(単位：円)

(単位：円)

研究者	医療技術開発費		研究者	助 成 金		
	年度	不適正経理額		年度	不適正経理額	過大交付額
c	平成 —	—	(439) c	平成 20	479,913	480,000
d	19、20	3,600,000	(440) d	19、20	2,280,137	2,249,216
e	19、20	576,860	(441) e	19	929,722	902,444
g	—	—	(442) g	19、20	1,126,524	1,034,784
h	—	—	(443) h	19、20	695,075	659,000
i	19、20	840,857	(444) i	—	—	—
j	19、20	703,830	(444) j	19	1,086,201	953,000
k	19	590,956	(445) k	—	—	—
l	20	589,127	(445) l	19～21	1,718,686	1,714,000
m	21	269,850	(445) m	—	—	—
n	19	160,717	(445) n	—	—	—
o	19	69,744	(445) o	—	—	—
p	—	—	(446) p	19	641,374	622,556
q	—	—	(447) q	19、20	567,493	561,600
r	—	—	(448) r	20	479,862	474,605
s	—	—	(449) s	19、20	449,925	450,000
t	—	—	(450) t	19、20	411,474	392,287
u	—	—	(451) u	20	343,875	340,108
v	—	—	(452) v	19	204,587	204,000
w	—	—	(453) w	20	159,873	156,000
x	—	—	(454) x	19	170,623	152,000
(438) 計	19～21	7,401,941	計	19～21	11,745,344	11,345,600

(注) 独立行政法人国立がん研究センターの研究者cからe、g及びhについては本件以外にも不当事項を掲記しており、同一の研究者を同一のアルファベットで表示している(前掲266ページ参照)。

## 第55 独立行政法人国立循環器病研究センター

意見を表示し又は処置を要求した事項

研究者が職務上行う研究のための経費として財団法人等から交付を受けた研究費について、規程等の整備等を図ることにより、適切な管理及び経理が行われるよう改善の処置を要求したもの

科 目	預り金
部 局 等	独立行政法人国立循環器病研究センター
財団法人等研究費の概要	研究者が職務上行う研究のための経費として財団法人等の実施する研究助成制度に応募して採択を受けることなどにより交付を受けた研究費
研究者が個人で管理及び経理を行っていた財団法人等研究費	150件 4億1745万円(平成22年度～24年度)

【改善の処置を要求したものの全文】

研究者が職務上行う研究のための経費として財団法人等から交付を受けた研究費の管理及び経理について

(平成25年10月31日付け 独立行政法人国立循環器病研究センター理事長宛て) 標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

### 1 制度の概要

#### (1) 貴センターの概要

貴センターは、「高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律」(平成20年法律第93号)に基づき、平成22年4月1日に、国民の健康に重大な影響のある特定の疾患等に係る医療に関して、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供等を行うために、国立高度専門医療研究センターとして設立された独立行政法人である。そして、貴センターは、国の医療政策として、循環器病に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的として、循環器病に係る医療に関して、調査、研究等を行っている。

#### (2) 中期計画における外部資金の受入れ等

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)によれば、主務大臣は、3年以上5年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定めて、これを当該独立行政法人に指示することとされており、独立行政法人は、その指示を受けたときは、中期目標に基づき、当該中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を作成して、主務大臣の認可を受けなければならないこととされている。また、主務大臣の認可を受けた中期計画に基づき、毎事業年度の業務運営に関する年度計画を定めて、これらの計画に基づき、適正かつ効率的にその業務を運営することとなっている。

貴センターの中期目標には、財務内容の改善に関する事項が定められており、その中に、運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めることが掲げられている。そして、貴センターの中期計画では、自己収入の増加に関する事項として民間企業等からの資金の受入体制を構築して、寄附の受入れや研究の受託等により、外部資金の獲得を行うこととしている。

### (3) 貴センターに所属する研究者が外部資金として交付を受ける研究費

貴センターに所属する研究者は、自らが貴センターの施設、設備等を使用するなどして職務上行う研究の経費として、科学研究費補助金、厚生労働科学研究費補助金等の国から交付される公的研究費のほか、財団法人等が実施する研究助成制度に応募して採択を受けることなどにより、財団法人等から資金の交付を多数受けている(以下、財団法人等から交付を受けた資金を「財団等研究費」という。)

公的研究費については、内閣府に設置されている総合科学技術会議が、18年8月に「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について(共通的な指針)」を策定して、研究費の不正使用等を防止し、研究費の効率的な執行を図るため、関係する府省、研究機関等において、研究費の使用等の規則の整備及び明確化や研究費の機関管理の徹底等を図ることとしているが、財団等研究費については、同指針の対象とはなっていない。

一方、貴センターと同様に所属する研究者が外部から資金の交付を受けて研究を行っている国立大学法人及び大学共同利用機関法人(以下、これらを合わせて「国立大学法人等」という。)においては、従前から、所属する研究者が職務上行う教育・研究については国立大学法人等にその遂行に関する事務上の管理責任があるとして、所属する研究者が財団等研究費と同様の個人宛ての研究助成金である民間等外部の個人宛て寄附金を受けたときは、改めて国立大学法人等に寄附することとする旨の規程等を整備して、国立大学法人等が研究者が職務上行う研究に交付される外部資金の管理及び経理を行うこととしている。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

前記のとおり、貴センターの中期計画では、民間企業等からの資金の受入体制を構築して、寄附の受入れや研究の受託等により、外部資金の獲得を行うこととしている。

そこで、本院は、貴センターにおいて、効率性等の観点から、財団等研究費の交付を受けた研究者から、その管理及び経理の事務の委任を受けるよう規程等を整備しているか、研究者が交付を受けた財団等研究費の管理及び経理は適切に行われているかなどに着眼して、22年度から24年度までの間に研究者が交付を受けた財団等研究費計150件、4億1745万余円を対象として検査した。検査に当たっては、研究費の助成を行った財団法人等(以下「助成元財団法人等」という。)が開示している研究費についての情報を基に、財団等研究費の交付を受けた研究者が貴センターにその管理及び経理に係る事務の委任を申し出ているかを聴取するなどの方法により会計実地検査を行った。

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

貴センターは、「独立行政法人国立循環器病研究センター会計規程」(平成22年規程第30号)において、役職員(所属する研究者を含む。以下同じ。)は、厚生労働科学研究費補助金その他研究に供する資金であって、貴センター以外の機関から役職員個人に交付された資金につ

いては、当該資金を全額貴センターに預託することとしている。そして、貴センターの総長は当該資金の管理方法、当該役職員への資金の交付方法等に関する要領を定めて、公的研究費を配分している機関から当該役職員に対して交付された資金の範囲内で経理することとしている。

貴センターは、上記の規程を受けて、公的研究費の適正な取扱いを確保することを目的として「独立行政法人国立循環器病研究センター競争的研究資金取扱規程」(平成22年規程第47号)等を定めており、これらの規程等の対象とする公的研究費は、厚生労働科学研究費補助金等のほか、研究者からの申出等を受けて、あらかじめ総長が事務委任を行うことを承諾した研究費等とされている。

一方、貴センターは、助成元財団法人等が貴センターに対して財団等研究費の管理及び経理の事務を行うことを義務付けてはいないこと、貴センター事務部門の人件費等の間接経費が確保できず、事務部門の事務処理体制の整備が困難なことなどを理由として、財団等研究費の交付を受けた研究者からその管理及び経理に係る事務の委任を受ける規程等を整備しておらず、研究者が交付を受けた財団等研究費については、研究者が個人で管理及び経理を行うこととしていた。そして、22年度から24年度までの間に、貴センターに所属する研究者76名が交付を受けた計150件、4億1745万余円の財団等研究費は、当該研究者が職務上行う研究の経費に充てられるものであるのに、研究者が個人で管理及び経理を行っている状況となっていた。

このため、物品の調達については、研究者自らが行っており、このうち一部の物品の調達においては、複数の取引業者から見積書を徴取していない事態が見受けられた。

財団等研究費は、貴センターに所属する研究者が職務として行う研究に使用するものであり、その遂行に関する事務上の管理責任は、貴センターにあると認められる。したがって、貴センターにおいて、財団等研究費の交付を受けた研究者からその管理及び経理に係る事務の委任を受ける規程等を整備等することなく、研究者によって財団等研究費の管理及び経理を行っている事態は、適切とは認められない。

#### (改善を必要とする事態)

上記のように、研究者が職務として行う研究に交付される財団等研究費について、貴センターにおいて財団等研究費の管理及び経理の事務の委任を研究者から受けるための明確な規程等を整備していない事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

#### (発生原因)

このような事態が生じているのは、貴センターにおいて、貴センターに所属する研究者が職務として行う研究の遂行に関する事務上の管理責任があること並びに財団等研究費の管理及び経理の事務の委任を研究者から受けるための明確な規程等を整備してその周知徹底を図ることの必要性に対する理解が十分でなかったことによると認められる。

### 3 本院が要求する改善の処置

貴センターの中期計画には外部資金の受入体制を構築するとされていること、所属する研究者が職務上行う研究については貴センターにその遂行に関する事務上の管理責任があり、研究費の不正使用防止等を図る必要があることから、財団等研究費についても、その管理及び経理に係る事務を適切に行う必要がある。

については、貴センターにおいて、研究者が交付を受けた財団等研究費を適切に把握し、こ

れについて適切な管理及び経理が行われるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

ア 研究者が財団等研究費の交付を受けたときは、貴センターに管理及び経理の事務を委任  
しなければならぬ旨を明確にして規程等の整備を図ること

イ 研究者向けの研修会や説明会を適切に実施するなどして、上記の規程等に基づく財団等  
研究費の取扱いについて周知徹底を図ること

第56 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、第57 独立行政法人国立成育医療研究センター、第58 独立行政法人国立長寿医療研究センター

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1)-(3) 研究者が職務上行う研究のための経費として財団法人等から交付を受けた研究費について、研究費の取扱いを定めた規程等の対象となることを明確にすることにより、適切な管理及び経理が行われるよう改善させたもの

科 目	預り金
部 局 等	(1) 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター (2) 独立行政法人国立成育医療研究センター (3) 独立行政法人国立長寿医療研究センター
財団等研究費の概要	研究者が職務上行う研究のための経費として財団法人等の実施する研究助成制度に応募して採択を受けることなどにより交付を受けた研究費
研究者が個人で管理及び経理を行っていた財団等研究費	(1) 25件 1999万円(平成22年度～24年度) (2) 23件 2673万円(平成22年度～24年度) (3) 12件 757万円(平成22年度～24年度)

## 1 制度の概要

### (1) 研究センターの概要

独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター及び独立行政法人国立長寿医療研究センターは、「高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律」(平成20年法律第93号)に基づき、平成22年4月1日に、国立高度専門医療研究センターとして設立された。そして、各研究センターは、国の医療政策として、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的として、それぞれ、精神・神経疾患等に係る医療、成育に係る疾患に係る医療、加齢に伴う疾患に係る医療に関して、調査、研究等を行っている。

### (2) 中期計画における外部資金の受入れ等

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)によれば、主務大臣は、3年以上5年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する中期目標を定めて、これを当該独立行政法人に指示することとされており、独立行政法人は、この中期目標に基づき、当該中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)及び年度計画を作成して、これらの計画に基づき、適正かつ効率的にその業務を運営することとなっている。

各研究センターの中期目標には、財務内容の改善に関する事項が定められており、その中に、運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めることが掲げられている。そして、各研究センターの中期計画では、自己収入の増加に関する事項として民間企業等からの資金の受入体制を構築して、寄附の受入れや研究の受託等により、外部資金の獲得を行うこととしている。

### (3) 研究センターに所属する研究者が外部資金として交付を受ける研究費

各研究センターに所属する研究者は、自らが各研究センターの施設、設備等を使用するなどして職務上行う研究の経費として、科学研究費補助金、厚生労働科学研究費補助金等の国から交付される公的研究費のほか、財団法人等が実施する研究助成制度に応募して採択を受けることなどにより、財団法人等から資金の交付を多数受けている(以下、財団法人等から交付を受けた資金を「財団等研究費」という。)

公的研究費については、内閣府に設置されている総合科学技術会議が、18年8月に「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について(共通的な指針)」を策定して、研究費の不正使用等を防止し、研究費の効率的な執行を図るため、関係する府省、研究機関等において、研究費の使用等の規則の整備及び明確化や研究費の機関管理の徹底等を図ることとしているが、財団等研究費については、同指針の対象とはなっていない。

一方、各研究センターと同様に所属する研究者が外部から資金の交付を受けて研究を行っている国立大学法人及び大学共同利用機関法人(以下、これらを合わせて「国立大学法人等」という。)においては、従前から、所属する研究者が職務上行う教育・研究については国立大学法人等にその遂行に関する事務上の管理責任があるとして、所属する研究者が財団等研究費と同様の個人宛ての研究助成金である民間等外部の個人宛て寄附金を受けたときは、改めて国立大学法人等に寄附することとする旨の規程等を整備して、国立大学法人等が研究者が職務上行う研究に交付される外部資金の管理及び経理を行うこととしている。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

前記のとおり、各研究センターの中期計画では、民間企業等からの資金の受入体制を構築して、寄附の受入れや研究の受託等により、外部資金の獲得を行うこととしている。

そこで、本院は、効率性等の観点から、財団等研究費の交付を受けた研究者から、その管理及び経理の事務の委任を受けるよう規程等を整備しているか、研究者が交付を受けた財団等研究費の管理及び経理は適切に行われているかなどに着眼して、各研究センターにおいて、22年度から24年度までの間に研究者が交付を受けた財団等研究費計162件、2億8389万余円を対象として検査した。検査に当たっては、研究費の助成を行った財団法人等が開示している研究費についての情報を基に、財団等研究費の交付を受けた研究者が各研究センターにその管理及び経理に係る事務の委任を申し出ているかを聴取するなどの方法により会計実地検査を行った。

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

各研究センターは、「競争的研究資金取扱規程」等の研究費の取扱いを定めた規程等(以下「研究費規程等」という。)を策定しており、研究費規程等の対象とする研究費は、厚生労働科学研究費補助金等のほか、研究者からの申出等を受けてあらかじめ各研究センターの総長が事務委任を行うことを承諾した研究費等とされていて、研究費を獲得した研究者は、研究費の受領並びに管理及び経理の権限を総長に委任しなければならないなどとされているが、財団等研究費が研究費規程等の対象となることは明確となっていなかった。なお、独立行政法人国立精神・神経医療研究センターは、24年8月にセンター内の電子掲示板において、財

団等研究費の公募に応募して採択された場合には同センターに申し出る旨を周知するなどしていた。

また、各研究センターは、所属する研究者が財団等研究費の交付を受けて各研究センターへ管理及び経理に係る事務の委任を行う旨の申出を行っていた財団等研究費(22年度から24年度までの間の計102件、2億2959万余円(国立精神・神経医療研究センター計46件、6845万余円、国立成育医療研究センター計29件、1億0563万余円、国立長寿医療研究センター計27件、5550万円))については、各研究センターにおいて管理及び経理を行っていた。しかし、各研究センターにおいて、財団等研究費の研究費規程等における取扱いが明確となっておらず、所属する研究者に対して、財団等研究費の交付を受けた場合は各研究センターに申し出る旨の周知を十分に行っていなかったことなどから、22年度から24年度までの間に、計60件、5429万余円(国立精神・神経医療研究センター計25件、1999万余円、国立成育医療研究センター計23件、2673万余円、国立長寿医療研究センター計12件、757万余円)の財団等研究費について、研究者が個人で管理及び経理を行っている状況となっていた。

上記のように、財団等研究費は研究者が職務上行う研究の経費に充てられるものであるのに、研究者が個人で管理及び経理を行っている事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

#### (発生原因)

このような事態が生じていたのは、各研究センターにおいて、財団等研究費が研究費規程等の対象となることが明確になっていなかったことなどによると認められた。

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、各研究センターは、研究者が交付を受けた財団等研究費を適切に管理及び経理を行うために、25年9月までに、財団等研究費が研究費規程等の対象となることを研究費規程等に明確に記載して、研究者向けの説明会を実施するなどして、研究費規程等に基づく財団等研究費の取扱いについて周知徹底を図った。

(第57 独立行政法人国立成育医療研究センター)

平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

### 公的研究費の経理等について

(平成 23 年度決算検査報告 929 ページ参照)

#### 1 本院が求めた是正改善の処置

独立行政法人国立成育医療研究センター(以下「センター」という。)は、公的研究費の交付を受けた研究者から管理及び経理の権限の委任を受けて物品の発注等を行うこととしている。しかし、研究者が物品の発注を行っているなどして内部規程に違反していたり、仕様書、設計書等を作成していないため検収が適切に実施できないのに行われたとしていたり、内部規程に違反した会計経理を監査室による内部監査において看過していたりする事態が見受けられた。

したがって、センターにおいて、公的研究費により物品を購入する場合は内部規程を厳守して発注事務等を行うよう徹底を図るとともに、仕様書、設計書等に基づき検収を適正に実施したり、監査室の内部監査において、会計書類に対する確認のほか、内部規程に基づいた会計経理が行われているかなどについても十分に留意するとともに、公的研究費を内部監査計画において重点項目として位置付けるなどして内部監査を行ったりするよう、独立行政法人国立成育医療研究センター理事長に対して平成 24 年 10 月に、会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求めた。

#### 2 当局が講じた処置

本院は、センターにおいて、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、センターは、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 24 年 10 月までに全研究者を対象とした説明会を開催するなどして、公的研究費により物品を購入する場合は、内部規程を厳守して財務経理課が発注事務を行うことを周知徹底した。また、同月以降においては、予定価格調書を作成したり、一般競争入札に付したりすることとするとともに、仕様書、設計書等に基づき検収を適正に実施することとして、その周知徹底を図った。

イ 監査室の内部監査においては、会計書類に対する確認のほか、内部規程に基づいた会計経理が行われているかなどについても十分に留意して内部監査を行うことなどとともに、内部監査計画において公的研究費を重点項目として位置付けるなどして内部監査を実施することとした。

(第58 独立行政法人国立長寿医療研究センター)

不 当 事 項

予算経理・役務

(455) 研究事業等の実施に当たり、前年度等に納入された研究用物品に係る購入代金を対象経費に計上していたため、長寿医療研究開発費等の支払額が過大になっていたもの

会計名及び科目	経常費用 業務費 〔平成 21 年度以前は、 国立高度専門医療センター特別会計 (項) 政策医療推進費〕
部 局 等	独立行政法人国立長寿医療研究センター(平成 22 年 3 月 31 日以前は国立長寿医療センター)
＜予 算 経 理＞	
長寿医療研究開発費の概要	長寿医療の基盤的研究等で使用する研究用物品の購入等に係る経費
長寿医療研究開発費の支払額	49,711,751 円(平成 22 年度)
過大となっていた支払額(1)	2,880,613 円(平成 22 年度)
＜役 務＞	
契 約 名	高齢者組織バンクの構築による老化に特徴的な中枢神経の病理組織学的変化と原因の解明に関する研究等 4 契約
契 約 の 概 要	長寿医療を推進する基盤的研究の実施
契 約 の 相 手 方	2 研究者
契 約	平成 19 年 10 月ほか
支 払	平成 19 年 11 月ほか
支 払 額	42,550,000 円(平成 19、20 両年度)
過大となっていた支払額(2)	8,176,928 円(平成 19、20 両年度)
(1)及び(2)の計	11,057,541 円(平成 19、20、22 各年度)

1 長寿医療研究開発費等の概要

(1) 独立行政法人国立長寿医療研究センターの概要

独立行政法人国立長寿医療研究センター(平成 22 年 3 月 31 日以前は国立長寿医療センター。以下「センター」という。)は、「高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律」(平成 20 年法律第 93 号)に基づき、加齢に伴って生ずる心身の変化及び加齢に伴う疾患に係る医療に関する調査、研究及びこれらの業務に密接に関連する医療の提供等を行っている。

センターは、上記業務の実施に当たり、21 年度以前は、研究で使用する設備備品及び消耗品(以下「研究用物品」という。)の購入に必要な経費を、厚生労働省所管国立高度専門医療センター特別会計の(項)政策医療推進費のうち(目)長寿医療研究委託費(以下「研究委

託費]という。)から支出していた。また、22年度以降は、研究用物品の購入に必要な経費を、センターの業務費のうち長寿医療研究開発費(以下「研究開発費」という。)から支出している。

## (2) 研究委託費等の概要

研究委託費による研究(以下「委託事業」という。)は、長寿医療を推進する基盤的研究を実施することを目的として、センターと研究者において委託契約を締結するものである。そして、研究者は研究委託費に係る経理の事務を所属機関に委任すること、研究課題を総括する主任研究者、研究課題の一部を分担する分担研究者等で編成する研究班を単位として研究を行うこと、委託事業の実施期間は委託契約の締結日から当該年度の3月31日までとすること、主任研究者は委託事業の終了後に事業実績報告書及び収支決算報告書をセンターに提出し、センターがこれに基づき精算することとされていた。また、研究開発費による研究(以下「研究事業」という。)は、委託事業と同様に研究班を単位として行うこと、研究開発費は年度ごとの予算であることから、物品の納品、役務の提供等は当該年度内に完了すること、主任研究者は研究事業の終了後に事業実績報告書及び収支決算報告書をセンターに提出し、センターがこれに基づき精算することとされている。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、研究委託費及び研究開発費が関係規程等に従って適正に執行されているかなどに着眼して、委託事業及び研究事業について、センターにおいて納品書、請求書等により会計実地検査を行った。

### (2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

#### ア 委託事業

センターは、19、20両年度に、A部長を主任研究者、B室長を分担研究者とする研究課題を対象として、委託契約を締結し、19年度に10,500,000円、20年度に10,000,000円、計20,500,000円の研究委託費をそれぞれ支出していた。また、センターは、19、20両年度に、C室長を主任研究者とする研究課題を対象として、委託契約を締結し、19年度に11,050,000円、20年度に11,000,000円、計22,050,000円の研究委託費をそれぞれ支出していた。そして、これらの委託契約において研究委託費に係る経理の事務を委任されていたセンターは、A部長、B室長及びC室長から研究用物品に係る納品書、請求書等の提出を受けて、その購入代金計9,077,440円を業者に支払っていた。

しかし、A部長、B室長及びC室長は、上記研究用物品のうち8,176,928円分(19年度A部長に係る分594,345円及びC室長に係る分999,904円、20年度B室長に係る分507,309円及びC室長に係る分6,075,370円)について、委託事業を実施した各年度の前年度等に納品を受けており、虚偽の日付を記載した納品書、請求書等によりセンターに購入代金を支払わせていた。

#### イ 研究事業

センターは、22年度に、D室長を主任研究者、E部長を分担研究者とする研究課題を対象として研究事業を実施しており、センターは、D室長及びE部長から研究用物

品に係る納品書、請求書等の提出を受けて、業者に支払った購入代金計 2,880,613 円を含む研究開発費 49,711,751 円を支出していた。

しかし、D 室長及び E 部長は、上記研究用物品のうち 2,880,613 円分(D 室長に係る分 493,983 円及び E 部長に係る分 2,386,630 円)について、研究事業を実施した 22 年度の前年度に納品を受けており、虚偽の日付を記載した納品書、請求書等によりセンターに購入代金を支払わせていた。

したがって、これらの前年度等に納入された研究用物品に係る購入代金は、委託事業及び研究事業に要した経費とは認められず、研究委託費 8,176,928 円、研究開発費 2,880,613 円、計 11,057,541 円が過大に支払われていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、研究者等において、センターの予算の原資が税金等であるにもかかわらず事実に基づく適正な会計経理を行うという基本的な認識が欠けていたこと、センターにおいて、研究者等に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

第59 国立大学法人東北大学

意見を表示し又は処置を要求した事項

災害復旧事業により購入するなどした研究設備について、各研究室等が講じた地震対策の実施状況を十分に把握して分析するなどした上で、地震対策の具体的な実施方法等を整理した指針を策定するなど、全学として地震対策を講ずる体制を整備するよう意見を表示したもの

科	目	経常費用
部	局	等
研究設備の災害復旧事業の概要		国立大学法人東北大学
研究設備の災害復旧事業の契約額		東日本大震災によって被害を受けた研究設備を復旧するもの
		243億5465万円(背景金額)(平成23年4月～24年10月)

【意見を表示したものの全文】

災害復旧事業により購入するなどした研究設備の地震対策について

(平成25年10月22日付け 国立大学法人東北大学学長宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 研究設備の災害復旧事業の概要

(1) 貴法人の被災状況

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、我が国における観測史上最大の規模であるマグニチュード9.0、最大震度7を記録し、東日本の太平洋側を中心に広い範囲で震度5強以上が観測され、東北地方を中心に未曾有の被害をもたらした。貴法人においても、地震の強い揺れにより、研究棟、実験棟等の研究施設だけでなく、研究施設に設置されている研究実験機器等の研究設備(以下「研究設備」という。)も甚大な被害を受けた。貴法人が23年8月に文部科学省に提出した物品被害状況報告書によると、1件当たりの概算被害額が60万円以上の研究設備の被害件数は3,778件、概算被害額の合計額は245億3811万円に上り、貴法人は、被災した国立大学法人の中でも突出して大きな被害を受けていた。貴法人内で最も被害額が大きかった大学院工学研究科(以下「工学研究科」という。)においては、大型の研究設備が転倒や移動による被害を受けたり、机上に設置された小型の研究設備が落下による破損等の被害を受けたりしていた。そして、これらの被害により、研究分野によっては1年から2年という長期の研究実験の停止を余儀なくされていた。

(2) 研究設備の復旧状況

貴法人は、東日本大震災により甚大な被害を受けた研究設備を復旧する災害復旧事業の財源として、平成23年度補正予算(第1号及び第3号)により、国から運営費交付金計268億6827万余円の交付を受けて、被害を受けた研究設備と同一又は同等の研究設備を新た

に購入したり、故障箇所を修理したりすることにより、研究設備を逐次再整備するなどして、研究活動を再開させてきた。

### (3) 貴法人における研究設備等の地震対策の体制

貴法人は、貴法人の役員、職員、学生等の生命及び身体並びに貴法人の施設、設備等を災害から保護することを目的に国立大学法人東北大学災害対策規程(平成17年規第185号)を制定している。これによると、各研究科等の事業場の長は、当該事業場の職員のうちから担当者を定め、施設、設備等の安全対策に関する活動を実施したり、当該事業場における災害予防及び災害応急対策のために災害対策マニュアル等の業務要領を定め、職員等に周知したりすることとされている。そして、各事業場の長は、同規程に基づき災害対策マニュアル等を定めて、施設、設備等の安全対策のための一般的な注意事項を示している。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

今回のような未曾有の被害からの復旧に当たっては、原状回復を行っていくことが当面の課題となるが、今後も発生し得る大規模災害に備えて、被害の軽減を図る減災の視点に立った取組を速やかに行うことが重要である。貴法人における研究設備の災害復旧事業の実施に当たっても、前記のように被災した国立大学法人の中でも被害が突出して大きいことなどを踏まえて、人的被害の抑制や物的被害の低減、地震被害による研究活動の障害の軽減を図るための取組を効率的に行うため、被害原因、費用対効果等を考慮した上で、研究設備の耐震固定等に係る地震対策(以下「地震対策」という。)を原状回復と併せて適切に講ずる必要がある。

そこで、本院は、効率性、有効性等の観点から、研究設備の災害復旧事業において地震対策が適切に講じられているかなどに着眼して、貴法人が23年4月から24年10月末までに災害復旧事業として締結した研究設備の購入等の契約(契約金額243億5465万余円)を対象として、貴法人において、研究設備が設置されている各キャンパスの研究室等における災害復旧事業の実施状況を確認するとともに、物品被害状況報告書、研究設備の購入等に係る契約書等の関係書類により会計実地検査を実施した。

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 24年7月の会計実地検査時点における地震対策の取組状況

物品被害状況報告書によると、東日本大震災による研究設備の被害の主な原因は、地震の振動による転倒・落下となっていた。しかし、24年7月の会計実地検査時点において、貴法人は、前記の災害対策マニュアル等を定めたり、東日本大震災の被害状況を踏まえた施設等の問題点を報告書にまとめたりしていたものの、研究設備の災害復旧事業の実施に当たって、上記の被害原因等を考慮して、研究設備ごとの耐震固定の方法や設置場所の決定の方法といった地震対策の具体的な実施方法を研究室等に明示したり、研究設備の購入等の際に地震対策を講ずるよう契約書等に明記したりしておらず、地震対策の実施を全学として促進する取組を行っていなかった。

そこで、研究室等における災害復旧事業の実施状況についてみたところ、東日本大震災による被害を踏まえた地震対策を講じていない研究室等が見受けられ、減災の視点に立った地震対策が十分に実施されていない状況となっていた。

### ＜事例＞

薬学研究科薬学部 A 棟(仙台市青葉山キャンパス所在)の2階研究室に設置されていた高精度質量分析装置(取得価格2億2499万余円)は、地震の振動により装置が転倒するなどしたため、動作不良となった。

貴法人は、23年11月にこの装置の修理に係る契約(契約金額278万余円)をB社と締結して同年12月に修理を完了していたが、主な被害原因が地震の振動による転倒であったのに、当該研究室において、当該装置の設置台を床に固定するなど転倒防止のために必要な地震対策を講じていなかった。

一方で、研究室等の自主的な取組により、地震対策が適切に講じられている状況も見受けられた。

### ＜参考事例＞

電気通信研究所ナノ・スピン総合研究棟(仙台市片平キャンパス所在)の4階に設置されていた多機能薄膜材料評価X線回折装置(取得価格3986万余円)は、地震の振動と強い加速により、当該装置が設置されているフリーアクセスパネルが外れるなどして破損した。

貴法人は、23年8月にこの装置の修理に係る契約(契約金額343万余円)をC社と締結して、24年1月に修理を完了していたが、修理に当たっては、同研究所がC社等と相談して、フリーアクセスパネルを金具で補強したり、パネル下のコンクリートまでアンカーボルトを打込んだりする地震対策を講じていた。

## (2) 24年7月の会計実地検査後における地震対策の取組状況

貴法人は、24年7月の本院の会計実地検査を受けて、同月に貴法人本部から各部局に通知を発して、研究設備の購入等に当たり、地震対策を講ずることが安全面、費用対効果等から適切と判断される場合には、設備の形状、設置場所、使用用途等から地震対策を講ずることができない研究設備に係る契約を除き、地震対策を講ずるよう契約書等に明記した上で、契約を締結するよう指示していた。

しかし、上記の通知を踏まえた地震対策の取組状況について確認したところ、契約書等には地震対策を講ずるよう明記されていたものの、実際に講じられた地震対策の検討内容を示す記録が貴法人本部や各研究室等に残されていない状況であった。

また、多くの研究設備を保有していて、貴法人内における東日本大震災の被害が最も大きかった工学研究科は、前記の本院の会計実地検査を受けて、早急に地震対策を講ずる必要があるとして、貴法人本部に先行して24年9月に地震対策の目安を策定し、工学研究科等の各研究室等に示して、この目安に基づき地震対策を講ずるよう指示するとともに、各研究室等における地震対策の実施状況を巡視により確認することとしていた。

しかし、工学研究科が25年1月から3月までの間に確認した地震対策の実施状況について同年4月に取りまとめた調査結果によると、工学研究科等の研究室等1,284室のうち、半数の研究設備で適正な地震対策が講じられていないとされた研究室等が176室、ほとんどの研究設備で適正な地震対策が講じられていないとされた研究室等が106室に上るとされていて、地震対策が十分に講じられていない研究室等が、東日本大震災から約2年が経過した時点において見受けられる状況であった。

そして、貴法人は、上記の調査結果以外には各研究室等における地震対策の実施状況を依然として把握できていなかった。

このように、全学としての地震対策への取組が十分でない状況を踏まえると、全学における研究設備を対象として地震対策を適切に講ずるためには、前記の通知のみでは十分でなく、各研究室等が講じた地震対策の実施状況を十分に把握して分析するなどして、その結果を地震対策の具体的な実施方法等を整理した指針の策定等にかすことが必要であると考えられる。

(改善を必要とする事態)

以上のように、貴法人において、研究設備の災害復旧事業の実施に当たって、全学における地震対策の実施状況を把握するなどした上で地震対策の具体的な実施方法等を示していないなど地震対策の実施を全学として促進する取組を十分に行っていない事態は、減災の視点からみて適切とは認められず、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、研究設備に係る標準的な転倒・落下防止策として一般に公表されているものがないことや被害状況が様々であることなどにもよるが、貴法人において、研究設備の災害復旧事業の実施に当たって、減災の視点から地震対策を全学として適切に講ずることの必要性及び重要性についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

### 3 本院が表示する意見

貴法人は、東日本大震災により多くの研究施設及び研究設備が甚大な被害を受けて、その被害額は被災した国立大学法人の中でも突出して大きな額となっており、研究活動の継続にも重大な支障が生じた。しかし、日々進歩している科学技術分野においては、地震発生時等においても研究実験の停止期間ができるだけ短くなるようにリスク管理を適切に行うことが求められており、そのためにも、災害復旧に当たっては、人的被害の抑制や物的被害の低減といった減災の視点からの取組が必要となる。

したがって、今後は、東日本大震災の被災地域の中心にあって甚大な被害を受けた総合大学として、貴法人の経験と学術的知見をいかして、減災の視点から他の国立大学法人、学校法人等の教育研究機関においても参考となり得るような地震対策を全学として適切に講じていくことが肝要である。

については、貴法人において、減災の視点に立った上で、適切に地震対策を講ずるために、各研究室等が講じた地震対策の実施状況を十分に把握して分析するなどした上で、地震対策の具体的な実施方法等を整理した指針を策定するなど、全学として地震対策を講ずる体制を整備するよう意見を表示する。

第60 国立大学法人福島大学、第61 国立大学法人群馬大学、第62 国立大学法人千葉大学、第63 国立大学法人横浜国立大学、第64 国立大学法人福井大学、第65 国立大学法人奈良女子大学、第66 国立大学法人山口大学、第67 国立大学法人愛媛大学、第68 国立大学法人鹿児島大学、第69 国立大学法人琉球大学、第70 国立大学法人富山大学、第71 大学共同利用機関法人人間文化研究機構、第72 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構

不 当 事 項

予 算 経 理

- (456) 教員等個人宛て寄附金の経理が不当と認められるもの
- (468)

科 目	経常収益
部 局 等	(1) 国立大学法人福島大学 (2) 国立大学法人群馬大学 (3) 国立大学法人千葉大学 (4) 国立大学法人横浜国立大学 (5) 国立大学法人福井大学 (6) 国立大学法人奈良女子大学 (7) 国立大学法人山口大学 (8) 国立大学法人愛媛大学 (9) 国立大学法人鹿児島大学 (10) 国立大学法人琉球大学 (11) 国立大学法人富山大学 (12) 大学共同利用機関法人人間文化研究機構 (13) 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構
教員等個人宛て寄附金の概要	国立大学法人等の教員等の職務上の教育・研究に対するものとして寄附者の意向によって教員等個人に対して寄附された寄附金
国立大学法人等に寄附されていなかった教員等個人宛て寄附金	(1) 3,520,000 円(平成 21、23、24 各年度) (2) 3,700,000 円(平成 19 年度～21 年度、24 年度) (3) 50,514,200 円(平成 18 年度、20 年度～24 年度) (4) 13,524,300 円(平成 19 年度～23 年度) (5) 13,114,617 円(平成 16、18、19 各年度、21 年度～24 年度) (6) 23,340,000 円(平成 17 年度～22 年度) (7) 15,648,176 円(平成 19 年度～23 年度) (8) 9,295,000 円(平成 19 年度、21 年度～24 年度) (9) 9,304,000 円(平成 19 年度～22 年度) (10) 14,431,307 円(平成 20 年度～24 年度) (11) 3,713,470 円(平成 19、20、22、23 各年度) (12) 8,719,704 円(平成 20 年度、22 年度～24 年度) (13) 3,120,000 円(平成 20 年度、22 年度～24 年度)

## 1 寄附金の概要

国立大学法人及び大学共同利用機関法人(以下、これらを合わせて「国立大学法人等」という。)に所属する教員等が職務上行う教育・研究については国立大学法人等にその遂行に関する事務上の管理責任があることなどから、国立大学法人等は、寄附者の意向によって国立大学法人等の教員等の職務上の教育・研究に対するものとして教員等個人に対して寄附された寄附金(以下「教員等個人宛て寄附金」という。)であっても、これを適正に受け入れて経理する必要がある。

そして、各国立大学法人等は、寄附金の取扱いを定めた規則(以下「寄附金規則」という。)において、教員等が教員等個人宛て寄附金を受け入れたときは、これを改めて各国立大学法人等に寄附しなければならない旨を定めている。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、教員等個人宛て寄附金が適正に受け入れられているかなどに着眼して、全 86 国立大学法人のうち 25 国立大学<sup>(注1)</sup>法人及び全 4 大学共同利用機関法人のうち 3 大学共同利用機関法人<sup>(注2)</sup>において会計実地検査を行った。検査に当たっては、寄附者である公益財団法人等が開示している寄附金についての情報と教員等が各国立大学法人等に提出した書類を突合するなどの方法により検査した。そして、教員等が教員等個人宛て寄附金を各国立大学法人等に対して寄附していない事態が見受けられた場合には、更に各国立大学法人等に対して、他の教員等においても同様な事態がないかについての調査及び報告を求めて、その内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(注1) 25 国立大学法人 弘前大学、岩手大学、福島大学、茨城大学、群馬大学、埼玉大学、千葉大学、東京外国語大学、横浜国立大学、福井大学、岐阜大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学、三重大学、京都教育大学、奈良教育大学、奈良女子大学、山口大学、愛媛大学、高知大学、鹿児島大学、鹿屋体育大学、琉球大学、奈良先端科学技術大学院大学、富山大学の各国立大学法人

(注2) 3 大学共同利用機関法人 人間文化研究機構、高エネルギー加速器研究機構、情報・システム研究機構の各大学共同利用機関法人

### (2) 検査の結果

検査したところ、11 国立大学法人及び 2 大学共同利用機関法人では、寄附金規則により、教員等個人宛て寄附金を各国立大学法人等に寄附させることとしていたが、所属する教員等計 155 名は、教員等個人宛て寄附金計 204 件、171,944,774 円を平成 16 年度から 24 年度までの間に受領していたにもかかわらず、これらを改めて各国立大学法人等に対して寄附しておらず、個人で経理するなどしていた。このような事態は、寄附金規則に違反していて、適正を欠いており不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、教員等において、教員等個人宛て寄附金を改めて各国立大学法人等へ寄附することについての理解が十分でなかったこと、各国立大学法人等において、教員等個人宛て寄附金の調査及び把握が十分でなかったこと、教員等個人宛て寄附金を改めて各国立大学法人等へ寄附することについての教員等に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

これを各国立大学法人等別に示すと次のとおりである。

国立大学法人等名	年 度	各国立大学法人等に教員等個人宛て寄附金を寄附していなかった教員等の人数	各国立大学法人等に寄附されていなかった教員等個人宛て寄附金の件数	各国立大学法人等に寄附されていなかった教員等個人宛て寄附金	左のうち未使用額
(456) 福 島 大 学	21、23、24	2	3	3,520,000	—
(457) 群 馬 大 学	19～21、24	4	4	3,700,000	—
(458) 千 葉 大 学	18、20～24	28	39	50,514,200	7,254,609
(459) 横 浜 国 立 大 学	19～23	38	46	13,524,300	—
(460) 福 井 大 学	16、18、19、21～24	9	14	13,114,617	1,380,820
(461) 奈 良 女 子 大 学	17～22	6	16	23,340,000	3,333,140
(462) 山 口 大 学	19～23	19	22	15,648,176	251,096
(463) 愛 媛 大 学	19、21～24	10	12	9,295,000	1,273,388
(464) 鹿 児 島 大 学	19～22	4	7	9,304,000	528,813
(465) 琉 球 大 学	20～24	19	24	14,431,307	715,013
(466) 富 山 大 学	19、20、22、23	6	6	3,713,470	—
(467) 人間文化研究機構	20、22～24	4	4	8,719,704	3,511,630
(468) 高エネルギー加速器研究機構	20、22～24	6	7	3,120,000	233,465
(456)～(468)の計		155	204	171,944,774	18,481,974

第3章  
第2節  
第60―第72  
富国  
山立  
大学  
法人  
大学  
共同  
利用  
機  
関  
法  
人  
大  
学  
、  
福  
島  
大  
学  
、  
群  
馬  
大  
学  
、  
千  
葉  
大  
学  
、  
人  
間  
文  
化  
研  
究  
機  
構  
、  
横  
浜  
国  
立  
大  
学  
、  
高  
エ  
ネ  
ル  
ギ  
ー  
加  
速  
器  
研  
究  
機  
構  
、  
奈  
良  
女  
子  
大  
学  
、  
山  
口  
大  
学  
、  
愛  
媛  
大  
学  
、  
鹿  
児  
島  
大  
学  
、  
琉  
球  
大  
学

## 第73 国立大学法人東京大学

平成 22 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

### 保有している土地・建物の処分及び有効活用について

〔平成 22 年度決算検査報告 808 ページ参照〕  
〔平成 23 年度決算検査報告 935 ページ参照〕

#### 1 本院が要求した改善の処置

国立大学法人東京大学(以下「東京大学」という。)は、教育研究等の業務を確実に実施するために必要であるとして、国から土地や建物を承継している。しかし、具体的な処分計画又は利用計画等を策定しないまま、利用していない土地を保有しているなどの事態が見受けられた。

したがって、東京大学において、利用していない土地等について、今後も引き続き保有することに合理的な理由が存在するか否かを検討して、保有することに合理的な理由が存在しない場合には、具体的な売却等の処分計画を策定し、合理的な理由が存在する場合には、具体的な利用計画等を策定するなどして、当該資産の有効活用を図るよう、国立大学法人東京大学学長に対して平成 23 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により改善の処置を要求した。

#### 2 当局が講じた処置

本院は、東京大学において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、東京大学は、本院指摘の趣旨に沿い、役員会において、利用していない土地等について、今後も引き続き保有する合理的な理由の有無や保有する場合の具体的な利用方法等の検討を行っていた。そして、24 年 4 月に具体的な利用計画等を策定し、25 年 5 月までに土地の利用を開始するなどして、有効活用を図る処置を講じていた。

## 第74 国立大学法人大阪大学

平成23年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

**自動販売機、売店等を設置するための施設の貸付けに係る契約の見直しについて**

(平成23年度決算検査報告940ページ参照)

**1 本院が求めた是正改善の処置**

国立大学法人大阪大学(以下「大阪大学」という。)は、大学構内に自動販売機、売店等(以下、これらを合わせて「自販機等」という。)を設置させるための施設の貸付けに係る契約を締結している。しかし、競争性及び透明性を確保しないまま一般財団法人恵済団(以下「恵済団」という。)と随意契約を締結していたり、恵済団が自販機等の設置及び運営を委託している販売会社等に施設の貸付けを直接行っていれば得ることができた適切な利益を享受していなかったりする事態が見受けられた。

したがって、大阪大学において、契約の相手方については原則として自販機等の設置及び運営を自ら行う販売会社等を対象として競争性及び透明性を確保した上で決定するとともに、施設の貸付けに係る契約については自販機等の収支等を踏まえた上でその売上額に応じた手数料等の支払を受けることとするなどして、自販機等の運営による適切な利益を享受できるよう、国立大学法人大阪大学学長に対して平成24年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

**2 当局の処置状況**

本院は、大阪大学において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、大阪大学は、本院指摘の趣旨に沿い、24年9月に、恵済団が販売会社等に自販機等の設置及び運営を委託している施設の貸付けに係る随意契約の見直し計画を決定して、27年度を目途に全て企画競争契約へ移行することとしている。そして、飲料の自動販売機の設置に係る施設の貸付けについては、25年2月に、企画競争により競争性及び透明性を確保するとともに、大阪大学に売上額の一定割合を拠出金として支払うことなどとする契約を販売会社と締結する処置を講じており、その他の施設の貸付けについては、順次企画競争契約へ移行するとともに、自販機等の運営による利益を享受できるよう改善を図ることとしている。

## 第75 北海道旅客鉄道株式会社

平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

### 鉄道車両の定期検査及び検査修繕について

(平成 23 年度決算検査報告 952 ページ参照)

#### 1 本院が要求した改善の処置及び求めた是正改善の処置

北海道旅客鉄道株式会社(以下「会社」という。)は、交番検査等の車両の定期検査を実施しており、また、車両の保守管理のための車両保守管理システム(以下「システム」という。)を再構築して運用している。しかし、直営により実施している交番検査において、一部の検査項目が実施基準等に基づいて実施されていなかったり、検査記録が適切に整備されていなかったり、請負契約により実施している請負修繕部品の検査修繕において、報告書の作成、提出等が示方書に基づいて行われておらず、会社による履行確認が十分に行われていなかったり、システムにデータが適切に入力されておらず、システムが車両の保守管理に有効に活用できない状況になっていたりする事態が見受けられた。

したがって、会社において、車両の定期検査に当たって、実施基準等に基づいた実施と検査記録の適切な整備が図られるよう周知するとともに、体制の整備を図ったり、請負契約により実施している検査修繕が示方書等に基づいて実施され、その結果が適切に記録されて報告されるようにするなど請負人に対する指導、監督等が適切に行われるよう体制を整備したりするとともに、システムの運用について、工場等における作業の現状を把握した上で記録すべき項目を明確にするなどして、定期検査の結果を適切に記録し管理して、車両の保守管理に活用することができるように検討するよう、北海道旅客鉄道株式会社代表取締役社長に対して平成 24 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により改善の処置を要求し、及び同法第 34 条の規定により是正改善の処置を求めた。

#### 2 当局が講じた処置

本院は、会社の本社において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、会社は、本院指摘の趣旨に沿い、25 年 4 月までに次のような処置を講じていた。

ア 車両の定期検査について、関係部署に対して会議を開催したり、文書を配布したりして、実施基準等の遵守と検査記録の適切な整備について周知するとともに、本社に検査修繕担当の職員を配置するなどして体制の整備を図った。

イ 請負契約による検査修繕について、請負人に対して文書を発するなどして、検査修繕を示方書等に基づいて実施するとともに、車両部品の検査の結果を適切に記録して報告するよう周知した。また、請負人に対する指導、監督等を適切に行うため、本社や工場等の組織体制の見直しを行うなどして体制を整備した。

ウ システムの運用について、定期検査の結果を車両の保守管理に活用することができるよう検討するとともに、工場等における作業の現状を把握して、システムに入力して記録すべき項目を明確にするなどした。

第76 四国旅客鉄道株式会社

意見を表示し又は処置を要求した事項

鉄道構造物の維持管理において、修繕計画を適切に作成して、修繕工事が着実に実施されるよう意見を表示し、及び全般検査の結果が適切に記録されるよう改善の処置を要求したもの

科	目	(款) 鉄道事業固定資産
部	局	等
維持管理の概要		四国旅客鉄道株式会社本社 保線区等において、実施基準等に基づいて鉄道構造物の健全度を判定するための定期検査等を実施して記録し、必要に応じて修繕工事等を実施するもの
維持管理の対象となる橋りょう及びトンネル数並びに帳簿価額	2,674 橋りょう	63 億 8712 万余円(平成 24 年度末)
	277 トンネル	20 億 1982 万余円(平成 24 年度末)
修繕計画が適切に作成されておらず修繕工事が早期に実施されていない橋りょう数及び帳簿価額	56 橋りょう	2 億 7098 万円(背景金額)(平成 24 年度末)
全般検査の結果が適切に記録されていない橋りょう数及び帳簿価額	1,171 橋りょう	39 億 6081 万円(背景金額)(平成 24 年度末)

【意見を表示し及び改善の処置を要求したものの全文】

鉄道構造物の維持管理について

(平成 25 年 10 月 31 日付け 四国旅客鉄道株式会社代表取締役社長宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示し及び改善の処置を要求する。

記

1 鉄道構造物の維持管理の概要

(1) 鉄道構造物の定期検査の基準

貴会社は、「鉄道営業法」(明治 33 年法律第 65 号)、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」(平成 13 年国土交通省令第 151 号。以下「技術基準」という。)等に基づき、橋りょう、トンネル等の鉄道構造物(以下「構造物」という。)の性能を確保するための維持管理の一環として定期検査を実施することとしている。

そして、貴会社は、鉄道の安全な輸送及び安定的な輸送の確保を目的に、技術基準等に基づき、構造物の定期検査の基準期間等に関する基準として「土木施設実施基準」(平成 14 年社達第 57 号)及び「土木構造物等管理準則」(平成 14 年工工第 292 号)を定めているほか、国土交通省からの構造物の維持管理に係る通達の解説書である「鉄道構造物等維持管理標

準・同解説(構造物編)](平成19年公益財団法人鉄道総合技術研究所刊行)を基にして、構造物の検査方法について、「橋りょう全般検査マニュアル」(平成6年制定、20年改正。)、 「トンネル保守管理マニュアル」(平成12年制定、20年改正。)等を定めている(以下、これらの規程類を「実施基準等」という。)

#### (2) 構造物の検査の種類等

貴会社は、実施基準等に基づき、構造物の変状及び劣化状態についての定期検査として通常全般検査(以下「全般検査」という。)を2年に一度実施することとしている。

また、実施基準等に基づき、全般検査を実施した結果、詳細な検査が必要と判断された場合には、変状原因や機能低下の程度を把握して、修繕工事等の措置の方法や時期を判断するための精度の高い検査である個別検査を実施することとしている。

さらに、地震や大雨等により被害が予想されたり、個別検査の結果により構造物の変状の進行性について監視するなどの措置を行う必要があったりする場合によっては随時検査を実施することとしている。

貴会社は、構造物や軌道の維持管理等の業務を行う高松、松山、徳島及び高知各保線区において、全般検査及び随時検査を実施しており、土木技術センターにおいて、貴会社管内全域の個別検査及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が資産を保有している本四備讃線の全般検査等の業務を実施している。

#### (3) 構造物の健全度の判定

各保線区及び土木技術センター(以下、これらを合わせて「保線区等」という。)は、全般検査を実施し、その結果、構造物に変状が生じていた場合には、過去の検査記録と対照するなどして、実施基準等に定められた判定基準に従って、構造物の健全度を変状の進行性等により判定するなどしている。この判定基準によれば、運転保安、旅客及び公衆等の安全並びに列車の正常運行の確保を脅かす、又はそのおそれのある変状等があるものは健全度A、将来健全度Aになるおそれのある変状等があるものは健全度B、軽微な変状等があるものは健全度C、健全なものは健全度Sに区分した判定を行うこととされている。

保線区は、実施基準等に基づき、健全度Aと判定された構造物については、詳細な健全度の判定を行うための個別検査を土木技術センターに依頼することとしている。そして、土木技術センターが個別検査を実施し、その結果により、変状の程度に応じて、緊急に措置が必要な健全度AA、早急に措置が必要な健全度A1、必要な時期に措置を行う健全度A2に区分した判定等を行うとともに、必要となる措置の方法を決定して、その内容を保線区に通知している。

また、保線区等は、健全度Bと判定した構造物については、必要に応じた監視等の措置を講ずることとしている。

#### (4) 構造物の定期検査等の記録

技術基準により、鉄道事業者が構造物の定期検査を行ったときは、その記録を作成し、保存しなければならないとされていることから、貴会社は、構造物の定期検査等を行ったときは、橋りょうについては、全般検査及び随時検査の結果を検査記録簿に、個別検査の結果を変状略図、建造物変状調書等に、トンネルについては、全般検査の結果を検査記録簿及び変状展開図に、個別検査の結果を建造物変状調書等にそれぞれ記録しなければならないと実施基準等に定めている。

## (5) 構造物の修繕計画

貴会社は、橋りょうについては、健全度A1又はA2と判定されたもののうち、修繕工事が必要な橋りょうの数が多いことから、個別検査の結果等により、必要な修繕工事を実施するために変状内容、修繕工事の方法等を記載した橋りょう修繕計画を毎年度作成して、これに従って修繕工事を順次実施することとしており、平成25年度の橋りょう修繕計画に85橋りょうを記載している。一方、トンネルについては、修繕工事を必要とするトンネルの数が少ないことから、修繕計画は作成せず、健全度A1又はA2の全てのトンネルを対象として継続的に修繕工事を実施することとしている。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点及び着眼点)

構造物の維持管理は、鉄道の安全な輸送及び安定的な輸送の確保のために必要不可欠な業務であり、また、早期に修繕工事を実施して構造物の変状に対処することが予防保全の観点から必要とされている。そして、この一環として行われる定期検査等により、構造物の変状を早期かつ的確に把握して、その性能を確保することが重要である。

そこで、本院は、合規性、有効性等の観点から、構造物の修繕計画は適切に作成されているか、定期検査等の検査記録は適切に整備され、構造物の維持管理に有効に活用されているかなどに着眼して検査した。

### (検査の対象及び方法)

貴会社が24年度に管理していた構造物のうち、2,674橋りょう(帳簿価額計63億8712万余円(平成24年度末現在。以下同じ。))、277トンネル(帳簿価額計20億1982万余円)を対象として検査した。

検査に当たっては、貴会社本社、保線区等において、修繕計画に記載された修繕工事や定期検査等の実施状況について、修繕計画、検査記録簿等の関係書類及び現場の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

## (1) 橋りょう修繕計画

貴会社は、個別検査により橋りょうの健全度の判定が行われた後の修繕工事の実施時期について、健全度A1の場合は、翌年度に修繕工事を実施することとしているが、健全度A2の場合には、具体的に実施時期を定めていない。

そして、25年度の橋りょう修繕計画の作成時点(24年11月)において、健全度A1又はA2と判定したもののうち、修繕工事が必要な98橋りょう(健全度A1の2橋りょう及び健全度A2の96橋りょう)中、85橋りょう(健全度A1の2橋りょう及び健全度A2の83橋りょう)については、前記のとおり、修繕工事の施工方法が決定され、25年度の橋りょう修繕計画に記載されていた。このうち、健全度A1の2橋りょう、健全度A2の5橋りょうの計7橋りょうについては、25年度に修繕工事を実施予定としているものの、残りの健全度A2の78橋りょうについては、25年度以降実施予定としているだけで具体的な修繕工事の実施時期が定められていなかった。そして、このうちの50橋りょうは、元年度から21年度までの間に個別検査により健全度A2と判定される変状が確認されてから、24年度末時点で3年間から23年間にわたって修繕工事が実施されていなかった。

また、13橋りょう(健全度は全てA2)は、修繕工事の施工方法を検討中であるとして橋りょう修繕計画に記載されていなかったが、このうち6橋りょうについても、個別検査により変状が確認されてから、24年度末時点で3年間から10年間にわたって修繕工事が実施されていなかった。

しかし、上記の56橋りょうのように、個別検査により変状が確認されてから、修繕工事を早期に実施しない場合には、構造物の変状が進行してしまうおそれがあり、また、変状の進行を監視するための個別検査や随時検査を保線区等において継続して実施しなければならなくなったり、修繕工事の規模が大きくなり、必要な工事費も増加することになったりして、構造物の維持管理に多大な労力と費用が必要となる可能性がある。

現に、25年度に修繕工事を予定している松山保線区管内の加茂川橋りょうについては、14年度に健全度A2と判定されていた変状箇所について、10年間にわたって修繕工事を実施していなかったことから、変状が進行して、24年度には健全度A1と判定されていた。

なお、他の鉄道事業者を検査したところ、個別検査の結果により構造物が健全度A2と判定された場合には、判定の翌年度から3年間を目途として修繕工事を実施するなどして早期に措置を行うこととしていた。

したがって、上記の56橋りょう(帳簿価額計2億7098万余円)については、修繕計画が適切に作成されていないため、修繕工事が早期に実施されておらず、変状が進行してしまうおそれがある状況となっていて、予防保全の観点から適切でないと認められる。

## (2) 全般検査の検査記録の整備

保線区等は、本院が検査の対象とした2,674橋りょう及び277トンネルについて、全般検査に係る検査記録簿等を作成している。そして、トンネルの全般検査の結果は、前記のとおり検査記録簿及び変状展開図に記録することとされている。

そこで、本院が、全般検査の検査記録の整備状況について検査したところ、24年度末時点で健全度Bと判定されていた全てのトンネルについては、変状の具体的な箇所を記録した変状展開図が作成されており、変状箇所を容易に特定することができるようになっていた。

一方、24年度末時点で健全度Bと判定されていた全1,209橋りょうのうち、38橋りょうについては、変状箇所を記録した図面を作成して、変状箇所を特定できるようにしていたものの、残りの1,171橋りょう(帳簿価額計39億6081万余円)については、全般検査の際に確認された変状の具体的な箇所が検査記録簿に記録されておらず、検査記録簿の記録内容が保線区によって異なっていたり、同じ保線区内でも橋りょうによって異なっていたりしているものが見受けられた。

そこで、会計実地検査の際に橋りょうを現地で確認したところ、検査記録簿にある変状箇所を特定することができないものとなっていたり、全般検査時点には生じていたと見受けられる変状についての記録が検査記録簿から漏れていたりとしていた。

このように、全般検査の検査記録が適切に整備されておらず、変状箇所の特定ができない状況は、必要に応じた監視等の措置としての随時検査を適切に実施することができなかつたり、次回の全般検査の際に構造物の変状の進行を確認することができず健全度を正しく判定できないこととなっていたり、コンクリートの剥落が発生した場合等の原因究明

に活用することができない状況となっていたりして、構造物の維持管理に有効に活用できるものになっていないと認められる。

**(改善を必要とする事態)**

上記のように、貴会社が実施している橋りょうの定期検査等において、修繕工事が必要な健全度 A 2 と判定されてから修繕工事が早期に実施されていなかったり、全般検査の検査記録が適切に整備されていないため、構造物の維持管理に有効に活用できるものになっていなかったりしている事態は適切とは認められず、改善の要があると認められる。

**(発生原因)**

このような事態が生じているのは、貴会社において、橋りょうの維持管理に当たり、定期検査等の結果により、修繕工事の実施時期を定めるなどした修繕計画を適切に作成して、修繕工事を着実に実施するための具体的な方策が十分でないこと、全般検査の検査記録を整備することの重要性についての理解が十分でないことなどによると認められる。

**3 本院が表示する意見及び要求する改善の処置**

構造物の維持管理は、鉄道輸送の信頼性を確保する上で重要なものであり、構造物を健全な状態に維持するため、変状を早期かつ的確に把握して、修繕工事を適切に実施していくことが求められる。

については、貴会社において、橋りょうの維持管理が適切に実施されるよう、次のとおり意見を表示し及び改善の処置を要求する。

- ア 定期検査等の結果により、修繕工事の実施時期を定めるなどした修繕計画を適切に作成して、修繕工事を着実に実施するための具体的な方策を検討すること(会計検査院法第36条による意見を表示するもの)
- イ 全般検査の結果が適切に記録されるよう、記録すべき項目を明確にするとともに、検査記録の適切な整備を図ることについて保線区等へ周知すること(同法第36条による改善の処置を要求するもの)

平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

**鉄道車両の定期検査について**

(平成 23 年度決算検査報告 959 ページ参照)

**1 本院が求めた是正改善の処置**

四国旅客鉄道株式会社(以下「会社」という。)は、交番検査等の車両の定期検査を直営及び請負により実施している。しかし、請負契約により実施している交番検査において、一部の検査項目が実施基準等に基づいて実施されていなかったり、記録表が示方書等に基づいて作成されていなかったりして、会社による請負契約の履行確認が十分に行われていなかったり、車両の保守管理を行うために検査記録を有効に活用できない状況となっていたりする事態が見受けられた。

したがって、会社において、車両の定期検査が実施基準等や示方書等に基づき実施され、検査の結果が適切に記録されて報告されるように記録すべき項目を明確にして請負契約の履行確認を適切に行うなど、請負人に対する指導、監督等が適切に行われるよう体制を整備するとともに、実施基準等や示方書等の遵守と検査記録の適切な整備について運転所等へ周知

する処置を講ずるよう、四国旅客鉄道株式会社代表取締役社長に対して平成24年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

## 2 当局が講じた処置

本院は、会社の本社において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、会社は、本院指摘の趣旨に沿い、記録項目を明確にした記録表を制定するなどして、請負契約の履行確認を適切に行い、請負人に対する指導、監督等が適切に行われる体制を整備するとともに、25年5月に運転所等に対して文書を発するなどして、実施基準等や示方書等の遵守と検査記録の適切な整備について周知するなどの処置を講じていた。

第77 日本電信電話株式会社、第78 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、第79 東日本電信電話株式会社

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1)-(3) 建築工事等の実施に当たり、設計、積算等に要する期間を考慮して工事計画を策定することなどにより、建設業法等や契約規程等を遵守して契約事務を適正に実施するよう改善させたもの

会社名	(1) 日本電信電話株式会社 (2) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 (3) 東日本電信電話株式会社
科目	営業費用
部局等	(1) 本社、3 総合研究所 (2) 本社 (3) 本社、2 支店、1 病院
契約の概要	建物等の新設工事、外壁改修工事、空調設備更改工事等を行うもの
建築工事等の契約件数及び契約金額	(1) 233 件 121 億 5455 万円(平成 23、24 両年度) (2) 328 件 244 億 2552 万余円(平成 23、24 両年度) (3) 1,236 件 321 億 2350 万余円(平成 23、24 両年度)
上記のうち契約書類を取り交わす前に工事を実施させていた契約件数及び契約金額	(1) 136 件 56 億 3400 万円(平成 23、24 両年度) (2) 190 件 43 億 6890 万円(平成 23、24 両年度) (3) 814 件 150 億 9925 万円(平成 23、24 両年度)

1 建築工事等の契約事務等の概要

(1) 3 会社における契約事務

日本電信電話株式会社(以下「持株会社」という。)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下「NTT コム」という。)及び東日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本」という。また、以下、これらを合わせて「3 会社」という。)は、それぞれの本社、持株会社の総合研究所並びに NTT 東日本の支店及び病院(以下、これらを合わせて「本社等」という。)において、建物等の新設工事、外壁改修工事、空調設備更改工事等(以下「建築工事等」という。)を実施している。

3 会社は、それぞれの本社が職員の責任事項の分担等を定めた責任規程等において、建築工事等の発注主体となる本社等の長等が工事計画の策定や工事実施の決定を行い、契約責任者が契約の審査や契約の締結を行うこととしている。

そして、3 会社は、株式会社 NTT ファシリティーズ(以下「協力会社」という。)との間で業務委託基本契約を締結して、建築工事等の工事計画案の策定、設計・工事監理、契約の締結等に係る業務を建築等設計・工事監理業務仕様書等により実施させている。ただし、NTT 東日本は、上記の業務のうち建築工事等の工事計画案の策定に係る業務につい

て株式会社NTT 東日本一東京等(以下「都道県域会社」という。)との間で業務委託契約を締結して、共通系業務仕様書(以下、これと建築等設計・工事監理業務仕様書等とを合わせて「業務仕様書」という。)により実施させている。

業務委託基本契約によると、協力会社は、建築工事等を実施するため、設計及び積算を行って予定価格等を設定した後、請負業者の候補者を選定して入札等を行うこととされている。そして、協力会社は、3会社の代理人又は事務の代行として、落札した建築工事業者等と工事ごとに契約書類を取り交わして工事請負契約を締結することとされており、また、工事請負契約の締結に当たり建設業法(昭和24年法律第100号)等を遵守することとされている。

## (2) 工事請負契約の契約事務に関する規定

建設業法等によると、契約の締結に際しては、工事の内容、請負代金の額等を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないこととされており、契約書の交付については、災害時等でやむを得ない場合を除き、原則として工事の着工前に行わなければならないこととされている。

また、3会社は、それぞれの本社が定めた契約規程、契約マニュアル等(以下「契約規程等」という。)において、契約責任者は、対価の額等を明らかにした契約書を作成すること、契約を締結する場合には事前に審査を行うこと、契約相手の選定に当たっては可能な限り競争的な方法を採用よう留意しなければならないこととしている。さらに、契約を締結する前に内示等により相手方に作業を進めさせた場合は遡及契約又は事後契約に該当し、後々のトラブルの原因になりかねないなどとしてこれを行うことを禁じている。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

3会社は、本社等において、毎年度、建築工事等を多数実施しており、それらの契約金額は多額に上っている。

そこで、本院は、合規性、経済性等の観点から、3会社が建築工事等の実施に当たり契約事務に関する規定を遵守して適正な契約事務を行っているか、契約事務の透明性及び公正性を確保しているか、競争の利益を享受しているかなどに着眼して検査を行った。

検査に当たっては、3会社の本社、持株会社のサービスイノベーション、情報ネットワーク、先端技術各総合研究所並びにNTT 東日本の東京、北海道両支店及び関東病院(以下「9部局」という。)が平成23、24両年度に契約した計1,797件の建築工事等の契約(契約金額計687億0358万円)を対象として、9部局において、契約関係資料の内容を確認するなどして会計実地検査を行った。

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

9部局は、表1のとおり、建築工事等を実施するために23、24両年度に締結した計1,140件の契約(契約金額計251億0215万余円)について、契約書類を取り交わす前に建築工事等に着工するよう協力会社に指示していた。その指示を受けた協力会社は、以前に契約した実績のある特定の工事業者(以下「特定業者」という。)や複数の業者による概算額の見積合わせによって選定した工事業者といずれも契約書類を取り交わす前に、請負代金の額を確定しな

いまま建築工事等の着工を依頼する文書と承諾書を取り交わすなどして建築工事等に着工させていた。そして、9部局は、請負代金の額が確定した後に契約書類を取り交わしており、契約書類を取り交わした日から最長で23か月前に着工させて工事を実施させていた(以下、このようにして実施した工事のことを「先行工事」という。)

表1 先行工事の実施状況 (単位：件、千円)

会 社	平成23年度				24年度				計			
	契約 件数 (A)	契約金額	(A)の うち先 行工事 の件数	先行工事の 契約金額	契約 件数 (A)	契約金額	(A)の うち先 行工事 の件数	先行工事の 契約金額	契約 件数 (A)	契約金額	(A)の うち先 行工事 の件数	先行工事の 契約金額
持株会社	114	6,014,050	73	3,077,950	119	6,140,500	63	2,556,050	233	12,154,550	136	5,634,000
NTTコム	121	15,725,104	69	1,288,100	207	8,700,420	121	3,080,800	328	24,425,524	190	4,368,900
NTT東日本	580	19,712,065	409	8,839,005	656	12,411,441	405	6,260,246	1,236	32,123,506	814	15,099,251
計	815	41,451,219	551	13,205,055	982	27,252,361	589	11,897,096	1,797	68,703,580	1,140	25,102,151

しかし、これらの先行工事を実施した契約1,140件は、工事の内容、請負代金の額等を記載した契約書を工事の着工前に交付することを定めた建設業法等や遡及契約等を禁じた契約規程等に反していたと認められた。そして、これらの工事は、9部局が、設計及び積算に要する期間や競争的な方法による契約手続に要する期間を確保するよう考慮して工事計画を策定するなどしていれば、先行工事を実施せずに建築工事等を実施することができたと認められた。

さらに、9部局は、上記1,140件の契約のうち1,047件については、工事計画における工事完成日に間に合わせるためには競争的な方法による時間が確保できないという理由で特定業者を選定して契約を締結していた。

しかし、このうち緊急性が高く特定業者への発注が必要と認められた契約78件を除いた969件(契約金額計197億5122万余円)については、9部局が、前記のように競争的な方法による契約手続に要する期間を確保するよう考慮して工事計画を策定するなどしていれば、競争的な方法により契約することができ、競争の利益を享受できたと認められた(表2参照)。

表2 特定業者との契約の状況 (単位：件、千円)

会 社	区 分	平成23年度		24年度		計	
		件数	契約金額	件数	契約金額	件数	契約金額
持株会社	特定業者との契約	72	2,827,950	63	2,556,050	135	5,384,000
	うち、競争的な方法により契約をすることができた契約	65	2,565,750	57	2,310,350	122	4,876,100
NTTコム	特定業者との契約	37	677,300	66	1,522,700	103	2,200,000
	うち、競争的な方法により契約をすることができた契約	36	662,600	62	971,800	98	1,634,400
NTT東日本	特定業者との契約	409	8,839,005	400	5,865,621	809	14,704,626
	うち、競争的な方法により契約をすることができた契約	368	8,037,505	381	5,203,221	749	13,240,726
計	特定業者との契約	518	12,344,255	529	9,944,371	1,047	22,288,626
	うち、競争的な方法により契約をすることができた契約	469	11,265,855	500	8,485,371	969	19,751,226

このように、9部局が、建築工事等の実施に当たって、建設業法等や契約規程等に反して先行工事を実施させて請負代金の額の確定後に契約書類を取り交わしていたり、また、それに伴って、特定業者への発注が必要なものではないのに競争を行わずに特定業者を相手方として契約を締結していたりしていた事態は適正とは認められず、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、9部局において、建築工事等の契約事務の実施の際に、建設業法等や契約規程等を遵守する認識が欠けていたこと、設計及び積算に要する期間や競争的な方法による契約手続に要する期間を考慮しないで建築工事等の工事計画を策定していたこと、建築工事等の契約に対する契約責任者の審査が有効に機能していなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、3会社は、25年7月及び8月に、本社等、都道県域会社及び協力会社に対して、先行工事を実施しないこととするなど建設業法等や契約規程等に従った契約事務を行うよう、また、設計及び積算に要する期間や競争的な方法による契約手続に要する期間を考慮した工事計画を策定し、その計画に沿って工事を実施するよう周知徹底を図るとともに、協力会社が契約の審査を実施し、その結果の報告を受けた3会社の契約責任者がこれを確認することなどを業務仕様書等に定めることについての指示文書を発するなどの処置を講じた。

## 第80 西日本電信電話株式会社

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

サポートサービスの販売手数料について、契約の継続状況の実態を把握して適切に見直すよう改善させたもの

科	目	営業費用	
部	局	等	西日本電信電話株式会社本社
販売手数料の概要			サポートサービスの契約の取次実績に応じて支払う手数料
契約の相手方			テルウェル西日本株式会社等 7 会社
販売手数料の支払額			2 億 6459 万余円(平成 23、24 両年度)
節減できた販売手数料			1 億 3229 万円(平成 23、24 両年度)

### 1 販売手数料等の概要

#### (1) 営業業務委託契約の概要

西日本電信電話株式会社(以下「NTT 西日本」という。)は、中小事業所向けに行う情報通信機器等の販売、各種保守サービスの提供等の取次業務を委託するために、毎年度、NTT 西日本が指定する営業地域ごとに、テルウェル西日本株式会社(以下「テルウェル西日本」という。)及び株式会社 NTT 西日本-<sup>(注1)</sup>関西等 8 会社(以下、これらの 8 会社を「8 地域会社」といい、テルウェル西日本と合わせて「9 委託会社」という。)と営業業務委託契約をそれぞれ締結している。そして、これらの契約に基づく委託費には、取次業務の拠点となる営業所の運営に要する固定費のほか、NTT 西日本が販売した情報通信機器に関する各種保守サービス等の契約の取次実績に応じて支払う販売手数料が含まれている。

(注1) 8 会社 株式会社 NTT 西日本-関西、株式会社 NTT 西日本-みやこ、株式会社 NTT 西日本-兵庫、株式会社 NTT 西日本-東海、株式会社 NTT 西日本-北陸、株式会社 NTT 西日本-中国、株式会社 NTT 西日本-四国、株式会社 NTT 西日本-九州

#### (2) サポートサービス等の概要

NTT 西日本は、上記各種保守サービスの一つとして、販売した情報通信機器に関する設定方法、取扱方法等について電話による相談に応じたり、顧客のパソコンの操作支援を遠隔操作で行ったりする「オフィスネットおまかせサポートサービス」(以下「サポートサービス」という。)を平成 22 年 9 月から提供している。そして、サポートサービスの契約を NTT 西日本と締結した顧客は、サポートサービスを受けるパソコンの台数に応じて利用料(月額 3,900 円~82,000 円)を NTT 西日本に支払うこととなっている。なお、サポートサービスの新規契約者は、申出により契約後 3 か月間の利用料の支払が免除されることになっている。

一方、NTT 西日本は、営業業務委託契約に基づき、9 委託会社がサポートサービスの契約を獲得するごとに、獲得した契約に係る利用料の 12 か月分に相当する額を販売手数料として 9 委託会社に一括して支払うこととしている。これは、顧客の事業所を訪問して

故障修理及び設定サポートを行う類似のサービスの提供を取り次ぐ委託契約において、利用料の12か月分に相当する額を販売手数料として支払うことにしていることから、これに準じたことによるとしている。そして、NTT西日本は、全33支店管内<sup>(注2)</sup>における9委託会社に対する販売手数料として、23年度は1億5246万余円、24年度は2億5953万余円、計4億1200万余円を支払っている。

(注2) 全33支店 大阪、大阪東、大阪南、和歌山、京都、奈良、滋賀、兵庫、名古屋、静岡、岐阜、三重、金沢、富山、福井、広島、島根、岡山、鳥取、山口、愛媛、香川、徳島、高知、福岡、北九州、佐賀、長崎、熊本、大分、鹿児島、宮崎、沖縄各支店

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

NTT西日本は、上記のとおり、営業業務委託契約に基づき、毎年度多額の販売手数料を9委託会社に支払っている。そこで、本院は、経済性等の観点から、サポートサービスの販売手数料は適切な額に設定されているかなどに着眼して、NTT西日本本社及び17支店<sup>(注3)</sup>において、テルウェル西日本及び株式会社NTT西日本-関西等6会社<sup>(注4)</sup>(以下、テルウェル西日本とこれらの6会社を合わせて「7委託会社」という。)が23、24両年度に獲得したサポートサービスの契約に対して支払われた販売手数料を対象として、契約関係資料の内容を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注3) 17支店 大阪、大阪東、大阪南、和歌山、京都、奈良、名古屋、三重、広島、山口、愛媛、香川、徳島、福岡、佐賀、長崎、宮崎各支店

(注4) 6会社 株式会社NTT西日本-関西、株式会社NTT西日本-みやこ、株式会社NTT西日本-東海、株式会社NTT西日本-中国、株式会社NTT西日本-四国、株式会社NTT西日本-九州

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

NTT西日本は、23、24両年度に、17支店管内で7委託会社がサポートサービスの契約を計3,827件(23年度1,212件、24年度2,615件)獲得したことに對する販売手数料として、計2億6459万余円(23年度9081万余円、24年度1億7377万余円)を支払っていた。

しかし、7委託会社が23、24両年度に獲得した上記3,827件の契約の継続状況をみると、24年度末の時点で全契約の56%に当たる2,169件(23年度864件、24年度1,305件)が12か月以内に解約されており、全契約の52%に当たる2,019件(23年度750件、24年度1,269件)が6か月以内に解約されていた。

さらに、契約締結後12か月を超えた契約の継続状況を把握するために、7委託会社が23年度中に獲得した1,212件の契約について24年度末における継続状況をみたところ、12か月を超えて継続していた契約は、全契約の3割足らずの348件にすぎなかった。そして、23年度に獲得した契約の24年度末の時点の無料期間を除いた平均継続契約期間は6か月となっていた。

このように、NTT西日本において、サポートサービスの契約の多くが12か月以内に解約されているのに、その実態に応じた額とすることなく、利用料の12か月分に相当する額の販売手数料を支払っている事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

**(節減できた販売手数料)**

前記のとおり、23年度に獲得した契約の無料期間を除いた平均継続契約期間が6か月であったことなどを考慮して、販売手数料を利用料の6か月分に相当する額にしたとして23、24両年度の7委託会社に係る販売手数料の支払額を試算すると、23年度4540万余円、24年度8688万余円、計1億3229万余円となり、前記の支払額計2億6459万余円との差額1億3229万余円が節減できたと認められた。

**(発生原因)**

このような事態が生じていたのは、本社において、契約の継続状況を把握してサポートサービスの販売手数料の額を適時適切に見直していなかったことなどによると認められた。

**3 当局が講じた改善の処置**

上記についての本院の指摘に基づき、NTT西日本は、契約の継続状況について実態調査を行い、その結果を踏まえて販売手数料の額を適切に見直していくこととして、テルウェル西日本については、25年3月に、同年4月以降の販売手数料を利用料の6か月分に相当する額とする営業業務委託契約を締結するとともに、8地域会社については、同年10月以降、サポートサービスの提供の取次業務を含む営業業務を別会社に委託することとし、同月に、当該別会社との間で、販売手数料を利用料の6か月分に相当する額とする営業業務委託契約を締結する処置を講じた。

## 第81 郵便局株式会社

### 不 当 事 項

#### 予 算 経 理

- (469) 物品及び役務の調達に係る契約の締結に当たり、特定の入札参加希望者に対してだけ提示した金額を予定価格として入札を実施し、当該入札参加希望者が予定価格と同額で落札するなどして、予定価格が他に漏れることのないように定めた規定に反し、公正な競争の執行を妨げていたもの

科 目	営業原価、販売費及び一般管理費
部 局 等	郵便局株式会社東海支社(平成 24 年 10 月 1 日以降は日本郵便株式会社東海支社)
契 約 名	小規模局の巡回警備委託(愛知県(名古屋市内を除く))等 9 契約
契 約 の 概 要	特定地域に所在する小規模の郵便局を巡回警備する業務等
契 約	平成 20 年 3 月～23 年 9 月 一般競争契約
特定の入札参加希望者に対してだけ金額を提示し、その金額を予定価格としていた契約の件数及び契約額	9 件 239,173,977 円(平成 19、20、23 各年度)

### 1 契約手続等の概要

#### (1) 契約手続等の概要

郵便局株式会社(平成 24 年 10 月 1 日以降は日本郵便株式会社)東海支社(以下「支社」という。)は、19 年 10 月の民営・分社化以降毎年度、物品及び役務の調達に係る契約を多数締結している。そして、これらの調達は、同会社の本社制定の経理規程(規程第 19-96 号)、郵便局株式会社契約手続(手続第 19-70 号。以下「契約手続」という。)、物品等契約要領(手続第 19-72 号)等(以下、これらを合わせて「経理規程等」という。)により実施することとされている。

これらのうち経理規程は、経理の適正を期することなどを目的としていて、契約責任者が、売買、請負等の契約を締結する場合は、契約の性質、目的等に応じて、最も有利な方法を選択することとしている。

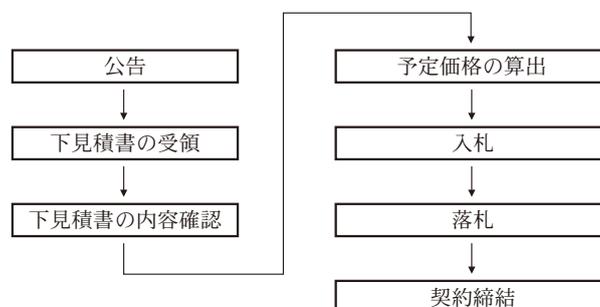
また、契約手続は、経理規程に基づき、契約事務の正確かつ効率的及び公平かつ公正な運用を図ることを目的としている。そして、契約責任者が一定額以上の売買、請負等の契約を締結する際は、契約の性質又は目的が競争を許さないなどの場合以外は、契約に関する公告をし、一定の資格を有する不特定多数の者を競争に参加させ、参加者の中から最も有利な条件をもって申込みを行った者と契約する一般競争によることとされている。

#### (2) 予定価格の算出方法等

契約を担当する社員は、予定価格の算出に当たり、経理規程等に基づき、取引の実例価格、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮することとされている。そして、特注品のように市場価格がない物品等の予定価格については、原則として、入札に参加を希望する事業者(以下「入札参加希望者」という。)の全てから提出された下見積書のうち、最も安価な見

積額を基準とし、当該下見積書に記載されている材料費、加工費、管理費等の積算項目について、積算参考資料の掲載値や類似の契約の数値との比較及び検討を行うなどして算出することとされている(以下、この場合の予定価格の算出方式を「下見積書チェック方式」という。)

そして、下見積書チェック方式により行う一般競争は、経理規程等に基づき、次の手順で行うこととしている。



### (3) 予定価格の取扱い

契約手続によると、契約責任者は、入札の前に、予定価格を定めた上でこれを書面(以下、この書面を「予定価格調書」という。)に記載し、作成した予定価格調書を封印の上、開札するときまで金庫等に保管して、他に漏れることのないようにするとともに、開札後においても予定価格を公表してはならないこととされている。これは、入札における公正な競争の執行を確保するために定められたものである。そして、公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者について、2年間競争に加えないことができることとされている。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、経理規程等を遵守して契約事務が実施されているかなどに着眼して、支社において、19年10月から24年3月までの間に一般競争により締結した契約のうち、下見積書チェック方式により予定価格を算出した契約を対象として、契約書、仕様書、予定価格調書等の書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

### (2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり、適切とは認められない事態が見受けられた。

支社は、「小規模局の巡回警備委託(愛知県(名古屋市内を除く))」等9件の契約(契約額計239,173,977円)を締結するに当たって、下見積書の積算項目について比較及び検討を行うとして、複数の入札参加希望者のうち、特定の入札参加希望者とだけ、下見積書の内容の確認ではなく価格交渉を行っていた。そして、支社は、その交渉の過程で前年度の契約額と同額で応札してほしい旨を伝えるなどして当該入札参加希望者の同意を得た上で、同者に伝えた金額をそのまま予定価格として入札を実施していた。

その結果、支社が価格交渉を行った入札参加希望者は、いずれも1回の入札で予定価格と同額又は端数を処理した額で応札し、落札していた。

したがって、上記9件の契約の締結については、予定価格が他に漏れることのないように定めた経理規程等の規定に反し、公正な競争の執行を妨げていることなどから適切ではなく、9件の契約に係る契約額計239,173,977円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、支社において、経理規程等を遵守することの重要性に対する認識が著しく欠けていたことなどによると認められる。

(第11 日本郵便株式会社)

平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

宅配便事業等に係る運送便の経済的かつ効率的な運用について

(平成 23 年度決算検査報告 972 ページ参照)

1 本院が表示した意見

郵便事業株式会社(日本郵便株式会社に吸収合併されたことにより平成 24 年 10 月 1 日解散)は、宅配荷物等の配達等に当たり、運送の拠点となる支店と配達等を行う支店との間で運行する運送便(以下「地域内便」という。)について、運送業者との間で運送委託契約を締結して実施している。しかし、地域内便について、積載率を常時把握できるようにしていなかったことにより、積載率の低い臨時便等の運行の見直しが適時に行われていなかったり、運送便の荷台の余裕(以下「余積」という。)を他の事業者を使用させる取組等が十分でなかったりして、運送便を経済的、効率的に運用していない事態が見受けられた。

したがって、郵便事業株式会社において、運送記録のデータを電子化して管理することなどにより、本社及び支社が常時運送便の積載状況を把握できる体制を整備するなどしたり、支社等が運送便の積載状況に応じて積載率の低い臨時便等の運行を減ずることなどができるような体制を整備したり、他事業者に余積を利用させる契約を締結するなどの際は上記の電子化により把握した運送便の積載状況を利用できるようにして余積の活用を十分に図る方策を検討したりするよう、郵便事業株式会社代表取締役社長に対して 24 年 6 月に、会計検査院法第 36 条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、郵便事業株式会社の業務等を承継した日本郵便株式会社の本社において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、日本郵便株式会社は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 25 年 3 月までに、支社等において、地域内便の運送記録のデータを電子化して管理することにより、常時運送便の積載状況を把握できる体制を整備するなどした。

イ 24 年 4 月までに、臨時便の開設の承認権限を支社に一元化するとともに運送の拠点となる郵便局において専任の運送責任者を指定するなどしたことにより、地域内便の積載状況に応じて積載率の低い臨時便等の運行を減ずることなどができるような体制を整備した。

ウ 他事業者に余積を利用させる契約を締結するなどの際は、アにより常時把握できるようになった地域内便の積載状況を利用することとした。

(第13 株式会社かんぼ生命保険)

不 当 事 項

役 務

(470) がん保険の契約管理システムのホスティングサービスに係る契約において、契約を締結する際に、がん保険の販売の見通しが立ってから本番稼働へ移行するように取り決めていなかったため、必要のないサービスを受けることになり、サービス料金を過大に支払っていたもの

科 目	事業費
部 局 等	株式会社かんぼ生命保険本社
契 約 名	ホスティングサービス契約
契 約 の 概 要	がん保険の契約管理等のために外部のデータセンター内のサーバ等をネットワーク経由で使用するサービスを受けるもの
契 約 の 相 手 方	ニッセイ情報テクノロジー株式会社(平成20年11月～24年10月)、 日本電気株式会社(平成24年11月～27年3月)
契 約	平成20年11月 随意契約
契 約 金 額	10,960,635,000 円(平成20年11月～27年3月)
上記のうち平成24年度までの支払額	7,336,098,000 円(平成20年11月～25年3月)
上記のうち過大となっていた支払額	108,626,004 円(平成22年4月～25年3月)

1 ホスティングサービス契約等の概要

(1) がん保険の開発等の概要

株式会社かんぼ生命保険(以下「かんぼ生命」という。)は、保険業法(平成7年法律第105号)等に基づき行う生命保険業務の一環として、がん保険を新商品として販売することとした。そして、かんぼ生命は、がん保険に係る新規契約の受付、保険金の支払等を管理するシステム(以下「契約管理システム」という。)を開発するため、平成20年5月に、ニッセイ情報テクノロジー株式会社(以下「ニッセイ IT」という。)と、21年3月を納期とする開発契約を締結し、その後4回の契約変更を経て、22年3月に成果物としてソフトウェア一式等の納品を受けた。

(2) 契約管理システムのホスティングサービスに係る契約の概要

かんぼ生命は、契約管理システムを稼働させるサーバ等については、日本電気株式会社(以下「NEC」という。)のデータセンター内にあるニッセイ IT のデータセンターのサーバ等を借りて使用するサービス(以下「ホスティングサービス」という。)を利用することにした。

そして、かんぼ生命は、21年10月からがん保険を販売することを想定して、20年11月に、ニッセイ IT と同月から26年9月までの5年11か月にわたりホスティングサービ

スを利用する契約(以下「ホスティングサービス契約」という。)を11,608,065,000円で締結した。

かんぼ生命は、ホスティングサービス契約において、20年11月から21年9月までの間は、サーバ等の稼働、オペレーターによる監視、障害対応等を平日の日中に限るとともに、契約管理システムの開発に対応する態勢を整えた状態のサービスを利用することとした(以下、このサービスを利用する期間を「テスト期間」という。)。また、21年10月からは、契約管理システムの開発が完了して、それに対応する態勢を整える必要がなくなる一方、がん保険の販売の開始に伴いサーバ等を利用して夜間にも処理を行うことになるため、サービスを1日24時間受けることとし、22年4月からは、更にサーバ等の99.5%以上の稼働率を保証するサービス品質保証<sup>(注)</sup>を適用する状態のサービス(以下「本番稼働」という。)を利用することとした。さらに、ホスティングサービス契約の契約書においては、本番稼働の開始時期について、状況に応じて遅らせるなどの条件を付すことなく、22年4月で確定していた。そして、かんぼ生命は、ホスティングサービス契約に係る料金をサービスの状態に応じて支払っている。

(注) サービス品質保証 サービスを提供する事業者が、障害等が発生した場合のサービスが利用できない時間の上限等を保証し、それらを実現できなければ利用料金を減額することなどをあらかじめ取り決めておくこと

### (3) 保険の販売に係る制度の概要

かんぼ生命が販売する保険については、郵政民営化法(平成17年法律第97号。以下「民営化法」という。)及び郵政民営化法施行令(平成17年政令第342号。以下「政令」という。)に基づき、被保険者1人について基本契約の保険金額の限度(以下「加入限度額」という。)は1000万円までとすることとされている。

一方、他の保険会社が販売するがん保険の多くは、被保険者に支払われる保険金の総額に上限が設けられていないことから、かんぼ生命は、加入限度額があれば他の保険会社のがん保険に対する競争力を確保できないとの理由から、がん保険を販売するためには、政令の改正がなされて加入限度額に係る規定が変更されることが必要であるとしている。

また、かんぼ生命が新たな種類の保険を販売するに当たっては、民営化法に基づく金融庁長官及び総務大臣の認可並びに保険業法に基づく金融庁長官の認可をそれぞれ得ることとされていることから、がん保険の販売に当たってもこれらの認可が必要となる。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、経済性等の観点から、契約管理システムのホスティングサービス契約のサービス料金は適切なものになっているかなどに着眼して、ホスティングサービス契約を対象として、かんぼ生命本社においてホスティングサービスに関する資料、契約関係書類等により会計実地検査を行った。

### (2) 検査の結果

検査したところ、かんぼ生命は、ホスティングサービス契約を締結した20年11月時点ではがん保険の販売の条件としている政令の改正が行われていなかったことから、21年3月に金融庁及び総務省に対して政令改正を行うよう要望書を提出したが、25年9月時点においても政令改正は行われていない状況となっている。また、かんぼ生命は、政令改

正が行われていないことから、22年2月の経営会議において販売計画を一時中断することとし、がん保険の販売する際に必要となる金融庁及び総務省への認可申請は行っていない。

かんぼ生命は上記の経緯を受けてニッセイ IT と協議を行い、テスト期間の22年3月末までの延長やサービス内容の縮小等の契約変更を行った。また、かんぼ生命は、NECの支援を受けて契約管理システム以外のシステムを開発するためホスティングサービスを利用することとし、24年10月に、ニッセイ IT がホスティングサービス契約における契約上の地位をデータセンターの所有者の NEC に譲渡することを承諾するとともに、NEC が再委託したニッセイ IT から契約管理システムに係るサービスの提供を受けるとする覚書を3社間で取り交わした。なお、契約管理システム以外のシステムの開発はホスティングサービスのサーバ等を利用して平日の日中のみに行われている。そして、これらの契約変更等により、契約金額を10,960,635,000円とした。しかし、本番稼働の開始時期については、契約書において状況に応じて遅らせるなどの条件を付すことなく22年4月で確定していたため、ニッセイ IT においても同月からの履行のために業務の実施体制を整備したことなどから、本番稼働の開始時期を遅らせる契約変更を行うことができなくなり、かんぼ生命は22年4月から本番稼働の提供を受けていて、24年10月まではニッセイ IT に、同年11月から25年3月までは NEC に計7,336,098,000円を支払っていた。

このように、かんぼ生命は、ホスティングサービスをがん保険の販売に使用していないのに、ホスティングサービス契約に基づき、本番稼働の提供を受けていた。

しかし、ホスティングサービス契約の締結時は、本番稼働の予定時期とした22年4月までに政令改正等の販売の条件が整うことが確実にしていなかったのであるから、政令改正が行われて金融庁及び総務省にがん保険の販売について認可申請したときなどに本番稼働へ移行するように契約内容を取り決めておくべきであったと認められた。

したがって、本番稼働の開始はがん保険の販売の見通しが立つまで行わないこととして22年4月以降もサービスの利用を平日の日中に限ることとした場合の25年3月までのサービス料金は計7,227,471,996円となることから、前記の支払額7,336,098,000円との差額計108,626,004円が過大に支払われていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、かんぼ生命において、ホスティングサービス契約を締結するに当たって、がん保険の販売の条件等が本番稼働の開始時期までに整うことの確実性がなかったのに、整わなかった場合等に備えて対応策を検討していなかったことなどによると認められる。

## 第3節 不当事項に係る是正措置等の検査の結果

### 第1 検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置の状況について

検査対象	65 省庁等
是正措置の概要	本院が不当事項として検査報告に掲記したものについて、国損を回復するなどのために省庁等が債権等を管理して債務者等から返還させるなどの是正措置を講ずるもの
是正措置が未済となっている省庁等、件数及び金額	42 省庁等、476 件 19,028,529,879 円 (検査報告 昭和 21 年度～平成 23 年度)
上記のうち金銭を返還させる是正措置が未済となっている省庁等、件数及び金額	40 省庁等、460 件 16,794,138,227 円

#### 1 不当事項に係る是正措置の概要

本院は、会計検査院法第 29 条第 3 号の規定に基づき、検査の結果、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項を不当事項として検査報告に掲記している。

省庁及び団体(以下「省庁等」という。)は、検査報告に掲記された不当事項に対して、省庁等が講じた又は講ずる予定の是正措置について説明する書類を作成しており、この書類は「検査報告に関し国会に対する説明書」として毎年度国会に提出されている。

検査報告に掲記された不当事項に係る是正措置には次の方法がある。

- ① 補助金、保険給付金等の過大交付、租税、保険料等の徴収不足及び不正行為に係る不当事項に対して、省庁等が指摘に係る返還額等を債権として管理して、返還させたり徴収したりなどすることによる是正措置(以下「金銭を返還させる是正措置」という。)
- ② 租税及び保険料の徴収過大等に係る不当事項に対して、省庁等が指摘に係る還付額を還付等することによる是正措置(以下「金銭を還付する是正措置」という。)
- ③ 建造物の設計及び施工が不適切となっている事態等に係る不当事項に対して、省庁等が手直し工事、体制整備等を行うことによる是正措置(以下「手直し工事等による是正措置」という。)
- ④ 会計経理の手続が法令等に違反しているが省庁等に実質的な損害が生じているとは認められないなどの不当事項に対して、同様の事態が生じないよう指導の強化を図るなどの再発防止策を実施することによる是正措置(以下「再発防止策による是正措置」という。)

#### 2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

検査報告に掲記した不当事項については、省庁等において速やかに不当な事態の是正が図られるべきであるが、特に金銭を返還させる是正措置を必要とするものについては、金銭債権としての性格上、管理が長期間にわたるものがあることも想定される。

そこで、本院は、合規性等の観点から、適切な債権管理が行われることなどにより、是正

措置が適正に講じられているかに着眼して検査した。そして、昭和21年度から平成23年度までの検査報告に掲記した不当事項について、関係する65省庁等における25年7月末現在の是正措置の状況を対象として、37省庁等において会計実地検査を行うとともに、残りの28省等については、報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(検査の結果)

昭和21年度から平成23年度までの検査報告に掲記した不当事項についてみると、是正措置が未済となっているものは42省庁等における476件19,028,529,879円<sup>(注1)</sup>である。このうち、金銭を返還させる是正措置を必要とするものは40省庁等における460件16,794,138,227円<sup>(注2)</sup>、金銭を還付する是正措置を必要とするものは5省等<sup>(注3)</sup>における11件4,374,153円、手直し工事等による是正措置を必要とするものは4府省における10件2,230,017,499円となっている。これを、平成23年度決算検査報告に掲記した不当事項に係る状況と、平成22年度以前の検査報告に掲記した不当事項に係る状況とに分けて記述すると、次のとおりである。

(注1) 476件19,028,529,879円 1件について複数の方法による是正措置が必要なものがあるため、それぞれの是正措置の件数を合計しても476件とは一致しない。また、指摘金額の一部でも是正措置が講じられた場合は、当該金額を是正措置が完了した金額として計上しているが、是正措置が全て講じられるまでは是正措置が完了した件数として計上していない。上記件数及び金額の記載方法は、本文及び表(それぞれの注を含む。)において同じ。

(注2) 5省等 厚生労働省、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター

(注3) 4府省 内閣府(内閣府本府)、総務省、農林水産省、国土交通省

(1) 平成23年度決算検査報告に掲記した不当事項の是正措置の状況

検査の結果、平成23年度決算検査報告に掲記した不当事項357件(指摘金額の合計19,133,839,013円<sup>(注4)</sup>)のうち、317件10,680,433,865円については25年7月末までには是正措置が完了している。

一方、残りの40件8,453,405,148円については25年7月末現在では是正措置が未済となっていて、このうち、金銭を返還させる是正措置を必要とするものが31件6,536,875,989円あり、その状況は表1のとおりとなっている。そして、手直し工事等による是正措置を必要とするものが<sup>(注5)</sup>3省における9件1,916,529,159円ある。

(注4) 317件10,680,433,865円 金銭を返還させる是正措置が完了したものが271件6,864,018,717円あり、このうち、不納欠損として整理したものが64,214円ある。このほか、金銭を還付する是正措置が完了したものが4件65,490,371円、手直し工事等による是正措置が完了したものが41件2,603,254,275円、再発防止策による是正措置が講じられたものが41件1,147,670,502円となっている。

(注5) 3省 総務省、農林水産省、国土交通省

表1 平成23年度決算検査報告に掲記した不当事項のうち、金銭を返還させる是正措置の状況  
(単位：件、円)

省庁等名	金銭を返還させる是正措置を必要とするもの		是正措置が完了しているもの		是正措置が未済となっているもの		返還させる必要があるもの			徴収不足のため徴収すべきもの(租税、保険料等)		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	不正行為		左以外のもの(補助金、保険給付金等)	件数	金額	
							件数	金額				
総務省	11	443,070,000	11	443,070,000	—	—	—	—	—	—	—	
法務省	6	115,115,728	4	51,386,573	2	63,729,155	2	63,729,155	—	—	—	
外務省	1	10,929,550	—	—	1	10,929,550	—	—	1	10,929,550	—	
財務省	1	233,611,585	—	229,833,856	1	3,777,729	—	—	—	1	3,777,729	
文部科学省	17	155,309,688	17	155,309,688	—	—	—	—	—	—	—	
厚生労働省	150	4,517,998,242	137	3,973,582,567	13	544,415,675	—	—	9	485,661,723	4	58,753,952
農林水産省	36	879,984,234	33	718,347,740	3	161,636,494	—	—	3	161,636,494	—	—
経済産業省	12	5,614,771,676	10	159,947,563	2	5,454,824,113	—	—	2	5,454,824,113	—	—
国土交通省	26	254,074,766	25	231,421,036	1	22,653,730	1	22,653,730	—	—	—	—
環境省	15	194,086,036	13	176,409,382	2	17,676,654	—	—	2	17,676,654	—	—
防衛省	2	28,617,260	1	26,131,080	1	2,486,180	1	2,486,180	—	—	—	—
省庁計	277	12,447,568,765	251	6,165,439,485	26	6,282,129,280	4	88,869,065	17	6,130,728,534	5	62,531,681
日本私立学校振興・共済事業団	10	59,505,000	10	59,505,000	—	—	—	—	—	—	—	—
中日本高速道路株式会社	3	247,068,601	—	1,580,646	3	245,487,955	1	15,206,491	2	230,281,464	—	—
日本年金機構	1	1,140,000	1	1,140,000	—	—	—	—	—	—	—	—
独立行政法人農畜産業振興機構	1	2,167,000	1	2,167,000	—	—	—	—	—	—	—	—
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	1	4,322,978	1	4,322,978	—	—	—	—	—	—	—	—
独立行政法人科学技術振興機構	1	10,562,319	1	10,562,319	—	—	—	—	—	—	—	—
独立行政法人日本学術振興会	3	6,666,786	3	6,666,786	—	—	—	—	—	—	—	—
独立行政法人日本スポーツ振興センター	1	11,905,000	1	11,905,000	—	—	—	—	—	—	—	—
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	1	4,861,853	1	4,861,853	—	—	—	—	—	—	—	—
独立行政法人自動車事故対策機構	1	4,798,754	—	—	1	4,798,754	1	4,798,754	—	—	—	—
株式会社商工組合中央金庫	1	22,300,000	—	17,840,000	1	4,460,000	—	—	1	4,460,000	—	—
日本郵便株式会社	1	578,027,650	1	578,027,650	—	—	—	—	—	—	—	—
団体計	25	953,325,941	20	698,579,232	5	254,746,709	2	20,005,245	3	234,741,464	—	—
総合計	302	13,400,894,706	271	6,864,018,717	31	6,536,875,989	6	108,874,310	20	6,365,469,998	5	62,531,681

(注) 平成25年7月31日までの是正措置の状況を記載しており、省庁等名は、同日現在の名称としている。

(2) 平成22年度以前の検査報告に掲記した不当事項の是正措置等の状況

ア 是正措置の状況

検査の結果、昭和21年度から平成22年度までの検査報告に掲記した不当事項において、24年7月末現在では是正措置が未済となっていた472件12,426,646,067円のうち、36件1,851,521,336円<sup>(注6)</sup>については25年7月末までには是正措置が完了している。

一方、残りの436件10,575,124,731円については25年7月末現在では是正措置が未済となっていて、このうち、金銭を返還させる是正措置を必要とするものが429件10,257,262,238円あり、その状況は表2のとおりとなっている。そして、金銭を還付する是正措置を必要とするものが5省等<sup>(注7)</sup>における11件4,374,153円、手直し工事等による是正措置を必要とするものが1府<sup>(注8)</sup>における1件313,488,340円ある。

(注6) 36件1,851,521,336円 金銭を返還させる是正措置が完了したものが40件1,358,487,861円あり、このうち、不納欠損等として整理したものが19件1,023,135,431円ある。このほか、金銭を還付する是正措置が完了したものが2件53,120円、手直し工事等による是正措置が完了したものが3件492,980,355円となっている。

(注7) 5省等 厚生労働省、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター

(注8) 1府 内閣府(内閣府本府)

表2 平成22年度以前の検査報告に掲載した不当事項のうち、金銭を返還させる是正措置の状況 (単位：件、円)

省庁等名	金銭を返還させる是正措置を必要とするもの		是正措置が完了しているもの		是正措置が未済となっているもの		返還させる必要があるもの				徴収不足のため徴収すべきもの(租税、保険料等)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	不正行為		左以外のもの(補助金、保険給付金等)		件数	金額
							件数	金額	件数	金額		
内閣府(警察庁)	1	2,214,000	—	—	1	2,214,000	1	2,214,000	—	—	—	—
法務省	8	296,590,656	—	—	8	296,590,656	7	296,263,656	—	—	1	327,000
外務省	2	19,179,404	—	—	2	19,179,404	1	11,914,499	1	7,264,905	—	—
財務省	21	419,981,474	2	40,502,955	19	379,478,519	7	321,205,008	—	—	12	58,273,511
文部科学省	1	33,606,972	—	—	1	33,606,972	—	—	1	33,606,972	—	—
厚生労働省	125	2,091,826,829	12	464,102,578	113	1,627,724,251	13	145,986,412	80	994,993,580	20	486,744,259
農林水産省	13	118,460,839	4	35,358,971	9	83,101,868	1	47,313,172	6	29,212,823	2	6,575,873
経済産業省	11	104,528,676	—	207,525	11	104,321,151	1	15,647,079	9	87,217,281	1	1,456,791
国土交通省	4	67,237,612	—	—	4	67,237,612	3	63,325,302	1	3,912,310	—	—
環境省	2	240,584,000	—	18,556,000	2	222,028,000	—	—	2	222,028,000	—	—
防衛省	7	74,559,267	—	343,309	7	74,215,958	6	70,500,283	1	3,715,675	—	—
省庁計	195	3,468,769,729	18	559,071,338	177	2,909,698,391	40	974,369,411	101	1,381,951,546	36	553,377,434
株式会社日本政策金融公庫	2	52,149,571	—	24,000	2	52,125,571	1	47,366,571	1	4,759,000	—	—
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	1	8,362,535	—	—	1	8,362,535	1	8,362,535	—	—	—	—
東日本高速道路株式会社	1	4,402,008	—	—	1	4,402,008	1	4,402,008	—	—	—	—
独立行政法人情報通信研究機構	1	12,952,955	—	—	1	12,952,955	—	—	1	12,952,955	—	—
独立行政法人農畜産業振興機構	1	3,194,264	—	2,170,000	1	1,024,264	—	—	1	1,024,264	—	—
独立行政法人国際交流基金	1	4,000,000	—	263,804	1	3,736,196	—	—	1	3,736,196	—	—
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	1	38,325,000	—	5,475,000	1	32,850,000	—	—	1	32,850,000	—	—
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	1	6,050,600	—	727,000	1	5,323,600	—	—	1	5,323,600	—	—
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	3	14,441,510	—	336,000	3	14,105,510	2	7,833,978	1	6,271,532	—	—
独立行政法人国立病院機構	10	33,086,708	8	6,796,871	2	26,289,837	1	865,726	—	—	1	25,424,111
独立行政法人中小企業基盤整備機構	2	79,978,464	—	—	2	79,978,464	—	—	2	79,978,464	—	—
独立行政法人国立がん研究センター	3	31,423,181	—	—	3	31,423,181	—	—	—	—	3	31,423,181
独立行政法人国立循環器病研究センター	1	649,364	—	220	1	649,144	—	—	—	—	1	649,144
独立行政法人国立国際医療研究センター	2	4,255,230	—	—	2	4,255,230	—	—	—	—	2	4,255,230
独立行政法人国立成育医療研究センター	1	824,170	—	—	1	824,170	—	—	—	—	1	824,170
国立大学法人筑波大学	1	14,613,197	—	822,118	1	13,791,079	1	13,791,079	—	—	—	—
国立大学法人京都大学	1	20,988,650	—	480,000	1	20,508,650	1	20,508,650	—	—	—	—
国立大学法人大阪大学	1	1,040,000	—	140,000	1	900,000	1	900,000	—	—	—	—
国立大学法人奈良教育大学	1	8,742,000	—	73,000	1	8,669,000	1	8,669,000	—	—	—	—
国立大学法人山口大学	1	120,198,228	—	—	1	120,198,228	—	—	1	120,198,228	—	—
日本放送協会	2	125,208,140	—	—	2	125,208,140	2	125,208,140	—	—	—	—
東日本電信電話株式会社	1	35,263,995	—	60,000	1	35,203,995	1	35,203,995	—	—	—	—
日本郵便株式会社	15	934,777,737	1	1,250,372	14	933,527,365	11	803,393,186	—	—	3	130,134,179
株式会社ゆうちょ銀行	135	4,229,396,526	11	639,385,883	124	3,590,010,643	124	3,590,010,643	—	—	—	—
株式会社かんば生命保険	127	2,359,493,929	7	141,212,255	120	2,218,281,674	120	2,218,281,674	—	—	—	—
独立行政法人農業者年金基金	2	3,162,408	—	200,000	2	2,962,408	—	—	2	2,962,408	—	—
団体計	274	8,146,980,370	22	799,416,523	252	7,347,563,847	229	6,884,797,185	12	270,056,647	11	192,710,015
総合計	469	11,615,750,099	40	1,358,487,861	429	10,257,262,238	269	7,859,166,596	113	1,652,008,193	47	746,087,449

注(1) 平成24年8月1日から25年7月31日までの是正措置の状況を記載しており、省庁等名は、25年7月31日現在の名称としている。

注(2) 日本郵便株式会社(平成24年10月1日に郵便事業株式会社を合併)、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんば生命保険に係る債権は、日本郵政公社が19年10月1日に解散したことに伴い日本郵政公社が管理していた不当事項に係る債権を承継したものである。同債権については、複数の会社に承継されているものがあるため、各欄の団体の件数を合計しても、団体計には一致しない。

注(3) 是正措置が未済となっているもののうち、独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門、独立行政法人中小企業基盤整備機構、東日本電信電話株式会社、日本郵便株式会社及び株式会社かんぼ生命保険の全件並びに株式会社日本政策金融公庫の1件47,366,571円及び株式会社ゆうちょ銀行の123件3,589,210,643円に係る債権については、償却等により資産計上から除外されているが、これらの団体は、当該債権の請求権を放棄しておらず、債権自体を引き続き管理している。

イ 金銭を返還させる是正措置が未済となっているものの現状

昭和21年度から平成22年度までの検査報告に掲記した不当事項のうち、金銭を返還させる是正措置を必要とするもので25年7月末現在では是正措置が未済となっているものが、2(2)アのとおり、429件10,257,262,238円ある。これらに対する直近1年間(24年8月1日から25年7月31日<sup>(注9)</sup>まで)の是正措置の進捗状況及び債務者等の状況を態様別に示すと、次のとおりである。

(注9) 債務者等が複数存在するために1件に複数の態様がある場合は、それぞれの態様に件数を計上しており、また、日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぼ生命保険については各社ごとに件数を計上しているため態様別の件数の計は429件と一致しない。

(ア) 債務者等が分割納付等を実施中であるもの

	省庁	105件	1,409,669,056円
	団体	113件	2,951,257,826円

これらは分割納付等が行われているが、債務者等の資力により是正措置の進捗の度合いは区々となっている。また、これらに係る直近1年間の返還額<sup>(注10)</sup>は、省庁150,507,013円、団体25,478,027円となっている。

(注10) 直近1年間の返還額 元本に充当された額のみを含めており、延滞金等に充当された額は含めていない。

(イ) 債務者等に対する督促、資産調査等が行われているものの是正措置が進捗していないもの

	省庁	101件	1,105,132,846円
	団体	178件	4,263,154,838円

これらは是正措置の完了に向け督促、資産調査等が行われているものの、是正措置が進捗していないものである。

このうち、団体における165件4,089,843,090円に係る債権については、償却等により資産計上から除外されているが、団体は、当該債権の請求権を放棄しておらず、債権自体を引き続き管理している。

(ウ) 債務者等が行方不明であるなどのため納付等の是正措置が進捗していないもの

	省庁	18件	394,896,489円
	団体	2件	133,151,183円

これらは、債務者等が行方不明又は収監中であるなどの理由により、是正措置が進捗していないものである。

3 本院の所見

2(2)イのとおり、是正措置が未済となっているものの中には、債務者等の資力が十分でなかったり、債務者等が行方不明であったりなどしているために、その回収が困難となっているものも存在するが、省庁等において、引き続き適切な債権管理を行うことなどにより、是正措置が適正かつ円滑に講じられることが肝要である。

本院は、是正措置が未済となっているものの状況について今後とも引き続き検査していくこととする。

## 第2 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に係る処置の履行状況について

検査対象	34 省庁等
検査の概要	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項として検査報告に掲記したものについて、当該処置が履行されるまでその履行状況を継続して検査するもの
改善の処置の履行状況を検査した本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項の件数	78 件(検査報告 平成 15 年度～23 年度)

### 1 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に関する検査の概要

#### (1) 検査の概要

本院は、検査の過程において会計検査院法第 34 条又は第 36 条の規定による意見表示又は処置要求を必要とする事態として指摘したところ、その指摘を契機として省庁及び団体(以下「省庁等」という。)において改善の処置を講じたものを、検査報告に本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項(以下「処置済事項」という。)として掲記している。

一方、本院は、毎年次策定している会計検査の基本方針にのっとり、検査の結果が予算の編成・執行や事業運営等に的確に反映され実効あるものとなるように、その後の是正改善等を継続して検査することとしている。検査報告に掲記した処置済事項についても、省庁等が制度を改めるなどの改善の処置が履行されること(改善の処置に基づき、その後の会計経理等が適切に行われることをいう。以下同じ。)により初めて実効あるものとなることから、当該改善の処置が履行されるまでその履行状況を継続して検査している。

#### (2) 平成 23 年度決算検査報告に掲記した改善の処置の履行状況

本院は、平成 23 年度決算検査報告に、平成 14 年度から 22 年度までの検査報告に掲記した処置済事項のうち、平成 22 年度決算検査報告において改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととしていた 100 件から、検査報告掲記時点で既に履行済であったため検査の必要がなかった 5 件を除いた 95 件についての検査の結果を掲記した。

その内訳は、改善の処置が履行されていたもの(以下「履行済」という。)が 61 件、検査した範囲では改善の処置が履行されていたもの(以下「検査分履行済」という。)が 33 件、改善の処置が一部履行されていなかったもの(以下「一部不履行」という。)が 1 件となっており、改善の処置が全く履行されていなかったもの(以下「不履行」という。)は 0 件となっていた。

そして、上記の検査分履行済 33 件と一部不履行 1 件との計 34 件及び平成 23 年度決算検査報告に新たに掲記した処置済事項 53 件の合計 87 件について、改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととした。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性等の観点から、改善の処置が履行されているかなどに着眼して、上記の87件のうち、検査報告掲記時点で既に履行済であったなどのため検査の必要がなかったもの(以下「検査の必要がなかったもの」という。)7件、及び今年次は履行状況の検査の対象となる会計経理等の実績がなかったことから検査を実施しなかったもの(以下「検査の対象となる会計経理等の実績がなかったもの」という。)2件を除いた78件について、24年8月から25年7月までの間に、関係する34省庁等のうち、32省庁等において会計実地検査を行うとともに、2団体については、報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

### (検査の結果)

上記の78件について改善の処置の履行状況を検査したところ、履行済が45件、検査分履行済が33件となっており、一部不履行及び不履行は0件となっていた。これを、平成23年度決算検査報告に掲記した処置済事項に係る改善の処置の履行状況と、15年度から22年度までの検査報告に掲記した処置済事項に係る改善の処置の履行状況とに分けて記述すると、次のとおりである。

#### (1) 平成23年度決算検査報告に掲記した処置済事項に係る改善の処置の履行状況

平成23年度決算検査報告に掲記した処置済事項53件のうち、検査の必要がなかったもの6件及び検査の対象となる会計経理等の実績がなかったもの1件を除いた46件について検査したところ、履行済が33件、検査分履行済が13件となっていた。

#### (2) 15年度から22年度までの検査報告に掲記した処置済事項に係る改善の処置の履行状況

15年度から22年度までの検査報告に掲記した処置済事項のうち、改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととしていた34件のうち、検査の必要がなかったもの1件及び検査の対象となる会計経理等の実績がなかったもの1件を除いた32件について検査したところ、履行済が12件、検査分履行済が20件となっていた。

なお、平成23年度決算検査報告の一部不履行1件については、改善の処置が履行されていたことから、上記の履行済12件に含まれている。

上記の(1)及び(2)に係る改善の処置の履行状況を検査報告年度別及び省庁等別に示すと、表1及び表2のとおりである。

表1 検査報告年度別の改善の処置の履行状況 (単位：件)

検査報告年度	改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととした処置済事項 (A)	検査の必要がなかったもの (B)	検査の対象となる会計経理等の実績がなかったもの (C)	検査対象の処置済事項 (A)-(B)-(C)	改善の処置の履行状況			
					履行済	検査分履行済	一部不履行	不履行
平成15年度	1	—	—	1	1	—	—	—
17年度	1	—	—	1	1	—	—	—
18年度	1	—	—	1	—	1	—	—
19年度	4	—	—	4	2	2	—	—

検査報告 年度	改善の処置 の履行状況 を継続して 検査してい くこととし た処置済事 項 (A)	検査の必要 がなかった もの (B)	検査の対象 となる会計 と経理等の実 績がなかつ たもの (C)	検査対象の 処置済事項 (A)-(B)-(C)	改善の処置の履行状況			
					履行済	検査分 履行済	一部 不履行	不履行
					20年度	6	—	—
21年度	6	—	—	6	3	3	—	—
22年度	15	1	1	13	2	11	—	—
計	34	1	1	32	12	20	—	—
23年度	53	6	1	46	33	13	—	—
合計	87	7	2	78	45	33	—	—

表2 省庁等別の改善の処置の履行状況

(単位：件)

省庁等名 (平成25年7月31日現在)	検査対象の 処置済事項	改善の処置の履行状況			
		履行済	検査分 履行済	一部 不履行	不履行
内閣府(警察庁)	1	—	1	—	—
総務省	3	2	1	—	—
法務省	7	1	6	—	—
外務省	2	1	1	—	—
財務省	1	1	—	—	—
文部科学省	2	1	1	—	—
厚生労働省	7	2	5	—	—
農林水産省	9	5	4	—	—
経済産業省	2	2	—	—	—
国土交通省	5	3	2	—	—
防衛省	3	2	1	—	—
株式会社日本政策金融公庫	1	1	—	—	—
日本銀行	2	1	1	—	—
東日本高速道路株式会社	2	2	—	—	—
中日本高速道路株式会社	2	2	—	—	—
西日本高速道路株式会社	2	2	—	—	—
独立行政法人国立青少年教育振興機構	1	1	—	—	—
独立行政法人森林総合研究所	1	1	—	—	—
独立行政法人水産総合研究センター	1	1	—	—	—
独立行政法人海技教育機構	1	1	—	—	—
独立行政法人国立印刷局	2	2	—	—	—
独立行政法人北方領土問題対策協会	1	1	—	—	—
独立行政法人国際協力機構	1	1	—	—	—
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	1	—	1	—	—
独立行政法人科学技術振興機構	1	1	—	—	—
独立行政法人日本貿易振興機構	1	1	—	—	—
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	1	1	—	—	—

省庁等名 (平成25年7月31日現在)	検査対象の 処置済事項	改善の処置の履行状況			
		履行済	検査分 履行済	一部 不履行	不履行
独立行政法人海洋研究開発機構	1	1	—	—	—
独立行政法人都市再生機構	1	1	—	—	—
独立行政法人日本原子力研究開発機構	1	1	—	—	—
阪神高速道路株式会社	1	1	—	—	—
東日本電信電話株式会社	4	1	3	—	—
西日本電信電話株式会社	6	—	6	—	—
株式会社ゆうちょ銀行	1	1	—	—	—
計	78	45	33	—	—

### 3 本院の所見

処置済事項については、省庁等において改善の処置を講じた事項に係る処置が確実に履行されることが肝要である。

本院は、前記の検査分履行済33件、検査の対象となる会計経理等の実績がなかったもの2件及び平成24年度決算検査報告に掲記した処置済事項64件の計99件について、改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととする。

**第4章 国会及び内閣に対する報告並び  
に国会からの検査要請事項に関  
する報告等**

## 第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの 検査要請事項に関する報告等

### 第1節 国会及び内閣に対する報告

平成24年11月から25年10月までの間に、会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に報告した事項は8件あり、これら8件の報告事項名、報告年月日及び報告事項の「第3章 個別の検査結果」における掲記の状況は、表のとおりである。

表 会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に報告した事項

事項 番号	報 告 事 項 名	報告年月日	報告事項の「第3章 個別の検査結果」における掲記の状況
①	東日本大震災からの復旧・復興事業における入札不調について	平成 25年7月29日	—
②	官庁会計システムを利用した国庫債務負担行為に係る事務処理の作業手順を見直すなどして誤びゅう発生を防止するための取組を行うことにより、債務に関する計算書の計数の正確性が確保されるよう財務大臣に対して是正改善の処置を求めたもの	25年7月29日	「意見を表示し又は処置を要求した事項」として掲記  (145ページ参照)
③	本州四国連絡道路に係る債務の返済等の状況及び本州四国連絡高速道路株式会社の経営状況について	25年9月19日	—
④	東日本大震災等の被災者の居住の安定確保のための災害公営住宅の整備状況等について	25年9月19日	—
⑤	独立行政法人における政府出資金等の状況について	25年9月19日	—
⑥	漁船保険中央会が水産庁から交付金の交付を受けて設置造成している漁船保険振興事業資金の有効活用を図るよう水産庁長官に対して意見を表示したもの	25年9月19日	「意見を表示し又は処置を要求した事項」として掲記  (409ページ参照)
⑦	国庫補助金等により基金法人に設置造成された基金の状況について	25年10月16日	—
⑧	東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染に対する除染について	25年10月16日	—

表に掲げた報告事項8件のうち第3章に掲記した2件を除く6件についての概要は、次のとおりである。

## 第1 東日本大震災からの復旧・復興事業における入札不調について

検査対象	国土交通省、農林水産省、東北地方整備局、東北農政局、3県、21市町		
事業の根拠	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)等		
災害復旧事業等の概要	東日本大震災における地震及び津波により被災した河川、海岸、道路等の公共土木施設等を復旧する事業等		
災害復旧事業等に 係る工事の入札 等の件数及び 契約金額	入札等の件数	4,538件	
	契約金額	5622億9170万円 (平成23年10月から24年9月まで)	
	直轄事業	1,123件	2576億1636万円
	補助事業	3,415件	3046億7534万円 (国庫補助金等相当額 2081億8133万円)

### 1 検査の背景

#### (1) 国の復旧・復興計画への取組

東日本大震災からの復旧・復興は我が国の大きな課題となっており、国は、東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生を図ることを目的として、東日本大震災復興基本法(平成23年法律第76号)を制定している。そして、国は、平成23年7月29日に、同法に基づき「東日本大震災からの復興の基本方針」を決定して、被災各県の復興計画等を踏まえ、復興期間を23年度から32年度までの10年間とし、特に、被災地の一刻も早い復旧・復興を目指す観点から、復興需要が高まる当初の5年間(23年度から27年度まで)を集中復興期間としている。

また、国は、5年間の集中復興期間に実施する事業等の規模については、国と地方(公費分)とを合わせて少なくとも23.5兆円程度と見込んでいる。

#### (2) 災害復旧事業等の概要

国は、災害の速やかな復旧を図ることを目的として、河川、海岸、道路、港湾、下水道、漁港等の施設が被災した場合には公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号。以下「負担法」という。)等により、復旧に係る費用の一部を負担することとしている(以下、国又は地方公共団体が負担法等の対象となっている上記の公共土木施設等を復旧する事業を「災害復旧事業」という。)。そして、岩手県、宮城県及び福島県(以下「東北3県」という。)並びに管内市町村は、被災した公共土木施設等の災害復旧事業については、おおむね27年度の完了を目指すこととしている。

また、国は、東日本大震災による被災者の居住の安定確保を図るための災害公営住宅整備事業、三陸沿岸道路の緊急整備事業等の復興事業について、復興に係る費用を負担することとしており、今後、災害復旧事業に続き復興事業に係る相当量の公共工事の発注が見込まれている。

#### (3) 国及び地方公共団体の入札及び契約制度

国は、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下

〔予決令〕という。)等に従い、地方公共団体は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)等に従い、それぞれ入札及び契約の事務を実施している。

そして、国は、予決令により、必要があるときは、契約の種類ごとに、その金額等に応じて、工事等の実績、経営の規模等について一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めることができるなどとされている。また、地方公共団体は、施行令により、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、契約の種類及び金額に応じて、工事等の実績、経営の規模等を要件とする資格を定めることができるなどとされている。

これにより、事業主体となる国及び地方公共団体は、あらかじめ入札に参加を希望する者を対象に資格審査を行い、その結果により、建設事業者を4段階等の等級に区分するとともに、等級ごとに発注可能な標準的な工事金額を定めたり(以下「発注標準」という。)、工事の予定価格から発注標準に基づき、入札参加資格として入札に参加できる等級を指定したり(以下「等級要件」という。)している。

また、事業主体は、入札参加資格として事業所の所在地を一定の地域内に限定する要件(以下「地域要件」という。)を定めたり、当該工事の規模や技術的難易度等に応じて、建設事業者の施工実績等の技術的な要件(以下「施工実績要件」という。)を定めたりなどしている。

#### (4) 国の入札不調への対応

東北3県において、労働者が不足したり、労務費が上昇したりなどして、災害復旧事業及び復興事業(以下「復旧・復興事業」という。)に係る工事の入札について、応札者がいなかったり、応札者はいるが入札価格が予定価格を上回ったりすることなどによる入札の不成立、又は、随意契約について、見積書の提出者がいなかったり、提出者はいるが見積価格が予定価格を上回ったりすることによる契約の不成立(以下、これらの事態を合わせて「入札不調」という。)が増加するなどしており、復旧・復興事業の円滑な施工の確保が課題となっている。

このような入札不調の発生を抑制するとともに、復旧・復興のための人材の確保や予定価格の適切な算定等に連携して取り組むために、国土交通省、農林水産省等の関係省庁、東北3県、仙台市、事業者団体等で構成する「復旧・復興事業の施工確保に関する連絡協議会」(以下「連絡協議会」という。)が23年12月に発足し、25年5月までの計6回にわたり復旧・復興事業の施工の確保に関して協議を行っている。

## 2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

### (1) 検査の観点及び着眼点

東日本大震災に係る全国の避難者等の数は、復興庁によれば、25年4月4日現在で約30万9000人とされており、また、被災地からの人口流出も顕著となっているため、一刻も早い被災者の生活再建と安定が急務であり、早期の復旧・復興事業の実施が求められているところである。一方、地震及び津波により甚大な被害を受けた東北3県における復旧・復興事業に係る工事において、入札不調が発生しているところである。

そこで、入札不調の発生を抑制し、速やかに復旧・復興事業が実施されることが重要であることから、効率性、有効性等の観点から、次の点に着眼して検査を行った。

ア 事業主体が実施する直轄事業又は補助事業に係る工事の入札等において、入札不調はどの程度発生しているか。また、その原因は何か。

イ 国が講じている入札不調対策は事業主体にどの程度導入されているか。また、事業主体が独自に導入している入札不調対策にはどのようなものがあるか。

ウ 国が講じている入札不調対策は入札不調の発生を抑制するために効果的なものとなっているか。また、今後、入札不調の発生を抑制していく上で、事業主体側に改善すべき点はないか。

## (2) 検査の対象及び方法

本院は、東北地方整備局及び東北農政局並びに東北3県及び管内の太平洋沿岸部<sup>(注1)</sup>13市町、内陸部<sup>(注2)</sup>8市、計21市町において、23年10月から24年9月までに入札に付すなどされた復旧・復興事業等に係る予定価格が1000万円以上の工事計4,538件(直轄事業1,123件、補助事業3,415件)、契約金額計5622億9170万余円(直轄事業2576億1636万余円、補助事業3046億7534万余円(うち国庫補助金等相当額2081億8133万余円))<sup>(注3)</sup>について、入札不調の発生状況の分析を行うとともに、入札公告等の関係書類を確認するなどして、会計実地検査を行った。また、国土交通省及び農林水産省において、入札不調対策の取組状況を聴取するなどして、会計実地検査を行った。

さらに、受注者側が入札への参加を見合わせるなどした理由等について実態を把握するために、東北3県及び近隣の青森県、秋田県及び山形県(以下「近隣3県」という。)に所在する建設事業者3,000者に対して質問票による意識調査を行った。

(注1) 太平洋沿岸部13市町 宮古、大船渡、陸前高田、釜石、仙台、石巻、気仙沼、名取、いわき、相馬各市、山田、南三陸、新地各町

(注2) 内陸部8市 一関、奥州、白石、登米、福島、郡山、白河、須賀川各市

(注3) 補助事業における契約金額には、金額を把握できなかったため計上していないものもある。

(注4) 国庫補助金等相当額は、決算等が完了する前に会計実地検査を行ったことなどから、概算で算出している。

## 3 検査の状況

### (1) 入札不調の発生状況等

ア 入札不調の発生状況

(ア) 事業主体別の入札不調の発生状況

東北3県において、23年10月から24年9月までに入札に付すなどされた4,538件の工事に係る入札不調の発生割合は、表1のとおり、直轄事業と補助事業の合計で見ると、件数で21.1%、金額で11.2%となっている。

表1 事業主体別の入札不調の発生件数、金額及び発生割合(平成23年10月から24年9月まで)  
(単位：件、百万円)

事業区分	事業主体	入札不調		落札		計		入札不調発生割合	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
直轄事業	東北地方整備局	151	13,187	824	248,903	975	262,091	15.4%	5.0%
	東北農政局	26	2,023	122	23,628	148	25,651	17.5%	7.8%
	計	177	15,210	946	272,532	1,123	287,743	15.7%	5.2%

事業区分	事業主体	入札不調		落札		計		入札不調発生割合	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
補助事業	岩手県	29	794	387	47,036	416	47,831	6.9%	1.6%
	宮城県	264	28,663	704	143,468	968	172,131	27.2%	16.6%
	福島県	67	3,646	402	49,823	469	53,470	14.2%	6.8%
	計	360	33,104	1,493	240,328	1,853	273,432	19.4%	12.1%
	岩手県管内の7市町	39	2,526	198	15,159	237	17,685	16.4%	14.2%
	宮城県管内の7市町	291	20,882	540	34,925	831	55,808	35.0%	37.4%
	福島県管内の7市町	92	2,295	402	18,988	494	21,283	18.6%	10.7%
	計	422	25,703	1,140	69,073	1,562	94,777	27.0%	27.1%
合計		959	74,019	3,579	581,934	4,538	655,953	21.1%	11.2%

注(1) 金額は予定価格(税抜き)の合計額である。

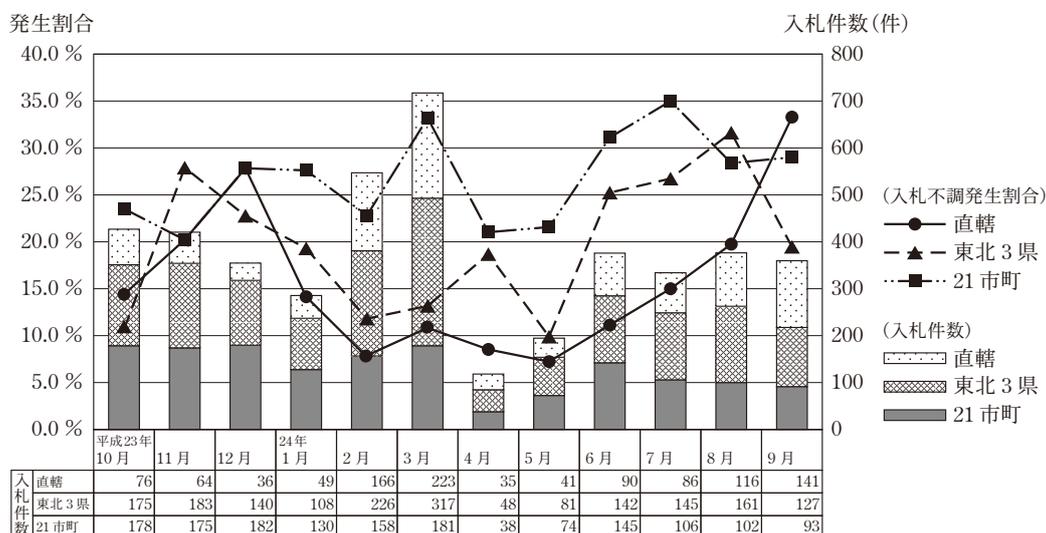
注(2) 工事の件数及び金額は、入札不調となり再度公告を行い入札に付すなどした場合には、それぞれを件数及び金額に再度計上している。

注(3) 入札等の件数 4,538 件のうち平成 23 年 10 月から 24 年 9 月までに契約に至った 3,579 件の契約金額は計 5622 億 9170 万余円となっている。

(イ) 入札不調の発生割合等の推移

事業主体別に入札不調の発生割合の推移についてみると、図 1 のとおり、東北地方整備局、東北農政局及び東北 3 県については、24 年 2 月から同年 5 月にかけて 15% 以下まで一旦低くなっている期間もあるが、その後、同年 6 月頃から増加している。また、21 市町については、20% 以上で推移している。

図 1 入札不調の発生割合等の推移(平成 23 年 10 月から 24 年 9 月まで)



イ 入札不調が発生することによる工事の遅延状況

入札不調が発生すると、事業主体の発注担当者は再度公告を行い入札に付して(以下、このことを「再度公告入札」という。)、落札されるように、工事内容等を見直したり、入札事務が再び発生したりするため、再度公告入札を実施するまでに相応の時間を要することになり、その分、工事が遅延することも考えられる。そこで、24 年 9 月末時点において、再度公告入札を実施して落札者が決定した工事の当初入札日から再度公告入札日までの期間等について、東北 3 県及び 21 市町の工事において確認できた 267

件についてみると、3か月を超えている工事は59件、このうち6か月を超えている工事は9件となっていた。

**(2) 東北3県における労働者、建設資材の需給の動向等**

東北3県における建築、土木関係の職種の有効求人倍率についてみると、3県とも東日本大震災の発生後は高くなっており、人手不足の深刻な状況が続いている。なお、東日本大震災以降は、鉄筋工、型枠工等の技能労働者(以下「技能者」という。)の賃金に変動が見受けられるとされており、技能者に対する賃金の支払実態の調査等に基づき定められる公共工事の予定価格の積算に必要な設計労務単価(以下「公共工事設計労務単価」という。)は、上昇傾向となっている。

また、東北3県で実施される復旧・復興事業に係る工事において最も必要とされる建設資材として生コンクリートがあるが、その骨材として使用する砂及び砕石並びに生コンクリートの需給の動向についてみると、震災後ひっ迫した傾向にある。そして、震災以降の生コンクリートの単価を震災前の単価と比較してみると、仙台地区においては、25年2月以降の価格が震災前に比べて40%超と高い上昇率となっていた。

**(3) 国が講じている入札不調対策**

連絡協議会は、24年2月の協議において、入札不調の原因としては、主に技術者や技能者の不足、実勢価格と予定価格とのかい離の二つが考えられるとしている。また、同年6月の協議において、今後、本格的に復興事業に係る工事が発注される段階ではこれまで以上の入札不調対策が求められるとしている。そして、これらの連絡協議会の内容を踏まえて、国土交通省及び農林水産省は、表2のとおり、技術者や技能者を確保したり、予定価格等を適切に算定したりするための入札不調対策を講じ、東北地方整備局、東北農政局、東北3県等に対して、通知等を発出して周知している。

表2 入札不調対策の概要

目 的	入 札 不 調 対 策
ア (注) 技術者や技能者の確保のための対策	① 復興JV制度の活用
	② 1人の主任技術者が管理できる近接工事等の明確化
イ 予定価格等の適切な算定のための対策	③ 実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の設定
	④ 急激な物価変動に伴う請負代金額の変更(インフレスライド)
	⑤ 急激な物価変動に伴う請負代金額の変更(単品スライド)
	⑥ 発注ロットの拡大を踏まえた間接工事費の算出、点在する工事箇所ごとの工事費の算定
	⑦ 被災地以外からの技術者・技能者の確保に要する追加費用への対応
	⑧ 宿泊等に係る間接費の設計変更の導入
	⑨ 建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更の導入

(注) 技術者とは、建設業法(昭和24年法律第100号)等に規定する一定の国家資格、実務経験等を有する者であり、工事現場において工事の施工の技術上の管理を行うため、下請代金の多寡により監理技術者又は主任技術者の配置が必要となる。

上記の各対策の内容は、次のとおりとなっている(各対策には表2に対応する番号を付してある。)

## ア 技術者や技能者の確保のための対策

## (ア) 復興JV制度の活用(①)

東北3県における建設工事については、不足する技術者や技能者を広域的な観点から確保することを可能とするため、被災地域の地元の建設事業者が被災地域外の建設事業者と結成する共同企業体が入札に参加できる制度(以下、この共同企業体を「復興JV」といい、復興JVが入札に参加できる制度を「復興JV制度」という。)を試行的に導入した。

## (イ) 1人の主任技術者が管理できる近接工事等の明確化(②)

工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が5km程度の近接した場合において同一の建設事業者が施工するものについては、1人の専任の主任技術者が原則2件程度の工事を管理することができることとした。

## イ 予定価格等の適切な算定のための対策

## (ア) 実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の設定(③)

東北3県における公共工事設計労務単価について、労働市場の実勢価格を反映させることに加えて、被災地等の入札不調の抑制のために単価を引き上げるなどした。

## (イ) 急激な物価変動に伴う請負代金額の変更(④、⑤)

予期することのできない特別の事情により、工期内に急激な物価変動を生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、受注者は請負代金額の増額変更を請求することができるなどとされている(以下、このことを「インフレスライド」という。)。しかし、この運用について具体的な基準等がなかったことから、適用対象工事、請負代金の変更額の算定式等の運用基準を定めた。また、特別な要因により工期内に主要な工事材料の価格が著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者はその変更を請求することができるなどとされている(以下、このことを「単品スライド」という。)

## (ウ) 発注ロットの拡大を踏まえた間接工事費の算出、点在する工事箇所ごとの工事費の算定(⑥)

市町村をまたがなくても、積算額と実際に要する費用との間にかい離が生ずるおそれがあると事業主体が判断する工事については、市町村より狭い範囲で工事箇所を設定して、この工事箇所ごとに間接工事費を算出できることとした。

## (エ) 被災地以外からの技術者・技能者の確保に要する追加費用への対応、宿泊等に係る間接費の設計変更の導入(⑦、⑧)

現行の積算基準による積算では技術者・技能者に係る宿泊費等にかい離が生ずることが想定されるとして、共通仮設費率及び現場管理費率に補正係数を乗ずることにより対応することとした。また、契約締結後、技術者・技能者の確保に要する方策に変更があった場合に必要になる宿泊費、技術者・技能者の輸送に要する費用等については、設計変更により対応することとした。

## (オ) 建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更の導入(⑨)

工事実施段階において当初の調達条件により難しい場合には、調達の実態を反映して、輸送費、購入費等については、設計変更により対応することとした。

以上のとおり、①は入札に参加できる者を増やそうとする対策であり、②は入札に参加できる機会を増やそうとする対策である。また、③、⑥及び⑦は実勢価格を反映した予定価格とすることにより、④、⑤、⑧及び⑨は受注者が契約締結後に採算が合わなくなる懸念を払拭することにより、建設事業者が入札に参加しやすくしようとするなどする対策である。

#### (4) 入札不調対策の導入状況、活用実績等

##### ア 事業主体における入札不調対策の導入状況及び活用実績

事業主体における国の入札不調対策の導入状況及び活用実績についてみると、表3のとおり、東北地方整備局、東北農政局及び東北3県についてはほとんどの対策は導入されて活用されているが、一部の市町については導入されていない対策も見受けられた。また、導入されているものの活用率の低い対策も見受けられた。

表3 各事業主体における国の入札不調対策の導入状況及び活用実績

事業主体	入 札 不 調 対 策									
	① 復興JV制の活用	② 1人の主任技術者が管理できる近接工事等の明確化	③ 実勢価格を反映した公共工事単価の設定	④ 急激な物価変動に伴う代金の変更(インフレスライド)	⑤ 急激な物価変動に伴う金額の変更(単品スライド)	⑥ 発注の踏問を踏まえた工事費の算出、工事費の点検と工事費の算定	⑦ 被災者・技術者の確保に要する追加費用への対応	⑧ 宿泊等間の接費の導入	⑨ 建設資材の遠隔地からの調達計画の変更	
東北地方整備局	○	△	○	○	○	○	○	○	○	
東北農政局	△	○	○	△	△	△	○	○	○	
岩手県	○	○	○	△	△	○	○	○	○	
宮城県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
福島県	○	○	○	○	△	○	○	○	△	
岩手県	宮古市	×	○	○	△	△	○	○	△	△
	大船渡市	×	○	○	△	△	○	○	×	△
	陸前高田市	×	×	○	△	△	×	○	△	○
	釜石市	×	△	○	△	○	○	△	△	△
	山田町	×	○	○	△	△	△	×	×	×
	一関市	×	×	○	△	△	△	○	×	×
	奥州市	×	○	○	△	△	×	×	×	×
宮城県	仙台市	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	石巻市	○	○	○	○	△	○	○	○	○
	気仙沼市	×	△	○	△	△	○	○	○	△
	名取市	×	○	○	△	△	○	○	△	△
	南三陸町	×	○	○	△	△	○	○	△	×
	白石市	×	○	○	△	△	×	○	×	×
	登米市	×	○	○	○	△	○	○	△	△
福島県	いわき市	×	○	○	△	△	△	○	△	△
	相馬市	×	○	○	△	△	△	△	△	△
	新地町	×	△	○	△	×	△	△	×	△
	福島市	×	△	○	△	△	×	○	×	×
	郡山市	×	△	○	△	○	△	△	△	△
	白河市	×	△	○	△	△	△	×	△	×
	須賀川市	×	○	○	△	△	△	△	×	△
計26事業主体	○(A)	6	17	26	6	5	13	18	8	7
	△(B)	1	7	0	20	20	9	5	10	12
	×	19	2	0	0	1	4	3	8	7
導入率((A+B)/26)	26.9%	92.3%	100.0%	100.0%	96.1%	84.6%	88.4%	69.2%	73.0%	
活用率(A/(A+B))	85.7%	70.8%	100.0%	23.0%	20.0%	59.0%	78.2%	44.4%	36.8%	

注(1) 平成25年3月現在の状況である。

注(2) 「○」は導入済みで活用実績があるもの、「△」は導入済みであるが活用実績がないもの、「×」は導入していないものである。

## イ 復興JV制度の活用

事業主体において復興JVが落札した工事件数は、表4のとおり、制度の試行が始まってから1年以上が経過しているものの、計23件となっていた。そして、東北地方整備局においては、復興JVを対象として入札が行われた工事件数63件のうち復興JVが入札に参加した工事件数は9件となっており、また、東北農政局においては、これまで復興JVが参加できる入札を行っていなかった。

表4 各事業主体における復興JV制度の落札工事件数等

事業主体	復興JVの結成数	復興JVを対象とした入札工事件数	左のうち復興JVが入札に参加した工事件数	左のうち復興JVが落札した工事件数
東北地方整備局 (河川、道路等の工事)	1	36	7	1
東北地方整備局 (港湾及び空港工事)	2	27	2	1
東北地方整備局の計	3	63	9	2
東北農政局	0	0	0	0
岩手県	19	—	—	5
宮城県	72	170	—	6
福島県	14	12	10	9
仙台市	6	61	0	0
石巻市	12	—	—	1
合計				23

注(1) 連絡協議会(第5回及び第6回)の資料等により作成している。

注(2) 東北地方整備局、東北農政局、福島県及び仙台市は平成25年3月31日現在、岩手県、宮城県及び石巻市は25年2月14日現在のものである。

注(3) 件数が把握できなかったものについては「—」としている。

## (5) 事業主体における独自の入札不調対策

### ア 入札参加資格の緩和

入札参加資格については、工事の品質を確保しつつ緩和することにより、入札参加者が増加することが期待されることから、東北地方整備局、東北農政局、東北3県等の入札参加資格及びその緩和状況についてみると次のとおりとなっている。

すなわち、東北農政局は災害復旧事業に係る工事について原則として地域要件を定めないこととしており、また、東北地方整備局は復旧・復興事業に係る一部の工事について当初の入札から地域要件を緩和することとしている。

また、災害復旧事業に係る工事の入札不調対策として、同種工事の施工実績について工種のみを入札参加資格とし、施工規模については要件として求めないこととするなどして、施工実績要件を緩和している事業主体が見受けられた。

さらに、本来、特定の等級に属する建設事業者に入札参加が認められる工事のうち工事難易度の低い一部の工事については、直近下位の等級に属する建設事業者の入札参加も認めて、等級要件を緩和している事業主体が見受けられた。

イ 建設資材の不足に対する事業主体の対策

(ア) 生コンクリートの需給予測

東北地方整備局は、東北3県における国、地方公共団体等が発注する工事での建設資材の需要の見込数量及び事業者団体における建設資材の供給可能量について定期的に調査を実施して、国、地方公共団体、供給事業者の団体等に対して、その需給見通しなどの情報を提供している。そして、これによれば25年度から28年度までの東北3県の沿岸部の9地区における生コンクリートの需給予測において、需要量が供給可能量を大幅に上回る地区が見受けられた。

(イ) 代替品の活用、遠隔地からの調達等

東北3県の沿岸部では、港湾工事等に使用する割栗石、コンクリート用又は道路用の骨材、生コンクリート等の建設資材の不足が著しいことから、個々の建設事業者だけでは解決できない問題であるとして、東北地方整備局、東北農政局及び宮城県は、二次製品の活用により需要量を減少させたり、遠隔地からの調達により供給量を増加させたりするなどの対策を執っている。

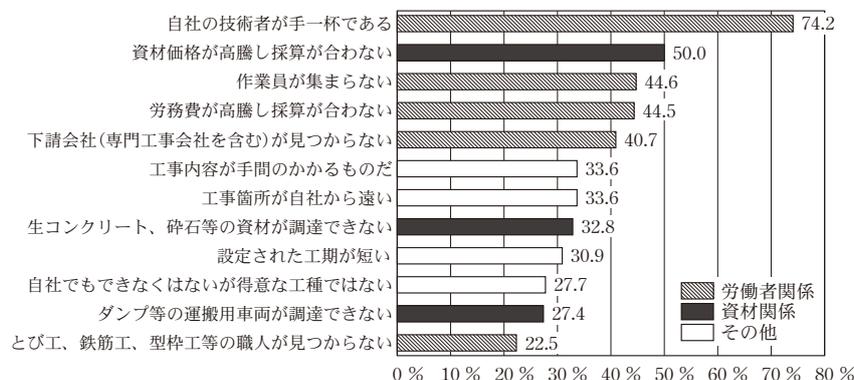
(6) 入札不調対策等に対する意識調査

復旧・復興事業を迅速かつ円滑に実施していくためには、これまで講じられた入札不調対策の効果を検証して、その結果によっては更なる対策を講ずるよう検討することも必要である。そして、入札不調対策の効果の検証に当たっては、受注者となる建設事業者において、入札不調対策に対してどのような意識を持っているのかなどを把握しておくことも重要である。そこで、東北3県及び近隣3県に所在する建設事業者のうち各県に登録されている建設事業者からそれぞれ1,500者を抽出して、計3,000者に対して25年4月に質問票により意見を徴取したところ、東北3県927者、近隣3県979者、計1,906者(回答率63.5%)から回答が得られた。

入札への不参加理由、入札不調対策に関する認知度、評価等、建設事業者の受注余力等、入札参加資格の緩和の各項目に対する回答は次のとおりとなっている。

ア 東北3県の建設事業者のうち復旧・復興工事について、入札参加資格があるのに一般競争入札への参加を見合わせたことや、指名競争入札の指名通知を受けたが入札を辞退したことがあるとした者は71.1%となっており、その主な理由は、図2のとおり、自社の技術者が手一杯であるとした者が74.2%と相当の割合を占めるなど労働者関係の理由が大半を占めていた。

図2 入札不参加の主な理由 (単位：%)



(注) 複数回答を可としているため、各理由の割合を合計しても100%にはならない。

イ 東北3県の事業主体が執った入札不調対策の内容について、建設事業者が受注した後  
に費用が増加し赤字になるという懸念を払拭するための対策である建設資材の遠隔地か  
らの調達に伴う設計変更の導入を知らないとしている者の割合が東北3県の建設事業者  
については51.8%、近隣3県の建設事業者については77.4%、宿泊等に係る間接費の設  
計変更の導入を知らないとしている者の割合が東北3県の建設事業者については  
48.4%、近隣3県の建設事業者については75.8%などとなっていた。

ウ 東北3県の建設事業者において、国が講じている入札不調対策について、その内容を  
よく知っている又は少しは知っているとしている者における評価は、効果があるとやや  
効果があるとを合わせた者の割合は、復興JV制度については44.0%となっていた一方  
で、急激な物価変動に伴う請負代金額の変更、建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計  
変更の導入等のその他の対策については60%程度となっていた。

エ 会社の手持ち工事の件数や規模、技術者の数を考慮した東北3県の建設事業者の今後  
の受注余力について、あまり余力がないとした者の割合は34.1%、ほとんど余力がない  
とした者の割合は13.0%となっていた。また、近隣3県の建設事業者のうち東北3県  
で実施される復旧・復興事業に係る工事について、今後、受注する予定がある又は受注  
を希望している者は46.8%となっていた。

オ 復旧・復興事業に係る工事に関する入札不調対策として、地域要件、施工実績要件及  
び等級要件の緩和を図ることについて、東北3県の建設事業者の意向をみると、賛成と  
条件付きで賛成とを合わせた者の割合が50%を超えていた。

#### 4 所見

##### (1) 検査の状況の概要

東日本大震災に係る復旧・復興事業の早期の実施が求められている中、地震及び津波に  
より甚大な被害を受けた東北3県における復旧・復興事業に係る工事において、入札不調  
が発生している。そして、今後も多額の復旧・復興事業の実施が見込まれていることか  
ら、入札不調の発生を抑制し、速やかに復旧・復興事業が実施されることが重要である。

本院は、直轄事業及び補助事業に係る工事の入札等において、入札不調はどの程度発生  
しており、その原因は何か、国が講じている入札不調対策は事業主体にどの程度導入され  
ているか、また、入札不調対策は入札不調の発生を抑制するために効果的なものとなっ  
ているかなどに着眼して検査を行ったところ、次のような状況が見受けられた。

ア 23年10月から24年9月までに入札に付すなどされた復旧・復興事業等に係る工事  
の入札不調の発生割合は、直轄事業と補助事業を合わせて件数で21.1%となってい  
た。

イ 入札不調が発生した場合には、再度公告入札を実施するまでに工事内容等の見直しな  
どのために相応の時間を要することになるが、東北3県等の工事において確認できた  
267件についてみると、当初入札日から再度公告入札日までの期間等が3か月を超えて  
いる工事は59件、このうち6か月を超えている工事は9件となっていた。

ウ 東北3県においては、震災後、技能者等が不足して公共工事設計労務単価が上がった  
り、生コンクリート等の建設資材の需給がひっ迫して価格が上昇したりしていた。

エ 東北地方整備局、東北農政局及び東北3県については、ほとんどの入札不調対策は導  
入され活用されているが、一部の市町については、導入されていない対策も見受けられ

- た。また、入札不調対策が導入されているものの、活用率の低い対策も見受けられた。
- オ 被災地で不足する技術者や技能者を広域的な観点から確保するための復興JV 制度については、同制度が試行されてから1年以上が経過しているが、東北地方整備局においては、復興JV を対象として入札が行われた工事件数63件のうち復興JV が入札に参加した工事件数は9件となっており、また、東北農政局においては、これまで復興JV が参加できる入札を行っていなかった。
- カ 事業主体の中には、入札不調対策として当初の入札から地域要件、施工実績要件及び等級要件の緩和を行っている事例が見受けられた。
- キ 東北3県の沿岸部における25年度から28年度までの生コンクリートの需要予測によると、需要量が供給可能量を大幅に上回る地区が見受けられ、事業主体の中には、二次製品を活用したり、骨材を遠隔地から調達したりするなどの取組を行っている事例が見受けられた。
- ク 東北3県及び近隣3県の各県の登録建設事業者に対して復旧・復興事業に係る工事の入札不調対策等に対する意識調査を実施したところ、次のとおりとなっていた。
- (ア) 東北3県の建設事業者において、入札参加資格があるのに一般競争入札への参加を見合わせるなどしたことがあるとした者は7割程度となっており、その理由は自社の技術者が手一杯であるとした者が7割超と相当の割合を占めるなど労働者関係の理由が大半を占めていた。
- (イ) 受注後に費用が増加し赤字になるという建設事業者の懸念を払拭するための建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更の導入等の対策について、知らないとしている者が東北3県の建設事業者において5割程度、近隣3県の建設事業者において6割を超えていた。
- (ウ) 東北3県の建設事業者において、国が講じている入札不調対策について、効果があるとやや効果があるとを合わせた者が復興JV 制度については4割程度となっている一方で、急激な物価変動に伴う請負代金額の変更、建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更の導入等のその他の対策については6割程度となっていた。
- (エ) 東北3県の建設事業者において受注余力がないなどとしている者が5割程度を占めており、また、近隣3県の建設事業者の5割程度は復旧・復興事業に係る工事への参入意欲がある状況となっていた。
- (オ) 東北3県の建設事業者において、入札参加資格の緩和について、賛成と災害復旧事業に限定するなどの条件付きで賛成とを合わせた者が5割を超えていた。

## (2) 所見

東日本大震災の被災地では、速やかな復旧・復興が待ち望まれているが、東北3県における復旧・復興事業に係る工事において、技術者、技能者等の人材、砂、碎石、生コンクリート等の建設資材の不足が生ずることなどにより、入札不調が高い割合で発生している。さらに、同一の工事について、入札不調が繰り返されることにより発注担当者の業務量が増えることはもとより、工事の完成が遅れることも懸念される。

これに対して、事業主体は、国土交通省及び農林水産省から発出された通知等を受けて、入札不調を解消すべく各種の対策を実施しているが、東北3県においては、海岸、河川、下水道等の災害復旧事業に加えて、住民の生活に直結する仮設住宅の入居者等のため

の災害公営住宅の整備、三陸沿岸道路の整備等の復興事業が予定されており、これらを合わせると27年度までの集中復興期間を中心に工事の発注量が膨大なものになることが見込まれることから、今後の発注量の増加等に伴い入札不調の割合は高水準で推移するおそれがある。

一方、復旧・復興事業の財源は、国民の税金をもって賄われるものであることから、事業の効率性、有効性等にも配慮をしつつ進めることが必要である。

以上の検査の状況を踏まえて、国土交通省及び農林水産省において、引き続き、次の点に留意して、入札不調に対して実効性のある対策を講ずることにより、円滑かつ迅速な復旧・復興事業の実施に努める必要がある。

ア 被災地の雇用を維持しつつ広域的な観点から技術者等の確保を図るための復興JV制度が更に活用されるよう、入札不調の発生状況等に応じて復興JVを対象とする入札件数を増やすことなどを検討する。

イ 建設資材について、引き続き需給の動向の把握に努めるとともに、ひっ迫の程度に応じて供給量の増大や広域的調達等が図られるよう適切に対策を検討する。

ウ 地方公共団体に対して次のような要請等を行う。

(ア) 東北3県において、実施している入札不調対策を管内に所在する建設事業者へ周知したり、国の示した入札不調対策をいまだ導入していない管内の市町村に改めて周知したりする。

(イ) 近隣3県において、被災地において実施している入札不調対策を管内に所在する建設事業者へ周知する。

エ 東北3県及び管内の市町村において、復旧・復興事業に係る工事を発注する際に、工事の品質を確保しつつより多くの建設事業者の参入が容易になるよう、地域の実情等に応じて、地域要件、施工実績要件又は等級要件を緩和している事例等を参考にしよう連絡協議会等において情報提供を行う。

本院としては、27年度までの集中復興期間において復旧・復興事業に係る相当量の工事の発注が続く見込みであることから、東北3県における入札不調の状況の推移、その対策の実施状況、効果等について引き続き注視していくこととする。

## 第2 本州四国連絡道路に係る債務の返済等の状況及び本州四国連絡高速道路株式会社の経営状況について

検査対象	国土交通省、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、本州四国連絡高速道路株式会社		
本州四国連絡道路の概要	本州と四国との間の交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与するため、本州四国連絡高速道路株式会社（平成17年9月30日以前は本州四国連絡橋公団）が管理する有料の道路		
本州四国連絡道路に係る独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の債務残高		1兆4377億円（平成24年度末）	
本州四国連絡道路に係る独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構等に対する出資金の額	国	1兆1232億円（平成25年4月末現在）	
	10府県市	5622億円（平成25年4月末現在）	
	計	1兆6854億円	
本州四国連絡高速道路株式会社の協定に基づく収支及び貸付料の支払額	収入	648億円（平成24年度）	
	支出	167億円（平成24年度）	
	貸付料の支払額	480億円（平成24年度）	

### 1 検査の背景

#### (1) 本州四国連絡道路の概要

国は、昭和44年5月に閣議決定した新全国総合開発計画において、本州と四国の連絡橋の建設を決定しており、これを受けて、45年7月に本州と四国を連絡する一般国道の有料道路である本州四国連絡道路（以下「本四道路」という。）及び鉄道の建設及び管理を行う法人として本州四国連絡橋公団（以下「本四公団」という。）を設立した。そして、本四公団は、本四道路について、建設大臣からの基本計画の指示に基づき、表1のとおり、順次3ルート<sup>(注1)</sup>の建設事業を実施してきた。

表1 本四道路の概要

	一般国道28号 神戸淡路鳴門自動車道	一般国道30号 瀬戸中央自動車道	一般国道317号 西瀬戸自動車道	計
延長	89.0km	37.3km	46.6km	172.9km
全線開通年月	平成10年4月	昭和63年4月	平成11年5月	
事業費	1兆4668億余円	6730億余円	7263億余円	2兆8662億余円

#### (2) 本四公団における債務の返済等の枠組み

本四公団は、本四道路の建設に要する資金を主に有利子資金で調達していたが、調達資金のコストを所定の水準に抑えて金利負担を軽減するために、国及び本州四国連絡橋公団法<sup>(注1)</sup>（昭和45年法律第81号）等で指定された10府県市から出資を受けていた。そして、本四

公団の債務及び出資金は料金収入をもって償還されることになっていた。

また、本四公団は、有料道路として建設された3ルートの収支を一つの償還対象とする料金プール制を採用しており、料金設定と併せて、年度ごとに料金収入から費用の合算額を差し引いた残額を償還金に充当することとする償還計画を策定していた。

なお、本四公団は、鉄道の建設に要する資金についても、本四道路の建設と同様に有利子資金で調達し、調達資金のコストを軽減するために国から出資を受けていた。

(注1) 10府県市 大阪府、兵庫、岡山、広島、徳島、香川、愛媛、高知各県、大阪、神戸両市

### (3) 本四公団の債務の増加

本四道路の事業費は、当初の工事実施計画(3ルート計174.2km)の7478億円から、各ルートで度々工事実施計画の追加、変更が行われ、最終的には2兆8662億余円となり、当初事業費の3.8倍に増加した。一方、54年の大三島橋(西瀬戸自動車道)の供用開始以降、本四道路の実績交通量は推定交通量を大きく下回っていた。この結果、ほとんどの年で料金収入の実績が計画を下回って毎年度多額の当期損失金を計上するという状況が継続していた。そこで、本四公団は、国の認可を受けて平成9年に償還計画を変更して(以下、この9年に変更された償還計画を「9年償還計画」という。)、10年度以降24年度まで国及び10府県市から毎年度800億円の出資を受けることとなり、この出資金は債務の償還に充てることとされた。なお、昭和45年度から平成9年度までに受けた出資金の額は、累計で5046億余円となっていた。

### (4) 平成10年度決算検査報告掲記事項の概要

本院は、平成10年度決算検査報告において特定検査対象に関する検査状況として、「本州四国連絡道路の計画及び実績について」を掲記している。この中で、本院は、本四道路の建設費が種々の要因により当初計画に比べて大幅に増加して金利を含めた償還を要する金額も大幅に増加しているのに、実績交通量が推定交通量を下回っていて償還財源である料金収入で支払利息を賄えない状況となっていることから、できるだけ正確に建設費を見込むことが肝要であり、また、交通量推定の精度の向上を図るとともに、関係府県市等との連携を強化したり、利用の拡大等のため割引料金を活用したりなどして需要の喚起を図り、交通量を増大させて料金収入の増加に努めて、償還計画の達成状況を絶えず把握するとともに状況の変化に応じて適時適切に見直しを行う必要があることなどを記述している。

### (5) 本四公団における国への債務承継等

本四公団は、前記のとおり、毎年度多額の当期損失金を計上しており、13年度末における欠損金は1兆0645億余円となっていた。そして、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月閣議決定)により道路関係四公団の民営化の方針が示されたことを受けて、本四公団の多額の欠損金を解消するため、13、14両年度に計2600億円の国からの無利子借入金により有利子債務を圧縮したり、15年度に有利子債務1兆3439億円を国に承継したりする処置が執られた。

また、15年に変更された償還計画(以下「15年償還計画」という。)では、上記国への債務承継と併せて、9年償還計画において10年度から24年度までとされていた国及び10府県市からの毎年度800億円の出資金の受入れを34年度まで10年間延長することとした。

## (6) 民営化と新たな債務の返済等の枠組み

本四公団は、17年9月30日に解散して、その一切の権利及び義務は、国及び10府県市が承継する資産を除き、17年10月1日に設立された本州四国連絡高速道路株式会社(以下「本四会社」という。)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)に承継された。そして、本四公団の道路資産等は機構に帰属することとなり、併せて債務も一部を除き機構が引き受けることとなった。

そして、本四会社は、18年3月に、機構と「一般国道28号(本州四国連絡道路(神戸・鳴門ルート))等に関する協定」(以下「協定」という。)を締結して道路資産の貸付けを受けて、料金収入からその貸付料を支払うこととなり、貸付料の支払額は、原則として協定で定められた計画料金収入から計画管理費を差し引いた額とされた。また、機構は、本四会社からの貸付料等を原資として民営化から45年以内に債務の返済を行うこととなり、協定に基づいて作成する業務実施計画に、機構の収支予算の明細として債務返済計画が定められた。

## (7) 出資の継続

前記のとおり、15年償還計画では出資金の受入れを34年度までとしていた。しかし、22年4月に国土交通省がこの出資期間を前提とした本四道路の新料金案を示したことを契機として、同年5月、10府県市が、24年度以降の追加出資を行わないことなどを同省に申し入れたことから、同省と10府県市との間で今後の出資について協議が行われてきた。そして、出資については、年800億円から年608億円に減額の上、24、25両年度に限り継続するとされたが、26年度以降については、同省に設置された社会資本整備審議会等において引き続き検討が行われている状況である。

## 2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

### (1) 検査の観点及び着眼点

前記のとおり、本四道路については、10年度以降に国及び10府県市から受け入れる出資金を債務の返済の原資に充てるなどとされている。しかし、出資については、10府県市からの申入れの結果、24、25両年度は継続されるものの、26年度以降については、引き続き検討が行われている状況である。

そこで、本四道路に係る債務の返済等の状況及び本四会社の経営状況について、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、以下の点に着眼して検査した。

ア 国の財政支援と民営化の状況及び本四道路に係る債務の返済等の状況はどのようになっているか。

イ 本四会社の経営及び子会社の状況はどのようになっているか。また、本四道路の維持及び管理に当たり、子会社との契約も含めてコストの縮減が図られ、契約の競争性は確保されているか。

ウ 出資が停止された場合の今後の本四道路に係る債務の返済等はどのようになると見込まれるか。

### (2) 検査の対象及び方法

検査に当たっては、計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)等に基づき機構及び本四会社から提出された財務諸表等について検査を行うとともに、国土交通本省、機構本部

及び本四会社本社において会計実地検査を行った。そして、機構の債務返済計画を分析するとともに、出資が停止された場合の債務の返済について試算を行った。

### 3 検査の状況

#### (1) 本四道路に係る債務の返済等の状況

##### ア 国の財政支援と民営化

##### (ア) 国への債務承継等による本四公団の損益改善

本四公団は、多額の欠損金を計上していたが、国による多額の財政支援という処置が講じられた結果、15年度に欠損金が解消されて、以後、業務外費用(債券利息及び借入金利息)が減少するなどして、損益は大幅に改善された。

##### (イ) 民営化に当たっての本四公団から機構及び本四会社への資産、負債等の承継

民営化に当たって、本四公団の解散時の資産総額3兆9794億余円は、機構に3兆0464億余円が、本四会社に322億余円がそれぞれ承継された。また、負債総額2兆8539億余円のうち有利子負債2兆0001億余円は、1兆9946億余円が機構に、会社資産に対応する有利子負債50億余円及び将来機構に承継される建設中の道路資産に係る長期借入金4億余円の計55億余円が本四会社にそれぞれ承継されるとともに、無利子借入金2605億余円(阪神・淡路大震災により必要を生じた追加事業に係る道路開発資金借入金等残高5億余円を含む。)は全て機構に承継された。このように、本四道路に係る有利子負債等の債務については機構が返済することとなった。

そして、本四公団の解散時の資本金(国及び10府県市からの出資金)計1兆1255億余円のうち、80億円が資本金及び資本剰余金として本四会社に、残余の1兆1175億余円(鉄道に係る国からの出資金208億余円を含む。)が機構にそれぞれ承継された。

##### イ 本四道路に係る債務の返済等の状況

##### (ア) 本四公団における償還計画

本四公団が作成した償還計画は、各ルートにおいて一部が供用開始されるなどの際に、その都度変更されてきた。

このうち、9年償還計画は、3ルートの概成及び全線供用を契機として交通量が大きく伸びて料金収入についてもほぼ同様の伸び率で推移することを前提としており、48年度(2036年度)には有利子債務の償還が、57年度(2045年度)には出資金の償還がそれぞれ完了することとされていた。

その後、15年償還計画は、前記の国による多額の財政支援や出資の34年度までの延長による有利子債務の減少等を反映しているものの、交通量及び料金収入は一定の水準のまま推移するとした。このため、有利子債務の償還完了は57年度(2045年度)に、出資金の償還完了は104年度(2092年度)に、いずれも相当程度先送りされることとなった。

##### (イ) 出資の状況

前記のとおり、民営化前は、本四公団が、国及び10府県市からの出資を毎年度受けていた。そして、それまでの出資金は、民営化の際に本四会社の資本金等80億円を除いて機構に承継されて、以降、機構が国及び10府県市からの出資を毎年度受けており、出資金の累計額は、25年4月末現在で1兆6854億余円(国1兆1232億余円、10府県市5622億余円)となっている。

(ウ) 民営化後の債務の返済等の状況

機構の債務返済計画(本四道路分。以下同じ。)における収支の推移は表2のとおりであり、各年度の収支差についてみると、19年度をピークに減少傾向となっている。

また、収入に占める出資金の払込額の割合についてみると、各年度とも50%を超えており、出資金の払込額の規模が収支差に影響を与えている。

この出資金の払込額は、機構の債務返済計画において収入の大半を占めており、直接、債務返済の原資となっている。このため、出資金が債務の返済に大きく影響する構造となっている。

表2 機構の債務返済計画における収支状況 (単位：百万円)

区 分		平成 17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
収入	貸付料	27,077	60,703	60,307	56,415	37,630	38,519	45,129	48,010
	占用料等	22	167	167	134	171	157	137	140
	出資金	40,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	60,253
	収入に占める 出資金の割合	59.6%	56.8%	56.9%	58.6%	67.9%	67.4%	63.9%	55.6%
		67,099	140,870	140,475	136,549	117,802	118,677	125,266	108,404
支出	管理費等	1,235	2,952	2,777	2,597	1,614	1,662	8,717	2,197
	支払利息	19,486	35,337	30,022	29,695	27,794	24,992	23,671	22,719
		20,722	38,289	32,800	32,292	29,409	26,655	32,389	24,916
収 支 差		46,376	102,580	107,675	104,257	88,392	92,022	92,877	83,487

注(1) 平成17年度は、17年10月1日から18年3月31日までの半期分を計上している。

注(2) 管理費等の主なものは納付消費税である。

注(3) 平成24年度の出資金は、一部が25年4月に払い込まれたため、26年度まで継続することとされた国及び10府県市の出資金608億円とは一致しない。

注(4) 決算上の収支から、債務返済計画に適合するよう、消費税を含めるなどの補正を行っている。

そして、民営化後の債務残高の推移をみると、表3のとおり、現在のところ計画に比べて債務の返済が進んでいる。

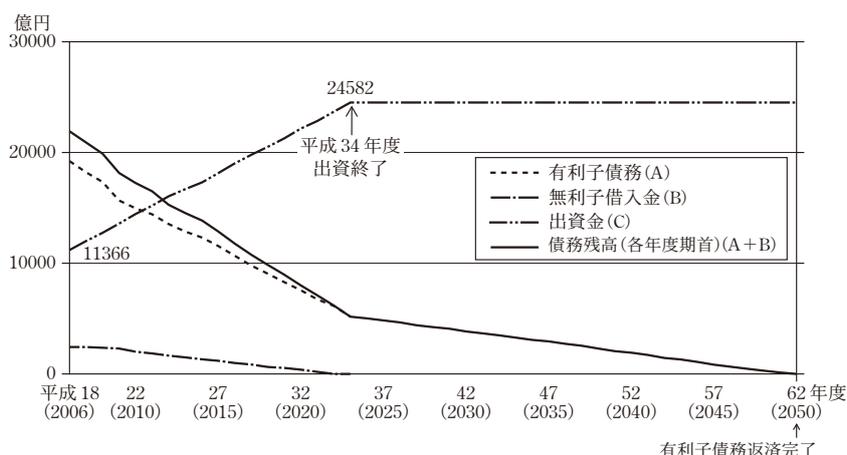
表3 機構の債務返済計画上の債務残高と実績 (単位：百万円)

区 分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
債務 残高	計画	2,192,664	2,111,587	2,018,391	1,849,161	1,777,864	1,705,084	1,582,797	1,457,947
	実績	2,191,901	2,090,455	1,987,289	1,808,199	1,725,472	1,638,887	1,562,022	1,437,769

(エ) 最新の債務返済計画

最新の債務返済計画は、10府県市からの申入れによる24、25両年度の出資金の減額等を反映して、24年3月の協定変更時に定められたものである(図1参照)。そして、この債務返済計画は、26年度から34年度まで年800億円の出資金を見込んだままとしており、有利子債務の返済完了時における出資金は計2兆4582億余円に上るとされているが、その取扱いは、機構が解散するときまでに検討することとされている。

図1 最新の債務返済計画(平成24年3月)



(2) 本四会社の経営状況

ア 本四会社の事業の概要

本四会社は、高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条に規定する事業として、料金収受、交通管理、維持修繕を行う高速道路事業及び道路休憩施設の管理等を行う関連事業を実施している。そして、本四会社は、これらの事業の一部については子会社に委託して実施している。

イ 本四会社の財務状況

本四会社の24年度の連結及び単体の損益についてみると、高速道路事業の営業損益は連結1億8031万余円に対して単体2億8038万余円でほとんど差異は見られないが、関連事業の営業損益は、子会社の損益の影響もあり、単体1億2766万余円に対して連結7億2488万余円となっている。

ウ 本四道路の通行料金、交通量等の状況

(ア) 通行料金の推移

本四道路の通行料金については、10年4月からは、24年度までの国及び10府県市からの出資金の受入れを前提に、基本料金を当面5年間引き下げる特別料金が適用された。また、15年7月以降は、24年度までの出資を34年度までの10年間延長することによる10府県市の出資分による経営改善効果等の範囲内で、特別料金並みの通行料金の引下げを継続する新特別料金が適用されている。

このように、通行料金の引下げは、出資金の受入れが前提となっている。

(イ) 推定交通量の見直しと実績交通量の推移

10年度から15年度までの間の実績交通量を、9年償還計画における推定交通量と比較すると、西瀬戸自動車道については、全線開通した11年度に推定交通量を上回ったものの、12年度以降は下回り、他の2ルートについては10年度当初から推定交通量を下回ったまま推移しており、実績率(推定交通量に対する実績交通量の比率)は53.4%から95.7%までとなっていた。

その後、15年償還計画において推定交通量の見直しが行われ、これに対する15年度から17年度までの実績率は97.1%から105.6%までとなっていた。このように、

それまでの推定交通量を相当程度下方修正した結果、おおむね実績交通量との差異がなくなっている。

(ウ) 民営化後の推定交通量

民営化後の推定交通量は、本四会社と機構との間で協定が締結された際に併せて作成された機構の業務実施計画において、換算走行台キロ<sup>(注2)</sup>で算出することとなった。

(注2) 換算走行台キロ 全車種の走行台キロについて、海峡部の交通量を陸上部の交通量に料金比で換算し、更に全車種を普通車に料金比で換算した交通量の単位

そして、18年3月の当初協定締結時に24億7800万台キロとされていた債務の返済の最終年度である61年度(2049年度)の推定交通量は、その後の新たな全国道路交通情勢調査の実施等を受けて見直しを行った結果、24年3月の協定変更時には17億3800万台キロと大幅に減少している。

(エ) 本四会社の収支等

本四会社の協定に基づく収支及び貸付料の支払額の計画と実績の推移はそれぞれ表4のとおりとなっている。21年度の料金収入の実績が計画を下回っているのは、20年10月以降、高速道路利便増進事業<sup>(注3)</sup>(以下「利便増進事業」という。)の導入により割引の適用を受けるETC車の利用率が想定を上回ったことによる。また、22年度から24年度までの管理費用の実績が計画を上回っているのは、料金収入の実績が各年度の計画を超えたことによる増収分の一部を管理費用に充当して、翌年度以降に実施予定の舗装補修工事等を前倒しして実施したことによる。

(注3) 高速道路利便増進事業 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和33年法律第34号)に基づき、高速道路の利用者に対して、負担の軽減を図るための高速道路の料金引下げ措置の実施や、利便の増進のためにスマートインターチェンジの追加整備を実施する事業

表4 本四会社の協定に基づく収支及び貸付料支払の計画と実績 (単位：百万円)

区 分		平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
収 入 (料金収入)	計画	—	75,422	75,021	72,084	54,982	54,506	53,810	56,893
	実績	37,168	78,334	78,319	74,239	54,267	56,374	61,954	64,828
支 出 (管理費用)	計画	—	16,877	17,262	17,104	17,187	17,310	16,287	16,249
	実績	8,840	16,482	16,940	16,793	16,565	17,967	16,888	16,703
貸付料支払	計画	—	58,545	57,759	54,980	37,795	37,196	37,523	40,644
	実績	27,077	60,703	60,307	56,415	37,630	38,519	45,129	48,010

注(1) 平成17年度は、17年10月1日から18年3月31日までの半期分を計上している。

注(2) 平成17年度中は暫定協定で対応しているため、計画値は設定されていない。

注(3) 決算上の収支から、協定の定めるところにより、消費税を含めるなどの補正を行っている。

そして、上記の収支と実績交通量の推移をみると、21年度以降は利便増進事業により通行料金の引下げを行ったことに伴い、18年度から20年度までに比べて交通量は増加したが、料金収入は減少している。

一方、道路資産の維持管理費である管理費用は維持修繕費、管理業務費及び一般管理費となっており、半期分である17年度を除くと、毎年度170億円前後で推移している。このうち維持修繕費は、本四道路の維持管理に不可欠な業務を実施したり、計

画的に修繕等を実施したりなどするのに係る費用である。また、管理業務費は、料金收受業務、交通管理業務等に係る費用である。そして、料金收受業務及び交通管理業務については、そのほとんどを子会社等に委託等して実施している。このように、維持修繕費及び管理業務費は、毎年度固定的に必要となるものが大部分を占めている。そして、一般管理費は、人件費、減価償却費等となっている。

#### エ 子会社の状況

本四会社には24年度において連結子会社が3会社あり、各子会社の契約状況についてみると、3会社とも親会社である本四会社との契約金額が大部分を占めており、その割合は毎年度ほぼ一定である。

また、子会社の利益剰余金についてみると、各会社ともおおむね堅調に利益を上げており、24年度末現在、3会社で計37億1356万余円の利益剰余金を計上している。

#### オ 本四会社の契約の状況等

本四会社が17年度から24年度までの間に発注した1件当たり5000万円以上の工事212件についてみると、子会社との契約が計39件、子会社以外との随意契約が計8件、一般競争入札及び指名競争入札(以下「一般競争等」という。)が計165件となっていた。

そして、一般競争等の平均落札率は86.2%となっていたが、このうち計37件(22.4%)は1者入札となっていて、その平均落札率は98.0%と、2者以上が入札したものの平均落札率81.9%に比べて16.1ポイント高くなっていた。

1者入札となっていた工事のうち、橋りょう又は舗装の補修工事9件のように一般的な土木工事については、落札者以外の者がより参入しやすい環境を整えることにより、更なる競争性の確保に努める必要があると認められる。

### (3) 最新の債務返済計画と本院の試算

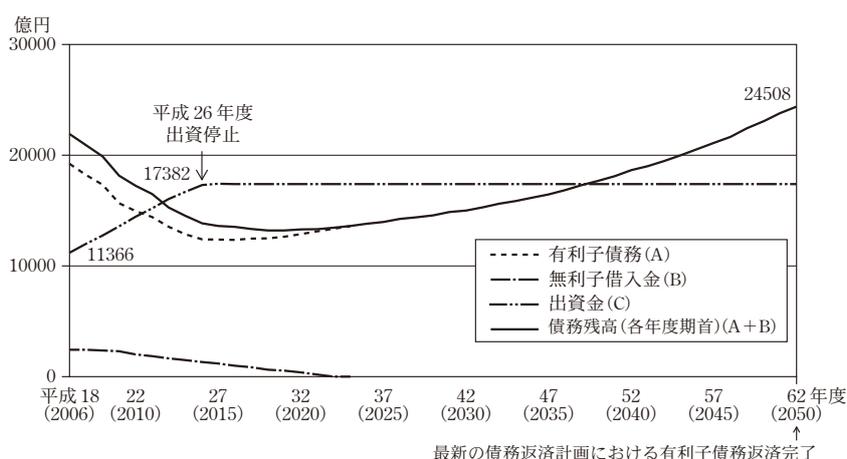
前記のとおり、機構の最新の債務返済計画は、24、25両年度の出資金受入れの減額(年800億円から年608億円)を反映している一方、26年度から34年度までの間の出資金受入れ(毎年度800億円)を見込んだままとしている。しかし、10府県市からの申入れによる出資の継続についての検討の結果によっては、26年度以降は機構への出資が停止され、債務返済計画に大きな影響を与えると認められる。そこで、今後、出資が停止された場合に債務返済計画に与える影響について、①国及び10府県市からの出資が停止された場合及び②10府県市からの出資が停止された場合の2ケースを想定してそれぞれ債務残高及び将来必要な貸付料収入等の試算を行った。

#### ① 国及び10府県市からの出資が停止された場合(ケース1)

##### a 26年度以降の債務残高の試算

貸付料等収入の額を最新の債務返済計画のまま変わらないとして、26年度以降の国及び10府県市からの出資(毎年度800億円)が停止されて34年度までの追加出資金計7200億円が得られなくなるとすると、33年度以降は機構の収支差がマイナスに転ずることとなり、以降は債務が急激に増加して、その結果、62年度(2050年度)の債務残高は2兆4508億余円となる(図2参照)。

図2 ケース1における債務残高の試算結果



b 将来必要な貸付料収入等の試算

最新の債務返済計画と同様に18年度期首の債務残高を計2兆1919億余円とし、これを44年間で償還することとして、26年度以降の国及び10府県市からの出資(毎年度800億円)が停止されて34年度までの追加出資金計7200億円が得られなくなるとした場合には、26年度から61年度(2049年度)まで年平均約326億円の貸付料の増額が必要となる。その結果、貸付料は最新の債務返済計画の計1兆9049億余円に比べて約1.62倍の3兆0790億余円が必要となり、1兆1741億余円の増額が必要となることとなる(表5参照)。

表5 ケース1における将来必要な貸付料収入等の試算結果 (単位：億円)

区 分			最新の債務返済計画		試 算 結 果		差 額 B - A
			期 間	金 額 A	期 間	金 額 B	
収	貸 付 料 a	44年間	19,049	44年間	30,790	11,741	
	占 用 料 等 b	44年間	66	44年間	66	—	
入	出 資 金 c	平成18年度 ~34年度	13,216	18年度 ~25年度	6,016	△7,200	
支	管 理 費 等 d	44年間	854	44年間	1,413	559	
	支 払 利 息 e	44年間	7,285	44年間	11,267	3,982	
機構収支(a + b + c) - (d + e)		44年間	24,192	44年間	24,192	0	

(注) 管理費等の主なものは納付消費税である。

そして、26年度から61年度(2049年度)までの計画管理費を最新の債務返済計画における額と同額であると仮定すると、上記の増額が必要となる分について全て料金収入で賄うには計3兆2822億余円が必要となり、試算前の料金収入計2兆1081億余円と比較すると約1.56倍となる。

また、仮に、必要な料金収入を賄うために通行料金を値上げすることとすると、値上げによる交通量の減少を通行料金に反映させた場合の料金水準は、上記の約1.56倍を料金弾性値から導き出される交通量の減少率0.83で除した約1.88倍となると想定される。

(注4) 料金弾性値 通行料金の値下げ又は値上げが交通量に及ぼす度合いを表す指標。

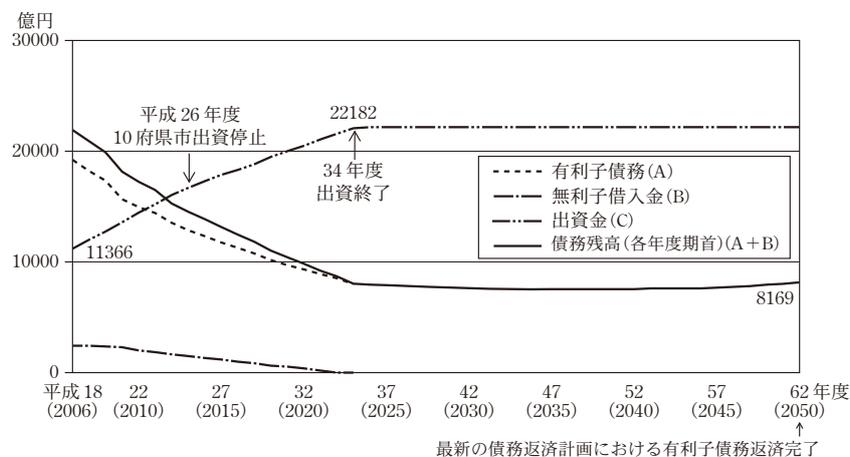
本四社が出資の有無による通行料金を試算して国土交通省所管の有識者会議に示した際に使用した料金弾性値0.3を採用した。

② 10府県市からの出資が停止された場合(ケース2)

a 26年度以降の債務残高の試算

貸付料等収入の額を最新の債務返済計画のまま変わらないとして、26年度以降、10府県市からの出資(毎年度266億余円)が停止されて34年度までの追加出資金計2400億余円が得られなくなるとすると、59年度(2047年度)以降は機構の収支差がマイナスに転ずることとなり、以降はケース1よりも緩やかではあるものの債務が増加して、その結果、62年度(2050年度)の債務残高は8169億余円となる(図3参照)。

図3 ケース2における債務残高の試算結果



b 将来必要な貸付料収入等の試算

最新の債務返済計画と同様に18年度期首の債務残高を計2兆1919億余円とし、これを44年間で償還することとして、26年度以降の10府県市からの出資(毎年度266億余円)が停止されて34年度までの追加出資金計2400億余円が得られなくなるとした場合には、26年度から61年度(2049年度)まで年平均約108億円の貸付料の増額が必要となる。その結果、貸付料は最新の債務返済計画の計1兆9049億余円に比べて約1.21倍の2兆2963億余円が必要となり、3913億余円の増額が必要となることとなる(表6参照)。

表6 ケース2における将来必要な貸付料収入等の試算結果 (単位：億円)

区分	最新の債務返済計画		試算結果		差額 B-A	
	期間	金額 A	期間	金額 B		
収入	貸付料 a	44年間	19,049	44年間	22,963	3,913
	占用料等 b	44年間	66	44年間	66	—
支出	出資金 c	平成18年度 ~34年度	13,216	18年度 ~34年度	10,815	△ 2,400
支出	管理費等 d	44年間	854	44年間	1,041	186
	支払利息 e	44年間	7,285	44年間	8,612	1,327
機構収支(a+b+c)-(d+e)		44年間	24,192	44年間	24,192	—

(注) 管理費等の主なものは納付消費税である。

上記の増額が必要となる分についてケース1の場合と同様に計算すると、全て料金収入で賄うには計2兆4995億余円が必要となり、試算前の料金収入計2兆1081億余円と比較すると約1.19倍となる。

そして、ケース1と同様に計算した通行料金の料金水準は、上記の約1.19倍を料金弾性値から導き出される交通量の減少率0.93で除した約1.27倍となると想定される。

#### 4 所見

##### (1) 検査の状況の概要

本四公団は、度重なる工事実施計画の追加、変更等により事業費が増加し、また供用後の料金収入の低迷等から、多額の繰越欠損金を抱えていた。このことについて本院は平成10年度決算検査報告に特定検査状況として掲記したが、本年次は本四道路に係る債務の返済等の状況及び本四会社の経営状況について検査を実施した。その状況は以下のとおりである。

ア 本四公団は、民営化の方針の下、国による無利子貸付け、国への債務承継といった多額の財政支援の処置が講じられた結果、欠損金が解消され、民営化の際、その資産、負債等は、機構及び本四会社に承継されるなどした。そして、本四道路に係る債務については、機構において、本四会社から支払われる貸付料と国及び10府県市からの出資金等の合計から支払利息、管理費等を差し引いた収支差により返済しており、現在は、計画を上回って債務の返済がなされている。

イ 本四会社は、高速道路事業及び関連事業ともに毎年度利益を計上して、承継した債務の返済をほぼ終わるとともに、機構に対してほぼ計画どおりに道路資産賃借料を支払ってきている。そして、本四会社の契約の状況についてみると、本四会社が発注した工事の契約において、多くの契約が一般競争等となっているものの、1者入札となっているものが見受けられたり、1者入札になっている契約の落札率が高くなっていたりなどしていることから、更に競争性を確保して経営の効率化を図る余地がある状況となっている。また、維持修繕及び管理業務についてみると、子会社等との契約割合が高く、子会社の利益剰余金が増加してきている。

ウ 本四道路に係る機構への出資については、国土交通省と10府県市との協議の結果、24、25両年度に限り減額の上継続することとされているが、26年度以降の取扱いは未定となっている。

そこで、本院において、26年度以降の国及び10府県市からの出資が停止又は10府県市からの出資が停止されたとして債務の返済について試算を行ったところ、機構の収支差が減少することにより毎年度の返済額が減少し、増加する支払利息等を収支差で賄うことができなくなった後、収支差がマイナスに転ずることから、以降は債務が増加して、62年度(2050年度)の債務残高は2兆4508億余円又は8169億余円になり、計画どおり債務を返済することは極めて困難になると認められる。また、上記の試算において出資が停止された分を貸付料収入で賄うこととすると、現行の約1.62倍又は約1.21倍の貸付料が必要となる。そして、これを本四会社の料金収入で賄うこととすると、約1.56倍又は約1.19倍の料金収入が必要となり、さらに、これを通行料金に反映させた場合には、約1.88倍又は約1.27倍の料金水準になると想定される。

## (2) 所見

本四会社の決算は、民営化以降黒字が続いているが、これは、前記のとおり、本四公団時代に多額の財政支援を受けたことなどによるものである。また、機構の本四道路に係る債務の返済が計画を上回っているのは、機構に対する国及び10府県市からの多額の出資金を債務の返済に充てていることによるものである。しかし、26年度以降に出資が停止された場合、料金水準を変更するなどしない限り、料金収入の増加は見込めず、出資分を料金収入で賄うことはできなくなることから、債務返済計画の見直しが必要となる。

については、国土交通省、機構及び本四会社において、本四道路に係る債務の返済等は道路の利用者による受益者負担が基本であることに留意するとともに国の財政状況が一層厳しくなっていることにも留意して、次のような対応を執ることにより、本四道路に係る債務の返済等を確実に行うことが重要である。

ア 国土交通省及び機構において、24年2月の10府県市との協議の結果に鑑み、26年度以降に出資が停止された場合には、国民の理解が得られるよう、これに代わる措置を含めた適切な債務返済計画を検討すること

イ 本四会社において、今後も管理費用の削減に努めること。また、契約に際しては更なる競争性の確保を図って子会社等を契約の相手方としている業務についても、なお一層のコスト削減を図ること。さらに、子会社が保有する利益剰余金の取扱いについて検討すること

本院としては、本四道路の債務の返済等の状況及び本四会社の経営状況について、引き続き注視していくこととする。

### 第3 東日本大震災等の被災者の居住の安定確保のための災害公営住宅の整備状況等について

検査対象	国土交通省、8県
事業の根拠	公営住宅法(昭和26年法律第193号)、東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)等
災害公営住宅整備事業の概要	東日本大震災等により居住していた住宅が滅失するなどして住宅に困窮する者に賃貸するために公営住宅を建設等するもの
災害公営住宅整備に係る国庫補助金等	(1) 公営住宅整備費等補助 (2) 東日本大震災復興交付金
災害公営住宅整備事業費	(1) 5億2730万円(平成23年度) (2) 4726億9481万円 (平成23年度～25年度(第1回～第6回交付分))
上記に係る国庫補助金等交付額	(1) 3億5712万円 (2) 4130億9103万円

#### 1 検査の背景

##### (1) 災害公営住宅整備の経緯

###### ア 東日本大震災等の発生と被災状況

平成23年3月11日に三陸沖を震源とする国内観測史上最大のマグニチュード9.0の巨大地震(以下「東北地方太平洋沖地震」という。)が発生して、最大震度7を観測し、東北地方から関東地方北部までを中心に太平洋沿岸の広い範囲で津波が発生した。東北地方太平洋沖地震発生以降も、多数の余震が発生しており、同年3月12日には余震活動域外の長野県北部においても最大震度6強の地震が発生している。東北地方太平洋沖地震等による災害及びこれに伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所における事故による災害(以下、これらを合わせて「東日本大震災等」という。)による建物の被害は、25年3月11日現在、全壊、半壊及び一部破損で計1,155,290戸等となっている。

###### イ 被災者の居住の安定確保に向けた取組

東日本大震災等により多くの被災者が住宅を失うなどしたため、国及び地方公共団体は被災者に対する当面の住宅として応急仮設住宅の供与を推進することとしており、応急仮設住宅の戸数は、25年4月1日現在、建設された仮設住宅等が計117,471戸となっている。応急仮設住宅の供与期間は、原則として2年以内とされているが、24年4月に恒久的な住宅の整備に時間を要することを理由として1年間延長されて、25年4月以降も、都道府県等の判断で延長できることとなっている。

国は、内閣に設置した東日本大震災復興対策本部において、23年7月に「東日本大震災からの復興の基本方針」を決定しており、被災各県の復興計画等を踏まえて23年度から32年度までの10年間で復興期間、復興需要が高まる当初の5年間(23年度から27年度まで)を集中復興期間として、被災者及び被災した地方公共団体の意向等を踏まえつつ、各府省一体となって、被災地域の復旧・復興及び被災者の暮らしの再生のための施策を実施するとしている。また、復興を担う主体は、住民に最も身近で、地域の特性

を理解している市町村が基本となるとしている。そして、応急仮設住宅等に居住する被災者については、自力再建に対する支援策を講ずる一方、自力再建が困難な被災者の居住の安定確保を図るために、応急仮設住宅を退去した後の恒久的な住宅として、災害公営住宅を整備することとしている。

#### ウ 災害公営住宅の整備の概要

公営住宅は、公営住宅法(昭和26年法律第193号)等に基づき、市町村又は都道府県(以下「市町村等」という。)が建設するなどして、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することなどにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とするものである。

市町村等は、同法の規定により、災害により滅失した住宅の戸数が一定規模以上であるとき、滅失した住宅の戸数の3割に相当する戸数を上限として、災害公営住宅の建設等を行うことができるとされている。さらに、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。)等で定める基準に該当する市町村等は、滅失戸数の5割に相当する戸数を上限として災害公営住宅の建設等を行うことができるとされている。

公営住宅の入居者の資格要件として、公営住宅法等により収入基準が設けられているが、被災市街地特別措置法(平成7年法律第14号)により、災害発生の日から3年間に限りその基準が緩和されており、当該災害により滅失した住宅に居住していた者であれば収入にかかわらず入居できることとされている。

また、東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号。以下「特別区域法」という。)に基づき、一定の要件を満たした場合は、最長10年間収入基準が緩和される。そして、これらの期間経過後は、収入が基準を上回るなど入居者の資格要件を満たさなくなった場合でも、一定期間居住は可能ではあるが、家賃や明渡しなどの取扱いは一般の公営住宅と同様とされている。

さらに、福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)等によれば、公営住宅法の特例として、避難指示区域に存在する住宅に23年3月11日において居住していた住民(以下「居住制限者」という。)については、現に居住に困窮している状況にあれば、収入の多寡にかかわらず、公営住宅に入居できることとされている。

### (2) 災害公営住宅整備に係る補助制度

#### ア 復興交付金制度等

災害公営住宅の整備に関する予算は、23年度第1次補正予算に、災害対応公共事業関係費1兆2019億余円の一部として1115億余円が計上されており、23年度第3次補正予算では、復興交付金事業計画に基づく事業又は事務(以下「復興交付金事業」という。)の実施に要する経費に充てるための東日本大震災復興交付金(以下「復興交付金」という。)1兆5611億余円に含めて計上されている。また、24、25両年度の当初予算における災害公営住宅の整備に関する予算は、復興交付金2867億余円及び5917億余円のそれぞれに含めて計上されている。

復興交付金は、特別区域法により市町村等が自ら作成する復興交付金事業計画に基づき、復興に必要な各種施策が実施できる交付金であり、市町村等は、基金を造成して復興交付金事業計画の計画期間内にこれを取り崩して復興交付金事業を実施したり、基金を造成せずに単年度事業として実施したりすることができることとされている。復興交

付金事業としては、内閣府及び関係各省(文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び環境省)が定めた「東日本大震災復興交付金制度要綱」において、国土交通省等関係5省が所管する40の基幹事業等が定められており、災害公営住宅整備事業、用地取得造成事業、災害対応改修事業、災害復興型地域優良賃貸住宅整備事業及び高齢者生活支援施設等整備事業からなる災害公営住宅整備事業等はこの基幹事業の一つとされている。また、復興庁は、市町村等別の災害公営住宅の整備計画戸数、完成予定年度等を取りまとめ、「住まいの復興工程表」(以下「工程表」という。)として公表している。

#### イ 災害公営住宅の整備に係る補助率等

災害公営住宅の整備に係る補助率は、一般の公営住宅に比べて引き上げられている。そして、激甚法等に基づき指定された激甚災害の場合は、整備戸数の上限とともに補助率が更に引き上げられている。さらに、復興交付金を充当する場合の特例として、市町村等の負担額の半分が国費で措置されることとなっており、実質の補助率は8分の7などとなっているほか、東日本大震災等の特例として、用地の取得及び造成に要する費用も補助の対象とされている。また、前記の居住制限者向けに災害公営住宅を整備する場合は、同様の補助率の引上げが行われている。

### 2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

#### (1) 検査の観点及び着眼点

災害公営住宅の整備は、東日本大震災等からの復興に向けて、自力での住宅再建や取得が困難な被災者の居住の安定確保につながり、被災地のまちづくりに寄与するものであることから、その進捗状況等は国民の大きな関心の対象となっている。また、災害公営住宅整備事業等は、復興交付金事業の中でも基幹事業の一つとして位置付けられている。

そこで、本院は、効率性、有効性等の観点から、災害公営住宅の整備に係る計画策定に際して、住民に対する意向調査や整備方式の採用は適切に行われているか、整備は着実に進捗しているか、整備後の募集及び入居の状況はどうなっているかなどに着眼して検査した。

#### (2) 検査の対象及び方法

東日本大震災等により住宅等に甚大な被害を受けるなどした8<sup>(注1)</sup>県管内の56市町村の区域内で実施又は計画されている災害公営住宅整備事業等(災害復興型地域優良賃貸住宅整備事業及び高齢者生活支援施設等整備事業を除く。以下同じ。)を対象に、8<sup>(注2)</sup>県から調書を徴してその内容を分析するとともに、国土交通省及び7<sup>(注2)</sup>県において、災害公営住宅の整備状況を現地で確認するなどして会計実地検査を行った。また、比較分析を行うため、過去の地震等により被災した新潟、兵庫両県において、説明を聴取するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 8県 青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉、新潟、長野各県

(注2) 7県 青森、岩手、福島、茨城、千葉、新潟、長野各県

### 3 検査の状況

#### (1) 災害公営住宅の整備に係る計画の策定状況等

##### ア 災害公営住宅の整備

##### (ア) 災害公営住宅の整備手順

市町村等が行う災害公営住宅の整備は、一般的に次のような手順で進められている。

- ① 県は、管内市町村の区域内における整備計画戸数が多数に上る場合、災害公営住宅の整備期間、整備計画戸数、県と市町村との役割分担、整備手法等に関する基本方針等を策定する。
- ② 市町村等は、県が策定した基本方針等を踏まえて、被災した住民の意向を調査するなどして、災害公営住宅を整備する地区、整備計画戸数、用地取得から建設等を行うまでの整備方式、整備期間等を定めた基本的な計画を策定する。整備期間については、原則的には応急仮設住宅の退去期限までに整備を完了することが目標とされている。
- ③ 市町村等は、復興交付金事業計画等の提出等を行い、復興交付金の交付を受ける。
- ④ 市町村等は、災害公営住宅を整備するとともに、災害公営住宅に係る募集要件を定めて、入居者の募集を行う。応募者が多数の場合は抽選等を行って、入居者を決定する。

(イ) 災害公営住宅の整備方式

災害公営住宅の整備方式については、一般の公営住宅と同様に、市町村等の事業主体が自ら建設する方式(以下「直接建設方式」という。)のほか、協定等を締結した上で独立行政法人都市再生機構(以下「UR」という。)が建設した住宅の引渡しを受ける方式(以下「UR建設譲渡方式」という。)、民間会社等が市町村等の定めた規格等に適合するように建設した住宅や既存の住宅を用地も含めて買い取る方式(以下「買取方式」という。)及び民間会社等が共用部分に係る整備費の一部について補助を受けて建設した住宅や既存の賃貸住宅を一定期間借り上げる方式(以下「民間借上方式」という。)がある。

市町村等は、上記の整備方式に応じて、用地の選定、交渉及び取得、造成や住宅建設に係る設計及び工事等を実施したり、URとの間で協定等を締結したり、住宅買取に係る提案の公募等を行ったりする。特に、津波により被災した地域において地盤をかさ上げしたり高台に移転したりする場合には、災害公営住宅の建設を土地区画整理事業、防災集団移転促進事業等の面的整備事業(以下「面的整備」という。)<sup>(注3)</sup>と合わせて実施することも多く、地権者や関係省庁等の関係機関との協議や造成工事に一定の期間を必要とすることになる。

(注3) 防災集団移転促進事業 災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居を集団的に移転する事業

イ 区域内において災害公営住宅の整備を計画している市町村の状況

災害公営住宅の整備を計画している前記56市町村の区域内における建物の被災戸数は、全壊、半壊及び一部破損で計747,852戸(25年3月11日現在)となっている。そして、56市町村の区域内における災害公営住宅の整備を計画している事業主体は、災害公営住宅の整備を全て県が実施することとして市としては事業を実施しない4市を除いた52市町村と、県自らが事業主体となったり市町村から委託を受けたりして災害公営住宅を整備する4県(岩手、宮城、福島、茨城各県)の計56事業主体となっており、これらの事業主体に係る災害公営住宅の整備計画戸数は、工程表等によれば、25年6月末現在で計25,067戸となっている。

56事業主体のうち岩手、宮城、福島の3県(以下「東北3県」という。)管内の45市町村の区域内における建物の被災戸数は、全壊、半壊及び一部破損で計681,570戸と前記56市町村の区域内の91.1%と大半を占めており、45市町村の区域内における整備計画戸数は24,677戸と整備計画戸数25,067戸の98.4%となっている。

#### ウ 整備方式別の整備計画戸数等

##### (ア) 災害公営住宅の整備方式別の特徴

災害公営住宅の整備方式については、前記のとおり、直接建設方式、UR建設譲渡方式、買取方式及び民間借上方式があるが、それぞれ以下のような特徴がある。

- ① 直接建設方式は、事業主体の意向を細部まで反映できるが、用地の選定及び取得、設計、建設工事発注等の業務に係る職員の負担が大きい。
- ② UR建設譲渡方式は、設計、建設工事発注等の業務に係る職員の負担は軽減されるが、URに対して事務費を負担する必要がある。
- ③ 買取方式は、用地の選定及び取得、設計、建設工事発注等の業務に係る職員の負担が軽減され、用地の選定及び取得に係る時間が短縮できるが、買取りに係る業者を公募により選定する場合、総合評価落札方式によることとなり、募集要綱等の作成、評価等の業務が必要となる。
- ④ 民間借上方式は、設計、建設工事発注等の業務に係る職員の負担が少なく、建設費等の初期投資が大幅に少なくて済むが、後年度も借上住宅の所有者に対する賃料を負担し続けることになるほか、借上住宅の所有者との契約期間満了時には入居者に他の公営住宅等への移転を求める必要が生ずる。

##### (イ) 整備方式別の整備計画戸数の状況等

25年6月末現在、直接建設方式による整備は、東北3県及び茨城県(宮城県においては管内市町から受託した分のみ)が5,470戸について、長野県を除く7県管内の39市町村が6,984戸についてそれぞれ採用を計画している。UR建設譲渡方式による整備は、東北3県の15市町が5,502戸について採用を計画しており、買取方式による整備は、岩手県及び岩手、宮城、長野各県管内の11市町村が3,448戸についてそれぞれ採用を計画している。また、民間借上方式による整備は、宮城県管内の1市が149戸について採用を計画している。さらに、56事業主体の整備計画戸数25,067戸のうち7市町に係る3,514戸(14.0%)については、整備方式が未定となっている。

上記のように、民間借上方式の採用数が少ないのは、事業主体において、借上期間満了時に入居者に他の公営住宅等への移転を求める必要が生ずるなど対応に難しい面があることを考慮したことなどによると考えられるが、民間借上方式を採用する際には、契約期間満了時の対応に支障が生じないよう事業主体においてあらかじめ十分検討しておく必要がある。

##### (ウ) 事業主体の人的体制等の状況に対応した整備方式の採用

東日本大震災等の発生前の18年度から22年度までの5年間に、東北3県の区域内で整備された公営住宅は計1,698戸となっている。これに対して、今回東北3県における災害公営住宅の整備計画戸数はその14.5倍に当たる24,677戸に上っており、従前の人的体制のまま円滑に整備を進めるには困難な状況にあると考えられる。そこで、東北3県の事業主体のうち、43市町村における建築部門の24年4月1日現在の職員数をみると、建築部門の職員が不在の事業主体が5町村あった。

このような状況の下、各事業主体は、職員の負担を軽減するために、他の地方公共団体等から応援の職員を受け入れたり、建築部門に職員が比較的多数配置されている県に災害公営住宅の整備を委託したり、直接建設方式に加えてUR建設譲渡方式等を採用したりして対応している。整備方式別の整備計画戸数をみると、災害公営住宅の整備を全て県に委託したり、直接建設方式による整備を実施せずUR建設譲渡方式等による整備を採用したりしている市町村は東北3県管内で9市町(整備方式が全部又は一部未定となっている市町村を除く。)あった。

一方、直接建設方式による整備計画戸数が525戸と整備計画戸数全体600戸の87.5%を占めている事業主体も1町あるなど、直接建設方式による整備計画戸数の割合が高い事業主体もあり、このような事業主体では、職員の負担が大きくなっていると考えられる。

災害公営住宅の整備の事業主体となる市町村等は、整備計画の策定又はその見直しに際して、建築部門の人的体制、整備期間等を勘案するとともに、それぞれの特徴を踏まえて適切な整備方式を選択することが重要である。

#### エ 意向調査等

事業主体となっている市町村等は、被災者に対して、自力で再建する場合の支援策等に関する説明会を行うとともに、住宅の再建方法に関するアンケートや個別訪問等により災害公営住宅に対する住民の意向を把握している。そして、56事業主体のうち管内市町村と同じ区域で整備を実施することとしているため意向調査の必要がない岩手、宮城両県を除く54事業主体における意向調査の実施状況は、意向調査を1回も実施していない事業主体が2事業主体ある一方で、2回以上実施して住民の意向の変化を把握するよう努めている事業主体もあった。

上記54事業主体のうち、アンケート等による意向調査の調査内容を把握できた51事業主体についてみると、災害公営住宅への入居希望の有無だけでなく、整備計画を策定する上で必要と考えられる入居を希望する地区を調査項目としているのは32事業主体、世帯の人数を調査項目としているのは14事業主体となっている。

意向調査を実施しないまま、また、実施しても調査項目が住民の意向を把握するために十分でないまま基本的な計画を策定して災害公営住宅を整備すると、入居希望地区の偏りや整備計画戸数の過不足が発生するおそれがあることから、意向調査の実施に際しては、必要な項目を網羅して適時適切に実施することが重要である。

#### オ 国土交通省による支援

国土交通省は、事業主体に対する支援の一環として、人的体制等が必ずしも整っていない東北3県の管内市町村における災害公営住宅の計画・供給手法に係る検討業務(以下「直轄調査」という。)を、23、24両年度に契約金額計3億0871万余円で委託して実施している。直轄調査では、整備計画等の策定支援、意向調査を実施していない市町村における意向調査の実施支援等を行っており、同省は、直轄調査の報告書を調査対象の市町村等に配布しているほか、25年度も直轄調査を実施することとしている。そして、調査の対象となった市町村等においては、直轄調査の成果について、意向調査の実施、災害公営住宅の整備地区の選定、整備計画戸数の算定等の整備計画の策定等に活用している。

今後、市町村等における直轄調査の成果の活用状況に留意しながら、必要に応じて、直轄調査により事業主体を支援していくことが重要である。

## (2) 災害公営住宅整備の進捗状況等

### ア 復興交付金等の交付状況

市町村等は、復興交付金事業計画等を提出して復興交付金等の交付を受けているが、それらの交付状況は次のとおりとなっている。

#### (ア) 23年度第1次補正予算による補助金の交付状況

23年度第1次補正予算では、一般会計(組織)国土交通省(項)住宅対策事業費(目)公営住宅整備費等補助に、災害対応公共事業関係費の一部として災害公営住宅整備事業等に係る予算が計上されており、歳出予算額1115億8500万円に対する支出済歳出額は1億7343万円、翌年度繰越額は2億0978万余円、不用額は1112億0178万余円となっている。翌年度繰越額2億0978万余円のうち1億8369万余円は24年度に執行されており、23年度支出済歳出額1億7343万円と合わせた執行額計3億5712万余円は、全て公営住宅整備費等補助として、5事業主体に係る補助対象事業費計5億2730万余円に対して交付されている。

#### (イ) 復興交付金の交付状況

25年6月末現在、23年度第3次補正予算及び24年度予算による第1回から第6回までの復興交付金として、計1兆6228億余円が市町村等に交付されているが、このうち災害公営住宅整備事業等に係る交付額(管内市町村分を含む。)についてみると、56事業主体のうち管内市町村の受託事業のみを実施している宮城県を除いた55事業主体に対して、25年度第2四半期までに事業着手を予定している17,302戸を対象として、復興交付金4130億9103万余円(交付対象事業費4726億9481万余円)が交付されている。また、工程表等における56事業主体の整備計画戸数25,067戸のうち、上記の17,302戸を除いた7,765戸(25年6月末現在の整備計画戸数に対する割合30.9%)については、事業着手を25年度第3四半期以降としている。

さらに、復興交付金事業計画は、執行予定年度別に区分して交付対象事業費及び復興交付金の執行予定額を計上することとなっており、これらの執行予定額を年度別にみると、東北3県以外では復興交付金の執行予定額の計上が25年度までとなっているが、東北3県では、被災規模及び事業規模が大きいことから事業に要する期間が長くなっており、26年度までの交付対象事業費及び復興交付金の執行予定額が計上されている。

### イ 整備の進捗状況等

#### (ア) 完成予定年度別の戸数

8県の56事業主体における災害公営住宅について、災害公営住宅を単独で整備する(以下「単独整備」という。)場合と面的整備を伴う場合とに区分して、完成予定年度別の整備計画戸数をみると、災害公営住宅の整備に進捗状況について以下のような問題点が見受けられた。

- ① 用地交渉中であつたり、整備計画の策定中であつたりして25年6月末時点では完成時期が確定していない災害公営住宅が3,842戸と整備計画戸数25,067戸の15.3%を占めており、早期に完成させるために、関係者と協議するなどして早急に完成予定時期を確定する必要がある。

- ② 応急仮設住宅の供与期間がほぼ3年となる25年度末でみると、完成予定の災害公営住宅は3,716戸となっており、整備計画戸数25,067戸の14.8%にとどまっております。多数の被災者は、自力再建によらない限り3年を超える期間にわたって応急仮設住宅への入居を余儀なくされる見込みである。建設された仮設住宅は、基礎等が恒久的な住宅とは異なる構造であることから耐久性等も懸念される。

一方、阪神・淡路大震災における災害公営住宅の整備状況についてみると、震災から3年を経過した9年度末における災害公営住宅の完成戸数は9,476戸と全整備計画戸数25,421戸の37.2%となっていた。東日本大震災等における面的整備の実施地区は、阪神・淡路大震災等と比較して多くなっているが、これは、特に、津波により被災した地域において既存の住宅用地をそのまま利用することが困難であることから、地盤のかさ上げや高台への移転等が伴う防災集団移転促進事業等の実施地区が多いことによるものであり、このような地区の土地利用の決定に時間を要していることなどが、災害公営住宅の整備に時間を要している一因となっていると考えられる。

- ③ 東日本大震災等における災害公営住宅の整備に関しては、上記のとおり、既存の住宅用地を利用することが困難な地区が多いことなどから、面的整備を伴うものが11,675戸と整備計画戸数25,067戸の46.5%を占めている。

そして、単独整備と面的整備を伴う場合とを比較すると、25年度末までに完成予定の災害公営住宅は、単独整備は2,579戸(単独整備の整備計画戸数13,392戸の19.2%)、面的整備を伴う場合は1,137戸(面的整備を伴う場合の整備計画戸数11,675戸の9.7%)となっていて、面的整備を伴う場合はほとんど完成予定年度が26年度以降となっている。

- (イ) 24年度末の進捗状況

24年度末現在における災害公営住宅の整備の進捗状況をみると、着工戸数、完成戸数はそれぞれ2,278戸、342戸と整備計画戸数25,067戸のそれぞれ9.1%、1.3%となっており、完成戸数342戸のうち262戸(76.6%)は単独整備によるものであった。

- (ウ) 整備が進捗していない背景

前記のとおり、東日本大震災等における災害公営住宅の整備においては、面的整備を伴う場合が多くなっているが、整備が進捗していない背景としては、用地取得の遅れが大きな要因と考えられることから、8県から徴した調書により用地取得が難航している理由を確認した。

その結果、用地取得が難航しているため、災害公営住宅の整備が進捗していないとしていたのは、東北3県の17事業主体となっており、その理由の主なものは、地権者の特定、境界確定、登記等に時間を要している(9事業主体)、地権者の合意が得られない(8事業主体)などとなっていた。

- ウ 整備の加速化に向けた国の取組状況

25年2月に、復興庁及び関係各省(総務省、法務省、文部科学省、農林水産省及び国土交通省)で組織される「住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース」が設置され、住宅再建やまちづくり等の復興事業の加速化に向けて迅速かつ適切な対応

を早期に実現するため、①用地取得の迅速化、②埋蔵文化財発掘調査の簡素化・迅速化、③人員不足対策(技術者・技能者の確保)、④発注者支援等の各種課題に対する具体的な取組を取りまとめている。復興庁は、25年2月から6月までに、その具体的な取組を公表しており、前記の工程表もこの取組の一環として公表しているものである。具体的な取組として、総務省は全国の地方公共団体に対して職員の派遣要請を行うなどしている。また、国土交通省においても、用地取得が困難な土地がある防災集団移転促進事業について事業計画の柔軟な変更を可能にしたり、土地収用手続きに関する研修を実施したり、複数地区の設計業務と工事を一括して発注し工期の短縮を図るコンストラクト・マネージメント方式(以下「CM方式」という。)を導入する方針を定めたりなどしている。

さらに、国土交通省においては、25年度の直轄調査として、面的整備を伴う地区において早期に災害公営住宅の整備を図る方策や工程又は完成予定時期が未確定の地区の解消に向けた検討等を行い、今後の事業化の促進及び的確な進行管理の実現を図ることとしている。

今後、国土交通省においては、前記のとおり整備が必ずしも進捗していないことを踏まえ、関係省庁と協力するなどして、整備の加速化に向けた取組を着実に実施していくことが重要である。

### (3) 入居者の募集状況等

災害公営住宅を整備して、25年4月末までに完成して入居者の募集を行っているのは18地区349戸であり、同年7月1日現在の入居戸数は291戸、平均入居率は83.3%となっている。18地区のうち、4地区については、入居率が41.6%から58.3%となっており、応募戸数が募集戸数を大幅に下回っている。その要因としては、意向調査実施時には募集戸数を上回る希望があったが、応急仮設住宅の退去期限になっていないので応募を見合わせていたり、時間の経過と共に被災者の意向が変わったりするなどやむを得ない面もあるが、入居予定戸数に自力再建を予定している者が含まれているなど意向調査の方法に問題が見受けられたり、既存の建物の買取りに際して、エレベータが設置されていないなど入居者の利便性への配慮が必ずしも十分でなかったりするなどの事態も見受けられた。

事業主体は、被災者の意向の変化を可能な限り適時適切に把握するなどして、必要に応じて整備計画、整備内容等も弾力的に見直していく必要がある。そして、募集の結果入居率が悪い場合には、他の市町村等の取組状況も参考にして適切に募集要件を見直すなど入居率の改善に努める必要がある。また、先行して整備される地区の入居状況等を踏まえて、今後整備していく災害公営住宅に係る整備計画、整備内容等について継続的に見直していく必要がある。

さらに、災害発生後3年(東日本大震災等の場合は26年3月)が経過した後は、災害公営住宅に空家が生じた場合、被災者に限らず入居が可能となることから、被災者以外の者を入居させて空家を解消することが可能となるが、前記のとおり災害公営住宅の整備には一般の公営住宅より高い補助率により復興交付金等が交付され整備されることなどを十分勘案して、入居希望者の意向を適時適切に把握した上で災害公営住宅を整備するなど、空家が生じないような取組を行っていくことが重要である。

## 4 所見

### (1) 検査の状況の概要

災害公営住宅の整備は、東日本大震災等からの復興に向けて、被災者の居住の安定確保につながり、被災地のまちづくりに寄与するものであることから、その進捗状況等は国民の大きな関心の対象となっており、災害公営住宅整備事業等は復興交付金事業の中でも基幹事業の一つとして位置付けられている。

そこで、本院は、効率性、有効性等の観点から、災害公営住宅の整備に係る計画策定に際して、住民に対する意向調査や整備方式の採用は適切に行われているか、整備は着実に進捗しているか、整備後の募集及び入居の状況はどうなっているかなどに着眼して検査したところ、次のような状況が見受けられた。

ア 25年6月末現在、整備計画戸数25,067戸のうち7市町の3,514戸の整備方式が未定となっていた。また、39市町村においては、災害公営住宅を直接建設方式により整備することとしており、その中には整備計画戸数の大半を直接建設方式により整備することとしていて、職員の負担が大きくなっていると考えられる市町村もあった。一方で、東北3県管内の9市町においては、職員の負担の軽減を図るなどのため、県に整備を委託したり、UR建設譲渡方式や買取方式を積極的に採用したりしていたほか、1市においては民間借上方式による整備を採用していた。また、住民に対する意向調査については、意向調査を実施していなかったり、実施しても整備計画を策定する上で必要と考えられる調査項目が網羅されていなかったりする市町村等が見受けられた。

イ 25年6月末までに交付された災害公営住宅整備事業等に係る国庫補助金及び復興交付金の交付額は計4134億余円に上っている。しかし、用地交渉等のため、現段階では完成予定時期が確定していない整備計画戸数が3,842戸(全体の15.3%)見受けられたほか、地盤のかさ上げや高台への移転等の面的整備を伴う場合は、単独整備よりも事業の進捗に時間を要する傾向が見受けられた。また、災害公営住宅の整備においては、面的整備を伴う場合が全体の46.5%と相当の割合を占めていることなどから、応急仮設住宅の原則的な供与期間である3年内の整備計画戸数は3,716戸(全体の14.8%)にとどまっていた。整備の進捗が遅れているのは、地権者が特定できない、地権者の合意が得られないなどのため用地取得が難航していることなどによるものである。25年2月に復興庁に設置された「住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース」では、住宅再建・復興まちづくりの加速化に向けた取組をとりまとめており、これを受けて各省庁では様々な施策が実施されていて、国土交通省においても手続の簡素化に係る措置、迅速な業務執行のための情報提供のほかCM方式の導入等が逐次実施されている。

ウ 25年7月1日現在、募集を開始した地区の中の一部には入居率が低い地区が見受けられ、全体では募集戸数計349戸に対して入居戸数は計291戸(入居率83.3%)となっていた。一部の地区で入居率が低くなっている要因としては、被災者が応急仮設住宅の退去期限になっていないので応募を見合わせたりしていることなどによるものもあるが、意向調査等による住民の意向の把握が十分でなかったり、入居者の利便性への配慮が必ずしも十分ではなかったりするなどの事態も見受けられた。

## (2) 所見

東日本大震災等からの復旧・復興に係る事業のうち災害公営住宅整備事業等は、被災した市町村等が事業主体となって、応急仮設住宅等に入居していて自力での住宅再建・取得が困難な被災者に恒久的な住宅を提供する事業であり、被災者の居住の安定の確保、ひいてはその暮らしの再生につながるものであることから、その迅速かつ的確な実施が求められている。

そして、国は、財政的支援はもとより、技術的な助言や各種手続の簡素化に向けた検討を行うなど、被災した市町村等による取組を支援しているところである。

災害公営住宅の整備は、今後、27年度までの集中復興期間中に、その着工戸数等の事業量がピークを迎える見込みであるが、事業の実施に際しては、提供される災害公営住宅が被災者の意向や要望に沿ったものであることが求められるとともに、事業主体においては、人的体制等に応じた適切な整備方式を選択した上で経済的かつ効率的に整備を進めていくことが必要である。

については、国土交通省において、必要に応じて直轄調査を活用するとともに、次の点に留意するなどして、災害公営住宅の整備に向けた支援を実施していくことが重要である。

ア 市町村等が、整備計画の策定又はその見直しに際して、災害公営住宅の整備に係る人的体制、整備期間等を勘案するとともに、各整備方式の特徴を踏まえて適切な整備方式を採用したり、被災者の意向の変化を適時適切に把握したりするよう技術的な助言等を行う。

イ 応急仮設住宅の供与期間は限られていることから、被災者に速やかに恒久的な住宅として災害公営住宅を提供できるよう、事業着手の見込みがたっていないものについては、市町村等が、早期に完成予定時期を確定して事業に着手する方策を見いだせるよう技術的な助言等を行うとともに、災害公営住宅の整備に面的整備を伴う場合は、単独整備に比べてその完成までに時間を要する傾向がみられるので、復興庁等の関係省庁と協力するなどして整備の加速化に向けた取組を着実に実施していく。

ウ 募集を開始した一部の地区において、募集状況や入居戸数が低調になっているものが見受けられることから、市町村等が募集要件を適切に見直すことなどにより入居率の改善が図られるよう、他の事業主体における入居者の募集に係る取組状況等について情報を提供する。

本院としては、災害公営住宅の整備が、被災者の居住の安定の確保や被災地のまちづくりに大きく寄与するものであり、その早期の提供が待ち望まれていること、事業が主として国費を原資として行われており、その額が多額に上る見込みであることなどを考慮して、今後も東日本大震災等からの復興施策の一つである災害公営住宅の整備の状況等について引き続き注視していくこととする。

## 第4 独立行政法人における政府出資金等の状況について

検査対象	独立行政法人 101 法人
独立行政法人における政府出資金等の概要	独立行政法人がその業務を確実に実施するために必要な資本金のうち政府から出資されたもの、独立行政法人の運営のための財産的基礎として拠出されたものの元本である資本剰余金及び独立行政法人の運営によって生み出された成果としての利益である利益剰余金
101法人のうち政府出資が行われている95法人における政府出資金の合計額	24 兆 0688 億円(平成 23 年度末)
101法人における資本剰余金の合計額	1 兆 1758 億円(平成 23 年度末)
101法人における利益剰余金の合計額	6 兆 3962 億円(平成 23 年度末)

### 1 検査の背景

#### (1) 独立行政法人制度の概要

独立行政法人は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として設立される法人である。

そして、平成 13 年 4 月に、中央省庁等改革の一環として、国が直接行っていた事務及び事業を実施させるために設立され、その後、特殊法人等から独立行政法人に移行したり、独立行政法人の統廃合が行われたりするなどの経緯を経て、25 年 4 月 1 日現在における独立行政法人の数は 101 法人となっている。

独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる共通の事項については、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。)において定められており、各独立行政法人の目的及び業務の範囲については、各法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律(以下「個別法」という。)等において定められている。そして、通則法第 29 条、第 30 条及び第 35 条の規定に基づき、主務大臣は 3 年以上 5 年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、独立行政法人は中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を作成して主務大臣による認可を受けるとともに、主務大臣は中期目標の期間の終了時において当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方並びに組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき所要の措置を講ずることとされている。

さらに、独立行政法人の制度及び組織については、「平成 25 年度予算編成の基本方針」(平成 25 年 1 月閣議決定)において、引き続き検討し改革に取り組むこととされており、内閣の行政改革推進本部の下に「行政改革推進会議」が設置され、見直しが進められている。

## (2) 独立行政法人の会計基準等の概要

独立行政法人の会計は、通則法第37条において、主務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によることとされている。また、独立行政法人は公共的な性格を有し、利益の獲得を目的とせず、独立採算制を前提としないなどの特殊性があり、この特殊性を踏まえた「[独立行政法人会計基準]及び[独立行政法人会計基準注解]」(平成12年2月独立行政法人会計基準研究会策定)及び「[独立行政法人会計基準]及び[独立行政法人会計基準注解]に関するQ&A」(平成12年8月総務省行政管理局、財務省主計局及び日本公認会計士協会策定。以下、両者を合わせて「会計基準等」という。)が定められている。

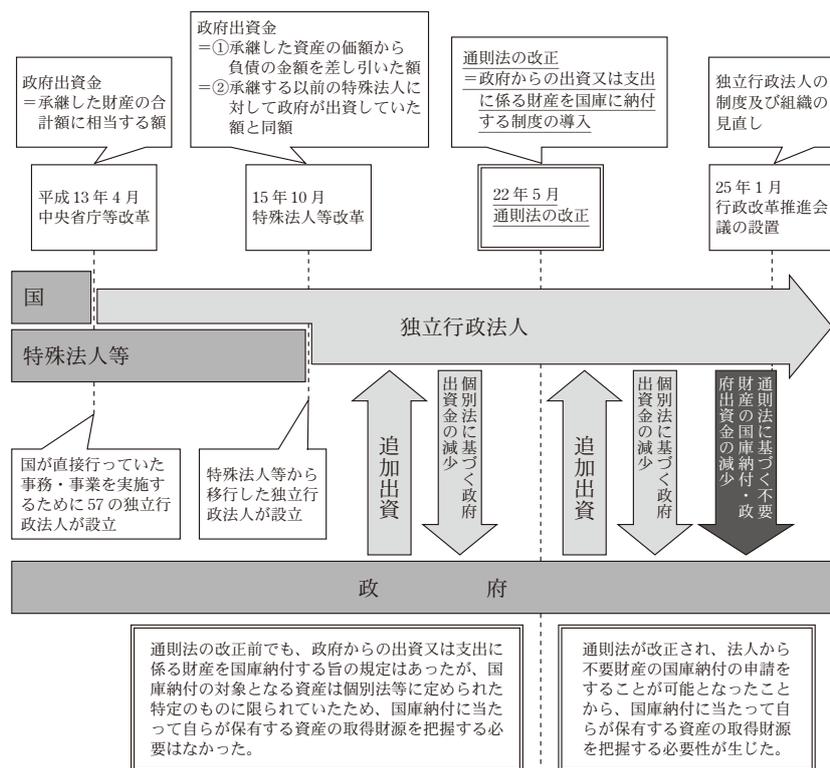
## (3) 独立行政法人における政府出資金の概要

独立行政法人は、通則法第8条第1項において、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならないこととされている。また、同条第2項では、政府はその業務を確実に実施させるために必要があると認めるときは、個別法で定めるところにより各独立行政法人に出資すること(以下、政府からの出資を「政府出資金」という。)ができることとされており、政府は25年4月1日現在で101法人のうち95法人に出資している。

そして、独立行政法人の設立の際の政府出資金の額の算定方法についてみると、主として二つの類型に区分される。第1の類型は、承継した財産が固定資産である土地、建物等であり、負債を承継していない独立行政法人で、その政府出資金の額の算定方法は承継した財産の合計額に相当する額とされている。この類型には、国が直接行っていた事務及び事業を実施するために設立された独立行政法人の大部分が該当する。第2の類型は、承継した財産に固定資産である土地、建物等のほかに現金預金等の流動資産があり、負債も承継している独立行政法人で、その政府出資金の額の算定方法についてみると、承継した資産の価額から負債の金額を差し引いた額とされているものと、承継する以前の特設法人に対して政府が出資していた額と同額とされているものがある。この類型には、特設法人等から移行して設立された独立行政法人や国が直接行っていた事務及び事業を実施するために設立された独立行政法人の一部が該当する(以下、この第2の類型に該当する独立行政法人を総称して、「特設法人等から移行して設立された独立行政法人」という。)

また、独立行政法人の設立後において、法律に定める事由が生ずることにより政府出資金が増加する場合があるが、これは、個別法に基づき、政府が必要があると認めるときは、追加して出資することができることとされており、追加の出資を受けた独立行政法人は、その出資額により資本金を増加することとされているためである。一方、個別法に基づき、国又は他の法人に対して、政府出資に係る権利を承継させたときは、その承継の際、政府出資金が減少し、独立行政法人は資本金を減少することとされている。また、22年の通則法の改正により、独立行政法人は、政府からの出資又は支出に係る財産のうち、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる財産(以下「不要財産」という。)については、通則法第46条の2の規定に基づき、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、国庫に納付することとされている(図1参照)。

図1 独立行政法人における政府出資金の流れ



(4) 独立行政法人における資本剰余金の概要

会計基準等によれば、固定資産は、土地等の減価償却の対象とはならない非償却資産と、建物等の減価償却の対象となる償却資産とに分けられており、独立行政法人が非償却資産を取得して、その取得に要する経費の財源が国からの施設整備費補助金であった場合や、業務運営の財源に充てるために必要な資金として国から交付される運営費交付金で非償却資産を取得することが中期計画の想定範囲内であった場合は、当該非償却資産の取得価額相当額を資本剰余金に計上することとされている。

(5) 独立行政法人における利益剰余金の概要

独立行政法人は、通則法第44条第1項の規定に基づき、毎事業年度(以下、事業年度を「年度」という。)、損益計算において利益を生じたときは、前年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならないこととされている。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

独立行政法人制度は導入から既に相当期間が経過しており、また、独立行政法人に対する政府出資金の額が23年度末現在で24兆0688億余円に上り、運営費交付金が23年度に1兆5407億余円交付されているなど、国は多額の財政上の負担を行っている。

本院は、これらの状況を踏まえて、独立行政法人における政府出資金、資本剰余金(民間からの出えんによるものを除く。以下同じ。)、利益剰余金について、正確性、合規性、有効性等の観点から、独立行政法人の設立時における政府出資金等の状況、設立時に承継した資産の状況、設立後に行われた政府による追加出資及び政府出資金の減少の状況、資

本剰余金に係る会計処理の状況、資本剰余金に見合う現金預金等の保有の状況は、それぞれどのようになっているか、また、中期目標期間終了時における積立金の処理は適切に行われているかなどに着眼して検査を実施した。

## (2) 検査の対象及び方法

前記の101法人について、財務諸表等を分析するとともに、50法人に対して会計実地検査を行った。

## 3 検査の状況

### (1) 政府出資金等の推移の状況

検査の対象とした101法人について、13年度から23年度までの各年度末における政府出資金、資本剰余金、利益剰余金等の推移をみると、13年度末と比較すると23年度末においてはいずれも大幅に増加している。

### (2) 政府出資金の状況

#### ア 独立行政法人の設立時における政府出資金の状況

国が直接行っていた事務及び事業を実施するために設立された独立行政法人の大部分においては、国から承継した土地及び建物等の固定資産について、固定資産台帳等を整備の上で、その財産の取得に係る財源が政府出資金であると把握しているのが一般的であった。一方、特殊法人等から移行して設立された独立行政法人においては、政府出資に係る資産に加えて、国や特殊法人等において自ら得た収入や借入金等を財源とした資産を承継している場合がある。そこで、特殊法人等から移行して設立された独立行政法人のうち、政府出資金額の算定方法が承継した資産の価額から負債の金額を差し引いた額とされているものが承継した資産について、その取得に要した財源が政府出資金であるか把握しているかを検査したところ、承継した資産のうち、土地、建物等の固定資産についてはその財源が政府出資金であると把握しているのが一般的であったが、流動資産のうち現金預金等については把握されておらず、政府出資金等に見合う現金預金等が含まれているかが明瞭ではない状況が見受けられた。

独立行政法人の設立時に政府出資金を計上している独立行政法人であって国や特殊法人等から現金預金、投資有価証券等を承継した独立行政法人及び勘定数は、47法人93勘定ある。これらの独立行政法人の設立時及び23年度末における現金預金、投資有価証券等の状況について更に検査したところ、政府出資金見合いとして整理されている承継した現金預金、投資有価証券等について、業務を確実に実施する上で独立行政法人が必要であるとして保有しているにもかかわらず、これらを使用することなく保有している事態や、中期計画において使用目的を定めないまま使用したり、用途等に係る規程等が整備されていないまま運用したりしている事態が4法人で見受けられた。この保有された現金預金等に関して、2法人が、本院の検査を踏まえて、当該現金預金等を不要財産として認定し、国庫に納付することとした(前掲本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項810ページ参照)。

#### イ 追加出資の状況

政府は、必要があると認めるときには、個別法に基づき、独立行政法人に対して追加して出資することができることとされている(以下、政府からの出資のうち、この追加された出資を「追加出資」という。)。検査の対象とした101法人のうち設立後から24年

度末までの間に追加出資を受けた独立行政法人は48法人であり、追加出資の額は計14兆9296億余円となっている。

追加出資の形態には、土地、建物等の現物の出資のほかに、現金預金の金銭の出資(以下「金銭出資」という。)がある。金銭出資は、追加出資の目的を踏まえて政府により予算措置が行われ、独立行政法人が当該資金を受け入れるものである。

追加出資を受けた48法人について、追加出資の目的に従って使用している(以下、追加出資の目的に従って使用することを「充当」という。)かを検査したところ、24年度末現在で金銭出資に係る資金の全部又は一部が充当されていない事態が8法人で見受けられた。このうち、完成予定時期を遅くとも30年9月に延期する旨の基本構想の変更を行ったことにより、延期された支払時期まで現金預金で保有するなどとしている独立行政法人が2法人で見受けられた。

独立行政法人は、追加出資を受けることにより、資金や土地、建物等の資産を取得したり、当該資金を財源として土地、建物等の資産を取得したりしている。22年の通則法の改正により、通則法第8条第3項において、独立行政法人が保有する資産であって主務省令で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、当該財産(不要財産)を処分しなければならないこととされ、通則法第46条の2第1項において、不要財産であって、政府からの出資又は支出に係るものについては、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付することとされている。しかし、独立行政法人が追加出資に基づいて取得した資産を不要財産として認定したときであっても、政府出資金を財源とする資産としての管理が十分に行われていない場合には、当該不要財産が政府出資金を財源とした資産であるか、政府出資金以外の自己収入等の財源で取得した資産であるかの判別が困難となり、通則法第46条の2の適用に当たり支障が生ずるおそれがある。このため、政府出資金を財源とした不要財産であっても国庫へ納付されなかったり、政府出資金以外の自己収入等を財源とした不要財産が国庫へ納付されたりする可能性がある。

そこで、追加出資に基づいて資産を取得した(他の独立行政法人等からの承継による取得を除く。)としていた独立行政法人について、これらの資産が追加出資に基づいて取得されたのか、また、追加出資に基づいて取得した資産が不要財産とされた場合には、遅滞なく主務大臣の認可を受けて国庫に納付することが可能であるかなど、当該資産の管理状況を更に検査したところ、資産管理資料等で追加出資に基づいて取得した資産であることが直ちに判明する独立行政法人は、30法人42勘定であった。一方で、追加出資に係る資産か他の財源に係る資産かが判明しない独立行政法人は、5法人6勘定見受けられた。その理由については、政府出資金を個々の資産と対応させることができないなど、制度的な要因等によるものと考えられる。

一方、資産管理資料等では管理しておらず、資産を取得した際に作成した支出に関する資料を調査することによって追加出資に係る資産であることが判明する独立行政法人が1法人で見受けられた。

#### ウ 政府出資金の減少の状況

独立行政法人は、通則法第46条の2第4項の規定に基づき、政府からの出資に係る不要財産を国庫に納付したときは、納付した不要財産の金額に応じて資本金を減少する

(以下「政府出資金の減少」という。)こととされている。また、政府以外の者からの出資(以下「民間等出資」という。)に係る不要財産については、通則法第46条の3の規定により、民間等出資に係る不要財産の譲渡により生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を出資者に払い戻すこととされ、払い戻した額と同額の資本金を減少することとされている。したがって、不要財産と認定してこれを処分した場合であっても、その全てが政府出資金の減少につながるものではなく、不要財産のうち政府からの出資に係る資産を不要財産として国庫に納付した場合に、政府出資金の減少につながることになる。また、個別法で政府出資金の減少事由が規定されているものがある。

検査の対象とした101法人における設立時から24年度末までの間の政府出資金の減少及び国庫納付の状況についてみると、通則法を根拠として不要財産を国庫に納付したことにより政府出資金が減少した独立行政法人は、46法人となっている。この46法人について、国庫に納付した不要財産を政府からの出資に係る資産と判断した根拠や考え方を検査したところ、必ずしも政府出資金と資産との対応関係が明確ではない独立行政法人も見受けられた。

### (3) 資本剰余金の状況

#### ア 資本剰余金の会計処理の状況

独立行政法人が固定資産を取得した場合の会計処理については、会計基準等において、当該固定資産が独立行政法人の財産的基礎を構成すると認められる場合には、当該固定資産の取得価額相当額を資本剰余金として計上することとされている。

また、運営費交付金を業務費、一般管理費、人件費等の支出に充てるときの会計処理については、負債に属する運営費交付金債務を業務の進行等に応じて一定の基準に基づき収益化することとされている。すなわち、収益化する額を運営費交付金債務から収益に属する運営費交付金収益に振り替えることとされている。また、固定資産等の取得に要する支出の全部又は一部に運営費交付金を充てるときは、取得した固定資産の種別に応じ、次のいずれかの会計処理が行われる。

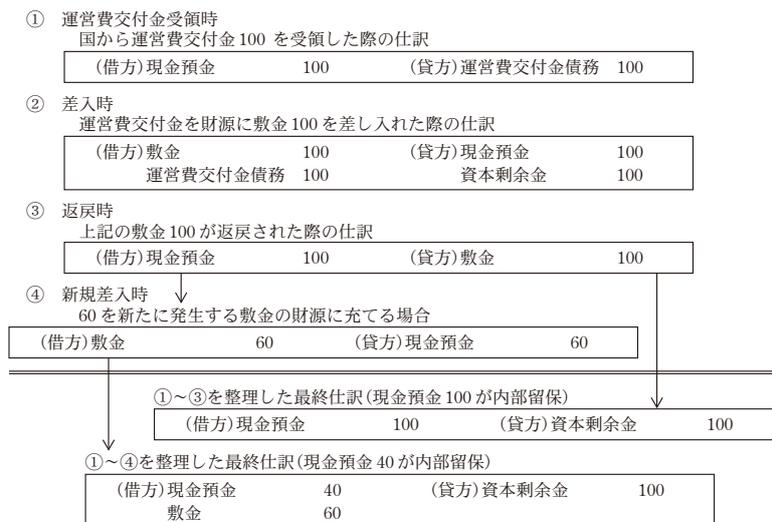
まず、非償却資産を中期計画の想定範囲内で取得したときには、当該非償却資産の取得額のうち運営費交付金に相当する額を運営費交付金債務から資本剰余金に振り替えることとされている。また、償却資産を取得するなど、これ以外の固定資産等を取得したときは、同じく運営費交付金に相当する額について、運営費交付金債務から負債に属する資産見返運営費交付金に振り替えることとされている。

#### イ 資本剰余金に見合う現金預金等の会計処理及び保有の状況

##### (ア) 運営費交付金から振り替えられた資本剰余金に見合う現金預金の会計処理及び保有の状況

独立行政法人が業務を行う上で必要な土地、建物等を借り入れるに当たり契約相手方に差し入れる敷金は固定資産であり、非償却資産である。当該敷金が独立行政法人の財産的基礎を構成すると認め、当該敷金の取得が中期計画の想定範囲内であり、運営費交付金をその財源に充てたときは、差し入れた金額を運営費交付金債務から資本剰余金に振り替える会計処理が行われる。そして、取得時にこのような会計処理を行った敷金が契約相手方から返戻等されるまでの一連の会計処理は、図2のとおりである。

図2 運営費交付金による敷金の差入時、返戻時及び整理後の会計処理



このように、返戻金の全額を新たに発生する敷金の財源に充てるなどしない限り、当該返戻金の全部又は一部は、独立行政法人の内部に留保されることになる。そこで、運営費交付金から振り替えられた資本剰余金に見合う現金預金の保有の状況について、敷金等の返戻金が内部留保されていないかなどについて検査したところ、23年度末に資本剰余金に見合う現金預金を総額で1000万円以上保有していて、不要財産となる可能性が高い状況となっている独立行政法人及び勘定が6法人7勘定で見受けられた。この保有された現金預金に関して、3法人が、本院の検査を踏まえて、当該現金預金を不要財産として認定し、国庫に納付することとした(前掲本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項810ページ参照)。

(イ) 開始貸借対照表に計上された資本剰余金に見合う現金預金等の保有の状況

資本剰余金が開始貸借対照表に計上されている独立行政法人について、当該資本剰余金と資産の対応関係について検査したところ、資本剰余金に見合う資産には現金預金、投資有価証券、固定資産等があると整理していた。しかし、資本剰余金に見合う個別の資産について、どのような財源により取得したものを把握していなかったことから、このような整理の内容が合理的であるか十分に確認できない独立行政法人が1法人で見受けられた。

(4) 利益剰余金の状況

ア 積立金、精算対象積立金及び次期中期繰越積立金の概要

中期目標期間の最終年度に係る利益の処分又は損失の処理を行った後に積立金がある場合(以下、この積立金を「精算対象積立金」という。)の処分方法は個別法で定められており、多くの独立行政法人及び勘定では、精算対象積立金の金額から主務大臣の承認を受けて次期中期目標期間における業務の財源に充てることができることとされた金額(以下「次期中期繰越積立金」という。)を控除して、なお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならないこととされている。

また、次期中期繰越積立金の取扱いについて、一般的な考え方が参考として示されている「次期中期目標期間への積立金の繰越しについて」(平成18年6月総務省行政管理局)に

よれば、精算対象積立金は、原則として国庫に納付するものであるが、国庫に納付するに足る現金預金がなく、その点について合理的な理由がある場合等は、個別事情を勘案した上で、合理的な範囲内で次期中期繰越積立金と位置付けて次期中期目標期間に繰り越すことができると考えられるとされている。そして、次期中期繰越積立金と位置付けることができる場合として、自己収入を財源として償却資産を取得して、中期目標期間の最終年度末に償却されていない額(以下「未償却残高」という。)が計上されているような場合等が例示されている。

#### イ 精算対象積立金の処理の状況

次期中期繰越積立金のうち自己収入を財源として取得したとしている償却資産について、その取得財源等を検査したところ、独立行政法人の設立時に政府出資金として承継した現金預金であった独立行政法人が1法人で見受けられた。

独立行政法人の設立時に政府出資金見合いとして整理している承継した現金預金を財源として取得した償却資産については、未償却残高に相当する額の精算対象積立金を構成しないことから、これらの償却資産の未償却残高に相当する額は、次期中期目標期間へ繰り越す必要はなかったものと考えられる。

また、主務大臣への承認申請の際に、自己収入を財源として取得した償却資産であるか、独立行政法人の設立時に承継した現金預金を財源として取得した償却資産であるかを明確にしないまま、その未償却残高に相当する額を次期中期繰越積立金としている独立行政法人が1法人で見受けられた。

さらに、自己収入を財源としてリース料を支払っているファイナンス・リース取引で取得した償却資産(以下「リース資産」という。)の未償却残高に相当する額を次期中期繰越積立金としている独立行政法人が、4法人5勘定で見受けられた。

ファイナンス・リース取引は、会計基準等により、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととされている。すなわち、リース契約時に借り手である独立行政法人は、リース資産の取得価額相当額を資産として計上し、リース資産の取得価額相当額と利息相当額からなるリース料の総額から利息相当額を控除するなどして求めたリース債務を負債として計上することから、リース資産は負債に属するリース債務と見合うことになる。そのため、当該リース資産については、特段の事情がない限り、未償却残高に相当する額の精算対象積立金を構成しないことから、当該リース資産の未償却残高に相当する額は、次期中期目標期間に繰り越す必要はなかったものと考えられる。

## 4 所見

### (1) 検査の状況の概要

独立行政法人における政府出資金、資本剰余金、利益剰余金について、正確性、合規性、有効性等の観点から、独立行政法人の設立時における政府出資金等の状況はどのようになっているか、設立時に承継した資産の状況はどのようになっているか、設立後に行われた追加出資及び政府出資金の減少の状況はどのようになっているか、資本剰余金に係る会計処理の状況はどのようになっているか、資本剰余金に見合う現金預金等の保有の状況はどのようになっているか、中期目標期間終了時における積立金の処理は適切に行われているかなどに着眼して検査を実施した。

## ア 政府出資金の状況

### (ア) 独立行政法人設立時における政府出資金

独立行政法人において、設立時に承継した資産のうち、土地、建物等の固定資産についてはその財源が政府出資金であると把握しているのが一般的であったが、流動資産のうち現金預金等については、その財源が把握されておらず、政府出資金等に見合う現金預金等が含まれているかが明瞭ではない状況が見受けられた。さらに、政府出資金見合いとして整理している現金預金、投資有価証券等について、業務を確実に実施する上で独立行政法人が当該現金預金等を必要であるとしているにもかかわらず、これらの資金を使用することなく保有している事態や、中期計画において使用目的を定めないまま使用したり、使途等に係る規程等を整備しないまま運用したりしている事態が見受けられた。

### (イ) 追加出資及び政府出資金の減少

24年度末現在で金銭出資に係る資金の全部又は一部が充当されていない事態が見受けられた。この中には、建物の完成予定時期を延期する旨の基本構想の変更を行ったことにより、延期された支払時期まで現金預金で保有しているなどの事態が見受けられた。

また、金銭出資された資金を財源として取得した資産等の管理状況について、追加出資に係るものか他の財源に係るものかが判明しなかったり、資産管理資料等では管理しておらず、資産を取得した際に作成した支出に関する資料を調査しないと追加出資に係るものかが判明しなかったりしている事態が見受けられた。

さらに、不要財産を国庫に納付したことにより政府出資金の減少を行った独立行政法人について、必ずしも政府出資金と資産との対応関係が明確ではない事態も見受けられた。

## イ 資本剰余金の状況

敷金及び預託金を差し入れた際の会計処理において、運営費交付金債務から資本剰余金に振り替えている場合に、当該敷金及び預託金の返戻金が独立行政法人の内部に留保されていて、不要財産となる可能性が高い状況となっている事態が見受けられた。

また、承継時に独立行政法人が資本剰余金に見合う資産と整理し、23年度末においても保有している現金預金及び投資有価証券について、保有目的や今後の使途が十分に確認できず、その財源も政府からの出資又は支出なのか自己収入なのかが明確でない事態が見受けられた。

## ウ 利益剰余金の状況

次期中期繰越積立金のうち自己収入を財源として取得したとしている償却資産について、独立行政法人の設立時に承継され政府出資金見合いとして整理している現金預金で取得したものであったり、自己収入を財源としてリース料を支払っているファイナンス・リース取引で取得したものであったりして、精算対象積立金を構成しないこれらの償却資産の未償却残高に相当する額を次期中期繰越積立金としているなどの事態が見受けられた。

### (2) 所見

独立行政法人は、その行うべき業務が確実に実施されることが必要であり、そのための

財産的基礎を有しなければならない。さらに、毎年度、政府から運営費交付金を始めとする多額の財政支出が充てられているが、国の財政事情が極めて厳しい状況にあることに鑑みると、各独立行政法人は、必要最小限の財務基盤で業務運営を行うことが求められている。

したがって、前記の検査の状況を踏まえ、独立行政法人及び主務府省においては、次の点に留意して対応を検討することが必要である。また、これらの独立行政法人及び主務府省の対応状況や独立行政法人改革の動向等を踏まえ、関係府省において制度全般について検討を行うことが重要である。

#### ア 政府出資金の状況

##### (ア) 独立行政法人の設立時における政府出資金

政府出資金に見合う現金預金等を承継時から現在まで使用することなく保有し続けているなどの事態が見受けられたことから、独立行政法人及び主務府省において、必要最小限の財務基盤で業務運営を行っているかどうかなどを検討して、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がないと認められる場合は、速やかに不要財産と認定して国庫納付の措置を講ずる必要がある。

そして、独立行政法人等が現金預金等を始めとする資産を承継するに当たっては、主務府省はもとより業務を引き継いだ独立行政法人においても、承継した資産の使用目的等について十分な認識を有するとともに、当該資産を有効に活用できるよう使用計画等を明確にすることが必要である。

##### (イ) 追加出資及び政府出資金の減少

金銭出資を受けた独立行政法人のうち、当該資金が充当されていないものについては、追加出資の資金を延期された支払時期まで現金預金で長期間保有しているなどの事態に鑑みて、資金が適時に有効に活用できるよう追加出資の時期についても検討することが重要である。

政府からの出資と保有する資産との対応関係が整理できない独立行政法人については、今後、不要財産を国庫に納付する際に支障が生ずることが懸念される。一方、不要財産と認定して国庫に納付する場合に、政府出資と保有する資産との対応関係が明確でないのに安易に政府出資金を減少すると、将来的に当該独立行政法人の財産的基礎が損なわれることも懸念される。

したがって、独立行政法人及び主務府省において、不要財産に係る国庫への納付を行う前提として、政府からの出資又は支出により取得した資産かどうか、可能な限り取得財源を明らかにできるような管理を行うよう努めるとともに、取得財源を明らかにすることが困難な場合には、国庫への納付に支障が生じないよう国庫への納付の際の指針や規則を検討するとともに、将来的に当該独立行政法人の財務の健全性に影響を与えないよう政府出資金の減少の指針等についても十分な検討を行うことが必要である。

#### イ 資本剰余金の状況

敷金及び預託金の返戻金が独立行政法人の内部に留保されていて、その使用見込みがない場合には、不要財産となる可能性が高い状況となっている事態が見受けられたことから、独立行政法人及び主務府省において、今後の使用見込みについて十分に検討を行

い、使用見込みがない場合には速やかに不要財産と認定して国庫納付の措置を講ずる必要がある。そして、今後も同様の事態が想定されることから、これらの返戻金が独立行政法人の内部に留保されない方策を検討することが重要である。

また、承継時に独立行政法人が資本剰余金に見合う資産として整理した現金預金及び投資有価証券について、この保有目的や具体的な用途を十分に確認できずその財源についても明確でない事態が見受けられたことから、承継時に現金預金等を資本剰余金に見合う資産として整理する場合には、現金預金等の財源及び保有目的を明らかにできるよう努める必要がある。

#### ウ 利益剰余金等の状況

精算対象積立金を構成しない償却資産の未償却残高に相当する額を次期中期繰越積立金としている事態については、その分の国庫納付額が減少して独立行政法人の内部に留保されていることになる。独立行政法人及び主務府省において、独立行政法人の内部に留保されている償却資産の未償却残高に相当する額を速やかに国庫に納付する方策を検討するとともに、今後も同様の事態が想定されることから、次期中期繰越積立金の算定に当たっては、償却資産が自己収入を財源として取得したものかどうか、国庫に納付する現金預金がないなど繰越しをする合理的な理由があるかなどを十分に確認することが必要である。

本院としては、独立行政法人が必要最小限の財務基盤で業務運営を行うことが求められていること、また、独立行政法人の制度及び組織の見直しについては、政府において引き続き検討し改革に取り組むこととされたことを踏まえて、独立行政法人における政府出資金等の状況について、今後とも多角的な観点から引き続き検査していくこととする。

## 第5 国庫補助金等により基金法人に設置造成された基金の状況について

検査対象	内閣、内閣府、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省 120 基金法人
検査の対象とした基金の概要	基金法人が、国庫補助金等の交付を受けて単年度では完結しない特定の目的を持つ公益性の高い事業を行う場合に設置造成するもの
検査の対象とした基金数	313 基金
上記のうち平成25年3月31日時点の基金数及び基金保有額	188 基金 2兆6155億円
上記のうち国庫補助金等相当額	2兆5424億円

## 1 検査の背景

## (1) 基金の概要

国は、法人等に国庫補助金等を交付して基金を設置造成させ、単年度では完結しない特定の目的を持つ公益性の高い事業を継続して行わせている。国庫補助金等の交付を受けた法人等は、国の補助金交付要綱等に基づき、設置造成した基金を他の事業の財源と区分して経理し、それぞれ、補助、利子助成、債務保証、貸付け等の財源として事業を実施している。

(注1) 国庫補助金等 補助金、交付金、拠出金等の名称のいかんを問わず、基金を設置造成するために国から出えんされた反対給付を伴わない金銭(「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)の適用を受けないものも含む。)のこと

## (2) 基金の運営形態及び用途

基金については、基金の運営形態及び用途ごとに複数の態様に分類できる。なお、一つの基金の中に、複数の運営形態又は用途が併存しているものもある。

設置造成された基金の運営形態は、取崩型、回転型、保有型、運用型の4種類に分類できる。また、設置造成された基金を財源として実施する事業(以下「基金事業」という。)の種類は、補助事業、利子助成事業、調査等事業、債務保証事業、貸付事業、その他事業の6種類に分類できる。

## (3) 過去の会計検査の状況

本院は、従来、国庫補助金等により設置造成された基金について検査を行っているところである。

会計検査院法第30条の3の規定に基づき、平成17年10月に、「国が公益法人等に補助金等を交付して設置造成させている資金等に関する会計検査の結果について」(以下「17年報告」という。)、21年10月に、「各府省所管の公益法人に関する会計検査の結果について」(以下「21年報告」という。)を参議院に報告している。また、同法第30条の2の規定に基づき、23年10月に、「国庫補助金等により都道府県等に設置造成された基金について」を国会及び内閣に報告している。

これらのほか、本院は、個別の基金について、同法第34条及び第36条の規定に基づき意見を表示し又は処置を要求するなどして、基金の一部を国庫へ返納させるなどしている。

#### (4) 政府における見直しの状況

##### ア 基金基準による見直しの状況

政府は、17年報告の後、18年8月に「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(以下「基金基準」という。)を閣議決定し、国庫補助金等の交付を受けて設置造成した基金を保有する法人(独立行政法人、特殊法人、認可法人及び共済組合を除く。以下、この基金基準の対象となる法人を「基金法人」という。)が当該基金により実施している事業に関して、当該国庫補助金等を交付した府省(以下「所管府省」という。)が国庫補助金等の交付要綱等に基づく指導監督を行う場合の基準を定めている。なお、内閣官房は、国庫補助金等により都道府県等に設置造成された基金については基金基準の対象ではないとしている。

そして、基金法人及び所管府省は、基金基準に基づき、18、20両年度に定期的な見直しを行っており、内閣官房の行政改革推進本部事務局がその取りまとめを行っている。これにより、基金法人及び所管府省は、基金規模の見直しをするなどして、不要となった国庫補助金等により設置造成された基金の全額又は一部を国庫へ返納したり、基金事業の内容等の変更を行ったりなどしている。

##### イ 行政刷新会議による見直しの状況

政府の行政刷新会議は、21年11月に、「事務事業の横断的見直しについて」の一環として「公益法人及び独立行政法人等の基金の見直し」を挙げており、また、同月以降に行われた事業仕分けにおいても、多数の基金について、全額又は一部を国庫返納するなどの評価結果を受けたものが見受けられた。

#### (5) 20年度以降に設置造成された基金の概要

20年度の基金基準による見直し以降、政府は、20年9月の世界的な金融危機を受けて、同年10月以降、緊急経済対策等の一環として、20、21、22各年度の補正予算により、多額の国庫補助金等を交付して、2か年から3か年の短期間の事業実施を前提とした基金を新規に設置造成するなどした。また、政府は、23年3月の東日本大震災を受けて、復旧・復興に資する施策等を行っており、23年度の補正予算により、国庫補助金等を交付して、基金を新規に設置造成するなどした。

## 2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

### (1) 検査の観点及び着眼点

国が国庫補助金等を交付して法人等に設置造成された基金については、基金法人及び所管府省の基金基準による見直しや本院の検査等の結果として、不要となった基金が国庫へ返納されたり、基金事業の内容等が変更されたりなどしている一方、20年度以降、緊急経済対策等の一環として多数の基金が新規に設置造成されるなどしている。

また、基金を設置造成するための原資として国から交付される国庫補助金等は、法人等に交付されて基金が設置造成されることにより、その額が確定するものなどであるが、基金事業そのものは、その後、設置造成された基金により複数年度にわたって継続して実施されていくものである。

そこで、国庫補助金等を交付して設置造成された基金について、法規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、次のような点に着眼して各府省横断的に検査を実施した。

ア 基金の設置造成のために交付された国庫補助金等の交付額、設置造成された基金の規模、国庫への返納等の状況はどのように推移しているか。

イ 基金基準等による基金の見直し及び公表は適時適切に行われているか。

ウ 基金基準に定める基準は遵守されているか。また、基金基準はその目的を達成するために適切な基準となっているか。

## (2) 検査の対象及び方法

基金基準を所掌する内閣官房、基金を設置造成するために国庫補助金等を交付した<sup>(注2)</sup> 11府省(15府省庁)、11府省が交付した国庫補助金等により設置造成された基金のうち基金基準の対象となる基金で、20年4月1日から25年3月31日までの間に存在した<sup>(注3)</sup> 313基金(25年3月31日時点で廃止済みの基金を含む。)を保有する又は保有していた120基金法人を対象として検査を実施した。

検査に当たっては、11府省及び120基金法人(313基金)から国庫補助金等により設置造成された基金の状況について調書を徴して、これらの調査、分析等を行うとともに、内閣官房、11府省及び44基金法人(169基金)に赴くなどして会計実地検査を行った。

(注2) 11府省(15府省庁) 内閣府(内閣府本府)、総務省(本省)、外務省(本省)、財務省(国税庁)、文部科学省(本省)、厚生労働省(本省)、農林水産省(本省、林野庁、水産庁)、経済産業省(本省、資源エネルギー庁、中小企業庁)、国土交通省(本省)、環境省(本省)、防衛省(本省)

(注3) 313基金 一つの基金の中に、別々の国庫補助金等により設置造成されるなどして、区分経理された複数の事業がある基金は、区分経理された事業ごとに一つの基金として集計している。なお、平成20年4月1日時点において基金保有額があったものの、基金事業が19年度で終了して、20年度の事業執行はなく、国庫への返納のみが行われた3基金及び平成21年度第1次補正予算により設置造成したが、事業執行する前に全額を国庫へ返納した1基金は、集計から除外している。

## 3 検査の状況

### (1) 基金の状況等

19年度以前に国庫補助金等により設置造成された基金は、20年度の基金基準による見直し対象又は21年報告の検査対象となるなどしているもので、20年4月1日時点において基金保有額があったものは、9省所管の152基金(81基金法人、基金保有額1兆0592億円)であった(以下、19年度以前に設置造成された152基金を「既存152基金」という。)。また、20年度から24年度までに、7府省(合同事業を含む。<sup>(注4)</sup>)が国庫補助金等を交付するなどして、161基金(54基金法人)が新規に設置造成された(以下、20年度から24年度までに新規に設置造成された161基金を「新規161基金」という。))。

(注4) 合同事業 複数の府省が一つの基金の設置造成のために、それぞれ国庫補助金を交付し、それらを原資として一つの基金を設置造成しているもの

既存152基金と新規161基金を合わせた313基金のうち、25年3月31日時点において基金保有額があるものは、10府省(合同事業を含む。)所管の188基金(75基金法人、基金保有額2兆6155億円)となっており、20年度から24年度までに161基金が新規に設置造成される一方、125基金が廃止されている。20年4月1日時点と25年3月31日時点における所管府省別の基金の状況は、表1のとおりである。

表1 平成20年4月1日時点と25年3月31日時点における所管府省別の基金の状況

(単位：法人、基金、百万円)

所管府省等名	平成20年4月1日時点				25年3月31日時点			
	法人数	基金数	基金保有額	(うち国庫補助金等相当額)	法人数	基金数	基金保有額	(うち国庫補助金等相当額)
内閣府	0	0	—	(—)	1	1	178	(178)
外務省	2	2	10,958	(10,958)	2	2	1,134	(1,134)
財務省	1	2	33,667	(19,099)	1	2	5,303	(3,421)
文部科学省	1	1	823	(823)	0	0	—	(—)
厚生労働省	3	3	133,289	(133,289)	4	14	295,063	(295,063)
農林水産省	37	94	609,338	(573,036)	31	65	544,444	(513,591)
経済産業省	15	19	135,180	(118,719)	15	63	1,497,528	(1,486,292)
国土交通省	19	25	123,112	(89,030)	17	28	123,625	(97,472)
環境省	2	5	12,636	(10,213)	2	8	11,290	(8,323)
防衛省	1	1	244	(244)	1	1	254	(254)
合同事業	0	0	—	(—)	3	4	136,692	(136,692)
計	81	152	1,059,251	(955,415)	75	188	2,615,515	(2,542,423)

(注) 経済産業省、国土交通省及び合同事業の基金を保有している基金法人があるため、各所管府省等の法人数を合計しても計欄の法人数と一致しないものがある。

25年3月31日時点における基金保有額は、経済産業省所管の基金が1兆4975億円と最も多額となっており、厚生労働、農林水産、国土交通各省所管の基金も1000億円を超えている。

20年度から24年度までに、基金の設置造成のために交付された国庫補助金等の額及び基金から国庫に返納された額の所管府省別の状況は、表2のとおりである。

表2 平成20年度から24年度までの基金への国庫補助金等の交付状況及び基金の国庫への返納状況 (単位：基金、百万円)

所管府省等名	国庫補助金等の交付額 (平成20年度～24年度)		国庫への返納額 (20年度～24年度)	
	基金数	交付額	基金数	返納額
内閣府	13	10,200	10	549
外務省	0	—	2	1,410
財務省	0	—	1	20,786
文部科学省	0	—	1	663
厚生労働省	16	1,208,988	11	509,558
農林水産省	84	660,034	100	442,088
経済産業省	63	2,364,456	20	36,241
国土交通省	13	106,359	14	39,803
環境省	6	19,278	1	487
防衛省	0	—	0	—
合同事業	4	1,132,288	0	—
計	199	5,501,605	160	1,051,588

各所管府省から基金の設置造成のために交付された国庫補助金等の額の合計は、5兆5016億円と多額となっている一方、事業仕分け等による見直しにより事業期間を短縮しているものなども含め、基金から国庫へ返納された額の合計も1兆0515億円と多額になっている。そして、基金から国庫へ返納された額の中には、10基金において、基金の見直しを適時適切に実施していれば、使用見込みのない額(計346億円)の返納時期を繰り上げて早期に国庫へ返納することができたものが見受けられた。また、運用型の基金の廃止の際に、運用益の残余分のうち、国庫補助金に係る運用益が国庫へ返納されていない事態が見受けられた(前掲不当事項270ページ参照)。

所管府省は、基金の設置造成に当たり、基金廃止時に多額の国庫返納が生ずることがないように、設置造成時に基金事業の実施に必要な額を精査して国庫補助金等を交付することは当然であるが、それとともに、基金の執行途中であっても、執行状況等を勘案するなどして適時適切に見直しを行い、基金規模が適切となるよう留意する必要があると認められる。

## (2) 基金基準の状況等

### ア 基金基準による見直し等の実施状況

#### (ア) 23年度の基金基準による見直しの実施状況

20年12月に、20年度の基金基準による見直しの状況を内閣官房の行政改革推進本部事務局が公表した「補助金等の交付により造成した基金の見直し」において、所管府省は、「23年度に事業の実績を踏まえて改めて見直しを行うこと」とされていたが、本院が検査を開始した24年11月時点で、23年4月1日時点において基金保有額があった179基金を所管していた10府省(前記11府省のうち、文部科学省は該当なし。合同事業を含む。)のうち、23年度の基金基準による見直しを実施し公表している所管府省は、経済産業省のみであった。

基金の見直しについては、一度実施すれば足りるというものではなく、基金事業の進捗状況、基金の執行状況等により、その後においても新たに使用見込みが低い基金に該当すると判断されることがあり得るので、定期的な実施する必要がある。見直しを実施されていない状況は適切とは認められない。実際に、使用見込みの低い基金を保有していて、定期的な見直しが実施されていれば、使用見込みのない額が国庫へ返納されたと考えられる事態も見受けられた(前掲本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項557ページ参照)。

#### (イ) 平成21年度補正予算において設けられた基金等の執行状況等の公表の実施状況

財務省は、平成21年度第1次補正予算による基金の設置造成に当たり、21年6月に、「平成21年度補正予算において設けられた基金等の執行状況等の公表について(連絡)」により、所管府省に対して、予算の適切かつ効率的な執行とその透明性の確保の観点から、各基金の設置造成のための国庫補助金等の交付額、運用収入、執行済額等について、公表に努めるよう求めている。しかし、本院が検査を開始した24年11月時点において、平成21年度第1次補正予算により設置造成された46基金のうち、都道府県等に設置造成された基金を除く18基金を所管している6省(合同事業を含む。)の公表の実施状況についてみると、24年度執行分まで継続して公表を行っていたのは厚生労働省のみであった。

また、同連絡は、同連絡以前に設置造成された基金についても、これに準じた取組を行うこととしているが、平成21年度第1次補正予算により設けられた基金以外についてみると、このような取組を実施している所管府省はなかった。

前記(ア)及び(イ)のとおり、23年度に実施する予定となっていた基金基準による見直しを実施していなかったり、基金の執行状況等を公表していなかったりしている基金が多く見受けられたが、これらについては、基金事業の進捗状況、基金の執行状況等に合わせ、定期的実施して、公表する必要があると認められる。

#### イ 基金基準に対する検討

基金法人及び所管府省が基金の見直し等を実施するに当たっては、基金基準に定める基準によることとなるが、基準が遵守されていない事態、基準等の検討が必要な事態が見受けられた。

##### (ア) 基金基準に定める基準が遵守されていない事態

###### a 補助金交付要綱等への明文化

基金基準は、①既存の基金については、補助金交付要綱等の所要の改正を行い、基金基準に定める基準を盛り込むよう努めること、②新たに基金を設置造成する場合には、所管府省は国庫補助金等を交付する際に補助金交付要綱等に基金基準に定める基準を明記することとしている。検査対象とした313基金のうち、既存152基金については、補助金交付要綱等に基金基準に基づき指導監督する旨の記載が明記されているものは108基金であり、約7割の基金について補助金交付要綱等の改正等により明記されていた。一方で、新規161基金のうち、23年度までに設置造成された121基金については、補助金交付要綱等にその旨の記載が明記されているものは約4割の50基金となっていた。

今後、新規に設置造成する基金については、国庫補助金等を交付する際に補助金交付要綱等に基金基準に定める基準を明記すること、今回の検査対象とした基金のうち、基金基準に定める基準が補助金交付要綱等に明記されていない基金については、基金法人と協議し、基金基準に定める基準を盛り込むよう努めるとともに、基金法人に対して基金基準の周知を図ることが必要であると認められる。

###### b 基本的事項の公表の実施

基金基準は、新たに基金を設置造成した場合、基金法人及び所管府省において、基金の基本的事項として、「基金の名称、基金額、基金のうち国庫補助金等相当額、基金事業の概要、基金事業を終了する時期、定期的な見直しの時期、基金事業の目標について、基金造成後速やかに公表すること」としている。しかし、20年度以降に設置造成された基金についてみると、本院が検査を開始した24年11月時点において、基金の設置造成後に基本的事項の公表を行っていた所管府省は、経済産業省のみであった。

新規に国庫補助金等の交付により基金を設置造成した場合に、設置造成した基金額、基金事業の概要等について公表することは、基金の透明性を確保するために必要であると認められる。

###### c 保有割合の算出における事業見通しの算出方法

基金基準は、定期的な見直しの際に、基金事業の今後の見直し又はこれまでの実

績からみて、基金の規模が過大となっていないかなどの状況を客観的に把握するため、基金事業に要する費用に対する基金保有額等の割合(以下「保有割合」という。)を算出し、使用見込みの低い基金についてはその取扱いを検討することとしている。そして、保有割合の算出に当たっては、運営形態及び使途の組合せにより例示された算出式を参考とし、「基金法人及び関係府省間で協議された合理的な事業見直し又は実績を用いて算出すること」として、当該算出に用いた算出式及び数値を公表することとしており、事業が完了するまでに必要となる補助額、事業費の見込額等を用いることなどとしている。

20年度の基金基準による見直しにおいて、保有割合を「1」以下としているものの中には、見込額の算出に過去の実績額等が反映されておらず、結果として、事業終了時に多額の基金を国庫へ返納しているものが見受けられた。

また、24年4月1日時点において基金保有額があった185基金を対象として、基金基準に準じて算出した24年4月1日時点の保有割合、その算出根拠等について調書を徴したところ、24年度中に基金を廃止したものなどを除く101基金のうち、保有割合の算出に当たり、単年度当たりの見込額に年数を乗ずるなどの算出式を用いているものが51基金、見込額の合計のみとなっているものが36基金、その他のものが14基金となっている。このうち、単年度当たりの見込額に年数を乗ずるなどの算出式を用いている51基金について、過去の単年度当たりの実績額と比較すると、9基金が過去の実績額の2倍以上を見込んでいる状況が見受けられた。また、見込額の合計のみを用いているものについては、見込額に関する説明を十分に行っているとはいえない状況となっていた。

前記のとおり、基金の保有割合の公表に併せて、保有割合の算出に用いた算出式及び数値は公表されているが、基金事業が完了するまでに必要となる見込額の数値については、単年度当たりの見込額をいくらとしているのか、何年度分の見込額であるのかなど、どのような積算によりその見込額が算出されたものかが示されておらず、合理的な事業見直し又は実績を用いて算出したものであるかどうかを判断することができない状況となっている。

基金基準による見直しの際の保有割合の算出において、合理的な事業見直し等を用いることは、基金の規模を適切に管理するために必要であると認められる。また、基金基準において、算出式及び数値を公表することは、次の見直し時期に事業見通しの的確性を検証することも目的となっており、見込額の算出方法についても公表する必要があると認められる。

#### d 新規申請の受付が終了した事業の見直し

基金基準は、後年度負担が発生する事業について、新規申請の受付が終了した時点で、基金法人は、直ちに国庫への返納等の検討に着手することとしており、受付を終了した年度以降も、毎年度、支払財源等として必要のない額を国庫へ返納するなど、基金の取扱いを検討して、当該検討結果を所管府省に報告し、基金法人及び所管府省はこれを公表することとしている。

24年4月1日時点において基金保有額があった185基金のうち、新規申請の受付が終了していて、後年度負担に係る事業のみを行っている基金は39基金であ

る。これらの39基金はいずれも見直しの状況を公表していなかったが、毎年度見直しを実施して、使用見込みのない額を国庫へ返納している基金も見受けられる一方、見直しを実施していない基金もあった。

そこで、24年度中に新規申請の受付が終了して、後年度負担に係る事業のみを行っている基金も含めて、検査したところ、15基金において、基金法人が多額の使用見込みのない額(計500億円)を保有したままとなっている事態が見受けられた(このうち、13基金に係る事態については前掲本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項344ページ、435ページ、475ページ及び557ページ参照)。

この使用見込みのない額は、後年度負担に係る事業を行うために必要となる額を超えるものであり、以後の基金事業において必要とされることはない額であることから、新規申請の受付が終了した時点及び受付が終了した年度以降の毎年度において、基金に使用見込みのない額がないかの見直しを実施する必要がある、その見直しの結果、支払財源等として必要のない額がある場合は、早急に国庫へ返納する必要があると認められる。

e 基金事業が複数ある場合の公表状況

基金基準は、一つの基金において複数の基金事業を実施している場合、保有割合の算出に当たっては基金事業ごとの保有割合を算出することなどとしていて、基金事業ごとにその状況を公表することとしている。

しかし、20年度の基金基準に基づく公表資料をみると、一つの基金として保有割合が算出されていたものの中に、実際には、別々の国庫補助金等により設置造成されるなどとしていて、一つの基金の中に区分経理された複数の基金事業がある基金が見受けられた。基金基準に定められているように、保有割合を算出するに当たっては、基金事業ごとに算出しなければ適切な保有割合を求めることはできないものであることから、基金事業ごとに算出して公表する必要があると認められる。

また、25年3月31日時点において基金保有額がある債務保証事業又は貸付事業を行っている25基金のうち、5基金は、債務保証事業等を実施していると同時に、基金を運用元本とする運用収入等により、調査等事業等を実施している。調査等事業等を実施できることは補助金交付要綱等に規定されているところであるが、基金法人の自己財源による事業と明確に区分して経理がなされていないものも見受けられた。しかし、これらの運用収入等による事業についても、基金により行っている事業として、基金法人の自己財源による事業とは明確に区分して管理される必要があると認められる。さらに、これらの基金の運用収入等による事業は、基金基準による見直しにおいて、公表の対象とされていなかったが、基金による事業として公表する必要があると認められる。

(イ) 基金基準に定める基準等の検討が必要な事態

a 見直しの頻度

基金基準は、定期的な見直しについて、「少なくとも5年に1回」としているが、20年度以降に設置造成された基金の事業期間についてみると、緊急経済対策等を目的としていることなどから、3年以内(設置造成した年度を除く。)と短く設定し

ている基金が多い。そして、基金の中には、事業終了時に多額の基金を国庫へ返納しているものも見受けられる。

現在の基準では5年に1回の見直しを実施すればよいこととなっているが、上記のことを考慮すると、事業期間中に一度も見直しが行われなかったり、使用見込みの低い基金があっても次回の見直しまで国庫返納の検討が行われなかったりなどすることが想定される。したがって、年度末時点における基金事業の進捗状況、基金の執行状況等を踏まえ、毎年度の見直しを実施し、公表することが必要であると考えられる。

b 収入・支出及び事業実績の公表

基金基準に基づく見直しの状況を公表する資料には、基金の収入・支出や事業実績を公表する項目が設定されていない。そのため、所管府省が基金法人に国庫補助金等を交付して、基金を設置造成した以降、基金法人が実施する基金事業に係る収入・支出及び事業実績を公表する機会はほとんどなく、基金の透明性が確保されていない状況となっている。しかし、基金が適切に執行され、効率的な運営が行われるためにも、基金の収入・支出及び事業実績を公表して、透明性を確保することが必要であると考えられる。

また、事業実績を公表することは、基金基準による見直しにおける保有割合の算出に当たって用いられた基金事業が完了するまでに必要となる見込額等が適正な額となっているかを判断する材料の一つにもなるものであり、その観点からも事業実績の公表が必要であると考えられる。

c 使用見込みの低い基金の取扱いの検討

基金基準は、定期的な見直しの際に、使用見込みの低い基金として、国庫へ返納するなど、その基金の取扱いを検討する基準の一つとして、算出した保有割合が「1」を大幅に上回っている基金としており、大幅に上回ると判断するための数値等の基準が定められておらず、曖昧な基準となっている。20年度の基金基準による見直しを実施した127基金のうち、保有割合を算出していないものなどの14基金を除く113基金の公表資料をみると、算出した保有割合が「1」を超えている30基金のうち、使用見込みの低い基金として、その基金の取扱いを検討したものは15基金であり、このうち、保有割合が「1」を大幅に上回っている基金に該当することから基金の取扱いを検討し、使用見込みのない額を国庫へ返納したものは5基金のみであった。

しかし、保有割合は、基金事業が完了するまでに必要となる補助額、事業費の見込額等を用いて算出しており、「1」を超える分に相当する額については、基金事業が見込みのとおりに行われれば使用されることのない額であり、使用見込みの低い額に当たるものと考えられる。したがって、算出した保有割合が「1」を超えている全ての基金については、使用見込みの低い基金として、その基金の取扱いを検討することとすべきであると考えられる。

d 基金廃止時の状況の公表

基金基準は、基金を廃止した際の状況の公表について、特に定めておらず、基金基準による見直しの際に、既に廃止した基金については公表の対象となっていない

い。しかし、基金廃止時において、基金を廃止した理由、廃止時における基金保有額の国庫等への返納の状況、基金事業の継続の有無、基金事業の目標達成度の評価等を公表することは、基金の透明性を確保する上で必要であると考えられる。

e 見直し体制の確立

基金基準による見直しは23年度に行うこととなっていたが、見直しを実施したのは経済産業省のみとなっていて、見直しを実施していなかった所管府省の多くは、その理由として内閣官房の行政改革推進本部事務局から作業の依頼がなかったことを挙げている。

基金基準による見直しについては、各々の基金法人及び所管府省において行われるべきものであり、依頼がなくとも所管府省ごとに基金の見直しが行われるような体制を整備することが必要であると考えられる。

ウ 基金シートによる公表の実施

政府は、25年4月に、「行政事業レビューの実施等について」において、毎年、行政事業レビューを実施することにより、各府省自らが、事業に係る予算の執行状況等について見直しを行い、公表することなどを閣議決定しており、この中で、基金についても執行状況等を分かりやすい形で毎年公表することとしている。

内閣官房の行政改革推進本部事務局が作成した「平成25年基金シート」の様式は、事業概要、収入・事業費等の額、保有割合等を記載することとなっており、この様式に従い、各府省は7月末以降、ホームページで基金シートを公表している。また、内閣官房は、26年度以降の基金シートの様式について、公表内容等が十分なものとなっているかなどについて検討するとしている。

4 所見

(1) 検査の状況の概要

国は、単年度では完結しない特定の目的を持つ事業の財源となる基金を設置造成するため、毎年度、多額の国庫補助金等を交付しており、今後も、多額の国庫補助金等が交付されることが想定される。

所管府省、基金法人等において、基金保有額の状況、基金の設置造成の状況、国庫への返納の状況、基金の見直しの状況等について検査したところ、次のような事態が見受けられた。

ア 基金の設置造成額、基金保有額等の状況について

20年4月1日時点の基金数は152基金であったが、20年度から24年度までに161基金が新規に設置造成される一方、同期間に125基金が廃止されており、25年3月31日時点の基金数は188基金となっている。そして、20年度から24年度までに、基金の設置造成のために交付された国庫補助金等の合計は5兆5016億円と多額に上っており、25年3月31日時点における基金保有額の合計2兆6155億円(うち国庫補助金等相当額2兆5424億円)は、20年4月1日時点における合計1兆0592億円を大きく上回っている。また、事業期間の終了等により、同期間に基金から国庫へ返納された額も1兆0515億円と多額に上っている。この基金から国庫へ返納された額の中には、基金の見直しを適時適切に実施していれば、返納時期を繰り上げて早期に国庫へ返納することができた事態等が見受けられた。

## イ 基金の見直し状況について

18、20両年度に行われた基金基準による見直し、さらに、21年11月の事業仕分け等により、国庫補助金等により設置造成された基金に対する見直しが実施され、使用見込みのない額が国庫へ返納されるなどしている。その後、23年度に実施する予定となっていた基金基準による見直し及び「平成21年度補正予算において設けられた基金等の執行状況等の公表について(連絡)」による基金の執行状況等の公表を、ほとんどの基金法人及び所管府省が実施していない事態が見受けられた。このことなどのため、一部の基金において、使用見込みのない額が基金法人に滞留している事態等が見受けられた。

## ウ 基金基準の補助金交付要綱等への明文化及び遵守について

基金基準は、基金事業を実施するに当たって、所管府省が基金法人に対する指導監督を行う場合の基準となるものであるが、一部の基金について、基金基準により基金に対する指導監督を行う旨が補助金交付要綱等に明記されていない事態が見受けられた。また、基金基準に定める基準に基づいて実施する基本的事項の公表、保有割合の算出における事業見通しの算出、新規申請の受付が終了した事業の見直し及び基金事業が複数ある場合の公表が適切に実施されていない事態が見受けられた。

## エ 基金基準に定める基準等の検討について

基金基準による見直しの頻度、収入・支出及び事業実績の公表、使用見込みの低い基金の取扱いの検討、基金廃止時の状況の公表等について、基金基準の目的を達成するためには、基金基準に定める基準等の検討が必要と認められる事態等が見受けられた。

また、25年度以降は、内閣官房の行政改革推進本部事務局が作成する基金シートの様式に従って、所管府省が基金シートを作成し、基金の執行状況、保有割合等を毎年公表することとなっている。

## オ 個別の基金の状況について

基金基準による定期的な見直しや新規申請の受付が終了した基金の見直しを実施していないことなどから、使用見込みのない額が基金法人に滞留しているなどの国庫への返納等を検討すべき事態がある基金が見受けられた。

## (2) 所見

以上のような状況を踏まえて、内閣官房、所管府省及び基金法人においては、次の点について留意して、基金が適切かつ有効に執行されるよう努める必要がある。

ア 所管府省は、基金の設置造成に当たっては、基金廃止時に多額の国庫返納が生ずることのないように、設置造成時に基金事業に必要な額を精査するとともに、基金の執行途中であっても、適時適切に見直しを行い、基金規模が適切となるようにすること

イ 所管府省及び基金法人は、適切な基金規模になるよう毎年度の基金の見直しを実施し、結果を公表すること

ウ 所管府省は、新規に設置造成する基金のために交付する国庫補助金等の補助金交付要綱等において基金基準に基づき指導監督を行うことを明記し、また、基金基準に定める基準が明記されていない基金の補助金交付要綱等において基金基準に定める基準を盛り込むよう努めるとともに、基金法人に対して基金基準の周知を図ること。また、所管府省及び基金法人は、基金事業を実施するに当たり、基金基準に定める基準を遵守すること

エ 内閣官房は、基金基準に定める基準の趣旨を踏まえ、基金シートにより実施する所管府省による基金の執行状況、保有割合等の公表が適切に実施されるよう基金シートの公表内容等について検討するなど必要な取りまとめを行うこと

オ 所管府省及び基金法人は、検討すべき事態が見受けられた基金のうち、事態が解消していないものについて、早急に実効性のある見直しを行うとともに、所要の措置を講ずること。また、これら以外の基金についても、同様の事態が発生することのないようにすること

本院としては、基金法人の基金保有額は依然として多額であり、今後も基金の設置造成のために多額の国庫補助金等が交付されることが想定されることから、基金の見直しの実施状況、基金事業の実施状況等について、引き続き多角的な観点から検査していくこととする。

## 第6 東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染に対する除染について

検査対象	内閣府、環境省、6県
検査の対象とした事業の概要	東京電力株式会社の福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的として、国及び地方公共団体が実施する除染
除染に関する事業の執行額	4692億円(平成23、24両年度)

### 1 検査の背景

#### (1) 福島第一原発事故の発生

平成23年3月11日に、東北地方太平洋沖地震が発生し、宮城県北部で震度7を観測したほか、東日本を中心に広い範囲で揺れを観測し、また、東北地方から関東地方北部にかけての太平洋沿岸の広い範囲で津波を観測した。この地震とそれが引き起こした津波により、東京電力株式会社(以下「東京電力」という。)の福島第一原子力発電所において大量の放射性物質が放出されるという重大な事故が発生した(以下、この事故を「福島第一原発事故」という。)

#### (2) 放射性物質汚染対処特措法及び緊急実施基本方針による除染の枠組み

福島第一原発事故により放出された放射性物質(以下「事故由来放射性物質」という。)による環境汚染が生じていることに鑑み、当該環境汚染への対処に関し、国、地方公共団体、関係原子力事業者等が講ずべき措置について定めることなどにより、環境汚染が人の健康や生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的として、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23年法律第110号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。)が23年8月30日に公布されるとともに、一部の規定については同日施行され、24年1月1日に全面施行された。

放射性物質汚染対処特措法の枠組みに基づく計画的かつ抜本的な除染が実施されるまでには、一定の期間が必要となる。そこで、内閣府に設置された原子力災害対策本部は、23年8月26日に、今後2年間に目指すべき目標等を取りまとめた「除染に関する緊急実施基本方針」(以下「緊急実施基本方針」という。)を決定している。緊急実施基本方針では、放射性物質汚染対処特措法の枠組みによる除染が実施されるまでの間は、この緊急実施基本方針に基づいて除染を緊急的に推進することとされ、放射性物質汚染対処特措法が全面施行された以降は、この緊急実施基本方針に定められている内容を順次放射性物質汚染対処特措法の枠組みに移行することとされている。

これら緊急実施基本方針の枠組みの中で実施される除染に関する事業に要する経費については、内閣府において予算措置されている。

そして、23年12月には、除染特別地域に、警戒区域又は計画的避難区域の指定を受けたことがある地域として、表1のとおり、福島県内の11市町村が指定された。同地域内

(注1)  
 の除染等の措置等は、国が定めた特別地域内除染実施計画(以下「特別地域内計画」という。)に基づき、環境省が実施することとなっている。

表1 除染特別地域として指定された市町村

都道府県名	市町村数	市 町 村 名
福島県	11	楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、及び飯館村。また、田村市、南相馬市、川俣町、川内村で警戒区域又は計画的避難区域であったことのある地域

また、23年12月に、102市町村が、空間線量率が $0.23\mu\text{Sv/h}$ 以上の地域として、汚染状況重点調査地域に指定された。その後、24年2月に2町が指定され、同年12月に3町村の指定が解除されたことにより、24年度末現在、表2のとおり、8県において計101市町村が指定されている。同地域における除染等の措置等は、市町村長等が定める除染実施計画に基づき、当該市町村等が実施することとなっている。

表2 汚染状況重点調査地域として指定されている市町村(平成24年度末現在)

都道府県名	市町村数	市 町 村 名
岩手県	3	一関市、奥州市、平泉町
宮城県	9	石巻市、白石市、角田市、栗原市、七ヶ宿町、大河原町、丸森町、亘理町、山元町
福島県	40	福島市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町、川内村、新地町
茨城県	20	日立市、土浦市、龍ヶ崎市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、守谷市、稲敷市、鉾田市、つくばみらい市、東海村、美浦村、阿見町、利根町
栃木県	8	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、塩谷町、那須町
群馬県	10	桐生市、沼田市、渋川市、安中市、みどり市、下仁田町、中之条町、高山村、東吾妻町、川場村
埼玉県	2	三郷市、吉川市
千葉県	9	松戸市、野田市、佐倉市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、印西市、白井市
計	101	

(注1) 除染等の措置等 放射性物質汚染対処特措法において、「土壤等の除染等の措置並びに除去土壤の収集、運搬、保管及び処分」と規定されている。また、「土壤等の除染等の措置」とは、「事故由来放射性物質により汚染された土壤、草木、工作物等について講ずる当該汚染に係る土壤、落葉及び落枝、水路等に堆積した汚泥等の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置」と規定されている。

(注2) Sv(シーベルト) 人体の被ばくによる生物学的影響の大きさ(線量当量)を表す単位。なお、1時間被ばくを受け続けた場合に、どの程度の線量当量を受けるかを表す線量率の単位が「Sv/h」である。

1日のうち屋外に8時間、屋内(遮へい効果(0.4倍)のある木造家屋)に16時間滞在したと仮定して、1年間の追加被ばく線量(自然界からの被ばく線量及び医療被ばくを除いた被ばく線量)1mSvを1時間あたりに換算すると0.19 $\mu$ Sv/hとなり、これに自然界からの放射線のうち大地からの放射線に係る線量率0.04 $\mu$ Sv/hを加えると、0.23 $\mu$ Sv/hとなる。

これら放射性物質汚染対処特措法の枠組みの中で実施される除染に関する事業に要する経費については、環境省等において予算措置されている。

なお、放射性物質汚染対処特措法に基づいて講じられる措置は、原子力損害の賠償に関する法律(昭和36年法律第147号。以下「原賠法」という。)の規定により関係原子力事業者が賠償する責めに任ずべき損害に係るものとして、当該関係原子力事業者の負担の下に実施されるものとされており、また、当該関係原子力事業者は、この法律に基づき講じられる措置に要する費用について請求又は求償があったときには、速やかに支払うよう努めなければならないこととされている。

## 2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性、有効性等の観点から、国による予算措置の状況及び措置された予算の執行状況はどのようなものとなっているか、また、除染特別地域及び汚染状況重点調査地域における除染の進捗はどのような状況となっているかなどに着眼して検査した。

そして、検査に当たっては、23、24両年度に実施された除染に関する事業等を対象として、内閣府及び環境省並びに汚染状況重点調査地域に指定された市町村がある8県のうち、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉の6県(以下、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉各県を合わせて「茨城県等5県」という。)等において、調書を徴して、その内容を分析するなどの方法により会計実地検査を行った。

## 3 検査の状況

### (1) 除染に関する予算措置

前記のとおり、緊急実施基本方針及び放射性物質汚染対処特措法の枠組みにおける除染に関する事業に要する経費については、内閣府及び環境省等において予算措置されている。

内閣府においては、緊急実施基本方針の枠組みの中で、除染に早急に着手できるよう当面必要となる経費として、一般会計において23年度東日本大震災復旧・復興予備費から2179億余円を措置している。

環境省においては、放射性物質汚染対処特措法の成立を踏まえ、除染に関する事業に要する経費として、一般会計において23年度第3次補正予算で1996億余円を計上している。また、24年度以降は、復興庁が復興に関する行政各部の事業を統括・監理する一環として、東日本大震災からの復興事業に関する経費を東日本大震災復興特別会計に一括計上した上で予算成立後に環境省に移替えることとしており、同特別会計において、24年度当初予算で3720億余円が、25年度当初予算で4977億余円がそれぞれ計上されている。

### (2) 放射性物質汚染対処特措法等に基づく除染に関する予算の執行状況等

上記の内閣府及び環境省等が措置した除染に関する予算に対する23、24両年度の支出済歳出額(除染に関する事業の国の執行額)は計4692億余円となっている。

### (3) 環境省による除染特別地域における除染の実施状況

#### ア 福島事務所の体制整備の状況

環境省は、24年1月の放射性物質汚染対処特措法の全面施行に伴い、福島県等における除染を推進するための拠点として、福島市内に同省福島環境再生事務所(以下「福島事務所」という。)を39名の定員で発足させた。そして、地元とより緊密な連携を図るため、同年4月には210名体制に拡充するとともに、5支所を福島県内に設置している。

25年4月には、体制の更なる拡充を図るため職員の増員を行っており、同年5月1日現在の実員数は274名、このうち除染に係る業務を担当する人員は161名となっていて、これらの人員で、除染の実施に先立って必要となる土地の所有者等の関係人の把握や関係人の同意取得に関する業務、住民説明会の実施、契約関係業務等多種多様な業務を行っている。

なお、24年4月には、福島事務所に会計機関が設置され、それ以降は現地で執行する契約に関する事務を福島事務所が一元的に実施することとなった。

#### イ 先行除染の実施状況

##### (ア) 除染特別地域の先行除染

特別地域内計画に基づく除染(以下「本格除染」という。)を実施するに当たっては、本格除染の活動拠点となる施設等を先行的に除染(以下、このような除染を「先行除染」という。)する必要がある。そこで、環境省は、特別地域内計画の策定を待たずに、先行除染により発生する除去土壌等の仮置場等が確保された施設等から順次除染を実施している。そして、23年12月に、陸上自衛隊の協力を得て檜葉町、富岡町、浪江町及び飯館村の各役場の除染を実施するとともに、それ以降は外部に委託するなどして、24年度末までの間に双葉町を除く10市町村において先行除染を実施しており、福島事務所によると、24年度末時点で10市町村における先行除染はほぼ完了したとしている。

##### (イ) 常磐自動車道の除染

福島県の復興の加速化を図る上で重要な役割を果たすこととなる常磐自動車道の早期開通を目指すため、環境省は、東日本高速道路株式会社が実施する常磐自動車道の復旧及び建設工事と並行して除染を実施することとし、同自動車道の広野インターチェンジから南相馬インターチェンジまでの区間のうち、警戒区域内を通過する延長約41kmについて、路面上の平均空間線量率が $3.8\mu\text{Sv/h}$ を超える区間を対象に敷地全面の除染を実施することとしている。

除染の実施に当たっては、路面上の平均空間線量率が $3.8\mu\text{Sv/h}$ 超 $9.5\mu\text{Sv/h}$ 以下となる区間のうち、東日本高速道路株式会社が復旧及び建設工事を実施する箇所については舗装等の施工により放射線量の低減が期待できることから、これら以外の箇所について、開通時の路面上における空間線量率がおおむね $3.8\mu\text{Sv/h}$ 以下となることを目指すこととしている。また、同 $9.5\mu\text{Sv/h}$ 超となる区間については、開通時の路面上における空間線量率が最も高い箇所においてもおおむね $9.5\mu\text{Sv/h}$ 以下となることを目指すこととしている。

そして、上記の方針により、福島事務所は、24年11月に除染工事を契約金額20

億 2125 万円で発注し、25 年 1 月に着手されており、同年 9 月時点で仮置場の安全対策を実施しているところである。

#### ウ 本格除染の実施状況

##### (ア) 関係人の同意状況

環境本省は除染特別地域における関係人の把握について、外部に委託して行うとともに、福島事務所(23 年度は環境本省)は関係人から土地への立入りについて了解が得られた箇所から順次建物等の状況調査を外部に委託して行っている。また、関係人の同意取得手続については、福島事務所の職員が行っているほか、本格除染の加速化を図るため外部にも委託して行っている。

除染対象区域における関係人の同意取得状況についてみると、南相馬市、大熊町及び浪江町においては、同意が得られた関係人が 24 年度末時点では皆無となっていたが、25 年 7 月末時点では徐々にではあるが同意取得が進んでいる状況となっている。

##### (イ) 仮置場の確保状況

本格除染に着手するには、除染の実施に対する関係人の同意取得と同様に本格除染により発生する除去土壌等を一時的に保管することとなる仮置場を確保することが前提条件となっている。

24 年度末時点では除去土壌等の発生推計量に見合うだけの仮置場が確保されているのは田村市及び川内村のみで、南相馬市、川俣町、大熊町及び浪江町においては確保された仮置場が皆無となっていたが、25 年 7 月末時点では浪江町を除き徐々にではあるが仮置場の確保が進んでいる状況となっている。

##### (ウ) 本格除染の進捗状況及び発注状況

福島事務所は、計画策定市町村のうち、除去土壌等の発生推計量に見合うだけの仮置場が確保されていたり、その見込みが立っていたりする箇所から順次除染工事を発注して、本格除染に着手することとしている。そして、計画策定市町村のうち、24 年度末時点で本格除染に着手しているのは、田村市、楡葉町、川内村及び飯舘村の 4 市町村となっている。

また、環境省は、地元住民の不安を解消するための取組の一環として、本格除染に着手した市町村ごとに、除染対象区域における代表的な地目である「住宅地」、「農地」、「森林」及び「道路」(以下、これらを合わせて「4 地目」という。)の各地目について本格除染の進捗状況として 4 地目ごとの実施率(除染実施数量を除染対象数量で除した率)等をホームページ上で公表している。

そして、前記 4 市町村の除染対象区域における 24 年度末時点と 25 年 7 月末時点の本格除染の進捗状況についてみると、25 年 6 月に本格除染が完了した田村市のほか、楡葉町及び川内村においても進んでいる一方で、飯舘村においてはほとんど進んでいない状況となっている。

また、24 年度末時点では本格除染が着手されていないものの、川俣町及び葛尾村については 25 年 3 月に、大熊町については同年 6 月に、それぞれ除染工事が発注されている。

前記の4市町村を含むこれら7市町村について24年度末時点と25年7月末時点における本格除染の進捗状況(発注ベース)を4地目別にみると、田村市、楡葉町、川内村、大熊町及び葛尾村は発注率が100%となっている一方で、飯舘村は発注率が低くなっている。

(エ) 除染特別地域内の11市町村における状況

特別地域内計画の策定や仮置場の確保等は本格除染を実施する上で不可欠なものであるが、地元調整等の不確定要素を伴うため、市町村によって本格除染の進捗状況に差が生じている。

そこで、本格除染の進捗状況、特に除染特別地域における除染の方針(除染ロードマップ)の工程表において除染の完了目標年度が25年度末までとされていたことに鑑み、同時点における本格除染の完了の見込み(特別地域内計画の達成の見込み)などについて、除染特別地域に指定されている11市町村ごとにみると次のとおりとなっている。

田村市については、特別地域内計画の策定や仮置場の確保等に関する地元との調整が順調に進んでいたことから、24年7月に除染対象区域の全域を対象とした除染工事(契約額33億3679万余円)が発注され、25年6月に本格除染が完了している。

南相馬市については、当初は24年度に実施する計画であった区域内の4行政区について、25年度に入って仮置場が確保されたことから、福島事務所は、25年6月に除染工事(契約額241億2900万円)を発注し、関係人の同意取得手続と並行して除染工事を進めることとしているが、他の行政区については仮置場が確保されていないことなどから、25年度末までに除染対象区域全域にわたる本格除染を完了させることは困難な状況であるとしている。

川俣町については、25年3月に、当初は24年度に実施する計画であった区域と、25年度に実施する区域内の全ての住宅地を対象とした除染工事(契約額186億2100万余円)が発注されていて、福島事務所は、25年度に入って仮置場が確保されたことや、関係人の同意取得手続が順調に進んでいることから、これらの除染については25年度末までに完了する見込みであるとしている。また、このほかに、25年7月末までに、25年度に実施する区域内の6行政区において仮置場が確保されたり、その見込みが立っていたりしているが、仮置場が確保されていない行政区もあることなどから、25年度末までに除染対象区域全域にわたる本格除染を完了させることは困難な状況であるとしている。

楡葉町については、24年7月に24年度に実施する区域の除染工事(契約額206億1113万余円)が、25年3月に25年度に実施する区域の除染工事(契約額146億7417万円)が、それぞれ発注されていて、福島事務所は、25年7月末時点で仮置場が確保されていることや、関係人の同意取得手続も順調に進んでいることから、25年度末までに除染対象区域全域の本格除染が完了する見込みであるとしている。

富岡町については、除染対象区域を2地域に区分し、それぞれの地域ごとに仮置場を確保することとしており、このうちの1地域については仮置場が確保されたことから、25年8月に除染工事(契約額573億3000万円)が発注されている。この地域につ

いて、福島事務所は、関係人の同意取得手続を外部に委託して進めるとともに、これと並行して除染工事を行うこととしているが、同意取得が進んでいないことから、25年度末までに当該地域の本格除染を完了させることは困難であるとしている。また、残りの1地域についても仮置場が一部しか確保されていないことなどから、25年度末までに除染対象区域全域にわたる本格除染を完了させることは困難な状況であるとしている。

川内村については、24年7月及び25年3月に除染工事(契約額はそれぞれ43億3650万円、38億4300万円)が発注されていて、福島事務所は、仮置場が確保されていることや、関係人の同意取得手続も完了していることから、25年度末までに除染対象区域全域の本格除染が完了する見込みであるとしている。

大熊町については、25年度に入ってから仮置場が確保されたり、その見込みが立っていたりしていることから、福島事務所は、25年6月に発注した除染工事(契約額151億2000万円)と並行して関係人の同意取得手続を進めることにより、25年度末までに除染対象区域全域の本格除染が完了する見込みであるとしている。

双葉町については、避難指示区域の見直しについての協議に時間を要したことから、25年8月末時点においても特別地域内計画が策定されておらず、計画の策定に向けて地元との調整を行っている状況にあることから、福島事務所は、25年度末までに除染対象区域全域にわたる本格除染を完了させることは困難な状況であるとしている。

浪江町については、1行政区においては25年7月末までに仮置場の確保の見込みが立ったことから、福島事務所は、関係人の同意取得手続を進めることとしているが、他の行政区については仮置場の確保に向けた調整が続いているため、25年度末までに除染対象区域全域にわたる本格除染を完了させることは困難な状況であるとしている。

葛尾村については、当初、除去土壌等を可能な限り集約することとして村内の3地区に仮置場を設置することで調整を行い、25年3月に除染対象区域全域を対象とした除染工事(契約額518億5693万余円)が発注された。その後、3地区のうち2地区において仮置場の候補地の選定が難航したため、福島事務所は方針を変更し、仮置場が確保されるまでの間は各行政区の仮置場で一時的に保管することとしている。そして、仮置場が確保された村内の1地区の仮置場に除去土壌等を搬入することにより除染工事を進めているが、25年7月末時点で行政区ごとの仮置場が確保されていないことから、25年度末までに除染対象区域全域にわたる本格除染を完了させることは困難な状況であるとしている。

飯館村については、24年8月に、除去土壌等は発生した現場で一時的に保管することとして、24年度に実施する区域のうちの4行政区を対象に除染工事(契約額77億1750万円)が発注されている。しかし、4行政区における仮置場の確保に時間を要したことなどから、除去土壌等の現場保管について関係人の同意が得られず、24年度は除染工事が進んでいない状況となっている。そして、25年度に入って4行政区のうちの2行政区において仮置場が確保されたことから、当該2行政区の本格除染を24年度に引き続き実施するとともに、これとは別に、当初は24年度に本格除染を実

施する計画であった区域内の3行政区において新たに仮置場が確保されたことから、25年8月に除染工事(契約額216億3000万円)が発注されている。しかし、福島事務所は、24年度に実施する計画であった他の行政区や25年度に実施する計画となっている行政区については仮置場が確保されていないことなどから、25年度末までに除染対象区域全域にわたる本格除染を完了させることは困難な状況であるとしている。

11市町村における本格除染の進捗状況は上記のとおりであり、25年度末までに7市町村において除染対象区域の本格除染が完了しない見込みとなっている。

環境省は、除染特別地域及び汚染状況重点調査地域における除染の進捗状況全般にわたる点検を実施し、その結果等を25年9月に公表している。この中で、本格除染が完了しない見込みとなっている上記7市町村のうち双葉町を除く6市町村については各市町村と引き続き調整を行い年内を目途に特別地域内計画の変更を行うこととしている。また、双葉町については特別地域内計画の策定に向けて引き続き調整を行うこととしており、特別地域内計画の変更や策定に当たっては、個々の市町村の状況に応じ、復興の動きとも連携しながら除染の進め方を見直すこととしている。

#### エ 除染適正化プログラムの構築

25年1月、環境省が発注した除染において、川の縁に積もった枯れ葉を足で川に流していたなど作業が適正に行われていないとの報道がなされた。これを契機として、同省は、同月、事実関係確認のための調査や適正な除染の推進方策の検討を行う除染適正化推進本部を設置した。

そして、環境省は、事業者(除染工事の受注者)に対し、報道等で指摘された事案や他に不適正な事案があるか調査した結果について報告を求めるとともに、同省に直接寄せられた通報も踏まえ、計19件の事案(新聞報道等の掲載等を受けて事業者が環境省に報告したものが15件、環境省が通報等を受けたものが4件)について、事業者、通報者等からの聞き取り調査を実施した。そして、同省は、このうち2件の事案について、仕様書に記載された事項等に照らし適切ではないことから、事業者に対して改善の指示を行っている。また、同省の現地調査により不適正な事案が1件発見され、同省は、これについても事業者に改善の指示を行っている。

また、環境省は、本件事態を踏まえ、25年1月に除染適正化プログラムを作成し、①事業者の施工責任の徹底、②幅広い管理の仕組みの構築、③環境省の体制強化からなる再発防止策を講じた。こうした取組もあって、25年7月末現在、不適正な除染と判断した事例は見受けられていない。

#### (4) 福島県の県及び市町村による除染の実施状況

福島県内で汚染状況重点調査地域に指定されている市町村は、24年度末時点で40市町村となっていて、このうち三島町、柳津町、塙町及び矢祭町の4町については、25年8月末時点では具体的な除染実施計画が策定されていない。

##### ア 福島県民健康管理基金

福島県は、23年9月に福島県民健康管理基金条例(平成23年福島県条例第83号)を制定し、福島第一原発事故による災害及びその影響から県民の健康を守るために実施する県民の健康管理に資する事業に要する資金を積み立てる福島県民健康管理基金を設置している。

福島県民健康管理基金のうち除染に充てるための資金として、内閣府が23年度東日本大震災復旧・復興予備費により交付した1922億余円並びに環境省が23年度第3次補正予算及び24年度当初予算により交付した1644億余円が生活環境部生活環境総務課において管理されている(以下、同課が管理している資金を「除染対策基金」という。)

#### イ 除染対策基金による除染の実施状況等

福島県は、除染対策事業交付金交付要綱(平成23年環保第1794号)等を定め、除染実施計画を策定している市町村に対し、除染対策基金を取り崩して除染対策事業交付金を交付することとしている。

同交付要綱等によると、除染対策事業交付金の交付対象は、放射性物質汚染対処特措法に基づき除染実施計画が策定されているとともに、除染により生ずる廃棄物等の仮置場の予定地が既に確保されているか、又は確保の見込みがある市町村とされている。

このほか、福島県は、市町村が策定した除染実施計画に基づき、県が管理する施設の除染を実施する場合も、それに要する経費を同基金から取り崩して支出している。そして、除染対策事業交付金の市町村への交付状況及び福島県が市町村の除染実施計画に基づき実施した除染に対する除染対策基金からの取崩し状況等についてみると、福島県は、県が実施した除染に係る経費として、除染対策基金から23年度に5813万余円を、24年度に33億0419万余円を取り崩している。また、除染対策事業交付金として23年度に25市町村に対して66億1054万余円を、24年度に36市町村に対して2228億4827万余円をそれぞれ交付している。そして、24年度に除染対策事業交付金の交付を受けた36市町村のうち32市町村において1262億7708万余円が25年度に繰り越されているほか、福島県も18億1128万余円を繰り越している。なお、23年度から24年度への繰越しはない。

また、除染対策事業交付金の交付を受けて除染を実施している福島県内の市町村における進捗状況を「公共施設」、「住宅」、「道路」及び「水田」の計画数量に対する発注数量でみると、一定程度の発注が進んでいるものと思料される。

#### (5) 茨城県等5県の地方公共団体による除染の実施状況

福島県のほか、茨城県等5県においても、事故由来放射性物質による環境汚染が生じており、汚染状況重点調査地域に指定されている市町村がある。

#### ア 低減対策緊急補助金の交付状況

汚染状況重点調査地域に指定された市町村で、放射性物質汚染対処特措法に基づき除染実施計画を策定し、その除染実施計画に基づいて除染を実施した市町村は、環境省から放射線量低減対策特別緊急事業費補助金(以下「低減対策緊急補助金」という。)の交付を受けている。また、茨城県等5県は、市町村が策定した除染実施計画に基づいて県が管理する施設の除染を実施した場合には、市町村と同様に、環境省から低減対策緊急補助金の交付を受けている。これらの県及び市町村が23、24両年度に低減対策緊急補助金の交付対象事業に要したとした実績額及びそれに対する補助金の額の確定額について県ごとにみると、茨城県等5県の補助金の額の確定額は、23年度計31億8659万余円、24年度計77億6334万余円、両年度計109億4994万余円と多額に上っている。

#### イ 除染実施計画に対する除染の進捗状況

茨城県等5県で汚染状況重点調査地域に指定されている49市町村のうち、除染実施

計画を策定した市町村においては、この計画の中で、いずれも子供の生活環境に関する施設について優先的に除染を実施することとしている。そこで、子供に関する施設のうち、「保育所」、「幼稚園」、「小学校」及び「中学校」の実施率をみると、ほとんどの市町村において100%となっていたが、「公園」は対象施設数が多いことから、20市町村で実施率が100%となっているものの、実施率が20%未満となっている市町村も見受けられた。

#### ウ 茨城県等5県管内の市町村における除染の実施状況

茨城県等5県の除染の実施状況についてみると、汚染状況重点調査地域の指定を受けていない市町村においても除染等を実施しており、茨城県等5県の市町村が実施した除染等に要した経費に係る財源は、必ずしも環境省の低減対策緊急補助金が大半を占めているわけではない状況となっている。

#### (6) 東京電力に対する除染費用の求償等

原賠法において、原子力損害の賠償責任は、原子炉の運転等に係る原子力事業者にあると規定されている。また、前記のとおり、放射性物質汚染対処特措法第44条第1項において、事故由来放射性物質による環境汚染に対処するため放射性物質汚染対処特措法に基づいて講じられる措置は、原賠法の規定により、関係原子力事業者が賠償する責めに任ずべき原子力損害に係るものとして、事故由来放射性物質を放出した原子力事業者の負担の下に実施されるものとするとしている。したがって、放射性物質汚染対処特措法に基づいて講じられる除染等の措置等については、東京電力の負担の下に実施されるものとされ、さらに、東京電力は、この措置等に要した費用について請求又は求償があったときは、速やかに支払うよう努めなければならないとされている。

環境省の東京電力に対する除染に係る求償額は、25年8月末現在で403億余円であり、これに対して東京電力から67億余円の支払を受けていて、336億余円が未払(未払率83.3%)となっている。

## 4 所見

事故由来放射性物質による環境汚染は、我が国にとって甚大な被害をもたらした。

除染に係る事業について検査を実施した結果、福島県内においては、環境省が除染を実施する除染特別地域及び福島県内の市町村が除染を実施する汚染状況重点調査地域について、除染が計画どおりに進んでいないなどの状況が見受けられた。

環境省においては、24年1月に福島事務所を開設するなどして、関係地方公共団体や関係府省等と連携して除染の推進に努めているところであるが、福島第一原発事故により避難を余儀なくされている人々の一日も早い帰還や被災地域の復興・再生を実現するためには、除染の加速化を図ることが重要であり、今後、より一層の取組が必要となる。福島事務所では、体制強化を図るなどして除染等の措置等の推進に努めている。しかし、除染は、限られた知識、経験、時間のなかで大規模な作業が求められる事業であり、また、きめ細やかに個別の調整を行っていくためには多くの人員も必要であり、今後、更に業務量が増加することも見込まれる。

一方、茨城県等5県の汚染状況重点調査地域においては、子供の生活環境に関する施設について優先的に除染を実施することとして、市町村が策定した除染実施計画に沿って除染が進んでいる状況が見受けられた。

については、今後、環境省において、以下の点に留意して除染が推進されるよう取り組むことが望まれる。

ア 福島県内において、環境省が除染を実施する除染特別地域及び福島県内の市町村が除染を実施する汚染状況重点調査地域について、除染が迅速かつ円滑に実施されるため、除染で発生する土壌等の仮置場の確保及び除染の実施に係る関係人の同意取得に時間を要している状況が改善されるよう、更に仮置場の確保等について地元と調整を図るなどしていくとともに、関係地方公共団体等との連絡調整を十分に行うなどして、有効かつ効率的な執行に努め、必要に応じて市町村に助言を行うなど緊密に連携すること

イ 福島事務所では、限られた人員で事業実施に取り組んでいるが、事業実施に当たっては、除染に関する専門的な知識も必要となることなどから、人的な事業実施体制について更に検討すること

ウ 「事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する基本的な方針」における長期的な目標等の達成等に向けて、空間線量率の把握等について十分な検討を行うとともに、汚染状況重点調査地域に指定されている市町村に対して、必要に応じて助言を行うこと

エ 除染適正化プログラムに沿い、不適正な除染の再発防止に取り組んでいるところであるが、今後も適切に対応していくこと

オ 東京電力への求償について、支払を受けていないものがあることから、速やかに費用の支払が行われるよう、放射性物質汚染対処特措法の趣旨等も踏まえるなどして、十分に調整を行い、引き続き求償を行っていくなど適切に対応すること

東日本大震災のような大規模な災害においては、被災者、被災市町村等の要請に迅速かつ的確に応えることが重要である。福島第一原発事故の被災市町村等では、知見や経験を蓄積しながら除染に係る業務を行ってきており、これに対して関係府省等は、連携を図りながら除染を推進しているものの、更に被災市町村等において迅速かつ円滑な除染の実施が可能となるよう積極的に各種の支援を行うことが肝要である。

本院は、被災地域における復興・再生の基盤となる除染については、地元の理解を得ながら、迅速に実施されることが重要であることから、今後も引き続き注視していくこととする。

## 第2節 国会からの検査要請事項に関する報告

平成24年11月から25年10月までの間に、会計検査院法第30条の3の規定により検査結果を報告した事項は6件あり、これら6件の報告事項名、検査結果の報告年月日及び報告先は、表のとおりである。

表 会計検査院法第30条の3の規定により検査結果を報告した事項

事項 番号	報告事項名	検査結果の報告 年月日	報告先
①	裁判所における会計経理等について	平成 25年9月25日	参議院
②	三菱電機株式会社等による過大請求事案について 注(1)	25年9月25日	参議院
③	公共建築物における耐震化対策等の状況について 注(2)	25年10月9日	参議院
④	公共土木施設等における地震・津波対策の実施状況 等について 注(2)	25年10月9日	参議院
⑤	東京電力株式会社に係る原子力損害の賠償に関する 国の支援等の実施状況について	25年10月16日	参議院
⑥	東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況 等について 注(1)	25年10月31日	参議院

注(1) ②及び⑥の報告は、平成24年10月25日の検査要請事項に関する報告において、引き続き検査を実施して、取りまとめが出来次第報告することとしたものについて、会計検査の結果を取りまとめたものである。

注(2) ③及び④の報告は、平成24年10月17日の検査要請事項に関する報告において、引き続き検査を実施して、取りまとめが出来次第報告することとしたものについて、会計検査の結果を取りまとめたものである。

表に掲げた6件についての概要は、次のとおりである。

## 第1 裁判所における会計経理等について

要請を受諾した年月日	平成24年9月4日
検査の対象	裁判所
検査の内容	裁判所における会計経理等についての検査要請事項
報告を行った年月日	平成25年9月25日

## 1 検査の背景及び実施状況

## (1) 検査の要請の内容

会計検査院は、平成24年9月3日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月4日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその結果を報告することを決定した。

一、会計検査及びその結果の報告を求める事項
(一) 検査の対象
裁判所
(二) 検査の内容
裁判所における会計経理等についての次の各事項
① システム関連の調達に係る契約方式、落札率等の状況
② 請求書、納品書等の会計書類の管理の状況
③ 検察審査会の運営に伴う公費の支出状況

## (2) 検査事項の概要

## ア 裁判所が運用しているシステムの概要

最高裁判所は、裁判所の事務の合理化及び効率化を図り、裁判機能の充実を図るなどのため、地方裁判所における民事事件に関する事件管理、保管金管理等を行う「民事裁判事務支援システム(MINTAS)」、地方裁判所における刑事事件に関する事件管理、期日管理、押収物管理等を行う「刑事裁判事務支援システム(KEITAS)」、情報システムの基盤として全国の裁判所を結ぶネットワークである「司法情報通信システム」等の情報システムを運用している。

## イ 請求書、納品書等の会計書類の概要

裁判所は、会計法令等に基づき、契約の締結時に、通常、契約書等を作成することとされており、契約相手方から、履行の完了時に、役務契約であれば作業完了報告書、物件の購入であれば納品書の提出を受けて、検査職員によって検査を行う。そして、その後契約相手方から請求書の提出を受けて支出決定決議書を作成して、これに基づいて支払が行われる。

### ウ 検察審査会制度の概要

検察審査会は、検察審査会法(昭和23年法律第147号)に基づいて、検察官による公訴を提起しない処分(不起訴処分)の当否の審査等を行う組織であり、25年6月末現在、全国に165の検察審査会が設置されている。検察審査会は、検察審査会議(以下「会議」という。)を開催して不起訴処分とされた事件の処分の当否を審査(以下「事件審査」という。)する。また、会議は、公開しないこととされている。

各検察審査会は、衆議院議員の選挙権を有する者から選定された11人の検察審査員(以下「審査員」という。)によって組織される。また、審査員が欠けたときなどに代わりの審査員となる補充員が審査員と同様に11人選定される。審査員及び補充員(以下、両者を合わせて「審査員等」という。)の任期は6か月とされている。検察審査会は、審査員等の任期が開始したときは、その都度速やかに会議を開催し、検察審査会長(以下「会長」という。)を互選しなければならないとされており、また、毎年3月、6月、9月及び12月にもそれぞれ会議を開催しなければならないなどとされている。

各検察審査会には、事務局が置かれ、最高裁判所が定める定員の検察審査会事務官を置き、検察審査会事務官は、裁判所事務官の中から最高裁判所が命じること、検察審査会事務官のうち1人を検察審査会事務局長に任命して、検察審査会事務局長及び他の検察審査会事務官(以下、両者を合わせて「事務局職員」という。)は、検察審査会の事務をつかさどることなどとされている。

検察審査会に関する経費は、裁判所の経費の一部として国の予算に計上しなければならないとされている。また、審査員等、証人等及び弁護士の中から委嘱される審査補助員に対して旅費、日当及び宿泊料を支給することとされており、そのほかに、審査補助員に対しては手当を支給することとされている。

また、会議の議事について会議録を作成しなければならないとされている。

### (3) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

#### ア 検査の観点及び着眼点

本院は、裁判所における会計経理等に関する各事項について、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、次のような着眼点により検査を実施した。

##### (ア) システム関連の調達に係る契約方式、落札率等の状況

契約方式は適切なものとなっているか、予定価格の算定は合理的なものとなっているか。

##### (イ) 請求書、納品書等の会計書類の管理の状況

会計書類が適正に作成され、管理されているか、調達手続は適正に行われているか。

##### (ウ) 検察審査会の運営に伴う公費の支出状況

支出の規模はどの程度か、審査員等に対する旅費等の支出は適正に行われているか。

#### イ 検査の対象及び方法

##### (ア) システム関連の調達に係る契約方式、落札率等の状況

23、24両年度に最高裁判所が支払を行った情報システムに係る契約のうち、会計法令上、少額であることを理由として随意契約によることができるとされていないも

のを対象として、最高裁判所から調書を徴するとともに、最高裁判所において、予定価格の算定等の状況について関係資料を確認するなどして会計実地検査を行った。

(イ) 請求書、納品書等の会計書類の管理の状況

最高裁判所のほか、8高等裁判所、全国に50ある地方裁判所のうちの25地方裁判所及び全国に50ある家庭裁判所の中で専任所長の置かれた26の家庭裁判所のうちの5家庭裁判所、計38裁判所<sup>(注1)</sup>(以下、これらを合わせて「38高地家裁」という。)から本院に提出された23、24両年度の支出計算書(官署分)の証拠書類について、物件費及び施設費に係る請求書を対象に書面検査を行うとともに、納品書その他の会計書類を確認するなどして会計実地検査を行った。また、物品の納入等に係る契約先の中から選定した14業者等に対して、帳票類の提示を受けるなどして、会計実地検査を行った。

(ウ) 検察審査会の運営に伴う公費の支出状況

事件審査の件数を考慮するなどして選定した42検察審査会<sup>(注2)</sup>(以下「42検審」という。)における22、23両年度の公費の支出状況について、その会計事務を行っている25地方裁判所において関係資料を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、22年度から24年度までの検察審査会の運営に関して全165検察審査会から調書等を徴して検査した。また、上記の検査に加えて、審査員等が実在の人物であったのかを確認するために、11検察審査会の会議に出頭したとして旅費等が支払われている者<sup>(注3)</sup>に対して、本院から調査票を郵送して調査を実施した。

上記(ア)から(ウ)までの会計実地検査に要した人日数は、計382.4人日である。

(注1) 38裁判所 東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌、高松各高等裁判所、東京、さいたま、水戸、宇都宮、前橋、静岡、新潟、大阪、京都、神戸、名古屋、金沢、広島、山口、岡山、福岡、長崎、熊本、那覇、仙台、盛岡、札幌、旭川、高松、松山各地方裁判所、水戸、静岡、新潟、金沢、那覇各家庭裁判所

(注2) 42検察審査会 東京第一、東京第二、東京第三、東京第四、東京第五、東京第六、さいたま第一、さいたま第二、水戸、宇都宮、前橋、静岡、新潟、大阪第一、大阪第二、大阪第三、大阪第四、京都第一、京都第二、神戸第一、神戸第二、名古屋第一、名古屋第二、金沢、七尾、広島第一、広島第二、山口、岡山、福岡第一、福岡第二、柳川、長崎、熊本、那覇、仙台、盛岡、二戸、札幌、旭川、高松、松山各検察審査会

(注3) 11検察審査会 東京第一、東京第三、東京第五、大阪第一、大阪第三、名古屋第一、広島第一、福岡第一、仙台、札幌、高松各検察審査会

## 2 検査の結果

### (1) システム関連の調達に係る契約方式、落札率等の状況

#### ア 契約方式、落札率等の状況

最高裁判所が、23、24両年度に支払を行った情報システムに係る契約(会計法令上、少額であることを理由として随意契約としたものを除く。)の件数及び契約金額は、計289件、88億0141万余円であり、23、24両年度の支払金額は計77億7922万余円となっている。

(ア) 契約の方式

今回検査の対象とした上記の289件(以下「289契約」という。)を契約方式別にみると、表1のとおりとなっている。なお、本院が23年11月に報告した「情報システムに係る契約における競争性、予定価格の算定、各府省等の調達に関する情報の共有等について」(以下「23年報告」という。)は25府省等の業務・システム最適化計画の実施等に係る契約を対象としているのに対して、今回の検査の対象は裁判所のみである一方、業務・システム最適化計画の実施等に係る契約以外の契約も対象としている。このため両者を単純に比較することはできないものの、23年報告においても契約方式、落札率等の状況について分析していることから、参考として23年報告の数値との比較も行っている。

表1 契約方式の状況 (単位：件、百万円、%)

契約方式	289契約				左のうち年間支払金額 1000万円以上の契約				23年報告			
	件数	構成比	契約金額	構成比	件数	構成比	契約金額	構成比	件数	構成比	契約金額	構成比
競争契約	162	56.1	5,220	59.3	71	48.3	4,811	59.0	950	56.6	674,055	72.2
随意契約	127	43.9	3,580	40.7	76	51.7	3,339	41.0	727	43.4	259,437	27.8
計	289	100	8,801	100	147	100	8,150	100	1,677	100	933,492	100

(注) 23年報告の件数及び契約金額は、平成20年度から22年度までの3年間の合計の数値である(以下、表2及び表3においても同様)。

a 競争契約

289契約のうち競争契約は162件(うち年間支払金額1000万円以上の契約71件)、契約金額52億2070万余円(同48億1181万余円)であり、全体に占める割合は件数で56.1%(年間支払金額1000万円以上の契約48.3%)、金額で59.3%(同59.0%)となっている。競争契約の割合は、23年報告の件数56.6%、金額72.2%より低くなっている。

b 随意契約

289契約のうち随意契約は127件、契約金額35億8071万余円となっている。このうち、競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないときに行われる随意契約(以下「不落随契」という。)を除いた81件、22億8543万余円について、随意契約とした理由を態様別に分類すると次のとおりである。

- ① 過年度に複数年度を前提として競争入札を行い決定した契約相手方と引き続き契約しているもの 74件 契約金額21億5742万余円
- ② 特定のサービスの利用料など競争の余地のないもの 4件 同9942万余円
- ③ 開発業者が著作権を所持しているプログラムで構築されているシステムに係るもの 2件 同2527万余円
- ④ 緊急の必要により競争に付することができないもの 1件 同330万余円

上記のうち、大半を占めている①の態様の契約については、調達の初年度には競争入札を行っていて、次年度以降については、これを前提に随意契約を行っているものであり、形式としては毎年度改めて契約を締結しているものである。

(イ) 契約方式別の平均落札率

289契約の平均落札率を契約方式別にみたところ、表2のとおり、競争契約が

79.6% (年間支払金額 1000 万円以上の契約 81.6%) であるのに対して、随意契約は 99.6% (同 99.8%) となっていて、競争契約は 23 年報告の平均落札率 87.3% より低くなっているものの、随意契約は 23 年報告の 98.6% とほぼ同等となっている。

表 2 契約方式別の平均落札率 (単位：件、%)

契約方式	289 契約			左のうち年間支払金額 1000 万円以上の契約			23 年報告		
	件数	構成比	平均落札率	件数	構成比	平均落札率	件数	構成比	平均落札率
競争契約	162	56.1	79.6	71	48.3	81.6	950	59.2	87.3
随意契約	127	43.9	99.6	76	51.7	99.8	654	40.8	98.6
計	289	100	88.4	147	100	91.0	1,604	100	91.9

(注) 23 年報告は、契約方式別の平均落札率の分析に際して、予定価格の算定を省略している 73 件を除いているため、随意契約の件数 654 件は表 1 の 727 件と一致しない。

随意契約の平均落札率が高くなっているのは、大半を占めている(ア) b の①の態様の契約において初年度の契約の時点で次年度以降の支払金額も定まっているため、予定価格と契約金額が同じになっていることなどによると考えられる。

(ウ) 競争契約における応札者数別の落札率

競争契約の応札者数をみると、表 3 のとおり、応札者が 1 者のみの契約(以下「1 者応札」という。)は 65 件(うち年間支払金額 1000 万円以上の契約 35 件)、割合にして 40.1% (年間支払金額 1000 万円以上の契約 49.3%) となっており、23 年報告の 66.4% より低くなっている。また、平均落札率を応札者数別にみると、複数応札の 69.0% (年間支払金額 1000 万円以上の契約 68.5%) に比べて 1 者応札は 95.4% (同 95.0%) と高くなっていて、表 2 の随意契約の平均落札率 99.6% (同 99.8%) や 23 年報告の 1 者応札の平均落札率 96.0% と同等の高い比率となっている。

表 3 応札者数別の平均落札率 (単位：件、%)

区分	競争契約 162 件			左のうち年間支払金額 1000 万円以上の契約			23 年報告		
	件数	構成比	平均落札率	件数	構成比	平均落札率	件数	構成比	平均落札率
1 者応札	65	40.1	95.4	35	49.3	95.0	631	66.4	96.0
複数応札	97	59.9	69.0	36	50.7	68.5	319	33.6	70.1
計	162	100	79.6	71	100	81.6	950	100	87.3

結果的に 1 者応札となった理由としては、他者が開発したシステムの運用、保守等に対するリスクを考慮して他の業者が応札しなかったことなどが考えられる。

また、1 者応札の契約 65 件及び不落随契 46 件のうち入札の際に 1 者応札であった 38 件、計 103 件について、仕様書の記載が応札可能な業者を明確に限定するような内容になっていないかという点について検査したところ、そのような記載は見受けられなかった。

イ 予定価格の算定

最高裁判所は、仕様を満たし納入が想定される機器について参考見積書や過去の調達実績から決定した単価に調達数量を乗じたり、保守対象機器等の標準価格に独自に定め

た保守料率を乗じたり、参考見積書の工数に独自に定めた技術者単価を乗じたりするなどして算出した積算額と、参考見積書の見積金額とを比較するなどして予定価格を算定している。そこで、年間支払金額が1000万円以上の契約147件を対象に、予定価格の内訳に不合理な点はないか、予定価格の算定の際に不適切な手順が採られていないかなどについて、予定価格調書の内訳や算定の手順を確認するなどして検査したところ、特に報告すべき事態は見受けられなかった。

#### ウ 競争性の確保の取組

最高裁判所は、18年6月に「随意契約見直し計画」を策定して、「初年度に係る契約のみ一般競争を行い、次年度以降は随意契約を行っていたものは、次期更新時から競争入札へ移行する」、「保守点検業務等は、仕様書等の見直しを図り、次期調達時から競争入札等へ移行する」としている。また、21年3月には「「1者応札・1者応募」となった契約の類型及び改善方策について」を策定し、1者応札への改善方策として、「業者が広く参加できるように仕様等の見直しを検討する」などとしている。

そして、最高裁判所は、随意契約については、従来は初年度に競争入札を行い次年度以降随意契約としていたものを国庫債務負担行為を活用した競争入札に移行するなどしている。1者応札については、可能な限り汎用的な仕様を記載するなど業者が広く参加できるよう仕様書の見直しを図るとともに、入札の公告期間を長くするなどして、競争性の確保に取り組んでいる。

### (2) 請求書、納品書等の会計書類の管理の状況

#### ア 会計書類の日付の記載

##### (ア) 請求書

最高裁判所及び38高地家裁について、23、24両年度分の証拠書類として本院に提出された請求書の件数を確認したところ、23年度53,124件、24年度50,390件となっていた。このうち日付の記載のない請求書の件数は、23年度12,315件、24年度3,381件となっていて、請求書全体に対する日付の記載のないものの割合は23年度23.2%、24年度6.7%となっていた。

このうち、最高裁判所については、23年度は5,119件中3,387件の請求書に日付の記載がなく、その割合は66.2%となっていた。24年度は、4,630件中285件の請求書に日付の記載がなく、その割合は6.2%となっていて、23年度分 비해低減している。

##### (イ) 納品書

最高裁判所は、「物品調達に係る納品書等の取扱いについて(事務連絡)」(平成22年11月30日最高裁判所事務総局経理局監査課)を下級裁判所に発している。この中では、23年1月1日の納品分から、検査職員が契約相手方に対して納品書の提出を求めること、納品書に受付日付印を押印するなどして受理日を明らかにすることなどとされており、最高裁判所及び38高地家裁の会計実地検査の際に検査した範囲では、23、24両年度分とも、上記の事務連絡に基づき、受付日付印が押印されるなどして給付の終了した日が明確になっていた。

## (ウ) 見積書

最高裁判所及び8高等裁判所の会計実地検査の際に検査したところ、各裁判所が見積合わせで徴した見積書のうち、日付の記載のないものの受理状況は、23年度分1,575件のうち519件と、割合にして33.0%となっていたのに対して、24年度分については、731件のうち20件と、割合にして2.7%となっていた。

## イ 調達手続の適正性

## (ア) 調達手続の適正性

最高裁判所及び38高地家裁において、契約締結、発注、検査等の調達手続が適正に行われているか検査したところ、次のような事態となっていた。

## a 見積合わせについて

さいたま、金沢両地方裁判所及び金沢家庭裁判所の3裁判所において、特定の1業者と契約することを前提として、当該業者に対して、見積書の提出の際に他の任意の2業者分の見積書も合わせて提出するよう依頼している事態が、計176件、契約金額計2606万余円見受けられた。各裁判所に保存されていた当該見積書については、書面上は3者から徴したようになっていたが、実際には上記のような経緯で入手したものであり、適切な見積合わせは行われておらず、競争性が妨げられる結果となっていた。

このような事態は、随意契約においてもなるべく2者以上の者から見積書を徴することとしている会計法令の趣旨に照らして適切を欠くと認められる。

## b 会計書類の作成手続、保存等について

会計書類の作成手続等について、次のような不適切な事態が見受けられた。

- ① 支出負担行為決議の前日に契約を締結していたり、仕様書で作業開始前に提出を定めていた書類を作業終了後に受け取っていたりしたもの

さいたま、水戸両地方裁判所、静岡家庭裁判所 3件 契約金額1608万余円

- ② 発注の事実を示す書類が保存されていなかったため、発注した日が確認できないなどしていたもの

さいたま、前橋、静岡各地方裁判所 4件 同773万余円

## c 検査及び検査調書の作成について

給付の完了の確認に必要な検査及び検査調書の作成において、次のような不適切な事態が見受けられた。

- ① 工事完了前に工事検査調書等を作成していたり、一部の品目が検査調書に記載された納品日以後に納品されていたりなどしていたもの

仙台高等裁判所、大阪、那覇、盛岡各地方裁判所

5件 契約金額1億1261万余円

- ② 検査職員に任命された者が実質的な検査を行うことなく、物品を受領した者から納品の報告を受けて確認していたり、検査職員が納品された物品の外観検査をただで、動作確認を怠ったため、作動しない物品があるのに検査を完了としていたりして、検査の方法が徹底していなかったもの

最高裁判所、静岡、新潟両地方裁判所、新潟家庭裁判所 5件 同1108万余円

- ③ 仕様書で定めた内容が示されていない業務完了報告書が繰り返し提出されていたにもかかわらず、業者から毎月提出される請求書に対して、検査に合格したとしていたもの

盛岡地方裁判所、静岡家庭裁判所 2件 同 86 万余円

d 本院による業者等に対する検査

23 年度又は 24 年度に最高裁判所及び 38 高地家裁と契約の実績がある業者等の中から、契約金額等を勘案して 14 業者等を選定して、業者等が保有する総勘定元帳等の帳票類と各裁判所が保存している会計書類とを突合するなどして不適正経理が行われていないかを検査したところ、(ア)c①のように検査調書上の納品年月日と実際の納品年月日が異なるなどの事態は見受けられたものの、各裁判所に納品された物品等の数量が業者等が保有する帳票類に記載された数量と異なる事態は、今回検査した範囲では、見受けられなかった。

(イ) 最高裁判所が執った処置

(ア)a から c までの事態についての本院の指摘を受けて、最高裁判所は、「公共調達  
の適正化について(通知)」(平成 25 年 8 月 6 日最高裁経監第 959 号)等を下級裁判所に発  
するとともに、監査事務担当者の会議等において同様の事態が起こらないよう各裁判  
所に周知徹底を図り、さらに、内部監査において調達手続についての指導を徹底する  
などして、再発防止に取り組んでいる。

(3) 検察審査会の運営に伴う公費の支出状況

ア 検察審査会の運営に関する予算等

(ア) 「(項)検察審査費」の歳出予算現額等の推移

一般会計「(組織)裁判所」には、検察審査業務に必要な経費として「(項)検察審査費」  
が計上されている。この「(項)検察審査費」の 22 年度から 24 年度までの歳出予算現額  
及び支出済歳出額は、表 4 のとおりとなっており、支出済歳出額は毎年度 3 億円程度  
となっている。

表 4 「(項)検察審査費」の歳出予算現額及び支出済歳出額 (単位：千円)

予算科目	平成 22 年度		23 年度		24 年度	
	歳出予算現額	支出済歳出額	歳出予算現額	支出済歳出額	歳出予算現額	支出済歳出額
(項) 検察審査費	377,783	314,258	359,370	297,057	366,543	279,620
(目) 委員手当	19,339	1,651	6,994	1,228	6,007	1,226
(目) 職員旅費	972	—	972	—	972	—
(目) 委員等旅費	777	7	268	8	262	11
(目) 検察審査員旅費	277,043	263,484	284,625	251,396	296,888	239,833
(目) 証人等旅費	138	21	138	—	138	8
(目) 庁費	79,514	49,094	66,373	44,423	62,276	38,539

(イ) 平成 21 年度予算における計上方法の変更

検察審査会に係る予算は、平成 20 年度予算まで一般会計「(組織)検察審査会(項)検  
察審査会」として、「(組織)裁判所」とは区分して計上されていた。このため、事務局  
職員の人件費等についても、裁判所職員の人件費等とは区分されて「(組織)検察審査  
会」に計上されていた。しかし、平成 21 年度予算においては、この計上方法が見直さ

れ、「(組織)裁判所(項)検察審査費」として引き続き裁判所の他の経費と区分して計上されるものと、地方裁判所等の経費と合わせて「(組織)裁判所(項)下級裁判所」として計上されるものとに分けられた。

#### イ 会議の開催状況

165 検察審査会における会議の開催回数は、22 年度は 2,212 回、23 年度は 2,145 回、24 年度は 2,083 回となっている。また、事件審査を行わなかった会議が各年度とも会議開催回数の 4 分の 1 程度を占めている。

#### ウ 審査員等に係る旅費等の支出状況

審査員等に対して支給される旅費等については、「(項)検察審査費(目)検察審査員旅費」から支出され、その支出済歳出額は表 4 のとおりとなっている。

##### (ア) 審査員等に対する旅費等の振り込みの状況

42 検審の会計事務を行っている 25 地方裁判所における 22、23 両年度の審査員等への旅費等の支払は、全て金融機関の口座への振り込みによって行われていた。審査員等の氏名と異なる名義の口座への振り込みは、5 人の審査員等への振り込み(計 153,268 円)について見受けられ、うち 4 人に係る振り込み(計 144,234 円)については、当該審査員等の親族への振り込みであるとされており、残る 1 人に係る振り込み(9,034 円)については、氏名が同じ漢字であった別人の口座へ誤って振り込んだものであった。なお、誤って振り込んだ旅費等については、25 年 7 月までに返納を受けるとともに、正しい支払先に支払っている。

##### (イ) 審査員等に対する本人確認等

###### a 検察審査会による本人確認の実施状況

出頭してきた者が選定された審査員等本人であることの確認の方法は、主として審査員等が最初に出頭する際に本人宛てに郵送した招集状を持参させて、これを確認するというものであった。招集状については、本人に確認した後に返却されるため、それを会計実地検査の際に確認することはできなかった。

###### b 本院による審査員等の実在確認

11 検察審査会の会議に 23 年 5 月から 7 月までに出席したとして旅費等が支払われている 189 人に対して調査票を直接郵送した。この結果、146 人から回答があり、この 146 人全員から、検察審査会に出頭した実績があり、旅費等の振り込みを受けている旨の回答がなされた。

##### (ウ) 出頭の事実を記録する書類の作成状況及び保存状況

審査員等に支給される旅費等については、審査員等が提出する請求書を基に支払が行われるが、請求書の記載内容について確認するために、会議の開催状況及び審査員等の出頭の事実を記録した書類についてみたところ、会議録の様式中に審査員等の出席状況を記録する欄が設けられていた。

しかし、会議録については、「検察審査会における会議録及び選定録の様式等について」(平成 21 年 5 月 7 日刑一第 000070 号検察審査会事務局長宛て刑事局長通達)において、事件審査を行った会議の会議録は保存期間が 10 年とされているものの、事件審査を行わなかった会議の会議録は、当該年度の審査員等の任期終了後速やかに廃棄することとされていた。

また、検察審査会は、出頭した審査員等が11人に満たない場合には、会議を開き議決することができない。このように出頭した審査員等が11人に満たなかった場合の各検察審査会の対応をみると、会議を流会にしたり、出頭した審査員等だけで審査の対象となっている事件の資料を調べるなどしたりしていた。そして、流会となるなどした場合は、審査員等の出頭状況を記録する会議録は作成することとはされていなかった。

検査した範囲では、出頭状況の記録が残されていた会議について、出頭状況の記録に記載されている日付等と請求書の記載内容との整合性が取れていなかったり、記録が残されていなかった会議について、会議室の使用簿等の記録と請求書記載の出頭日とが一致していなかったりする事態は見受けられず、請求書の記載内容について特に問題と認められる事態はなかった。

(エ) 旅費等の額の算定等の状況

a 旅費及び宿泊料

旅費については、「検察審査員等の旅費、日当及び宿泊料を定める政令」(昭和24年政令第31号。以下「旅費政令」という。)において、鉄道賃、船賃、路程賃及び航空賃とされている。このうち、航空賃の額は、現に支払った旅客運賃によることとされている。宿泊料は、地域により1夜当たり8,700円以内又は7,800円以内の額で会長が決定することとされている。

b 日当

日当については、旅費政令において、出頭等に必要の日数に応じて、1日当たり8,000円以内の額で会長が決定することとされている。最高裁判所は、日当の額の決定の便宜を考慮して、「検察審査員等の日当の支給基準等について」(平成12年刑一第169号検察審査会事務局長宛て刑事局長・経理局長依命通達。以下「支給基準」という。)を発している。そして、各検察審査会に対して、支給基準を参考にして、適正な日当額の決定に資するとともに、予算の執行上支障を生ずることのないように十分配慮するように求めている。支給基準において定められている日当の基準額は、会議に関与した日の関与時間(以下「関与時間」という。)に応じて額が設定されている。

日当の額の決定に当たっては、関与時間が重要な要素となっている。しかし、検察審査会法施行令(昭和23年政令第354号)においては、会議の開始時刻や終了時刻について会議録に記載することとはされていないこともあり、支給基準においても、審査員等の関与時間について、記録を作成し保存することとはされていなかった。

エ 証人等及び審査補助員に対する旅費等の支出状況

証人等に支給される旅費等は、「(項)検察審査費(目)証人等旅費」から、審査補助員に支給される手当は、「(項)検察審査費(目)委員手当」から、また、旅費は、「(項)検察審査費(目)委員等旅費」から、それぞれ支出されており、支出済歳出額は表4のとおりとなっている。これらについて検査した範囲では、請求書等と関係書類の記録との整合性が取れていない事態は見受けられなかった。

## オ 検察審査会に係る庁費の支出状況

### (ア) 「(項) 検察審査費(目) 庁費」の支出状況

庁費のうち、独立性を持った検察審査会の職権行使に必要な経費については、「(項) 検察審査費(目) 庁費」に計上される。その支出済歳出額は表4のとおりであり、検察審査会の会計事務を行っている地方裁判所のほかに、最高裁判所等でも支出がある。

### (イ) 他の予算科目からの支出状況

平成21年度予算から、庁費のうち、独立性を持った検察審査会の職権行使に必要な経費以外は、地方裁判所等の庁費と一括して「(項) 下級裁判所(目) 庁費」に計上されており、検察審査会及び事務局の備品等の購入経費や光熱水料といった経費は、地方裁判所等の経費と区別なく支出されていて、決算上、これらの経費について検察審査会の運営に伴う分を把握することはできない状況となっている。そこで、25年4月現在で165検察審査会で使用している備品の購入等に要した経費を物品管理のデータ等に基づいて集計したところ、22年度499万余円、23年度423万余円、24年度603万余円となっていた。

## カ 事務局職員の人件費の支出状況

事務局職員の人件費は、平成21年度予算から地方裁判所の職員の人件費と一括して予算計上されており、決算上、事務局職員のみの人件費の額を把握することができない状況となっている。そこで、22、23、24各年度の事務局職員の給与簿を基に集計したところ、人件費の額は、22年度47億3925万余円、23年度48億3661万余円、24年度44億8661万余円となっていた。

このうち、裁判所への併任発令を受けていない事務局職員に係る人件費は、22年度8億3670万余円、23年度8億1701万余円、24年度7億3409万余円となっている。また、裁判所への併任発令を受けている事務局職員に係る人件費は、22年度39億0255万余円、23年度40億1960万余円、24年度37億5252万余円となっている。

(注4) 人件費 今回の集計に際しては、対象年度に支払われた給与の額等を集計しているため、例えば超過勤務手当については前年度3月分の超過勤務の実績により当該年度4月分の給与として支払われている分についても当該年度分とするなどして集計している。

## 3 検査の結果に対する所見

システム関連の調達に関しては、競争入札への移行に努めたり、業者が広く参加できるような仕様書の見直しを図ったり、公告期間等を長くしたりするなどして、競争性の確保に取り組んでいる。

会計書類の管理の状況に関しては、24年度以降、日付の記載のない請求書及び見積書を受理しないよう改善に取り組んでいるものの、なお日付の記載のない請求書を受理している事態が見受けられた。また、調達手続の適正性に関しては、随意契約において、特定の1業者と契約することを前提として、当該業者に対して、見積書の提出の際に他の任意の2業者分の見積書も合わせて提出するよう依頼している事態が見受けられたほか、会計書類の作成手続、保存等が適切でなかったり、検査の内容や検査調書の作成が適切でなかったりしている事態も見受けられた。

検察審査会の運営に伴う公費の支出状況に関しては、審査員等に支給する旅費等について、事後的に確認できるように審査員等の出頭状況や審査員等の関与時間の記録について作成し保存する仕組みが設けられていなかった。

これらの点に鑑み、今後も次の点に留意して改善に取り組む必要がある。

**(1) システム関連の調達に係る契約方式、落札率等の状況**

最高裁判所においては、随意契約について国庫債務負担行為を活用した競争契約に移行したり、1者応札について仕様の見直しを図ったりなどしているが、今後も、政府内での情報システムに関する議論等の動向を踏まえながら、契約の透明性の向上、競争性の確保、適切な予定価格の算定等について引き続き努力する必要がある。

**(2) 請求書、納品書等の会計書類の管理の状況**

各裁判所においては、日付の記載のない請求書の受理がないよう引き続き改善に取り組む必要がある。また、随意契約において、特定の1業者と契約することを前提として、当該業者に対して、他の任意の2業者分の見積書も合わせて提出するよう依頼している事態は、会計法令の趣旨に照らして適切を欠くと認められることから、今後、同様な事態が起こらないよう改善する必要がある。さらに、会計書類の作成手続や保存等が適切でなかったり、検査の内容や検査調書の作成が適切でなかったりしている事態については、裁判所全体として改善する必要がある。

**(3) 検察審査会の運営に伴う公費の支出状況**

各検察審査会においては、旅費等の支給の適正性を事後的に確認できるように、請求書以外に記録が残される仕組みとなっていない事件審査を行わなかった会議等に係る審査員等の出頭状況や日当の額を決定するに当たって重要な要素となっている審査員等の会議への関与時間について、適切に記録し保存する体制を整備することが肝要である。

本院としては、以上の結果に留意しつつ、今後とも裁判所の会計経理が適正かつ適切に実施されているかについて、多角的な観点から引き続き検査していくこととする。

## 第2 三菱電機株式会社等による過大請求事案について

要請を受諾した年月日	平成24年9月4日
検査の対象	内閣官房、総務省、防衛省、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構
検査の内容	三菱電機株式会社等による過大請求事案についての検査要請事項
報告を行った年月日	平成25年9月25日

### 1 検査の背景及び実施状況

#### (1) 検査の要請の内容

会計検査院は、平成24年9月3日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月4日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

<p>一、会計検査及びその結果の報告を求める事項</p> <p>(一) 検査の対象</p> <p style="padding-left: 2em;">内閣官房、総務省、防衛省、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構</p> <p>(二) 検査の内容</p> <p style="padding-left: 2em;">三菱電機株式会社等による過大請求事案に関する次の各事項</p> <p style="padding-left: 4em;">① 過大請求の経緯、方法、内容等の状況</p> <p style="padding-left: 4em;">② 防衛省等における監査等の実施状況</p> <p style="padding-left: 4em;">③ 損害賠償の請求、再発防止策の策定等の状況</p>
---

#### (2) 24年次の会計検査の実施状況

本院は、上記の要請により、三菱電機株式会社(以下「三菱電機」という。)、その子会社である三菱スペース・ソフトウェア株式会社(以下「MSS」という。)、三菱プレジジョン株式会社(以下「プレジジョン」という。)、三菱電機特機システム株式会社(以下「三電特機」という。)及び関連会社である太洋無線株式会社(以下、「太洋無線株式会社」を「太洋無線」といい、これら4社を「関係4社」という。)並びに住友重機械工業株式会社(以下「住友重機械」という。)及びその子会社である住重特機サービス株式会社(以下、「住重特機サービス株式会社」を「住重特機」といい、両社を合わせて「住友重機械等」という。)による過大請求事案(以下「三菱電機株式会社等による過大請求事案」という。)に関し、内閣官房内閣情報調査室内閣衛星情報センター(以下「衛星センター」という。)、総務省、防衛省、独立行政法人情報通信研究機構(以下「通信機構」という。)、独立行政法人宇宙航空研究開発機構(以下「宇宙機構」という。)等を対象として、24年次に会計検査を実施した。そして、前記の①過大請求の経緯、方法、内容等の状況、及び②防衛省等における監査等の実施状況についての会計検査の結果を、「三菱電機株式会社等による過大請求事案に関する会計検査の

結果について]の報告書として取りまとめ、24年10月25日に、会計検査院長から参議院議長に対して報告した(以下、この報告を「24年報告」という。)

24年報告の検査の結果に対する所見は、本院としては、内閣官房、総務省、防衛省、通信機構及び宇宙機構が今後行うこととしている損害賠償の請求、再発防止策の策定等の状況に係る検証等を中心に引き続き検査を実施して、検査の結果については、取りまとめが出来次第報告することとした。

また、本院は、24年報告において取り上げた防衛省等における監査等の実施状況のうち、早急に改善策を講ずる必要があるものなどについては、予算の執行のより一層の適正化を図るよう、24年10月25日に、内閣総理大臣、総務大臣、防衛大臣、独立行政法人情報通信研究機構理事長及び独立行政法人宇宙航空研究開発機構理事長に対して、それぞれ会計検査院法第36条の規定により意見を表示した(以下、これらの意見表示を「会計検査院の意見表示」という。)

### (3) 25年次の検査の観点、着眼点、対象及び方法

#### ア 検査の観点及び着眼点

前記のとおり、本院は、24年報告において、内閣官房、総務省、防衛省、通信機構及び宇宙機構が今後行うこととしている損害賠償の請求、再発防止策の策定等の状況に係る検証等を中心に引き続き検査を実施して、検査の結果については、取りまとめが出来次第報告することとしている。

また、海上保安庁が住友重機械等及び三菱電機と締結している巡視船艇に搭載する武器及び武器管制装置(以下「武器等」という。)の製造・定期整備に係る契約は、防衛省が住友重機械等及び三菱電機と契約している防衛装備品の製造、修理等と同じラインにおいて製造・定期整備が行われていることなどから、海上保安庁についても防衛省と同種の事態が生じていないか検査する必要がある。

さらに、株式会社島津製作所(以下「島津製作所」という。)は、25年1月25日に、防衛省と締結した契約に係る工数を過大に申告して過大請求を行っていたことを認めて公表しており、このことはマスコミにおいても報道されている。

そこで、本院は、三菱電機株式会社等による過大請求事案に関し、前記の③内閣官房、総務省、防衛省、通信機構及び宇宙機構が行った損害賠償の請求、再発防止策の策定等の状況を中心として、合规性、経済性、有効性等の観点から検査を実施するとともに、これらと併せて海上保安庁が住友重機械等及び三菱電機と締結している巡視船艇に搭載する武器等の製造・定期整備に係る契約並びに防衛省が島津製作所と締結している防衛装備品等の調達に関する契約についても、前記①、②及び③に準じて検査を実施した。

検査の着眼点については、以下のとおりである。

#### (ア) 損害賠償の請求の状況

防衛省、宇宙機構、衛星センター、通信機構及び総務省における過大請求額(過払額)、違約金及び遅延損害金(延滞金)の算定方法は適切なものとなっているのか、過払額等は当該算定方法に基づいて適正に算定されているのか、また、過払額等の請求は適切に行われているのか。

## (イ) 再発防止策の策定等の状況

防衛省、宇宙機構、衛星センター、通信機構及び総務省は、過大請求の発生原因等に対応した適切な再発防止策を策定しているのか、また、三菱電機、関係4社及び住友重機械等における内部統制、各種の法令遵守等の施策等は適切に改善されているのか。

## (ウ) 海上保安庁が住友重機械等及び三菱電機と締結している契約

予定価格の算定基礎となっている見積書は製造・定期整備の実態を反映した適切なものとなっているのか、特に見積工数と実績工数がかい離していないのか、また、かい離している場合、海上保安庁はどのような対応を執っていたのか。

## (エ) 島津製作所による過大請求の経緯、方法、内容等の状況

過大請求はどのような経緯及び方法で行われていたのか、特に工数の水増し等はそのような方法で行われていたのか、また、過大請求の目的、動機及び背景はどのようなものか。

## イ 検査の対象及び方法

本院は、24年報告において、防衛装備品等の調達については、防衛省が19年度から23年度までの間に三菱電機、関係4社及び住友重機械等と締結した防衛装備品等の調達に関する請負契約等を対象として、人工衛星等の研究、開発等については、宇宙機構、衛星センター、通信機構及び総務省が三菱電機又は関係4社と締結した情報収集衛星の研究、開発等に係る委託契約等のうち、19年度から23年度までの間に履行の全部又は一部を完了した契約を対象として検査を行った。

今回は、24年報告において検査対象としたこれらの契約に加えて、防衛省等が過払額の算定対象とした契約のうち24年報告において検査対象となっていなかった18年度以前の契約及び24年1月以降に締結された指名停止中の契約を対象にするとともに、海上保安庁が19年度から24年度までの間に住友重機械等及び三菱電機と締結した巡視船艇に搭載する武器等の製造・定期整備に係る契約並びに防衛省が19年度から24年度までの間に島津製作所と締結した防衛装備品等の調達に関する請負契約等を対象として検査を行った。

検査に当たっては、防衛省内部部局、同省情報本部、同省装備施設本部、航空自衛隊第4補給処、宇宙機構筑波宇宙センター、衛星センター、通信機構本部、総務本省、海上保安庁本庁等において、過払額、違約金及び延滞金を算定した過払額算定シート等の関係書類を徴したり、再発防止策の内容等を確認したりするなどの方法により、会計実地検査を行った。さらに、三菱電機鎌倉製作所及び同社通信機製作所、関係4社、住友重機械等、島津製作所等の各製造拠点に赴いて、過払額の算定対象となった契約等の一部を抽出して、関係資料や社内の調査資料を確認したり、関係者に説明を求めたり、製造現場を確認したりなどの方法により、会計実地検査を行った。これらの会計実地検査には、防衛省、宇宙機構、衛星センター、通信機構、総務省及び海上保安庁に対して125.6人日、三菱電機、関係4社、住友重機械等、島津製作所等に対して240.3人日、計365.9人日を要した。また、これらのほか、在庁して会計実地検査で収集した関係書類等の分析、検討等の検査を行った。

## 2 検査の結果

### (1) 損害賠償の請求、再発防止策の策定等の状況

#### ア 損害賠償の請求の状況

##### (ア) 三菱電機

防衛省、宇宙機構、衛星センター、通信機構及び総務省の三菱電機に対する過払額、違約金、延滞金等の算定対象期間、算定対象となる契約の範囲、算定方法及び算定額については、表1のとおりである。

表1 過払額等の算定対象期間、算定対象となる契約の範囲、算定方法等(三菱電機)

(単位：件(上段)、千円(下段))

調達機関	防衛省	宇宙機構	衛星センター	通信機構	総務省	
算定対象期間	平成15～23年度	6～22年度	16～22年度	17～22年度	18～20年度	
	原則として17年度から23年度までの間に契約の履行が完了して代金を支払った契約(それ以前でも、過払額の算定が可能な関係書類が保存されていた契約も対象)	算定可能な関係書類等が保存されている場合は可能な限り過去に遡る	算定可能な関係書類等が保存されている場合は可能な限り過去に遡る	17年度以降に締結した契約のうち、原価監査等を完了し、額が確定した契約	—	
算定対象となる契約の範囲	準確定契約、概算契約、超過利益返納条項付契約、一般確定契約、間接調達、社供	上限付概算契約	概算契約	上限付概算契約	概算契約	
	個別方式	1,075	44	9	11	
	決算書方式	670,690,731	363,961,005	551,934	20,440,967	
	7か年度	—	—	—	—	
算定方法	個別方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>バックアップデータ等を使用する方法</li> <li>準TSを設定する方法</li> <li>負荷工数を使用する方法</li> <li>コスト・ドライバーにより配分する方法</li> <li>工数発生パターンを標準モデル化する方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>バックアップデータ等を使用する方法</li> <li>負荷工数を使用する方法</li> <li>補完率を乗ずる方法</li> <li>直作率の比率を乗ずる方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>負荷工数を使用する方法</li> <li>再積算した負荷工数を使用する方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>バックアップデータ等を使用する方法</li> <li>負荷工数を使用する方法</li> <li>補完率を乗ずる方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>バックアップデータ等を使用する方法</li> </ul>
	決算書方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別方式で算定困難なもの</li> <li>間接調達で下請承認を受けていないもの</li> </ul>	—	—	—	—
算定額	過払額	464	18	4	10	3
	個別方式	21,945,802	6,174,664	24,496	724,802	17,977
	決算書方式	5か年度	—	—	—	—
	2,824,347	—	—	—	—	
	小計	24,770,150	6,174,664	24,496	724,802	17,977
	違約金	322	18	—	3	—
	19,767,887	5,547,193	—	616,025	—	
	延滞金	4,973,871	2,019,941	4,787	112,738	8,103
	旅費等	—	206,006	—	5,915	—
	計	49,511,910	13,947,805	29,284	1,459,481	26,081
合計	64,974,563					

注(1) 過払額等は単位未満を切り捨てているため、合計しても計欄の金額と一致しないものがある。以下、表2及び表3において同じ。

注(2) 間接調達とは、三菱電機等が下請先となっている契約である。以下、表2及び表3において同じ。

注(3) 社供とは、一方の製作所が製造等の業務の一部を実施して、他方の製作所に成果物等を供給することである。

注(4) 個別方式とは、個別の契約ごとに過払額を算定する方式であり、決算書方式とは、防衛省売上高から適正な売上金額を差し引いて算定する方式である。以下、表2及び表3において同じ。

注(5) 準TSとは、標準作業時間(TS)に準じて設定した作業時間である。

注(6) 負荷工数とは、事業別・機種別の損益管理や人員計画の基礎データとして用いられる、設計・試験作業のために機種別に必要な人員数を見積もった負荷計画に計上された工数である。

注(7) コスト・ドライバーとは、原価計算において、製品別にコストを配賦するための配賦基準である。以下、表2において同じ。

注(8) 直作率とは、工数の在場時間(業務始業から終業までの時間から休憩時間を引いた時間)に対する割合である。

注(9) 旅費等とは、特別調査等に係る職員旅費、弁護士・公認会計士等への報酬等の費用の補填請求等のことである。以下、表2及び表3において同じ。

注(10) 表中の金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。以下、表2及び表3において同じ。

防衛省、宇宙機構、衛星センター、通信機構及び総務省は、過払額等について請求を行い、三菱電機は、25年2月13日までに、全額を納付していた。

上記の過払額等の算定等について検証した結果、防衛省、宇宙機構、衛星センター及び通信機構において過払額が過小又は過大に算定されている事態が見受けられた。また、違約金について、防衛省において、資料の信頼性確保に関する特約条項(以下「信頼性特約」という。)が付されておらず、違約金を2件、計551万余円請求できなかった事態が見受けられた。

また、防衛省等がそれぞれの判断に基づき対応した結果、過払額の算定方法、違約金の算定対象期間、特別調査等に係る費用負担について、区々となっている事態が見受けられた。

(イ) 関係4社

防衛省の関係4社に対する過払額、違約金、延滞金等の算定対象期間、算定対象となる契約の範囲、算定方法及び算定額については、表2のとおりである。

表2 過払額等の算定対象期間、算定対象となる契約の範囲、算定方法等(関係4社)

(単位：件(上段)、千円(下段))

調達機関		防 衛 省				
会 社		M S S	プレシジョン	三 電 特 機	太 洋 無 線	
算定対象期間		平成16～23年度	13～23年度	15～23年度	14～23年度	
算定対象となる契約の範囲		正確定契約、概算契約、超過利益返納条項付契約、一般確定契約、間接調達				
個別方式	件数	207	1,660	1,889	636	
	金額	3,406,642	34,835,439	59,254,133	2,405,052	
決算書方式	期間	7か年度	7か年度	7か年度	9か年度	
	金額	7,086,948	20,837,863	35,258,098	5,465,120	
算定方法	個別方式	・バックアップデータ等を使用する方法	・バックアップデータ等を使用する方法等	・コスト・ドライバーにより配分する方法	・バックアップデータ等を使用する方法等	
	決算書方式	・システム開発における生産性指標の範囲内の確定契約等	・個別方式で算定が困難なものなど	・コスト・ドライバーの性質上作業実態等とかけ離れた配分結果となるものなど	・個別方式で算定が困難なものなど	
算定額	過払額	個別方式	103	261	1,011	415
		金額	601,172	914,802	2,956,826	936,845
	決算書方式	4か年度	—	4か年度	3か年度	
	金額	303,772	—	608,804	554,728	
額	小計	904,945	914,802	3,565,631	1,491,574	
	違約金	38	113	594	195	
	金額	511,907	826,728	2,972,254	1,156,138	
	延滞金	169,988	185,056	716,999	320,806	
旅費等	—	—	—	—		
計	1,586,840	1,926,586	7,254,885	2,968,519		

防衛省は、過払額等について請求を行い、関係4社は、25年2月13日に、全額を納付していた。

上記の過払額等の算定等について検証した結果、違約金について、MSSとの契約及び三電特機との契約において、本来、過払額の2倍の額の違約金とする信頼性特約を付すべきであるのに、誤って過払額と同一額としていたため、違約金をそれぞれ1件、973万余円及び5件、計1814万余円請求できなかった事態が見受けられた。

また、宇宙機構、通信機構及び総務省は、関係4社に対して過大請求を認定しておらず、さらに、衛星センターは関係4社との契約がないことから、過払額等の請求を行っていない。

(ウ) 住友重機械等

防衛省の住友重機械等に対する過払額、違約金、延滞金等の算定対象期間、算定対象となる契約の範囲、算定方法及び算定額については、表3のとおりである。

表3 過払額等の算定対象期間、算定対象となる契約の範囲、算定方法等(住友重機械等)  
(単位：件(上段)、千円(下段))

調達機関		防 衛 省		
会 社		住 友 重 機 械	住 重 特 機	
算定対象期間		平成14～23年度	16～23年度	
原則として17年度から23年度までの間に契約の履行が完了して代金を支払った契約(それ以前でも、過払額の算定が可能な関係書類が保存されていた契約も対象)				
算定対象となる契約の範囲		準確定契約、概算契約、超過利益返納条項付契約、一般確定契約、間接調達		
個別方式		1,427	445	
		29,007,033	6,635,095	
決算書方式		7か年度	—	
		5,593,579	—	
算定方法	個別方式	・バックアップデータ等を使用する方法	・バックアップデータ等を使用する方法	
	決算書方式	・個別方式で算定が困難なものなど	—	
算定額	過払額	個別方式	449	285
			1,196,157	1,183,654
	決算書方式		3か年度	—
			33,842	—
	小計		1,229,999	1,183,654
違約金	違約金		260	179
			735,779	1,241,551
	延滞金		329,994	265,358
		旅費等	—	—
計		2,295,774	2,690,565	

防衛省は、過払額等について請求を行い、住友重機械等は25年2月13日までに、全額を納付していた。

上記の過払額等の算定等について検証したところ、検証した範囲では、特に報告すべき事態は見受けられなかった。

なお、前記のとおり、防衛省が三菱電機、MSS 及び三電特機と締結した防衛装備品等の調達に関する契約において、信頼性特約を付すべきであるのに誤って付していなかったなどのため、違約金を請求できなかったなどの事態が見受けられたことから、現在履行中の契約のうち信頼性特約が付されていないなどの契約については、特約条項を付することができるよう契約相手方と協議するなど是正の処置を講ずることとともに、防衛省の各調達機関に対して特約条項の的確な履行が確保されるよう、25年9月25日、防衛大臣に対し、会計検査院法第34条の規定により是正及び是正改善の処置を求めた(前掲意見を表示し又は処置を要求した事項577ページ参照)。

#### イ 再発防止策の策定等の状況

防衛省、宇宙機構、衛星センター、通信機構及び総務省は、24年報告及び会計検査院の意見表示を踏まえるなどして、表4のとおり、再発防止策を策定するなどしている。

表4 防衛省等における再発防止策の策定の状況

調達機関		防 衛 省	宇 宙 機 構	衛星センター	通 信 機 構	総 務 省
資料の信頼性確保	帳票類の保存義務期間	1年	上限付概算契約：5年 確定契約：1年	5年	上限付概算契約：原則7年 確定契約：1年	5年
	違約金の額(過払額の倍率)	1～4倍	2倍	2倍	2倍	1倍
契約に内在する課題	競争性、透明性等の確保	・一般競争入札から除外する契約の条件の明確化の検討 ・落札判定書及び商議記録の作成	実績コストの把握、蓄積による見積査定精度の向上等を図ることを目的に、検討チームを設置	—	—	—
	契約相手方に対するコスト削減へのインセンティブ	・リスク料を利益率に付加 ・インセンティブ契約制度について、新たな適用方式等の設定や、インセンティブ料率を55%から100%まで段階化等	原則確定契約化	原則確定契約化	確定契約化を含め契約相手方にインセンティブが働くような契約手法を検討	確定契約化を検討
	ペナルティの実効性	・違約金の賦課により対応 ・指名停止措置の基準を制定	真にやむを得ない場合の判断基準の明確化(随意契約基準)	指名停止措置の基準を検討	—	指名停止措置の基準を検討
制度調査		・事前通告なしの抜き打ち調査の実施の明確化 ・フロアチェックの充実・強化 ・実施項目、実施方法の制定等	・事前通告なしの抜き打ち調査の実施の明確化 ・フロアチェックの充実・強化 ・実施内容の明確化等	・事前通告なしの抜き打ち調査の実施の明確化 ・実施要領等の整備等	・事前通告なしの抜き打ち調査の実施の明確化 ・実施要領等の整備等	原価計算方式で予定価格を算定していないため制度調査を実施する予定はない。
原価監査等		・事前通告なしの抜き打ち監査の実施の明確化 ・フロアチェックの充実・強化 ・実施項目、実施方法の制定 ・地方調達機関による実施要領の整備等	・事前通告なしの抜き打ち監査の実施の明確化 ・実施内容の明確化 ・宇宙機構の技術部門等との連携による実施等	・事前通告なしの抜き打ち調査の実施の明確化 ・実施要領等の整備	・事前通告なしの抜き打ち調査の実施の明確化等 ・実施要領等の整備	・事前通告なしの抜き打ち調査の実施の明確化 ・実施項目、実施方法等の制定等
内部統制、各種の法令遵守等		・企業からのコンプライアンス要求事項確認書の提出 ・コンプライアンス要求事項の実施状況の確認、是正措置要求	・企業内の牽制機能の活用 ・内部統制、各種の法令遵守等に係る施策等の状況確認	・内部統制、各種の法令遵守等に係る施策等の状況確認等	・内部統制、各種の法令遵守等に係る施策等の状況確認	・内部統制、各種の法令遵守等に係る施策等の状況確認

(注) フロアチェックとは、作業現場に赴いて作業の実態、工数計上の手続等を実地に確認するための調査のことである。

主な再発防止策について具体的に記述すると、次のとおりである。

(ア) 資料の信頼性確保に関する措置

違約金について、①防衛省は、25年3月に新たに「資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項」(以下「新信頼性特約」という。)を定めて、違約金の額を、契約相手方の対応により過払額の1倍、2倍又は4倍とする段階的な違約金の賦課を定めた。②宇宙機構及び通信機構は、24年1月以降、違約金の額を過払額と同一額から2倍の額に引き上げた。③衛星センターは、同年3月以降、過払額の2倍の額の違約金の賦課を定めた。④総務省は、25年4月以降、過払額と同一額の違約金を課す契約条項を追加することとした。

また、関係資料の保存義務について、防衛省は、現行の1年で支障はないとして保存期間の延長を検討していない。これに対して、宇宙機構は、25年7月に上限付概算契約について保存期間を1年から5年に延長するなどしたり、衛星センターは、同年4月に5年に延長するなどしたり、通信機構は、同年6月に原則7年に延長するなどしたりしていた。また、総務省は、従来、保存期間を5年としている。

(イ) 人工衛星等の研究、開発等に関する契約に内在する課題等

宇宙機構が採用する上限付概算契約は、防衛省の準確定契約、超過利益返納条項付契約又は概算契約(以下、これらを「準確定契約等」と総称する。)と同様に、契約相手方において、コスト削減へのインセンティブが働きにくい制度となっている。

これに対して宇宙機構は、技術提案方式を採用するなど競争性の確保に努めている契約については、従来、確定契約で締結することとしており、現時点での上限付概算契約は、受託に基づく支出契約のみであるとしている。そして、確定契約に当たっては、他の人工衛星等の研究開発において、過去の研究開発によって培った経験を踏まえつつ、複雑かつ高度なものであっても仕様要求が明確になった部分をその都度契約し、契約変更を重ねることで不確定性の排除に努めてきたとしている。そこで、受託元である衛星センターにおいては、企画競争が可能な衛星開発等について原則として確定契約に変更するとの意向であることを受け、宇宙機構は、25年6月に衛星センターと合意書を締結して、上限付概算契約から原則として確定契約に変更することとした。また、衛星センターは、上記のとおり概算契約から原則確定契約に変更する意向であり、通信機構は、上限付概算契約からの確定契約化を含め、契約相手方にインセンティブが働くような契約手法を検討することとしている。さらに、総務省は、概算契約を採用していた調達案件について競争性のある確定契約に移行できるものはないか検討するとしている。

しかし、情報収集衛星の開発等については、仕様が複雑かつ高度であるなどのため、契約締結時に長期にわたる開発等の予定価格を適切に算定することができない場合があることから、そのような場合には上限付概算契約又は概算契約(以下、これらと準確定契約等と合わせて「概算契約等」と総称する。)により契約を締結してきているものもある。宇宙機構等は、開発コストの実績内訳を把握し蓄積して活用し、精度の高い見積査定を行うことなどにより、予定価格をより適切に算定していくことを検討していくなどとしているが、これらの体制が十分に整備されておらずその効果も発現

していない現段階においては、概算契約等としていた契約を一律に確定契約に変更することについて、慎重に判断していくことが必要である。

表4のほか、財務省は、三菱電機株式会社等による過大請求事案を受け、25年4月に、各省各庁に対し、防衛省において講ずることとした措置の基本的考え方に倣い、契約手続の一層厳正な執行に努めるよう事務連絡を発している。

(2) その後判明した事案

ア 海上保安庁が住友重機械等及び三菱電機と締結していた契約

(ア) 海上保安庁における契約の概要

海上保安庁は、海上保安庁法(昭和23年法律第28号)等に基づき、巡視船艇、武器等、船舶需品等の調達を実施しており、このうち20mm機関砲等の製造及び40mm機関砲の製造・定期整備を住友重機械と、20mm機関砲等の定期整備を住重特機と、武器管制装置の製造を三菱電機とそれぞれ請負契約により実施している。これらの契約については、防衛省の防衛装備品の製造、修理等と同じラインで製造・定期整備が行われており、19年度から24年度までの間の契約実績は、表5のとおりとなっている。

海上保安庁は、武器等の製造・定期整備に係る予定価格の算定に当たり原価計算方式を採用しており、住友重機械等及び三菱電機から材料費、労務費、直接経費等を記載した見積書を徴している。このうち製造・定期整備に係る労務費は、見積工数等に海上保安庁が労務費単価の基準として毎年度作成している住友重機械等及び三菱電機の労務費単価を乗じて算定している。

表5 海上保安庁と住友重機械等及び三菱電機との契約の概要

(単位：件(上段)、千円(下段))

調 達 機 関	海 上 保 安 庁		
会 社	住 友 重 機 械	住 重 特 機	三 菱 電 機
主 な 製 造 拠 点	田 無 製 造 所	田 無 製 造 所(本 社)	鎌 倉 製 作 所
契 約 実 績	15 7,649,800	152 675,336	5 2,719,617

(注) 契約実績は、消費税及び地方消費税込みの金額である。

(イ) 見積工数と実績工数とのかい離の状況等

本院が海上保安庁と住友重機械等及び三菱電機との契約における見積工数と実績工数とのかい離の状況等について検査したところ、次のような事態が見受けられた。

a 住友重機械等

住友重機械等は、20mm機関砲等の製造・定期整備に当たり、当該機種の最初の製造等の時期に定めた見積工数を、仕様書等が変更されない限りそのまま次の契約の見積工数として提出していた。このため、19年度から24年度までの間に海上保安庁が住友重機械等と契約を締結して履行が完了した84件(製造契約4件、定期整備80件)について、見積工数と実績工数を比較したところ、住重特機の1件を除き、実績工数が見積工数を下回っていた。

そこで、本院は、上記の84件を対象として実績工数等に基づく試算額を算定した。その結果、住友重機械の製造契約1件及び定期整備3件においては、試算額が契約金額を下回っており、これらの開差額は計7807万余円となっていた。また、

住重特機の定期整備 50 件においては、試算額が契約金額を下回っており、これらの開差額は計 5032 万余円となっていた。

なお、海上保安庁は、住友重機械等における見積工数と実績工数のかい離が大きかった契約に係る開差額の自主返還を求めたところ、住重特機は、21 年度の「巡視船ししま 20 ミリ機関砲(改型)年次整備」契約等 4 件については、他の契約案件よりも利益水準が高いことが判明したので、その超過利益相当額計 1631 万余円を 25 年 8 月 21 日に自主返還した。

b 三菱電機

海上保安庁は、19 年度から 24 年度までの間に三菱電機と武器管制装置の製造契約を計 5 件締結しているが、このうち、履行が完了しているものは 19 年度の契約 1 件のみであった。

当該契約に当たり、三菱電機は、海上保安庁に見積書を提出する際に、18 年度に受注した武器管制装置と仕様が変更されていないことから、18 年度に海上保安庁に提出した見積書の見積工数をそのまま 19 年度の見積工数として提出していた結果、適正と推定される工数が見積工数を下回っていた。

なお、前記のとおり、海上保安庁が住友重機械等及び三菱電機と締結した確定契約について、見積工数と実績工数等が大幅にかい離しているなどの事態が見受けられたことから、住友重機械等及び三菱電機との契約を含む武器等の製造・定期整備契約について、製造等原価の実績等に基づいて契約代金の額を確定する契約方法に見直すことなどにより、契約方法等の適正化を図るよう、25 年 9 月 25 日に、海上保安庁長官に対し、会計検査院法第 36 条の規定により処置を求めた(前掲意見を表示し又は処置を要求した事項 531 ページ参照)。

イ 島津製作所等による過大請求事案

島津製作所は、航空機用維持部品の製造請負契約等を防衛省と締結しており、主な製造拠点は三条工場、19 年度から 24 年度までの間の契約実績は、1,568 件、契約金額計 812 億 0106 万余円(税込)となっている。

島津製作所は、防衛省と締結した一部の準確定契約等において、実際原価報告書の実績工数を水増し等して防衛省に提出したり、原価監査の際に、工数を水増し等した実際原価報告書の基礎資料として虚偽の原価元帳や作業日報を作成して提示したりなどしていたとしている。また、島津製作所は、防衛省と締結した一部の確定契約においても、制度調査等において実績工数の確認を求められた際に、工数を水増し等した虚偽の原価元帳や作業日報を作成して提示するなどしていたとしている。

さらに、島津製作所は、防衛省に提出した加工費率の算出資料において加工費率の算定式の分母である総工数を目標として、間接作業時間の一部を工数に振り替えるなどしていたとしている。

防衛装備品等の調達に関する契約については、島津製作所による過大請求事案が発覚して以降、株式会社鶴見精機及び株式会社ネットコムセック(以下、両社を合わせて「鶴見精機等」という。)が、防衛省と締結した契約において工数を過大に申告して過大請求を行っていたことが明らかになっており、防衛省は、現在、鶴見精機等に対して過払額の算定を行うための特別調査を実施している。

### 3 検査の結果に対する所見

防衛省、宇宙機構、衛星センター及び通信機構は、前記の過払額が過小又は過大に算定されていた事態について三菱電機等と協議を行うなど、必要な処置を執るとともに、防衛省は、島津製作所、鶴見精機等による過大請求事案に対する特別調査を引き続き実施して、事態の全容の解明、過払額等の算定、返還の請求等を行うなどの必要がある。さらに、防衛省、宇宙機構、衛星センター、通信機構、総務省及び海上保安庁は、24年報告に掲記した指名停止等の措置のパナルティとしての実効性等の課題等を十分に考慮しつつ、防衛装備品等及び武器等の調達並びに人工衛星等の研究、開発等に関する契約に係る過大請求事案等について策定した再発防止策等を着実に実施し、その実施に当たっては、より一層の実効性の向上に資するよう、次の点に留意する必要がある。

#### ア 過払額の算定方法、違約金の算定対象期間及び特別調査等に係る費用負担

今回の過大請求事案については、防衛省等がそれぞれの判断に基づき対応した結果、過払額の算定方法、違約金の算定対象期間及び特別調査等に係る費用負担が区々となっている。しかし、これらの中には、特別調査等に係る費用負担のように、今後、防衛省等の間で共通の基準に沿って対応することが合理的であると思料されるものが一部見受けられる。したがって、防衛省等においては、今後同様な事態が生じた場合にはどのように対応することがより適切かについて、相互に連携をとりつつ検討すること

#### イ 信頼性特約等の特約条項の取扱い

防衛省が三菱電機、MSS及び三電特機と締結した防衛装備品等の調達に関する契約において、信頼性特約を付すべきであるのに誤って付していなかったなどのため、違約金を三菱電機等に請求できなかった事態については、現在履行中の契約のうち信頼性特約が付されていないなどの契約について、新信頼性特約を付することができるよう契約相手方と協議するなど是正の処置を講ずることとする。また、防衛省の各調達機関において、現在履行中の契約について信頼性特約又は新信頼性特約が適正に付されているか調査を行い、信頼性特約等が付されていないなどの事態が明らかになった場合は、上記と同様に、新信頼性特約を付することができるよう契約相手方と協議するなどすること。さらに、防衛省の各調達機関において新信頼性特約の的確な履行を確保するために、新信頼性特約を付すことを定めた通達の趣旨及びその遵守の重要性を周知徹底したり、上司による決裁書類の確認を的確に行うため決裁書類の書式を見直したり、契約上適切でない事態が明らかになった場合の迅速かつ的確な対応を講ずるため、必要に応じて教育や指導を行うなどしたりして、会計経理に関する内部統制が十分機能するようしたりなどすること

#### ウ 資料の信頼性確保に関する措置

(ア) 再発防止策として賦課することとした違約金の額(過払額に対する倍率)が、防衛省、宇宙機構、衛星センター、通信機構及び総務省の間で区々となっていることについては、防衛省等を含めた同種契約を締結する各調達機関が統一的な違約金の額の設定の可能性について検討すること

(イ) 関係資料等の保存義務について、防衛省は保存期間を延長することの必要性について検討すること

#### エ 海上保安庁が締結する武器等の製造・定期整備に係る契約

海上保安庁は、住友重機械等及び三菱電機との契約を含む武器等の製造・定期整備契約

について、製造等原価の実績等に基づいて契約代金の額を確定する契約方法に見直すとともに、製造等原価を確認するための調査の実施や虚偽の資料を提出又は提示した場合の違約金の賦課を定めた条項を付すなどして契約方法等の適正化を図ること

また、次の点については、中長期的観点から、引き続き検討を行っていく必要がある。

ア 人工衛星等の研究、開発等に関する契約に内在する課題等

宇宙機構、衛星センター、通信機構及び総務省は、コスト削減へのインセンティブを働かせるため、概算契約等を一律に確定契約に変更することについては、慎重に判断していく必要があることから、現在進めている概算契約等の確定契約化や、そのために必要とされる適切な予定価格の算定方法等の確保等について、可能な限り相互に連携を図りつつ、幅広い観点から十分に検討すること

イ 府省等間における連携の在り方等

今回の過大請求事案が防衛省等の複数府省等とそれぞれ契約を締結している特定企業で発生しているという状況を考慮して、防衛省等においてこのような同一特定企業と契約を締結している府省等間における連携の在り方等について検討すること

本院としては、今後とも、防衛省等における防衛装備品等及び武器等の調達並びに人工衛星等の研究、開発等が適正、適切に実施されているかなどについて、多角的な観点から引き続き検査していくこととする。

## 第3 公共建築物における耐震化対策等の状況について

要請を受諾した年月日	平成23年12月8日
検査の対象	内閣、内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、国会、裁判所、会計検査院
検査の内容	公共建築物における耐震化対策等についての検査要請事項
報告を行った年月日	平成25年10月9日

## 1 検査の背景及び実施状況

## (1) 検査の要請の内容

会計検査院は、平成23年12月7日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月8日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

## 一、 会計検査及びその結果の報告を求める事項

## (一) 検査の対象

内閣、内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、国会、裁判所、会計検査院

## (二) 検査の内容

公共建築物(官庁施設、教育施設、医療施設等)における耐震化対策等に関する次の各事項

- ① 耐震診断の状況
- ② 耐震改修の状況
- ③ 東日本大震災に伴う被災等の状況

本院は、上記の要請により24年次に実施した会計実地検査の結果について、24年10月17日、会計検査院長から参議院議長に対して報告した(以下、この報告を「24年報告」という。)

## (2) 公共建築物における耐震化対策等の概要

## ア 地震防災対策の概要

我が国の防災関係の基本法として、国土及び国民を災害から保護するため、防災計画の整備等を図ることなどを目的として、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。)が制定されている。

災対法によると、中央防災会議は、我が国の防災に関する基本的な計画として防災基本計画を作成することとされている。また、都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、防災基本計画に基づき、当該都道府県及び市町村の地域に係る防災に関する

地域防災計画を作成しなければならないなどとされている。そして、防災基本計画に基づき各指定行政機関が作成した防災業務計画には、所掌事務に関する地域防災計画の作成基準が定められている。

#### イ 建築物に係る耐震化対策の概要

我が国の建築物に関する基本法としては、建築基準法(昭和25年法律第201号)が制定されており、同法、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)等において、建築物の耐震設計のための基準(以下「耐震基準」という。)が示されている。

そして、建築物の耐震性を向上させるため昭和55年に建築基準法施行令が改正され、56年に施行されている。この改正以前の耐震基準(以下「旧耐震基準」という。)は中規模地震(震度5強程度)に対し建築物にほとんど損傷を生じさせないことを確認する設計手法であったのに対して、改正後の新たな耐震基準(以下「新耐震基準」という。)は、大規模地震(震度6強程度)に対し建築物に人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じさせないことを目標とする耐震設計手法となっている。

このほか、建築物の耐震化対策に関する法律として、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律第123号。以下「耐震促進法」という。)が制定されるなどしている。そして、国土交通大臣は、耐震促進法に基づき定めた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(平成18年国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。)において、住宅及び多数の者が利用する建築物(階数3以上かつ延床面積<sup>(注1)</sup>1,000㎡以上等の建築物)の耐震化率を平成27年までに少なくとも9割とすることなどを目標として設定した。

(注1) 耐震化率 対象となる建築物のうち新耐震基準に基づく耐震性能が確保されている建築物の割合を示すもので、一般的に次の式により算出される。

$$\text{耐震化率} = \frac{\left[ \begin{array}{l} \text{新耐震基準に} \\ \text{基づく建築物} \end{array} \right] + \left[ \begin{array}{l} \text{旧耐震基準に基づく建築物のうち、耐震診断を実施} \\ \text{し耐震性能ありと診断された建築物及び耐震改修を} \\ \text{実施し耐震性能を確保した建築物} \end{array} \right]}{\text{(対象となる建築物)}}$$

また、旧耐震基準に基づく建築物のうち耐震診断を実施した建築物の割合を診断率として、次の式により算出している。

$$\text{診断率} = \frac{\text{(旧耐震基準に基づく建築物のうち耐震診断を実施した建築物)}}{\text{(旧耐震基準に基づく建築物)}}$$

#### (3) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、24年報告において、地方公共団体等が所有するなどしている公共建築物の耐震化対策等の状況について引き続き検査を実施し、取りまとめが出来次第報告することとするとした。

そこで、今回の検査においては、法規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、地方公共団体等が所有するなどしている公共建築物について、耐震診断や耐震改修が計画的かつ適切に実施されているか、耐震化対策が実施されていない場合にはその要因はどのようなものか、目標とした耐震化率の達成状況はどのようになっているか、避難所として利用が予定されている施設の状況はどのようになっているか、医療施設及び防災拠点となる施設における災害時の業務継続に必要な自家発電設備等は適切に設置されているか、東日本大震災に伴う被災等の状況はどのようになっているかなどに着眼して、教育施設、医療施

設、地方公共団体の庁舎施設等を対象として検査を実施した。

そして、内閣府等<sup>(注2)</sup>6府省及び<sup>(注3)</sup>24都道府県において会計実地検査を行い、24都道府県及び<sup>(注4)</sup>20府県の計44都道府県(管内市町村計1,615市町村)から調書の提出を受けるなどして、24年12月31日現在における、各区域内に所在する公共建築物の耐震診断、耐震改修等の耐震化対策等の状況を分析した。また、岩手県、宮城県及び福島県(以下、これらを合わせて「東北3県」という。)における耐震化対策等の状況については、既存の関係資料等を徴するなどして分析を行った。なお、検査の結果の記述において、特に断りがない場合の分析結果は、東北3県を除く44都道府県、管内市町村等を対象にしたものである。

(注2) 内閣府等6府省 内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省

(注3) 24都道府県 東京都、北海道、大阪府、秋田、茨城、栃木、埼玉、千葉、神奈川県、福井、静岡県、愛知、三重、兵庫県、和歌山、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、長崎、大分各県

(注4) 20府県 京都府、青森、山形、群馬、新潟、富山、石川、山梨、長野、岐阜、滋賀、奈良、鳥取、島根、福岡、佐賀、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄各県

## 2 検査の結果

### (1) 地域防災計画等の公表状況等

#### ア 地域防災計画の修正及び公表状況

地域防災計画の修正状況をみると、23年12月及び24年9月の防災基本計画の修正を受けるなどして34都道府県、15政令指定都市、306市及び168町村が24年に修正を行っている一方で、最終の修正から5年以上経過している地方公共団体も見受けられる。また、ウェブサイトを利用した地域防災計画の公表を行っていない町村が7割に上っている。

#### イ 地域防災計画等における避難所の状況

1,615市町村における避難所90,262か所のうち、耐震性能を確保している避難所は50,964か所(56.5%)となっており、また、1,615市町村のうち、避難所の運営に関するマニュアルを策定しているのは600市町村(37.2%)となっている。

#### ウ 耐震改修促進計画の策定状況、改定状況及び耐震化の目標の設定状況

管内全ての市町村が市町村耐震改修促進計画を策定している都道府県が25都道府県となっている一方で、策定率が50%を下回っている都道府県も見受けられる。また、都道府県耐震改修促進計画の策定後に一回も改定を行わず5年以上経過している都道府県が33都道府県見受けられる。さらに、耐震改修促進計画において、教育施設、医療施設、庁舎施設等の各施設ごとの耐震化率の目標を設定している地方公共団体は、半数に満たない状況となっている。

### (2) 教育施設における耐震化対策等の状況

#### ア 教育施設における耐震化対策等の概要

文部科学省(13年1月5日以前は文部省。以下同じ。)は、公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針(平成18年文部科学省告示第61号。以下「教育施設整備方針」という。)において、27年度までのできるだけ早い時期に公立の義務教育諸学校等施設の耐震化を完了することを目指す必要があるとしている。また、文部科学省は、8年に地方公共団体等に文教施設の耐震性能の向上の推進についての通知を発し、構造

体の耐震性能について、既存の建築物を改修する際には、教育施設としての機能特性を考慮して、より安全なレベル(Is 値(構造耐震指標を示す数値で、0.6 以上の場合新耐震基準に基づく耐震性能が確保されている。)0.7 以上。以下「教育施設水準」という。)とすることが適当であるなどとしている。

耐震化に関する地方公共団体の公表状況についてみると、旧耐震基準に基づく建築物を有している地方公共団体のうち、小中学校の建築物については全て、高等学校の建築物については 85.2% の地方公共団体が耐震診断結果を公表している。

#### イ 教育施設の耐震診断の状況

教育施設の診断率についてみると、構造体は 95.1% となっている。

構造体の耐震診断の結果についてみると、教育施設水準の耐震性能を確保していないと診断された建築物は 59,561 棟あり、このうち、大規模地震で倒壊等の危険性が高いとされている Is 値 0.3 未満の建築物は 13,768 棟となっている。

#### ウ 教育施設の耐震改修の状況

教育施設の構造体の教育施設水準の耐震性能を確保している建築物の割合(以下「教育耐震化率」という。)は 84.3% となっており、このうち、多数の者が利用する建築物の教育耐震化率は 84.5% となっている。そして、構造体の耐震診断の結果、Is 値が 0.3 未満と診断された建築物の耐震改修を行っている割合が高くなっている。また、建築非構造部材及び建築設備の耐震化率は、それぞれ 45.8%、46.1% となっている。さらに、教育施設の耐震化の際には、廃校となった道立高等学校の校舎等を市立中学校の校舎等として有効活用するなどの事例が見受けられた。

#### エ 教育施設における避難所の状況

教育施設において、地震等災害時の避難所として使用予定となっている建築物の構造体の教育耐震化率は 85.5% となっており、また、建築非構造部材及び建築設備の耐震化率はそれぞれ 46.0%、46.4% となっている。また、避難所に指定されている教育施設において防災設備が整備されている割合は、備蓄倉庫 39.4%、非常用通信設備 57.4%、非常用自家発電設備 28.8%、貯水槽 40.0% となっている。

避難所に指定されている教育施設の 3.0% に当たる 863 校は、学校防災マニュアル等(学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)に基づき作成が義務付けられている危険等発生時対処要領のうち、地震又は津波災害に関するもの)を作成していない。また、作成している 27,937 校のうち 26.7% に当たる 7,463 校においては、作成する際、避難所の開設等について市町村の防災担当部局と事前調整を図っていない状況となっている。さらに、5.8% に当たる 1,618 校においては津波等ハザードマップの有無を把握しておらず、また、7.4% に当たる 2,078 校においては津波等ハザードマップの有無は把握しているものの、津波浸水域又は液状化の危険地域に該当するか把握していない状況となっている。

#### オ 東日本大震災に伴う被災等の状況

東北 3 県については、1,628 校の教育施設の建築物が被災している。

44 都道府県については、15 都道県における教育施設の建築物 7,041 棟が被災しており、このうち被災の主な要因として地震動によるものが全体の 98.5% を占めている。そして、被災の主な要因が地震動である建築物の構造体の被災状況は、東日本大震災の

時点で既に教育施設水準の耐震性能を確保していた建築物についても被災しているが、そのほとんどが一部損傷(構造体の補修を必要とするが人命の安全確保が図られており、建築物が使用できる状況)までの比較的軽い被害となっていた。また、建築非構造部材及び建築設備の被災状況において、特に被害の大きかった屋内運動場等の天井材に着目すると、天井材に被害のあった建築物のうち、46.1%が耐震診断を実施していない建築物であり、51.0%が新耐震基準に基づく建築物となっている。

### (3) 医療施設における耐震化対策等の状況

#### ア 医療施設における耐震化対策の概要等

厚生労働省は、医療施設の耐震化に対する財政支援を行ったり、病院の耐震改修状況を調査及び公表したりするなどして、医療施設の耐震化等の促進を図っている。また、同省は、東日本大震災での対応等を踏まえて、24年3月に災害拠点病院(災害時の拠点医療施設として都道府県が指定する病院)の指定要件を見直しているが、この指定要件は、厳格に適用する運用にはなっておらず、災害拠点病院の体制、施設設備等の整備目標として運用されている側面がある。

#### イ 医療施設の耐震診断の状況

医療施設の構造体の診断率は、分析対象全体で48.1%、災害拠点病院で64.8%、救命救急センター(重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる医療施設として都道府県が指定する病院)で69.6%となっていて、災害拠点病院及び救命救急センターの診断率は、全体の診断率より高くなっている。

構造体の耐震診断結果についてみると、耐震改修等が必要な建築物は1,035棟であり、耐震診断を実施した建築物の6割以上となっている。このうち、大規模地震で倒壊等の危険性が高いとされるIs値が0.3未満の建築物は312棟である。

#### ウ 医療施設の耐震改修の状況

医療施設の構造体の耐震化率は、分析対象全体で76.1%、多数の者が利用する建築物では77.2%となっている。また、建築非構造部材及び建築設備の耐震化率は、分析対象全体でそれぞれ70.2%及び69.8%となっている。さらに、耐震改修工事や建替えを行っていないため、Is値が0.3未満のままとなっている建築物は268棟となっている。

このように、医療施設の耐震化が進まない要因は、医療機関だけでは解決が困難な課題を含め解決すべき課題が多いことなどによる。

#### エ 業務継続の観点からみた施設の状況

厚生労働省は、災害拠点病院の指定要件において、災害発生時の業務継続の観点から構造体の耐震安全性の割増し等を考慮したり、求めたりすることはしていないとしている。一方で、構造体の耐震安全性を1.25倍以上に割増ししたり、免震構造を採用したりするなど、大地震動後の病院機能の維持を目標として、災害時における救護活動の拠点として期待される役割を果たすことを目指した耐震化対策を実施している医療機関も見受けられる。

また、災害拠点病院の指定要件では、通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3日分程度の燃料を確保しておくこととあり、災害拠点病院及び救命救急センターのうち、発電容量については6割弱が、燃料の確保量については約半数がこの要件を満たしている。しかし、指定要件には自家発電設備の冷却方式についての基準は

なく、停電と断水が同時に発生すると、燃料が十分にあっても自家発電設備の冷却水不足により自家発電設備の運転ができなくなることが想定される医療機関も見受けられる。

給水設備についてみると、災害拠点病院及び救命救急センターにおける受水槽の容量は、1日当たりの平均使用水量の0.5日分以上1.5日分未満となっている医療機関が約7割を占めている。また、半数以上の医療機関が井戸施設を保有している。

通信体制等についてみると、災害拠点病院の87.0%が衛星電話等を有しており、95.4%が広域災害・救急医療情報システム(EMIS)に参加している。また、基幹災害拠点病院(原則、都道府県に1か所)の全て、地域災害拠点病院(原則、二次医療圏に1か所)の73.8%が災害派遣医療チーム(DMAT)を保有している。

津波浸水被害により病院機能の維持に影響があるとしている医療機関における津波被害への対策状況についてみると、津波による浸水被害対策として非常用発電設備等を上層階に設置するなどの対策を検討し、又は実施している医療機関が多数見受けられる。一方で、津波浸水被害対策の検討等に時間を要するなどして、耐震化が遅れている医療機関も見受けられる。

#### オ 東日本大震災に伴う被災等の状況

東北3県については、各県とも多数の医療施設が被災しており、全壊した医療施設は全て津波によるものとなっている。

44都道府県については、11都県の461棟において構造体、建築非構造部材又は建築設備のいずれかが被災しており、このうち454棟は地震動が主な被災要因となっている。東日本大震災により病院機能に影響が生じて入院患者を他の医療機関へ移送した医療機関は19病院となっている。移送理由は、大きく二つに分類され、建物の損傷を理由とするものと、ライフラインの途絶に伴う電力や水不足を理由とするものとなっている。そして、東日本大震災により停電した医療機関は238病院、断水した医療機関は105病院となっており、最大で7日間停電した医療機関や150日間断水した医療機関も見受けられる。

#### (4) 庁舎施設等における耐震化対策等の状況

##### ア 庁舎施設等の概要等

地方公共団体が所有する防災拠点となる建築物には、都道府県庁、市役所、町村役場等の庁舎施設、警察施設及び消防施設がある。

##### イ 庁舎施設等の耐震診断の状況

対象とした建築物全体の構造体の診断率は68.5%となっていて、これを施設別にみると庁舎施設で68.8%、警察施設で91.3%、消防施設で60.0%となっており、警察施設の診断率が最も高くなっている。

耐震診断の結果についてみると、耐震改修等が必要な建築物は2,317棟あり、耐震診断を実施した建築物の69.9%に上っている。このうち、Is値0.3未満の建築物は680棟となっている。

##### ウ 庁舎施設等の耐震改修の状況

対象とした建築物全体の構造体の耐震化率は70.4%となっていて、これを施設別にみると、庁舎施設で61.2%、警察施設で80.4%、消防施設で75.3%となっており、構

造体の診断率と同様に警察施設が最も高くなっている。このうち、多数の者が利用する建築物については、それぞれ62.1%、81.9%、87.9%となっている。

構造体について耐震化対策が完了していない建築物は2,812棟あり、このうち1,497棟が庁舎施設の建築物である。また、 $I_s$ 値0.3未満の建築物は447棟あり、321棟が庁舎施設の建築物である。このように庁舎施設の耐震化対策の遅れが顕著なものとなっており、庁舎施設の構造体の耐震化が遅れている要因は、予算の制約があることなどによる。

#### エ 業務継続の観点からみた建築物の耐震化の状況

災害対策本部の設置場所の建築物の耐震性を確保していない、又は災害対策本部の設置場所を特定していない地方公共団体であって、大規模な地震発災時にあっても非常時優先業務の適切な業務執行を行うことを目的とした業務継続計画を策定していない地方公共団体が899団体見受けられる。これらの地方公共団体においては、災害対策本部となる建築物が被災したり、災害対策本部の設置に時間を要したりする可能性が高い上に、非常時優先業務の執行に支障が生ずる可能性がより高い。

また、防災拠点となる庁舎施設等について、当該庁舎施設が耐震性を確保していないにもかかわらず代替施設の設定をしていなかったり、通信手段の多重化が図られていなかったり、一般的に災害時における業務継続性確保のために必要であると考えられている自家発電設備の連続運転可能時間を72時間以上確保していなかったり、自家発電設備が想定される津波の浸水高さよりも低い位置に設置されていたりしている建築物が見受けられる。

#### オ 東日本大震災に伴う被災等の状況

東北3県については、各県及び各県管内の複数の市町村において、庁舎施設、警察施設、消防施設が多数被災している。

44都道府県については、構造体、建築非構造部材又は建築設備のいずれかが被災した建築物は15都道府県において625棟あり、このうち被災の主な要因が地震動によるものが616棟である。また、被災により災害応急活動に支障を生じた建築物は74棟あり、支障を生じた要因はライフラインの途絶によるものが最も多くなっている。

#### (5) 地方公共団体等の公共建築物における耐震化対策等の状況

地方公共団体等の公共建築物における耐震化対策等の状況を、教育施設、医療施設及び庁舎施設等の施設別にみると、構造体の診断率はそれぞれ95.1%、48.1%、68.5%となっている。また、構造体の耐震化率はそれぞれ84.3%、76.1%、70.4%となっている。診断率及び耐震化率とも教育施設が最も高くなっている。

### 3 検査の結果に対する所見

地方公共団体等が所有するなどしている公共建築物については、災対法の定めるところにより、都道府県及び市町村が作成することとされている地域防災計画に基づくなどして従前から耐震化対策が実施されているところであるが、災害時に重要な役割を担うこととなる教育施設、医療施設及び庁舎施設等が含まれていることなどから、引き続き、耐震化対策を計画的かつ効率的に実施することが必要である。

今回、地方公共団体等が所有するなどしている公共建築物の耐震化対策等の状況について検査したところ、教育施設、医療施設、庁舎施設等のいずれの施設においても、建築非構造

部材等の耐震化率は構造体の耐震化率より低くなっていた。また、いずれの施設においても構造体の耐震化率は9割に達しておらず、27年までに耐震化率を9割にするという基本方針の目標を達成するなどのため耐震化を推進する必要がある。特に、医療施設及び庁舎施設等は、一層耐震化を進める必要がある。さらに、市町村耐震改修促進計画が策定されていない市町村が見受けられたり、学校防災マニュアル等の作成に当たり、避難所の運営について市町村防災担当部局との調整が図られていない学校が見受けられたり、災害時における業務継続の観点から自家発電設備の空冷化等の対策が必要な医療施設が見受けられたり、防災拠点となる建築物が耐震性能を確保していないにもかかわらず、その代替となる施設を確保していなかったりするなどの事態が見受けられた。

したがって、地域防災計画や耐震改修促進計画等の作成並びに教育施設、医療施設及び庁舎施設等を所掌する各府省等は、次の点に留意することなどにより、公共建築物における耐震化対策を計画的かつ効率的に実施していくこと、また、地震発災時における避難所の円滑な運営、病院機能の維持、災害応急業務に対応するための業務継続性の確保等のソフト面に関する対策についても積極的に進めていくことが重要である。

#### (1) 地域防災計画等の公表状況等

地域防災計画は、各都道府県又は各市町村の当該地域に係る災害対策の基本となるものであるから、内閣府及び消防庁において、次のアの事項に関して自ら実施し又は地方公共団体に助言するなどして、地域防災計画を当該地域の状況や防災対策等に関する調査研究の成果等を勘案するなどしたものとする必要がある。

また、耐震改修促進計画は、優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定等、より地域固有の状況に配慮して計画することが望ましいとされていることから、国土交通省において、次のイの事項に関して地方公共団体に助言するなどして、地方公共団体が当該地域の耐震化対策を計画的に実施できるようにする必要がある。

##### ア 地方公共団体における防災対策

(ア) 内閣府及び消防庁において、地方公共団体が地域防災計画を修正するに当たっては、防災基本計画等の修正を受けて行う場合が多いことなどから、これらを修正した際は、地方公共団体が地域防災計画にこれらの修正を速やかに反映できるよう配慮する。

(イ) 地方公共団体において、

a 災対法や防災業務計画等に基づいて、地域防災計画で定めた防災に関する諸事項について、毎年及び随時これに検討を加えるとともに、地域防災計画を修正した際には、ウェブサイトを利用するなど広く住民に周知できるような方法でその要旨を公表するように努める。

b 地域防災計画で避難所に指定されている建築物については、耐震診断、耐震改修等を実施するよう努めるとともに、避難者の生活環境を考慮し、避難所生活において配慮すべき事項等を定めた避難所の運営に関するマニュアル等の策定に努める。

##### イ 耐震改修促進計画

(ア) 今後の公共建築物の耐震化に資するため、市町村耐震改修促進計画を策定していない市町村は、地域固有の状況等に配慮した計画の策定に努める。

(イ) 耐震改修促進計画の策定に当たっては、管内全体のほか、教育施設等の施設ごとについても耐震化等の目標を策定し、計画的に公共建築物の耐震化が図られるようにする。

## (2) 教育施設における耐震化対策等の状況

教育施設については、文部科学省において、教育施設整備方針に掲げた目標等を達成させるよう、地方公共団体の財政事情等を踏まえつつ、次のアからウまでの事項に関して地方公共団体に助言するなどして、また、エの事項に関して自ら実施して、教育施設の耐震化を引き続き促進させる必要がある。

### ア 教育施設の耐震診断の状況

構造体の耐震診断を実施していない建築物については必要な耐震診断を着実に実施し、その結果を速やかに公表する。

### イ 教育施設の耐震改修の状況

(ア) 耐震性能が確保されていないと診断された建築物については、施設の重要度も考慮して、計画的に必要な耐震化対策を実施する。また、地震発生時の児童生徒等の安全確保、避難所としての機能発揮のためには、構造体だけではなく建築非構造部材及び建築設備の耐震化も重要であることから、建築非構造部材及び建築設備の耐震化対策も同様に計画的に実施する。

(イ) 耐震化の際には、学校の統廃合によって、廃校となった施設が有効活用できないか十分に検討する。

### ウ 教育施設における避難所の状況

(ア) 避難所に指定されている教育施設において、地震発生時に避難所としての機能を支障なく発揮させるためには建築物の耐震化のみならず、防災設備の整備が必要であることから、地域の実情に合わせるなどして必要となる防災設備の整備を計画的に実施する。

(イ) 教育施設において、学校防災マニュアル等を作成していない場合は速やかに作成する。また、学校防災マニュアル等を作成していても避難所の開設等について市町村の防災担当部局と事前調整を図っていない場合は、速やかに調整を図るとともに、津波等ハザードマップ等を十分に把握し、津波等による浸水域に該当するなどしている場合、学校防災マニュアル等に具体的な避難方法等を定める。

### エ 東日本大震災に伴う被災等の状況

建築物の構造体の耐震診断結果がIs値0.3未満となっている教育施設の耐震化について、地方公共団体が引き続き優先的に進められるようにする。

また、東日本大震災に伴う建築物の天井脱落等の被害を踏まえて建築基準法施行令が改正されたことなどにより、文部科学省が25年8月に策定した「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」の周知徹底を地方公共団体に対して図り、天井材についての耐震化対策を旧耐震基準に基づく建築物だけではなく新耐震基準に基づく建築物についても推進させる。

## (3) 医療施設における耐震化対策等の状況

医療施設については、既に財政支援等による耐震化対策が講じられているところである

が、厚生労働省において、次の事項について、国土交通省等の関係府省、地方公共団体等と連携するなどしてその実施に努め、更なる耐震化の促進を図る必要がある。

#### ア 医療施設の耐震診断の状況

耐震診断については、耐震改修状況の調査等の機会を利用するなどして、特に建替え等の予定もないのに耐震診断を実施していない医療機関に対し、耐震診断の実施に係る助言等を定期的に継続して実施する。

#### イ 医療施設の耐震改修の状況

(ア) 耐震改修については、耐震改修状況の調査等の機会を利用するなどして、特に早急な耐震化が望まれる  $I_s$  値が 0.3 未満の患者利用建築物を有する医療機関に対し、早期に耐震化を図るよう助言等を定期的に継続して実施する。

(イ) 医療機関だけでは解決が困難な課題を含め解決すべき課題が多いことなどが、医療施設の耐震化が進まない要因の一つとなっていることから、関係府省、地方公共団体等と連携して、医療機関が耐震化対策を実施する場合の問題点の検討、課題解決に資する情報の提供等を行うなどして、医療機関が行う耐震化対策を促進するための支援策を充実させる。

(ウ) 業務継続の観点からみると、災害拠点病院の指定要件は、自家発電設備の冷却方式等についての基準がないなど、指定要件を満たしていても、災害拠点病院として災害時に期待される役割を十分に果たせないおそれがあるものとなっている。したがって、災害拠点病院の役割に鑑み、施設等の信頼性向上の点も含めた施設整備の具体的な指針となるべき整備指針等を策定するなどして、災害拠点病院として整備を求める施設等の水準を明確化する。また、指定要件の厳格な運用が図られるよう、災害拠点病院の指定の基準とすべき最低条件を整理するなどして、指定要件の位置付けとその運用方針を明確化する。

#### ウ 東日本大震災に伴う被災等の状況

東日本大震災により病院機能に影響が生じた理由は、建物の損傷、ライフラインの途絶に伴う電力の供給停止、水不足等となっていることを踏まえ、構造体に加えて建築非構造部材及び建築設備についても業務継続、病院機能の維持を図る観点からの耐震化対策を実施する。

### (4) 庁舎施設等における耐震化対策等の状況

庁舎施設等については、地方公共団体が財政状況を勘案しつつ、地域防災計画、耐震改修促進計画等に基づき耐震化対策等を行っているものであることから、地方公共団体における業務継続体制の確立を支援している内閣府、防災業務計画において地域防災計画の作成の基準を定めている消防庁及び警察庁、基本方針を告示しその中で耐震改修促進計画の策定に関する事項等を定めている国土交通省、それぞれにおいて、次の事項に関して地方公共団体に助言するなどして、庁舎施設等の耐震化を更に促進する必要がある。

#### ア 庁舎施設等の耐震診断の状況

庁舎施設及び消防施設における構造体の診断率が6割程度となっていることなどから、各地方公共団体の財政事情や施設の重要度等を考慮しつつ、これら施設の耐震診断を計画的に実施する。

#### イ 庁舎施設等の耐震改修の状況

- (ア) 庁舎施設の耐震化率が約6割、警察施設及び消防施設の耐震化率が約8割となっていることから、各地方公共団体の財政事情や施設の重要度等を考慮しつつ、耐震化対策を計画的に実施する。特に、庁舎施設については、災害時に被害情報収集や災害対策の指示を行うための重要な施設であるにもかかわらず、耐震化率が他の施設に比べて低くなっていることから、耐震改修促進計画に定めた目標の達成に留意して耐震化対策を着実に実施する。
- (イ) 庁舎施設等の耐震化対策については、構造体の耐震化を優先している地方公共団体がほとんどであるが、防災拠点となる施設においては建築非構造部材や建築設備の耐震化も重要であることから、今後は、これらの耐震化対策の進捗を図る。
- (ウ) 災害応急活動を支障なく実施等するためには、業務継続性の確保が重要であることから、防災拠点となる建築物については、業務継続計画の策定、代替施設の整備、通信手段の多様化、自家発電設備の設置による非常用電源の確保等に関し一層の進捗を図る。特に、自家発電設備の連続運転可能時間が24時間未満となっている建築物が多数見受けられたことなどから、内閣府等関係する各府省等において、防災上必要な最低水準を定めるなど一定の基準を示すことを検討する。

#### ウ 東日本大震災に伴う被災等の状況

庁舎施設等における東日本大震災に伴う被災等の状況について、建築非構造部材及び建築設備が被災したことにより、災害応急活動に支障が生じた事例もあることから、今後は、これらの耐震化対策の進捗を図る。

また、本院は、24年報告の検査の結果に対する所見において、各府省等、独立行政法人及び国立大学法人等は、公共建築物の耐震化対策の実施に当たり、建築物の重要度、耐震化対策の緊急度等を総合的に勘案して、必要な耐震診断を実施し、耐震診断の結果、改修等が必要な場合には、既存官庁施設の有効活用等も含めて多角的に検討するなどして、耐震化対策を計画的かつ効率的に実施していくことが重要であると記述しているところである。さらに、関係する各府省等は、今回の検査で対象とした地方公共団体等が所有するなどしている公共建築物の耐震化対策の促進について、本報告書で報告した各事項等を踏まえて、計画的かつ効率的に実施する必要がある。

本院としては、今後とも、公共建築物における耐震化対策等が適切に実施されているかについて、多角的な観点から引き続き検査していくこととする。

## 第4 公共土木施設等における地震・津波対策の実施状況等について

要請を受諾した年月日	平成23年12月8日
検査の対象	国土交通省、農林水産省
検査の内容	公共土木施設等における地震・津波対策の実施状況等についての検査要請事項
報告を行った年月日	平成25年10月9日

### 1 検査の背景及び実施状況

#### (1) 検査の要請の内容

会計検査院は、平成23年12月7日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月8日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその結果を報告することを決定した。

一、会計検査及びその結果の報告を求める事項
（一）検査の対象
国土交通省、農林水産省
（二）検査の内容
公共土木施設等における地震・津波対策の実施状況等に関する次の各事項
① 地震・津波に対する耐震基準等の改定状況
② 地震・津波対策に係る整備、補強等の進捗状況
③ 東日本大震災に伴う被災等の状況

#### (2) 24年報告の概要

本院は、上記の要請により24年次に実施した会計検査の結果について、24年10月17日に、会計検査院長から参議院議長に対して報告し(以下、この報告を「24年報告」という。)、その概要を平成23年度決算検査報告に掲記した(平成23年度決算検査報告1142ページ参照)。

#### (3) 公共土木施設等における地震・津波対策の概要

##### ア 災害対策基本法による地震・津波対策の枠組

国の災害対策は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。)に基づき内閣総理大臣を会長として内閣府に設置された中央防災会議が作成する防災基本計画(昭和38年6月策定)を基礎として行われている。そして、同計画に基づき、国の指定行政機関及び指定公共機関は防災業務計画を作成し、都道府県は都道府県地域防災計画を作成し、市町村は市町村地域防災計画を作成している。

災対法によれば、国の指定行政機関は、その責務として、都道府県及び市町村の地域防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その所掌事務について、当該都道府県又は市町村に対して、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとらなければならないとされている。

## イ 防災業務計画及び地域防災計画

国土交通省(13年1月5日以前は総理府北海道開発庁、運輸省及び建設省)及び農林水産省は、防災基本計画に基づき、それぞれ防災業務計画を作成し、公共土木施設等の地震・津波対策について重点事項等を定めている。

地域防災計画は、当該地域に係る災害対策の基本となるものであり、災害の規模、緊急性等により国及び地方公共団体が緊密に連携して災害に対応できるよう、都道府県地域防災計画においては防災業務計画に、市町村地域防災計画においては防災業務計画又は都道府県地域防災計画にそれぞれ抵触しないものとされており、防災基本計画と同様に、災害に対する予防、応急、復旧、復興対策のそれぞれの段階における体制整備の諸施策について記述されている。

## ウ 公共土木施設等の概要

国は、公共土木施設について、災害の速やかな復旧を図ることを目的として、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号。以下「負担法」という。)により、地方公共団体の財政力に適応するよう負担することとしており、その対象となる公共土木施設は、河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、下水道、公園、林地荒廃防止施設及び漁港<sup>(注1)</sup>としている。また、特定の者に係る施設ではあるが国土保全上必要な公共的施設であることから、国は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)等により、かんがい排水施設、集落排水施設等の災害の復旧を図ることとしている(以下、直轄事業又は補助事業(交付金事業を含む。)により整備されているこれらの施設を合わせて「公共土木施設等」という。)

(注1) 林地荒廃防止施設 山林砂防施設(立木を除く。)又は海岸砂防施設(防潮堤を含み立木を除く。)の治山施設をいう。

(注2) かんがい排水施設 ため池、ポンプ場、パイプライン、開水路等の農業用施設をいう。

(注3) 集落排水施設 農村等の集落における生活雑排水等の汚水を処理するための管路、ポンプ、処理水槽、建屋等の施設をいう。

## エ 災害復旧制度の概要

災害復旧事業は、負担法等に基づき、異常な天然現象によって被災した公共土木施設等を迅速かつ確実に復旧することを目的として実施されるが、原形に復旧することを原則としている。ただし、海岸線の移動その他の地形地盤の変動により原形に復旧することが不可能な場合や、技術的あるいは経済的に変更した方が現実的な場合には従前の効用を復旧する範囲内で形状、工法等を変更でき、また、広範囲にわたり被災している場合や、被災程度が激甚な場合等は、原形に復旧することが不適當であるとして、必要最小限度において質的改良が認められている。

公共土木施設等に災害が生じた場合は、地方公共団体の長はその状況を主務大臣等に報告し、災害復旧事業の事業費の決定を受けようとするときは災害復旧事業の設計書等に平面図、横断面図等を添付して、主務大臣等に申請しなければならないとされている。そして、主務大臣等は、地方公共団体の長が提出する資料、現地調査の結果等に基

づいて事業費を決定している。なお、応急復旧工事に係る費用は原則として公共土木施設等の管理者が負担すべきものであるが、早急に交通路を確保する必要があるなど、緊急に施行する必要がある箇所における応急復旧工事に係る費用については、災害復旧事業の事業費に含めることができるとされている。また、国が実施する公共土木施設等の災害復旧事業の取扱いは、各事業において要綱等が定められており、上記の内容とおおむね同様となっている。

#### オ 東日本大震災の概要

23年3月11日に発生した宮城県牡鹿半島の東南東沖130kmの海底を震源とする東北地方太平洋沖地震は、我が国における観測史上最大の規模であるマグニチュード9.0を記録し、その最大震度は7、震源域は岩手県沖から茨城県沖までの南北約500km、東西約200kmの広範囲に及び、東日本の太平洋側を中心に広い範囲で震度5強以上が観測された。この地震により、場所によっては津波高10m以上の津波が発生し、太平洋沿岸の広範囲にわたって甚大な被害を受けることとなった。また、津波以外にも、地震の揺れや液状化、地盤沈下、ため池の決壊等によって被害が発生し、各種ライフラインも寸断された。

### (4) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

#### ア 検査の観点及び着眼点

本院は、24年次において、公共土木施設等における地震・津波対策の実施状況等に関する各事項について、①地震・津波に対する耐震基準等の改定状況については、東日本大震災を契機として適切に見直されているか、②地震・津波対策に係る整備、補強等の進捗状況については、公共土木施設等は地震又は津波に対して有効に機能するよう整備されているか、③東日本大震災に伴う被災等の状況については、公共土木施設等の被災内容等は適切に把握されているか、地震・津波対策として整備した公共土木施設等の効果は十分なものとなっていたかなどに着眼し検査を実施した。

そこで、25年次の検査においては、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、24年次の着眼点に加えて、地震・津波に対する耐震基準等の改定状況については、各事業の耐震基準等の規定は整合がとれているか、東日本大震災に伴う被災等の状況については、災害復旧事業により整備された公共土木施設等は今後発生すると想定される地震・津波に対して有効に機能するものとなっているかなどに着眼し検査を実施した。

#### イ 検査の対象及び方法

本院は、25年次において、国土交通省及び農林水産省が直轄事業又は補助事業で整備した河川、海岸、砂防、道路整備、港湾整備、下水道、公園、治山、漁港整備、農業農村整備、集落排水各事業の計11事業に係る公共土木施設等について、直轄事業は7<sup>(注4)</sup>地方整備局等、5<sup>(注5)</sup>農政局及び5<sup>(注6)</sup>森林管理局を、補助事業は東日本大震災により甚大な被害を受けた岩手、宮城、福島各県(以下、これらを合わせて「東北3県」という。)及び茨城、千葉両県を含んだ計33<sup>(注7)</sup>道府県を検査の対象とした。

そして、3<sup>(注8)</sup>府省、2<sup>(注9)</sup>独立行政法人及び9<sup>(注10)</sup>県において、公共土木施設等の整備事業の内容、地震・津波対策の実施状況、東日本大震災に伴う被災状況等について、資料を基に説明を受けたり、調書等を徴したりなどするとともに、現地の状況等を確認するなどし

て424人日を要して会計実地検査を行った。また、21道府県<sup>(注11)</sup>については、調書等を徴するなどして地震・津波対策の実施状況等の分析を行い、東北3県については、既存の関係資料を徴するなどするとともに、国土交通本省、農林水産本省等から情報を収集することなどにより被災状況等の分析を行った。

(注4) 7 地方整備局等 東北、関東、北陸、中部、中国、九州各地方整備局、沖縄総合事務局

(注5) 5 農政局 東北、関東、北陸、中国四国、九州各農政局

(注6) 5 森林管理局 東北、関東、中部、四国、九州各森林管理局

(注7) 33 道府県 北海道(後志総合、渡島総合、檜山、上川総合、留萌、宗谷総合、オホーツク総合、根室各振興局管内)、京都府、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、三重、滋賀、奈良、和歌山、鳥取、島根、山口、香川、福岡、佐賀、長崎、熊本、鹿児島、沖縄各県

(注8) 3 府省 内閣府(内閣府本府及び沖縄総合事務局)、農林水産省(本省、林野庁、水産庁、東北、関東、北陸、中国四国、九州各農政局及び東北、関東、中部、四国、九州各森林管理局)、国土交通省(本省、気象庁及び東北、関東、北陸、中部、中国、九州各地方整備局)

(注9) 2 独立行政法人 独立行政法人土木研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所

(注10) 9 県 山形、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、長野、三重、和歌山各県

(注11) 21 道府県 北海道(後志総合、渡島総合、檜山、上川総合、留萌、宗谷総合、オホーツク総合、根室各振興局管内)、京都府、秋田、新潟、富山、石川、福井、山梨、岐阜、滋賀、奈良、鳥取、島根、山口、香川、福岡、佐賀、長崎、熊本、鹿児島、沖縄各県

## 2 検査の結果

### (1) 地震・津波に対する耐震基準等の改定状況

ア 24年報告以降、海岸、道路整備、港湾整備、農業農村整備、集落排水各事業の施設の耐震基準等の改定が行われていた。

イ 河川、海岸、下水道、漁港整備、農業農村整備、集落排水各事業の施設の耐震基準の規定の元となっている他の事業の施設の耐震基準の規定が改定されていた。

ウ 東日本大震災を踏まえて、河川事業においては、盛土による河川堤防についてレベル<sup>(注12)</sup>2地震動に対する耐震点検の要領が作成され、道路整備事業においては、橋りょうについて災害発生時の緊急点検の要領が作成されていた。

(注12) レベル2地震動 現在から将来にわたって当該地点で考えられる最大級の強さを持つ地震動

### (2) 地震・津波対策に係る整備、補強等の進捗状況

ア 地震・津波対策に係る公共土木施設等の整備状況

24年報告では、4地方整備局等、3農政局及び3森林管理局並びに、近年、切迫性が指摘されている東海地震又は東南海・南海地震による被災が大きいと想定されている都府県を含む15都道府県における24年3月末現在の各事業の公共土木施設等の地震・津波対策に係る整備、補強等の進捗状況について記述した。

25年次は、5<sup>(注13)</sup>地方整備局等、4<sup>(注14)</sup>農政局及び4<sup>(注15)</sup>森林管理局並びに28<sup>(注16)</sup>道府県が実施している各事業において、24年次と同様に施設の機能に留意して24年12月末現在の地震・津波対策に係る整備、補強等の進捗状況についてみたところ、主な検査の結果は、表のとおりとなっており、24年報告の検査の結果と同様に、ライフライン機能等の安全性を損なうような事態や、災害発生直後から必要な救助、救急活動等に支障が生ずるおそれのある事態が見受けられた。

(注13) 5地方整備局等 北陸、中部、中国、九州各地方整備局、沖縄総合事務局

(注14) 4農政局 関東、北陸、中国四国、九州各農政局

(注15) 4森林管理局 関東、中部、四国、九州各森林管理局

(注16) 28道府県 北海道(後志総合、渡島総合、檜山、上川総合、留萌、宗谷総合、オホーツク総合、根室各振興局管内)、京都府、秋田、山形、栃木、群馬、埼玉、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、三重、滋賀、奈良、和歌山、鳥取、島根、山口、香川、福岡、佐賀、長崎、熊本、鹿児島、沖縄各県

表 地震・津波対策に係る整備、補強等の進捗状況の主な検査の結果

事業名	主な検査の結果
河川事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 直轄事業においては、耐震性能照査により耐震対策工事が必要とされたランクAの河川堤防について、工事が完了している河川堤防はほとんどなかった。また、補助事業においては、河川堤防の照査等は、ほとんど実施されていないなどの状況となっていた。</li> <li>② 河川津波遡上範囲に設置されている水門等の中に耐震性能照査等が実施されていない施設や自動化等されていない施設等があった。</li> <li>③ 直轄事業におけるランクAの水門等において、耐震性能照査等が完了していない水門等が見受けられた。</li> </ul>
海岸事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 海岸堤防の天端高等は東日本大震災以前の想定津波高と一概に比較できないが、想定津波高より低くなっている地区海岸が見受けられた。</li> <li>② 耐震点検や耐震対策工事が実施されていない海岸堤防が見受けられた。</li> <li>③ 要求される耐震性能が確保されていない又は確保されているか不明な海岸堤防が見受けられた。</li> <li>④ 耐震化が図られていない閉鎖施設が見受けられた。</li> <li>⑤ 津波到達時間内に閉鎖作業が完了できない又は津波到達時間内に閉鎖操作者が閉鎖作業を完了してから避難できない閉鎖施設が見受けられた。</li> <li>⑥ 海岸堤防の施設整備の内容や閉鎖施設の実態に合っていない施設条件等を用いて設定している津波浸水予測区域が見受けられた。</li> <li>⑦ 津波ハザードマップを作成していない市町村が見受けられた。</li> <li>⑧ 津波ハザードマップを作成しているものの必要な情報を記載していない市町村が見受けられた。</li> </ul>
砂防事業	<p>避難場所が所在する土砂災害危険箇所における土砂災害防止施設の整備率は、約2割となっており、また、同土砂災害危険箇所における基礎調査は完了していないなどの状況となっていた。</p>
道路整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 昭和55年の道路橋示方書より古い基準が適用されている橋りょうで耐震対策工事が実施されていない橋りょうのある緊急輸送道路及び避難路の路線等が見受けられた。</li> <li>② 地震発生時に被災のおそれのある道路盛土並びに切土法面及び斜面のある緊急輸送道路の路線が見受けられた。</li> </ul>

事業名	主な検査の結果
港湾整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 防災拠点港湾として一体となって機能する耐震強化岸壁、広場及び臨港道路の所要の整備等が完了していないなどして受け持つべき緊急物資量に対して取扱能力が不足している港湾が見受けられた。</li> <li>② 想定される最大規模の地震直後から緊急物資輸送が可能な耐震強化岸壁が整備されていないなどの港湾が見受けられた。</li> <li>③ 津波による被害が想定される港湾について、津波ハザードマップ等が作成されていない港湾が見受けられるなどした。</li> </ul>
下水道事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 耐震化が図られていない重要な管路及び終末処理場の消毒施設等が見受けられた。</li> <li>② 管路工事の液状化対策について、密度試験や所要の強度試験を行っておらず、施工管理が十分でない工事が見受けられた。</li> </ul>
公園事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 防災公園について、避難が可能な面積を算定し公表していなかった公園事業主体が見受けられた。</li> <li>② 防災公園について、1人当たりの面積が基準の2㎡を下回っている公園事業主体が見受けられた。</li> <li>③ 防災公園について、災害発生時における運営方法等を明確にしている公園事業主体が見受けられるなどした。</li> </ul>
治山事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 山地災害危険地区における治山施設の整備は進捗しておらず、同危険地区の被害想定区域には人家、公共施設等の保全対象施設が多数存在していた。</li> <li>② 危険度の判定の際に重要となる避難場所等の保全対象施設が一部の地区で把握されていないなどした。</li> <li>③ 山地災害危険地区の地域防災計画への情報の記載やハザードマップの作成等による住民への必要な情報を周知している市町村は全体の一部となっていた。</li> </ul>
漁港整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 耐震強化岸壁の整備が未着手となっていたり、同岸壁背後にある漁港施設用地等の液状化対策の検討が実施されていないなどしている防災拠点漁港が見受けられた。</li> <li>② 緊急物資の仕分等のため必要とされる面積が不足している防災拠点漁港が見受けられた。</li> <li>③ 漁港背後集落等の避難場所が津波等の浸水予測区域内に立地している集落が見受けられた。</li> </ul>
農業農村整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 耐震点検が実施されていないため池等の施設が多数見受けられた。</li> <li>② 決壊による下流への影響度が大きいため池が多数あり、また、ハザードマップが作成されているため池は全体の一部となっていた。</li> </ul>
集落排水事業	<p>緊急輸送道路に埋設されるなど重要な管路の中には、液状化のおそれのある地盤等に敷設されている管路が見受けられるなどした。</p>

## イ 国土交通省及び農林水産省における震災後の地震・津波対策の取組状況

### (ア) 国土交通省における取組状況

国土交通省は、同省所管の河川、海岸、砂防、道路整備、港湾整備、下水道、公園各事業において、東日本大震災を踏まえて、①設計に用いる地震動の見直し、②設計津波の水位の設定の見直し、③津波の影響を考慮した設計方法の導入、④液状化対策の導入、⑤施設の管理体制の構築等を行い各種耐震基準等を改定するなどしているところである。

そして、24年報告の趣旨に沿い、河川事業においては耐震性能照査等における優先度の考え方、海岸事業においては津波発生時における閉鎖施設の管理体制の構築、

道路整備事業においては緊急輸送道路ネットワークの適時適切な見直し、港湾整備事業においては耐震強化岸壁等の防災拠点港湾における施設の整備等の促進、下水道事業においては液状化対策工事の適切な施工管理等に関して地方公共団体等に通知を発し、また、各地方ブロック会議等において助言するなどして周知徹底を図っている。

(イ) 農林水産省における取組状況

農林水産省は、同省所管の治山、漁港整備、農業農村整備、集落排水各事業において、東日本大震災を踏まえて、防災上特に重要な施設等においては、①設計に用いる地震動の見直し、②施設の重要度を考慮した津波外力の見直し、③津波の影響を考慮した施設の耐水化対策等を行い各種耐震基準等を改定するなどしているところである。

そして、24年報告の趣旨に沿い、治山事業においては山地災害危険地区のデータの更新、被害想定区域内にある保全対象施設の再調査、山地災害危険地区の標識の設置等、漁港整備事業においては耐震強化岸壁等の防災拠点漁港における施設の整備等、農業農村整備、集落排水両事業においては施設の重要度の判定を行った上で特に重要度の高い農業用施設及び集落排水施設に対する耐震点検及び耐震整備の促進、ため池のハザードマップの作成、管路の液状化対策の徹底等に関して地方公共団体等に通知を発し、また、各地方ブロック会議等において助言するなどして周知徹底を図っている。

なお、海岸事業については、農林水産省及び水産庁においても国土交通省と連携し同様な取組を行っている。

(3) 東日本大震災に伴う被災等の状況

河川、海岸、砂防、道路整備、港湾整備、下水道、公園、治山、漁港整備、農業農村整備、集落排水各事業における、被災状況及び復旧状況については、特定の範囲に絞った状況について検査を実施したが、一定の状況が把握できたところであり、これらの状況について、各事業ごとに整理すると次のとおりである。

ア 河川事業においては、東北、関東両地方整備局(以下「2地方整備局」という。)管内及び山形、茨城、栃木、埼玉、千葉、新潟、長野各県管内において、河川管理施設の被災箇所数は計719か所、河川堤防の被災延長は計180.3kmとなっていた。そして、①河川堤防について、耐震対策工事を実施していた箇所は被災していないなど耐震対策工事の効果が発現している事例が見受けられた一方で、耐震性能照査等が進捗していない状況が見受けられた。②水門等について、耐震対策工事を実施していたことなどにより被災しなかった事例や、遠隔操作化を図っていたことなどにより閉鎖できた事例、閉鎖状態の水門扉による津波の遡上の軽減効果が確認された事例が見受けられた。

イ 海岸事業においては、東北3県及び茨城、千葉両県の計5県の管内並びに同5県に係る地方整備局等の管内である5県地域(以下、このように県の管内と直轄の管内のうち当該県内における区域を合わせて示す場合に「地域」という。)の437地区海岸において、海岸堤防の施設延長364.2kmのうち295.5kmが被災しており、東北3県地域においては、被災前の施設延長の8割以上が被災した海岸が372地区海岸、施設延長が262.7kmとなっていた。そして、①海岸堤防の整備済区間、天端高を嵩上げした区間、要求される耐震性能が確保されている地区海岸において、海岸堤防や背後地の被災が比較的軽微と

なっている事例が見受けられた一方で、無堤区間、天端高を嵩上げした区間に隣接した天端高が低かった区間、耐震対策工事を実施していない地区海岸において、海岸堤防や背後地が被災している事例が見受けられた。②災害発生時に閉鎖施設が閉鎖していない事例が見受けられ、中には委託管理協定が締結されていないなど、閉鎖体制が十分となっていない事例が見受けられた。③海岸堤防による津波被害軽減効果のほか、盛土構造の道路、公園等にある樹林帯等により津波の侵入を軽減して、津波被害軽減効果が発現していることが推定された事例が見受けられた。④海岸堤防の復旧の取組について、耐震対策等の検討が必要であったが、海岸堤防の被災状況を考慮した上で、より早期に防護機能を回復させる必要があったために、原形に復旧している海岸堤防や、地殻変動等により地盤沈下した高さを基準に復旧している海岸堤防において、今後、耐震対策等の追加的対策の検討が必要となっている事例が見受けられた。

ウ 砂防事業においては、東北3県管内及び茨城、群馬、長野各県管内において、土砂災害防止施設の被災箇所数は計40か所となっていた。そして、土砂災害が発生した箇所において、土砂災害防止施設の効果が発現した事例が見受けられた一方で、土砂災害防止施設が整備されていない事例や、基礎調査等が実施されていない事例が見受けられた。

エ 道路整備事業においては、2地方整備局管内の直轄国道並びに東北3県管内及び山形、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、長野各県管内の都道府県道等及び市町村道において、橋りょう294橋、道路盛土121か所、切土法面及び斜面78か所等が被災し、このうち緊急輸送道路における被災は、橋りょう215橋、道路盛土54か所、切土法面及び斜面24か所となっていた。そして、①緊急輸送道路の耐震対策工事を実施していない橋りょうの甚大な被害や、津波により橋桁が流出した被災等により、被災箇所を含む一定区間が全面通行止めとなり、応急復旧活動に支障が生じていた事例が見受けられた。②避難路の橋りょう等が被災して、全面通行止めとなった事例や、市町村が避難路に選定した都道府県道等の被災情報を迅速に把握できていなかった事例が見受けられた。③優先的に耐震化が実施されていて被災が軽微であった緊急輸送道路が広域的な緊急輸送に活用されたり、盛土構造の連続する区間の道路が津波浸水被害を軽減したりした事例や、道の駅が防災拠点等として活用された事例が見受けられた。④被災した橋りょうの復旧が仮設橋りょう等による応急復旧段階にとどまっていた事例や、液状化により被災した箇所を原形に復旧していて、今後、地盤の改良等の液状化対策の検討を要する事例が見受けられた。

オ 港湾整備事業においては、東北3県及び青森、茨城両県の重要港湾等10港において2地方整備局が整備した岸壁及び防波堤の被災箇所数は、それぞれ71バース、27か所となっており、これに東北地方整備局が災害復旧事業を代行した港湾施設を加えると、岸壁75バース、防波堤29か所となっていた。そして、①耐震強化岸壁については、被災が軽度であったり、通常の岸壁と連続している箇所において、その被害が通常の岸壁に比較して部分的で、応急復旧後の暫定供用開始が比較的早期となっていたりしていた事例が見受けられた。また、津波防波堤について、背後地への津波高の低減、津波到達時間の遅延等の一定の効果が確認されている事例が見受けられた。②港湾関係の建設団体と災害発生時に実施する応急対策業務に関して、あらかじめ災害協定を締結し、震災

時において航路啓開等の作業を早期に開始できた事例が見受けられた一方で、災害協定を締結していない港湾管理者も見受けられた。③ GPS 波浪計による観測データを伝送する陸上局の建屋について、その耐震性が確認されていない状況が一部見受けられたが、おおむね耐震性が確認されていた。

カ 下水道事業においては、管路については、東北3県管内及び茨城、栃木、千葉、新潟各県管内において、117 下水道事業主体が整備した管路延長計 35,622.7kmのうち計 648.0kmが被災しており、終末処理場及びポンプ場については、東北3県管内及び茨城、栃木、埼玉、千葉、長野各県管内において、33 下水道事業主体が整備した終末処理場 37 か所、ポンプ場 28 か所、計 65 か所が被災していた。そして、①要求される耐震性能を確保した管路や液状化対策を実施した管路は、被災が比較的軽微となっているなど、管路の耐震対策及び液状化対策の実施により一定の効果が発現したと推定される事例が見受けられた一方で、耐震対策及び液状化対策を実施していない管路が被災した事例が見受けられた。②津波から防護するための海岸堤防が整備されていない区間にある終末処理場や設置場所が津波浸水予測区域内となっているポンプ場等において、津波対策を実施しておらず、終末処理場及びポンプ場の被災により、被災前と同様の水処理等が行えない事例が見受けられた。③下水道施設の復旧の取組について、耐震対策の検討や津波対策の実施において、施設の被災状況等を考慮した上で、より早期に回復させる必要があったために、原形に復旧するなどしている管路や終末処理場等において、今後、耐震対策、津波対策等の追加的対策の検討が必要となっている事例が見受けられた。

キ 公園事業においては、東北地方整備局管内及び東北3県管内において、被災した公園は、52 公園事業主体の計 197 公園(うち国営公園 1 公園)となっており、災害査定箇所数は計 242 か所となっていた。また、関東地方整備局管内及び茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟各県管内において被災した公園は、48 公園事業主体の計 135 公園(同 1 公園)となっており、災害査定箇所数は計 193 か所となっていた。そして、①公園の被災及び活用状況について、津波によって沿岸部に位置している公園が甚大な被害を受けた事例や、液状化による被災が著しいなどのため避難地等として活用されず、公園の防災機能が発揮できない事例が見受けられた一方で、公園が避難地や防災拠点として活用されるなど防災機能を発揮した事例や、沿岸部の公園において、園内に整備されている樹林帯等により津波被害軽減効果が発現していることが推定された事例が見受けられた。②復旧が完了した公園については、基本的に原形に復旧されており、液状化が発生した公園において、今後、液状化対策の検討が必要となっている事例が見受けられた。

ク 治山事業においては、東北3県及び青森、茨城、千葉各県の計 6 県地域において、海岸防災林等の被災は計 69 か所、東北3県及び秋田、山形、茨城、新潟、長野各県の計 8 県地域において、山地災害による治山施設の被災は計 76 か所となっていた。そして、①海岸防災林や人工砂丘等により、津波被害軽減効果が発現し、津波による被害が軽減された事例が見受けられた一方で、林帯の地盤高が低く地下水位が高い箇所では海岸防災林が流失し、津波被害軽減効果が発現しなかった事例が見受けられた。また、台風等の被害により、海岸防災林の現況と森林簿が異なっている事例が見受けられた。②山地災害危険地区として把握されていない箇所での被災が多数発生し、人家、道路等の

保全対象施設に甚大な被害が生じている事例が見受けられた。③流域全体の効率的な治山対策を講ずる観点から、流域の上流に位置する国有林に存在する不安定土砂量等の情報が下流に位置する民有林の管理者に十分提供されていない事例が見受けられた。④海岸防災林の復旧及び再生において、林帯の地盤高さを確保するための盛土工を施工している事例や、海岸防災林やその後方にある保全対象施設が被災したことを受けて、新たに海岸防災林の前面に人工砂丘等を施工して、津波被害の軽減効果を高める対策を実施している事例が見受けられた。

ケ 漁港整備事業においては、東北3県管内及び茨城、千葉両県管内において、355漁港（うち防災拠点漁港28漁港）のうち273漁港（同25漁港）が被災していた。また、漁港施設の被災箇所数2,825か所のうち防波堤及び岸壁の被災箇所が全体の58.3%を占めていた。そして、①耐震強化岸壁が整備されている漁港では、がれき等の処理等被災地の復旧に重要な役割を果たした事例が見受けられた一方で、計画されている耐震強化岸壁が整備されていない漁港では、広範囲にわたる通常岸壁の転倒やエプロン舗装の破損、流出等によって、緊急物資の輸送等の機能が発現できなかった事例が見受けられた。②背後に崖や山が迫る狭あいな地形又は急傾斜地に立地している漁港背後集落等が、大規模な津波により被害を受けた事例が多数見受けられた。また、津波浸水予測区域内にある避難場所を始め多数の避難場所において、津波浸水被害を受けている事例が見受けられた。③防波堤等の復旧に際して、天端高の嵩上げ等を併せて施工し、施設の従前の効用を向上させて整備している事例が見受けられた一方で、被災した防災拠点漁港のうち、耐震強化岸壁の整備が検討されている漁港については、24年度末現在で、その復旧に併せて被災した通常岸壁を耐震強化岸壁として必要なレベル2地震動に対応することとはなっていない箇所が見受けられ、今後、耐震対策等の検討が必要な事例が見受けられた。

コ 農業農村整備事業においては、東北、関東両農政局管内並びに東北3県管内及び秋田、山形、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、長野各県管内において、開水路が計2,314.8km、パイプラインが計110.2km、ポンプ場が計517か所、ため池が計604か所被災していた。そして、①農業用施設の被災前の耐震点検及び耐震整備はほとんど実施されておらず、耐震点検が実施されないまま被災した施設の中には、その立地や周辺状況から二次災害によりライフライン等への影響が極めて大きいと考えられる重要度の高い施設があり、現に、農業用施設の被災により財産及びライフラインに影響した事例が見受けられた。②ため池において、ハザードマップの作成及び住民への公表が行われていた事例はなかった。③パイプラインの復旧に当たり、主な被災原因である液状化に対する対策が実施されず、今後、液状化対策の検討が必要となっている事例が見受けられた。

サ 集落排水事業においては、東北3県管内及び茨城、栃木、千葉、新潟、長野各県管内の88市町村の313か所において、集落排水施設（污水处理施設95か所、管路延長263.9km等）が被災していた。そして、①污水处理施設において、現行の農業集落排水設計指針で要求される耐震性能が確保されているのか把握されていなかったり、管路施設において、液状化に伴う道路の陥没等により交通障害が発生したりしている事例が見受けられた。②管路の復旧に当たっては、ほとんどの管路において液状化対策が実施されてい

たが、一部の管路では原形に復旧されていて、今後、液状化対策の検討が必要な事例が見受けられた。

### 3 検査の結果に対する所見

国は、阪神・淡路大震災以降、公共土木施設等の地震・津波対策を耐震基準の見直しを行いつつ実施してきた。実施に当たっては、必要な箇所の公共土木施設等の整備のほか、最新の耐震基準に基づき、耐震対策工事を行うなど既設の公共土木施設等の耐震化を図ってきた。また、近年、大規模地震の発生の切迫性が指摘されていることから、公共土木施設等の整備内容が地域の実情に応じた適切な段階に達するよう、地震防災に関する特別の措置を定めた法令等を整備するなどして、地震・津波対策を推進してきた。

このような中、東日本大震災において、津波により太平洋沿岸部に多大な津波被害がもたらされ、津波以外にも、地震の揺れや液状化、地盤沈下、ため池の決壊等によって、広範囲で被災し、各種ライフラインも寸断された。

そして、25年次に、公共土木施設等の地震・津波対策の実施状況等について検査した結果、東日本大震災を踏まえて、今後、地震・津波対策を実施していくに当たり、留意しなければならない状況が見受けられた。

したがって、我が国の厳しい財政状況の下で、国土交通省及び農林水産省は次の点に留意して、自ら又は地方公共団体等に助言するなどして地震・津波対策を適切かつ計画的、効率的に実施するよう努める必要がある。

#### (1) 地震・津波に対する耐震基準等の改定状況

国土交通省及び農林水産省において、東日本大震災を踏まえて、必要に応じて、施設における耐震基準等の見直しなどを着実に実施するとともに、準用している規定の元となっている他事業の耐震基準の規定の改定状況等に留意した見直しを行う。

#### (2) 地震・津波対策に係る整備、補強等の進捗状況

国土交通省及び農林水産省において、24年報告の検査の結果に対する所見に留意しつつ、震災後に取り組んでいる地震・津波対策を引き続き推進し、災害予防対策に資する施設、あるいは災害に対する応急復旧活動に資する施設として、それぞれの施設が有効に機能するようにする。

#### (3) 東日本大震災に伴う被災等の状況

ア 国土交通省において、主として災害予防対策に資する施設に係る事業である河川、海岸、砂防、下水道各事業については、国民の生命と財産を守るために、河川堤防、海岸堤防、水門、下水道施設等の耐震対策、液状化対策、津波対策等の対策、土砂災害防止施設の整備等を計画的かつ着実に実施するとともに、水門等の閉鎖体制の構築等の対策を組み合わせた総合的な対策により被害の最小化を図る。そして、主として災害に対する応急復旧活動に資する施設に係る事業である道路整備、港湾整備、公園各事業については、災害発生直後からの救助、救急活動等が円滑に行われるよう耐震対策等を計画的かつ着実に実施するとともに、広域的な緊急輸送を確実に行えるよう緊急輸送道路網を構築したり、港湾において緊急物資等の受入れが早期に行えるよう関係機関との航路啓開等の応急対策に必要な実施体制等の取決めを締結したり、公園等の避難地としての活用等が円滑に行われるよう避難に必要な情報を共有したりなどする。

イ 農林水産省において、主として災害予防対策に資する施設に係る事業である治山、農業農村整備、集落排水各事業については、国民の生命と財産を守るために、山地災害危険地区の把握に当たり、国有林及び民有林が所在する関係市町村と連携し、可能な限り効率的に保全対象の情報を収集するとともに、その情報を考慮した上で、危険地区の再点検等を実施し、農業用施設及び集落排水施設については、被災による二次災害への影響等を考慮した上で、重要な施設に係る耐震性能の確保に努める。そして、主として災害に対する応急復旧活動に資する施設に係る事業である漁港整備事業については、防災拠点漁港の整備に当たり、岸壁等の耐震強化対策の実施、津波による航路及び泊地へのがれき等の堆積を防止するための対策等に努めるなどして、緊急物資等の海上輸送による救援活動が円滑に行える体制を整備する。

ウ 国土交通省及び農林水産省において、被災した施設等の復旧等に当たり、東日本大震災のような甚大な被害が再び生ずることのないよう、耐震対策、液状化対策、津波対策等を実施するなどして引き続き計画的かつ着実な早期の復旧等に努める。

そして、津波対策の実施に当たっては、関係部局等が連携を図ることなどにより、津波被害軽減効果のある施設等を適切かつ総合的に組み合わせた対策を着実に推進するよう努める。

以上のとおり報告する。

本院としては、24年次に、主に地震・津波対策に係る公共土木施設等の整備、補強等の進捗状況について、近年、大規模地震の発生の切迫性が指摘されている太平洋沿岸の地域を中心に検査を実施した。

そして、25年次に、主に東日本大震災に伴う被災等の状況について、被災地域を中心に検査を実施して、被災状況、復旧状況等について、報告しているところである。今後とも、公共土木施設等における地震・津波対策が適切かつ計画的、効率的に実施されているかについて、多角的な観点から引き続き検査していくこととする。

## 第5 東京電力株式会社に係る原子力損害の賠償に関する国の支援等の実施状況について

要請を受諾した年月日	平成24年8月28日
検査の対象	内閣府、財務省、文部科学省、経済産業省、環境省、独立行政法人原子力安全基盤機構、原子力損害賠償支援機構、東京電力株式会社
検査の内容	東京電力株式会社に係る原子力損害の賠償に関する国の支援等の実施状況についての検査要請事項
報告を行った年月日	平成25年10月16日

### 1 検査の背景及び実施状況

#### (1) 検査の要請の内容

会計検査院は、平成24年8月27日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月28日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

#### 一、会計検査及びその結果の報告を求める事項

##### (一) 検査の対象

内閣府、文部科学省、経済産業省、原子力損害賠償支援機構、東京電力株式会社等

##### (二) 検査の内容

東京電力株式会社に係る原子力損害の賠償に関する国の支援等の実施状況に関する次の各事項

- ① 原子力損害の賠償に関する国の支援等の状況
- ② 原子力損害賠償支援機構による資金援助業務の実施状況等
- ③ 東京電力株式会社による原子力損害の賠償その他の特別事業計画の履行状況等

#### (2) 原子力損害賠償支援機構の設立に至る経緯とその概要

23年3月11日の東京電力株式会社(以下「東京電力」という。)の福島第一原子力発電所(以下「福島第一原発」という。)における事故(以下「23年原発事故」という。)の発生を受けて、東京電力は、原子力損害の賠償に関する法律(昭和36年法律第147号。以下「原賠法」という。)に基づき、同年5月10日に、原賠法の規定に基づく国の援助の枠組みを策定するよう政府に支援を求めた。

これを受けて政府は、同月13日の関係閣僚会合において、原賠法の枠組みの下で、国民負担の極小化を図ることを基本として東京電力に対する支援を行うことを決定し、具体的な支援の枠組みの中で、東京電力を債務超過にさせないなどとした。その後、原子力損害賠償支援機構法(平成23年法律第94号。以下「機構法」という。)に基づき、同年9月12日に原子力損害賠償支援機構(以下「機構」という。)が設立された。

機構は、原子炉の運転等をしている原子力事業者から、機構の事業年度ごとに、機構の業務に要する費用に充てるために「負担金の収納」を行うこととされている。その額は、対象となる各原子力事業者につき、機構の事業年度ごとに納付を受けるべき負担金の額の総額として機構に設置された運営委員会の議決を経て機構が定める額（以下「一般負担金年度総額」という。）に対して、各原子力事業者が納付すべき額の割合として機構が運営委員会の議決を経て定める割合を乗じて得た額（以下、一般負担金年度総額に当該割合を乗じて得た額を「一般負担金」という。）とされている。

また、機構は、原賠法の規定により原子力事業者が賠償の責任を負うべき額が原賠法に規定する賠償措置額を超えると見込まれる場合に、当該原子力事業者からの申込みを受けて「資金援助」を行うこととされている。その具体的な内容は、損害賠償の履行に充てるための資金の交付（以下「資金交付」という。）、当該原子力事業者が発行する株式の引受けなどである。機構は、資金援助に係る資金交付に要する費用に充てるために、国から国債（債券の発行による発行収入金を伴わず、国が金銭の給付に代えて交付するために予算で定める額の範囲内で発行する国債。以下「交付国債」という。）の交付を受ける必要がある場合等は、資金援助の申込みを行った原子力事業者と共同して、当該原子力事業者による損害賠償の実施その他の事業の運営等に関する計画（以下「特別事業計画」という。）を作成して、主務大臣の認定を受けなければならないこととされている。特別事業計画の認定を受けた原子力事業者が機構に納付すべき負担金の額は、一般負担金の額に追加的な負担額として機構が事業年度ごとに運営委員会の議決を経て定める額（以下、特別事業計画の認定を受けた原子力事業者が追加的に納付すべき負担金を「特別負担金」という。）を加算した額とされている。

機構は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは損失を埋めた残余の額を積立金として整理しなければならないこととされているが、資金交付のために交付国債の償還を受けている場合は、当該残余の額を当該交付国債の償還を受けた額の合計額まで国庫に納付しなければならないこととされている。

### (3) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

#### ア 検査の観点及び着眼点

本院は、正確性、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、それぞれ次の着眼点により検査を実施した。

- ① 原子力損害の賠償に関する国の支援等はどのように実施されているか。特に、国の支援等に係る財政負担等はどのような状況になっているか、財政上の措置以外の国の支援等はどのような状況になっているか。
- ② 東京電力が発行する株式の引受け、東京電力への資金交付等の資金援助等の業務はどのように実施されているか。機構が東京電力等から納付を受ける負担金の水準はどのように設定されているか、機構を通じて東京電力に交付された資金の回収の見通しはどのような状況になっているか。機構の決算はどのような状況になっているか。
- ③ 原子力損害の賠償に関して、要賠償額の見通しはどのような状況になっているか、東京電力による賠償は適正かつ迅速に行われているか。東京電力の事業運営に関して、経営の合理化のためのコスト削減、資産売却等の方策や事業改革はどのように実施されているか、財務基盤の強化は図られているか、特別事業計画の作成後の状況の変化に適

切に対応しているか。東京電力の決算はどのような状況になっているか。

#### イ 検査の対象及び方法

本院は、会計検査院法第23条第1項第3号及び第5号の規定に基づき、24年8月に東京電力の会計経理を検査することに決定しているが、検査に当たっては、内閣府、文部科学省、経済産業省及び機構による23年原発事故に係る原子力損害の賠償の支援並びに東京電力による特別事業計画の履行のうち、原則として24年度までに実施された支援等を対象とした。

検査の実施に当たっては、計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)に基づき提出された計算証明書類、各機関から徴した関係資料、報告等により、専門家の意見も踏まえつつ、在庁してこれらを分析するなどの書面検査を行うとともに、内閣府、文部科学省、経済産業省、機構及び東京電力のほか、財務本省、環境本省及び独立行政法人原子力安全基盤機構(以下「JNES」という。)本部において、関係書類を基に説明を受け、また、文部科学省、機構及び東京電力については福島県内に設置された事務所等にも赴き、399人日を要して、会計実地検査を行った。

## 2 検査の結果

### (1) 原子力損害の賠償に関する国の支援等の状況

国による原子力損害の賠償に関する様々な支援等は一般会計、エネルギー対策特別会計及び東日本大震災復興特別会計の負担により実施されており、23、24両年度(一部は25年9月末まで)に国が負担等をした額は、計3兆3044億余円となっている。これらのうち、「交付国債の交付」については、国が機構に償還を行うことにより国が財政上の負担をする一方で、機構の損益計算の結果生じた利益が国庫に納付されるという仕組みで、各原子力事業者が機構に納付する負担金により実質的に回収されることになっている。一方、交付国債の償還のための借入金等に係る利払費用のように、その額が今後も増こうするものがある。

このほか、23年4月に、原子力損害の賠償に関する紛争について和解の仲介を行ったり、原子力損害の範囲の判定の指針その他紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針を定めたりなどする原子力損害賠償紛争審査会(以下「審査会」という。)が文部科学省に設置され、同年9月以降、審査会に設置された原子力損害賠償紛争解決センターが和解の仲介の手続を行っている(同月から25年6月までの和解の仲介の申立件数は6,922件。同年6月末現在、2,643件が未処理)。24年7月には、経済産業省から賠償基準についての考え方が公表されている。

### (2) 原子力損害賠償支援機構による資金援助業務の実施状況等

#### ア 機構及び東京電力による特別事業計画の作成等の状況

機構は東京電力と共同して、23年11月に主務大臣の認定を受けた特別事業計画の内容を全面的に差し替えることとして、24年4月に変更の認定を申請し、同年5月に認定を受けた(以下、この特別事業計画を「総合特別事業計画」という。)。総合特別事業計画における資金交付額(原子力損害賠償補償契約に基づき国が支払った1200億円を控除した額)は2兆4262億余円となり、要賠償額の見通しの増額等に伴う変更の認定により、25年2月に3兆1230億余円、同年6月に3兆7893億余円となった。

## イ 資金援助業務の実施状況

機構は、東京電力に対する資金援助の一環として、24年7月に、東京電力の発行する株式を1兆円で引き受けている。また、機構は、東京電力からの要望に応じて交付国債の償還請求を行い、東京電力が原子力損害の賠償に充てるための資金として交付しており、25年9月末までの交付額は計3兆0483億円となっている。

## ウ 機構への負担金の納付及び機構からの国庫納付の状況

### (ア) 機構への負担金の納付の状況

一般負担金を納付することとされている原子力事業者11社は、23年度の一般負担金については、24年12月28日までに計815億円を機構に納付しており、24年度の一般負担金については、25年6月28日までに計504億余円を機構に納付し、同年12月末までに計504億余円を機構に納付することとなっている。

東京電力は、特別負担金を納付すべき原子力事業者に該当するが、機構は、23、24両年度については、東京電力が当期純損失を計上すると見込まれたことから特別負担金を加算しないこととし、主務大臣もこれを承認している。

### (イ) 機構からの国庫納付の状況

機構は、国から交付国債の償還を受けて東京電力に対して資金交付を行っているため、損益計算上の残余の額を国庫に納付しなければならない。機構は、23年度の当期純利益と同額の799億余円及び24年度の当期純利益の2分の1相当の486億余円、計1286億余円を25年7月末までに国庫に納付している。24年度分の残りの486億余円については、26年1月末までに国庫に納付する予定となっている。

### (ウ) 交付した資金の回収に係る試算

本院において、国が機構を通じて東京電力に交付した資金が、今後、どのように実質的に国に回収されるかなどについて、一定の条件を仮定して機械的に試算した。その結果、資金交付額を3兆7893億余円(25年6月現在の総合特別事業計画における見込額)とした場合、特別負担金の納付の有無によって、回収が終わるまでの期間は、11年から23年となった。この場合、回収を終えるまでに国が支払うこととなる支払利息は、約235億円から約474億円となり、追加の財政負担が必要となる試算結果となった。

## (3) 東京電力株式会社による原子力損害の賠償その他の特別事業計画の履行状況等

### ア 原子力損害の賠償の状況

#### (ア) 原子力損害の概要

東京電力は、23年8月に、同月公表された審査会の指針で示された損害項目の一部について賠償基準を定め、同年10月に、当該基準に基づく賠償金の支払を開始した。その後も、新たな賠償基準の策定等を行うなどして、支払を進めている。

東京電力の要賠償額の見通しは、賠償基準上の項目の追加等により、23年11月時点の1兆0109億余円から25年6月時点の3兆9093億余円へと増額が続いている。

#### (イ) 東京電力による賠償金の支払状況等

##### a 賠償金の支払に係る体制の状況

東京電力は、賠償を迅速かつ適切に進めるために、専門的な知識や大量一括処理を必要とする業務については外部に委託している。賠償対応業務を実施するに当

たっては、仕様等を適時適切に見直すことなどにより、価格の競争性を求める余地のある契約にするなどして費用を低減させる必要がある。

b 賠償金の支払等の状況

23年4月から25年3月までの東京電力の賠償金の支払額は、2兆0427億余円である。23、24両年度を通じた本賠償金の1件当たりの平均支払額をみると、「個人」179万余円、「個人(自主的避難)」27万余円、「法人等」488万余円、「団体」3億4169万余円となっている。

賠償金の月別の支払額等をみると、24年3月に「個人(自主的避難)」に係る賠償が開始されたこともあり、23年4月から25年3月までの月別では24年4月の支払額(2561億余円)が最も多くなっていて、支払累計額も同年3月から4月にかけて5000億円台から8000億円台に急増している。そして、支払累計額は、同年7月に1兆円、25年3月に2兆円を超えている。

c 支払対象別の賠償金の支払の状況

「個人」及び「法人等」に係る賠償金について、受付から支払まで1年以上の長期間を要した支払が見受けられたほか、「個人」に係る賠償金について、9件、計533万余円の重複払が見受けられた。東京電力は、迅速かつ適切な賠償金の支払がなされているか確認することを目的とした機構のモニタリングを受けると同時に、過誤払等を行わないよう確認を行っているなどとしているが、引き続き適切な賠償の実施に努める必要がある。

イ 総合特別事業計画に基づく東京電力の事業運営の状況

(ア) 経営の合理化のための諸方策の実施状況

a コスト削減の状況

東京電力は、24年度から「10年間で3兆3650億円を超えるコスト削減を実現する」とし、機構は、これを支援しつつ、「その進捗をモニタリングする体制」を執ることとしている。24年度のコスト削減目標額3518億円に対して、東京電力が算定して公表している実績額は4969億円となっているが、この中には、東京電力の努力による削減額として算定することについて、今後留意する必要がある事態が見受けられた。

b 設備投資計画の見直しの実施状況

東京電力は、10年間で9349億円を超える設備投資の削減を行うこととしている。そして、24年度の投資削減目標額821億円に対して、実績額は1870億円としているが、目標を超える削減額は、同年度に計画していた設備投資の後年度への繰延べや仕様の見直しなどの更なる計画の見直しによるものである。

c 不動産、有価証券及び子会社・関連会社に係る資産売却の実施状況

東京電力は、23年5月に合理化方針を策定し、電気事業の遂行に必要なものを除いてグループが保有する不動産等の資産を売却して、6000億円以上の資金確保を目指すとした。その後、売却の目標額は7074億円とされた。

不動産については、2472億円の不動産を23年度から原則として3年以内に、このうちの8割以上は24年度までに売却することとされ、25年3月末までの売却額は2136億円(進捗率86%)となっている。一方、変電所が併設されている不動産で

あるとして総合特別事業計画で売却の対象としていない不動産の中に、別に進入路があるなど、変電所と一体不可分とはいえ、今後の売却可能性を検討する必要がある不動産が見受けられた。

有価証券については、23年度から原則3年以内に、東京電力グループ全体で3301億円相当を売却することとされ、25年3月末までの売却額は3248億円(進捗率98%)となっている。

子会社・関連会社については、23年度から原則3年以内に45社、1301億円を売却することとされ、25年3月末までの売却額は1225億円(進捗率94%)となっている。存続・合理化とされた会社のうち新興国のIPP(自ら建設した発電設備を運営し電力会社に卸売を行う事業者)が実施する事業への出資を行っている子会社において、内部留保を有効に活用する必要がある事例が見受けられた。

(イ) 事業改革の実施状況

東京電力は、「事業改革」として、財務面での制約を踏まえつつ、①他の事業者との連携等を通じた燃料調達に安定・低廉化、火力電源の高効率化、②送配電部門の中立化・透明化、③小売部門における新たな事業展開、の三つの課題に取り組むとしており、上記課題への取組としては、①ビジネス・アライアンス委員会の設置、②国の指針等に基づく情報開示の徹底、③「電力デマンドサイドにおけるビジネス・シナジー・プロポーザル」の実施等が行われている。

(ウ) 財務基盤の強化

a 金融機関による与信の状況等

東京電力は、24年5月に、77金融機関に対して与信維持、11金融機関に対して4999億余円の新規融資実行及び3999億余円の短期融資枠設定、30金融機関に対して1699億余円の資金供与の協力要請をそれぞれ行い、その後、融資等が実施された。これらにより、25年3月末の借入金残高は3兆4593億余円、信託スキームを利用して金融機関が実質的に引き受けた東京電力の社債(以下「私募債」という。)の発行残高は7264億余円となっている。

23年原発事故後は、金融機関からの資金調達の割合が5割以上になっており、金融機関の協力が非常に重要になってきている。私募債及び株式会社日本政策投資銀行からの借入金の一部には、24年7月の与信時に締結した契約において、東京電力及び東京電力グループの経営成績、財務状態等に係る財務制限条項が付されている。財務制限条項に抵触して資金調達が困難になった場合には、一般負担金や特別負担金の納付に影響を及ぼす事態も考えられる。

b 機構が引き受けた株式の状況等

機構は、24年7月31日に議決権付種類株式16億株を3200億円(1株当たり200円)で、転換権付無議決権種類株式3億4000万株を6800億円(1株当たり2,000円)でそれぞれ引き受けている。これにより、東京電力の自己資本比率は、3.5%(24年3月末)から8.1%(同年9月末)に改善したが、25年3月末は、通年で6943億余円の当期純損失を計上したことにより5.7%となっている。

c 電気料金の値上げの状況

契約電力が原則として50キロワット未満の需要家である規制部門に対する電気

料金については、電気事業法(昭和39年法律第170号)に基づき、いわゆる総括原価<sup>(注1)</sup>方式によって定められた規制料金が適用されている。東京電力等の一般電気事業者等に発生した費用のうち、電気料金で賄う原価に算入されない費用については、料金算定上は利潤とされていた額及び更なるコスト削減額をもって支弁されており、利潤とされていた額で支弁される場合に上記の費用は一般電気事業者等の利益を減少させる要因となる。

東京電力は、20年9月に改定した直近の電気料金の水準のままでは、円滑な賠償、着実な廃止措置及び電気の安定供給が不可能となるおそれがあるとして、24年5月11日に電気料金の値上げの申請を行った。審査を経て同年7月25日に認可された内容は、平均8.46%の値上げ(申請時は平均10.28%の値上げ)を同年9月1日に実施することなどとなった。

(注1) 総括原価方式 将来の合理的な期間において電気事業を運営するに当たって必要と見込まれる原価に利潤を加えて得た額(以下「総原価」という。)と当該期間における料金収入が一致するように電気料金を定める方式

(エ) 福島第一原発に係る廃止措置の進捗状況

廃止措置終了までの費用のうち、東京電力が24年度決算までに計上しているものは総額9469億円となっている。このうち「燃料デブリ<sup>(注2)</sup>取出し費用等」2500億円は、アメリカ合衆国スリーマイル島原子力発電所2号機(以下「TMI」という。)の事故における費用実績に基づき算出したものとされているが、福島第一原発については、TMIと異なり原子炉容器の気密性が失われるなどしていることから、この金額は不確実性の高い概算額であり、今後変動する可能性がある。また、国が予算措置を講じている廃止措置に関連する研究開発のうち、経済産業省及びJNESが同一の財団法人に別々に発注した研究開発業務において、その目的は異なるものの、業務の内容が同様に、同種の作業が業務に含まれているのに、両者が互いの研究について関知していない事態等が見受けられた。

(注2) 燃料デブリ 核燃料、被覆管、炉内構造物等が溶解し再固化したもの

ウ 総合特別事業計画の作成後の状況の変化とこれに対する東京電力の対応

(ア) 「再生への経営方針」及び「改革集中実施アクション・プラン」の策定

東京電力は、総合特別事業計画では前提とされていない事業環境の変化等を受けて、24年11月に「再生への経営方針」及び「改革集中実施アクション・プラン」を策定して公表している。同方針では、除染費用の増加等現行法の枠組みによる対応可能額を上回る財務リスク等について、国による新たな支援の枠組みを早急に検討することを要請している。

(イ) 電気料金の値上幅の圧縮への対応

東京電力は、前記のとおり電気料金の値上幅が圧縮されたことを踏まえて、「改革集中実施アクション・プラン」において、総合特別事業計画におけるコスト削減策を深掘りする形となる年1000億円のコスト削減策を示している。

(ウ) 柏崎刈羽原子力発電所の稼働見込み

東京電力は、柏崎刈羽原子力発電所(以下「柏崎刈羽原発」という。)の稼働に向けて、原子力規制委員会により制定された新たな規制基準に適合するための対策につい

ての審査に係る申請を行っているが、審査後には使用前検査及び定期検査が求められていることなどから、稼働までの期間が長期化する可能性もある。

本院において、柏崎刈羽原発が稼働しない場合に25、26両年度にコストがどの程度増加するかについて、一定の条件を仮定して機械的に試算したところ、25年度は約2823億円から約4015億円、26年度は約4864億円から約6904億円コストがそれぞれ増加することになる結果となった。

#### エ 電気事業会計及び電気料金制度に関連する事項

##### (ア) 原子力発電施設解体引当金の引当て

廃止が決定した原子力発電施設に係る資産除去債務には、廃止措置の過程でその都度追加的に生じている廃棄物の解体に要する費用が個別には見積もられていないため、その合理的な見積方法等を更に検討する必要があると考えられる。

##### (イ) 電気料金制度における事業報酬の算定

電気料金における事業報酬(資金調達に係る利息、配当金等を賄うために、電気料金の総原価に算入される費用)の算定式に用いられる $\beta$ は、過去の電力会社の株価等のサンプルデータから算定されるものであるが、その具体的な採録の間隔及び採録期間の選択方法等までは示されていない。このため、東京電力による過去の事業報酬の算定について、例えば、採録の間隔を変えて算定したり、採録期間から23年原発事故直後の株価が乱高下した期間を除外して算定したりなどすると、事業報酬が下がることになる事例が見受けられた。このような点については、今後留意する必要がある。

#### (4) 機構及び東京電力の決算の状況

23年度決算において、機構は、機構法の規定を踏まえて、23年度中に資金援助の決定を行った1兆5803億2200万円を資金援助事業費として計上し、東京電力は、資金交付に係る資金援助の申込みを行った日に収益が実現したものとして、23年度中に援助の申込みを行った累計2兆4262億7100万円を原子力損害賠償支援機構資金交付金として特別利益に計上している。東京電力は、初めて資金交付に係る資金援助の申込みを行った際に、会計監査人と協議し、申込みを行った日に収益が実現したとする会計方針を採用することとしていた。また、東京電力は、「原子力事業者を債務超過にさせない」との関係閣僚会合決定の具体的な支援の枠組みが、機構法の法的枠組みとなっているとしている。

しかし、資金交付に係る資金援助の申込みを行った日に申込額をもって収益を認識し、計上を行うことは、機構法において、機構が資金援助の決定をしようとする場合には機構と原子力事業者が共同で特別事業計画を作成し、主務大臣の認定を受けなければならないなどの手続を定めている趣旨と整合しないと考えられる。

### 3 検査の結果に対する所見

#### (1) 検査の結果の概要

東京電力に係る原子力損害の賠償に関する国の支援等の実施状況に関し、正確性、合规性、経済性、効率性、有効性等の観点から、原子力損害の賠償に関する国の支援等の状況、機構による資金援助業務の実施状況等、及び東京電力による特別事業計画の履行状況等について、国の支援等はどのように実施されているか、機構による東京電力への資金交付等はどのように実施されているか、東京電力による賠償は適正かつ迅速に行われている

かなどに着眼して検査を実施した。

検査の結果のうち、東京電力に係る原子力損害の賠償に関する国、機構及び東京電力の主な支出等の概要は、次のとおりである。

国は一般会計、エネルギー対策特別会計等を通じた財政負担等を行っており、その額は3兆円を超える規模となっている。機構は24年7月に、東京電力が発行する株式を1兆円で引き受け、東京電力への出資を行っている。また、23年11月から25年9月までの間に、東京電力が行う賠償に充てるための資金として計3兆0483億円を東京電力に交付する一方、同年7月までに、損益計算で生じた利益、計1286億余円を国庫に納付している。東京電力は同年6月に総合特別事業計画上の要賠償額の見通しが3兆9093億余円であることを示す一方、賠償基準に基づき同年3月までに個人、法人等に対して2兆0427億余円の賠償金を支払っている。

## (2) 所見

23年原発事故は、大規模かつ長期間にわたる未曾有の災害となり、事故の発生前に我が国有数の大規模な企業であった東京電力においても、被害を受けた者に対する賠償を単独で実施することは困難な状況となった。

東京電力に係る原子力損害の賠償に関する国の支援は、このような状況の中で、我が国の原子力損害賠償制度について基本的な事項を定めている原賠法の枠組みの下で、新たに機構法を制定し、国民負担の極小化を図ることを基本として、機構が東京電力に対して出資したり、原子力損害の賠償のための資金を交付したりなどすることにより、多額の財政資金を投じて実施されている。

この支援に当たり、政府は、東京電力が、迅速かつ適切な賠償を確実に実施すること、福島第一原発の状態の安定化に全力を尽くすこと、電力の安定供給、設備等の安全性を確保するために必要な経費を確保すること、最大限の経営合理化と経費削減を行うことなどを確認している。

本院は、今回、内閣府、文部科学省、経済産業省及び機構による23年原発事故に係る原子力損害の賠償に関する支援並びに東京電力による特別事業計画の履行のうち、原則として24年度までに実施された支援等を対象に検査を実施した。

機構の出資により東京電力の財務体質は一定の改善が図られており、機構から東京電力に対しては、原子力損害の賠償に支障のないよう資金が交付されている。一方で、文部科学省に設置された審査会から既に指針等が提示されている項目であっても、東京電力において合理性をもって確実に見込まれる額の算定ができないなどとして賠償基準が定められておらず、賠償が進捗していない事態が見受けられたほか、損害の項目によっては、今後、審査会から新たな指針等が提示される可能性もあり、これを受けて賠償が行われることとなれば、機構の資金交付にも影響する。

東京電力に対する機構の出資は、東京電力が社債市場において自律的に資金調達を実施していると判断されるなどした後の早期に回収することを目指すとしてされている。また、国から機構を通じて東京電力に交付された資金は、東京電力を含む原子力事業者から機構に納付される一般負担金及び東京電力から機構に納付される特別負担金により、機構の損益計算の結果生じた利益が国庫に納付されるという仕組みで実質的に回収されることになっている。そして、機構法の本来の仕組み、すなわち、原子力事業者から納付される一般負

担金により機構に積立てを行い、原子力事故が発生した場合の資金援助の財源にするという仕組みは、国から交付された資金の回収が完了して初めて機能することになり、機構の出資や国から交付された資金の回収が長期に及んだ場合には、国の財政負担を含めた国民負担が増えようとする。このため、これらの資金等の回収は、できる限り早期に、かつ、確実に実施されることが肝要である。

したがって、今後、文部科学省は次のア(ア)の点に、経済産業省は次のア(イ)の点にそれぞれ留意して原子力損害の賠償に関する支援等を実施し、機構は次のイの点に留意して資金援助業務等を実施し、また、東京電力は、次のウの点に留意して原子力損害の賠償その他の特別事業計画を履行していく必要がある。

#### ア 原子力損害の賠償に関する国の支援等の状況

##### (ア) 文部科学省において、

- a 審査会が指針等を定めると賠償が一定程度進捗するという現状を踏まえて、東京電力が迅速かつ適切な賠償を実施するために、必要が生じた場合には審査会が早期に指針等を定めることができるよう体制の維持及び整備に努める。
- b 時効を中断するために和解の仲介の申立てが増加することも考えられることから、原子力損害賠償紛争解決センターの体制整備に努める。

##### (イ) 経済産業省において、

- a 23年原発事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の対応等についての被害者の理解が更に深まるよう引き続き取り組む。また、東京電力が賠償基準を定める際には、迅速かつ適正な賠償が行われるよう必要な助言等を行う。
- b 一般負担金年度総額や東京電力の特別負担金額の認可に当たっては、国が機構を通じて交付した資金を確実に回収していくことが、機構法の本来の仕組みをできる限り早期に機能させることにつながるということにも十分に配慮する。
- c 廃炉費用に係る電気事業会計制度について必要な検討を行うとともに、一般負担金等が電気料金の総原価に含まれることに鑑み、認可の対象とした電気料金について関係者の理解を得るよう努める。
- d 安全確保を前提として長期の実施が見込まれる福島第一原発の廃止措置に係る研究開発は、原子力事業者を規制する側と支援する側が緊張関係を保った上で、国の支援として効率的に実施する。

#### イ 機構による資金援助業務の実施状況等

機構において、

- (ア) 東京電力におけるコスト削減等の経営合理化や原子力損害の賠償の実施に関するモニタリングを引き続き的確に実施するなどして、東京電力による特別事業計画の確実な履行を支援する。
- (イ) 一般負担金年度総額や東京電力の特別負担金額の検討に当たっては、国から交付された資金を確実に回収していくことが、機構法の本来の仕組みをできる限り早期に機能させることにつながるということにも十分に配慮する。

#### ウ 東京電力による原子力損害の賠償その他の特別事業計画の履行状況等

東京電力において、

- (ア) 賠償金支払の一部において、賠償の受付から支払までの期間が最長で1年を超えている事例も見受けられるので、事務手続の改善等により迅速な賠償に努める。また、賠償金が同一の被害者に重複して支払われていた事態が見受けられたことなどに鑑み、同種事態の再発を防ぎ、適切な賠償の実施に努める。
- (イ) 国から機構を通じて東京電力に交付した資金の一般負担金及び特別負担金による実質的な回収が長期化した場合、国の財政負担状態が長期化し、かつ、財政負担が増えることから、機構法の本来の仕組みをできる限り早期に機能させるためにも、早急に特別負担金の納付が可能となるよう財務状況の改善に努める。
- (ウ) 総合特別事業計画の想定を超える費用の発生等により、東京電力の財務の健全性や経営状況に影響が生ずること、ひいては特別負担金の納付を遅延させる要因となることに鑑み、更なるコスト削減に努める。また、コスト削減の実績を算定し、公表するに当たっては、自らの努力によるものと外的要因によるものとを的確に区別し、利害関係者の理解が得られるよう努める。
- (エ) 国民負担の極小化に向けて、総合特別事業計画で売却の対象とされていない不動産についても、保有の必要性を不断に見直し、売却を着実に進めるとともに、海外事業については、東京電力の置かれた状況に鑑み、子会社の内部留保の活用方法等についても十分に検討する。
- (オ) 原子力損害賠償支援機構資金交付金について、資金交付に係る資金援助の申込みをもって収益を認識し、計上することとする会計方針が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、また、機構法が資金援助の申込みから決定までの手続を定めている趣旨とも整合するとしていることについて十分な説明を行う。

23年原発事故に係る原子力損害については、25年9月27日までに計2兆9100億余円の賠償金が被害者に支払われているものの、個々の事態に即して被害者との交渉を経て金額が確定するという賠償の性格上、賠償金の総額についての十分な見通しはいまだ得られておらず、今後除染に係る費用が本格的に賠償の対象として加わることになった場合には、賠償の規模は更に増大する。一方、原子力損害の賠償に関する国の支援は、今後とも継続することが見込まれ、機構を通じた資金交付の規模は更に増加することも予想される。このため、賠償の総額及び時期について確度の高い見通しをできるだけ早期に立てた上で、財政負担の規模と時期についての的確な見通しを明らかにすることが、東京電力に対する国の支援について国民の理解を得る前提となる。そして、このような前提を整えることと併せて、23年原発事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の対応ばかりでなく、機構法の本来の仕組みについて関係者が十分な説明を行うことにより、東京電力に対する支援に係る国民負担について理解を得ていく必要がある。

本院としては、除染に係る費用の見通しとその負担が不透明であることや、柏崎刈羽原発が25年9月末現在稼働していないなど、東京電力の業務運営が総合特別事業計画における見込みとは異なるものとなっていることなどのために、総合特別事業計画の大幅な改定が見込まれるなどの状況を踏まえた上で、25年度以降に実施された支援等について引き続き検査を実施して、検査の結果については取りまとめが出来次第報告することとする。

## 第6 東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等について

要請を受諾した年月日	平成24年8月28日
検査の対象	国会、裁判所、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省
検査の内容	東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等についての検査要請事項
報告を行った年月日	平成25年10月31日

### 1 検査の背景及び実施状況

#### (1) 検査の要請の内容

会計検査院は、平成24年8月27日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月28日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

#### 一、会計検査及びその結果の報告を求める事項

##### (一) 検査の対象

国会、裁判所、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

##### (二) 検査の内容

東日本大震災からの復興等に対する事業に関する次の各事項

- ① 東日本大震災に伴う被災等の状況
- ② 復興等の各種施策及び支援事業の実施状況

#### (2) 平成22年度決算審査措置要求決議の内容

参議院決算委員会は、24年8月27日に検査を要請する旨の上記決議を行っているが、同日に「平成22年度決算審査措置要求決議」を行っている。

このうち、上記検査の要請に関する項目の内容は、次のとおりである。

#### 1 東日本大震災復旧・復興関係経費の迅速かつ円滑な執行の確保について

平成23年度の東日本大震災復旧・復興関係経費の執行状況については、全体予算14兆9243億円のうち、翌年度繰越額が4兆7694億円、不用額が1兆1034億円と多額に上っており、予算の執行率は約6割にとどまった。特に、復興庁所管の経費1兆3141億円のうち1兆3101億円は執行されずに繰り越され、23年度における執行率は0.02%となっており、また、国土交通省所管の経費では、災害公営住宅等整備事業費1115億円のうち、執行額等はわずか3億円であり、残り1112億円が不用額として処理されるなど、復旧・復興関係予算の執行が当初の予定どおり進んでいない事態が明らかとなっている。

政府は、これらの事態が被災地における早期の復旧・復興や住民の生活再建の支障となることを認識し、事業の着手に必要な復興計画との調整等を速やかに実施した上で、迅速かつ円滑な予算執行に努めるべきである。また、予算の執行率が極端に低かった事業については、事業費の見積りが適切であったか検証するなどして必要な見直しを行い、多額の国民負担によって賄われている復旧・復興予算が適正、有効かつ効率的に活用されるよう、最善を尽くすべきである。

### (3) 平成 22 年度決算に関する決議における内閣に対する警告の内容

参議院は、25 年 5 月 20 日に決算委員会において、平成 22 年度決算に関して内閣に対し警告すべきものと議決し、同月 22 日に本会議において内閣に対し警告することに決している。

この警告決議は、前記の検査を要請する旨の決議の翌年に行われたものであり、この警告決議のうち、前記検査の要請に関する項目の内容は、次のとおりである。

- 1 東日本大震災からの復旧・復興に向けた迅速かつ効果的な取組が求められている中、復旧・復興関係経費の一部が、震災前から一般会計により継続的に実施されていた事務・事業等に支出されたり、被災地域における社会経済の再生や生活の再建等に直接結びつくとは考え難い用途に充てられたりなどしていたことは、看過できない。

政府は、同経費の財源が増税による国民負担で賄われていることを強く認識して、その用途が被災地域それぞれの需要や期待に応えるものとなるよう的確に予算を措置し、これまでの支出の精査による見直し作業を更に進めるとともに、今後とも、住まいと張り合い再建を最優先に、予算の査定、事業実施箇所の選定等を厳格に行うべきである。

### (4) 24 年報告の実施状況

前記の要請により、本院は、東日本大震災からの復興等に対する事業に関して、効率性、有効性等の観点から、23 年度に東日本大震災復興関係経費の予算が措置されている 16 府省庁等<sup>(注)</sup>を対象として、①東日本大震災に伴う被災等の状況、②復興等の各種施策及び支援事業の実施状況等について検査を実施し、24 年 10 月 25 日に、会計検査院長から参議院議長に対して報告した(以下、この報告を「24 年報告」という。)

(注) 16 府省庁等 国会、裁判所、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

24 年報告の検査の結果に対する所見において、本院としては、今後、各種事業が、円滑かつ迅速に実施されているか、東日本大震災からの復興の基本方針(以下「復興基本方針」という。)や復興計画に掲げられた施策に沿ったものとなっているか引き続き検査を実施するとともに、原子力災害からの復興再生についても着眼して検査を実施することとし、検査の結果については、取りまとめが出来次第報告することとした。

### (5) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、東日本大震災からの復旧・復興事業に関する各事項について、効率性、有効性等の観点から、①被災及び被災に対する復旧の状況はどのようなものとなっているか、また、被災者等に対する支援等はどのようになっているか、②東日本大震災復興特別会計

(以下「復興特会」という。)において措置された復旧・復興予算はどのような経費に配分されているか、また、復興基本方針における復興施策等はどのような事業により実施されているか、③復旧・復興に係る各種事業は、支出等の執行状況や執行により生じた繰越しなどの状況からみて、円滑かつ迅速に実施されているか、繰越しとなっている事業の状況はどのようなものとなっているか、また、各種事業は復興基本方針等に掲げられた施策に沿ったものとなっているか、復旧・復興との関連性はどのようなものとなっているか、④被災した地方公共団体において、復興特別区域制度の復興推進計画、復興整備計画及び復興交付金事業計画の作成状況はどのようになっているか、また、これらの計画に基づく特例等はどのように活用されているか、⑤被災した地方公共団体において実施されている基金事業、復興交付金事業等の状況はどのようなものとなっているか、⑥原子力災害からの復興再生について、各府省庁等及び福島県が実施する各種施策の実施状況はどのようなものとなっているかなどに着眼して検査を行った。

本院は、25年次においては、23、24両年度に東日本大震災復興関係経費の予算が措置されている16府省庁等を24年報告に引き続き対象として検査するとともに、東日本大震災による被害を受けた地方公共団体については、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(平成23年法律第40号)等の規定に基づき青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県の計9県並びに東日本大震災による被害を受けた市町村で政令で定めるもの(以下「特定被災地方公共団体」という。)又は東日本大震災に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町村のうち政令で定めるものなどの区域(以下「特定被災区域」という。)として指定された227市町村に、特定被災区域に指定された市町が所在しているが特定被災地方公共団体として指定されていない北海道及び埼玉県を加えた11道県及び227市町村(以下「特定被災自治体」という。)を対象として検査した。

特定被災自治体の検査に当たっては、被災等の状況や復旧・復興事業を実施している特定被災自治体の状況、検査の実効性等を総合的に考慮して、特定被災自治体のうち岩手県、宮城県及び福島県(以下「東北3県」という。)並びに東北3県の管内127市町村を除く、8道県及び100市町村を対象として会計実地検査を行った。また、福島県については、原子力災害による影響が甚大で、復興の妨げともなっていることから、除染、放射性物質汚染廃棄物の処理、健康管理等の事業の実施状況について、同県より説明を受けるなどの実態調査を実施した。

検査に当たっては、16府省庁等の内部部局等と上記の8道県及び100市町村に対して337人日を要して会計実地検査を行い、調書及び関係資料を徴したり担当者等から説明を聴取したりするとともに、公表されている資料等を基に調査分析を行った。

## 2 検査の結果

### (1) 東日本大震災に伴う被災等の状況

#### ア 人的被害等の状況

##### (ア) 人的被害

死者、行方不明者等の人的被害は、いまだ全容の把握に至っていないが、死者15,883人、行方不明者2,656人(25年8月9日現在)等となっていて、このほか、震災関連死の死者数が2,688人(25年3月31日現在)となっている。

(イ) 避難の状況

避難所は23年12月末までにはほぼ解消されているが、25年6月末現在、親族・知人宅や応急仮設住宅等において生活している避難者は、全国で約29万8000人に上ることが把握されている。このうち、東北3県の避難者数の割合は78.5%とその大多数を占め、特に福島県では、原子力発電所の事故等により、約5万3000人もの住民が他県等における長期の避難を余儀なくされている。

イ 建物等への被害等の状況

(ア) 建物への被害

建物への被害は、全容の把握には至っていないが、全壊126,483戸、半壊272,287戸等(25年8月9日現在)となっている。

(イ) 災害廃棄物等の処理

災害廃棄物等の量は、25年6月末現在、岩手県532万t、宮城県1796万t、福島県482万t、東北3県以外の10道県148万t、計2960万tとなっており、その大多数を東北3県が占めている。2960万tの処理・処分状況についてみると、岩手県293万t、宮城県1325万t、福島県212万t、東北3県以外の10道県141万t、計1973万tが処理・処分済みとなっている。

ウ 被災者への支援の状況

(ア) 応急仮設住宅の状況

応急仮設住宅は、東北3県において53,312戸、その他の4県を合わせて計53,627戸の設置が必要とされており、25年4月1日現在、必要戸数の99.8%が完成したとしている。会計実地検査を行った100市町村においては、必要戸数315戸の全てが完成し、入居戸数は167戸、空き戸数は148戸、空き戸数のうち59戸は閉所となっていた。

(イ) 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金等の支給等の状況

災害弔慰金等の支給等の件数及び金額は、25年3月末現在、災害弔慰金19,257件、支給額573億余円、災害障害見舞金72件、支給額1億余円、災害援護資金26,833件、貸付額461億余円となっている。また、被災者生活再建支援金の支給世帯数及び支給額は、基礎支援金186,491世帯、1480億余円(国庫補助金相当額1184億余円)、加算支援金98,319世帯、1163億余円(同930億余円)、延べ284,810世帯、計2643億余円(同2115億余円)となっている。

エ 国の復旧・復興への取組

(ア) 主として24年度以降の取組

国は、復興事業に関する経理を明確にすることを目的として、24年度に復興特会を設置し、当初予算3兆7753億余円、補正予算1兆1952億余円をそれぞれ措置するとともに、財源については、これまで確保されている19兆円程度に加えて、日本郵政株式会社の株式の売却収入として見込まれる4兆円程度等を確保することにより、計25兆円程度を確保することとしている。

また、福島対応体制の抜本的な強化策として、復興庁は、福島復興再生総局を福島現地に設置するとともに、福島復興再生総括本部を同庁に設置した。

## (イ) 原子力災害に対する各種対応

国は、警戒区域を解除するとともに、放射線量の水準に応じて新たな避難指示区域への見直しを進め、2市6町3村の一部を避難指示解除準備区域に、1市4町3村の一部を居住制限区域に、1市4町2村の一部を帰還困難区域にそれぞれ再編している。

そして、除染は直ちにに取り組む必要のある喫緊の課題であることから、国は、23年8月26日に除染に関する緊急実施基本方針を策定するとともに、同年8月30日に「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23年法律第110号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。)を公布し、計画的かつ抜本的に除染等を推進することとした。

また、原子力災害の被災者に対する支援として、国は、避難住民に係る事務を避難先の地方公共団体において処理することができる特例を設けるなどの法制度を整備するほか、復興基本方針や福島復興再生基本方針を踏まえて、災害公営住宅の入居資格の特例措置による居住の安定確保、健康不安対策等の各種の取組を実施している。

## (2) 復興等の各種施策及び支援事業の実施状況

## ア 東日本大震災の復旧・復興に係る予算及びその財源の状況

国は、東日本大震災からの復旧・復興に係る経費として、平成23年度一般会計第1次補正予算で4兆0153億余円、平成23年度一般会計第2次補正予算(以下「23年度2次補正」という。)で1兆9106億余円、平成23年度一般会計第3次補正予算(以下「23年度3次補正」という。)で9兆2438億余円を措置し、さらに、平成24年度東日本大震災復興特別会計当初予算(以下「24年度当初予算」という。)で3兆7753億余円、平成24年度東日本大震災復興特別会計補正予算(以下「24年度1次補正」という。)で1兆1952億余円を措置した(以下、24年度当初予算と24年度1次補正を合わせたものを「24年度復興特会」という。)

24年度復興特会の財源についてみると、「復興公債金」2兆4033億余円、子ども手当等の歳出削減見合いなどの「一般会計より受入」1兆9999億余円、「復興特別法人税」5062億余円等が充てられている。

## イ 東日本大震災復旧・復興事業の実施状況

## (ア) 経費項目別の執行状況

## a 平成23、24両年度東日本大震災関係経費の執行状況

23年度一般会計の予備費及び23年度補正予算、24年度復興特会の歳出予算現額(歳出予算額(当初予算額、補正予算額及び予算移替額の合計)に、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加減したもの。以下「予算現額」という。)合計19兆8949億余円の24年度末時点における執行状況についてみると、支出済歳出額(以下「支出済額」という。)は15兆3644億余円、翌年度繰越額(以下「繰越額」という。)は2兆2030億余円、不用額は2兆3274億余円、また、支出済額の予算現額に対する割合(以下「執行率」という。)は77.2%、繰越額の予算現額に対する割合(以下「繰越率」という。)は11.0%、不用額の予算現額に対する割合(以下「不用率」という。)は11.6%となっている。

b 平成23年度東日本大震災関係経費の執行状況

23年度一般会計の予算現額14兆9243億余円の24年度末時点における執行状況についてみると、支出済額は12兆2122億余円、23年度補正予算のうち翌年度繰越分(以下「23年度繰越分」という。)で、避け難い事故により24年度内に支出が終わらなかったため、25年度へ再度繰り越した額(以下「事故繰越額」という。)は5702億余円、不用額は2兆1417億余円、また、予算措置年度から現年度末までの累計の支出済額の予算現額に対する割合(以下「累計執行率」という。)は81.8%、事故繰越額の予算現額に対する割合は3.8%、予算措置年度から現年度末までの累計の不用額の予算現額に対する割合は14.3%となっている。

c 平成24年度東日本大震災関係経費の執行状況

24年度復興特会の予算現額4兆9706億余円の24年度末時点における執行状況についてみると、支出済額は3兆1522億余円、繰越額は1兆6327億余円、不用額は1857億余円、また、執行率は63.4%、繰越率は32.8%、不用率は3.7%となっている。

(イ) 実施方法別の執行状況

23年度繰越分及び24年度復興特会による事業の実施方法別の予算現額、支出済額及び執行率についてみると、直轄は8194億余円、5098億余円及び62.2%、補助は3兆6643億余円、1兆6566億余円及び45.2%、直轄、補助等は1兆6361億余円、6049億余円及び36.9%となっている。また、補助(基金)、補助(運営費交付金)、出資等の執行率は、23年度繰越分及び24年度復興特会は共にほぼ100%となっている。

(ウ) 国庫補助金により設置造成等された基金の実施状況

地方公共団体、公益法人及びその他団体が、国庫補助金等を既存の基金に積み増したり、新規に基金を設置造成したりして実施する各種復旧・復興事業(以下「復興関連基金事業」という。)100事業に対する国庫補助金等交付額は3兆1370億余円であり、既存の基金と復興関連基金事業とを区分して経理していない8事業及び25年8月末時点において国庫補助金等の交付を受けた地方公共団体、公益法人及びその他団体(以下「基金団体」という。)から国庫補助金等交付額の全額が国庫に返納された2事業の計10事業を除いた90事業についてみると、国庫補助金等交付額は計2兆8674億余円、24年度末時点における取崩額は計8244億余円、国庫補助金等交付額に対する取崩額の割合(以下「基金事業執行率」という。)は平均で28.7%となっている。また、90事業の基金事業執行率別の事業数をみると、90%以上となっているものが3事業ある一方、10%未満となっているものが40事業あった。

(エ) 復興施策等別の執行状況

23年度3次補正繰越分の基金等を除いた復興施策等の執行状況についてみると、復興基本方針の「5 復興施策」の予算現額は2兆2490億余円、支出済額は1兆5741億余円、執行率は69.9%となっている。なお、「6 原子力災害からの復興」は基金等の事業はなく、予算現額は1822億余円、支出済額は324億余円、執行率は17.8%となっている。

そして、24年度復興特会の基金等を除いた復興施策等の執行状況についてみると、「5 復興施策」の予算現額は2兆4968億余円、支出済額は9912億余円、執行率は39.6%となっている。「6 原子力災害からの復興」の予算現額は500億余円、支出済額は152億余円、執行率は30.5%となっていた。

(オ) 復興予算の計上、執行等の状況

24年11月に、復興推進会議において「今後の復興関連予算に関する基本的な考え方」(以下「基本的な考え方」という。)が決定され、23年度3次補正及び24年度当初予算において各府省庁等が計上した事業のうち、35事業(168億余円)の執行を停止することとした。

a 執行を停止した事業の状況

執行を停止した35事業を年度別、復興施策等の事業別にみると、23年度3次補正14件、24年度当初予算31件となり、23年度3次補正の14件は不用額として計上し、24年度当初予算の31件は、24年度1次補正において、執行停止額を減額補正することにより執行を停止している。なお、これら45件の事業は、従来、一般会計予算により支出されていたものが多く含まれているため、45件のうち39件の事業に係る経費は、各府省において、改めて復興特会以外の一般会計等に計上して、実施されている。また、45件の事業のほかにも3件の事業が執行を停止している。

b 復興予算で造成された基金の使途の状況

復興庁及び財務省から各府省庁等に発出された「復興関連予算で造成された全国向け事業に係る基金への対応について」(平成25年7月復本第957号・財計第1690号)により、基金の使途についても被災地又は被災者に対する事業に限定することとされたことから、25年8月末時点では、経済産業省において3基金の10事業に係る564億余円を基金団体から返還させて、これを国庫に返還している。

c 「基本的な考え方」に基づく復旧・復興事業の分類

23、24両年度の復興事業計1,411件のうち、特別交付税等を除く1,401件を被災地域の復旧・復興及び被災者の暮らしの再生のための施策に関する事業等(以下「復興直結事業」という。)、被災地域と密接に関連する地域において、被災地域の復旧・復興のために一体不可分のものとして緊急に実施すべき施策に関する事業等(以下「復興関連事業」という。)又は復興直結事業及び復興関連事業と同様の施策のうち、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための施策に関する事業等(以下「全国防災等事業」という。また、「復興関連事業」と「全国防災等事業」を合わせて「関連事業」という。)、復興直結事業と関連事業が混在している事業(以下「混在事業」という。)に3分類した上で、関連事業については津波対策事業等とその他事業に細分して、集計し、分析した。その結果、復興直結事業は計912件、関連事業は計353件、混在事業は計136件となっている。

d 復興予算の執行状況に関する本院の検査状況

東日本大震災に対する復興予算の執行状況についても検査を行ったところ、復

旧・復興予算の透明性の確保や効果の発現が十分とは認められないものなどが見受けられた。

e まとめ

23年度一般会計予算及び24年度復興特会の執行状況について、経費項目別、事業別、実施方法別、復興施策別にみると、おおむね復旧・復興事業が進捗していることがうかがえる一方、津波によって甚大な被害を受けた沿岸地域や原子力発電所の事故に伴う除染に係る事業等、進捗していないものも見受けられる。このようなことから、国は、復旧・復興予算の執行に当たり、今後とも、関係行政機関等が実施する事業の進捗状況を的確に把握するとともに、施策の実施の推進及び総合調整を行いつつ、関係行政機関等との連絡調整を速やかに行い、復旧・復興事業が円滑かつ迅速に実施されるよう努める必要がある。

また、復興事業を実施する各府省庁等関係機関は、復興予算の計上や執行に当たり、効率性、有効性及び透明性の確保はもちろんのこと、事業の優先度等を適切に考慮するとともに当該事業に係る説明責任を果たすことが必要である。

ウ 復興特別区域制度における各種計画の実施状況等

(ア) 復興推進計画の認定状況等

復興推進計画66件に記載されている特例は、東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)等において規定されている21の特例のうち14特例であり、特定被災自治体が作成して認定を受けた復興推進計画に記載された特例数は延べ75件、これらの特例の対象区域とされた市町村数は延べ817市町村となっていた。

(イ) 復興整備計画の作成状況

復興整備協議会を設置した29市町村のうち、28市町村において復興整備計画が作成されていた。また、これらの復興整備計画には復興整備事業5事業に係る延べ612地区等が記載されており、これらはいずれも被害が甚大な東北3県に係るものとなっていた。また、事業別に地区等数が多い事業は、集団移転促進事業、都市施設の整備に関する事業、その他施設の整備に関する事業の順となっている。

(ウ) 復興交付金事業計画に基づく復興交付金の交付状況及び事業の状況

a 復興交付金の交付可能額及び復興交付金による基金造成等の状況

復興庁が通知した計6回の交付可能額は、23年度2510億余円、24年度1兆3191億余円、25年度527億余円、合計1兆6228億余円と多額に上っている。また、事業別にみると、基幹事業に係る交付可能額は1兆4731億余円、効果促進事業に係る交付可能額は1497億余円となっている。

上記の交付可能額計1兆6228億余円を道県別にみると、甚大な被害があった東北3県及び東北3県内の68市町村に対する交付可能額計1兆5794億余円は、全体の97.3%を占めている。

b 基幹事業

40基幹事業について交付可能額からみると、国土交通省所管の災害公営住宅整備事業、防災集団移転促進事業及び道路事業が多額となっていて、住宅やまちづくりのための道路を整備する基幹事業が主に実施されている。

## c 効果促進事業

効果促進事業に係る計6回の東日本大震災復興交付金(以下「復興交付金」という。)の交付可能額は1497億余円となっている。この内訳をみると、個別の事業ごとに基幹事業との関連性の有無を判断して事業費が配分される効果促進事業に係る交付可能額は300億余円(効果促進事業に係る交付可能額全体に占める割合20.1%)、漁業集落復興効果促進事業に係る交付可能額は、市町村分57億余円(同3.8%)、道県分4億余円(同0.3%)、市街地復興効果促進事業に係る交付可能額は、市町村分1038億余円(同69.3%)、道県分95億余円(同6.3%)となっている。

## エ 特定被災自治体における復興事業の実施状況

## (ア) 特定被災自治体に対する東日本大震災関係経費の交付等の状況

会計実地検査を行った8道県及び100市町村に交付決定された23、24両年度の国庫補助金等は、復興関連基金事業に充てられる国庫補助金等交付決定額1270億余円、23年度2次補正で増額された特別交付税を基に創設された「取崩し型復興基金」(以下「復興基金」という。)による事業(以下「復興基金事業」という。)についての特別交付税交付額310億円、復興交付金交付可能額429億余円、補助事業等に係る国庫補助金等交付決定額2721億余円及び震災復興特別交付税交付額2809億余円の計7540億余円となっている。これらの資金のうち、繰越額等を除いた交付額等は6971億余円と多額に上っており、交付額等が全体に占める割合は、震災復興特別交付税が40.3%、補助事業等が30.8%、復興関連基金事業が18.2%などとなっている。また、交付額等のうち基金事業に係るものについてみると、復興関連基金事業が1270億余円、復興基金事業が310億円、復興交付金事業が429億余円となり、これらの3事業を合わせた交付額等は全体の28.7%を占めている。

## (イ) 基金事業の実施状況

8道県に対する復興関連基金事業に係る国庫補助金等交付額は、14基金で計1270億余円となっており、これら14基金により30事業を実施している。このうち、復興に係る基金事業執行率等を区分して把握することが困難な基金を除いた28事業の交付額等の状況についてみると、国庫補助金等交付額は計1249億余円、24年度末時点における取崩額は計531億余円、基金事業執行率は平均で42.4%となっている。

各復興関連基金事業の24年度末時点における基金事業執行率についてみると、4事業が90%を超えている一方、6事業が10%未満となっていて、著しい開差が見受けられた。

## (ウ) 特別交付税により設置造成された復興基金事業の実施状況

## a 復興基金の設置及び配分等の状況

復興基金の創設のために措置された特別交付税1960億円についてみると、東北3県が計1650億円、会計実地検査を行ったその他の6県が計310億円となっていて、東北3県に対する措置額が突出している。また、その他の6県に措置された復興基金計310億円についてみると、6県の復興基金から管内計132市町村へ計175億余円が交付されることとなっている。

b 復興基金事業の実施状況

上記6県及び管内の交付対象市町村である132市町村のうち、24年度末までに復興基金事業を実施しているのは、千葉県及び長野県を除く4県並びに112市町村となっており、20市町村(交付済額計12億余円)は事業が実施されていなかった。

c 復興基金の取崩しの状況

復興基金事業に措置された計310億円の24年度末時点における取崩しの状況は、4県が実施した64事業による取崩額が19億余円、112市町村が実施した530事業による支出及び取崩額が51億余円、計71億余円となっている。

(エ) 復興交付金事業の実施状況

a 基幹事業に係る復興交付金基金の24年度末執行状況

基金を造成し、復興交付金事業計画の計画期間内にこれを取り崩して復興交付金事業を実施する方法を選択した4県及び26市町村における基幹事業に係る復興交付金基金造成額393億余円のうち、23、24両年度分に係る復興交付金基金造成額は119億余円、24年度末時点における取崩額は48億余円となっていて、復興交付金基金造成額に対する取崩額の割合は40.8%となっていた。

b 復興交付金基金による基幹事業の進捗状況

4県及び26市町村における復興交付金基金による基幹事業の件数は146件となっており、このうち、23、24両年度分の復興交付金に係る事業は102件となっていた。これらの進捗状況についてみると、おおむね工程表どおりに進捗している事業がある一方、完了時期を7か月以上延長している事業や、完了時期が未定となっている事業も見受けられた。

c 市街地液状化対策事業の進捗状況等

都市防災推進事業(市街地液状化対策事業)を実施している12市における液状化対策事業計画案作成事業14件の24年度末時点における進捗状況についてみると、その多くが地質調査や地盤解析の実施段階にあり、液状化対策工法の選定のための調査や検討に時間を要しているなどしている。

(オ) 補助事業等の実施状況

8道県及び100市町村に対する23年度補正予算により措置された補助事業等に係る国庫補助金等交付決定額は計2202億余円となっており、23年度末までの国庫補助金等交付決定額から事業完了後に生じた過不足額等を控除した最終の交付決定額に対する国庫補助金等交付額の割合(以下「補助事業執行率」という。)は43.8%であるが、24年度末までの補助事業執行率は92.4%と高くなっていた。

また、24年度復興特会により措置された補助事業等に係る国庫補助金等の交付を受けたものは8道県及び72市町村であり、国庫補助金等交付決定額は計518億余円、24年度末までの補助事業執行率は49.5%となっており、計252億余円が25年度に繰り越されている。

オ 原子力災害からの復興再生

(ア) 原子力災害関係の事業の実施状況

原子力災害関係の事業に係る経費項目別の予算現額は、23年度補正予算9808億余円、24年度復興特会5319億余円、計1兆5128億余円となり、また、23年度補正予

算の累計執行率は79.8%、24年度復興特会の24年度末時点における執行率は38.7%となっている。

また、原子力災害関係の事業に係る経費のうち、補助等及び基金で実施している事業に係る支出済額(23年度補正予算5829億余円、24年度復興特会1156億余円)についてみると、23年度補正予算では4725億余円(81.0%)が、24年度復興特会では1135億余円(98.1%)が、それぞれ福島県及び管内市町村に対する補助金等として交付されている。

(イ) 除染等の事業の実施状況

除染等の事業の執行状況をみると、23年度補正予算では、23年度末時点における執行率が59.9%、累計執行率が67.5%となっている。また、24年度復興特会では、24年度末時点における執行率が37.0%となっている。

(ウ) 健康管理・調査事業等の実施状況

健康管理・調査事業等に係る23年度補正予算の累計執行率は90.8%、24年度復興特会の24年度末時点における執行率は47.8%となっている。

健康管理・調査事業等のうち、基金で実施している事業は、23年度補正予算では9事業、24年度復興特会では3事業、計12事業となっており、事業費も多額となっている。このうち、最も予算現額が多額となっている基金の分類は「健康管理」の961億余円で、次に多額となっている「施設整備」の805億余円と合わせると全体の80.9%を占めている。

そして、24年度末時点における基金の取崩しの状況等をみると、基金事業執行率は全体で30.3%となっている。

(エ) まとめ

国は、原子力災害からの復興再生については、国政の最重要課題と位置付けて、被災者等に対する各種支援や放射性物質汚染対処特措法等に基づく健康管理・調査事業や除染等の様々な取組を実施している。原子力災害関係の事業に係る経費の23、24両年度の予算現額は、計1兆5128億余円と多額に上っており、国は、自ら取り組むとともに、被災した地方公共団体が行う取組を総力を挙げて支援することとしている。一方、福島県を始めとする被災した地方公共団体では、今まで経験したことのない原子力災害に対して膨大な事業及び予算を執行しており、国からの支援、特に、長期的かつ確実な財源の支援や各種制度の支援を望むとともに、人的支援を望んでいる。

### 3 検査の結果に対する所見

本院は、24年次に引き続き、東日本大震災からの復旧・復興に対する事業について検査を行った。国及び地方公共団体は、現在全力を挙げて復旧・復興に取り組んでいるところであるが、東日本大震災から2年半以上を経過した今もなお、多くの住民は仮設住宅での不自由で困難な生活を余儀なくされており、地方公共団体は膨大な復旧・復興事業に取り組んでいる。特に、原子力災害からの復興再生については長期にわたることが予想されていて、地方公共団体は除染や健康管理等の事業を執行する一方、風評被害に苦しめられているなど、被災地の社会経済の再生や生活の再建に向けた課題は数多く、これらを解決するには多くの困難がある。

このため、復旧・復興のための施策は、被災地に暮らす国民の声に配慮して迅速に実施することが不可欠であり、復興庁及び関係府省等は連携して、国及び地方公共団体が行う施策が、基本理念に即して、更なる復旧・復興の進展につながるよう、今後、次の点に留意して、復興施策の推進及び支援に適切に取り組む必要がある。

- ア 国は、東日本大震災復旧・復興事業の実施に当たっては、多数かつ多額の事業が実施されている一方、多額の事業費が翌年度に繰り越されていることから、事業の実実施計画や規模等は適切かなどについての的確に検討するとともに、事業実施の障害となっている事項について不断に検証して、必要に応じて見直すこと。また、国は、復興事業が有効かつ効率的に実施されるよう優先度等も考慮するなどして予算の配分や人的・技術的支援を行うとともに、事業が適切に実施されているかなどについて確認して、不適切な事態や障害となっている事項については、既存の制度の見直しも含めて迅速な措置を講ずるなどして、被災地の復興が円滑かつ迅速に実施されるよう努めること
- イ 復興特別区域制度の各種計画の作成状況や各種特例の活用状況を把握して、地方公共団体が必要としている制度について十分な意見交換をした上で、情報提供、助言その他必要な協力を行い、地方公共団体の迅速かつ着実な支援に努めること
- ウ 基金事業、復興交付金事業等が、復興に寄与され適切かつ効率的な執行や資金の有効活用が図られるよう、実施状況等の把握と必要な支援に努めること
- エ 原子力災害からの復興再生については、長期的視点から、被災者等に対する支援や除染等の実施、産業振興・雇用対策等に関して、被災した地方公共団体の意向や要望等を踏まえるなどして、必要な支援に努めること

本院としては、国会からの検査要請後、できる限り速やかに報告を行うこととして、24年10月に、被災の状況、復旧・復興事業の実施状況等について23年度予算を中心に報告を行った。本報告では、引き続き、被災の状況や、東日本大震災からの復旧・復興事業のうち23年度予算の繰越しとなっている事業及び24年度復興特会に係る事業について、その経費項目別、事業別等の実施状況や一部の特定被災自治体を除く地方公共団体における復旧・復興事業の執行状況を分析するとともに、原子力災害からの復興再生については、関係する事業の実施状況を分析して報告することとした。そして、東日本大震災関係経費により実施される復旧・復興事業は、各府省庁や特定被災自治体等において長期にわたり継続して実施されていること、復興事業の実施に係る諸制度の見直しなどが想定されることなどから、次年度以降は東北3県を含めた被災の状況及び復興事業の実施状況等について引き続き検査を実施して、その結果については取りまとめが出来次第報告することとする。

## 第3節 特定検査対象に関する検査状況

### 第1 東日本大震災の被災者支援のためにしている国家公務員宿舎等の提供状況について

検査対象	衆議院、参議院、最高裁判所、内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省
被災者支援のための国家公務員宿舎等の提供の概要	東日本大震災の被災者支援のために被災者に国家公務員宿舎等の提供を行うもの
国家公務員宿舎等の都道府県への情報提供戸数	13,142戸(平成23年3月～25年3月)
上記のうち被災者が入居した戸数	1,724戸

#### 1 検査の背景

##### (1) 国家公務員宿舎、UR賃貸住宅、雇用促進住宅等の提供の概要

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、多くの被災者が住居を失うなどした。このため、岩手、宮城及び福島等の被災した地方公共団体は、住居を失うなどした被災者が自ら住居を手当するなどするまでの当面の仮の住居として、災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づき応急仮設住宅を供与しており、応急仮設住宅として供与されている住宅には、地方公共団体自らが建設した仮設住宅、民間賃貸住宅、公営住宅等がある。

そして、財務省、独立行政法人都市再生機構(以下「都市機構」という。)、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(23年9月30日以前は独立行政法人雇用・能力開発機構。以下「雇用機構」という。)等においても、被災者支援のためにそれぞれ国家公務員宿舎、都市機構賃貸住宅(以下「UR賃貸住宅」という。)、雇用促進住宅等を地方公共団体を通じるなどして被災者に提供している。

##### (2) 国家公務員宿舎の概要

国家公務員宿舎は、国家公務員等の職務の能率的な遂行を確保し、もって国等の事務及び事業の円滑な運営に資することを目的として設置されるもので、複数の各省各庁に所属する職員に貸与する目的で設置される合同宿舎と、同一の各省各庁に所属する職員のみを貸与する目的で設置される省庁別宿舎とに区分されている。

そして、地方公共団体が災害発生に伴う応急措置等の用に供する場合は、国有財産法(昭和23年法律第73号)に基づき、国家公務員宿舎については無償で使用を許可することができることとなっている。

##### (3) 財務省内における災害対策のマニュアル

財務本省は、17年12月に、災害等発生に伴う応急措置等の用に供するための国有財産

の無償の使用許可等について、災害対策のマニュアルを定めており、災害時には、地方公共団体に対して、無償の使用許可等が可能な合同宿舍等のリストを作成して提供することとしていた。また、政府に非常災害対策本部等が設置され、同マニュアルと異なる指示があった場合には、当該指示が優先されることとなっていた。

#### (4) 国家公務員宿舍、UR 賃貸住宅、雇用促進住宅等の提供の経緯

財務省が東日本大震災発生以降に行った国家公務員宿舍、UR 賃貸住宅、雇用促進住宅等の提供に係る対応について時系列的にみると、次の①から④までのとおりとなっていた。

- ① 発生当日の23年3月11日に、財務本省は、前記のマニュアルに基づくなどして、北海道、東北、関東各財務局に対して提供可能な財務省所管の合同宿舍等のリストを作成して管内の都道県に提供しよう口頭で指示した。
- ② 同月12日及び13日に、財務省は、各省各庁に対して「東北地方太平洋沖地震の災害対策のための国有財産の使用について」(財務省理財局国有財産調整課長事務連絡)等を出して、提供可能な省庁別宿舍等のリストを作成して所定の期限までに報告するよう要請した。
- ③ 同月13日に、財務本省は、既に指示していた前記の北海道、東北、関東各財務局を除く財務(支)局及び沖縄総合事務局に対して「東北地方太平洋沖地震発生に伴う提供可能な国有財産リストの作成について」(財務省理財局国有財産審理室長事務連絡)を出して、前記の合同宿舍等のリストを作成して速やかに報告するよう指示した。
- ④ 財務本省は、緊急災害対策本部から広域的な二次避難への対応について指示を受け、上記①から③までの情報に加えて、主務府省から財務省に報告された都市機構、雇用機構等が所有する財産を含めて情報提供を行うこととし、同月28日に、財務(支)局及び沖縄総合事務局に対して「広域的な二次避難への対応について」(財務省理財局国有財産調整課長事務連絡)を出した。そして、財務本省は、同事務連絡において、被災者の受入の対応を検討している都道府県(以下「受入対応県」という。)に対して、受入対応県ごとに取りまとめた利用可能な国家公務員宿舍、UR 賃貸住宅、雇用促進住宅等の財産のリスト(以下「受入可能リスト」という。)を財務局等から提供することとした。また、その際には情報提供した受入可能リストのデータについても、受入対応県の判断で、公営住宅とともに受入対応県のホームページに掲載するよう要請することとした。

そして、財務局等は、実際に被災者の受入を行う地方公共団体から国家公務員宿舍の提供要請を受けた場合には、国有財産法に基づき地方公共団体に対して無償で使用許可を行っており、これを受けた地方公共団体は、当該国家公務員宿舍を被災者に無償で貸与している。

また、財務本省は、受入対応県に情報提供した国家公務員宿舍については、情報提供を終了するまでの間、被災者向けとして確保し、国家公務員に対する貸与は行わないことにしていた。

(注1) 緊急災害対策本部 著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるとき、内閣総理大臣が災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づいて、臨時に内閣府に設置する組織

上記のほか、国土交通省は、23年3月14日に、都市機構に対して通知を発して、東日本大震災の被災者に対するUR賃貸住宅の提供について最大限配慮するよう要請しており、これを受けた都市機構は、同日以後、受入可能リストとは別に、被災者に対してホームページ等によりUR賃貸住宅の情報提供を行っている。

また、厚生労働省は、同月12日に、雇用機構に対して通知を発して、東日本大震災の被災者の当面の居住の場として雇用促進住宅を提供するよう要請しており、これを受けた雇用機構は、同日以後、受入可能リストとは別に、被災者に対して厚生労働省のホームページ等により雇用促進住宅の情報提供を行っている。

そして、情報提供されたUR賃貸住宅及び雇用促進住宅については、国家公務員宿舎と異なり、情報提供が終了されるまでの間であっても、被災者向けとして確保されることはなく、入居の申込みがあれば、通常の利用者又は被災者のどちらでも貸与することができることとなっている。

#### (5) 国から地方公共団体に示された災害時のマニュアル等

内閣府政策統括官(防災担当)は、被災した地方公共団体における迅速かつ円滑な復旧・復興への取組を支援することを目的として、22年12月に「復興対策マニュアル」(24年3月に「復旧・復興ハンドブック」と名称変更)を定めており、地方公共団体は、復旧・復興に関して事前に定めておくべき対応計画を策定する際の参考として復興対策マニュアルを使用している。

また、厚生労働省(13年1月5日以前は厚生省)は、阪神・淡路大震災における教訓を踏まえて、大規模災害における応急救助を迅速かつ的確に実施する上で必要な事項を取りまとめ、災害救助法に基づく応急救助を実施する際の指針として「大規模災害における応急救助の指針について」(平成9年6月30日付け厚生省社会・援護局保護課長通知。以下「応急救助指針」という。)を定めて都道府県に周知しており、都道府県において地域の実情に即した実施体制を整備することに努めるよう要請している。<sup>(注2)</sup>

(注2) 応急救助指針の所管は、平成25年10月に厚生労働省から内閣府へ移管された。

## 2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

### (1) 検査の観点及び着眼点

前記のとおり、東日本大震災の被災者支援のために情報提供された国家公務員宿舎は、UR賃貸住宅及び雇用促進住宅と異なり、情報提供を終了するまでの間、被災者支援のために確保されるものである。そして、国有財産である国家公務員宿舎を活用することは、応急仮設住宅の建設や民間賃貸住宅の借上げに要する国の経費の抑制にもつながることになる。

そこで、本院は、効率性、有効性等の観点から、東日本大震災の被災者支援のために情報提供終了時まで被災者向けに確保されることとなった国家公務員宿舎を主な対象として、その情報提供や利活用の状況はどのようになっているか、今後国の災害対策において検討すべきことはないかなどに着眼して検査した。

## (2) 検査の対象及び方法

検査に当たっては、財務省において、国家公務員宿舎その他の国有財産(以下「国家公務員宿舎等」という。)の情報提供の状況、情報提供された国家公務員宿舎等の入居の状況等を確認するとともに、内閣府及び厚生労働省において、国から地方公共団体に示された災害時のマニュアル等における国家公務員宿舎の取扱いの状況を確認するなどして会計実地検査を行った。また、東日本大震災の被災者を支援するため、22年度から24年度までの間に都道府県に情報提供された国家公務員宿舎等を所管する15府省等<sup>(注3)</sup>から調書の提出を受け、その内容を確認するなどの方法により検査を行った。さらに、国家公務員宿舎等の情報提供を受けた47都道府県を対象に、財務省を通じて、提供された情報の利活用について調査するとともに、このうち7都道府県<sup>(注4)</sup>において、担当者から事情を聴取するなどして調査した。

(注3) 15府省等 衆議院、参議院、最高裁判所、内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

(注4) 7都道府県 東京都、北海道、京都府、埼玉、千葉、神奈川県、愛知県

## 3 検査の状況

### (1) 国家公務員宿舎等の情報提供及び入居の状況

東日本大震災発生(23年3月11日)から25年3月末までの間に被災者支援のために財務局等から都道府県に情報提供された国家公務員宿舎等の戸数は、表のとおり、合同宿舎が10,613戸、省庁別宿舎が2,009戸、その他が520戸、計13,142戸となっていて、このうち入居実績がある戸数は、合同宿舎が1,674戸、省庁別宿舎が29戸、その他が21戸、計1,724戸となっていた。

表 国家公務員宿舎等の情報提供及び入居の状況(平成23年3月～25年3月) (単位：戸)

都道府県名	情報提供戸数				入居戸数			
	合同宿舎	省庁別宿舎	その他	計	合同宿舎	省庁別宿舎	その他	計
北海道	269	241	30	540	0	2	0	2
青森県	155	54	8	217	39	0	0	39
岩手県	28	7	30	65	23	0	0	23
宮城県	250	15	0	265	142	1	0	143
秋田県	57	20	7	84	3	0	0	3
山形県	173	2	0	175	14	0	0	14
福島県	156	34	0	190	109	14	0	123
茨城県	1,219	21	3	1,243	127	4	0	131
栃木県	18	1	0	19	0	0	0	0
群馬県	40	3	0	43	0	0	0	0
埼玉県	562	212	10	784	225	0	0	225
千葉県	690	139	11	840	54	6	1	61
東京都	2,124	276	307	2,707	714	0	20	734
神奈川県	509	91	29	629	87	0	0	87

(単位：戸)

都道府 県名	情 報 提 供 戸 数				入 居 戸 数			
	合同宿舍	省庁別宿舍	そ の 他	計	合同宿舍	省庁別宿舍	そ の 他	計
新 潟 県	33	59	0	92	1	0	0	1
富 山 県	11	2	0	13	0	0	0	0
石 川 県	77	22	0	99	2	0	0	2
福 井 県	109	8	20	137	0	0	0	0
山 梨 県	4	1	0	5	0	0	0	0
長 野 県	53	22	19	94	0	0	0	0
岐 阜 県	12	4	0	16	0	0	0	0
静 岡 県	46	81	3	130	0	0	0	0
愛 知 県	258	211	0	469	0	0	0	0
三 重 県	20	4	0	24	0	0	0	0
滋 賀 県	3	0	0	3	0	0	0	0
京 都 府	311	41	0	352	94	0	0	94
大 阪 府	1,208	35	0	1,243	3	0	0	3
兵 庫 県	551	55	0	606	0	0	0	0
奈 良 県	117	3	0	120	12	0	0	12
和 歌 山 県	11	4	0	15	0	0	0	0
鳥 取 県	3	5	3	11	0	0	0	0
島 根 県	21	15	0	36	0	0	0	0
岡 山 県	110	36	0	146	0	0	0	0
広 島 県	366	20	0	386	0	0	0	0
山 口 県	22	22	0	44	0	0	0	0
徳 島 県	8	7	0	15	0	0	0	0
香 川 県	125	29	0	154	0	0	0	0
愛 媛 県	22	17	3	42	0	0	0	0
高 知 県	62	3	0	65	0	0	0	0
福 岡 県	207	62	3	272	0	2	0	2
佐 賀 県	13	11	0	24	0	0	0	0
長 崎 県	51	25	14	90	0	0	0	0
熊 本 県	177	31	0	208	25	0	0	25
大 分 県	43	10	0	53	0	0	0	0
宮 崎 県	58	15	0	73	0	0	0	0
鹿 児 島 県	72	27	20	119	0	0	0	0
沖 縄 県	179	6	0	185	0	0	0	0
計	10,613	2,009	520	13,142	1,674	29	21	1,724

注(1) その他は用途廃止済みの国家公務員宿舍等である。

注(2) 情報提供戸数及び入居戸数はそれぞれ純計である。

そして、入居状況についてみると、被災地から近距離の東日本に所在する国家公務員宿舎等への入居が多く、被災地から遠距離の西日本に所在する国家公務員宿舎等への入居は少ない傾向が見受けられた。

#### (2) 都道府県における国家公務員宿舎等の入居募集状況

国家公務員宿舎等については、国から地方公共団体への使用許可等が被災者への提供の前提となっていることから、被災者への入居募集は都道府県を中心とする地方公共団体が行っていた。そこで、情報提供された国家公務員宿舎等の被災者への入居募集状況について、財務局等を通じて依頼した調査票により47都道府県を対象に調査したところ、都道府県において入居募集を行ったという回答は16団体となっていた。

そして、入居募集をしなかったと回答した団体における入居募集をしなかった理由としては、公営住宅や民間賃貸住宅により対応可能であったという回答のほか、事務手続上の負担が大きいという回答や国家公務員宿舎紹介等の窓口対応に必要な人員や予算の確保が困難であったという回答が見受けられた。

また、入居募集をしたと回答した前記の16団体についても、具体的な入居募集状況については、財務局等から情報提供された国家公務員宿舎等のうちすぐに入居可能なもの全てについて入居募集したと回答したものが9団体となっていた一方で、入居可能なものの中から宿舎を選定し入居募集したと回答したものが4団体見受けられた。

#### (3) 国から地方公共団体に示された災害時のマニュアル等における国家公務員宿舎の取扱状況

前記のとおり、災害が発生した場合の地方公共団体の対応に関しては、国において復興対策マニュアル及び応急救助指針(以下、これらを合わせて「復興対策マニュアル等」という。)が地方公共団体に示されている。そして、復興対策マニュアル等には、被災者支援のための住宅の確保について次のとおり示されている。

内閣府政策統括官(防災担当)が定めた復興対策マニュアルにおいては、災害時に応急仮設住宅の建設に時間を要することが予想される場合には、空き公営住宅を一時使用することや民間賃貸住宅を災害救助法に定める応急仮設住宅として借り上げることが示されている。また、厚生労働省が定めた応急救助指針においては、避難所の生活が相当に長期化しているにもかかわらず応急仮設住宅の建設が著しく遅れるなどやむを得ない事情のある場合には、公営住宅の一時使用、民間賃貸住宅の借上げ等により対応することが示されている。しかし、復興対策マニュアル等には、国家公務員宿舎については言及されていない。

そして、国家公務員宿舎への入居が進まない要因については、前記都道府県を対象にした調査の回答によると、「公営住宅等は、あらかじめ一時提供住宅として利用するスキームができていた」としているものがある一方で、「国家公務員宿舎は、あらかじめ一時提供住宅として利用するスキームができていなかった」としているものも見受けられた。

このように、復興対策マニュアル等には、一時提供住宅として国家公務員宿舎を使用することについて明記されていないことから、都道府県において一時提供住宅として国家公務員宿舎を利用することに備えたスキームが整備される状況とはなっていなかった。

#### (4) 国家公務員宿舎の情報提供項目の状況

被災者からの国家公務員宿舎に関する問合せ等の対応は、被災者を受け入れる都道府県が行っており、都道府県が国家公務員宿舎を公営住宅と同列に取り扱って入居募集を行う場合には、公営住宅と同等の情報量が必要となる。

しかし、この場合には、財務局等が都道府県に提供している受入可能リスト等による情報提供の項目が都道府県が被災者に対して情報提供する公営住宅の項目と比べて少ないなど、国家公務員宿舎に関する情報量が不足していることから、震災対応等で人員が十分に確保できない状況下において、不足している情報を財務局等から入手するなどの新たな事務負担が生ずることになる。

前記の調査において入居募集を行ったと回答した16団体では、国家公務員宿舎の入居募集に当たり、公営住宅とほぼ同様の項目について情報提供を行っていたことから、国家公務員宿舎について財務局等から追加情報を収集するなどの補完的事務が発生していたと考えられる。

#### <事例1>

財務省関東財務局A財務事務所は、B県に対して受入可能リスト等により国家公務員宿舎の所在市町村、受入可能戸数等の情報提供を行っていた。

B県は、委託先である県住宅供給公社が国家公務員宿舎の入居募集を行うに当たり、公営住宅と同等の項目について情報提供を行うため、国家公務員宿舎への交通アクセスやエレベータの有無等の11項目を追加情報としてA財務事務所から収集するなどしており、新たな事務負担が生じていた。

#### (5) 国家公務員宿舎の利用意向の確認状況

財務本省は、前記のとおり、受入対応県に情報提供した国家公務員宿舎については、被災者向けとして確保し、国家公務員に対する貸与は行わないこととしていたが、24年9月24日に、財務(支)局及び沖縄総合事務局に対して「被災者に対する国家公務員宿舎等の情報提供について」(財務省理財局国有財産調整課長事務連絡)を発して、財務省による都道府県への一律の情報提供を同月末をもって終了することとし、その後地方公共団体から被災者に提供するための国家公務員宿舎の使用許可の相談等があった場合は個別に対応することとしている。

このように、財務省は、24年9月まで国家公務員宿舎の情報提供を全国一律で行っていたが、前記のとおり、都道府県の回答によると、国家公務員宿舎等の入居募集状況は都道府県によって様々であった。

そして、財務省から情報提供された国家公務員宿舎の中には、22、23両年度に新設されたもので都道府県による被災者の入居募集が行われず空室のまま推移していた住宅も5住宅(351戸)見受けられたが、これらについては、被災者支援のため全国一律に情報提供終了時まで確保することにしてきたことから、財務局等は都道府県に対しあえて利用意向の確認をしていなかった。

#### <事例2>

財務省近畿財務局C財務事務所は、D県に対して国家公務員宿舎の情報提供を行っており、この中には、平成23年4月に新設された1住宅30戸(建物延べ面積3,279.7㎡、23年度末現在の建物の国有財産台帳価格246,021,045円)が含まれていた。

この住宅について、C財務事務所は、24年9月末の情報提供終了時まで被災者の入居に備えて確保していたことから、D県に対してあえて利用意向の確認をしていなかった。一方、D県は、被災者の受入れは所管する公営住宅で可能であるとして、被災者に当該住宅への入居募集を行っておらず、全て空室のままとなっていた。

#### 4 本院の所見

東日本大震災の発生から25年3月末までの間に財務局等から都道府県に被災者支援のために情報提供された国家公務員宿舎等の戸数は13,142戸となっていて、このうち入居実績がある戸数は1,724戸となっていた。

上記の情報提供に当たり、都道府県において、国が地方公共団体に示した復興対策マニュアル等に国家公務員宿舎の取扱いが明記されていないことから、一時提供住宅として国家公務員宿舎を利用することに備えたスキームが整備される状況とはなっていなかったり、国家公務員宿舎に係る情報提供項目が都道府県が募集している公営住宅の情報項目と比べて少ないことなどから、追加情報の入手等の事務負担が発生したりしていた。

また、新設の国家公務員宿舎が空室のまま推移している事態も見受けられたが、これらについては、財務省において、情報提供した国家公務員宿舎を被災者支援のため全国一律に情報提供終了時まで確保することにしてきたことから、都道府県に対してあえて国家公務員宿舎の利用意向の確認をしていなかった。

したがって、国においては、被災者支援のために国家公務員宿舎がより一層活用されるよう、大規模災害が発生した場合の対処方法について、国有財産の有効利用の観点から、次のような検討を行う必要がある。

- ア 国家公務員宿舎の位置付けについては、地方公共団体が災害対策を策定する際に参考とする復興対策マニュアル等において明記されていないことから、今後の災害等の発生に備えて関係府省が協議を行って、復興対策マニュアル等に国家公務員宿舎が対象となる旨を明記すること
- イ 国家公務員宿舎の情報提供については、都道府県が入居募集を行う際に新たな事務負担が生ずることのないよう、国家公務員宿舎に係る情報提供項目等をあらかじめ都道府県と調整すること
- ウ 被災者に対する国家公務員宿舎の提供の必要性は都道府県によって様々であることから、空室のまま推移している国家公務員宿舎については、都道府県に利用意向の確認を行うなど、その利用について都道府県と連絡を密に行うこと

本院としては、東日本大震災のような大規模な災害が発生した場合においては、被災者の需要に迅速かつ的確に応えることが特に重要であること、国家公務員宿舎についても国有財産としての有効活用が求められていることから、大規模な災害に備えた国家公務員宿舎の提供方法等について引き続き注視していくこととする。

第2 東日本大震災に対処するための事業者に対する再生支援及び金融機関に対する資本増強措置の実施状況について

検査対象	(1) 中小企業庁、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 (2) 金融庁、農林水産省
事業の根拠	(1) 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成11年法律第131号)、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成23年法律第113号) (2) 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成8年法律第118号)、金融機能の強化のための特別措置に関する法律(平成16年法律第128号)
事業の概要	(1) 被災した事業者に対して実施する再生支援 (2) 震災特例金融機関等が発行する優先株式等の引受け等を実施する資本増強措置
産業復興機構による債権の買取額	(1) 60億円(平成23、24両年度)
株式会社東日本大震災事業者再生支援機構による債権の買取額	(1) 71億円(平成24年度)
震災特例金融機関に対する資本増強措置の実施額	(2) 2165億円(平成23、24両年度)
震災特例組合に対する資本増強措置の実施額	(2) 478億円(平成23年度)

1 検査の背景

(1) 二重債務問題の概要

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害(以下「東日本大震災」という。)の発生直後から、事業用資産等を失った被災者が事業等を再建するに当たり、東日本大震災発生前からの債務が負担となって新規の資金調達が困難となるなどの問題(以下「二重債務問題」という。)が生ずることが懸念された。

このような状況を踏まえて、政府は、同年6月17日に二重債務問題への対応策として中小企業者等向け対応、金融機関向け対応等を示した「二重債務問題への対応方針」を決定した。その後、国会における議論を経て、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成23年法律第113号。以下「震災支援機構法」という。)が同年11月28日に公布され、別段の定めがあるものを除き24年2月23日から施行された。

## (2) 国の二重債務問題への取組

### ア 中小企業者等向け対応

#### (ア) 相談センター及び産業復興機構の設立

##### a 設立の経緯等

中小企業庁は、前記の対応方針を受けて、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成11年法律第131号)に基づき<sup>(注1)</sup>6県の商工会議所等に設置されている中小企業再生支援協議会における中小企業者の再生に係る相談体制を拡充し、23年10月から24年3月までの間に、同商工会議所等に産業復興相談センター(以下「相談センター」という。)を設置した。そして、同庁は、中小企業者、農事組合法人、医療法人等の事業者が行う再生計画の策定を支援する業務のほか、当該事業者に対して金融機関等有する債権の買取要請、金融機関による貸付条件の変更(以下「条件変更」という。)等の金融支援の仲介・調整等の再生支援業務を実施する事業を相談センターに委託することにより実施している。また、23年11月から24年3月までの間に、独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)<sup>(注2)</sup>、5県各県、地域金融機関及び無限責任組合員の共同出資により、投資事業有限責任組合(以下「産業復興機構」という。)<sup>(注3)</sup>が当該各県にそれぞれ設立された。産業復興機構は、相談センターからの要請を受け、投資事業有限責任組合契約に基づき、相談センターが支援した事業者に対して金融機関等有する債権の買取り等の再生支援業務を実施している。

各産業復興機構による債権の買取期限は、25年11月末から26年12月末までの間でそれぞれ定められており、いずれも延長が可能となっている。また、各産業復興機構の存続期間は、最長で15年とされている。

(注1) 6県 青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉各県

(注2) 5県 岩手、宮城、福島、茨城、千葉各県

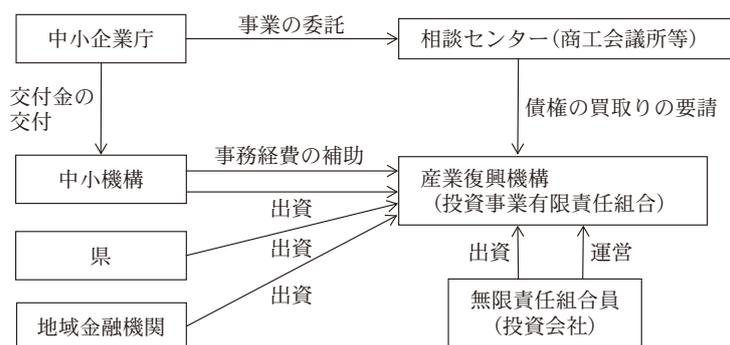
(注3) 無限責任組合員 投資事業有限責任組合の運営を行う投資会社

##### b 相談センター及び産業復興機構に係る経費等

中小企業庁は、前記の委託に係る契約に基づき、商工会議所等に対して、相談センターが行う再生支援業務に要する経費を支払い、また、産業復興機構の事業経費の一部を補助する中小機構に対して交付金を交付している。

中小機構は、各産業復興機構に対し出資金の5分の4を上限として出資することとされており、23年度に計36億余円及び24年度に計36億余円を出資している。なお、これらの出資は、中小機構が以前から保有している資金を原資としている。相談センター等による再生支援を実施するための枠組みは、図1のとおりである。

図1 相談センター等による再生支援を実施するための枠組み



(イ) 震災支援機構の設立

a 設立の経緯等

国は、震災支援機構法に基づき、預金保険機構等を通じて出資することにより、中小企業者、農林水産事業者、医療福祉事業者等の事業者に対して金融機関等が有する債権の買取り、融資、出資、債務保証等の再生支援業務を実施する株式会社東日本大震災事業者再生支援機構(以下「震災支援機構」という。)を24年2月に設立した。震災支援機構は、その業務の対象を各県の産業復興機構により支援の対象とすることが困難なものとし、小規模事業者、農林水産事業者、医療福祉事業者等の事業再生支援を重点的に行うとともに、被災各県に設置されている相談センター及び産業復興機構と連携を図ることとされている。震災支援機構は、その設立の日から原則として5年以内に支援決定を行い、また、支援決定の日から15年以内に再生支援を完了するよう努めることとされ、業務の完了により解散することとされている。

b 資本金の原資、政府保証等

震災支援機構の資本金199億余円のうち186億余円については預金保険機構が出資し、残りの13億余円については農水産業協同組合貯金保険機構(以下「貯金保険機構」という。)が出資している。そして、それらの財源については、国が、預金保険機構及び貯金保険機構に対してその全額を出資している。

また、震災支援機構は、業務の実施に必要な資金を金融機関等からの借入れ等により調達することとしており、政府は、当該借入れ等について保証契約をすることができるとされている。そして、震災支援機構の解散時において、残余財産をもって債務を完済することができないときは、政府が震災支援機構に対し、当該債務を完済するために要する費用の全部又は一部に相当する金額を補助することができることとされている。

震災支援機構による再生支援を実施するための枠組みは、図2のとおりである。

図2 震災支援機構による再生支援を実施するための枠組み



イ 金融機関向け対応

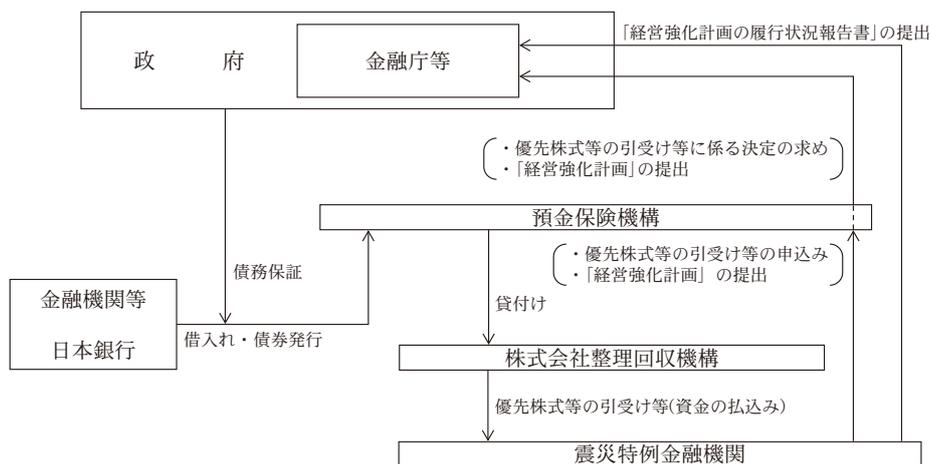
国は、金融機関をめぐる情勢の変化に対応して金融機関の金融機能の強化を図るために、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」(平成16年法律第128号。以下「金融機能強化法」という。)に基づいて、預金保険機構等を通じて、金融機関が発行する優先株式等の引受け等により資本増強措置を実施してきた。

そして、国は、23年6月に、金融機能強化法を改正し、信用を供与している者の財務の状況が東日本大震災の影響を受けて相当程度悪化したことなどにより、主として業務を行っている地域における円滑な信用供与を実施するために自己資本の充実を図ることが必要となった金融機関(以下「震災特例金融機関」という。)について、資本増強措置の申込みをする際に提出することとされている経営強化計画において収益性・効率性等の向上に関する数値目標等の記載を求めないなど、国の資本参加の要件を緩和する措置等を講じている(以下、改正された金融機能強化法を「23年改正金融機能強化法」という。)

また、国は、「農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律」(平成8年法律第118号。以下「信用事業再編強化法」という。)を23年8月に改正し、震災特例金融機関と同様に、東日本大震災の影響により自己資本の充実を図ることが必要となった特定農水産業協同組合等(以下「震災特例組合」といい、震災特例金融機関と合わせて「震災特例金融機関等」という。)に対して貯金保険機構等が優先出資の引受け等により資本増強措置を実施するなどの措置を講じている(以下、改正された信用事業再編強化法を「23年改正信用事業再編強化法」という。)

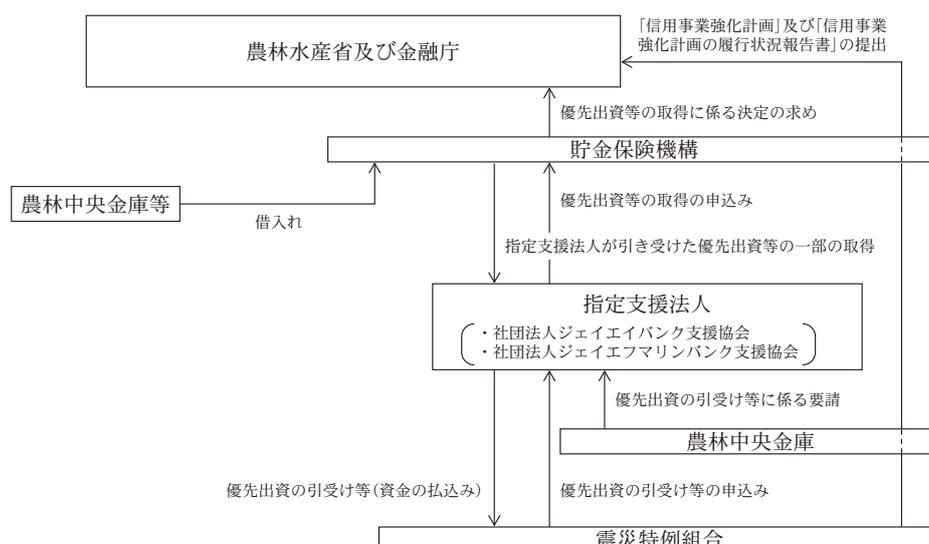
震災特例金融機関及び震災特例組合に対する資本増強措置の枠組みは、それぞれ図3及び図4のとおりである。

図3 震災特例金融機関に対する資本増強措置の枠組み



(注) 金融機能強化法による資本増強措置に係る業務については、預金保険機構が株式会社整理回収機構に委託して実施しており、これに必要な資金は、預金保険機構が、政府保証を受けた金融機関等からの借入れ又は債券の発行によって調達して、株式会社整理回収機構に貸し付けている。

図4 震災特例組合に対する資本増強措置の枠組み



(注) 指定支援法人(社団法人ジェイエイバンク支援協会及び社団法人ジェイエフマリンバンク支援協会)は、農林中央金庫からの要請を受けて、震災特例組合が発行する優先出資の引受け等による資本増強措置等に係る業務を実施する。

## 2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

### (1) 検査の観点及び着眼点

本院は、平成23年度決算検査報告において、「東日本大震災に対処するために改正された金融機能強化法に基づく資本増強措置の実施状況及び資本増強措置に係る公的資金の返済状況並びに預金保険機構の財務状況について」を掲記したところである。

そして、国は、前記のとおり、二重債務問題に対応するための中小企業者等向け及び金融機関向けの取組として、新たに出資を行ったり、必要な経費を負担したりするなど、多額の予算を措置するなどして、相談センター、震災支援機構等による事業者に対する再生支援や23年改正金融機能強化法及び23年改正信用事業再編強化法に基づく金融機関に対する資本増強措置を実施している。

そこで、本院は、25年次の検査においては、これらの事業者に対する再生支援及び金融機関に対する資本増強措置の実施状況について、合规性、効率性、有効性等の観点から、次の点に着眼して検査した。

ア 相談センター、震災支援機構等の再生支援の実施状況はどのようになっているか。また、再生支援に係る業務は迅速に行われているか。

イ 23年改正金融機能強化法及び23年改正信用事業再編強化法に基づく資本増強措置の実施状況はどのようになっているか。また、資本増強措置が実施された震災特例金融機関等において、事業者の再生を支援するための新規融資等の実施状況や震災支援機構等の活用状況はどのようになっているか。

### (2) 検査の対象及び方法

本院は、計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)に基づき預金保険機構、貯金保険機構、震災支援機構等から提出された財務諸表等について書面検査を行うとともに、25

年3月末までに実施されている再生支援及び資本増強措置の実施状況等を中心に、金融庁、復興庁、農林水産省、中小企業庁、震災支援機構、相談センターを設置する商工会議所等において、各種資料等の提出を受け、説明を聴取するなどして会計実地検査を行った。

### 3 検査の状況

#### (1) 相談センター、震災支援機構等の再生支援の実施状況

##### ア 事業者に対する再生支援の実施状況

相談センターは、再生支援業務として、事業者から相談を受けて、事業者の再生計画の策定支援を行っている。また、産業復興機構へ債権の買取りの要請を行うことが適当と判断した案件について、事業者の再生に向けた事業計画の策定を支援し、当該債権の債権者である関係金融機関等の合意を得た上で、産業復興機構に対して債権の買取りの要請を行っている。そして、産業復興機構は、この要請を受けて、関係金融機関等から債権の買取りを行っている。

相談センター及び産業復興機構の再生支援の実施件数をみると、25年3月末までに相談センターが相談を受け付けたものが計2,043件となっており、このうち、再生計画が成立したものが計66件、産業復興機構が買取決定を行ったものが計105件、相談センターによる仲介・調整等の結果金融支援が成立したものが計107件となっていた。そして、産業復興機構は、上記の債権の買取決定を行った105件のうち買取りに係る事務処理を終了した76件について、関係金融機関等から元本額計157億余円の債権を計60億余円で買い取り、元本額全額について、元本の返済及び利息の支払を原則として10年間凍結するとともに債権の劣後化<sup>(注4)</sup>を行っている。

(注4) 債権の劣後化 実質的に債務者の財務状態を改善し、債務者の信用力や再建可能性を高めることを目的に、債権者が既存債権の返済優先順位を劣後させること

また、震災支援機構は、再生支援業務として、相談を受けるなどした事業者について、当該事業者が再生支援の対象となり得るか検討し、支援できる可能性が高いと判断した場合、支援に向けた検討を開始する決定(以下「社内方針決定」という。)を行い、事業者の再生に向けた事業再生計画の策定を支援し、当該債権の債権者である関係金融機関等の合意を得た上で、債権の買取り等を行っている。

震災支援機構の再生支援の実施件数をみると、25年3月末までに相談を受け付けたものが計1,087件となっており、このうち、債権の買取決定を行ったものが計109件となっていた。そして、震災支援機構は、上記の債権の買取決定を行った109件のうち買取りに係る事務処理を終了した52件について、関係金融機関等から元本額計155億余円の債権を計71億余円で買い取り、当該債権のうち21件(計53億余円)について債務免除<sup>(注5)</sup>を行っているほか、事業者の事業再生計画に基づいて、つなぎ融資<sup>(注5)</sup>を6件(計1億余円)、出資を2件(計40億余円)、債務保証を9件(計7億余円)を行っている。

相談センター、産業復興機構及び震災支援機構において再生支援を行った事業者の事業の再生は、再生支援により策定された事業計画等の着実な達成により実現されるものであるが、その事業計画等は複数年度にわたり、特に震災支援機構の再生支援により策

定される事業再生計画は最長15年の長期に及ぶものとなっている。このため、相談センター、産業復興機構、震災支援機構等において、事業者の事業計画等が着実に達成されているかどうかを適時適切に確認し、必要に応じて、事業計画等の見直しを行っていくことが今後重要になると思料される。

(注5) つなぎ融資 債務者の資金繰りのために、一時的に実行される融資

#### イ 再生支援に期間を要している案件の状況

相談センターでは、再生支援の目標処理期間を設定していないことから、産業復興機構が25年3月末までに債権の買取決定を行った105件のうち、相談センターが相談を受け付けてから産業復興機構が買取決定を行うまでに要した期間の平均日数210.6日を超える期間を要していたもの計41件について、期間を要した理由(複数回答可のため回答数98件)を検査したところ、関係金融機関等との合意形成に期間を要したためとするものが25件、そのうち特に主要取引金融機関との合意形成に期間を要したためとするものが19件あったほか、不動産評価の調査に期間を要したためとするものが19件、審査、事業計画策定等に必要な書類がそろわないに期間を要したためとするものが16件などとなっていた。

また、震災支援機構は、相談の受付後に一定の検討期間を経て行う社内方針決定から支援決定を行うまでの期間を90日程度、支援決定を行ってから金融機関等からの買取り申込み等を受理するまでの期間を3か月以内としていることなどから、25年3月末までに債権の買取決定を行った109件のうち、社内方針決定から買取決定までに180日を超える期間を要していたもの計22件について、震災支援機構から期間を要した理由を聴取したところ、関係金融機関等との合意形成に時間を要したことなどの理由が挙げられた。

このように、事業者の再生支援に一定以上の期間を要した理由として、債権の買取り等についての関係金融機関等との合意形成に期間を要したためとするものが多く見受けられていることから、事業者に対して迅速に再生支援を行うためには、関係金融機関等との一層の緊密な連携及び調整を図ることにより、合意形成の期間の短縮を図ることが重要であると認められる。

#### ウ 相談センターから震災支援機構への引継案件に係る再生支援に要した期間の状況

二重債務問題の窓口相談対応は、相談センター及び震災支援機構において行われている。そして、相談センターは、相談を受け付けた案件について、事業者の再生可能性を検討した結果、再生の可能性はあるものの東日本大震災以前から業績が低迷していて、清算を前提とした手続に比べ、産業復興機構による債権買取価格の算定方法では経済合理性が期待できないことなどにより、産業復興機構により支援することが困難であると判断され、事業者の同意がある場合には、震災支援機構による支援の可能性の検討を受けるために震災支援機構へ当該案件を引き継ぐこととしている。

そこで、相談センターが25年3月末までに震災支援機構へ引き継いだ143件のうち、震災支援機構が業務を開始した24年3月5日以降に相談センターが相談を受け付けて、25年3月末までに震災支援機構が買取決定を行った18件について、相談セン

ターが相談を受け付けてから震災支援機構へ引き継ぐまでに要した期間、震災支援機構へ引き継がれてから社内方針決定までに要した期間及び震災支援機構が社内方針決定を行ってから買取決定までに要した期間の平均日数をみたところ、それぞれ47.7日、68.8日及び159.2日となっており、全体では275.7日となっていた。

相談センターにおいて相談を受け付け、震災支援機構に引継ぎが行われた案件については、相談センターにおいて震災支援機構へ引き継ぐか否かの検討を一定期間行った上で引き継ぐこととなり、相談センターや震災支援機構における迅速な対応が行われなければ、債権の買取決定までに相応の期間を要することが見込まれることから、事業者に対して迅速に再生支援を行うためには、相談センターにおける円滑な引継ぎのための対応並びに震災支援機構における社内方針決定に向けた検討及びその後の対応を迅速に行うことが重要であると認められる。

(2) 23年改正金融機能強化法及び23年改正信用事業再編強化法に基づく資本増強措置の実施状況等

ア 震災特例金融機関等に対する資本増強措置の実施状況

23年改正金融機能強化法に基づく震災特例金融機関に対する資本増強措置の実施額は、表1のとおり、23年度は10震災特例金融機関に対して計1765億円、24年度は2震災特例金融機関に対して計400億円で、合計2165億円となっている。

表1 震災特例金融機関に対する資本増強措置の実施状況

震災特例金融機関名	所在県	資本増強実施年月	資本増強措置の態様	資本増強額
(平成23年度) 仙台銀行	宮城県	平成 23年 9月	優先株式	百万円 30,000
筑波銀行	茨城県	23年 9月	優先株式	35,000
七十七銀行	宮城県	23年 12月	劣後ローン	20,000
全国信用協同組合連合会(相双信用組合)	福島県	24年 1月	信託受益権(優先出資)	13,900(16,000)
全国信用協同組合連合会(いわき信用組合)	福島県	24年 1月	信託受益権(優先出資)	17,500(20,000)
全国信用協同組合連合会(那須信用組合)	栃木県	24年 3月	信託受益権(優先出資)	5,400(7,000)
信金中央金庫(宮古信用金庫)	岩手県	24年 2月	信託受益権(優先出資)	8,500(10,000)
信金中央金庫(気仙沼信用金庫)	宮城県	24年 2月	信託受益権(優先出資)	13,000(15,000)
信金中央金庫(石巻信用金庫)	宮城県	24年 2月	信託受益権(優先出資)	15,700(18,000)
信金中央金庫(あぶくま信用金庫)	福島県	24年 2月	信託受益権(優先出資)	17,500(20,000)
23年度計				176,500
(24年度) 東北銀行	岩手県	24年 9月	優先株式	10,000
きらやか銀行	山形県	24年 12月	優先株式	30,000
24年度計				40,000
合計				216,500

- 注(1) 仙台銀行及びきらやか銀行は、平成24年10月に共同持株会社である「じもとホールディングス」を設立して経営統合している。きらやか銀行は、経営統合前に資本増強措置の申込みを行い、統合後に「じもとホールディングス」に対して公的資金300億円が投入されている。
- 注(2) 震災特例金融機関名の( )書きは、優先出資を発行した金融機関の名称である。これらの金融機関に対する国の資本増強措置は、優先出資に係る信託受益権の一部について、当該優先出資を引き受けた全国信用協同組合連合会又は信金中央金庫から買い取る方法により行われている。
- 注(3) 資本増強額の( )書きは、全国信用協同組合連合会又は信金中央金庫が引き受けた優先出資の発行額である。
- 注(4) 本文中の金融機関の名称の表記において「株式会社」の表記は省略した。
- 注(5) 優先株式は、一般に議決権はないが剰余金の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有する株式である。
- 注(6) 劣後ローンは、元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された金銭消費貸借である。
- 注(7) 信託受益権は、信託財産の管理及び運用の結果として元本の償還(信託財産の返還)、収益の交付等を受ける権利である。

また、23年改正信用事業再編強化法に基づく震災特例組合に対する資本増強措置の実施額は、表2のとおり、23年度は9震災特例組合に対して計478億余円となっており、24年度は実績がなかった。

表2 震災特例組合に対する資本増強措置の実施状況

震災特例組合名	所在県	資本増強 実施年月	資本増強措置の態様	資本増強額
(平成23年度) 大船渡市農業協同組合	岩手県	平成 24年 2月	優先出資	百万円 9,211(10,790)
ふたば農業協同組合	福島県	24年 2月	優先出資	8,194(9,660)
そうま農業協同組合	福島県	24年 2月	優先出資	8,409(9,900)
南三陸農業協同組合	宮城県	24年 3月	優先出資	1,080(1,350)
いしのまき農業協同組合	宮城県	24年 3月	優先出資	4,423(5,470)
仙台農業協同組合	宮城県	24年 3月	優先出資	8,959(10,510)
名取岩沼農業協同組合	宮城県	24年 3月	優先出資	600(750)
みやぎ亘理農業協同組合	宮城県	24年 3月	優先出資	1,488(1,860)
宮城県漁業協同組合	宮城県	24年 3月	優先出資	5,512(6,680)
合 計				47,876

(注) 資本増強額の( )書きは、農協系統信用事業等の効率化及び健全な運営の確保を図ることを支援する法人として国に指定されている社団法人ジェイエイバンク支援協会又は社団法人ジェイエフマリンバンク支援協会が農林中央金庫の要請を受けて引き受けた優先出資の発行額である。貯金保険機構の資本増強措置は、優先出資の一部を当該指定支援法人から買い取る方法により行われている。

#### イ 強化計画における各種施策の取組状況

各震災特例金融機関等は、資本増強措置の申込みをする場合には、事業者への信用供与、条件変更等の対応方針、二重債務問題への対応が必要な事業者に対しての震災支援機構、産業復興機構等の活用の方針等を記載した経営強化計画又は信用事業強化計画(以下、これらを合わせて「強化計画」という。)を金融庁等に提出している。

そして、金融庁及び農林水産省は、資本増強措置を受けた各震災特例金融機関等から、毎事業年度の半期ごとに強化計画の履行状況報告書の提出を受けて、引き受けた優

先株式等の処分等が完了するまでの間、履行状況のフォローアップを行い、強化計画の履行を確保するため、履行状況に照らして必要があると認めるときは、監督上必要な措置を命ずることができることとされている。そして、強化計画の履行状況のフォローアップに当たっては、履行状況報告書において、強化計画に掲げられた各種施策の実施状況が実績計数を含め具体的に記載されているか検証することとされている。

また、上記の各種施策について、金融庁等は、24年7月に、金融機関の各全国団体に対して、「いわゆる二重債務問題に係る被災者支援の促進について」等を発するなどして、傘下の金融機関が、事業者と共に震災支援機構及び産業復興機構の積極的な活用を検討することなどについて周知している。さらに、金融庁は、同年8月に公表した「平成24事務年度中小・地域金融機関向け監督方針」において、金融機関が事業者と共に震災支援機構及び産業復興機構の積極的な活用を検討しているか、被災者の置かれた状況を踏まえつつ、金融面からのきめ細かな支援に積極的に取り組んでいるかなどについて確認することとしている。

そこで、各震災特例金融機関等における事業者向けの新規融資等や震災支援機構等の活用の状況について、検査することとした。

(ア) 震災特例金融機関等における事業者向けの新規融資等の状況

a 震災特例金融機関における事業者向けの新規融資等の状況

震災特例金融機関が金融庁に提出した25年3月期に係る履行状況報告書により震災特例金融機関における事業者向けの新規融資の状況をみると、表3のとおり、12震災特例金融機関のうち、6震災特例金融機関において、25年3月期に係る事業者向け新規融資の先数(件数)が24年9月期に比べて増加していた。増加した要因としては、飲食店やサービス業等の事業者の資金需要や、復旧工事の受注増加に伴い建設・解体業者の運転資金の需要が増加したことなどによるものであるとされている。

また、同報告書により条件変更の状況をみると、表3のとおり、7震災特例金融機関において、25年3月期の条件変更の先数(件数)が24年9月期に比べて減少していた。減少した要因としては、事業環境が回復して、当初の約定返済を再開した取引先が出てきたことなどによるものであるとされている。

表3 震災特例金融機関における事業者向けの新規融資等の状況 (単位：先(件)、百万円)

震災特例金融機関名	資本増強実施年月	被災債権額(億円)	事業者向け新規融資								事業者向け条件変更							
			平成24年3月期(震災後～24年5月末)		24年9月期(24年6月～11月末)		25年3月期(24年12月～25年5月末)		累計		平成24年3月期(震災後～24年5月末)		24年9月期(24年6月～11月末)		25年3月期(24年12月～25年5月末)		累計	
			先数(件数)	金額	先数(件数)	金額	先数(件数)	金額	先数(件数)	金額	先数(件数)	金額	先数(件数)	金額	先数(件数)	金額	先数(件数)	金額
仙台銀行	平成23年9月	1,169	1,552	39,652	295	12,071	386	13,881	2,233	65,604	247	15,243	1	36	—	—	248	15,279
きらやか銀行	24年12月	1,563	1,151	28,235	30	683	33	2,150	1,214	31,068	502	155億円	37	8億円	38	13億円	577	176億円
筑波銀行	23年9月	1,340	9,543	105,934	2,563	30,399	2,234	25,935	14,340	162,268	1,864	41,617	500	13,052	491	10,791	2,855	65,460
七十七銀行	23年12月	8,820	4,612	161,151	706	39,037	694	32,457	6,012	232,645	1,326	118,824	146	6,374	124	7,869	1,596	133,067
東北銀行	24年9月	1,285	1,320	30,525	442	12,961	386	10,576	2,148	54,062	788	14,043	103	1,579	49	723	940	16,345
相双信用組合	24年1月	112	81	2,192	29	1,841	133	3,131	243	7,164	124	5,236	22	1,284	50	587	196	7,107
いわき信用組合	24年1月	229	106	5,858	11	3,957	3	2,234	120	12,049	195	19,294	6	1,848	—	605	201	21,747
那須信用組合	24年3月	81	851	6,451	362	2,936	288	2,584	1,501	11,971	594	7,785	239	3,453	264	3,080	1,097	14,318
宮古信用金庫	24年2月	109	180	2,569	84	993	132	1,432	396	4,994	69	5,108	16	992	13	383	98	6,483
気仙沼信用金庫	24年2月	177	452	8,996	131	2,786	163	4,419	746	16,201	93	5,515	12	297	5	159	110	5,971
石巻信用金庫	24年2月	210	346	6,373	97	7,052	91	5,998	534	19,423	158	7,765	9	252	10	440	177	8,457
あぶくま信用金庫	24年2月	202	218	4,804	104	2,704	119	4,685	441	12,193	329	15,425	25	1,775	11	2,296	365	19,496

- 注(1) 本表は、各震災特例金融機関が公表している履行状況報告書等に基づいて作成したものである。
- 注(2) きらやか銀行、筑波銀行、七十七銀行、東北銀行及び那須信用組合に係る新規融資、並びに、きらやか銀行、筑波銀行、東北銀行及び那須信用組合に係る条件変更については件数である。
- 注(3) きらやか銀行の表中の区分は、震災後～平成24年3月末、24年4月～9月末及び24年10月～25年5月末である。また、同行の条件変更の実施状況については、提出された履行状況報告書が億円単位で記載されているため、表中でも億円単位の記載とした。
- 注(4) 東北銀行の表中の区分は、新規融資については、震災後～平成24年3月末、24年4月～11月末及び24年12月～25年5月末であり、条件変更については、震災後～24年6月末、24年7月～12月末及び25年1月～5月末である。
- 注(5) いわき信用組合が平成25年3月期に実施した条件変更については、それ以前に行った条件変更と同一の融資先に行ったものであるため、「—」としている。

b 震災特例組合における事業者向けの新規融資等の状況

震災特例組合が農林水産省等に提出した25年3月期に係る履行状況報告書により震災特例組合における事業者向けの新規融資の状況をみると、表4のとおり、9震災特例組合のうち7震災特例組合において、25年3月期に係る事業者向けの新規融資の件数が24年9月期に比べて増加していた。増加した要因としては、営農・事業再開、施設・設備復旧、再取得等の資金需要及び当面の資金繰り等の需要に対応していることなどによるものであるとされている。

また、同報告書により条件変更の状況をみると、表4のとおり、6震災特例組合において、25年3月期に係る事業者向けの条件変更の件数(先数)が24年9月期に比べて減少していた。減少した要因としては、事業環境が回復して、当初の約定返済を再開した取引先が出てきたことなどによるものであるとされている。一方、25年3月期において件数及び金額が増加している震災特例組合も見受けられるが、これは、収益が悪化している事業者に対して条件変更に取り組んだ結果によるものであるとされている。

表4 震災特例組合における事業者向けの新規融資等の状況

(単位：件(先)、百万円)

震災特例組合名	資本増強実施年月	被災債権額(億円)	事業者向け新規融資						事業者向け条件変更									
			平成24年3月期(震災後～24年3月末)		24年9月期(24年4月～9月末)		25年3月期(24年10月～25年5月末)		累計		平成24年3月期(震災後～24年3月末)		24年9月期(24年4月～9月末)		25年3月期(24年10月～25年5月末)		累計	
			件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数(先数)	金額	件数(先数)	金額	件数(先数)	金額	件数(先数)	金額
大船渡市農業協同組合	平成24年2月	113	33	207	28	137	26	161	87	505	27	562	3	53	3	95	33	710
ふたば農業協同組合	24年2月	99	5	110	3	35	2	395	10	540	3	43	2	19	1	94	6	156
そうま農業協同組合	24年2月	158	61	397	19	146	23	120	103	663	38	521	—	—	1	2	39	523
南三陸農業協同組合	24年3月	19	3	46	6	67	8	172	17	285	1	23	5	49	1	3	7	75
いしのまき農業協同組合	24年3月	74	99	716	37	288	71	333	207	1,337	63	2,573	8	756	7	33	78	3,362
仙台農業協同組合	24年3月	126	50	282	24	147	39	448	113	877	16	936	3	219	1	26	20	1,181
名取岩沼農業協同組合	24年3月	13	7	104	13	256	22	459	42	819	6	72	1	20	—	—	7	92
みやぎ亘理農業協同組合	24年3月	25	25	127	24	241	28	178	77	546	18	83	3	10	—	—	21	93
宮城県漁業協同組合	24年3月	85	797	9,119	78	2,167	235	6,364	1,110	17,650	29	1,331	4	46	15	499	48	1,876

- 注(1) 本表は、各震災特例組合が公表している履行状況報告書等に基づいて作成したものである。
- 注(2) 大船渡市農業協同組合、ふたば農業協同組合及びそうま農業協同組合は2月決算であり、表中の区分は、震災後～平成24年2月末、24年3月～8月末及び24年9月～25年4月末である。
- 注(3) 震災特例組合に係る被災債権額については、事業者向け以外の被災債権額が含まれている。
- 注(4) 南三陸農業協同組合及び名取岩沼農業協同組合の条件変更については先数である。

(イ) 震災特例金融機関等における震災支援機構等の活用状況

各震災特例金融機関等から提出された25年3月期に係る履行状況報告書をみると、各震災特例金融機関等における震災支援機構及び産業復興機構の活用状況は、表5のとおりとなっている。

表5 震災特例金融機関等における震災支援機構等の活用の状況

震災特例金融機関等名	震災支援機構			産業復興機構			時点
	債権の買取り等を決定した先数(件数)	左のうち債権の買取りを実行した先数(件数)	債権の買取り等を検討中の先数(件数)	債権の買取り等を決定した先数(件数)	左のうち債権の買取りを実行した先数(件数)	債権の買取り等を検討中の先数(件数)	
仙台銀行	20先	9先	42先	12先	9先	15先	平成25年6月末
きらやか銀行	2件	不明	1件	—	—	—	25年6月末
筑波銀行	1先	1先	17先	3先	3先	1先	25年6月末
七十七銀行	54先	不明	96先	31先	不明	30先	25年6月末
東北銀行	23先	不明	21先	35先	不明	16先	25年6月末
相双信用組合	1先	1先	1先	5先	不明	1先	25年6月末
いわき信用組合	1先	不明	4先	3先	不明	—	25年6月末
那須信用組合	2先	不明	2先	—	—	—	25年6月末
宮古信用金庫	22先	不明	12先	13先	不明	9先	25年6月末
気仙沼信用金庫	14先	不明	8先	13先	不明	13先	25年6月末
石巻信用金庫	22件	9件	13件	10件	8件	12件	25年6月末
あぶくま信用金庫	3件	3件	3件	1件	1件	3件	25年6月末
震災特例金融機関合計	138先、27件	11先、12件	203先、17件	115先、11件	12先、9件	85先、15件	
いしのまき農業協同組合	1件	1件	1件	—	—	—	25年5月末
宮城県漁業協同組合	2先	—	2先	—	—	—	25年5月末
震災特例組合同計	2先、1件	1件	2先、1件	—	—	—	

注(1) 本表は、各震災特例金融機関等が公表している平成25年3月期に係る履行状況報告書に基づいて作成したものである。

注(2) 震災特例金融機関の震災支援機構及び産業復興機構に係る「左のうち債権の買取りを実行した先数(件数)」欄については、履行状況報告書に先数(件数)の記載がある場合のみその先数(件数)を記載することとし、記載がない場合は不明とした。

注(3) きらやか銀行、石巻信用金庫、あぶくま信用金庫及びいしのまき農業協同組合については件数である。

震災特例金融機関においては、震災支援機構が債権の買取り等を決定した案件は、9震災特例金融機関で138先及び3震災特例金融機関で27件となっており、そのうち債権の買取りを実行したものは3震災特例金融機関で11先及び2震災特例金融機関で12件となっている。そして、そのほかに債権の買取り等に向けた検討を行っているものは、9震災特例金融機関で203先及び3震災特例金融機関で17件となっている。また、産業復興機構が債権の買取り等を決定した案件は8震災特例金融機関で115先及び2震災特例金融機関で11件となっており、そのうち債権の買取りを実行したものは2震災特例金融機関で12先及び2震災特例金融機関で9件となっている。そして、そのほかに債権の買取り等に向けた検討を行っているものは、7震災特例金融機関で85先及び2震災特例金融機関で15件となっている。

一方、震災特例組合においては、9震災特例組合のうち、震災支援機構により、1震災特例組合において1件の債権の買取りの決定が行われており、これについては債権の買取りが実行されている。また、他の1震災特例組合において、債権の買取りの決定が行われたものは2先となっている。そして、そのほかに、両震災特例組合において、債権の買取りに向けた検討を行っているものは2先及び1件となっている。

#### 4 本院の所見

現在、被災地域の下水道、交通網等公共インフラの復旧・復興に伴い、事業者が入居して事業を再開するための仮設店舗、仮設工場、仮設事務所等の建設が国からの交付金等の交付を受けて市町村等により行われているところである。今後、被災地域の復興が進捗することにより、事業者が本格的に事業を再開することが見込まれることから、引き続き、二重債務問題の解消に向けた取組に対する需要があると思料される。そして、被災地域の本格的な復興に向けた二重債務問題の解消等のためには、相談センター、震災支援機構等による事業者に対する迅速かつ適切な支援が必要とされるとともに、被災地域で業務を行っている金融機関等には、金融面からの実効性のある積極的な支援が期待されている。

したがって、金融庁、農林水産省、中小企業庁及び震災支援機構は、被災した事業者に対する再生支援及び金融機関に対する資本増強措置を実施するに当たっては、次の点に留意することが重要である。

ア 中小企業庁から委託を受けた相談センター及び震災支援機構においては、関係金融機関等との間で一層の緊密な連携及び調整を図ることにより、合意形成の期間の短縮を図り、事業者に対する迅速な再生支援に努めること

イ 相談センターにおいては、相談を受け付けた事業者について、相談センター及び産業復興機構における再生支援が可能か否かを早期に見極め、困難と判断した場合は、震災支援機構への引継ぎを速やかに行うよう努めること、震災支援機構においては、引継ぎを受けた案件について、事業者に対する迅速な再生支援に努めること

ウ 金融庁及び農林水産省においては、前記のとおり、引き続き、二重債務問題の解消に向けた取組に対する需要があると思料されることから、金融機関に対して、事業者と共に震災支援機構及び産業復興機構の積極的な活用を検討することを含め、事業の再建に継続的に貢献していくよう促すとともに、資本増強措置を受けた震災特例金融機関等に対して、強化計画に掲げられた各種施策の実施状況を十分に検証するなどして履行状況のフォローアップを適切に実施していくこと

本院としては、今後の東日本大震災からの復興の進捗状況や金融機関を取り巻く状況の変化を踏まえつつ、事業者に対する再生支援の実施状況、金融機関に対する資本増強措置の実施状況等について今後も引き続き検査していくこととする。

### 第3 日本振興銀行株式会社の破綻処理の実施状況について

検査対象	金融庁、預金保険機構、株式会社整理回収機構
事業の根拠	預金保険法(昭和46年法律第34号)
事業の概要	預金者等の保護を図るなどのために救済金融機関及び破綻金融機関に対する金銭の贈与、資産の買取り等を行う業務
金銭の贈与及び資産の買取りによる資金援助の実施額	1666億円(平成23、24両年度)
上記のうち整理回収機構において回収の対象となる資産の額	454億円(平成23、24両年度)

#### 1 検査の背景

##### (1) 金融機関の破綻処理の概要

###### ア 資金援助方式による破綻処理

金融庁は、金融機関が破綻した場合における預金者等の保護を図るなどのため、預金保険法(昭和46年法律第34号)等に基づき、金融機関の破綻処理に係る施策を、預金保険機構及び株式会社整理回収機構(以下「整理回収機構」という。)を通じて実施している。

預金保険法に基づく金融機関の破綻処理の方式には、保険金支払方式と資金援助方式とがある。資金援助方式は、破綻金融機関から事業の譲受け等を行う金融機関(以下「救済金融機関」という。)等に対して資金援助を行うもので、その方法としては、救済金融機関(後述する承継銀行を含む。)に対する金銭の贈与、破綻金融機関からの資産の買取り等がある。このうち、資産の買取り(買い取った資産の管理、回収等を含む。)については預金保険機構が整理回収機構に委託して実施し、それ以外の金銭の贈与等については預金保険機構が自ら実施している。

なお、金融機関の破綻処理に際し、預金保険で保護される預金等(以下「付保預金」という。)の範囲は、無利息等の要件を満たす決済用預金を除き1金融機関ごとに預金者1人当たり元本1000万円までとその利息等とされている(以下、この一定の範囲内で預金等が保護されることを「定額保護」という。)。また、預金保険機構は、破綻金融機関に対して、付保預金の払戻しのために必要な資金を貸し付けることができるとされている。

そして、預金保険機構は、以上の金融機関の破綻処理に係る業務を一般勘定で経理している。また、国は、同勘定に対して1億5000万円を出資している。

###### イ 金融整理管財人による管理

預金保険法によれば、金融庁等は、金融機関がその財産をもって債務を完済することができないと認める場合等であって、当該金融機関の事業譲渡等が行われることなく解散等が行われる場合に、当該金融機関が業務を行っている地域又は分野における利用者の利便等に大きな支障が生ずるおそれがあるなどと認めるときは、当該金融機関に対し、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分(以下「管理を命ずる処分」<sup>(注1)</sup>という。)をすることができる(以下、管理を命ずる処分を受けた金融機関

を「被管理金融機関」という。)。そして、同庁等は、管理を命ずる処分をする際には、同時に金融整理管財人を選任しなければならないとされている。

#### ウ 承継銀行の活用による業務承継

金融庁は、預金保険法に基づき、被管理金融機関の業務を承継するために承継銀行<sup>(注2)</sup>を活用する必要があると認めるときは、承継銀行が被管理金融機関から事業の譲受け等を行うべき旨の決定を行うことができる<sup>(注2)</sup>とされている。そして、この決定があったときは、金融整理管財人は、被管理金融機関の貸出債権等の資産から、承継銀行が保有する資産として適当な資産を選定し、同庁に対して確認を求めることとされている(以下、この資産を「適資産」といい、それ以外の被管理金融機関の資産を「不適資産」という。)

(注1) 金融整理管財人 被管理金融機関を代表し、業務の執行並びに財産の管理及び処分を行うとともに、救済金融機関等への事業譲渡、旧経営者に対する経営破綻の責任を明確にするための民事上の提訴等を行う者

(注2) 承継銀行 被管理金融機関の受皿となる救済金融機関が直ちに現れない場合に対応するために、事業の譲受け等により被管理金融機関の業務を引き継ぎ、その業務を暫定的に維持継続することを主な目的として、預金保険機構の子会社として設立される銀行

### (2) 日本振興銀行の破綻処理の概要

#### ア 日本振興銀行の経営破綻

日本振興銀行株式会社(以下「日本振興銀行」という。))は、平成22年9月10日に、預金保険法に基づき、金融庁に対して「その財産をもって債務を完済することができない」旨の申出を行った。これを受けて、同庁は、同日、日本振興銀行に対して管理を命ずる処分をする<sup>(注2)</sup>とともに、預金保険機構を金融整理管財人に選任した。また、同日、日本振興銀行は、東京地方裁判所に対して、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てを行い、同裁判所は、同月13日に再生手続開始の決定を行った。

なお、日本振興銀行は、16年4月に業務を開始した当初は中小企業向けの小口融資と他の金融機関に比べて高い金利を付した定期預金の受入れを中心に業務を行っていたが、十分な収益を上げることができない状況が続いたため、貸金業者からの債権買取りや同銀行と親密な企業に対する大口融資により急速に業務を拡大していった。しかし、それに見合った十分な信用リスク管理を行わなかった結果、経営破綻に至ったとされている。

#### イ 日本振興銀行の破綻処理

日本振興銀行の破綻処理においては、昭和46年に預金保険制度が発足して以来、初めて定額保護が実施されることとなり、預金保険で保護されない預金等については日本振興銀行の財産の状況に応じて弁済されることとなった。また、最終的に承継銀行の業務を引き継ぐ金融機関(以下「最終受皿金融機関」という。))が決定されるまでの間は、預金保険機構の全額出資により設立された株式会社第二日本承継銀行(以下「第二日本承継銀行」という。))が、暫定的に日本振興銀行の業務を承継することとなった。

金融整理管財人である預金保険機構は、平成23年3月31日に金融庁から適資産の確認を受けた。そして、同年4月25日に、日本振興銀行から第二日本承継銀行に対して、適資産及び付保預金の譲渡を主な内容とする事業の一部譲渡が行われた(以下、こ

の日を「事業譲渡日」という。)。この事業譲渡に併せて、預金保険機構及び同機構から委託を受けた整理回収機構は、第二日本承継銀行及び日本振興銀行に対して金銭の贈与及び資産の買取りによる資金援助を実施している。

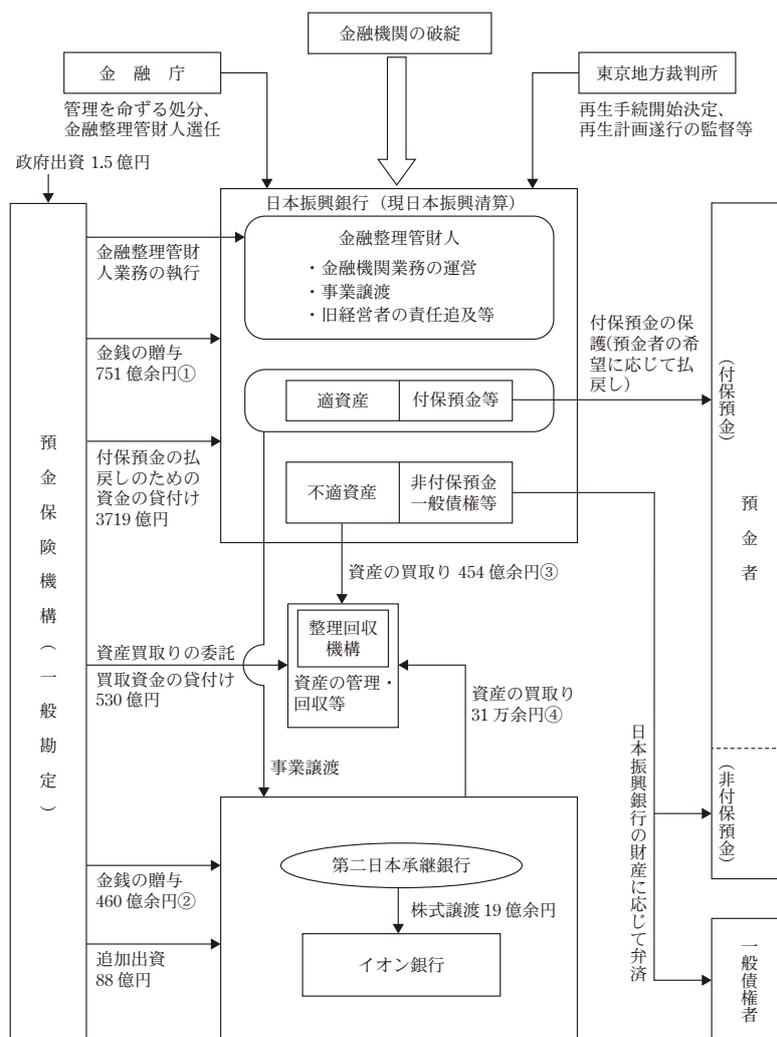
そして、上記事業譲渡後の23年9月28日に、預金保険機構は、第二日本承継銀行の財務の健全性を確保するため、第二日本承継銀行に対して追加出資を行っている。

また、預金保険機構は、23年9月30日に株式会社イオン銀行(以下「イオン銀行」という。)を日本振興銀行の最終受皿金融機関に決定した旨を公表し、同年12月26日にイオン銀行に対して第二日本承継銀行の発行済株式の全てを譲渡している。

そして、24年9月10日に日本振興銀行が解散し、金融庁から管理を命ずる処分が取り消されたことにより、預金保険機構の金融整理管財人としての業務は終了した。なお、日本振興銀行は、解散に伴い商号を変更して清算法人である日本振興清算株式会社(以下「日本振興清算」という。)に移行し、その後の再生手続等は、裁判所の監督の下、日本振興清算が遂行していくこととなった。

これら日本振興銀行の破綻処理の枠組みなどを示すと、図1のとおりである。

図1 日本振興銀行の破綻処理の枠組みなど



注(1) 金額は平成25年3月末現在である。

注(2) 資金援助の実施額の合計は1666億余円(①、②、③及び④の計)である。

## 2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

### (1) 検査の観点及び着眼点

日本振興銀行の破綻処理においては、預金保険制度の発足以来、初めて定額保護が実施された。また、その破綻処理に係る資金援助等の実施に当たっては、国から出資を受けて預金保険制度に係る業務を經理している預金保険機構の一般勘定から資金が支出されている。

そこで、本院は、上記の状況を踏まえて、合規性、経済性、効率性等の観点から、次の点に着眼して検査した。

ア 第二日本承継銀行及び日本振興銀行に対する預金保険機構による金銭の贈与や整理回収機構による資産の買取りはどのように実施されているか。

イ 整理回収機構において、日本振興銀行及び第二日本承継銀行から買い取った資産の回収状況はどのようになっているか。

ウ 第二日本承継銀行に対する預金保険機構の追加出資は適切に実施されているか。

エ 預金保険機構による日本振興銀行の最終受皿金融機関の選定に係る手続の透明性、客観性及び公正性は十分に確保されているか。

### (2) 検査の対象及び方法

本院は、計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)に基づき預金保険機構等から本院に提出された財務諸表等について書面検査を行うとともに、金融庁、預金保険機構、整理回収機構等において、資金援助の実施状況、資産の回収状況、最終受皿金融機関の選定等に関する各種資料等の提出を受けたり、担当者から説明を聴取したりするなどして会計実地検査を行った。

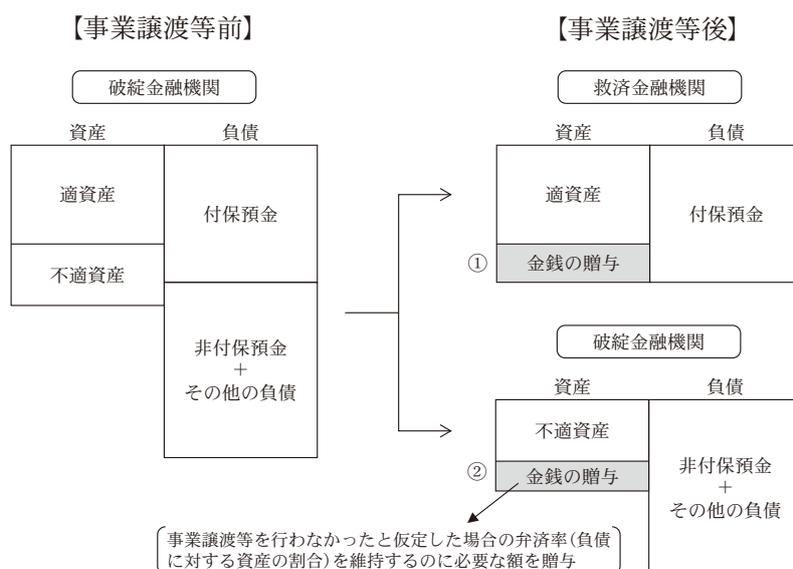
## 3 検査の状況

### (1) 第二日本承継銀行及び日本振興銀行に対する資金援助の実施状況

#### ア 金銭の贈与

預金保険機構が行う金銭の贈与には、①破綻金融機関から救済金融機関への事業譲渡等を援助するため、当該事業譲渡等の対象となる資産の額が負債の額を下回る場合に、その差額に相当する額を救済金融機関に対して贈与するものと、②事業譲渡等に伴い破綻金融機関に残される債権の債権者と救済金融機関に引き継がれる債権の債権者との間の均衡を図るため、事業譲渡等を行わなかったと仮定した場合の弁済率(負債に対する資産の割合)を維持するのに必要な額を破綻金融機関に対して贈与するものがある(図2参照)。

図2 事業譲渡等に伴う救済金融機関及び破綻金融機関に対する金銭の贈与(概念図)



預金保険機構は、第二日本承継銀行及び日本振興銀行からの資金援助の申込みを受けて、事業譲渡日に、第二日本承継銀行及び日本振興銀行に対して、それぞれ1040億余円(申込時点で把握可能であった日本振興銀行の資産及び負債の額に基づいて算定した、上記①の差額に相当する額)、655億余円(同上記②の弁済率を維持するのに必要な額)、計1696億余円(同上記②)の金銭の贈与を行った。その後、両銀行において事業譲渡日時点における日本振興銀行の資産及び負債の額を精査した結果、これらの金額が変動したことなどにより、金銭の贈与額が減額又は増額されており、25年3月末現在における第二日本承継銀行及び日本振興銀行に対する金銭の贈与額は、それぞれ460億余円、751億余円、計1212億余円となっている。

#### イ 資産の買取り等

金融整理管財人である預金保険機構は、金融庁に対して適資産の確認を求める際に、貸出債権等の貸出関連資産について、金融庁等が定める基準に従い、債務者の財務状況等に応じて、当該債務者を正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に区分した(以下、この区分を「債務者区分」という。)。そして、原則として、正常先及び要注意先に係る貸出関連資産を適資産に、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に係る貸出関連資産を不適資産に、それぞれ区分した。

整理回収機構は、預金保険機構からの委託を受けて、事業譲渡日から24年7月までの間に、日本振興銀行の不適資産の一部を530億余円で買い取ったほか、第二日本承継銀行の株式がイオン銀行へ譲渡された日に、第二日本承継銀行が日本振興銀行から譲り受けた適資産のうち譲受け後の債務者の法的破綻等により回収が不可能等と認められるに至った一部の資産を42万余円で買い取った。これら資産の買取価格は、買取実行日より前の一定の日を基準として算定されており、当該基準日から買取実行日までの間に債権の回収等により資産の残高に変動が生じた場合には、事後に当該買取価格を調整することなどとされている。そして、この価格調整等の結果、整理回収機構が買い取った資産に係る25年3月末現在の額は、日本振興銀行分が454億余円、第二日本承継銀行分が31万余円、計454億余円となっている。

なお、預金保険機構は、日本振興銀行からの資産の買取りのために必要な資金として、事業譲渡日に、整理回収機構に対して530億円を貸し付けている(25年3月末現在の貸付残高は195億円)。また、預金保険機構は、22年9月から23年4月までの間に、日本振興銀行に対して、付保預金の払戻しのために必要な資金として計3719億円を貸し付けている(25年3月末現在の貸付残高は2265億余円)。

上記のア及びイにより、日本振興銀行の破綻処理に際して行われた金銭の贈与及び資産の買取りによる資金援助の実施額は、25年3月末現在で、それぞれ1212億余円、454億余円、計1666億余円となっている。

## (2) 日本振興銀行及び第二日本承継銀行から買い取った資産の回収状況

整理回収機構は、預金保険機構との間で締結した「整理回収業務に関する協定」等に基づき、日本振興銀行及び第二日本承継銀行から買い取った資産について、その回収等を行うこととされている。そして、整理回収機構が両銀行から買い取った資産454億余円の大部分を占める貸出債権453億余円の回収状況をみると、25年3月末までの回収額は271億余円(簿価ベース)となっており、約6割が回収されていて、同月末現在の残高は182億余円となっている。なお、上記の25年3月末までに回収した貸出債権には、簿価を上回って回収した額(回収益)が403億余円あることから、回収額の合計額は675億余円となっている。

また、整理回収機構は、上記の協定等に基づき、両銀行から買い取った資産の回収等によって生じた利益の合計額から損失(回収費用を含む。)の合計額を控除してなお残額があるときは、毎年度、その残額に相当する額を納付金として預金保険機構に納付することとされている。そして、このうち日本振興銀行から買い取った資産に係る23年度分から25年度分までの納付金については、前記の民事再生法に基づく再生手続の一環として、26年度以降に、預金保険機構から日本振興清算に対して抛出するなどして日本振興清算の債権者に還元することとされている(以下、これを「回収益還元」という。)。なお、整理回収機構が日本振興銀行から買い取った資産に係る納付金の額は、23年度分が24億余円、24年度分が365億余円となっており、それぞれ翌年度に預金保険機構に納付されている。

## (3) 第二日本承継銀行に対する追加出資

### ア 追加出資の経緯

第二日本承継銀行は、23年9月期中間決算に当たり、同年6月末を仮基準日として、日本振興銀行から譲り受けた貸出債権等の適資産について、金融庁が公表している金融検査マニュアル等に従って自己査定を行った。その結果、仮基準日における債務者10,632先の半数を超える5,610先の債務者に係る債務者区分が正常先から要注意先以下又は要注意先から破綻懸念先以下の区分に修正されたことなどにより、127億余円の貸倒引当金を計上する必要が生じ、純資産額が減少して大幅な債務超過となる見込みとなった。このため、第二日本承継銀行は、銀行法(昭和56年法律第59号)等において業務を継続する前提とされている自己資本比率4%を維持するためには、88億円の資本追加が必要であると見込み、預金保険機構に対して追加出資の要請を行った。これを受け、同機構は、23年9月28日に、第二日本承継銀行に対して88億円の追加出資を行っている。

そして、上記多数の債務者に係る債務者区分が修正された要因について、預金保険機

構は、同機構では適資産の選定時に入手できていなかった決算書等の債務者に関する情報が、第二日本承継銀行では事業の譲受け後に入手できたことから、これを基に第二日本承継銀行がより精緻な資産査定を行ったことなどによるとしている。

#### イ 預金保険機構による貸倒引当金の計上見込額等の検証

預金保険機構は、前記の第二日本承継銀行への追加出資に先立ち、第二日本承継銀行が行った仮基準日における債務者区分の判定結果や、貸倒引当金の計上見込額 127 億余円の妥当性について、次のとおり検証していた。

すなわち、預金保険機構は、仮基準日における債務者区分の判定結果については、第二日本承継銀行の会計監査人による監査を経ており、一定の適正性が確保されていると判断できるとしていた。また、貸倒引当金の計上見込額については、同機構の職員を第二日本承継銀行に派遣し、当該職員による再計算の結果と第二日本承継銀行による計算の結果とを照合するなどして、最終的に両者が計算した貸倒引当金の合計額が一致したことを確認することにより、その妥当性を検証していた。

なお、第二日本承継銀行が保有していた貸出債権等に係る個々の債務者の情報は、第二日本承継銀行の株式の譲渡に伴いイオン銀行側に引き継がれていたことなどから、本院において、上記の債務者区分の判定結果やこれに基づく貸倒引当金の計上見込額について十分に再検証することはできなかった。

#### (4) 日本振興銀行の最終受皿金融機関の選定

##### ア 選定過程の公表

預金保険機構は、最終受皿金融機関の選定手続の透明性及び公平性を確保するため、日本振興銀行の最終受皿金融機関になることを希望する者(以下「受皿候補」という。)を公募することにより、最終受皿金融機関を決定していた。そして、受皿候補の募集から最終受皿金融機関の決定に至るまでの過程及びその公表状況は、次のとおりとなっていた。

預金保険機構は、23年3月11日に、受皿候補の募集要項を同機構のホームページ上で公表し、同要項において、最終受皿金融機関に求められる基本的な要件として、①中小企業向け貸出しを含め、銀行としての機能を適切かつ継続的に発揮できること、②適切な内部統制やリスク管理態勢を整備し、安定した収益力及び財務の健全性を維持、向上できることなどを示した上で、受皿候補を募集した。

その後、応募した受皿候補7者のうち書類審査を通過した4者に対して、同年6月10日までに再承継を希望する事業に関する計画書(以下「事業計画書」という。)を提出するよう依頼し、期限までに提出のあった2者に対して、第二日本承継銀行の企業価値の評価を行った上で、第二日本承継銀行の株式の譲受条件、改訂した事業計画書等を同年8月12日までに提示及び提出するよう依頼した。そして、期限までに提出等のあった2者について、上記の基本的な要件の充足状況のほか、第二日本承継銀行の株式の譲渡金額や資金調達の確実性等について審査を行った。その結果、最終受皿金融機関としての適格性を有する受皿候補はイオン銀行1者のみであったことから、預金保険機構は、同年9月30日に、イオン銀行を日本振興銀行の最終受皿金融機関に決定し、第二日本承継銀行の全株式を19億余円で譲渡することとした。そして、以上の過程については、同機構のホームページ上で公表されている。

一方、第二日本承継銀行の株式に係る譲渡金額の妥当性や、この金額が前記の預金保険機構が行った88億円の追加出資により財務の健全性が確保された第二日本承継銀行の価値と比較してどのようになっていたのかに関しては、同機構は、仮にイオン銀行に再承継できなかった場合は、第二日本承継銀行を清算せざるを得なくなることから、イオン銀行から提示された譲渡金額は同機構が算定した第二日本承継銀行の継続企業としての価値を下回っていたものの、清算した場合の価値を上回っていたため、妥当であると判断していた。そして、このことについては、23年9月30日に同機構が行った記者会見において言及されているが、同機構のホームページ上では公表されていない。

#### イ 事業計画書の審査

受皿候補から提出される事業計画書には、銀行としての機能を適切かつ継続的に発揮するための方策や安定した収益力及び財務の健全性を維持、向上させるための方策等を記載することとなっており、事業計画書は、最終受皿金融機関の適格性を判断する上で重要な書類となっている。

預金保険機構は、役員1名、事務局職員5名(改訂後の事業計画書の審査時は4名)の計6名(同5名)を評価者として、受皿候補2者から提出された事業計画書(改訂後の事業計画書を含む。以下同じ。)の記載項目ごとに、その内容の具体性や施策の実現可能性等に着眼して審査を行うとともに、事業計画書の概要及び評価者全体としての評価結果を対比表にまとめることによりその優劣の比較を行っていた。同機構は、事業計画書の評価方法について、当初は、評価項目ごとに評価基準を設けて、各評価者の評価結果を点数化する方法を導入することを検討していたが、事業計画書を提出した受皿候補2者のうち1者については必要事項が記載されていなかったことから、この方法を導入するに至らなかったとしている。

### 4 本院の所見

#### (1) 日本振興銀行及び第二日本承継銀行から買い取った資産の回収

整理回収機構は、預金保険機構との間で締結した協定等に基づき、日本振興銀行及び第二日本承継銀行から買い取った資産の回収等によって生じた利益の合計額から損失の合計額を控除した額を納付金として預金保険機構に納付することとされている。また、このうち、日本振興銀行から買い取った資産に係る23年度分から25年度分までの納付金については、前記のとおり、日本振興清算の債権者に対する回収益還元の対象とされている。

したがって、整理回収機構においては、上記も踏まえ、両銀行から買い取った資産について引き続き回収額の極大化に努める必要がある。

#### (2) 最終受皿金融機関の選定

最終受皿金融機関の選定過程等について、より一層の透明性の向上を図る点からは、国民が容易に情報提供を受けられるような方法を用いて公表することが望ましいと考えられる。また、事業計画書の審査に際して、複数の受皿候補から同水準の内容の事業計画書が提出された場合には、その優劣を客観的かつ公平に比較することが困難になることも考えられることから、このような場合にも十分に対応できるよう、事業計画書の評価方法について、可能な限り受皿候補に事業計画書の提出を求める時までには定めておくことが重要である。

したがって、預金保険機構において、今後の金融機関の破綻処理に際して、最終受皿金

融機関の選定に関与する場合には、次のような点に留意して、その選定手続の透明性、客観性及び公正性のより一層の向上に努めることが重要である。

ア 最終受皿金融機関の選定過程等の公表に当たっては、公表する内容の重要性を考慮しつつ、その内容及び公表方法のより一層の充実を図ること

イ 受皿候補から提出される事業計画書の審査に当たっては、受皿候補に事業計画書の提出を求めるまでの間に、当該破綻金融機関の特性等に応じた評価項目及び評価基準を設定し、その評価結果を定量化するなどの評価方法を導入することについて検討すること

本院としては、今後の金融機関を取り巻く状況の変化を踏まえつつ、日本振興銀行等から買い取った資産の回収状況等について引き続き注視していくこととする。

## 第4 高額の不動産等の売買等を行う特別目的会社に係る消費税の取扱いについて

第4章 第3節 特定検査対象に関する検査状況 第4

検査対象	財務本省、2 国税局、13 税務署
会計名及び科目	一般会計 国税収納金整理資金 (款)歳入組入資金受入 (項)各税受入金
事業者免税点制度及び簡易課税制度の概要	課税期間の前々年又は前々事業年度における課税売上高が、事業者免税点制度は 1000 万円以下、簡易課税制度は 5000 万円以下の場合に納税義務を免除又は簡易な方法により計算する制度
検査の対象とした法人数	236 法人
事業者免税点制度を適用していた課税期間の納付消費税額の推計が可能な法人数及びその推計納付消費税額	19 法人 4 億 1552 万円(平成 20 年度～22 年度)
簡易課税制度を適用していた課税期間の消費税差額等の把握が可能な法人数及びその消費税差額等	155 法人 41 億 4311 万円(平成 17 年度～24 年度)
上記のうち譲渡時期の特例を適用していた法人数及びその消費税差額等	12 法人 8 億 9934 万円(平成 19 年度～24 年度)

### 1 検査の背景

#### (1) 消費税の概要

消費税は、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に基づき、製造、卸売、小売等の各段階の売上げに課税されて、その税相当額が順次価格に織り込まれ転嫁されて、最終的には消費者が負担することが予定されている。このことから、消費税法は、前段階で課税されている消費税が各段階で二重、三重に累積的に課税されないように、課税売上げに係る消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除する仕組みを採っている。そして、納付消費税額は、原則として、課税売上げに係る消費税額から当該課税売上げに対応する実際の課税仕入れに係る消費税額を控除して算出する(以下、この計算方法を「本則課税」という。)こととなっている。

なお、課税仕入れに係る消費税額が課税売上げに係る消費税額を上回る場合には、還付申告書を提出(以下「還付申告」という。)して還付を受けることができることとなっている。

#### (2) 事業者免税点制度及び簡易課税制度

消費税法では、小規模事業者の事務処理能力等を勘案して、個人事業者では課税期間の前々年、法人では課税期間の前々事業年度(以下、これらを「基準期間」という。)における

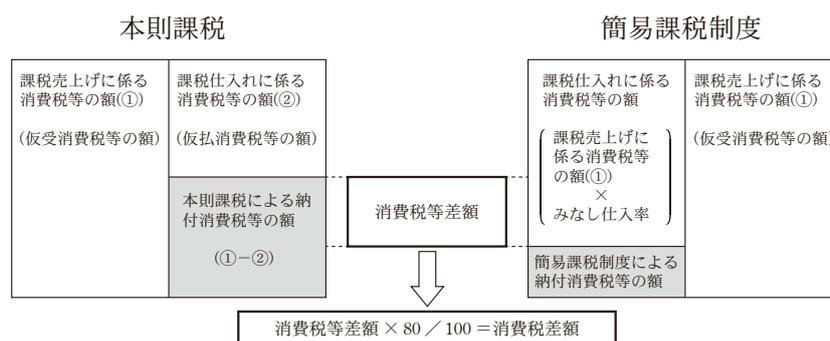
課税売上高が1000万円以下(基準期間がない場合を含む。以下同じ。)の事業者は、原則として消費税の納税義務が免除される制度が設けられている(以下、この消費税の納税義務が免除される仕組みを「事業者免税点制度」という。)。なお、納税義務が免除されることとなる事業者が「消費税課税事業者選択届出書」を所轄の税務署長に提出した場合には、原則として、その提出があった日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間から課税事業者となることができることとなっている。

また、本則課税の特例として、中小事業者の事務負担に配慮して、事業者の選択により、基準期間における課税売上高が5000万円以下(基準期間がない場合を含む。以下同じ。)である課税期間について、課税売上げに係る消費税額を基礎として、課税仕入れに係る消費税額をみなし仕入率を用いて簡易な方法により計算できる簡易課税制度が設けられている。そして、事業者が「消費税簡易課税制度選択届出書」を所轄の税務署長に提出した場合には、原則として、その提出があった日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間から簡易課税制度を適用して申告することができることとなっている。

### (3) 消費税等の経理処理の方式と簡易課税制度適用による消費税等差額

事業者が行う取引に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の経理処理には、消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額とを区分して経理する税抜経理方式と区分しないで経理する税込経理方式がある。そして、事業者が消費税等の経理処理について税抜経理方式を適用している場合において、簡易課税制度の適用を受けた課税期間に、課税売上げに係る消費税等の額(仮受消費税等の額)から課税仕入れに係る消費税等の額(仮払消費税等の額)を控除した額(本則課税による納付消費税等の額)と簡易課税制度による納付消費税等の額との差額(以下、この差額を「消費税等差額」といい、当該差額のうち国税である100分の80に相当する額を「消費税差額」という。)が生ずるときは、消費税等差額について、法人の場合は法人税の申告において、その課税期間を含む事業年度の益金又は損金に算入することとなっている(図1参照)。

図1 消費税等差額の概念図(益金に算入する場合)



### (4) 資産の譲渡等の時期

消費税の納税義務は資産の譲渡等を行った時に成立して、その譲渡の時期は、原則として資産の引渡しを行った日であり、その日の属する課税期間において資産の譲渡等の対価の額を売上げに計上することとなっている。ただし、資産の譲渡等が長期割賦販売等に該当して、法人税法(昭和40年法律第34号)等に規定する延払基準の方法により経理している場合は、消費税法第16条の規定に基づき、資産の譲渡等の対価の額を分割して受領する場合におけるその受領する賦払金の支払期日の属する課税期間において、それぞれ当該賦払金に係る部分について資産の譲渡等を行ったものとみなすことができ、それぞれの期日

の属する各課税期間において当該賦払金を売上げに計上することができることとなっている(以下、この資産の譲渡等の時期を繰り延べることを「譲渡時期の特例」という)。

また、事業者が、譲渡時期の特例の適用を受けた課税期間の翌課税期間以後のいずれかの課税期間において、法人税法等に規定する延払基準の適用を継続していても、消費税において譲渡時期の特例の適用を受けないこととした場合には、消費税法施行令(昭和63年政令第360号)第32条第3項の規定に基づき、その譲渡時期の特例の適用を受けないこととした課税期間以後に支払期日が到来する賦払金に係る部分は、当該課税期間において資産の譲渡等を一括して行ったものとみなして、当該賦払金を売上げに計上することができることとなっている(図2参照)。

図2 資産の譲渡等の時期の概念図

第1期に100億円の建物を取得し、第1期に引き渡して、第2期から支払期日の到来する5回払いの割賦販売を行い、法人税は延払基準の方法により経理している場合

(事業年度及び課税期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日まで)

○譲渡時期の原則(消費税は、第1期の建物引渡時に課税売上高を一括して計上する場合)

		4/1	3/31	3/31	3/31	3/31	3/31	3/31
		第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	
法人税	割賦売上		20億円	20億円	20億円	20億円	20億円	
		延 払 基 準						
消費税	課税売上高	100億円						
	課税仕入高	100億円						

○譲渡時期の特例適用(消費税は、第2期から第6期まで譲渡時期の特例を適用し課税売上高を計上する場合)

		4/1	3/31	3/31	3/31	3/31	3/31	3/31
		第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	
法人税	割賦売上		20億円	20億円	20億円	20億円	20億円	
		延 払 基 準						
消費税		特 例 適 用						
	課税売上高		20億円	20億円	20億円	20億円	20億円	
	課税仕入高	100億円						

○譲渡時期の特例適用後不適用(消費税は、第2期に譲渡時期の特例の適用を受けないこととして、第2期の課税売上高に賦払金全額を一括して計上する場合)

		4/1	3/31	3/31	3/31	3/31	3/31	3/31
		第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	
法人税	割賦売上		20億円	20億円	20億円	20億円	20億円	
		延 払 基 準						
消費税			特例適用	特例不適用				
	課税売上高		100億円	20億円	20億円	20億円	20億円	
	課税仕入高	100億円						

(5) 資産の流動化及びPFI事業における特別目的会社

事業内容が特定されていて、特定の事業を営むことを目的として設立された会社は、一般に特別目的会社と<sup>(注1)</sup>呼ばれている。

## ア 資産の流動化

債権や不動産等の資産を保有する者が、特定の資産を保有することを目的とする特別目的会社等を設立して、その資産を当該特別目的会社等に譲渡して、その資産が生み出す収益を原資として資金調達を行う方法を資産の流動化といい、対象資産によって、債権流動化又は不動産流動化等と呼ばれている。そして、当該特別目的会社として、「資産の流動化に関する法律」(平成10年法律第105号。以下「資産流動化法」という。)により設立された特定目的会社、会社法(平成17年法律第86号)により設立された合同会社等が利用されている。

不動産流動化は、特別目的会社等が資産流動化計画等により不動産等を取得して、当該不動産等の賃貸、売却等を行うものであり、比較的高額な不動産等を流動化の対象としている。

## イ PFI 事業

民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業(以下「PFI 事業」という。)は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号)に基づき、平成11年度以降、国及び地方公共団体等が管理者等となり実施されている。そして、事業を実施するために選定された事業者(以下「選定事業者」という。)は、PFI 事業を実施する特別目的会社を新たに設立するのが通例となっていて、公共施設の建設費等が高額であることなどから、完成後の一定事業期間に割賦方式で整備費が支払われる。

(注1) 本項においては、資産流動化法により設立された特定目的会社、資産の流動化等のために会社法により設立された合同会社等及び PFI 事業を実施するために設立された株式会社を特別目的会社としている。

## 2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

### (1) 検査の観点及び着眼点

消費税の事業者免税点制度及び簡易課税制度においては、基準期間という過去の一定の期間における課税売上高によって納税義務の有無や簡易課税制度の適用の可否を判定することとしている結果、基準期間における課税売上高が1000万円以下又は5000万円以下であれば、課税期間における課税売上高が多額である場合であっても、これらの制度を適用することができることとなっている。

そこで、本院は、消費税に関する国民の関心が高い中で、有効性等の観点から、小規模事業者の事務処理能力等を勘案して設けられた事業者免税点制度及び中小事業者の事務負担に配慮して設けられた簡易課税制度について、事業計画等により高額な不動産等の取得、賃貸、売買等を行う特別目的会社におけるその適用状況はどのようになっているか、また、その創設の趣旨に照らして有効かつ公平に機能しているかに着眼して検査した。

### (2) 検査の対象及び方法

検査に当たっては、<sup>(注2)</sup>2国税局及び<sup>(注3)</sup>13税務署において、特別目的会社のうち還付申告後、事業者免税点制度又は簡易課税制度を適用していた236法人を抽出して、消費税申告書等の書類によりその内容を分析するなどして会計実地検査を行うなどした。そして、財務本省において、譲渡時期の特例等の趣旨を聴取するなどして会計実地検査を行った。

(注2) 2国税局 東京、名古屋両国税局

(注3) 13 税務署 札幌中、仙台中、麹町、神田、日本橋、京橋、芝、麻布、四谷、新宿、東、南、鹿児島各税務署

### 3 検査の状況

#### (1) 特別目的会社の消費税の申告状況等

上記 236 法人の還付申告後の事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用状況は、以下のとおりである。

- ① 還付申告後、事業者免税点制度を適用していた法人数 22 法人
- ② 還付申告後、簡易課税制度を適用していた法人数 182 法人
- ③ 還付申告後、事業者免税点制度及び簡易課税制度を適用していた法人数 32 法人

これら 236 法人のうち事業者免税点制度を適用していた課税期間における推計課税売上高及び簡易課税制度を適用していた課税期間における課税売上高(以下、これらを合わせて「課税売上高等」という。)の把握が可能な 229 法人の課税売上高等についてみると、表 1 のとおりである。

(注4) 推計課税売上高 事業者免税点制度を適用していた課税期間について、課税事業者で本則課税を適用していたとして推計した課税売上高。事業者免税点制度を適用していた課税期間の売上高に、事業者免税点制度を適用していた課税期間後、本則課税を適用していた課税期間の売上高に対する課税売上高の割合を乗じて推計している。

表 1 特別目的会社の課税売上高等の分布状況

(1) 事業者免税点制度適用課税期間における推計課税売上高の状況 (単位：法人、千円)

区分	推計課税売上高	1000 万円以下	1000 万円超 1 億円以下	1 億円超 5 億円以下	5 億円超 10 億円以下	10 億円超 50 億円以下	50 億円超 100 億円以下	100 億円超	計
法人数		—	2	15	12	7	—	—	36
推計課税売上高の総額		—	177,625	3,943,548	8,687,497	12,902,319	—	—	25,710,991
1 法人当たりの平均		—	88,812	262,903	723,958	1,843,188	—	—	714,194

(2) 簡易課税制度適用課税期間における課税売上高の状況 (単位：法人、千円)

区分	課税売上高	5000 万円以下	5000 万円超 1 億円以下	1 億円超 5 億円以下	5 億円超 10 億円以下	10 億円超 50 億円以下	50 億円超 100 億円以下	100 億円超	計
法人数		9	10	65	47	73	7	3	214
課税売上高の総額		253,574	773,375	17,447,467	33,691,037	158,507,682	39,163,571	38,728,207	288,564,916
1 法人当たりの平均		28,174	77,337	268,422	716,830	2,171,338	5,594,795	12,909,402	1,348,434

(注) 事業者免税点制度を適用していた 36 法人及び簡易課税制度を適用していた 214 法人の計 250 法人のうち、両制度を適用していた法人が 21 法人あり、法人数の純計は 229 法人である。

36 法人の事業者免税点制度を適用していた課税期間における推計課税売上高の 1 法人当たりの平均は 7 億 1419 万余円と多額となっており、このうち 10 億円超の推計課税売上高を有している法人が 7 法人見受けられた。また、214 法人の簡易課税制度を適用していた課税期間における課税売上高の 1 法人当たりの平均は 13 億 4843 万余円と多額となっており、このうち 50 億円超の課税売上高を有している法人が 10 法人見受けられた。

このように、基準期間における課税売上高が 1000 万円以下又は 5000 万円以下である課税期間後において多額の課税売上高等が生ずるのは、特別目的会社において、事業計画等により、高額の不動産等を一時期に取得して、その後の課税期間に当該不動産等の賃貸、売却等をするためである。

そこで、これら 236 法人のうち事業者免税点制度や簡易課税制度を適用していた課税期間の直前の課税期間末における資産の把握が可能な 191 法人の資産の状況についてみると、表 2 のとおりである。

表 2 特別目的会社の資産の状況 (単位：法人、千円)

区 分	資 産				計
	10 億円以下	10 億円超 50 億円以下	50 億円超 100 億円以下	100 億円超	
法 人 数	1	45	54	91	191
資産の総額 (1 法人当たりの平均)	479,906 (479,906)	150,623,668 (3,347,192)	399,532,430 (7,398,748)	2,259,422,310 (24,828,816)	2,810,058,315 (14,712,347)
うち不動産等の総額 (1 法人当たりの不動産等の平均)	468,162 (468,162)	137,455,130 (3,054,558)	363,017,664 (6,722,549)	2,078,828,062 (22,844,264)	2,579,769,019 (13,506,644)

191 法人の資産の額は 1 法人を除いて全て 10 億円を超えており、その総額は 2 兆 8100 億 5831 万余円、1 法人当たりの平均は 147 億 1234 万余円と多額となっていた。

以上のとおり、これら 236 法人の中には、高額不動産等を取得して、当該不動産等の賃貸、売却等により課税売上高が多額であるのに、基準期間における課税売上高が 1000 万円以下又は 5000 万円以下であることから、小規模事業者の事務処理能力等を勘案して設けられた事業者免税点制度や中小事業者の事務負担に配慮して設けられた簡易課税制度を適用していた法人が、相当数見受けられた。

そして、これら 236 法人のうち事業者免税点制度適用課税期間の推計納付消費税額並<sup>(注 5)</sup>に簡易課税制度適用課税期間の消費税差額及び推計消費税差額<sup>(注 6)</sup>(以下、簡易課税制度適用課税期間の消費税差額及び推計消費税差額を合わせて「消費税差額等」という。)の把握が可能な 177 法人の推計納付消費税額及び消費税差額等についてみると、表 3 のとおりである。

(注 5) 推計納付消費税額 事業者免税点制度を適用していた課税期間について、課税事業者で本則課税を適用していたとして推計した納付消費税額。事業者免税点制度を適用していた課税期間の売上高に、事業者免税点制度を適用していた課税期間後、本則課税を適用していた課税期間の売上高に対する納付消費税額の割合を乗じて推計している。

(注 6) 推計消費税差額 税抜経理方式を採っていて消費税差額を計上しているかどうか明確でない法人及び税込経理方式を採っている法人について推計した消費税差額。損益計算書等の明細書等から課税仕入れに係る消費税額を把握するなどして、本則課税を適用していたとして納付消費税額を推計して、その額と簡易課税制度適用時の納付消費税額との差額としている。

表 3 推計納付消費税額及び消費税差額等の分布状況

(1) 事業者免税点制度適用課税期間の推計納付消費税額の状況 (単位：法人、千円)

区 分	推計納付 消費税額					計
	100 万円以下	100 万円超 1000 万円以下	1000 万円超 5000 万円以下	5000 万円超 1 億円以下	1 億円超	
法 人 数	—	6	12	1	—	19
推計納付消費税額の総額	—	35,199	303,841	76,479	—	415,520
1 法人当たりの平均	—	5,866	25,320	76,479	—	21,869

## (2) 簡易課税制度適用課税期間の消費税差額等の状況

(単位：法人、千円)

区分	消費税差額等					
	100万円以下	100万円超 1000万円以下	1000万円超 5000万円以下	5000万円超 1億円以下	1億円超	計
法人数	16	54	66	10	9	155
消費税差額等の総額	8,663	260,038	1,444,948	710,741	1,718,724	4,143,116
1法人当たりの平均	541	4,815	21,893	71,074	190,969	26,729

注(1) このほか、消費税差額を損金に計上しているなどしていた法人が7法人ある。

注(2) 事業者免税点制度を適用していた19法人、簡易課税制度を適用していた155法人及び消費税差額を損金に計上等していた7法人の計181法人のうち、両制度を適用していた法人が4法人あり、法人数の純計は177法人である。

19法人の事業者免税点制度を適用していた課税期間の推計納付消費税額は4億1552万余円、その1法人当たりの平均は2186万余円と多額となっていた。また、155法人の簡易課税制度を適用していた課税期間の消費税差額等は41億4311万余円、その1法人当たりの平均は2672万余円と多額となっており、このうち1億円超の法人が9法人見受けられた。

このように、多額の課税売上高等を有する課税期間に事業者免税点制度や簡易課税制度を適用することができることとなっていて、多額の推計納付消費税額及び消費税差額等が生じている状況となっていた。

これらの法人について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例1＞

A法人は、平成18年1月に、資産流動化法により設立された特別目的会社である。

A法人の不動産等を仕入れた第1期課税期間(18年1月から18年12月まで)、第2期課税期間(19年1月から19年12月まで)及び第3期課税期間(20年1月から20年12月まで)における課税売上高(不動産賃料収入)は、それぞれ5億7140万余円、7億0480万余円及び7億0480万余円であった。A法人は、不動産等を仕入れた第1期課税期間の18年2月に消費税課税事業者選択届出書、18年12月に消費税簡易課税制度選択届出書を所轄の税務署長に提出していて、第1期課税期間は課税仕入れに係る消費税額の申告を行い3億3475万余円の消費税額の還付を受けていた。そして、第2期課税期間は簡易課税制度を適用して、課税売上高7億0480万余円、納付消費税額1409万余円として申告して、消費税差額として1103万余円を益金に算入していた。

(2) 譲渡時期の特例を適用していた特別目的会社の状況

前記236法人のうち12法人は、譲渡時期の特例を適用した上で簡易課税制度を適用しており、全てPFI事業を実施するために選定事業者により設立された特別目的会社であった。そして、12法人が実施したPFI事業において完成した施設の譲渡に係る対価の額は、分割して受領する賦払金であり、法人税法に規定する延払基準の方法により経理されていた。

これら12法人のうち8法人は、完成した施設を国に引き渡した課税期間に譲渡時期の特例を適用して、資産の譲渡等の時期を、原則である施設の引渡しを行った日の属する課税期間ではなく、それぞれの賦払金の支払期日の属する課税期間において、当該賦払金に係る部分について、資産の譲渡等を行ったものとみなして、基準期間における課税売上高が5000万円以下の課税期間において簡易課税制度を適用していた。

また、残りの4法人は、上記の8法人と同様に完成した施設を国に引き渡した課税期間に譲渡時期の特例を適用したが、当該課税期間の翌課税期間において、法人税法に規定する延払基準の適用を継続していたが、消費税においては譲渡時期の特例の適用を受けないこととして、繰り延べられていた賦払金に係る部分を当該翌課税期間において、資産の譲渡等を一括して行ったものとみなして当該賦払金の全額を課税売上高とした上で簡易課税制度を適用していた。

これら12法人が簡易課税制度を適用していた課税期間における課税売上高及び消費税差額等の状況についてみると、表4のとおりである。

表4 譲渡時期の特例を適用していた特別目的会社の課税売上高及び消費税差額等の状況

(単位：法人、千円)

区 分		課税売上高					計
		1億円超 10億円以下	10億円超 30億円以下	30億円超 50億円以下	50億円超 100億円以下	100億円超	
譲渡時期の特例を継続していた 8法人	法 人 数	4	4	—	—	—	8
	課 税 売 上 高	1,641,399	7,584,003	—	—	—	9,225,402
	1法人当たりの平均	410,349	1,896,000	—	—	—	1,153,175
	消 費 税 差 額 等	41,011	147,349	—	—	—	188,361
	1法人当たりの平均	10,252	36,837	—	—	—	23,545
譲渡時期の特例適用後 同特例を不適用とした 4法人	法 人 数	—	—	2	1	1	4
	課 税 売 上 高	—	—	9,301,490	5,664,927	10,619,814	25,586,232
	1法人当たりの平均	—	—	4,650,745	5,664,927	10,619,814	6,396,558
	消 費 税 差 額 等	—	—	259,145	157,969	293,870	710,986
	1法人当たりの平均	—	—	129,572	157,969	293,870	177,746
計 12法人	法 人 数	4	4	2	1	1	12
	課 税 売 上 高	1,641,399	7,584,003	9,301,490	5,664,927	10,619,814	34,811,635
	1法人当たりの平均	410,349	1,896,000	4,650,745	5,664,927	10,619,814	2,900,969
	消 費 税 差 額 等	41,011	147,349	259,145	157,969	293,870	899,347
	1法人当たりの平均	10,252	36,837	129,572	157,969	293,870	74,945

12法人の課税売上高の1法人当たりの平均は29億0096万余円、消費税差額等の合計は8億9934万余円、その1法人当たりの平均は7494万余円と多額となっていた。また、譲渡時期の特例を適用した課税期間の翌課税期間に、譲渡時期の特例の適用を受けないこととした4法人の課税売上高の1法人当たりの平均は63億9655万余円、消費税差額等の合計は7億1098万余円、その1法人当たりの平均は1億7774万余円と多額となっており、4法人とも1億円を超えていた。

これら4法人について、事例を示すと次のとおりである。

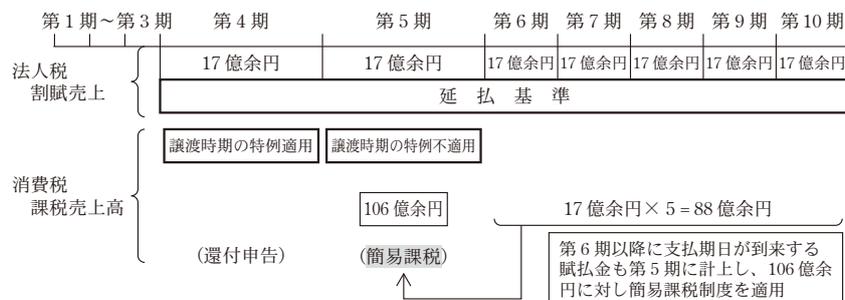
<事例2>

B法人は、平成20年3月に、PFI事業を実施するために選定事業者により設立された特別目的会社である。

B法人の第1期課税期間(20年3月18日から同月31日まで)、第2期課税期間(20年4月から21年3月まで)及び第3期課税期間(21年4月から22年3月まで)における課税売上高は、それぞれ0円であり、施設が完成して、国に引き渡した第4期課税期間(22年4月から23年3月まで)に譲渡時期の特例を適用した上で4億1080万余円の還付申告を行い、同課税期間中の

23年3月に消費税簡易課税制度選択届出書を提出していた。そして、第5期課税期間(23年4月から24年3月まで)は、法人税法に規定する延払基準の適用を継続していたが、消費税においては譲渡時期の特例の適用を受けないこととして、第5期課税期間以降に支払期日が到来する賦払金全額である106億1981万余円を課税売上高として簡易課税制度を適用して、納付消費税額1億2743万余円として申告して、消費税差額として2億9387万余円を益金に算入していた。

事例2の説明図



#### 4 本院の所見

消費税の事業者免税点制度及び簡易課税制度においては、基準期間という過去の一定の期間における課税売上高によって納税義務の有無や簡易課税制度の適用の可否を判定することとしている結果、基準期間における課税売上高が1000万円以下又は5000万円以下であれば、課税期間における課税売上高が多額である場合であっても、これらの制度を適用することができることとなっている。

消費税に関する国民の関心が高い中で、本院は、有効性等の観点から、小規模事業者の事務処理能力等を勘案して設けられた事業者免税点制度及び中小事業者の事務負担に配慮して設けられた簡易課税制度について、事業計画等により高額の不動産等の取得、賃貸、売買等を行う特別目的会社におけるその適用状況はどのようになっているか、また、その創設の趣旨に照らして有効かつ公平に機能しているかに着目して検査したところ、次のような状況となっていた。

ア 高額の不動産等を取得して、当該不動産等の賃貸、売却等により課税売上高等が多額であるのに、事業者免税点制度や簡易課税制度を適用していた法人が相当数見受けられた。

イ 簡易課税制度を適用していた法人の中には、譲渡時期の特例を適用していた法人も見受けられた。これらの法人の中には、譲渡時期の特例を適用した課税期間の翌課税期間に、譲渡時期の特例の適用を受けないこととして、繰り延べられていた賦払金の全額を課税売上高とした上で簡易課税制度を適用していた法人も見受けられた。

上記のとおり、売上高、資産の状況などから判断して、事務処理能力等があり、また、その事務負担に配慮する必要がないと料される法人が、多額の課税売上高等を有する課税期間に事業者免税点制度や簡易課税制度を適用することができることとなっていて、多額の推計納付消費税額及び消費税差額等が生じている状況となっていた。

本院の検査によって明らかになった状況を踏まえて、今後、財務省において、事業者免税点制度及び簡易課税制度の在り方について、引き続き、様々な視点から有効性及び公平性を高めるよう不断の検討を行っていくことが肝要である。

本院としては、今後とも事業者免税点制度及び簡易課税制度を含む消費税全般について、引き続き注視していくこととする。

第5 租税特別措置(肉用牛売却所得の課税の特例)の適用状況及び検証状況について

検査対象	財務省、農林水産省
会計名及び科目	一般会計 国税収納金整理資金 (款)歳入組入資金受入 (項)各税受入金
租税特別措置(肉用牛売却所得の課税の特例)の概要	農業を営む個人等が免税対象飼育牛を所定の方法により売却した場合に、その売却により生じた事業所得等に対する所得税等を免除等する特別措置
上記の特例に係る減収見込額(財務省試算)	72億円(平成24年度)

1 制度の概要

(1) 租税特別措置の概要

租税特別措置(以下「特別措置」という。)は、租税制度上、租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下「措置法」という。)に基づいて、特定の個人や企業の税負担を軽減することなどにより、国による特定の政策目的を実現するなどのための特別な政策手段であるとされ、公平・中立・簡素という税制の基本理念の例外措置として設けられているものである。

特別措置を行政上の政策に導入している省庁(以下「関係省庁」という。)は、毎年行われる税制改正の審議に当たり、各政策の目的に基づき、特別措置の新設、拡充及び適用期限の延長を要望する旨を記載した要望書(以下「要望書」という。)を財務省に提出している。それらの内容については、財務省と関係省庁との折衝や税制調査会等での議論を経て、税制改正の大綱の閣議決定が行われ、この大綱に沿った措置法等の改正案は、閣議決定を経た上で内閣から国会に提出されて、国会で審議、議決されることになる。

(2) 肉用牛売却所得の課税の特例の概要

特別措置のうち、所得税や法人税を減免するための措置の一つとして、肉用牛売却所得の課税の特例(措置法第25条、同法第67条の3等。以下「特例」という。)がある。特例は、肉用牛経営の安定化を図りつつ、国産牛肉を安定供給することを目的に、肉用牛の売却所得に対する免税制度として創設されたもので、税制面からの支援措置としては、他の農産物にはない肉用牛だけに認められた制度である。その制度の内容は次のとおりである。

ア 農業を営む個人が、飼育した肉用牛を所定の家畜市場等において売却した場合に、1頭当たりの売却価額が100万円(交雑牛にあっては80万円、乳牛にあっては50万円。以下「免税基準価額」という。)未満等の肉用牛(以下「免税対象飼育牛」という。)であって、かつ、免税対象飼育牛の年間売却頭数が1,500頭以内であるときには、免税対象飼育牛の売却により生じた事業所得に対する所得税を免除等する。

イ 農業生産法人は、各事業年度の売却頭数が1,500頭以内の免税対象飼育牛について、その売却による利益の額に相当する金額を当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する(以下、当該損金の額に算入した金額とアの免税対象飼育牛の売却により

生じた事業所得を合わせて「特例所得金額」といい、軽減される法人税額とアの免除等される所得税額を合わせて「免税金額」という。).

### (3) 特例の沿革及び適用実績

特例は、昭和42年に5年間の時限措置として創設されたもので、当初、乳牛の雌と種雄牛を除く一定月齢内の牛が対象とされていたが、56年度税制改正において、一般消費者の需要に充てられないような売却価額が100万円以上の高級肉用牛を特例の対象から除外するための免税基準価額が導入されるなど<sup>(注1)</sup>した。その後、平成3年4月の牛肉輸入自由化により国際競争が激化するなどにより、引き続き税制面からも肉用牛生産を振興させる必要があると判断され、ほぼ3年ないし5年ごとに延長されている。

(注1) 平成20年度には乳牛の免税基準価額が50万円とされ、23年度には交雑牛の免税基準価額が80万円とされた。

また、20年度税制改正においては、経営規模が一定程度の水準に達した農家については既に特例の政策目的が達成されていることを踏まえ、将来にわたって安定的に肉用牛経営を維持するための経営規模として必要な頭数にまで特例の対象を限定するために、免税対象飼育牛の売却頭数が2,000頭を超える場合には、その超える部分の所得を免税対象から除外する頭数制限措置が導入され、さらに、23年度税制改正においては、年間の売却頭数が現行の1,500頭へと引き下げられた。

特例による24年度における租税の減収見込額(財務省試算)は、72億円(所得税及び法人税)となっている。また、特例創設以降、所得税に係る23年分までの適用実績及び法人税に係る23年度の適用実績は表1のとおりである。

表1 特例の適用実績

	所得税								法人税
	昭和42年分	50年分	平成元年分	10年分	20年分	21年分	22年分	23年分	
適用者数 (千人)	8	14	34	21	18	18	18	18	0.9
特例所得金額(百万円)	780	3,156	59,327	34,837	24,008	26,813	34,014	31,964	16,786
免税金額 (百万円)	62	268	8,647	3,966	2,714	3,911	5,043	4,544	—

注(1) 所得税については国税庁統計年報、法人税については租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書に基づいて作成した。

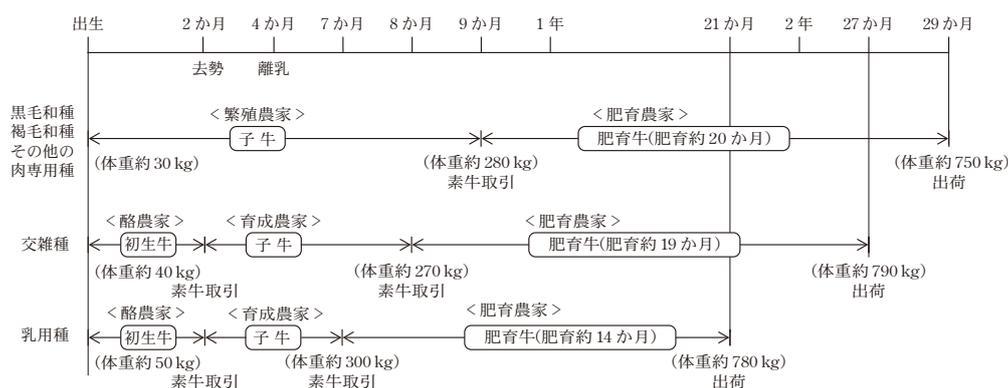
注(2) 法人税に係る免税金額は、租税特別措置の適用実態調査の対象とされていない。

### (4) 国内肉用牛生産の概要

国内肉用牛生産は、他の畜産物と比べて成牛となるまでの飼養期間が長いため、通常、肉用牛が出荷されるまでの間、成育段階別に繁殖、育成及び肥育を専門とする各農家によって分業化されていて、成育段階が進むに伴い、次の段階の専門農家に肉用牛を売却する都度、特例の適用を受けることができることになっている。

国内肉用牛生産の概要を肉用牛の種別ごとに成育段階に沿って示すと図のとおりとなっている。

図 国内肉用牛生産の概要



注(1) 肉専用種は、和牛がその多くを占めていて、黒毛和種、褐毛和種等の種別がある。乳用種は、ホルスタイン種やジャージー種等であり、生乳生産に適さない乳用雄牛等が肉用として肥育されたものである。また、交雑種は、主にホルスタイン種を母、黒毛和種を父として交雑により生じた肉用牛である。

注(2) 繁殖農家は、肉専用種の繁殖用雌牛を飼養して子牛の繁殖を専門に行い、子牛を約9月齢まで育成した後、肥育素牛として家畜市場等に出荷する。育成農家は、酪農家で生乳生産の副産物として生産された初生牛(ホルスタイン種から主に生産されたおおむね2月齢未満の牛)を育成の素牛として導入し、これを約7月齢まで育成した後、肥育素牛として家畜市場等に出荷する。肥育農家は、繁殖農家や育成農家から出荷された子牛を肥育素牛として導入し、黒毛和種の場合で29月齢まで肥育し、食肉市場等に出荷する。また、繁殖や育成から肥育までを一貫して行う農家もある。

#### (5) 関係省庁等における政策の検証

特別措置は、国による特定の政策目的を実現するなどのための特別な政策手段であるとされていることから、その効果等を不断に検証する必要があるとされている。そして、その検証は、税制改正の要望の際に行われるものと、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。)等に基づき、特別措置の有効性について国民に対する説明責任を果たすことなどを目的として行われるものがある。

##### ア 税制改正の要望の際の検証

関係省庁は、財務省に提出する要望書において、特別措置による減収見込額や施策の必要性を提示することなどにより当該特別措置の効果等の検証を行っている。特例の関係省庁である農林水産省は、特例の適用期限が到来する都度、その延長を要望しており、23年度税制改正においては、特例を3年間延長する旨の要望書を財務省に提出している。

##### イ 政策評価法に基づき行われる検証

関係省庁は、政策評価法等に基づき、法人税関係の特別措置について期限の延長等を要望しようとする場合には、事前評価の実施が義務付けられ、それ以外の特別措置については、積極的かつ自主的に評価の対象とするよう努めるものとされている。

農林水産省は、23年度税制改正において特例の3年間の延長を要望する際に、農業生産法人を対象に、特例に係る22年度の適用実績を基に事前評価を行った結果を「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表していて、この中で、要望書と共通す

る評価項目についてはおおむね要望書と同様の評価をしている。

そして、財務省は、農林水産省から提出を受けた要望書等に基づいて特例の効果等について検証を行っている。

## 2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

### (1) 検査の観点及び着眼点

本院は、これまでに、平成16年度決算検査報告において、「租税特別措置(肉用牛売却所得の課税の特例及び農地等についての相続税の納税猶予の特例)の実施状況について」(以下「16年度報告」という。)を特定検査対象に関する検査状況として掲記し、この中で、特例所得金額及び免税金額の上限が定められていないため、肥育農家を中心に特例所得金額や免税金額の高額な適用者が見受けられることなどを記述したところである。

そして、農林水産省は、景気の低迷等により肉用牛の需要や価格が低迷するなど厳しい状況にあった肉用牛経営の安定と国産牛肉の安定供給を図っていくために、特例を肉用牛経営の維持・発展のための有効な政策手段として位置付けるとともに、生産振興対策の拡充を図ってきた。

そこで、本院は、肉用牛生産を取り巻く動向や、公平・中立・簡素という税制の基本理念の例外措置として設けられている特別措置の性格等を踏まえ、有効性等の観点から、①特例の適用状況は、特例の適用者の経営規模、免税対象飼育牛の売却価額や飼養期間等についてみると、どのようになっているか、②財務省及び農林水産省における特例の検証は適切に行われているかなどに着眼して検査した。

### (2) 検査の対象及び方法

検査に当たっては、18税務署<sup>(注2)</sup>の23年分において特例の適用を受けた農業を営む個人から1,931人及び当該税務署の23年2月から24年1月までの間に終了した事業年度等において特例の適用を受けた農業生産法人から155法人(以下、特例の適用を受けた農業を営む個人と農業生産法人を合わせて「特例適用者」という。)計2,086人を抽出して、これらに係る確定申告書、当該確定申告書に添付された肉用牛売却証明書等の関係資料<sup>(注3)</sup>の提出を受け、特例の適用状況等の検査を行うとともに、財務省及び農林水産省において、特例の検証状況等や農林水産省が所管する肉用牛の生産農家に対する生産振興対策の実施状況等についての関係資料を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(注2) 18税務署 平成23年分の個人の特例の適用件数、免税金額が上位の釧路、帯広、稚内、紋別、根室、十勝池田、盛岡、郡山、大田原、氏家、富士、豊橋、洲本、島原、菊池、宮崎、都城、小林各税務署

(注3) 肉用牛売却証明書 措置法等に基づく書類で、売却した肉用牛の個体識別番号、種別、生年月日、売却価額、売却年月日、売却した市場等を記載することとなっている。

## 3 検査の状況

### (1) 特例適用者の経営規模の状況

#### ア 特例所得金額の状況

特例適用者2,086人の特例所得金額をみると、表2のとおり、特例所得金額が100万円以上の特例適用者は93人(全体に占める割合4.4%)見受けられ、最も高額な特例適用者の特例所得金額は8643万余円となっている。

表2 特例適用者の特例所得金額の階層別状況

特例所得金額の階層	特例適用者		繁殖農家	育成農家	肥育農家	酪農家	農業生産法人
	人数	割合					
50万円未満	人 634	% 30.3	人 334	人 1	人 5	人 287	人 7
50万円以上 200万円未満	913	43.7	366	5	16	497	29
200万円以上 500万円未満	336	16.1	109	3	26	147	51
500万円以上 1000万円未満	110	5.2	25	1	32	29	23
1000万円以上	93	4.4	4	3	34	7	45
計	2,086	100.0	838	13	113	967	155

そして、特例適用者 2,086 人の確定申告書に添付された肉用牛売却証明書等により、特例所得金額の階層別に肉用牛の売却頭数規模の状況をみると、表3のとおり、特例所得金額が1000万円以上の者93人のうち500頭未満の特例適用者が81人(87.0%)となっている一方で、売却頭数規模が大きくなると特例所得金額が増加する傾向が見られる。

また、最も売却頭数が多い特例適用者の肉用牛の売却頭数は3,647頭となっている。

表3 特例所得金額の階層別の売却頭数規模の状況

特例所得金額の階層 売却頭数規模	特例適用者		50万円未満	50万円 ～ 200万円 未満	200万円 ～ 500万円 未満	500万円 ～ 1000万円 未満	1000万円 以上
	人数	割合					
10頭未満	人 660	% 31.6	人 355	人 292	人 13	人 0	人 0
10頭以上 30頭未満	689	33.0	200	366	113	10	0
30頭以上 50頭未満	350	16.7	60	175	92	22	1
50頭以上 100頭未満	233	11.1	17	70	86	42	18
100頭以上 300頭未満	120	5.7	2	9	31	30	48
300頭以上 500頭未満	20	0.9	0	1	1	4	14
小計	2,072	99.3	634	913	336	108	81
500頭以上 1,000頭未満	9	0.4	0	0	0	1	8
1,000頭以上	5	0.2	0	0	0	1	4
小計	14	0.6	0	0	0	2	12
計	2,086	100.0	634	913	336	110	93

イ 免税金額の状況

特例適用者 2,086 人の免税金額をみると、表4のとおり、免税金額が200万円以上の特例適用者は55人で、特例適用者数全体に占める割合は2.6%と低いものの、免税金額の総額は2億9735万余円となっていて免税金額全体の49.3%を占めている。さらに、免税金額が500万円以上の特例適用者も17人見受けられ、最も高額な特例適用者の免税金額は2861万余円となっている。

表4 特例適用者の免税金額の階層別状況

免税金額の階層	特例適用者				繁殖農家		育成農家		肥育農家		酪農家		農業生産法人	
	人数	割合	免税金額	割合	人数	免税金額	人数	免税金額	人数	免税金額	人数	免税金額	人数	免税金額
10万円未満	1,386	66.4	38,173	6.3	684	15,413	5	284	20	697	573	21,524	104	252
10万円以上50万円未満	479	22.9	108,450	18.0	121	25,721	4	796	21	4,238	313	71,896	20	5,798
50万円以上100万円未満	111	5.3	81,562	13.5	21	15,576	0	0	23	17,511	57	40,555	10	7,919
100万円以上200万円未満	55	2.6	76,573	12.7	8	9,781	2	3,430	19	28,669	19	25,844	7	8,846
小計	2,031	97.3	304,760	50.6	834	66,493	11	4,512	83	51,116	962	159,820	141	22,564
200万円以上500万円未満	38	1.8	112,429	18.6	4	10,242	1	2,486	15	45,386	5	17,223	13	37,091
500万円以上	17	0.8	184,927	30.7	0	0	1	17,944	15	155,355	0	0	1	11,627
小計	55	2.6	297,357	49.3	4	10,242	2	20,430	30	200,742	5	17,223	14	48,718
計	2,086	100.0	602,117	100.0	838	76,735	13	24,943	113	251,859	967	177,043	155	71,535

前記のとおり、本院は、16年度報告において、肥育農家を中心に特例所得金額や免税金額の高額な特例適用者が見受けられる状況について記述したところである。そして、20年度税制改正においては、将来にわたって安定的に肉用牛経営を維持するための経営規模として必要な頭数にまで対象を限定するために、2,000頭の頭数制限措置が導入され、23年度税制改正においては、これが現行の1,500頭へと引き下げられたところである。しかし、今回の検査においても、特例所得金額が1000万円以上の特例適用者が93人(4.4%)、免税金額が200万円以上の特例適用者が55人(2.6%)見受けられるなど、上記の頭数制限措置を導入したものの、いまだ特例所得金額や免税金額の高額な特例適用者が見受けられることから、現行の1,500頭の頭数制限措置は、経営規模が一定水準に達した肉用牛生産者を免税対象から除外するためには有効に機能していないおそれがあると認められる。

(2) 免税対象飼育牛の売却価額の状況

前記のとおり、肉用牛生産は成育段階別に分業化されていて、成育段階が進むに伴い、次の段階の専門農家に対して肉用牛を売却していることを踏まえ、特例適用者2,086人の確定申告書に添付された肉用牛売却証明書等により、特例適用者が売却した免税対象飼育牛89,333頭について、肉用牛の成育段階と売却価額の間をみると、表5のとおり、いずれの品種においても、肉用牛が成育するに従って売却価額も増加する傾向が見受けられる。そして、免税基準価額と売却価額の平均額との開差の状況をみると、肉専用牛の肥育牛で356千円に対して、同子牛で602千円となっているなど、肥育牛と比べて子牛は、免税基準価額と売却価額の平均額との間に大きな開差が見受けられる。

表5 肉用牛の種別、成育段階別の適用状況

特例の品種	肉用牛の種別 (成育段階別)	免税対象飼育牛の売却頭数 (A)			肉用牛の売却価額の合計額 (B)	肉用牛の売却価額の平均額 (C) = (B) / (A)	免税基準価額 (D)	免税基準価額と売却価額の平均額との開差 (D) - (C)
			農業を営む個人	農業生産法人				
肉専用牛	肉専用種	頭 23,035	頭 18,080	頭 4,955	百万円 11,332	千円 491	千円 1,000	千円 508
	初生牛	355	279	76	60	169	1,000	830
	子牛	12,215	10,241	1,974	4,857	397	1,000	602
	肥育牛	9,675	6,790	2,885	6,222	643	1,000	356
	その他	790	770	20	192	243	1,000	756
	交雑種	30,863	18,793	12,070	7,963	258	800	541
交雑牛	初生牛	15,716	10,710	5,006	1,745	111	800	688
	子牛	5,763	1,920	3,843	1,352	234	800	565
	肥育牛	9,349	6,157	3,192	4,856	519	800	280
	その他	35	6	29	8	241	800	558
	乳用種	35,435	22,696	12,739	3,033	85	500	414
乳牛	初生牛	24,443	17,189	7,254	973	39	500	460
	子牛	5,828	2,174	3,654	635	109	500	390
	肥育牛	5,129	3,313	1,816	1,417	276	500	223
	その他	35	20	15	6	189	500	310
全体	全体	89,333	59,569	29,764	22,329	249	—	—
	初生牛	40,514	28,178	12,336	2,779	68	—	—
	子牛	23,806	14,335	9,471	6,845	287	—	—
	肥育牛	24,153	16,260	7,893	12,497	517	—	—
	その他	860	796	64	207	241	—	—

注(1) 乳牛及び交雑牛以外の肉用牛を「肉専用牛」としている。

注(2) 「その他」には、元来が経産牛等であった牛で、特例適用者において2か月以上飼養された後に肉用牛として売却されたものなどが含まれている。

注(3) 肉専用種の初生牛は、主として乳牛に黒毛和種の受精卵を移植して、酪農家において生産されたものである。

注(4) 売却価額 80 万円以上の交雑牛は、当表から除外している。

そこで、大きな開差が見受けられる子牛 23,806 頭の売却価額の階層別状況をみると、表6のとおり、売却価額が 10 万円以上 20 万円未満のものが 26.3% (6,279 頭) で最も多く、60 万円以上のものは僅か 0.6% (152 頭) となっている。そして、免税対象とならない売却価額 100 万円以上の子牛は 2 頭のみとなっていることから、ほぼ全ての子牛が結果的に免税対象となっていると認められる。

表6 子牛の売却価額の状況

肉用牛の種別	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上 40万円未満	40万円以上 50万円未満	50万円以上 60万円未満	60万円以上 70万円未満	70万円以上 80万円未満	80万円以上 90万円未満	90万円以上	計
肉専用種	頭 24	頭 85	頭 1,149	頭 4,847	頭 4,959	頭 999	頭 123	頭 19	頭 7	頭 3	頭 12,215
交雑種	270	1,338	2,773	1,382	0	0	0	0	—	—	5,763
乳用種	967	4,856	5	0	0	—	—	—	—	—	5,828
計	1,261	6,279	3,927	6,229	4,959	999	123	19	7	3	23,806
構成割合(%)	5.2	26.3	16.4	26.1	20.8	4.1	0.6			100.0	

注(1) 二重線は各肉用牛の種別ごとの免税基準価額を示している。

注(2) 肉専用種の子牛には売却価額が100万円以上のもの(免税対象飼育牛以外の子牛)が2頭(売却価額112万余円及び107万余円)いた。

このように、現行の免税基準価額は、子牛についてはそのほぼ全てが免税対象となる結果をもたらすものであることから、肉用牛が成育するに従って売却価額も増加する傾向が見受けられることを踏まえると、子牛に関しては、一般消費者の需要に充てられないような高級肉用牛を特例の対象から除外するためには有効に機能していないおそれがあると認められる。

**(3) 免税対象飼育牛の飼養期間の状況**

**ア 肉用牛の飼養期間**

農林水産省は、特例が税制面からの支援措置としては他の農産物にはない肉用牛だけに認められた制度である理由を、肉用牛経営は、他の畜産経営と比べて繁殖雌牛の妊娠、分べんから肉用牛の出荷までに3年以上を要するなど飼養期間が長く、投資した資金の回転が遅いこと、景気変動等による枝肉価格や子牛価格の変動の影響を受けやすい価格変動リスクがあることなどであるとしている。

そこで、前記の免税対象飼育牛89,333頭について、確定申告書に添付された肉用牛売却証明書等により、飼養期間の状況を他の畜産物と比べてみると、表7のとおり、成育段階別の平均飼養期間の計は828.6日で、他の畜産物の飼養期間(肥育豚約190日、ブロイラー約50日。農林水産省生産局畜産部調べ)と比べて長い飼養期間となっている。

そして、肉用牛生産は、出荷されるまでの間、成育段階別に分業化されていることから、上記の免税対象飼育牛について、肉用牛の成育段階ごとに飼養期間をみると、子牛は250.2日、肥育牛は558.1日であるのに対して、初生牛は20.2日で子牛や肥育牛と比べて極端に短い飼養期間となっている。

表7 免税対象飼育牛の平均飼養期間別状況 (単位：日)

成育段階別区分	全 体				雄				雌			
	肉専用種	交雑種	乳用種	計	肉専用種	交雑種	乳用種	計	肉専用種	交雑種	乳用種	計
初生牛	19.9	26.5	16.1	20.2	21.7	26.7	16.0	18.8	17.2	26.3	23.4	26.0
子牛	281.1	206.2	228.9	250.2	275.8	207.2	229.4	245.9	288.1	205.2	188.8	258.3
肥育牛	637.7	607.0	361.9	558.1	606.2	604.2	356.5	520.3	673.1	610.5	457.2	624.0
平均飼養期間の計	938.8	839.8	607.1	828.6	903.8	838.1	601.9	785.1	978.5	842.2	669.5	908.3

(注) 肉専用種の初生牛は、主として乳牛に黒毛和種の受精卵を移植して、酪農家において生産されたものである。

**イ 初生牛の飼養期間の階層別状況**

上記のとおり、初生牛の飼養期間が子牛や肥育牛と比べて極端に短い状況が見受けられたので、初生牛40,514頭の飼養期間を階層別にみると、表8のとおり、飼養期間が50日超の初生牛は9.4%(3,821頭)を占めているにすぎず、一方、飼養期間が10日以下で売却された初生牛が36.7%(14,902頭)含まれている。

表8 初生牛の飼養期間別状況

牛種別区分	飼養期間				飼養期間						計
	5日以下	5日超7日以下	7日超10日以下	10日以下の小計	10日超20日以下	20日超30日以下	30日超40日以下	40日超50日以下	50日超	10日超の小計	
肉専用種	頭 119	頭 14	頭 21	頭 154	頭 52	頭 49	頭 27	頭 40	頭 33	頭 201	頭 355
交雑種	208	938	2,323	3,469	4,432	2,052	1,642	1,517	2,604	12,247	15,716
乳用種	238	3,706	7,335	11,279	8,188	1,866	1,024	902	1,184	13,164	24,443
計	565	4,658	9,679	14,902	12,672	3,967	2,693	2,459	3,821	25,612	40,514
構成割合(%)	1.3	11.4	23.8	36.7	31.2	9.7	6.6	6.0	9.4	63.2	100.0

(注) 肉専用種は、主として乳牛に黒毛和種の受精卵を移植して、酪農家において生産されたものである。

ウ 初生牛の生産

初生牛は、酪農家による生乳生産に伴う必然的な副産物として生産されるものであり、乳用牛の後継として育成しないものについては、その多くが生後2月齢までに市場を通じて売却されている。そして、乳用種や交雑種の初生牛を育成・肥育した肉用牛は、比較的安価な国産牛肉として、我が国の牛肉生産量(枝肉換算)51万t(24年)の半数以上を占める現状にある。

農林水産省は、良質な国産牛肉を生産するための素牛となる初生牛を酪農家から育成農家に安定的に供給する必要があるとしているが、特例に係る要望書等には成育段階別の飼養期間に関する記載はない。

そして、酪農家の特例適用者<sup>(注4)</sup>1,084人の農業収入の状況をみると、表9のとおり、農業収入の平均は7803万余円で、このうち、初生牛売却収入は6.9%(540万余円)で、生乳売上収入の71.9%(5614万余円)と比べて低い割合となっている。

また、生乳売上収入の階層別に初生牛の平均売却頭数をみると、生乳売上収入が増加するに従って初生牛の平均売却頭数が増加する傾向にあることから、生乳生産に伴う副産物である初生牛の生産数は、生乳の生産量等に左右されると考えられる。

(注4) 酪農家の特例適用者1,084人 酪農家967人のほか、農業生産法人155法人のうち酪農業を主に営む117法人が含まれている。

表9 酪農家の農業収入の状況等

生乳売上収入の階層	特例適用者		平均売却頭数	酪農家1人当たりの農業収入額及び主な農業収入内訳の平均						免税金額の平均
	人数	割合		初生牛売却収入	生乳売上収入	農作物収入	特例対象外の畜産に係る収入	補助金・共済金等収入		
平均	—	—	41.7	千円 78,031	千円 5,409	千円 56,140	千円 3,856	千円 1,784	千円 8,541	千円 206
(構成割合)	—	—	—	(100%)	(6.9%)	(71.9%)	(4.4%)	(2.2%)	(10.9%)	—
1000万円未満	47	4.3	6.7	14,351	1,144	5,693	3,491	1,106	2,266	32
1000万円以上 3000万円未満	323	29.7	19.7	34,602	2,355	21,746	3,680	1,596	4,722	87
3000万円以上 5000万円未満	348	32.1	29.5	55,194	3,134	38,582	3,307	1,989	6,841	152
5000万円以上	366	33.7	78.1	146,249	10,814	109,665	4,817	1,842	14,335	386
計	1,084	100.0	45,230	84,586,266	5,863,597	60,855,903	3,728,786	1,934,658	9,259,375	224,172

(注) 農作物収入に係る平均額は、個人事業者967人を母数にして算出している。

このように、肉用牛は、成育段階別の飼養期間に大きな開差があると認められ、初生牛の飼養期間が子牛や肥育牛と比べて極端に短く、景気変動等による価格変動リスクが小さいことや、初生牛が生乳生産の副産物として生産されるものであることなどを踏まえると、成育段階別の飼養期間について要望書等において検証を行わないまま、初生牛を特例の対象としていることは、施策についての検証及び説明が十分でないと認められる。

#### (4) 要望書等による特例の検証の状況

##### ア 「政策の達成目標」について

農林水産省は、22年7月に公表した「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」(以下「酪肉基本方針」という。)の中で、32年度における牛肉の生産数量を52万t(枝肉換算)、飼養頭数を296万頭に設定し、これを要望書等の「政策の達成目標」欄に記載している。

しかし、酪肉基本方針における牛肉の生産数量や飼養頭数は、特例以外の他の政策手段の効果が及ぶため、同省において、特例がどの程度目標達成に貢献したかを把握することが困難である。

##### イ 事前評価の対象について

農林水産省は、事前評価について、政策評価法等に基づき評価が義務付けられているものとして、法人税の特例を受けた農業生産法人のみをその対象としている。

しかし、国税庁統計年報等によれば、特例の適用件数の9割以上を農業を営む個人が占める状況にあることから、同省において、これを農業生産法人と合わせて評価しなければ、政策評価において特例の効果を十分に検証することが困難である。

(注5) 国税庁統計年報(平成23年度版)及び租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第183回国会(常会)提出)によると全国の特例適用者数19,283人のうち、農業を営む個人は18,332人(特例適用者全体に占める割合95.0%)となっている。

そして、財務省は、農林水産省から提出を受けた要望書等に基づいて特例の効果等について検証を行っていた。

## 4 本院の所見

### (1) 検査の状況の概要

#### ア 特例適用者の経営規模の状況

売却頭数を1,500頭までとする頭数制限措置を導入したものの、いまだ特例所得金額や免税金額の高額な特例適用者が見受けられることから、現行の1,500頭の頭数制限措置は、経営規模が一定水準に達した肉用牛生産者を免税対象から除外するためには有効に機能していないおそれがあると認められる。

#### イ 免税対象飼育牛の売却価額の状況

現行の免税基準価額は、子牛についてはそのほぼ全てが免税対象となる結果をもたらすものであることから、肉用牛が成育するに従って売却価額も増加する傾向が見受けられることを踏まえると、子牛に関しては、一般消費者の需要に充てられないような高級肉用牛を特例の対象から除外するためには有効に機能していないおそれがあると認められる。

#### ウ 免税対象飼育牛の飼養期間の状況

肉用牛は、成育段階別の飼養期間に開差があると認められ、初生牛の飼養期間が子牛や肥育牛と比べて極端に短く、景気変動等による価格変動リスクが小さいことなどを踏まえると、成育段階別の飼養期間について要望書等において検証を行わないまま、初生牛を特例の対象としていることは、施策についての検証及び説明が十分でないと認められる。

#### エ 要望書等による特例の検証状況

農林水産省は、要望書等の「政策の達成目標」欄に、酪肉基本方針の32年度における牛肉の生産数量及び飼養頭数を記載しているが、これらは、特例以外の他の政策手段の効果が及ぶため、特例がどの程度目標達成に貢献したかを把握することが困難である。

また、同省は、政策評価法等に基づき事前評価を義務付けられている法人税の特例を受けた農業生産法人のみを対象に評価を行っているが、特例の適用件数の9割以上を占める農業を営む個人について、農業生産人と合わせて評価しなければ、政策評価において特例の効果を十分に検証することが困難である。

### (2) 所見

農林水産省は、今回の検査の結果を踏まえて、税制改正の要望の際や政策評価法に基づき行われる政策評価の際の検証の中で、特例の検証の内容を一層充実することにより、政策の実効性を高めていくとともに、特例の有効性について国民に対する説明責任を果たしていくことが肝要である。なお、短期間で検証を行うのが困難なものについて、今後、中長期的な視点からの検証を行うに当たっては、より効果的な評価手法を検討することが必要である。

また、財務省においても、特例の効果等について今後とも十分に検証していくことが必要である。

本院としては、今後とも特例の適用状況等について、その推移を引き続き注視していくこととする。

## 第6 国土交通省が発注する河川及び道路の公共工事に係る総合評価落札方式による入札及び契約の実施等について

検査対象	国土交通省
総合評価落札方式の概要	競争契約において、入札価格のみではなく機能、性能その他の条件も合わせて費用対効果の面で最も有利な入札をした者を落札者とする方式
検査の対象とした総合評価落札方式による河川及び道路の公共工事の契約件数及び金額	5,825件 9741億9850万円(平成23、24両年度)

### 1 検査の背景

#### (1) 総合評価落札方式の概要

総合評価落札方式は、会計法(昭和22年法律第35号)第29条の6第2項の規定に基づく競争契約における落札方式の一形態であり、通常の落札方式が国にとって最も有利な価格で入札した者を落札者とするのに対して、価格のみではなく機能、性能その他の条件にも着目して費用対効果の面で国にとって最も有利な入札をした者を落札者とするものである。

国土交通省は、平成12年度以降、公共工事の品質向上の点からも、総合評価落札方式を適用してきているが、その一方で、価格競争の激化による公共工事の品質低下が懸念されたことなどから、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号。以下「品確法」という。)が制定され、品確法第3条第2項において、公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならないと規定されている。

そして、品確法第8条第1項の規定に基づき、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」(以下「基本方針」という。)が17年8月に閣議決定され、これに基づき国土交通省は、工事の品質確保の促進をより一層図るため、国土交通省が発注する河川及び道路の公共工事(以下「河川及び道路直轄工事」という。)について、「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン」(以下「国交省ガイドライン」という。)を同年9月に作成するなどして、総合評価落札方式を実施してきている。

さらに、品確法第3条第4項において、公共工事の品質確保に当たっては、談合、入札談合等関与行為その他の不正行為の排除が徹底されることなどにより、入札及び契約の適正化が図られるように配慮されなければならないと規定されている。

#### (2) 河川及び道路直轄工事における総合評価落札方式の内容

河川及び道路直轄工事において、23年度に総合評価落札方式で実施された契約が競争契約全体に占める割合は、件数、契約金額共に約99%となっており、ほとんどが総合評価落札方式で実施されている状況である。そこで、河川及び道路直轄工事における総合評価落札方式の内容についてみると、次のとおりとなっている。

## ア 総合評価落札方式のタイプ

総合評価落札方式は、国交省ガイドラインによると、24年度までは工事の難易度等に応じて、簡易型、標準型、高度技術提案型のいずれかのタイプを選択して行うこととされており、その内容は、次のとおりである。

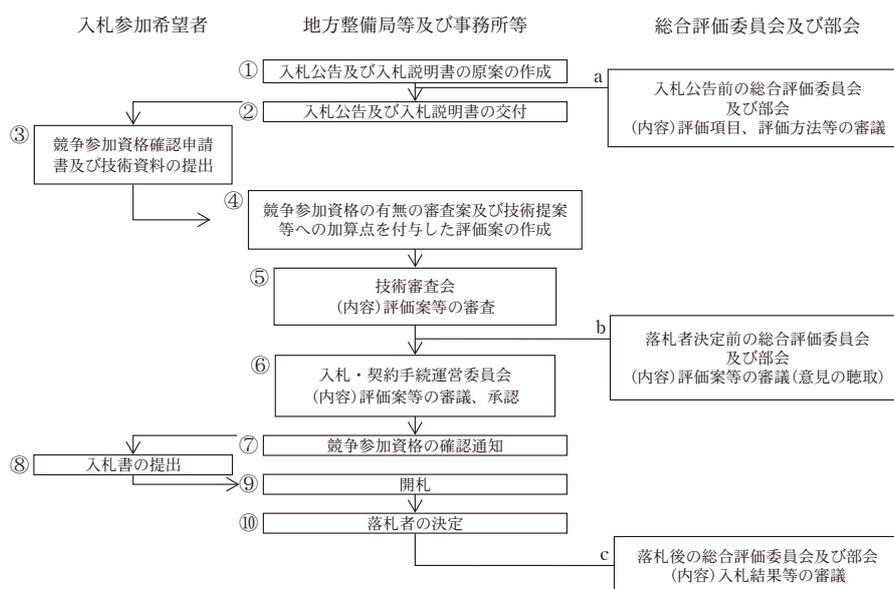
- (ア) 簡易型は、技術的な工夫の余地が小さい工事について、簡易な施工計画、工事成績等の評価項目に基づき、性能及び品質と入札価格とを総合的に評価するものである。
- (イ) 標準型は、技術提案を要する工事について、環境の維持、交通の確保等の評価項目に基づき、性能及び品質と入札価格とを総合的に評価するものである。標準型は、工事の難易度等に応じて更に標準Ⅰ型及び標準Ⅱ型に区分され、より工事の難易度が高いものなどが標準Ⅰ型とされている。
- (ウ) 高度技術提案型は、高度な技術提案を要する工事について、ライフサイクルコスト、工事目的物の強度、耐久性等の評価項目に基づき、性能及び品質と入札価格とを総合的に評価するものである。

なお、これらのタイプ分類については、25年3月に、総合評価落札方式の基本的な評価方法は変わらないものの、施工能力の評価を大幅に簡素化し、工事の品質の向上が図られるよう技術提案の評価を重視するという見直しが行われ、施工能力を評価する施工能力評価型及び施工能力に加え技術提案を求めて評価する技術提案評価型に区分して順次実施されることとなった。

## イ 総合評価落札方式の主な実施手順

総合評価落札方式の実施手順は、地方整備局等及び地方整備局等管内の事務所等並びに入札参加希望者に関しては、国交省ガイドラインに図のような標準的な手順が示されている。

図 総合評価落札方式の実施手順



総合評価落札方式の主な実施手順としては、まず入札参加希望者から提出された競争参加資格確認申請書及びその添付書類である技術資料(図中の③を参照)を基に、地方整備局等や事務所等の担当部署が、競争参加資格の有無の審査案や技術提案等の評価案を

作成(図中の④を参照)し、技術審査会等でその内容の審査等(図中の⑤及び⑥を参照)を行うこととしている。そして、競争参加資格があると確認された入札参加希望者の技術提案等の内容と入札金額を総合的に評価するなどして落札者を決定する(図中の⑩を参照)こととしている。

また、図中の「総合評価委員会及び部会」とは、総合評価落札方式に関する事項について審議を行う第三者委員会であり、各地方整備局等の本局に設けるもの(以下「総合評価委員会」という。)と、複数の事務所等をまとめるなどした地域ごとに設けるもの(以下「部会」という。)とに分かれている。そして、実施に関しては明確な基準は示されていないが、複数の総合評価委員会及び部会が図のような手順で実施されている。

#### ウ 総合評価落札方式の評価方法

総合評価落札方式においては、入札参加希望者が提出した技術資料に対して、入札説明書等に記載された要求要件を満たす場合に付与される標準点、入札説明書等に記載された要求要件を実現できる確実性の高さの付与される施工体制評価点、入札参加希望者の技術力等に応じて付与される各評価項目の技術評価に関する加算点をそれぞれ付与し、これらの合計点(以下「技術評価点」という。)により技術提案等の評価を行っている。なお、技術評価に関する加算点の評価項目として、企業の工事成績や配置予定技術者の資格や予定下請業者の優良工事における下請者表彰の有無等がある。

そして、入札参加業者の技術評価点を当該入札参加業者の入札価格で除した数値の最も高い者を落札者とするとしている。

#### (3) 国土交通省が発注した一般土木工事に係る入札談合等関与行為等について

公正取引委員会は、24年10月17日に、四国地方整備局において総合評価落札方式により発注された一般土木工事の入札参加業者等に対して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

そして、公正取引委員会は、これらの違反行為に関して、同局管内の高知河川国道事務所及び土佐国道事務所の職員が、特定の入札参加業者に対して入札書の提出締切日前までに、他の入札参加業者の名称、技術評価点、予定価格等の未公表情報を教示していたという入札談合等関与行為を認定した。そして、同委員会は、国土交通大臣に対して、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第2項の規定に基づき、当該入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を速やかに講ずるよう求めた。

## 2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

### (1) 検査の観点及び着眼点

河川及び道路直轄工事に係る総合評価落札方式については、各地方整備局等が、国交省ガイドライン等を参考にしつつ、基本方針に定める事項が適切に措置できるよう努めることとされており、各地方整備局等は、その運用方法等をそれぞれ定めている。また、総合評価落札方式は、談合防止に一定の効果があると期待されているが、前記のとおり四国地方整備局管内の二つの事務所において、河川及び道路直轄工事に係る入札談合等関与行為等が発生している。

そこで、本院は、合規性、有効性等の観点から、河川及び道路直轄工事における総合評

価落札方式が、競争契約における落札方式の一形態として、各地方整備局等において適切に実施されているか、入札談合等関与行為に関する改善措置等が適切に講じられているかなどに着眼して検査を実施した。

## (2) 検査の対象及び方法

本院は、23、24両年度に9地方整備局等<sup>(注1)</sup>の54事務所等管内<sup>(注2)</sup>において総合評価落札方式により発注された契約金額2000万円以上の河川及び道路直轄工事5,825件、契約金額計9741億9850万余円を対象として検査を実施した。

検査に当たっては、上記の契約に係る調書を徴して調査分析するとともに、この中から抽出した工事について、競争参加資格確認申請書及び技術資料、技術審査会の資料等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。また、国土交通本省及び四国地方整備局において、前記の入札談合等関与行為に関する改善措置等について調査した。

(注1) 9地方整備局等 東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州各地方整備局、北海道開発局

(注2) 54事務所等 青森河川国道、秋田河川国道、能代河川国道、山形河川国道、郡山国道、常陸河川国道、霞ヶ浦河川、日光砂防、相武国道、甲府河川国道、長野国道、高田河川国道、阿賀野川河川、新潟国道、立山砂防、神通川水系砂防、岐阜国道、高山国道、沼津河川国道、浜松河川国道、庄内川河川、福井河川国道、福知山河川国道、猪名川河川、姫路河川国道、和歌山河川国道、紀南河川国道、三次河川国道、太田川河川、広島国道、山口河川国道、徳島河川国道、香川河川国道、高知河川国道、中村河川国道、土佐国道、長崎河川国道、雲仙復興、八代河川国道、大分河川国道、佐伯河川国道、宮崎河川国道、川内川河川、鹿児島国道各事務所、九頭竜川ダム、淀川ダム両統合管理事務所、浅瀬石川ダム、矢作ダム、八田原ダム各管理所、函館、帯広、網走、留萌、稚内各開発建設部

## 3 検査の状況

### (1) 河川及び道路直轄工事における総合評価落札方式による入札及び契約の実施状況

#### ア 総合評価落札方式のタイプ別の実施状況

総合評価落札方式のタイプ別の契約件数、契約金額等は、表1のとおりである。

表1 総合評価落札方式のタイプ別の契約件数、契約金額等 (単位：件、千円、%)

総合評価落札方式のタイプ	平成23年度		24年度		計	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数(割合)	契約金額
簡易型	2,171	235,848,456	2,196	257,181,709	4,367(74.9)	493,030,166
標準Ⅱ型	796	123,014,486	472	103,292,353	1,268(21.7)	226,306,839
標準Ⅰ型	113	143,743,221	74	109,194,256	187(3.2)	252,937,477
高度技術提案型	1	533,820	2	1,390,200	3(0.0)	1,924,020
計	3,081	503,139,983	2,744	471,058,519	5,825(100)	974,198,503

(注) 金額及び割合については、表示単位未満を切り捨てているため、各項目を合計しても計欄の数値と一致しないものがある。割合については以下の表において同じ。

タイプ別の実施状況は、件数で簡易型が全体の74.9%、標準Ⅱ型が21.7%、標準Ⅰ型が3.2%であり、この3タイプが総合評価落札方式のほとんどを占めており、高度技術提案型はほとんど実施されていない。

そこで、総合評価落札方式についての分析は、簡易型、標準Ⅱ型及び標準Ⅰ型について行うことにした。

イ 入札参加業者数の状況

総合評価落札方式のタイプ別の入札参加業者数の状況は、表2のとおりである。

表2 タイプ別の入札参加業者数 (単位：件(上段)、%(下段))

総合評価落札方式のタイプ	入札参加業者数				計
	1者	2者	3者	4者以上	
簡易型	762 (17.4)	552 (12.6)	489 (11.1)	2,564 (58.7)	4,367 (100)
標準Ⅱ型	111 ( 8.7)	96 ( 7.5)	110 ( 8.6)	951 (75.0)	1,268 (100)
標準Ⅰ型	1 ( 0.5)	1 ( 0.5)	5 ( 2.6)	180 (96.2)	187 (100)
計	874 (15.0)	649 (11.1)	604 (10.3)	3,695 (63.4)	5,822 (100)

入札参加業者数は、タイプ別にみると、簡易な施工計画のみで技術提案を求めない簡易型は、標準Ⅱ型及び標準Ⅰ型に比べて1者応札が比較的多いが、技術提案を求める標準Ⅱ型及び標準Ⅰ型は、1者応札が1割以下となっている。

ウ 予定下請業者の入札参加

一部の地方整備局及び事務所等においては、前記のとおり技術評価に関する加算点の評価項目として、予定下請業者の優良工事における下請者表彰の有無の項目を設けている。

そこで、この評価項目についてみたところ、北陸地方整備局新潟国道事務所において、4契約について複数の入札参加希望者が、優良工事における下請者表彰を受けている同一の業者と下請範囲を示した工事内容や概算契約額を取り決めた覚書をそれぞれ交わした上で当該業者を予定下請業者としていた。しかし、この予定下請業者は、自らもこの4契約に係る入札に参加しており、他の入札参加希望者の入札金額等の情報を推測できるようになっていて、競争契約における入札の公正性が十分に確保されていないおそれのある状況が見受けられた。

(2) 河川及び道路直轄工事における総合評価落札方式による評価の状況

ア 各地方整備局等における技術評価に関する加算点の算定方法

技術評価に関する加算点の算定方法には、各評価項目の得点の合計点をそのまま加算点とする「素点計上方式」、各評価項目の得点の合計点が最高点の者に加算点の満点を付与し、それ以外の者には得点の合計点に応じて案分して加算点を付与する「一位満点方式」等がある。このうち、「一位満点方式」は、技術力の高い者が優位に評価されることとなる特徴がある。

しかし、「一位満点方式」を採用している四国地方整備局の3事務所等において、技術提案の得点の差が加算点に直接的に反映されていないため、技術力の高い者が必ずしも優位に評価されていない状況が見受けられた。

### <事例>

四国地方整備局徳島河川国道事務所は、技術提案の加算点を「一位満点方式」で算定しているが、同地方整備局が定めた評価基準に基づき、得点の合計点が最高点の者以外の者に対しては、得点の合計点に応じて案分して加算点を付与するのではなく、最高点に対する得点の比率が70%以上の者には加算点の満点を付与するなど、得点をグループ分けし、そのグループごとに同一の加算点を付与していた。そして、「一位満点方式」であるにもかかわらず、得点が8点の最高点の者と6点の者のいずれに対しても加算点の満点である20点を付与していた。

#### イ 総合評価委員会及び部会の状況

##### (ア) 総合評価委員会及び部会の概要

国交省ガイドラインにおいて、総合評価落札方式により技術提案の審査・評価を行うに当たっては、発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うこととされ、この確保のために学識経験者の意見を聴取することとされている。

国土交通省は、総合評価委員会の設置要領準則を定め、各地方整備局等は、これに基づき総合評価委員会規則等を作成している。

##### (イ) 総合評価委員会及び部会の審査の状況

各地方整備局等管内の総合評価委員会及び部会において、学識経験者から意見を聴取する事項は、①総合評価落札方式の実施方針に関すること、②複数の工事に共通する評価方法に関すること、③必要に応じ個別工書の評価方法や落札者の決定に関することとされている。

このうち、①及び②は、評価方法全体に関わる内容であり、主として総合評価委員会において審議されている。一方、③は、個別工書に関わる内容であり、各地方整備局等が発注する工事については、総合評価委員会において審議されているが、事務所等が発注する工事については、部会において審議されている。そして、③の審議は、前記の図のとおり、一般的に1件の入札に対して複数回実施されており、このうち、落札者決定前の総合評価委員会及び部会の審議(前記図中のbを参照)においては、発注者の恣意を排除するなどのため、個別工書の技術評価に関する加算点の適否等、評価案について意見が聴取されることになっている。

そこで、各地方整備局等管内の9総合評価委員会及び38部会における落札者決定前の個別工書の評価案についての審議状況をみると、北海道開発局等4地方整備局等の1総合評価委員会及び15部会においては、全ての総合評価落札方式のタイプを通じて、これについての個別の審議を行っておらず、前記のとおり、発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査等を行うという審議の趣旨が十分に生かされないおそれのある状況が見受けられた。

#### (3) 河川及び道路直轄工事における総合評価落札方式による技術評価点及び入札金額の順位 の分析

河川及び道路直轄工事における総合評価落札方式において、入札参加業者間における落札者の技術評価点や入札金額の順位が入札結果にどのような影響を与えているのかについてみると、表3のとおりである。

表3 入札参加業者間における落札者の技術評価点の順位及び入札金額の順位の割合

〔上段の( )の割合：タイプ別、技術評価点の順位別に合計した落札者数①)に対して各欄の落札者数が占める割合〕  
 〔下段の< >の割合：タイプ別、入札金額の順位別に合計した落札者数<②>に対して各欄の落札者数が占める割合〕  
 (単位：者、%)

		技術評価点の順位				
簡易型	入札金額の順位	順位	1位	2位	3位以下	計<②>
		1位	1,017 <sup>Ⓐ</sup> (51.9) <sub>Ⓑ</sub> <57.4>	450 <sup>(70.3)</sup> <25.4>	304 <sup>(78.9)</sup> <17.1>	1,771 <100>
		2位	428 <sup>(21.8)</sup> <71.3>	116 <sup>(18.1)</sup> <19.3>	56 <sup>(14.5)</sup> <9.3>	600 <100>
		3位以下	514 <sup>(26.2)</sup> <83.8>	74 <sup>(11.5)</sup> <12.0>	25 <sup>(6.4)</sup> <4.0>	613 <100>
		計①	1,959 (100)	640 (100)	385 (100)	2,984
		技術評価点の順位				
標準Ⅱ型	入札金額の順位	順位	1位	2位	3位以下	計<②>
		1位	362 <sup>Ⓐ</sup> (49.6) <sub>Ⓑ</sub> <65.1>	121 <sup>(65.7)</sup> <21.7>	73 <sup>(76.0)</sup> <13.1>	556 <100>
		2位	166 <sup>(22.7)</sup> <75.1>	38 <sup>(20.6)</sup> <17.1>	17 <sup>(17.7)</sup> <7.6>	221 <100>
		3位以下	201 <sup>(27.5)</sup> <86.6>	25 <sup>(13.5)</sup> <10.7>	6 <sup>(6.2)</sup> <2.5>	232 <100>
		計①	729 (100)	184 (100)	96 (100)	1,009
		技術評価点の順位				
標準Ⅰ型	入札金額の順位	順位	1位	2位	3位以下	計<②>
		1位	38 <sup>Ⓐ</sup> (25.8) <sub>Ⓑ</sub> <70.3>	13 <sup>(54.1)</sup> <24.0>	3 <sup>(30.0)</sup> <5.5>	54 <100>
		2位	37 <sup>(25.1)</sup> <82.2>	4 <sup>(16.6)</sup> <8.8>	4 <sup>(40.0)</sup> <8.8>	45 <100>
		3位以下	72 <sup>(48.9)</sup> <87.8>	7 <sup>(29.1)</sup> <8.5>	3 <sup>(30.0)</sup> <3.6>	82 <100>
		計①	147 (100)	24 (100)	10 (100)	181

注(1) 技術評価点については最も高い者を1位、入札金額については最も低い者を1位としている。

注(2) 1者応札及び入札が有効であった者が1者であった工事は除く。

表3において、技術評価点と入札金額の順位がいずれも1位である落札者についてみると、タイプ別、技術評価点の順位別に合計した落札者数①)に対する割合(表中ではⒶと表記)は、簡易型については51.9%となっており、標準Ⅱ型は49.6%、標準Ⅰ型は25.8%となっている。このように、簡易型は、標準Ⅰ型と比較して、入札金額の最も低い者が落札する割合が高いなど、難易度の低い工事については、価格が工事を受注することに与える影響が大きいと史料される。

また、タイプ別、入札金額の順位別に合計した落札者数<②>に対する割合(表中ではⒷと表記)は、簡易型については57.4%となっており、標準Ⅱ型は65.1%、標準Ⅰ型は70.3%となっている。このように、標準Ⅰ型は、簡易型と比較して、技術評価点が高い者が落札する割合が高いなど、難易度の高い工事については、技術評価点が工事を受注することに与える影響が大きいと史料される。

#### (4) 入札談合等関与行為の改善措置等の状況

##### ア 入札・契約手続の見直し

国土交通省は、24年12月に、四国地方整備局管内において発生した入札談合等関与行為の再発防止対策等のうち、入札・契約手続の見直しに関する具体的措置を示した通達を、各地方整備局等に発出している。

上記の通達によると、入札参加希望者から提出された技術資料について、技術審査会や総合評価委員会等に提出する場合には、事務の効率性も考慮した上で入札参加希望者が特定可能な箇所をマスキングしたり、特定の職員以外が見ることのできないように管理を徹底したりすることとされているが、技術審査会等で使用する資料を作成するなどの業務(以下「技術審査業務」という。)を外部に発注する際の技術資料の取扱いは示されていない。

そこで、技術審査業務における技術資料のマスキング等の実施状況についてみたところ、東北地方整備局等4地方整備局の7事務所において、技術資料に添付された技術提案書についてマスキングを行わないまま業務の請負者へ貸与しており、請負者が技術提案書の入札参加希望者名を知り得る状況になっていて、情報漏えい防止の措置が十分に執られていないおそれのある状況が見受けられた。

##### イ 談合により生じた損害の回復状況

国土交通省は、20年8月以降、工事請負契約書の違約金条項を改正し、公正取引委員会の課徴金納付命令の対象契約に加えて、同委員会が違反行為があったとした期間に違反行為者が落札した契約についても、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として請求することとしている。

そして、国土交通省は、25年7月26日に、前記の入札談合等関与行為等に係る違反行為者等に対して176契約に係る違約金計30億0626万余円を請求し、納付期限の同年8月14日までに120契約に係る違約金計21億7492万余円の納付を受けているが、残りの56契約に係る違約金計8億3133万余円は未納となっている。

また、違約金を請求した上記176契約のほかに、同年8月14日現在で違約金等の請求が未済となっているものが14契約ある。このうち、審判請求により課徴金納付命令が確定していないなどの5契約については、命令確定後に違約金の請求を行うこととしており、残りの9契約については、違約金条項が改正前のものであり、課徴金納付命令の対象とされていないため、今後、損害賠償の請求を検討することとしている。

#### 4 本院の所見

前記3(3)のとおり、難易度の高い工事については技術力の高い入札参加者が多く落札するなど、総合評価落札方式は一定の効果を上げてきていると思料されるが、国土交通省は、同方式についての見直しを随時行っており、前記のとおり、25年3月には技術力評価等の考え方の見直しなどを行ったところである。

一方、前記の3(1)ウ、(2)ア、イ及び(4)アで記述した状況が見受けられたことなどや、工事の品質確保のために入札及び契約が適切に実施されなければならないことから、国土交通省において、次の点に留意して、総合評価落札方式をより有効に活用できるよう検討する必要がある。

ア 総合評価落札方式の実施について

(ア) 予定下請業者の優良工事における下請者表彰の有無を評価項目としていて、発注者が入札参加希望者の予定下請業者を把握できるような場合には、予定下請業者を入札参加希望者と同じ入札に参加させないなど、入札の公正性が保たれるよう検討すること

(イ) 技術評価に関する加算点の算定については、技術提案の得点の差が加算点に直接的に反映されないおそれのある方法を見直すなど、算定方法を検討すること

(ウ) 総合評価委員会及び部会において、落札者決定前に個別工事の評価案についての審議を行う趣旨を十分に踏まえて、必要に応じて審議を実施するなど、工事品質の確保に資するよう、審議項目も含めて、より適切な運営方法の検討をすること

イ 入札談合等関与行為の改善措置等について

(ア) 技術審査業務を外部に発注して行う場合は、事務の効率性も考慮した上で業務の請負者が技術提案書の入札参加希望者名を知ることができないようにマスキングを実施するなどの、情報漏えい防止の措置が十分に執られるよう検討すること

(イ) 談合により生じた損害については、請求済みの違約金の未納分の収納に努め、請求未済の契約について違約金等の請求を適時適切に行い、その回復に努めること

本院としては、総合評価落札方式が、工事の品質確保のため、今後とも適切に実施される必要があることなどから、総合評価落札方式による入札及び契約の実施状況等について引き続き注視していくこととする。

## 第7 東日本大震災により発生した災害廃棄物等の処理について

検査対象	環境本省、福島県等 10 道県等
会計名	一般会計、東日本大震災復興特別会計
事業の概要	東日本大震災で発生した災害廃棄物等の処理を行うもの
災害廃棄物等の処理に係る事業費	1 兆 1934 億円(平成 23、24 両年度)

### 1 検査の背景

#### (1) 東日本大震災で発生した災害廃棄物等の処理

東日本大震災では、13 道県<sup>(注1)</sup> 239 市町村において総量約 1931 万 t の災害廃棄物に加えて、沿岸部において津波による土砂及び泥状物(以下、これらを「津波堆積物」という。)総量約 1028 万 t が発生したと推計され、これらの災害廃棄物及び津波堆積物(以下「災害廃棄物等」という。)の推計量<sup>(注2)</sup>の合計約 2960 万 t について処理が必要となっている。特に、岩手、宮城及び福島の 3 県での津波による被害は大きく、3 県の災害廃棄物等の推計量の合計約 2811 万 t は、13 道県全体の 95% と膨大な量となった。

(注1) 13 道県 北海道、青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、静岡、長野各県

(注2) 推計量 環境省の「東日本大震災に係る災害廃棄物及び津波堆積物の処理の進捗状況(13 道県)」(平成 25 年 6 月 30 日現在)による。

従来、災害により発生した廃棄物の処理の主体は市町村とされているが、東日本大震災により発生した膨大な量の災害廃棄物等の処理に当たって、環境省は、国、県及び市町村の連携が必要であるとして、平成 23 年 5 月に、「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)」(以下「マスタープラン」という。)を策定し、国、県及び市町村の役割や、財政措置、中間処理・最終処分を 25 年度末を目途に行うなどの方針を示している。その後、23 年 8 月施行の「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」(平成 23 年法律第 99 号。以下「災害廃棄物処理特措法」という。)では、国が処理に関する基本的な方針や工程表を定めること、国が被害を受けた市町村に代わって災害廃棄物処理(以下「国の代行処理」という。)できること、市町村負担の軽減を図ることなどが規定された。

#### (2) 福島県内の災害廃棄物等の処理

東日本大震災では、東京電力株式会社福島第一原子力発電所(以下「福島第一原発」という。)において甚大な被害が生じて、大規模な放射能漏れ事故が発生した。そして、環境省は、23 年 5 月に当面の措置として、福島県内の災害廃棄物については警戒区域及び計画的避難区域<sup>(注4)</sup>に係るものは移動及び処分を行わないこととし、その他の地域についても、会津地方に係るものを除き処分を行わないこととした。その後、「福島県内の災害廃棄物の処理の方針」を同年 6 月に策定し、災害廃棄物の処理に当たり、放射性物質による汚染の程度が高いものがある場合等においては、適切な方法で一時保管を行いつつ、国において処理方法を検討することや、汚染の程度が著しく低いものでない限り、基本的に当面の間、福島県内で処理を行うなどの方針を示した。

(注3) 警戒区域 福島第一原発から半径20km圏内の区域で、立入りが原則禁止された区域

(注4) 計画的避難区域 福島第一原発から半径20km圏外の区域で、年間積算放射線量が20mSv(Svは生体の被ばくによる生物学的影響の大きさの単位)を超えると推定され、計画的な避難が指示された区域

同年8月には「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23年法律第110号。24年1月1日全面施行。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。)が成立して、放射性物質により汚染された廃棄物の処理について国等が講ずべき措置等が定められた。その中で、国は、汚染廃棄物対策地域(以下「対策地域」という。)を指定し、対策地域内廃棄物処理計画を定めた上で、この計画に従って、対策地域内の廃棄物の収集、運搬、保管及び処分を行わなければならないこととされた。そして、国は、福島県内の特定の区域を対策地域に指定し、対策地域内の廃棄物を国が処理(以下「国の直轄処理」という。)することとしている。

### (3) 災害廃棄物に係る広域処理

岩手、宮城両県内での処理が困難とされた災害廃棄物は県外で処理を行う広域処理の対象とされていて、国は、マスタープラン等において広域処理の支援を行うこととされている。そして、環境省は、震災後の早い段階で広域処理の実施を検討していたが、災害廃棄物の放射性物質による汚染を危惧する意見があったことなどから、23年8月に災害廃棄物の広域処理における安全性の考え方等を示すガイドラインを策定した。その後、広域処理推進会議の開催や受入れの調査等の取組を経て、24年3月には災害廃棄物処理特措法に基づき、内閣総理大臣及び環境大臣から都道府県知事等に対して、文書により広域処理についての具体的な協力を要請した。

### (4) 23、24両年度の予算の概要

災害廃棄物等の処理事業に係る予算は、23年度については、一般会計第1次補正予算及び第3次補正予算により計7778億余円が措置されたが、その55.2%に当たる4293億余円が翌年度に繰り越された。24年度については、東日本大震災復興特別会計(以下「復興特別会計」という。)により計4156億余円が措置されており、上記の23年度からの繰越額と合計すると8450億余円となる(以下、23年度一般会計第1次補正予算、同第3次補正予算及び復興特別会計により措置された予算を「復旧・復興予算」といい、それ以外を「通常予算」という。)

## 2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

### (1) 検査の観点及び着眼点

東日本大震災で発生した災害廃棄物等の処理事業について、24年次は、環境省、岩手、宮城両県において処理の計画や進捗状況を中心に会計実地検査を行い、平成23年度決算検査報告において、処理の進捗状況や国庫補助金の執行状況等について掲記したところである。

25年次は、24年次に引き続き、合规性、有効性等の観点から、災害廃棄物等の処理は計画どおり進捗しているか、処理事業に係る予算の執行は適切に行われているか、広域処理及び広域処理の受入れに関連する廃棄物処理施設の整備等の状況はどのようになっているかなどに着眼して検査を行った。

## (2) 検査の対象及び方法

本院は、23、24両年度に実施された災害廃棄物等の処理事業を対象に、環境本省、福島県等<sup>(注5)</sup>10道県及び10道県管内の44市町村等並びに広域処理の受入れに関連する廃棄物処理施設に係る循環型社会形成推進交付金<sup>(注6)</sup>が交付された市町等のうち10市町等において会計実地検査を行った。なお、岩手、宮城両県については、処理の進捗状況等に関して環境本省において検査を行った。

(注5) 福島県等10道県 北海道、青森、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、長野各県

(注6) 10市町等 中・北空知廃棄物処理広域連合、鹿角広域行政組合、潟上市、玉村町、甘楽西部環境衛生施設組合、川口市、ふじみ衛生組合、西秋川衛生組合、綾部市、堺市

検査に当たっては、災害廃棄物等の処理に係る契約の状況等について作成を依頼して提出を受けた調書や決算関係の書類によるなどした。また、福島県管内の17市町村等及び上記10市町等のほかに広域処理に係る循環型社会形成推進交付金の交付を受けた<sup>(注7)</sup>5市等からも調書等の提出を受けて検査を行った。

(注7) 5市等 秋田市、酒田地区広域行政組合、高岡地区広域圏事務組合、静岡市、北九州市

## 3 検査の状況

### (1) 災害廃棄物等の処理の進捗状況

13道県における25年6月末時点の災害廃棄物等の処理の進捗状況は、表1のとおり、岩手、宮城及び福島の3県を除いてほぼ処理が完了している。

表1 13道県に係る災害廃棄物等の処理状況(平成25年6月末現在)

道県名	災害廃棄物等(全体)			災害廃棄物					津波堆積物				
	推計量 (千t)	処理量 (千t)	処理割合 (%)	市町村 数	災害廃 棄物推 計量 (千t)	処理済 市町村 数	災害廃 棄物処 理計 (千t)	処理割 合 (%)	市町村 数	津波堆 積物推 計量 (千t)	処理済 市町村 数	津波堆 積物処 理計 (千t)	処理割 合 (%)
北海道	8	8	100	20	8	20	8	100	0	—	0	—	—
青森県	179	179	100	6	124	6	124	100	2	55	2	55	100
岩手県	5,324	2,939	55	19	3,836	6	2,419	63	11	1,488	2	520	35
宮城県	17,965	13,252	74	34	11,079	17	9,170	83	14	6,886	2	4,082	59
福島県	4,829	2,129	44	39	2,985	15	1,703	57	5	1,845	1	426	23
茨城県	870	805	93	44	868	34	803	92	3	2	3	2	100
栃木県	221	220	99	26	221	23	220	99	0	—	0	—	—
群馬県	4	4	100	6	4	6	4	100	0	—	0	—	—
埼玉県	7	7	100	9	7	9	7	100	0	—	0	—	—
千葉県	138	136	98	31	127	26	125	98	1	11	1	11	100
新潟県	35	35	100	3	35	3	35	100	0	—	0	—	—
静岡県	1	1	100	1	1	1	1	100	0	—	0	—	—
長野県	22	22	100	1	22	1	22	100	0	—	0	—	—
計	29,603	19,735	67	239	19,316	167	14,639	76	36	10,287	11	5,096	50

(注) 環境省の「東日本大震災に係る災害廃棄物及び津波堆積物の処理の進捗状況(13道県)」(平成25年6月30日現在)による。福島県については対策地域を除く。なお、焼却を要するものは焼却をもって処理とされている。

環境省は、岩手、宮城両県については、24年7月末の処理割合が14%及び20%であったものが、55%及び74%と増加しており、目標である25年度末での処理の完了が可能であるとしている。しかし、福島県については、対策地域を除いても処理割合がいまだ44%となっており、25年度末までに処理を完了させることは困難な状況であるとしている。

(2) 23、24両年度の予算の執行状況

災害廃棄物等の処理事業に係る23、24両年度の予算は、表2のとおり、23年度措置分7778億余円(うち4293億余円は24年度へ繰越し)及び24年度措置分の4156億余円の計1兆1934億余円であり、これに対する支出済額は6916億余円(上記予算の58.0%)となっている。

表2 災害廃棄物等の処理事業に係る予算 (単位：千円)

区 分	平成23年度一般会計	平成24年度復興特別会計
放射性物質汚染廃棄物処理事業費	26,882,405	52,826,160
災害等廃棄物処理事業費	4,769,000	16,068,039
災害等廃棄物処理事業費補助金	664,903,695	295,842,497
災害廃棄物処理促進費補助金	67,963,526	32,137,009
循環型社会形成推進交付金	13,041,000	18,614,000
災害廃棄物広域処理等支援事業	250,161	197,933
計	777,809,787	415,685,638

(注) 区分は、事業の目的別に予算を分類したものであり、国の予算科目名と一致しないものがある。

そして、主な予算の執行状況は次のとおりとなっている。

ア 国の直轄処理に係る予算(放射性物質汚染廃棄物処理事業費)

国の直轄処理に係る放射性物質汚染廃棄物処理事業費については、表3のとおり、23年度一般会計の歳出予算現額268億8240万余円の99.9%に当たる268億6262万余円が24年度に繰り越されており、このうち246億余円(繰越額全体の91.8%)が24年度において不用額となっている。また、24年度復興特別会計についても、歳出予算現額528億余円の97.6%に当たる515億余円が25年度に繰り越されている。

表3 放射性物質汚染廃棄物処理事業費の予算の執行状況 (単位：千円)

年度	会 計	歳出予算現額(A)	支出済額(B) (B/A)	翌年度繰越額(C) (C/A)	不用額(D) (D/A)
平成23	一 般 会 計	26,882,405	18,842 (0.1%)	26,862,628 (99.9%)	934 (0.0%)
24	一般会計(平成23年度 予算繰越額)	26,862,628	2,142,278 (8.0%)	50,283 (0.2%)	24,670,065 (91.8%)
	復 興 特 別 会 計	52,826,160	604,024 (1.1%)	51,563,199 (97.6%)	658,936 (1.2%)
	計	79,688,788	2,746,303 (3.4%)	51,613,482 (64.8%)	25,329,002 (31.8%)

イ 国の代行処理に係る予算(災害等廃棄物処理事業費)

国の代行処理に係る災害等廃棄物処理事業費については、表4のとおり、23年度一般会計の歳出予算現額47億余円の全額が24年度に繰り越されている。また、24年度復興特別会計についても歳出予算現額160億余円の88.9%に当たる142億余円が25年度に繰り越されている。

表4 災害等廃棄物処理事業費の予算の執行状況 (単位：千円)

年度	会 計	歳出予算現額(A)	支出済額(B) (B/A)	翌年度繰越額(C) (C/A)	不用額(D) (D/A)
平成23	一 般 会 計	4,769,000	— (—)	4,769,000 (100.0%)	— (—)
24	一般会計(平成23年度 予算繰越額)	4,769,000	4,371,796 (91.7%)	— (—)	397,203 (8.3%)
	復興特別会計	16,068,039	1,612,006 (10.0%)	14,289,543 (88.9%)	166,489 (1.0%)
	計	20,837,039	5,983,803 (28.7%)	14,289,543 (68.6%)	563,692 (2.7%)

ウ 国庫補助事業に係る予算(災害等廃棄物処理事業費補助金及び災害廃棄物処理促進費補助金)

環境省は、市町村等が行う災害廃棄物等の処理事業に対して災害等廃棄物処理事業費補助金(以下「事業費補助金」という。)を交付している。また、事業費補助金の上乗せ分として基金制度を用いて災害廃棄物処理促進費補助金(以下「促進費補助金」という。)を特定被災地方公共団体に該当する市町村(以下「特定被災市町村」という。)<sup>(注8)</sup>が所在する道県に交付している。

(注8) 特定被災地方公共団体 都道府県については、青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野各県、市町村については、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用され、かつ、住宅の全壊戸数が一定規模以上等の要件に該当する市町村をいう。

国庫補助事業に係る23、24両年度の予算の執行状況は、表5及び表6のとおりとなっている。このうち、事業費補助金についてみると、表5のとおり、交付決定額は23、24両年度でほぼ同程度であり、また、交付決定額に対する支出済額も23、24両年度でほぼ同程度となっている。23年度の地方繰越額982億余円のうち981億余円は、岩手、宮城及び福島の3県に係るものとなっており、当該繰越額については24年度において執行後、更に304億余円が事故繰越しとして25年度へ繰り越されている。3県を除く10道県においては、23、24両年度においてほぼ交付決定どおりに支出されている。

表5 事業費補助金の予算の執行状況 (単位：千円)

年度	会 計	歳出予算現額	交付決定額(A)	支出済額(B) (B/A)	地方繰越額(C) (C/A)	不用額(D)
平成23	一 般 会 計	664,903,695	365,936,662	267,649,529 (73.1%)	98,272,728 (26.9%)	14,405
24	一般会計(平成23年度 予算繰越額)	372,337,919	273,808,419	214,557,645	57,957,023	1,293,751
	復興特別会計	295,842,497	54,781,287	44,619,567	9,647,092	514,628
	計	668,180,416	328,589,706	259,177,212 (78.9%)	67,604,115 (20.6%)	1,808,379

注(1) (B)欄から(D)欄までは、交付決定を受けた市町村等の補助金の使用状況を示している。地方繰越額は市町村等において繰り越された額である。

注(2) 平成24年度の一般会計の歳出予算現額の欄には、23年度の地方繰越額98,272,728,000円が含まれているが、当該繰越額は、23年度に交付決定済みとなっているので、24年度の一般会計の(A)欄から(D)欄までには含まれていない。

表6 促進費補助金の予算の執行状況

(単位：千円)

年度	会計	歳出予算現額(A)	交付決定額(B) (B/A)	支出済額(C) (=基金造成額) (C/B)	基金から市町村へ 交付された額(D) (D/C)
平成23	一般会計	67,963,526	50,886,965 (74.9%)	50,886,965 (100.0%)	36,413,027 (71.6%)
24	一般会計(平成23年度 予算繰越額)	17,076,561	21,106,622 (42.9%)	21,106,622 (100.0%)	15,792,052 (74.8%)
	復興特別会計	32,137,009			
	計	49,213,570			

エ 災害廃棄物の受入可能施設等に係る予算(循環型社会形成推進交付金)

復旧・復興予算の循環型社会形成推進交付金は、特定被災市町村等が行う廃棄物処理施設の整備と広域処理に関連して市町村等が整備する災害廃棄物の受入可能施設等の整備の両方に対して交付されており、同交付金の執行状況は表7のとおりとなっている。

表7 循環型社会形成推進交付金の予算の執行状況

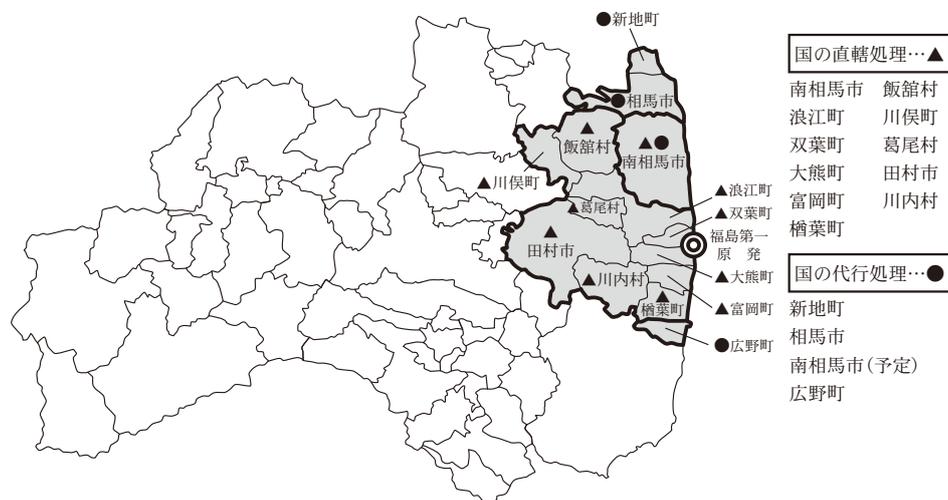
(単位：千円)

年度	会計	歳出予算現額(A)	支出済額(B) (B/A)	翌年度繰越額(C) (C/A)	不用額(D) (D/A)
平成23	一般会計	13,041,000	4,757,138 (36.5%)	8,277,306 (63.5%)	6,556 (0.1%)
24	一般会計(平成23年度 予算繰越額)	8,277,306	1,485,010 (17.9%)	— (—)	6,792,296 (82.1%)
	復興特別会計	18,614,000	15,119,942 (81.2%)	137,965 (0.7%)	3,356,093 (18.0%)
	計	26,891,306	16,604,952 (61.7%)	137,965 (0.5%)	10,148,389 (37.7%)

(3) 福島県内の処理状況

福島県内については、図のとおり、国の直轄処理及び代行処理が行われている区域と、そのほか市町村等による処理が行われている区域があり、いずれもマスタープラン等では25年度末までを目途に処理を行うこととされていた。なお、環境省は25年9月に福島県内全体の処理の見通しを明らかにしており、25年度末までに処理を完了させるとした従来の目標を見直すこととしている。

図 国の直轄処理及び代行処理が行われている区域を含む市町村



ア 国の直轄処理

(ア) 対策地域内廃棄物処理計画

国の直轄処理の対象は、対策地域に指定されている檜葉、富岡、大熊、双葉、浪江各町及び葛尾、飯館両村の全域並びに田村、南相馬両市、川俣町及び川内村の区域のうち23年12月28日時点で警戒区域又は計画的避難区域であった区域とされており、環境省は、直ちに廃棄物を処理する予定がないとしている双葉町を除く10市町村を対象として、24年6月に対策地域内廃棄物処理計画を策定した。この計画では、対策地域内の災害廃棄物の推計量は、主に沿岸部の市町に係る約47万tとされており、当該災害廃棄物について、空間線量率が特に高い地域を除き、沿岸部の各市町村に仮置場を確保することを前提として、24年度内を目途に仮置場へ搬入して、25年度末までの処理を目指すなどとされていた。

(注9) 空間線量率 測定器等で計測された場所の単位時間当たりの放射線量

(イ) 国の直轄処理に係る契約の状況及び処理の進捗状況

環境省が国の直轄処理として24年度末までに締結して実施した契約は、計84件、支払金額計21億4204万余円であり、その主な対象市町村別、業務内容別の内訳は表8のとおりとなっている。金額と処理の進捗が必ずしも相関するものではないが、災害廃棄物の発生量が多い沿岸部の比較的空間線量率が低い地域について契約件数及び金額が多くなっている。

表8 国の直轄処理に係る契約 (単位：件、千円)

業務内容	①仮置場の設置等に係る業務		②災害廃棄物の収集・運搬等に係る業務		③災害廃棄物の選別等に係る業務		④中間処理に係る業務		⑤中間処理後の処分に係る業務		その他		計	
	調査業務 測量業務 整備工事等		調査業務 建物解体工事 収集・運搬業務等		選別業務 仮置場管理業務等		焼却業務 調査業務等		埋立処分業務等		調査・設計業務 物品購入 その他分類し難い業務			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
市町村														
南相馬市	9	702,328	11	301,708	3	259,295	1	975	—	—	2	16,878	26	1,281,187
浪江町	1	777	1	945	—	—	—	—	—	—	—	—	2	1,722
富岡町	1	897	2	1,354	—	—	—	—	—	—	—	—	3	2,252
檜葉町	4	328,769	7	69,160	2	134,925	1	11,387	—	—	1	110	15	544,353
川俣町	—	—	1	2,488	—	—	—	—	—	—	—	—	1	2,488
田村市	—	—	1	843	—	—	—	—	—	—	—	—	1	843
川内村	2	33,029	1	262	—	—	—	—	—	—	2	609	5	33,901
全域等	1	925	1	315	—	—	—	—	—	—	29	274,053	31	275,293
計	18	1,066,727	25	377,077	5	394,220	2	12,363	—	—	34	291,651	84	2,142,040

(注) 各契約の分類は、対策地域内廃棄物処理計画の記載に合わせて、仕様書等を基に行ったものである。

この業務内容についてみると、その多くは仮置場の設置や災害廃棄物の収集及び運搬といった初期工程にとどまっていた。これは、仮置場、仮設処理施設等の設置に係る関係市町村との調整に時間を要しているなどのためである。

そして、24年度末時点の仮置場の状況については、3市町村の3か所が供用されているのみで、仮置場に搬入された災害廃棄物の量は、前記の推計量約47万tの

0.5%に当たる約2,200tにとどまっており、25年度末までに処理を完了させることは困難な状況となっている。

#### イ 国の代行処理

##### (ア) 要請内容

25年6月末時点で環境省に対して国の代行処理の要請を行っている市町は、相馬市、新地町(いずれも24年3月に要請)及び広野町(25年1月に要請)の3市町となっていて、このほか、南相馬市については、仮設処理施設の設置場所等について調整中であり、調整後に要請が行われる見込みとなっている。

3市町に係る要請の内容は、焼却から最終処分までとなっており、事業工程によれば、相馬市及び新地町については、25年度に焼却処理を完了して26年度に仮設処理施設の解体撤去及び原状回復を行うこととされている。また、広野町については、仮設処理施設の設置工事を経て27年度から処理を開始することとされている。

##### (イ) 国の代行処理に係る契約の状況及び処理の進捗状況

環境省が国の代行処理として24年度末までに締結して実施した契約は、相馬市及び新地町の処理に係る仮設焼却炉3基の建築工事に係る契約1件(支払金額43億6980万余円)とこれに付随する少額の契約2件の合計3件のみとなっていた。

25年6月末までに、上記の仮設焼却炉において焼却処理が行われていたのは相馬市に係る可燃物等の一部のみとなっているが、相馬市及び新地町については、前記の事業工程のとおり完了する予定となっている。そして、仮設焼却炉で発生する焼却灰については、環境省が対策地域内の富岡町との間で、同町内所在の最終処分場の利用に向けて調整を行っているところである。なお、広野町については、処理の開始が27年度とされていること、南相馬市については、25年6月末時点で代行処理の要請を行っていないことから、広野町及び南相馬市では、25年度末までに処理を完了させることは困難な状況となっている。

#### ウ 市町村等による処理(国庫補助事業)

##### (ア) 処理の進捗状況

福島県内においては、国の直轄処理や代行処理を除き、各市町村等が、自ら策定した計画に基づき処理を進めている。そして、25年6月末時点の災害廃棄物等の処理の進捗状況についてみたところ、災害廃棄物等の発生量は、沿岸部のいわき市、南相馬市及び相馬市や、内陸部の郡山市及び福島市で多くなっており、主にこれらの市において処理が遅れている状況となっている。

##### (イ) 補助事業の実施状況

環境省は、事業費補助金等の補助の対象となる経費について、損壊家屋等の解体工事費、仮置場等に係る仮設工事費、収集・運搬費、処理・処分費等と定めている。このうち損壊家屋等の解体工事費については、東日本大震災の発生後に、各事業主体による災害廃棄物等処理事業が迅速に実施されるよう特例として認めた経費である。福島県管内の24市町村等に係る補助事業の実施状況について、23年度の事業費補助金(24年度への繰越分も含む。)の実績報告書等を基に、事業の内容別に事業費を集計すると表9のとおりである。

表9 福島県管内の24市町村等に係る補助事業の実施状況 (単位：千円)

事業主体／事業の内容	総事業費	解体工事、解体工事に伴う運搬、処理等に係る事業	収集・運搬に係る事業	仮置場の維持管理、仮置場等における分別作業等に係る事業	処理、処分、リサイクル等に係る事業	分類し難い事業、複数の業務にまたがる事業等
福島県の沿岸部(5事業主体) (総事業費に占める割合)	19,396,267 (100.0%)	7,592,535 (39.1%)	6,233,504 (32.1%)	2,022,463 (10.4%)	3,373,094 (17.4%)	174,669 (0.9%)
福島県の内陸部(19事業主体) (総事業費に占める割合)	15,395,679 (100.0%)	12,211,061 (79.3%)	552,599 (3.6%)	713,361 (4.6%)	1,903,075 (12.4%)	15,580 (0.1%)
計 (総事業費に占める割合)	34,791,946 (100.0%)	19,803,597 (56.9%)	6,786,103 (19.5%)	2,735,825 (7.9%)	5,276,170 (15.2%)	190,249 (0.5%)

注(1) 事業費の分類は、補助対象経費の区分に合わせて、平成23年度の事業費補助金の実績報告書等を基に行ったものである。

注(2) 平成23年度の事業費補助金の交付決定額が5000万円以上の24市町村等を対象としている。

事業の内容をみると、特例として補助対象とされた損壊家屋等の「解体工事、解体工事に伴う運搬、処理等に係る事業」の割合が最も高く、全体の56.9%を占めている状況となっている。また、事業主体を沿岸部と内陸部に分けて事業の内容をみると、内陸部では沿岸部に比べると津波による影響が少ないため、損壊家屋等の解体に係る事業の割合が高くなっているなど、地域により災害廃棄物等の内容等が大きく異なることがうかがえる。さらに、表10の北海道等7道県と比べた場合には、「処理、処分、リサイクル等に係る事業」の割合が低くなっており、処理が遅れていることがうかがえる。

表10 7道県管内の27市町村に係る補助事業の実施状況 (単位：千円)

事業主体／事業の内容	総事業費	解体工事、解体工事に伴う運搬、処理等に係る事業	収集・運搬に係る事業	仮置場の維持管理、仮置場等における分別作業等に係る事業	処理、処分、リサイクル等に係る事業	分類し難い事業、複数の業務にまたがる事業等
北海道(1事業主体) (総事業費に占める割合)	189,832 (100.0%)	— (—)	107,382 (56.6%)	— (—)	82,449 (43.4%)	— (—)
青森県(3事業主体) (総事業費に占める割合)	3,134,915 (100.0%)	344,233 (11.0%)	796,264 (25.4%)	723,058 (23.1%)	1,271,359 (40.6%)	— (—)
茨城県(12事業主体) (総事業費に占める割合)	6,547,458 (100.0%)	1,160,651 (17.7%)	826,410 (12.6%)	627,918 (9.6%)	3,919,403 (59.9%)	13,074 (0.2%)
栃木県(4事業主体) (総事業費に占める割合)	667,909 (100.0%)	— (—)	138,045 (20.7%)	142,317 (21.3%)	379,462 (56.8%)	8,084 (1.2%)
千葉県(4事業主体) (総事業費に占める割合)	2,383,793 (100.0%)	— (—)	514,730 (21.6%)	1,069,420 (44.9%)	794,688 (33.3%)	4,954 (0.2%)
新潟県(2事業主体) (総事業費に占める割合)	402,789 (100.0%)	234,255 (58.2%)	2,579 (0.6%)	29,922 (7.4%)	133,496 (33.1%)	2,535 (0.6%)
長野県(1事業主体) (総事業費に占める割合)	648,089 (100.0%)	310,051 (47.8%)	157,134 (24.2%)	22,087 (3.4%)	158,533 (24.5%)	283 (0.0%)
計 (総事業費に占める割合)	13,974,789 (100.0%)	2,049,190 (14.7%)	2,542,547 (18.2%)	2,614,724 (18.7%)	6,739,394 (48.2%)	28,931 (0.2%)

注(1) 事業費の分類は、補助対象経費の区分に合わせて、平成23年度の事業費補助金の実績報告書等を基に行ったものである。

注(2) 本表は、検査の対象とした前記の10道県から福島県を除いた9道県管内の市町村のうち、平成23年度の事業費補助金の交付決定額が5000万円以上の27市町村を対象としている。

#### エ 処理の進捗に係る福島第一原発の事故の影響

福島第一原発の事故の影響について、福島県等から状況を聴取するなどしたところ、次のとおりとなっていた。

(ア) 仮置場の確保

仮置場の確保については、放射性物質で汚染された災害廃棄物等が住宅近くに搬入され、保管されることへの住民の不安が根強く、仮置場用地を確保することが困難であり、また、確保できた仮置場でも、限られた地区の災害廃棄物等しか搬入できないなどの制約があり、集約的な処理のための適切な場所が確保できない状況となっている。

(イ) 廃棄物処理業者の受入制限

再生利用を含む廃棄物の中間処理や最終処分を行う廃棄物処理業者への災害廃棄物等の引渡しについては、放射性物質による汚染の状況が指定廃棄物に該当しない<sup>(注10)</sup> 8,000Bq/kg以下である廃棄物であっても、廃棄物処理業者が独自の基準を採用するなどして受入れを拒否する場合もあるため、災害廃棄物の種類によっては引渡しが難しい状況となっている。

(注10) 指定廃棄物 放射性物質汚染対処特措法に基づき、環境大臣が指定する放射能濃度 8,000Bq/kgを超える廃棄物で、国が責任を持って処理することとなっている。

(注11) Bq(ベクレル) 1秒間に崩壊する原子核の数。放射性物質の量を表す場合に用いられる単位

(ウ) 焼却灰の埋立て

指定廃棄物に該当する焼却灰については、国の処理のめどが立っていないため、事業主体が最終処分場等で焼却灰を保管している状況となっていた。また、国の方針では、8,000Bq/kg以下の場合には埋立処分が可能とされているが、埋立てについて周辺住民の理解が得られず、焼却施設の敷地内等に一時保管を行っている事業主体も見受けられた。

(4) 広域処理の状況

ア 広域処理必要量の変遷と広域処理の実績

災害廃棄物等の推計量と広域処理を必要とする量(以下「広域処理必要量」という。)は、随時見直しが行われてきている。岩手、宮城両県の広域処理必要量は、当初、それぞれ約 57 万 t、約 344 万 t の計約 401 万 t であったものが、解体家屋数の精査、県内処理の拡大等により、表 11 のとおり、25 年 7 月の環境省の公表によればそれぞれ約 29 万 t、約 31 万 t の計約 61 万 t となっており、大幅に減少している。

この広域処理必要量約 61 万 t に対して、同時点において環境省が把握している広域処理調整済み(実施済み、実施中又は受入量決定済み)に係る都府県は、24 年 3 月時点の 1 都 3 県から 1 都 1 府 15 県へと拡大しており、その受入見込量は約 61 万 t となっていて、全て受入れ済み又は受入れが見込まれる状況となっている。なお、広域処理必要量が全て処理された場合でも、災害廃棄物における広域処理の割合は岩手、宮城両県で 2.6% となり、阪神・淡路大震災時の 10.1% を下回ることになる。

表11 広域処理必要量の推計量に占める割合 (単位：万 t)

	岩手県	宮城県	計	阪神・淡路大震災(参考)(注)
推計量全体(a)	532	1,796	2,328	1,429
広域処理必要量(b)	29	31	61	143
推計量全体に占める割合(b/a)	5.5%	1.8%	2.6%	10.1%

(注) 阪神・淡路大震災の数値は、兵庫県提供資料による。

なお、このような広域処理必要量の見直しの過程で、24年8月には環境省から関係都道府県等に対して、可燃物等については新たな受入先の調整は行わないなどの方針が明らかにされ、災害廃棄物処理特措法に基づく要請から約4か月という短期間で、可燃物等の処理については一応のめどが立ったとされた。

#### イ 広域処理に係る費用

広域処理は搬出側市町村の災害廃棄物処理事業として実施されるため、その費用は搬出側市町村が支出するが、前記の国庫補助等により、実質的には国が負担することとなっている。一方、広域処理に関連して受入側市町村等が整備する災害廃棄物の受入可能施設等に対して、復旧・復興予算から循環型社会形成推進交付金が交付されている。

#### ウ 循環型社会形成推進交付金の交付状況

##### (ア) 通常予算及び復旧・復興予算による循環型社会形成推進交付金

循環型社会形成推進交付金は、市町村等が事業主体となり、循環型社会形成の推進に必要な焼却施設や最終処分場等の廃棄物処理施設の整備事業を実施する経費に充てるために国から交付されるものであり、交付率は交付対象事業費の3分の1(一部の事業については2分の1)とされている。そして、同交付金が通常予算から交付される場合、事業主体は、自己負担分を起債等により確保することになるが、復旧・復興予算から交付される場合は、自己負担分に対して、地方交付税法(昭和25年法律第211号)、「東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律」(平成23年法律第41号)等に基づき、震災復興特別交付税が交付されて、国が実質的に全額を負担することとなっている。

##### (イ) 復旧・復興予算からの交付方針

環境省は、24年3月に各都道府県宛てに「循環型社会形成推進交付金復旧・復興枠の交付方針について」(以下「交付方針」という。)を発出して、復旧・復興予算からの同交付金の交付方針を明らかにしている。

交付方針によれば、広域処理の受入側市町村等における事業のうち、交付対象となるのは、①諸条件等が整えば災害廃棄物の受入れが可能と考えられる処理施設の整備事業、②しゅん工時期等の問題で、現在整備中の処理施設では災害廃棄物を直接受け入れることは難しいものの、他の既存施設で受け入れたことにより、その既存施設で処理する予定であった廃棄物を処理することとなる可能性がある当該整備中の処理施設の整備事業とされている。あわせて、受入条件の検討や被災地とのマッチングを実施したものの、結果として災害廃棄物を受け入れることができなかった場合であっても、同交付金の返還が生ずるものではないなどとされている。

##### (ウ) 復旧・復興予算からの循環型社会形成推進交付金の交付状況

復旧・復興予算からの同交付金の交付を受けて23、24両年度で施設整備を実施した事業主体数及び同交付金の交付額は、75事業主体、213億6209万余円である。このうち、広域処理に係る災害廃棄物の受入れが可能と考えられる処理施設を整備中又は整備した事業主体数及び同交付金の交付額は、表12のとおり、15事業主体、119億9817万余円となっている。そして、15事業主体のうち5事業主体は災害廃棄物を受け入れていたが、10事業主体は、被災地側で災害廃棄物の処理が進展し広域処理必要量が減少したことなどにより、災害廃棄物の受入れに至らなかった。

表 12 15 事業主体の施設整備事業の概要

事業主体名		交付対象施設	交付決定年月日	交付金支出済額(千円)	完了年月	受入実施年月
受入れを行っていた5事業主体						
秋 田 県	秋田市	エネルギー回収推進施設	平成 24年3月15日	166,734	24年3月	24年9月～25年3月
山 形 県	酒田地区広域行政組合	溶融スラグストックヤード	24年10月19日	48,977	25年1月	24年8月～12月
富 山 県	高岡地区広域圏事務組合	高効率ごみ発電施設	24年12月5日	805,552	26年9月	25年4月～8月
静 岡 県	静岡市	ストックヤード	24年10月19日	37,565	25年2月	24年10月～25年2月
福 岡 県	北九州市	既設焼却施設(改良)	24年12月5日	160,373	29年3月	24年9月～25年3月
受入れに至らなかった10事業主体						
北 海 道	中・北空知廃棄物処理広域連合	焼 却 施 設	24年2月28日 24年10月19日	944,313	25年3月	—
秋 田 県	鹿角広域行政組合	溶融スラグストックヤード	24年10月19日	40,880	25年12月	—
	潟上市	既設焼却施設(改良)	24年10月19日	142,114	26年3月	—
群 馬 県	玉村町	既設焼却施設(改良)	24年12月5日	565,480	25年3月	—
	甘楽西部環境衛生施設組合	既設焼却施設(改良)	24年12月5日	129,598	24年10月	—
埼 玉 県	川口市	既設焼却施設(改良)	24年3月21日	1,819,840	25年2月	—
東 京 都	ふじみ衛生組合	焼 却 施 設	24年2月28日 24年10月19日	2,248,671	25年3月	—
	西秋川衛生組合	焼 却 施 設	24年12月5日	789,932	26年3月	—
京 都 府	綾部市	最終処分場	24年10月19日	96,790	26年3月	—
大 阪 府	堺市	焼 却 施 設	24年10月19日	4,001,356	25年3月	—
		既設焼却施設(改良)			26年3月	—
計 15 事 業 主 体				11,998,175		

(注) 受入実施年月については、本格受入分を対象としており、試験焼却分は含めていない。

(エ) 広域処理に係る10事業主体の検討状況

広域処理の受入れに係る検討状況について、受入れに至らなかった10事業主体に確認したところ、災害廃棄物の受入れについて、処理可能な数量を算出している事業主体は5事業主体であり、これらの中には受入見積量が少量(年間42t及び100t)なものが見受けられた。このほか、施設が稼働する時期になってから検討するとして、具体的な処理内容を決定していない事業主体が3事業主体見受けられた。なお、前記のとおり、環境省から24年8月に関係都道府県等に新たな受入先の調整は行わないなどの方針が明らかにされたことから、上記の検討状況はおおむねこの方針が示されるまでのものである。

(オ) 5事業主体における災害廃棄物の受入状況

災害廃棄物を受け入れた5事業主体の受入状況について各事業主体に確認したところ、受入量(試験焼却分を除く。)は計30,094t(25年7月時点における広域処理に係る

全体の受入見込量 613,800t の 4.9%) となっており、同交付金の交付を受けて整備した施設において災害廃棄物を受け入れたのは、1 事業主体(受入量 5,660t)であった。そして、残り 4 事業主体のうち 3 事業主体は既存の施設において、1 事業主体は同交付金の交付を受けて改良事業を実施する予定の改良前の施設等において、それぞれ災害廃棄物を受け入れていた。このように 4 事業主体においては、既存施設等で災害廃棄物を受け入れていたが、その上で当該既存施設等で処理する予定であった一般廃棄物についても、広域処理必要量の減少等に伴い災害廃棄物の受入量が少量となったことなどにより、同交付金の交付対象施設ではなく、当該既存施設等で処理するなどしていた。

(カ) 循環型社会形成推進交付金の交付対象施設の完成状況

災害廃棄物の処理の完了は、25 年度末を目途に行うこととされているが、同交付金の交付対象施設の完成時期についてみたところ、災害廃棄物の受入れに至らなかった 10 事業主体が整備している 11 施設のうち 3 施設(最終処分場を除く。)については 26 年 3 月に、受入れを行った 5 事業主体が整備している 5 施設のうち 2 施設については 26 年度以降に、それぞれ完成予定となっていた。

(キ) 要望額調査と交付申請の状況

事業主体は、事業実施に当たり、環境省から事前に同交付金の要望額調査及び内示があり、その後、申請手続に従い同交付金の交付申請を行うこととされている。受入れに至らなかった 10 事業主体のうち、23 年度から同交付金の交付を受けた 3 事業主体及び 24 年度に同交付金の交付を受けた 1 事業主体は、23 年 8 月の要望額調査(広域処理を促進するため、25 年度までに災害廃棄物の受入れが可能となる施設に関する調査)において要望を提出していたが、他の 6 事業主体の中には自ら要望を行っていない事業主体もあり、環境省との間の調整や環境省からの打診の結果を受けて復旧・復興予算からの交付の内示がなされていた。なお、受入れを行った 5 事業主体についても、当初は通常予算からの交付を要望していた。

このように、復旧・復興予算から交付された同交付金が、広域処理の推進のために十分な効果を発揮したのかについては、客観的に確認できない状況となっていた。

(5) 震災廃棄物対策指針の改定作業の状況

旧厚生省(13 年 1 月 6 日以降は環境省)は、阪神・淡路大震災の教訓から、10 年 10 月に「震災廃棄物対策指針」を策定しているが、東日本大震災においては、想定外の量の災害廃棄物等が広範囲にわたり発生したため、現行指針に基づく災害廃棄物処理に係る計画を策定していた都道府県及び市町村においても混乱が生じて、災害廃棄物等の円滑な処理に支障を来していた。

このため、環境省は、25 年 3 月に、東日本大震災において得られた災害廃棄物等の処理の経験、知見等を盛り込んだ新指針案を策定した。そして、環境省は、新指針案を都道府県及び市町村に周知するとともに、実用的な指針となっているかなどの観点から都道府県及び市町村にアンケート調査を行っており、その結果を反映させて、25 年度中に新指針を策定するとしている。

## 4 本院の所見

(1) 災害廃棄物等の処理の進捗状況等

13 道県における 25 年 6 月末現在の災害廃棄物等の処理は、岩手、宮城及び福島 の 3 県

を除いてほぼ完了しており、岩手、宮城両県の災害廃棄物等の処理についても、目標である25年度末までに完了するめどが立っている。一方、福島県についてみると、25年度末までの完了が困難な状況となっていた。環境省は25年9月に福島県内全体の処理の見通しについて明らかにしていることから、今後は新しい目標により処理が進められることとなる。

福島県内の処理が遅れているのは、福島第一原発の事故により放出された放射性物質の影響によるところが大きく、特に仮置場や仮設処理施設の設置場所が確保できない状況となっていたり、廃棄物処理業者が災害廃棄物の受入れを制限していたり、焼却灰の埋立が困難な状況が生じたりしている。放射性物質汚染対処特措法等では一定の必要な措置が示されているものの、これらの状況を打開するには、放射性物質による環境の汚染に対する除染との連携も含めた処理の加速化及び円滑化のための施策が必要であると認められる。

#### (2) 23、24両年度の予算の執行状況

国の直轄処理に係る予算の執行状況は、23年度についてはほぼ全額が翌年度に繰り越され、24年度においてはその91.8%が不用額となっており、24年度についても復興特別会計に係る予算の97.6%が翌年度に繰り越されているなど、執行率は極めて低調となっている。また、国の代行処理についても、翌年度繰越額が多くなっていて、国の直轄処理及び代行処理の進捗の遅れが予算の執行状況からも確認できる。

一方、市町村等の処理に対する事業費補助金の執行状況は、岩手、宮城及び福島の3県を除く道県についてはほぼ交付決定どおりに支出されているものの、3県については23、24両年度とも交付決定額の一部を翌年度に繰り越しており、さらに23年度の繰越分については、一部を事故繰越しとして25年度へ繰り越している状況が見受けられた。

#### (3) 広域処理の状況及び広域処理に係る循環型社会形成推進交付金の交付状況

岩手、宮城両県の災害廃棄物を対象に行われている広域処理については、広域処理必要量が、25年7月時点において全て受入れ済み又は受入れが見込まれる状況となっている。25年度末までの完了のめどが立っている状況となっている。

一方、広域処理に係る災害廃棄物の受入可能施設等に対する復旧・復興予算からの循環型社会形成推進交付金の交付は、事業主体において広域処理に係る検討が十分に行われていなかったり、同交付金の交付対象施設において災害廃棄物を受け入れていなかったり、復旧・復興予算からの交付を自ら要望していない事業主体が含まれていたりなどして、広域処理の推進のために十分な効果を発揮したのかについては、客観的に確認できない状況となっていた。

したがって、環境省においては、同交付金の交付が広域処理の推進のために十分な効果を発揮したのか交付方針の内容も含めて検証するとともに、その検証結果を今後の復興関連事業の実施に当たって活用する必要があると認められる。

本院としては、東日本大震災に係る災害廃棄物等の処理について、今後とも引き続き注視していくこととする。

## 第4節 国民の関心の高い事項等に関する検査状況

### 1 国民の関心の高い事項等に関する検査の取組方針

近年、行政においては、財政健全化に向けて、歳出の重点化や効率化、徹底した無駄の排除による効率的かつ効果的な公的部門の構築等に取り組むとしている。また、国会においては、国会による財政統制を充実し強化する視点から、予算の執行結果を把握して次の予算に反映させることの重要性等が議論されている。

このような中、本院は、その使命を的確に果たすために毎年次策定している会計検査の基本方針に従って、我が国の社会経済の動向、財政の現状、行政における様々な取組等を踏まえて国民の期待に応える検査に努めており、特に、国会等で議論された事項、新聞等で報道された事項その他の国民の関心の高い事項については、必要に応じて機動的・弾力的な検査を行うなど、適時適切に対応することとしている。

### 2 検査の状況

上記国民の関心の高い事項等としては、我が国の大きな課題となっている東日本大震災からの復興、震災の発生を機に関心が一層高まった国民の安全性の確保及び少子高齢化の進展等により施策に要する経費が年々増加している社会保障の各分野に関する諸事業等が挙げられる。また、厳しい財政の現状等を踏まえて、予算の適正な執行はもとより、資産、基金等のストック、制度や事業の運用に関する適正性や公平性、行政経費の効率化や事業の有効性の確保といった事項についても関心が高いものとなっている。

これら国民の関心の高い事項等について、正確性、合規性、経済性、効率性、有効性等の多角的な観点から検査を行った結果、「第3章 個別の検査結果」及び「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に掲記した主なものを示すと、次のとおりである。

#### ア 東日本大震災からの復興に向けた施策等に関するもの

- ① 東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等について  
(国会からの検査要請事項に関する報告・1003 ページ記載)
- ② 東日本大震災からの復旧・復興事業における入札不調について  
(国会及び内閣に対する報告・874 ページ記載)
- ③ 東日本大震災等の被災者の居住の安定確保のための災害公営住宅の整備状況等について  
(国会及び内閣に対する報告・899 ページ記載)
- ④ 東京電力株式会社に係る原子力損害の賠償に関する国の支援等の実施状況について  
(国会からの検査要請事項に関する報告・992 ページ記載)
- ⑤ 東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染に対する除染について  
(国会及び内閣に対する報告・933 ページ記載)
- ⑥ 東日本大震災により発生した災害廃棄物等の処理について  
(特定検査対象に関する検査状況・1075 ページ記載)

#### イ 国民生活の安全性の確保に関するもの

- ① 公共土木施設等における地震・津波対策の実施状況等について  
(国会からの検査要請事項に関する報告・980 ページ記載)

- ② 公共建築物における耐震化対策等の状況について  
(国会からの検査要請事項に関する報告・969 ページ記載)
- ③ 高速連絡橋の耐震補強対策等を適切に実施したり、高速道路と立体交差する道橋の点検状況等を的確に把握したりなどすることにより、高速道路の安全な交通の確保等が一層図られるよう改善の処置を要求したもの  
(東日本高速道路株式会社等6会社・658 ページ記載)
- ④ 国が管理する国道のトンネルの維持管理に当たり、トンネル本体工及び換気設備の定期点検を点検要領等に基づき確実に実施するなどして、トンネルの維持管理を適切に行うよう是正改善の処置を求めたもの  
(国土交通省・508 ページ記載)
- ⑤ 鉄道構造物の維持管理において、修繕計画を適切に作成して、修繕工事が着実に実施されるよう意見を表示し、及び全般検査の結果が適切に記録されるよう改善の処置を要求したもの  
(四国旅客鉄道株式会社・845 ページ記載)

#### ウ 社会保障に関するもの

- ① 地域密着型施設である認知症対応型通所介護事業所及び小規模多機能型居宅介護事業所の利用の促進を図ることなどにより、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等により整備された施設が十分に利活用され、交付金等の事業効果が十分発現するよう改善の処置を要求したもの  
(厚生労働省・332 ページ記載)
- ② 雇用調整助成金に係る事業所訪問調査について、調査項目や確認方法を明確にするなどして不正受給防止の実効性の確保を図るよう是正改善の処置を求めたもの  
(厚生労働省・302 ページ記載)
- ③ 特別養護老人ホームの施設の改修等に備えた目的積立金の積立てを計画的に行うとともに、移行時特別積立預金に見合う金額を移行時特別積立金として経理させるなどの技術的助言を行うことにより、同ホームの財務状況の透明性の向上が図られるよう意見を表示したもの  
(厚生労働省・323 ページ記載)
- ④ 事業所内に設置される保育施設について、設置等計画の審査及び保育施設の休止に係る事業主等への指導を適切に行うことにより、長期的かつ安定的な運営の確保を図るよう改善の処置を要求したもの  
(厚生労働省・337 ページ記載)
- ⑤ 生活保護事業の実施に当たり、単身世帯の被保護者が死亡した場合において、保護の廃止に伴い過払いとなった保護費及び葬祭扶助に係る取扱いが適切なものとなるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの  
(厚生労働省・286 ページ記載)

#### エ 予算の適正な執行、会計経理の適正な処理等に関するもの

- ① 刑事施設等の整備に係る予算の執行等に当たり、会計事務担当者に対して会計法令等における基本的事項について周知徹底を図るなどするとともに、予算の執行段階における統制を十分に機能させることにより、予算の執行等が適正に行われるよう是正改善の処置を求めたもの  
(法務省・111 ページ記載)
- ② 三菱電機株式会社等による過大請求事案について  
(国会からの検査要請事項に関する報告・957 ページ記載)
- ③ 船舶修理等の実施に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って航空機及船舶運航費等を支払っていたもの  
(国土交通省・481 ページ記載)

- ④ 有償援助調達において、役務の給付完了後、速やかに検査指令を行って適切な受領検査を実施する体制を整備することなどにより、前払金の精算を促進して未精算額の減少を図るよう改善の処置を要求したもの (防衛省・602 ページ記載)
- ⑤ 国立高等専門学校における不適正経理の再発防止策への取組状況や物品管理の状況を適切に把握することなどにより、再発防止策への取組が確実に実施され、また、物品の管理が適正に行われるよう是正改善の処置を求めたもの (独立行政法人国立高等専門学校機構・756 ページ記載)

オ 資産、基金等のストックに関するもの

- ① 国庫補助金等により基金法人に設置造成された基金の状況について (国会及び内閣に対する報告・921 ページ記載)
- ② 経営安定関連保証等特別基金において、各信用保証協会の基本財産の額及び保証消化率を考慮する貸付制度に見直すなどすることにより、貸付金が補助の目的に沿って有効に活用されるよう意見を表示したもの (経済産業省・464 ページ記載)
- ③ 売払いなどが完了していない旧政府倉庫等の処分に当たり、具体的かつ詳細な処分計画を策定するなどして、処分手続の促進を図るよう意見を表示したもの (農林水産省・414 ページ記載)
- ④ 漁船保険中央会が水産庁から交付金の交付を受けて設置造成している漁船保険振興事業資金の有効活用を図るよう意見を表示したもの (農林水産省・409 ページ記載)
- ⑤ 独立行政法人における政府出資金等の状況について (国会及び内閣に対する報告・910 ページ記載)

カ 制度・事業の適正で公平な運用に関するもの

- ① 高額の不動産等の売買等を行う特別目的会社に係る消費税の取扱いについて (特定検査対象に関する検査状況・1046 ページ記載)
- ② 不正受給疑い事案における徴収金等債権について、債権の確定等を速やかに行うとともに、事務処理の円滑な実施に向けてより一層の体制整備を図るなどして事務処理を適切かつ迅速に実施するよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの (厚生労働省、日本年金機構・281 ページ記載)
- ③ 特別借受賃貸住宅制度について、効果的な空家解消対策等を検討したり、借受期間を更新する際に住宅所有者と減額協議を行ったりして収支の改善に努めるとともに、割賦金の返済を免除する際の適用要件を見直すなどすることにより、制度の運営が適切に行われるよう意見を表示したもの (独立行政法人都市再生機構・774 ページ記載)
- ④ 租税特別措置(肉用牛売却所得の課税の特例)の適用状況及び検証状況について (特定検査対象に関する検査状況・1055 ページ記載)
- ⑤ 国民健康保険の療養給付費負担金及び財政調整交付金の交付額の算定に当たり、定額制の負担軽減措置を実施した市町村において減額調整率を適用する際に必要となる負担軽減措置対象者の負担割合の算定方法を具体的に示して都道府県を通じて市町村に対して周知することなどにより、その交付額の算定が適正なものとなるよう是正改善の処置を求めたもの (厚生労働省・297 ページ記載)

キ 行政経費の効率化、事業の有効性等に関するもの

- ① 届け書等の処理業務について、事務センターへの直送率の向上を図ったり、点検・確認業務の重複を解消したり、外部委託した業務を確実に委託業者に行わせたりすることなどにより、処理業務がより効率的に行われるよう意見を表示したもの (日本年金機構・676 ページ記載)

- ② 空港別収支を空港の支出削減等の収支改善の取組に積極的に活用できるよう地方航空局及び空港事務所に対して方針等を示したり、旅客ビル会社に係る国有財産使用料の更なる適正化を図るための方策を講じたりすることなどにより、国管理空港のより一層の有効活用や効率的な運営を図るよう意見を表示したもの (国土交通省・523 ページ記載)
- ③ 地上テレビジョン放送のデジタル化に伴い発生した空き周波数帯について速やかに有効活用が図られるよう意見を表示したもの (総務省・90 ページ記載)
- ④ 太陽光発電導入事業により公立学校に設置した太陽光発電設備について、事業主体に対して、環境教育における意義及び効果を周知するとともに、災害時の非常用電源としての使用方法を学校防災マニュアル等に記載することなどについて指導することなどにより、環境教育への活用及び災害時の使用が図られるよう改善の処置を要求したもの (文部科学省・193 ページ記載)
- ⑤ 政府開発援助の実施に当たり、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの (外務省、独立行政法人国際協力機構・125 ページ記載)

### 3 本院の所見

本院は、今後も我が国の社会経済の動向、財政の現状等を踏まえて国民の期待に応える検査に努めるために、国会等で議論された事項等の国民の関心の高い事項については、必要に応じて機動的・弾力的な検査を行うなど、適時適切に対応するとともに、我が国の財政の健全化に向けた様々な取組について留意しながら検査を行っていくこととする。

## 第5節 特別会計財務書類の検査

平成23年度特別会計財務書類の内閣から本院への送付年月日	平成24年11月9日
検査対象	9府省が所管する17特別会計の平成23年度特別会計財務書類
平成23年度特別会計財務書類の本院から内閣への回付年月日	平成24年12月21日

会計検査院は、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号。以下「法」という。)第19条第2項の規定に基づき、平成24年11月9日に内閣から送付を受けた9府省が所管する17特別会計<sup>(注2)</sup>の平成23年度特別会計財務書類について検査した。そして、同年12月21日に、内閣に対して、同書類の検査を行った旨を通知し、同書類を回付した。

(注1) 9府省 内閣府、総務、財務、文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境各省

(注2) 17特別会計 交付税及び譲与税配付金、地震再保険、国債整理基金、外国為替資金、財政投融资、エネルギー対策、労働保険、年金、食料安定供給、農業共済再保険、森林保険、国有林野事業、漁船再保険及び漁業共済保険、貿易再保険、特許、社会資本整備事業、自動車安全各特別会計

内閣に通知した検査結果の概要は、次のとおりである。

平成23年度特別会計財務書類について、正確性、合規性等の観点から、法、特別会計に関する法律施行令(平成19年政令第124号)、特別会計の情報開示に関する省令(平成19年財務省令第30号)、同省令第1条の規定に基づき定められた特別会計財務書類の作成基準(平成24年財務省告示第104号。以下「作成基準」という。)等に従った適切なものとなっているかなどに着眼して検査した結果、作成基準等と異なる処理をするなどして、特別会計財務書類の計上金額の表示が適切とは認められないものが、表1のとおり、7省が所管する5特別会計において11事項見受けられた。また、主要な業務の収支の状況が明確にされておらず、特別会計の財務情報の開示が十分とは認められないものが、表2のとおり、3省が所管する1特別会計において1事項見受けられた。

なお、上記の12事項については、全て各省において所要の訂正が行われた。

表1 特別会計財務書類の計上金額の表示が適切とは認められないもの

番号	特別会計名	所管	財務書類の科目等		計上金額	計上金額の適切な表示	事項	
					(単位：百万円)	(単位：百万円)		
1	外国為替資金	財務省	区分別収支計算書					①
			II 財務収支					
			外国為替資金証券の発行による収入	本会計年度	480,407,410	477,606,392		
			外国為替資金証券の償還による支出	本会計年度	△ 475,037,898	△ 472,236,880		
			附属明細書					
			1 貸借対照表の内容に関する明細					
			(2) 負債項目の明細					
			② 政府短期証券の明細					
			外国為替資金証券	本年度増加額	480,407,410	477,606,392		
				本年度減少額	475,037,898	472,236,880		
3 区分別収支計算書の内容に関する明細								
(3) 資金の明細								
	外国為替資金	本年度増加額	503,402,668	500,601,649				
		本年度減少額	500,021,797	497,220,778				
<p>〈表示が適切とは認められない事項の説明〉</p> <p>事項① 区分別収支計算書の「外国為替資金証券の発行による収入」の算定に当たっては、作成基準により、出納整理期間が設けられている特別会計は出納整理期間中の現金の受払等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数とすることなどとされていることから、本会計年度(平成23年度)における外国為替資金証券の発行収入額に、本会計年度の出納整理期間中である24年4月に発行した外国為替資金証券の発行収入の一部の額を加算し計上している。また、上記の計上に伴い、区分別収支計算書の「本年度末現金・預金残高」と貸借対照表の「現金・預金」の計数を一致させるための調整として、本会計年度の「外国為替資金証券の償還による支出」に前会計年度(22年度)の出納整理期間中である23年4月に発行した外国為替資金証券の発行収入のうち前年度に帰属させた額(以下「前会計年度出納整理期間中収入額」という。)を加算し計上している。</p> <p>しかし、本会計年度における外国為替資金証券の発行収入額には、既に前会計年度の「外国為替資金証券の発行による収入」に加算し計上した前会計年度出納整理期間中収入額が含まれていることから、前会計年度出納整理期間中収入額が前会計年度と本会計年度の2回にわたって計上されており、適切とは認められない。</p> <p>したがって、本会計年度の「外国為替資金証券の発行による収入」は、前会計年度出納整理期間中収入額を控除して計上すべきであり、また、これに伴い、「外国為替資金証券の償還による支出」は、前会計年度出納整理期間中収入額を加算せずに計上すべきであると認められる。</p>								

第4章 第5節 特別会計財務書類の検査

番号	特別計 会名 (勘定 名等)	所管	財務書類の科目等		計上金額	計上金額の 適切な表示	事項		
					(単位：百万円)	(単位：百万円)			
2	エネルギー対策(エネルギー需給(連結))	文部科学省、 経済産業省及び環境省	附属明細書					②	
			1 連結対象法人別の資産及び負債の明細						
			たな卸資産	独立行政法人 石油天然ガス・金属 鉱物資源機構石油 天然ガス勘定	62,443	293,844			
			建設仮勘定	独立行政法人 石油天然ガス・金属 鉱物資源機構石油 天然ガス勘定	231,400	—			
			相殺消去	—	△ 231,400				
			相殺消去	△ 231,400	—				
(表示が適切とは認められない事項の説明) 事項② 未成工事支出金は、たな卸資産として表示すべきであるのに、連結対象法人である独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の未成工事支出金を、誤って、有形固定資産である「建設仮勘定」として表示していたもの									
3	エネルギー対策(電源開発促進(連結))	文部科学省、 経済産業省及び環境省	連結業務費用 計算書	その他の経費	本会計年度	131,939	126,119	③	
				災害損失	本会計年度	26	5,846		
			附属明細書						
			2 連結対象法人別の業務費用の明細						
			その他の経費	独立行政法人 日本原子力研究 開発機構	113,331	107,511	③		
			災害損失	独立行政法人 日本原子力研究 開発機構	—	5,819			
(表示が適切とは認められない事項の説明) 事項③ 連結業務費用計算書に「災害損失」の科目を設け、注記で連結対象法人に係る災害損失を計上することとしているのに、連結対象法人である独立行政法人日本原子力研究開発機構に係る「災害損失」を「その他の経費」に含めて計上していたもの									

番号	特別会計名(勘定名等)	所管	財務書類の科目等		計上金額	計上金額の適切な表示	事項		
					(単位：百万円)	(単位：百万円)			
4	エネルギー対策(原子力損害賠償支援(連結))	文部科学省、経済産業省及び環境省	附属明細書						
			1 連結対象法人別の資産及び負債の明細						
			未収金	原子力損害賠償支援機構	998,483	81,761	⑤		
				相殺消去	△ 916,722	—			
			未払金	原子力損害賠償支援機構	917,221	499	⑤		
				相殺消去	△ 916,722	—			
			2 連結対象法人別の業務費用の明細						
			資金援助交付費	原子力損害賠償支援機構	1,580,322	663,600	⑤		
				相殺消去	△ 1,580,322	△ 663,600			
			3 連結対象法人別の資産・負債差額の増減の明細						
			Ⅲ 財源	原子力損害賠償支援機構	1,662,088	745,366	⑤		
			2 独立行政法人等収入	相殺消去	△ 1,580,322	△ 663,600			
<p>〈表示が適切とは認められない事項の説明〉</p> <p>事項⑤ 附属明細書の原子力損害賠償支援機構(以下「機構」という。)に係る「未収金」、「未払金」、「資金援助交付費」及び「独立行政法人等収入」の算定に当たり、機構の財務諸表において経常収益に計上されるとともに未収金として計上されるなどしている資金援助額のうち、本特別会計から機構に対して交付することを国が認定したものの本年度に交付手続を行っていないことから本特別会計の業務費用計算書の「資金援助交付費」に計上していない額は、連結に際して、本特別会計の業務費用計算書に業務費用として計上しないことに合わせて、これを機構の財務諸表の計上金額から控除すべきであるのに、誤って、控除していなかったもの</p>									
5	労働保険(雇用)	厚生労働省	業務費用計算書	資産処分損益	本会計年度	1,436	2,483	⑥	
				本年度業務費用合計	本会計年度	2,405,939	2,406,986		
			資産・負債差額増減計算書	Ⅱ 本年度業務費用合計	本会計年度	△ 2,405,939	△ 2,406,986		
				Ⅳ 無償所管換等	本会計年度	26,030	27,077	⑥	
			附属明細書						
			3 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細						
			(2) 無償所管換等の明細						
				財産の無償所管換等(受)	(記載なし)	737	⑥		
				帰属	24,678	24,898			
				誤謬訂正	1,558	1,587			
				報告漏れ	2	62			
				交換	10	11			
<p>〈表示が適切とは認められない事項の説明〉</p> <p>事項⑥ 会計間の財産の無償所管換等は、作成基準により、資産・負債差額増減計算書の「無償所管換等」に計上することとされているのに、誤って、無償所管換等による資産の増加を業務費用計算書の「資産処分損益」に計上していたもの</p> <p>なお、上記に連動して、連結業務費用計算書及び連結資産・負債差額増減計算書並びに合算業務費用計算書及び合算資産・負債差額増減計算書の関連箇所にも誤りが生じていた。</p>									

番号	特別会計名	所管	財務書類の科目等		計上金額	計上金額の適切な表示	事項		
					(単位：百万円)	(単位：百万円)			
6	国有林野事業	農林水産省	区分別収支計算書						
			I 業務収支						
			2 業務支出						
			(1) 業務支出(施設整備支出を除く)						
				事業管理費	本会計年度	△ 25,608	△ 25,814	⑦	
				業務支出(施設整備支出を除く)合計	本会計年度	△ 87,348	△ 87,554		
			(2) 施設整備支出						
				森林整備に係る支出	本会計年度	△ 59,324	△ 59,118	⑦	
				施設整備支出合計	本会計年度	△ 85,613	△ 85,406		
			附属明細書						
			1 貸借対照表の内容に関する明細						
			(1) 資産項目の明細						
			⑤ 固定資産の明細						
				行政財産	本年度増加額	85,066	85,279		
					本年度減少額	122,050	122,263		
				土地	本年度増加額	1,562	23		
					本年度減少額	1,697	158		
				立木竹	本年度増加額	57,772	58,426		
					本年度減少額	92,518	93,172	⑧	
				建物	本年度増加額	2,235	2,349		
		本年度減少額	556	670					
	工作物	本年度増加額	19,802	20,786					
		本年度減少額	24,267	25,251					
	普通財産	本年度増加額	302	303					
		本年度減少額	674	675					
	土地	本年度増加額	139	140					
		本年度減少額	424	425	⑧				
〈表示が適切とは認められない事項の説明〉									
事項⑦ 有形固定資産(物品を除く。)に計上することとはならない物品の購入費は、「業務支出(施設整備支出を除く)」の「事業管理費」に計上すべきであるのに、誤って、物品である車両の購入費を「施設整備支出」の「森林整備に係る支出」に計上していたもの									
事項⑧ 固定資産の明細の本年度増加額及び本年度減少額には、内部取引(整理替等)の金額を控除した金額を計上すべきであるのに、誤って、これを控除しない金額を計上するなどしていたもの									

番号	特別会計名(勘定名)	所管	財務書類の科目等		計上金額	計上金額の適切な表示	事項		
					(単位：百万円)	(単位：百万円)			
7	社会資本整備事業(治水)	国土交通省	区分別収支計算書						
			I 業務収支						
			2 業務支出						
			(1) 業務支出(施設整備支出を除く)						
				庁費等の支出(注)	本会計年度	(記載なし)	△ 5,566	⑨	
				業務支出(施設整備支出を除く)合計	本会計年度	△ 175,536	△ 181,102		
			(2) 施設整備支出						
	治水施設整備支出	本会計年度	△ 637,895	△ 632,369	⑨				
	施設整備支出合計	本会計年度	△ 637,981	△ 632,454					
<p>〈表示が適切とは認められない事項の説明〉</p> <p>事項⑨ 有形固定資産(物品を除く。)に計上することとはならない物品及び無形固定資産の購入費は、「業務支出(施設整備支出を除く)」の「庁費等の支出」に計上すべきであるのに、誤って、これを「施設整備支出」の「治水施設整備支出」に計上していたもの</p> <p>なお、上記に連動して、合算区分別収支計算書の関連箇所に誤りが生じていた。 (注) 区分別収支計算書に、「庁費等の支出」の科目及び金額の表示がなかったもの</p>									
8	社会資本整備事業(道路整備)	国土交通省	区分別収支計算書						
			I 業務収支						
			2 業務支出						
			(1) 業務支出(施設整備支出を除く)						
				庁費等の支出(注)	本会計年度	(記載なし)	△ 8,230	⑩	
				業務支出(施設整備支出を除く)合計	本会計年度	△ 457,563	△ 465,794		
			(2) 施設整備支出						
	道路整備支出	本会計年度	△ 1,591,494	△ 1,583,263	⑩				
	施設整備支出合計	本会計年度	△ 1,591,494	△ 1,583,263					
<p>〈表示が適切とは認められない事項の説明〉</p> <p>事項⑩ 有形固定資産(物品を除く。)に計上することとはならない物品及び無形固定資産の購入費等は、「業務支出(施設整備支出を除く)」の「庁費等の支出」に計上すべきであるのに、誤って、これを「施設整備支出」の「道路整備支出」に計上していたもの</p> <p>なお、上記に連動して、連結区分別収支計算書及び合算区分別収支計算書の関連箇所に誤りが生じていた。 (注) 区分別収支計算書に、「庁費等の支出」の科目及び金額の表示がなかったもの</p>									

番号	特別会計名(勘定名)	所管	財務書類の科目等		計上金額	計上金額の適切な表示	事項		
					(単位：百万円)	(単位：百万円)			
9	社会資本整備事業(港湾)	国土交通省	区分別収支計算書						
			I 業務収支						
			2 業務支出						
			(1) 業務支出(施設整備支出を除く)						
			庁費等の支出	本会計年度	—	△ 407	⑪		
			業務支出(施設整備支出を除く)合計	本会計年度	△ 43,302	△ 43,710			
			(2) 施設整備支出						
			港湾施設整備支出	本会計年度	△ 194,246	△ 193,838	⑪		
			施設整備支出合計	本会計年度	△ 194,260	△ 193,852			
			<p>〈表示が適切とは認められない事項の説明〉</p> <p>事項⑪ 有形固定資産(物品を除く。)に計上することとはならない物品及び無形固定資産の購入費は、「業務支出(施設整備支出を除く)」の「庁費等の支出」に計上すべきであるのに、誤って、これを「施設整備支出」の「港湾施設整備支出」に計上していたもの</p> <p>なお、上記に連動して、合算区分別収支計算書の関連箇所に誤りが生じていた。</p>						
10	社会資本整備事業(業務)	国土交通省	業務費用計算書		庁費等	本会計年度	48,629	48,836	⑫
					本年度業務費用合計	本会計年度	233,659	233,866	
			資産・負債差額増減計算書		II 本年度業務費用合計	本会計年度	△ 233,659	△ 233,866	
					IV 無償所管換等	本会計年度	△ 18	187	⑫
			<p>附属明細書</p> <p>3 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細</p> <p>(2) 無償所管換等の明細</p>						
			その他の		△ 296	△ 90	⑫		
			<p>〈表示が適切とは認められない事項の説明〉</p> <p>事項⑫ 建設仮勘定から資産勘定に振り替えられた建物等の国有財産台帳の登載価格と建設仮勘定の取崩額との差額は、一括して業務費用計算書の「庁費等」に計上すべきであるのに、誤って、これを資産・負債差額増減計算書の「無償所管換等」に計上していたもの</p> <p>なお、上記に連動して、合算業務費用計算書及び合算資産・負債差額増減計算書の関連箇所に誤りが生じていた。</p>						

表2 特別会計の財務情報の開示が十分とは認められないもの

第4章 第5節 特別会計財務書類の検査

番号	特別会計名(勘定名等)	所管	財務書類の科目等	計上金額 (単位:百万円)	計上金額の適切な表示 (単位:百万円)	事項	
1	エネルギー対策(原子力損害賠償支援(連結))	文部科学省、経済産業省及び環境省	連結区分別収支計算書				
			I 業務収支				
			2 業務支出				
			(1) 業務支出(施設整備支出を除く)				
			資金援助交付費(注1)	本会計年度	(記載なし)	△ 663,600	④
			業務支出(施設整備支出を除く)合計	本会計年度	△ 30,015	△ 693,615	
			業務支出合計	本会計年度	△ 30,075	△ 693,675	
			業務収支	本会計年度	△ 3,181	△ 666,781	
			II 財務収支				
			公債の償還による支出	本会計年度	△ 663,600	—	④
			財務収支	本会計年度	6,754	670,354	
			附属明細書				
			4 連結対象法人別の区分別収支の明細				
			独立行政法人等収入	原子力損害賠償支援機構	(記載なし)	663,600	④
				相殺消去	(記載なし)	△ 663,600	
資金援助交付費	原子力損害賠償支援機構	(記載なし)	△ 663,600				
	相殺消去	(記載なし)	—				
公債の償還による支出	相殺消去	—	663,600				
<p>(財務情報の開示が十分とは認められない事項の説明)</p> <p>事項④ 原子力損害賠償支援機構(以下「機構」という。)は、本特別会計から交付国債の償還として交付を受けた資金により、原子力損害の賠償をするための資金を東京電力株式会社に対して交付することを主要な業務としている。しかし、連結区分別収支計算書の業務収支に機構のキャッシュ・フロー計算書を基にした間接法(注2)で作成した業務活動によるキャッシュ・フローを一括して計上していたことから、本勘定の連結対象法人である機構が同株式会社に支払った資金交付費は「資金援助交付費」として計上すべきであるのにこれを計上していなかったり、本特別会計から機構に対して行った交付国債の償還に係る支出は本特別会計と連結対象法人との間の内部取引であるのに「公債の償還による支出」として計上したりしている。</p> <p>このため、機構と特別会計との連結区分別収支計算書において、主要な業務の収支の状況が明確にされておらず、特別会計の財務情報の開示が十分とは認められない。</p> <p>(注1) 連結区分別収支計算書に、「資金援助交付費」の科目及び金額の表示がなかったもの</p> <p>(注2) 間接法 税引前当期純利益に非資金損益項目、業務活動に係る資産及び負債の増減等を加減した合計額を業務活動によるキャッシュ・フローとして表示する方法。収入総額と支出総額を表示する直接法とは異なる。</p>							

## 第5章 会計事務職員に対する検定

## 第5章 会計事務職員に対する検定

### 第1節 国の現金出納職員に対する検定

(概況)

平成24年10月から25年9月までの間に、所管庁から現金出納職員の保管する現金の亡失についての通知を受理したものは8件14,303,760円である。これに繰越し分14件570,537,400円を加えて、処理を要するものは22件584,841,160円であり、そのうち上記の期間内に処理したものは17件503,326,303円である。

処理を要するもの及び処理したものの所管別内訳は、次のとおりである。

所	管	処理を要するもの		処理したもの	
		件	千円	件	千円
裁	判	1	11,980	—	—
総	務	13	503,142	13	503,142
法	務	4	40,031	1	20
財	務	1	50	1	50
厚	生	2	113	2	113
防	衛	1	29,523	—	—
	計	22	584,841	17	503,326

処理したものは、現金出納職員が現金を亡失したことによって生じた損害の全額が既に補填されているものなどである。

### 第2節 国の物品管理職員に対する検定

(概況)

平成24年10月から25年9月までの間に、所管庁から物品管理職員の管理する物品の亡失又は損傷についての通知を受理したものは13,434件4,758,232,996円(このうち、23年3月11日に発生した東日本大震災により生じた物品の亡失又は損傷に係るものは66件1,788,797,339円)である。これに繰越し分38件239,919,798円を加えて、処理を要するものは13,472件4,998,152,794円であり、そのうち上記の期間内に処理したものは13,410件3,415,757,744円である。

処理を要するもの及び処理したものの所管別内訳は、次のとおりである。

所	管	処理を要するもの		処理したもの	
		件	千円	件	千円
国	会	2	339	2	339
裁	判	37	1,657	36	1,634
会	計	5	613	5	613
内	閣	6	3,016	5	3,016
内	閣	1,327	373,601	1,325	373,345
総	務	6	1,046	6	1,046
法	務	261	41,476	258	41,352

所	管	処理を要するもの		処理したもの	
		件	千円	件	千円
外務省		4	239	2	155
財務省		10,424	229,544	10,424	229,544
文部科学省		8	9,421	7	2,126
厚生労働省		186	299,633	174	23,959
農林水産省		157	28,317	152	19,323
経済産業省		161	47,012	161	47,012
国土交通省		353	297,832	343	286,212
環境省		17	36,779	16	6,474
防衛省		518	3,627,620	494	2,379,601
	計	13,472	4,998,152	13,410	3,415,757

処理したもののうち防衛省の金額が多いのは、主として、東日本大震災によりX線撮影装置等多数の物品の亡失又は損傷があったことによる。

(処理したものの内訳)

処理したものの内訳は次のとおりである。

- ① 物品管理職員に弁償責任があると検定したもの 1 件 550,491 円
- ② 物品管理職員が物品の管理行為について善良な管理者の注意を怠ったことによるものではないと認めたもの 12,258 件 2,707,934,046 円
- ③ 物品管理職員の管理する物品が亡失し又は損傷したことによって生じた損害の全額が既に補填されているものなど 1,151 件 707,273,207 円

(検定したものの説明)

物品管理職員に弁償責任があると検定したものの概要は、陸上自衛隊第48普通科連隊分任物品管理官の補助者石井某が、21年6月11日から9月25日までの間に、カラーテレビ11台その価額550,491円を領得したものである。

## 第6章 歳入歳出決算その他検査対象の概要

## 第6章 歳入歳出決算その他検査対象の概要

### 第1節 国の財政等の概況

会計検査院の検査対象のうち、国の会計についての歳入歳出、債務等の状況、政府関係機関その他国が資本金の2分の1以上を出資している法人についての財務等の状況、また、財政投融资の状況、さらに、検査対象のうち特定の決算等の状況を示すと、次のとおりである。

#### 第1 国の会計

##### 1 概況

平成24年度における国の一般会計及び特別会計の歳入及び歳出は、次のとおりである。

区 分		24年度(百万円)	23年度(百万円)
歳入	合計	520,295,515	519,903,197
	一般会計	107,762,032	109,979,527
	特別会計	412,533,482	409,923,670

区 分		24年度(百万円)	23年度(百万円)
歳出	合計	474,098,948	477,178,580
	一般会計	97,087,176	100,715,409
	特別会計	377,011,772	376,463,170

(注1) 会計間の繰入れによる歳入歳出の重複額等を控除したものではない。

##### 2 一般会計

###### 歳入及び歳出

24年度における一般会計の収納済歳入額及び支出済歳出額、それらの主な内訳(構成比率)は、次のとおりである。

区 分	24年度(百万円)	23年度(百万円)
収納済歳入額	107,762,032	109,979,527
租税及印紙収入	43,931,406 (40.8%)	42,832,601 (38.9%)
公債金	50,049,165 (46.4%)	54,047,999 (49.1%)
公債金	11,428,999	8,367,999
特例公債金	36,035,999	34,429,999
復興公債金	—	11,249,999
年金特例公債金	2,584,166	—
その他	13,781,460 (12.8%)	13,098,926 (11.9%)

区 分	24 年度(百万円)	23 年度(百万円)
支出済歳出額(注2)	97,087,176	100,715,409
社会保障関係費	29,197,586 (30.1%)	29,777,712 (29.6%)
文教及び科学振興費	5,960,721 (6.1%)	6,035,870 (6.0%)
国債費	21,010,678 (21.6%)	19,627,720 (19.5%)
地方交付税交付金	16,757,183 (17.3%)	19,086,651 (19.0%)
防衛関係費	4,761,502 (4.9%)	4,818,114 (4.8%)
公共事業関係費	5,775,966 (5.9%)	5,914,762 (5.9%)
その他	13,623,536 (14.0%)	15,454,576 (15.3%)

(注2) 平成24年度における支出済歳出額に対する公債金50兆0491億余円の割合は51.6%である。

### 3 特別会計

24年度において、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)の規定に基づき設置されている特別会計は18(以下、勘定区分のない特別会計についても1勘定と数えることとする。これによれば、勘定数は52となる。)である。そして、同年度における特別会計の一般会計からの繰入額、決算剰余金、積立金等の資金及び損益は、次のとおりである。

区 分	24 年度(百万円)	23 年度(百万円)
特別会計(勘定)数	18 会計(52 勘定)	17 会計(51 勘定)
一般の繰入額	一般会計から繰入れを受けている特別会計(勘定)数	15 会計(33 勘定)
	一般会計からの繰入合計額(注3)	54,701,632
決算剰余金	決算剰余金合計額(注4)	35,521,710
	当該特別会計(勘定)の積立金に積み立て又は資金に組み入れることとしたもの	3,822,972
	当該特別会計(勘定)の翌年度の歳入に繰り入れることとしたもの	29,675,692
	一般会計の翌年度の歳入に繰り入れることとしたもの	2,023,046
積立金等における資金残額	資金を計上している特別会計(勘定)数	13 会計(22 勘定)
	資金を計上している資金数	25 資金
	資金残額	
	外国為替資金	136,679,246
	財政融資資金	155,218,627
	上記の2資金を除く資金の合計額(注5)	160,768,699
損益	法令上損益計算書を作成している特別会計(勘定)数	13 会計(32 勘定)
	翌年度繰越利益金を計上している特別会計(勘定)数(注6)	8 会計(17 勘定)
	翌年度繰越損失金を計上している特別会計(勘定)数(注7)	5 会計( 6 勘定)

(注3) 一般会計からの繰入額が1兆円以上のものは、次のとおりである。なお、括弧書きの数値は、当該特別会計(勘定)の収納済歳入額に占める一般会計からの繰入額の割合である。

	24 年度(百万円)		23 年度(百万円)
交付税及び譲与税配付金特別会計 (交付税及び譲与税配付金勘定)	16,884,650 (30.3%)	交付税及び譲与税配付金特別会計 (交付税及び譲与税配付金勘定)	19,450,671 (34.1%)
国債整理基金特別会計	20,021,155 (9.3%)	国債整理基金特別会計	19,627,720 (9.2%)
年金特別会計(国民年金勘定)	2,193,763 (42.0%)	年金特別会計(国民年金勘定)	1,865,970 (39.9%)
年金特別会計(厚生年金勘定)	8,058,302 (20.6%)	年金特別会計(厚生年金勘定)	8,499,225 (21.0%)
年金特別会計 (子どものための金銭の給付勘定)	1,292,654 (82.5%)	年金特別会計 (児童手当及び子ども手当勘定)	1,659,712 (86.5%)
社会資本整備事業特別会計 (道路整備勘定)	1,361,986 (60.4%)	社会資本整備事業特別会計 (道路整備勘定)	1,296,385 (58.9%)
東日本大震災復興特別会計	1,999,986 (39.8%)		

(注4) 収納済歳入額から支出済歳出額を差し引いた額を決算剰余金という。また、決算剰余金が1兆円以上のものは、次のとおりである。なお、括弧書きの数値は、当該特別会計(勘定)の収納済歳入額に占める決算剰余金の割合である。

24年度(百万円)		23年度(百万円)	
交付税及び譲与税配付金特別会計 (交付税及び譲与税配付金勘定)	1,387,164 (2.5%)	交付税及び譲与税配付金特別会計 (交付税及び譲与税配付金勘定)	2,063,748 (3.6%)
国債整理基金特別会計	22,449,219 (10.5%)	国債整理基金特別会計	21,674,695 (10.2%)
外国為替資金特別会計	2,853,157 (95.4%)	外国為替資金特別会計	2,557,104 (87.4%)
年金特別会計(基礎年金勘定)	2,694,188 (11.2%)	財政投融资特別会計 (財政融資資金勘定)	1,016,214 (2.7%)
東日本大震災復興特別会計	1,870,035 (37.2%)	年金特別会計(基礎年金勘定)	3,016,268 (12.6%)

(注5) 外国為替資金証券の発行収入を財源とする「外国為替資金」、他の積立金等からの預託金及び財政投融资特別会計が発行する国債の発行収入等を財源とする「財政融資資金」を除く資金の合計額である。また、資金の残高が1兆円以上のものは、次のとおりである。

24年度末(百万円)		23年度末(百万円)	
国債整理基金	10,473,728	国債整理基金	11,884,482
外国為替資金特別会計積立金	21,067,360	外国為替資金特別会計積立金	20,482,757
労働保険特別会計(労災勘定)積立金	7,945,687	労働保険特別会計(労災勘定)積立金	8,053,305
労働保険特別会計(雇用勘定)積立金	5,871,887	労働保険特別会計(雇用勘定)積立金	5,574,602
年金特別会計(国民年金勘定)積立金	7,234,180	年金特別会計(国民年金勘定)積立金	7,683,325
年金特別会計(厚生年金勘定)積立金	104,624,833	年金特別会計(厚生年金勘定)積立金	107,883,189

(注6) 翌年度繰越利益金が1兆円以上となっているものは、次のとおりである。

24年度末(百万円)		23年度末(百万円)	
労働保険特別会計(労災勘定)	8,232,643	財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)	1,229,087
労働保険特別会計(雇用勘定)	6,655,286	労働保険特別会計(労災勘定)	8,298,394
年金特別会計(基礎年金勘定)	3,420,277	労働保険特別会計(雇用勘定)	6,502,034
年金特別会計(国民年金勘定)	7,986,447	年金特別会計(基礎年金勘定)	3,742,324
年金特別会計(厚生年金勘定)	110,128,070	年金特別会計(国民年金勘定)	8,468,583
		年金特別会計(厚生年金勘定)	113,976,577

(注7) 翌年度繰越損失金が生じている特別会計は、次のとおりである。

24年度末(百万円)		23年度末(百万円)	
年金特別会計(健康勘定)	△ 1,028,614	年金特別会計(健康勘定)	△ 993,009
農業共済再保険特別会計(果樹勘定)	△ 26,047	農業共済再保険特別会計(果樹勘定)	△ 26,880
国有林野事業特別会計	△ 494,524	国有林野事業特別会計	△ 468,341
漁船再保険及び漁業共済保険特別会計 (漁船普通保険勘定)	△ 32,223	漁船再保険及び漁業共済保険特別会計 (漁船普通保険勘定)	△ 65,052
漁船再保険及び漁業共済保険特別会計 (漁業共済保険勘定)	△ 39,566	漁船再保険及び漁業共済保険特別会計 (漁業共済保険勘定)	△ 41,747
社会資本整備事業特別会計(業務勘定)	△ 1,466	社会資本整備事業特別会計(業務勘定)	△ 1,625

#### 4 一般会計及び特別会計の債務

平成 24 年度一般会計国の債務に関する計算書及び各特別会計債務に関する計算書における債務の年度末現在額の合計額等及びその主な内訳は、次のとおりである。

第 6 章  
第 1 節  
第 1 国  
の会計

区 分		24 年度(百万円)	23 年度(百万円)
年度末債務現在額の合計額		1,057,611,054	1,024,404,018
うち公債(注 8)		821,531,196	789,399,350
うち借入金		54,859,333	53,740,967
一般会計(注 9)		14,779,357	15,738,920
特別会計	借入金を計上している特別会計(勘定)数	6 会計(8 勘定)	7 会計(9 勘定)
	借入金(注 10)	40,079,976	38,002,047
利子支払額の合計額		9,925,736	10,148,396
うち公債利子等		9,471,131	9,615,784
うち借入金利子		342,472	409,297
一般会計		258,460	297,542
特別会計		84,011	111,754

(注 8) 公債の主なものは、次のとおりである。

24 年度末(百万円)		23 年度末(百万円)	
公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したもの及びこの公債を借り換えるために発行したもの(特例公債)	420,150,963	公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したもの及びこの公債を借り換えるために発行したもの(特例公債)	388,678,692
財政法第 4 条第 1 項ただし書の規定により発行したもの及びこの公債を借り換えるために発行したもの(建設公債)	249,902,461	財政法第 4 条第 1 項ただし書の規定により発行したもの及びこの公債を借り換えるために発行したもの(建設公債)	248,312,146
財政融資資金の運用の財源に充てるために財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)等の負担において発行したもの(財投債)	109,260,713	財政融資資金の運用の財源に充てるために財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)等の負担において発行したもの(財投債)	110,912,224
日本国有鉄道清算事業団承継債務を借り換えるために発行したもの	18,405,655	日本国有鉄道清算事業団承継債務を借り換えるために発行したもの	18,643,525
東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法により発行したもの及びこの公債を借り換えるために発行したもの(復興債)	10,328,317	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法により発行したもの(復興債)	10,652,918
財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第 4 条第 1 項の規定により発行したもの(年金特例公債)	2,586,799	国有林野事業承継債務を借り換えるために発行したもの	2,255,700
国有林野事業承継債務を借り換えるために発行したもの	2,206,722	交付税及び譲与税配付金承継債務を借り換えるために発行したもの	1,336,432
交付税及び譲与税配付金承継債務を借り換えるために発行したもの	1,434,330		

(注9) 一般会計の借入金の主なものは、次のとおりである。なお、これらは全て財政融資資金からの借入金である。

24年度末(百万円)		23年度末(百万円)	
交付税及び譲与税配付金借入金	14,013,155	交付税及び譲与税配付金借入金	14,597,037
日本高速道路保有・債務返済機構借入金	450,899	日本高速道路保有・債務返済機構借入金	754,554
旧国営土地改良事業借入金	183,251	旧国営土地改良事業借入金	245,654
旧国立高度専門医療センター借入金	90,629	旧国立高度専門医療センター借入金	100,251

(注10) 特別会計の借入金の主なものは、次のとおりである。なお、平成24年度末現在額のうち、交付税及び譲与税配付金特別会計(交付税及び譲与税配付金勘定)における借入金については23兆1000億余円、エネルギー対策特別会計(原子力損害賠償支援勘定)における借入金については全額、国有林野事業特別会計における借入金については8437億余円が、それぞれ民間金融機関からの借入金であるが、その他は財政融資資金からの借入金である。

24年度末(百万円)		23年度末(百万円)	
交付税及び譲与税配付金特別会計 (交付税及び譲与税配付金勘定)	33,417,295	交付税及び譲与税配付金特別会計 (交付税及び譲与税配付金勘定)	33,517,295
エネルギー対策特別会計 (原子力損害賠償支援勘定)	2,499,999	年金特別会計(健康勘定)	1,479,228
年金特別会計(健康勘定)	1,479,228	国有林野事業特別会計	1,276,185
国有林野事業特別会計	1,272,121		

## 第2 国が資本金の2分の1以上を出資している法人

平成24年度末における国が資本金の2分の1以上を出資している法人(清算中の法人等を除く。)の状況は、次のとおりである。

区 分		24年度(百万円)	23年度(百万円)
年度末法人数	政府関係機関	4 法人	3 法人
	独立行政法人	96 法人	96 法人
	国立大学法人等(注1)	90 法人	90 法人
	その他の法人	22 法人	22 法人
	計(注2)	211 法人	210 法人
年度末における資産、負債及び純資産の状況(注3)	資産の部	589,081,381	566,333,616
	うち独立行政法人(注4)	312,387,341	312,687,023
	うち国立大学法人等	10,271,821	10,025,214
	負債の部	507,321,589	495,787,770
	うち独立行政法人	276,277,498	288,419,715
	うち国立大学法人等	3,241,391	3,073,373
	純資産の部	81,759,792	70,545,845
	うち独立行政法人	36,109,842	24,267,308
	うち国立大学法人等	7,030,429	6,951,840
	うち政府出資金	48,505,907	47,766,112
	うち独立行政法人	16,457,823	16,404,496
	うち国立大学法人等	6,154,091	6,054,317
	民間金融機関が銀行法(昭和56年法律第59号)及び銀行法施行規則(昭和57年大蔵省令第10号)により開示を義務付けられているリスク管理債権の開示基準を参考にするなどして、延滞債権等の状況を開示している法人(注5)(注6)	12 法人	11 法人

区 分		24年度(百万円)	23年度(百万円)
損益の状況	当期利益金を計上している法人	159 法人	159 法人
	うち独立行政法人	74 法人	61 法人
	うち国立大学法人等	66 法人	80 法人
	当期損失金を計上している法人	52 法人	51 法人
	うち独立行政法人	21 法人	34 法人
	うち国立大学法人等	24 法人	10 法人
	損益を計上していない法人	1 法人	1 法人
	うち独立行政法人	1 法人	1 法人
	うち国立大学法人等	0 法人	0 法人
	翌年度繰越損失金を計上している法人(注7)	27 法人	29 法人
翌年度繰越損失金の額の合計	2,568,973	2,666,406	
国からの補助金等及び政府出資額の状況	政府関係機関に対するもの		
	補給金	45,880	42,653
	補助金	517	575
	交付金	256	271
	政府出資額	1,732,993	1,285,394
	計	1,779,647	1,328,894
	独立行政法人に対するもの		
	施設整備費補助金	106,816	92,483
	運営費交付金	1,422,017	1,355,965
	その他の補助金等	1,025,531	1,277,888
	政府出資額	340,036	566,643
	計	2,894,402	3,292,981
	国立大学法人等に対するもの		
	施設整備費補助金	132,669	80,091
	運営費交付金	1,132,488	1,209,379
	その他の補助金等	96,820	92,965
	政府出資額	99,981	—
	計	1,461,960	1,382,436
	その他の法人に対するもの		
	補給金	6,900	7,500
	補助金	1,736,440	1,733,213
交付金	8,255,222	7,664,938	
政府出資額	741,400	111,760	
計	10,739,962	9,517,412	
合計	16,875,972	15,521,725	

(注1) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。

(注2) 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門は政府関係機関に含まれるため、独立行政法人国際協力機構については、政府関係機関と独立行政法人の双方に計上しているが、法人数の合計においては1法人としている。

(注3) 政府出資金の額が1兆円以上の法人の状況は、次のとおりである。なお、「純資産の部」の金額が「うち政府出資金」の金額を下回っているのは、過年度に生じた損失金の累計額である繰越損失金等が生じているためである。

24年度末(百万円)		23年度末(百万円)	
政府関係機関		政府関係機関	
株式会社日本政策金融公庫		株式会社日本政策金融公庫	
資産の部	25,421,145	資産の部	38,250,634
負債の部	21,236,672	負債の部	32,107,904
純資産の部	4,184,472	純資産の部	6,142,730
うち政府出資金	5,633,447	うち政府出資金	6,602,948

24 年度末(百万円)	23 年度末(百万円)
株式会社国際協力銀行	独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門
資産の部 14,430,245	資産の部 11,148,645
負債の部 12,083,506	負債の部 2,456,324
純資産の部 2,346,738	純資産の部 8,692,320
うち政府出資金 1,360,000	うち政府出資金 7,664,455
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	独立行政法人
資産の部 11,129,498	独立行政法人福祉医療機構
負債の部 2,317,619	資産の部 5,153,151
純資産の部 8,811,879	負債の部 3,354,598
うち政府出資金 7,714,797	純資産の部 1,798,552
独立行政法人	うち政府出資金 1,757,673
独立行政法人福祉医療機構	独立行政法人中小企業基盤整備機構
資産の部 4,958,509	資産の部 10,883,578
負債の部 3,405,968	負債の部 10,512,098
純資産の部 1,552,540	純資産の部 371,479
うち政府出資金 1,516,416	うち政府出資金 1,108,180
独立行政法人中小企業基盤整備機構	独立行政法人都市再生機構
資産の部 11,407,788	資産の部 14,706,859
負債の部 10,761,078	負債の部 13,875,264
純資産の部 646,709	純資産の部 831,595
うち政府出資金 1,113,490	うち政府出資金 1,056,168
独立行政法人都市再生機構	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
資産の部 14,462,431	資産の部 40,688,029
負債の部 13,579,388	負債の部 32,142,640
純資産の部 883,042	純資産の部 8,545,389
うち政府出資金 1,056,168	うち政府出資金 3,884,479
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	国立大学法人等
資産の部 41,374,672	国立大学法人東京大学
負債の部 32,345,019	資産の部 1,337,092
純資産の部 9,029,652	負債の部 265,428
うち政府出資金 3,955,854	純資産の部 1,071,664
国立大学法人等	うち政府出資金 1,003,549
国立大学法人東京大学	その他の法人
資産の部 1,385,084	日本郵政株式会社
負債の部 276,481	資産の部 9,747,186
純資産の部 1,108,602	負債の部 1,250,639
うち政府出資金 1,045,247	純資産の部 8,496,547
その他の法人	うち政府出資金 8,003,856
日本郵政株式会社	株式会社日本政策投資銀行
資産の部 9,711,170	資産の部 15,563,263
負債の部 1,108,326	負債の部 13,118,132
純資産の部 8,602,843	純資産の部 2,445,130
うち政府出資金 8,003,856	うち政府出資金 1,460,074
株式会社日本政策投資銀行	
資産の部 16,183,843	
負債の部 13,667,181	
純資産の部 2,516,661	
うち政府出資金 1,479,239	

(注4) 「うち独立行政法人」の計数には、独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門を含めていない。以下同じ。

(注5) 「リスク管理債権」は、銀行法等により、以下に掲げる4区分に該当する貸出金について、その額及び合計額を開示することとなっている。

- ① 破綻先債権 元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金のうち、更生手続開始の申立等の事由が発生した債務者に対する貸出金

- ② 延滞債権 元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸出金であつて、①及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものを除く貸出金
- ③ 3か月以上延滞債権 元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金(①及び②を除く。)
- ④ 貸出条件緩和債権 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(①、②及び③を除く。)

(注6) 延滞債権等の額の合計が1000億円以上の法人の状況は、次のとおりである。

24年度末(百万円)		23年度末(百万円)	
政府関係機関		政府関係機関	
株式会社日本政策金融公庫		株式会社日本政策金融公庫	
破綻先債権	61,887	破綻先債権	50,711
延滞債権	778,049	延滞債権	750,299
3か月以上延滞債権	2,402	3か月以上延滞債権	2,175
貸出条件緩和債権	654,558	貸出条件緩和債権	784,724
合計	1,496,898	合計	1,587,911
貸付金等残高	21,232,320	貸付金等残高	29,420,809
株式会社国際協力銀行		独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	
破綻先債権	—	破綻先債権	—
延滞債権	96,140	延滞債権	24,557
3か月以上延滞債権	69,065	3か月以上延滞債権	47,338
貸出条件緩和債権	79,976	貸出条件緩和債権	846,472
合計	245,183	合計	918,368
貸付金等残高	10,555,128	貸付金等残高	11,056,961
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門		独立行政法人	
破綻先債権	—	独立行政法人福祉医療機構	
延滞債権	72,616	破綻先債権	16,304
3か月以上延滞債権	18,956	延滞債権	62,254
貸出条件緩和債権	822,680	3か月以上延滞債権	9,949
合計	914,253	貸出条件緩和債権	102,757
貸付金等残高	11,092,885	合計	191,266
独立行政法人		貸付金等残高	
独立行政法人福祉医療機構		4,876,441	
破綻先債権	18,143	独立行政法人日本学生支援機構	
延滞債権	50,460	破綻先債権	15,234
3か月以上延滞債権	8,351	延滞債権	208,115
貸出条件緩和債権	99,533	3か月以上延滞債権	46,257
合計	176,488	貸出条件緩和債権	179,693
貸付金等残高	4,677,539	合計	449,301
独立行政法人日本学生支援機構		貸付金等残高	
破綻先債権	15,533	7,275,964	
延滞債権	210,702	独立行政法人住宅金融支援機構	
3か月以上延滞債権	46,635	破綻先債権	129,550
貸出条件緩和債権	210,794	延滞債権	633,002
合計	483,665	3か月以上延滞債権	158,960
貸付金等残高	7,765,560	貸出条件緩和債権	1,425,866
独立行政法人住宅金融支援機構		合計	
破綻先債権	111,348	2,347,381	
延滞債権	580,132	貸付金等残高	
3か月以上延滞債権	146,887	30,107,090	
貸出条件緩和債権	1,265,419	独立行政法人	
合計	2,103,788	株式会社日本政策投資銀行	
貸付金等残高	28,174,706	破綻先債権	10,686
		延滞債権	134,977
		3か月以上延滞債権	—
		貸出条件緩和債権	52,782
		合計	198,446

24年度末(百万円)		23年度末(百万円)	
その他の法人		貸付金等残高	13,704,999
株式会社日本政策投資銀行			
破綻先債権	4,927		
延滞債権	114,206		
3か月以上延滞債権	271		
貸出条件緩和債権	47,870		
合計	167,276		
貸付金等残高	14,015,453		

(注7) 翌年度繰越損失金が1兆円以上の法人の状況は、次のとおりである。

24年度末(百万円)		23年度末(百万円)	
株式会社日本政策金融公庫			—
翌年度繰越損失金	1,448,974		
(当期損失金)	286,268)		

### 第3 財政投融资

#### 1 財政投融资の概要

国の財政投融资の主なもの、財政投融资計画に基づき、社会資本の整備、中小企業に対する融資等の国の施策を行うため、国の特別会計、政府関係機関その他国が資本金の2分の1以上を出資している法人、地方公共団体等(以下、これらのうち財政投融资の対象機関を総称して「財投機関」という。)に対して、資金の貸付け、債券の引受け、出資あるいは保証を行うものである。これら貸付け等を行う主な原資は、財政融資資金、財政投融资特別会計(投資勘定)並びに政府保証債及び政府保証借入金である。

#### 2 財政投融资の原資

財政投融资の主な原資は、次のとおりである。

- ① 財政融資資金は、財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)が発行する公債(財投債)並びに国の特別会計の積立金及び余裕金の財政融資資金に預託された資金等を財源としている。
- ② 財政投融资特別会計(投資勘定)は、投資先からの配当金や国庫納付金等を財源としている。
- ③ 政府保証債及び政府保証借入金は、財投機関が発行する債券等に政府が保証を付したもので、これにより財投機関は事業資金の円滑で有利な調達を行うことができる。

#### 3 財政投融资計画の実績

平成24年度における財政投融资計画に係る財政融資資金等の貸付け等の実績及び同年度末における残高は、次の原資別及び貸付け等先別の内訳のとおりである。

区 分			24年度(百万円)	23年度(百万円)
原	財政融資資金(注1)(注2)	貸付け等	10,447,844	10,287,867
		年度末残高	122,338,591	128,505,731
資	財政投融资特別会計(投資勘定)	貸付け等	511,212	303,352
		年度末残高	4,552,723	4,062,538
別	政府保証債及び政府保証借入金(注2)	貸付け等	3,780,520	3,301,590
		年度末残高	35,615,435	33,815,735

区 分		24年度(百万円)	23年度(百万円)
原	郵便貯金資産	貸付け等	—
		年度末残高	2,153,950
資	簡易生命保険資産	貸付け等	—
		年度末残高	11,087,540
別	計	貸付け等	14,739,576
		年度末残高	175,748,242
貸 付 け 等 先 別	一般会計(注3)	貸付け等	—
		年度末残高	1,447,589
	特別会計	貸付け等	87,255
		年度末残高	1,483,488
	政府関係機関	貸付け等	4,826,577
		年度末残高	27,412,181
	事業団等	貸付け等	1,092,695
		年度末残高	9,924,796
	独立行政法人	貸付け等	4,099,631
		年度末残高	59,530,995
	地方公共団体	貸付け等	3,775,317
		年度末残高	66,100,119
	その他	貸付け等	858,100
		年度末残高	9,849,070
	計(注4)	貸付け等	14,739,576
		年度末残高	175,748,242

(注1) 財政融資資金の平成24年度末の財源のうち、財投債は109兆2607億余円、預託金は45兆0429億余円である。

(注2) 財政融資資金により引き受けた債券は収入金ベースで計上し、政府保証債は額面ベースで計上している。

(注3) 平成24年度末における残高は、旧国営土地改良事業特別会計、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構及び旧国立高度専門医療センター特別会計の財政融資資金からの借入金等を一般会計が承継したものである。以下同じ。

(注4) 貸付け等の年度末残高が1兆円以上のものは、次のとおりである。

区 分	24年度末残高 (百万円)	区 分	23年度末残高 (百万円)
一般会計	1,447,589	一般会計	1,823,270
政府関係機関		政府関係機関	
株式会社日本政策金融公庫	18,489,639	株式会社日本政策金融公庫	24,869,779
株式会社国際協力銀行	6,358,148	独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	2,219,974
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	1,979,670	事業団等	
事業団等		株式会社日本政策投資銀行	8,090,690
株式会社日本政策投資銀行	8,243,386	独立行政法人	
独立行政法人		独立行政法人福祉医療機構	2,771,582
独立行政法人福祉医療機構	2,809,113	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1,172,308
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1,014,210	独立行政法人日本学生支援機構	4,061,030
独立行政法人日本学生支援機構	4,521,834	独立行政法人都市再生機構	10,694,475
独立行政法人都市再生機構	10,591,175	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	22,414,977
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	22,829,832	独立行政法人住宅金融支援機構	17,535,917

区 分	24年度末残高 (百万円)	区 分	23年度末残高 (百万円)
独立行政法人住宅金融支援機構	15,277,990	地方公共団体	68,782,090
地方公共団体	66,100,119	その他	
その他		地方公共団体金融機構	9,528,316
地方公共団体金融機構	9,279,575		

## 第4 個別の決算等

歳入歳出決算等の検査対象別の概要は第2節に記述するとおりであるが、国の会計等のよりの確な理解に資するために、国の債務の状況について個別に取り上げることとして、その現状を述べると次のとおりである。

### 国の債務の状況

#### 1 国の債務の概要

毎年度末現在の国の債務の額は、財政法(昭和22年法律第34号)第37条第1項の規定に基づき作成された一般会計の「国の債務に関する計算書」及び特別会計に関する法律(平成19年法律第23号。以下「特会法」という。)第9条の規定に基づき作成された各特別会計の「債務に関する計算書」に計上されており、それぞれ財政法第40条、特会法第10条の規定に基づき、内閣が、一般会計の歳入歳出決算及び各特別会計の歳入歳出決算に添付して国会に提出している(以下、それぞれの債務に関する計算書を合わせて「計算書」という。)

計算書に計上される債務は、財政法及びその他の法令に明確な定義はないが、「一般会計の歳入及び歳出の決算報告書等の様式について」(昭和45年歳計第2572号)等において定められており、その種類は表1のとおりである。

表1 計算書の様式に定められている債務の種類

番号	区 分	一般会計	特別会計
[1]	予算総則で債務負担の限度額が定められているものに係る債務負担額	○	○
[2]	歳出予算の繰越債務負担額	○	○
[3]	財政法第14条の2第1項の規定に基づく継続費による債務負担額	○	○
[4]	財政法第15条第1項の規定に基づく国庫債務負担行為	○	○
[5]	財政法第15条第2項の規定に基づく国庫債務負担行為	○	○
[6]	法律、条約等で債務の権能額が定められているものに係る債務負担額(公債及び借入金に係るものを除く。)	○	○
[7]	公債	○	○
[8]	借入金	○	○
[9]	政府短期証券		○
[10]	一時借入金		○
[11]	他会計への繰入未済金(他会計への繰戻未済金を含む。)	○	○
[12]	予算総則で保証及び損失補償(以下「保証」という。)の限度額が定められているものに係る保証債務負担額	○	
[13]	法律、条約等で保証の権能額が定められているものに係る保証債務負担額	○	

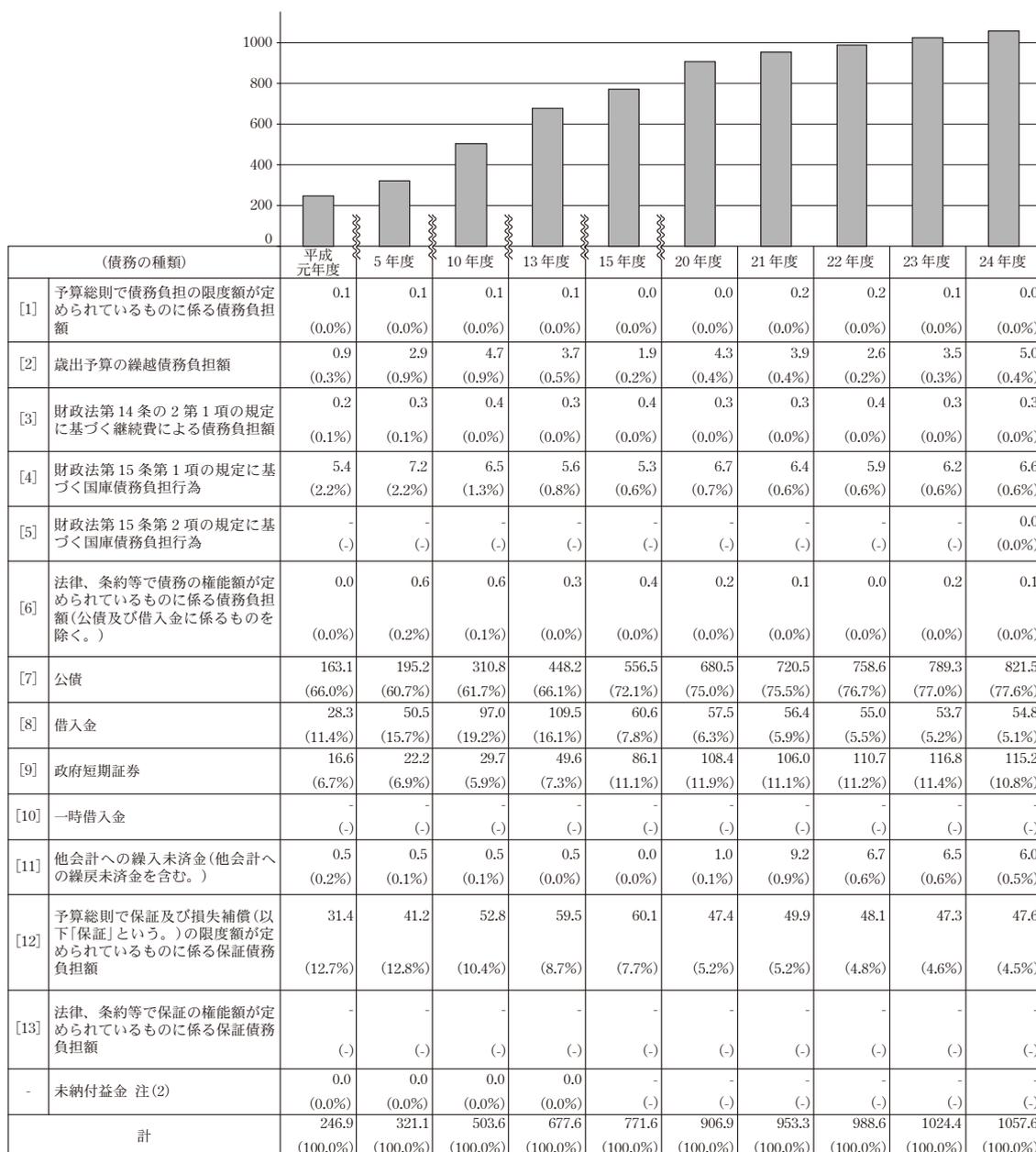
注(1) ○は様式が定められているものを示す。

注(2) 区分の名称は様式に定められているものである。以下、図1及び表7において同じ。

各債務をその内容別に分類すると、[1]から[6]まで及び[11]は、次年度以降に支出することになっているものであり、[7]から[10]までは、国の当該年度の歳出の財源に充てるために調達した資金に係る返済の義務を負うものである。また、[12]及び[13]は、将来一定の条件を満たす事態が生じた場合に支払の義務が発生するものである。このように、国の債務は多岐にわたっており、また、各債務は、多数の契約等に基づくものであり、その内容も複雑なものとなっている。

そして、平成元年度以降の年度末現在額の推移は、図1のとおりであり、公債である国債が占める割合が最も多く、24年度末現在で全体の77.6%となっている。次いで、政府短期証券(10.8%)、借入金(5.1%)、予算総則で保証及び損失補償(以下「保証」という。)の限度額が定められているものに係る保証債務負担額(以下「政府保証債務」という。)(4.5%)となっており、これら4種類で全体の98.2%を占めている。

図1 計算書に計上される債務の種類及び年度末現在額の推移 (単位：兆円)



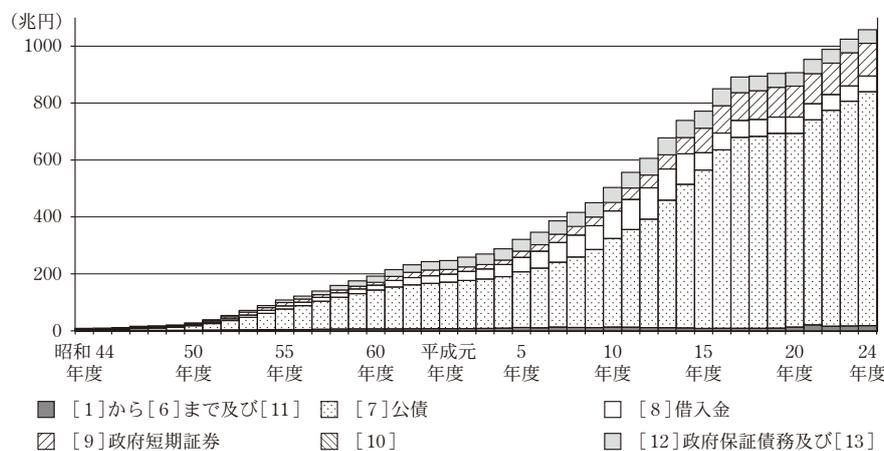
注(1) 各債務の数値については、一般会計及び各特別会計の合計値である。以下同じ。

注(2) 未納付益金は、現行制度上債務の発生が予定されないことから、平成22年の様式の改正で21年度決算分から削除された。

注(3) 割合は、小数点第2位以下を切り捨てているため、合計しても100%にならないものがある。

また、前記の通達が適用された昭和44年度以降の年度末現在額の推移は、図2のとおりであり、その額は年々増加し、44年度末現在額が8.9兆円であったが、平成24年度末現在額が1057.6兆円と118倍余りの額に増加している。その間、国債、政府短期証券、借入金及び政府保証債務が毎年度末現在額の大部分を占める状況は前記の元年度以降の状況と同様である。

図2 国の債務の額の推移



## 2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

### (1) 検査の観点及び着眼点

国の債務は、多額かつ多様で複雑なものとなっており、その状況を正確に把握して明らかにすることが、財政の健全性及び透明性を確保する上で重要であることから、本院は、平成13年度決算検査報告の第6章第1節第4個別の決算等に「国の債務の状況」を掲記しており、13年度の計算書に計上されている債務の内容、額の推移等を分析するなどして債務の現状や計算書への計上状況について記述している。また、平成20年度決算検査報告の第6章第1節第4個別の決算等に「国の決算における債務の計上の状況」を掲記しており、19年度の計算書における債務の計上の状況等を検査して、一般会計の計算書に会計間の債務を計上することとしたり、他会計への繰戻未済金を計算書に計上する際の取扱いが各特別会計で区々とならないようにしたりなどして、計算書の役割が十分に発揮されるようにすることが望まれると記述している。

国の債務の額は、前記のとおり、年々増加し、24年度末現在で1057.6兆円と23年度末現在から引き続き1000兆円を超える多額なものとなっていることから、本院は、正確性等の観点から、国の債務の現状及び推移、特に、国の債務のうち、その大部分を占める国債の償還、国債利子等の支払等の現状及び推移はどのようになっているか、各債務の償還財源等はどのようになっているか、また、企業会計の慣行を参考として作成され、公表されている国の財務書類において、計算書における債務の記載内容がどのように計上されているかなどに着眼して検査した。

### (2) 検査の対象及び方法

本院は、20年度から24年度までの間の計算書に債務を計上している各府省所管の一般会計及び各特別会計を対象として、計算書への計上の状況等について書面検査を行うとともに、財務省及び農林水産省の本省等において会計実地検査を行った。

## 3 国の債務の現状、推移等

### (1) 計算書に計上されている国の債務

計算書に計上されている国の債務の24年度末現在額の種類の構成比をみると、前記のとおり、

国債、政府短期証券、借入金及び政府保証債務で全体の98.2%を占めており、これらの債務の現状、推移等は、次のとおりとなっている。

ア 公債(国債)

国の債務の額の77.6%を占める国債は、歳出の財源に充てるなどのために財政法等を根拠として発行されており、その償還まで国が債務を負担するものである。国債は、発行地別に内国債と外国債に区分され、計算書には、24年度末現在で内国債821.5兆円及び外国債6709万円が計上されている。このうち、内国債を内容別に区分してその額の推移を示すと、表2のとおりであり、内国債のうち、普通国債及び財政投融资特別会計国債(以下「財投債」という。)を合わせると814.2兆円となり、内国債の同年度末現在額の99.1%を占めている。

表2 内国債の年度末現在額の推移 (単位：兆円)

区 分	平成 20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
						構成比
普通国債	545.9	593.9	636.3	669.8	705.0	85.8%
財投債	131.0	122.2	118.1	110.9	109.2	13.2%
交付国債	0.5	0.4	0.4	0.3	0.2	0.0%
出資・抛出国債	2.2	1.7	1.6	1.8	2.1	0.2%
株式会社日本政策投資銀行危機 対応業務国債	—	1.3	1.3	1.3	1.3	0.1%
原子力損害賠償支援機構国債	—	—	—	4.3	2.7	0.3%
日本高速道路保有・債務返済機 構債券承継国債	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.0%
内 国 債 合 計	680.5	720.5	758.6	789.3	821.5	100.0%

(注) 構成比は、小数点第2位以下を切り捨てているため、合計しても100%にならない。

ア) 普通国債

普通国債には、表3のとおり、財政法第4条第1項ただし書の規定に基づき公共事業費、出資金及び貸付金の財源に充てるために、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で一般会計において発行される国債(以下「建設国債」という。)、公債の発行の特例に関する各法律の規定に基づき租税収入等に加えて建設国債を発行してもなお不足する歳出の財源を調達するために、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で一般会計において発行される国債(以下「特例国債」という。)、[「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)第69条第1項及び第4項の規定に基づき復興施策の実施に必要な財源に充てるために東日本大震災復興特別会計(23年度は一般会計)において発行される国債(以下「復興債」という。)]等がある。そして、これらの建設国債等を借り換えるなどのために特会法第46条及び第47条の規定に基づき国債整理基金特別会計において発行される国債(以下「借換債」という。)がある。

表3 普通国債の年度末現在額の推移 (単位：兆円)

区 分	平成 20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
建設国債	224.9	238.3	246.3	248.3	249.9
特例国債	299.0	333.5	367.8	388.6	420.1
復興債	—	—	—	10.6	10.3
その他	21.9	22.0	22.1	22.2	24.6
普 通 国 債 合 計	545.9	593.9	636.3	669.8	705.0

(注) 各年度末現在額には借換債の分を含む。以下、図3及び図5において同じ。

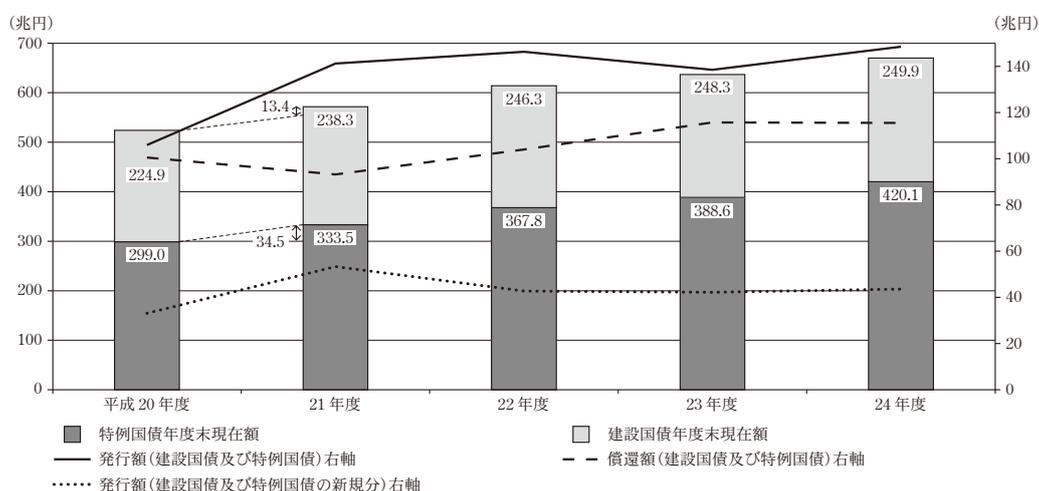
普通国債の発行収入はそれぞれ発行された会計の歳入に計上される。このうち、建設国債及び特例国債の新規発行収入は、一般会計の歳出に充てられており、特会法第6条の規定に基づき一般会計から各特別会計へ繰り入れられる経費の財源にも充てられる。

建設国債は、公共事業費の削減に伴い新規発行額が減少してきたが、21年度は補正予算で大規模な公共事業費が予算措置されるなどしたため、新規発行額が増加して建設国債に係る借換債を含めた発行額が償還額を上回り、21年度末現在額は、20年度末現在額より13.4兆円増加して238.3兆円となった。22年度以降は借換債を含む発行額の減少に伴い各年度末現在額の対前年度増加額は徐々に小さくなっているものの、建設国債の24年度末現在額は249.9兆円となっている。

一方、特例国債は、租税収入等に加えて建設国債を発行してもなお歳出の財源が不足する状況が続いているため多額の発行が続いていたが、20年9月に発生したリーマン・ショックに端を発する金融危機への対応のための財政出動等に伴い新規発行額が更に増加し、特例国債に係る借換債を含めた発行額が償還額を更に上回り、21年度末現在額は、20年度末現在額より34.5兆円増加して333.5兆円となった。その後も発行額が償還額を上回る状態が続き、特例国債の24年度末現在額は420.1兆円となっている。

このように国債の年度末現在額が増加している状況から、建設国債及び特例国債の新規発行額については、22年6月に閣議決定された「財政運営戦略」の中期財政フレームに基づき「平成22年度予算の水準(約44兆円)を上回らないものとするよう、全力をあげる」とされ、図3のとおり、建設国債及び特例国債の新規発行額は、22年度以降横ばいとなっているが、年度末現在額は増加している。

図3 建設国債及び特例国債の発行額、償還額及び年度末現在額の推移



また、23年3月に発生した東日本大震災からの復興のために23年度から27年度までの間に実施する施策に必要な財源については、復興特別所得税及び復興特別法人税(以下、これらを合わせて「復興特別税」という。)の収入等を活用して確保することとしているが、復興債は、これらの財源が入るまでのつなぎとして発行されるものであり、24年度末現在額は10.3兆円となっている。

国債の償還は、国債整理基金特別会計に置かれた国債整理基金を通じて一元的に行われることとなっている。このうち、建設国債及び特例国債の償還は、基本的には、満期が到来する国債の

償還額の一部を現金償還し、残りを新たな借換債の発行収入金で充当することを繰り返しながら、最終的に60年間で全額を現金償還することになっている。そして、現金償還の財源については、主に租税収入となっており、一般会計から同特別会計へ繰り入れられることとなっている。この一般会計からの繰入れは、建設国債が発行された直後の昭和42年度から、毎年度、普通国債の前年度期首現在額の一定の率(100分の1.6)に相当する額を繰り入れることを基本としている。

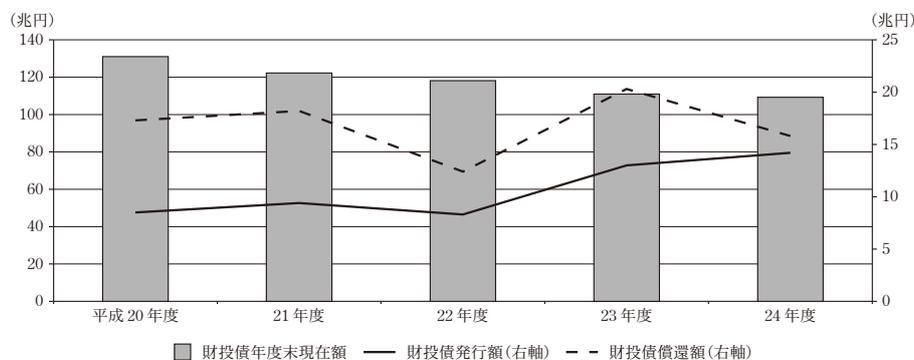
また、復興債も現金償還と借換えを繰り返しながら償還し、最終的に平成49年度までに全額を現金償還することとなっている。そして、復興債に係る現金償還の財源については、東日本大震災復興特別会計から繰り入れられる復興特別税等となっている。

(イ) 財投債

財投債は、特会法第62条第1項の規定に基づき財政投融资特別会計において財政融資を行うための原資である財政融資資金の財源に充てるために発行される国債である。そして、財投債の償還財源については、普通国債とは異なり、財政融資資金の貸付回収金等となっている。

財投債は、20年に発生したリーマン・ショックに端を発する金融危機及び23年に発生した東日本大震災への対応のために発行額が21年度以降増加傾向にある。しかし、13年度に実施された財政投融资改革による対象事業の見直しや重点化・効率化等の取組の結果、新規の対象事業の規模が縮小した一方、既存の対象事業に係る償還が進んだため、その発行額が償還額を下回る状態が続き、図4のとおり、財投債の24年度末現在額は、20年度末現在額より21.7兆円減少して109.2兆円となっている。

図4 財投債の発行額、償還額及び年度末現在額の推移



(ウ) 国債管理の方針

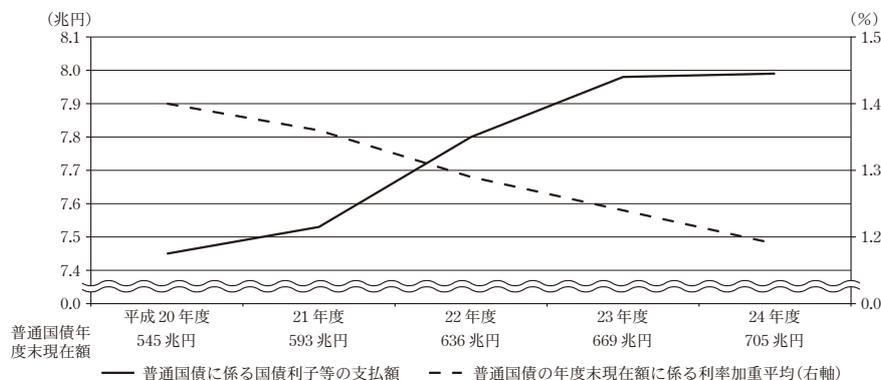
財務省は、国債管理政策の基本目標として15年12月に発表した「国債管理政策の新たな展開」において、国債の円滑かつ確実な発行及び中長期的な調達コストの抑制を掲げており、その実現のためには市場動向や需要を踏まえて国債を発行し、国債保有者の多様化を図っていくなどの必要があるとしている。このようなことを踏まえて、国債の各年度末現在額と調達コストの一つである国債利子等の支払額の状況、国債保有者の現状等についてみると、次のとおりとなっている。

a 国債利子等の支払額の状況

普通国債に係る国債利子等の推移は、図5のとおり、普通国債の各年度末現在額に係る利率加重平均は20年度末現在1.40%であったが24年度末現在1.19%と年々低下している。一

方、普通国債に係る国債利子等の支払額は20年度7.4兆円であったが24年度では7.9兆円となり、年々増加している。これは、利率の低下による国債利子等の支払額の減少分を発行残高の増加による国債利子等の支払額の増加分が上回っているためである。

図5 普通国債に係る国債利子等の推移



また、財投債に係る国債利子の推移は表4のとおりであり、財投債の年度末現在額の減少に伴い、国債利子の支払額が減少している。

表4 財投債に係る国債利子の推移 (単位：兆円)

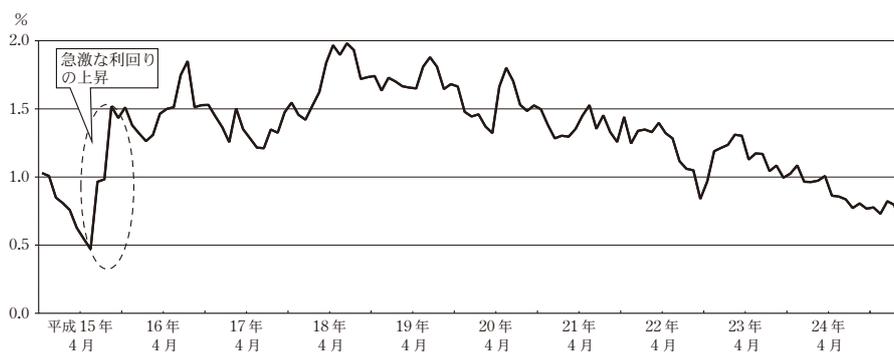
区分	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
財投債に係る国債利子の支払額	1.7	1.7	1.7	1.6	1.4
財投債の年度末現在額	131	122	118	110	109

b 国債保有者の多様化の状況

国債の発行については、普通国債と財投債を合わせて年度ごとの発行計画が策定されており、償還期限が1年以下の割引短期国庫債券から最長40年の利付国庫債券まで幅広く発行されている(以下、これらの国債の発行年限等別の種類を「銘柄」という)。銘柄等については、大手銀行、大手証券会社等の入札参加者や、生命保険会社、損害保険会社等(以下「生損保等」という)の機関投資家と意見を交換するなどして市場動向や需要を把握し、需給を勘案した上で決定される。実際に発行されている銘柄は、償還期限が10年の利付国庫債券(以下「10年債」という)が最も多く、24年度は31.8兆円発行され、同年度末現在額は295.8兆円となっている。

10年債は、主に公募入札によって毎月発行されていることから、その利回り(以下、公募入札の結果の平均利回りを「募入平均利回り」という)については、市場動向の影響を大きく受けることになる。10年債の募入平均利回りの推移をみると、図6のとおり、15年6月において募入平均利回りが0.470%であったが、3か月後の同年9月には1.518%となり、急上昇している。これは、多くの銀行等で価格変動リスクを勘案し、債券価格が一定の基準以上下落した場合、含み損の拡大を防止するために債券の売却及び保有制限を行うリスク管理手法を採っていたことなどから、国債の入札不調等を契機に多くの銀行等が一斉に国債を売却して保有量を制限したためとされている。

図6 10年債の募入平均利回りの推移

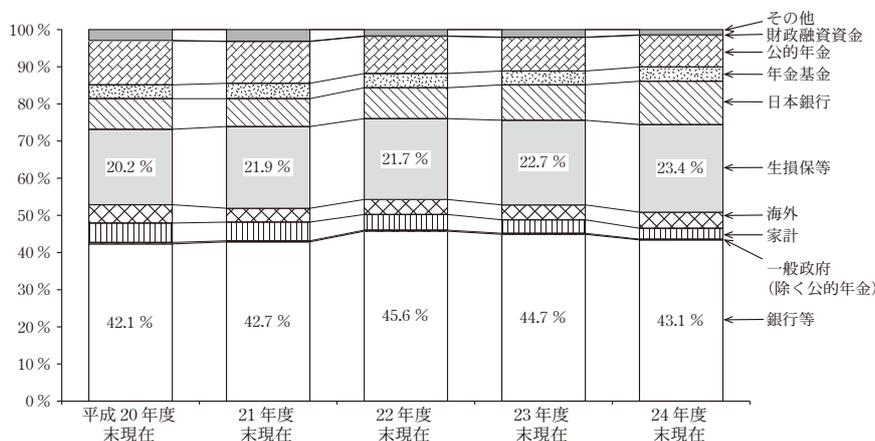


このように、市場の状況が変化した場合に、市場参加者の取引が一方に流れる傾向は、国債の需給の偏りを生じて国債の利回りを不安定にさせる傾向があるとされ、こうした状況は、国債の安定消化に影響が出るおそれがあることから、財務省は、銀行等の保有割合が高い我が国の状況に鑑み、長期安定的な投資家としての生損保等や年金基金等に対して国債保有の促進に取り組むなどして国債保有者の多様化を図っている。

日本銀行が作成、公表している資金循環統計によると、20年度末現在から24年度末現在までの国債の保有者の状況は、図7のとおり、銀行等の保有割合は20年度末現在42.1%であり、24年度末現在は43.1%と、依然として高い状況となっている。

また、生損保等は、その保有割合が20年度末現在20.2%であったが、24年度末現在では23.4%に上昇している。生損保等が国債の保有額を拡大させているのは、保険金支払に備えるための資産運用における投資期間が長期となることから償還期限が長い国債の購入額を増加させていることによると考えられる。

図7 国債の保有者の状況



イ 政府短期証券

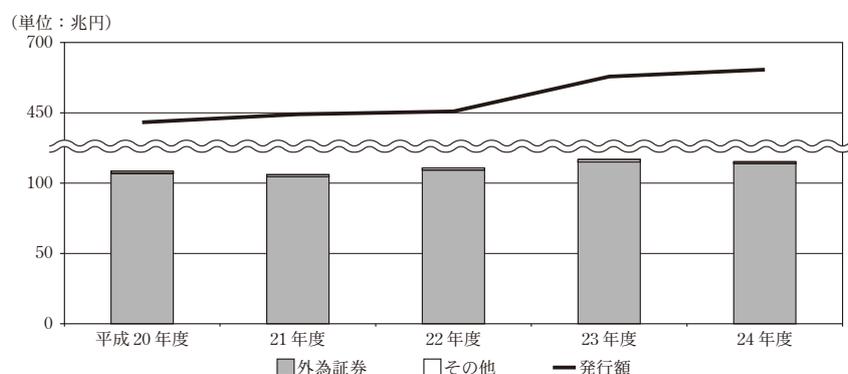
政府短期証券は、国庫の短期の資金繰りのため又は特別会計の一時的な資金不足を補うために、財政法、特会法の規定等に基づき一般会計予算総則及び特別会計予算総則で定められた額まで発行できることとされている。そして、その発行額及び年度末現在額は、図1及び図8のとおり、増加傾向にある。24年度では、特会法第83条第1項の規定に基づき発行される外国為替資金証券(以下「外為証券」という。)のほか、財務省証券、石油証券及び食糧証券の4証券が発行されたが、このうち、財務省証券を除く3証券は、同年度末までに償還されずに同年度末現在額115.2兆円を計上している。

このうち、98.8%は外国為替資金特別会計に置かれた外国為替資金に属する現金が不足する場合に発行されることとなっている外為証券である。そして、財務大臣が、外国為替市場の安定のために外国為替等の売買を行い外貨の過不足を調整することを目的として行う市場介入のうち、円売り外貨買いの市場介入を行う際に、外為証券が発行され、これにより調達した円貨を外国為替市場で売却して外貨を購入し、この外貨は外為証券の購入等に充てられることになる。また、円買い外貨売りの市場介入を行う際には、外国為替市場で外為証券の売却により調達した外貨等を売却して円貨を購入し、この円貨は外為証券の償還に充てられることになる。

外為証券は、円買い外貨売りの市場介入が10年度から行われていないため、残高が減少せず、その一方、円売り外貨買いの市場介入が22、23両年度に行われたことなどにより、その発行額が増加したため、両年度末現在額が増加している。

このように、外国為替資金特別会計は、多額の外為証券の年度末現在額がある一方、その見合いの金融資産等を保有している。

図8 政府短期証券の発行額及び年度末現在額の推移



#### ウ 借入金

借入金は、歳出の財源に充てるために財政法、特会法の規定等に基づき一般会計予算総則及び特別会計予算総則で定められた額まで借り入れることができるとされている。

借入金の24年度末現在額は54.8兆円となっており、その内訳及び推移は表5のとおりとなっている。

表5 借入金の各年度末現在額の推移

(単位：兆円)

区 分	平成 20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1) 一般会計	19.6	18.4	17.1	15.7	14.7
旧臨時軍事費	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
交付税及び譲与税配付金	16.3	15.7	15.1	14.5	14.0
旧日本国有鉄道	1.2	0.8	0.4	—	—
旧日本国有鉄道清算事業団	0.0	0.0	0.0	—	—
旧国営土地改良事業	0.5	0.4	0.3	0.2	0.1
日本高速道路保有・債務返済機構	1.5	1.3	1.0	0.7	0.4
旧国立高度専門医療センター 注(1)	—	—	0.1	0.1	0.0
(2) 特別会計	37.9	38.0	37.8	38.0	40.0
交付税及び譲与税配付金特別会計 (交付税及び譲与税配付金勘定)	33.6	33.6	33.6	33.5	33.4
財政投融资特別会計 (特定国有財産整備勘定) 注(2)	—	—	0.0	0.0	—
特定国有財産整備特別会計	0.0	0.0	—	—	—
エネルギー対策特別会計 (エネルギー需給勘定)	0.3	0.4	0.4	0.4	0.5
(原子力損害賠償支援勘定)	—	—	—	0.3	2.4
国立高度専門医療センター特別会計	0.1	0.1	—	—	—
年金特別会計 (健康勘定)	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4
食料安定供給特別会計 (国営土地改良事業勘定)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
国有林野事業特別会計	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
社会資本整備事業特別会計 (空港整備勘定)	0.9	0.9	1.0	0.9	0.8
(業務勘定)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合 計	57.5	56.4	55.0	53.7	54.8
(内訳)					
財政融資資金	35.4	34.4	31.9	29.2	28.0
民間金融機関	22.0	21.7	22.9	24.3	26.6
その他	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1

注(1) 旧国立高度専門医療センター借入金は、国立高度専門医療センター特別会計が平成21年度で廃止されたことに伴い、一般会計に帰属することとなったものである。

注(2) 財政投融资特別会計(特定国有財産整備勘定)借入金は、特定国有財産整備特別会計が平成21年度で廃止されたことに伴い、財政投融资特別会計(特定国有財産整備勘定)に帰属することとなったものである。

24年度末現在額を計上している借入金のうち、食料安定供給特別会計国営土地改良事業勘定における国営土地改良事業に要する費用のうちの土地改良法(昭和24年法律第195号)第90条第1項の規定に基づき道県が負担する部分に充てるための借入れ、また、エネルギー対策特別会計原子力損害賠償支援勘定における特会法第13条第1項及び第94条第3項の規定に基づき原子力損害賠償支援機構に交付される原子力損害賠償支援国債の償還財源に充てるための借入れ以外は、いずれも既存の借入れに係るものである。

24年度末現在額を計上している借入金の主な借入先は、財政融資資金(28.0兆円、借入金全体の51.0%)及び民間金融機関(26.6兆円、借入金全体の48.5%)となっている。

借入金の償還財源については、一般会計が租税収入等となっている一方、各特別会計は各特別会計固有の財源等となっている。なお、年金特別会計健康勘定の借入金については、一般会計からの繰入れで償還することになっている。

## エ 政府保証債務

政府保証債務は、国が独立行政法人等の設置法の規定等に基づき一般会計予算総則に定められた限度額の範囲内で行う独立行政法人等の債券及び借入金の元利払等保証等に係るもの(以下、債券に係るものを「政府保証債」、借入金に係るものを「政府保証借入金」、損失補償に係るものを「損失補償」という。)であり、その24年度末現在額は47.6兆円となっており、その推移は表6のとおりとなっている。

表6 政府保証債務の年度末現在額の推移 (単位：兆円)

区 分	平成 20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
政府保証債 (団体数)	42.9 (20)	43.0 (19)	42.3 (17)	41.1 (17)	40.6 (16)
政府保証借入金 (団体数)	2.9 (10)	3.7 (12)	2.6 (12)	3.1 (12)	3.9 (12)
損失補償 (事項数)	1.6 (1)	3.0 (1)	3.0 (1)	3.0 (2)	3.0 (2)
計	47.4	49.9	48.1	47.3	47.6

政府保証債務は、債務者である独立行政法人等が債券等を償還することなどによって消滅するが、債務者が償還できなくなったなどの場合、国が保証債務を履行することとなる。

表6の政府保証借入金には「独立行政法人農業者年金基金借入金の元利払保証」が含まれている。これは独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第17条第2項の規定に基づき、同基金が14年度から行っている長期借入金に係るもので、その24年度末現在額は4143億円となっている。この借入金は、同基金が実施する農業者年金事業(旧制度)に要する経費を同法附則第16条第1項の規定に基づき国が財政負担することとされているが、国の財政負担の平準化を図るために国の要請を受けて同基金が行っているものである。このため、国は、同法附則第17条第3項の規定に基づきその債務について保証するとともに、同条第4項の規定に基づきその償還費用を負担することとしている。

このように、政府保証債務には保証債務を消滅させるための償還財源を国が負担しているものが含まれている。

## (2) 計算書に計上されている債務の国の財務書類における表示

## ア 国の財務書類

国の財務に関する状況については、法律に基づくものではないものの、その状況を一覽で分かりやすく公表するために、企業会計の慣行を参考として、国の財務書類が15年度決算分から作成され、公表されている。国の財務書類には、一般会計及び特別会計を合算した国の財務書類(一般会計・特別会計)がある。また、国の業務と関連する事務及び事業を行っている独立行政法人等を連結対象(以下、これらの独立行政法人等を「連結対象法人」という。)とした連結財務書類があるが、この連結に際しては国と連結対象法人との会計処理を統一する難しさなどの技術的な問題が存在していることなどから参考情報として位置付けられている。

なお、特別会計に関しては、19年度決算分から、特会法第19条の規定に基づき、特別会計財務書類が作成されることとなり、本院の検査を経て国会に提出されることとなっている。

国の財務書類の公表は、例年、年度終了後、その翌年(23年度決算分は、国の財務書類(一般会計・特別会計)は25年1月に、連結財務書類は同年3月に公表されている。)となっていることから、本項の記述は23年度を対象とすることとした。

イ 国の財務書類における表示

計算書に計上されている債務は、前記のとおり、国債、政府短期証券、借入金及び政府保証債務が毎年度末現在額の大部分を占めている。これらの債務は、表7のとおり、国の財務書類(一般会計・特別会計)の貸借対照表の負債の部及び注記に、また、連結財務書類の連結貸借対照表の負債の部に表示されている。

表7 国債等の国の財務書類における表示 (単位：兆円)

計 算 書			国の財務書類			
番号	区 分	平成23年度末現在額	表示箇所	表示科目名等	国の財務書類 (一般会計・特別会計)	連結財務書類
					23年度計上額	23年度計上額
[7]	公債	789.3	負債の部	公債	790.9	574.8
[8]	借入金	53.7		借入金	24.5	32.7
[9]	政府短期証券	116.8		政府短期証券	107.2	93.6
[12]	予算総則で保証及び損失補償(以下「保証」という。)の限度額が定められているものに係る保証債務負担額	47.3	注記	偶発債務	47.3	/

(ア) 国債、借入金及び政府短期証券

国の財務書類(一般会計・特別会計)の貸借対照表の負債の部には、過去の取引又は事象に起因する現在の義務であって、その履行により、将来の業務提供能力又は経済的便益の減少を生じさせるものとして国債、借入金、政府短期証券等が計上されている。また、連結財務書類の連結貸借対照表の負債の部には、さらに、連結対象法人である日本郵政株式会社(株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命保険等の子会社を含む。)の「郵便貯金」(174.4兆円)や「責任準備金」(88.1兆円)等の負債も計上されている。

国債、借入金及び政府短期証券は、表7のとおり、計算書の23年度末現在額と国の財務書類(一般会計・特別会計)及び連結財務書類の同年度の計上金額とに、算定方法の違いから差異が生じている。

国の財務書類(一般会計・特別会計)において、国債は、計算書の23年度末現在額789.3兆円を1.5兆円上回る790.9兆円が「公債」として計上されている。これは、同書類の計上金額が、次のとおりとなっているためである。

- ① 各国債の債券発行差金を発行期間に基づいて償却する計算を行い、償却後の債券発行差金の合計額1.3兆円が加算されている。
- ② 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の規定等に基づき、その発行時期が当該年度の翌年度の6月末までの間とされていることから、4月以降に発行した復興債等1.1兆円が含まれている。
- ③ 国債整理基金、財政投融资両特別会計が保有している国債8175億円及び年度末現在において既償還未払となっている国債573億円が含まれていない。

借入金については国の財務書類(一般会計・特別会計)の計上金額に一般会計及び各特別会計における財政融資資金からの借入金が含まれていないこと、また、政府短期証券については同書類の計上金額に国債整理基金特別会計が保有している政府短期証券が含まれていないなどのことから、計算書の23年度末現在額と同書類の同年度の計上金額とに差異が生じている。

連結財務書類において、国債は、計算書の23年度末現在額789.3兆円を214.5兆円下回る574.8兆円が「公債」として計上されている。これは、前記の計算書の23年度末現在額と国の財務書類(一般会計・特別会計)の同年度の計上金額とに1.5兆円の差異が生じている理由に加えて、連結財務書類の「公債」は連結対象法人が保有している国債216.1兆円が相殺消去されていることによるものである。また、借入金及び政府短期証券についても、上記の計算書の23年度末現在額と国の財務書類(一般会計・特別会計)の同年度の計上金額とに差異が生じている理由に加えて、連結財務書類の「借入金」の計上金額には連結対象法人の民間金融機関等からの借入金が含まれていること、また、同書類の「政府短期証券」は連結対象法人が保有している政府短期証券が相殺消去されていることから、計算書の23年度末現在額と同書類の同年度の計上金額とに差異が生じている。

なお、国債及び政府短期証券の発行、借入れ等による資金調達に伴い発生する支払利息について、国の財務書類(一般会計・特別会計)には、歳入歳出決算の計数を基にして、発生主義により把握する未払利息等を修正した額9.5兆円が業務費用計算書に、支出済歳出額による額9.8兆円が区分別収支計算書にそれぞれ計上されている。また、連結財務書類には、国と連結対象法人を連結した支払利息として、7.7兆円が連結業務費用計算書に、7.6兆円が連結区分別収支計算書にそれぞれ計上されている。

#### (イ) 政府保証債務

国の財務書類(一般会計・特別会計)の注記には、計算書の政府保証債務47.3兆円が、係争中の訴訟等で国が損害賠償等の請求を受けているものに係る請求額等とともに「偶発債務」として記載されているが、連結財務書類では注記の記載事項とはなっていないため、記載されていない。

#### (ウ) 国債、借入金、政府短期証券及び政府保証債務以外の国の債務等

国の財務書類(一般会計・特別会計)の貸借対照表及び連結財務書類の連結貸借対照表の負債の部には、PFI事業により実施している庁舎等整備事業に係る財政法第15条第1項の規定に基づく国庫債務負担行為の年度末現在額の一部が「未払金」として計上されている。また、債務負担を行う金額を制度上具体的に把握できないことなどから計算書に計上されていないものであっても、厚生年金及び国民年金の給付財源に充てるために保有している資産の相当額である「公的年金預り金」及び将来国の職員に支払うこととなる退職手当のうち既に労働提供が行われている部分として見積もった額等である「退職給付引当金」が計上されている。

なお、前記の(イ)政府保証債務に含まれている独立行政法人農業者年金基金の政府保証借入金については、その償還財源を国が負担していることから、この負担金は国の財務書類(一般会計・特別会計)の貸借対照表の負債の部の「その他の債務等」として計上されている。同書類の注記には、前記のとおり、計算書に計上されている政府保証債務全額が「偶発債務」として記載されているが、企業会計の慣行を参考とすれば、償還費用の負担金を負債計上しているため、同基金の借入金に係る政府保証債務を「偶発債務」として注記に記載する必要はないと考えられる。

## 4 まとめ

### (1) 国の債務の現状、推移等

国の債務の額は、年々増加し、24年度末現在では、23年度末現在から引き続き1000兆円を超える多額なものとなっている。そして、国債、政府短期証券、借入金及び政府保証債務がその大部分を占めており、特に国債の占める割合が高い状況が続いている。

国債の大部分を占める普通国債のうち、建設国債及び特例国債は、借換債を発行しつつ償還する方法を採り、起債時から60年間にわたり復興特別税等を除く租税収入等で償還することとなっている。また、復興債も借換債を発行しつつ償還する方法を採り、49年度までに復興特別税等で償還することとなっている。

なお、国債については、その利率が低下してきているが、国債の年度末現在額が増加しているため、国債利子等の支払額が年々増加している。今後、市場の需給動向等によっては、国債利子等の支払額が増加するおそれがあり、国債への信認を維持していくことが肝要である。

また、銀行等及び生損保等が、国債の保有者全体の6割から7割を占めている状況が続いている。

一般会計及び東日本大震災復興特別会計において発行される国債、一般会計及び年金特別会計健康勘定における借入金については、計算書に計上されたその債務額を消滅させるための財源等に今後の租税収入等を充てることになっている。

そして、国債の償還は長期間にわたり、また、国債利子等の支払額を含め多額であり、我が国の財政及び国民生活に大きな影響を及ぼすものである。

## (2) 計算書に計上されている債務の国の財務書類における表示

計算書に計上されている債務のうち、国債、政府短期証券、借入金及び政府保証債務は、企業会計の慣行を参考として作成され、公表されている国の財務書類(一般会計・特別会計)の貸借対照表の負債の部及び注記に、また、参考情報として作成され、公表されている連結財務書類の連結貸借対照表の負債の部に表示されている。

国の財務書類は、企業会計の慣行を参考として作成されているため、その計上金額と計算書の年度末現在額とに差異が生ずるなどしている。

本院としては、これらを踏まえて、国の債務の状況について引き続き注視していくこととする。

## 第2節 歳入歳出決算等検査対象別の概要

### 第1 歳入歳出決算

#### 1 一般会計

##### (1) 歳入

一般会計の歳入決算は次のとおりである。

区 分	24 年 度(千円)	23 年 度(千円)
徴収決定済額	107,765,895,305	109,991,914,999
収納済歳入額	107,762,032,718	109,979,527,619
不納欠損額	362,282	1,498,212
収納未済歳入額	3,500,303	10,889,167

収納済歳入額の主なものは、公債金の50兆0491億6583万余円及び租税及印紙収入の43兆9314億0685万余円である。このうち、公債金の収納済歳入額は、財政法(昭和22年法律第34号)第4条第1項ただし書の規定により発行された公債の収入金11兆4289億9986万余円、「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」(平成24年法律第101号)第2条第1項の規定により発行された公債の収入金36兆0359億9986万余円及び同法第4条第1項の規定により発行された公債の収入金2兆5841億6610万余円の合計額である。

収納未済歳入額の主なものは、弁償及返納金(徴収決定済額6187億4197万余円)の29億0165万余円である。

この収納未済歳入額のほか、既年度に生じた収納未済歳入額で本年度にもなお収納されなかったものが294億7304万余円ある。

##### (2) 歳出

一般会計の歳出決算は次のとおりである。

区 分	24 年 度(千円)	23 年 度(千円)
支出済歳出額	97,087,176,621	100,715,409,134
翌年度繰越額	7,611,176,794	7,056,866,009
不 用 額	2,895,161,537	2,951,241,932

#### ア 支出済歳出額

##### (ア) 所管別

所 管	24 年 度(千円)	23 年 度(千円)
皇 室 費	5,966,783	6,027,926
国 会	129,524,229	136,288,327
裁 判 所	287,964,477	309,667,156
会 計 検 査 院	15,248,004	16,339,150
内 閣	90,115,938	127,201,258
内 閣 府	567,824,203	953,008,265
復 興 庁	6,081	207,807
総 務 省	17,860,837,318	20,728,599,308
法 務 省	695,419,168	776,348,436
外 務 省	751,796,342	800,034,303

所 管	24 年 度(千円)	23 年 度(千円)
財 務 省	23,609,527,490	22,019,313,625
文 部 科 学 省	5,977,310,044	6,150,599,470
厚 生 労 働 省	29,509,249,174	30,640,505,068
農 林 水 産 省	3,286,076,054	3,065,694,638
経 済 産 業 省	1,910,304,774	2,983,962,191
国 土 交 通 省	7,021,343,986	6,394,648,415
環 境 省	599,946,803	785,546,417
防 衛 省	4,768,715,745	4,821,417,368

(イ) 主要経費別

主 要 経 費	24 年 度(千円)	23 年 度(千円)	主 要 経 費	24 年 度(千円)	23 年 度(千円)
社会 保 障 関 係 費	29,197,586,754	29,777,712,948	地方 特 例 交 付 金	127,467,000	364,020,000
年 金 医 療 介 護 保 険 給 付 費	21,245,914,104	21,029,846,629	防 衛 関 係 費	4,761,502,439	4,818,114,342
生 活 保 護 費	2,774,269,105	2,732,261,280	公 共 事 業 関 係 費	5,775,966,883	5,914,762,639
社 会 福 祉 費	4,364,724,875	4,671,886,993	治 山 治 水 対 策 事 業 費	753,059,444	672,496,803
保 健 衛 生 対 策 費	398,842,018	753,728,879	道 路 整 備 事 業 費	1,102,832,115	1,079,982,638
雇 用 労 災 対 策 費	413,836,650	589,989,166	港 湾 空 港 鉄 道 等 整 備 事 業 費	379,864,790	349,920,380
文 教 及 び 科 学 振 興 費	5,960,721,275	6,035,870,389	住 宅 都 市 環 境 整 備 事 業 費	479,467,374	454,744,433
義 務 教 育 費 国 庫 負 担 金	1,529,776,027	1,547,102,322	公 園 水 道 廃 棄 物 処 理 等 施 設 整 備 費	140,503,043	190,808,448
科 学 技 術 振 興 費	1,429,783,241	1,467,070,897	農 林 水 産 基 盤 整 備 事 業 費	471,737,070	561,630,314
文 教 施 設 費	333,773,876	274,017,126	社 会 資 本 総 合 整 備 事 業 費	1,651,699,487	2,067,521,298
教 育 振 興 助 成 費	2,548,775,633	2,614,855,189	推 進 費 等	80,885,332	85,982,707
育 英 事 業 費	118,612,497	132,824,855	災 害 復 旧 等 事 業 費	715,918,225	451,675,613
国 債 費	21,010,678,991	19,627,720,861	経 済 協 力 費	624,388,765	619,898,889
恩 給 関 係 費	570,497,772	638,552,016	中 小 企 業 対 策 費	824,732,028	2,190,801,470
文 官 等 恩 給 費	17,721,490	19,987,681	エ ネ ル ギ ー 対 策 費	846,727,224	953,500,917
旧 軍 人 遺 族 等 恩 給 費	525,214,646	587,699,948	食 料 安 定 供 給 関 係 費	1,353,174,372	1,438,419,864
恩 給 支 給 事 務 費	1,489,097	1,755,735	そ の 他 の 事 項 経 費	9,276,549,660	9,249,382,918
遺 族 及 び 留 守 家 族 等 援 護 費	26,072,538	29,108,650			
地 方 交 付 税 交 付 金	16,757,183,453	19,086,651,876			

イ 翌年度繰越額

翌年度繰越額は7兆6111億7679万余円(23年度7兆0568億6600万余円)で、その内訳は次のとおりであって、財政法第43条の2第1項の規定による継続費の繰越のものはない。

- ① 財政法第14条の3第1項の規定による明許繰越のもの 6,971,027,849千円
- ② 財政法第42条ただし書の規定による事故繰越のもの 640,148,944千円

これらの翌年度繰越額のうち主なものは次のとおりである。

所 管	組 織	項	翌年度繰越額(千円)	(歳出予算現額)(千円)
内 閣 府	内 閣 本 府	地 域 経 済 活 性 化 ・ 雇 用 創 出 推 進 費	1,398,000,000	1,398,000,000
		沖 縄 振 興 交 付 金 事 業 推 進 費	34,936,045	80,340,009
	警 察 庁	警 察 活 動 基 盤 整 備 費	42,246,466	152,543,721
総 務 省	総 務 本 省	独 立 行 政 法 人 情 報 通 信 研 究 機 構 施 設 整 備 費	50,000,000	50,426,572
	消 防 庁	消 防 防 災 体 制 等 整 備 費	31,423,680	66,271,033
外 務 省	外 務 本 省	経 済 協 力 費	84,272,796	249,596,976
文 部 科 学 省	文 部 科 学 本 省	高 等 教 育 振 興 費	41,844,731	100,635,671

所管	組織	項	翌年度繰越額(千円)	(歳出予算現額)(千円)	
文部科学省	文部科学本省	私立学校振興費	37,203,476	607,129,845	
		科学技術・学術政策推進費	62,085,662	108,840,421	
		研究振興費	41,015,670	364,676,941	
		国立大学法人施設整備費	260,010,335	317,621,965	
		研究開発推進費	80,032,516	194,753,536	
		公立文教施設整備費	152,002,405	295,762,409	
厚生労働省	厚生労働本省	医療提供体制確保対策費	38,198,304	80,937,145	
		医療提供体制基盤整備費	53,317,497	86,071,980	
		水道施設整備費	34,934,093	60,317,307	
農林水産省	農林水産本省	農業生産基盤保全管理等推進費	47,771,782	146,754,322	
		農地等保全事業費	60,565,307	78,098,770	
		農業競争力強化基盤整備事業費	52,957,000	52,957,000	
		地域自主戦略推進費	56,965,590	210,549,336	
		農山漁村地域整備事業費	159,922,615	177,914,356	
		北海道開発事業費	53,248,713	96,280,489	
		農業施設災害復旧事業費	32,551,957	90,592,235	
		東日本大震災復旧・復興農業施設災害復旧事業費	44,521,242	156,293,026	
		林野庁	治山事業費	37,554,210	63,027,336
		水産庁	森林整備事業費	55,427,821	105,742,071
		水産基盤整備費	31,356,659	68,458,785	
		東日本大震災復旧・復興漁港施設災害復旧事業費	85,563,773	211,792,055	
経済産業省	経済産業本省	独立行政法人産業技術総合研究所施設整備費	32,839,536	39,650,416	
	中小企業庁	中小企業事業環境整備費	31,059,328	269,523,660	
国土交通省	国土交通本省	住宅防災事業費	62,050,992	134,071,895	
		治水事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入	383,810,697	906,445,656	
		北海道治水事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入	51,636,726	117,673,351	
		港湾整備事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入	39,562,812	197,280,326	
		道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	660,995,075	1,724,905,554	
		北海道道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	83,549,037	232,402,335	
		地域自主戦略推進費	180,628,557	633,095,369	
		社会資本総合整備事業費	1,117,404,809	2,626,592,124	
		河川等災害復旧事業費	186,973,633	618,837,270	
		東日本大震災復旧・復興河川等災害復旧事業費	53,333,742	233,248,577	
環境省	環境本省	東日本大震災復旧・復興廃棄物・リサイクル対策推進費	82,663,175	362,328,306	
防衛省	防衛本省	武器車両等整備費	36,119,080	1,037,804,750	
		施設整備費	33,166,033	133,105,833	
		防衛施設安定運用関連諸費	39,921,576	301,746,562	
		在日米軍等駐留関連諸費	33,330,063	316,938,170	

なお、上記のうち事故繰越の主なものは国土交通省所管の河川等災害復旧事業費のうちの945億8632万余円である。

ウ 不用額

不用額は2兆8951億6153万余円(23年度2兆9512億4193万余円)で、その主なものは次のとおりである。

所管	組織	項	不用額(千円)	(歳出予算現額)(千円)
内閣府	内閣本府 警察庁	総合特区推進調整費	10,621,295	10,621,295
		防災政策費	141,011,043	203,759,505
		警察活動基盤整備費	12,710,035	152,543,721
総務省	総務本省	選挙制度等整備費	11,205,018	70,657,829
財務省	財務本省	国債費	534,616,881	20,555,772,141
		予備費	236,809,299	236,809,299
文部科学省	文部科学本省	義務教育費国庫負担金	16,111,498	1,545,887,526
		公立文教施設整備費	29,397,440	295,762,409
		東日本大震災復旧・復興公立文教施設整備費	51,852,396	210,714,904
厚生労働省	厚生労働本省	医療提供体制確保対策費	16,669,912	80,937,145
		健康保険事業借入金諸費年金特別会計へ繰入	10,656,385	14,860,287
		失業等給付費等労働保険特別会計へ繰入	17,440,861	171,368,500
		就職支援法事業費労働保険特別会計へ繰入	27,987,797	28,515,775
		保育所運営費	11,743,064	396,241,173
		生活保護費	34,922,639	2,809,191,745
		障害保健福祉費	21,089,027	1,261,633,503
		基礎年金拠出金等年金特別会計へ繰入	329,158,011	10,582,207,657
		介護保険制度運営推進費	33,884,523	2,442,613,518
		東日本大震災復旧・復興水道施設災害復旧事業費	25,628,665	28,920,238
農林水産省	農林水産本省	国産農畜産物・食農連携強化対策費	12,909,356	227,810,550
		農業経営対策費	25,780,148	666,815,179
		東日本大震災復旧・復興農業施設災害復旧事業費	67,695,724	156,293,026
		東日本大震災復旧・復興農業施設災害関連事業費	32,066,633	34,608,056
	林野庁 水産庁	東日本大震災復旧・復興山林施設災害復旧事業費	11,839,352	25,037,749
		水産基盤整備費	12,148,394	68,458,785
		東日本大震災復旧・復興水産業強化対策費	40,546,163	97,320,752
		東日本大震災復旧・復興漁港施設災害復旧事業費	89,304,239	211,792,055
経済産業省	資源エネルギー庁	東日本大震災復旧・復興電力需要抑制対策費	15,458,824	30,685,967
国土交通省	国土交通本省	治水事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入	14,269,698	906,445,656
		道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	12,621,427	1,724,905,554
		東日本大震災復旧・復興道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	10,617,636	116,525,490
		河川等災害復旧事業費	61,554,855	618,837,270
		東日本大震災復旧・復興河川等災害復旧事業費	125,974,691	233,248,577
環境省	環境本省	東日本大震災復旧・復興大気・水・土壌環境等保全費	99,177,088	125,808,279
		東日本大震災復旧・復興廃棄物・リサイクル対策推進費	43,646,126	362,328,306
防衛省	防衛本省	武器車両等整備費	27,525,809	1,037,804,750
		航空機整備費	11,744,534	468,696,293
		在日米軍等駐留関連諸費	54,095,478	316,938,170

エ 予備費使用額

予備費使用額は経済危機対応・地域活性化予備費 9099 億 9947 万余円、予備費 1131 億 9070 万余円、計 1 兆 0231 億 9018 万円(23 年度 5657 億 7217 万余円)で、その主なものは次のとおりである。

(ア) 経済危機対応・地域活性化予備費

所管	組織	項	予備費使用額(千円)	(歳出予算額)(千円)
内閣府	内閣本省	地域自主戦略推進費	20,818,896	377,879,971
財務省	財務本省	政策金融費	95,050,000	154,689,894
文部科学省	文部科学本省	初等中等教育等振興費	13,635,170	496,178,760
		国立大学法人施設整備費	44,144,450	256,881,639
		公立文教施設整備費	14,870,527	185,984,806
厚生労働省	厚生労働本省	医療提供体制確保対策費	35,748,900	45,188,245
		感染症対策費	13,442,615	67,505,082
		高齢者等雇用安定・促進費	80,000,000	112,539,259
		子ども・子育て支援対策費	111,832,844	86,471,531
		地域福祉推進費	40,143,200	24,234,981
		介護保険制度運営推進費	51,763,000	2,352,786,362
農林水産省	農林水産本省	国産農畜産物・食農連携強化対策費	17,049,489	196,474,131
		農業経営対策費	15,501,626	650,455,308
		農業生産基盤保全管理等推進費	38,000,000	28,643,412
経済産業省	経済産業本省	地域経済活性化対策費	16,738,507	204,338,988
		温暖化対策費	70,144,646	115,554,488
国土交通省	国土交通本省	治水事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入	27,534,000	764,272,692
		道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	22,889,000	1,410,031,967
		社会資本総合整備事業費	26,355,023	2,112,552,190
		北海道開発事業費	32,875,623	79,672,201

(イ) 予備費

所管	組織	項	予備費使用額(千円)	(歳出予算額)(千円)
総務省	総務本省	選挙制度等整備費	70,556,481	101,348
国土交通省	国土交通本省 海上保安庁	河川等災害関連事業費	3,151,594	23,518,080
		海上保安官署施設費	2,313,958	1,150,605
		船舶交通安全及海上治安対策費	5,304,896	63,102,243
		船舶建造費	11,429,141	27,596,075
環境省	環境本省	環境保健対策推進費	16,049,088	16,911,480

(3) 剰余金

収納済歳入額から支出済歳出額を差し引いた 10 兆 6748 億 5609 万余円から既前年度に発生した剰余金の使用残額を差し引いた 24 年度新規発生剰余金は 10 兆 4546 億 0950 万余円である。これから翌年度への繰越歳出予算財源 7 兆 6111 億 7679 万余円、地方交付税交付金財源 4176 億 1790 万余円、空港整備事業費等財源 53 億 6014 万余円、復興費用及び復興債償還費用財源 7311 億 9101 万余円を差し引いた 1 兆 6892 億 6364 万余円が、24 年度における財政法第 6 条の純剰余金となっている。

## 2 特別会計

第6章 第2節 第1 2 特別会計 (1) 交付税及び譲与税配付金特別会計

特別会計は、国が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般会計の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に法律をもって設置されるものである。平成24年度における特別会計は18会計であって、その歳入歳出決算についてみると、次のとおりである。

### (1) 内閣府、総務省及び財務省所管 交付税及び譲与税配付金特別会計

この特別会計は、地方交付税及び地方譲与税の配付並びに交通安全対策特別交付金の交付に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、交付税及び譲与税配付金と交通安全対策特別交付金との2勘定に区分して経理されており、その勘定別の24年度の歳入歳出決算、借入金及び交付・譲与実績は次のとおりである。

#### ア 交付税及び譲与税配付金勘定

##### (ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
24年度	55,646,602,949	55,646,602,949	—	—
23年度	57,041,259,780	57,041,259,780	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
24年度	55,432,123,857	54,259,438,725	890,306,812	282,378,319
23年度	56,658,301,334	54,977,511,196	1,310,876,605	369,913,532

翌年度繰越額は全て地方交付税交付金(歳出予算現額19兆2656億7366万余円)の分である。また、不用額の主なものは、国債整理基金特別会計へ繰入(同33兆7600億9540万余円)の1896億5855万余円及び地方交付税交付金の855億4051万余円である。

##### (イ) 借入金

区分	24年度末(千円)	23年度末(千円)
借入金現在額(財政融資資金等)	33,417,295,408	33,517,295,408

##### (ウ) 交付・譲与実績

区分	24年度(千円)	23年度(千円)
地方交付税	18,289,826,331	18,752,267,873
都道府県分	9,317,127,433	9,697,662,991
市町村分	8,972,698,898	9,054,604,882
地方特例交付金	127,467,000	364,020,000
都道府県分	50,987,000	143,621,000
市町村分	76,480,000	220,399,000
地方譲与税	2,271,480,352	2,169,911,305
(地方揮発油譲与税 地方道路譲与税 石油ガス譲与税 自動車重量譲与税 航空機燃料譲与税 特別とん譲与税 地方法人特別譲与税)		
都道府県分	1,848,682,275	1,720,614,274
市町村分	422,798,076	449,297,031

イ 交通安全対策特別交付金勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
24年度	73,388,096	73,388,096	—	—
23年度	74,562,753	74,562,753	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
24年度	72,137,692	68,346,873	—	3,790,818
23年度	73,979,598	69,390,739	—	4,588,858

(イ) 交付実績

区分	24年度(千円)	23年度(千円)
交通安全対策特別交付金	67,805,397	68,892,929
都道府県分	39,245,040	40,092,931
市町村分	28,560,357	28,799,998

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項10件((11)-(20):77ページ参照)及び意見を表示し又は処置を要求した事項2件(79、84ページ参照)を掲記した。

(2) 財務省所管 地震再保険特別会計

この特別会計は、地震再保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の24年度の歳入歳出決算、損益、責任準備金、再保険の対象となる保険及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
24年度	97,979,074	97,979,074	—	—
23年度	542,857,738	542,857,738	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
24年度	96,605,639	24,330,393	—	72,275,245
23年度	542,506,469	540,231,715	—	2,274,754

不用額の主なものは、再保険費(歳出予算現額965億4052万余円)の722億6399万余円である。

(イ) 損益

区分	24年度(千円)	23年度(千円)
利益	99,811,532 (うち再保険料 85,860,760) (うち責任準備金戻入 —)	546,135,200 (うち再保険料 75,312,184) (うち責任準備金戻入 461,829,941)
損失	24,330,393 (うち再保険金 24,276,533)	540,231,715 (うち再保険金 540,175,792)
責任準備金繰入	75,481,139	5,903,485

(ウ) 責任準備金

区分	24年度末(千円)	23年度末(千円)
責任準備金現在額	962,344,872	886,863,733

(エ) 再保険の対象となる保険

区 分	24年度末	23年度末
地震保険 加入件数	15,050千件	14,088千件
保険金額	128,039,914,069千円	119,343,254,464千円

(オ) 主な業務実績

区 分		24年度	(23年度)
再 保 險 料	件 数	9,439千件	9,335千件
	金 額	85,860,760千円	75,312,184千円
再 保 險 金 支 払	件 数	53千件	710千件
	金 額	24,276,533千円	540,175,792千円

(注) 再保険金の支払は、平成23年東北地方太平洋沖地震に対するものである。

(3) 財務省所管 国債整理基金特別会計

この特別会計は、一般会計及び特別会計からの繰入資金等による公債、借入金等(以下「国債」という。)の償還及び利子等の支払に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の24年度の歳入歳出決算、国債の償還及び国債の利子等の支払は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
24年度	214,608,446,425	214,608,446,425	—	—
23年度	212,629,619,510	212,629,619,510	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
24年度	207,732,669,772	192,159,226,470	10,535,980,950	5,037,462,351
23年度	209,721,284,823	190,954,924,160	11,947,260,555	6,819,100,107

翌年度繰越額の主なものは、国債整理支出(歳出予算現額202兆5783億1356万余円)の10兆5354億4559万余円である。また、不用額の主なものは、国債整理支出の4兆9873億8296万余円、地方道路整備臨時貸付金社会資本整備事業特別会計へ繰入(同800億円)の423億6112万余円及び復興債整理支出(同5兆0733億7258万余円)の75億9128万余円である。

(イ) 国債の償還

区 分	24年度(千円)	23年度(千円)
公 債 等	143,336,266,795	142,023,325,684
借 入 金	36,867,111,518	37,099,981,088
政府短期証券	1,780,300,000	1,471,700,000

(ウ) 国債の利子等の支払

区 分	24年度(千円)	23年度(千円)
公 債 利 子 等	9,471,143,086	9,615,801,717
借 入 金 利 子	342,472,198	409,297,308
政府短期証券利子	112,132,752	123,314,604

(4) 財務省所管 外国為替資金特別会計

この特別会計は、国の行う外国為替等の売買及びこれに伴う取引を円滑にするために外国為替資金を置き、その運営に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の24年度の歳入歳出決算、損益、積立金、基準外国為替相場等の変更などによる外国為替等評価損益等並びに主な資産運用及び政府短期証券(外国為替資金証券)の発行は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
24年度	2,991,326,198	2,991,326,198	—	—
23年度	2,924,636,908	2,924,636,908	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
24年度	1,588,877,474	138,169,075	—	1,450,708,398
23年度	1,604,893,549	367,532,357	—	1,237,361,191

不用額の主なものは、国債整理基金特別会計へ繰入(歳出予算現額1兆2550億0346万余円)の1兆1459億5456万余円及び諸支出金(同325億9963万余円)の44億5223万余円である。

なお、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第8条第2項の規定に基づき、24年度における収納済歳入額と支出済歳出額との差引額2兆8531億5712万余円のうち、25年度の予算総則第12条に定める金額1兆9285億9366万余円を、25年度の一般会計の歳入に繰り入れることとされた。

(イ) 損益

区分	24年度(千円)	23年度(千円)
利益	2,991,326,198	2,924,636,908
(うち運用収入)	2,093,925,394	2,357,676,046
損失	138,169,075	367,532,357
(うち借入金利子)	108,520,004	117,706,318
利益金	2,853,157,122	2,557,104,550
(利益金の処理)	924,563,453	584,602,623
(翌年度に積立金として積立て)	1,928,593,669	1,972,501,927
(翌年度に一般会計に繰入れ)		(翌年度に一般会計に繰入れ)

(ウ) 積立金

区分	24年度末(千円)	23年度末(千円)
積立金現在額	21,067,360,576	20,482,757,952

(エ) 基準外国為替相場等の変更などによる外国為替等評価損益等

区分	24年度末(千円)	23年度末(千円)
外国為替等繰越評価損	41,255,654,808	34,766,105,095
外国為替等評価益(△評価損)	13,873,141,758	△6,489,549,713

(オ) 主な資産運用及び政府短期証券(外国為替資金証券)の発行

区分	24年度末(千円)	23年度末(千円)
主な資産運用		
円貨預け金現在額	14,932,377,359	16,675,067,700
外貨証券現在額	94,735,443,208	82,600,758,956
政府短期証券(外国為替資金証券)の発行		
政府短期証券(外国為替資金証券)現在額	113,950,960,000	115,086,990,000

(注) 基準外国為替相場 本邦通貨と外国通貨(米ドル)の換算レートにつき、当該月の前々月中における実勢相場の平均値として財務大臣が日本銀行本店において公示する相場。24年度については次のとおりである。

24年 4月中	5月中	6月中	7月中	8月中	9月中	10月中	11月中	12月中	25年 1月中	2月中	3月中
78円	82円	81円	80円	79円	79円	79円	78円	79円	81円	84円	89円

(5) 財務省及び国土交通省所管 財政投融资特別会計

この特別会計は、財政融資資金の運用、産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもって行う出資及び貸付け並びに特定の国有財産整備の計画的な実施に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、財政融資資金、投資及び特定国有財産整備の3勘定に区分して経理されており、その勘定別の24年度の歳入歳出決算、損益、積立金、財政融資資金預託金、財政投融资特別会計公債金、財政融資資金の運用資産、利益積立金、借入金及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 財政融資資金勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
24年度	33,707,546,034	33,707,546,034	—	—
23年度	37,679,575,362	37,679,575,362	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
24年度	34,780,361,183	33,037,749,565	—	1,742,611,617
23年度	41,106,531,527	36,663,360,766	—	4,443,170,760

不用額の主なものは、財政融資資金へ繰入(歳出予算現額15兆6000億円)の1兆3800億0032万余円、国債整理基金特別会計へ繰入(同17兆5429億3270万余円)の2006億4328万余円及び諸支出金(同6348億5698万余円)の1611億8710万余円である。

(イ) 損益

区分	24年度(千円)		23年度(千円)	
利益	2,557,294,676	(うち貸付金利子 2,442,724,335)	2,980,877,321	(うち貸付金利子 2,888,166,443)
損失	1,925,915,286	(うち公債金利子 1,427,509,241)	2,076,686,556	(うち公債金利子 1,570,869,863)
利益金	631,379,389		904,190,765	
〔前年度繰越利益金	1,229,087,065		1,383,696,299	
〔翌年度繰越利益金	863,766,454		1,229,087,065	

(ウ) 積立金

区分	24年度末(千円)	23年度末(千円)
積立金現在額	145,732,805	126,218,209

(エ) 財政融資資金預託金

区分	24年度末(千円)	23年度末(千円)
財政融資資金預託金現在額	45,042,934,585	47,041,433,951

(オ) 財政投融资特別会計公債金

区分	24年度末(千円)	23年度末(千円)
財政投融资特別会計公債金現在額	109,260,713,686	110,912,224,459

(カ) 財政融資資金の運用資産

区分	24年度末(千円)	23年度末(千円)
貸付金現在額	144,903,483,146	151,669,228,425
有価証券現在額	10,236,680,154	6,745,794,349

イ 投資勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
24年度	1,092,401,318	1,092,401,318	—	—
23年度	677,614,452	677,614,452	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
24年度	937,269,690	861,296,626	8,980,000	66,993,063
23年度	501,952,120	473,634,517	653,000	27,664,603

不用額の主なものは、産業投資支出(歳出予算現額 5869 億 5300 万円)の 667 億 6100 万円である。

(イ) 損 益

区 分	24年度(千円)	23年度(千円)
利 益	519,152,897 (うち納付金 375,808,692) (うち株式処分益 —)	518,528,134 (うち納付金 29,188,443) (うち株式処分益 333,057,549)
損 失	365,405,132 (うち地方公共団体金融機構納付金収入交付 税及び譲与税配付金特別会計へ繰入 350,000,000) (うち国債整理基金特別会計への固定資産無 償所属替損 —)	16,789,410 (うち地方公共団体金融機構納付金収入交付 税及び譲与税配付金特別会計へ繰入 —) (うち国債整理基金特別会計への固定資産無 償所属替損 16,666,660)
利 益 金 (利益金の処理)	153,747,765 (翌年度に利益積立金に組入れ)	501,738,724 (翌年度に利益積立金に組入れ)

(ウ) 利益積立金

区 分	24年度末(千円)	23年度末(千円)
利 益 積 立 金 現 在 額	2,048,304,271	1,546,565,547

(エ) 主な業務実績

区 分	24年度	(23年度)
(出 資)		
出 資 金 の 増	法人数 20 法人	18 法人
金 額	3,384,899,949 千円	490,746,642 千円
出 資 金 の 減	法人数 11 法人	13 法人
金 額	2,357,533,614 千円	420,289,694 千円
年度末出資金残高	法人数 23 法人	21 法人
金 額	10,219,210,641 千円	9,191,844,305 千円

(注) 出資金の増は国有財産台帳価格の改定による増額を、出資金の減は国有財産台帳価格の改定による減額をそれぞれ含んでいる。

(貸 付 け)

貸 付 金	法人数 2 法人	1 法人
金 額	105,000,000 千円	5,000,000 千円
貸 付 金 回 収	法人数 3 法人	5 法人
金 額	304,099 千円	432,139 千円
年度末貸付金残高	法人数 3 法人	3 法人
金 額	110,551,279 千円	5,855,378 千円

ウ 特定国有財産整備勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
24年度	87,648,676	87,648,676	—	—
23年度	115,914,502	115,911,386	—	3,115
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
24年度	49,802,096	35,922,030	7,853,537	6,026,528
23年度	58,136,941	40,219,126	6,292,258	11,625,557

(イ) 借 入 金

区 分	24 年度末(千円)	23 年度末(千円)
借入金現在額(財政融資資金)	—	800,570

(ウ) 主な業務実績

区 分	24 年 度		(23 年 度)	
施設跡地等の処分 土地	125 千㎡		71 千㎡	
建物 延べ	19 千㎡	延べ	12 千㎡	
施設の取得 建物 延べ	72 千㎡	延べ	233 千㎡	

なお、この特別会計について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項1件(145 ページ参照)を掲記した。

(6) 内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省所管 エネルギー対策特別会計

この特別会計は、燃料安定供給対策、エネルギー需給構造高度化対策、電源立地対策、電源利用対策、原子力安全規制対策及び原子力損害賠償支援対策に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、エネルギー需給、電源開発促進及び原子力損害賠償支援の3勘定に区分して経理されており、その勘定別の24年度の歳入歳出決算、借入金、資金、納付金及び主な業務実績は次のとおりである。

ア エネルギー需給勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
24 年度	2,307,660,390	2,307,660,390	—	—
23 年度	2,166,449,939	2,166,449,751	187	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
24 年度	2,159,297,273	1,939,956,355	40,387,155	178,953,761
23 年度	2,152,921,391	1,873,826,887	57,400,838	221,693,665

翌年度繰越額は、エネルギー需給構造高度化対策費(歳出予算現額2582億4910万余円)の213億6338万余円及び燃料安定供給対策費(同3590億5503万余円)の190億2377万余円である。また、不用額の主なものは、燃料安定供給対策費の922億6792万余円、エネルギー需給構造高度化対策費の665億3114万余円及び国債整理基金特別会計へ繰入(同1兆4025億5989万余円)の182億1083万余円である。

(イ) 借 入 金

区 分	24 年度末(千円)	23 年度末(千円)
借入金現在額(財政融資資金等)	506,914,190	447,135,615

(ウ) 主な業務実績

区 分	24 年 度	(23 年 度)
国家備蓄石油の年度末現在高 (原油) (指定石油製品) (石油ガス)	4949 万 kL 46 万 kL 68 万 t	5011 万 kL 13 万 kL 63 万 t
国家備蓄石油の管理等の委託	59,029,976 千円	53,528,626 千円
石油備蓄事業補給金の交付	25,886,587 千円	25,611,207 千円
独立行政法人新エネルギー・ 産業技術総合開発機構に対す るエネルギー需給勘定運営費 交付金の交付	94,047,520 千円	98,007,455 千円
石油ガス国家備蓄基地建設委 託費の交付	67,558,603 千円	32,653,312 千円

イ 電源開発促進勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
24 年度	354,104,515	354,101,944	991	1,579
23 年度	439,038,829	439,037,486	1,342	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
24 年度	318,867,169	279,751,608	8,206,769	30,908,791
23 年度	420,731,678	373,149,893	7,512,159	40,069,625

不用額の主なものは、電源立地対策費(歳出予算現額 1491 億 0679 万余円)の 165 億 7719 万余円、電源利用対策費(同 224 億 8414 万余円)の 59 億 6815 万余円及び原子力安全規制対策費(同 159 億 3135 万余円)の 36 億 6141 万余円である。

(イ) 資 金

区 分	24 年度末(千円)	23 年度末(千円)
周辺地域整備資金現在額	58,901,118	67,248,683

(ウ) 主な業務実績

区 分	24 年 度	(23 年 度)
電源立地地域対策交付金の交 付	98 地方公共団体 98,352,555 千円	96 地方公共団体 102,041,917 千円
独立行政法人日本原子力研究 開発機構に対する電源利用勘 定運営費交付金の交付	90,832,648 千円	98,731,272 千円
独立行政法人原子力安全基盤 機構に対する原子力安全規制 勘定運営費交付金の交付	20,305,680 千円	—

ウ 原子力損害賠償支援勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
24 年度	2,581,414,244	2,581,414,244	—	—
23 年度	681,652,138	681,652,138	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
24 年度	5,009,499,173	2,231,664,354	—	2,777,834,818
23 年度	5,027,004,575	680,845,301	—	4,346,159,273

不用額の主なものは、国債整理基金特別会計へ繰入(歳出予算現額 5 兆 0094 億 8000 万円)の 2 兆 7778 億 3105 万余円である。

(イ) 借 入 金

区 分	24 年度末(千円)	23 年度末(千円)
借入金現在額(市中金融機関)	2,499,999,000	300,000,000

(ウ) 資 金

区 分	24 年度末(千円)	23 年度末(千円)
原子力損害賠償支援資金現在額	9,651,056	10,000,000

(エ) 納 付 金

区 分	24 年度(千円)	23 年度(千円)
原子力損害賠償支援機構納付金収入	79,992,804	—

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項 2 件((374) : 462 ページ、(412) : 569 ページ参照)、意見を表示し又は処置を要求した事項 1 件(145 ページ参照)及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 1 件(475 ページ参照)を掲記した。

(7) 厚生労働省所管 労働保険特別会計

この特別会計は、労働者災害補償保険事業及び雇用保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、労災、雇用及び徴収の 3 勘定に区分して経理されており、その勘定別の 24 年度の歳入歳出決算、損益、積立金等及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 労災勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
24 年度	1,139,578,188	1,116,556,370	993,776	22,028,041
23 年度	1,183,622,778	1,160,972,814	680,980	21,968,983
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
24 年度	1,088,752,194	1,020,253,087	1,338,714	67,160,391
23 年度	1,140,012,453	1,072,091,541	1,058,743	66,862,168

収納未済歳入額は、全て雑収入(徴収決定済額 638 億 0318 万余円)の分である。また、不用額の主なものは、保険給付費(歳出予算現額 7857 億 8447 万余円)の 289 億 7536 万余円、社会復帰促進等事業費(同 1573 億 8034 万余円)の 215 億 9378 万余円及び業務取扱費(同 484 億 2849 万余円)の 49 億 8318 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	24 年度(千円)	23 年度(千円)
利 益	1,163,045,608 (うち徴収勘定より受入 790,313,689)	1,180,332,522 (うち徴収勘定より受入 828,591,754)
損 失	1,228,796,533 (うち保険給付費 756,708,548)	1,253,335,398 (うち保険給付費 750,761,863)
損 失 金	65,750,924	73,002,875
〔前年度繰越利益金	8,298,394,683	8,371,397,559〕
〔翌年度繰越利益金	8,232,643,758	8,298,394,683〕

(ウ) 積立金

区 分	24年度末(千円)	23年度末(千円)
積立金現在額	7,945,687,702	8,053,305,455

(エ) 主な業務実績

区 分	24年度	(23年度)
適用事業場数(年度末)	2,645,473 事業場	2,627,669 事業場
療養補償給付	220,964,310 千円	208,854,919 千円
休業補償給付	103,055,871 千円	103,093,372 千円
遺族補償年金	196,983,273 千円	197,679,685 千円
障害補償年金	143,308,734 千円	145,000,720 千円

イ 雇用勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
24年度	2,369,226,012	2,352,166,390	818,415	16,241,206
23年度	2,726,258,871	2,711,855,595	365,365	14,037,910
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
24年度	2,803,018,866	2,243,800,340	1,451,020	557,767,505
23年度	4,197,977,431	2,411,761,790	1,985,952	1,784,229,687

収納未済歳入額は、全て雑収入(徴収決定済額 663 億 6652 万余円)の分である。また、不用額の主なものは、失業等給付費(歳出予算現額 1 兆 7790 億 2040 万余円)の 2019 億 6797 万余円、地域雇用機会創出等対策費(同 2647 億 0667 万余円)の 931 億 0567 万余円及び就職支援法事業費(同 1150 億 8365 万余円)の 667 億 9946 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	24年度(千円)	23年度(千円)
利 益	2,538,101,878	2,925,596,722
損 失	2,148,138,806	2,453,586,923
利 益 金	2,399,632,962	2,742,825,431
	1,577,052,429	1,654,323,885
	138,468,915	182,771,291
〔前年度繰越利益金	6,516,817,761	6,319,263,114〕
〔翌年度繰越利益金	6,655,286,677	6,502,034,406〕

(ウ) 積立金等

区 分	24年度末(千円)	23年度末(千円)
積立金現在額	5,871,887,534	5,574,602,227
雇用安定資金現在額	374,683,208	389,466,563

(エ) 主な業務実績

区 分	24年度	(23年度)
被保険者数(年度末)	38,912,667 人	38,575,931 人
一般求職者給付	943,218,557 千円	1,040,219,140 千円
雇用継続給付	432,780,121 千円	436,031,653 千円
就職促進給付	123,333,306 千円	104,857,369 千円
雇用調整助成金	113,633,944 千円	236,608,208 千円
特定求職者雇用開発助成金	77,108,618 千円	52,754,048 千円

ウ 徴収勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
24年度	3,169,907,972	3,092,141,160	9,834,624	67,932,188
23年度	3,467,116,786	3,383,672,340	9,482,879	73,961,566
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
24年度	2,936,825,535	2,918,754,871	—	18,070,663
23年度	3,317,520,070	3,294,334,659	—	23,185,410

収納未済歳入額の主なものは、保険料収入(徴収決定済額2兆9993億7336万余円)の592億9473万余円及び雑収入(同110億4314万余円)の85億0892万余円である。また、不用額の主なものは、諸支出金(歳出予算現額471億0969万余円)の134億2679万余円及び業務取扱費(同403億7972万余円)の45億4387万余円である。

(イ) 損 益

区 分	24年度(千円)	23年度(千円)
利 益	3,008,017,953 (うち保険料 2,934,658,848)	3,352,443,233 (うち保険料 3,278,686,862)
損 失	3,008,448,940 (うち保険給付費等財源労災勘定へ繰入 790,313,689) (うち失業等給付費等財源雇用勘定へ繰入 2,148,138,806)	3,352,634,138 (うち保険給付費等財源労災勘定へ繰入 828,591,754) (うち失業等給付費等財源雇用勘定へ繰入 2,453,586,923)
損 失 金	430,986	190,904
〔前年度繰越利益金	3,022,548	3,213,452〕
〔翌年度繰越利益金	2,591,561	3,022,548〕

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項10件((51):209ページ、(56):219ページ、(57):221ページ、(58):223ページ、(59):226ページ、(60)(61):228ページ、(64):241ページ、(308)(310):267ページ参照)及び意見を表示し又は処置を要求した事項4件(145、302、307、337ページ参照)を掲記した。

(8) 厚生労働省所管 年金特別会計

この特別会計は、国民年金事業、厚生年金保険事業、健康保険に関し政府が行う業務及び児童手当に関する政府の経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、基礎年金、国民年金、厚生年金、福祉年金、健康、子どものための金銭の給付及び業務の7勘定に区分して経理されており、その勘定別の24年度の歳入歳出決算、損益、積立金、借入金、資金及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 基礎年金勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
24年度	23,952,155,411	23,951,418,788	230,228	506,393
23年度	23,917,635,991	23,917,073,514	110,525	451,950
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
24年度	23,411,811,224	21,257,230,396	—	2,154,580,827
23年度	22,190,030,524	20,900,804,599	—	1,289,225,924

不用額の主なものは、基礎年金給付費(歳出予算現額 19 兆 5347 億 9650 万円)の 1 兆 2312 億 4538 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	24 年度(千円)		23 年度(千円)	
利 益	(うち拠出金等収入	20,935,486,763 20,919,923,495)	(うち拠出金等収入	21,451,658,181 21,434,377,673)
損 失	(うち基礎年金給付費	21,257,533,727 18,303,551,114)	(うち基礎年金給付費	20,901,021,759 17,435,642,607)
利 益 金 (△ 損 失 金)		△ 322,046,964		550,636,421
〔前年度繰越利益金		3,742,324,622		3,191,688,200〕
〔翌年度繰越利益金		3,420,277,658		3,742,324,622〕

(ウ) 積 立 金

区 分	24 年度末(千円)	23 年度末(千円)
積立金現在額	724,607,812	724,607,812

(エ) 主な業務実績

区 分		24 年度	(23 年度)
老齢基礎年金等の支給	受給権者数	28,408千人	26,894千人
	支給額	18,303,551,114千円	17,435,642,607千円

イ 国民年金勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
24 年度	5,230,105,376	5,222,063,326	1,277,348	6,764,702
23 年度	4,679,594,518	4,673,063,660	2,721,121	3,809,736
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
24 年度	5,394,808,103	5,194,479,473	—	200,328,629
23 年度	4,767,802,458	4,639,797,787	—	128,004,670

不用額の主なものは、基礎年金給付費等基礎年金勘定へ繰入(歳出予算現額 4 兆 1175 億 9799 万円)の 1189 億 2074 万余円、国民年金給付費(同 1 兆 1194 億 5674 万余円)の 604 億 8494 万余円及び諸支出金(同 493 億 3687 万円)の 97 億 2293 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	24 年度(千円)		23 年度(千円)	
利 益	(うち保険料	5,616,373,976 2,489,968,299)	(うち保険料	5,539,744,096 2,485,958,884)
	(うち一般会計より受入	2,192,875,232)	(うち一般会計より受入	1,865,320,125)
損 失	(うち基礎年金給付費等基礎年金勘定へ繰入	6,098,510,219 3,998,677,240)	(うち基礎年金給付費等基礎年金勘定へ繰入	5,580,522,241 3,315,223,585)
	(うち国民年金給付費	1,058,971,798)	(うち国民年金給付費	1,188,441,730)
損 失 金		482,136,243		40,778,145
〔前年度繰越利益金		8,468,583,774		8,509,361,920〕
〔翌年度繰越利益金		7,986,447,531		8,468,583,774〕

(ウ) 積 立 金

区 分	24 年度末(千円)		23 年度末(千円)	
積立金現在額	(うち運用寄託金現在額	7,234,180,769 6,867,180,769)	(うち運用寄託金現在額	7,683,325,187 7,323,525,187)

(エ) 主な業務実績

区 分		24 年 度	(23 年 度)
被保険者数(年度末)		28,239千人	28,822千人
老 齢 年 金 等 の 支 給	受給権者数	2,444千人	2,754千人
	支 給 額	1,058,971,798千円	1,188,441,730千円

ウ 厚生年金勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
24 年度	39,313,387,395	39,160,023,755	36,655,037	116,708,601
23 年度	40,556,477,833	40,378,065,942	38,204,974	140,206,917
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
24 年度	40,284,352,669	38,765,049,558	—	1,519,303,110
23 年度	41,164,431,257	39,747,303,044	—	1,417,128,212

不納欠損額の主なものは、保険料収入(徴収決定済額 24 兆 3061 億 3308 万余円) の 361 億 7076 万余円である。収納未済歳入額は、保険料収入の 1150 億 2322 万余円及び雑収入(同 201 億 9650 万余円)の 16 億 8537 万余円である。また、不用額の主なものは、保険給付費(歳出予算現額 24 兆 5948 億 0814 万余円)の 7321 億 1647 万余円、基礎年金給付費等基礎年金勘定へ繰入(同 15 兆 3397 億 4970 万余円)の 5391 億 2471 万余円及び諸支出金(同 95 億 2532 万余円)の 30 億 6191 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	24 年度(千円)	23 年度(千円)
利 益	35,175,156,531	34,859,575,025
(うち保険料)	24,164,873,513	23,484,172,658
損 失	39,023,663,090	40,079,742,880
(うち保険給付費)	23,862,691,667	23,734,167,133
損 失 金	3,848,506,559	5,220,167,855
〔前年度繰越利益金	113,976,577,219	119,196,745,074〕
〔翌年度繰越利益金	110,128,070,659	113,976,577,219〕

(ウ) 積 立 金

区 分	24 年度末(千円)	23 年度末(千円)
積立金現在額	104,624,833,140	107,883,189,876
(うち運用寄託金現在額	99,874,833,140)	103,133,189,876)

(エ) 主な業務実績

区 分		24 年 度	(23 年 度)
厚生年金保険の被保険者数(年度末)		34,717千人	34,514千人
老 齢 厚 生 年 金 等 の 支 給	受給権者数	34,052千人	33,034千人
	支 給 額	23,739,345,515千円	23,627,094,818千円

エ 福祉年金勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
24 年度	4,637,138	4,576,163	30,229	30,745
23 年度	5,380,147	5,363,848	8,226	8,072
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
24 年度	4,830,157	4,527,308	—	302,848
23 年度	5,983,953	5,319,365	—	664,587

(イ) 主な業務実績

区 分	24 年 度	(23 年 度)
老齢福祉年金の支給 受給権者数	3 千人	5 千人
支 給 額	1,005,570千円	1,676,492千円

オ 健康勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
24 年度	9,777,741,529	9,689,836,666	19,196,430	68,708,431
23 年度	9,214,467,328	9,114,856,446	19,490,865	80,120,016
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
24 年度	9,406,113,403	9,395,445,729	—	10,667,673
23 年度	8,804,284,797	8,791,829,647	—	12,455,149

不納欠損額及び収納未済歳入額は全て保険料収入(徴収決定済額 7 兆 9908 億 9786 万余円)の分である。また、不用額の主なものは、国債整理基金特別会計へ繰入(歳出予算現額 1 兆 4940 億 8850 万円)の 106 億 4955 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	24 年度(千円)	23 年度(千円)
利 益	7,920,080,754	7,465,362,451
(うち保険料)	7,913,418,193	7,457,230,417
損 失	7,955,685,374	7,334,179,427
(うち保険料等交付金)	7,896,636,631	7,289,337,671
利 益 金 (△ 損 失 金)	△ 35,604,620	131,183,023
〔前年度繰越損失金	993,009,755	1,124,192,778〕
〔翌年度繰越損失金	1,028,614,375	993,009,755〕

(ウ) 借 入 金

区 分	24 年度末(千円)	23 年度末(千円)
借入金現在額(財政融資資金)	1,479,228,212	1,479,228,212

(エ) 主な業務実績

区 分	24 年 度	(23 年 度)
保険料等交付金の交付	7,896,636,631千円	7,289,337,671千円

カ 子どものための金銭の給付勘定(23年度は児童手当及び子ども手当勘定)

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
24 年度	1,568,574,622	1,567,214,192	297,172	1,063,258
23 年度	1,920,168,171	1,918,718,560	299,533	1,150,078
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
24 年度	1,561,019,994	1,547,691,509	93,268	13,235,216
23 年度	1,917,404,210	1,896,296,808	537,088	20,570,314

不用額の主なものは、育成事業費(歳出予算現額 638 億 3683 万余円)の 91 億 1184 万余円である。

(イ) 積 立 金

区 分	24 年度末(千円)	23 年度末(千円)
積立金現在額	10,109,140	22,497,881

(ウ) 主な業務実績

区 分	24 年 度	(23 年 度)
子どものための金銭の給付交付金 <sup>(注)</sup> の交付	1,491,268,560千円	1,826,601,304千円

(注) 23年度は児童手当及子ども手当交付金である。

キ 業務勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
24 年度	573,225,996	531,521,526	9,944,138	31,760,331
23 年度	560,095,885	519,999,787	12,618,687	27,477,411
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
24 年度	427,796,652	414,812,809	—	12,983,842
23 年度	453,536,896	437,129,724	—	16,407,172

(9) 不納欠損額及び収納未済歳入額は全て雑収入(徴収決定済額 1060 億 9162 万余円)の分である。また、不用額の主なものは、社会保険オンラインシステム費(歳出予算現額 568 億 3721 万余円)の 84 億 1403 万余円及び業務取扱費(同 400 億 7036 万余円)の 45 億 3866 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	24 年度(千円)	23 年度(千円)
利 益	502,330,244	490,583,963
(うち一般会計より受入)	204,436,330	187,289,817
損 失	475,172,410	478,874,745
(うち日本年金機構運営費)	330,297,328	342,464,082
利 益 金	27,157,834	11,709,218
〔前年度繰越利益金〕	224,325,285	212,616,067
〔翌年度繰越利益金〕	251,483,119	224,325,285

(ウ) 資 金

区 分	24 年度末(千円)	23 年度末(千円)
特別保健福祉事業資金現在額	—	5,322

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項 6 件((52) : 211 ページ、(62) : 230 ページ、(63) : 232 ページ、(311)(312) : 269 ページ、(313) : 270 ページ参照)及び意見を表示し又は処置を要求した事項 2 件(145、281、676 ページ参照)を掲記した。

(9) 農林水産省所管 食料安定供給特別会計

この特別会計は、農業経営基盤強化事業、農業経営安定事業、食糧の需給及び価格の安定のために行う事業及び土地改良工事等に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、農業経営基盤強化、農業経営安定、米管理、麦管理、業務、調整及び国営土地改良事業の 7 勘定に区分して経理されており、その勘定別の 24 年度の歳入歳出決算、損益、借入金、主な業務実績、調整資金の増減額及び政府短期証券(食糧証券)の発行は次のとおりである。

ア 農業経営基盤強化勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
24 年度	28,239,586	27,775,676	11,610	452,299
23 年度	34,139,089	33,669,520	11,444	458,124
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
24 年度	17,899,670	8,507,009	—	9,392,660
23 年度	17,191,852	7,137,263	—	10,054,589

(イ) 損 益

区 分	24 年度(千円)	23 年度(千円)
利 益	16,918,283 (うち農業改良資金貸付金納付金 5,307,625)	22,894,997 (うち農業改良資金貸付金納付金 3,704,121)
損 失	7,862,660 (うち農地保有合理化促進費 5,056,488)	6,523,300 (うち農地保有合理化促進費 4,072,561)
利 益 金	9,055,623	16,371,696
〔前年度繰越利益金〕	18,831,001	2,459,304
〔翌年度繰越利益金〕	27,886,625	18,831,001

(ウ) 主な業務実績

区 分	24 年 度	(23 年 度)
(農地等の売払い等のうちの主なもの)		
農地等の売払い等	569 千㎡	518 千㎡
農地等の貸付け	1,762 千㎡	1,835 千㎡
(注) 年度末所有農地等	42,024 千㎡	42,908 千㎡
(農地保有合理化促進対策費補助金の交付のうちの主なもの)		
農地保有合理化法人に対する補助金の交付	358,543 千円	448,373 千円
全国農地保有合理化協会に対する補助金の交付	392,606 千円	237,209 千円
(就農支援資金)		
都道府県に対する就農支援資金政府貸付金の貸付け	656,677 千円	616,301 千円

(注) 「年度末所有農地等」の面積は国有財産台帳に登録されている面積である。

イ 農業経営安定勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
24 年度	271,148,454	271,148,380	—	74
23 年度	274,468,471	274,468,471	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
24 年度	260,885,689	161,103,673	—	99,782,015
23 年度	272,990,214	152,225,834	—	120,764,379

不用額の主なものは、農業経営安定事業費(歳出予算現額 2597 億 7327 万余円)の 987 億 0338 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	24 年度(千円)	23 年度(千円)
利 益	165,254,420 (うち麦管理勘定より受入 77,529,667)	196,119,090 (うち麦管理勘定より受入 77,529,667)
損 失	161,103,673 (うち農業経営安定事業費 161,068,310)	152,225,834 (うち農業経営安定事業費 152,031,022)
利 益 金	4,150,746	43,893,256
〔前年度繰越利益金〕	143,557,696	99,664,439
〔翌年度繰越利益金〕	147,708,442	143,557,696

(ウ) 主な業務実績

区 分	24 年 度	(23 年 度)
認定農業者等に対する農業経営安定事業生産条件不利補正対策交付金の交付	160,445,021 千円	145,676,744 千円
認定農業者等に対する農業経営安定事業収入減少影響緩和対策交付金の交付	502,839 千円	6,229,497 千円

ウ 米管理勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
24年度	357,776,803	356,464,566	6,255	1,305,982
23年度	418,285,016	416,107,889	136,928	2,040,198
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
24年度	518,364,747	349,030,447	257,784	169,076,514
23年度	603,671,752	408,521,734	228,143	194,921,874

不用額の主なものは、返還金等他勘定へ繰入(歳出予算現額 3178 億 3998 万余円)の 618 億 3232 万余円、米買入費(同 1294 億 8505 万余円)の 588 億 0322 万余円及び米管理費(同 310 億 3971 万余円)の 84 億 4097 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	24年度(千円)	23年度(千円)
利 益	69,732,675	48,634,033
(うち売上高)	66,898,552	46,367,445
損 失	161,819,255	132,775,430
(うち売上原価)	75,693,058	101,458,111
(うち事業管理費)	22,598,738	28,462,769
損 失 金 (損失金の処理)	92,086,579 (調整勘定へ移し整理)	84,141,397 (調整勘定へ移し整理)

(ウ) 主な業務実績

区 分	24年度	(23年度)
米 穀 買 入 れ	73万t	98万t
売 渡 し	78万t	91万t
年度末在庫	174万t	178万t

エ 麦管理勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
24年度	387,828,685	358,166,610	—	29,662,074
23年度	390,379,087	370,009,273	—	20,369,813
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
24年度	539,640,394	347,602,968	3,663,516	188,373,908
23年度	574,191,500	366,303,218	—	207,888,282

収納未済歳入額は全て麦売払代(徴収決定済額 3490 億 4346 万余円)の分である。また、不用額の主なものは、麦買入費(歳出予算現額 3383 億 9945 万余円)の 848 億 5198 万余円及び返還金等他勘定へ繰入(同 1213 億 8712 万余円)の 279 億 5906 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	24年度(千円)	23年度(千円)
利 益	329,055,557	375,396,478
(うち食糧麦売上高)	270,421,743	329,400,446
損 失	333,720,323	365,198,722
(うち食糧麦売上原価)	189,080,798	231,895,395
(うち輸入飼料売上原価)	57,836,440	46,058,225
利 益 金 (△損失金) (利益金又は損失金の処理)	△ 4,664,765 (調整勘定へ移し整理)	10,197,755 (調整勘定へ移し整理)

(ウ) 主な業務実績

区 分	24 年 度	(23 年 度)
麦 類 買 入 れ	744 万 t	741 万 t
売 渡 し	744 万 t	741 万 t
年 度 末 在 庫	0 万 t	0 万 t
民間団体に対する食糧麦備蓄対策費補助金の交付	4,249,459 千円	4,473,786 千円

オ 業務勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
24 年度	7,440,626	7,429,977	—	10,648
23 年度	5,532,726	5,532,672	—	54
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
24 年度	8,367,200	7,397,382	—	969,817
23 年度	6,128,653	5,532,672	—	595,981

(イ) 損 益

区 分	24 年度(千円)	23 年度(千円)
利 益	10,211,571 (うち麦管理勘定より業務経費受入 4,965,757)	6,050,562 (うち麦管理勘定より業務経費受入 5,145,948)
損 失	10,980,856 (うち事務取扱費 9,765,826)	6,174,820 (うち事務取扱費 5,436,104)
損 失 金 (損失金の処理)	769,285 (調整勘定へ移し整理)	124,258 (調整勘定へ移し整理)

カ 調整勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
24 年度	822,059,033	822,059,033	—	—
23 年度	916,719,869	916,719,869	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
24 年度	810,267,601	750,788,045	—	59,479,555
23 年度	1,256,833,203	865,298,161	—	391,535,041

不用額は、主要食糧及輸入飼料買入費等財源他勘定へ繰入(歳出予算現額 5320 億 8113 万余円)の 574 億 6728 万余円及び国債整理基金特別会計へ繰入(同 2781 億 8646 万余円)の 20 億 1226 万余円である。

なお、特別会計に関する法律(平成 19 年法律第 23 号)第 8 条第 2 項の規定に基づき、24 年度における収納済歳入額と支出済歳出額との差引額 712 億 7098 万余円のうち、25 年度の予算総則第 12 条に定める金額 265 億 3225 万余円を、25 年度の一般会計の歳入に繰り入れることとされた。

(イ) 損 益

区 分	24 年度(千円)	23 年度(千円)
利 益	55,802,615 (うち一般会計より受入 55,597,017)	94,942,751 (うち一般会計より受入 94,678,646)
損 失	55,802,615 (うち農業経営安定勘定へ繰入 55,597,017)	94,942,751 (うち農業経営安定勘定へ繰入 94,678,646)

(ウ) 調整資金の増減額

区 分	24 年度(千円)	23 年度(千円)
年度首資金	122,975,676	112,043,577
本年度受入額	137,109,955	85,000,000
本年度損失整理	△ 97,553,225	△ 74,067,900
損失整理後の現在額	162,532,406	122,975,676

(エ) 政府短期証券(食糧証券)の発行

区 分	24年度(千円)	23年度(千円)
繰越債務額	276,000,000	331,000,000
本年度発行額	739,000,000	991,000,000
本年度償還額	839,000,000	1,046,000,000
年度末現在額	176,000,000	276,000,000

キ 国営土地改良事業勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
24年度	52,223,690	52,223,033	—	657
23年度	57,302,650	56,894,567	—	408,083
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
24年度	71,944,174	50,838,038	17,662,588	3,443,548
23年度	68,657,996	55,033,863	9,355,649	4,268,482

翌年度繰越額の主なものは、土地改良事業費(歳出予算現額258億4820万余円)の91億7868万余円、東日本大震災復興土地改良事業費(同84億8583万余円)の38億3950万余円及び北海道土地改良事業費(同142億6896万余円)の35億9890万円である。

(イ) 借 入 金

区 分	24年度末(千円)	23年度末(千円)
借入金現在額(財政融資資金)	50,097,680	46,101,364

(ウ) 主な業務実績

区 分	24年度	(23年度)
かんがい排水事業	32地区	36地区
総合農地防災事業	2地区	2地区

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項3件((369)-(371):400ページ参照)、意見を表示し又は処置を要求した事項1件(414ページ参照)及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項1件(446ページ参照)を掲記した。

(10) 農林水産省所管 農業共済再保険特別会計

この特別会計は、国が行う農業共済再保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、再保険金支払基金、農業、家畜、果樹、園芸施設及び業務の6勘定に区分して経理されており、その勘定別の24年度の歳入歳出決算、損益、積立金及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 再保険金支払基金勘定

歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
24年度	25,838,543	25,838,543	—	—
23年度	25,678,140	25,678,140	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
24年度	25,689,696	—	—	25,689,696
23年度	16,882,662	—	—	16,882,662

不用額は全て再保険金支払財源他勘定へ繰入(歳出予算現額 256 億 8969 万余円)の分である。

イ 農業勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
24年度	25,754,926	25,754,926	—	—
23年度	22,830,570	22,830,570	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
24年度	44,416,346	10,405,152	—	34,011,193
23年度	32,367,547	18,279,757	—	14,087,789

不用額の主なものは農業再保険費及交付金(歳出予算現額 258 億 1634 万余円)の 154 億 1119 万余円である。(なお、不用額のうちには予備費に係るものが 186 億円ある。)

(イ) 損 益

区 分	24年度(千円)	23年度(千円)
利 益	25,754,926	22,830,570
損 失	18,881,432	15,480,639
利 益 金	10,529,111	18,400,418
	3,735,481	11,105,773
	15,225,815	4,430,151
〔前年度繰越利益金	59,847,242	55,417,091〕
〔翌年度繰越利益金	75,073,058	59,847,242〕

(ウ) 積 立 金

区 分	24年度末(千円)	23年度末(千円)
積立金現在額	59,847,242	55,417,091

(エ) 主な業務実績

区 分	24年度	(23年度)
(共済引受)		
水稻	148万ha	147万ha
畑作物	27万ha	27万ha
麦	26万ha	26万ha
(再保険金支払)		
畑作物	3,221,430千円	4,817,042千円
麦	508,730千円	6,192,376千円
水稻	26,053千円	93,112千円

ウ 家畜勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
24年度	36,040,403	36,040,403	—	—
23年度	37,969,770	37,969,770	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
24年度	34,253,992	28,332,590	—	5,921,401
23年度	35,535,819	28,546,419	—	6,989,399

(イ) 損 益

区 分	24年度(千円)	23年度(千円)
利 益	36,040,183	37,966,338
(うち再保険料)	16,883,616	18,853,494
損 失	38,118,231	39,024,043
(うち再保険金)	19,756,063	19,793,532
損 失 金	2,078,047	1,057,705
〔前年度繰越利益金〕	38,480,801	39,538,506
〔翌年度繰越利益金〕	36,402,753	38,480,801

(ウ) 積 立 金

区 分	24年度末(千円)	23年度末(千円)
積立金現在額	38,477,132	39,531,406

(エ) 主な業務実績

区 分	24年 度	(23年 度)
(共 済 引 受)		
牛	452万頭	462万頭
肉豚	165万頭	166万頭
種豚	19万頭	20万頭
馬	2万頭	2万頭
(再保険金支払)		
牛	18,505,179千円	18,557,213千円
肉豚	803,850千円	723,041千円
馬	308,769千円	305,223千円
種豚	138,263千円	208,054千円

工 果樹勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
24年度	3,838,808	3,838,808	—	—
23年度	4,166,056	4,166,056	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
24年度	8,827,026	1,677,145	—	7,149,880
23年度	9,355,828	2,174,309	—	7,181,518

(イ) 損 益

区 分	24年度(千円)	23年度(千円)
利 益	3,838,808	4,252,613
(うち再保険料)	1,879,019	1,953,603
損 失	3,005,781	3,619,468
(うち再保険金)	1,163,489	1,609,699
利 益 金	833,026	633,144
〔前年度繰越損失金〕	26,880,723	27,513,868
〔翌年度繰越損失金〕	26,047,697	26,880,723

(ウ) 主な業務実績

区 分	24 年 度	(23 年 度)
(共 済 引 受)		
うんしゅうみかん	914 万本	964 万本
りんご	334 万本	332 万本
いよかん	182 万本	197 万本
なし	148 万本	150 万本
指定かんきつ	148 万本	155 万本
(再保険金支払)		
うめ	579,158 千円	226,488 千円
なし	198,329 千円	478,029 千円
かき	70,209 千円	207,916 千円
おうとう	53,686 千円	340 千円
もも	50,202 千円	70,656 千円

オ 園芸施設勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
24 年度	3,040,246	3,040,246	—	—
23 年度	3,841,149	3,841,149	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
24 年度	4,325,353	2,372,902	—	1,952,450
23 年度	4,896,181	2,773,899	—	2,122,281

(イ) 損 益

区 分	24 年度(千円)	23 年度(千円)
利 益	3,040,246	3,841,149
(うち再保険料)	748,147	901,718
損 失	2,875,936	3,486,911
(うち再保険金)	811,631	1,127,876
利 益 金	164,309	354,237
〔前年度繰越利益金〕	17,888,768	17,534,530
〔翌年度繰越利益金〕	18,053,077	17,888,768

(ウ) 積 立 金

区 分	24 年度末(千円)	23 年度末(千円)
積立金現在額	17,888,768	17,534,530

(エ) 主な業務実績

区 分	24 年 度	(23 年 度)
(共 済 引 受)		
園芸施設	64 万棟	64 万棟
(再保険金支払)		
園芸施設	811,631 千円	1,127,876 千円

カ 業務勘定

歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
24 年度	793,435	793,435	—	—
23 年度	909,362	909,362	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
24 年度	964,532	793,435	—	171,096
23 年度	1,040,136	909,361	—	130,775

(11) 農林水産省所管 森林保険特別会計

この特別会計は、国が行う森林保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の24年度の歳入歳出決算、損益、積立金及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
24年度	8,948,144	8,948,144	—	—
23年度	9,613,771	9,613,771	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用品額(千円)
24年度	4,385,858	1,797,426	—	2,588,431
23年度	4,600,309	1,667,839	—	2,932,469

(イ) 損益

区分	24年度(千円)		23年度(千円)	
利益	8,948,144	2,166,336	9,613,771	2,311,101
損失	8,040,213	782,912	8,276,627	561,825
利益金	907,930		1,337,143	
〔前年度繰越利益金〕	20,068,095		18,730,952	
〔翌年度繰越利益金〕	20,976,026		20,068,095	

(ウ) 積立金

区分	24年度末(千円)	23年度末(千円)
積立金現在額	20,068,095	18,730,952

(エ) 主な業務実績

区分	24年度	(23年度)
(保険引受)		
件数	128,980件	132,750件
面積	906,656ha	963,121ha
金額	1,006,987,841千円	1,680,233,223千円
(保険金支払)		
件数	3,229件	1,798件
面積	1,031ha	709ha
金額	782,912千円	561,825千円

(12) 農林水産省所管 国有林野事業特別会計

この特別会計は、国有林野事業を国有林野の有する公益的機能の維持増進を基本としつつ企業的に運営し、その健全な発達に資することを目的として、その経理を一般会計と区分して行うため設置されていたものである。

なお、同特別会計は、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律(平成24年法律第42号)により25年4月1日に廃止された。そして、24年度の末日において同特別会計に所属していた権利及び義務は、一般会計に帰属するものとされた。ただし、当該権利及び義務のうち、復興事業に係るものは東日本大震災復興特別会計に、国有林

野事業特別会計の負担に属する借入金に係るものは国有林野事業債務管理特別会計に、それぞれ帰属するものとされた。

国有林野事業特別会計の24年度の歳入歳出決算、損益、借入金及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
24年度	534,435,226	533,027,355	95,176	1,312,694
23年度	462,332,665	461,196,873	99,767	1,036,024
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
24年度	558,281,344	469,819,413	80,904,124	7,557,806
23年度	509,178,375	460,639,323	38,680,418	9,858,633

翌年度繰越額の主なものは、治山事業費(歳出予算現額 580 億 9960 万余円)の 367 億 3375 万余円、国有林野森林整備事業費(同 796 億 0216 万余円)の 273 億 4495 万余円及び国有林野事業費(同 813 億 2775 万余円)の 68 億 4860 万余円である。

(イ) 損益

区分	24年度(千円)	23年度(千円)
利益	112,780,729 (うち売上高 21,035,166)	120,673,309 (うち売上高 22,069,317)
損失	138,963,494 (うち経営費 45,020,745)	144,397,541 (うち経営費 47,385,234)
損失金	26,182,764	23,724,231
〔前年度繰越損失金〕	468,341,394	444,617,163
〔翌年度繰越損失金〕	494,524,158	468,341,394

(ウ) 借入金

区分	24年度末(千円)	23年度末(千円)
借入金現在額(財政融資資金等)	1,272,121,063	1,276,185,873

(エ) 主な業務実績

区分	24年度	(23年度)
立木売払い	690 千 m <sup>3</sup>	798 千 m <sup>3</sup>
製品売払い	2,359 千 m <sup>3</sup>	2,127 千 m <sup>3</sup>
立木の保育	110 千 ha	96 千 ha
林道改良	508 km	904 km
直轄治山事業	1,303 か所	1,131 か所

なお、この特別会計について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項 1 件(145 ページ参照)を掲記した。

(13) 農林水産省所管 漁船再保険及び漁業共済保険特別会計

この特別会計は、国が行う普通保険等再保険事業、特殊保険再保険事業、漁船乗組員給与保険再保険事業及び漁業共済保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、漁船普通保険、漁船特殊保険、漁船乗組員給与保険、漁業共済保険及び業務の 5 勘定に区分して経理されており、その勘定別の 24 年度の歳入歳出決算、損益、積立金及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 漁船普通保険勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
24年度	47,545,694	47,545,694	—	—
23年度	81,341,158	81,341,158	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
24年度	21,344,699	10,490,939	—	10,853,759
23年度	82,085,045	39,106,372	—	42,978,672

不用額の主なものは、漁船再保険費及交付金(歳出予算現額 212 億 2469 万余円)の 107 億 3375 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	24年度(千円)	23年度(千円)
利 益	47,545,694	54,286,649
(うち再保険料)	102,031	86,246
損 失	14,716,723	81,341,158
(うち再保険金)	5,282,061	34,026,236
(うち漁船保険中央会交付金)	5,208,877	5,080,136
(うち次年度繰越支払備金)	4,178,530	42,194,718
利 益 金 (△ 損 失 金)	32,828,970	△ 27,054,509
〔前年度繰越損失金〕	65,052,262	37,997,753
〔翌年度繰越損失金〕	32,223,291	65,052,262

(ウ) 積 立 金

区 分	24年度末(千円)	23年度末(千円)
積立金現在額	—	—

(エ) 主な業務実績

区 分	24年度	(23年度)
(保険引受)		
件 数	353,118 件	347,055 件
再 保 險 金 額	54,560,658,808 千円	51,647,713,198 千円
(保険金支払)		
損 害 再 保 險 金	5,282,061 千円	34,026,236 千円

イ 漁船特殊保険勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
24年度	20,500	20,500	—	—
23年度	19,742	19,742	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
24年度	269,223	—	—	269,223
23年度	269,223	—	—	269,223

(イ) 損 益

区 分	24年度(千円)	23年度(千円)
利 益	20,025	19,968
(うち再保険料)	13,722	10,904
損 失	448	710
利 益 金	19,577	19,258
〔前年度繰越利益金〕	4,363,993	4,344,735
〔翌年度繰越利益金〕	4,383,571	4,363,993

(ウ) 積立金

区 分	24年度末(千円)	23年度末(千円)
積立金現在額	4,363,135	4,344,102

(エ) 主な業務実績

区 分	24年度	(23年度)
(保険引受)		
件 数	286件	280件
再保険金額	38,716,542千円	30,839,994千円

ウ 漁船乗組員給与保険勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
24年度	2,875	2,875	—	—
23年度	2,891	2,891	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
24年度	42,520	—	—	42,520
23年度	42,520	—	—	42,520

(イ) 損 益

区 分	24年度(千円)	23年度(千円)
利 益	2,832	2,922
(うち再保険料)	531	532
損 失	37	58
利 益 金	2,795	2,864
〔前年度繰越利益金	1,299,286	1,296,421〕
〔翌年度繰越利益金	1,302,081	1,299,286〕

(ウ) 積立金

区 分	24年度末(千円)	23年度末(千円)
積立金現在額	1,299,206	1,296,372

(エ) 主な業務実績

区 分	24年度	(23年度)
(保険引受)		
件 数	195件	200件
再保険金額	587,814千円	595,213千円

エ 漁業共済保険勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
24年度	9,271,915	9,271,915	—	—
23年度	20,787,621	20,787,621	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
24年度	14,257,739	8,923,437	—	5,334,301
23年度	30,824,308	20,131,938	—	10,692,369

(イ) 損 益

区 分	24 年度(千円)	23 年度(千円)
利 益	16,229,959	28,606,364
損 失	14,049,811	27,745,665
利 益 金	2,180,148	860,699
〔前年度繰越損失金	41,747,094	42,607,794〕
〔翌年度繰越損失金	39,566,946	41,747,094〕

(ウ) 主な業務実績

区 分	24 年 度	(23 年 度)
(保険引受)		
件 数	62,164 件	47,158 件
再 共 済 金 額	484,893,034 千円	459,415,089 千円
(保険金支払)		
漁 獲 共 済 保 険 金	2,209,614 千円	3,014,929 千円
養 殖 共 済 保 険 金	576,612 千円	3,758,591 千円
特 定 養 殖 共 済 保 険 金	786,527 千円	3,994,172 千円
漁 業 施 設 共 済 保 険 金	6,460 千円	4,706,520 千円
計	3,579,215 千円	15,474,214 千円

オ 業務勘定

歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
24 年度	692,725	692,725	—	—
23 年度	748,420	748,420	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
24 年度	731,473	692,725	—	38,747
23 年度	784,798	748,420	—	36,378

なお、この特別会計について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項1件(409ページ参照)を掲記した。

(14) 経済産業省所管 貿易再保険特別会計

この特別会計は、貿易保険の再保険に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の24年度の歳入歳出決算、損益、異常危険準備金及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
24 年度	77,931,704	77,931,704	—	—
23 年度	43,566,305	43,566,305	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
24 年度	188,132,460	9,469,264	—	178,663,195
23 年度	171,202,809	4,216,440	—	166,986,368

不用額の主なものは、再保険費(歳出予算現額1785億0389万円)の1695億4179万余円である。

(イ) 損 益

区 分	24年度(千円)	23年度(千円)
利 益	142,127,457	124,150,434
(うち再保険料)	29,758,419	28,450,216
損 失	142,127,457	124,150,434
(うち再保険金)	7,288,384	2,404,498
(うち異常危険準備金繰入)	56,783,707	45,882,429

(ウ) 異常危険準備金

区 分	24年度末(千円)	23年度末(千円)
異常危険準備金現在額	602,000,303	545,216,596

(エ) 主な業務実績

区 分	24年度	(23年度)
再保険引受件数	227,706件	243,227件
引受再保険金額	12,115,096,189千円	11,989,559,073千円
再保険支払件数	74件	38件
支払再保険金額	7,288,384千円	2,404,498千円

(15) 経済産業省所管 特許特別会計

この特別会計は、工業所有権(特許権、実用新案権、意匠権及び商標権をいう。)に関する事務に係る経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の24年度の歳入歳出決算及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
24年度	316,497,460	316,497,434	26	—
23年度	316,763,685	316,760,324	3,102	259
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
24年度	115,480,352	104,856,578	—	10,623,773
23年度	117,742,656	105,975,470	2,169,908	9,597,277

不用額の主なものは、事務取扱費(歳出予算現額 1050 億 7482 万余円)の 101 億 0564 万余円である。

(イ) 主な業務実績

区 分	24年度	(23年度)
(特許権)		
出願の受理	334,744件	345,392件
審査請求の受理	237,189件	251,993件
審 査	366,319件	366,141件
(実用新案権)		
出願の受理	7,975件	8,039件
(意匠権)		
出願の受理	31,986件	30,865件
審 査	31,882件	31,887件
(商標権)		
出願の受理	118,114件	110,222件
審 査	204,948件	183,250件

(16) 国土交通省所管 社会資本整備事業特別会計

この特別会計は、治水事業、道路整備事業、港湾整備事業、空港整備事業及び都市開発資金の貸付け並びに社会資本整備関係事業等に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、治水、道路整備、港湾、空港整備及び業務の5勘定に区分して経理されており、その勘定別の24年度の歳入歳出決算、損益、借入金及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 治水勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
24年度	989,951,037	989,936,471	4,658	9,907
23年度	902,614,529	892,237,530	2,569	10,374,429
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
24年度	1,468,550,443	835,099,637	603,234,213	30,216,592
23年度	1,072,748,257	813,615,768	236,837,316	22,295,172

翌年度繰越額の主なものは、河川整備事業費(歳出予算現額775億1284万余円)の392億2331万余円、北海道河川整備事業費(同1269億7570万余円)の575億5991万余円及び砂防事業費(同1292億5783万余円)の543億7420万余円である。また、不用額の主なものは、多目的ダム建設事業費(同1019億0105万余円)の97億2606万余円、業務取扱費業務勘定へ繰入(同1003億4076万余円)の67億4805万余円及び東日本大震災復興河川整備事業費(同1071億3002万余円)の51億9618万余円である。

(イ) 主な業務実績

区 分	24年度		(23年度)	
	直轄事業	補助事業	直轄事業	補助事業
河川改修	117河川	4河川	117河川	7河川
河川総合開発	14ダム	57ダム	14ダム	65ダム
砂防施設の整備	35水系	3流域	34水系	8流域
特定多目的ダム建設	17ダム	—	21ダム	—

イ 道路整備勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
24年度	2,254,426,577	2,254,081,958	64,155	280,463
23年度	2,213,723,487	2,201,086,633	97,218	12,539,635
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
24年度	3,159,253,429	2,069,180,672	1,011,563,063	78,509,693
23年度	2,671,196,981	2,049,058,237	566,477,109	55,661,634

翌年度繰越額の主なものは、地域連携道路事業費(歳出予算現額7912億4780万余円)の2771億5154万余円、道路交通円滑化事業費(同5006億0062万余円)の2258億1091万余円及び道路交通安全対策事業費(同5743億0714万余円)の2063億7845万余円である。また、不用額の主なものは、地方道路整備臨時貸付金(同857億2773万余円)の424億5866万余円、東日本大震災復興地域連携道路事業費(同2232億5585万余円)の115億3971万余円及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構出資(同786億1824万余円)の79億9324万余円である。

(イ) 主な業務実績

区 分	24 年 度	(23 年 度)
(直轄事業)		
高速自動車国道の整備	12 路線	12 路線
一般国道の改築 (うち大規模バイパスの 新設)	151 路線 (46 か所)	160 路線 (47 か所)
共同溝の整備	9 路線	11 路線
(補助事業)		
一般国道の改築	35 路線	45 路線
地方道の改築	67 か所	85 か所
街路事業	6 か所	5 か所
土地区画整理事業	5 か所	5 か所

ウ 港湾勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
24 年度	313,617,227	313,617,227	—	0
23 年度	260,827,348	260,609,845	—	217,503
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
24 年度	392,958,750	254,892,283	135,572,508	2,493,958
23 年度	300,717,414	237,563,311	61,869,803	1,284,300

翌年度繰越額の主なものは、港湾事業費(歳出予算現額 2477 億 3707 万余円)の 882 億 7192 万余円、東日本大震災復興港湾事業費(同 549 億 7044 万余円)の 211 億 2520 万余円及び沖縄港湾事業費(同 237 億 2134 万余円)の 100 億 4713 万余円である。

(イ) 主な業務実績

区 分	24 年 度	(23 年 度)
(直轄事業)		
港 湾 の 整 備	114 港	115 港
航 路 の 整 備	16 航路	16 航路
(補助事業)		
港 湾 の 整 備	69 港	70 港

エ 空港整備勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
24 年度	354,337,701	354,061,620	—	276,080
23 年度	347,134,915	347,017,285	15,326	102,302
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
24 年度	376,266,533	316,083,513	38,478,912	21,704,107
23 年度	375,829,647	325,412,216	29,022,140	21,395,290

翌年度繰越額の主なものは、空港整備事業費(歳出予算現額 568 億 6686 万余円)の 218 億 4489 万余円、航空路整備事業費(同 268 億 4018 万余円)の 58 億 5617 万余円及び北海道空港整備事業費(同 83 億 4138 万余円)の 35 億 3300 万余円である。また、不用額の主なものは、空港等維持運営費(同 1500 億 7764 万円)の 151 億 9639 万余円、東日本大震災復興空港整備事業費(同 80 億 3532 万余円)の 13 億 3762 万余円及び空港整備事業費の 12 億 2994 万余円である。

(イ) 借 入 金

区 分	24 年度末(千円)	23 年度末(千円)
借入金現在額(財政融資資金等)	850,388,988	927,460,594

(ウ) 主な業務実績

区 分	24 年 度	(23 年 度)
(直轄事業)		
滑走路の延長	1 空港	1 空港
(補助事業)		
滑走路の延長	1 空港	1 空港

オ 業務勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
24 年度	261,189,877	261,175,768	3,817	10,291
23 年度	247,186,695	244,129,089	543	3,057,062
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
24 年度	258,443,559	214,599,765	20,249,995	23,593,797
23 年度	269,151,701	225,618,651	15,408,701	28,124,349

翌年度繰越額は業務取扱費(歳出予算現額 2373 億 5676 万余円)の 162 億 4999 万余円及び都市開発資金貸付金(同 163 億 1500 万円)の 40 億円である。また、不用額の主なものは、業務取扱費の 134 億 5953 万余円及び都市開発資金貸付金の 100 億 3420 万円である。

なお、特別会計に関する法律(平成 19 年法律第 23 号)第 8 条第 2 項の規定に基づき、24 年度における収納済歳入額と支出済歳出額との差引額 465 億 7600 万余円のうち、25 年度の予算総則第 12 条に定める金額 75 億 1790 万余円を、25 年度の一般会計の歳入に繰り入れることとされた。

(イ) 損益(都市開発資金の貸付に係るもの)

区 分	24 年度(千円)	23 年度(千円)
利 益	237,907	272,275
損 失	78,738	127,786
利 益 金	159,168	144,488
〔前年度繰越損失金	1,625,556	1,770,045〕
〔翌年度繰越損失金	1,466,387	1,625,556〕

(ウ) 借入金(都市開発資金の貸付に係るもの)

区 分	24 年度末(千円)	23 年度末(千円)
借入金現在額(財政融資資金)	3,931,645	7,839,465

(エ) 主な業務実績(都市開発資金の貸付に係るもの)

a 貸付実績

区 分	24 年 度	(23 年 度)	
(地方公共団体貸付)			
都市公共施設用地買取資	件 数	12 件	14 件
金貸付	面 積	15,010 m <sup>2</sup>	33,394 m <sup>2</sup>
	金 額	1,551,000 千円	3,388,000 千円

b 貸付金回収

	24 年 度	(23 年 度)
金 額	36,244,964 千円	17,842,026 千円

c 貸付金現在額

	24 年 度 末	(23 年 度 末)
金 額	129,306,480 千円	163,270,644 千円

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項3件((390):485ページ、(403):497ページ、(405):500ページ参照)、意見を表示し又は処置を要求した事項9件(145、505、508、513、517、523、536、542、547ページ参照)及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項1件(553ページ参照)を掲記した。

(17) 国土交通省所管 自動車安全特別会計

この特別会計は、自動車損害賠償保障事業、自動車検査登録等事務、自動車事故対策事業等に関する国の経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、保障、自動車検査登録及び自動車事故対策の3勘定に区分して経理されており、その勘定別の24年度の歳入歳出決算、損益、繰越金、基金及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 保障勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
24年度	64,889,212	63,026,803	434,679	1,427,729
23年度	66,811,633	64,658,467	254,073	1,899,093
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
24年度	8,483,761	5,052,207	—	3,431,553
23年度	8,686,585	6,853,092	—	1,833,492

(イ) 損 益

区 分	24年度(千円)	23年度(千円)
利 益	8,935,704 (うち前年度繰越支払備金 2,781,393) (うち賦課金 2,298,738)	10,646,578 (うち前年度繰越支払備金 4,316,704) (うち賦課金 2,194,902)
損 失	9,341,089 (うち保障金 2,003,210) (うち再保険金及保険金 1,800,919)	12,284,980 (うち保障金 2,893,945) (うち再保険金及保険金 2,662,706)
利 益 金 (△ 損 失 金) (利益金又は損 失金の処理)	△ 405,385 (翌年度に繰越利益として整理 1,355,824) (翌年度に基金を減額して整理 △ 1,761,209)	△ 1,638,402 (翌年度に繰越利益として整理 482,709) (翌年度に基金を減額して整理 △ 2,121,111)

(ウ) 繰 越 金

区 分	24年度末(千円)	23年度末(千円)
繰越利益の額	115,752,306	115,269,597

(エ) 基 金

区 分	24年度末(千円)	23年度末(千円)
基金残額	18,976,526	21,097,638

(オ) 主な業務実績

区 分	24年度	(23年度)
保障金等の支払	1,687件	2,100件
金 額	2,003,210千円	2,893,945千円
〔経過措置としての保険契約及び保険金支払〕		
再保険及び保険関係の成立	—	2件
金 額	—	40千円
再保険金及び保険金の支払	729件	1,046件
金 額	1,800,919千円	2,662,706千円

イ 自動車検査登録勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
24年度	40,716,251	40,716,251	—	—
23年度	41,031,471	41,030,841	—	629
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
24年度	33,940,141	29,843,096	1,001,700	3,095,345
23年度	38,416,925	35,588,032	97,446	2,731,446

(イ) 主な業務実績

区 分	24年度	(23年度)
自動車の検査 (うち有料分)	25,994千件 (25,937千件)	25,837千件 (25,783千件)
自動車の登録 (うち有料分)	16,134千件 (15,545千件)	14,970千件 (14,699千件)

ウ 自動車事故対策勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
24年度	14,064,550	14,064,550	—	—
23年度	13,246,376	13,246,376	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
24年度	13,105,130	12,003,768	—	1,101,361
23年度	13,507,107	12,943,653	—	563,453

(イ) 損 益

区 分	24年度(千円)	23年度(千円)
利 益	9,605,591 (うち独立行政法人自動車事故対策 機構納付金収入 6,126,133)	3,655,686 (うち独立行政法人自動車事故対策 機構納付金収入 —)
損 失	12,003,768 (うち独立行政法人自動車事故対策 機構運営費交付金 6,711,516)	12,947,117 (うち独立行政法人自動車事故対策 機構運営費交付金 7,143,714)
損 失 金 (損失金の処理)	2,398,176 (翌年度に基金を減額して整理)	9,291,431 (翌年度に基金を減額して整理)

(ウ) 基 金

区 分	24年度末(千円)	23年度末(千円)
基金残額	683,758,148	693,049,579

(エ) 主な業務実績

区 分	24年度	(23年度)
自動車事故対策計画に基 づく助成	件 数 2,587 件 金 額 11,822,623 千円	1,887 件 12,742,974 千円

なお、この特別会計について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項1件(145ページ参照)及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項1件(557ページ参照)を掲記した。

(18) 国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管 東日本大震災復興特別会計

この特別会計は、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理することを目的として、復興事業に関する経理を一般会計と区分して行うため、24年度に設置されたものである。

同特別会計の24年度の歳入歳出決算、復興債及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
24年度	5,022,256,595	5,022,256,595	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
24年度	4,970,657,595	3,152,221,590	1,632,720,841	185,715,162

所管別の支出済歳出額は、次のとおりである。

所管	24年度(千円)	所管	24年度(千円)
国会	496,604	財務省	1,117,769,496
裁判所	21,106	文部科学省	135,333,520
会計検査院	—	厚生労働省	259,727,200
内閣	246,173	農林水産省	100,955,708
内閣府	16,462,504	経済産業省	176,327,036
復興庁	57,069,285	国土交通省	266,195,203
総務省	674,813,953	環境省	256,994,892
法務省	5,779,662	防衛省	83,523,519
外務省	505,720		

(注) 会計検査院には、歳出予算現額が計上されていない。

翌年度繰越額の主なものは、次のとおりである。

所管	組織	項	翌年度繰越額(千円)	(歳出予算現額)(千円)
内閣府	内閣本府 警察庁	原子力安全確保費	1,843,303	2,740,273
		警察庁施設費	1,272,390	2,283,395
復興庁	復興庁	東日本大震災復興推進費	277,683,116	277,683,116
		福島避難解除等区域生活環境整備費	3,773,296	4,200,000
		福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業費	20,754,382	20,805,813
		生活基盤行政復興政策費	2,220,000	3,806,753
		環境保全復興政策費	113,025,219	116,649,797
		農業生産基盤保全管理・整備事業費 食料安定供給特別会計へ繰入	2,852,287	5,349,000
		治水事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入	9,184,006	13,797,881
総務省	総務本省 消防庁	道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	91,306,706	121,981,456
		港湾整備事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入	4,874,792	15,708,434
文部科学省	文部科学本省	生活基盤行政復興政策費	1,325,290	1,617,327
		生活基盤行政復興事業費	7,059,542	8,286,740
文部科学省	文部科学本省	教育・科学技術等復興政策費	3,868,558	23,188,170
		私立学校振興費	7,789,405	14,907,384

所管	組織	項	翌年度繰越額(千円)	(歳出予算現額)(千円)
文部科学省	文部科学本省	国立大学法人施設整備費	9,742,705	43,527,190
		研究開発推進費	11,652,492	25,482,566
		公立文教施設整備費	157,576,573	186,413,470
		教育・科学技術等復興事業費	1,369,412	8,465,529
厚生労働省	厚生労働本省	水道施設整備費	2,106,136	17,566,000
		東日本大震災災害復旧等事業費	19,975,139	20,000,000
		社会福祉施設整備費	1,860,004	4,585,348
農林水産省	農林水産本省	水資源開発事業費	1,122,013	1,877,921
		農林水産業復興政策費	1,133,507	39,471,857
		東日本大震災復興事業費	4,251,187	7,445,000
		東日本大震災災害復旧等事業費	4,759,850	6,496,000
		東日本大震災復興事業費	2,114,114	2,859,000
		農林水産業復興政策費	1,975,650	4,424,376
	水産庁	農林水産業復興政策費	5,818,499	35,301,842
		農林水産業復興事業費	8,553,018	8,864,338
		水産基盤整備費	1,808,531	3,516,000
		東日本大震災復興事業費	8,087,513	17,692,000
経済産業省	資源エネルギー庁	石油等安定供給確保費	4,569,731	14,407,582
	中小企業庁	経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興事業費	100,494,594	170,660,589
国土交通省	国土交通本省	治水事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	15,478,881	24,558,362
		海岸事業費	2,451,295	4,324,000
		港湾整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	3,524,543	13,305,000
		道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	6,845,137	24,674,339
		社会資本総合整備事業費	51,976,556	143,654,500
		住宅・地域公共交通等復興政策費	1,680,910	60,445,405
		東日本大震災復興事業費	25,912,119	33,625,237
		東日本大震災災害復旧等事業費	121,339,269	172,614,250
環境省	環境本省	環境保全復興政策費	321,184,418	503,928,015
	地方環境事務所	環境保全復興政策費	144,719,754	206,174,653
防衛省	防衛本省	施設整備費	15,786,212	29,109,876

不用額の主なものは、次のとおりである。

所管	組織	項	不用額(千円)	(歳出予算現額)(千円)
内閣府	警察庁	警察活動基盤整備費	1,046,683	11,947,122
復興庁	復興庁	東日本大震災復興支援対策費	1,112,714	1,120,000
		東日本大震災復興推進調整費	3,991,914	4,170,785
		生活基盤行政復興政策費	1,586,753	3,806,753
		生活基盤行政復興事業費	6,029,222	6,029,222
		教育・科学技術等復興政策費	4,595,906	4,595,906
		教育・科学技術等復興事業費	10,013,880	10,013,880
		農林水産業復興政策費	3,845,890	3,845,890
		農林水産業復興事業費	2,064,226	2,064,226
		環境保全復興政策費	3,624,578	116,649,797
		東日本大震災復興事業費	2,015,125	2,015,125
復興庁	復興庁	就職支援法事業費労働保険特別会計へ繰入	7,598,718	7,609,150
		東日本大震災災害復旧等事業費	4,464,157	4,464,157

所管	組織	項	不用額(千円)	(歳出予算現額)(千円)
財務省	財務本省	復興債費	9,200,442	1,035,138,356
		予備費	60,361,803	60,361,803
文部科学省	文部科学本省	国立大学法人施設整備費	4,932,954	43,527,190
農林水産省	農林水産本省 水産庁	農林水産業復興政策費	1,181,243	39,471,857
		農林水産業復興政策費	4,400,054	35,301,842
		東日本大震災復興事業費	4,926,777	17,692,000
経済産業省	資源エネルギー庁	石油等安定供給確保費	2,984,238	14,407,582
国土交通省	国土交通本省	都市再生・地域再生整備事業費	2,007,000	2,007,000
		社会資本総合整備事業費	6,399,254	143,654,500
		住宅・地域公共交通等復興政策費	1,658,043	60,445,405
		東日本大震災災害復旧等事業費	3,796,116	172,614,250
環境省	環境本省	環境保全復興政策費	6,407,900	503,928,015
		東日本大震災復興事業費	1,597,665	17,827,135
防衛省	防衛本省	武器車両等整備費	1,711,666	60,500,760

(イ) 復興債

区分	24年度(千円)
償還金(国債整理基金特別会計へ繰入)	1,001,811,302
利子等(国債整理基金特別会計へ繰入)	24,126,610

(ウ) 主な業務実績

区分	24年度
被災者支援	264,544,229千円
インフラ等復旧・まちづくり	289,204,303千円
産業の振興・雇用の確保	291,762,373千円
原子力災害からの復興・再生	319,276,171千円
地方交付税交付金	670,413,604千円
全国防災対策費	284,699,573千円

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項1件((4):70ページ参照)、意見を表示し又は処置を要求した事項1件(108ページ参照)及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項3件(444、620、623ページ参照)を掲記した。

## 第2 国税収納金整理資金の受払

国税収納金整理資金は、国税収入に関する経理の合理化と過誤納金の還付金等の支払事務の円滑化を図ることを目的として、国税収納金整理資金に関する法律(昭和29年法律第36号)に基づいて、昭和29年度に設置されたものである。この資金に国税収納金等を受け入れ、過誤納金の還付金等はこの資金から支払い、その差引額を国税収入その他の収入として国の歳入に組み入れることとしており、その受払の計算書を一般会計歳入歳出決算とともに内閣が国会に提出しなければならないこととなっている。

平成24年度国税収納金整理資金受払計算書についてみると、受入れ及び支払は次のとおりである。

受 入 れ	徴収決定済額(千円)	収納済額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済額(千円)
24年度	55,029,203,473	54,106,761,765	115,098,882	807,342,824
23年度	53,301,348,884	52,335,794,473	118,958,287	846,596,123
支 払	支払決定済額(千円)		歳入組入額(千円)	
24年度	8,741,806,268		44,605,192,581	
23年度	8,740,394,551		42,866,268,965	

上記歳入組入額の主なものは次のとおりである。

区 分	歳入組入額(千円)
一般会計各税組入金	43,156,505,135
交付税及び譲与税配付金特別会計(交付税及び譲与税配付金勘定)各税組入金	590,040,615
国債整理基金特別会計組入金	157,462,355
(注) 東日本大震災復興特別会計各税組入金	700,510,579

(注) 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)により、復興特別所得税及び復興特別法人税が創設された。そして、国税収納金整理資金において両税の受払を行うこととなり、その収入が東日本大震災復興特別会計の歳入に組み入れられることとなった。

なお、不納欠損額及び収納未済額の主なものは次のとおりである。

区 分	不納欠損額(千円)	(徴収決定済額)(千円)
消費税及地方消費税受入金	38,674,626	16,429,541,682
源泉所得税受入金	25,326,438	10,820,626,884
申告所得税受入金	23,281,867	2,716,153,090
法人税受入金	18,045,308	10,870,750,999
相続税受入金	7,245,312	1,613,569,873
消費税受入金	1,810,948	2,753,803
区 分	収納未済額(千円)	(徴収決定済額)(千円)
消費税及地方消費税受入金	348,699,772	16,429,541,682
揮発油税及地方揮発油税受入金	237,569,119	3,140,011,627

前記の収納未済額のほか、既往年度分の収納未済額が1兆3159億0033万余円ある。

### 第3 法律により設置されているその他の資金の受払

国税収納金整理資金のほか、法律により特に設置されている資金で、その増減及び現在額についての計算書を内閣が歳入歳出決算を国会に提出する場合に添付しなければならないこととなっているものは、決算調整資金及び貨幣回収準備資金の2資金である。

#### 1 決算調整資金

この資金は、予見し難い租税収入の減少等により一般会計の歳入歳出の決算上不足が生ずることとなる場合において、この資金からその不足を補填することにより、一般会計における収支の均衡を図ることを目的として、決算調整資金に関する法律(昭和53年法律第4号)に基づいて昭和52年度に設置されたものである。

平成24年度決算調整資金の増減及び現在額計算書についてみると、資金の増減及び現在額は次のとおりである。

区 分	金 額(千円)
24年7月末資金現在額	—
24年8月1日から25年7月31日までの資金増	—
24年8月1日から25年7月31日までの資金減	—
25年7月末資金現在額	—

#### 2 貨幣回収準備資金

この資金は、政府による貨幣の発行、引換え及び回収の円滑な実施を図り、もって貨幣に対する信頼の維持に資することを目的として、貨幣回収準備資金に関する法律(平成14年法律第42号)に基づいて平成15年度に設置されたものである。

平成24年度貨幣回収準備資金の増減及び現在額計算書についてみると、資金は国庫金と回収貨幣及地金に区分されており、その増減及び現在額は次のとおりである。

区 分	事 項	24年度(千円)	23年度(千円)
国 庫 金	年度首在高 (受入れ)	633,103,466	668,319,938
	貨幣発行高	178,487,072	183,395,088
	運用益	1,795,052	1,907,710
	地金売払代	1,848,727	2,666,130
	計	182,130,852	187,968,929
	(払出し)		
	貨幣回収高	180,916,552	223,185,400
計	180,916,552	223,185,400	
	差引現在額	634,317,766	633,103,466
回 収 貨 幣 及 地 金	年度首在高 (受入れ)	232,477,898	201,078,347
	回収貨幣	15,219,580	37,400,770
	計	15,219,580	37,400,770
	(払出し)		
	貨幣材料	3,494,888	3,262,363
	地金売払	2,167,129	2,626,368
	その他	145,631	112,487
計	5,807,649	6,001,219	
	差引現在額	241,889,830	232,477,898
資 金 合 計		876,207,596	865,581,365

## 第4 債権及び債務

第6章 第2節 第4 債権及び債務 1 債権 2 債務

### 1 債 権

平成24年度債権現在額総計算書における債権の年度末現在額は、次のとおりである。

区 分	24年度末現在額(千円)	23年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
歳 入	8,725,533,876	8,959,821,301	△ 234,287,424
歳 入 外	137,580	113,745	23,834
積 立 金	106,742,013,909	110,456,715,063	△ 3,714,701,153
資 金	126,486,971,260	132,368,900,274	△ 5,881,929,013
計	241,954,656,627	251,785,550,384	△ 9,830,893,757

24年度末現在額を前年度末現在額と比べると、9兆8308億9375万余円減少している。

増加したものと減少したもののうち主なものは、次のとおりである。

区 分	会 計	項	増加額△減少額(千円)
歳 入	一般会計	公共事業費負担金	△ 79,242,150
	財政投融资特別会計	償還金収入	104,695,901
	投資勘定		
	年金特別会計	保険料収入	△ 123,287,571
	国民年金勘定	償還金収入	△ 98,951,114
積 立 金	社会資本整備事業特別会計		
	道路整備勘定		
	年金特別会計	運用寄託金債権	△ 456,344,417
	国民年金勘定	運用寄託金債権	△ 3,258,356,735
	厚生年金勘定		
資 金	一般会計	各税受入金債権	△ 304,097,173
	外国為替資金特別会計	仮払金債権	△ 75,612,190
		円貨貸付金債権	225,689,354
	財政投融资特別会計		
	財政融資資金勘定	政府関係機関貸付金債権	△ 561,121,227
		地方公共団体貸付金債権	△ 1,182,519,296
		特別法人貸付金債権	△ 3,984,390,585

### 2 債 務

平成24年度一般会計国の債務に関する計算書及び各特別会計債務に関する計算書における債務の年度末現在額の合計は、次のとおりである。

種 別	24年度末現在額(千円)	23年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
予算総則で債務負担の限度額が定められているものに係る債務負担額	66,745,966	184,563,832	△ 117,817,865
歳出予算の繰越債務負担額	5,054,094,038	3,500,797,434	1,553,296,604
財政法第14条の2第1項の規定に基づく継続費による債務負担額	341,922,880	344,188,644	△ 2,265,763
財政法第15条第1項の規定に基づく国庫債務負担行為	6,678,912,050	6,216,564,686	462,347,364
財政法第15条第2項の規定に基づく国庫債務負担行為	18,185,110	—	18,185,110
法律、条約等で債務の権能額が定められているものに係る債務負担額(公債及び借入金に係るものを除く。)	111,178,553	223,035,346	△ 111,856,793

種 別	24 年度末現在額(千円)	23 年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
公債	821,531,196,669	789,399,350,307	32,131,846,361
内国債	821,531,129,578	789,399,316,882	32,131,812,696
外国債	67,090	33,424	33,665
借入金	54,859,333,795	53,740,967,215	1,118,366,580
政府短期証券	115,267,660,000	116,867,290,000	△ 1,599,630,000
他会計への繰入未済金(他会計への繰戻未済金を含む。)	6,013,076,361	6,576,454,017	△ 563,377,656
予算総則で保証及び損失補償の限度額が定められているものに係る保証及び損失補償の債務負担額	47,668,749,535	47,350,806,588	317,942,946
計	1,057,611,054,962	1,024,404,018,073	33,207,036,889

(備考) 外国債は明治 32 年から昭和 38 年までの間に発行された英貨債、米貨債及び仏貨債で、既償還未払額があり、起債地の法令等に時効の規定がないなどのため、国の債務として残っている。

債務の 24 年度末現在額を前年度末現在額と比べると、増加したものは、公債、歳出予算の繰越債務負担額、借入金等である。また、減少したものは、政府短期証券、他会計への繰入未済金(他会計への繰戻未済金を含む。)、予算総則で債務負担の限度額が定められているものに係る債務負担額等である。

公債について 24 年度末現在額を前年度末現在額と比べると、年度中に増加した額は 175 兆 7627 億 7458 万余円、減少した額は 143 兆 6309 億 2822 万余円で、差引き 32 兆 1318 億 4636 万余円増加している。なお、公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したものと及びこの借換えに係るものは、差引き 31 兆 4722 億 7083 万余円増加している。

年度中に増加したものと及び減少したもののうち主なものは、次のとおりである。

増 加 し た も の		減 少 し た も の	
区 分	金 額(千円)	区 分	金 額(千円)
借換発行したもの	112,307,691,700	借換発行したものを償還したもの	89,297,660,080
公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したもの	32,216,338,650	公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したものを償還したもの	25,614,212,150
財政融資資金の運用の財源に充てるために財政投融資特別会計(財政融資資金勘定)の負担において発行したもの	14,207,959,300	財政融資資金の運用の財源に充てるために財政投融資特別会計(財政融資資金勘定)等の負担において発行したものを償還したもの	15,858,151,950
財政法第 4 条第 1 項ただし書の規定により発行したもの	11,446,589,550	財政法第 4 条第 1 項ただし書の規定により発行したものを償還したもの	5,666,737,900
財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第 4 条第 1 項の規定により発行したもの	2,586,799,300	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法により発行したものを償還したもの	5,029,401,960
東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法により発行したもの	2,191,461,930	原子力損害賠償支援機構国庫債券を償還したもの	1,567,700,000

また、借入金について 24 年度末現在額を前年度末現在額と比べると、年度中に増加した額は 37 兆 9854 億 7809 万余円、減少した額は 36 兆 8671 億 1151 万余円で、差引き 1 兆 1183 億 6658 万余円増加している。年度中に増加した主なものは、民間金融機関からの借入れ 26 兆 1017 億 0600 万円であり、減少した主なものは、民間金融機関への償還 23 兆 7944 億 4575 万円である。

なお、24 年 4 月の外国貨幣換算率の変更に伴い増加した債務は 5319 万余円、減少した債務は 2683 億 5203 万余円である。

(注) 主な外国貨幣の換算率の変更

米 貨	1 ドル	89 円→ 81 円
英 貨	1 ポンド	138 円→129 円
欧州連合貨	1 ユーロ	120 円→112 円

この債務の状況について、この章の「第 1 節 第 4 個別の決算等」(1113 ページ参照)に詳述した。

## 第5 国庫金、国有財産及び物品

### 1 国庫金

平成25年3月末における日本銀行政府預金勘定残高は、次のとおりである。

種 別	25年3月末現在(千円)	24年3月末現在(千円)	差引き増△減(千円)
当座預金	149,999,975	150,001,109	△ 1,134
別口預金	388,499,396	420,223,481	△ 31,724,084
指定預金	958,308,225	1,264,864,104	△ 306,555,879
小額紙幣引換準備預金	493	493	—
計	1,496,808,091	1,835,089,189	△ 338,281,098

一時的な資金不足を補うために、政府短期証券を発行した額は累計で602兆0127億6000万円であり、また、一時借入金をした額は累計で617兆8477億0734万余円(財政融資資金等からの借入金)、国庫余裕金を繰り替え使用した額は累計で21兆8000億円である。

### 2 国有財産

平成24年度国有財産増減及び現在額総計算書における国有財産の年度末現在額は、次のとおりである。

区 分	24年度末現在額(千円)	23年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)	
土地	16,824,312,272	17,245,551,523	△ 421,239,250	
立木竹	6,982,875,768	6,944,480,498	38,395,270	
建物	3,522,143,723	3,583,884,999	△ 61,741,275	
工作物	4,916,316,783	4,778,664,868	137,651,915	
機械器具	0	0	—	
船舶	1,404,120,165	1,394,887,649	9,232,516	
航空機	662,999,791	727,619,030	△ 64,619,238	
地上権等	831,696	856,063	△ 24,367	
特許権等	1,954,306	2,561,903	△ 607,596	
政府出資等	70,914,731,284	68,163,998,318	2,750,732,965	
不動産の信託の受益権	24,507,247	11,814,190	12,693,057	
計	105,254,793,040	102,854,319,045	2,400,473,995	
分類及び種類	行政財産	28,700,225,919	28,962,500,104	△ 262,274,185
	公用財産	18,450,789,517	18,777,411,762	△ 326,622,244
	公共用財産	650,728,905	648,038,274	2,690,630
	皇室用財産	518,918,268	514,122,617	4,795,651
	企業用財産	9,079,789,228	9,022,927,450	56,861,777
普通財産	76,554,567,120	73,891,818,940	2,662,748,180	

24年度末現在額を前年度末現在額と比べると、年度中に増加した額は10兆2045億9840万余円、減少した額は7兆8041億2440万余円で、差引き2兆4004億7399万余円増加している。なお、これらの

中には台帳価格の改定が行われたことにより増加した額3兆6647億4821万余円、減少した額2兆2941億7337万余円が含まれている。

そのほか年度中に増加したものと及び減少したもののうち主なものは、次のとおりである。

増加したものの			減少したものの		
区分	事由	金額(千円)	区分	事由	金額(千円)
政府出資等	出資	4,389,557,345	政府出資等	出資	2,667,649,809
工作物	新設	410,935,839	政府出資等	売却	790,954,440
船舶	新造	181,714,841	政府出資等	資本金減少	386,083,573
航空機	新造	83,691,190	政府出資等	出資金回収	254,903,980
建物	新築	82,434,925	土地	出資	147,624,386

また、平成24年度国有財産無償貸付状況総計算書における無償貸付財産の年度末現在額は、次のとおりである。

区分	24年度末現在額(千円)	23年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
土地	1,014,025,466	1,034,907,502	△ 20,882,035
立木竹	609,588	649,560	△ 39,971
建物	1,967,190	8,242,749	△ 6,275,558
工作物	359,393	401,801	△ 42,408
計	1,016,961,638	1,044,201,613	△ 27,239,974

なお、国有財産法施行令(昭和23年政令第246号)第19条の規定に基づき、各省各庁の長は、天災その他の事故により国有財産を滅失又は損傷したときは、直ちに当該財産の損害見積価額等を財務大臣に通知しなければならないこととなっており、東日本大震災により被災した国有財産の滅失又は損傷に係る通知は24年度に51件、震災発生後からの累計で99件であり、滅失したものと及び損傷したものの金額は、次のとおりである。

区分	通知年度	滅失したものの	損傷したものの
		金額(千円)	金額(千円)
立木竹	24年度中通知額 (24年度末までの累計額)	1,933 (255,418)	— (81,472)
建物	24年度中通知額 (24年度末までの累計額)	392,095 (586,621)	17,826,352 (19,229,501)
工作物	24年度中通知額 (24年度末までの累計額)	5,109,895 (5,592,509)	13,242,721 (13,477,528)
計	24年度中通知額 (24年度末までの累計額)	5,503,925 (6,434,550)	31,069,074 (32,788,502)

(注1) 損害見積価額が500万円を超えない場合や船舶及び航空機が滅失又は毀損した場合には通知を要しないこと、損害見積価額が確定していないことなどから通知されていないものがあるため、上記の金額は、東日本大震災により被災した国有財産の滅失又は損傷額の全額ではない。

(注2) 上記の通知の中には、建物及び工作物を合算した金額や建物、工作物及び立木竹を合算した金額、工作物及び立木竹を合算した金額のものがあり、これらの金額は区分ごとに分けられないため、損傷したものの建物の金額には工作物や立木竹の金額が、同工作物の金額には立木竹の金額が含まれている。

### 3 物 品

平成 24 年度物品増減及び現在額総計算書における物品の年度末現在額は、次のとおりである。

品 目	24 年度末現在額(千円)	23 年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
電 気 機 器	67,066,159	66,780,184	285,975
通 信 機 器	665,230,111	686,130,896	△ 20,900,785
工 作 機 器	1,752,082	1,766,428	△ 14,345
木 工 機 器	3,595,821	3,645,560	△ 49,738
土 木 機 器	116,186,353	115,975,896	210,457
試 験 及 び 測 定 機 器	494,897,694	464,079,819	30,817,874
荷 役 運 搬 機 器	2,221,302	2,471,939	△ 250,636
産 業 機 器	24,220,380	24,714,935	△ 494,554
船 舶 用 機 器	16,166,987	14,172,076	1,994,911
車 両 及 び 軌 条	730,167,737	705,797,540	24,370,196
医 療 機 器	32,969,537	33,991,546	△ 1,022,009
特 殊 用 途 機 器	96,148,339	96,693,582	△ 545,242
雑 機 器	274,030,309	278,276,290	△ 4,245,981
防 衛 用 武 器	3,331,462,034	3,404,112,338	△ 72,650,303
防 衛 用 施 設 機 器	189,475,539	186,946,604	2,528,935
防 衛 用 電 気 通 信 機 器	3,116,984,919	3,004,779,818	112,205,100
防 衛 用 航 空 機 用 機 器	1,067,598,403	1,048,088,549	19,509,853
防 衛 用 船 舶 用 機 器	135,012,799	118,330,210	16,682,588
防 衛 用 衛 生 器 材	43,996,159	43,320,715	675,444
防 衛 用 一 般 機 器	1,379,361,428	1,305,666,069	73,695,358
美 術 品	32,197,404	30,558,668	1,638,736
計	11,820,741,506	11,636,299,672	184,441,834

24 年度末現在額を前年度末現在額と比べると、年度中に増加した額は 4 兆 2843 億 4692 万余円、減少した額は 4 兆 0999 億 0509 万余円で、差引き 1844 億 4183 万余円増加している。

## 第 6 財政融資資金の長期運用

平成 24 年度の財政融資資金の長期運用予定額に係る運用実績報告書における長期運用予定現額、本年度運用済額、翌年度繰越額及び運用残額は、次のとおりである。

区 分	長期運用予定現額 (千円)	本年度運用済額 (千円)	翌年度繰越額 (千円)	運用残額 (千円)
国(特別会計)	102,192,398	87,255,478	2,886,700	12,050,220
政府関係機関	7,251,500,000	4,311,499,000	—	2,940,001,000
独立行政法人等	2,716,544,882	2,273,772,526	28,838,052	413,934,303
地方公共団体	6,981,206,430	3,775,317,983	2,636,836,057	569,052,390
計	17,051,443,710	10,447,844,987	2,668,560,809	3,935,037,913

## 第7 政府関係機関及びその他の団体

### 1 概 況

会計検査院は、国の会計のほか、会計検査院法その他の法律の規定によって政府関係機関等の会計を検査している。

平成25年次の検査(24年10月から25年9月まで)において検査の対象としたのは次の会計である。

- ① 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計 222
- ② 法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた会計 1
- ③ 国が資本金の一部を出資しているものの会計のうち 7
- ④ 国が資本金を出資したものが更に出資しているものの会計のうち 32
- ⑤ 国が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの会計のうち 3
- ⑥ 国が補助金その他の財政援助を与えた都道府県、市町村、各種組合、学校法人等の会計のうち 4,359
- ⑦ 国若しくは①に該当する法人(以下「国等」という。)の工事その他の役務の請負人若しくは事務若しくは業務の受託者又は国等に対する物品の納入者のその契約に関する会計のうち 278

このうち、①から⑤までの明細は次のとおりである。

区 分	団 体 名
①国が資本金の2分の1以上を出資しているもの 222	(1) 政府関係機関 4  沖縄振興開発金融公庫 (注1) 株式会社日本政策金融公庫 (注1) 株式会社国際協力銀行 (注2) 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門
	(2) 事業団等 33  日本私立学校振興・共済事業団 日 本 銀 行 日本中央競馬会 (注3) 関西国際空港株式会社
	(注4) 日本たばこ産業株式会社 預金保険機構 東京地下鉄株式会社 日本環境安全事業株式会社
	成田国際空港株式会社 東日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社
	本州四国連絡高速道路株式会社 日本郵政株式会社 日本司法支援センター 全国健康保険協会
	株式会社日本政策投資銀行 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社 株式会社産業革新機構 日本年金機構
	原子力損害賠償支援機構 農水産業協同組合貯金保険機構 (注3) 新関西国際空港株式会社 (注5) 株式会社農林漁業成長産業化支援機構
	以上のほか、清算中のものなどが9団体ある。

区 分	団 体	名
	(注6) 独立行政法人 96	
	国立公文書館	情報通信研究機構 酒類総合研究所 国立特別支援教育総合研究所
	大学入試センター	国立青少年教育振興機構 国立女性教育会館 国立科学博物館
	物質・材料研究機構	防災科学技術研究所 放射線医学総合研究所 国立美術館
	国立文化財機構	労働安全衛生総合研究所 農林水産消費安全技術センター 種苗管理センター
	家畜改良センター	水産大学校 農業・食品産業技術総合研究機構 農業生物資源研究所
	農業環境技術研究所	国際農林水産業研究センター 森林総合研究所 水産総合研究センター
	日本貿易保険	産業技術総合研究所 製品評価技術基盤機構 土木研究所
	建築研究所	交通安全環境研究所 海上技術安全研究所 港湾空港技術研究所
	電子航法研究所	航海訓練所 海技教育機構 航空大学校
	国立環境研究所	教員研修センター 駐留軍等労働者労務管理機構 自動車検査
	造幣局	国立印刷局 国民生活センター 日本万国博覧会記念機構
	農畜産業振興機構	農林漁業信用基金 北方領土問題対策協会 平和祈念事業特別基金 (注7)
	国際協力機構 (注2)	国際交流基金 新エネルギー・産業技術総合開発機構 科学技術振興機構
	日本学術振興会	理化学研究所 宇宙航空研究開発機構 日本スポーツ振興センター
	日本芸術文化振興会	高齢・障害・求職者雇用支援機構 福祉医療機構 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
	労働政策研究・研修機構	日本貿易振興機構 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 国際観光振興機構
	水資源機構	自動車事故対策機構 空港周辺整備機構 海上災害防止センター
	情報処理推進機構	石油天然ガス・金属鉱物資源機構 労働者健康福祉機構 国立病院機構
	医薬品医療機器総合機構	環境再生保全機構 日本学生支援機構 海洋研究開発機構
	国立高等専門学校機構	大学評価・学位授与機構 国立大学財務・経営センター 中小企業基盤整備機構
	都市再生機構	奄美群島振興開発基金 医薬基盤研究所 日本高速道路保有・債務返済機構
	日本原子力研究開発機構	年金・健康保険福祉施設整理機構 年金積立金管理運用 住宅金融支援機構

区 分	団 体 名			
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	国立がん研究センター	国立循環器病研究センター	国立精神・神経医療研究センター
	国立国際医療研究センター	国立成育医療研究センター	国立長寿医療研究センター	勤労者退職金共済機構
	(注6) (4) 国立大学法人等 90			
	北海道大学	北海道教育大学	室蘭工業大学	小樽商科大学
	帯広畜産大学	旭川医科大学	北見工業大学	弘前大学
	岩手大学	東北大学	宮城教育大学	秋田大学
	山形大学	福島大学	茨城大学	筑波大学
	宇都宮大学	群馬大学	埼玉大学	千葉大学
	東京大学	東京医科歯科大学	東京外国語大学	東京学芸大学
	東京農工大学	東京芸術大学	東京工業大学	東京海洋大学
	お茶の水女子大学	電気通信大学	一橋大学	横浜国立大学
	新潟大学	長岡技術科学大学	上越教育大学	金沢大学
	福井大学	山梨大学	信州大学	岐阜大学
	静岡大学	浜松医科大学	名古屋大学	愛知教育大学
	名古屋工業大学	豊橋技術科学大学	三重大学	滋賀大学
	滋賀医科大学	京都大学	京都教育大学	京都工芸繊維大学
	大阪大学	大阪教育大学	兵庫教育大学	神戸大学
	奈良教育大学	奈良女子大学	和歌山大学	鳥取大学
	島根大学	岡山大学	広島大学	山口大学
	徳島大学	鳴門教育大学	香川大学	愛媛大学
	高知大学	福岡教育大学	九州大学	九州工業大学
	佐賀大学	長崎大学	熊本大学	大分大学
	宮崎大学	鹿児島大学	鹿屋体育大学	琉球大学
	総合研究大学院大学	政策研究大学院大学	北陸先端科学技術大学院大学	奈良先端科学技術大学院大学
	筑波技術大学	富山大学	大学共同利用機関法人人間文化研究機構	大学共同利用機関法人自然科学研究機構
	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構		
②法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められたもの 1	日本放送協会			

区 分	団 体 名			
③国が資本金の一部を出資しているものうち 7	中部国際空港株式会社	日本電信電話株式会社	首都高速道路株式会社	阪神高速道路株式会社
	日本アルコール産業株式会社	株式会社商工組合中央金庫	(注4) 日本たばこ産業株式会社	
④国が資本金を出資したものが更に出資しているものうち 32	北海道旅客鉄道株式会社	四国旅客鉄道株式会社	九州旅客鉄道株式会社	日本貨物鉄道株式会社
	東京湾横断道路株式会社	(注3) 関西国際空港用地造成株式会社	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	東日本電信電話株式会社
	西日本電信電話株式会社	(注8) 郵便事業株式会社	(注8) 日本郵便株式会社	株式会社ゆうちょ銀行
	株式会社かんぼ生命保険	株式会社整理回収機構	(注9) 株式会社地域経済活性化支援機構	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構
	(注3) 関西国際空港土地保有株式会社	(注10) 東京電力株式会社		
以上のほか、検査対象年度を限定して検査することに決定したものが14団体ある。				
⑤国が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものうち 3	財団法人民間都市開発推進機構	独立行政法人農業者年金基金	地方公共団体金融機構	

(注1) 「株式会社国際協力銀行」は、平成24年4月1日に設立され、「株式会社日本政策金融公庫」の権利及び義務のうち、旧国際協力銀行業務等に係る権利及び義務を承継した。

(注2) 「国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計」の総数においては、「独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門」を「独立行政法人国際協力機構」に含めている。

(注3) 「新関西国際空港株式会社」は、平成24年4月1日に設立され、24年7月1日に「関西国際空港株式会社」の事業並びに権利及び義務のうち、空港用地の保有及び管理以外の事業並びに当該事業に係る権利及び義務を承継した。また、「関西国際空港土地保有株式会社」は、24年7月1日に「関西国際空港株式会社」から移行して、同日に解散した「関西国際空港用地造成株式会社」の権利及び義務を承継した。

(注4) 「日本たばこ産業株式会社」は、従来国が資本金の2分の1以上を出資している団体であったが、平成25年2月27日に、国が保有する株式を売却したことにより、国が資本金の一部を出資している団体となった。

(注5) 「株式会社農林漁業成長産業化支援機構」は、平成25年1月23日に設立された。

(注6) 各法人の名称中「独立行政法人」及び「国立大学法人」については、記載を省略した。

(注7) 「独立行政法人平和祈念事業特別基金」は、平成25年4月1日に解散して、同団体の資産及び債務は国が承継し、一般会計に帰属した。

(注8) 「日本郵便株式会社」は、平成24年10月1日に「郵便局株式会社」から移行して、同日に解散した「郵便事業株式会社」の権利及び義務を承継した。

(注9) 「株式会社地域経済活性化支援機構」は、平成25年3月18日に「株式会社企業再生支援機構」から移行した。

(注10) 「東京電力株式会社」は、平成24年7月31日に、国から出資を受けた原子力損害賠償支援機構から更に出資を受けて、国が資本金を出資したものが更に出資している団体となった。

## 2 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の決算

### [1] 政府関係機関の収入支出決算

政府関係機関は、国が資本金の全額を出資している公法上の法人のうち、その予算の国会の議決に関して国の予算の議決の例によることとされており、また、決算を国の歳入歳出の決算とともに内閣が国会に提出しなければならないこととされている法人である。平成24年度末における政府関係機関は4機関であって、その収入支出決算等についてみると、次のとおりである。

#### (1) 沖縄振興開発金融公庫

この公庫は、次の業務等を行うことにより、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するなどして、沖縄における経済の振興及び社会の開発に資することを目的として設置されているものである。

- ① 沖縄における産業の開発を促進するために必要な長期資金の貸付けを行うなどの業務
- ② 沖縄の国民大衆、住宅を必要とする者、農林漁業者、中小企業者、病院その他の医療施設を開設する者、生活衛生関係の営業者等に対する資金の貸付けを行うなどの業務

その資本金は24年度末現在で734億8899万余円となっている。

同公庫の24年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

#### (ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
24年度	20,262,501		
23年度	22,360,135		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
24年度	18,594,868	17,085,436	1,509,431
23年度	19,910,502	18,114,317	1,796,184

#### (イ) 損 益

科 目	24年度(千円)	23年度(千円)
経常収益	28,896,133	30,887,375
うち貸付金利息	19,932,939	21,836,577
経常費用	28,870,454	29,059,690
うち借入金利息	9,903,562	10,946,985
特別損失	—	1,867,511
(注) 当期利益金(△当期損失金)	25,679	△ 39,826
(利益金又は損失金の処理)		
翌年度に積立金として整理	25,679	—
翌年度に積立金を減額して整理 (積立金)	— (1,669,694)	39,826 (1,709,520)

(注) この利益金は、米穀資金・新事業創出促進特別勘定(琉球政府が食糧管理特別会計から長期年賦支払で買入れた本土産米穀の売渡代金を原資とする貸付け及び沖縄における新たな事業の創出を促進するために必要な資金の出資に関する経理を整理する勘定)において生じたものである。

#### (ウ) 借 入 金 等

区 分	24年度末(千円)	23年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金等)	603,518,568	658,814,491
沖縄振興開発金融公庫債券等発行残高	193,930,500	193,756,000

(エ) 主な業務実績

a 貸付業務

区 分	24 年 度	(23 年 度)
貸 付 け 等 件 数	5,657 件	6,003 件
金 額	103,572,950 千円	100,357,817 千円
貸 付 金 回 収 等 金 額	156,007,970 千円	155,847,502 千円
(うち繰上償還)	(56,245,066 千円)	(56,922,357 千円)
(うち貸付金償却)	(3,157,544 千円)	(1,893,027 千円)
年度末貸付金等残高 件 数	60,129 件	64,574 件
金 額	894,002,899 千円	946,437,920 千円

上記のうち民間金融機関のリスク管理債権の開示基準を参考に公庫において開示している債権

破綻先債権	980,479 千円	1,741,188 千円
延滞債権	26,242,082 千円	26,828,154 千円
3 か月以上延滞債権	62,819 千円	141,235 千円
貸出条件緩和債権	47,224,941 千円	54,318,552 千円
計	74,510,324 千円	83,029,131 千円

〔貸倒引当金 8,543,318 千円 8,756,069 千円〕  
 (注) 貸倒引当金に計上できる金額は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い、発生の可能性が高い将来の損失額を合理的に見積もった額 98 億 8009 万余円の範囲内とされている。

b 出資業務

区 分	24 年 度	(23 年 度)
出 資 会 社 数	5 社	5 社
件 数	5 件	5 件
金 額	428,395 千円	524,950 千円
年度末出資金残高 会 社 数	53 社	51 社
件 数	66 件	62 件
金 額	4,558,831 千円	4,156,435 千円

(2) 株式会社日本政策金融公庫

この会社は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって国民生活の向上に寄与することを目的として設置されているものである。その資本金は 24 年度末現在で 3 兆 4550 億 1500 万円となっている。

同会社の会計は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務の 7 勘定に区分して経理されている。

同会社の勘定別の 24 年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 国民一般向け業務(国民一般向け業務勘定)

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
24 年度	160,457,529		
23 年度	163,818,034		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
24 年度	123,627,397	98,001,886	25,625,510
23 年度	131,551,677	108,156,377	23,395,299

不用額の主なものは、支払利息(支出予算現額 503 億 4741 万余円)の 152 億 0734 万余円及び業務諸費(同 174 億 0305 万余円)の 22 億 4426 万余円である。

(イ) 損 益

科 目	24 年度(千円)	23 年度(千円)
経常収益	159,123,876	163,273,826
うち貸出金利息	141,492,423	148,327,875
経常費用	160,203,706	185,000,746
うち借入金利息	25,919,326	33,480,105
特別利益	633,939	216,879
特別損失	920,218	438,178
当期純損失	1,366,108	21,948,219
(損失金の処理)		
繰越利益剰余金として整理	△ 1,366,108	△ 21,948,219
(繰越利益剰余金)	(△ 620,071,663)	(△ 618,705,554)

(ウ) 借 入 金 等

区 分	24 年度末(千円)	23 年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金等)	5,543,374,538	5,587,463,224
社債発行残高	829,874,635	919,781,210

(エ) 主な業務実績

区 分	24 年 度	(23 年 度)
貸 付 け 件 数	418,928 件	430,129 件
金 額	2,573,946,144 千円	2,506,170,160 千円
貸 出 金 回 収 等 金 額	2,637,755,172 千円	2,602,599,386 千円
(うち貸出金償却)	(91,723,049 千円)	(98,440,565 千円)
年度末貸出金残高 件 数	2,178,703 件	2,246,317 件
金 額	7,001,783,916 千円	7,065,592,944 千円

上記のうちリスク管理債権の状況

破 綻 先 債 権	25,295,266 千円	30,372,889 千円
延 滞 債 権	147,286,965 千円	136,877,758 千円
3 か 月 以 上 延 滞 債 権	97,783 千円	41,366 千円
貸 出 条 件 緩 和 債 権	555,662,699 千円	591,233,629 千円
計	728,342,714 千円	758,525,645 千円

貸 倒 引 当 金	155,983,880 千円	152,844,581 千円
-----------	----------------	----------------

(注) 貸倒引当金は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額を計上している。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額を計上している。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算出した額を計上している。

イ 農林水産業者向け業務(農林水産業者向け業務勘定)

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
24 年度	66,338,955		
23 年度	71,156,117		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
24 年度	65,337,788	57,023,116	8,314,671
23 年度	67,631,988	62,382,155	5,249,832

(イ) 損 益

科 目	24 年度(千円)	23 年度(千円)
経常収益	63,928,911	66,280,363
うち貸出金利息	46,033,096	50,378,804
経常費用	63,882,767	66,194,758
うち借入金利息	32,208,382	35,826,717
特別利益	—	7,487
特別損失	46,144	93,092
当期純利益	—	—

(ウ) 借 入 金 等

区 分	24 年度末(千円)	23 年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金等)	1,963,887,765	2,008,635,614
社債発行残高	199,949,715	199,935,338

(エ) 主な業務実績

区 分	24 年 度	(23 年 度)
貸 付 件 数	11,808 件	13,357 件
金 額	318,762,766 千円	309,564,906 千円
貸 出 金 回 収 等 (うち貸出金償却)	331,774,759 千円 (1,920,361 千円)	313,808,226 千円 (1,636,693 千円)
年度末貸出金残高	178,609 件	183,334 件
金 額	2,531,463,162 千円	2,544,475,155 千円
上記のうちリスク管理債権の状況		
破 綻 先 債 権	19,973,318 千円	1,879,854 千円
延 滞 債 権	72,968,739 千円	65,833,499 千円
3 か 月 以 上 延 滞 債 権	2,304,463 千円	1,952,945 千円
貸 出 条 件 緩 和 債 権	27,603,298 千円	35,773,868 千円
計	122,849,820 千円	105,440,168 千円
貸 倒 引 当 金	17,151,493 千円	18,020,133 千円

(注) 貸倒引当金は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額を計上している。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額を計上している。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算出した額を計上している。

ウ 中小企業者向け業務(中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定、中小企業者向け証券化支援買取業務勘定)

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
24 年度	119,669,246		
23 年度	124,049,320		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
24 年度	92,015,258	62,626,711	29,388,546
23 年度	92,088,706	70,531,936	21,556,769

不用額の主なものは、支払利息(支出予算現額 616 億 9802 万余円)の 217 億 4580 万余円、業務諸費(同 79 億 2577 万円)の 21 億 2478 万余円及び社債発行諸費(同 15 億 7398 万余円)の 11 億 8360 万余円である。

(イ) 損 益

a 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

科 目	24 年度(千円)	23 年度(千円)
経常収益	118,992,271	123,380,310
うち貸出金利息	103,092,971	107,463,686
経常費用	144,032,450	150,825,296
うち借入金利息	24,449,702	27,452,882
うち社債利息	14,193,138	17,395,793
特別利益	201	29
特別損失	58,270	52,679
当期純損失	25,098,247	27,497,635
(損失金の処理)		
繰越利益剰余金として整理	△ 25,098,247	△ 27,497,635
(繰越利益剰余金)	(△ 454,815,331)	(△ 429,717,084)

b 中小企業者向け証券化支援買取業務勘定

科 目	24 年度(千円)	23 年度(千円)
経常収益	471,335	591,265
うち有価証券利息配当金	404,490	345,960
経常費用	60,271	87,531
当期純利益	411,063	503,734
(利益金の処理)		
繰越利益剰余金として整理	411,063	503,734
(繰越利益剰余金)	(△ 326,168)	(△ 737,231)

(ウ) 借 入 金 等

a 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

区 分	24 年度末(千円)	23 年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金等)	3,981,130,941	3,944,508,504
社債発行残高	1,329,436,768	1,555,229,239

b 中小企業者向け証券化支援買取業務勘定

区 分	24 年度末(千円)	23 年度末(千円)
社債発行残高	—	—

(エ) 主な業務実績

a 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

区 分	24 年 度	(23 年 度)
貸 付 け 等 件 数	33,248 件	33,207 件
金 額	2,097,369,654 千円	2,047,042,819 千円
貸 出 金 回 収 等 金 額	2,099,418,098 千円	1,927,032,991 千円
(うち貸出金償却)	(45,698,016 千円)	(66,749,894 千円)
年度末貸出金等残高 件 数	149,057 件	143,419 件
金 額	6,282,994,817 千円	6,285,043,261 千円
上記のうちリスク管理債権の状況		
破 綻 先 債 権	16,619,230 千円	18,458,724 千円
延 滞 債 権	557,793,613 千円	446,022,952 千円
3 か 月 以 上 延 滞 債 権	—	5,400 千円
貸 出 条 件 緩 和 債 権	71,292,757 千円	74,702,921 千円
計	645,705,601 千円	539,189,998 千円

	24年度	(23年度)
貸倒引当金	278,517,826千円	236,239,612千円
(注) 貸倒引当金は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額を計上している。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額を計上している。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算出した額を計上している。		

b 中小企業者向け証券化支援買取業務勘定

区分	24年度	(23年度)
貸付債権元本件数	—	—
金額	—	—

エ 信用保険等業務(信用保険等業務勘定)

(ア) 収入支出決算

収入	収入済額(千円)		
24年度	291,084,977		
23年度	282,555,631		
支出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
24年度	1,255,688,945	623,512,893	632,176,051
23年度	1,308,047,343	684,970,124	623,077,218

不用額の主なものは、保険金(支出予算現額1兆2355億1182万余円)の6195億3882万余円及び保険費に係る賠償償還及払戻金(同143億5032万余円)の108億7732万余円である。

(イ) 損益

科目	24年度(千円)	23年度(千円)
経常収益	272,914,638	256,830,517
うち保険料	146,345,334	150,129,521
経常費用	504,316,728	558,160,252
うち保険金	615,973,007	676,408,903
うち回収金	△120,278,532	△127,450,344
特別損失	21,778	27,633
当期純損失	231,423,868	301,357,369
(損失金の処理)		
翌年度に資本準備金を取り崩して整理	231,423,868	301,357,369

(ウ) 主な業務実績

中小企業信用保険

区分	24年度	(23年度)
保険関係成立件数	744,316件	838,147件
保険価額	9,366,218,050千円	11,131,325,636千円
保険金支払件数	72,675件	79,353件
金額	615,938,344千円	676,318,338千円
支払保険金等回収金額	119,963,109千円	127,077,089千円

オ 危機対応円滑化業務(危機対応円滑化業務勘定)

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
24年度	50,750,594		
23年度	56,705,385		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
24年度	309,532,563	72,830,016	236,702,546
23年度	169,431,612	55,504,155	113,927,456

不用額の主なものは、補償金(支出予算現額 1459億 1574万余円)の 1262億 9387万余円、支払利息(同 1363億 3162万余円)の 912億 8693万余円及び利子補給金(同 236億 3679万余円)の 158億 0936万余円である。

(イ) 損 益

科 目	24年度(千円)	23年度(千円)
経常収益	50,465,740	57,255,830
うち貸出金利息	44,960,562	43,802,075
経常費用	79,247,312	54,937,829
うち借入金利息	44,960,562	43,802,075
当期純利益(△当期純損失)	△ 28,781,571	2,318,000
(利益金又は損失金の処理)		
繰越利益剰余金として整理	△ 28,781,571	2,318,000
(繰越利益剰余金)	(△ 144,966,005)	(△ 116,184,434)

(ウ) 借 入 金

区 分	24年度末(千円)	23年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金)	5,362,094,000	5,394,261,000

(エ) 主な業務実績

区 分		24年度	(23年度)
ツーステップ・ローン	貸付け等	733,764,000千円	1,153,490,000千円
	CP取得	—	—
貸出金回収	金 額	765,931,000千円	496,186,000千円
年度末貸出金残高	金 額	5,362,094,000千円	5,394,261,000千円
損害担保引受応諾額	貸付け等	1,501,716,446千円	1,808,942,844千円
	CP取得	—	—
	改正産活法出資	—	—
補償金支払額	金 額	19,621,863千円	9,000,476千円
支払補償金回収	金 額	954,340千円	7,387,118千円
年度末貸出金残高のうちリスク管理債権の状況			
破綻先債権		—	—
延滞債権		—	—
3か月以上延滞債権		—	—
貸出条件緩和債権		—	—
計		—	—
貸倒引当金		—	—

(注) 貸倒引当金は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額を計上している。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額を計上している。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算出した額を計上している。

カ 特定事業等促進円滑化業務(特定事業等促進円滑化業務勘定)

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
24年度	258,474		
23年度	168,378		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
24年度	4,871,053	261,961	4,609,091
23年度	3,236,663	168,232	3,068,430

(イ) 損 益

科 目	24年度(千円)	23年度(千円)
経常収益	289,684	240,844
うち貸出金利息	221,631	179,803
経常費用	299,554	241,334
うち借入金利息	221,631	179,803
当期純損失	9,870	490
(損失金の処理)		
繰越利益剰余金として整理	△ 9,870	△ 490
(繰越利益剰余金)	(△ 27,210)	(△ 17,340)

(ウ) 借 入 金

区 分	24年度末(千円)	23年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金)	54,135,000	21,300,000

(エ) 主な業務実績

区 分	24年度	(23年度)
ツーステップ・ローン 貸付 け	32,835,000 千円	1,300,000 千円
貸 出 金 回 収 金 額	—	—
年度末貸出金残高 金 額	54,135,000 千円	21,300,000 千円
上記のうちリスク管理債権の状況		
破 綻 先 債 権	—	—
延 滞 債 権	—	—
3 か 月 以 上 延 滞 債 権	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	—	—
計	—	—
貸 倒 引 当 金	—	—

(注) 貸倒引当金は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額を計上している。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額を計上している。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算出した額を計上している。

なお、この会社について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項1件(635ページ参照)を掲記した。

### (3) 株式会社国際協力銀行

この会社は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的として設置されているものである。その資本金は24年度末現在で1兆3600億円となっている。

なお、同会社は、24年4月1日、株式会社国際協力銀行法(平成23年法律第39号)附則第12条第1項の規定により、株式会社日本政策金融公庫が保有する権利及び義務のうち、国が承継する資産を除き、旧国際協力銀行業務及び旧駐留軍再編促進金融業務<sup>(注)</sup>に係るものを承継して設立されたものである。

株式会社国際協力銀行の会計は、24年4月1日時点では国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融の2勘定に区分して経理されていたが、駐留軍再編促進金融勘定は、同勘定に区分して経理されていた駐留軍再編促進金融業務が同年9月30日をもって終了したことにより、同年11月30日をもって廃止された。

同会社の勘定別の24年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

(注) 株式会社日本政策金融公庫の国際協力銀行業務勘定及び駐留軍再編促進金融勘定の24年3月31日現在における貸借対照表上の資産、負債及び純資産は次のとおりである。

(1) 国際協力銀行業務勘定の資産は12兆6931億余円、負債は10兆3983億余円及び純資産は2兆2947億余円

(2) 駐留軍再編促進金融勘定の資産は1億8109万余円、負債は1億2327万余円及び純資産は5782万余円

#### ア 国際協力銀行業務(国際協力銀行業務勘定)

##### (ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
24年度	253,839,418		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
24年度	727,351,219	202,796,818	524,554,400

不用額の主なものは、支払利息(支出予算現額7053億5930万余円)の5190億8497万余円、業務諸費(同87億1139万余円)の16億5451万余円及び社債発行諸費(同17億9971万余円)の12億3743万余円である。

##### (イ) 損 益

科 目	24年度(千円)
経常収益	217,040,075
うち貸出金利息	132,408,044
経常費用	153,671,221
うち借入金利息	63,797,315
うち社債利息	55,476,813
特別利益	1,438
当期純利益	63,370,291
(利益金の処理)	
翌年度に利益準備金として積立て	31,685,145
翌年度に国庫へ納付	31,685,145
(利益準備金)	(788,314,861)

(ウ) 借入金等

区 分	24年度末(千円)
借入金残高(外国為替資金等)	7,234,598,242
社債発行残高	2,215,962,194

(エ) 主な業務実績

区 分	24年度
貸付件数	245件
貸付金額	2,564,585,882千円
貸出回収等 (うち貸出金償却)金額	119,814,767千円 (—)
年度末貸出金残高件数	1,172件
貸出金残高金額	10,555,128,094千円
上記のうちリスク管理債権の状況	
破綻先債権	—
延滞債権	96,140,886千円
3か月以上延滞債権	69,065,894千円
貸出条件緩和債権	79,976,484千円
計	245,183,265千円
貸倒引当金	138,891,530千円

(注) 貸倒引当金は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額を計上している。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額を計上している。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算出した額を計上している。さらに、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を計上している。

イ 駐留軍再編促進金融業務(駐留軍再編促進金融勘定)

(ア) 収入支出決算

収入	収入済額(千円)		
(注) 24年度	256,172		
支出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
(注) 24年度	575,283	43,090	532,192

(注) 24年度は24年4月1日から同年11月30日までである。

(イ) 損 益

科 目	(注) 24年度(千円)
経常収益	257,147
経常費用	42,335
当期純利益	214,812

(注) 24年度は24年4月1日から同年11月30日までである。

(ウ) 借入金

区 分	(注) 24年度末(千円)
借入金残高	—

(注) 24年度末は24年11月30日である。

(エ) 主な業務実績

区 分	24 年 度
貸 付 け 件 数	—
金 額	—
貸 出 金 回 収 等 (うち貸出金償却)	—
年度末貸出金残高	(一)
件 数	—
金 額	—

(注) 24年度は24年4月1日から同年11月30日までである。

なお、勘定廃止後における残余財産2億0905万余円を24年11月30日に国庫に納付している。

(4) 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門

独立行政法人国際協力機構は、開発途上にある海外の地域(以下「開発途上地域」という。)に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施並びに開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行うことなどにより、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的として設置されているものである。

独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門は、上記の業務のうち、有償の資金供与による協力の実施業務に関する会計を区分して経理するものである。

同部門の資本金は24年度末現在で7兆7147億9784万余円となっていて、24年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
24年度	219,934,690		
23年度	215,023,751		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
24年度	105,732,135	81,681,508	24,050,626
23年度	104,019,240	84,574,236	19,445,003

不用額の主なものは支払利息(支出予算現額634億8108万余円)の187億2699万余円である。

(イ) 損 益

科 目	24 年度(千円)	23 年度(千円)
経常収益	222,201,992	219,527,390
うち貸付金利息	184,957,965	196,680,036
経常費用	128,703,094	124,557,019
うち借入金利息	31,348,467	35,646,479
臨時利益	312	1,523
臨時損失	1,793	903,740
当期総利益	93,497,418	94,068,154
(利益金の処理)		
翌年度に準備金として整理	93,497,418	94,068,154
(準備金)	(1,036,291,463)	(942,223,309)

(ウ) 借 入 金 等

区 分	24 年度末(千円)	23 年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金)	1,979,670,524	2,219,974,654
国際協力機構債券発行残高	260,000,000	200,000,000

(エ) 主な業務実績

a 貸付業務

区 分	24 年 度	(23 年 度)
貸 付 け 件 数	2,609 件	2,645 件
金 額	713,540,353 千円	610,265,157 千円
貸 付 金 回 収 等 (うち貸付金償却)	677,616,012 千円 (一)	629,531,569 千円 (一)
年 度 末 貸 付 金 残 高 件 数	1,920 件	1,939 件
金 額	11,092,885,878 千円	11,056,961,537 千円

上記のうち民間金融機関のリスク管理  
債権の開示基準を参考に機構において  
開示している債権

破 綻 先 債 権	—	—
延 滞 債 権	72,616,700 千円	24,557,275 千円
3 か 月 以 上 延 滞 債 権	18,956,658 千円	47,338,176 千円
貸 出 条 件 緩 和 債 権	822,680,526 千円	846,472,852 千円
計	914,253,885 千円	918,368,304 千円

貸 倒 引 当 金	140,846,941 千円	131,589,282 千円
<p>(注) 貸倒引当金に計上できる金額は、予想損失率を対象債権額に乗じたものを一般貸倒引当金の額として算定することとされている。</p> <p>これに加えて、貸付金残高のうち、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権に対する貸倒引当金については、下記のように別途貸倒引当金を計上している。</p>		
貸 倒 引 当 金	40,577,404 千円	24,557,275 千円
<p>(注) 貸倒引当金に計上できる金額は、債権ごとに個別引当を行うこととされている。なお、公的債務削減措置が講じられているか又は講じられることが確実と認められる債権については、公的債務削減額を合理的に見積もることが可能な場合は当該債権の全額を直接償却することとされている。</p>		

b 出資業務

区 分	24 年 度	(23 年 度)
出 資 会 社 等 数	2	1
金 額	274,454 千円	11,025 千円
年 度 末 出 資 金 残 高 会 社 等 数	11	13
金 額	76,519,627 千円	102,813,958 千円

なお、この法人について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項1件(707 ページ参照)及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項1件(707 ページ参照)を掲記した。

[2] 事業団等の決算

国が資本金の2分の1以上を出資している事業団等(政府関係機関、独立行政法人、国立大学法人等を除く。)のうち、10法人の平成24年度決算についてみると、次のとおりである。

(1) 日本私立学校振興・共済事業団

この事業団は、私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定並びに私立学校教職員の福利厚生を図るため、次の業務を行うことにより、もって私立学校教育の振興に資することを目的として設置されているものである。

- ① 補助金の交付、資金の貸付けその他私立学校教育に対する援助に必要な業務
- ② 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による共済制度の運営

その資本金は24事業年度末現在で1003億2915万余円(全額国の出資)となっている。

同事業団の会計は、助成、短期、長期、福祉及び共済業務の5勘定に区分されており、その勘定別の24事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 助成勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	24 事業年度末 (千円)	23 事業年度末 (千円)	区 分	24 事業年度末 (千円)	23 事業年度末 (千円)
資産	598,844,529	618,567,810	負債	491,089,718	523,385,480
うち貸付金	580,595,849	598,209,972	うち長期借入金	356,668,705	383,767,569
うち破産更生債権等	5,086,020	5,446,160			
(注) うち貸倒引当金	△ 8,804,877	△ 8,860,141	純資産	107,754,810	95,182,329
			資本金	100,329,155	88,135,155
			資本剰余金	5,392,379	5,386,620
			利益剰余金	2,033,276	1,660,554

(注) 貸倒引当金は、金融庁作成の「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」に基づいた「日本私立学校振興・共済事業団貸付債権の自己査定基準」の定めるところに従って算出した額を計上している。

(イ) 損益計算書

区 分	24 事業年度(千円)	23 事業年度(千円)
経常費用	352,956,032	367,532,648
うち交付補助金	323,807,072	339,381,120
経常収益	353,504,583	367,703,677
うち補助金等収益	323,807,072	339,381,120
経常利益	548,550	171,028
臨時損失	2,283	1,607
臨時利益	26,514	50,098
法人税、住民税及び事業税	60	60
当期純利益	572,721	219,460
当期総利益	572,721	219,460
(利益の処分)		
当期未処分利益		
当期総利益	572,721	219,460
利益処分別		
助成金	100,000	100,000
長期勘定へ繰入	100,000	100,000
積立金	372,721	19,460

(ウ) 主な業務実績

区 分	24 事業年度	(23 事業年度)
(補助事業)		
補助金交付法人数	629 法人	630 法人
補助金交付額	323,807,072 千円	339,381,120 千円
(貸付事業)		
貸 付 け 法 人 数	125 法人	123 法人
件 数	156 件	156 件
金 額	52,510,100 千円	60,151,900 千円
貸付金回収等金額	70,484,363 千円	74,272,158 千円
事業年度末貸付金残高	1,330 法人	1,348 法人
件 数	2,840 件	2,903 件
金 額	585,681,869 千円	603,656,132 千円
上記のうち民間金融機関のリスク管理債権の開示基準を参考に事業団において開示している債権		
破 綻 先 債 権	605,894 千円	9,500 千円
延 滞 債 権	10,893,905 千円	9,900,182 千円
3 か 月 以 上 延 滞 債 権	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	5,296,360 千円	5,557,740 千円
計	16,796,159 千円	15,467,422 千円

イ 短期勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	24 事業年度末 (千円)	23 事業年度末 (千円)	区 分	24 事業年度末 (千円)	23 事業年度末 (千円)
資産	72,063,130	92,901,547	負債	26,528,868	25,366,127
うち現金及び預金	41,963,189	43,552,959	うち未払金	11,378,973	10,875,630
うち未収入金	15,540,473	15,291,086	うち支払準備金	10,540,712	10,370,702
うち投資有価証券	7,488,400	27,477,300			
			純資産	45,534,261	67,535,420
			利益剰余金	45,534,261	67,535,420

(イ) 損益計算書

区 分	24 事業年度(千円)	23 事業年度(千円)
経常費用	237,789,755	227,119,672
うち業務費	237,783,166	227,112,711
経常収益	215,965,346	213,758,980
うち掛金収入	197,433,374	195,925,881
経常損失	21,824,408	13,360,691
臨時損失	10,564,613	10,391,178
臨時利益	10,387,863	9,888,287
当期純損失	22,001,158	13,863,583
当期総損失	22,001,158	13,863,583
(損失の処理)		
当期末処理損失		
当期総損失	22,001,158	13,863,583
損失処理額		
積立金取崩額	22,001,158	13,863,583

ウ 長期勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	24 事業年度末 (千円)	23 事業年度末 (千円)	区 分	24 事業年度末 (千円)	23 事業年度末 (千円)
資産	3,424,260,674	3,421,163,904	負債	1,887,159	5,546,801
うち現金及び預金	286,871,873	183,485,963	うち未払費用	991,107	4,684,777
うち長期性預金	1,028,325,471	1,129,658,969	純資産	3,422,373,514	3,415,617,103
うち投資有価証券	1,668,690,552	1,666,893,628	資本剰余金	△ 34,197,477	△ 34,197,477
			利益剰余金	3,456,570,991	3,449,814,580

(イ) 損益計算書

区 分	24 事業年度(千円)	23 事業年度(千円)
経常費用	557,186,868	514,230,725
うち業務費	554,599,303	509,578,439
経常収益	565,220,821	521,425,258
うち掛金収入	367,493,584	354,899,643
経常利益	8,033,953	7,194,533
臨時損失	1,547,213	1,583
臨時利益	269,670	132,260
当期純利益	6,756,411	7,325,210
当期総利益	6,756,411	7,325,210
(利益の処分)		
当期未処分利益		
当期総利益	6,756,411	7,325,210
利益処分数額		
長期給付積立金	6,756,411	7,325,210

エ 福祉勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	24 事業年度末 (千円)	23 事業年度末 (千円)	区 分	24 事業年度末 (千円)	23 事業年度末 (千円)
資産	1,093,931,138	1,059,252,026	負債	1,056,425,445	1,026,209,060
うち長期性預金	903,247,353	848,985,589	うち加入者貯金	935,910,110	895,905,034
			純資産	37,505,692	33,042,965
			資本剰余金	3,254,549	3,200,945
			利益剰余金	34,251,143	29,842,020

## (イ) 損益計算書

区 分	24 事業年度(千円)	23 事業年度(千円)
経常費用	34,218,159	34,125,146
うち業務費	33,213,139	33,087,154
経常収益	38,571,699	38,391,974
うち掛金収入	7,351,934	7,275,016
うち保険患者収入	8,877,596	8,168,401
うち施設収入	8,503,320	8,436,853
うち貸付金利息	1,525,655	1,717,501
うち財務収益	9,096,183	9,364,282
経常利益	4,353,540	4,266,827
臨時損失	132,155	22,701
臨時利益	242,306	240,465
法人税、住民税及び事業税	964	967
当期純利益	4,462,727	4,483,624
当期総利益	4,462,727	4,483,624
(保健経理)	793,745	196,235
(医療経理)	1,155,666	852,274
(宿泊経理)	353,466	△ 19,719
(貯金経理)	2,110,203	3,382,373
(貸付経理)	49,645	72,460
(利益の処分又は損失の処理)		
(保健経理)		
当期未処分利益		
当期総利益	793,745	196,235
利益処分量		
積立金	793,745	196,235
(医療経理)		
当期未処理損失		
当期総利益	1,155,666	852,274
前期繰越欠損金	6,216,349	7,015,019
損失処理額		
別途積立金	△ 14,895	△ 53,604
次期繰越欠損金	5,075,578	6,216,349
(宿泊経理)		
当期未処理損失		
当期総利益(△当期総損失)	353,466	△ 19,719
前期繰越欠損金	12,399,469	12,379,750
損失処理額		
別途積立金	△ 111,217	—
次期繰越欠損金	12,157,220	12,399,469
(貯金経理)		
当期未処分利益		
当期総利益	2,110,203	3,382,373
利益処分量		
欠損金補てん積立金	2,672,312	3,196,577
積立金	△ 562,109	185,795
(貸付経理)		
当期未処分利益		
当期総利益	49,645	72,460
利益処分量		
貸付資金積立金	△ 808,010	△ 815,665
積立金	857,656	888,126

オ 共済業務勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	24 事業年度末 (千円)	23 事業年度末 (千円)	区 分	24 事業年度末 (千円)	23 事業年度末 (千円)
資産	18,108,947	18,618,472	負債	3,060,466	2,922,128
うち現金及び預金	9,943,884	10,390,909	うち退職給付引当 金	2,158,219	2,039,512
うち有価証券	3,158,616	3,155,712	純資産	15,048,480	15,696,344
			資本剰余金	2,902,072	2,901,663
			利益剰余金	12,146,408	12,794,680

(イ) 損益計算書

区 分	24 事業年度(千円)	23 事業年度(千円)
経常費用	4,192,813	4,123,353
一般管理費	4,192,813	4,123,353
経常収益	3,551,066	3,650,625
うち掛金収入	3,217,134	3,298,659
経常損失	641,747	472,728
臨時損失	6,293	1,010
臨時利益	177	181
当期純損失	647,863	473,557
当期総損失	647,863	473,557
(損失の処理)		
当期未処理損失		
当期総損失	647,863	473,557
損失処理額		
別途積立金	12	△ 408
積立金取崩額	647,851	473,966

(備考) 24 事業年度の財務諸表は、25 年 10 月 22 日現在のものである。

なお、この事業団について検査した結果、不当事項 6 件((418)-(423) : 639 ページ参照)を掲記した。

(2) 日 本 銀 行

この銀行は、我が国の中央銀行として、銀行券を発行するとともに、通貨及び金融の調節を行うこと並びに銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資することを目的として設置されているものである。その資本金は 24 事業年度末現在で 1 億円(うち国の出資 5500 万円)となっている。

また、同銀行は、法令で定めるところにより、国庫金並びに通貨及び金融に関する国の事務を取り扱っている。

同銀行の 24 事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	24 事業年度末 (千円)	23 事業年度末 (千円)	区 分	24 事業年度末 (千円)	23 事業年度末 (千円)
資産	164,812,740,057	139,456,935,707	負債	161,523,974,394	136,241,585,186
うち国債	125,355,626,798	87,247,192,944	うち発行銀行券	83,378,274,888	80,842,816,101
うち貸出金	25,487,067,000	38,995,460,000	うち預金	58,320,053,288	35,896,359,874
うち外国為替	5,526,470,710	5,872,387,245	うち売現先勘定	14,505,493,650	14,397,136,807
			純資産	3,288,765,662	3,215,350,520
			うち資本金	100,000	100,000
			うち法定準備金	2,712,623,789	2,686,170,445

(イ) 損益計算書

区 分	24 事業年度(千円)	23 事業年度(千円)
経常収益	1,398,260,282	872,845,525
うち外国為替収益	680,868,739	170,483,115
うち国債利息	622,542,416	619,933,365
経常費用	266,564,832	336,762,072
うち経費	189,917,166	191,631,400
うちその他経常費用	56,745,397	67,497,835
うち外国為替費用	—	60,622,806
経常利益	1,131,695,450	536,083,452
特別利益	6,953,112	9,462,989
特別損失	301,989,618	234,787
うち外国為替等取引損失引当金繰入額	301,810,000	—
税引前当期剰余金	836,658,944	545,311,655
法人税、住民税及び事業税	260,630,267	16,244,776
当期剰余金	576,028,677	529,066,878
(剰余金の処分)		
法定準備金積立額	28,801,433	26,453,343
配当金	5,000	5,000
国庫納付金	547,222,243	502,608,534

(ウ) 主な業務実績

区 分	24 事業年度	(23 事業年度)
事業年度末銀行券発行高	136 億枚	133 億枚
(注1)		
主 な 金 融 調 節		
長期国債買入れ	44 兆 8615 億円	27 兆 4520 億円
国庫短期証券買入れ	32 兆 2101 億円	5 兆 4510 億円
(注2)		
共通担保資金供給	△ 13 兆 6751 億円	△ 18 兆 5611 億円

(注1) 正の金額は金融機関が日本銀行に保有している当座預金の増加(市中への資金供給)を、負の金額は金融機関が日本銀行に保有している当座預金の減少(市中からの資金吸収)をそれぞれ表している。

(注2) 共通担保資金供給とは、日本銀行が適格と認める国債等の金融資産を根担保として行う公開市場操作としての資金の貸付けのことである。

(3) 日本中央競馬会

日本中央競馬会は、競馬の健全な発展を図って馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与するため、競馬を行うことを目的として設置されているものである。その資本金は24事業年度末現在で49億2412万余円(全額国の出資)となっている。

同会の会計は、一般及び特別振興資金の2勘定に区分して経理され、一般勘定は、更に、投票券、業務及び新営の3勘定に区分されており、同会の勘定別の24事業年度の収入支出決算、損益、資本剰余金等及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 一般勘定

(ア) 収入支出決算

〔投票券勘定〕

収 入	収入確定額(千円)
24 事業年度	2,403,010,681
23 事業年度	2,301,988,775
支 出	支出確定額(千円)
24 事業年度	2,403,010,681
23 事業年度	2,301,988,775

〔業務勘定〕

収 入	収入確定額(千円)		
24 事業年度	384,816,560		
23 事業年度	369,155,455		
支 出	支出予算現額(千円)	支出確定額(千円)	予算残額(千円)
24 事業年度	362,475,130	316,522,538	45,952,591
23 事業年度	394,811,253	332,995,021	61,816,231

〔新営勘定〕

収 入	収入確定額(千円)			
24 事業年度	45,291,106			
23 事業年度	46,502,353			
支 出	支出予算現額(千円)	支出確定額(千円)	翌事業年度繰越額(千円)	予算残額(千円)
24 事業年度	45,291,106	28,833,826	9,269,249	7,188,030
23 事業年度	46,502,353	24,071,471	6,683,518	15,747,363

翌事業年度繰越額は全て新営勘定の新営費(支出予算現額 452 億 9110 万余円)の分である。また、予算残額の主なものは、業務勘定の競馬事業費(同 1727 億 2171 万余円)の 289 億 5401 万余円及び業務管理費(同 611 億 9118 万余円)の 83 億 4105 万余円並びに新営勘定の新営費の 71 億 8803 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	24 事業年度(千円)	23 事業年度(千円)
事業収益	2,407,594,164	2,306,263,374
うち勝馬投票券収入	2,403,010,681	2,301,988,775
事業費用	2,387,340,223	2,308,206,564
うち勝馬投票券諸支払金	1,798,220,679	1,721,510,019
うち国庫納付金(勝馬投票券売得金の 100 分の 10)	239,430,885	229,357,805
事業外収益	8,241,556	8,033,196
事業外費用	2,324	5,241
経常利益	28,493,173	6,084,764
特別利益	502,742	28,421
特別損失	5,912,906	12,457,398
当期純利益(△当期純損失)	23,083,009	△ 6,344,212
(利益の処分又は損失の処理)		
国庫納付金(利益の 2 分の 1・翌事業年度に納付)	8,469,398	—
翌事業年度に特別振興資金勘定への繰入金として整理	8,269,398	—
損失てん補準備金積立	200,000	△ 200,000
繰越利益剰余金として整理	6,144,212	△ 6,144,212
(繰越利益剰余金)	(—)	(△ 6,144,212)

(ウ) 資本剰余金等

区 分	24 事業年度末(千円)	23 事業年度末(千円)
資本剰余金残高	6,075,658	6,075,658
損失てん補準備金残高	—	—
特別積立金残高	1,049,661,232	1,049,661,232

(エ) 主な業務実績

区 分	24 事業年度	(23 事業年度)
開催回数及び日数	36回 288日	36回 288日
施設の建設	中京競馬場ツインハット 防災遡及其他工事	栗東トレーニング・センター 厩舎改築工事

イ 特別振興資金勘定

(ア) 収入支出決算

収 入	収入確定額(千円)			
24 事業年度	10,629,847			
23 事業年度	9,997,360			
支 出	支出予算現額(千円)	支出確定額(千円)	翌事業年度繰越額(千円)	予算残額(千円)
24 事業年度	13,230,000	10,629,847	—	2,600,152
23 事業年度	10,498,530	9,997,360	—	501,169

(イ) 損 益

区 分	24 事業年度(千円)	23 事業年度(千円)
事業収益	3,626,595	2,169,524
事業費用	9,629,385	9,534,229
競馬振興事業費	2,034,618	2,001,000
畜産振興事業費	1,725,730	1,774,096
払戻金上乘せ費	2,875,199	4,682,164
競馬法附則第8条第2項による交付金	2,993,836	1,076,968

(ウ) 特別振興資金

区 分	24 事業年度末(千円)	23 事業年度末(千円)
特別振興資金残高	55,550,444	61,553,235

(エ) 主な業務実績

区 分	24 事業年度	(23 事業年度)
競馬の健全な発展を図るための事業	13 事業 3,035,080 千円	14 事業 2,419,644 千円
畜産振興事業等に助成を行う法人に対する交付金の交付等	19 事業 1,725,730 千円	24 事業 1,774,096 千円
競走馬の生産の振興に資するための事業等	2 事業 2,993,836 千円	2 事業 1,076,968 千円

なお、この法人について検査した結果、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項1件(644 ページ参照)を掲記した。

(4) 預金保険機構

I 決算等の状況

この機構は、預金者等の保護及び破綻金融機関に係る資金決済の確保を図るため、次のような業務を行うことなどにより、もって信用秩序の維持に資することを目的として設置されているものである。

- ① 金融機関が預金等の払戻しを停止した場合に必要な保険金等の支払等を行うとともに、破綻金融機関に係る合併等に対する適切な資金援助等を行う業務、金融整理管財人の業務、及び金融整理管財人の管理に係る金融機関の業務を承継する銀行の設立、当該設立された銀行の経営管理等を行う業務
- ② 金融危機に対応するため必要と認められた場合において、金融機関の株式等の引受け等を行う業務
- ③ 金融機関等の資産の買取り等を行う業務
- ④ 金融機関等が発行する株式等の引受け等を協定銀行に委託し、これに伴い必要となる財務上の支援を行う業務
- ⑤ 金融機関等又は組織再編成金融機関等が発行する株式等の引受け等又は協同組織中央金融機関からの信託受益権等の買取り等を協定銀行に委託し、これに伴い必要となる財務上の支援を行う業務
- ⑥ 預金等に係る債権の消滅手続の開始等に係る公告等を行う業務
- ⑦ 株式会社地域経済活性化支援機構(25年3月17日以前は株式会社企業再生支援機構)の設立の発起人となり、及び同会社に出資を行う業務
- ⑧ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の設立の発起人となり、及び同会社に出資を行う業務
- ⑨ 住宅金融専門会社から財産を譲り受けてその処理等を行う会社を設立し、当該設立された会社に対して資金援助等を行う業務

その資本金は24事業年度末現在で321億3500万円(うち国の出資318億3000万円)となっている。

同機構の会計は、一般、危機対応、金融再生、金融機能早期健全化、金融機能強化、被害回復分配金支払、地域経済活性化支援(25年3月17日以前は企業再生支援)、東日本大震災事業者再生支援及び特定住宅金融専門会社債権債務処理の9勘定に区分して経理されている。このうち、特定住宅金融専門会社債権債務処理勘定は、特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法(平成8年法律第93号)第30条第1項の規定に基づき、前記⑨の業務の終了に伴い、24年6月30日付けて廃止されている。

同機構の勘定別の24事業年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 一般勘定

(ア) 収入支出決算

収 入	収入決定済額(千円)		
24事業年度	939,630,424		
23事業年度	1,747,637,541		
支 出	支出予算現額(千円)	支出決定済額(千円)	不用額(千円)
24事業年度	1,395,547,698	250,738,956	1,144,808,741
23事業年度	1,784,992,805	1,640,023,665	144,969,140

不用額の主なものは、協定銀行貸付金(支出予算現額1兆1404億円)の9204億円である。

(イ) 損 益

区 分	24事業年度(千円)	23事業年度(千円)
経常収益	875,133,948	1,011,208,450
うち保険料収入	606,561,252	702,932,647
経常費用	875,129,650	1,002,262,334
うち責任準備金繰入	609,520,699	283,160,779
うち住専勘定へ繰入	—	316,467,164
特別損失	4,298	8,946,115

(ウ) 責任準備金

区 分	24 事業年度末(千円)	23 事業年度末(千円)
責任準備金	1,030,030,363	420,509,664

(エ) 主な業務実績

区 分	24 事業年度 千円	(23 事業年度) 千円
事業年度末買取預金等債権残高	—	2,438,237
事業年度末被管理金融機関貸付金残高	226,527,656	226,527,656
〔貸倒引当金 (注1) 被管理金融機関貸付金は、全額が日本振興銀行株式会社向け貸付金であり、当該貸付先の民事再生計画に基づく今後の弁済見込みが未定であることから、23 事業年度と同様に貸付金元本残高の全額を当該貸付金に係る貸倒引当金として計上している。〕	226,527,656	226,527,656
破綻した金融機関からの 買取資産(貸付金)の回収(注3)	48,794	1,162,789
事業年度末買取資産(貸付金)残高	6,256,751	6,305,545
上記のうち民間金融機関のリスク管理 債権の開示基準を参考に機構において 開示している債権		
破 綻 先 債 権	4,079,991	4,108,325
延 滞 債 権	2,176,759	1,947,672
3 か 月 以 上 延 滞 債 権	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	—	249,547
計	6,256,751	6,305,545
〔貸倒引当金 (注2) 貸倒引当金に計上する金額は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額とされている。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額とされている。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績に基づき算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額とされている。〕	6,137,054	6,100,383

(注3) 10年2月の預金保険法(昭和46年法律第34号)の改正が行われる前までは、預金保険機構が株式会社整理回収銀行に対して破綻した金融機関の資産の買取りを委託できるのは、信用組合に限られていたため、同機構は10年1月に破綻した株式会社阪和銀行の貸付金等資産2082億余円を直接買い取っている。

イ 危機対応勘定

(ア) 収入支出決算

収 入	収入決定済額(千円)		
24 事業年度	455,550,430		
23 事業年度	466,814,413		
支 出	支出予算現額(千円)	支出決定済額(千円)	不用額(千円)
24 事業年度	715,238,176	455,666,287	259,571,888
23 事業年度	1,508,906,269	1,372,903,517	136,002,751

不用額の主なものは、借入返済金(支出予算現額7135億円)の2583億円である。

(イ) 損 益

区 分	24 事業年度(千円)	23 事業年度(千円)
経常収益	10,850,429	11,577,174
うち取得株式等事業収入	10,849,650	11,340,150
経常費用	525,226	1,415,706
うち事業外費用	512,098	1,400,552
当期利益金	10,325,202	10,161,467
(利益金の処理)		
翌事業年度に積立金として整理	10,325,202	10,161,467
(積立金)	(256,642,134)	(246,480,666)

(ウ) 借 入 金

区 分	24 事業年度末(千円)	23 事業年度末(千円)
借入金残高(市中金融機関)	444,700,000	455,200,000

ウ 金融再生勘定

(ア) 収入支出決算

収 入	収入決定済額(千円)		
24 事業年度	823,495,870		
23 事業年度	439,929,692		
支 出	支出予算現額(千円)	支出決定済額(千円)	不用額(千円)
24 事業年度	1,111,728,444	823,581,007	288,147,436
23 事業年度	680,981,400	439,673,043	241,308,356

不用額の主なものは、借入返済金(支出予算現額 3814 億円)の 1704 億円及び特定協定銀行貸付金(同 1145 億円)の 1104 億円である。

(イ) 損 益

区 分	24 事業年度(千円)	23 事業年度(千円)
経常収益	46,169,207	57,393,815
うち資産買取事業収入	16,885,606	18,586,513
経常費用	34,402,008	43,294,080
うち事業外費用	7,756,219	9,713,520
特別損失	712	1
当期利益金	11,766,487	14,099,732
(利益金の処理)		
翌事業年度に繰越欠損金を減額整理	11,766,487	14,099,732
(繰越欠損金)	(273,770,138)	(287,869,871)

(ウ) 借 入 金 等

区 分	24 事業年度末(千円)	23 事業年度末(千円)
借入金残高(市中金融機関)	195,400,000	211,000,000
預金保険機構債発行残高	1,650,000,000	1,650,000,000

エ 金融機能早期健全化勘定

(ア) 収入支出決算

収 入	収入決定済額(千円)		
24 事業年度	729,989,883		
23 事業年度	610,274,886		
支 出	支出予算現額(千円)	支出決定済額(千円)	不用額(千円)
24 事業年度	790,763,353	565,711,648	225,051,704
23 事業年度	1,084,032,589	997,648,823	86,383,765

不用額の主なものは、協定銀行貸付金(支出予算現額 7068 億余円)の 2023 億余円である。

(イ) 損 益

区 分	24 事業年度(千円)	23 事業年度(千円)
経常収益	2,064,604	13,842,638
うち事業外収益	1,464,632	5,672,749
うち協定銀行納付金収入	—	6,031,829
経常費用	61,415,122	4,614,511
うち協定銀行損失補填金	61,069,074	—
うち事業外費用	290,609	4,557,495
特別損失	57	0
当期利益金(△当期損失金)	△ 59,350,575	9,228,126
(利益金又は損失金の処理)		
翌事業年度に積立金として整理	—	9,228,126
翌事業年度に積立金を減額整理	59,350,575	—
(積立金)	(1,560,607,115)	(1,551,378,988)

オ 金融機能強化勘定

(ア) 収入支出決算

収 入	収入決定済額(千円)		
24 事業年度	1,093,810,754		
23 事業年度	309,848,202		
支 出	支出予算現額(千円)	支出決定済額(千円)	不用額(千円)
24 事業年度	24,127,811,352	1,093,619,285	23,034,192,066
23 事業年度	23,870,620,691	309,780,956	23,560,839,734

不用額の主なものは、借入返済金(支出予算現額 11 兆 7200 億円)の 11 兆 4784 億円、協定銀行貸付金(同 12 兆 0088 億円)の 11 兆 4376 億円及び事業外費用(同 1188 億余円)の 1181 億余円である。

(イ) 損 益

区 分	24 事業年度(千円)	23 事業年度(千円)
経常収益	4,899,387	4,607,255
うち協定銀行納付金収入	4,267,332	3,968,537
経常費用	782,709	642,324
うち事業外費用	700,043	555,780
当期利益金	4,116,640	3,964,931
(利益金の処理)		
翌事業年度に積立金として整理	4,116,640	3,964,931
(積立金)	(4,972,144)	(1,007,212)

(ウ) 借入金等

区 分	24 事業年度末(千円)	23 事業年度末(千円)
借入金残高(市中金融機関)	267,200,000	241,600,000
預金保険機構債発行残高	280,000,000	280,000,000

(エ) 主な業務実績

区 分	金融機関数	24 事業年度	(23 事業年度)
協定銀行への資本増強の委託	金融機関数 金 額	3 金融機関 65,000,000 千円	10 金融機関 176,500,000 千円

カ 被害回復分配金支払勘定

(ア) 収入支出決算

収 入	収入決定済額(千円)		
24 事業年度	1,183,953		
23 事業年度	1,067,959		
支 出	支出予算現額(千円)	支出決定済額(千円)	不用額(千円)
24 事業年度	6,356,307	5,902,919	453,388
23 事業年度	817,292	643,352	173,939

(イ) 損 益

区 分	24 事業年度(千円)	23 事業年度(千円)
経常収益	683,953	587,959
うち被害回復分配金残余納付金	521,958	427,451
経常費用	5,382,568	203,380
うち被害回復分配金支払業務費	5,253,210	2,062
うち一般管理費	128,888	199,303
当期利益金(△当期損失金)	△ 4,698,629	384,578
(利益金又は損失金の処理)		
翌事業年度に積立金として整理	—	384,578
翌事業年度に積立金を減額整理(積立金)	4,698,629	—
	(4,631,885)	(4,247,306)

(ウ) 借入金

区 分	24 事業年度末(千円)	23 事業年度末(千円)
借入金残高(市中金融機関)	190,000	210,000

(エ) 主な業務実績

区 分	24 事業年度	(23 事業年度)
主な公告の実施		
対象預金等債権の消滅 手続が開始された旨等 の公告	24 回	24 回
消滅預金等債権につい て被害回復分配金の支 払手続が開始された旨 等の公告	24 回	24 回
被害回復分配金の支払 手続が終了した旨の公 告	24 回	24 回

キ 地域経済活性化支援勘定

(ア) 収入支出決算

収 入	収入決定済額(千円)		
24 事業年度	3,000,000		
23 事業年度	0		
支 出	支出予算現額(千円)	支出決定済額(千円)	不用額(千円)
24 事業年度	2,961,312	2,959,078	2,233
23 事業年度	6,251	4,171	2,079

(イ) 損 益

区 分	24 事業年度(千円)	23 事業年度(千円)
経常収益	1	0
事業外収益	1	0
経常費用	4,078	4,171
一般管理費	4,078	4,171
当期損失金	4,077	4,171
(損失金の処理)		
翌事業年度に繰越欠損金として整理 (繰越欠損金)	4,077 (10,978)	4,171 (6,806)

(ウ) 主な業務実績

区 分	24 事業年度	(23 事業年度)
株式会社地域経済活性化 支援機構に対する出資	2,955,000 千円	—

ク 東日本大震災事業者再生支援勘定

(ア) 収入支出決算

収 入	収入決定済額(千円)		
24 事業年度	60		
23 事業年度	18,820,979		
支 出	支出予算現額(千円)	支出決定済額(千円)	不用額(千円)
24 事業年度	939	415	523
23 事業年度	18,809,135	18,809,073	61

(イ) 損 益

区 分	24 事業年度(千円)	23 事業年度(千円)
経常収益	61	140,979
うち事業外収益	61	0
うち東日本大震災事業者再生支援 機構設立負担金	—	140,979
経常費用	467	141,073
うち一般管理費	415	94
うち東日本大震災事業者再生支援 機構設立費	—	140,979
当期損失金	406	94
(損失金の処理)		
翌事業年度に繰越欠損金として整理 (繰越欠損金)	406 (94)	94 (—)

ケ 特定住宅金融専門会社債権債務処理勘定

(ア) 収入支出決算

収 入	収入決定済額(千円)		
(注4) 24 事業年度	1,120,927,328		
23 事業年度	742,040,781		
支 出	支出予算現額(千円)	支出決定済額(千円)	不用額(千円)
(注4) 24 事業年度	1,114,152,379	1,114,068,915	83,463
23 事業年度	747,677,608	742,081,830	5,595,778

(注4) 24 事業年度は24年4月1日から6月30日までである。

(イ) 損 益

区 分	(注5) 24 事業年度(千円)	23 事業年度(千円)
経常収益	13,901,636	743,229,535
うち関係会社株式回収益	13,714,492	—
うち金融安定化拠出基金戻入	—	425,400,311
経常費用	7,043,237	355,995,876
うち金融安定化拠出基金繰入	7,043,108	317,522,147
うち債権処理会社助成事業費	—	38,255,495
特別利益	—	69,427,121
特別損失	—	5
当期利益金	6,858,399	456,660,775
(利益金の処理)		
翌事業年度に繰越欠損金を減額整理	—	456,571,937
翌事業年度に積立金として整理	—	88,838
残余財産の一部として国庫に納付	6,858,399	—
(繰越欠損金)	(—)	(456,571,937)
(積立金)	(88,838)	(—)

(注5) 24 事業年度は24年4月1日から6月30日までである。

(ウ) 金融安定化拠出基金

区 分	(注6) 24 事業年度末(千円)	23 事業年度末(千円)
金融安定化拠出基金残高	—	800,168,431

(注6) 24 事業年度末は24年6月30日である。

(エ) 主な業務実績

区 分	(注7) 24 事業年度 千円	(23 事業年度) 千円
債権処理会社への業務推進助成金の交付	—	425,400,311
金融安定化拠出基金残高の分配	907,211,539	—

(注7) 24 事業年度は24年4月1日から6月30日までである。

II 金融機関の資本の増強のために使用された公的資金の状況

同機構では、預金保険法、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(平成10年法律第143号)等に基づき、直接又は協定銀行に委託して金融機関等の資本増強に関する業務を行っており、10年3月から25年3月までに、59金融機関(資本増強時の金融機関数)に対して計12兆9779億余円に及ぶ公的資金(政府保証を付して資金の借入れ又は債券の発行により調達した資金)を使用して資本増強を実施した。

このうち、24 事業年度末現在までに計11兆0518億余円が返済され、同事業年度末における未返済残高は28金融機関(現在の金融機関数)で計1兆9260億余円となっている。

これらの状況を金融機関別に整理して示すと、表のとおりとなっている。

表 公的資金による資本増強の対象とされた金融機関(平成 24 事業年度末現在)

(単位：億円)

No.	金融機関名	資本増強時金融機関名	実施年月	資本増強額	返済額	残高	
1	株りそなホールディングス	注(1)	平成 10 年 3 月	1,000	1,000	—	
		①旧株大和銀行	平成 11 年 3 月	4,080	4,080	—	
		①株りそな銀行	平成 15 年 6 月	19,600	12,483	7,116	
		②旧株あさひ銀行	平成 10 年 3 月	1,000	1,000	—	
			平成 11 年 3 月	5,000	4,000	1,000	
		③株近畿大阪銀行	平成 13 年 4 月	600	—	600	
	計			31,280	22,563	8,716	
2	株新生銀行	④旧株日本長期信用銀行	平成 10 年 3 月	1,766	466	1,300	
			平成 12 年 3 月	2,400	1,200	1,200	
		計		4,166	1,666	2,500	
3	株あおぞら銀行	⑤旧株日本債券信用銀行	平成 10 年 3 月	600	—	600	
			平成 12 年 10 月	2,600	1,312	1,287	
		計		3,200	1,312	1,887	
4		⑥株北洋銀行	平成 21 年 3 月	1,000	—	1,000	
5	株じもとホールディングス	⑦株きらやか銀行	平成 21 年 9 月	200	200	—	
			注(2)	平成 24 年 12 月	300	—	300
		⑦株じもとホールディングス(株きらやか銀行)					
		⑧株仙台銀行	平成 23 年 9 月	300	—	300	
	計			800	200	600	
6		⑨株千葉興業銀行	平成 12 年 9 月	600	—	600	
7		⑩全国信用協同組合連合会(山梨県民信用組合)	平成 21 年 9 月	450	—	450	
8	株筑波銀行	⑪株旧関東つくば銀行	平成 15 年 9 月	60	60	—	
			注(3)	平成 23 年 9 月	350	—	350
	計			410	60	350	
9		⑫株東和銀行	平成 21 年 12 月	350	—	350	
10		⑬株第三銀行	平成 21 年 9 月	300	—	300	
11		⑭全国信用協同組合連合会(ぐんまみらい信用組合)	平成 24 年 12 月	250	—	250	
12		⑮株みちのく銀行	平成 21 年 9 月	200	—	200	
13		⑯株七十七銀行	平成 23 年 12 月	200	—	200	
14		⑰全国信用協同組合連合会(いわき信用組合)	平成 24 年 1 月	175	—	175	
15		⑱信金中央金庫(あぶくま信用金庫)	平成 24 年 2 月	175	—	175	
16		⑲株紀陽ホールディングス	平成 18 年 11 月	315	154	161	
17		⑳信金中央金庫(石巻信用金庫)	平成 24 年 2 月	157	—	157	
18		㉑株南日本銀行	平成 21 年 3 月	150	—	150	
19		㉒株高知銀行	平成 21 年 12 月	150	—	150	
20		㉓全国信用協同組合連合会(相双信用組合)	平成 24 年 1 月	139	—	139	
21		㉔株宮崎太陽銀行	平成 22 年 3 月	130	—	130	

(単位：億円)

No.	金融機関名	資本増強時金融機関名	実施年月	資本増強額	返済額	残高
22		②⑤信金中央金庫(気仙沼信用金庫)	平成24年2月	130	—	130
23		②⑥フィデアホールディングス(株)(株北都銀行)	平成22年3月	100	—	100
24		②⑦(株)東北銀行	平成24年9月	100	—	100
25		②⑧(株)豊和銀行	平成18年12月	90	—	90
26		②⑨信金中央金庫(宮古信用金庫)	平成24年2月	85	—	85
27		③⑩(株)福邦銀行	平成21年3月	60	—	60
28		③⑪全国信用協同組合連合会(那須信用組合)	平成24年3月	54	—	54
29	(株)みずほフィナンシャルグループ	③②旧(株)第一勧業銀行	平成10年3月	990	990	—
			平成11年3月	9,000	9,000	—
		③③旧(株)富士銀行	平成10年3月	1,000	1,000	—
			平成11年3月	10,000	10,000	—
		③④旧(株)日本興業銀行	平成10年3月	1,000	1,000	—
			平成11年3月	6,000	6,000	—
		③⑤旧安田信託銀行(株)	平成10年3月	1,500	1,500	—
計			29,490	29,490	—	
30	(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	③⑥旧(株)三和銀行	平成10年3月	1,000	1,000	—
			平成11年3月	7,000	7,000	—
		③⑦旧(株)東海銀行	平成10年3月	1,000	1,000	—
			平成11年3月	6,000	6,000	—
		③⑧旧東洋信託銀行(株)	平成10年3月	500	500	—
			平成11年3月	2,000	2,000	—
		③⑨旧三菱信託銀行(株)	平成10年3月	500	500	—
			平成11年3月	3,000	3,000	—
④⑩旧(株)東京三菱銀行	平成10年3月	1,000	1,000	—		
計			22,000	22,000	—	
31	(株)三井住友フィナンシャルグループ	④①旧(株)さくら銀行	平成10年3月	1,000	1,000	—
			平成11年3月	8,000	8,000	—
		④②旧(株)住友銀行	平成10年3月	1,000	1,000	—
			平成11年3月	5,010	5,010	—
		計			15,010	15,010
32	(株)三井住友トラスト・ホールディングス	④③旧住友信託銀行(株)	平成10年3月	1,000	1,000	—
			平成11年3月	2,000	2,000	—
		④④旧三井信託銀行(株)	平成10年3月	1,000	1,000	—
			平成11年3月	4,002	4,002	—
		④⑤旧中央信託銀行(株)	平成10年3月	600	600	—
			平成11年3月	1,500	1,500	—
計			10,102	10,102	—	
33	④⑥(株)横浜銀行	平成10年3月	200	200	—	
		平成11年3月	2,000	2,000	—	
		計		2,200	2,200	—

第6章 第2節 第7 2 事業団等 (4) 預金保険機構

(単位：億円)

No.	金融機関名	資本増強時金融機関名	実施年月	資本増強額	返済額	残高
34	㈱ほくほくフィナンシャルグループ	④⑦㈱北陸銀行	平成10年3月	200	200	—
			平成11年9月	750	750	—
		④⑧㈱北海道銀行	平成12年3月	450	450	—
	計			1,400	1,400	—
35	㈱あしぎんフィナンシャルグループ 注(4)	④⑨㈱足利銀行	平成10年3月	300	300	—
			平成11年9月	750	750	—
			平成11年11月	300	300	—
	計			1,350	1,350	—
36	㈱西日本シティ銀行	⑤⑩旧㈱福岡シティ銀行	平成14年1月	700	700	—
37	㈱もみじホールディングス	⑤⑪旧㈱広島総合銀行	平成11年9月	400	400	—
38		⑤⑫㈱琉球銀行	平成11年9月	400	400	—
39		⑤⑬㈱八千代銀行	平成12年9月	350	350	—
40		⑤⑭㈱熊本ファミリー銀行	平成12年2月	300	300	—
41	㈱九州親和ホールディングス 注(5)	⑤⑮旧㈱九州銀行	平成14年3月	300	300	—
42		⑤⑯㈱東日本銀行	平成13年3月	200	200	—
43		⑤⑰㈱関西さわやか銀行	平成13年3月	120	120	—
44		⑤⑱㈱岐阜銀行	平成13年4月	120	120	—
45		⑤⑲㈱和歌山銀行	平成14年1月	120	120	—
	合	計		129,779	110,518	19,260

注(1) 旧㈱大和銀行は合併等により㈱りそな銀行となったが、旧㈱大和銀行が存続会社であることから㈱りそな銀行と同一法人として整理している。

注(2) ㈱仙台銀行及び㈱きらやか銀行は、24年10月に共同持株会社である㈱じもとホールディングスを設立して経営統合している。㈱きらやか銀行は、経営統合前に資本増強措置の申込みを行い、統合後に㈱じもとホールディングスに対して公的資金が300億円投入されている。

注(3) 旧㈱関東つくば銀行は合併等により㈱筑波銀行となったが、旧㈱関東つくば銀行が存続会社であることから㈱筑波銀行と同一法人として整理している。

注(4) ㈱あしぎんフィナンシャルグループは、子会社の㈱足利銀行が15年11月29日に特別危機管理銀行になったことにより、会社更生手続を経て17年12月26日に解散した。

注(5) ㈱九州親和ホールディングスは、子会社の㈱親和銀行(旧㈱九州銀行)が別の銀行持株会社の完全子会社として経営統合されたことに伴い19年8月29日に解散した。

(5) 東日本高速道路株式会社、(6) 中日本高速道路株式会社、(7) 西日本高速道路株式会社

これらの会社は、会社ごとに定められた区域内の高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うことなどにより、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的として設立されているものである。その資本金は24事業年度末現在で東日本高速道路株式会社525億円、中日本高速道路株式会社650億円、西日本高速道路株式会社475億円(各会社とも全額国の出資)となっている。

各会社の24事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

東日本高速道路株式会社

(ア) 貸借対照表

区 分	24 事業年度末 (千円)	23 事業年度末 (千円)	区 分	24 事業年度末 (千円)	23 事業年度末 (千円)
資産	783,845,935	700,794,858	負債	640,645,391	560,949,825
うち仕掛道路資産	385,556,614	333,608,848	うち道路建設関係 社債	339,533,416	319,430,916
			うち道路建設関係 長期借入金	35,000,000	15,000,000
			純資産	143,200,543	139,845,032
			うち資本金	52,500,000	52,500,000
			うち資本剰余金	58,793,635	58,793,635

(イ) 損益計算書

区 分	24 事業年度(千円)	23 事業年度(千円)
経常収益	807,403,303	809,868,007
うち料金収入	642,174,554	528,043,791
経常費用	802,228,225	804,884,947
うち道路資産賃借料	448,915,011	381,600,973
経常利益	5,175,078	4,983,060
特別利益	401,688	76,120
特別損失	173,382	206,147
法人税、住民税及び事業税	1,750,000	1,333,245
法人税等調整額	297,873	448,173
当期純利益	3,355,511	3,071,615
(繰越利益剰余金の変動)		
繰越利益剰余金(前期末残高)	11,694,060	10,042,261
別途積立金の積立	△ 988,802	△ 1,419,816
当期純利益	3,355,511	3,071,615
変動額合計	2,366,708	1,651,798
繰越利益剰余金(当期末残高)	14,060,768	11,694,060

(ウ) 主な業務実績

区 分	24 事業年度末	(23 事業年度末)
供 用	41 路線 3,676 km	41 路線 3,652 km
建 設	9 路線 273 km	9 路線 287 km

なお、この会社について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項1件(658ページ参照)及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項2件(650、653ページ参照)を掲記した。

中日本高速道路株式会社

(ア) 貸借対照表

区 分	24 事業年度末 (千円)	23 事業年度末 (千円)	区 分	24 事業年度末 (千円)	23 事業年度末 (千円)
資産	1,163,081,405	1,972,311,363	負債	981,896,366	1,791,709,866
うち仕掛道路資産	687,180,520	1,476,090,109	うち道路建設関係 社債	595,000,000	1,094,143,328
			うち道路建設関係 長期借入金	80,000,000	452,100,000
			純資産	181,185,038	180,601,496
			うち資本金	65,000,000	65,000,000
			うち資本剰余金	71,650,292	71,650,292

(イ) 損益計算書

区 分	24 事業年度(千円)	23 事業年度(千円)
経常収益	1,649,951,617	569,809,362
うち料金収入	497,373,806	476,788,146
経常費用	1,647,769,080	564,150,124
うち道路資産賃借料	350,248,082	341,425,022
経常利益	2,182,537	5,659,237
特別利益	43,644	9,762
特別損失	71,240	429,669
法人税、住民税及び事業税	1,100,000	3,490,000
法人税等調整額	471,400	△ 408,147
当期純利益	583,541	2,157,478
(繰越利益剰余金の変動)		
繰越利益剰余金(前期末残高)	2,206,814	3,780,498
高速道路事業積立金の積立	△ 729,772	△ 1,423,601
別途積立金の積立	△ 1,424,968	△ 2,307,561
当期純利益	583,541	2,157,478
変動額合計	△ 1,571,199	△ 1,573,684
繰越利益剰余金(当期末残高)	635,615	2,206,814

(ウ) 主な業務実績

区 分	24 事業年度末		(23 事業年度末)	
	供	用	21 路線	1,917 km
建	設	9 路線	327 km	22 路線 1,751 km
			8 路線	482 km

なお、この会社について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項1件(658 ページ参照)及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項2件(650、653 ページ参照)を掲記した。

西日本高速道路株式会社

(ア) 貸借対照表

区 分	24 事業年度末 (千円)	23 事業年度末 (千円)	区 分	24 事業年度末 (千円)	23 事業年度末 (千円)
資産	849,884,495	708,819,392	負債	706,141,625	571,106,794
うち仕掛道路資産	446,320,033	336,001,827	うち道路建設関係 社債	344,842,706	304,722,366
			うち道路建設関係 長期借入金	105,000,000	45,202,000
			純資産	143,742,870	137,712,597
			うち資本金	47,500,000	47,500,000
			うち資本剰余金	55,497,524	55,497,524

(イ) 損益計算書

区 分	24 事業年度(千円)	23 事業年度(千円)
経常収益	705,539,984	693,779,672
うち料金収入	585,452,588	557,498,661
経常費用	696,433,430	690,039,324
うち道路資産賃借料	409,218,095	396,032,925
経常利益	9,106,553	3,740,348
特別利益	478,198	225,951
特別損失	34,480	286,575
法人税、住民税及び事業税	3,970,000	2,470,000
過年度法人税等	—	1,175,855
法人税等調整額	△ 450,000	△ 920,000
当期純利益	6,030,272	953,869
(繰越利益剰余金の変動)		
繰越利益剰余金(前期末残高)	12,315,298	10,666,758
別途積立金の積立て	△ 142,313	—
別途積立金の取崩し	—	694,671
当期純利益	6,030,272	953,869
変動額合計	5,887,958	1,648,540
繰越利益剰余金(当期末残高)	18,203,257	12,315,298

(ウ) 主な業務実績

区 分	24 事業年度末	(23 事業年度末)
供 用	50 路線 3,388 km	50 路線 3,375 km
建 設	5 路線 180 km	5 路線 158 km

なお、この会社について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項1件(658 ページ参照)及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項2件(650、653 ページ参照)を掲記した。

(8) 本州四国連絡高速道路株式会社

この会社は、本州と四国を連絡する自動車専用道路等の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うことなどにより、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的として設立されているものである。その資本金は24 事業年度末現在で40 億円(うち国の出資26 億6522 万円)となっている。

同会社の24 事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	24 事業年度末 (千円)	23 事業年度末 (千円)	区 分	24 事業年度末 (千円)	23 事業年度末 (千円)
資産	48,388,854	45,583,408	負債	35,248,809	32,856,485
うち仕掛道路資産	3,046,087	948,488	うち道路建設関係 長期借入金	5,233,000	3,629,000
			純資産	13,140,045	12,726,922
			うち資本金	4,000,000	4,000,000
			うち資本剰余金	4,000,000	4,000,000

(イ) 損益計算書

区 分	24 事業年度(千円)	23 事業年度(千円)
経常収益	69,703,782	67,280,161
うち料金収入	63,951,753	61,201,982
経常費用	69,054,364	66,817,384
うち道路資産賃借料	45,724,316	42,980,018
経常利益	649,418	462,777
特別利益	—	130,745
特別損失	—	36,694
法人税、住民税及び事業税	181,792	346,979
過年度法人税、住民税及び事業税	54,503	—
当期純利益	413,122	209,848
(繰越利益剰余金の変動)		
繰越利益剰余金(前期末残高)	535,345	363,730
別途積立金の積立て	△ 146,924	△ 38,233
当期純利益	413,122	209,848
変動額合計	266,198	171,615
繰越利益剰余金(当期末残高)	801,543	535,345

(ウ) 主な業務実績

区 分 供 用	24 事業年度末		(23 事業年度末)	
	3 路線	173 km	3 路線	173 km

なお、この会社について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項1件(658 ページ参照)を掲記した。

(9) 日本郵政株式会社

この会社は、日本郵便株式会社の発行済株式の総数を保有し、同会社の経営管理を行うこと及び業務の支援を行うことを目的として設立されているものである。その資本金は24 事業年度末現在で3兆5000 億円(全額国の出資)となっている。

日本郵政株式会社の24 事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	24 事業年度末 (千円)	23 事業年度末 (千円)	区 分	24 事業年度末 (千円)	23 事業年度末 (千円)
資産	9,711,170,841	9,747,186,934	負債	1,108,326,844	1,250,639,699
うち関係会社株式	9,195,299,115	9,195,059,115	うち退職給付引当 金	897,775,383	977,772,122
			純資産	8,602,843,997	8,496,547,235
			うち資本金	3,500,000,000	3,500,000,000
			うち資本剰余金	4,503,856,095	4,503,856,095

(イ) 損益計算書

区 分	24 事業年度(千円)	23 事業年度(千円)
経常収益	271,230,681	291,726,386
うち関係会社受取配当金	105,353,740	106,067,440
経常費用	145,563,937	155,952,641
うち受託業務費用	57,258,182	64,006,911
経常利益	125,666,744	135,773,745
特別利益	670,685	—
特別損失	4,002,306	2,984,106
法人税、住民税及び事業税	△ 9,820	△ 23,162,543
法人税等調整額	△ 22,883,583	4,547,544
当期純利益	145,228,526	151,404,637
(繰越利益剰余金の変動)		
繰越利益剰余金(前期末残高)	431,406,262	333,546,589
剰余金の配当	△ 37,851,000	△ 38,404,500
当期純利益	145,228,526	151,404,637
社会・地域貢献基金	60,204,112	△ 15,140,463
変動額合計	167,581,638	97,859,673
繰越利益剰余金(当期末残高)	598,987,901	431,406,262

なお、社会・地域貢献基金は、日本郵政株式会社法(平成17年法律第98号)等の改正により、24年10月1日をもって全額が取り崩され、その額に相当する金額が繰越利益剰余金に振り替えられた。

(ウ) 主な業務実績

区 分	24 事業年度	(23 事業年度)
関係会社受入手数料	8 社	8 社
会社数	10,317,072 千円	11,549,339 千円
金額	65,092,373 千円	69,512,616 千円
受託業務収益		

なお、この会社について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項1件(667ページ参照)を掲記した。

(10) 日本年金機構

この機構は、厚生労働大臣の監督の下に、政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業に関し、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定に基づく業務等を行うことにより、政府が管掌する年金事業の適正な運営並びに厚生年金保険制度及び国民年金制度に対する国民の信頼の確保を図り、もって国民生活の安定に寄与することを目的として設置されているものである。その資本金は24事業年度末現在で1031億1159万余円(全額国の出資)となっている。

同機構の24事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	24 事業年度末 (千円)	23 事業年度末 (千円)	区 分	24 事業年度末 (千円)	23 事業年度末 (千円)
資産	242,655,853	234,727,472	負債	94,165,540	80,575,460
うち建物	36,592,894	36,169,320	うち未払金	28,876,270	31,936,535
うち土地	65,820,250	65,820,250	純資産	148,490,312	154,152,012
			資本金	103,111,590	103,111,590
			資本剰余金	△ 6,419,649	△ 4,736,451
			利益剰余金	51,798,372	55,776,874
			うち当期未処分 利益	42,529,618	43,696,525

(イ) 損益計算書

区 分	24 事業年度(千円)	23 事業年度(千円)
経常費用	281,268,854	292,580,375
うち業務経費	255,072,382	265,298,494
経常収益	323,798,472	336,276,900
うち運営費交付金収益	321,140,305	335,387,266
臨時損失	4,722	—
臨時利益	4,722	—
当期純利益	42,529,618	43,696,525
当期総利益	42,529,618	43,696,525
(利益の処分)		
当期未処分利益		
当期総利益	42,529,618	43,696,525
利益処分額		
国庫納付準備金	42,529,618	43,696,525

(ウ) 主な業務実績

区 分	24 事業年度末	(23 事業年度末)
厚生年金保険の加入状況 (適用事業所数)	1,758 千事業所	1,745 千事業所
国民年金の加入状況(第 1号被保険者数)	18,343 千人	18,717 千人

なお、この機構について検査した結果、不当事項1件((424):676ページ参照)及び意見を表示し又は処置を要求した事項2件(676ページ参照)を掲記した。

## [3] 独立行政法人、国立大学法人等の決算

国が資本金の2分の1以上を出資している独立行政法人、国立大学法人等のうち、37独立行政法人及び14国立大学法人等の平成24年度決算についてみると、次のとおりである。

## (独立行政法人)

独立行政法人は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)等の定めるところにより設立される法人である。

独立行政法人のうち、国が資本金の2分の1以上を出資している独立行政法人で、第3章に「不当事項」、「意見を表示し又は処置を要求した事項」又は「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」を掲記した独立行政法人は37法人あり、これらの独立行政法人に係る24事業年度の貸借対照表、損益計算書及び利益の処分又は損失の処理の概要は次のとおりである。

なお、24事業年度において国庫納付を行った独立行政法人については、国庫納付金の納付額を参考として掲載している。

[以下、「不当」は「不当事項」を、「意・処」は「意見を表示し又は処置を要求した事項」を、「処置済」は「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」を示す。]

(単位：百万円)

## 第6章 第2節 第7 2 独立行政法人

項目	(注1) 法人名	酒類総合研究所	国立青少年教育振興機構	物質・材料研究機構	放射線医学総合研究所	農業・食品産業技術総合研究機構	
						(注6)	農業技術研究業務勘定
貸借対照表(24事業年度末)	資 産	6,850	96,685	80,533	47,492	283,055	256,840
	負 債	712	3,535	14,977	23,621	18,906	16,854
	うち運営費交付金債務	190	868	988	2,761	4,738	4,165
	純 資 産	6,138	93,149	65,555	23,871	264,149	239,986
	うち 資 本 金	9,833	113,563	76,459	33,509	316,698	261,048
	うち政府出資金	9,833	113,563	76,459	33,509	312,497	261,048
	うち資本剰余金 (△繰越欠損金)	△ 3,697	△ 20,415	△ 11,438	△ 9,928	△ 24,325	△ 22,616
うち利益剰余金 (△繰越欠損金)	2	1	535	289	△ 28,223	1,553	
損 益 計 算 書(24事業年度)	経 常 費 用	985	10,756	21,348	13,673	45,668	39,402
	経 常 収 益	987	10,756	21,572	13,826	45,427	39,095
	うち運営費交付金収益	785	8,580	11,277	8,390	38,262	32,610
	経 常 利 益(△経常損失)	2	△ 0	224	153	△ 241	△ 306
	臨 時 損 失	2	—	1,362	81	322	181
	臨 時 利 益	0	—	13	53	298	152
	特 別 損 失	—	—	—	—	—	—
	特 別 利 益	—	—	—	—	—	—
	当 期 純 利 益 (△当期純損失)	0	△ 0	△ 1,124	124	△ 339	△ 405
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	0	0	1,175	4	562	554
	目的積立金取崩額	—	—	34	—	—	—
当 期 総 利 益 (△当期総損失)	0	0	85	129	222	148	
利益の処分又は損失の処理 (24事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△当期未処理損失)	0	0	85	129		148
	当 期 総 利 益 (△当期総損失)	0	0	85	129		148
	前 期 繰 越 欠 損 金	—	—	—	—		—
	積 立 金 振 替 額 (注2)						
	積 立 金	0	0	37	125		148
	目 的 積 立 金 (注3)	—	—	48	4		—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	—	—	—		—
	目的積立金取崩額	—	—	—	—		—
	積 立 金 取 崩 額	—	—	—	—		—
	次 期 繰 越 欠 損 金	—	—	—	—		—
(参考)							
国 庫 納 付 金 の 納 付 額 (注4)	—	17	—	—	225	—	
うち積立金の処分による国 庫納付額 (注5)							
うち不要財産に係る国庫納 付額	—	17	—	—	225	—	
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)	不当1 (P684)	処置済1 (P807)	処置済1 (P686)	不当1 (P689)	処置済1 (P691)		

(単位：百万円)

項目		(注1) 法人名	農業・食品産業技術総合研究機構				製品評価技術基盤機構	国立環境研究所
			基礎的研究 業務勘定	民間研究促進 業務勘定	農業機械化 促進業務勘定	特例業務勘定		
貸借対照表 (24事業年度末)	資 産		1,555	8,548	14,831	1,352	18,789	38,321
	負 債		1,513	8	603	0	5,320	10,380
	うち運営費交付金債務		464	—	108	—	1,195	3,304
	純 資 産		42	8,540	14,227	1,351	13,468	27,940
	うち 資 本 金		1,406	11,122	15,298	27,821	19,072	38,666
	うち政府出資金		1,406	7,091	15,129	27,821	19,072	38,666
	うち資本剰余金 (△繰越欠損金)		△ 1,396	△ 0	△ 1,129	817	△ 6,174	△ 10,865
うち利益剰余金 (△繰越欠損金)		32	△ 2,581	58	△ 27,287	571	139	
損 益 計 算 書 (24事業年度)	経 常 費 用		4,588	295	1,658	10	7,526	14,621
	経 常 収 益		4,589	341	1,672	18	7,480	14,608
	うち運営費交付金収益		4,183	—	1,468	—	5,892	9,497
	経 常 利 益(△経常損失)		0	45	14	7	△ 46	△ 12
	臨 時 損 失		135	—	8	—	17	4
	臨 時 利 益		135	1	8	0	16	3
	特 別 損 失		—	—	—	—	—	—
	特 別 利 益		—	—	—	—	—	—
	当 期 純 利 益 (△当期純損失)		0	47	10	7	△ 46	△ 13
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額		—	—	7	—	59	31
	目的積立金取崩額		—	—	—	—	—	—
当 期 総 利 益 (△当期総損失)		0	47	18	7	13	18	
利益の処分又は損失の処理 (24事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△当期未処理損失)		0	△ 2,581	18	△ 27,287	13	18
	当 期 総 利 益 (△当期総損失)		0	47	18	7	13	18
	前 期 繰 越 欠 損 金		—	2,629	—	27,295	—	—
	積立金振替額 <sup>(注2)</sup>		/	/	/	/	/	/
	積 立 金		0	—	18	—	13	18
	目 的 積 立 金 <sup>(注3)</sup>		—	—	—	—	—	—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額		—	—	—	—	—	—
	目的積立金取崩額		—	—	—	—	—	—
	積立金取崩額		—	—	—	—	—	—
	次 期 繰 越 欠 損 金		—	2,581	—	27,287	—	—
(参考)	国庫納付金の納付額 <sup>(注4)</sup>		2	—	—	223	—	—
	うち積立金の処分による国 庫納付額 <sup>(注5)</sup>		/	/	/	/	/	/
	うち不要財産に係る国庫納 付額		2	—	—	223	—	—
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)			処置済1 (P691)				処置済1 (P810)	処置済1 (P693)

(単位：百万円)

第6章 第2節 第7 2 独立行政法人

項目	(注1) 法人名	国立印刷局	国民生活セン ター	農 畜 産 業 振 興 機 構		
				畜産勘定	野菜勘定	
貸借対照表(24事業年度末)	資 産	319,585	11,670	475,222	368,324	75,286
	負 債	91,301	1,590	449,276	336,994	74,993
	うち運営費交付金債務	—	—	—	—	—
	純 資 産	228,284	10,080	25,946	31,329	293
	うち 資 本 金	168,705	9,166	30,958	29,965	293
	うち政府出資金	168,705	9,166	30,958	29,965	293
	うち資本剰余金	1,322	△ 851	—	—	—
うち利益剰余金 (△繰越欠損金)	58,256	1,765	△ 5,012	1,364	—	
損 益 計 算 書 (24事業年度)	経 常 費 用	61,785	3,544	233,145	118,574	15,845
	経 常 収 益	68,724	5,303	217,600	93,778	15,847
	うち運営費交付金収益	—	4,995	3,071	899	—
	経 常 利 益(△経常損失)	6,939	1,759	△ 15,545	△ 24,795	1
	臨 時 損 失	—	0	1	0	1
	臨 時 利 益	—	—	25,292	25,281	—
	特 別 損 失	2,082	—	—	—	—
	特 別 利 益	—	—	—	—	—
	当 期 純 利 益 (△当期純損失)	4,856	1,758	9,745	485	—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	—	—	—	—
目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	
当 期 総 利 益 (△当期総損失)	4,856	1,758	9,745	485	—	
利益の処分又は損失の処理 (24事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△当期未処理損失)	4,856	1,758		485	—
	当 期 総 利 益 (△当期総損失)	4,856	1,758		485	—
	前 期 繰 越 欠 損 金	—	—		—	—
	積 立 金 振 替 額 (注2)	—	—		869	—
	積 立 金	4,856	1,758		1,355	—
	目 的 積 立 金 (注3)	—	—		—	—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	—		—	—
	目的積立金取崩額	—	—		—	—
	積 立 金 取 崩 額	—	—		—	—
	次 期 繰 越 欠 損 金	—	—		—	—
(参考)						
国 庫 納 付 金 の 納 付 額 (注4)	6,871	—	33,209	1,106	—	
うち積立金の処分による国 庫納付額 (注5)						
うち不要財産に係る国庫納 付額	6,871	—	1,106	1,106	—	
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)	不当2 処置済1 (P695、697、807)	処置済1 (P810)		不当1 意・処1 (P699、701)		

(単位：百万円)

項目		(注1) 法人名	農 畜 産 業 振 興 機 構					(注7) 国際協力機構
			砂糖勘定	でん粉勘定	補給金等勘定	肉用子牛勘定	債務保証勘定	一般勘定
貸借対照表(24事業年度末)	資 産		3,420	4,917	22,821	671	393	193,829
	負 債		33,233	199	4,153	312	2	137,106
		うち運営費交付金債務	—	—	—	—	—	22,623
	純 資 産		△ 29,813	4,718	18,668	359	390	56,723
		うち資本金	—	—	—	328	371	67,278
		うち政府出資金	—	—	—	328	371	67,278
		うち資本剰余金 うち利益剰余金 (△繰越欠損金)	— △ 29,813	— 4,718	— 18,668	— 30	— 18	△ 16,686 6,131
損 益 計 算 書(24事業年度)	経 常 費 用		60,178	11,358	27,662	9,483	1	242,246
	経 常 収 益		65,565	11,854	31,557	8,952	3	226,546
		うち運営費交付金収益	1,322	780	—	68	—	126,464
	経 常 利 益(△経常損失)		5,386	496	3,895	△ 531	1	△ 15,700
	臨 時 損 失		—	—	—	—	—	2,022
	臨 時 利 益		—	0	—	9	0	7
	特 別 損 失		—	—	—	—	—	—
	特 別 利 益		—	—	—	—	—	—
	当 期 純 利 益 (△当期純損失)		5,386	496	3,895	△ 521	2	△ 17,715
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額		—	—	—	—	—	17,453
目 的 積 立 金 取 崩 額		—	—	—	—	—	—	
当 期 総 利 益 (△当期総損失)		5,386	496	3,895	△ 521	2	△ 261	
利益の処分又は損失の処理(24事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△当期未処理損失)		△ 29,813	496	3,895	△ 521	2	△ 261
		当期総利益 (△当期総損失)	5,386	496	3,895	△ 521	2	△ 261
		前期繰越欠損金	35,200	—	—	—	—	—
	積 立 金 振 替 額	(注2)	—	—	13,295	—	—	
	積 立 金		—	496	17,190	—	2	—
	目 的 積 立 金	(注3)	—	—	—	—	—	—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額		—	—	—	—	—	—
	目 的 積 立 金 取 崩 額		—	—	—	—	—	—
	積 立 金 取 崩 額		—	—	—	521	—	—
	次 期 繰 越 欠 損 金		29,813	—	—	—	—	261
(参考)								
国 庫 納 付 金 の 納 付 額	(注4)	26,917	5,185	—	—	—	14,621	
	うち積立金の処分による国 庫納付額	(注5)					5,670	
	うち不要財産に係る国庫納 付額		—	—	—	—	3,824	
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)			不当1 意・処1 (P699、701)					意・処1 処置済1 (P707)

(単位：百万円)

## 第6章 第2節 第7 2 独立行政法人

項目	(注1) 法人名	国際交流基金	科学技術振興機構		日本学術振興会		
			一般勘定	文献情報提供勘定	一般勘定	一般勘定	
貸借対照表(24事業年度末)	資産	76,129	177,898	158,792	19,320	118,505	11,769
	負債	3,178	41,469	41,015	668	116,168	9,432
	うち運営費交付金債務	246	15,486	15,486	—	—	—
	純資産	72,950	136,428	117,776	18,652	2,337	2,337
	うち資本金	77,943	242,291	148,157	94,134	1,063	1,063
	うち政府出資金	77,943	242,234	148,157	94,076	1,063	1,063
	うち資本剰余金	△ 3,719	△ 31,552	△ 31,581	28	△ 452	△ 452
うち利益剰余金(△繰越欠損金)	△ 1,260	△ 74,310	1,199	△ 75,510	1,725	1,725	
損益計算書(24事業年度)	経常費用	16,100	110,036	107,525	2,825	271,286	157,853
	経常収益	17,282	111,178	108,287	3,205	271,799	158,366
	うち運営費交付金収益	12,202	95,419	95,419	—	29,055	29,055
	経常利益(△経常損失)	1,181	1,142	762	379	512	512
	臨時損失	265	2,068	2,002	65	110	110
	臨時利益	2	2,084	2,084	—	—	—
	特別損失	—	—	—	—	—	—
	特別利益	—	—	—	—	—	—
	当期純利益(△当期純損失)	918	1,122	812	309	402	402
	前中期目標期間繰越積立金取崩額	—	378	378	—	—	—
目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	—	
当期総利益(△当期総損失)	918	1,500	1,191	309	402	402	
利益の処分又は損失の処理(24事業年度)	当期末処分利益(△当期末処理損失)	△ 1,260		1,191	△ 75,510		402
	当期総利益(△当期総損失)	918		1,191	309		402
	前期繰越欠損金	2,179		—	75,819		—
	積立金振替額(注2)						—
	積立金	—		1,167	—		402
	目的積立金(注3)	—		24	—		—
	前中期目標期間繰越積立金取崩額	—		—	—		—
	目的積立金取崩額	—		—	—		—
	積立金取崩額	—		—	—		—
	次期繰越欠損金	1,260		—	75,510		—
(参考)							
国庫納付金の納付額(注4)	323	3,039	3,039	—	—	—	
うち積立金の処分による国庫納付額(注5)	—	2,560	2,560	—			
うち不要財産に係る国庫納付額	323	479	479	—	—	—	
第3章に掲記した事項及び件数(参照ページ)	不当1 処置済1 (P709、810)		処置済1 (P810)		不当1 処置済1 (P711、810)		

(単位：百万円)

項目		(注1) 法人名			理化学研究所	日本スポーツ振興センター	
		日本学術振興会	学術研究助成業務勘定	先端研究助成業務勘定		研究者海外派遣業務勘定	投票勘定
貸借対照表(24事業年度末)	資産	74,501	31,858	378	335,348	315,040	71,379
	負債	74,501	31,858	378	122,603	80,005	65,884
	うち運営費交付金債務	—	—	—	—	—	—
	純資産	—	—	—	212,744	235,034	5,495
	うち資本金	—	—	—	265,342	233,324	—
	うち政府出資金	—	—	—	252,457	233,324	—
	うち資本剰余金 うち利益剰余金 (△繰越欠損金)	—	—	—	△ 58,346	△ 7,750	—
				5,748	9,460	5,495	
損益計算書(24事業年度)	経常費用	74,939	36,926	1,566	102,796	117,683	86,727
	経常収益	74,939	36,926	1,566	104,072	119,145	86,793
	うち運営費交付金収益	—	—	—	52,058	5,558	—
	経常利益(△経常損失)	—	—	—	1,276	1,462	65
	臨時損失	—	—	—	241	17,139	17,135
	臨時利益	—	—	—	232	16,385	16,385
	特別損失	—	—	—	—	—	—
	特別利益	—	—	—	—	—	—
	当期純利益 (△当期純損失)	—	—	—	1,238	708	△ 683
	前中期目標期間繰越積立金取崩額	—	—	—	109	206	—
目的積立金取崩額	—	—	—	0	1,822	1,822	
当期総利益 (△当期総損失)	—	—	—	1,348	2,737	1,139	
利益の処分又は損失の処理(24事業年度)	当期末処分利益 (△当期末処理損失)	—	—	—	1,348		1,139
	当期総利益 (△当期総損失)	—	—	—	1,348		1,139
	前期繰越欠損金	—	—	—	—		—
	積立金振替額 <sup>(注2)</sup>	—	—	—	718		—
	積立金	—	—	—	2,066		1,139
	目的積立金 <sup>(注3)</sup>	—	—	—	—		—
	前中期目標期間繰越積立金取崩額	—	—	—	—		—
	目的積立金取崩額	—	—	—	—		—
	積立金取崩額	—	—	—	—		—
	次期繰越欠損金	—	—	—	—		—
(参考)							
国庫納付金の納付額 <sup>(注4)</sup>	—	—	—	—	8,112	8,112	
うち積立金の処分による国庫納付額 <sup>(注5)</sup>							
うち不要財産に係る国庫納付額	—	—	—	—	—	—	
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)	不当1 処置済1 (P711、810)			処置済2 (P713、810)	意・処1 (P717)		

(単位：百万円)

## 第6章 第2節 第7 2 独立行政法人

項目		(注1) 法人名	日本スポーツ振興センター			日本芸術文化 振興会	国立重度知的 障害者総合施 設のぞみの園
			災害共済給付 勘定	免責特約勘定	一 般 勘 定		
貸借対照表 (24事業年度末)	資 産		6,665	2,557	234,732	241,452	15,985
	負 債		4,420	1,866	8,129	8,036	1,964
		うち運営費交付金債務	—	—	—	—	—
	純 資 産		2,244	691	226,603	233,415	14,020
		うち 資 本 金	—	—	233,324	246,819	15,189
		うち政府出資金	—	—	233,324	246,819	15,189
		うち資本剰余金	—	—	△ 7,750	△ 14,785	△ 1,174
	うち利益剰余金 (△繰越欠損金)	2,244	691	1,028	1,382	5	
損 益 計 算 書 (24事業年度)	経 常 費 用		18,866	2,059	12,260	18,074	3,568
	経 常 収 益		21,356	436	12,791	18,623	3,574
		うち運営費交付金収益	—	—	5,558	9,478	1,673
	経 常 利 益(△経常損失)		2,489	△ 1,623	530	548	5
	臨 時 損 失		—	—	4	4	21
	臨 時 利 益		—	—	—	4	21
	特 別 損 失		—	—	—	—	—
	特 別 利 益		—	—	—	—	—
	当 期 純 利 益 (△当期純損失)		2,489	△ 1,623	525	548	5
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額		—	—	206	—	—
目 的 積 立 金 取 崩 額		—	—	—	—	—	
当 期 総 利 益 (△当期総損失)		2,489	△ 1,623	732	548	5	
利益の処分又は損失の処理 (24事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△当期未処理損失)		2,244	△ 1,623	732	548	5
		当期総利益 (△当期総損失)	2,489	△ 1,623	732	548	5
		前期繰越欠損金	244	—	—	—	—
	積 立 金 振 替 額		—	1,589	8	762	—
	積 立 金		2,244	—	740	1,311	5
	目 的 積 立 金		—	—	—	—	—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額		—	—	—	—	—
	目 的 積 立 金 取 崩 額		—	—	—	—	—
	積 立 金 取 崩 額		—	34	—	—	—
	次 期 繰 越 欠 損 金		—	—	—	—	—
(参考)	国庫納付金の納付額		—	—	—	—	—
	うち積立金の処分による国 庫納付額						
	うち不要財産に係る国庫納 付額		—	—	—	—	—
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)			意・処1 (P717)			意・処1 (P725)	意・処1 (P815)

(単位：百万円)

項目	(注1) 法人名	日本貿易振興 機構	鉄 道 建 設 ・ 運 輸 施 設 整 備 支 援 機 構			
			建 設 勘 定	海 事 勘 定	基 礎 的 研 究 等 勘 定	
貸借対照表(24事業年度末)	資 産	61,340	11,018,215	7,617,911	230,291	52,979
	負 債	12,418	9,643,264	7,184,217	214,900	52,820
	うち運営費交付金債務	6,748	—	—	—	—
	純 資 産	48,922	1,374,950	433,694	15,390	159
	うち 資 本 金	52,662	116,448	52,520	63,767	66
	うち政府出資金	52,662	116,448	52,520	63,767	66
	うち資本剰余金 (△繰越欠損金)	△ 4,646	374,240	372,293	2,000	△ 47
損 益 計 算 書 (24事業年度)	経 常 費 用	28,489	847,863	334,292	26,168	586
	経 常 収 益	28,889	909,962	335,158	27,881	532
	うち運営費交付金収益	20,667	552	—	8	235
	経 常 利 益(△経常損失)	400	62,098	865	1,713	△ 53
	臨 時 損 失	24	341	337	—	0
	臨 時 利 益	9	0	0	—	—
	特 別 損 失	—	—	—	—	—
	特 別 利 益	—	—	—	—	—
	当 期 純 利 益 (△当期純損失)	385	61,757	528	1,713	△ 54
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	29	56,228	—	—	—
	目的積立金取崩額	—	—	—	—	—
当 期 総 利 益 (△当期総損失)	414	117,986	528	1,713	△ 54	
利益の処分又は損失の処理 (24事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△当期未処理損失)	414		528	△ 50,376	△ 54
	当 期 総 利 益 (△当期総損失)	414		528	1,713	△ 54
	前 期 繰 越 欠 損 金	—		—	52,089	—
	積 立 金 振 替 額 (注2)			3,818	—	—
	積 立 金	414		4,347	—	—
	目 的 積 立 金 (注3)	—		—	—	—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—		—	—	—
	目的積立金取崩額	—		—	—	—
	積 立 金 取 崩 額	—		—	—	54
	次 期 繰 越 欠 損 金	—		—	50,376	—
(参考)						
国 庫 納 付 金 の 納 付 額 (注4)	1,513	—	—	—	—	
うち積立金の処分による国 庫納付額 (注5)						
うち不要財産に係る国庫納 付額	813	—	—	—	—	
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)	処置済1 (P729)		不 当 1 処 置 済 1 (P731、732)			

(単位：百万円)

第6章 第2節 第7 2 独立行政法人

項目	(注1) 法人名	鉄道建設・運輸施設整備 支援機構		自動車事故 対策機構	情報処理推進機構		
		助成勘定	特例業務勘定			一般勘定	試験勘定
貸借対照表 (24事業年度末)	資 産	2,577,153	2,172,467	24,022	22,718	15,796	2,589
	負 債	2,132,746	1,691,154	13,975	4,201	2,997	1,203
	うち運営費交付金債務	—	—	619	—	—	—
	純 資 産	444,406	481,313	10,046	18,517	12,798	1,386
	うち資本金	94	—	13,174	20,840	13,710	—
	うち政府出資金	94	—	13,081	20,840	13,710	—
	うち資本剰余金 うち利益剰余金 (△繰越欠損金)	— 444,311	— 481,313	△ 3,166 39	△ 1,633 △ 697	△ 2,785 1,865	1,151 234
損 益 計 算 書 (24事業年度)	経 常 費 用	674,380	57,326	11,814	8,083	5,261	2,798
	経 常 収 益	618,270	173,012	11,843	8,303	5,703	2,608
	うち運営費交付金収益	308	—	5,953	4,854	4,854	—
	経 常 利 益(△経常損失)	△ 56,110	115,686	29	220	442	△ 189
	臨 時 損 失	—	4	2	115	2	0
	臨 時 利 益	—	—	1	—	—	—
	特 別 損 失	—	—	—	—	—	—
	特 別 利 益	—	—	—	—	—	—
	当 期 純 利 益 (△当期純損失)	△ 56,110	115,682	27	100	436	△ 190
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	56,228	—	11	2	—	2
目 的 積 立 金 取 崩 額	—	—	—	—	—	—	
当 期 総 利 益 (△当期総損失)	118	115,682	38	103	436	△ 187	
利益の処分又は損失の処理 (24事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△当期未処理損失)	118	115,682	38		436	△ 187
	当 期 総 利 益 (△当期総損失)	118	115,682	38		436	△ 187
	前 期 繰 越 欠 損 金	—	—	—		—	—
	積 立 金 振 替 額 (注2)	444,141	144,162			28	234
	積 立 金	444,259	259,844	38		465	234
	目 的 積 立 金 (注3)	—	—	—		—	—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	—	—		—	11
	目 的 積 立 金 取 崩 額	—	—	—		—	—
	積 立 金 取 崩 額	—	—	—		—	175
	次 期 繰 越 欠 損 金	—	—	—		—	—
(参考)	国 庫 納 付 金 の 納 付 額 (注4)	—	—	6,126	—	—	—
	うち積立金の処分による国 庫納付額 (注5)			6,126			
	うち不要財産に係る国庫納 付額	—	—	—	—	—	—
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)		不当1 処置済1 (P731、732)		処置済1 (P810)	意・処1 (P736)		

(単位：百万円)

項目		(注1) 法人名	情報処理推進機構		石油天然ガス・金属鉱物資源機構			
			事業化勘定	地域事業出 資業務勘定		石油天然ガ ス等勘定	投融资等・ 金属鉱産物 備蓄勘定	金属鉱業一 般勘定
貸借対照表 (24事業年度末)	資 産		1	4,331	1,320,196	1,034,583	183,521	95,398
	負 債		—	—	810,788	744,732	36,643	28,050
		うち運営費交付金債務	—	—	—	—	—	—
	純 資 産		1	4,331	509,408	289,850	146,878	67,347
		うち 資 本 金	267	6,863	502,993	321,377	142,699	38,916
		うち政府出資金	267	6,863	502,993	321,377	142,699	38,916
		うち資本剰余金	—	—	28,827	△ 4,005	3,512	24,203
	うち利益剰余金 (△繰越欠損金)	△ 265	△ 2,531	△ 22,539	△ 27,588	605	4,227	
損 益 計 算 書 (24事業年度)	経 常 費 用		—	32	484,263	464,990	478	18,708
	経 常 収 益		0	0	473,632	449,770	1,173	22,595
		うち運営費交付金収益	—	—	29,105	24,482	106	4,516
	経 常 利 益(△経常損失)		0	△ 32	△ 10,631	△ 15,220	694	3,887
	臨 時 損 失		—	113	97	97	0	0
	臨 時 利 益		—	—	102	99	—	2
	特 別 損 失		—	—	—	—	—	—
	特 別 利 益		—	—	—	—	—	—
	当 期 純 利 益 (△当期純損失)		0	△ 145	△ 10,627	△ 15,217	694	3,889
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額		—	—	8,908	8,908	—	—
目 的 積 立 金 取 崩 額		—	—	—	—	—	—	
当 期 総 利 益 (△当期総損失)		0	△ 145	△ 1,718	△ 6,308	694	3,889	
利益の処分又は損失の処理 (24事業年度)	当 期 未 処 理 利 益 (△当期未処理損失)		△ 265	△ 2,531	X	△ 35,879	569	3,889
	当 期 総 利 益 (△当期総損失)		0	△ 145		△ 6,308	694	3,889
	前 期 繰 越 欠 損 金		265	2,386		29,571	125	—
	積 立 金 振 替 額 <sup>(注2)</sup>		—	—		8,291	36	—
	積 立 金		—	—		—	605	3,889
	目 的 積 立 金 <sup>(注3)</sup>		—	—		—	—	—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額		—	—		—	—	—
	目 的 積 立 金 取 崩 額		—	—		—	—	—
	積 立 金 取 崩 額		—	—		—	—	—
	次 期 繰 越 欠 損 金		265	2,531		27,588	—	—
(参考)	国庫納付金の納付額 <sup>(注4)</sup>		—	—	93	93	—	—
	うち積立金の処分による国 庫納付額 <sup>(注5)</sup>							
	うち不要財産に係る国庫納 付額		—	—	93	93	—	—
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)			意・処1 (P736)		処置済1 (P743)			

(単位：百万円)

## 第6章 第2節 第7 2 独立行政法人

項目	(注1) 法人名	石油天然ガス・金属鉱物 資源機構		労働者健康福 祉機構	国立病院機構	(注8) 国立高等専門 学校機構
		金属鉱業鉱害 防止積立金勘 定	金属鉱業鉱害 防止事業基金 勘定			
貸借対照表(24事業年度末)	資 産	1,891	5,320	471,127	1,329,204	282,872
	負 債	1,847	31	310,422	913,583	42,823
	うち運営費交付金債務	—	—	442	183	880
	純 資 産	43	5,289	160,704	415,621	240,048
	うち 資 本 金	—	—	147,152	208,174	278,610
	うち政府出資金	—	—	147,152	208,174	278,610
	うち資本剰余金	—	5,117	50,933	207,683	△ 39,017
うち利益剰余金 (△繰越欠損金)	43	171	△ 37,381	△ 237	454	
損 益 計 算 書 (24事業年度)	経 常 費 用	18	68	305,927	858,630	77,229
	経 常 収 益	14	79	306,720	908,455	77,346
	うち運営費交付金収益	—	—	7,980	29,772	56,570
	経 常 利 益(△経常損失)	△ 4	10	793	49,824	116
	臨 時 損 失	—	—	563	8,192	395
	臨 時 利 益	—	—	27	240	368
	特 別 損 失	—	—	—	—	—
	特 別 利 益	—	—	—	—	—
	当 期 純 利 益 (△当期純損失)	△ 4	10	256	41,872	88
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	—	—	—	18
目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	
当 期 総 利 益 (△当期総損失)	△ 4	10	256	41,872	107	
利益の処分又は損失の処理 (24事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△当期未処理損失)	△ 4	10	△ 37,381	△ 237	107
	当 期 総 利 益 (△当期総損失)	△ 4	10	256	41,872	107
	前 期 繰 越 欠 損 金	—	—	37,638	42,109	—
	積 立 金 振 替 額 <sup>(注2)</sup>	25	117			
	積 立 金	25	127	—	—	107
	目 的 積 立 金 <sup>(注3)</sup>	—	—	—	—	—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	25	—	—	—	—
	目的積立金取崩額	—	—	—	—	—
	積 立 金 取 崩 額	4	—	—	—	—
	次 期 繰 越 欠 損 金	—	—	37,381	237	—
(参考)	国庫納付金の納付額 <sup>(注4)</sup>	—	—	23	—	—
	うち積立金の処分による国 庫納付額 <sup>(注5)</sup>					
	うち不要財産に係る国庫納 付額	—	—	—	—	—
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)		処置済1 (P743)	意・処1 処置済2 (P747, 810, 815)	不当1 (P750)	不当1 意・処2 (P754, 756, 815)	

(単位：百万円)

項目	(注1) 法人名	中 小 企 業 基 盤 整 備 機 構					
		一 般 勘 定	産 業 基 盤 整 備 勘 定	施 設 整 備 等 勘 定	小 規 模 企 業 共 済 勘 定	中 小 企 業 倒 産 防 止 共 済 勘 定	
貸借対照表(24事業年度末)	資 産	11,407,788	1,069,337	46,196	35,720	9,410,024	816,202
	負 債	10,761,078	124,671	1,943	1,502	9,856,705	768,192
	うち運営費交付金債務	17,514	16,749	—	—	497	267
	純 資 産	646,709	944,666	44,252	34,217	△ 446,680	48,010
	うち 資 本 金	1,114,490	943,176	42,595	52,556	15,518	47,421
	うち政府出資金	1,113,490	943,176	42,595	52,556	15,518	47,421
	うち資本剰余金 うち利益剰余金 (△繰越欠損金)	△ 7,210 △ 460,570	△ 7,904 9,394	897 760	△ 0 △ 18,338	△ 113 △ 462,084	△ 75 663
損 益 計 算 書(24事業年度)	経 常 費 用	849,314	40,760	1,338	1,649	653,222	144,574
	経 常 収 益	1,124,541	44,956	480	1,691	925,180	147,281
	うち運営費交付金収益	36,938	32,087	—	—	3,693	1,157
	経 常 利 益(△経常損失)	275,226	4,195	△ 858	42	271,958	2,707
	臨 時 損 失	8,425	990	—	—	804	6,540
	臨 時 利 益	3,963	60	20	41	—	3,717
	特 別 損 失	—	—	—	—	—	—
	特 別 利 益	—	—	—	—	—	—
	当 期 純 利 益 (△当期純損失)	270,714	3,230	△ 838	78	271,152	△ 116
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	4,886	1,283	858	—	—	—
目 的 積 立 金 取 崩 額	—	—	—	—	—	—	
当 期 総 利 益 (△当期総損失)	275,600	4,514	20	78	271,152	△ 116	
利益の処分又は損失の処理(24事業年度)	当 期 未 処 理 利 益 (△当期未処理損失)		4,514	20	△ 18,338	△ 462,084	△ 116
	当 期 総 利 益 (△当期総損失)		4,514	20	78	271,152	△ 116
	前 期 繰 越 欠 損 金		—	—	18,416	733,237	—
	積 立 金 振 替 額 (注2)						
	積 立 金		4,514	20	—	—	—
	目 的 積 立 金 (注3)		—	—	—	—	—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額		—	—	—	—	—
	目 的 積 立 金 取 崩 額		—	—	—	—	—
	積 立 金 取 崩 額		—	—	—	—	116
	次 期 繰 越 欠 損 金		—	—	18,338	462,084	—
(参考)							
国 庫 納 付 金 の 納 付 額 (注4)	9,079	990	8,089	—	—	—	
うち積立金の処分による国 庫納付額 (注5)							
うち不要財産に係る国庫納 付額	9,079	990	8,089	—	—	—	
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)						意・処1 (P764)	

(単位：百万円)

項目		(注1) 法人名			都市再生機構		
		中小企業基盤整備機構		都市再生勘定	宅地造成等経過勘定		
		工業再配置等業務特別勘定	産炭地域経過業務特別勘定	出資承継勘定			
貸借対照表(24事業年度末)	資 産	16,494	16,237	7,196	14,462,431	12,766,314	1,696,116
	負 債	1,397	16,243	44	13,579,388	11,856,379	1,723,009
	うち運営費交付金債務	—	—	—	—	—	—
	純 資 産	15,096	△ 5	7,152	883,042	909,935	△ 26,892
	うち 資 本 金	4,360	—	8,863	1,058,168	970,478	87,690
	うち政府出資金	4,360	—	7,863	1,056,168	968,478	87,690
	うち資本剰余金	△ 8	△ 5	—	35,874	35,874	—
うち利益剰余金(△繰越欠損金)	10,744	—	△ 1,711	△ 211,000	△ 96,417	△ 114,582	
損 益 計 算 書(24事業年度)	経 常 費 用	5,601	2,306	66	972,282	774,139	198,151
	経 常 収 益	2,755	2,382	17	1,056,128	881,354	174,781
	うち運営費交付金収益	—	—	—	—	—	—
	経 常 利 益(△経常損失)	△ 2,846	75	△ 49	83,846	107,215	△ 23,369
	臨 時 損 失	—	90	—	37,517	33,801	3,716
	臨 時 利 益	106	16	—	2,969	2,776	193
	特 別 損 失	—	—	—	—	—	—
	特 別 利 益	—	—	—	—	—	—
	当 期 純 利 益(△当期純損失)	△ 2,744	—	△ 49	49,297	76,190	△ 26,892
	前中期目標期間繰越積立金取崩額	2,744	—	—	—	—	—
目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	—	
当 期 総 利 益(△当期総損失)	—	—	△ 49	49,297	62,677	△ 13,379	
利益の処分又は損失の処理(24事業年度)	当 期 未 処 分 利 益(△当期未処理損失)	—	—	△ 1,711	X	△ 96,417	△ 114,582
	当 期 総 利 益(△当期総損失)	—	—	△ 49		62,677	△ 13,379
	前 期 繰 越 欠 損 金	—	—	1,662		159,095	101,202
	積立金振替額(注2)						
	積 立 金	—	—	—		—	—
	目的積立金(注3)	—	—	—		—	—
	前中期目標期間繰越積立金取崩額	—	—	—		—	—
	目的積立金取崩額	—	—	—		—	—
	積立金取崩額	—	—	—		—	—
	次 期 繰 越 欠 損 金	—	—	1,711		96,417	114,582
(参考)	国庫納付金の納付額(注4)	—	—	—	—	—	—
	うち積立金の処分による国庫納付額(注5)						
	うち不要財産に係る国庫納付額	—	—	—	—	—	—
第3章に掲記した事項及び件数(参照ページ)		意・処1(P764)			不当1 意・処1 処置済1(P772、774、779)		

(単位：百万円)

項目	(注1) 法人名	奄美群島振 興開発基金	日本高速道路保有・債務返済機構		日本原子力研究開発機構		
			高速道路勘 定	鉄 道 勘 定		一 般 勘 定	
貸借対照表(24事業年度末)	資 産	16,603	41,374,672	41,123,077	251,601	866,222	385,658
	負 債	5,568	32,345,019	32,114,535	230,491	280,771	120,440
	うち運営費交付金債務	—	—	—	—	14,515	3,731
	純 資 産	11,035	9,029,652	9,008,542	21,110	585,451	265,217
	うち 資 本 金	16,771	5,376,311	5,354,671	21,640	892,985	348,793
	うち政府出資金	10,401	3,955,854	3,934,213	21,640	876,568	348,352
	うち資本剰余金 うち利益剰余金 (△繰越欠損金)	— △ 5,736	844,412 2,808,928	847,662 2,806,209	△ 3,250 2,719	△ 329,302 21,767	△ 86,815 3,239
損 益 計 算 書(24事業年度)	経 常 費 用	239	1,537,328	1,528,634	8,710	182,145	88,504
	経 常 収 益	269	1,596,872	1,587,939	8,950	183,772	88,677
	うち運営費交付金収益	—	—	—	—	128,013	50,244
	経 常 利 益(△経常損失)	30	59,544	59,304	240	1,626	172
	臨 時 損 失	—	61,897	61,897	—	8,412	7,213
	臨 時 利 益	—	365,999	365,606	392	8,411	7,212
	特 別 損 失	—	—	—	—	—	—
	特 別 利 益	—	—	—	—	—	—
	当 期 純 利 益 (△当期純損失)	30	363,646	363,013	632	1,563	136
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	33	—	33	259	213
目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	—	
当 期 総 利 益 (△当期総損失)	30	363,680	363,013	666	1,822	350	
利益の処分又は損失の処理(24事業年度)	当 期 未 処 理 利 益 (△当期未処理損失)	△ 5,736		363,013	666		350
	当 期 総 利 益 (△当期総損失)	30		363,013	666		350
	前 期 繰 越 欠 損 金	5,766		—	—		—
	積 立 金 振 替 額 (注2)			—	1,349		
	積 立 金	—		363,013	2,016		350
	目 的 積 立 金 (注3)	—		—	—		—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—		—	—		—
	目的積立金取崩額	—		—	—		—
	積 立 金 取 崩 額	—		—	—		—
	次 期 繰 越 欠 損 金	5,736		—	—		—
(参考)							
国庫納付金の納付額 (注4)	—	—	—	—	601	532	
うち積立金の処分による国 庫納付額 (注5)							
うち不要財産に係る国庫納 付額	—	—	—	—	601	532	
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)	意・処1 (P784)		不 当 1 意・処1 (P787、788)		処 置 済 2 (P794、807)		

(単位：百万円)

第6章 第2節 第7 2 独立行政法人

項目		(注1) 法人名		年金・健康保険福祉施設整理機構			
		日本原子力研究開発機構			厚生年金勘定	国民年金勘定	健康保険勘定
		電源利用勘定	埋設処分業務勘定				
貸借対照表 (24事業年度末)	資 産	461,693	18,871	96,819	29,450	243	67,128
	負 債	160,231	100	1,280	96	1	1,184
	うち運営費交付金債務	10,783	—	—	—	—	—
	純 資 産	301,462	18,770	95,538	29,353	241	65,943
	うち 資 本 金	544,191	—	103,674	29,142	—	74,532
	うち政府出資金	528,215	—	103,674	29,142	—	74,532
	うち資本剰余金 (△繰越欠損金)	△ 242,486	—	85,037	70,034	18,164	△ 3,161
	うち利益剰余金 (△繰越欠損金)	△ 242	18,770	112,228	72,450	13,336	26,441
損 益 計 算 書 (24事業年度)	経 常 費 用	95,394	303	3,701	300	0	3,400
	経 常 収 益	95,030	2,120	207	66	4	137
	うち運営費交付金収益	77,791	—	—	—	—	—
	経 常 利 益(△経常損失)	△ 363	1,816	△ 3,494	△ 234	3	△ 3,263
	臨 時 損 失	1,199	—	14	2	0	12
	臨 時 利 益	1,199	—	4,645	3	0	4,642
	特 別 損 失	—	—	—	—	—	—
	特 別 利 益	—	—	—	—	—	—
	当 期 純 利 益 (△当期純損失)	△ 389	1,816	1,136	△ 233	3	1,366
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	45	—	—	—	—	—
目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	—	
当 期 総 利 益 (△当期総損失)	△ 344	1,816	1,136	△ 233	3	1,366	
利益の処分又は損失の処理 (24事業年度)	当 期 未 処 理 利 益 (△当期未処理損失)	△ 1,698	1,816		72,450	13,336	26,441
	当 期 総 利 益 (△当期総損失)	△ 344	1,816		△ 233	3	1,366
	前 期 繰 越 欠 損 金	1,354	—		—	—	—
	積立金振替額 (注2)						
	積 立 金	—	—		—	—	—
	目 的 積 立 金 (注3)	—	1,816		—	—	—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	—		—	—	—
	目的積立金取崩額	—	—		—	—	—
	積立金取崩額	—	—		—	—	—
	次 期 繰 越 欠 損 金	1,698	—		—	—	—
(参考)	国庫納付金の納付額 (注4)	69	—	3,085	889	1,275	920
	うち積立金の処分による国 庫納付額 (注5)						
	うち不要財産に係る国庫納 付額	69	—	—	—	—	—
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)		処置済2 (P794、807)		不当1 意・処1 (P798、800)			

(単位：百万円)

項目		(注1) 法人名	国立がん研究 センター	国立循環器病 研究センター	国立精神・神 経医療研究セ ンター	国立成育医療 研究センター	国立長寿医療 研究センター
		貸借対照表(24事業年度末)					
貸借対照表(24事業年度末)	資 産	131,818	40,083	43,466	55,896	14,896	
	負 債	33,688	9,830	7,572	15,497	4,551	
	うち運営費交付金債務	115	433	—	169	241	
	純 資 産	98,129	30,253	35,894	40,399	10,345	
	うち 資 本 金	91,662	28,691	37,329	36,485	10,333	
	うち政府出資金	91,662	28,691	37,329	36,485	10,333	
	うち資本剰余金	2,759	1,315	△ 46	1,418	△ 586	
うち利益剰余金 (△繰越欠損金)	3,707	246	△ 1,389	2,494	598		
損 益 計 算 書 (24事業年度)	経 常 費 用	47,967	26,966	14,355	22,606	9,251	
	経 常 収 益	48,382	26,619	14,060	23,405	9,815	
	うち運営費交付金収益	7,778	4,626	4,619	4,106	3,526	
	経 常 利 益(△経常損失)	415	△ 346	△ 294	799	564	
	臨 時 損 失	227	313	26	3	48	
	臨 時 利 益	12	0	2	0	—	
	特 別 損 失	—	—	—	—	—	
	特 別 利 益	—	—	—	—	—	
	当 期 純 利 益 (△当期純損失)	200	△ 659	△ 317	795	515	
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	—	—	—	—	
	目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	
当 期 総 利 益 (△当期総損失)	200	△ 659	△ 317	795	515		
利益の処分又は損失の処理 (24事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△当期未処理損失)	200	△ 659	△ 1,389	795	515	
	当 期 総 利 益 (△当期総損失)	200	△ 659	△ 317	795	515	
	前 期 繰 越 欠 損 金	—	—	1,071	—	—	
	積立金振替額 <sup>(注2)</sup>						
	積 立 金	200	—	—	795	515	
	目 的 積 立 金 <sup>(注3)</sup>	—	—	—	—	—	
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	—	—	—	—	
	目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	
	積立金取崩額	—	659	—	—	—	
	次 期 繰 越 欠 損 金	—	—	1,389	—	—	
(参考)	国庫納付金の納付額 <sup>(注4)</sup>	—	—	—	—	—	
	うち積立金の処分による国 庫納付額 <sup>(注5)</sup>						
	うち不要財産に係る国庫納 付額	—	—	—	—	—	
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)	不当17 (P821)	意・処1 (P824)	処置済1 (P828)	処置済1 (P828)	不当1 処置済1 (P828、832)		

- (注1) 各法人の名称中「独立行政法人」については、記載を省略した。
- (注2) 24事業年度が中期目標期間の最後の事業年度となっている法人において、目的積立金及び前中期目標期間繰越積立金を積立金に振り替えた額をいう。また、24事業年度が中期目標期間の最後の事業年度ではない法人については、この欄に斜線を付している。
- (注3) 25年10月22日現在において、独立行政法人通則法第44条第3項の規定により主務大臣の承認を受けた額をいう。
- (注4) 24事業年度のキャッシュ・フロー計算書において、国庫納付金の支払額、政府出資の払戻による支出及び不要財産に係る国庫納付等による支出として表示された額等をいう。
- (注5) 前事業年度が中期目標期間の最後の事業年度となっている法人において、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律により、24事業年度に積立金の全部又は一部を国庫に納付した額をいう。また、前事業年度が中期目標期間の最後の事業年度ではない法人については、この欄に斜線を付している。
- (注6) 複数の勘定を有する法人については各勘定の欄とは別に法人全体の欄を設けたが、勘定相互間の債権債務、費用収益は相殺消去することとされているため、法人全体の欄の額は各勘定の額の合計とは一致しないものがある。なお、利益の処分又は損失の処理は勘定ごとに行い、法人全体では行わないとされていることから、法人全体の「利益の処分又は損失の処理」の計数はない。
- (注7) 独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定については1189ページ参照
- (注8) 財務諸表は、25年10月22日現在のものである。

#### (国立大学法人及び大学共同利用機関法人)

国立大学法人及び大学共同利用機関法人(以下「国立大学法人等」という。)は、大学の教育研究に対する国民の要請に応えるとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るために、国立大学を設置して教育研究を行うこと及び大学共同利用機関を設置して大学の共同利用に供することを目的として、国立大学法人法(平成15年法律第112号)の定めるところにより設立される法人である。

国立大学法人等のうち、第3章に「不当事項」又は「意見を表示し又は処置を要求した事項」を掲記した国立大学法人等は14法人あり、これらの国立大学法人等に係る24事業年度の貸借対照表、損益計算書及び利益の処分又は損失の処理の概要は次のとおりである。

[以下、「不当」は「不当事項」を、「意・処」は「意見を表示し又は処置を要求した事項」を示す。]

(単位：百万円)

項目		(注1) 法人名	東 北 大 学	福 島 大 学	群 馬 大 学	千 葉 大 学	横浜国立大学
		貸借対照表(24事業年度末)		資 産	424,497	32,927	93,382
		負 債	204,333	7,138	46,454	54,787	15,512
		うち運営費交付金債務	11,922	667	1,512	498	468
		純 資 産	220,164	25,788	46,928	167,521	94,411
		う ち 資 本 金	192,720	27,051	35,617	150,906	97,494
		うち政府出資金	192,720	27,051	35,617	150,906	97,494
		う ち 資 本 剰 余 金	14,809	△ 1,461	2,675	8,155	△ 3,589
		う ち 利 益 剰 余 金	12,634	199	8,635	8,459	503
損 益 計 算 書 (24事業年度)		経 常 費 用	126,434	7,081	42,456	60,326	16,723
		経 常 収 益	128,479	7,028	43,129	61,409	16,752
		うち運営費交付金収益	42,603	3,154	11,062	16,243	7,642
		経 常 利 益(△経常損失)	2,044	△ 52	672	1,082	28
		臨 時 損 失	7,610	—	10	170	50
		臨 時 利 益	7,718	—	—	47	50
		当期純利益(△当期純損失)	2,152	△ 52	661	959	28
		前中期目標期間繰越積立金取崩額	77	—	—	7	0
		目的積立金取崩額	45	—	—	39	59
		当期総利益(△当期総損失)	2,275	△ 52	661	1,005	88
利益の処分又は損失の処理 (24事業年度)		当 期 未 処 分 利 益 (△当期末処理損失)	2,275	△ 52	661	1,005	88
		当 期 総 利 益 (△当期総損失)	2,275	△ 52	661	1,005	88
		前 期 繰 越 欠 損 金	—	—	—	—	—
		積 立 金	2,275	—	661	762	—
		目 的 積 立 <sup>(注2)</sup> 金	—	—	—	242	88
		前中期目標期間繰越積立金取崩額	—	—	—	—	—
		積 立 金 取 崩 額	—	52	—	—	—
		旧法人承継積立金取崩額	—	—	—	—	—
		次 期 繰 越 欠 損 金	—	—	—	—	—
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)		意・処1 (P835)	不当1 (P839)	不当1 (P839)	不当1 (P839)	不当1 (P839)	

(単位：百万円)

項目		(注1) 法人名				
		福井大学	奈良女子大学	山口大学	愛媛大学	鹿児島大学
貸借対照表 (24事業年度末)	資 産	86,227	34,204	70,720	92,158	125,125
	負 債	27,119	5,180	34,823	44,061	43,757
	うち運営費交付金債務	2,186	184	2,088	1,921	1,306
	純 資 産	59,107	29,023	35,896	48,096	81,367
	うち 資 本 金	50,665	28,793	16,235	36,171	70,949
	うち政府出資金	50,665	28,793	16,235	36,171	70,949
	うち資本剰余金	1,901	15	6,013	5,766	5,749
	うち利益剰余金	6,540	214	13,647	6,157	4,668
損 益 計 算 書 (24事業年度)	経 常 費 用	28,173	5,580	39,491	39,322	43,389
	経 常 収 益	28,181	5,605	40,980	39,904	43,480
	うち運営費交付金収益	7,598	3,356	10,408	10,523	14,723
	経 常 利 益(△経常損失)	8	24	1,489	582	90
	臨 時 損 失	18	0	235	85	93
	臨 時 利 益	9	0	262	27	7
	当期純利益(△当期純損失)	△ 1	24	1,515	524	4
	前中期目標期間繰越積立金取崩額	—	—	—	—	—
目的積立金取崩額	—	—	17	164	3	
当期総利益(△当期総損失)	△ 1	24	1,533	689	8	
利益の処分又は損失の処理 (24事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△当期末処理損失)	△ 1	24	1,533	689	8
	当 期 総 利 益 (△当期総損失)	△ 1	24	1,533	689	8
	前 期 繰 越 欠 損 金	—	—	—	—	—
	積 立 金	—	3	1,208	689	—
	目 的 積 立 <sup>(注2)</sup> 金	—	21	324	—	8
	前中期目標期間繰越積立金取崩額	—	—	—	—	—
	積立金取崩額	1	—	—	—	—
	旧法人承継積立金取崩額	—	—	—	—	—
次 期 繰 越 欠 損 金	—	—	—	—	—	
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)	不当1 (P839)	不当1 (P839)	不当1 (P839)	不当1 (P839)	不当1 (P839)	

(単位：百万円)

項目		(注1) 法人名	琉球大学	富山大学	人間文化研究 機構	高エネルギー 加速器研究機 構
貸借対照表 (24事業年度末)	資 産	50,281	77,909	86,505	201,709	
	負 債	26,297	39,618	24,010	92,941	
	うち運営費交付金債務	941	1,831	103	16,925	
	純 資 産	23,984	38,290	62,494	108,767	
	うち 資 本 金	14,872	40,072	32,502	50,435	
	うち政府出資金	14,872	40,072	32,502	50,435	
	うち資本剰余金	1,595	△ 4,491	29,167	56,496	
	うち利益剰余金	7,516	2,709	824	1,835	
損 益 計 算 書 (24事業年度)	経 常 費 用	34,937	37,540	12,142	30,021	
	経 常 収 益	35,070	36,802	12,163	30,473	
	うち運営費交付金収益	12,150	11,972	11,087	21,797	
	経 常 利 益(△経常損失)	132	△ 737	21	451	
	臨 時 損 失	18	201	12	1,091	
	臨 時 利 益	20	27	12	1,089	
	当期純利益(△当期純損失)	134	△ 911	21	450	
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	—	—	—	
目 的 積 立 金 取 崩 額	—	126	—	—		
当期総利益(△当期総損失)	134	△ 784	21	450		
利益の処分又は損失の処理 (24事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△当期未処理損失)	134	△ 784	21	450	
	当 期 総 利 益 (△当期総損失)	134	△ 784	21	450	
	前 期 繰 越 欠 損 金	—	—	—	—	
	積 立 金	—	—	—	371	
	目 的 積 立 金 <sup>(注2)</sup>	134	—	21	79	
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	—	—	—	
	積 立 金 取 崩 額	—	—	—	—	
	旧法人承継積立金取崩額	—	784	—	—	
次 期 繰 越 欠 損 金	—	—	—	—		
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)	不当1 (P839)	不当1 (P839)	不当1 (P839)	不当1 (P839)		

(注1) 各法人の名称中「国立大学法人」及び「大学共同利用機関法人」については、記載を省略した。

(注2) 25年10月22日現在において、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第44条第3項の規定により文部科学大臣の承認を受けようとする額をいう。

### 3 日本放送協会の決算

日本放送協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、併せて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的として設置されているものである。その純資産総額は平成24事業年度末現在で6007億7513万余円となっている。

同協会の会計は、一般、番組アーカイブ業務及び受託業務等の3勘定に区分して経理されている。

同協会の勘定別の24事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

なお、放送法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第10号)の改正により、24事業年度から同協会の消費税及び地方消費税の会計処理が税抜方式に変更された。この会計方針の変更を受けて、23事業年度についても税抜方式で表示している。

#### ア 一般勘定

##### (ア) 貸借対照表

区 分	24 事業年度末 (千円)	23 事業年度末 (千円)	区 分	24 事業年度末 (千円)	23 事業年度末 (千円)
資産	930,086,502	896,738,706	負債	321,403,229	307,618,913
流動資産	259,280,375	223,799,937	流動負債	227,314,321	220,031,085
うち現金及び預金	115,301,398	84,187,149	うち受信料前受金	128,042,985	127,701,095
固定資産	612,442,887	672,938,768	固定負債	94,088,908	87,587,828
うち建物	169,895,132	172,209,781	うち退職給付引当金	63,319,292	55,228,084
特定資産	58,363,240	—	純資産	608,683,273	589,119,792
建設積立資産	58,363,240	—	承継資本	163,375	163,375
			固定資産充当資本	444,816,816	440,810,612
			剰余金	163,703,081	148,145,805

##### (イ) 損益計算書

区 分	24 事業年度(千円)	23 事業年度(千円)
経常事業収入	659,130,029	660,744,260
うち受信料	647,821,714	649,533,386
経常事業支出	646,942,801	649,508,100
うち国内放送費	277,458,439	270,296,730
経常事業収支差金	12,187,228	11,236,159
経常事業外収入	9,540,952	10,936,265
うち財務収入	5,446,563	6,016,156
経常事業外支出	49,885	129,995
財務費	49,885	129,995
経常事業外収支差金	9,491,066	10,806,269
経常収支差金	21,678,294	22,042,429
特別収入	808,807	4,464,327
うちその他の特別収入	516,767	872,007
特別支出	2,923,622	4,137,311
うち固定資産除却損	2,699,512	2,596,647
当期事業収支差金	19,563,480	22,369,444
(事業収支差金の処分)		
当期事業収支差金	19,563,480	22,369,444
うち事業収支剰余金	19,563,480	18,363,240

(ウ) 主な業務実績

区 分	24 事業年度	(23 事業年度)	
(1 日平均放送時間)			
国内放送			
テレビジョン			
(注1) 地上放送(総合放送及 び教育放送)	—	44 時間 59 分	
地上デジタル放送(総 合放送及び教育放送)	44 時間 24 分	44 時間 55 分	
(注2) 衛星放送(BS1 及び BS プレミアム)	—	47 時間 54 分	
衛星デジタル放送(BS 1 及び BS プレミア ム)	47 時間 59 分	47 時間 58 分	
ラジオ(第1 放送、第2 放送及び FM 放送)	66 時間 21 分	66 時間 15 分	
国際放送			
テレビジョン			
世界のほぼ全地域向け 放送	外国人向け	23 時間 18 分	23 時間 22 分
	邦人向け	4 時間 55 分	4 時間 56 分
北米向け放送及び欧州 向け放送		10 時間 17 分	10 時間 18 分
ラジオ(日本語放送、そ の他の言語による放送及 び衛星ラジオ国際放送)	55 時間 55 分	56 時間 19 分	

(注1) アナログ方式の地上放送(総合放送及び教育放送)は、岩手、宮城、福島各県を除いて23年7月24日に終了し、これらの3県では24年3月31日に終了した。

(注2) アナログ方式の衛星放送(BS1 及び BS プレミアム)は、23年7月24日に終了した。

(放送受信契約)

事業年度末放送受信 契約件数	40,828 千件	40,274 千件
受 信 料(A)	647,821,714 千円	649,533,386 千円
当年度内の収納額(B)	632,918,682 千円	634,234,407 千円
当年度内の未回収額(A-B)	14,903,032 千円	15,298,979 千円
収 納 率(B/A)	97.70%	97.64%

イ 番組アーカイブ業務勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	24 事業年度末 (千円)	23 事業年度末 (千円)	区 分	24 事業年度末 (千円)	23 事業年度末 (千円)
資産	249,256	244,353	負債	8,157,391	7,011,363
流動資産	243,931	217,204	うち流動負債	8,157,391	7,005,772
うち未収金	182,071	144,714	うち一般勘定短期 借入金	7,470,523	6,592,429
固定資産	5,325	27,149	純資産	△ 7,908,135	△ 6,767,010
器具	5,325	27,149	欠損金	△ 7,908,135	△ 6,767,010

(イ) 損益計算書

区 分	24 事業年度(千円)	23 事業年度(千円)
経常事業収入	1,355,123	985,522
視聴料収入	1,355,123	985,522
経常事業支出	2,499,351	2,386,756
うち既放送番組配信費	2,095,615	2,026,513
経常事業収支差金	△ 1,144,228	△ 1,401,234
経常事業外収入	3,103	51
雑収入	3,103	51
経常事業外収支差金	3,103	51
経常収支差金	△ 1,141,124	△ 1,401,182
当期事業収支差金	△ 1,141,124	△ 1,401,182

(ウ) 主な業務実績

区 分	24 事業年度	(23 事業年度)
番組アーカイブ視聴料収入	2,199,359 件	1,837,909 件
	1,355,123 千円	985,522 千円

ウ 受託業務等勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	24 事業年度末(千円)	23 事業年度末(千円)	区 分	24 事業年度末(千円)	23 事業年度末(千円)
資産	53,152	67,081	負債	53,152	67,081
流動資産	53,152	67,081	流動負債	53,152	67,081
未収金	53,152	67,081	うち一般勘定短期借入金	25,646	23,021

(イ) 損益計算書

区 分	24 事業年度(千円)	23 事業年度(千円)
経常事業収入	1,381,918	1,437,192
受託業務等収入	1,381,918	1,437,192
経常事業支出	1,158,441	1,200,908
受託業務等費	1,158,441	1,200,908
経常事業収支差金	223,477	236,284
当期事業収支差金	223,477	236,284
(事業収支差金の処分)		
当期事業収支差金	223,477	236,284
一般勘定への繰入れ	223,477	236,284

(ウ) 主な業務実績

区 分	24 事業年度	(23 事業年度)
保有する施設等の賃貸等による業務収入	1,392 件	1,414 件
	1,372,114 千円	1,426,334 千円